１．定款および規約等

(1) 定　　款

一部改正（１２月１３日（臨時）議員総会・常議員会）　　＿＿＿＿＿が改正箇所

現　　行	新 条 文
＜省　略＞	＜省　略＞
（会員の選挙権） 第１４条　会員は、会費の負担口数に応じて次に掲げる個数の１号議員（第36条第２項第１号の議員）の選挙権を有する。ただし、１会員の選挙権の個数は、50個を超えることができない。 (1) 会費持口数１口から10口迄は１口について３個 (2) 会費持口数11口以上は５口につき３個の割合で算出した個数に前号の個数を加えた数 2 前条第２項及び第４項（書面又は代理人による権利の行使）の規定は、選挙権について準用する。	（会員の選挙権） 第１４条　会員は、会費の負担口数に応じて次に掲げる個数の１号議員（第36条第２項第１号の議員）の選挙権を有する。ただし、１会員の選挙権の個数は、50個を超えることができない。 (1) 会費持口数１口から10口迄は１口について３個 (2) 会費持口数11口以上は５口につき３個の割合で算出した個数に前号の個数を加えた数 2 会員は、あらかじめ通知のあった事項につき、会員が記名及びなつ印した書面又は代理人をもって選挙権を行うことができる。 3 会員は、前項の規定による書面をもつてする選挙権の行使に代えて、選挙権を本商工会議所が定める電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。 4 第２項及び第３項の代理人は、選挙権を行う前にその代理権を証する書面又は本商工会議所が定める電磁的方法による証明により本商工会議所に届け出なければならない。
＜省　略＞	＜省　略＞
（特定商工業者の権利） 第２５条　特定商工業者に係る１号議員（第36条第２項第１号の議員）の選挙権は、各々1個とする。 2 本商工会議所は、特定商工業者たるの義務を怠ったものに対しては、常議員会の議を経て選挙権の行使を停止することができる。 3 特定商工業者であって、負担金を滞納したものの選挙権の行使の停止については、東京商工会議所議員選挙及び選任に関する規則の定めるところによる。 4 第13条第２項及び第４項（書面又は代理人による権利の行使）並びに第20条第２項（処分の通知）の規定は、特定商工業者について準用する。	（特定商工業者の権利） 第２５条　特定商工業者に係る１号議員（第36条第２項第１号の議員）の選挙権は、各々1個とする。 2 本商工会議所は、特定商工業者たるの義務を怠ったものに対しては、常議員会の議を経て選挙権の行使を停止することができる。 3 特定商工業者であって、負担金を滞納したものの選挙権の行使の停止については、東京商工会議所議員選挙及び選任に関する規則の定めるところによる。 4 第14条第２項、第３項及び第４項（書面若しくは電磁的方法又は代理人による権利の行使）並びに第20条第２項（処分の通知）の規定は、特定商工業者について準用する。

	＜省　略＞ 附 則(平成３０年１２月１３日) この規約は、平成３０年１２月１３日から実施する。

(2) 規 約 等

① 東京商工会議所議員選挙及び選任に関する規約

一部改正(１２月１３日　常議員会)　　＿＿＿＿＿が改正箇所

現　　行	新 条 文
＜省　略＞	＜省　略＞
(選挙の方法) 第 21 条　選挙は、単記無記名投票によって行う。	(選挙の方法) 第 21 条　選挙は、単記無記名投票によって行う。 ２　投票は、電磁的記録式投票機（当該機械を操作することにより、当該機械に記録されている議員の候補者のいずれかを選択し、かつ当該候補者を選択したことを電磁的記録として電磁的記録媒体に記録することが出来る機械をいう。以下同じ。）を用いて行う。但し、委員長は、電磁的記録式投票機による投票が困難であると認める場合、立会人の意見を聴き、投票用紙を用いて投票させることができる。
＜省　略＞	＜省　略＞
(投票用紙) 第 23 条　投票用紙は、選挙の当日、投票場において、選挙管理委員会が選挙人に交付する。 ２　投票用紙の様式は、別に定める。	(投票方法) 第 23 条　選挙管理委員会は、電磁的記録式投票機を使用する場合、選挙の当日までに、投票場に必要な機器を設置する。 ２　選挙管理委員会は、投票用紙を使用する場合、選挙の当日、投票場において選挙人に投票用紙を交付する。 ３　電磁的記録式投票機の仕様及び投票用紙の様式は、別に定める。
＜省　略＞	＜省　略＞
(投票用紙の記載事項及び投函) 第 24 条　選挙人は、投票場において、投票用紙上にて投票する議員の候補者１名を定めたうえで、投票箱に入れなければならない。	(投票行為) 第 24 条　選挙人は、投票場において、電磁的記録式投票機を用いて投票する。但し、第 21 条第 2 項但書に規定する場合、選挙人は、投票用紙を用いて投票することができる。 ２　選挙人は、電磁的記録式投票機を用いて投票する際は、投票する議員の候補者１名を定めたうえで、電磁的記録式投票機における投

	票処理を操作することにより行う。 ３　選挙人は、投票用紙を用いて投票する際は、投票する議員の候補者１名を定めたうえで、投票用紙を投票箱に投函することにより行う。
＜省　略＞	＜省　略＞
（代理投票） 第 25 条　選挙人は、やむを得ない理由があるときは、代理人をもって投票させることができる。 ２　前項の代理人は、その資格を証する文書を委員長に提出しなければならない。 ３　前項の資格を証する文書の様式は、別に定める。	第 25 条　選挙人は、やむを得ない理由があるときは、代理人に投票権を委任することができ、また代理人による再委任を妨げない。 ２　前項の代理人は、本商工会議所が定める電磁的方法による証明を委員長に届け出なければならない。但し、代理人は、本商工会議所が定める電磁的方法による証明を届け出ない場合、資格を証する文書をもってこれに代えることができる。 ３　前項の電磁的方法による証明の仕様及び資格を証する文書の様式については、別に定める。
＜省　略＞	＜省　略＞
（無効投票） 第 33 条　次の投票は、これを無効とする。 (1)　正規の投票用紙を用いていないもの (2)　議員の候補者でない者の氏名又は名称を記載したもの (3)　１投票用紙に２人以上の氏名又は名称を記載したもの (4)　氏名又は名称のほか、他事を記載したもの。但し、職業、身分、住所又は敬称の類を記載したものは、この限りでない。 (5)　何人を記載したかを確認し難いもの (6)　会員または特定商工業者の資格を有しない者（代理人を除く）によるもの	（無効投票） 第 33 条　次の投票は、これを無効とする。 (1)　会員または特定商工業者の資格を有しない者（代理人を除く）によるもの (2)　電磁的記録式投票機において投票する候補者を定めなかったもの ２　前項のほか、投票用紙を用いた投票を行った場合には、次の投票を無効とする。 (1)　正規の投票用紙を用いていないもの (2)　投票用紙に議員の候補者でない者の氏名又は名称を記載したもの (3)　１投票用紙に２人以上の氏名又は名称を記載したもの (4)　投票用紙に氏名又は名称のほか、他事を記載したもの。但し、職業、身分、住所又は敬称の類を記載したものは、この限りでない。 (5)　投票用紙に何人を記載したかを確認し難いもの
	＜省　略＞
	附 則（平成３０年１２月１３日） この規約は、平成３０年１２月１３日から実施する。

２．組　　織

(1) 会　　員

① 会 員 数

（２０１９年３月３１日現在）

種別＼区分	2017 年度末現在会員数	2018 年度新規加入者数	2018 年度脱退者数	種別変更	2018 年度末現在会員数
法　　人	62,495	3,787	3,095	32	63,219
団　　体	2,563	155	111	15	2,622
個　　人	14,169	1,643	1,491	-88	14,233
特　　別	451	110	42	41	560
合　　計	79,678	5,695	4,739	0	80,634

1)　会費負担口数別会員数

（２０１９年３月３１日現在）

口数＼区分	法 人	団 体	個 人	特別	合 計
1	32,797	2,045	14,073	397	49,312
2	8,925	306	119	95	9,445
3	12,924	103	19	42	13,088
4	3,027	49	3	15	3,094
5	1,608	43	6	6	1,663
6	755	25	2	1	783
7	69	3	1	1	74
8	1,244	12	1	1	1,258
9	24	2	1	0	27
10	834	24	8	0	866
11	21	0	0	0	21
12	12	1	0	0	13
13	108	1	0	0	109
14	14	0	0	0	14
15	24	1	0	0	25
16	138	0	0	0	138
17	8	0	0	0	8
18	6	0	0	0	6
19	58	1	0	0	59
20	57	5	0	1	63
21	3	0	0	0	3
22	59	0	0	0	59
23	3	0	0	0	3
24	2	0	0	0	2
25	55	0	0	0	55
26	3	0	0	0	3
27	1	0	0	0	1
28	47	0	0	0	47
29	2	0	0	0	2
30	33	0	0	0	33
31	20	0	0	0	20
32	3	0	0	0	3
33	2	0	0	0	2
34	22	0	0	0	22
35	11	0	0	1	12
36	1	0	0	0	1
37	13	0	0	0	13
40	43	0	0	0	43
43	15	0	0	0	15
45	15	0	0	0	15
46	11	1	0	0	12
48	1	0	0	0	1
49	12	0	0	0	12

区分 口数	法 人	団 体	個 人	特別	合 計
50	6	0	0	0	6
52	10	0	0	0	10
53	1	0	0	0	1
54	1	0	0	0	1
55	31	0	0	0	31
56	1	0	0	0	1
57	2	0	0	0	2
58	1	0	0	0	1
60	32	0	0	0	32
62	2	0	0	0	2
63	1	0	0	0	1
64	1	0	0	0	1
65	12	0	0	0	12
66	2	0	0	0	2
68	2	0	0	0	2
69	1	0	0	0	1
70	8	0	0	0	8
73	1	0	0	0	1
75	8	0	0	0	8
80	6	0	0	0	6
85	3	0	0	0	3
90	2	0	0	0	2
94	1	0	0	0	1
95	4	0	0	0	4
100	3	0	0	0	3
105	6	0	0	0	6
108	1	0	0	0	1
110	3	0	0	0	3
115	1	0	0	0	1
116	1	0	0	0	1
120	2	0	0	0	2
125	3	0	0	0	3
130	3	0	0	0	3
135	1	0	0	0	1
145	2	0	0	0	2
150	2	0	0	0	2
162	1	0	0	0	1
165	1	0	0	0	1
170	2	0	0	0	2
180	1	0	0	0	1
185	1	0	0	0	1
200	3	0	0	0	3
215	2	0	0	0	2
220	2	0	0	0	2
235	1	0	0	0	1
260	1	0	0	0	1
270	1	0	0	0	1
305	1	0	0	0	1
320	1	0	0	0	1
380	1	0	0	0	1
424	1	0	0	0	1
610	1	0	0	0	1
821	1	0	0	0	1
合計	63,219	2,622	14,233	560	80,634

2)　地区別資本金別会員数・口数

（２０１９年３月３１日現在）

	法人								団体	個人	特別	合計	
	500万円未満	500万円~1千万円未満	1千万円~5千万円未満	5千万円~1億円未満	1億円~3億円未満	3億円~10億円未満	10億円以上	法人計				件数	口数
千代田	1,203	474	2,508	624	341	226	388	5,764	430	1,042	0	7,236	27,895
中央	1,263	467	2,748	666	405	249	353	6,151	260	1,000	0	7,411	23,883
港	1,409	520	2,357	592	343	227	371	5,819	292	919	0	7,030	23,911
新宿	1,102	405	1,682	298	136	66	115	3,804	215	734	0	4,753	11,968
文京	547	166	1,012	144	51	25	33	1,978	79	392	0	2,449	5,386
台東	858	312	1,594	256	85	54	53	3,212	110	408	0	3,730	7,753
北	511	138	566	75	21	13	19	1,343	69	447	0	1,859	3,301
荒川	505	159	636	72	16	4	4	1,396	49	400	0	1,845	3,070
品川	696	191	1,055	257	93	91	107	2,490	84	432	0	3,006	8,217
目黒	513	153	591	71	39	8	13	1,388	39	382	0	1,809	3,232
大田	794	189	1,389	211	65	40	39	2,727	104	591	0	3,422	7,411
世田谷	951	212	945	130	36	21	16	2,311	102	802	0	3,215	5,103
渋谷	1,367	454	1,677	253	107	56	88	4,002	159	620	0	4,781	10,804
中野	520	122	600	81	24	13	17	1,377	71	461	0	1,909	3,449
杉並	686	169	759	92	22	6	10	1,744	63	595	0	2,402	3,640
豊島	829	277	1,081	149	61	11	36	2,444	79	533	0	3,056	5,785
板橋	819	206	1,007	121	31	12	16	2,212	54	762	0	3,028	4,939
練馬	701	181	807	82	18	9	7	1,805	54	709	0	2,568	3,703
江東	732	236	1,152	200	85	56	67	2,528	81	504	0	3,113	7,040
墨田	625	189	1,046	146	60	22	32	2,120	60	369	0	2,549	5,227
足立	872	278	1,113	119	19	9	6	2,416	47	742	0	3,205	4,922
葛飾	802	215	776	52	9	5	4	1,863	85	787	0	2,735	3,668
江戸川	879	277	1,050	82	16	14	7	2,325	36	602	0	2,963	4,605
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	560	560	879
合計	19,184	5,990	28,151	4,773	2,083	1,237	1,801	63,219	2,622	14,233	560	80,634	189,791

3)　業種別資本金別会員数

（２０１９年３月３１日現在）

	法人								団体	個人	特別	合計
	500万円未満	500万円~1千万円未満	1千万円~5千万円未満	5千万円~1億円未満	1億円~3億円未満	3億円~10億円未満	10億円以上	法人計				
鉱業	2	1	6	4	0	1	11	25	0	0	0	25
建設業	1,896	707	3,336	497	187	80	142	6,845	1	644	56	7,546
製造業	2,128	671	5,693	1,118	504	359	655	11,128	2	761	84	11,975
電気・ガス・熱供給・水道業	44	2	15	7	7	11	17	103	0	5	0	108
情報通信業	2,033	684	2,686	416	195	105	106	6,225	10	320	36	6,591
運輸業	336	170	1,029	204	77	51	89	1,956	2	1,409	10	3,377
卸売業	2,261	1,089	6,228	1,218	474	352	302	11,924	6	471	48	12,449
小売業	1,791	492	1,547	184	91	29	73	4,207	4	1,034	24	5,269
金融・保険業	1,464	59	206	33	32	40	165	1,999	124	303	3	2,429
不動産業	1,214	433	1,981	298	129	60	102	4,217	3	789	9	5,018
教育・学習支援業	2,816	766	2,683	364	158	71	46	6,904	692	6,115	174	13,885
宿泊業	64	6	65	12	20	5	15	187	1	7	0	195
飲食店	959	300	448	71	33	6	18	1,835	2	1,127	3	2,967
サービス業	1,903	530	2,110	328	158	62	56	5,147	48	882	49	6,126
医療・福祉	270	75	111	17	16	3	3	495	143	361	7	1,006
団体	0	1	2	1	0	2	0	6	1,561	1	10	1,578
その他	3	4	5	1	2	0	1	16	23	4	47	90
合計	19,184	5,990	28,151	4,773	2,083	1,237	1,801	63,219	2,622	14,233	560	80,634

※２００７年１１月の日本標準産業分類の改訂に準じて業種分類の変更を行った。

4)　地区別業種別会員数

（２０１９年３月３１日現在）

	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業	卸売業	小売業	金融・保険業	不動産業	飲食店	宿泊業	医療・福祉	教育・学習支援業	サービス業	団体	その他	合計
千代田	8	264	820	11	1,032	96	1,210	254	251	334	137	19	46	2,019	507	217	11	7,236
中央	2	287	909	6	689	159	1,796	413	257	370	360	19	38	1,466	465	174	1	7,411
港	4	297	727	18	873	211	1,160	304	189	447	206	21	67	1,707	614	181	4	7,030
新宿	2	275	433	9	685	58	547	257	143	315	195	22	54	1,209	447	100	2	4,753
文京	0	183	418	1	264	32	382	174	45	149	113	9	36	421	172	48	2	2,449
台東	1	215	749	4	299	35	1,053	258	82	132	144	31	17	432	194	78	6	3,730
北	0	272	337	4	66	98	219	144	53	117	97	4	36	245	129	36	2	1,859
荒川	0	227	476	1	65	72	273	139	35	100	92	2	34	181	116	31	1	1,845
品川	2	277	547	3	256	135	452	189	95	166	119	12	27	466	203	56	1	3,006
目黒	0	144	227	2	131	40	237	164	48	141	84	2	29	348	185	26	1	1,809
大田	2	398	944	7	110	193	471	213	110	187	94	8	37	355	224	68	1	3,422
世田谷	0	398	276	6	210	118	378	305	106	302	144	0	67	565	263	76	1	3,215
渋谷	1	224	425	7	711	99	667	272	132	341	165	10	55	1,104	475	90	3	4,781
中野	0	205	170	1	148	72	209	185	62	173	91	0	29	345	170	47	2	1,909
杉並	0	325	200	1	132	98	263	258	100	234	123	1	40	366	212	48	1	2,402
豊島	1	280	327	4	337	40	391	195	104	311	125	17	38	579	267	40	0	3,056
板橋	0	510	612	2	78	226	302	255	83	224	114	2	62	305	219	34	0	3,028
練馬	0	520	236	8	83	251	283	213	86	182	85	2	57	352	178	30	2	2,568
江東	1	365	560	3	133	263	605	224	78	149	92	2	40	313	227	58	0	3,113
墨田	0	251	708	2	88	88	532	168	67	125	88	8	31	213	145	35	0	2,549
足立	1	578	632	2	63	389	367	226	103	169	95	0	55	262	235	28	0	3,205
葛飾	0	398	639	3	49	270	252	215	93	166	126	0	62	215	199	46	2	2,735
江戸川	0	597	519	3	53	324	352	220	104	175	75	4	42	243	231	21	0	2,963
特別	0	56	84	0	36	10	48	24	3	9	3	0	7	174	49	10	47	560
合計	25	7,546	11,975	108	6,591	3,377	12,449	5,269	2,429	5,018	2,967	195	1,006	13,885	6,126	1,578	90	80,634

※２００７年１１月の日本標準産業分類の改訂に準じて業種分類の変更を行った。

②　部　　会

（２０１９年３月３１日現在）

部会名	所属業種	所属部会員数
商業	小売業、飲食店、ホテル・旅館業	11,012
商業卸売	卸売業	9,817
工業	製造業	8,436
資源・エネルギー	鉱業、石油製品・石炭製品（製）、非鉄金属（製）、鉱物・金属材料（卸）、燃料（小）、電気・ガス供給業	727
貿易	貿易業	2,744
金融	銀行業、保険業、証券業他	1,132
交通運輸	鉄道、道路旅客・貨物運送、水運、航空運輸、倉庫、保管他	3,300
建設・不動産	総合工事、職別工事、不動産業	13,340
サービス	事業所サービス、専門サービス業他	21,406
情報通信	放送、広告、出版他	5,967

③　委 員 会

（２０１９年３月３１日現在）

委員会名	数	委員会名	数	委員会名	数	委員会名	数
総合政策	18	若者・産業人材育成	38	エネルギー・環境	29	ものづくり推進	34
組織	24	中小企業	46	経済法規	43	生産性向上	48
事業推進	19	事業承継対策	33	知的財産戦略	55	健康づくり・スポーツ振興	53
税制	45	国際経済	41	首都圏問題	71	ビジネス・会員交流	43
労働	34	中小企業国際展開推進	29	災害対策	44	ｵﾘﾝﾋﾟｯｸ・ﾊﾟﾗﾘﾝﾋﾟｯｸ特別	54
多様な人材活躍	42	社会保障	27	観光	62		

(2) 特定商工業者

２０１８年度特定商工業者の登録状況は以下の通りである。

公告日　２０１８年４月２０日

資本金または払込済出資総額　　１，０００万円以上

従業員数　　２０人以上

（特定商工業者内訳）　　（２０１９年３月３１日現在）

区分	特定商工業者	内訳	
		会員	非会員
個人	71	58	13（　0）
法人	63,295	38,451	24,844（11,246）
計	63,366	38,509	24,857（11,246）

（注）１．　商工会議所法第１２条第２項の規定に基づき、上記特定商工業者のうち２０１８年度負担金賦課につき次の通り過半数の同意を得た。

(1)　負担金額　　２，５００円（均一賦課）

(2)　同意を得た数　　５１，６９３件

２．　表中の非会員欄の（　）は同意・負担金納入者数

(3) 役　　員

①　役員の定数および実数

（２０１９年３月３１日現在）

区　　分	定　　数	実　　数	区　　分	定　　数	実　　数
会　　頭	1	1	常　議　員	50	47
副　会　頭	4	11（注）	監　　事	3	3
専　務　理　事	1	1	理　　事	4	4

（注）副会頭に準ずる者７名を含む。

②　役員の氏名

（２０１９年３月３１日現在）

役員名	氏　　名	企業の名称および企業上の役職	役員名	氏　　名	企業の名称および企業上の役職
会　　頭	三　村　明　夫	新日鐵住金㈱名誉会長	常　議　員	郡　　正　直	郡リース㈱社長
名誉会頭	岡　村　　正	㈱東芝名誉顧問		國　分　勘兵衛	国分グループ本社㈱会長兼ＣＥＯ
副　会　頭	伊　藤　一　郎	旭化成㈱名誉会長		小　坂　　敬	㈱小松ストアー社長
	佐々木　　隆	㈱ＪＴＢ相談役		後　藤　忠　治	セントラルスポーツ㈱会長
	前　田　新　造	㈱資生堂相談役		後　藤　信　夫	㈱帝国データバンク社長
	釜　　和　明	㈱ＩＨＩ相談役		後　藤　　亘	東京メトロポリタンテレビジョン㈱会長
	田　中　常　雅	醍醐ビル㈱社長		今　野　由　梨	ダイヤル・サービス㈱社長・ＣＥＯ
	北　山　禎　介	㈱三井住友銀行名誉顧問		櫻　田　　厚	㈱モスフードサービス会長
	伊　東　孝　紳	本田技研工業㈱取締役相談役		島　村　元　紹	島村楽器㈱会長
	垣　内　威　彦	三菱商事㈱社長		多　田　修　人	日本システムウエア㈱名誉会長
	中　村　満　義	鹿島建設㈱会長		田　沼　千　秋	㈱グリーンハウス社長
	大久保　秀　夫	㈱フォーバル会長		田　畑　日出男	いであ㈱会長
	野　本　弘　文	東京急行電鉄㈱会長		綱　川　　智	㈱東芝社長
専務理事	石　田　　徹			日　覺　昭　廣	東レ㈱社長
監　　事	石　井　宏　治	㈱石井鐵工所社長		野　末　　尚	東洋熱工業㈱最高顧問
	髙　木　　茂	三菱地所㈱特別顧問		服　部　津貴子	(学)服部学園常務理事
	柿　﨑　昭　裕	㈱きらぼし銀行相談役		馬　場　　彰	㈱オンワードホールディングス名誉顧問
常　議　員	淺　野　秀　則	㈱フォーシーズ会長兼ＣＥＯ		東　原　敏　昭	㈱日立製作所社長兼ＣＥＯ
	飯　島　彰　己	三井物産㈱会長		廣　瀬　元　夫	廣瀬ビルディング㈱社長
	池　田　朝　彦	東京レジャー㈱会長		藤　重　貞　慶	ライオン㈱相談役
	石　井　卓　爾	三和電気工業㈱会長		古　屋　勝　彦	㈱松屋名誉会長
	石　塚　邦　雄	㈱三越伊勢丹ホールディングス特別顧問		宮　入　正　英	㈱宮入社長
	井　上　裕　之	愛知産業㈱会長		森　　洋　二	㈱ワールドケミカル会長
	江　頭　敏　明	三井住友海上火災保険㈱常任顧問		矢　口　敏　和	グローブシップ㈱社長
	大　島　　博	㈱千疋屋総本店社長		山　内　隆　司	大成建設㈱会長
	大　谷　信　義	松竹㈱会長		山　村　雅　之	東日本電信電話㈱相談役
	大　山　忠　一	光陽産業㈱会長		吉　髙　紳　介	デンカ㈱会長
	岡　田　元　也	イオン㈱社長		渡　辺　　元	渡辺パイプ㈱社長
	岡　田　裕　介	東映㈱会長		渡　邊　順　彦	㈱アテナ会長
	梶　原　徳　二	梶原工業㈱会長	常務理事	西　尾　昇　治	
	神　谷　一　雄	松久㈱社長	理事・事務局長	間　部　彰　成	
	北　島　義　俊	大日本印刷㈱会長	理　　事	小　林　治　彦	
	北　村　雅　良	電源開発㈱会長		赤　木　　剛	
	久　代　信　次	㈱東京ドーム会長			
	桑　島　俊　彦	東京都商店街連合会会長			

(4) 議　　員

①　議員の定数および実数

（２０１９年３月３１日現在）

区　　分	定　　数	実　　数
１　号　議　員	76	76
２　号　議　員	52	51
３　号　議　員	22	22
計	150	149

②　議　　員

（２０１９年３月３１日現在）

議員名称	議員の職務を行う者の役職・氏名		所属部会
㈱ＩＨＩ	相談役	釜　和明	工業
愛知産業㈱	会長	井上裕之	工業
アクサ生命保険㈱	副社長	幸本智彦	金融
㈱浅井	社長	浅井　隆	交通運輸
㈱浅川製作所	会長	浅川弘人	工業
旭化成㈱	名誉会長	伊藤一郎	工業
朝日信用金庫	会長	小林一雄	金融
㈱アテナ	会長	渡邊順彦	情報通信
㈱アドバネクス	会長兼社長	柴野恒雄	工業
㈱アプリコット	社長	畠山笑美子	情報通信
㈱アリスマジック	社長	本多保隆	情報通信
㈱安藤・間	副会長	野村俊明	建設・不動産
イオン㈱	社長	岡田元也	商業
㈱石井鐵工所	社長	石井宏治	工業
五十鈴㈱	社長	鈴木貴士	商業卸売
いであ㈱	会長	田畑日出男	サービス
㈱伊藤園	会長	本庄八郎	商業
伊藤忠商事㈱	特別理事	小林栄三	商業卸売
ＡＮＡホールディングス㈱	相談役	大橋洋治	交通運輸
㈱榮太樓總本舗	社長	細田　眞	商業
ＳＭＫ㈱	社長	池田靖光	工業
㈱エヌケーピー	ｴｽｹｰﾋﾟｰ・ぐるぐる自業者会長	滝　久雄	サービス
㈱ＮＴＴドコモ	シニアアドバイザー	山田隆持	情報通信
オーウイル㈱	会長兼社長	小口英嚠	貿易
王子ホールディングス㈱	会長	進藤清貴	工業
大崎電気工業㈱	会長	渡辺佳英	工業
㈱オンワードホールディングス	名誉顧問	馬場　彰	商業卸売
鹿島建設㈱	会長	中村満義	建設・不動産
梶原工業㈱	会長	梶原徳二	工業
㈱桂川精螺製作所	社長	石井昌景	工業

議員名称	議員の職務を行う者の役職・氏名	所属部会
㈱関電工	特別顧問　山口　学	建設・不動産
㈱銀座テーラーグループ	社長　鰐渕美惠子	商業
㈱グリーンハウス	社長　田沼千秋	商業
グローブシップ㈱	社長　矢口敏和	サービス
㈱啓文社	会長　小渕勝一	情報通信
光陽産業㈱	会長　大山忠一	工業
郡リース㈱	社長　郡　正直	建設・不動産
国分グループ本社㈱	会長兼ＣＥＯ　國分勘兵衛	商業卸売
コスムビューティーサイエンス㈱	社長　山崎登美子	商業卸売
コトブキシーティング㈱	社長　深澤重幸	工業
㈱小松ストアー	社長　小坂　敬	商業
小松ばね工業㈱	会長　小松節子	工業
サッポロホールディングス㈱	会長　上條　努	工業
三機工業㈱	会長　梶浦卓一	建設・不動産
三和電気工業㈱	会長　石井卓爾	工業
㈱ＪＴＢ	相談役　佐々木　隆	サービス
Ｊ．フロントリテイリング㈱	社長　山本良一	商業
㈱塩崎ビル	会長　塚本レイ子	建設・不動産
㈱シオザワ	社長　塩澤好久	商業卸売
㈱資生堂	相談役　前田新造	商業
島村楽器㈱	会長　島村元紹	商業
清水建設㈱	会長　宮本洋一	建設・不動産
㈱商工組合中央金庫	社長　関根正裕	金融
松竹㈱	会長　大谷信義	サービス
㈱新宿高野	社長　髙野吉太郎	商業
新日鐵住金㈱	名誉会長　三村明夫	工業
㈱すかいらーくホールディングス	会長兼社長　谷　真	商業
スキャネット㈱	社長　小池隆彦	情報通信
住友商事㈱	名誉顧問　岡　素之	貿易
住友林業㈱	会長　矢野　龍	建設・不動産
セイコーホールディングス㈱	会長兼グループCEO　服部真二	商業卸売
㈱世界貿易センタービルディング	社長　宮崎親男	商業
セコム㈱	社長　中山泰男	サービス
㈱セブン&アイ・ホールディングス	社長　井阪隆一	商業
セントラルスポーツ㈱	会長　後藤忠治	商業
㈱千疋屋総本店	社長　大島　博	商業
双日㈱	会長　佐藤洋二	貿易
ソニー㈱	社長兼ＣＥＯ　吉田憲一郎	工業
第一三共㈱	相談役　庄田　隆	工業
醍醐ビル㈱	社長　田中常雅	建設・不動産

議員名称	議員の職務を行う者の役職・氏名	所属部会
大成建設㈱	会長　山内隆司	建設・不動産
大東京信用組合	会長　安田眞次	金融
大日本印刷㈱	会長　北島義俊	情報通信
ダイヤル・サービス㈱	社長・CEO　今野由梨	情報通信
大陽ステンレススプリング㈱	会長　横山正二	工業
㈱髙島屋	会長　鈴木弘治	商業
㈱帝国データバンク	社長　後藤信夫	情報通信
デンカ㈱	会長　吉髙紳介	工業
電源開発㈱	会長　北村雅良	資源・エネルギー
㈱電通	顧問　石井直	サービス
東映㈱	会長　岡田裕介	サービス
㈱東急百貨店	会長　二橋千裕	商業
東急不動産ホールディングス㈱	会長　金指潔	建設・不動産
㈱東京會舘	社長　渡辺訓章	商業
東京ガス㈱	会長　広瀬道明	資源・エネルギー
東京急行電鉄㈱	会長　野本弘文	交通運輸
東京電力ホールディングス㈱	社長　小早川智明	資源・エネルギー
㈱東京ドーム	会長　久代信次	サービス
東京都商店街連合会	会長　桑島俊彦	商業
(一社)東京都信用金庫協会	会長　澁谷哲一	金融
東京メトロポリタンテレビジョン㈱	会長　後藤亘	情報通信
㈱東京流通センター	社長　小野真路	商業
東京レジャー㈱	会長　池田朝彦	サービス
㈱東芝	社長　綱川智	工業
東芝エレベータ㈱	社長　中川誠	建設・不動産
東洋ドライルーブ㈱	社長　飯野光彦	工業
東洋熱工業㈱	最高顧問　野末尚	建設・不動産
東レ㈱	社長　日覺昭廣	工業
戸田建設㈱	社長　今井雅則	建設・不動産
凸版印刷㈱	社長　金子眞吾	情報通信
㈱中村塗装店	社長　中村節雄	建設・不動産
日本システムウエア㈱	名誉会長　多田修人	情報通信
日本通運㈱	会長　渡邉健二	交通運輸
日本郵船㈱	会長　工藤泰三	交通運輸
㈱ニフコ	会長兼社長　山本利行	工業
日本航空㈱	会長　植木義晴	交通運輸
日本証券業協会	会長　鈴木茂晴	金融
㈱日本レーザー	社長　近藤宣之	貿易
(学)服部学園	常務理事　服部津貴子	サービス
㈱パレスホテル	会長　小林節	サービス

議員名称	議員の職務を行う者の役職・氏名		所属部会
東日本電信電話㈱	相談役	山村雅之	情報通信
東日本旅客鉄道㈱	副社長	西野史尚	交通運輸
㈱日立製作所	社長兼ＣＥＯ	東原敏昭	工業
ビリングシステム㈱	社長	江田敏彦	サービス
廣瀬ビルディング㈱	社長	廣瀬元夫	建設・不動産
㈱フォーシーズ	会長兼ＣＥＯ	淺野秀則	商業卸売
㈱フォーバル	会長	大久保秀夫	サービス
富士ゼロックス㈱	特別顧問	栗原博	サービス
藤田観光㈱	特別顧問	本村哲	サービス
㈱フジマック	社長	熊谷光治	建設・不動産
本田技研工業㈱	取締役相談役	伊東孝紳	工業
前田建設工業㈱	会長	小原好一	建設・不動産
松久㈱	社長	神谷一雄	工業
㈱松屋	名誉会長	古屋勝彦	商業
丸紅㈱	会長	朝田照男	貿易
みずほフィナンシャルグループ	名誉顧問	塚本隆史	金融
三井住友海上火災保険㈱	常任顧問	江頭敏明	金融
㈱三井住友銀行	名誉顧問	北山禎介	金融
三井物産㈱	会長	飯島彰己	貿易
三井不動産㈱	会長	岩沙弘道	建設・不動産
三井不動産レジデンシャル㈱	社長	藤林清隆	建設・不動産
㈱三越伊勢丹ホールディングス	特別顧問	石塚邦雄	商業
三菱ケミカル㈱	相談役	石塚博昭	工業
三菱商事㈱	社長	垣内威彦	貿易
三菱電機㈱	特別顧問	下村節宏	工業
三菱マテリアル㈱	相談役	矢尾宏	資源・エネルギー
㈱三菱ＵＦＪ銀行	名誉顧問	三木繁光	金融
三菱ＵＦＪ信託銀行㈱	会長	若林辰雄	金融
㈱宮入	社長	宮入正英	商業卸売
㈱モスフードサービス	会長	櫻田厚	商業
森ビル㈱	社長	辻慎吾	建設・不動産
ヤスマ㈱	顧問	安間香和里	商業卸売
㈱ヤマシタコーポレーション	社長	山下和洋	サービス
ヤマトホールディングス㈱	会長	木川眞	交通運輸
(医)友和会　太陽歯科衛生士専門学校	理事長	櫻井善忠	サービス
ライオン㈱	相談役	藤重貞慶	工業
㈱龍角散	社長	藤井隆太	工業
㈱ワールドケミカル	会長	森洋二	工業
渡辺パイプ㈱	社長	渡辺元	建設・不動産

③　名誉議員

（２０１９年３月３１日現在）

氏　　名	企業の名称	企業上の役職
飯田　亮	セコム㈱	最高顧問
田村逸也	㈱タムラ製作所	相談役
西澤宏繁		
細田安兵衛	㈱榮太樓總本舗	相談役
三浦　守		

④　議員待遇者

（２０１９年３月３１日現在）

氏　　名	企業の名称	企業上の役職
伊藤雅人	オーデリック㈱	社長
井上秀一	東日本電信電話㈱	元社長
今村治輔	清水建設㈱	元会長
岡田明重	㈱三井住友銀行	名誉顧問
熊谷俊範	㈱フジマック	会長
熊谷直彦	三井物産㈱	元会長
児玉幸治	(一財)機械システム振興協会	会長
齋藤朝子	㈱ピアチェーレ	会長
清水　仁	東京急行電鉄㈱	特別顧問
庄山悦彦	㈱日立製作所	名誉相談役
鈴木謙一	㈱東京會舘	元社長
鈴木義雄	㈱鈴屋	取締役相談役
多田公人		
辻　亨	丸紅㈱	名誉理事
中村胤夫	㈱三越伊勢丹ホールディングス	社友
根津公一	㈱東武百貨店	名誉会長
平井克彦	東レ㈱	特別顧問
松橋　功	㈱ＪＴＢ	相談役
美安達子	㈱電脳	名誉会長
茂木友三郎	キッコーマン㈱	取締役名誉会長
山本恭人	㈱山本海苔店	副社長

(5) 部会長等

（２０１９年３月３１日現在）

役職名	氏名	企業の名称	企業上の役職
商業部会長	石塚邦雄	㈱三越伊勢丹ホールディングス	特別顧問
副部会長	桑島俊彦	東京都商店街連合会	会長
〃	小坂敬	㈱小松ストアー	社長
〃	井阪隆一	㈱セブン&アイ・ホールディングス	社長
商業卸売部会長	國分勘兵衛	国分グループ本社㈱	会長兼CEO
副部会長	宮入正英	㈱宮入	社長
〃	淺野秀則	㈱フォーシーズ	会長兼CEO
〃	山崎登美子	コスムビューティーサイエンス㈱	社長
〃	服部真二	セイコーホールディングス㈱	会長兼グループCEO
工業部会長	下村節宏	三菱電機㈱	特別顧問
副部会長	石井宏治	㈱石井鐵工所	社長
〃	森洋二	㈱ワールドケミカル	会長
〃	庄田隆	第一三共㈱	相談役
〃	吉髙紳介	デンカ㈱	会長
〃	日覺昭廣	東レ㈱	社長
資源・エネルギー部会長	広瀬道明	東京ガス㈱	会長
副部会長	北村雅良	電源開発㈱	会長
〃	牧野明次	岩谷産業㈱	会長兼CEO
〃	矢島幹也	東京都石油業協同組合	理事長
〃	月岡隆	出光興産㈱	会長
貿易部会長	飯島彰己	三井物産㈱	会長
副部会長	朝田照男	丸紅㈱	会長
〃	岡素之	住友商事㈱	名誉顧問
〃	小口英嵒	オーウイル㈱	会長兼社長
〃	佐藤洋二	双日㈱	会長
〃	伊藤滋	マルハニチロ㈱	社長
金融部会長	塚本隆史	みずほフィナンシャルグループ	名誉顧問
副部会長	江頭敏明	三井住友海上火災保険㈱	常任顧問
〃	幸本智彦	アクサ生命保険㈱	副社長
〃	若林辰雄	三菱ＵＦＪ信託銀行㈱	会長
〃	鈴木茂晴	日本証券業協会	会長
〃	澁谷哲一	（一社）東京都信用金庫協会	会長
交通運輸部会長	大橋洋治	ＡＮＡホールディングス㈱	相談役
副部会長	木川眞	ヤマトホールディングス㈱	会長
〃	浅井隆	㈱浅井	社長
〃	渡邉健二	日本通運㈱	会長

役職名		氏名	企業の名称	企業上の役職
建設・不動産	部会長	山内隆司	大成建設㈱	会長
	副部会長	廣瀬元夫	廣瀬ビルディング㈱	社長
	〃	梶浦卓一	三機工業㈱	会長
	〃	宮本洋一	清水建設㈱	会長
	〃	今井雅則	戸田建設㈱	社長
	〃	金指潔	東急不動産ホールディングス㈱	会長
サービス	部会長	岡田裕介	東映㈱	会長
	副部会長	滝久雄	㈱エヌケービー	エヌケービー・ぐるなび創業者会長
	〃	久代信次	㈱東京ドーム	会長
	〃	服部津貴子	(学)服部学園	常務理事
情報通信	部会長	金子眞吾	凸版印刷㈱	社長
	副部会長	今野由梨	ダイヤル・サービス㈱	社長･CEO
	〃	後藤信夫	㈱帝国データバンク	社長
	〃	後藤亘	東京メトロポリタンテレビジョン㈱	会長
	〃	山村雅之	東日本電信電話㈱	相談役

(6) 委員長等

（２０１９年３月３１日現在）

役職名		氏名	企業の名称	企業上の役職
総合政策	委員長	小林栄三	伊藤忠商事㈱	特別理事
	共同委員長	渡辺佳英	大崎電気工業㈱	会長
組織	委員長	釡和明	㈱IHI	相談役
	共同委員長	池田朝彦	東京レジャー㈱	会長
	〃	上條努	サッポロホールディングス㈱	会長
事業推進	委員長	田畑日出男	いであ㈱	会長
	共同委員長	淺野秀則	㈱フォーシーズ	会長兼CEO
	〃	髙野吉太郎	㈱新宿高野	社長
税制	委員長	田中常雅	醍醐ビル㈱	社長
	共同委員長	井上裕之	愛知産業㈱	会長
	〃	阿部貴明	丸源飲料工業㈱	社長
労働	委員長	伊藤一郎	旭化成㈱	名誉会長
	共同委員長	塚本隆史	みずほフィナンシャルグループ	名誉顧問
	〃	郡正直	郡リース㈱	社長
	〃	藤沢薫	㈱チェックメイト	社長
多様な人材活躍	委員長	前田新造	㈱資生堂	相談役
	共同委員長	山崎登美子	コスムビューティーサイエンス㈱	社長
	〃	梶浦卓一	三機工業㈱	会長
若者・産業人材育成	委員長	北山禎介	㈱三井住友銀行	名誉顧問
	共同委員長	矢口敏和	グローブシップ㈱	社長
	〃	上條努	サッポロホールディングス㈱	会長

役職名		氏名	企業の名称	企業上の役職
中小企業	委員長	大久保　秀夫	㈱フォーバル	会長
	共同委員長	宮入　正英	㈱宮入	社長
	〃	関根　正裕	㈱商工組合中央金庫	社長
事業承継対策	委員長	宮入　正英	㈱宮入	社長
	共同委員長	石井　卓爾	三和電気工業㈱	会長
	〃	大山　忠一	光陽産業㈱	会長
国際経済	委員長	朝田　照男	丸紅㈱	会長
	共同委員長	小口　英嵒	オーウイル㈱	会長兼社長
	〃	佐藤　洋二	双日㈱	会長
中小企業国際展開推進	委員長	渡辺　元	渡辺パイプ㈱	社長
	共同委員長	柿崎　昭裕	㈱きらぼし銀行	相談役
社会保障	委員長	庄田　隆	第一三共㈱	相談役
エネルギー・環境	委員長	北村　雅良	電源開発㈱	会長
	共同委員長	野末　尚	東洋熱工業㈱	最高顧問
経済法規	委員長	大島　博	㈱千疋屋総本店	社長
	共同委員長	大山　忠一	光陽産業㈱	会長
知的財産戦略	委員長	荒井　寿光	東京中小企業投資育成㈱	相談役
	共同委員長	岡田　裕介	東映㈱	会長
首都圏問題	委員長	野本　弘文	東京急行電鉄㈱	会長
	共同委員長	今井　雅則	戸田建設㈱	社長
	〃	藤林　清隆	三井不動産レジデンシャル㈱	社長
災害対策	委員長	山田　隆持	㈱ＮＴＴドコモ	ｼﾆｱｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ
	共同委員長	田畑　日出男	いであ㈱	会長
	〃	山口　学	㈱関電工	特別顧問
観光	委員長	佐々木　隆	㈱ＪＴＢ	相談役
	共同委員長	植木　義晴	日本航空㈱	会長
ものづくり推進	委員長	伊東　孝紳	本田技研工業㈱	取締役相談役
	共同委員長	森　洋二	㈱ワールドケミカル	会長
	〃	浅川　弘人	㈱浅川製作所	会長
生産性向上	委員長	藤重　貞慶	ライオン㈱	相談役
	共同委員長	櫻田　厚	㈱モスフードサービス	会長
健康づくり・スポーツ振興	委員長	後藤　忠治	セントラルスポーツ㈱	会長
	共同委員長	幸本　智彦	アクサ生命保険㈱	副社長
ビジネス・会員交流	委員長	池田　朝彦	東京レジャー㈱	会長
	共同委員長	島村　元紹	島村楽器㈱	会長
ｵﾘﾝﾋﾟｯｸ・ﾊﾟﾗﾘﾝﾋﾟｯｸ特別	委員長	渡辺　佳英	大崎電気工業㈱	会長
	共同委員長	馬場　彰	㈱オンワードホールディングス	名誉顧問
	〃	野本　弘文	東京急行電鉄㈱	会長

(7) 女性会長等

（２０１９年３月３１日現在）

役職名	氏名	企業の名称	企業上の役職
会長	藤沢　薫	㈱チェックメイト	社長
副会長	渡邉光子	㈱エスシーアイ	会長
〃	藤岡実佐子	帝國製薬㈱	社長
〃	畠山笑美子	㈱アプリコット	社長
〃	作田智子	貴宝石㈱	社長

(8) 青年部会長等

（２０１９年３月３１日現在）

役職名	氏名	企業の名称	企業上の役職
会長	横山達也	東工・バレックス㈱	社長
副会長	加藤貴久	東立電機㈱	社長
〃	安藤公一	㈱パートナーズ	専務取締役
〃	木原一雄	キハラ㈱	代表取締役
〃	井上博貴	愛知産業㈱	社長

(9) 顧問および参与

①　特別顧問

（２０１９年３月３１日現在）

氏名	企業の名称および企業上の役職	氏名	企業の名称および企業上の役職
本庄八郎	㈱伊藤園会長	藤重貞慶	ライオン㈱相談役
井上裕之	愛知産業㈱会長	石塚邦雄（部会長兼務）	㈱三越伊勢丹ホールディングス特別顧問
渡辺佳英	大崎電気工業㈱会長	國分勘兵衛（部会長兼務）	国分グループ本社㈱会長兼ＣＥＯ
石井卓爾	三和電気工業㈱会長	下村節宏（部会長兼務）	三菱電機㈱特別顧問
神谷一雄	松久㈱社長	広瀬道明（部会長兼務）	東京ガス㈱会長
馬場彰	㈱オンワードホールディングス名誉顧問	飯島彰己（部会長兼務）	三井物産㈱会長
今野由梨	ダイヤル・サービス㈱社長・ＣＥＯ	塚本隆史（部会長兼務）	みずほフィナンシャルグループ名誉顧問
矢野龍	住友林業㈱会長	大橋洋治（部会長兼務）	ＡＮＡホールディングス㈱相談役
小林栄三	伊藤忠商事㈱特別理事	山内隆司（部会長兼務）	大成建設㈱会長
朝田照男	丸紅㈱会長	岡田裕介（部会長兼務）	東映㈱会長
岡素之	住友商事㈱名誉顧問	金子眞吾（部会長兼務）	凸版印刷㈱社長

②　顧　　問

（２０１９年３月３１日現在）

氏　　名	企業の名称および企業上の役職	氏　　名	企業の名称および企業上の役職
小　池　百合子	東京都知事	浅　地　正　一	浅地事務所代表
中　西　宏　明	(一社)日本経済団体連合会会長	関　家　憲　一	オフィス・セキヤ代表
小　林　喜　光	(公社)経済同友会代表幹事	吉　野　浩　行	本田技研工業㈱社友
黒　田　東　彦	日本銀行総裁	小　柴　和　正	
田　中　一　穂	㈱日本政策金融公庫総裁	小　島　順　彦	三菱商事㈱相談役
木　下　康　司	㈱日本政策投資銀行会長	上　條　清　文	東京急行電鉄㈱特別顧問
高　田　坦　史	(独)中小企業基盤整備機構理事長	池　田　彰　孝	ＳＭＫ㈱最高顧問
石　毛　博　行	(独)日本貿易振興機構理事長	杉　山　清　次	みずほフィナンシャルグループ名誉顧問
村　山　寛　司	東京信用保証協会理事長	福　井　威　夫	本田技研工業㈱社友
望　月　晴　文	東京中小企業投資育成㈱社長	小　林　　健	三菱商事㈱会長
片　桐　　裕		宮　村　眞　平	三井金属鉱業㈱名誉相談役
岡　田　卓　也	イオン㈱名誉会長相談役	鳥　原　光　憲	東京ガス㈱特別参与
福　原　義　春	㈱資生堂名誉会長	清　野　　智	東日本旅客鉄道㈱顧問
佐々木　幹　夫	三菱商事㈱特別顧問	児　玉　幸　治	(一財)機械システム振興協会会長
川　本　信　彦	本田技研工業㈱社友	中　村　利　雄	(公財) 全国中小企業振興機関協会会長

③　常任顧問

（２０１９年３月３１日現在）

氏　　名	企業の名称および企業上の役職	氏　　名	企業の名称および企業上の役職
荒　井　寿　光	東京中小企業投資育成㈱相談役	小　林　文　彦	伊藤忠商事㈱専務執行役員
植　松　　敏		小　林　洋　一	伊藤忠商事㈱副会長
槍　田　松　瑩	三井物産㈱顧問	清　水　信　次	日本小売業協会会長
小　澤　　哲	豊田通商㈱相談役	宮　本　四　郎	
久保利　英　明	日比谷パーク法律事務所代表弁護士		

④　参　　与

（２０１９年３月３１日現在）

氏　　名	企業の名称および企業上の役職
（特別参与）	
久保田　政　一	(一社)日本経済団体連合会事務総長
横　尾　敬　介	(公社)経済同友会副代表幹事・専務理事
河　津　　司	(一社)日本貿易会専務理事
前　田　和　敬	(公財)日本生産性本部理事長
髙　橋　晴　樹	全国中小企業団体中央会専務理事
藤　田　裕　司	東京都産業労働局局長
高　橋　淑　郎	東京中小企業投資育成㈱相談役
（参　与）	
大　西　史　哲	新日鐵住金㈱総務部広報センター所長
中　嶋　哲　也	㈱東芝産業政策渉外室　渉外戦略担当部長
井　手　孝　浩	旭化成㈱秘書室長
立　川　基　久	㈱ＪＴＢ秘書室長
田　代　裕　美	㈱資生堂秘書・渉外部長
太　田　正　彦	㈱ＩＨＩ総務部渉外グループ部長
村　上　達　則	醍醐ビル㈱執行役員
中　村　幸　則	㈱三井住友銀行管理部秘書室長
中　川　淳　一	本田技研工業㈱渉外部担当部長
篠　原　徹　也	三菱商事㈱ｺｰﾎﾟﾚｰﾄｽﾀｯﾌ部門付　部門人事特命担当
新　妻　　充	鹿島建設㈱執行役員 秘書役 総務管理本部副本部長
須　田　憲　和	㈱フォーバル会長室室長
但　馬　英　俊	東京急行電鉄㈱執行役員 社長室長
松　永　　聡	㈱伊藤園秘書部長
井　原　直　明	愛知産業㈱常務取締役管理本部長
根　本　和　郎	大崎電気工業㈱専務取締役管理本部長
下　中　佑一朗	三和電気工業㈱総務部長
神　谷　隆　一	松久㈱執行役員
正　津　昌　範	㈱ｵﾝﾜｰﾄﾞﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｽ執行役員秘書部・広報部　部長
福　永　哲　久	ダイヤル・サービス㈱管理本部本部長
水　野　　隆	住友林業㈱秘書室長
河　合　良　介	伊藤忠商事㈱伊藤忠経済研究所上席研究員
金　子　哲　哉	丸紅㈱丸紅経済研究所チーフ・アナリスト
福　原　基　文	住友商事㈱グローバル業務部渉外担当部長
池　永　和　広	ライオン㈱秘書部部長
吉　見　眞　人	㈱三越伊勢丹ﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｽ 秘書室ﾌﾟﾗﾝﾆﾝｸﾞﾘｰﾀﾞｰ
岡　村　宏　隆	国分グループ本社㈱社長室長参与
黄　檗　満　治	三菱電機㈱総務部長
空　岡　正　英	東京ガス㈱秘書部企画調査チームリーダー
古　東　　誠	三井物産㈱秘書室長
志　村　丈　晴	㈱みずほ銀行秘書室参事役
濱　田　秀　樹	ＡＮＡホールディングス㈱秘書部長
遠　藤　洋　介	大成建設㈱営業推進部副部長
堀　口　政　浩	東映㈱執行役員秘書部長兼経営戦略部長
石　川　智　之	凸版印刷㈱秘書室室長
鈴　木　正　則	㈱石井鐵工所取締役・常勤監査等委員
松　野　史　朗	三菱地所㈱総務部ユニットリーダー
原　田　桂　介	㈱きらぼし銀行秘書室長
（常任参与）	
橋　本　昌　道	
高　野　秀　夫	日本小売業協会専務理事

(10)　支部会長

（２０１９年３月３１日現在）

支部名	氏　　名	企業及び企業上の役職	支部名	氏　　名	企業及び企業上の役職
千代田	前　川　秀　樹	興産信用金庫相談役	渋　谷	佐　藤　　仁	㈱東急レクリエーション相談役
中　央	大　谷　信　義	松竹㈱会長	中　野	麻　沼　雅　海	アサヌマコーポレーション㈱社長
港	池　田　朝　彦	東京レジャー㈱会長	杉　並	和　田　新　也	箱根植木㈱社長
新　宿	髙　野　吉太郎	㈱新宿高野社長	豊　島	鈴　木　正　美	㈱末広サービス会長
文　京	金　子　　收	共同製本㈱会長	板　橋	吉　村　健　正	㈱ルケオ会長
台　東	小田切　満寿雄	㈱オダギリ会長	練　馬	髙　内　恒　行	豊玉タクシー㈱会長
北	越　野　充　博	越野建設㈱社長	江　東	小　泉　宗　孝	㈱日本サービスセンター会長
荒　川	富　永　新三郎	㈱新吉社長	墨　田	阿　部　貴　明	丸源飲料工業㈱社長
品　川	武　田　健　三	㈱大崎ｺﾝﾋﾟｭｰﾀｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ社長	足　立	髙　杉　浩　明	足立成和信用金庫会長
目　黒	相　馬　熊　郎	㈱手塚興業社社長	葛　飾	浅　川　弘　人	㈱浅川製作所会長
大　田	浅　野　　健	㈱金羊社会長	江戸川	平　田　善　信	平田紙興㈱会長
世田谷	大　場　信　秀	世田谷信用金庫理事長			

３．選任および退任

(1) 役　　員

①　副会頭

野　本　弘　文（東京急行電鉄㈱会長）就任（２０１８年6月１６日第２０９回（臨時）議員総会）

②　常議員

中　西　宏　明（㈱日立製作所会長）退任（２０１８年5月３１日）
野　本　弘　文（東京急行電鉄㈱会長）退任（２０１８年6月１５日）
加　藤　雄　一（㈱アドバネクス会長）退任（２０１８年6月２１日）
江　部　　努（東日本電信電話㈱相談役）退任（２０１８年6月２１日）
藤　原　幸　弘（㈱東京會舘特別顧問）退任（２０１８年9月２日）
服　部　津貴子（(学）服部学園常務理事）就任（２０１８年7月２８日第２１０回（通常）議員総会）
山　村　雅　之（東日本電信電話㈱相談役）就任（２０１８年7月２８日第２１０回（通常）議員総会）
東　原　敏　昭（㈱日立製作所社長兼ＣＥＯ）就任（２０１８年7月２８日第２１０回（通常）議員総会）
淺　野　秀　則（㈱フォーシーズ会長兼ＣＥＯ）就任（２０１８年7月２８日第２１０回（通常）議員総会）
宮　入　正　英（㈱宮入社長）就任（２０１８年7月２８日第２１０回（通常）議員総会）
山　本　恭　人（㈱山本海苔店副社長）退任（２０１９年1月２２日）

③　理　事

間　部　彰　成　退任（２０１９年3月１４日第７１５常議員会）※3月３１日付
赤　木　　剛　退任　　〃　　〃
湊　元　良　明　就任　　〃　　※4月１日付

(2) 議　　員

①　議員の職務を行う代表者の変更について

前田建設工業㈱（２０１８年4月１日付）
（新）会　　長　　小　原　好　一　　（旧）顧　　問　　前　田　靖　治
㈱日立製作所（２０１８年6月１日付）
（新）社長兼ＣＥＯ　　東　原　敏　昭　　（旧）会　　長　　中　西　宏　明
（一社）東京都信用金庫協会（２０１８年6月５日付）
（新）会　　長　　澁　谷　哲　一　　（旧）会　　長　　神　保　和　彦
日本航空㈱（２０１８年6月１９日付）
（新）会　　長　　植　木　義　晴　　（旧）取　締　役　　大　西　　賢
㈱アドバネクス（２０１８年6月２２日付）
（新）会長兼社長　　柴　野　恒　雄　　（旧）会　　長　　加　藤　雄　一
東日本電信電話㈱（２０１８年6月２２日付）
（新）相　談　役　　山　村　雅　之　　（旧）相　談　役　　江　部　　努
東芝エレベータ㈱（２０１８年6月２６日付）
（新）社　　長　　中　川　　誠　　（旧）社　　長　　松　原　和　則
ソニー㈱（２０１８年7月１日付）
（新）社長兼ＣＥＯ　　吉　田　憲一郎　　（旧）会　　長　　平　井　一　夫
㈱東京會舘（２０１８年9月３日付）
（新）社　　長　　渡　辺　訓　章　　（旧）特別顧問　　藤　原　幸　弘
日本郵船㈱（２０１８年１２月１日付）
（新）会　　長　　工　藤　泰　三　　（旧）相　談　役　　宮　原　耕　治

東日本旅客鉄道㈱（２０１９年１月１日付）
（新）副　社　長　　西　野　史　尚　　（旧）顧　　問　　清　野　　智
㈱フジマック（２０１９年１月１日付）
（新）社　　長　　熊　谷　光　治　　（旧）会　　長　　熊　谷　俊　範

② 議員退任

㈱山本海苔店（２０１９年１月２２日付）
（議員代表者）副社長　山　本　恭　人

(3) 部会長等

＜商業部会＞
山　本　恭　人（㈱山本海苔店副社長）副部会長退任（２０１９年１月２２日）
＜資源・エネルギー部会＞
木　村　　康（ＪＸＴＧエネルギー㈱顧問）副部会長退任（２０１８年５月２４日）
月　岡　　隆（出光興産㈱会長）副部会長就任（２０１８年５月２５日）
＜金融部会＞
神　保　和　彦（一社）東京都信用金庫協会会長）副部会長退任（２０１８年６月４日）
澁　谷　哲　一（一社）東京都信用金庫協会会長）副部会長就任（２０１８年６月５日）
＜交通運輸部会＞
野　本　弘　文（東京急行電鉄㈱会長）副部会長退任（２０１８年６月１５日）
＜情報通信部会＞
江　部　　努（東日本電信電話㈱相談役）副部会長退任（２０１８年６月２１日）
山　村　雅　之（東日本電信電話㈱相談役）副部会長就任（２０１８年６月２２日）

(4) 委員長等

① 常設委員会

＜組織委員会＞
鈴　木　貴　士（五十鈴㈱）社長）副委員長就任（２０１８年７月１１日）
宮　入　正　英（㈱宮入社長）共同委員長退任（２０１８年７月１３日第７０８回常議員会）
上　條　　努（サッポロホールディングス㈱会長）共同委員長就任（２０１８年７月１４日第７０８回常議員会）
＜中小企業委員会＞
関　根　正　裕（㈱商工組合中央金庫社長）共同委員長就任（２０１８年１０月１２日第７１０回常議員会）
山　本　恭　人（㈱山本海苔店副社長）副委員長退任（２０１９年１月２２日）
＜事業承継対策委員長＞
加　藤　雄　一（㈱アドバネクス会長）委員長退任（２０１８年６月２１日）
宮　入　正　英（㈱宮入社長）委員長就任（２０１８年７月１４日第７０８回常議員会）
＜社会保障委員会＞
山　本　恭　人（㈱山本海苔店副社長）共同委員長退任（２０１９年１月２２日）
＜首都圏問題委員会＞
野　本　弘　文（東京急行電鉄㈱会長）委員長就任（２０１８年５月１１日第７０６回常議員会）
＜観光委員会＞
大　西　　賢（日本航空㈱取締役）共同委員長退任（２０１８年６月１８日）
植　木　義　晴（日本航空㈱会長）共同委員長就任（２０１８年７月１４日第７０８回常議員会）
＜生産性向上委員会＞
山　本　恭　人（㈱山本海苔店副社長）副委員長退任（２０１９年１月２２日）
＜ビジネス・会員交流委員会＞
熊　谷　俊　範（㈱フジマック会長）共同委員長退任（２０１８年１２月３１日）

(5) 顧問および参与

① 顧　　問

清　野　　智（東日本旅客鉄道㈱顧問）就任（２０１８年４月１日第７０５回常議員会）
榊　原　定　征（(一社) 日本経済団体連合会会長）退任（２０１８年５月３１日）
中　西　宏　明（(一社) 日本経済団体連合会会長）就任（２０１８年６月１６日第７０７回常議員会）
柳　　正　憲（㈱日本政策投資銀行社長）退任（２０１８年６月２８日）
松　下　康　雄　退任（２０１８年７月２０日ご逝去）
木　下　康　司（㈱日本政策投資銀行会長）就任（２０１８年７月２８日第２１０回（通常）議員総会）
高　田　坦　史（(独)中小企業基盤整備機構 理事長）退任（２０１９年３月３１日）
石　毛　博　行（(独)日本貿易振興機構 理事長）退任（２０１９年３月３１日）

② 名誉議員

小　泉　清　子（㈱鈴乃屋名誉会長）退任（２０１９年２月１７日ご逝去）
鈴　木　　實（五十鈴㈱相談役）退任（２０１９年２月２２日ご逝去）

③ 議員待遇者

中　西　真　彦　退任（２０１８年８月１７日ご逝去）
熊　谷　俊　範（㈱フジマック会長）就任（２０１９年３月１日第２１３回（通常）議員総会）
山　本　恭　人（㈱山本海苔店副社長）就任（２０１９年３月１日第２１３回（通常）議員総会）

④ 参　　与

田　中　康　博（㈱三越伊勢丹ホールディングス秘書室 渉外部長）退任（２０１８年４月１２日）
吉　見　眞　人（㈱三越伊勢丹ホールディングス秘書室プランニングリーダー）（2018年4月13日第705回常議員会）
漆　原　栄　彦（東京ガス㈱秘書部企画調査チームリーダー）退任（２０１８年４月１２日）
空　岡　正　英（東京ガス㈱秘書部企画調査チームリーダー）就任（2018年4月13日第705回常議員会）
但　馬　英　俊（東京急行電鉄㈱執行役員社長室長）就任（２０１８年６月１６日第７０７回常議員会）

４．事　務　局

(1) 機　　構

総務統括部	総務課……	機密及び秘書事務、部間の総合調整、定款・その他諸規則、契約の締結・管理、議員総会・常議員会等会議、官公署等との連絡、儀礼及び慶弔、その他、他の所掌に属さない事務に関すること
	組織運営課……	組織運営・強化、中・長期の組織運営計画の立案、議員選挙、危機管理、会員増強推進対策および退会防止に関する企画立案、女性会、青年部その他組織運営企画に関すること
	組織連携課……	関東商工会議所連合会及び東京都商工会議所連合会業務、女性会、青年部、その他組織連携に関すること
	人事課……	人事管理、給与、労務、福利厚生、教育及び研修、その他能力開発ならびに人事一般に関すること
	支部運営課……	支部活動の全般的支援、支部役員並びに支部事務局との連絡調整、支部組織の研究、その他支部に関すること
財務部	財務課……	予算の作成・執行管理、決算、会費及び負担金の収納、事業収入その他収入の収納、経費等の支払事務、財務体質強化に係る計画立案、小規模企業対策特別会計の経理、その他経理一般に関すること
オフィス環境部	オフィス管理担当…	本所に所属するビルの土地・建物及び施設の管理、設備の運転保守、貸室・貸会議室の運用、ビル内外の警備及びそれに伴う諸業務、什器備品の購入・保管及び処分、その他本所所有の財産の管理に関すること
	情報システム担当…	会員データベースの管理、所内イントラネットの管理・運用、事務局の事務合理化及びＯＡ化の推進、その他所内の情報管理に関すること
広報部	広報担当……	広報、公聴、企業広報及び文化問題に関する調査研究及び企画、その他広報一般に関すること
	編集担当……	機関紙の刊行に関すること
	経済資料センター…	経済関係図書資料等の収集及び相談、専門図書館協議会、その他経済関係資料に関すること
事業推進部	事業推進担当……	事業・サービスの顧客満足度の向上に資する全所的対策の推進、事業の効率的推進及び再構築、新規サービス事業の開発、その他事業・サービスの推進に関すること
	見える化推進担当…	ホームページ・メールマガジンの運営、ＰＲ資料の刊行、ロゴ・商標の管理及び使用、その他ＰＲ一般に関すること
国際部	国際政策担当……	国際経済政策に関する調査研究及び企画、海外経済事情の調査研究、その他国際関係一般に関すること
	国際経済担当……	当該諸国との定期的会合による経済交流の推進、経済ミッションの派遣及び受入れ、その他特定地域との国際関係に関すること
企画調査部	企画担当……	総合的な政策の企画立案及び調査、特命事項等に関すること
産業政策第一部	産業経済担当……	経済政策及び経済法規・コンプライアンスに関する調査研究及び企画、その他産業経済施策一般に関すること
	税制担当……	税制に関する調査研究及び企画、その他税制一般に関すること
産業政策第二部	労働担当……	労働に関する調査研究及び企画、多様な人材活躍に関する調査研究及び企画、その他労働一般に関すること
	環境・エネルギー担当…	環境・エネルギー政策に関する調査研究および企画、その他環境・エネルギー一般に関すること
地域振興部	都市政策担当……	交通運輸政策、建設・不動産業振興施策、首都圏対策及び都市問題、震災対策・災害対策、その他都市政策一般に関すること
	まちづくり・観光担当…	まちづくり３法等に関する調査研究及び企画、中心市街地活性化計画の推進及び参画支援、流通政策、商業振興施策、観光政策に関する調査研究及び企画、その他まちづくり・観光一般に関すること
	生産性向上担当……	中小企業の生産性向上に関する調査研究及び企画、その他生産性向上に関すること
	ｵﾘﾝﾋﾟｯｸ･ﾊﾟﾗﾘﾝﾋﾟｯｸ担当…	オリンピック・パラリンピックに関する調査研究及び企画、その他オリンピック・パラリンピック一般に関すること

中小企業部	中小企業振興担当…	中小企業の経営状況に関する実態調査、金融制度及び企業金融に関する調査研究及び企画、中堅・中小企業の経営革新に関する調査研究及び企画、その他中小企業の振興施策に関すること
	ものづくり担当……	工業振興施策、産学連携及び「ものづくり」に関する調査研究及び企画、その他「ものづくり」施策に関すること
	調査・統計担当……	調査の分析および企画、産業経済一般の調査・統計の分析、その他調査・統計一般に関すること
	中小企業相談センター業務推進担当	経営改善普及事業に係る調査研究及び企画、連絡調整、諸記録及び諸報告、ＰＲ資料及び資料の刊行に関すること
	経営相談担当	商工業に関する相談・指導・紹介・斡旋、記帳指導・相談、倒産防止特別事業、再生、創業、Ｍ＆Ａ支援、商事紛争の仲裁及び解決、信用調査、取引情報の提供、後援、協賛に関すること
	金融対策担当	小企業等経営改善資金融資の指導・認定、中小企業倒産防止共済制度等共済事業、その他金融相談に関すること
	海外展開支援担当	海外展開に関する相談、海外展開支援業務に関すること
	浅草分室	
	ビジネスサポートデスク（東京東） ビジネスサポートデスク（東京西） ビジネスサポートデスク（東京南） ビジネスサポートデスク（東京北）	商工業に関する窓口及び文書による相談及び指導、その他相談・創業関連業務に関すること
人材･能力開発部	人材支援センター…	人材の確保・就労支援、人材移動の円滑化支援、人材情報の提供、ジョブ･カードセンター、新現役チャレンジ支援事業に関すること
	研修センター……	経営者及び従業員の教育及び研修等に関すること
検定事業部	検定センター……	各種技能検定及び資格試験、その他検定事業一般に関すること
サービス･交流部	ビジネス交流センター…	会員間のビジネス交流事業の企画立案及び運営実施、展示会出展支援、サービス業振興施策に関する調査研究及び企画、その他ビジネス交流に関すること
	会員交流センター…	会員間の親睦交流事業の企画立案及び運営実施、議員及び会員の親交並びに相互の啓発向上、健康づくり・スポーツ振興、その他会員交流一般に関すること
共済･証明事業部	共済センター……	共済事業の実施及び運営に関すること
	福利厚生支援センター…	ＣＬＵＢ　ＣＣＩの運営及び普及促進、会員事業所の福利厚生に関すること
	証明センター……	貿易関係証明、商工業に関する証明の発給に関すること
支部事務局	２３支部……	区内商工業の振興に関すること、経営改善普及事業の実施に関すること 千代田・中央・港・新宿・文京・台東・北・荒川・品川・目黒・大田・世田谷・渋谷・中野・杉並・豊島・板橋・練馬・江東・墨田・足立・葛飾・江戸川

(2) 事務局員

２０１９年３月３１日現在における事務局員５２０名

常務理事	西尾　昇治
理事・事務局長	間部　彰成
理　　事	小林　治彦
理　　事	赤木　　剛
常任参与	橋本　昌道
常任参与	高野　秀夫

①　本　　部

会頭秘書役　林　謙志

総務統括部

理事待遇・部長　湊元　良明
副部長　西郷　直紀
副部長　貫井　晴宣
総務課長　長嶋　収一
総務課調査役　廣江みどり
組織運営課長　佐藤幸太郎
組織連携課長　吉野　陽
人事課長　清田　素弘
支部運営課長　(西郷　直紀)

財務部

部　長　福田　泰也
副部長　清水　竜
財務課長　(清水　竜)
財務課調査役　兼崎　志郎
財務課専任調査役　西村　正子

オフィス環境部

部長　(小林　治彦)
担当部長　橋本　一朗
担当部長　宮本　雅廣
オフィス管理担当課長　(宮本　雅廣)
情報システム担当課長　山下　晃代

広　報　部

部　長　大井川智明
副部長　高山祐志郎
広報担当課長　近野　孝行
編集担当課長　石井　洋介
経済資料センター所長　(石井　洋介)
経済資料センター主幹　渡邊　浩江

事業推進部

部長　(湊元　良明)
担当部長　和泉　純治
事業推進担当課長　(和泉　純治)
事業推進担当主任調査役　上野　正人
事業推進担当調査役　須藤　憲一
見える化推進担当課長　向山　理

国　際　部

部　長　(赤木　剛)
担当部長　西谷　和雄
担当部長　大下　英和
副部長　清水　力
副部長　佐々木和人
課　長　杉　健太郎
課　長　松岡　鉄也
課　長　西澤　正純
課　長　(清水　力)
課　長　八田城之介
課　長　(佐々木和人)
課長補佐　天野　永
主任調査役　鈴木　重則
主任調査役　原島　哲雄
主任調査役　今里　康弘
主任調査役　森本　康宏
主任調査役　小野　徹夫

企画調査部

部　長　杤原　克彦
担当部長　小林　英文
企画担当課長　鶴岡　雄司
企画担当課長補佐　石井　豪
主任調査役　福田　康司
主任調査役　川井　徹郎

産業政策第一部

部　長　荒井　恒一
副部長　清水　繁
副部長　宮澤　伸
産業経済担当課長　小倉　鉄則
税制担当課長　(宮澤　伸)
調査役　西村　友志

産業政策第二部

部　長　(小林　治彦)
副部長　杉崎　友則
主席調査役　大内　博
労働担当課長　高野　晶子
主任調査役　羽柴　秀俊
主任調査役　朝日　賢一
環境・エネルギー担当課長　森　挙一
主任調査役　福留奈緒子

地域振興部

部　長　上田　裕子
副部長　平澤　哲哉
都市政策担当課長　進藤　創
調査役　山内　豊
調査役　田畑　俊
まちづくり・観光担当課長　小島　和明
主任調査役　増田　尚文
生産性向上担当課長　長濱　正史
オリンピック・パラリンピック担当課長　(進藤　創)
主任調査役　福島　浩次

中小企業部

部　長　山下　健
副部長　小野田賀人
副部長　米村　達郎
中小企業振興担当課長　大山　智章
ものづくり担当課長　山本　泰之
調査・統計担当課長　(山本　泰之)
主任調査役　小鍛治満弥
主任調査役　土谷　亨
調査役　霜島　祐亮
中小企業相談センター所長　(小野田賀人)
中小企業相談センター業務推進担当課長　紺谷　直之
中小企業相談センター業務推進担当専任調査役　深山　親弘
中小企業相談センター経営相談担当課長補佐　安部　泰起
中小企業相談センター経営相談担当課長補佐　酒井　崇好

中小企業相談センター経営相談担当調査役
桃井　伸和
中小企業相談センター経営相談担当調査役
丸尾　　淳
中小企業相談センター経営相談担当調査役
佐藤　崇史
中小企業相談センター経営相談担当調査役
安冨　聡一
中小企業相談センター経営相談担当調査役
小林　大祐
中小企業相談センター経営相談担当調査役
加藤　　匠
中小企業相談センター経営相談担当調査役
二井田昌史
中小企業相談センター経営相談担当調査役
庄崎　裕太
中小企業相談センター経営相談担当調査役
関　伸一郎
中小企業相談センター海外展開支援担当課長
吉田　　晋
中小企業相談センター金融対策担当課長
（米村　達郎）
中小企業相談センター金融対策担当調査役
佐藤　一隆
中小企業相談センター金融対策担当専任調査役
新井　洋一
ビジネスサポートデスク東京東課長
（小野田賀人）
ビジネスサポートデスク東京東課長補佐
（安部　泰起）
ビジネスサポートデスク東京西課長
山本　　格
ビジネスサポートデスク東京南課長
豊留　秀一
ビジネスサポートデスク東京北課長
安藤　憲吾
ビジネスサポートデスク東京北調査役
山下　　聡

人材・能力開発部

部　長	高橋　芳行
人材支援センター所長	山崎　幹人
人材支援センター主任調査役	檜田　剛明
東京都地域ｼﾞｮﾌﾞ・ｶｰﾄﾞｾﾝﾀｰ統括責任者	（高橋　芳行）
東京都地域ｼﾞｮﾌﾞ・ｶｰﾄﾞｾﾝﾀｰ副統括責任者	（山崎　幹人）
東京都地域ｼﾞｮﾌﾞ・ｶｰﾄﾞｾﾝﾀｰ副統括責任者	伊藤　勝規
研修センター所長	西薗　健史

検定事業部

部　長	森　まり子
副部長	山口　　健
検定センター所長	（山口　　健）
検定センター所長補佐	伊東　　海

サービス・交流部

部　長	染谷　政克
ビジネス交流センター所長	馬目　　学
ビジネス交流センター調査役	原　　憲昭
会員交流センター所長	中村　友樹
会員交流センター調査役	高野　恵司

共済・証明事業部

部　長	小堺　　浩
副部長	加藤　和夫
共済センター所長	（小堺　　浩）
共済センター所長補佐	渡辺　紀子
共済センター主任調査役	矢崎　光茂
福利厚生支援センター所長	漆原　　佳
福利厚生支援センター調査役	小林　　巧
証明センター所長	（加藤　和夫）
証明センター主任調査役	小山内奏介

② 支 部 等

支 部 名	事 務 局 長	事務局次長	調 査 役 等
千　代　田	城戸口　隆　俊		
中　央	栗　山　幸　夫	碓井　秀直	
港	荒　井　隆一郎		
新　宿	中　台　浩　正		調査役　小林　利恵子
文　京	矢　口　和　彦	寺田　直子	
台　東	中　井　宏　好		
北	佐　塚　太　一		
荒　川	小　林　美樹子		
品　川	渋　谷　貴　司		
目　黒	柳　本　満　生		
大　田	小　山　康　司		
世　田　谷	霜　崎　敏　一		調査役　安藤　薫
渋　谷	鳥　光　周　一		
中　野	菊　池　圭　二		
杉　並	津　田　裕紀子		
豊　島	粟　野　　浩		
板　橋	新　保　邦　彦		
練　馬	蔵　方　康太郎		
江　東	田　中　秀　明		調査役　大野　靖二
墨　田	上　條　久　美		
足　立	金　井　文　隆		調査役　中山　甲一
葛　飾	宇田川　裕　司		
江　戸　川	山　本　順　一		調査役　菅谷　顕一
浅　草　分　室	（小野田賀人）		

③ 出　　向

東京メトロポリタンテレビジョン㈱
総務部担当部長　星野ひとみ
(公財)東京観光財団
地域振興部次長兼経営支援担当課長　水谷　幸宏
(公財)東京オリンピック・パラリンピック
競技大会組織委員会
企画財務局アクション&レガシー部担当部長　藤田　善三
広報局事業部事業戦略課長　井田千香子

(一社)日本商事仲裁協会
業務部長兼ＡＤＲ広報部長　岡本　貴志
㈱全国商店街支援センター
副センター長　蓮池　秀夫
日本商工会議所
(上海日本商工クラブ事務局長)
中村　仁
日本商工会議所
(ベトナム日本商工会)
木村　篤人

５．庶　　務

(1) 受章・表彰

① 受　　章

４月２９日　○２０１８年春の叙勲・褒章受章者
中村利雄君、澁谷哲一君、菅野秀雄君、田畑日出男君

１１月　３日　○２０１８年秋の叙勲・褒章受章者
齊藤源久君、近藤宏君

② 表　　彰

○本商工会議所役員、議員等表彰規則第１条による永年在職役員、議員等表彰
なし

○本商工会議所役員、議員等表彰規則第２条による退任役員、議員等表彰
７月２７日
加藤雄一君、前田靖治君、江部努君
２月２８日
山本恭人君、熊谷俊範君、宮原耕治君

１０月１１日　○永年会員表彰の内規により、加入期間が規定年数に達した会員を表彰

＜７０年表彰＞	１１５ 事業所	＜４０年表彰＞	４５２ 事業所
＜６０年表彰＞	１２３ 事業所	＜３０年表彰＞	１，６０２ 事業所
＜５０年表彰＞	２７５ 事業所	計	２，５６７ 事業所

４月１日　○本商工会議所役員、議員等表彰規則第４条による永年勤続事務局員表彰

＜３５年勤続＞	市ノ川　悟	中村　　仁	蓮池　秀夫		
＜３０年勤続＞	天谷　浩之	菅谷　顕一	染谷　政克	橋本知代子	
＜２５年勤続＞	岡本　貴志	小林　　巧	清水　　力	須藤　憲一	橋本　一朗
	藤田　善三	山口　　健	山本　順一		
＜２０年勤続＞	安藤　憲吾	小野田賀人	紺谷　直之	山本　　格	
＜１５年勤続＞	石井　洋介	富澤　陽一	中村　昭紀	米村　達郎	小山内奏介
＜１０年勤続＞	阿知良　拓	居城衣織里	碓井　秀直	葛生百合子	中野　廣江
	馬場　健一	原田　芳明	藤田　希実	松尾　康宏	松本　知珠
	水村　裕一	森川　　渉	守屋　　啓		

(2) 慶　　弔

① 慶　　祝

1) 祝　　電　　２２１件
2) 祝　　意　　３件

② 弔　　慰

1) 弔　　電　　１０１件
2) 弔　　意　　４件

(3) 行　　事

１月　７日　　新年祝賀パーティー（経済三団体共催）　　於： 帝国ホテル東京

６．会　　議

(1) 議員総会

① 第２０９回（臨時）議員総会

日　　時　　２０１８年6月１５日（金）　午後０時１６分～午後１時４７分
場　　所　　ホテルニューオータニ　「鳳凰」東中の間
出 席 者　　１４８名（うち委任状出席者７５名）
議　　長　　三　村　明　夫　君
議事録署名人　　三　村　明　夫　君、　伊　藤　一　郎　君、　佐々木　　隆　君、
前　田　新　造　君、　釜　　和　明　君、　田　中　常　雅　君、
北　山　禎　介　君、　伊　東　孝　紳　君、　中　村　満　義　君、
大久保　秀　夫　君、　野　本　弘　文　君、　石　田　　徹　君、
後　藤　忠　治　君、　野　末　　尚　君
議　　件　　1)　会員加入の承諾について
2)　副会頭の選任同意について
3)　参与の委嘱について
4)　顧問の委嘱について
5)　首都圏の国際競争力強化に向けた要望について
6)　首都・東京の国際競争力強化に向けた要望について
報　　告　　1)　創立１４０周年・新ビル落成記念式典について
2)　人手不足等への対応に関する調査結果概要について
3)　政府における新たな外国人材受け入れ制度の検討状況について
4)　日本女子大学との「女性のための新たな学び・再就職支援に関する覚書」の締結について
5)　「第５次エネルギー基本計画（案）」に対する意見等について
6)　会員企業の防災対策に関するアンケート結果概要並びに国土交通省水管理・国土保全局との事業連携協定の締結について
7)　地域の魅力向上懇談会　結果概要について
8)　「ＴＯＫＹＯ北区時間２０１８～このまちの一歩奥へ～」の発刊について（北支部）
9)　女性会の今後の活動方針等について
10）訪メキシコ経済ミッションの派遣について
11）その他

② 第２１０回（通常）議員総会

日　　時　　２０１８年7月２７日（金）　午後０時１３分～午後１時５３分
場　　所　　ザ・キャピトルホテル東急　「鳳凰」
出 席 者　　１４９名（うち委任状出席者７５名）
議　　長　　三　村　明　夫　君
議事録署名人　　三　村　明　夫　君、　伊　藤　一　郎　君、　前　田　新　造　君、
釜　　和　明　君、　田　中　常　雅　君、　北　山　禎　介　君、
伊　東　孝　紳　君、　垣　内　威　彦　君、　中　村　満　義　君、
大久保　秀　夫　君、　野　本　弘　文　君、　石　田　　徹　君、
幸　本　智　彦　君、　山　崎　登美子　君
講　　演　　東京２０２０大会に向けた「交通需要マネジメントの推進」について
東京都知事　　小池　百合子　氏
役員・議員表彰
議　　件　　1)　常議員の選任について
2)　顧問の委嘱について

3)　２０１７年度東京商工会議所事業活動報告について
4)　２０１７年度東京商工会議所収支決算について
5)　東京都の雇用就業施策に関する要望について
6)　国の中小企業対策に関する重点要望について
7)　東京都の中小企業対策に関する重点要望について
8)　中小企業の円滑な事業承継に向けた意見について

報　　告　1)　２０１８年度最低賃金改定の目安決定について
2)　「加藤厚生労働大臣と日商との懇談会」結果概要について
3)　家族との安否確認訓練について
4)　２０１８年度夏期セミナーの結果概要について
5)　東商ビル建替えの進捗状況について
6)　議員の職務を行う代表者の変更について
7)　その他

③　第２１１回議員総会

日　　時　２０１８年９月１３日（木）　午後０時１７分～午後１時５６分
場　　所　ホテルニューオータニ　「鳳凰」東中の間
出 席 者　３４名
議　　長　三村明夫君
議事録署名人　三村明夫君、佐々木　隆君、前田新造君、田中常雅君、北山禎介君、伊東孝紳君、垣内威彦君、大久保秀夫君、野本弘文君、石田　徹君、矢口敏和君、多田修人君
議　　件　1)　会員加入の承諾について
2)　平成３１年度税制改正に関する意見について
報　　告　1)　「東京都と東京商工会議所との労働政策に関する意見交換会」結果概要について
2)　人材育成シンポジウムおよび「企業における教育支援活動等に関するアンケート」調査結果について
3)　「山形視察・懇談会（ものづくり推進委員会・工業部会）」結果報告について
4)　東商オリパラ・アクションプログラム事業について
5)「時間外労働の上限規制」、「年次有給休暇の取得義務付け」の省令・指針に対する意見について
6)　「建設・不動産部会　本部・支部役員懇談会」結果概要について
7)　事業推進委員会の活動について
8)　「確約手続に関する対応方針（案）」に対する意見について
9)　区内高校・専門学校学生向けイベントの実施について（大田支部）
10）青年部「越智内閣府副大臣との懇談会」結果概要について
11）合同訪中団の結果概要について
12）「福島県内商工会議所との懇談会・視察会」の結果概要について

④　第２１２回（臨時）議員総会

日　　時　２０１８年１２月１３日（木）　午後０時１４分～午後１時４１分
場　　所　東京商工会議所　東商グランドホール
出 席 者　１５０名（うち委任状出席者７８名）
議　　長　三村明夫君
議事録署名人　三村明夫君、佐々木　隆君、前田新造君、釜　和明君、田中常雅君、伊東孝紳君、垣内威彦君、大久保秀夫君、野本弘文君、石田　徹君、郡　正直君、渡辺　元君

議　　件　　1)　会員加入の承諾について
　　2)　定款の一部改正について
　　3)　議員選挙及び選任に関する規約の一部改正について
報　　告　　1)　「るるぶ ＴＯＫＹＯ２３」の発行について
　　2)　「創立１４０周年・新ビル落成記念式典」結果概要について
　　3)　平成３１年度税制改正について
　　4)　「深セン　メイカーズ・イノベーション視察会」結果概要について
　　5)　「中小企業庁幹部と東商幹部との意見交換会」結果概要について
　　6)　学生向け起業家セミナーの開催実績について
　　7)　「同一労働同一賃金」の省令・指針に対する意見について
　　8)　キャップ＆トレード制度に関する意見について
　　9)　知財紛争処理システムの見直しに係る意見について
　　10)　「東京都知事と東商会頭・副会頭との懇談」結果概要について
　　11)　「人手不足対策・人材活性化事例集」の発行について（江戸川支部）
　　12)　東京外かく環状道路（関越道～湾岸道路）の整備促進について
　　13)　「２０１８年度　会頭の支部訪問」結果概要について
　　14)　明治神宮鎮座百年奉賛募金について
　　15)　新東商ビルの展示について
　　16)　その他

⑤　第２１３回（通常）議員総会

日　　時　　２０１９年　２月２８日（木）　午後０時１５分～午後１時２１分
場　　所　　ザ・キャピトルホテル東急「鳳凰」
出　席　者　　１４８名（うち委任状出席者８１名）
議　　長　　三　村　明　夫　君
議事録署名人　　三　村　明　夫　君、　佐々木　　隆　君、　前　田　新　造　君、
　　釜　　和　明　君、　田　中　常　雅　君、　北　山　禎　介　君、
　　垣　内　威　彦　君、　中　村　満　義　君、　大久保　秀　夫　君、
　　野　本　弘　文　君、　石　田　　徹　君、　野　村　俊　明　君、
　　本　村　　哲　君
役員・議員表彰
議　　件　　1)　２０１９年度 東京商工会議所事業活動計画について
　　2)　２０１９年度 東京商工会議所収支予算について
　　3)　議員待遇者について
報　　告　　1)　公労使による「新しい東京」実現会議の結果概要について
　　2)　中小企業要望の実現状況について
　　3)　「中小企業の事例に学ぶ　健康長寿ビジネス成功のカギ」の発行について
　　4)　２０１９年 役員・議員改選スケジュールについて
　　5)　カラーコーディネーター検定試験の全面改訂について
　　6)　議員の職務を行う代表者の変更について
　　7)　その他

⑥　第２１４回　議員総会

日　　時　　２０１９年　３月１４日（木）　午後０時１５分～午後１時３５分
場　　所　　東京商工会議所　東商グランドホール
出　席　者　　４０名
議　　長　　三　村　明　夫　君

議事録署名人　三村明夫君、佐々木　隆君、前田新造君、
釜　和明君、田中常雅君、北山禎介君、
伊東孝紳君、垣内威彦君、大久保秀夫君、
野本弘文君、石田　徹君、後藤信夫君、
廣瀬元夫君

議　件
1) 会員加入の承諾について
2) 参与の委嘱について
3) 理事の選任同意について
4) 「知財紛争処理システムの改革を」の追認および「知的財産政策に関する意見」について

報　告
1) 本支部労働懇談会の結果概要について
2) 訪メキシコ経済ミッションの結果概要について
3) 「スマートものづくり実践事例集（ウェブ版)」公開について
4) 移動中小企業・事業承継対策委員会の結果概要および中小企業の経営課題に関するアンケートの調査結果について
5) 国土交通省と首都圏問題委員会との意見交換会結果概要について
6) 東京２０２０大会の機運醸成活動について
7) 健康経営の取組状況について
8) 青年部の活動報告について
9) 「駐日大使館・在日外国商工会議所幹部を招いての東商創立１４０周年記念レセプション」結果概要について
10) 「２０１８年度 地域連携型商談機会創出事業」結果概要について
11) その他

(2) 常議員会

① 第７０５回常議員会

日　時　２０１８年　４月１２日（木）　午後０時１６分～午後１時４５分
場　所　ホテルニューオータニ　「鳳凰」東中の間
出席者　３５名
議　長　三村明夫君
議事録署名人　三村明夫君、伊藤一郎君、佐々木　隆君、
前田新造君、田中常雅君、北山禎介君、
伊東孝紳君、中村満義君、大久保秀夫君、
石田　徹君、加藤雄一君、渡辺　元君

議　件
1) 会員加入の承諾について
2) 顧問の委嘱について
3) わが国と東京における観光振興に関する意見について
4) 女性の活躍推進に向けた意見について（追認）
5) 会社法改正に関する意見について（追認）
6) アンブッシュマーケティング（便乗商法・便乗広告）の制限に関する意見について（追認）
7) 参与の委嘱について

報　告
1) 青年部正副会長及び理事・監事の選任結果について
2) スマートものづくり推進に向けた取り組みについて
3) 本支部税制懇談会の結果概要について
4) 第６回東商リレーションプログラムの実施結果について
5) 中小企業の経営課題に関するアンケート及び移動中小企業・事業承継対策委員会の結果概要について
6) 外国人向けお薦め店舗Ｍａｐ「名所浮世絵 銘店めぐり」の発行について（荒川支部）
7) 東商オリパラ・アクションプログラム事業「中小企業の底力・魅力発信プロジェクト」について

8)　支部青年部の設立状況について
9)　東京オリンピック・パラリンピック競技大会への寄付金について
10)　２０１８年度　夏期セミナー開催概要について

②　第７０６回常議員会

日　　時　　２０１８年　５月１０日（木）　午後０時１９分～午後１時４５分
場　　所　　ホテルニューオータニ　「鳳凰」東中の間
出　席　者　　３７名
議　　長　　三　村　明　夫　君
議事録署名人　　三　村　明　夫　君、　佐々木　　隆　君、　前　田　新　造　君、
釜　　和　明　君、　田　中　常　雅　君、　伊　東　孝　紳　君、
垣　内　威　彦　君、　中　村　満　義　君、　大久保　秀　夫　君、
石　田　　徹　君、　郡　　正　直　君、　池　田　朝　彦　君
講　　演　　「ＡＩと最新テクノロジーが創り出す近未来の脅威の世界」
富士通株式会社 常務理事 首席エバンジェリスト　中　山　五輪男　氏
議　　件　　1)　会員加入の承諾について
2)　委員長の委嘱について
3)　第２０９回（臨時）議員総会について
4)　専門的・技術的分野の外国人材受け入れに関する意見について（追認）
報　　告　　1)　働き方改革関連法案と支援策の動向について
2)　「商工会議所発！地方創生～東京と地方が共に栄える地域活性化を目指して～」の発行について
3)　「Ｒｅ：ｍｉｎａｔｏ」（リ・ミナト）の発行について（港支部）
4)　東京２０２０大会　ボランティア募集要項案等について
5)　２０１７年度　中小企業支援事業の結果概要について
6)　２０１８年 春の叙勲褒章受章者について

③　第７０７回常議員会

日　　時　　２０１８年　６月１５日（金）　午後０時１６分～午後１時４７分
場　　所　　ホテルニューオータニ　「鳳凰」東中の間
出　席　者　　３６名
議　　長　　三　村　明　夫　君
議事録署名人　　三　村　明　夫　君、　伊　藤　一　郎　君、　佐々木　　隆　君、
前　田　新　造　君、　釜　　和　明　君、　田　中　常　雅　君、
北　山　禎　介　君、　伊　東　孝　紳　君、　中　村　満　義　君、
大久保　秀　夫　君、　野　本　弘　文　君、　石　田　　徹　君、
後　藤　忠　治　君、　野　末　　尚　君
議　　件　　1)　会員加入の承諾について
2)　副会頭の選任同意について
3)　参与の委嘱について
4)　顧問の委嘱について
5)　首都圏の国際競争力強化に向けた要望について
6)　首都・東京の国際競争力強化に向けた要望について
報　　告　　1)　創立１４０周年・新ビル落成記念式典について
2)　人手不足等への対応に関する調査結果概要について
3)　政府における新たな外国人材受け入れ制度の検討状況について
4)　日本女子大学との「女性のための新たな学び・再就職支援に関する覚書」の締結について
5)　「第５次エネルギー基本計画（案）」に対する意見等について

6)　会員企業の防災対策に関するアンケート結果概要並びに国土交通省水管理・国土保全局との事業連携協定の締結について
7)　地域の魅力向上懇談会　結果概要について
8)　「ＴＯＫＹＯ北区時間２０１８～このまちの一歩奥へ～」の発刊について（北支部）
9)　女性会の今後の活動方針等について
10）訪メキシコ経済ミッションの派遣について
11）その他

④　第７０８回常議員会

日　　時　　２０１８年　７月１３日（金）　午後０時１５分～午後１時５６分
場　　所　　ホテルニューオータニ　「鳳凰」東中の間
出　席　者　　３３名
議　　長　　三　村　明　夫　君
議事録署名人　　三　村　明　夫　君、　伊　藤　一　郎　君、　佐々木　　隆　君、
釜　　和　明　君、　田　中　常　雅　君、　北　山　禎　介　君、
垣　内　威　彦　君、　中　村　満　義　君、　大久保　秀　夫　君、
野　本　弘　文　君、　石　田　　徹　君、　廣　瀬　元　夫　君、
森　　洋　二　君
講　　演　　従業員への健康投資が企業の継続的な成長を促す
東京大学　政策ビジョン研究センター　特任教授　古井 祐司　氏
議　　件　　1)　会員加入の承諾について
2)　８月休会中の会員加入の取扱いについて
3)　委員長の委嘱について
4)　共同委員長の委嘱について
5)　第２１０回（通常）議員総会について
6)　東京の観光振興策に関する意見について
報　　告　　1)　副部会長の選任結果について
2)　副委員長の委嘱結果について
3)　東商オリパラ・アクションプログラム「外国人観光客の受入対応力向上支援事業」の実施について
4)　「健康経営アドバイザー制度」の状況について
5)　「ＳＨＩＢＵＹＡ×ＣＬＯＴＨＩＮＧ」について（渋谷支部）
6)　「マレーシア・マハティール首相との懇談会」結果概要について

⑤　第７０９回常議員会

日　　時　　２０１８年　９月１３日（木）　午後０時１７分～午後１時５６分
場　　所　　ホテルニューオータニ　「鳳凰」東中の間
出　席　者　　３４名
議　　長　　三　村　明　夫　君
議事録署名人　　三　村　明　夫　君、　佐々木　　隆　君、　前　田　新　造　君、
田　中　常　雅　君、　北　山　禎　介　君、　伊　東　孝　紳　君、
垣　内　威　彦　君、　大久保　秀　夫　君、　野　本　弘　文　君、
石　田　　徹　君、　矢　口　敏　和　君、　多　田　修　人　君
議　　件　　1)　会員加入の承諾について
2)　平成３１年度税制改正に関する意見について
報　　告　　1)　「東京都と東京商工会議所との労働政策に関する意見交換会」結果概要について
2)　人材育成シンポジウムおよび「企業における教育支援活動等に関するアンケート」調査結果について
3)　「山形視察・懇談会（ものづくり推進委員会・工業部会）」結果報告について
4)　東商オリパラ・アクションプログラム事業について

5)「時間外労働の上限規制」、「年次有給休暇の取得義務付け」の省令・指針に対する意見について
6)「建設・不動産部会　本部・支部役員懇談会」結果概要について
7) 事業推進委員会の活動について
8)「確約手続に関する対応方針（案)」に対する意見について
9) 区内高校・専門学校学生向けイベントの実施について（大田支部）
10) 青年部「越智内閣府副大臣との懇談会」結果概要について
11) 合同訪中団の結果概要について
12)「福島県内商工会議所との懇談会・視察会」の結果概要について

⑥ 第７１０回常議員会

日　　時　　２０１８年１０月１１日（木）　午後３時０４分～午後４時０４分
場　　所　　ホテルニューオータニ　「鶴」西の間
出 席 者　　３１名
議　　長　　三 村 明 夫 君
議事録署名人　　三 村 明 夫 君、伊 藤 一 郎 君、佐々木 隆 君、
前 田 新 造 君、釜 和 明 君、田 中 常 雅 君、
北 山 禎 介 君、伊 東 孝 紳 君、垣 内 威 彦 君、
中 村 満 義 君、大久保 秀 夫 君、石 田 徹 君、
大 島 博 君、江 頭 敏 明 君
永年会員表彰
議　　件　　1) 会員加入の承諾について
2) 共同委員長の委嘱について
3) 国土交通省の防災・減災対策に関する要望について
4) 東京都の防災・減災対策に関する要望について
報　　告　　1) 第７回東商リレーションプログラムの実施結果について
2) 第１６回「勇気ある経営大賞」選考結果について
3)「ものづくり推進委員会と足立支部の懇談会」結果概要について
4) 東商千代田ビジネスフェアについて
5)「第４次安倍改造内閣に望む」について
6)「中小企業における消費税の価格転嫁および軽減税率の準備状況等に関する実態調査（第5回）」の結果概要について
7) 選挙管理委員会の設置について
8) 働き方改革に資する東京都の施策について
政策プレゼンテーション
1) 人手不足の解消・多様な人材の活躍に向けた取り組み
2) 円滑な事業承継に向けた取り組み

⑦ 第７１１回常議員会

日　　時　　２０１８年１１月　７日（水）　午後０時１７分～午後２時００分
場　　所　　ホテルニューオータニ　「芙蓉」中の間
出 席 者　　４６名
議　　長　　三 村 明 夫 君
議事録署名人　　三 村 明 夫 君、佐々木 隆 君、前 田 新 造 君、
釜 和 明 君、田 中 常 雅 君、北 山 禎 介 君、
伊 東 孝 紳 君、垣 内 威 彦 君、中 村 満 義 君、
大久保 秀 夫 君、野 本 弘 文 君、石 田 徹 君、
島 村 元 紹 君、古 屋 勝 彦 君
講　　演　　東京２０２０パラリンピックの成功に向けて～共生社会実現への道～

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会 会　　長
日本パラリンピック委員会　会　　長　　鳥　原　光　憲　氏
公益財団法人日本障がい者スポーツ協会　常務理事
日本パラリンピック委員会　副委員長　　髙　橋　秀　文　氏

議　　件　　1)　会員加入の承諾について
2)　主たる事務所の移転について
3)　第２１２回（臨時）議員総会の開催について
4)　「入管法改正案」骨子及び「政府基本方針」骨子案に対する意見（追認）について
5)　長期低排出発展戦略に対する商工会議所意見について

報　　告　　1)　２０４０年に向けた高等教育のグランドデザイン案への意見について
2)　「労働施策基本方針」に対する意見について
3)　海外向けインターネット販売（越境ＥＣ）の実態調査結果について
4)　「１４０（意志を）つなぐ　東商ビジョン」について
5)　「八ツ場ダム視察」の結果概要について
6)　「豊島支部設立５０周年記念事業」結果概要について
7)　東商オリパラアクションプログラム事業等について
8)　２０１９年東商本支部新年賀詞交歓会について
9)　「訪メキシコ経済ミッション」の実施について
10)　２０１８年秋の叙勲褒章受章者について

⑧　第７１２回常議員会

日　　時　　２０１８年１２月１３日（木）　午後０時１４分～午後１時４１分
場　　所　　東京商工会議所　東商グランドホール
出　席　者　　４７名
議　　長　　三　村　明　夫　君
議事録署名人　　三　村　明　夫　君、　佐々木　　隆　君、　前　田　新　造　君、
釜　　和　明　君、　田　中　常　雅　君、　伊　東　孝　紳　君、
垣　内　威　彦　君、　大久保　秀　夫　君、　野　本　弘　文　君、
石　田　　徹　君、　郡　　正　直　君、　渡　辺　　元　君

議　　件　　1)　会員加入の承諾について
2)　定款の一部改正について
3)　議員選挙及び選任に関する規約の一部改正について

報　　告　　1)　「るるぶ　ＴＯＫＹＯ２３」の発行について
2)　「創立１４０周年・新ビル落成記念式典」結果概要について
3)　平成３１年度税制改正について
4)　「深セン　メイカーズ・イノベーション視察会」結果概要について
5)　「中小企業庁幹部と東商幹部との意見交換会」結果概要について
6)　学生向け起業家セミナーの開催実績について
7)　「同一労働同一賃金」の省令・指針に対する意見について
8)　キャップ＆トレード制度に関する意見について
9)　知財紛争処理システムの見直しに係る意見について
10)　「東京都知事と東商会頭・副会頭との懇談」結果概要について
11)　「人手不足対策・人材活性化事例集」の発行について（江戸川支部）
12)　東京外かく環状道路（関越道～湾岸道路）の整備促進について
13)　「２０１８年度　会頭の支部訪問」結果概要について
14)　明治神宮鎮座百年奉賛募金について
15)　新東商ビルの展示について

16）その他

⑨　第７１３回常議員会

日　　時　　２０１９年　１月１０日（木）　午後３時４５分～午後４時４５分
場　　所　　東京商工会議所　東商グランドホール
出　席　者　　４９名
議　　長　　佐々木　　隆　君
議事録署名人　　佐々木　　隆　君、　前　田　新　造　君、　釜　　和　明　君、
田　中　常　雅　君、　北　山　禎　介　君、　伊　東　孝　紳　君、
垣　内　威　彦　君、　中　村　満　義　君、　大久保　秀　夫　君、
野　本　弘　文　君、　石　田　　徹　君、　服　部　津貴子　君、
淺　野　秀　則　君
副会頭年頭所感
議　　件　　1）　会員加入の承諾について
報　　告　　1）　働き方改革関連法の施行に係る準備状況等に関する調査について
2）　第１７回「勇気ある経営大賞」の実施について
3）　高度プロフェッショナル制度の省令・指針に対する意見について
4）　「１４０（意志を）つなぐ東商ビジョン」を踏まえたスローガン等について
叙勲・褒章　受章者ご紹介

⑩　第７１４回常議員会

日　　時　　２０１９年　２月　７日（木）　午後０時１４分～午後２時００分
場　　所　　東京商工会議所　東商グランドホール
出　席　者　　４６名
議　　長　　三　村　明　夫　君
議事録署名人　　三　村　明　夫　君、　佐々木　　隆　君、　前　田　新　造　君、
釜　　和　明　君、　田　中　常　雅　君、　垣　内　威　彦　君、
中　村　満　義　君、　大久保　秀　夫　君、　野　本　弘　文　君、
石　田　　徹　君、　後　藤　忠　治　君、　野　末　　尚　君
講　　演　　「東京都中小企業振興ビジョン　～未来の東京を創るＶ戦略～」について
東京都産業労働局長　　藤　田　裕　司　氏
議　　件　　1）　会員加入の承諾について
2）　第２１３回（通常）議員総会について
報　　告　　1）　新たな外国人材受入れ制度に関する省令案等に対する意見について
2）　東京都の中小企業振興に関する中長期ビジョンへの意見の反映状況について
3）　国土交通省との意見交換会結果概要について
4）　２０１８年度　資源・エネルギー部会の活動結果概要について
5）　東京都と災害対策委員会との意見交換会結果概要について
6）　中高生向け中小企業の魅力発信 教育支援漫画冊子の発行について（墨田支部）
7）　「アジア・大洋州地域大使との懇談会」について

⑪　第７１５回常議員会

日　　時　　２０１９年　３月１４日（木）　午後０時１５分～午後１時３５分
場　　所　　東京商工会議所　東商グランドホール
出　席　者　　４０名
議　　長　　三　村　明　夫　君
議事録署名人　　三　村　明　夫　君、　佐々木　　隆　君、　前　田　新　造　君、

釜　　和明君、田中常雅君、北山禎介君、
伊東孝紳君、垣内威彦君、大久保秀夫君、
野本弘文君、石田　　徹君、後藤信夫君、
廣瀬元夫君

議　　件　1)　会員加入の承諾について
2)　参与の委嘱について
3)　理事の選任同意について
4)　「知財紛争処理システムの改革を」の追認および「知的財産政策に関する意見」について

報　　告　1)　本支部労働懇談会の結果概要について
2)　訪メキシコ経済ミッションの結果概要について
3)　「スマートものづくり実践事例集（ウェブ版)」公開について
4)　移動中小企業・事業承継対策委員会の結果概要および中小企業の経営課題に関するアンケートの調査結果について
5)　国土交通省と首都圏問題委員会との意見交換会結果概要について
6)　東京２０２０大会の機運醸成活動について
7)　健康経営の取組状況について
8)　青年部の活動報告について
9)　「駐日大使館・在日外国商工会議所幹部を招いての東商創立１４０周年記念レセプション」結果概要について
10)　「２０１８年度 地域連携型商談機会創出事業」結果概要について
11)　その他

(3) 会頭・副会頭会議

４月１２日（１６名）

講演：今後の景気動向について
大和総研 常務取締役　調査本部副本部長 チーフエコノミスト　　熊谷亮丸氏

報告事項
1)　第７０５回常議員会について

討議事項
1)　専門的・技術的分野の外国人材受け入れに関する意見について

５月１０日（１５名）

講演：国際政治動向について
日本経済研究センター首席研究員　　伊集院　　敦氏

報告事項
1)　第７０６回常議員会について
2)　福島県内商工会議所との懇談会・視察会（９月６日～７日）について
3)　創立１４０周年・新ビル落成記念式典および新東商ビル進捗状況について

討議事項
1)　首都圏の国際競争力強化に向けた要望について
2)　首都・東京の国際競争力強化に向けた要望について

６月１５日（１４名）

講演：エネルギーの現状と将来
東京工業大学　特命教授・名誉教授　科学技術創成研究員
先進エネルギー国際研究センター長　　柏木孝夫氏

報告事項
1)　第２０９回（臨時）議員総会・第７０７回常議員会について
2)　消費税率引上げに伴う需要変動の平準化対策に関する考え方について
3)　夏期セミナーについて

討議事項

1)　東京の観光振興策に関する意見について

2)　中小企業の円滑な事業承継に向けた意見について

７月１３日（１６名）

報告事項

1)　第７０８回常議員会について

2)　第２１０回（通常）議員総会について

3)　２０１７年度　事業活動報告（案）及び収支決算（案）について

討議事項

1)　東京都の雇用就業施策に関する要望について

2)　平成３１年度税制改正に関する意見について

3)　国の中小企業対策に関する重点要望について

4)　東京都の中小企業対策に関する重点要望について

９月１３日（１６名）

講演：米中貿易摩擦の“日本への影響”

丸紅株式会社 経済研究所　所長　　今　村　　卓　氏

報告事項

1)　第２１１回議員総会・第７０９回常議員会について

討議事項

1)　国土交通省の防災・減災対策に関する要望について

2)　東京都の防災・減災対策に関する要望について

１０月１１日（１８名）

講演：今後の外国人材の受け入れについて

法務省 大臣官房 官房審議官　　佐々木　聖　子　氏

報告事項

1)　第７１０回常議員会について

2)　第１６回「勇気ある経営大賞」選考結果について

討議事項

1)　“１４０（意志を）つなぐ　東商ビジョン”について

１１月　７日（１７名）

講演：「世界の都市総合力ランキング（ＧＰＣＩ）２０１８」について

明治大学　名誉教授　　市　川　宏　雄　氏

報告事項

1)　第７１１回常議員会について

2)　「入管法改正案」骨子及び「政府基本方針」骨子案に対する意見について

3)　創立１４０周年・新ビル落成記念式典について

4)　２０１９年東商本支部新年賀詞交歓会について

5)　その他

１２月１３日（１７名）

講演：２０１９年の日本経済の展望　～東京五輪に向けて～

株式会社第一生命経済研究所 首席エコノミスト　　熊　野　英　生　氏

報告事項

1)　第２１２回（臨時）議員総会・第７１２回常議員会について

2)　定款の一部改正について

3)　議員選挙及び選任に関する規約の一部改正について

4)　第５１回経済三団体懇親ゴルフ会について

１月１０日（３２名）（特別顧問合同会議）

報告事項

1)　第７１３回常議員会について

討議事項

1)　業界の見通しについて

2)　２０１９年度 事業活動計画（素案）について

２月　７日（１５名）

講演：シニア活躍推進に向けた人材戦略

株式会社日本総合研究所　理事　主席研究員　　山　田　　久　氏

報告事項

1)　第７１４回常議員会ならびに第２１３回（通常）議員総会について

2)　２０１９年度　事業活動計画・収支予算について

3)　２０１９年 本・支部賀詞交歓会の結果概要について

３月１４日（１６名）

報告事項

1)　第２１４回議員総会・第７１５回常議員会について

2)　２０１９年度　夏期セミナーについて

3)　東商園遊会について

討議事項

1)　わが国と東京における観光振興に関する意見について

2)　高齢者の活躍推進に関する意見について

(4) 会頭・副会頭・委員長合同会議

４月１２日（２７名）

1)　各委員会の活動実績・今後の取り組み等について

2)　意見交換

3)　その他

１２月１３日（２５名）

1)　各委員会の活動実績・今後の取り組み等について

2)　意見交換

3)　その他

(5) 特別顧問会議

６月　５日（２０名）

講演：２０５０年のニッポン～課題を乗り越え、輝き続けるために～

株式会社みずほ銀行　執行役員産業調査部長　　牛　窪　恭　彦　氏

説明・意見交換

1)　「挑戦する東商ビジョン」について

１０月　１日（２０名）

講演：最近の経済情勢と金融政策運営

日本銀行　副総裁　　雨　宮　正　佳　氏

講演：災害に強い首都・東京の実現に向けて

国土交通省 水管理・国土保全局長　　塚　原　浩　一　氏

資料説明：東京商工会議所の取り組みについて

上田　地域振興部長

意見交換

１月１０日（３２名）（会頭・副会頭合同会議）

報告事項

1)　第７１３回常議員会について

討議事項

1)　業界の見通しについて

2)　２０１９年度 事業活動計画（素案）について

２月　４日（２６名）

講演：キャッシュレス化で進展する超スマート社会 ～現状と課題～

株式会社野村総合研究所　コンサルティング事業副本部長

未来創発センター長　研究理事　　桑　津　浩太郎　氏

業界におけるキャッシュレス等の動向について

石塚特別顧問

塚本特別顧問

意見交換

(6) 夏期セミナー

７月　６日（金）（１５０名）　品川プリンスホテル

① 会頭・副会頭・特別顧問・委員長合同会議

1)「潜在成長率の引上げに向けた課題と取り組むべき方策」

a. 講演：「骨太方針・成長戦略２０１８と日本の未来」

内閣府副大臣　　越　智　隆　雄　氏

b. 討議

② グループ別セミナー

1) 中小企業の海外展開における経営課題、人材の確保・育成・活用について

a. 講演：「中堅・中小企業等の海外ビジネスと人材の活用」

独立行政法人日本貿易振興機構 理事　　入　野　泰　一　氏

2) 人手不足解消に向けた多様な人材（女性・外国人）の活躍推進について

a. 講演：「中小企業における人手不足対応について」

中小企業庁 経営支援部経営支援課 課長　　苗　村　公　嗣　氏

3)『また訪れたい！』と言われる東京へ　～２０２０年大会を見据え、地元経済界としての課題や対応は？～

a. 第一部　講演：「東京２０２０大会における交通輸送の円滑化について」

東京都副知事　　猪　熊　純　子　氏

b. 第二部　講演：「東京２０２０大会に向けた訪都外国人観光客の受入整備について」

東京都産業労働局観光部長　　小　沼　博　靖　氏

4) 事業承継対策と今後の中小企業金融について

a. 第一部　事業承継対策

b. 第二部　中小企業金融を取り巻く現状と今後の課題について

講演：「中小企業金融を取り巻く現状と今後の課題」

特定非営利活動法人 日本動産鑑定 会長　　森　　俊　彦　氏

5) ２０２０年 生産性革命の実現に向けて ～真に豊かさを実感できる経済社会を目指して～

a. 中小企業の生産性向上に向けてＩＴ利活用をさらに加速させるためには

b. 社会的課題を解決し「真に豊かさを実感できる経済社会」を実現するためには

講演：「『生産性革命』がもたらす２０２０年代の経済社会」

ＢＮＰパリバ証券 経済調査本部長・チーフ エコノミスト　　河　野　龍太郎　氏

③ 懇親パーティ

1)各グループからの報告、会頭総括

※夏期蓼科役員懇談会から通算で３７回目

(7) 監 事 会

７月９日　　①２０１７年度（平成２９年度）東京商工会議所事業活動報告（案）について
②２０１７年度（平成２９年度）東京商工会議所収支決算（案）について
同　一般会計収支決算（案）について
同　小規模企業対策事業特別会計収支決算（案）について
同　建物特別会計収支決算（案）について
同　新ビル建設特別会計収支決算（案）について
同　貸借対照表（案）について
同　財産目録（案）について

(8) 部　　会

①　商業・商業卸売合同部会

商業部会と商業卸売部会では、政治・経済・消費動向など流通業の改善発達に資する観点から、部会員への情報提供を目的に講演会・視察会を合同で開催した。また、所属議員の相互交流・情報交換を図るため、所属議員懇談会を合同で開催した。あわせて、幹事会において部会運営の協議を定期的に行い、活動内容の更なる充実に努めた。

1)　部　　会

７月２４日（　９０名）　講演　「経済学から見た日本の生産性向上とは」
東洋大学　経済学部経済学科　教授　滝　澤　美　帆　氏
１１月１２日（　７０名）　講演　「越境ＥＣの実情を踏まえた成功のポイント」
(独)中小企業基盤整備機構　販路開拓支援チーフアドバイザー　齋　藤　直　氏
１月３０日（４３５名）　講演　「２０１９年内外経済の見通し ～日本と世界はどうなるか～」
学習院大学　国際社会科学部　教授　伊　藤　元　重　氏

2)　所属議員昼食懇談会

６月２５日　（３０名）　卓話　「キャッシュレス・ビジョン等について」
経済産業省　商務・サービス審議官　藤　木　俊　光　氏
１０月１７日　（２５名）　卓話　「シェアリングエコノミーから知る今の消費動向」
㈱ニッセイ基礎研究所生活研究部　主任研究員　久　我　尚　子　氏
２月２２日　（２５名）　卓話　「国内外におけるキャッシュレスの現状や
今後の取り組みの方向性について」
(一社)キャッシュレス推進協議会　常務理事・事務局長　福　田　好　郎　氏

3)　所属議員懇談会

１２月１１日　（２３名）　所属議員年末懇親会

4)　視　察　会

６月２１日　（１６名）　「国分　西東京総合センター」視察会

5)　幹　事　会

９月１８日　（　７名）　協議　「今後の部会活動について」
３月１１日　（　６名）　協議　「今後の部会活動について」

②　工業部会

工業部会では、製造業のイノベーションをテーマとした講演・視察や最新技術など中小企業の経営者に役立つ情報の提供した。また、所属議員昼食懇談会では、時宜に応じたテーマによる卓話を行うとともに、所属議員の相互交流をはかり、業種を越えた意見を交換した。

1)　部　　会

５月１６日（１０１名）　　講演　「次世代自動車産業の行方」
自動車ジャーナリスト　　桃　田　健　史　氏

１０月３０日（１２０名）　　講演　「社員の可能性を信じる　～コロンバン挑戦の軌跡～」
㈱コロンバン　社長　　小　澤　俊　文　氏

2)　所属議員昼食懇談会

５月１６日　（２１名）　　卓話　「“ハードウェアのシリコンバレー”　深セン最新事情」
東京大学　社会科学研究所　准教授　　伊　藤　亜　聖　氏

１０月３０日　（１７名）　　卓話　「消音標準化（自動化）改修による
建設業の人手不足解消と生産性の向上」
㈱丸高工業　代表取締役　　髙　木　一　昌　氏

3)　新年講演会・新年懇親会

２月　４日（１４１名）　　講演　「コマツのイノベーション戦略」
㈱小松製作所　会長　　野　路　國　夫　氏

２月　４日　（７４名）　　新年懇親会

4)　名古屋視察会

５月　８日～　９日（１４名）
訪問地：愛知県名古屋市、豊田市
内　容：訪問
三菱電機㈱、小島プレス工業㈱（丸和電子化学㈱）、
トヨタ産業技術記念館

③　資源・エネルギー部会

資源・エネルギー部会では、エネルギー・環境分野におけるわが国の急激な状況変化を踏まえ、最新の情報を会員に提供するため、講演会や視察会を行った。また、再生可能エネルギー・新エネルギー・分散型エネルギーをどう活用していくべきか、地域の中小企業は地方創生政策・エネルギー政策にどう関わっていくべきかをテーマにパネルディスカッションを開催した。

1)　講　演　会

７月１１日　（９３名）　　講演会　「新エネルギー基本計画について」
経済産業省　資源エネルギー庁　長官官房　総務課　課長　　松　山　泰　浩　氏
※エネルギー・環境委員会および日本商工会議所エネルギー・環境専門委員会との合同開催

2)　パネルディスカッション

１月３０日（１８０名）　　パネルディスカッション
「再エネ・新エネ×地域×レジリエンス～エネルギー政策と企業経営～」
基調講演：東京理科大学大学院経営学研究科　教授　　橘　川　武　郎　氏
ファシリテーター：東京理科大学大学院経営学研究科　教授　　橘　川　武　郎　氏
パネラー：エネトピアグループ鳥取ガス㈱　代表取締役社長　　児　嶋　太　一　氏
デンマーク王国大使館　上席商務官（エネルギー・環境担当）　田　中　いずみ　氏
㈱百森　共同代表　　中　井　照大郎　氏
※エネルギー・環境委員会および日本商工会議所エネルギー・環境専門委員会との合同開催

3)　視　察　会

９月１０日～１１日　（２４名）　　視察会　「地熱発電所視察会」（秋田県湯沢市）

訪問先等：湯沢地熱㈱「山葵沢地熱発電所」
東北自然エネルギー㈱「上の岱地熱発電所」
湯沢商工会議所（懇談）
講　演：「山葵沢地熱発電所について」
湯沢地熱㈱　代表取締役　　大　泉　博　幹　氏
「上の岱地熱発電所について」
東北電力㈱　執行役員　発電・販売カンパニー火力部長　　大　野　貞　彦　氏
「湯沢市の紹介と湯沢商工会議所の取組みについて」
湯沢商工会議所　会頭　　和　賀　幸　雄　氏
協　力：湯沢地熱㈱、東北電力㈱、湯沢商工会議所
※エネルギー・環境委員会および日本商工会議所エネルギー・環境専門委員会との合同開催

④　貿易部会

貿易部会は、部会員への情報提供の一環として、世界経済の現状や企業の海外展開をテーマに、セミナー・視察会を開催した。

1)　部　　会

４月２０日　（２４名）　講演　「テキサス州（ダラス都市圏）ビジネスセミナー～米国内トップクラスのビジネス優位性と進出メリットをご紹介～」
ＮＥＣ　Ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎ　ｏｆ　Ａｍｅｒｉｃａ，
Ｄｉｒｅｃｔｏｒ　ｏｆ　Ｃｏｍｍｕｎｉｔｙ　Ｒｅｌａｔｉｏｎ
Ｃａｒｔｅｒ　Ｈｏｓｔｏｎ　氏
Ｄａｌｌａｓ　Ｒｅｇｉｏｎａｌ　Ｃｈａｍｂｅｒ
Ｖｉｃｅ　Ｐｒｅｓｉｄｅｎｔ
Ｓａｒａｈ　Ｃａｒａｂｉａｓ　Ｒｕｓｈ　氏
Ａｘｘｅｓｓ，　Ｐｒｅｓｉｄｅｎｔ　＆　ＣＥＯ
Ｊｏｈｎ　Ｏｌａｊｉｄｅ　氏

６月１２日　（６７名）　講演　「海外での販売パートナーの見つけ方、対応する社内体制の構築方法～中小機構選定のサポート企業がポイントをご紹介～」
㈱ピンポイント・マーケティング・ジャパン
代表取締役社長　　大　澤　　裕　氏

６月２５日　（３９名）　講演　「海外Ｍ＆Ａの戦略的・積極的活用でグローバルな成長実現へ～経営者目線で重要なポイントをご紹介～」
経済産業省　貿易経済協力局　投資促進課長　　小　泉　秀　親　氏
㈱ＫＰＭＧ　ＦＡＳ　マネージング・ディレクター　　林　　稔　氏

７月　３日　（７８名）　講演　「出張者や駐在員の身をどう守るか　海外における企業の安全対策セミナー」
外務省　領事局　邦人テロ対策室長　　上　田　　肇　氏
アクサ・アシスタンス・ジャパン㈱　営業部長　　大　谷　　淳　氏

７月２０日　（４４名）　講演　「海外取引不払い事故対策セミナー～アジア大洋州各国のカントリーリスクと支払い傾向～」
コファスジャパン信用保険会社　与信業務部　シニア・バイス・プレジデント　　田　中　　豊　氏
同　営業部　デピュティ・バイス・プレジデント　　谷　口　智　也　氏

１０月１０日　（４６名）　講演　「世界経済の現状・為替相場見通し／最新中国ビジネス動向」
㈱きらぼし銀行　チーフマーケットアドバイザー　　紀　本　晋　二　氏
綺羅商務諮詢（上海）有限公司　総経理　　蓑　田　　光　氏

１０月２４日　（２１名）　講演　「米国、メキシコにおける人材採用対策セミナー～採用時の重要課題、失敗例、訴訟対策などから学ぶ～」

Ｔａｂａｔａ　Ｏｘｆｏｒｄ　Ｐｅｒｓｏｎｎｅｌ　ＬＬＣ　ＣＥＯ
田　畑　のり子　氏

１１月　６日　（３０名）　講演　「米国・ペンシルベニア州ビジネスセミナー～中小企業のアメリカ進出・イノベーションエコシステムの紹介～」
(独)日本貿易振興機構　海外調査部米州課　アドバイザー　木　村　　誠　氏
ペンシルベニア州政府　日本投資事務所　代表　佐　藤　宣　信　氏
㈱ジャパン・テクノロジー・グループ　取締役　兼
恵泉国際特許・法律事務所　マネージング・ディレクター　山　本　光　良　氏
㈱パソナ　グローバル事業本部　国際事業企画部　米国担当　宇田川　　舜　氏

１２月１２日　（２９名）　講演　「新しい戦略で米国市場に挑戦！　最小コスト＆リスクでアメリカに進出する方法」
米国インディアナ州政府駐日代表事務所　駐日代表　ポール・Ｆ・ローランド　氏
ジーアーチ㈱　代表取締役　加　藤　博　敏　氏

１月２５日　（４４名）　講演　「中国ビジネス　成功の秘訣とトラブル回避策～実例から学ぶ、日本企業が陥る落とし穴と解決法～」
Ｄａｏ　ａｎｄ　Ｃｒｅｗ㈱　船長　小　島　庄　司　氏

１月３０日　（４４名）　講演　「実務対応型　欧州ビジネスセミナー」
ユーロコミッティ㈱　代表取締役　塚　谷　泰　生　氏

２月２６日　（２３名）　講演　「これだけは知っておきたい！米国人事労務管理の基本と実践」
ＨＲＭ Ｐａｒｔｎｅｒｓ，Ｉｎｃ．　Ｐｒｅｓｉｄｅｎｔ　兼　Ｃ．Ｏ．Ｏ．
三ツ木　良　太　氏

３月　７日　（１２名）　講演　「『雇用代行』を活用し"ワンストップ"で海外へ～海外事業のスピードとリスク低減を実現する効果的な手法をご紹介～」
ＧｏＧｌｏｂａｌ㈱　代表取締役社長　矢　頭　　了　氏

2)　視　察　会

７月２７日　（２７名）　視察　「羽田クロノゲート視察会　『物流』の切り口から考える海外展開」

⑤　金融部会

金融部会では、金融および国内外の経済動向に関わる問題について、広く会員に対して情報提供を行うため、講演会を開催した。

1)　部　　会

５月２９日（１０３名）　講演　「台頭する中国　～二期目の習近平政権を見据えて～」
東京大学　公共政策大学院　院長　高　原　明　生　氏

１０月　２日（１１６名）　講演　「金融サービスの変革
～ＦｉｎＴｅｃｈが私たちの生活をどう変えるか～」
日本銀行　決済機構局　審議役・ＦｉｎＴｅｃｈセンター長　副　島　　豊　氏

１月２１日（１３８名）　講演　「２０１９年 内外経済見通し」
㈱ニッセイ基礎研究所　経済研究部　主席研究員　伊　藤　さゆり　氏

⑥　交通運輸部会

交通運輸部会では、時宜に応じたテーマによる講演会および部会員同士の交流、情報提供を目的とした視察会を開催した。

1)　部　　会

６月２９日　（８６名）　講演　「２０２０年とその先へ～首都圏の都市整備・まちづくり～」

日本大学理工学部　特任教授　　岸　井　隆　幸　氏

2)　視　察　会

１２月　６日　（３８名）　　世界に誇る都市型総合港湾・東京港を体験する
視察船「新東京丸」乗船&新客船ふ頭「東京国際クルーズターミナル」視察

3)　説　明　会

１１月２９日（１６３名）　　「東京オリンピック・パラリンピック大会期間中の交通・輸送に関する説明会」(共催:オリンピック･パラリンピック特別委員会)

⑦　建設・不動産部会

建設・不動産部会では、時宜に応じたテーマによる講演会および部会員同士の交流のための新年賀詞交歓会、部会員の声を反映した活動を実施するべく本部・支部役員懇談会を開催した。

1)　部　　会

９月２８日（　８９名）　　講演　「危機感のない日本の危機」－国土強靭化・経済成長とインフラー
(公社)土木学会第 105 代会長　　大　石　久　和　氏

2)　新年賀詞交歓会

１月２２日（２８５名）　　懇親パーティー

開会挨拶	建設・不動産部会長	山　内　隆　司
来賓挨拶	国土交通事務次官	森　　昌　文　氏
	東京都議会議長	尾　崎　大　介　氏
	東京都建設局道路監	三　浦　　隆　氏
乾　杯	建設・不動産副部会長	廣　瀬　元　夫
懇　親		
中締め	建設・不動産副部会長	今　井　雅　則

3)　本部・支部役員懇談会

８月２８日（　２４名）　　意見交換
「建設業・不動産業の現状と課題」について

国土交通省　土地・建設産業局長	野　村　正　史　氏
国土交通省　土地・建設産業局建設業課長	高　橋　謙　司　氏
国土交通省　土地・建設産業局不動産業課長	須　藤　明　夫　氏

4)　視　察　会

３月　８日（　３０名）　　「東京国際空港（羽田空港）視察会」（共催：首都圏問題委員会）

⑧　サービス部会

サービス部会では、様々な業種、業態が含まれる部会員のニーズに応えるため、時宜に応じたテーマでの講演会ならびに所属議員による昼食懇談会を開催した。

1)　部会

７月１７日（１３６名）　　講演　　ヒットはいま、何から生まれるのか。２０１８夏。
第１部　「あなたが今、ヒットさせたい的は何？
～電通Ｂチームの７つの「ＮＥＷ　ＣＯＮＣＥＰＴ」からのヒント」
㈱電通　Ｂチーム　クリエーティブ・ディレクター　　倉　成　英　俊　氏
第２部　「オールド産業の会社はこうして「変身」した。
～成功する企業の規則性～」

Ｆｏｒｂｅｓ　ＪＡＰＡＮ　編集次長兼シニア・ライター　　藤　吉　雅　春　氏

１１月　２日（１１９名）　　説明　　「２０２０大会最新状況について」

(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

企画財務局アクション＆レガシー部担当部長　　藤　田　善　三　氏

講演　　「スポーツ産業変革期！！

今後のスポーツ産業コンテンツの可能性」

早稲田大学　スポーツ科学学術院　教授　　間　野　義　之　氏

３月　４日（１３９名）　　講演　　キャッシュレス事情最前線

第１部　「金融デジタル革命」

野村総合研究所 エグゼクティブ・エコノミスト　　木　内　登　英　氏

第２部　「我が国におけるキャッシュレス社会の現状と課題」

(一社)キャッシュレス推進協議会　常務理事・事務局長　　福　田　好　郎　氏

2)　所属議員昼食懇談会

７月１７日　（１８名）　　卓話　「ヒットはいま、何から生まれるのか。２０１８夏。」

㈱電通　Ｂチーム　クリエーティブ・ディレクター　　倉　成　英　俊　氏

Ｆｏｒｂｅｓ　ＪＡＰＡＮ　編集次長兼シニア・ライター　　藤　吉　雅　春　氏

１月２５日　（１７名）　　卓話　「シンギュラリティが創る新たな世界とＡＩを活用した働き方改革」

富士通㈱　常務理事・首席エヴァンジェリスト　　中　山　五輪男　氏

３月　４日　（１５名）　　卓話　「金融デジタル革命」

野村総合研究所 エグゼクティブ・エコノミスト　　木　内　登　英　氏

⑨　情報通信部会

情報通信部会では、部会員のビジネスに資するタイムリーなテーマによる講演会を開催した。また、所属議員昼食懇談会を実施した。

1)　部　　会

１１月　２日（　７５名）　　講演　「モノ作り企業が、コトの価値創造に挑戦する。

コマツスマートコンストラクションの取り組み」

㈱小松製作所　執行役員・スマートコンストラクション推進本部長　　四　家　千佳史　氏

２月２０日（１１３名）　　講演　「デジタル・トランスフォーメーションと企業戦略

～環境はどう変わり、企業にはどのような行動が求められるのか～」

㈱エヌ・ティ・ティ・データ　相談役　　岩　本　敏　男　氏

2)　所属議員昼食懇談会（所属議員と部会講演会講師による意見交換を実施）

１１月　２日（　１２名）

２月２０日（　１２名）

⑼　委員会

①　総合政策委員会

総合政策委員会では、「東京と地方が共に栄える真の地方創生の実現」を通じた、新しい国づくりについて調査・研究し、地域活性化のバロメーターといえる地域の開業率、人口動態等に留意して進むべき方向性や具体策について意見を取りまとめるとともに、商工会議所が果たすべき役割と活動について検討した。

また、「商工会議所版地方創生白書」を発行し、各地商工会議所の地方創生に向けた取り組みを紹介するとともに、地域課題解決に資するシェアリングエコノミーについて、調査・研究を行った。

※いずれも日商総合政策委員会との合同委員会として開催

1)　委員会

５月１５日　（２６名）　学識委員講話　「Ｓｏｃｉｅｔｙ５．０が創る暮らしと社会構造の新しい姿」
政策研究大学院大学　副学長　角　南　　篤　氏
講演　「地域の課題を解決するシェアリングエコノミーと中小企業のビジネスチャンス」
慶應義塾大学大学院　メディアデザイン研究科
教授　中　村　伊知哉　氏
意見交換

７月１２日　（２７名）　講演　「シェアリングエコノミーの衝撃」
(一社)シェアリングエコノミー協会　代表理事
㈱スペースマーケット　代表取締役／ＣＥＯ
重　松　大　輔　氏
「鯖江市の課題解決に向けたシェアリングサービスの活用事例について」
慶應義塾大学大学院　メディアデザイン研究科　研究員
オークツ㈱　社長／ＣＥＯ　大　江　貴　志　氏
意見交換

１０月２２日　（２２名）　講演　「総務省におけるシェアリングエコノミーに関する取組について」
総務省　地域力創造グループ　地域政策課
課長　藤　井　雅　文　氏
「釜石でのシェアリングエコノミーの取り組みについて」
釜石市　総務企画部オープンシティ推進室　室長　兼
釜石リージョナルコーディネーター協議会　事務局長
石　井　重　成　氏
意見交換

１２月　５日　（２１名）　講演　「地域公共交通の活性化及び再生に向けた国土交通省の取組」
国土交通省　総合政策局　公共交通政策部長
城　福　健　陽　氏
「都市別モビリティ市場とビジネスの将来像・課題」
㈱現代文化研究所　取締役　白　木　節　生　氏
主席研究員　佐次清　隆　之　氏
意見交換

２月　８日　（２１名）　学識委員講話　「現下の国際貿易秩序の危機を踏まえた２０１９年の通商政策について」
慶應義塾大学　経済学部　教授　木　村　福　成　氏
講演　「まち・ひと・しごと創生総合戦略２０１８改訂版について」
内閣官房　まち・ひと・しごと創生本部事務局
地方創生総括官補　伊　藤　明　子　氏
「記者の目からみた地方創生 その成果と課題」
日本経済新聞社　編集局　編集委員　兼　論説委員
谷　　隆　徳　氏
意見交換
議事　「第２期まち・ひと・しごと創生総合戦略への意見書づくりについて」

②　組織委員会

組織委員会では、創立１４０周年記念事業を推進したほか、事業の一環としてビジョン策定委員会を設置

し、今後１０年間の活動理念・行動指針となる「１４０（意志を）つなぐ　東商ビジョン」を策定、１２月３日の式典で公表した。また、８万会員の達成に向けて、会員増強の取り組みなどついて検討を行った。

1)　委員会

７月２７日　（２５名）　議題　a.「創立１４０周年記念事業の進捗について」
b.「創立１４０周年・新ビル落成記念式典について」
c.「“１４０（意志を）つなぐ”　東商ビジョンについて」
d.「組織基盤強化の取り組みについて」

９月１９日　（２０名）　議題　a.「創立１４０周年記念事業の進捗について」
b.「創立１４０周年・新ビル落成記念式典について」
c.「“１４０（意志を）つなぐ”　東商ビジョンについて」

１２月１９日　（２５名）　議題　a.「創立１４０周年記念事業の報告について」
b.「『１４０（意志を）つなぐ　東商ビジョン』を踏まえた今後の活動について」

2)　創立１４０周年記念事業実行委員会

９月１９日　（１５名）　議題　a.「創立１４０周年記念事業の進捗について」
b.「創立１４０周年・新ビル落成記念式典について」
c.「“１４０（意志を）つなぐ”　東商ビジョンについて」

１２月１９日　（１８名）　議題　a.「創立１４０周年記念事業の報告について」
b.「『１４０（意志を）つなぐ　東商ビジョン』を踏まえた今後の活動について」

3)　ビジョン策定委員会

５月１１日　（１６名）　説明　a.「委員会の趣旨・概要およびスケジュール等について」
b.「東京商工会議所認知度アンケートの結果概要について」
講演　「内外経済の中長期展望」
㈱三菱総合研究所　政策・経済研究センター長　　武　田　洋　子　氏
議題　a.「１０年後の外部環境」を踏まえ、東商はどうあるべきか
b.「挑戦する東商ビジョン」の内容について

６月１１日　（１７名）　議題　a.「東商ビジョン（案）について」

９月１３日　（１６名）　議題　a.「１４０（意志を）つなぐ東商ビジョン（案）について」

１２月１９日　（１３名）　議題　a.「創立１４０周年記念事業の報告について」
b.「『１４０（意志を）つなぐ　東商ビジョン』を踏まえた今後の活動について」

③　事業推進委員会

事業推進委員会では、「事業の見える化（わかりやすいＰＲツール、多様なＰＲチャネル活用）」「支部を中心とした営業力強化（対面営業活動の強化）」に基づき、会員に東商事業を知っていただく活動を展開した。

具体的には「取引拡大・人脈づくりガイドブック」「４事業ＰＲチラシ」「対面営業ツール」等のＰＲツール作成する他、ホームページリニューアルやスマートフォン対応を進めた。また、支部の強みを活かした営業活動を推進するために「サンキュー・ポイント制度」「ＰＲサポーター制度」を創設した。

1)　正・共同・副委員長会議

２月２７日　（　３名）　　説明　２０１８年の取り組みについて
議題　今後の委員会の活動内容について

2)　委員会
２月２７日　（１３名）　　説明　２０１８年の取り組みについて
議題　今後の委員会の活動内容について

④　税制委員会

税制委員会では、企業の競争力強化による持続的な経済成長や、中堅・中小企業の活力強化、首都東京の発展を図る観点から、税制に係る多種多様な課題を取り上げた。会員企業等へのヒアリングや税制アンケート、各種調査結果等を踏まえて討議を行い、税制改正に関する意見書をとりまとめ、政府・政党、東京２３区選出の国会議員、東京都等へ提出した。

２３区選出国会議員等への陳情を精力的に行った結果、中小企業向け設備投資減税においては、働き方改革やＢＣＰ策定を後押しする措置が盛り込まれたほか、昨年の法人向けに続き、個人事業者の事業承継税制が創設されるなど、要望が数多く実現した。

1)　委員会
６月１４日　（３３名）　　講演　「最近の都市・まちづくり政策の動向と今後の課題」
国土交通省都市局　都市政策課長　　髙　山　　泰　氏
協議　（１）平成３１年度税制改正に関する意見について（素案）
（２）消費税率引上げに伴う需要変動の平準化対策に関する考え方について
７月３１日　（３６名）　　講演　「米国の税制改正の概要と日本の税制への示唆」
ＰｗＣ税理士法人　米国タックスデスク
パートナー　　山　岸　哲　也　氏
シニアマネージャー　　小　林　秀　太　氏
協議　平成３１年度税制改正に関する意見（案）について
２月１９日　（３４名）　　講演　「平成３１年度税制改正の概要と今後の課題」
経済産業省経済産業政策局　企業行動課長　　小　川　　要　氏
協議　（１）２０２０年度税制改正に向けた税制委員会スケジュール(案)
（２）２０２０年度税制改正に向けた主な検討課題

2)　税制検討小委員会
４月２０日　（１８名）　　講演　「研究開発税制の概要と今後の検討課題について」
経済産業省産業技術環境局
技術振興・大学連携推進課長　　松　岡　建　志　氏
報告　本支部税制懇談会の結果概要について
協議　（１）平成３１年度税制改正に関する意見について（論点整理）
（２)平成３１年度税制改正等に関するアンケート調査　（項目案）について
６月　７日　（２１名）　　講演　「海外における消費税軽減税率・インボイス制度」
日本税理士会連合会　理事・調査研究部副部長　　土　屋　栄　悦　氏
協議　（１）平成３１年度税制改正に関する意見（素案）について
（２）消費税率引上げに伴う需要変動の平準化対策に関する考え方について

3)　税制委員を対象とする税制勉強会（共催：日本商工会議所　税制専門委員会）

５月２８日　（６４名）　講演　「今後の我が国の税の行方・あり方」
東京大学大学院法学政治学研究科　教授　中　里　実　氏
講演　「消費税引き上げ、軽減税率導入に向けた課題」
城所総合会計事務所　所長　城　所　弘　明　氏

4)　支部との懇談会

３月　１日　（１４名）　城西ブロック　本支部税制懇談会
参加支部：新宿・世田谷・渋谷・中野・杉並・練馬
報告　平成３１年度税制改正について
議題・２０２０年度税制改正に向けた意見
・事業承継の円滑化に向けた税制措置
・消費税率引上げ・軽減税率導入への対応

３月　６日　（１４名）　城南ブロック　本支部税制懇談会
参加支部：中央・千代田・港・品川・目黒・大田
報告　同上
議題　同上

３月１４日　（１１名）　城北ブロック　本支部税制懇談会
参加支部：文京・北・荒川・豊島・板橋・足立
報告　同上
議題　同上

３月２２日　（１１名）　城東ブロック　本支部税制懇談会
参加支部：江東・台東・墨田・葛飾・江戸川
報告　同上
議題　同上

⑤　労働委員会

労働委員会は、働き方改革関連法をはじめとした労働法制・政策への意見発信と、各施策の普及・啓発の２点を柱として活動を展開した。２０１７年６月に働き方改革関連法が成立し、労働政策審議会において省令・指針の議論がスタートしたことから、各部会・会議での意見主張に加え、パブリックコメントへの積極的な対応を行ったほか、同法の内容や企業における対応に関するセミナーを複数回開催するなど会員企業への周知、意識啓発に取り組んだ。また、東京都に対しては「東京都の雇用就業施策に関する要望」の提出や幹部との意見交換会、東京都の施策説明会の開催など、２０１７年に締結した「東京における働き方改革の推進等に関する連携協定」に基づき、各種事業を積極的に展開した。

1)　委 員 会（共催：日本商工会議所　労働専門委員会）

４月２６日　（３９名）　議題　働き方改革関連法案への対応状況について（意見交換）
就職・採用選考活動時期に関する議論について（意見交換）
２０１７年度の委員会活動報告および２０１８年度活動計画について

７月　３日　（４２名）　講演　「最低賃金制度について」
厚生労働省　労働基準局賃金課長　武　田　康　祐　氏
議題　最低賃金の改定に対する商工会議所の考えについて
地方最低賃金審議会委員より各地の最低賃金引き上げの影響や
審議状況等について（意見交換）

７月２４日　（５３名）　※東商労働委員会・多様な人材活躍委員会合同開催
講演　「時間外労働の上限規制に係る中小企業に対する
助言・指導について」
厚生労働省　労働基準局監督課長　増　田　嗣　郎　氏

「東京しごと財団の事業内容について」
東京都　産業労働局雇用就業部就業施策調整担当課長
萩　原　幸太郎　氏
議題　東京都の雇用就業施策に関する要望（案）について
１２月　６日　（３９名）　講演　「時間外労働の上限規制・年次有給休暇の取得義務化に係る省令・指針等について」
厚生労働省労働基準局労働条件政策課調査官　中　嶋　章　浩　氏
講演　「同一労働同一賃金に係る省令・指針、ガイドライン等について」
厚生労働省　雇用環境・均等局有期・短時間労働課
多様な働き方推進室長　吉　村　紀一郎　氏
議題　厚生労働省に対する意見について
働き方改革関連法への準備状況等に関する調査について」
意見交換

2)　東京都と東京商工会議所との労働政策に関する意見交換会　（共催：多様な人材活躍委員会）
８月３０日　（５１名）　説明　「東京都の雇用就業施策について」
東京都　産業労働局雇用就業部長　篠　原　敏　幸　氏
意見発表
①「働き方改革関連法」の周知、中小企業に対する支援の実施について
②２０２０年東京大会を契機とした都内企業の働き方改革について
③中長期の雇用就業政策を企画立案していく必要性について
自由懇談

3)　本支部労働懇談会　（共催：多様な人材活躍委員会）
２月１５日　（１７名）　参加支部　千代田、新宿、文京、北、荒川、渋谷、中野、杉並、板橋、練馬、足立（１１支部）
２月２２日　（１６名）　参加支部　中央、港、品川、目黒、大田、世田谷、豊島、台東、江東、墨田、葛飾、江戸川（１２支部）
内容　・働き方改革関連法への対応状況および課題（時間外労働の上限規制、年次有給休暇の取得義務化、同一労働同一賃金など）
・外国人、高齢者等多様な人材の活躍推進に係る現状および課題
・その他最近の労働政策に対する意見等

4)　働き方改革実現ワーキンググループ　（共催：多様な人材活躍委員会）
６月２０日　（１８名）　講演　「賃金等請求権の消滅時効の在り方に関する検討について」
厚生労働省　労働基準局労働条件政策課長　藤　枝　　茂　氏
説明　「賃金等請求権の消滅時効のあり方について」
意見交換
３月　７日　（１６名）　講演　「シニア就業促進のための課題」
㈱日本総合研究所調査部　主任研究員　安　井　洋　輔　氏
報告　「高齢者の活躍推進に向けた意見（素案）」について
意見交換

5)　連合東京との意見交換
１１月２９日　（１５名）　日本労働組合総連合会東京都連合会／要請書手交・意見交換
３月２２日　（１９名）　日本労働組合総連合会東京都連合会／要請書手交・意見交換

6)　労働セミナー

４月２７日（１５１名）　　東京都施策説明会「「働き方改革」の推進～多様な人材の確保に向けて～」
東京都産業労働局雇用就業部労働環境施策担当課長　　平　野　　茂　氏ほか

７月　９日（１８８名）　　「いま必要な働き方改革～人材確保、生産性・収益アップの環境づくり～」
(一社)日本ダイバーシティ・マネジメント推進機構　専務理事
㈱ゆいアソシエイツ　代表取締役　　油　井　文　江　氏

７月３０日（２３５名／八重洲）、　９月　６日（１７２名／上野）、９月１２日（１７１名／渋谷）
９月２０日（１７２名／品川）１０月　３日（２６９名／八重洲）、１０月１６日（１７２名／池袋）
１２月　４日（１６０名／八重洲）、１２月１２日（１３２名／八重洲）
「働き方改革関連法の概要と企業に求められる対応」
ＴＯＭＡコンサルタンツグループ株式会社・特定社会保険労務士
取締役副理事長　　麻　生　武　信　氏

２月１９日（１５１名）　　「『働き方改革』のすべて～改革のねらいと目指す未来像～」
東京海上日動㈱顧問・元厚生労働審議官　　岡　崎　淳　一　氏

２月２７日（２９名／品川）、　３月　５日（２７名／渋谷）、　３月　８日（４１名／飯田橋）
「中小企業のための働き方改革関連法対応の実務と今後の監督行政」
※東京労働局と合同開催

⑥　多様な人材活躍委員会

深刻化する人手不足への対応と働き方改革の推進に向け、女性、高齢者、外国人など多様な人材の活躍推進に向けた政策提言及び施策の周知・啓発に取り組んだ。特に、２０１７年１１月に意見書を提出した外国人材の受入れ促進については、政府における検討の進捗状況に合わせて、継続的に意見を発信し、新たな在留資格の創設を実現した。また、労働政策審議会での女性活躍推進及びハラスメント推進等に関する意見主張に加え、高齢者の活躍推進に向けた検討をスタートしたほか、各施策の周知についても政府の動きに合わせて時宜を得た情報提供を行った。

1)　委 員 会（共催：日本商工会議所　女性等活躍推進専門委員会）

４月２５日　（３８名）　討議　「専門的・技術的分野の外国人材受入れに関する意見（案）」について
意見交換　「働き方改革関連法案」について
「就職・採用選考活動開始時期に関する議論」について

７月２４日　（５３名）　※東商労働委員会・多様な人材活躍委員会合同開催
講演　「時間外労働の上限規制に係る中小企業に対する
助言・指導について」
厚生労働省　労働基準局監督課長　　増　田　嗣　郎　氏
「東京しごと財団の事業内容について」
東京都　産業労働局雇用就業部就業施策調整担当課長
萩　原　幸太郎　氏
議題　東京都の雇用就業施策に関する要望（案）について

９月１４日　（４１名）　講演　「今後の外国人材の受入れについて」
法務省　入国管理局総務課企画室調整官　　伊　藤　純　史　氏
討議　「外国人材の受入に関する商工会議所の意見」について
「就職・採用選考活動開始時期」について

１２月１４日　（３３名）　講演　「入管法改正等について」
法務省　大臣官房審議官　　佐々木　聖　子　氏
「女性活躍推進とハラスメント対応について」
厚生労働省　雇用環境・均等局長　　小　林　洋　司　氏
報告　外国人材受入れに関する意見について

働き方改革等に関するアンケート結果（中間とりまとめ）について
意見交換　今後の高齢者雇用のあり方等について

３月２８日　（３７名）東商　社会保障委員会・日商　社会保障専門委員会と共催
講演　「高齢者雇用対策の現状と課題」
厚生労働省　職業安定局雇用開発部長　　北　條　憲　一　氏
「在職老齢年金制度について」
㈱日本総合研究所　主席研究員　　西　沢　和　彦　氏
討議　「高齢者の活躍推進に向けた意見（素案）」について
意見交換

2)　東京都と東京商工会議所との労働政策に関する意見交換会　（共催：労働委員会　※再掲）

８月３０日　（５１名）　説明　「東京都の雇用就業施策について」
東京都　産業労働局雇用就業部長　　篠　原　敏　幸　氏
意見発表
①「働き方改革関連法」の周知、中小企業に対する支援の実施について
②２０２０年東京大会を契機とした都内企業の働き方改革について
③中長期の雇用就業政策を企画立案していく必要性について
自由懇談

3)　本支部労働懇談会　（共催：労働委員会　※再掲）

２月１５日　（１７名）　参加支部　千代田、新宿、文京、北、荒川、渋谷、中野、杉並、板橋、練馬、足立（１１支部）

２月２２日　（１６名）　参加支部　中央、港、品川、目黒、大田、世田谷、豊島、台東、江東、墨田、葛飾、江戸川（１２支部）
内容　・働き方改革関連法への対応状況および課題（時間外労働の上限規制、年次有給休暇の取得義務化、同一労働同一賃金など）
・外国人、高齢者等多様な人材の活躍推進に係る現状および課題
・その他最近の労働政策に対する意見等

4)　働き方改革実現ワーキンググループ　（共催：労働委員会　※再掲）

６月２０日　（１８名）　講演　「賃金等請求権の消滅時効の在り方に関する検討について」
厚生労働省　労働基準局労働条件政策課長　　藤　枝　　茂　氏
説明　「賃金等請求権の消滅時効のあり方について」
意見交換

３月　７日　（１６名）　講演　「シニア就業促進のための課題」
㈱日本総合研究所　調査部主任研究員　　安　井　洋　輔　氏
報告　「高齢者の活躍推進に向けた意見（素案）」について
意見交換

5)　セミナー

５月２５日（１７４名）、５月２８日（１８１名）
「企業主導型保育事業説明会」
内閣府子ども・子育て本部　参事官（子ども・子育て支援担当）付企画官
児　玉　泰　明　氏
（公財）児童育成協会　両立支援事業部長　　捧　　智　宏　氏
（公財）東京しごと財団　雇用環境整備課　　関　野　み　き　氏

６月２９日（１０３名）　「ハラスメントの具体的事例と防止策について」

厚生労働省　雇用環境・均等局雇用機会均等課長　　堀　井　奈津子　氏

７月　５日　（７４名）　「中小企業における外国人採用セミナー」

Ｉｎ　Ｃｏｎｔｒｏｌ　Ｌｅｇａｌ　Ｓｕｐｐｏｒｔ　Ｓｅｒｖｉｃｅｓ

代表・行政書士　　飯　田　哲　也　氏

（一社）留学生支援ネットワーク　事務局長　　久保田　　学　氏

２月２７日（３３４名）　「『職場のパワーハラスメント』防止対策の現状と今後」

厚生労働省　雇用環境・均等局雇用機会均等課長　　岡　　英　範　氏

３月１３日（１３７名）　「外国人材の新たな受入れ制度について」

厚生労働省　職業安定局外国人雇用対策課企画官　　吉　田　暁　郎　氏

法務省　入国管理局入国残留課審査企画室調整官　　伊　藤　純　史　氏

⑦　若者・産業人材育成委員会

行政や教育機関と連携した若年者へのキャリア教育支援、産業人材の確保・育成、リカレント教育推進等について検討し、それぞれの現状と課題を踏まえた上で、高校生を対象としたインターンシップ受入れ推進や、東商リレーションプログラムの実施、高等教育に関するパブリックコメントの提出等積極的な活動を展開した。

1)　委　員　会

７月２０日　（２３名）　講演

a.　「人生１００年時代の社会人の学び直しについて」

文部科学省　生涯学習政策局 参事官（連携推進・地域政策担当）

伊　藤　史　恵　氏

b.　「新たに学んで新しい仕事を ―リカレント教育課程―」

日本女子大学 生涯学習センター 所長　（文学部教授）

坂　本　清　恵　氏

協議

「今後の高等教育の将来像の提示に向けた中間まとめ」に関する考え方について

報告

a.　「企業における教育支援活動に関するアンケート」中間報告について

b.　第７回「東商リレーションプログラム」について

2)　東商リレーションプログラム

「7. 事業　(17) 各種支援事業　③ 人材確保支援事業　5)」を参照

3)　リカレント教育推進活動

a.　日本女子大学との覚書の締結

５月２４日　「女性のための新たな学び・再就職支援に関する覚書」締結式

（北山委員長、石田専務理事、

日本女子大学　蟻川理事、坂本生涯学習センター所長）

b.　人材育成シンポジウム

８月　６日（１２３名）

「7. 事業　(10) 講演会・講座　③シンポジウム」を参照

⑧　中小企業委員会

中小企業委員会では、中小企業の現場の生の声を集めるべく、ヒアリングやアンケートなどを実施。その内容をもとに中小企業政策の拡充に向けた要望書を取りまとめ、国ならびに東京都に提出するとともに、要望の実現に向けた活動を行った。あわせて、前期「起業・創業支援委員会」の活動を引き継ぎ、学生向けの起業家セミナーも開催した。

1)　委員会

４月１８日　（３５名）　卓話　「東京都の中小企業振興施策（平成３０年度の主な施策）」
東京都　産業労働局　商工部長　　坂　本　雅　彦　氏
「最近の中小企業・小規模事業者施策について」
経済産業省　中小企業庁長官官房　総務課長　　伊　吹　英　明　氏
協議　「中小企業対策に関する重点要望（骨子案）について」

５月１５日　（３１名）　卓話　「サービス産業の生産性向上」
(独)経済産業研究所　副所長　　森　川　正　之　氏
「生産性向上委員会の活動について」
東京商工会議所　地域振興部　生産性向上担当課長　　長　濱　正　史
報告　「東京の中小企業振興を考える有識者会議」（第２回）について
「品川支部　２０１９年度中小企業施策に関する要望」について
東京商工会議所品川支部　副会長　　佐　谷　紳一郎
協議　「中小企業対策に関する重点要望（素案）」について

７月１８日　（３３名）　卓話　「働き方改革関連法の概要について」
東京商工会議所　理事・産業政策第二部長　　小　林　治　彦
協議　「中小企業対策に関する重点要望（案）について」
報告　「東京の中小企業振興を考える有識者会議」（第３回／第４回）について
２０１８年度夏期セミナーについて

１１月　１日　（２４名）　卓話・協議
「中小企業振興に関する中長期ビジョン（仮称）中間まとめ（素案）と中小企業・小規模振興条例（仮称）について」
東京都　産業労働局　商工部長　　坂　本　雅　彦　氏
報告　国および東京都の中小企業対策に関する重点要望の提出について
中小企業の経営課題に関するアンケートについて
起業家セミナーについて
今後のスケジュールについて

３月１８日　（３４名）　卓話　「高齢化・人手不足時代の中小企業政策」
経済産業省　中小企業庁長官官房　総務課長　　茂　木　　正　氏
報告　中小企業要望の実現状況について
「中小企業の経営課題に関するアンケート」調査結果について
「中小企業の現状・課題に関するヒアリング」結果概要について
「移動中小企業・事業承継対策委員会（支部役員との懇談会）」結果概要について
協議　「中小企業対策に関する重点要望（たたき台）」について
その他　今後のスケジュールについて

2)　中小企業庁幹部と東商幹部との意見交換会

１１月　９日　（１４名）　挨拶
東京商工会議所　副会頭　　大久保　秀　夫
中小企業庁　長官　　安　藤　久　佳　氏
説明「最近の中小企業政策について」
意見交換

3)　移動中小企業・事業承継対策委員会

２月　６日　（１１名）　支部役員との懇談会　城南ブロック（千代田・中央・港・品川・目黒・大田）

２月１９日　（　９名）　支部役員との懇談会　城西ブロック（新宿・世田谷・渋谷・中野・杉並・練馬）
２月２０日　（　８名）　支部役員との懇談会　城東ブロック（台東・江東・墨田・葛飾・江戸川）
２月２５日　（　８名）　支部役員との懇談会　城北ブロック（文京、北、荒川、豊島、板橋、足立）

4)　セミナー

４月　３日　（６０名）　「中小企業のための補助金活用セミナー～採択される３つのポイント～」
㈱ＯＭＥＧＡ　ＨＩＧＨ　代表取締役／中小企業診断士　栗　原　啓　悟　氏
※文京支部との共催

４月２６日（１４２名）　「『ＩＴ導入補助金』 説明＆個別相談会」
(一社)サービスデザイン推進協議会　ＩＴ導入補助金事務局
※生産性向上委員会との共催

６月２５日　（９８名）　「中小企業白書・小規模企業白書２０１８説明会
～生産性向上へのヒント～」
中小企業庁　事業環境部　企画課　調査室　室長補佐　高　木　駿　平　氏

８月３０日　（７８名）　「～経営者保証をはずすための財務体質改善～
『本気ではじめたい月次決算のすすめ！！』」
㈲虎ノ門ビジネス教育研究所　取締役／税理士　湊　義　和　氏

１０月１８日　（４９名）　「中小企業経営者の金融機関との付き合い方！！
～経営者保証を解除するために～」
(特)日本動産鑑定　会長　森　俊　彦　氏

３月　８日　（７４名）　「ものづくり補助金の概要と申請書作成ポイント」
㈱ＧＩＭＳ　代表取締役／中小企業診断士　寳　積　昌　彦　氏
※ものづくり推進委員会との共催

３月１３日　（６７名）　「知らないと損をする！補助金・助成金活用虎の巻
～補助金を有効活用した経営力ＵＰセミナー　Ｖｏｌ．２」
ユナイテッド・アドバイザーズ㈱　代表取締役　西　内　孝　文　氏

5)　起業家セミナー

６月２７日　明治大学
㈱びーぐっどじゃぱん　代表取締役　伊　藤　吾　多　氏

７月１７日　武蔵野大学
㈱ＬＯＣＵＳ　社長　瀧　良　太　氏

１０月１３日　國學院大學
㈱びーぐっどじゃぱん　代表取締役　伊　藤　吾　多　氏

１１月１７日　國學院大學
㈱クラウドワークス　ＣＥＯ　吉　田　浩一郎　氏

１１月２８日　慶應義塾大学
㈱エニタイムズ　代表取締役　角　田　千　佳　氏

6)　東京の中小企業振興を考える有識者会議

東京都が中小企業振興を中長期的な視点から計画的・総合的に展開することを目的として、今後１０年間を対象とした「中長期ビジョン」の策定のため設置された小池都知事直下の会議に大久保委員長が参画。計７回の会議にて東商の意見を陳述し、第２回（　４月２３日）においては「生産性向上・多様な働き方の推進」についてプレゼンテーションを行った。１月に発表された「東京都中小企業振興ビジョン～未来の東京を創るＶ戦略～」では、多数の項目で要望内容が反映された。

⑨　事業承継対策委員会

中小企業経営者の高齢化が進展しており、今後数年の間に事業承継に直面する中小・小規模企業が増加することが予想されていることから、中小企業が事業承継に取り組む上での課題を整理・分析するとともに、事業を引き受ける後継者側の視点、支援側の問題や課題について研究し、政府や東京都に対して、実効性の高い支援策や必要な政策を提言することで、円滑な事業承継の実現に向けた環境整備に取り組んだ。

1)　正共同副委員長会議

８月２９日　（　５名）　報告　「中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見の提出について」
「第８回事業承継対策委員会について」
協議　「２０１８年度下期の委員会活動について」

１月２４日　（　７名）　報告　「個人事業者版事業承継税制の創設について」
「今季の委員会活動について」
「事業承継税制の申請状況および利用促進に向けた東商の取り組みについて」
「『事業承継事例集』の作成について」
協議　「移動中小企業・事業承継対策委員会、第９回委員会について」
「２０１９年度の委員会活動について」

2)　委員会

４月１３日　（３８名）　卓話　「事業承継の集中支援について」
経済産業省　中小企業庁　財務課長　　菊　川　人　吾　氏
報告　「東京商工会議所における事業承継支援の状況」
「移動中小企業・事業承継対策委員会（支部役員との懇談会）結果概要」
「事業承継対策委員会の今後の活動」
「２０１８年度事業承継税制セミナー実施スケジュール」
協議　「中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見（項目整理）案」

７月　２日　（３７名）　卓話　「価値ある経営」
人を大切にする経営学会　会長／経営学者　　坂　本　光　司　氏
協議　「中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見（素案）」
報告　「東京の中小企業振興を考える有識者会議（第２回）」

９月　４日　（３１名）　卓話　「事業承継税制の活用に向けた支援策について」
ベイス法律事務所　代表／弁護士　　伊　藤　良　太　氏
報告　「ビジネスサポートデスク（ＢＳＤ）の取り組み状況について」
「夏期セミナーにおけるグループ討議について」
「『中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見』の提出について」
協議　「今後の委員会活動について」

３月１２日　（３７名）　卓話　「日本における小規模企業Ｍ＆Ａの現状と展望」
アンドビズ㈱　社長兼ＣＥＯ　　大　山　敬　義　氏
報告　「移動中小企業・事業承継対策委員会について」
「『中小企業の円滑な事業承継に向けた意見』の実現状況について」
「事業承継税制の申請状況および利用促進に向けた東商の取り組みについて」
「『社長の思いを次代へつなぐ！事業承継事例集』の発行について」
協議　「２０１９年度の委員会活動方針について」
「２０１９年度の委員会活動スケジュールについて」
「中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見（項目整理）案」

3)　移動中小企業・事業承継対策委員会

２月　６日　（１１名）　支部役員との懇談会　城南ブロック（千代田・中央・港・品川・目黒・大田）

２月１９日　（　９名）　支部役員との懇談会　城西ブロック（新宿・世田谷・渋谷・中野・杉並・練馬）

２月２０日　（　８名）　支部役員との懇談会　城東ブロック（台東・江東・墨田・葛飾・江戸川）

２月２５日　（　８名）　支部役員との懇談会　城北ブロック（文京、北、荒川、豊島、板橋、足立）

4)　セミナー

a.　９月　５日　（３５名）　「徹底解説！事業承継税制セミナー」

ベイス法律事務所　代表／弁護士　　伊　藤　良　太　氏

b.　抜本拡充された事業承継税制を中小・小規模事業者へ広く周知すべく、本部・支部の共催で下記のとおり実施。その他本部・各支部にて計２５回実施した。

４月１２日　（３１名）　　中央支部

５月１０日　（２４名）　　品川支部

5)　「社長の思いを次代へつなぐ！事業承継事例集」の発行

事業承継の具体的な検討に至っていない経営者に対して「気づき」を促し、取り組みにつなげることを目的として、さまざまな困難を乗り越え、事業承継を新たなステップへの契機として飛躍を目指す中小企業・小規模企業１１社の事例を紹介するとともに事業承継税制や支援機関の情報を提供した。

⑩　中小企業国際展開推進委員会

中小企業の国際展開をさらに積極的に支援するため、国への重点要望を行ったほか、公的機関との連携による施策説明会、実務型ミッション派遣等の事業を企画・実施した。

1)　委員会

６月２１日　（２２名）　卓話　「ＡＳＥＡＮ地域の現状」

(独)日本貿易振興機構

海外調査部　アジア大洋州課長　　小　林　　寛　氏

報告　「日本商工会議所　深セン視察会について」

「越境ＥＣハンドブック作成事業について」

１０月　２日　（２１名）　卓話　「ＡＳＥＡＮ地域における現地外国人材／ナショナルスタッフの登用について」

㈱アセアン・フォーカス　代表取締役　　黒　田　義　明　氏

報告　「商工会議所の海外危機対策プランについて」

「東京商工会議所における上半期相談実績および相談事例について」

「海外向けインターネット販売に関する実態調査結果について」

３月２５日　（１８名）　卓話　「アジア進出の経営戦略とリーダーシップ」

スパイダー・イニシアティブ㈱

代表取締役　　森　辺　　一　樹　氏

報告　「海外向けインターネット販売スタートアップハンドブック発刊について」

「２０１８年度委員会活動報告について」

2)　海外展開支援機関連絡会議

９月２１日　（１９名）　意見交換　「支援事業概要、相談内容、相談者層、現在の課題について」
(一財)海外産業人材育成協会、(独)国際協力機構、(独)中小企業基盤整備機構、(公財)東京都中小企業振興公社、(独)日本貿易振興機構

３月２６日　（２０名）　卓話　「日本政策金融公庫の海外展開支援」
㈱日本政策金融公庫　創業支援部海外支援グループ　グループリーダー
山　上　　徹　氏
意見交換　「来年度重点支援事業、今年度支援施策利用事例、相談傾向、相談者層、現在の課題について」
(一財)海外産業人材育成協会、(独)国際協力機構、(独)中小企業基盤整備機構、(公財)東京都中小企業振興公社、㈱日本政策金融公庫、(独)日本貿易振興機構

3)　セミナー

４月２３日　（１４４名）　「２０１８年度海外展開公的支援機関事業説明会」
(一財)海外産業人材育成協会、(独)中小企業基盤整備機構、
(公財)東京都中小企業振興公社、東京商工会議所

８月　７日　（７７名）　「海外向けインターネット販売　実践　虎の巻！！
～今日から使える成功への鉄板メソッド
（戦略・マーケティング・運用）～」
(独)中小企業基盤整備
販路開拓支援チーフアドバイザー　齋　藤　　直　氏

１０月１０日　（５１名）　「世界経済の現状・為替相場見通し／中小企業の中国ビジネス動向」
㈱きらぼし銀行　外為業務部
チーフマーケット　アドバイザー　紀　本　晋　二　氏
綺羅商務諮詢（上海）有限公司
副董事長　総経理　蓑　田　　光　氏
※貿易部会との共催

１１月２９日　（３２名）　「ＡＳＥＡＮ地域におけるナショナルスタッフの育て方！！
～現地工場などで留意すべきポイント～」
㈱アセアン・フォーカス　代表取締役　黒　田　義　明　氏

１２月　７日　（４８名）　「フィリピンの最新ビジネス事情」
㈱きらぼし銀行　コンサルティング事業部
海外戦略アドバイザー　遠　藤　容　正　氏
バンダイ㈱　代表取締役　野　崎　浩　良　氏

１２月１３日　（６８名）　「ベトナム・ミャンマーの最新ビジネス事情」
ＧＥＲＢＥＲＡ　ＰＡＲＴＮＥＲＳ　ＶＩＥＴＮＡＭ　ＣＯ.，ＬＴＤ.
代表取締役　齋　藤　みどり　氏
ＭＹＡＮＭＡＲ　ＪＡＰＯＮ　ＣＯ.，ＬＴＤ.
代表取締役　永　杉　　豊　氏

３月２２日　（３８名）　「ＡＳＥＡＮ人材との接し方！！」
㈱きらぼし銀行　コンサルティング事業部
海外戦略アドバイザー　遠　藤　容　正　氏

4)　海外現地事情視察会

１１月１３日(火)～１６日（金）（１９名）　「深セン　メイカーズ・イノベーション視察会」

訪問地：深セン・香港周辺地域
内　容：a.訪問・懇談
・ＪＥＴＲＯ広州事務所によるブリーフィング
b.視察
・商業施設「南山ソフトウェアパーク」
展示会「Ｈｉ　Ｔｅｃｈ　Ｆａｉｒ」
・ＪＥＮＥＳＩＳ（ＳＨＥＮＺＨＥＮ）ＣＯ．，ＬＴＤ．
・ＤＪＩ
・香港日本通運

２月１１日(月)～１５日（金）（１７名）　「フィリピン現地事情視察会」
訪問地：マニラ・セブ周辺地域
内　容：a.訪問・懇談
・フィリピン日本人商工会議所によるブリーフィング
・ＰＥＺＡによるブリーフィング
・日系企業・現地支援機関等との夕食交流会
b.視察
・商業施設「Ｇｌｅｅｎｂｅｌｔ　Ｍａｌｌ」
・商業施設「Ａｙａｌａ　Ｃｅｎｔｅｒ　Ｃｅｂｕ」
・ファーストフィリピン工業団地（ＦＰＩＰ）
・ＰＨＩＬＩＰＰＩＮＥ　ＭＡＮＵＦＡＣＴＵＲＩＮＧ　ＣＯ．ＯＦＭＵＲＡＴＡ，ＩＮＣ．（村田製作所）
・Ｂａｎｄａｉ　Ｗｉｒｅｈａｒｎｅｓｓ　Ｐｈｉｌｉｐｐｉｎｅｓ，Ｉｎｃ．（バンダイ）
・Ｋａｎｅｐａｃｋａｇｅ　Ｐｈｉｌｉｐｐｉｎｅ　Ｉｎｃ．（カネパッケージ）
・Ｌｅｏｐａｌａｃｅ２１　Ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎ（レオパレス２１）
・Ｓ２Ｉ　Ｓｏｌｕｔｉｏｏｎｓ　Ｆａｃｔｏｒｙ　Ｃｏｒｐ．（エスツーアイ）
・ＤＡＳＨ　Ｅｎｇｉｎｅｅｒｉｎｇ　Ｐｈｉｌｉｐｐｉｎｅｓ，Ｉｎｃ．（三井Ｅ＆Ａ造船）
・Ｓｐｒｏｂｅ　Ｉｎｃ．
・Ｍａｋｏｔｏ　Ｍｅｔａｌ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｙ，Ｉｎｃ．（マコト軽金属）

３月４日(月)～９日（土）（１７名）　「ベトナム・ミャンマー現地事情視察会」
訪問地：ハノイ・ヤンゴン周辺地域
内　容：a.訪問・懇談
・フェアコンサルティングベトナムによるブリーフィング
・ホアビン省人民委員会によるブリーフィング
・ハナム省ドンバン工業団地事務局によるブリーフィング
・海外産業人材育成協会ヤンゴン事務所によるブリーフィング
・Ｍｙａｎｍａｒ　Ｊａｐａｎ　Ｔｈｉｌａｗａ　Ｄｅｖｅｌｏｐｍｅｎｔ　Ｌｔｄ．によるブリーフィング
・日系ナショナルスタッフ（現地人材）等との夕食交流会（ハノイ）
・日系企業・現地支援機関等との夕食交流会（ヤンゴン）

b. 視察
・商業施設「ＶＩＮＣＯＭ　ＭＥＧＡ　ＭＡＬＬ　ＲＯＹＡＬ　ＣＩＴＹ」
・商業施設「Ｊｕｎｃｔｉｏｎ　Ｃｉｔｙ」
・ＶＩＥＴＮＡＭ　ＢＡＮＤＡＩ　ＣＯ．ＬＴＤ.（バンダイ）
・Ｒ　Ｔｅｃｈｎｉｃａｌ　Ｒｅｓｅａｒｃｈ　Ｖｉｅｔｎａｍ　Ｃｏ.，　Ｌｔｄ.（アーアル研究所）
・ＴＤＩ　ＥＬＥＣＴＲＯＮＩＣＳ　ＶＩＥＴＮＡＭ　ＣＯ.，　ＬＴＤ.（東京特殊印刷工業）
・ＤＲＩＬＵＢＥ　ＶＩＥＴＮＡＭ　ＣＯ.，　ＬＴＤ.（東洋ドライルーブ）
・ふぁみーゆハナム（富士エンジニアリング）
・Ｙａｎｇｏｎ　Ｃａｎ　Ｍａｎｕｆａｃｔｕｒｉｎｇ　Ｃｏ.，　Ｌｔｄ.（東洋製罐）
・ＫＯＮＯＩＫＥ　ＭＹＡＮＭＡＲ　ＣＯ.，　ＬＴＤ.（鴻池運輸）
・ＨＯＮＥＹＳ　ＧＡＲＭＥＮＴ　ＩＮＤＵＳＴＲＹ　ＬＩＭＩＴＥＤ（ハニーズグループ）
・Ｊａｐａｎ　Ｃｒｅａｔｅ　Ｅｎｇｉｎｅｅｒｉｎｇ　Ｃｏ.，Ｌｔｄ（ジャパン企画設計）

5)　海外向けインターネット販売（越境ＥＣ）スタートアップハンドブック作成事業（冊子作成）
東京都の地域持続化支援事業費（活性化事業費）の一環として、海外向けインターネット販売（越境ＥＣ）スタートアップハンドブックを３，０００部発行。東京商工会議所、２３支部、海外展開支援機関等を通じて都内中小企業へ配布した。

6)　海外展開支援機関のお勧めサービスの東商新聞掲載
５月２０日号、６月２０日号に、海外展開支援機関２機関のお勧めサービスを掲載。
５月２０日号　(一財)海外産業人材育成協会
６月２０日号　(独)国際協力機構

⑪　国際経済委員会

中小企業の海外展開事例の紹介から一歩踏み込み、海外展開にあたり大きな課題となっている人材の確保・育成とパートナーの選定に焦点を当て、全国１８社への取材を実施し、事例集「世界を翔ける日本企業のチカラ～切り札は人材とパートナー～」を制作した。

1)　委員会

５月１７日　（２８名）　報告　「活動方針・予定について」
講演　「海外事業における人材の確保・育成やパートナー選定について」
稲畑産業㈱　秘書部　部長代理　畑　瀬　比律夫　氏
丸紅食料㈱　飲料本部長　笹　井　正　義　氏

７月２５日　（３１名）　報告　「海外展開を担う人材・パートナーに関する課題・問題点」
講演
三正工業㈱　海外事業部　主任　木　村　万里子　氏
㈱メディアバックオフィス　代表取締役社長
渡　邉　堅一郎　氏

１０月　２日　（３４名）　報告　「人材・パートナーに関する課題・問題点＜取材先企業の対応例＞」
講演

フェネトル・パートナーズ㈱　代表取締役　　長谷川　靖　志　氏
Ｅｎｔｅｒｐｒｉｓｅ　Ｓｉｎｇａｐｏｒｅ，
Ｒｅｇｉｏｎａｌ　Ｇｒｏｕｐ　Ｄｉｒｅｃｔｏｒ
Ｓｅａｎ　ＯＮＧ　氏

１２月１４日　（２９名）　講演　「米中貿易戦争の現状と日本への影響」
丸紅経済研究所　所長　　今　村　　卓　氏
報告　「人材・パートナーに関する事例集（抜粋）」

３月１２日　（３４名）　講演　「海外で日系企業が留意すべき会社法、並びに人事・労務面の課題と対応策～フィリピンの例」
ロムロ総合法律事務所　パートナー
キャリー　ビ　チュアビア　ハオ　氏
報告　「事例集『世界を翔ける日本企業のチカラ』」

⑫　社会保障委員会

社会保障委員会では、社会保障改革プログラム法や経済財政再生計画にもとづく改革工程を踏まえつつ、年金、医療、介護等の社会保障各分野における積み残された課題をはじめ、社会保障と成長産業、健康寿命の延伸に向けた取り組みの推進等について、調査・研究を行い、社会保障審議会各部会等での意見活動、提言・要望活動を行った。

※いずれも日商社会保障専門委員会との合同委員会として開催

1)　委員会

７月　５日　（１９名）　討議　短時間労働者に対する社会保険の更なる適用拡大について
（公的年金制度における第３号被保険者の問題について）
報告　社会保障審議会における審議状況について

９月２７日　（１８名）　討議　「短時間労働者に対する社会保険の更なる適用拡大」への対応方針について
年金支給開始の年齢の引き上げについて
在職老齢年金のあり方について
報告　社会保障審議会における審議状況について
産業構造審議会　２０５０経済社会構造部会の審議状況について

１０月２５日　（１２名）　討議　成長戦略の推進体制と方向性について
「年金の支給開始年齢の引き上げ」「在職老齢年金のあり方」への対応方針について
講演　「急がれる公的医療保険制度の持続性確保
～『医療版マクロ経済スライド』などの検討が必要～」
㈱大和総研　政策調査部長　兼　調査本部付担当部長
鈴　木　　準　氏
意見交換
報告　社会保障審議会・産業構造審議会における審議状況について

１２月１１日　（１５名）　講演　「我が国の医療制度と将来に向けた政策について～地域医療構想と医師偏在対策～」
厚生労働省　医政局　地域医療計画課長　　鈴　木　健　彦　氏
意見交換
討議　「経済成長や人口動態を踏まえた被保険者の負担能力に応じて、給付率を自動調整する仕組みの導入」への対応方針について
報告　社会保障審議会・産業構造審議会における審議状況について
厚生労働省主催「働き方の多様化を踏まえた社会保険の対応に関する懇談会」の開催に伴う委員推薦について

経済政策の方向性に関する中間整理（２０１８年１１月２６日未来投資会議）について

２月１５日　（１６名）　講演「新経済･財政再生計画 改革工程表２０１８の社会保障分野の概要」
厚生労働省　政策統括官（総合政策担当）付　社会保障担当参事官
榎　本　健太郎　氏

意見交換

討議　「医師・診療科目等の偏在是正」への対応方針について

報告　社会保障審議会・産業構造審議会における審議状況ならびに「働き方の多様化を踏まえた社会保険の対応に関する懇談会」における議論の状況について

３月２８日　（１７名）　※東商多様な人材活躍委員会・日商女性等活躍推進専門委員会と共催

講演　「高年齢者雇用対策の現状と課題」
厚生労働省　職業安定局　雇用開発部長　北　條　憲　一　氏
「在職老齢年金制度について」
㈱日本総合研究所　主席研究員　西　沢　和　彦　氏

意見交換

討議　高齢者の活躍推進に向けた意見（素案）について

2)　委員長・共同委員長・副委員長会議

５月２４日　（　３名）　協議　今後の論点・検討テーマについて
今後の委員会スケジュールについて

⑬　エネルギー・環境委員会

政府による第５次エネルギー基本計画や第五次環境基本計画、第四次循環型社会形成推進基本計画の策定に関する意見交換のほか、パリ協定締結等による地球温暖化対策への関心の高まりを踏まえ、「東京商工会議所環境アクションプラン」の策定に向けた議論を行った。

1)　委 員 会

※６～１２月は日本商工会議所エネルギー･環境専門委員会との合同委員会として開催。３月は単独開催。

６月　８日　（３８名）　講演　a.「第五次環境基本計画について」
環境省　大臣官房　環境計画課　課長　秦　康　之　氏
b.「第四次循環型社会形成推進基本計画について」
環境省　環境再生・資源循環局　総務課　循環型社会推進室　室長　小笠原　靖　氏

議事　第５次エネルギー基本計画（案）に対する意見（案）について

報告　a. 第五次環境基本計画について
b. 第四次循環型社会形成推進基本計画について
c. エネルギー・環境に関する意識・実態調査結果について

７月１１日　（３３名）　講演「第５次エネルギー基本計画に対する評価、および中小企業への影響や求められる対応策等について」
（公財）地球環境産業技術研究機構　システム研究グループ
グループリーダー　秋　元　圭　吾　氏

報告　a.「第５次エネルギー基本計画」における商工会議所要望の実現状況について
b.「長期低排出発展戦略」について
c. 中央環境審議会地球環境部会「カーボンプライシングの活用に関する小委員会」設置について
d. 各委員からの報告

１１月　１日　（４４名）　講演　a.「成長戦略としての長期戦略策定に向けた政府の検討状況につい

て」

経済産業省　産業技術環境局　環境政策課　環境経済室　　室長　亀　井　明　紀　氏

b.「プラスチック資源循環戦略（素案）について」

環境省　環境再生・資源循環局　総務課　リサイクル推進室　　室長　冨　安　健一郎　氏

報告　「東京都キャップ＆トレード制度－２０２０年度以降（第３期）の検討状況－」

１２月１０日　（４６名）　講演　「資源循環政策の展望－循環経済構築に向けて－」

経済産業省　産業技術環境局　資源循環経済課　課長　　福　地　真　美　氏

議事　a. 東京商工会議所環境アクションプランについて

b. 東京都キャップ＆トレード制度見直しに関するパブリックコメントへの対応について

３月２５日　（２４名）　講演　a.「東京都キャップ＆トレード制度について」

東京都　環境局　地球環境エネルギー部　総量削減課　課長　　千　田　　敏　氏

b.「地球温暖化対策報告書制度について」

東京都　環境局　地球環境エネルギー部　中小規模事業所対策担当課長　　福　安　俊　文　氏

議事　東京商工会議所環境アクションプラン（案）について

2)　講　演　会

７月１１日　（９３名）　講演会　「新エネルギー基本計画について」

経済産業省　資源エネルギー庁　長官官房　総務課　課長　　松　山　泰　浩　氏

※資源・エネルギー部会および日本商工会議所エネルギー・環境専門委員会との合同開催

3)　パネルディスカッション

１月３０日　（１８０名）　パネルディスカッション

「再エネ・新エネ×地域×レジリエンス～エネルギー政策と企業経営～」

基調講演：東京理科大学大学院経営学研究科　教授　　橘　川　武　郎　氏

ファシリテーター：東京理科大学大学院経営学研究科　教授　　橘　川　武　郎　氏

パネラー：エネトピアグループ鳥取ガス㈱　代表取締役社長　　児　嶋　太　一　氏

デンマーク王国大使館　上席商務官（エネルギー・環境担当）　　田　中　いずみ　氏

㈱百森　共同代表　　中　井　照大郎　氏

※資源・エネルギー部会および日本商工会議所エネルギー・環境専門委員会との合同開催

4)　視　察　会

９月１０日～１１日　（２４名）　視察会　「地熱発電所視察会」（秋田県湯沢市）

訪問先等：湯沢地熱㈱「山葵沢地熱発電所」

東北自然エネルギー㈱「上の岱地熱発電所」

湯沢商工会議所（懇談）

講　演：「山葵沢地熱発電所について」

湯沢地熱㈱　代表取締役　　大　泉　博　幹　氏

「上の岱地熱発電所について」

東北電力㈱　執行役員　発電・販売カンパニー火力部長　　大　野　貞　彦　氏

「湯沢市の紹介と湯沢商工会議所の取組みについて」

湯沢商工会議所　会頭　　和　賀　幸　雄　氏

協　力：湯沢地熱㈱、東北電力㈱、湯沢商工会議所

※資源・エネルギー部会および日本商工会議所エネルギー・環境専門委員会との合同開催

⑭　経済法規委員会

経済法規委員会は、中小企業を始めとした会員事業者が活力ある経済活動を展開できるよう、関連する諸法規の改正動向に応じた政策・事業活動を展開した。昨年度に引き続き、企業統治のあり方に関する規律を

中心に見直し作業が進められている会社法改正に対応するため、会社法検討委員会にて、会員企業および有識者による議論を重ねた上、商工会議所推薦委員を通じ、法務省法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会において意見陳述を行った。

また、ＴＰＰ１１協定の発効に伴い、独占禁止法で新たに導入された「確約手続」制度に対して、意見書を取りまとめて、公正取引委員会に提出したほか、商法（運送・海商関係）の改正に関する速報版チラシの作成やセミナーの実施し、周知を行った。民法（債権関係）改正に関しては、小冊子の改訂版の作成や２３支部等との連携セミナーの開催などにより周知するとともに、中小企業の民法改正の認知状況や法務対応の現状を把握するため、アンケート調査を実施した。

1)　委　員　会

１０月３日　（３３名）　講演　「証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度（日本版『司法取引』)の概要と企業への影響について～審議会での議論を踏まえて～」
東京リベルテ法律事務所　弁護士　小　野　正　典　氏
議事　（１）「確約手続に関する対応方針（案)」に対する意見について
（２）会社法制（企業統治等関係）部会の審議状況ならびに商工会議所の意見について
（３）中小企業の法務対応力に関する調査の実施について
報告　経済法制に関する商工会議所の活動状況について
※日本商工会議所　経済法規専門委員会との合同開催

３月１１日　（３１名）　講演　「企業価値とステークホルダーの信認を高める中小企業のガバナンスとその手法」
ベンチャーラボ法律事務所　弁護士　淵　邊　善　彦　氏
報告　（１）法制審議会　会社法制（企業統治等）部会会社法改正の要綱とりまとめについて
（２）独占禁止法改正（課徴金制度）の状況について
（３）企業法務に関するアンケート調査について
（４）経済法制に関する商工会議所の活動状況について
※日本商工会議所　経済法規専門委員会との合同開催

2)　会社法検討委員会

５月　７日	（１８名）	意見交換	「第１１回法制審議会会社法制（企業統治等）部会に向けた検討」
５月２１日	（１７名）	意見交換	「第１２回法制審議会会社法制（企業統治等）部会に向けた検討」
６月１８日	（１９名）	意見交換	「第１３回法制審議会会社法制（企業統治等）部会に向けた検討」
７月　２日	（１８名）	意見交換	「第１４回法制審議会会社法制（企業統治等）部会に向けた検討」
７月３０日	（１８名）	意見交換	「第１５回法制審議会会社法制（企業統治等）部会に向けた検討」
８月２７日	（１６名）	意見交換	「第１６回法制審議会会社法制（企業統治等）部会に向けた検討」
１０月２２日	（１７名）	意見交換	「第１７回法制審議会会社法制（企業統治等）部会に向けた検討」
１２月１０日	（１７名）	意見交換	「第１８回法制審議会会社法制（企業統治等）部会に向けた検討」

3)　『民法改正　取引はどうなる？』の改訂

２０１７年１０月に発行した小冊子『民法改正　取引はどうなる？』について、２０２０年４月に施行日が決定したことを踏まえて、経過措置などを盛り込んだ改訂版を発行した。発行部数は初版と含めて、合計２６，０００部となった。

4)　中小企業の法務対応に関するアンケート

中小企業の民法改正の認知状況や法務対応の現状を把握するために、以下のとおりアンケート調査を実施、調査報告書を取りまとめた。

＜実施期間＞

１１月１９日～１２月３日 郵送およびメールによる調査の実施

＜調査内容＞

民法改正の把握状況、法務に関する基本的な認識、法務体制、法務相談先、要望等

＜調査対象＞

８，６６７件（郵送５，００３件／メール３，６６４件）

＜有効回答件数＞

９２１件（回収率 １０．６％）

＜報告書＞

２０１９年３月にプレスリリースおよびウェブサイトにて公表

5)　講 習 会

a.　民法改正関係

(a)本支部連携講習会

６月　８日　（５７名）　取引が変わる？契約が変わる？１２０年ぶり大改正！
これだけは知っておきたい　民法改正の重要ポイント（江東支部共催）
弁護士　　犬　塚　暁比古　氏

７月　３日　（５９名）　民法改正！取引・契約はどうなる？
顧客トラブルを防ぎたい取引・契約をする際の注意点（荒川支部共催）
弁護士　　髙　井　章　光　氏

７月２５日　（６５名）　取引が変わる？契約が変わる？１２０年ぶり大改正！
これだけは知っておきたい　民法改正の重要ポイント（台東支部共催）
弁護士　　犬　塚　暁比古　氏

７月２５日　（３１名）　取引が変わる？契約が変わる？民法改正の重要ポイント（品川支部共催）
弁護士　　宇田川　敦　史　氏

８月　１日　（６２名）　民法改正で変わる契約のルール！（文京支部共催）
弁護士・中小企業診断士　　関　　義　之　氏

８月２９日　（２７名）　民法改正！取引・契約はどうなる？１２０年ぶり大改正！
顧客トラブルを防ぎたい取引・契約をする際の注意点（豊島支部共催）
弁護士　　宇田川　敦　史　氏

９月　４日　（４３名）　不動産賃貸に必要な民法改正の重要ポイント（千代田支部共催）
弁護士　　晝　間　光　雄　氏

９月　７日　（５９名）　オーナーさん・テナントさんの 民法改正対応
不動産賃貸・売買契約の基礎知識（世田谷支部共催）
海谷・江口・池田法律事務所 弁護士　江　口　正　夫　氏

９月１３日　（３８名）　民法改正！取引・契約はどうなる？１２０年ぶり大改正！
顧客トラブルを防ぎたい取引・契約をする際の注意点（足立支部共催）
弁護士　　宇田川　敦　史　氏

１１月２１日　（７２名）　民法改正！取引・契約はどうなる？
これだけは知っておきたい　民法改正のポイント（渋谷支部共催）
弁護士　　犬　塚　暁比古　氏

１２月１２日　（５０名）　民法１２０年ぶりの大改正　これだけは知っておきたい
取引・契約をする際の重要ポイント（杉並支部共催）
弁護士　　犬　塚　暁比古　氏

１月２９日　（５６名）　取引が変わる？契約が変わる？１２０年ぶり大改正！
これだけは知っておきたい　民法改正の重要ポイント（港支部共催）
弁護士　髙　井　章　光　氏

１月２９日　（３８名）　民法改正！取引・契約はどうなる？１２０ 年ぶり大改正！
顧客トラブルを防ぎたい取引・契約をする際の注意点（中央支部共催）
弁護士　犬　塚　暁比古　氏

２月１５日　（４０名）　知らないと困る 民法改正で変わる契約のルール！（墨田支部共催）
弁護士・中小企業診断士　関　義　之　氏

２月２１日　（７９名）　～建設事業者のための～民法改正解説セミナー（練馬支部共催）
合同会社産業経営研究所　鈴　木　健　彦　氏

３月　５日　（３３名）　取引が変わる？契約が変わる？１２０年ぶり大改正！
これだけは知っておきたい　民法改正の重要ポイント（北支部共催）
弁護士　犬　塚　暁比古　氏

３月１５日　（５５名）　取引が変わる？契約が変わる？１２０年ぶり大改正！
これだけは知っておきたい　民法改正の重要ポイント（葛飾支部共催）
弁護士　犬　塚　暁比古　氏

(b)関連部署共催セミナー

７月１２日（１２０名）　民法の改正ポイント！～改正民法は２０２０年４月施行
ここだけは知っておきたい改正のポイント～（検定センター共催）
ＴＡＣ専任講師・ビジネス法務エグゼクティブ　多　賀　潤　氏

８月２３日　（４２名）　民法改正に対応した契約実務講座（研修センター共催）
弁護士　江　口　正　夫　氏

(c)経済法規委員会主催セミナー

７月３１日（１０４名）　賃貸取引はどうなる？顧客とのトラブルを防ぎたい取引・契約担当者のための注意点【賃貸・保証契約編】　弁護士　髙　井　章　光　氏

９月１４日（１０２名）　請負取引はどうなる？顧客とのトラブルを防ぎたい取引・契約担当者のための注意点【請負・保証契約編】　弁護士　髙　井　章　光　氏

１１月　５日（１１６名）　売買取引はどうなる？顧客とのトラブルを防ぎたい取引・契約担当者のための注意点【売買・保証契約編】　弁護士　髙　井　章　光　氏

b.　商法改正関係

１０月　５日（１０５名）　わが社の荷物が原因で事故が起こったら？「荷主」として運送実務上、注意すべきポイントについて　弁護士　山　口　修　司　氏

c.　その他のテーマによるセミナー

７月１２日（１２３名）　わが社の表示は大丈夫!? 実際の違反事例で「基礎から学ぶ景品表法」
大江橋法律事務所　弁護士　古　川　昌　平　氏

９月　３日（１２８名）　フリーランス(個人)への発注時に、注意すべき行為とは
公正取引委員会事務総局　経済取引局　経済調査室
室長補佐　武　田　雅　弘　氏

１０月１６日（６８名）　クイズで実践！だから分かる！「中小企業のための独禁法・下請法活用講座」
森・濱田松本法律事務所　弁護士　玉　木　昭　久　氏

⑮　知的財産戦略委員会

知財紛争処理システムの見直しに向け、特許庁と連携するとともに、２度の意見とりまとめや関係先への働きかけを行った結果、「証拠収集手続きの強化」や「損害賠償額の適切な水準への引上げ」に資する特許法改正案が閣議決定され、実現する見込みとなった。さらに、知財経営の推進による中小企業の競争力強化、コンテンツ産業の活性化に向け、「知的財産政策に関する意見」をとりまとめ、内閣府知的財産戦略本部や特許庁等の関係先に意見活動を行った。また、商工会議所の要望を受けて２０１９年４月から施行された中小

企業向け特許料金の一律半減制度について、支部や関係機関と連携しながら普及･啓発活動を行うとともに、幅広いテーマのセミナーや企業交流会等を行った。

1)　委員会

７月１９日　（１９名）　講演　「価値デザイン社会」における知的財産
～知的財産戦略ビジョン＆推進計画２０１８～
ならびに知財政策に関する意見交換について
内閣府　知的財産戦略推進事務局　事務局長　住　田　孝　之　氏
※日本商工会議所　知的財産専門委員会との合同開催

１２月　５日　（１８名）　視察会　シスメックス㈱
ソリューションセンター（兵庫県神戸市西区室谷１－３－２）
テクノパーク（兵庫県神戸市西区高塚台４－４－４）
※日本商工会議所　知的財産専門委員会との合同開催

２月１２日　（２３名）　講演　特許法等の改正について
特許庁　総務部総務課　制度審議室長　川　上　敏　寛　氏
議事　知的財産政策に関する意見（案）について
※日本商工会議所　知的財産専門委員会との合同開催

2)　セミナー

６月　６日　（７２名）　知的財産面から見る！「海外ビジネスのリスクとその対策」
三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング㈱　萩　原　達　雄　氏
李国際特許商標事務所　所長　李　じゅん　氏

６月２２日　（６６名）　「営業秘密」の流出・盗用対策～不正競争防止法による保護と漏えいの防止対策について～（文京支部共催）
弁理士・東京商工会議所文京支部　事務局長　矢　口　和　彦

６月２７日（１２２名）　中小企業のための技術契約（初級編）
東京都知的財産総合センター　知財戦略アドバイザー　琴　寄　俊　氏

７月　５日　（３９名）　基礎からわかる！ブランディング戦略入門
～知財活用による差別化～（荒川支部共催）
アイエヌ知財特許事務所　代表・弁理士　伊　藤　夏　香　氏

７月　９日（１１３名）　中小企業のための技術契約（中級編）
東京都知的財産総合センター　知的財産アドバイザー　星　克　宏　氏

７月　９日　（３０名）　第６回台東区知財セミナー「レシピ公開『伊右衛門』と絶対秘密『コカコーラ』　～どっちが賢い？特許・知財の最新常識～」
（台東支部共催）
新井・橋本・保坂国際特許事務所　代表弁理士　新　井　信　昭　氏

７月１１日　（２７名）　他社と差がつく知的財産戦略～活用編～（杉並支部共催）
双京知的財産事務所　所長　弁理士　太　田　洋　子　氏

９月　６日　（４８名）　「著作権」　知らないと大変なことになる！？
中小企業の知財戦略講座（千代田支部共催）
アイエヌ知財特許事務所　代表・弁理士　伊　藤　夏　香　氏

９月　７日　（４８名）　「特許は簡単に取れる！アイデアを商品にしよう」
～小さな特許から、確実な利益を～（大田支部共催）
目黒国際特許事務所　所長・弁理士／㈱特許経営
代表取締役　樋　田　成　人　氏

９月１８日　（２０名）　収益増加の手段としての知財戦略
～顧客への営業前、共同開発前、事業承継時に行うべき事～
（品川支部共催）
弁理士・技術士　高　橋　政　治　氏

９月２５日（１５４名）　ＥＵ（ＧＤＰＲ）、日本、米国、中国、アジア諸国の企業間での情報の共有・移転の実務
牛島総合法律事務所　弁理士　影　島　広　泰　氏

１０月２２日　（１８名）　改良工夫やデザインを行う企業の社内規定
～法改正に伴う職務発明等の規定の整備～（豊島支部共催）
弁理士・東京商工会議所文京支部　事務局長　矢　口　和　彦

１０月２５日　（３７名）　中小企業のための知的財産活用セミナー
「トラブル防止！技術契約の基礎知識」（中野支部共催）
タケダアンドパートナーズ特許事務所　弁理士　川　崎　　仁　氏

１１月２７日　（２７名）　デザイン戦略とブランド構築
～意匠制度を有効に活用し､ブランドを育てるために～（台東支部共催）
大阪工業大学大学院知的財産研究科特任教授　山　田　繁　和　氏

１１月２８日　（１８名）　知財の見える化、魅せる化とブランディング戦略
競合と差がつく知的財産活用（江東支部共催）
アイエヌ知財特許事務所　代表・弁理士　伊　藤　夏　香　氏

１２月１０日　（３１名）　特許情報から先読み　モノの売り方が変わる！
「ＡＩ活用でビジネスモデルはこう変わる！」（杉並支部共催）
大山国際特許事務所　所長・弁理士・ＡＩ活知財コンサルタント
大　山　浩　明　氏

１２月１１日　（２０名）　あなたの“ブランド”を守る知的財産活用セミナー
（世田谷支部共催）
西川商標知財事務所　代表・弁理士　西　川　　巌　氏

１月２２日　（２６名）　売上を伸ばすブランディング戦略と知財経営（中央支部共催）
アイエヌ知財特許事務所　代表・弁理士　伊　藤　夏　香　氏

１月３１日　（７７名）　知的財産セミナー２０１８ ニュースから紐解く商標法
（文京支部共催）
特許業務法人秀和特許事務所　弁理士　香　原　修　也　氏

２月２１日　（１２名）　企業はなぜ特許をとるのか？戦略的特許活用セミナー！
（葛飾支部共催）
日本パテントデータサービス㈱　知財研修部部長　倉　永　　宏　氏

２月２６日　（４９名）　【入門】特許権・実用新案権と法改正のポイント
（墨田支部共催）
アイエヌ知財特許事務所　代表・弁理士　伊　藤　夏　香　氏

３月　４日　（１５名）　「商標」制度の利用と中小企業に役立つブランド戦略
（葛飾支部共催）
アイエヌ知財特許事務所　代表・弁理士　伊　藤　夏　香　氏

３月　６日　（４２名）　中小企業を強くするブランディングの基本・解説セミナー
（江戸川支部共催）
㈱ヒナタデザイン代表取締役／(一社)ブランド・バリュー協会
代表理事　大　谷　佳　弘　氏

３月　８日　（４４名）　～自社の″ブランド″が危ない！～
商売を守るための商標セミナー（渋谷支部共催）
久保国際特許事務所　所長・弁理士　久　保　雅　裕　氏

大野総合法律事務所　弁理士　　酒　谷　誠　一　氏

３月１２日　（３３名）　アイデアをヒット商品にしよう！
ライセンスを上手に使って利益を得るには～（目黒支部共催）
目黒国際特許事務所　所長・弁理士／㈱特許経営
代表取締役　　樋　田　成　人　氏

3)　コンテンツ事業

５月３０日　（７５名）　コラボ交流会
（テーマ：コンテンツホルダー×非コンテンツ産業）
第１部　講演・ウルトラマンシリーズのライセンス活用について
㈱円谷プロダクション　営業本部
国内事業部　　石　塚　　徹　氏
講演・ウルトラＪプロジェクトについて
㈱ポニーキャニオン　経営戦略Ｄｉｖ．
プロジェクト推進部　　谷　口　晶　郎　氏
第２部　自社紹介・自由交流（名刺交換・情報交換）

4)　後援

５月２３日～１２月　５日　「第８期　アニメビジネス・パートナーズフォーラム」
(一社)日本動画協会会主催

５月２４日　「第９回日中韓デザインフォーラム
～デザイン経営と意匠制度の未来～」
特許庁主催

６月２９日　「模擬国際仲裁
－５Ｇ時代のＳＥＰ紛争の早期解決に向けて－」
特許庁主催

１０月　５日　「知財公開フォーラム２０１８ ★☆みんなで考えよう
デジタル時代の知的財産 ☆★」
(一社)日本印刷産業連合会主催

１０月　６日～１０月２２日　「アニメフィルムフェスティバル東京２０１８」
アニメフィルムフェスティバル東京実行委員会主催

２月１４日　「第１８回ＪＩＰＡ知財シンポジウム」
(一社)日本知的財産協会主催

２月１９日～　２月２２日　「第３回クールジャパン・マッチングフォーラム」
クールジャパン官民連携プラットフォーム主催

３月　４日　「知財金融フォーラム」
特許庁、金融庁主催

⑯　首都圏問題委員会

首都圏問題委員会では、東京および首都圏の都市基盤整備の推進、東京の国際競争力強化に資するビジネス・生活環境の整備、外国企業の誘致促進、人口減少・少子化対策、都市防災力の向上、インフラ老朽化対策といったテーマについて、要望の策定やパブリックコメントの提出を行い、関係各所に実現のための陳情活動を行った。また、２０１６年に開始した「国土交通省との官民連携促進プロジェクト」に基づき、国土交通省との意見交換会やインフラ施設視察等を実施した。また、ソフト面の取組として、高齢者や子ども、妊婦、子ども連れの方、障がい者、外国人等を社会全体で見守り支え合う機運を醸成させ、誰もが安心・安全、快適に暮らし過ごせる地域社会を実現することを目的とした「声かけ・サポート運動」を引き続き全所

的に推進した。

1)　委員会

５月２３日（３９名）　講話「国土交通フォーカス２０１８」について
国土交通省　総合政策局　審議官　首　藤　祐　司　氏
討議：分野別討議ならびに２０１８年度要望に関する討議
・「社会資本の基盤等」について
・「首都圏の国際競争力強化に向けた要望（案)」について
・「首都・東京の国際競争力強化に向けた要望（案)」について
意見交換　今後の委員会活動の進め方

１０月３０日（４５名）　報告　アンケート結果と今後の進め方（概要）について
講話　「都市総合力ランキング２０１８」について
明治大学　名誉教授　市　川　宏　雄　氏
討議　東京の将来像に関する論点等について

１月２４日（５０名）　講話「東京都の都市政策の近況及び課題
（都市づくりのグランドデザインの実現に向けた進捗状況等)」
東京都　都市整備局技監　上　野　雄　一　氏
討議　東京の将来像に関する論点等について

2)　国土交通省との「官民連携プロジェクト」(意見交換会)

１月１５日（５２名）　国土交通省本省との意見交換会
※４委員会（首都圏問題委員会、観光委員会、災害対策委員会、
オリンピック・パラリンピック特別委員会）合同開催
意見交換
・首都圏の国際競争力強化・インフラ整備の推進について
・観光振興について
・都市の防災力の強化について
・東京オリンピック・パラリンピック大会について
自由討議

２月２２日（４１名）　国土交通省関東地方整備局との意見交換会
説明　社会資本整備に関する最近の話題
意見発表・自由討議

3)　視察会

１０月１８日　八ッ場ダム視察（三村会頭、野本副会頭・首都圏問題委員長等）
３月　８日（３０名）　羽田空港視察

⑰　災害対策委員会

災害対策委員会は、「都市防災力の強化に向けた活動」と「被災地支援活動」を行った。

都市防災力の強化に向けた活動としては、２０１７年度の国土交通省本省との意見交換会をきっかけに、国土交通省水管理・国土保全局と「首都・東京の防災力向上のための連携・協力に関する協定」を締結し、企業の防災・減災対策等説明会やインフラ等現地視察会、水管理・国土保全局長と委員長との新聞紙上対談等の情報発信を行った。また、「東京の防災力向上のための連携協力に関する協定」の一環として、東京都と連携し、意見交換会や帰宅困難者対策条例の説明会を開催した。意見活動として、昨年に続き「国土交通省の防災・減災対策に関する要望」及び「東京都の防災・減災対策に関する要望」の策定・提出を行った。

さらに、会員企業の防災意識の醸成に向け、防災対策促進のチラシの全会員への配布など、「企業の防災・減災対策促進キャンペーン」を展開したほか、会員企業の防災対策に関するアンケート調査、中小企業のＢ

ＣＰ策定支援事業、家族との安否確認訓練等を行った。

被災地支援活動では、東日本大震災に加え、本年発生した北海道胆振東部地震等の風評被害の根絶および被災地のニーズに対応した支援を継続的に実施した。

1)　委員会

９月２６日　（２７名）　討議「国土交通省の防災・減災対策に関する要望（素案）」について
討議「東京都の防災・減災対策に関する要望（素案）」について
その他

2)　被災地支援活動

a.　企業マルシェ・被災地応援物産展の開催

８月　３日～　４日　第１３回福島産直市（都営地下鉄大門駅構内、協力事業）
９月２０日～２１日　新宿パークタワー　福島・宮城・熊本マルシェ（後援事業）
１１月１４日～１７日　ＩＨＩフォーラム２０１８（後援事業）
１１月２１日　天王洲マルシェ（主催：㈱ＪＴＢ、東京商工会議所）
※福島、北海道等の物産展を実施
１２月２１日～２２日　第１４回福島産直市（都営地下鉄大門駅構内、協力事業）

b.　被災地の観光・物産ＰＲ、情報発信

６月２８日～２９日　福島産直市（後援事業）
７月１０日　第１２回復興まちづくりシンポジウム（後援事業）
１０月６日～　８日　いわて・三陸けせん希望ストリート２０１８（後援事業）
１０月１８日　福島産直市（後援事業）
１２月９日　ふくしま大交流フェスタ２０１８（協力事業）
２月１０日　東日本大震災風化防止イベント「復興応援２０１９」（後援事業）

3)　都市防災力の強化に向けた活動

a.　国土交通省水管理・国土保全局との首都・東京の防災力向上のための連携・協力に関する協定締結、連携事業の実施

５月１７日　協定締結式
（山田委員長、田畑共同委員長、山口共同委員長、山田 国土交通省水管理・国土保全局長、清瀬次長）
７月３０日（１６５名）　国土交通省 防災・減災に関する説明会
～首都直下地震・大規模水災害の被害想定と企業の対策～
国土交通省　水管理・国土保全局　防災課
大規模地震対策推進室長　川　村　謙　一　氏
９月１３日　（５７名）　講話「首都直下地震・大規模水災害の被害想定と企業の対策について」
国土交通省　水管理・国土保全局　防災課
大規模地震対策推進室長　原　田　昌　直　氏
（共催：葛飾支部）
９月１８日　（１７名）　講話「首都直下地震・大規模水災害の被害想定と企業の対策について」
国土交通省　水管理・国土保全局　防災課
大規模地震対策推進室長　原　田　昌　直　氏
（共催：港支部）
１０月１７日　（６７名）　視察・講習会「ＴＨＫ㈱本社ビル見学会と防災・減災対応について」
国土交通省　水管理・国土保全局防災課　大規模地震対策推進室
課長補佐　松　本　一　城　氏

（共催：港支部）

１１月１２日　（２３名）　「首都圏外郭放水路」防災視察会

（共催:中野支部）

２月１９日　毎日新聞紙上対談（山田委員長、塚原 国土交通省水管理・国土保全局長）

２月２７日　（１５名）　江東デルタ・ゼロメートル地帯視察

b.　会員企業の防災・減災対策促進キャンペーンの展開

（１月１５日～３月１１日に①防災対策促進のチラシの作成・全会員への配付、②会員企業の防災対策に関する対話型アンケート実施、③ＢＣＰ策定支援セミナーの開催、④家族との安否確認訓練の実施、⑤帰宅困難者対策訓練（東京都・町田市）への協力、⑥帰宅困難者対策条例説明会の開催、⑦江東デルタ・ゼロメートル地帯視察会の開催、⑧東商災害対策委員長と国土交通省水管理・国土保全局長との新聞紙上対談、⑨東商新聞３月１０日号「被災地復興・防災」特集、⑩東京都幹部と災害対策委員会との意見交換会を集中実施）

c.　防災に関するセミナー／説明会

８月２２日（１０７名）　東京都帰宅困難者対策条例説明会

東京都　総務局総合防災部事業調整担当課長　竹　内　規　雄　氏

１月２５日（１３２名）　東京都帰宅困難者対策条例説明会

東京都　総務局総合防災部事業調整担当課長　竹　内　規　雄　氏

d.　視察会

９月２６日　（２７名）　東京電力中央給電指令所視察

１０月１８日　八ッ場ダム視察（共催：首都圏問題委員会）

e.　防災訓練等の実施

８月３０日～９月　５日　家族との安否確認訓練

１月１５日～１月２１日　家族との安否確認訓練

１月２１日　東京都・町田市合同訓練（※周知協力）

f.　意見交換会

１月１５日　（５２名）　国土交通省本省との意見交換会

※４委員会（首都圏問題委員会、観光委員会、災害対策委員会、オリンピック・パラリンピック特別委員会）合同開催

１月３１日　（４３名）　東京都との都市防災に関する意見交換会

説明　東京都の防災対策について

意見発表

自由討議

g.　防災関連情報・施策の周知

東京都の防災関連事業・施策普及への協力

・「帰宅困難者対策啓発ポスター」掲載協力
・「東京都一斉帰宅抑制推進企業認定制度」周知協力（後援名義）
・「東京都民間一時滞在施設備蓄品購入費用補助事業」周知協力
・「東京都民間一時滞在施設戦略アドバイザー事業」周知協力
・「平成３０年度防災ウーマンセミナー」周知協力（後援名義）
・「平成３０年度防災コーディネーター育成研修会」周知協力（後援名義）

内閣府などの防災推進国民大会２０１８への協力
ハイレベル・パネルディスカッションのパネリストとして山田災害対策委員長登壇

4)　中小企業のＢＣＰ策定支援事業
２月１２日　（６９名）　ＢＣＰ[事業継続計画]策定セミナー
～これだけは知っておきたい！中小企業が取り組むべきＢＣＰ～
東京海上日動火災保険㈱　公務開発部課長代理　新谷松　真　美　氏

⑱　観光委員会

観光先進国の実現に向け官民を挙げた取組が加速する中、観光委員会では、観光都市・東京の更なる魅力向上、観光産業振興に向けた取組の加速、日本各地との広域連携の強化、東京２０２０オリンピック・パラリンピックへの対応の４つの重点方針に基づき、政策・事業両面から活動を展開した。政策面においては、「世界に冠たる観光都市・東京」の実現に向けた諸課題の着実な改善に向け、委員会および２３支部役員等で構成する「地域の魅力向上懇談会」での現場の声を踏まえた意見・要望活動（国・都）を行った。また、事業面においては、ウェブサイト「地域の宝ネット」のコンテンツを活用し、東商初の観光情報誌「るるぶＴＯＫＹＯ２３」を発行、地域資源情報の更なる発信強化に取り組んだ。その他、企業のインバウンド対応力向上に資するセミナーや視察会、関東運輸局等と連携した広域観光促進事業等を実施した。

1)　委員会
６月２２日　（４７名）　講演　「東京都の観光施策について」
東京都産業労働局観光部　企画調整担当課長　松　本　朋　之　氏
討議　「東京の観光振興策に関する意見（案）」について
報告　活動報告等
１０月１６日　（３９名）　講演　「ナイトタイムエコノミーの活性化に向けて」
(公財)日本交通公社　観光政策研究部長　主席研究員　山　田　雄　一　氏
報告　活動報告等
３月１８日　（４１名）　講演　「観光先進国の実現に向けた課題と今後の取り組み」
国土交通省観光庁　長官　田　端　浩　氏
討議　「わが国と東京における観光振興に関する意見（案）」について
報告　活動報告、今後の活動予定等

2)　委員長・共同委員長・顧問・副委員長会議
５月２４日　（１０名）　議題　東京都への意見書（２０１７年度）の反映状況について
「ＰＲＩＭＥ 観光都市・東京
～東京都観光産業振興実行プラン２０１８～」について
「第２回地域の魅力向上懇談会」結果概要について
「東京都の観光振興施策に関する意見（案）」について
今後のスケジュール・活動報告について
３月　１日　（　７名）　討議　「わが国と東京における観光振興に関する意見（案）」について
報告　活動報告等
視察　「ＮＩＰＰＯＮ　ＧＡＬＬＥＲＹ　ＴＡＢＩＤＯ
ＭＡＲＵＮＯＵＣＨＩ」

3)　地域の魅力向上懇談会
５月　９日　（２２名）　説明　「ＰＲＩＭＥ 観光都市・東京
～東京都観光産業振興実行プラン２０１８～」について
事前ヒアリングシート集計結果について

意見交換
地域の観光における課題、東京都への施策や東京都に求めること等

4)　国土交通省本省との意見交換会
１月１５日　（５２名）　意見交換
「首都圏の国際競争力強化／インフラ整備の推進」
「観光振興について」
「防災・減災対策について」
「東京２０２０大会に向けた取組みの推進について」
※４委員会（首都圏問題委員会、観光委員会、災害対策委員会、
オリンピック・パラリンピック特別委員会）合同開催

5)　幹事会
１月２３日　（　６名）　議題　今期の活動報告について
今後の活動に関する方向性について

6)　都市型観光プログラム「ＴＯＫＹＯ　ＤＩＳＣＯＶＥＲＹ」
１１月３０日　（２１名）第１３回「パノラマオープンバス×水陸両用バスで巡るＴＯＫＹＯ２３視察会」

7)　セミナー・交流会
４月２６日　（７７名）ビジネス交流会（テーマ：インバウンド）
基調講演　「マーケット変化を捉えた観光商品の開発と商品化に向けて」
跡見学園女子大学　准教授　篠　原　靖　氏
自己紹介・自由交流
（共催：サービス・交流部）
８月３１日　（８７名）「観光危機管理対策の重要性と要点」
㈱ＪＴＢ総合研究所　上席研究理事　髙　松　正　人　氏

8)　東京トラベルマート（旅行代理店との個別商談会）
開 催 日　７月１１日
会　　場　丸の内二丁目ビル　３階会議室
商談ﾃｰﾏ　東京観光向け商品、サービス
共　　催　（公財）東京観光財団
協　　力　東京都商工会議所連合会、東京都商店街連合会
参加企業数　バイヤー（旅行会社）　２６社
サプライヤー（観光関連事業者）　５１社・団体
商談件数　３０４件

9)　東京の魅力発信サイト「東商 地域の宝ネット」
「東商　地域の宝ネット」は、東京の魅力ある観光・地域資源を国内外の旅行者へ広く発信することを目的として、２０１５年６月に開設したウェブサイト。東京の日常に根差した魅力を「地域の宝」として捉え、地域に密着した観光資源を東商独自の視点で紹介している。
・ＵＲＬ：ｈｔｔｐｓ：／／ｗｗｗ．ｔｏｋｙｏ－ｃｃｉ．ｏｒ．ｊｐ／ｔａｋａｒａｎｅｔ／
・登録数（２０１９年　３月３１日現在）　２０８件

10)　広域観光周遊ルート形成促進事業（国土交通省関東運輸局との連携事業）
テーマ性・ストーリー性を持った一連の魅力ある観光地をネットワーク化した“広域観光周遊ルート”の形成を促進し、海外へ積極的に発信することを目的に、２０１５年度から国土交通省関東運輸局との連携に

よる「広域観光周遊ルート形成促進事業」を進めている。

２月　８日　第５回　広域関東学生「インバウンド広域観光周遊ルート」旅行企画コンテスト
決勝戦・表彰式

【主　催】

（一社）関東観光広域連携事業推進協議会、東京商工会議所、国土交通省関東運輸局

【表　彰】

グランプリ　　清真学園高等学校（Ｃｒｙｓｔａｌ清真）
準グランプリ　跡見学園女子大学（篠原ゼミ チーム絆）
特別賞　　跡見学園女子大学（篠原ゼミ 調べすぎ００７）
観光振興賞　　桜美林大学（渡邉ゼミ）
　　文化学園大学（ララライス）

11）「るるぶＴＯＫＹＯ２３」の発行

２０２０大会を契機に各地域の観光資源の磨き上げ、２３区の魅力・文化を国内外に発信することを目的に「るるぶＴＯＫＹＯ２３」の日本語版と英語版を作成し、都内の観光案内所等で配布を行った。

（書　　名）　「るるぶ特別編集ＴＯＫＹＯ２３」
（発 行 日）　１２月３日
（価　　格）　無料（フリーペーパー形式）
（仕　　様）　ＡＢ版／３６ページ
（発行部数）　日本語版　３万部、英語版　１万部
（配布場所）　東京観光情報センター　５か所（東京都庁・バスタ新宿・羽田空港・京成上野・多摩）
　　東京シティアイ観光案内所、東京商工会議所（本部、２３支部）　等
（主な内容）　・テーマで楽しむ！まち歩きモデルコース
　　・東京商工会議所初代会頭　渋沢栄一ゆかりの地を訪ねる
　　・東京の経済人、著名人が選ぶ「東京のここが好き！」
　　・東京２３区の産業集積

⑲　ものづくり推進委員会

第４次産業革命により、ものづくりの考え方や手法が大きく変わる中、２３区内ものづくりの実態や課題を把握し、会員企業へものづくりに関する最新の情報を提供することを活動の柱とし、専門家を招いた卓話と協議、支部との懇談会、国内外の視察等を行った。その他大学や公的機関と企業を無料で橋渡しする「産学公連携相談窓口事業」の運営を行った。

1）委員会

６月１２日　（２１名）　卓話　「未常識を常識に変える金型屋
　　～営業不要のＳＮＳマーケティング～」
　　中辻金型工業㈱　総括部長　　戸　屋　加　代　氏
　　協議　（１）スマートものづくり推進事業の実施について
　　（２）今後のスケジュールについて
　　報告　（１）山形県視察会の実施について
　　（２）中国・深セン視察会（日商）開催概要
　　（３）中国・深セン視察会（東商・ものづくり委員会）の実施について
　　（４）足立区内ものづくり視察会の実施について
　　（５）産学公連携相談窓口事業　２０１７年度実績について

７月１０日　（２３名）　卓話　「日本のものづくりの課題と今後の展望」
経済産業省　製造産業局長　多　田　明　弘　氏
協議　ものづくり企業におけるＳＮＳ等の活用について
報告　（１）山形県視察会の実施について
（２）足立区内ものづくり視察会の実施について

９月１１日　（１５名）　ものづくり推進委員会と足立支部の懇談会
討議　「人手不足の現状とデジタルツールの活用状況
都内立地における構造的課題・現状課題」

２月　１日　（２３名）　卓話　「中小企業における生産管理システム導入およびＩｏＴ・ＦＡ化への挑戦」
㈱タカハシ　代表取締役　高　橋　弘　明　氏
協議　スマートものづくり実践事例集（ウェブ版）について
報告　（１）ＩｏＴＬＴエンタープライズ版の開催について
（２）産学公連携相談窓口事業　今年度実績について
（３）山形県視察会開催概要
（４）ものづくり推進委員会と足立支部の懇談会開催概要
（５）深セン　メイカーズ・イノベーション視察会開催概要

2)　山形視察・懇談会
７月２５日～２６日　企業視察（１５名）
訪問先：㈱井上香料製造所、㈱ニフコ山形、㈱ＩＢＵＫＩ、山形大学
７月２５日　米沢商工会議所との懇談会（東商１５名、米沢商工会議所１７名、計３２名）

3)　視察会
９月１１日　（１０名）　㈱ヨシオ

4)　深セン　メイカーズ・イノベーション視察会
１１月１３日～１６日（１５名）
訪問地：中華人民共和国広東省広州市、深セン市および香港市
内　容：a. 訪問・懇談
・ＪＥＴＲＯ広州事務所によるブリーフィング
ＤＪＩ幹部との意見交換
b. 視察
・ＪＥＮＥＳＩＳ
・ＤＪＩ
南山ソフトウェアパーク
ハイテクフェアー
香港日本通運

5)　セミナー
３月　８日　（２６名）　「スマートものづくり実践セミナー」
「7. 事業　(14) 経営改善普及事業　⑪ 地域持続化支援事業　13)」を参照

6)　『スマートものづくり実践事例集（ウェブ版）』発行
「7. 事業　(14) 経営改善普及事業　⑪ 地域持続化支援事業　13)」を参照

7)　産学公連携相談窓口

オープンイノベーションを通じ、中小企業の成長を促すため、中小企業が大学の持つ知見を広く活用できるよう橋渡しを行う。２０１３年３月の窓口開設から１１３件（本年度２８件）の申し込みを受け付け、大学から３４０件の回答があり、うち３６件が共同研究、受託研究へと進展した。

産学公連携相談窓口の協力機関は以下の３４大学、２研究機関。

宇都宮大学、お茶の水女子大学、神奈川工科大学、近畿大学、慶應義塾大学、工学院大学、駒澤大学、産業技術大学院大学、芝浦工業大学、首都大学東京、上智大学、拓殖大学、千葉大学、千葉工業大学、中央大学、帝京大学、電気通信大学、東海大学、東京海洋大学、東京工業大学、東京電機大学、東京都市大学、東京理科大学、東洋大学、東洋美術学校、鳥取大学、新潟大学、日本大学、日本医科大学、日本工業大学、文化学園大学、武蔵大学、明治大学、明星大学、国立研究開発法人産業技術総合研究所、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター(順不同)。

協力機関との意見交換会

３月１４日（協力機関３３名）　報告　（１）産学公連携相談窓口の実績などの報告について
（２）きらぼし銀行（連携金融機関）の企業支援の取り組みについて
（３）連携研究機関と企業との連携事例について（東京理科大学)
（４）東京都立産業技術研究センターの取り組みについて
意見交換　産学公連携相談窓口の運用上の課題等について

8)　東商テクノネット事業

メールマガジン「東商テクノネット事業・メール」配信

技術開発や産学連携、企業経営に役立つ情報を不定期に電子メールで無料配信するサービスを実施。産学連携のイベントを中心にホットな情報をタイムリーに配信している。２０１８年４月は約１，３００件だった中小企業製造業配信先も２０１９年３月時点では約１，８００件へと拡大、ほぼ毎週、配信を行い合計で６３件の情報を配信した。

⑳　生産性向上委員会

生産性向上委員会では、委員会（２回）を開催し、中小・小規模事業者におけるＩＴ利活用の推進策や、デジタル社会における中小企業の活路について議論した。また、２０２０年東京大会やＩｏＴの急速な普及を背景にサイバーセキュリティ強化は一層緊急度の高い経営課題となっていることから、新たにサイバーセキュリティ研究会を立ち上げ、中小企業への普及に向けた課題について検討した。

さらに、中小・小規模事業者を対象にＩＣＴ関連情報を発信している「東商ＩＣＴスクエア」をリニューアルし情報発信の強化に努めるとともに、「ＩＴ導入補助金活用」や「サイバーセキュリティ対策」など時宜を得たテーマでセミナーを主催し、中小企業の生産性向上に資する普及啓発や経営支援に取り組んだ。

1)　委員会

６月２７日　（４６名）　説明　これまでの討議を踏まえた課題認識と今後の方向性について
講演　「発火点はどこか？
～中小企業の生産性向上におけるＩＴ活用の現状と将来展望」
(一社)クラウドサービス推進機構　理事、㈱スマイルワークス　社長　坂　本　恒　之　氏
討議　・中小企業のＩＴ利活用の加速に向けた発火点に必要なことは？
・「サイバーセキュリティ研究会」の設置について

１１月１３日　（４０名）　講演　「デジタルイノベーションがもたらす社会と企業経営の大変革」

㈱野村総合研究所　未来創発センター長　研究理事　　桑　津　浩太郎　氏
説明　これまでの議論の振り返りと
「生産性向上に関する提言（仮）」について
討議　デジタル社会における「中小企業の活路」とは？
報告　・委員会主催事業の実施報告および今後の事業予定について
・第１回サイバーセキュリティ研究会の開催報告について

2)　サイバーセキュリティ研究会
１０月２５日　（１３名）　講演　「サイバーセキュリティに関する経済産業省の取り組みと
今後の方針について」
経済産業省　商務情報政策局　サイバーセキュリティ課長　　奥　家　敏　和　氏
講演　「中小企業をとりまく脅威とサイバー対策の取り組み、
今後の課題について」
(独)情報処理推進機構セキュリティセンター（ＩＰＡ）
中小企業支援グループリーダー　　横　山　尚　人　氏
説明　東京商工会議所におけるこれまでの取り組みについて
意見交換会　中小企業におけるサイバー対策促進の課題について
懇親会

3)　ＩＣＴ関連情報発信サイト「東商ＩＣＴスクエア」の全面リニューアル
２０１５年に開設した中小企業向けＩＣＴ関連情報ポータルサイト「東商ＩＣＴスクエア」を全面リニューアルした。「知りたい情報を見つけやすく」をコンセプトとしデザイン面を一新したほか、従来からのコンテンツ「ＩＣＴ活用企業紹介」・「お役立ちコラム」に加え、「ＩＴサービス発見ナビ」を新設した。
a.　開設日：１２月１２日
b.　リニューアルのポイント
⑴　属性別の入口を設置
利用者の属性（事業者/支援者/ＩＴベンダー）ごとにフィットしたコンテンツを案内する
⑵　レコメンド機能を実装
読まれた記事とそれに関連する記事などをおすすめする
⑶　「ＩＴサービス発見ナビ」の新設
事業者のお悩み解決や生産性向上に役立つ中小企業にフィットしたＩＴサービスを業種・機能・価格の条件により検索することができる

4)　セミナー
４月２６日（１４２名）　「ＩＴ導入補助金」 説明＆個別相談会（共催：中小企業委員会）
(一社)サービスデザイン推進協議会　ＩＴ導入補助金事務局
５月２８日（１０１名）　自営型テレワークの活用の際に注意すべきポイント（共催：厚生労働省）
㈱キャリア・マム　代表取締役　　堤　　香　苗　氏
(一社)日本テレワーク協会　主席研究員　　中　本　英　樹　氏
６月１３日　（２１名）　〈ワークショップ型〉生産性向上に効くデジタルツール活用
第１部　中小企業でもできる生産性向上！
そのカギをケーススタディを通じて体験する
ＵＴＡＧＥ総研㈱　代表取締役・中小企業診断士　　山　口　　亨　氏
クラウドを活用した業務改善の成功事例をご紹介
協立情報通信㈱　社員
第２部　課題解決！体験型ワークショップ
６月２０日　（１３名）　実体験型サイバーセキュリティセミナー（共催：品川支部）

警視庁サイバーセキュリティ対策本部員
６月２５日　（２２名）　サイバー空間を取り巻く最新の脅威動向について（共催：渋谷支部）
トレンドマイクロ㈱　市　村　裕一郎　氏
７月　３日　（５５名）　【ＩＴ導入補助金説明】中小企業のためのＩＴ導入・活用セミナー
【第１部】ＩＴ導入補助金　概要説明
(一社)サービスデザイン推進協議会　ＩＴ導入補助金事務局
【第２部】業績ＵＰに効くＩＴツールの選び方＆活用法
㈱ナーツ　代表取締役　野　中　栄　一　氏
７月１９日　（１９名）　自営型テレワークの活用の際に注意すべきポイント（共催：厚生労働省）
㈱キャリア・マム　代表取締役　堤　香　苗　氏
(一社)日本テレワーク協会　主席研究員　中　本　英　樹　氏
７月２０日　（５８名）　ＩＴツール活用事例から学ぶ中小企業の生産性向上のコツ
【第１部】「中小企業向けの経営に有効なＩＴ活用について」
㈱ナレッジ２１　会長　横　屋　俊　一　氏
「今、企業に必要なセキュリティ対策」
東日本電信電話㈱　社員
【第２部】「ＩＴ導入補助金　概要説明」
経済産業省　商務・サービスグループ　サービス政策課　総務係長　平　川　怜　奈　氏
「ＩＴサービス紹介」
参加ＩＴベンダー　担当者
７月２６日　（５０名）　ＩＴツール活用事例から学ぶ中小企業の生産性向上のコツ
【第１部】「中小企業向けの経営に有効なＩＴ活用について」
Ｔ＆Ｉアソシエイツ　代表　田　中　薫　氏
「今、企業に必要なセキュリティ対策」
東日本電信電話㈱　社員
【第２部】「ＩＴ導入補助金　概要説明」
経済産業省　商務・サービスグループ　サービス政策課　課長補佐　斉　藤　雅　彦　氏
「ＩＴサービス紹介」
参加ＩＴベンダー　担当者
７月３０日　（１４名）　自営型テレワーク活用時のトラブル防止のために（共催：厚生労働省）
㈱キャリア・マム　代表取締役　堤　香　苗　氏
(一社)日本テレワーク協会　主席研究員　中　本　英　樹　氏
８月　７日（１０５名）　ＩＰＡ情報セキュリティ講習能力養成セミナー
～組織の研修にすぐ使える実践講座～
(独)情報処理推進機構（ＩＰＡ）　佐　藤　裕　一　氏
８月２３日（１３３名）　顧客満足と業務効率を同時に高める仕組みづくり
㈱喜久屋 代表取締役　中　畠　信　一　氏
松井サービスコンサルティング　代表　松　井　拓　己　氏
１０月３０日　（　７名）　〈ワークショップ型〉メリット＆生産性向上がよく分かる会計・給与システム体験セミナー　協立情報通信㈱　社員
１１月　６日　（２６名）　企業の生産性を高めるテレワークの導入
～もう始まっているテレワーク×企業の業績ＵＰ～（共催：労働委員会）
【第１部】テレワークの概要と最新動向
(一社)日本テレワーク協会　主席研究員　中　本　英　樹　氏
【第２部】パネルディスカッション
「導入企業のトップが語る、テレワークと企業経営」
㈱グローバル・パートナーズ・テクノロジー　代表取締役　坂　本　俊　輔　氏

㈱スリーエス　代表取締役　　吉　田　秀　樹　氏
東京商工会議所　地域振興部生産性向上担当課長　　長　濱　正　史
１１月１６日　（４１名）　明日から実践できる生産性向上！！良い会社に学ぶ社員活性化の
仕組みと手法セミナー（共催：サービス産業生産性協議会）
サービス産業生産性協議会　ディレクター　　加　藤　八十司　氏
１１月２６日　（３７名）　ＲＰＡを活用した働き方改革セミナー
～生産性向上とコスト削減に向けた取組み～
（共催：東日本電信電話㈱、(公財)日本電信電話ユーザ協会）
【第１部】「働き方改革の実現に向けたＲＰＡ導入における課題とポイント」
みずほ情報総研㈱　グループ統括部　次長　　村　田　　豪　氏
【第２部】「ＲＰＡの具体的な導入ノウハウのご紹介」
ＮＴＴビジネスアソシエ㈱　事業連携推進部　　北　川　義　和　氏
【第３部】「ＲＰＡ、ＡＩ－ＯＣＲを活用した事例紹介」
東日本電信電話㈱ ビジネス開発本部　担当者
1月３１日，２月７日　＜ＩＴベンダー向け研修＞プラスＩＴ研修・実践編～３時間集中セミナー～
（５９名）　（共催：(一社)サービスデザイン推進協議会）
(一社)中小企業ＩＴ経営センター　代表理事、(特)ＩＴコーディネータ協会　理事
野　村　真　実　氏
２月　７日　（２８名）　＜支援機関向け研修＞プラスＩＴ研修・実践編～３時間集中セミナー～
（共催：(一社)サービスデザイン推進協議会）
おにざわＩＴ経営支援オフィス　代表、(一社)中小企業ＩＴ経営センター　理事
ＩＴコーディネータ　　鬼　澤　健　八　氏
３月２５日　（８０名）　今、押さえておくべきキャッシュレス決済 導入のポイント
(一社)キャッシュレス推進協議会　常務理事・事務局長　　福　田　好　郎　氏

㉑　健康づくり・スポーツ振興委員会

当委員会では、従業員の健康づくりへの投資を通じて企業の生産性向上や企業価値向上につなげる「健康経営」の普及・推進とともに、働き盛り世代のスポーツ実施率向上や職域での運動習慣の定着化に向けた調査・研究を実施してきた。また、専門委員会を通じて「健康経営に関する実態調査」を実施し、中小企業が健康経営を進めるにあたっての現状と課題を明らかにした。

1)　委員会

５月１５日　（３１名）　説明　「東京都スポーツ推進総合計画について」
「『オフィスｄｅエクササイズ』ガイドブックについて」
東京都オリンピック・パラリンピック準備局
スポーツ推進部　地域スポーツ振興担当課長　　井　内　雅　妃　氏
講演　「パラリンピックで社会を変える」
(公財)日本財団　パラリンピックサポートセンター　常務理事　　小　澤　　直　　氏

９月２５日　（３０名）　講演　「中小企業における労働生産性の損失とその影響要因について」
東京大学　政策ビジョン研究センター　特任教授　　古　井　祐　司　氏
説明　「各地商工会議所と進める健康経営の取り組みについて」
アクサ生命保険㈱　副社長　　幸　本　智　彦　氏
説明　「スポーツ実施率向上のための行動計画について」
スポーツ庁　健康スポーツ課　課長補佐　　松　崎　智　一　氏
報告　「健康経営実態調査結果＜速報＞について」ほか

１２月１２日　（３３名）　講演　「企業における感染症対策～社員を守る、そして企業を守る～」
ＭＳ＆ＡＤインターリスク総研㈱　特別研究員　本　田　茂　樹　氏
講演　「閑話休題：社会宥和策と地域スポーツ」
順天堂大学　スポーツ健康科学部　特任教授　野　川　春　夫　氏
報告　「健康経営エキスパートアドバイザーについて」ほか

2)　専門委員会
６月２５日　（　５名）　討議　「健康経営に関する実態調査について」
「職域における運動習慣の定着化について」

㉒　ビジネス・会員交流委員会

当委員会では、本部・支部の役員・会員相互の交流促進を図るための親睦交流事業、ビジネスチャンス創出のためのビジネス交流事業、ならびに文化活動推進事業を広く展開した。

1)　委員会
７月２５日　（２０名）　講話「ＡＩで変化を遂げるビジネスの現場」
富士通㈱　常務理事・首席エヴァンジェリスト　中　山　五輪男　氏
報告　ビジネス・会員交流事業の実施状況と今後の予定について

㉓　オリンピック・パラリンピック特別委員会

オリンピック・パラリンピック特別委員会は、昨年度取りまとめた「東商オリンピック・パラリンピックアクションプログラム」に基づき、東京２０２０大会を契機とした企業、地域でのレガシー形成活動、大会期間中の交通緩和・輸送円滑化への対応、大会機運醸成に資する事業等を展開した。

1)　特別委員会
第４回特別委員会
４月１６日　（４５名）　講演　「東京２０２０大会の安全で円滑な輸送の実現に向けて」
東京都オリンピック・パラリンピック準備局
技監　相　場　淳　司　氏
報告　「交通輸送円滑化に関する会員企業アンケート（２０１７年１２月）について」
報告　「東商オリンピック・パラリンピックアクションプログラムの進捗状況等について」
その他

第５回特別委員会
１１月１５日　（３１名）　講演　「Ｒｏａｄ　ｔｏ　Ｔｏｋｙｏ２０２０　～みんなで作る２０２０～」
（公財）東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
副事務総長　古　宮　正　章　氏
講演　「２０２０年東京大会を契機とした文化プログラムの取組」
内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局
参事官　藤　澤　秀　昭　氏
報告　東商オリンピック・パラリンピックアクションプログラムの進捗状況について
その他

2)　国土交通省本省との意見交換会
１月１５日　（５２名）　意見交換
「首都圏の国際競争力強化／インフラ整備の推進」
「観光振興について」

「防災・減災対策について」
「東京２０２０大会に向けた取組みの推進について」
※４委員会（首都圏問題委員会、観光委員会、災害対策委員会、
オリンピック・パラリンピック特別委員会）合同開催

3)　東商オリンピック・パラリンピック　アクションプログラムの活動
第７章(21)に記載

(10) 会頭の支部訪問

９月２１日　（２１名）　第１回会頭・担当副会頭・支部会長との懇談会
会場：セルリアンタワー東急ホテル

１１月　９日　（２０名）　第２回会頭・担当副会頭・支部会長との懇談会
会場：東京ドームホテル

(11) 支部会長会議

３月２５日　（２５名）
1)　開会
2)　挨拶　東京商工会議所　専務理事　石　田　　徹
3)　懇談
a.　来年度の支部における重点事業について
b.　意見交換
4)　その他
5)　閉会

(12) 会頭・副会頭・支部会長懇親会

３月２５日　（６８名）
1)　開会
2)　挨拶　東京商工会議所　会頭　三　村　明　夫
3)　乾杯　東京商工会議所　江戸川支部会長　平　田　善　信
4)　懇談
5)　中締め　東京商工会議所　品川支部会長　武　田　健　三
6)　閉会

(13) 青年部

①　総会

７月３０日　（５７名）
1)　開会
2)　挨拶　東京商工会議所青年部　副会長　加　藤　貴　久
3)　議件
a.　２０１７年度 事業活動報告（案）について
b.　２０１７年度 収支決算（案）について
4) 報告
a.　日本商工会議所青年部 第３８回関東ブロック大会について
5)　閉会

２月２８日　（５２名）
1)　開会
2)　挨拶　東京商工会議所青年部　会長　横　山　達　也
3)　議件
a.　２０１９年度 事業計画（案）について
b.　２０１９年度 収支予算（案）について

4）その他
5）　閉会

② 理事会

４月２６日　（２２名）　1）　議件
a.　会長の選任について
b.　副会長の選任について
c.　入会の承認（案）について
d.　第１回例会について
2）　報告
a.　会員名簿の作成について
b.　今後のスケジュールについて
c.　東商本部の委員会活動状況について
d.　年会費について
3）その他

６月２１日　（１７名）　1）　議件
a.　２０１７年度事業活動報告（案）について
b.　２０１７年度収支決算（案）について
c.　第２回通常総会および第２回例会について
2）　報告
a.　第１回例会（５／２５）について
b.　東商本部の委員会活動状況について
c.　今後のスケジュールについて
3）その他

９月　６日　（１８名）　1）　議件
a.　第３回例会（１０／１９）について
2）　報告
a.　第２回例会（７／３０）について
b.　第３８回日本商工会議所青年部 関東ブロック大会 埼玉かすかべ大会について
c.　名刺の作成について
d.　東商本部の委員会活動状況について
e.　今後のスケジュールについて

１０月２５日　（１７名）　1）　議件
a.　第４回例会（１２／１９）について
b.　２０１９年度の会費について
2）　報告
a.　第３回例会（１０／１９）について
b.　日本商工会議所青年部 第３８回全国大会「日本のひなた みやざき大会」について
c.　東商本部の委員会活動状況について
d.　今後のスケジュールについて
e.　名刺の作成について
f.　若者・産業人材育成委員会との連携による学生へのキャリア教育支

援について

１２月　６日　（１５名）　1)　議件
a.　２０１９年度事業計画（案）について
b.　２０１９年度収支予算（案）について
c.　災害対策積立金の取扱いに関する内規（案）について
2)　報告
a.　今後のスケジュールについて
b.　東商本部の委員会活動状況について

２月２８日　（１９名）　1)　議件
a.　役員の退任申し出について
2)　報告
a.　第４回例会（１２月１９日）について
b.　今後のスケジュールについて
c.　東商本部の委員会活動状況について
d.　若者・産業人材育成委員会との連携による学生へのキャリア教育支援について
e.　その他

③　正副会長会議

４月１１日　（５名）　1）理事会上程議案について
６月１８日　（５名）　1）理事会上程議案について
９月　３日　（５名）　1）理事会上程議案について
１０月１９日　（３名）　1）理事会上程議案について
１２月　４日　（４名）　1）理事会上程議案について
２月１５日　（４名）　1）理事会上程議案について

④　監事会

６月２１日　（２名）　1）議件
a.　２０１７年度事業活動報告（案）について
b.　２０１７年度収支決算（案）について

⑤　事　業

1)　第１回例会
５月２５日　（３１名）　第一部　講演会「新米社長から“プロの経営者”になるために」
㈱アドバネクス　会長　加　藤　雄　一　氏
第二部　懇親会

2)　第２回例会
７月３０日　（４５名）　第一部　講演会
「成功事例にみる小規模企業・中小企業のこれからの人手不足対策」
経済産業省 商務・サービスグループ　参事官室　政策企画委員　津　脇　慈　子　氏
第二部　懇親会

3)　第３回例会
１０月１９日　（４０名）　第一部　視察会（於：秩父宮ラグビー場）
第二部　講演会

「ラグビーから学ぶ『勝つ組織の作り方』～メンバーの強みを活かすチームビルディング～」
ラグビー男女７人制日本代表　総監督・元ラグビー日本代表　ＧＭ　岩　渕　健　輔　氏
女子７人制ラグビー日本代表　主将　中　村　知　春　氏
(公財)ラグビーワールドカップ２０１９組織委員会　本　田　祐　嗣　氏
第三部　懇親会

4)　第４回例会
１２月１９日　（４４名）　第一部　講演会「企業の個性を磨く！～光るキャラクターの作り方～」
(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会　企画財務局　アクション＆レガシー部
担当部長　藤　田　善　三　氏
東京商工会議所　地域振興部　オリンピック・パラリンピック担当課長　進　藤　　創
キャラクターデザイナー　谷　口　　亮　氏
第二部　懇親会

5)　懇親ゴルフコンペ
７月２２日　（１０名）　（於：葉山国際カンツリー倶楽部）

6)　各地商工会議所青年部等との交流
７月１１日　（１２名、うち東商参加者３名）
日本商工会議所青年部幹部との懇談会

⑥　政策懇談会
８月３０日　（２０名）　越智隆雄内閣府副大臣との懇談会

⑦　会員数　　７１名（２０１９年３月末日現在）

⑧　その他
1)　外部催事への参加
４月１７日　（　６名）　東商園遊会へ参加（於：ホテル椿山荘東京）
１０月２７日　（　９名）　日本商工会議所青年部　第３８回関東ブロック大会へ参加
（於：春日部市総合体育館「ウイング・ハット春日部」）
３月　９日　（１１名）　日本商工会議所青年部　第３８回全国大会「日本のひなたみやざき大会」へ参加
（於：ＫＩＲＩＳＨＩＭＡヤマザクラ宮崎総合運動公園木の花ドーム）
３月１８日　（　４名）　(公社)東京青年会議所３月例会へ参加（於：有楽町朝日ホール）

(14)　女性会

①　総会
６月１１日（１３９名）　1)　開会
2)　挨拶　東京商工会議所女性会　会長　藤　沢　　薫
東京商工会議所　理事・事務局長　間　部　彰　成
3)　議件
a.　２０１７年度事業活動報告（案）について
b.　２０１７年度収支決算書（案）について
c.　２０１８年度事業活動計画（案）について
d.　２０１８年度収支予算書（案）について
4)　報告

a.　全国・関東・東京商工会議所女性会スケジュールについて
b.　東京商工会議所女性会　創立７０周年記念事業について
c.　東京商工会議所女性会　同一事業所からの複数名入会について
5)　表彰
6)　閉会

②　理事会

４月　４日　（２５名）
1)　開会
2)　議件
a.　会員の入退会（案）について
b.　２０１８年度事業計画（案）および支出（案）について
3)　報告
a.　女性活躍・少子高齢化委員会の活動について
b.　ビジネス研修委員会の活動について
c.　会員交流委員会の活動について
d.　社会貢献・観光委員会の活動ついて
4)　その他
a.　東商の委員会活動について
b.　今後のスケジュールについて
5)　閉会

５月　９日　（２２名）
1)　開会
2)　議件
a.　会員の入退会（案）について
b.　２０１８年度事業計画（案）・収支予算（案）スケジュール（案）について
c.　理事選任に関する内規（案）について
3)　討議
a.　２０１８年度事業活動計画（案）について
4)　報告
a.　女性活躍・少子高齢化委員会の活動について
b.　ビジネス研修委員会の活動について
c.　会員交流委員会の活動について
d.　社会貢献・観光委員会の活動ついて
5)　その他
a.　東商の委員会活動について
b.　今後のスケジュールについて
6)　閉会

６月　６日　（２２名）
1)　開会
2)　議件
a.　会員の入退会（案）について
b.　総会への上程議案について
(a)２０１７年度事業活動報告（案）について
(b)２０１７年度収支決算書（案）について
(c)２０１８年度事業活動計画（案）について
(d)２０１８年度収支予算書（案）について

c.　総会での報告事項について
(a)全国・関東・東京商工会議所女性会スケジュールについて
(b)東京商工会議所女性会　創立７０周年記念事業について
(c)東京商工会議所女性会　同一事業所からの複数名入会について
3)　報告
a.　女性活躍・少子高齢化委員会の活動について
b.　ビジネス研修委員会の活動について
c.　会員交流委員会の活動について
d.　社会貢献・観光委員会の活動ついて
4)　その他
a.　東商の委員会活動について
b.　今後のスケジュールについて
5)　閉会

７月　４日　（２５名）
1)　開会
2)　議件
a.　会員の入退会（案）について
b.　会費未納による退会について
3)　報告
a.　女性活躍・少子高齢化委員会の活動について
b.　ビジネス研修委員会の活動について
c.　会員交流委員会の活動について
d.　社会貢献・観光委員会の活動ついて
4)　その他
a.　東商の委員会活動について
b.　今後のスケジュールについて
5)　閉会

９月　５日　（２３名）
1)　開会
2)　議件
a.　会員の入退会（案）について
b.　各種事業・委員会等の出欠確認方法の変更について
c.　創立７０周年記念事業について
3)　報告
a.　女性活躍・少子高齢化委員会の活動について
b.　ビジネス研修委員会の活動について
c.　会員交流委員会の活動について
d.　社会貢献・観光委員会の活動ついて
4)　その他
a.　東商の委員会活動について
b.　今後のスケジュールについて
5)　閉会

１０月　１日　（２５名）
1)　開会
2)　議件
a.　会員の入退会（案）について
b.　東商女性会名刺・入会案内・封筒の変更について

c.　創立７０周年記念事業について
3)　報告
a.　女性活躍・少子高齢化委員会の活動について
b.　ビジネス研修委員会の活動について
c.　会員交流委員会の活動について
d.　社会貢献・観光委員会の活動ついて
4)　その他
a.　東商の委員会活動について
b.　今後のスケジュールについて
5)　閉会

１１月　７日　（２３名）
1)　開会
2)　議件
a.　会員の入退会（案）について
b.　東商女性会制服の発注先変更ならびに試着会について
c.　東商女性会会員・事務局間の情報共有の今後の在り方について
d.　２０１９年新年懇親会について
e.　創立７０周年記念事業について
3)　報告
a.　女性活躍・少子高齢化委員会の活動について
b.　ビジネス研修委員会の活動について
c.　会員交流委員会の活動について
d.　社会貢献・観光委員会の活動ついて
4)　その他
a.　東商の委員会活動について
b.　今後のスケジュールについて
5)　閉会

１２月　５日　（２５名）
1)　開会
2)　議件
a.　会員の入退会（案）について
b.　創立７０周年記念事業について
c.　周年事業積立金にかかる今後の対応について
3)　報告
a.　女性活躍・少子高齢化委員会の活動について
b.　ビジネス研修委員会の活動について
c.　会員交流委員会の活動について
d.　社会貢献・観光委員会の活動ついて
4)　その他
a.　東商の委員会活動について
b.　今後のスケジュールについて
5)　閉会

１月　９日　（２４名）
1)　開会
2)　議件
a.　会員の入退会（案）について
b.　創立７０周年記念事業について

3)　報告
a.　女性活躍・少子高齢化委員会の活動について
b.　ビジネス研修委員会の活動について
c.　会員交流委員会の活動について
d.　社会貢献・観光委員会の活動ついて
4)　その他
a.　東商の委員会活動について
b.　今後のスケジュールについて
5)　閉会

２月　６日　（２４名）　1)　開会
2)　議件
a.　会員の入退会（案）について
b.　創立７０周年記念事業について
3)　討議
a.　２０１９年度事業計画について
4)　報告
a.　女性活躍・少子高齢化委員会の活動について
b.　ビジネス研修委員会の活動について
c.　会員交流委員会の活動について
d.　社会貢献・観光委員会の活動ついて
5)　その他
a.　東商の委員会活動について
b.　今後のスケジュールについて
6)　閉会

３月　６日　（２０名）　1)　開会
2)　議件
a.　会員の入退会（案）について
b.　創立７０周年記念事業について
c.　２０１９年度事業計画について
3)　報告
a.　女性活躍・少子高齢化委員会の活動について
b.　ビジネス研修委員会の活動について
c.　会員交流委員会の活動について
d.　社会貢献・観光委員会の活動ついて
4)　その他
a.　東商の委員会活動について
b.　今後のスケジュールについて
5)　閉会

③　正副会長会議

４月　４日　（　５名）　理事会上程議案について
５月　９日　（　５名）　理事会上程議案について
６月　６日　（　５名）　理事会上程議案について
７月　４日　（　５名）　理事会上程議案について
９月　５日　（　５名）　理事会上程議案について

１０月　１日　（　５名）　　理事会上程議案について
１１月　７日　（　５名）　　理事会上程議案について
１２月　５日　（　５名）　　理事会上程議案について
　１月　９日　（　４名）　　理事会上程議案について
　２月　６日　（　４名）　　理事会上程議案について
　３月　６日　（　４名）　　理事会上程議案について

④　正副会長・委員長合同会議

４月　４日　（　９名）

1)　開会
2)　議件
　a.　創立７０周年記念事業について
　　(a)体制（案）について
　　(b)準備スケジュール（案）について
　　ⅰ.手土産について
　　ⅱ.ＰＲツール制作について
　　(c)アトラクション（案）について
　　(d)その他
　b.　同一事業所からの複数名入会に関わる論点整理について
3)　閉会

⑤　創立７０周年記念事業実行委員会

５月　９日　（　９名）

1)　開会
2)　議件
　a.　プロジェクトリーダー・プロジェクトメンバーの選定について
　b.　アトラクション（案）の選定について
　c.　手土産（お菓子）の選定について
3)　報告
　a.　スーパーバイザー会議の開催について
　b.　ＰＲツールについて
　c.　各委員会における検討状況について
　　(a)女性活躍・少子高齢化委員会＜冊子制作＞
　　(b)ビジネス研修委員会＜協賛金＞
　　(c)会員交流委員会＜式典準備・運営、視察旅行企画・運営＞
　　(d)社会貢献・観光委員会＜ＤＶＤ制作＞
4)　閉会

６月　６日　（　９名）

1)　開会
2)　議件
　a.　創立７０周年記念事業　記念式典概要（案）について
　b.　視察旅行の企画について
3)　報告
　a.　プロジェクトリーダー・プロジェクトメンバーの選定状況について
　b.　各委員会における検討状況について
　　(a)女性活躍・少子高齢化委員会＜冊子制作＞
　　(b)ビジネス研修委員会＜協賛金＞
　　(c)会員交流委員会＜式典準備・運営、視察旅行企画・運営＞
　　(d)社会貢献・観光委員会＜ＤＶＤ制作＞

4)　閉会

７月　４日　（　９名）　1)　開会
2)　議件
a.　創立７０周年記念事業　記念式典について
b.　創立７０周年記念事業について
3)　報告
a.　各委員会における検討状況について
(a)女性活躍・少子高齢化委員会＜冊子制作＞
(b)ビジネス研修委員会＜協賛金＞
(c)会員交流委員会＜式典準備・運営、視察旅行企画・運営＞
(d)社会貢献・観光委員会＜ＤＶＤ制作＞
4)　閉会

７月１２日　（　５名）　1)　開会
2)　議件
a.　仙台視察について
(a)料金・定員について
(b)旅程について
(c)開催案内について
b.　コンサートについて
(a)全体像について
c.　記念誌制作について
(a)構成について
d.　協賛金について
e.　記念式典について
(a)構成について
(b)土産品について
3)　閉会

７月１９日　（　７名）　1)　開会
2)　議件
a.　仙台視察について
(a)旅程について
(b)料金・精算方法等について
(c)開催案内について
(d)１日目集合場所・新幹線チケット等について
b.　コンサートについて
(a)開催の可否について
c.　ＤＶＤ制作について
(a)構成について
d.　記念誌制作について
(a)構成について
e.　協賛金について
f.　記念式典について
(a)構成について
(b)土産品について

3)　閉会

７月２６日　（　９名）　1)　開会
2)　議件
a.　仙台視察について
(a)開催案内について
b.　コンサートについて
(a)開催概要について
(b)案内チラシ・チケットについて
c.　記念式典について
(a)構成について
(b)ミニコンサートについて
(c)土産品について
d.　協賛金について
e.　記念誌制作について
(a)構成について
f.　記念式典について
(a)構成について
(b)土産品について
3)　閉会

８月　２日　（　９名）　1)　開会
2)　議件
a.　コンサートについて
(a)案内チラシ・チケットについて
b.　協賛金について
c.　記念誌制作について
(a)構成について
d.　記念式典について
(a)シンポジウムについて
e.　ＤＶＤ制作について
(a)発注先について
(b)収支予算について
(c)構成について
f.　全体収支について
3)　閉会

８月　９日　（１０名）　1)　開会
2)　議件
a.　仙台視察について
(a)仙台商工会議所女性会との交流について
b.　コンサートについて
(a)概要について
(b)案内対象について
(c)座席割り振り、当日対応について
(d)受付フローについて
c.　協賛金について

(a)協賛金趣意書について
(b)協賛金申込書について
d.　記念式典について
(a)シンポジウムについて
e.　ＤＶＤ制作について
(a)概要について
f.　記念誌制作について
(a)ページ構成について
3)　閉会

８月３０日　（１１名）
1)　開会
2)　議件
a.　仙台視察について
(a)役割分担等について
b.　コンサートについて
(a)概要について
(b)収支予算について
(c)申込手続き・参加券発送について
(d)当日の役割分担について
c.　協賛金について
(a)協賛金趣意書について
(b)収支予算について
3)　閉会

９月　５日　（１１名）
1)　開会
2)　議件
a.　仙台視察について
(a)役割分担等について
b.　コンサートについて
(a)チラシについて
c.　シンポジウムについて
(a)パネリストについて
d.　協賛金について
(a)記念誌への掲載について
3)　閉会

９月１３日　（１０名）
1)　開会
2)　議件
a.　仙台視察について
(a)役割分担・当日の進行について
(b)当日配布物について
b.　協賛金について
(a)協賛金趣意書について
(b)協賛金申込書について
(c)事務フローについて
c.　コンサートについて
(a)案内チラシについて

d.　記念式典について
(a)シンポジウムについて
e.　ＤＶＤ制作について
(a)構成について
f.　記念誌制作について
(a)構成について
(b)収支予算について
g.　その他
(a)今後の実行委員会開催スケジュールについて
(b)スーパーバイザー会議について
3)　閉会

１０月　１日　（１２名）
1)　開会
2)　議件
a.　協賛金について
(a)協賛金趣意書について
(b)協賛金申込書について
b.　記念式典について
(a)アトラクションについて
(b)シンポジウムについて
c.　その他
(a)スーパーバイザー会議について
3)　閉会

１１月　７日　（１２名）
1)　開会
2)　議件
a.　記念式典について
(a)案内について
(b)タイムスケジュールについて
(c)来賓について
(d)シンポジウムにおけるスポーツ界登壇者候補（案）について
b.　創立７０周年記念事業全体収支について
3)　閉会

１２月　５日　（１１名）
1)　開会
2)　議件
a.　記念式典について
(a)全体概要について
(b)司会者について
(c)シンポジウムについて
(d)アトラクションについて
b.　創立７０周年記念事業　収支予算（案）について
(a)全体予算（案）ついて
(b)周年事業積立金について
(c)コンサートについて
3)　閉会

１月　９日　（１０名）　1)　開会
2)　議件
a.　記念式典　概要（案）について
(a)祝舞について
(b)役割分担について
(c)時間配分について
(d)シンポジウムについて
(e)開催案内について
b.　スーパーバイザー会議について
c.　今後の進め方について
3)　閉会

２月　６日　（１０名）　1)　開会
2)　議件
a.　創立７０周年記念式典・祝賀会　開催案内（案）について
b.　創立７０周年記念式典・祝賀会　案内発送・申込受付フロー（案）について
c.　手土産について
d.　記念誌について
(a)来賓挨拶について
e.　永年会員表彰について
(a)対象者について
f.　今後の予定について
(a)制服試着会について
(b)試食会について
3)　閉会

３月　６日　（　９名）　1)　開会
2)　議件
a.　創立７０周年記念シンポジウムについて
b.　創立７０周年記念式典・祝賀会　準備スケジュールについて
(a)礼状について
(b)手土産について
(c)記念誌について
(d)ネームプレートについて
c.　その他について
(a)来賓について
(b)永年会員・物故者リストについて
(c)協賛金について
(d)周年事業積立金、収支予算管理について
3)　閉会

⑥　創立７０周年記念事業スーパーバイザー会議

５月２２日　（１０名）　1)　開会
2)　自己紹介
3)　報告
a.　創立７０周年記念事業の検討状況について

4)　意見交換
5)　閉会

１１月２２日　（１５名）　1)　開会
2)　報告
a.　創立７０周年記念事業　実施済事業ならびに募集中事業について
b.　創立７０周年記念事業　準備状況について
c.　創立７０周年記念事業　収支予算（案）について
3)　意見交換
4)　閉会

⑦　監事会

５月１１日　（　３名）　1)　開会
2)　議件
a.　２０１７年度事業活動報告（案）について
b.　２０１７年度収支決算（案）について
3)　閉会

⑧　新年懇親会

１月２８日（２０８名）　（於：ホテル椿山荘東京　ホテル棟１階「ボールルーム」）
1)　開宴挨拶　東京商工会議所女性会　副会長　作　田　智　子
2)　商工会議所女性会の歌　斉唱
3)　会長挨拶　東京商工会議所女性会　会長　藤　沢　薫
4)　来賓挨拶　東京商工会議所　副会頭　佐々木　隆
内閣府　男女平等参画局　局長　池　永　肇　恵　氏
5)　来賓紹介
6)　新入会員紹介
7)　アトラクション
8)　乾杯　東京商工会議所　専務理事　石　田　徹
9)　洋食調理長挨拶
10)　懇談
11)　抽選会
12)　閉会挨拶　東京商工会議所女性会　副会長　畠　山　笑美子

⑨　事　業

1)　講演会

６月１１日　（５６名）　ビジネス研修委員会主催
「起業成功への道～新しい子育て支援サービスについて～」
㈱こころく　代表取締役　山　下　真　実　氏

７月２５日　（３８名）　女性活躍・少子高齢化委員会主催
「子育て支援と女性の環境づくり」
渋谷区長　長谷部　健　氏

１１月２９日　（４１名）　ビジネス研修委員会主催
「渋沢栄一の論語とそろばんで未来を拓く」
コモンズ投信㈱　取締役会長　澁　澤　健　氏

３月２７日　（４０名）　社会貢献・観光委員会主催
「古事記の中の伝説～語り継ぐ、愛と創造のものがたり～」

東京商工会議所女性会　理事　　井　上　象　英

2)　視察会
５月２４日　　（２３名）　ビジネス研修委員会主催「サイバーダインスタジオ視察」

3)　懇親会
４月１３日　　（４３名）　会員交流委員会主催「新入会員を囲む懇親会」

4)　ゴルフを通じた懇親会
５月１８日　　（１０名）　会員交流委員会主催「会員交流ゴルフコンペ」
（於：東松苑ゴルフ倶楽部）

5)　観劇
１０月１６日　　（５０名）　会員交流委員会主催「芸術祭十月大歌舞伎による交流会」
（於：歌舞伎座）

6)　創立７０周年記念事業
９月１７日・１８日
（２３名）　東京商工会議所女性会創立７０周年記念視察
（於：宮城県仙台市および本吉郡南三陸町）
１２月１７日　（３２８名）　東京商工会議所女性会創立７０周年記念クリスマスコンサート
（於：銀座ヤマハホール）

⑩　関東商工会議所女性会連合会関連事業

1)　第３３回総会＜埼玉大会＞
５月２９日　　（８０８名、うち東商参加者３６名）
2)　都内商工会議所女性会正副会長会議
４月２５日　　（１２名、うち東商参加者４名）
3)　政策委員会活動
１１月３０日　　（５４名、うち東商参加者１８名）
八王子・武蔵野・町田商工会議所女性会共催
「八王子市内　武蔵野御陵・東京富士美術館・オリンパス瑞古洞視察」
4)　講演会
３月１２日　　（３５３名、うち東商参加者１５名）
関東商工会議所女性会連合会・東京商工会議所女性会共催
「旅と散歩から学んだこと」
コラムニスト　　泉　　麻　人　氏

⑪　会員数　　３３０名（２０１９年３月末日現在）

⑫　その他

1)　ＦＡＸ会報・会員情報コーナー
依頼のあった会員の事業紹介・ＰＲ情報を全会員に月次でＦＡＸ送信
（掲載社数　１３社。５、６、１、２、３月を除く７回発信）

2)　主な催事への参加
４月１７日　（２１名）　　東商園遊会へ参加

（於：ホテル椿山荘東京）
４月２４日　（１２名）　前橋商工会議所女性会創立６０周年記念大会へ参加
（於：前橋商工会議所会館）
６月１９日　（　４名）　神戸商工会議所女性会創立２０周年記念事業へ参加
（於：神戸ポートピアホテル）
６月２８日　（　３名）　全国商工会議所女性会連合会　拡大理事会等へ参加
（於：丸の内二丁目ビル）
７月　６日　（１１名）　東商夏期セミナーへの参加
（於：品川プリンスホテル）
９月２０日　（１９名）　日本商工会議所通常会員総会・懇親パーティへ参加
（於：グランドプリンスホテル新高輪）
９月２１日　（　４名）　広島商工会議所女性会創立６０周年記念事業へ参加
（於：リーガロイヤルホテル広島）
９月２８日　（　６名）　大阪商工会議所女性会創立６０周年記念式典へ参加
（於：帝国ホテル大阪）
１０月　６日・７日
（　５名）　全国商工会議所女性会連合会　創立５０周年記念式典・第５０回岩手総会へ参加
（於：盛岡市民文化ホール等）
１０月２３日　（　３名）　金沢商工会議所女性会創立１０周年記念式典へ参加
（於：ホテル日航金沢）
１１月　５日・１０日
（２２名）　全国商工会議所観光振興大会２０１８ｉｎ会津若松へ参加
（於：會津風雅堂等）
１２月　３日　（１８名）　東京商工会議所　新ビル落成記念祝賀パーティへ参加
（於：東京會舘）
１月１０日　（１９名）　東京商工会議所　新年賀詞交歓会へ参加
（於：東京會舘）
３月　１日　（　２名）　全国商工会議所女性会連合会　拡大理事会等へ参加
（於：東京會舘）

3)　慶弔
a.　上田裕子氏ご逝去に伴う弔電
b.　久家道子氏ご逝去に伴う弔電
c.　小泉清子氏ご逝去に伴う弔電

(15)　国際会議

①　ＡＳＥＡＮ・日本経済協議会日本委員会

1)　２０１８年度総会（２０１７年度収支決算（案）・事業報告（案）および２０１８年度収支予算書（案）・事業計画書（案）の承認）
７月１８日（紙上総会）

2)　日本・アセアン第４次産業革命フォーラム
３月２７日（２６０名）
開催地：東商グランドホール
a.　開会
(a)　挨拶　　ＡＳＥＡＮ・日本経済協議会日本委員会　副会長　　釜　　和　明

ＡＳＥＡＮビジネス諮問評議会　議長（タイ工業連盟副会長：タイ）
アリン・ジラ　氏

(b)　基調講演　日本貿易振興機構　理事　佐　藤　百　合　氏

b.　パネルディスカッション１

「第４次産業革命へのＡＳＥＡＮダイナミズム」

モデレーター　日本貿易振興機構　理事　佐　藤　百　合　氏

パネリスト　ＡＳＥＡＮビジネス諮問評議会　議長（タイ工業連盟副会長：タイ）
アリン・ジラ　氏

バンク・ムアマラット・マレーシア会長（マレーシア）
タンスリ・ムニール・モハメド　氏

ＡＳＥＡＮ事務局　ＡＳＥＡＮ統合監視局　上級職員
イルファン・ムジャヒド　氏

㈱デンソー 生産革新センター エグゼクティブアドバイザー　小　島　史　夫　氏

㈱スカイディスク　取締役兼海外戦略室長　末　永　善　彦　氏

c.　パネルディスカッション２

「日ＡＳＥＡＮ連携によるソサイエティ５．０の実現」

(a)　プレゼンテーション

（一社）世界経済フォーラム第四次産業革命日本センター　センター長
須　賀　千　鶴　氏

(b)　パネルディスカッション

モデレーター　日本貿易振興機構　調整センター所長（東南アジア）
三　又　裕　生　氏

パネリスト　ＡＳＥＡＮビジネス諮問評議会　事務総長（フィリピン）
ジル・ゴンザレス　氏

㈱グリッド 代表取締役　中　村　秀　樹　氏

国連開発計画（ＵＮＤＰ）都市開発スペシャリスト　岡　橋　麻　美　氏

㈱ユーザベース　チーフアジアエコノミスト　川　端　隆　史　氏

（一社）世界経済フォーラム第四次産業革命日本センター　センター長
須　賀　千　鶴　氏

d.　閉会　日本貿易振興機構　調整センター所長（東南アジア）
三　又　裕　生　氏

3)　ＡＳＥＡＮビジネス諮問評議会（ＡＳＥＡＮ－ＢＡＣ）との合同会議

a.　ＡＳＥＡＮビジネス諮問評議会（ＡＳＥＡＮ－ＢＡＣ）とのダイアログ
６月　６日（５０名）
開催地：シンガポール

b.　ＡＳＥＡＮジョイント・ビジネス・カウンシル　第１回イノベーション・ワーキンググループ
６月　７日（５０名）
開催地：シンガポール

c.　ＡＳＥＡＮビジネス諮問評議会（ＡＳＥＡＮ－ＢＡＣ）と各国協議会との合同会議（ＪＢＣ）
第１２回会合
８月２８日（７０名）
開催地：シンガポール

d.　ＡＳＥＡＮビジネス諮問評議会（ＡＳＥＡＮ－ＢＡＣ）とのダイアログ
１月２３日（３０名）
開催地：バンコク

e.　ＡＳＥＡＮジョイント・ビジネス・カウンシル　第２回イノベーション・ワーキンググループ

３月２８日（６０名）
開催地：日本貿易振興機構９ＣＤ会議室
ｆ．　持続的な中小企業金融セミナー
３月２９日（９０名）
開催地：日本貿易振興機構５ＢＣＤ会議室

4)　日ＡＳＥＡＮイノベーションネットワーク（ＡＪＩＮ）
a.　シンガポールの物流・ｅ－コマース関連企業との交流イベント
４月１９日（５４名）
開催地：ＴＫＰ東京駅大手町カンファレンスセンター カンファレンスルーム２２Ａ
(a)　開会・日本商工会議所の概要・活動の説明
(b)　両国企業同士の討論
「日本とシンガポールでの物流・ｅ-コマース分野でのイノベーション連携について」
(c)　交流会

5)　日ＡＳＥＡＮ経済大臣会合
８月３０日
開催地：シンガポール
日本から釜和明副会長が出席し、日ＡＳＥＡＮイノベーションネットワークの創設や、活動内容について報告した。

6)　東アジア地域包括的経済連携（ＲＣＥＰ）意見交換会
６月１８日（１９名）
a.　開会
日本・東京商工会議所　国際部部長・理事　　赤　木　　剛
b.　講演「ＲＣＥＰ交渉の現状と見通し」
外務省　経済局　南東アジア経済連携協定交渉室長　　田　坂　拓　郎　氏
経済産業省　通商政策局　経済連携課　経済連携課長　　山　口　　仁　氏
c.　参加者からの要望事項・意見交換

7)　ＡＳＥＡＮ日本人商工会議所連合会（ＦＪＣＣＩＡ）への協力
a.　ＡＳＥＡＮ日本人商工会議所連合会総会への参加
７月２３日
開催地：ホーチミン（ベトナム）

②　日印経済委員会

1)　第４３回日印経済合同委員会会議
２月２６日（２６０名）
開催地：丸の内二重橋ビル　５　階　「東商グランドホール」

a.　開会式
(a)　開会挨拶
日印経済委員会　委員長　　飯　島　彰　己
印日経済委員会　委員長　　オンワール・カンワール　氏
(b)　来賓挨拶
駐日インド大使　　サンジャイ・クマール・ヴェルマ　氏
経済産業省　通商政策局　通商交渉官　　吉　田　泰　彦　氏

(c)　議長・共同議長の選出

(d)　ＦＩＣＣＩレポート「日印両国のイニシアティブと将来の機会」の紹介

(e)　謝辞

インド商工会議所連合会　事務総長　　ディリプ・チェノイ　氏

b.　基調講演「ＡＩをめぐる世界の現状と日印協力～ビジネス活用の視点」

国立研究開発法人産業技術総合研究所　情報・人間工学領域 人工知能研究企画室長

妹　尾　義　樹　氏

c.　全体会議１「日印による第三国協力」

議長:　日印経済委員会　委員長　　飯　島　彰　己

スピーカー：

日本通運㈱　国際事業本部グローバルフォワーディング企画部長　　犬　井　健　人　氏

ジェイ・カーブ ダイレクター　　バラット・ラジェシュ・ジョシ　氏

パナソニック・インディア　企業関係＆ＣＳＲ（政府関係）ヘッド　　リツ・ゴーシュ　氏

d.　全体会議２「メイク・イン・インディアの促進～新技術」

議長：　印日経済委員会　委員長　　オンワール・カンワール　氏

スピーカー：

スブロス　社長　　シュラダ・スリ・マルワー　氏

日本電気㈱　執行役員　　西　原　基　夫　氏

マヒンドラ・マヒンドラ　副社長（戦略イニシアティブ）　　トゥラ・モハメッド　氏

e.　全体会議３「日印におけるサービス分野のビジネス機会」

議長：　日印経済委員会常設委員会　常設委員長　　倉　内　宗　夫

基調講演：

バラット・ホテル　会長兼社長（ＦＩＣＣＩ元会頭）　　ジョスナ・スリ　氏

スピーカー：

ＬＡ ＤＩＴＴＡ ＬＩＭＩＴＥＤ　代表取締役　　小　里　博　栄　氏

㈱運動会屋　ＣＵＯ（ＣＨＩＥＦ　ＵＮＤＯＫＡＩ　ＯＦＦＩＣＥＲ）　　米　司　隆　明　氏

シャドゥル・アマルチャンド・マンガルダス　弁護士　　シャドゥル・スレシュ・シュロフ　氏

Ｏｙｏ Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｙ ＆ Ｈｏｓｐｉｔａｌｉｔｙ Ｊａｐａｎ　ＣＥＯ　　勝　瀬　博　則　氏

f.　全体会議４「インド地方都市の投資魅力」

スピーカー：

インド商工会議所連合会　副事務総長　　マニシュ・シンガル　氏

g.　閉会式

(a)　議長総括ならびに閉会挨拶

日印経済委員会　委員長　　飯　島　彰　己

(b)　閉会挨拶

印日経済委員会　委員長　　オンワール・カンワール　氏

2)　インド・グジャラート州への官民合同ミッション

１月１７～１９日（７０名）

経団連、経済産業省、日本貿易振興機構との連携の下、インド・グジャラート州において開催された「バイブラント・グジャラート２０１９」に合わせて官民合同ミッションを派遣、インド政府要人との懇談、投資セミナーや展示会への参加、スズキモーター・グジャラートの工場視察等を行った。

a.　ミッション団の構成（４０社１３０名が参加）
団長：磯﨑仁彦　経済産業副大臣
副団長：倉内宗夫　日印経済委員会常設委員長
野口直良　日本貿易振興機構理事

b.　表敬訪問：
ナレンドラ・モディ首相
スレッシュ・プラブー商工大臣
ビジャイ・ルパニ　グジャラート州首相

3)　懇談

３月　４日	（１９名）	ジア・モディ　インド法人顧問弁護士との意見交換会

4)　表敬

４月　４日	内山浩二郎　在チェンナイ総領事の倉内常設委員長表敬
６月　７日	夛賀政幸　在コルカタ総領事の倉内常設委員長表敬
６月２０日	アンドラプラデシュ州訪日団の倉内常設委員長表敬
７月１０日	平松賢司　駐インド特命全権大使の三村会頭表敬
７月１７日	キショール　ウエストベンガル州上級次官一行の倉内常設委員長表敬
８月２０日	ラガベンドラ・ラオ 化学肥料省次官一行の倉内常設委員長表敬
１０月２５日	平松賢司　駐インド特命全権大使の三村会頭表敬

5)　交流会

５月１７日		インド大使館　ティシェリング・シェルパ参事官夫妻送別会 （主催：日印経済委員会、日印協会、在日インド商工協会）
９月１３日	（２０名）	インド工業連盟（ＣＩＩ）西部地域代表団との懇談会
９月１４日	（５１名）	各省・関係機関によるインド関連政策のご説明ならびにレセプション
１０月２９日	（１５０名）	ナレンドラ・モディ インド首相歓迎昼食会 （主催：日印経済委員会、日本商工会議所、（一社）日本経済団体連合会）
１１月１５日		スジャン・チノイ駐日大使歓送夕食会 （主催：日印経済委員会、在日インド商工協会）
２月２７日	（１００名）	インド訪日団とのビジネス交流会

6)　セミナー等

９月　４日	（９５名）	主催セミナー「インド南部タミル・ナドゥ州　印日商工会議所との交流会」

7)　後援・協力

５月２３日	インドオートパーツビジネスマッチングエキスポ２０１８ （主催：インド自動車部品工業会、後援：日印経済委員会）
７月１８日～２０日	第３９回インド衣料品展・第２９回インド家庭用品展＆第１回インドシルクフェア （主催：インド貿易振興局、後援：日印経済委員会）
８月２４日	インドの物流事業とサプライチェーンセミナー （共催：インド工業連盟、日印国際産業振興協会、在日インド大使館）
９月１９日～２１日	第４回インドトレンドフェア （主催：日印国際産業振興協会、後援：日印経済委員会）
９月２７日	インド進出セミナー （主催：マユールバトラグループ、後援：日印経済委員会）

９月２９日～３０日　　ナマステ・インディア２０１８
（共催：ナマステ・インディア実行委員会、ＮＰＯ法人　日印交流を盛り上げる会、インド政府観光局　後援：日印経済委員会）

8)　その他

４月　９日　　グジャラート商工会議所代表団の受け入れ
４月２４日　　日印フードビジネス協議会　発起人会（石田専務が発起人の一人）
５月２９日　　日印フードビジネス協議会　設立総会
８月２７日　　アナ・ダス　オディシャ州産業大臣一行の受け入れ
８月３１日　　インド経営大学院ヴィシャカパトナム校（ＩＩＭＶ）学生の受け入れ
１１月３０日　　日・インド包括的経済連携協定（ＣＥＰＡ）に基づく第４回ビジネス環境の整備に関する小委員会
２月２７日　　インド商工会議所連合会訪日団の横浜視察

③　日本・バングラデシュ経済委員会

1)　懇談会

７月２４日　　トファイル・アーメド　商業大臣との昼食懇談会

2)　表敬

４月　５日　　ニット製品製造業・輸出業協会訪日団の国際部訪問

3)　後援

４月　４日　　セミナー「バングラデシュのニットウェア産業：日本における展開とポテンシャル」（主催：バングラデシュ大使館、バングラデシュ商務省輸出振興局、バングラデシュ　ニット製品製造業・輸出業協会）
５月１０日　　２０１８　Ｊａｐａｎ　ＩＴ　Ｗｅｅｋ　春　バングラデシュセミナー
（主催：バングラデシュ大使館等）
５月２９日　　ラウンドテーブルミーティング＆Ｂ２Ｂネットワーキング　環境にやさしく、多様性に優れたバングラデシュのジュート製品：日本における将来性
（主催：バングラデシュ大使館、バングラデシュ政府繊維・ジュート省、バングラデシュ商務省輸出振興局）
７月１３日　　バングラデシュ進出セミナー～成功事例を踏まえて～
（主催：バングラデシュ大使館、㈱三菱ＵＦＪ銀行、(株)リンクスタッフ）
１０月２２日　　Ｆａｓｈｉｏｎ　Ｗｏｒｌｄ　Ｔｏｋｙｏ　２０１８　Ｏｃｔｏｂｅｒ　バングラデシュセミナー
（主催：バングラデシュ大使館、バングラデシュ商務省輸出振興局）

④　日本・パキスタン経済委員会

1)　第８回日本・パキスタン民間経済人会議
１２月１０日（７３名）
開催地：東京、経済産業省内会議室

a.　開会式

(a)開会挨拶　　日本・パキスタン経済委員会　委員長　　朝　田　照　男
(b)挨　　拶　　パキスタン･日本ビジネスフォーラム　委員長　　ソヘイル･アーメド　氏
(c)来賓挨拶
駐日パキスタン大使　　アサド･マジード･カーン　氏
外務省　南部アジア部長　　滝　崎　成　樹　氏

経済産業省　通商政策局南西アジア室長　　三　宅　保次郎　氏

b. 基調講演「パキスタン新政権の経済政策」

商業・繊維・産業・生産・投資担当首相顧問　　アブドゥル・ラザック・ダウード　氏

c. 全体会議１「主要セクターにおける課題と対応（Ⅰ）」

カラチ日本商工会　会長　　山　代　真　介　氏

パック・スズキ　社長　　原　野　匡　史　氏

マムードグループ　取締役　　ムハンマド・アニース　氏

クアリタテム　ＣＥＯ　　ジャミル・アンウォー　氏

イグナイト　ＣＥＯ　　ユスフ・フセイン　氏

d. 全体会議２「主要セクターにおける課題と対応（Ⅱ）」

パキスタン・日本ビジネスフォーラム　副委員長　　カリム・ファルーキ　氏

ＩＡＡサージカル・インストゥルメント　ＣＥＯ　　イクラム・ウル・ハク　氏

ＪＩＣＡアドバイザー（パキスタン貿易開発庁）　　大　塚　将　夫　氏

㈱三菱ＵＦＪ銀行　カラチ支店長　　金　堀　　仁　氏

e. 閉会式

パキスタン・日本ビジネスフォーラム　委員長　　ソヘイル・アーメド　氏

日本・パキスタン経済委員会　委員長　　朝　田　照　男

2)　第６回日本・パキスタン官民合同経済対話

１２月１０日（７３名）

開催地：東京、経済産業省内会議室

a. 第８回民間経済人会議の結果報告

b. 経済産業省によるパキスタン市場についての委託調査中間報告

c. パキスタン　商業省局長によるプレゼンテーション

(a) 二国間貿易の概況、貿易低下の原因、二国間貿易増加への方策

(b) パキスタン経済の近況、新政府、のビジョン及び政策の方向性

(c) パキスタンの貿易・投資における潜在性、経済特区のインフラ開発

d. 二国間貿易促進のための方策に係る議論～市場アクセスのためのパキスタンの提案

e. 重点課題について議論（輸入・販売禁止問題／経済特区入居企業の税問題／外貨送金問題/最低税／調整関税／経済特区のインフラ/自動車政策について）

3)　「最近のパキスタン情勢と日パキスタン関係」に関するブリーフィング

６月１２日（１８名）

開催地：東京・丸の内２丁目ビル

a. 日パキスタン両国経済関係の強化に向けた日本政府の取り組み

経済産業省 通商政策局 アジア大洋州課南西アジア室　室長補佐　　別　所　宏　忠　氏

b. 最近のパキスタン情勢と次回官民合同経済対話の開催に向けた動き

在パキスタン日本大使館 経済・開発班　一等書記官　　桑　村　明　伸　氏

4)　表敬

１２月１１日	アブドゥル・ラザック・ダウード商業・繊維・産業・生産・投資担当首相顧問の三村会頭表敬
２月　１日	松田邦紀駐パキスタン日本国大使の三村会頭表敬
１月２９日	松田邦紀駐パキスタン日本国大使の朝田委員長表敬

5)　後援

４月２３日	パキスタン・ジャパン・ビジネスフォーラム来日商談会 （主催：パキスタン大使館）
１１月２１日	パキスタン・スポーツ用品製造輸出企業協会来日ビジネス交流会 （主催：パキスタン大使館）
１２月１０日	パキスタン・ビジネスセミナー　～拡大する貿易・投資機会～ （主催：日本貿易振興機構、経済産業省、パキスタン大使館）
３月２８日	パキスタンＯＥＭビジネスセミナー （主催：パキスタン大使館、パキスタン貿易開発庁）

⑤　日本・スリランカ経済委員会

1)　菅沼健一　前駐スリランカ日本国大使による帰朝講演会及び臨時総会

１１月　５日（１７名）

開催地：丸の内二丁目ビル３階

a. 開会挨拶

日本・スリランカ経済委員会　委員長　　小　林　文　彦

b. 高話「最近のスリランカ情勢と日スリランカ関係」

前駐スリランカ日本国大使館　特命全権大使　　菅　沼　健　一　氏

2)　表敬

８月　７日	北村俊博　駐スリランカ日本大使館参事官の小林委員長表敬
９月１０日	杉山　明　駐スリランカ日本国大使の小林委員長表敬
９月１８日	杉山　明　駐スリランカ日本国大使の三村会頭表敬
１１月　５日	菅沼健一　大使（気候変動交渉担当）（前駐スリランカ日本国大使）の三村会頭表敬

3)　後援・協力

５月　８日	スリランカＩＴセミナー２０１８ （主催：(一社) 情報サービス産業協会）
８月２３日	スリランカ企業との商談会（主催：駐日スリランカ大使館、国際連合工業開発機関（ＵＮＩＤＯ）東京事務所、スリランカ輸出開発局）
８月２４日	スパイス関連企業訪日団受け入れ（主催：在日スリランカ大使館）
１１月　８日	スリランカ投資セミナー(主催：スリランカ投資委員会)

⑥　日本マレーシア経済協議会

1)　２０１８年度総会（２０１７年度事業報告（案）・収支決算（案）および２０１８年度事業計画書（案）・収支予算書（案）の承認）

７月１８日（紙上総会）

2)　第３６回合同会議

１１月６日（約６５０名）

開催地：東京プリンスホテル「鳳凰の間」

a.　開会挨拶　　日本マレーシア経済協議会　会長　　佐々木　幹　夫

マレーシア日本経済協議会　会長　　タン・スリ・アズマン・ハシム　氏

b.　第１回全体会議

「力強いデジタル・イノベーション・エコシステム構築にむけた日本 - マレーシア間の協力」

(a)　基調講演

「マレーシアのデジタル経済の展望」

マレーシアデジタル経済公社　最高経営責任者　　ダトッ・ヤスミン・マフムード　氏

(b)　パネルディスカッション

モデレーター

日本貿易振興機構　理事　　佐　藤　百　合　氏

パネリスト

マレーシアデジタル経済公社　最高経営責任者　　ダトッ・ヤスミン・マフムード　氏

ＮＥＣマレーシア マネジング・ディレクター　　チョン・カイウー　氏

㈱リバネス 国際開発事業部 グローバルブリッジ研究所 所長　　前　川　昇　平　氏

㈱ＵＮＬＯＣＫ ＤＥＳＩＧＮ　代表取締役　　山　口　聖　三　氏

(c)　質疑応答

c.　特別セッション

(a)　挨拶

日本貿易振興機構　理事長　　石　毛　博　行　氏

外務副大臣　　阿　部　俊　子　氏

(b)　特別講演

「マレーシアの現状と日本への投資の期待」

マレーシア首相　　マハティール・ビン・モハマド　氏

(c)　質疑応答

d.　第２回全体会議

「未来の技術を用いた産業の変革における日本 - マレーシア間の協力」

(a)　「在馬日系企業の産業高度化への貢献と期待」

マレーシア日本人商工会議所　貿易投資委員長　　中　山　昌　邦　氏

(b)　「Ｉｎｄｕｓｔｒｙ４．０に向けた本質的なモノづくり革新の取組」

パナソニック㈱　イノベーション推進部門　モノづくり研修所 グローバル推進部　総括担当

饗　庭　直　人　氏

(c)　「パートナーシップを通じた第４次産業革命の取り込み」

マレーシア・ハイテク産官機構（ＭＩＧＨＴ）長官　　ダトッ・ユソフ・スライマン　氏

(d)　質疑応答

e.　閉会

(a)　共同声明

日本マレーシア経済協議会　会長　　佐々木　幹　夫

マレーシア日本経済協議会　会長　　タン・スリ・アズマン・ハシム　氏

(b)　挨拶

日本マレーシア経済協議会　副会長　　大　森　一　夫

f.　歓迎夕食会

(a)　開会挨拶　　日本マレーシア経済協議会　会長　　佐々木　幹　夫

(b)　乾杯　　日本マレーシア経済協議会　副会長　　大　森　一　夫

(c)　閉会挨拶　　マレーシア日本経済協議会　会長　　タン・スリ・アズマン・ハシム　氏

3)　マハティール・マレーシア首相閣下との懇談会

６月１２日

開催地：帝国ホテル「孔雀西の間」（２４名）

日本商工会議所、日本経済団体連合会、日本貿易会との共催

a.　開会挨拶　　日本経済団体連合会　会長　　中　西　宏　明　氏

b.　主賓挨拶　　マレーシア首相　　マハティール・ビン・モハマド　氏

c.　日本企業発言

日本貿易会　会長　　中　村　邦　晴　氏
日本マレーシア経済協議会　会長　　佐々木　幹　夫
経済同友会　副代表幹事　　朝　田　照　男　氏

d.　質疑応答

e.　閉会

4)　「マレーシアにおけるビジネス機会」セミナー

１０月１５日

開催地：帝国ホテル「富士の間」（７００名）

駐日マレーシア大使館、マレーシア国際通商産業省（ＭＩＴＩ）、マレーシア投資開発庁（ＭＩＤＡ）、マレーシア貿易開発公社（ＭＡＴＲＡＤＥ）との共催

a.　開会挨拶　　日本マレーシア経済協議会　　会長　　佐々木　幹　夫

b.　基調講演　　マレーシア国際通商産業省　大臣　　ダレル・ライキング　氏

c.　パネルディスカッション「マレーシアをビジネス機会創出の地域ハブに」

モデレーター

日本貿易振興機構　　理事　　佐　藤　百　合　氏

パネリスト

マレーシア国際通商産業省　大臣　　ダレル・ライキング　氏
マレーシア投資開発庁　最高経営責任者(ＣＥＯ)　　ダト アズマン マハムド　氏
マレーシア貿易開発公社　長官　　モハメド・シャーリーン　氏
㈱三井住友銀行　チーフエコノミスト　　山　口　曜一郎　氏
Ｓｏｎｙ ＥＭＣＳ(Ｍａｌａｙｓｉａ)Ｓｄｎ．Ｂｈｄ．Ｍａｎａｇｉｎｇ Ｄｉｒｅｃｔｏｒ
千　野　浩　毅　氏
カトウ　マニュファクチャリング　マレーシア Ｓｄｎ Ｂｈｄ．社長　　皆　川　伸　昌　氏

d.　質疑応答

5)　ダレル・ライキング・マレーシア国際通商産業大臣歓迎夕食会

１０月１５日

開催地：帝国ホテル東京「牡丹の間」（２２名）

a.　歓迎挨拶・乾杯　　日本マレーシア経済協議会　会長　　佐々木　幹　夫

b.　参加者ご紹介

c.　挨拶　　マレーシア国際通商産業省　大臣　　ダレル・ライキング　氏

d.　懇談・食事

e.　閉会挨拶　　日本マレーシア経済協議会　副会長　　大　森　一　夫

f.　記念品贈呈・閉会

6)　リム・グアン・エング・マレーシア財務大臣との昼食懇談会

２月　７日

開催地：帝国ホテル「鶴の間」（４０名）

駐日マレーシア大使館、マレーシア投資開発庁（ＭＩＤＡ）、マレーシア貿易開発公社（ＭＡＴＲＡＤＥ）との共催

a.　歓迎挨拶　　駐日マレーシア大使館　大使　　ダト・ケネディー・ジャワン　氏

b.　挨拶　　マレーシア財務省　大臣　　リム・グアン・エング　氏

c.　懇談・食事

d.　閉会挨拶　　日本マレーシア経済協議会　会長　　佐々木　幹　夫

7)　マレーシア弁護士会との懇談会

２月１８日

開催地：東商会議室ＲＯＯＭ　Ａ４－５（３０名）

a.　歓迎挨拶と日本マレーシア経済協議会の活動について紹介

b.　マレーシア弁護士会訪日団代表のご挨拶と訪日団メンバー紹介

c.　自由懇談

d.　閉会

⑦　日比経済委員会

1)　第３７回日比経済合同委員会日本代表団結団式

３月　５日（２７名）

a．開会挨拶　　日比経済委員会　代表世話人　　片野坂　真　哉

b．講演

①最近のフィリピン情勢と日比関係

外務省　南部アジア部　南東アジア第二課　課長　　宮　本　新　吾　氏

②フィリピンの経済状況

経済産業省　通商政策局　アジア大洋州課　参事官　　清　水　正　雄　氏

c．第３７回合同委員会について

①両国代表団

②日程・議題等

③開催経費等

2)　第３７回日比経済合同委員会

３月１３日（１５７名）

日本側：７２名

フィリピン側：８５名

開催地：東京／東京會舘７階「ロイヤル」

a．開会挨拶　　日比経済委員会　代表世話人　　片野坂　真　哉

比日経済委員会　委員長　　アニセト・サルード　氏

b．両国首脳メッセージ

c．役員選出／議題および議事手続きの採択

d．基調講演

（１）フィリピン共和国　貿易産業大臣　ラモン・ロペス 氏

（２）フィリピン共和国　運輸大臣　アーサー・ツガデ　氏

e．第１回全体会議：　「日比観光交流とフィリピンにおけるインフラ整備」

（１）「フィリピン側講演」

フィリピン共和国　観光大臣　　バーナデッド・ロムロ・プヤット　氏

（２）「日本側講演」

日本商工会議所　特別顧問　㈱ＪＴＢ 相談役　　佐々木　　隆

（３）「日本側講演」

東京ガス㈱　執行役員 海外事業推進部長　　細　谷　　功　氏

（４）「フィリピン側講演」

メトロパシフィックグループ　メディア担当役員　　マイケル・トレド　氏

（５）「フィリピン側講演」

ＥＥＩコーポレーション　社長兼ＣＥＯ　　ロベルト・ホセ・カスティーリョ　氏

（６）質疑応答

f．第２回全体会議：　第２回全体会議「人材育成と人的交流」

（１）「フィリピン側講演」
マグサイサイグループ　社長兼ＣＥＯ　ドリス・マグサイサイ・ホー　氏
（２）「日本側講演」
㈱商船三井 海上安全部部長代理　吉　田　秀一郎　氏
（３）「日本側講演」
ヒューマンホールディングス㈱　取締役　海外事業推進担当　小　澤　研太郎　氏
（４）「フィリピン側講演」
フィリピン共和国　海外雇用庁　副長官　ベンチュラ・Ｓ・プラン　氏
（５）質疑応答

g. 閉会挨拶　比日経済委員会　委員長　アニセト・サルード　氏
日比経済委員会　代表世話人　片野坂　真　哉

h. 歓迎夕食会（７階「Ｓａｋｕｒａ」）

3) 後援
１１月２７日　「日本-フィリピン・ビジネス投資フォーラム２０１８」

⑧ 日豪経済委員会

1) 幹事会
７月　３日　（２２名）
a. 「最近の豪州情勢と日豪関係について」
外務省　アジア大洋州局　大洋州課　上席専門官　清　水　雅　春　氏
b. 第５６回日豪経済合同委員会会議の準備状況について
c. ＥＰＡ活用小委員会について
d. 次世代リーダーズプログラムについて

２月　８日（２３名）
a. 「ＴＰＰとＲＣＥＰの現状について」
外務省　経済局経済連携課　課長補佐　林　位　宣　氏
b. 「日豪経済協力等」
経済産業省　通商政策局アジア大洋州課　課長補佐　満　井　友理恵　氏
c. 第４４回日豪／豪日経済委員会運営委員会について
d. 第５７回日豪経済合同委員会会議について

2) 日豪／豪日経済委員会運営委員会
１０月１４日　（２８名）＜第４３回＞
日本側：１１名
豪州側：１７名
開催地：オーストラリア／ハイアットリージェンシー・シドニー
a. 第５６回日豪経済合同委員会会議の日程・議題
b. 第５７回日豪経済合同委員会会議の日程・開催地について
c. 第４４回日豪／豪日経済委員会運営委員会(ＴＶ会議)の日程
d. 両国の政治経済情勢

３月１２日　（２９名）＜第４４回＞
日本側：１１名
豪州側：１８名
開催地：東京～メルボルン、シドニー、ブリスベン、パース、アデレード（テレビ／電話会議）
a. 第５７回日豪経済合同委員会会議の日程・議題

b.　第５８回日豪経済合同委員会会議の日程
c.　日本からの対豪Ｍ＆Ａの最新動向
d.　日豪両国の経済・政治情勢

3)　２０１８年度日豪経済委員会総会
７月３０日～８月３１日（紙上総会）
a.　２０１７年度事業報告（案）・収支決算（案）ならびに２０１８年度事業計画（案）・収支予算（案）の承認の件
b.　日豪経済委員会　規約改正の件

4)　第５６回日豪経済合同委員会会議日本代表団結団式
１０月　４日　（６２名）
開催地：東京／丸の内二丁目ビル
a.　開会挨拶
日豪経済委員会　委員長　　三　村　明　夫
b.　来賓ブリーフィング
外務省　アジア大洋州局　参事官　　安　藤　俊　英　氏
経済産業省　通商政策局　アジア大洋州課　参事官　　清　水　正　雄　氏
c.　第５６回日豪経済合同委員会会議について

5)　第５６回日豪経済合同委員会会議
１０月１４日～１６日（４５６名）
日本側：２３２名
豪州側：２２４名
開催地：オーストラリア／ハイアットリージェンシー・シドニー
a.　開会式
開会挨拶
豪日経済委員会　委員長　　サー・ロッド・エディントン　氏
日豪経済委員会　委員長　　三　村　明　夫

祝辞
（安倍首相メッセージ代読）駐オーストラリア日本国特命全権大使　　草　賀　純　男　氏
（豪州首相メッセージ代読）駐日オーストラリア特命全権大使　　リチャード・コート　氏
歓迎挨拶　　ニューサウスウェールズ州首相　　グラディス・ベレジクリアン　氏
b.　第１回全体会議　基調講演「長期的展望という視点」
基調スピーカー：Ｂｕｓｉｎｅｓｓ　Ｃｏｕｎｃｉｌ　ｏｆ　Ａｕｓｔｒａｌｉａ，Ｐｒｅｓｉｄｅｎｔ，　Ｇｒａｎｔ　Ｋｉｎｇ　氏
c.　第２回全体会議
「エネルギー・電力ー持続可能性と新技術への長期投資におけるリスクとどう向き合うか？」
議長：　　国際環境経済研究所　理事・主席研究員　　竹　内　純　子　氏
スピーカー：　　Ｅｎｅｒｇｙ　Ａｕｓｔｒａｌｉａ，Ｃｈｉｅｆ　Ｆｉｎａｎｃｅ　Ｏｆｆｉｃｅｒ，　Ａｌａｓｔａｉｒ　ＭｃＫｅｏｗｎ　氏
三菱重工業㈱　執行役員　パワードメイン副ドメイン長　　福　泉　靖　史　氏
d.　第３回全体会議「ファイナンスー長期的な資金調達とインフラ」
議長：
Ｆｉｎａｎｃｉａｌ　Ｓｅｒｖｉｃｅ　Ｃｏｕｎｃｉｌ　ＣＥＯ，Ｓａｌｌｙ　Ｌｏａｎｅ　氏
スピーカー：　　ＩＦＭ　Ｉｎｖｅｓｔｏｒｓ，Ｈｅａｄ　ｏｆ

Ｉｎｆｒａｓｔｒｕｃｔｕｒｅ-Ａｕｓｔｒａｌｉａ，　Ｍｉｃｈａｅｌ　Ｈａｎｎａ　氏
㈱三菱ＵＦＪ銀行　常務執行役員　ソリューション本部長　小　林　　真　氏
㈱三井住友銀行　専務執行役員　国際部門統括責任役員　大　島　眞　彦　氏

e.　第４回全体会議

「テクノロジーーアーリーシード（スタートアップ／ベンチャー企業など）と長期的発展」

進行役：　Ａｕｓｔｒａｄｅ，ＣＥＯ，Ｄｒ　Ｓｔｅｐｈａｎｉｅ　Ｆａｈｅｙ　氏

パネリスト：　Ｄａｔａ　Ｒｅｐｕｂｌｉｃ，ＣＥＯ，　Ｐａｕｌ　ＭｃＣａｒｎｅｙ　氏
ＷｉｓｅＴｅｃｈ　Ｇｌｏｂａｌ，ＣＥＯ，　Ｒｉｃｈａｒｄ　Ｗｈｉｔｅ　氏
Ａｌｔ.ｖｆｘ，Ｅｘｅｃｕｔｉｖｅ　Ｐｒｏｄｕｃｅｒ
／Ｅｘｅｃｕｔｉｖｅ　Ｄｉｒｅｃｔｏｒ，　高　田　　健　氏
スモールフォレスト㈱　代表取締役／ワイン醸造家　ラドクリフ・小　林　敦　子　氏

f.　第５回全体会議「スマートシティー長期計画」

議長：　(独)都市再生機構　理事長代理　廣　岡　成　則　氏
Ｌｅｎｄｌｅａｓｅ，Ｅｘｅｃｕｔｉｖｅ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｙ，
Ｔｏｎｙ　Ｂｒｅｎｎａｎ　氏
Ｇｒｅｅｎ　Ｂｕｉｌｄｉｎｇ　Ｃｏｕｎｃｉｌ　ｏｆ　Ａｕｓｔｒａｌｉａ，
Ｃｈｉｅｆ　Ｅｘｅｃｕｔｉｖｅ　Ｏｆｆｉｃｅｒ，　Ｒｏｍｉｌｌｙ　Ｍａｄｅｗ　氏
日本電気㈱　特別顧問　矢　野　　薫　氏

g.　第６回全体会議　次世代リーダーズセッション

「真のグローバル企業として長期的な成功を掴むにはー従来の課題への新たな視点」

議長：　Ｒｉｏ　Ｔｉｎｔｏ，Ｓｐｅｃｉａｌ　Ｐｒｏｊｅｃｔｓ　＆　Ｅｘｔｅｒｎａｌ
Ａｆｆａｉｒｓ－Ｊａｐａｎ，Ｍａｎａｇｅｒ，　Ｋｏｈｅｉ　Ｔａｍｕｒａ　氏

進行役：　Ｈｅｒｂｅｒｔ　Ｓｍｉｔｈ　Ｆｒｅｅｈｉｌｌｓ，
Ｓｅｎｉｏｒ　Ａｓｓｏｃｉａｔｅ-Ａｕｓｔｒａｌｉａ　Ｊａｐａｎ　Ｐｒａｃｔｉｃｅ，
Ｎａｔａｌｉｅ　ＭｃＤｏｗｅｌｌ　氏

パネリスト：　キリンホールディングス　常務執行役員　溝　内　良　輔　氏
Ｓｈａｒｅｄ　Ｖａｌｕｅ　Ｐｒｏｊｅｃｔ　ＣＥＯ，Ｈｅｌｅｎ　Ｓｔｅｅｌ　氏
ＰｒｉｃｅｗａｔｅｒｈｏｕｓｅＣｏｏｐｅｒｓ　Ａｕｓｔｒａｌｉａ，
Ｐａｒｔｎｅｒ，　Ｊａｓｏｎ　Ｈａｙｅｓ　氏

h.　特別セッション

コラボレーションパネル「長期的パートナーシップの構築」

進行役：
Ａｕｓｔｒａｌｉａｎ　Ｎａｔｉｏｎａｌ　Ｕｎｉｖｅｒｓｉｔｙ，Ｓｃｈｏｏｌ　ｏｆ
Ｒｅｇｕｌａｔｉｏｎ　ａｎｄ　Ｇｌｏｂａｌ　Ｇｏｖｅｒｎａｎｃｅ（ＲｅｇＮｅｔ），
Ｐｒｏｆ　Ｖｅｒｏｎｉｃａ　Ｔａｙｌｏｒ　氏

パネリスト：　Ｑａｎｔａｓ　Ａｉｒｗａｙｓ，Ｓｅｎｉｏｒ　Ｅｘｅｃｕｔｉｖｅ　Ｖｉｃｅ
Ｐｒｅｓｉｄｅｎｔ-Ｊａｐａｎ,ｔｈｅ　Ａｍｅｒｉｃａｓ,Ｎｅｗ　Ｚｅａｌａｎｄ
ａｎｄ　ｔｈｅ　Ｐａｃｉｆｉｃ　Ｉｓｌａｎｄ，　Ｓｔｅｐｈｅｎ　Ｔｈｏｍｐｓｏｎ　氏
Ｙｕｍｂａｈ，Ｇｅｎｅｒａｌ　Ｍａｎａｇｅｒ，　Ｔｉｍ　Ｒｕｄｇｅ　氏
帝人ファーマ㈱　在宅医療事業本部　在宅医療営業部門
在宅医療営業企画部部長　田　中　正　人　氏
日本貿易振興機構　副理事長　赤　星　　康　氏

i.　最終全体会議

閉会挨拶

日豪経済委員会　委員長　三　村　明　夫
豪日経済委員会　委員長　サー・ロッド・エディントン　氏

j.　日本側代表団個別打合せ会

講演：　駐豪日本国特命全権大使　草　賀　純　男　氏

在シドニー日本国総領事　竹　若　敬　三　氏

k.　歓迎レセプション（シドニー現代美術館）

挨拶　ニューサウスウェールズ州第一産業・水資源・貿易産業大臣　ニール・ブレア　氏

l.　晩餐会（Ｓｙｄｎｅｙ　Ｔｏｗｎ　Ｈａｌｌ）

m.　産業視察会「バランガルーとダーリングハーバー地域」・「シドニースタートアップハブ」

6)　ＥＰＡ活用小委員会

５月１１日　（２０名）２０１８年度日豪ＥＰＡ活用小委員会

開催地：東京／丸の内二丁目ビル

a.　開会挨拶

ＥＰＡ活用小委員会　委員長　小　島　順　彦

b.　２０１７年度　ＥＰＡ活用小委員会　活動報告

c.　２０１８年度　ＥＰＡ活用小委員会　活動計画案

d.　討議・意見交換

e.　閉会挨拶

ＥＰＡ活用小委員会　副委員長　赤　星　　康

６月２０日　（７９名）第３回オーストラリア就労ビザ改正セミナー（主催）

開催地：東京／丸の内二丁目ビル

ＡＯＭビザコンサルティング　代表取締役　足　利　弥　生　氏

７月２３日～２５日　インフラ・医療セクター豪州訪問ミッション

（７４名）／日豪インフラ関連企業ネットワーキング会合

（協力。主催：豪州ニューサウスウェールズ州政府・駐豪日本国大使館）

開催地：オーストラリア／シドニー

９月　５日　（４１名）Ａｕｓｔｒａｌｉａ‘ｓ　Ｆｏｒｅｉｇｎ　Ｉｎｖｅｓｔｍｅｎｔ　Ｆｒａｍｅｗｏｒｋ　Ｒｏｕｎｄｔａｂｌｅ

（駐日オーストラリア大使館と共催）

オーストラリア財務省

直接投資部門　主席顧問　ジェシカ・ロビンソン　氏

開催地：東京／オーストラリア大使館

９月１８日　日豪イノベーション協力・「革新的技術」ワークショップ

（主催：日本国経済産業省・豪州産業イノベーション科学省）

日豪経済委員会事務局からブリーフィング

１１月２７日・２９日　「Ａｕｓｔｒａｌｉａ－Ｊａｐａｎ　Ｓｍａｒｔ　Ｃｉｔｉｅｓ　Ｒｏｕｎｄｔａｂｌｅｓ」（後援。主催：日本貿易振興機構）

開催地：シドニー（１１月２７日）、ブリスベン（１１月２９日）

１１月３０日　（１００名）ウェスタンシドニー・エアロトロポリス　セミナー（主催）

開催地：東京／オーストラリア大使館

スピーカー：

ニューサウスウェールズ州　首相内閣府事務次官　ティム・リアドン　氏

シドニー大都市圏コミッション　副理事長　ジェフ・ロバーツ　氏

パネリスト：
㈱三井住友銀行　シドニー支店共同支店長　　森　本　篤　志　氏
三菱重工業㈱　執行役員
パワードメイン副ドメイン長　　福　泉　靖　史　氏
㈱日立製作所　理事、日立アジア社　会長　　中　比　浩　仁　氏
(独)都市再生機構　統括役（海外展開支援担当）　　岡　　雄　一　氏

３月１日・４日　（計９２名）Ｊａｐａｎ‘ｓ　ｓｔａｒｔｕｐ　ｅｃｏｓｙｓｔｅｍ＆ｂｕｓｉｎｅｓｓ　ｏｐｐｏｒｔｕｎｉｔｉｅｓ　Ｉｎｖｅｓｔ　Ｊａｐａｎ　Ｓｅｍｉｎａｒ（後援。主催：日本貿易振興機構）
開催地：メルボルン（３月１日）、シドニー（３月４日）

7)　日豪次世代リーダーズプログラム

通年		ビデオ電話会議（年間累計３０回以上開催） 開催地：東京／ハーバート・スミス・フリーヒルズ東京オフィスなど
３月１６日	（　６名）	第１回勉強会「日豪のＴＰＰ１１・ＥＰＡについて」 開催地：オーストラリア大使館
５月１６日	（１２名）	前議長送別会　開催地：東京／日本橋
６月　１日	（　７名）	第２回勉強会「日豪の防衛関係について」 開催地：マッコーリー東京オフィス
８月３０日	（　７名）	第３回勉強会「日豪ビジネス全般について」 開催地：Ｍｅｌａｎｉｅ　Ｂｒｏｃｋ氏宅
１０月１４日	（２８名）	次世代プログラム懇親交流会 開催地：シドニー
１０月１５日	（４５名）	次世代リーダーズラウンドテーブル 開催地：シドニー
１０月３０日		ＡＮＺＣＣＪ　Ｙｏｕｔｈ　Ｅｍｐｏｗｅｒｍｅｎｔ　Ｐｒｏｇｒａｍにおける第５６回日豪経済合同委員会会議の活動報告会 開催地：マッコーリー東京オフィス
１１月～		日豪シニアリーダーのインタビューシリーズ
１１月２７日	（　５名）	在豪メンバーの来日に合わせたネットワーキングディナー 開催地：東京／麻布十番
１２月１７日		日豪合同会議のフィードバック会議 開催地：東京／丸の内二丁目ビル
３月　６日	（　７名）	第４回勉強会「金融－日豪の金融政策や年金制度について」 開催地：マッコーリー東京オフィス

8)　その他の会議・イベント

４月１６日		オーストラリア連邦議会議員団と日豪経済委員会の昼食懇談会 開催地：帝国ホテル
９月２５日	（５４名）	オセアニア最新経済動向セミナー（後援。主催：日本貿易振興機構） 開催地：日本貿易振興機構本部
９月２６日	（１８名）	リチャード・コート駐日オーストラリア大使主催昼食会 （日豪経済委員会運営委員対象）
１０月１６日～１７日		アジア地域ファンド・パスポート・コンファレンス （後援。主催：豪州金融サービス委員会＝Ｆｉｎａｎｃｉａｌ　Ｓｅｒｖｉｃｅｓ　Ｃｏｕｎｃｉｌ） 開催地：シドニー

9)　表敬・懇談

６月　７日　ジョン・フレイザー　オーストラリア財務長官の三村委員長表敬
７月　２日　スティーブン・チョーボー　豪州連邦貿易・観光・投資大臣の三村委員長表敬
７月１０日　ジェニー・コルベット　豪日経済委員会役員による三村委員長表敬
９月１１日　Ｇｒａｈａｍ　Ｐｕｔｔ　オーストラリア貿易投資促進庁
貿易・対豪投資部 ゼネラルマネージャーと青山事務総長の面談
１０月１４日　グラディス・ベレジクリアン　ニューサウスウェールズ州首相と三村委員長との会談
１１月　２日　ブルース・ミラー前駐日オーストラリア大使の三村委員長表敬
１１月３０日　ティム・リアドン　ニューサウスウェールズ州首相内閣府事務次官、
ジェフ・ロバーツ　シドニー大都市圏コミッション副理事長の三村委員長表敬
１１月３０日　田中一成　在ブリスベン日本国総領事館　総領事の三村委員長表敬
１２月１０日　サリー・タウンゼンド　在日オーストラリア・ニュージーランド商工会議所新会頭の
三村委員長表敬
１月１７日　サー・ロッド・エディントン　豪日経済委員会委員長の三村委員長表敬
１月１７日　フィリップ・ゲイチェンズ　豪州財務次官の三村委員長表敬
２月２６日　豪若手政治家交流プログラム　青山事務総長表敬
３月１４日　草賀純男　前駐オーストラリア日本国大使の三村委員長表敬

⑨　日本ニュージーランド経済委員会

1)　幹事会

６月１１日　（１６名）
開催地：東京／丸の内二丁目ビル３階
a.　「最近のニュージーランド情勢と日ニュージーランド関係について」
外務省　アジア大洋州局大洋州課　課長　　山　口　大　治　氏
b.　第４５回日本ニュージーランド経済人会議 日程・議題（案）について

2)　２０１８年度日本ニュージーランド経済委員会総会

８月３日～３１日（紙上総会）
a.　２０１７年度事業報告（案）・収支決算（案）ならびに２０１８年度事業計画（案）・収支予算（案）の承認の件
b.　日本ニュージーランド経済委員会　規約改正の件

3)　第４５回日本ニュージーランド経済人会議日本代表団結団式

１１月　８日　（２６名）
開催地：東京／丸の内二丁目ビル３階
a.　開会挨拶
日ＮＺ経済委員会　日本側委員長　　進　藤　清　貴

b.　来賓ブリーフィング
外務省　アジア大洋州局　局長　　金　杉　憲　治　氏
経済産業省　通商政策局アジア大洋州課　参事官　　清　水　正　雄　氏

c.　第４５回日本ニュージーランド経済人会議について

4)　第４５回日本ニュージーランド経済人会議

１１月１９日～２１日（２０１名）

日本側：　８１名
ＮＺ側：１２０名
開催地：ニュージーランド／オークランド
a.　開会式
開会挨拶
日ＮＺ経済委員会　ＮＺ側委員長　　イアン・ケネディ　氏
日ＮＺ経済委員会　日本側委員長　　進　藤　清　貴
祝辞
駐日ニュージーランド特命全権大使　　スティーブン・ペイトン　氏
駐ニュージーランド日本国特命全権大使　　小　林　弘　裕　氏

b.　第１回全体会議「世界情勢－ＣＰＴＰＰとＲＣＥＰを中心に」
議長：　日本側副委員長、㈱三菱ＵＦＪ銀行　顧問　　倉　内　宗　夫
スピーカー：
(ＮＺ側)ＢｕｓｉｎｅｓｓＮＺ，　Ｃｈｉｅｆ　Ｅｘｅｃｕｔｉｖｅ，　Ｋｉｒｋ　Ｈｏｐｅ　氏
(日本側)日本貿易振興機構　理事　　佐　藤　百　合　氏

a.　第２回全体会議「インフラ投資」
議長：　ＢＮＺ，　Ｃｏｒｐｏｒａｔｅ　Ｆｉｎａｎｃｅ，
Ｈｅａｄ　ｏｆ　Ｐｒｏｊｅｃｔ　Ｆｉｎａｎｃｅ，　Ｌａｕｒａ　Ｈａｒｒｉｓ　氏
スピーカー：(ＮＺ側)Ｉｎｆｒａｓｔｒｕｃｔｕｒｅ　ＮＺ，　Ｐｏｌｉｃｙ　Ｄｉｒｅｃｔｏｒ，
Ｈａｍｉｓｈ　Ｇｌｅｎｎ　氏
(ＮＺ側)ＡＴＥＥＤ（オークランド観光・イベント・経済開発局）によるビデオ上映
パネリスト：
(日本側)㈱大林組　豪州事務所シニアマネージャー　　Ｓｃｏｔｔ　Ｗｒｉｇｈｔ　氏
(ＮＺ側)ＭＢＩＥ，　Ｌａｒｇｅ　Ｓｃａｌｅ　Ｐｒｏｊｅｃｔｓ，
Ｍａｎａｇｅｒ，　Ｋａｒｒｉｅ　Ｙｏｕｎｇ　氏
(日本側)住友林業オーストラリア　社長　　野　本　康　一　氏

d.　第３回全体会議「食品・農業」
議長：(日本側)　三井物産㈱　顧問　　加　藤　広　之　氏
スピーカー：　(ＮＺ側)Ｒｏｂｏｔｉｃｓ　Ｐｌｕｓ　Ｌｔｄ，
Ｏｗｎｅｒ　ａｎｄ　Ｃｈａｉｒｍａｎ，　Ｓｔｅｖｅｎ　Ｓａｕｎｄｅｒｓ　氏
(日本側)㈱サラダコスモ　研究開発本部研究開発部　部長　　中　田　光　彦　氏
(ＮＺ側)Ｆｏｎｔｅｒｒａ　Ｊａｐａｎ，　Ｃｏｒｐｏｒａｔｅ　Ｓｔｒａｔｅｇｙ，
Ｇｅｎｅｒａｌ　Ｍａｎａｇｅｒ，　Ｙａｓｕｏ　Ｓｕｚｕｋｉ　氏

e.　第４回全体会議「再生可能エネルギー」(地熱における両国連携のチャンス)
議長：(ＮＺ側) Ｔｈｅ　Ｕｎｉｖｅｒｓｉｔｙ　ｏｆ　Ａｕｃｋｌａｎｄ,Ｈｅａｄ　ｏｆ
Ｄｅｐａｒｔｍｅｎｔ　ｏｆ　Ｅｎｇｉｎｅｅｒｉｎｇ　Ｓｃｉｅｎｃｅ,Ｆａｃｕｌｔｙ，
Ｒｏｓａｌｉｎｄ　Ａｒｃｈｅｒ　氏
スピーカー：(ＮＺ側)Ｆｏｒｅｉｇｎ　Ａｆｆａｉｒｓ&Ｒｅｇｉｏｎａｌ
Ｅｃｏｎｏｍｉｃ　Ｄｅｖｅｌｏｐｍｅｎｔ，　Ｐａｒｌｉａｍｅｎｔａｒｙ
Ｕｎｄｅｒ－Ｓｅｃｒｅｔａｒｙ　Ｆｌｅｔｃｈｅｒ　Ｔａｂｕｔｅａｕ　氏
(日本側)日本地熱協会　会長　　小　椋　伸　幸　氏
パネリスト：(ＮＺ側)Ｇｅｏｔｈｅｒｍａｌ　Ｎｅｗ　Ｚｅａｌａｎｄ，　Ｓｐｅｃｉａｌ
Ｅｎｖｏｙ　ｆｏｒ　Ｒｅｎｅｗａｂｌｅ　Ｅｎｅｒｇｙ&Ｅｘｅｃｕｔｉｖｅ

Ｄｉｒｅｃｔｏｒ，　Ｍｉｋｅ　Ａｌｌｅｎ　氏
(日本側)西日本技術開発㈱　常務取締役　　田　篭　功　一　氏
(ＮＺ側)ＩＥＳＥ,ＣＥＯ,Ｈｙｌｔｏｎ　Ｗｈｉｔｅ　氏
(ＮＺ側)Ｕｐｆｌｏｗ　Ｌｉｍｉｔｅｄ，Ｄｉｒｅｃｔｏｒ，
Ａｎｄｒｅａ（Ａｎｄｙ）Ｂｌａｉｒ　氏

f.　第５回全体会議「林業」
議長：(ＮＺ側) Ｓｃｉｏｎ，Ｃｈｉｅｆ　Ｅｘｅｃｕｔｉｖｅ　Ｏｆｆｉｃｅｒ，
Ｊｕｌｉａｎ　Ｅｌｄｅｒ　氏
基調講演：Ｆｏｒｅｉｇｎ　Ａｆｆａｉｒｓ＆Ｒｅｇｉｏｎａｌ　Ｅｃｏｎｏｍｉｃ
Ｄｅｖｅｌｏｐｍｅｎｔ，　Ｐａｒｌｉａｍｅｎｔａｒｙ　Ｕｎｄｅｒ－Ｓｅｃｒｅｔａｒｙ
Ｆｌｅｔｃｈｅｒ　Ｔａｂｕｔｅａｕ　氏

g.　第６回全体会議「ツーリズム」
議長：　(日本側) タスマン㈱　社長　　多　田　　宏　氏
スピーカー：
(ＮＺ側)Ｔｏｕｒｉｓｍ　ＮＺ，Ｔｒａｄｅ,ＰＲ&Ｍａｊｏｒ　Ｅｖｅｎｔｓ，
Ｄｉｒｅｃｔｏｒ，　Ｒｅｎｅ́　ｄｅ　Ｍｏｎｃｈｙ　氏
(日本側)ＪＴＢニュージーランド会社　社長　　野　中　正　朗　氏

h.　最終全体会議
共同声明の採択
閉会挨拶　日ＮＺ経済委員会　ＮＺ側委員長　　イアン・ケネディ　氏
日ＮＺ経済委員会　日本側委員長　　進　藤　清　貴
第４６回会議の日程・会場について

i.　日本側代表団朝食打合せ会
講演：　駐ニュージーランド日本国特命全権大使　　小　林　弘　裕　氏
在オークランド日本国総領事　　菊　池　　稔　氏

j.　歓迎レセプション
来賓挨拶　オークランド市長　　Ｐｈｉｌ　Ｇｏｆｆ　氏

k.　産業視察会　オークランド大学イノベーションキャンパス

l.　晩餐会
来賓挨拶　ニュージーランド財務大臣、スポーツ・余暇担当大臣、芸術・文化遺産副大臣
Ｇｒａｎｔ　Ｒｏｂｅｒｔｓｏｎ　氏（代読：外務貿易省・地域経済開発省
政務次官　　Ｆｌｅｔｃｈｅｒ　Ｔａｂｕｔｅａｕ　氏）

5)　その他の会議・イベント
６月２６日　（８０名）「ニュージーランド　ビジネスセミナー」（主催）
開催地：東京／丸の内二丁目ビル
a.　開会挨拶
駐日ニュージーランド大使　　スティーブン・ペイトン　氏
b.　「ニュージーランドとその投資環境」
ニュージーランド大使館／ニュージーランド貿易投資促進庁
インベストメントマネージャー　　彦　坂　浩　史　氏

c.「ニュージーランドでのビジネス事例紹介」

(a)「ニュージーランドとのＲ＆Ｄ協業の試み」

㈱Ｌｕｍｉｎｏｕｓ　Ｐｒｏｄｕｃｔｉｏｎｓ（㈱スクウェア・エニックス・ホールディングス）

チーフリサーチャー　長谷川　勇　氏

(b)「「Ｇｉｖｅ　ｉｔ　ａ　ｇｏの精神」ニュージーランドとのビジネスについて」

Ｗｈｏｌｅｓｕｍ　Ｊａｐａｎ㈱　代表取締役　ドナルド・ロックスバラ　氏

(c)「農業自動化を加速するＤｕａｌ　Ｈｅｍｉｓｐｈｅｒｅ　Ｓｔｒａｔｅｇｙ」

ヤマハ・モーター・ベンチャーズ・アンド・ラボラトリー・シリコンバレー

ＣＥＯ兼マネージングダイレクター　西　城　洋　志　氏

d.　ネットワーキング・立食懇親会

９月２５日　　（５４名）「オセアニア最新経済動向セミナー」（後援。主催：日本貿易振興機構）

開催地：日本貿易振興機構本部

１２月　６日　（１００名）「ニュージーランド　ビジネスセミナー」（主催）

開催地：東京／コンファレンススクエア　エムプラス

a.　開会挨拶

駐日ニュージーランド大使　　スティーブン・ペイトン　氏

b.　「ニュージーランドとその投資環境」

ニュージーランド大使館／ニュージーランド貿易投資促進庁

インベストメントマネージャー　　彦　坂　浩　史　氏

c.　「ニュージーランドでのビジネス事例紹介」

(a)「ＡＮＺＣＯと当社のパートナーシップについて」

伊藤ハム米久ホールディングス㈱　取締役会長　　小　川　広　通　氏

(b)「ニュージーランドスタートアップへ出資した日本初のベンチャーキャピタル

ＩＤＡＴＥＮ　Ｖｅｎｔｕｒｅｓ」

ＩＤＡＴＥＮ　Ｖｅｎｔｕｒｅｓ　代表パートナー　　足　立　健　太　氏

(c)「アジア向けインバウンド・レンタカービジネスモデルのＮＺ展開」

沖縄ツーリスト㈱　代表取締役会長　　東　　良　和　氏

d.　ネットワーキング・立食懇親会

乾杯挨拶　　日ＮＺ経済委員会　副委員長（㈱三菱ＵＦＪ銀行　顧問）　　倉　内　宗　夫

6)　表敬・懇談

４月　９日　ケネディ日ＮＺ経済委員会ＮＺ側委員長と赤木日ＮＺ事務総長の面談

４月１１日　菊池稔　在オークランド新総領事の進藤委員長表敬

６月１３日　デービット・パーカー　ニュージーランド貿易・輸出成長大臣の三村会頭・進藤委員長表敬

９月２８日　小林弘裕　駐ニュージーランド新大使による市川副委員長へのご挨拶

⑩　日智経済委員会

1)　第３１回日智経済委員会・第２５回日亜経済合同委員会（日商・東商　訪南米経済ミッション派遣）

結団式

５月１６日（４１名）

a.　開会挨拶

日智経済委員会日本国内委員会　委員長

日亜経済委員会　委員長　　小　林　　健

b.　来賓ブリーフィング

外務省　中南米局長　　中　前　隆　博　氏

経済産業省　通商政策局　中南米室室長　　藤　原　晋　一　氏

c.　訪南米経済ミッションについて
※日亜経済委員会との合同開催

2)　第３１回日智経済委員会
５月２２日～２４日（１６９名）
日本側：８９名
チリ側：８０名
開催地：チリ／サンティアゴ（ホテル・サンティアゴ）

a.　開会式
開会挨拶
日智経済委員会チリ国内委員会　委員長　　フアン・エデゥアルド　エラスリス　氏
日智経済委員会日本国内委員会　委員長　　小　林　　健
祝辞
チリ製造業振興協会　会長　　ベルナルド・ラライン　氏
チリ政府代表　駐日チリ共和国特命全権大使　　グスダボ・アジャレス　氏
日本政府代表　代読：駐チリ日本国特命全権大使　　平　石　好　伸　氏

b.　基調講演「チリの経済情勢と展望」
チリ共和国　経済・振興・観光大臣　　ホセ・ラモン・バレンテ　氏

c.　プレゼンテーション
チリ共和国　公共事業大臣　　フアン・フォンテーン　氏

d.　第１回全体会議「ＴＰＰ１１の展望」
ファシリテーター：　米州開発銀行　アジア事務所長　　大　石　一　郎　氏
(チリ側)外務省国際経済総局（ＤＩＲＥＣＯＮ）　理事　　フェリペ・ロペアンディア　氏
(日本側)日本貿易振興機構　理事　　野　口　直　良　氏

e.　第２回全体会議「代表的なテクノロジーと破壊的イノベーション」
(チリ側)クラブイノバシオン　代表　　イヴァン・ヴェラ　氏
(日本側)ＮＥＣチリ　戦略・イノベーション担当マネージャー　　エルヴェ・デリュモー　氏

f.　イノベーション・ワークショップ
イントロダクション（全参加者へ）
クラブイノバシオン　代表　　イヴァン・ヴェラ　氏

g.　３分科会　ラウンドテーブル同時進行

(a)　ＲＴ１：新エネルギーとｅ-モビリティー（電気・水素自動車、バッテリーと充電インフラ等）
モデレーター：　チリ大学教授、太陽光産業研究所理事　　ロドリゴ・パルマ　氏
議長（プレゼンテーション）：
(チリ側)トランセレク社　営業担当　副社長　　エリック・アフマダ　氏
(日本側)「水素社会に向けた日本の取り組みについて」
伯国三菱商事　インフラ事業・機械部長　　福　井　盛　一　氏

(b)　ＲＴ２：ロボティクス・オートメーションー鉱業・農林水産・製造業における適用
モデレーター：　チリ大学教授、東北大学金属学修了　　レアンドロ・ヴォワザン　氏

議長（プレゼンテーション）
(チリ側)アントファガスタ・ミネラルズ　イノベーションエンジニア　　ヌリ・ブリセーニュ　氏
(チリ側）ＯＳＯＪＩ　Ｓ.Ａ.　　オクタビオ・ウルズア　氏
(日本側)エヴェリス　チリ(ＮＴＴ　ＤＡＴＡ)Ｄｉｒｅｃｔｏｒ　　アルベルト・ロドリゲス　氏
(日本側)キミカ（アルギナトス社長）　　鈴　木　純　一　氏

(c) ＲＴ３：建設業・インフラにおける生産性向上
モデレーター：
チリ大学技術イノベーションセンター　理事　　グロリア・マルドナド　氏
議長（プレゼンテーション）：
(チリ側)エチェベリア・エ・イスキエルド　コーポレートＧＭ　　パブロ・イベリック　氏
(日本側)丸紅（アグアス・ヌエバス社会長）　　櫻　庭　敬　介　氏

h.　モデレーターがＲＴごとに報告作成

i.　閉会式
３分科会の発表（それぞれの議長）
共同声明採択
閉会挨拶
日智経済委員会チリ国内委員会　委員長　　フアン・エデゥアルド　エラスリス　氏
日智経済委員会日本国内委員会　委員長　　小　林　　健

j.　日本側代表団打合せ会
講演：駐チリ共和国日本国特命全権大使　　平　石　好　伸　氏

k.　５月２２日　チリ側委員会主催歓迎レセプション
挨拶　　チリ共和国　外務大臣　　ロベルト・アンプエロ　氏

l.　日本大使主催レセプション（於：駐チリ日本大使公邸）
挨拶　　チリ共和国元大統領・アジア太平洋特使　エドゥアルド・フレイ　氏

m.　産業視察会　エル・テニエンテ銅鉱山

3)　２０１８年度日智経済委員会日本国内委員会総会
７月２７日～９月１３日（紙上総会）
a.　２０１７年度事業報告（案)・収支決算（案）ならびに２０１８年度事業計画（案)・収支予算（案）の承認の件
b.　日智経済委員会日本国内委員会　規約改正の件

4)　表敬・懇談
１１月　９日　チリ貿易振興局(プロチレ)オライアン理事長の赤木理事表敬
１月２２日　チリ共和国外務省対外関係総局(ＤＩＲＥＣＯＮ)ヤニェス局長の赤木理事表敬

5)　その他の会議・イベント
５月　３日～　５日　　「第１回ラテンアメリカへの道フェスティバル」
(後援。主催：日本ラテンアメリカ文化交流協会ほか)
５月１４日（１３４名）　講演会「ブラジルの現状と南米地域との連携」
(ラテンアメリカ協会・ブラジル日本商工会議所と共催)

駐ブラジル日本国特命全権大使　　山　田　　彰　氏

７月　６日　（７６名）　講演会

「変化する国際金融情勢の中でーアルゼンチン、ブラジル、メキシコの動向」

（ラテンアメリカ協会と共催）

a.　「通貨安の逆風に耐えられるのか：中南米主要国経済の現状と展望」

みずほ総合研究所㈱　上席主任エコノミスト　　西　川　珠　子　氏

b.　「ブラジルの多様性と独自性」

㈱三井住友銀行　上席推進役（前ブラジル三井住友銀行副社長）

田　中　　泉　氏

１０月１２日　　講演会

「岐路に立つラテンアメリカ：ポピュリズムとグローバル・

インテグレーション」　　（後援。主催：ラテンアメリカ協会）

アルゼンチン国際関係評議会（ＣＡＲＩ）アジア委員会

委員長　　エドゥアルド・アルベルト・サドゥス　氏

１１月１４日　（７５名）　講演会　駐日４か国大使が語る「太平洋同盟の現状と展望」

（ラテンアメリカ協会と共同主催）

メインスピーカー　駐日ペルー共和国大使　　ハロルド・フォルサイト　氏

駐日メキシコ合衆国大使　　カルロス・アルマーダ　氏

駐日チリ共和国大使　　グスタボ・アジャレス　氏

駐日コロンビア共和国臨時代理大使　　アレハンドゥロ・ポサダス　氏

３月２５日　　日チリＩＣＴセミナー（後援。主催：総務省・チリ共和国運輸通信省）

⑪　日亜経済委員会

1)　第３１回日智経済委員会・第２５回日亜経済合同委員会（日商・東商　訪南米経済ミッション派遣）

結団式

５月１６日（４１名）

a.　開会挨拶

日智経済委員会日本国内委員会　委員長

日亜経済委員会　委員長　　小　林　　健

b.　来賓ブリーフィング

外務省　中南米局長　　中　前　隆　博　氏

経済産業省　通商政策局　中南米室室長　　藤　原　晋　一　氏

c.　訪南米経済ミッションについて

※日智経済委員会日本国内委員会との合同開催

2)　第２５回日亜経済合同委員会

５月２７日・２８日（２７５名）

日本側：　６６名

亜　側：２０９名

開催地：アルゼンチン／ブエノスアイレス（アルベアール・パレス・ホテル）

a.　開会式

開会挨拶

アルゼンチン商業会議所　会頭　　ホルヘ・ディ・フィオーリ　氏

日亜経済委員会　委員長　　小　林　　健

祝辞

日本国内閣総理大臣　　安　倍　晋　三　氏

（代読：駐アルゼンチン日本国大使　　福　嶌　教　輝　氏）

挨拶

アルゼンチン共和国大統領

（代読：外務副大臣　ギジェルモ・ダニエル・ライモンディ　氏）

b.　第１回全体会議

「ビジネス環境の改善」-「日本メルコスールＥＰＡ」

議長：　亜日経済委員会　事務総長　ホルヘ・レベロ　氏

スピーカー：

（亜側）　工業生産省次官　シュンコ・ロハス　氏

（日本側）　日本経済団体連合会　中南米地域委員会委員長

特別顧問　加　瀬　豊　氏

「日本メルコスールＥＰＡ Ⅱ－メリットとオペレーション」

ファシリテーター：　米州開発銀行　アジア事務所長　大　石　一　郎　氏

スピーカー：

（日本側）日本貿易振興機構　ブエノスアイレス所長　紀　井　寿　雄　氏

（亜側）トヨタアルゼンチン社　社長　ダニエル・エレーロ　氏

特別講演「インベストメンツ」

アルゼンチン投資・貿易促進庁　長官　ファン・パブロ・トリポディ　氏

c.　アルゼンチン側委員会昼食会

ゲストスピーカー：　アルゼンチン共和国　副大統領　ガブリエラ・ミケッティ　氏

d.　第２回全体会議「新たなステージ―資源・エネルギー・アグロインダストリー」

議長：　亜日経済委員会事務総長　ホルヘ・レベロ　氏

基調講演：　農産業大臣　ルイス・ミゲル・エチェベレ　氏

スピーカー：

（亜側）エネルギー・鉱業副大臣　ダニエル・メイラン　氏

（日本側）丸紅㈱　顧問　矢　島　浩　一　氏

e.　第３回全体会議「期待される経済協力の新時代－ＩＴ、ＩｏＴとＡＩ」

議長：　亜日経済委員会　事務総長　ホルヘ・レベロ　氏

スピーカー：

（日本側）ＮＥＣラテンアメリカ　リージョナルコンピテンスセンター長　ホルヘ・バルガス　氏

(日本側)エヴェリス アルゼンチン（ＮＴＴ　ＤＡＴＡ）　ヴィセンテ・ペイロテン　氏

（亜側）アルゼンチンＩＢＭ社　ＣＴＯ　ステラ・ロイアコノ　氏

（日本側）国際協力機構アルゼンチン事務所　所長　三田村　達宏　氏

f.　閉会式

共同声明採択

閉会挨拶

日亜経済委員会　委員長　小　林　健

亜日経済委員会　委員長　アンヘル・マチャード　氏

g.　日本側代表団打合せ会

講演：　駐アルゼンチン共和国日本国特命全権大使　福　嶌　教　輝　氏

h.　５月２７日　駐アルゼンチン日本大使主催歓迎レセプション（駐アルゼンチン日本大使公邸）

挨拶　アルゼンチン共和国　農産業副大臣　アンドレス・ムルチソン　氏

3)　２０１８年度日亜経済委員会総会
７月２７日～９月１３日（紙上総会）
a.　２０１７年度事業報告（案）・収支決算（案）ならびに２０１８年度事業計画（案）・収支予算（案）の承認の件

b.　日亜経済委員会（日本側）規約改正の件

c.　２０１９年度からの年会費見直しの件

4)　表敬・懇談
４月１７日　アルゼンチン共和国工業生産副大臣ミゲル・ブラウン氏の三村会頭表敬

5)　その他の会議・イベント
４月１６日　第２回日亜貿易投資合同委員会（主催：日本国経済産業省、アルゼンチン共和国工業生産省）への傍聴ご参加のご案内
５月　３日～　５日　「第１回ラテンアメリカへの道フェスティバル」
（後援。主催：日本ラテンアメリカ文化交流協会ほか）
５月１４日　（１３４名）講演会「ブラジルの現状と南米地域との連携」
（ラテンアメリカ協会、ブラジル日本商工会議所と共催）
駐ブラジル日本国特命全権大使　山　田　彰　氏
７月　６日　（７６名）　講演会「変化する国際金融情勢の中でーアルゼンチン、ブラジル、メキシコの動向」　（ラテンアメリカ協会と共催）
a.「通貨安の逆風に耐えられるのか：中南米主要国経済の現状と展望」
みずほ総合研究所㈱　上席主任エコノミスト　西　川　珠　子　氏
b.「ブラジルの多様性と独自性」
㈱三井住友銀行　上席推進役（前ブラジル三井住友銀行副社長）
田　中　泉　氏
１０月１２日　講演会「岐路に立つラテンアメリカ：ポピュリズムとグローバル・インテグレーション」　（後援。主催：ラテンアメリカ協会）
アルゼンチン国際関係評議会（ＣＡＲＩ）アジア委員会
委員長　エドゥアルド・アルベルト・サドゥス　氏
１０月２３日　日本メルコスールＥＰＡ提言の菅官房長官への提出
１１月１５日　（２１名）アルゼンチン産牛肉プロモーション「アルゼンチン産牛肉を楽しむ会」（主催）
開催地：大阪／リッツカールトン大阪
１１月２５日　（１９名）アルゼンチン産牛肉プロモーション「アルゼンチン産牛肉を楽しむ会」（主催）
開催地：福岡／ヒルトン福岡シーフォーク
１１月３０日　（２４名）アルゼンチン産牛肉プロモーション「アルゼンチン産牛肉を楽しむ会」（主催）
開催地：名古屋／ヒルトン名古屋
２月２６日　（９１名）「アルゼンチンの最新事情とマクリ政権の今後の展望」（主催）
駐アルゼンチン日本国特命全権大使　福　嶌　教　輝　氏
３月　８日　第２回日亜農林水産業・食料産業対話
（主催：日本国農林水産省、アルゼンチン共和国農業生産省）
日亜経済委員会事務局よりブリーフィング

⑫　日本ペルー経済委員会

1)　２０１８年度日本ペルー経済委員会総会

７月２７日～９月１３日（紙上総会）

a.　２０１７年度事業報告（案）・収支決算（案）ならびに２０１８年度事業計画（案）・収支予算（案）の承認の件

b.　日本ペルー経済委員会　規約改正の件

2)　その他の会議・イベント

５月　３日～　５日　　「第１回ラテンアメリカへの道フェスティバル」
（後援。主催：日本ラテンアメリカ文化交流協会ほか）

５月１４日　（１３４名）講演会「ブラジルの現状と南米地域との連携」
（ラテンアメリカ協会、ブラジル日本商工会議所と共催）
駐ブラジル日本国特命全権大使　　山　田　　彰　氏

７月　６日　（　７６名）講演会「変化する国際金融情勢の中でーアルゼンチン、ブラジル、メキシコの動向」　（ラテンアメリカ協会と共催）

a.「通貨安の逆風に耐えられるのか：中南米主要国経済の現状と展望」
みずほ総合研究所㈱　上席主任エコノミスト　　西　川　珠　子　氏

b.「ブラジルの多様性と独自性」
㈱三井住友銀行　上席推進役（前ブラジル三井住友銀行副社長）
田　中　　泉　氏

８月　６日　（　５８名）講演会「長期・地域的視点からみたペルーの動向」（主催）
筑波大学　名誉教授　　遅野井　茂　雄　氏

１１月１４日　（　７５名）講演会　駐日４か国大使が語る「太平洋同盟の現状と展望」
（ラテンアメリカ協会と共同主催）
メインスピーカー：
駐日ペルー共和国特命全権大使　　ハロルド・フォルサイト　氏
駐日メキシコ合衆国特命全権大使　　カルロス・アルマーダ　氏
駐日チリ共和国特命全権大使　　グスタボ・アジャレス　氏
駐日コロンビア共和国臨時代理大使　　アレハンドゥロ・ポサダス　氏

２月１８日　（　９１名）ペルー　ビジネスセミナー（主催）

a.「ペルーの情勢と今後の展望」
駐ペルー日本国特命全権大使　　土　屋　定　之　氏

b.「日本とペルーの経済関係等について」
経済産業省　大臣官房審議官（通商政策局）　　柴　田　裕　憲　氏

c.「ペルー進出日系企業の経営実態―中南米主要国との比較」
日本貿易振興機構（ジェトロ）　海外調査部主幹（中南米）
竹下　幸治郎　氏

d.　来賓挨拶　　駐日ペルー特命全権大使　　ハロルド・フォルサイト　氏

e.　ネットワーキング・立食懇親会

⑬　日本エジプト経済委員会

1)「第１１回日本・エジプト経済合同委員会会議及び日本・エジプト投資フォーラム」に伴うエジプト・ミッション

３月１０日～１２日（１００名）

a. 第１１回日本・エジプト経済合同委員会会議及び日本・エジプト投資フォーラム

３月１１日（フォーシーズンホテル・カイロ　ａｔ　Ｎｉｌｅ　Ｐｌａｚａ）

(a) 開会式

ｉ．開会挨拶

日本・エジプト経済委員会　委員長　　小　澤　　哲
エジプト・日本経済委員会　委員長　　イブラヒム・エル・アラビー　氏
駐エジプト日本国　特命全権大使　　能　化　正　樹　氏

ⅱ．基調講演

日本貿易振興機構　理事長　　石　毛　博　行　氏
エジプト電力・再生可能エネルギー大臣　　ムハンマド・シャーケル　氏
エジプト投資・国際協力大臣　　サハル・ナスル　氏
エジプト貿易産業大臣　　アムール・ナッサール　氏
国際協力銀行　常務取締役　　長谷川　　靖　氏
エジプト産業連盟　会長　　モハメド・エル・スウェディ　氏

(b) ＭＯＵ署名式

国際協力銀行とエジプト投資・国際協力省
日本貿易振興機構とエジプト貿易産業省

(c)パネルディスカッション「新分野における二国間協力」

在エジプト日本商工会　会長　　平　栗　　厚　氏
エジプト産業連盟　本部長　　カレド・アブドゥル・アジブ　氏
スエズ運河経済特区庁　　アミル・アブデルガッファー　氏
国際協力機構　エジプト事務所長　　大　村　佳　史　氏
サワリ・ベンチャーズ　創設者・会長　　アーメド・エル・アルフィ　氏

(d)パネルディスカッション「アフリカ域内の貿易促進とエジプトの貢献、ＴＩＣＡＤ７」

エジプト貿易産業省　戦略政策部長　　タレク・タシュワー　氏
日本貿易振興機構　理事　　平　野　克　己　氏
エルセウェディ・エレクトリック　副社長　　ワエル・ハムディ　氏
エルアラビーグループ　輸出部長　　マハムード・エルアラビー　氏
Ｓａｒａｙａ　Ｍｉｄｄｌｅ　Ｅａｓｔ　ｆｏｒ　Ｉｎｄｕｓｔｒｉａｌ　Ｉｎｖｅｓｔｍｅｎｔ
ＣＯＯ　　オマール・ナビル　氏

(e)閉会式

日本・エジプト経済委員会　委員長　　小　澤　　哲
エジプト・日本経済委員会　委員長　　イブラヒム・エル・アラビー　氏

b．表敬訪問

アブドルファッターフ・アッ＝シーシー　エジプト大統領
ムスタファー・マドブーリー　エジプト首相
アムール・ナッサール　エジプト産業貿易大臣
サハル・ナスル　エジプト投資・国際協力大臣
モハブ・マミッシュ　エジプトスエズ運河経済特区庁長官

c．視察会

（ＳＥ　Ｗｉｒｉｎｇ　Ｓｙｓｔｅｍｓ　Ｅｇｙｐｔ　Ｓ.Ａ.Ｅ（住友電装株式会社カイロ工場）、大エジプト博物館、新首都）

2) サーメハ・ハサン・シュクリ　エジプト・アラブ共和国外務大臣との昼食懇談会
１０月５日（１５名）

3) 日本・エジプト　ビジネスワークショップ
９月６日（２５０名）

a. 主催者挨拶　日本・エジプト経済委員会　委員長　小　澤　哲
b. 基調講演　駐日エジプト・アラブ共和国　特命全権大使　アイマン・アリ・カーメル　氏
c. パネルディスカッション
日本貿易振興機構　ビジネス展開支援部主幹・前カイロ事務所長　池　田　篤　志　氏
ベーカー＆マッケンジー法律事務所　中東アフリカグループ代表　伊藤（荒井）三奈　氏
アジア経済研究所　地域研究センター中東研究グループ長代理　土　屋　一　樹　氏
d. カーメル大使によるコメント
e. 閉会挨拶　日本貿易振興機構　理事　平　野　克　己　氏

⑭　日西経済委員会

1）第２７回日本・スペイン経済合同会議　～日本・スペイン修好１５０周年
７月　２日
参加者：約８０名
開催地：スペイン・マドリッド（スペイン商業会議所「サロン・デ・プレンサ」）

a.　開会式
挨拶
西日経済委員会　委員長　ホセ・マヌエル・エントレカナレス　氏
日西経済委員会　委員長　佐々木　幹　夫
来賓挨拶
スペイン商業会議所　会頭　ホセ・ルイス・ボネ　氏
スペイン経済団体連合会　国際関係委員会副委員長　カルメン・プラナス　氏
駐スペイン日本国大使　水　上　正　史　氏
商務担当副大臣　シアナ・メンデス　氏

b.　第１回全体会議「先端技術・イノベーション分野におけるさらなる連携」
モデレーター：
スペイン商業会議所　競争力ダイレクター　フリアン・ロペス・アレナス　氏
スピーカー：
㈱エヌ・ティ・ティ・データ　顧問　西　畑　一　宏　氏
エヴェリス　会長　エドゥアルド・セラ　氏
シーメンス・ガメサ　渉外担当ダイレクター　マリア・コルティナ　氏
マエテル　副部長　ホセ・ルイス　氏

c.　第２回全体会議「第三国市場におけるビジネス協力の促進」
モデレーター：
スペイン経済団体連合会　国際関係委員会副委員長　カルメン・プラナス　氏
スピーカー：
ゲスタンプ　渉外担当ダイレクター　ミゲル・ロペス・ケサダ　氏
ＭＵＦＧ　Ｂａｎｋ（ヨーロッパ）スペイン支店イベリア総支配人　嘉屋本　敦　氏
タカハタプレシジョン㈱　常務執行役員 欧州事業部門 部門長補佐　富　岡　和　久　氏
コメンテーター：
日本電気㈱　グローバルユニット主席技師長　久木田　信　哉　氏

d.　第３回全体会議「日スペイン経済関係における日ＥＵ　ＥＰＡのインパクト」
モデレーター：
スペイン産業・通商・観光省　欧州・アジア大洋州貿易政策担当　課長補佐　マリア・アパリシ　氏
スピーカー：
スペイン産業・通商・観光省　国際貿易・投資局長　ホセ・ルイス・カイザー　氏
日本貿易振興機構　理事　入　野　泰　一　氏

エサデ・ジオ（グローバル経済・地政学センター）副代表　　デビッド・ヴェガラ　氏
㈱日立製作所　執行役常務　　内　藤　　理　氏

e.　閉会式
閉会挨拶
日西経済委員会　委員長　　佐々木　幹　夫
西日経済委員会　委員長　　ホセ・マヌエル・エントレカナレス　氏

f.　西日経済委員会主催レセプション

2)　共催
１０月４日～５日　京都スマートシティエキスポ２０１８
主催：京都スマートシティエキスポ運営協議会（京都府、京都市、日西経済委員会他１７団体）

3)　後援
５月２３日　スペインビジネスセミナー　次世代自動車産業の取り組みと欧州の動向
主催：スペイン貿易投資庁、スペイン大使館経済商務部

4)　表敬
４月１８日　バレンシア州行政機関使節団の国際部訪問

⑮　日本・カナダ商工会議所協議会

1)　２０１８年度総会
3月　２５日　（２１名）
日本商工会議所「会議室Ａ・Ｂ」
a．開会挨拶
日本・カナダ商工会議所協議会　会長　　槍　田　松　瑩
b．報告　①２０１８年度活動報告
②２０１８年度収支決算（見込み）
c．議件　①２０１９年度活動計画（案）
②２０１９年度収支予算（案）
③規約の一部改定について
④第４回合同会合について
d．来賓ブリーフィング
外務省　北米局　北米第二課長　　股　野　　元　貞　氏
在日カナダ大使館　参事官・シニアトレードコミッショナー
ディビッド・ボストウィック　氏

2)　主催イベント
a.　１月１８日　セミナー「カナダの最新情報とビジネスチャンスを紹介」/ネットワーキング
b.　３月２６日　セミナー「現地の最新情報とビジネスチャンスを紹介～ブリティッシュ・コロンビア州＆アルバータ州 編～」/ネットワーキング

3)　共催イベント
a.　６月１２日～１５日　カナダＩＣＴ／ＩｏＴ使節団 セミナー・懇親会およびＢ２Ｂ面談会
b.　６月１５日　カナダのイノベーション・エコシステムセミナー

4)　後援・協力
a.　５月１０日　日加修好９０周年記念･対日投資セミナー「日加の協業 - 世界を変えるイノベーション」
b.　２月２７日　トロント・イノベーションナイト

5)　面談・懇談

a.　３月１３日　カナダ商工会議所ビーティー会頭と槍田会長との面談

⑯　日本メコン地域経済委員会

1)　総会兼勉強会および交流会

６月２０日　（５５名）

東京商工会議所「会議室５・６・７」

a.　開会挨拶　　日本メコン地域経済委員会　委員長　　小　林　洋　一

b.　２０１８年度総会

(a)　２０１７年度事業報告（案）および収支決算（案）について

(b)　委員異動一覧、委員名簿について

(c)　共同委員長の選任について

(d)　２０１８年度事業計画（案）および収支予算（案）について

(e)　規約の改定について

(f)　その他

c.　講演

(a)「ミャンマー近年の政治・経済情勢」

前・駐ミャンマー日本国大使館　特命全権大使　　樋　口　建　史　　氏

d.　交流会

2)　「第１４回日本・ミャンマー商工会議所ビジネス協議会」結団式

１０月　２日　（２６名）

東京商工会議所「会議室Ａ」

a.　開会挨拶　　日本メコン地域経済委員会　委員長　　小　林　洋　一

b.　ミャンマーの政治・経済情勢に関するブリーフィング

(a)「最近のミャンマー情勢及び日緬関係について」

外務省　アジア大洋州局　南部アジア第一課　課長　　斉　田　幸　雄　氏

(b)「日本とミャンマーとの経済関係について」

経済産業省　通商政策局　アジア大洋州課　参事官　　清　水　正　雄　氏

c.　日本・ミャンマー商工会議所ビジネス協議会合同会議について

(a)　スケジュール・議題、参加者について

(b)　経費見積もり（案）について

(c)　その他

d.　閉会

3)　第１４回日本・ミャンマー商工会議所ビジネス協議会合同会議

１０月１０日（９０名）

ザ・プリンス・パークタワー東京「Ｂａｌｌｒｏｏｍ　Ｅ」

a.　開会式

(a)　開会挨拶　　日本メコン地域経済委員会　委員長　　小　林　洋　一

ミャンマー連邦共和国商工会議所連合会　会頭　　ゾー・ミン・ウィン　氏

(b)　祝辞

ⅰ．　安倍晋三　日本国内閣総理大臣祝辞

（代読）外務省南部アジア部　参事官　　安　藤　俊　英　氏

ⅱ．　ウィン・ミン　ミャンマー連邦共和国大統領祝辞

（代読）ミャンマー連邦政府大臣

（兼国家安全保障顧問、投資委員会委員長）　タウン・トゥン　氏

(c)　基調講演

ミャンマー連邦政府大臣（兼国家安全保障顧問、投資委員会委員長）

タウン・トゥン　氏

b.　セッション１：ミャンマー経済の現状と展望について

ミャンマー連邦共和国商工会議所連合会 副会頭、

ミャンマー・日本商工会議所ビジネス協議会 副会長　マウン・マウン・レイ　氏

c.　セッション２：新・会社法についての現状と課題

計画財務省・投資企業管理局（ＤＩＣＡ）　長官　ミョー・ミン 氏

d.　セッション３：農産品バリューチェーンの高度化

(a)　基調講演

全国農業協同組合連合会　元常務理事　原　田　康　氏

(b)　パネルディスカッション

ｉ．　日本側パネラー

全国農業協同組合連合会　元常務理事　原　田　康　氏

農林水産省　国際部　海外投資・協力グループ 国際交渉官

坂　治　己　氏

国分グループ㈱本社海外統括部アセアン事業部ミャンマーＫＯＳＰＡ社駐在

岡　拓　哉　氏

ⅱ．　ミャンマー側パネラー

ミャンマー連邦共和国商工会議所連合会 顧問

ティン・トゥッ・ウー　氏

ミャンマー連邦共和国商工会議所連合会 副会頭　ウェッ・ピョー　氏

ⅲ．　モデレーター

日本メコン地域経済委員会　事務総長　大　下　英　和

e.　共同声明

f.　閉会式

ミャンマー連邦共和国商工会議所連合会　副会頭　テェイン・ハン 氏

日本メコン地域経済委員会　共同委員長　山　埜　英　樹

g.　歓迎夕食会

4)　「訪ベトナム・ラオス経済ミッション」結団式

２月１９日（２８名）

コンファレンススクエア　エムプラス「ミドル１・２」

a.　開会挨拶

b.　ベトナム・ラオスの政治・経済情勢に関するブリーフィング

「最近のベトナム・ラオスの政治・外交と日本との関係について」

外務省　南部アジア部　南東アジア第一課　課長　斉　田　幸　雄　氏

「日本とベトナムとの経済関係について」

経済産業省　通商政策局　アジア大洋州課　課長　田　村　英　康　氏

c.　訪ベトナム経済ミッションについて

(a)　団長、事務総長について

(b)　日程等について

(c)　団費について

(d)　要望書について

(e)　現地事情のご案内

(f)　その他

d.　閉会

5)　訪ベトナム・ラオス経済ミッション

２月２４日～３月　２日（３８名）

訪問地：ベトナム社会主義共和国　ハノイ

ラオス人民民主共和国　ビエンチャン、ルアンパバーン

a. 梅田邦夫駐ベトナム日本大使によるブリーフィング兼夕食懇談会(２月２４日)
b. 第１回日本商工会議所－ベトナム商工会議所合同会議（２月２５日）
c. 日越大学視察(２月２５日)
d. ベトナム日本商工会議所との夕食会(２月２５日)
e. 第６回計画投資省（ＭＰＩ）との協議会(２月２６日)
f. ハナム省人民委員会(２月２６日)
g. グエン・スアン・フック首相への表敬訪問(２月２６日)
h. ラオス・トーンルン首相への表敬訪問(２月２７日)
i. ビエンチャン日通によるブリーフィング(２月２７日)
j. ラオス商工会議所との懇談会(２月２７日)
k. 引原毅駐ラオス日本大使によるブリーフィング兼夕食懇談会(２月２７日)
l. ＴＳＢビエンチャン社訪問(２月２８日)
m. エポックトイズラオ社訪問(２月２８日)
n. ビエンチャン日本人商工会議所との昼食懇談会(２月２８日)
o. タイ国境（第一タイラオス友好橋）視察(２月２８日)
p. ルアンパバーン世界遺産視察(３月１日)

6)　第１回日本商工会議所―ベトナム商工会議所合同会議

２月２５日　（１７４名）

a.　開会挨拶

ベトナム商工会議所　会頭　　ヴー・ティエン・ロック　氏

日本メコン地域経済委員会　委員長　　小　林　洋　一

b.　セッション１「ベトナムサービス産業における事業機会」

(a)　「ベトナムの重要性とベトナムの観光・交通産業への提言」

日本航空㈱　取締役常務執行役員　　清　水　信一郎　氏

(b)　「ベトナムの外食産業における可能性とビジネス機会」

レッドサン－ＩＴＩコーポレーション　取締役　　レ・ティ・ヴィエット・ガー　氏

c.　セッション２「日本でのベトナム人材拡大に向けての対応策」

(a)　「高度外国人材育成と日本企業への就職支援について」

(一社)　外国人材支援機構　顧問　　グエン・バン・ハオ　氏

(b)　「日本への人材供給を強化するための提案」

クイン・カンパニー　ＣＥＯ　　グエン・ティエン・ズン　氏

d.　セッション３「協業を望む両国企業からの自社紹介・協業提案」

(a)　日本側企業

㈱エヌ・エル・シー　社長室　室長　　横　田　芳　之　氏

日本科学機器協会　財務理事、技術委員会　委員長、国際委員会　副委員長

入江㈱　社長　　入　江　一　光　氏

(b)　ベトナム側企業

ＶＳＩＰバクニン・ＶＳＩＰハイズオン工業団地　マーケティング部長

トゥロン・ミン・ハン　氏

ＴＭＳグループ（不動産開発）　海外営業部長

トラン・フォン・トゥイ　氏
Ｎ＆Ｇグループ（ＨＡＮＳＳＩＰハノイ南部裾野産業工業団地）　事業部長
トラン・フオン・ラム　氏

e.　閉会挨拶
ベトナム商工会議所　副会頭　　ホアン・クアン・フォン　氏
日本メコン地域経済委員会　事務総長　　大　下　英　和

f.　写真撮影
g.　ネットワーキング兼立食昼食会

7)　第６回ベトナム計画投資省（ＭＰＩ）との協議会
２月２６日　（９３名）
a.　開会挨拶
計画投資省　副大臣　　ヴー・ダイ・タン　氏
日本メコン地域経済委員会　委員長　　小　林　洋　一
b.　セッション１
「中国プラスワン（タイプラスワン）としてのベトナムの魅力と課題」
エー・アンド・デイ・ベトナム社　社長　　大　山　孝　治　氏
日本メコン地域経済委員会　事務総長　　大　下　英　和
c.　セッション２
「計画投資省が推奨するベトナム企業、およびその製品についてのプレゼンテーション」
アン・ファット・ホールディングス　副社長　　グエン・レ・ハン　氏
ヴィエッティン・バンク　取締役副社長　　山　口　　博　氏
ギザ・エンジニアリング＆コンストラクション　マーケッティング課長
グエン・トゥロン・タム　氏
d.　閉会挨拶
ベトナム計画投資省　副大臣　　ヴー・ダイ・タン　氏
日本メコン地域経済委員会　事務総長　　大　下　英　和
e.　写真撮影

8)　懇談会・セミナー
５月３０日　（１８名）　ヴー・ティエン・ロック　ベトナム商工会議所会頭との懇談会
９月１９日　（２４名）　ベトナム商工会議所ビジネス協議会との「専門的・技術的分野の外国人材受入れ」に関す意見交換会
１月１２日（１２０名）　ベトナムおよび東西回廊の中のラオス

9)　表敬
８月２３日　アジア議員フォーラム・ベトナム代表団の小林委員長表敬訪問
１０月２５日　ミャンマー労働省大臣　ティン・スエ　氏の石田専務理事表敬訪問
１０月２６日　ミャンマー商工会議所連合会前会頭　ウィン・アウン氏と三村会頭、石田専務理事との昼食会
１２月　７日　カンボジア若手政治関係者一行の大下事務総長表敬訪問

10)　日越大学構想推進への協力
４月１０日　第８回日越大学構想推進に関する次期フェーズ分科会
７月２０日　第３回日越大学理事会
１１月１２日　日越大学第２期インターンシップ生来日記念交流会

３月　４日　第９回日越大学構想推進に関する次期フェーズ分科会

11)　各機関への協力等

a.　ミャンマー投資サミット２０１９

１月２８日～２９日（１６００名）

ＭＩＣＣ２、ＭＩＣＣ１（ミャンマー・ネピドー）

主　催：ミャンマー連邦共和国商工会議所連合会（ＵＭＦＣＣＩ）

共　催：ミャンマー投資委員会（ＭＩＣ）、投資企業管理局（ＤＩＣＡ）

内　容：

(a) 基調講演　　国家顧問　アウンサン・スーチー　氏

(b) 講演　　投資・対外関係大臣　タン・トウン　氏

(c) 講演　　ヤンゴン管区首相　ピョー・シン・ティン　氏

⑰　全国商工会議所中国ビジネス研究会

1)　会員企業の対中国ビジネスを支援するため、中国関連セミナーなどについて情報提供を行った。(研究会登録メンバー数：６６４（３月２５日現在)。メールマガジン配信数：本年度１回、通算配信数２０１回)

本年度は日商との共催で「米中貿易摩擦」や「越境ＥＣ」などをテーマに以下のとおりセミナーを４回開催した。

６月１２日　（５９名）　中国ビジネス法務セミナー　～党及び国の機構改革の最新動向～

１０月１０日　（４５名）　中国環境セミナー　～環境規制の最新動向と日系企業が講じるべき対応策～

１２月　６日　（５３名）　中国経済セミナー　～米中貿易摩擦を米国側の視点から読み解く～

２月２２日　（４６名）　中国ビジネスセミナー　～越境ＥＣの最新事情～

1)　「ｔｈｉｎｋ　ＧＬＯＢＡＬ　ｔｈｉｎｋ　ＨＯＮＧ　ＫＯＮＧ（国際化へのパートナー：香港)」

１１月１日（３０００名）

開催地：東京/ホテルニューオータニ東京

・林鄭月娥（キャリー・ラム）香港特別行政区政府行政長官や関芳弘副大臣が、アジア経済の見通し、リスク、機会をテーマとして講演

・日清食品ホールディングス代表取締役社長ＣＥＯの安藤宏基氏等は、アジアでの事業拡大について講演

⑱　東アジア・ビジネスカウンシル（ＥＡＢＣ）

1)　第４２回ＥＡＢＣ会合

８月３０日（３８名）

開催地：シンガポール

a.　中小企業、Ｅコマース、ＲＣＥＰ各ワーキンググループの成果について

b.　ＡＳＥＡＮ＋３首脳・経済大臣会合、高級実務者会合への提出内容について

c.　その他

2)　第４３回ＥＡＢＣ会合

１月　９日（２８名）

開催地：重慶（中国）

a.　２０１８年度の活動報告

b.　議長交代

c.　ＥＡＢＣ２０１９年のテーマ・活動計画

3)　第４４回ＥＡＢＣ会合

３月２８日（４４名）

開催地：日本商工会議所「会議室ＡＢ」・東京商工会議所「ＲｏｏｍＡ－１・２」

4)　ＥＡＢＣとＡＳＥＡＮ＋３経済大臣会合
　８月３０日
　開催地：シンガポール

⑲　アジア・大洋州地域大使との懇談会（日本経済団体連合会との共催）

２月１日
開催地：東商グランドホール

a.　開会

日本商工会議所　会頭　　三　村　明　夫

b.　挨拶および大使紹介

外務省　アジア大洋州局長　　金　杉　憲　治　氏

c.　各国情勢の説明

在インド大使館特命全権大使　　平　松　賢　司　氏
在インドネシア大使館特命全権大使　　石　井　正　文　氏
在タイ大使館特命全権大使　　佐渡島　志　郎　氏
在韓国大使館特命全権大使　　長　嶺　安　政　氏
在中国大使館特命全権大使　　横　井　　裕　氏
在ベトナム大使館特命全権大使　　梅　田　邦　夫　氏
在アメリカ大使館特命全権大使　　杉　山　晋　輔　氏

d.　懇談

e.　閉会

日本経済団体連合会　審議員会議長　　古　賀　信　行　氏

⑳　台北市進出口商業同業公会との交流

1)　台北市進出口商業同業公会訪問（台北）
　１月２９日　台北市進出口商業同業公会黄召集人との意見交換
2)　台北市進出口商業同業公会黄理事長との懇談

㉑　その他国際関係会議

４月１７日　イスラエル投資セミナー：ＩｏＴ、ＡＩを取り巻く最新事情
６月２９日　インドネシアのハラール認証の説明会
８月　９日　英国のＥＵ離脱にかかわる官民意見交換会
９月１３日　ウズベキスタン投資促進セミナー
１１月１５日　インドネシアMM２１００人事担当者研修
１２月２７日　英国のＥＵ離脱にかかわる官民意見交換会
１月１５日　第２回日・イスラエル・イノベーションネットワーク（ＪＩＩＮ）総会
３月１１日　中小企業向けセミナー「ＳＤＧｓ時代のビジネス環境」（日本貿易振興機構と共催）

(16)　その他の会議

①　参与会

※荒天により中止

②　秘書会

４月１６日　　（１１５名）　1)　情報交換
１２月２１日　　（１０２名）　1)　情報交換

③　2019年度議員選挙に関する説明会

１１月　１日　　（２１４名）　1)　２０１９年度議員選挙・投票日について
2)　２０１９年度議員選挙の概要について
3)　選挙実施に際してのお願いについて

④　選挙管理委員会

１０月　１日　　（　１４名）　説明　1)　議員選挙の概要について
議件　1)　議員選挙の日程並びに投票場・開票場について
2)　選挙人への「票数のご通知」発送について
3)　「ＷＥＢ委任システム」「タッチパネル投票システム」の導入に伴う「定款」「議員選挙及び選任に関する規約」の改正（案）について
報告　1)　「会員・特定商工業者名簿」頒布について
2)　今後の選挙管理委員会日程について

３月　９日　　（　１４名）　議件　1)　２０１９年度　１号議員選挙要領（案）について
2)　１号議員選挙　各種用紙の様式（案）について
3)　選挙権委任システムについて
報告　1)　「投票できる票数の通知」発送報告について
2)　今後の選挙管理委員会日程について

⑤　福島県内商工会議所と東京商工会議所との懇談会　９月６日、７日（４４名）

1)　９月６日視察
a.　㈱中村環境（相馬商工会議所エリア）
b.　福島ロボットテストフィールド（原町商工会議所エリア）
2)　９月６日福島県内商工会議所と東京商工会議所との懇談会
a.　開会
b.　挨拶
c.　報告
(a)　個別訪問を踏まえた福島相双地域における被災企業の現状と課題、要望について
(b)　復旧・復興の現状と今後の被災地支援に関する要望等について
d.　意見交換
e.　閉会
3)　懇親会
4)　９月７日視察
a.　福島第一原子力発電所

⑥　四木会

６月２０日　　（　９名）　1)　意見交換・情報交換
１２月１８日　　（　９名）　1)　意見交換・情報交換

⑦　オリンピック・パラリンピック関連会議等

1)　２０２０競技会場所在地商工会議所・商工会 連絡協議会
第２回専務理事・事務局長会議
４月１９日　（１８名）
a.　開会

b.　挨拶　東京商工会議所　専務理事　　石　田　　徹
c.　報告　東京商工会議所の活動状況等について
(a)　商店街の街路灯等でのフラッグ掲出（エンブレムガイドライン）について
(b)　アンブッシュマーケティングの制限に関する意見の提出について
(c)　「東商オリンピック・パラリンピックアクションプログラム」について
・「店舗での外国人観光客の対応力向上支援活動」の準備状況について
・「声かけ・サポート運動の積極展開」の準備状況について
・「中小企業の底力・魅力発信プロジェクト」について
d.　意見交換
(a)　各地商工会議所及び商工会における準備状況・課題について
(b)　その他
g.　閉会

第２回担当者会議
６月２９日　（１８名）
a.　開会
b.　出席者紹介
c.　講演「東京２０２０大会の準備状況について」
東京オリンピック･パラリンピック競技大会組織委員会
企画財務局アクション＆レガシー部
アクション＆レガシー担当部長　　藤　田　善　三　氏
d.　意見交換
(a)　各地商工会議所及び商工会における現況について
e．報告
(a)　２０２０年に向けた東京商工会議所の取組について
(b)　その他
f.　閉会

⑧　東京外かく環状道路(関越道～湾岸道路)整備促進連絡会議

都内の商工会議所、商工会連合会、運輸、観光関連団体等、１５団体にて構成する「東京外かく環状道路（関越道～湾岸道路）整備促進連絡会議」を開催し、「東京外かく環状道路（関越道～湾岸道路）の整備促進に関する決議」を採択した。また、決議にもとづき国土交通大臣ほか関係各所に陳情活動を行った。

1)　連絡会議
１１月２８日　（２８名）　東京外かく環状道路（関越道～湾岸線）整備促進連絡会議
a．意見交換会
来賓挨拶
東京都議会外かく環状道路建設促進議員連盟　会長　　中　嶋　義　雄　氏
国土交通省　関東地方整備局　道路部長　　山　本　悟　司　氏
東京都　建設局　三環状道路整備推進部長　　大　庭　孝　之　氏
東日本高速道路㈱　関東支社　東京外環工事事務所長　　加　藤　健　治　氏
中日本高速道路㈱　東京支社　東京工事事務所長　　杉　井　淳　一　氏
説明　「東京外かく環状道路の現状について」
国土交通省　関東地方整備局　東京外かく環状国道事務所長　　柴　田　芳　雄　氏
意見交換
b．決議文採択　※１５団体構成員
報告　「東京外かく環状道路整備促進連絡会議の最近の活動について」
決議文採択

○　東京外かく環状道路（関越道～湾岸道路）の整備促進に関する決議

首都圏が国際競争力を強化し、世界から人材・情報・投資が集まる国際的ビジネス拠点としての役割を十分に果たすためには、経済活動や都市機能を支える基幹道路ネットワークのさらなる整備が不可欠である。

中でも、首都圏三環状道路は首都圏の経済や生活を支え、開催まで残り２年を切った２０２０年オリンピック・パラリンピック大会時にも重要な役割を担う基幹インフラである。加えて、２０１６年以降、環状道路の利用が料金の面で不利にならないよう、起終点を基本とした料金体系が首都圏に導入されていることからも、一刻も早い整備が求められる。

こうした中、首都高速中央環状線は、２０１５年３月に全線開通し、また、現在約９割の整備率である圏央道は、財政投融資の活用等により２０２４年度の全線開通の見通しが示された。これらの道路においては、渋滞緩和効果や、広域観光の振興や生活道路の安全性向上、大型物流施設等の企業立地や生産性の向上、雇用や税収の増加など多岐にわたるストック効果が確実に発現している。一方、東京外かく環状道路（外環道）は、千葉区間が本年６月に開通したが、開通後の速報値によると、中央環状線の交通量が東側で約１割減少し、また、沿道の大型車交通量が４割から５割減少するなど、効果が確実に現れていることからも、未開通区間として残っている関越道～湾岸道路間の重要性がいよいよ高まっている。

このうち、関越道～東名高速間は、２０１２年９月に着工に至り、昨年２月には、東名ＪＣＴ（ジャンクション）からシールドマシンが発進し、本線とランプをつなぐ地中拡幅部についても、設計等の工事に向けた準備が進められるなど、工事が本格化していることからも、青梅街道ＩＣ（インターチェンジ）の一体整備も含めた早期完成に向け、整備をさらに加速していくことが求められる。

一方、東名高速以南（東名高速～湾岸道路間）は、首都圏三環状道路の総仕上げの区間であり、湾岸道路等との接続により関越道・中央道・東名高速と羽田空港や京浜港とのネットワークが確立される極めて重要な路線であり、高いストック効果が期待されているが、未だルートが確定していない予定路線である。その具体化に向けた検討の場として、２０１６年２月に「東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会」が設立し、本年５月には４回目の協議会が開催され、概略ルートの比較が示されているところであるが、さらに具体的な検討を進めていくことが求められる。

外環道の整備は、都心に流入している通過交通が迂回でき渋滞解消につながるため、関越道～東名高速間のみでも年間の経済効果は約１，６００億円、費用対便益（Ｂ／Ｃ）でも費用の約１．９倍という高い効果が見込まれているほか、生活道路の安全性向上や高い環境改善効果など、多岐にわたるストック効果が期待されている。とりわけ、首都直下地震等の発災時には、一部区間に不通が生じた際にも速やかに移動することができる迂回機能（リダンダンシー）を発揮し、日本の東西交通の分断を防ぐことからも、必要不可欠な路線である。

従って、外環道のさらなる整備促進に向けて、右記の通り、特段の配慮をお願いするものである。

記

１．東京外かく環状道路（関越道～東名高速間）の早期開通

・本格化している本体トンネル部の工事を安全かつ着実に推進し、一日も早い開通を目指し、国において用地補償および工事に必要な財源を確保すること。

・現在、約９割の進捗であるＪＣＴ・ＩＣ等の用地取得及び区分地上権取得を促進すること。特に進捗が遅れている青梅街道ＩＣ部における用地取得、区分地上権取得を国と東京都が連携のうえで加速すること。

２．東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）の早期計画具体化

・環状道路としての機能を最大限発揮させるために、「東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会」において、スピード感をもって検討を進め、東名高速から湾岸道路間のルート全体の計画について、起終点やインターチェンジの位置等を決定し、できる限り早期に事業化すること。

２０１８年１１月２８日

東京外かく環状道路（関越道～湾岸道路）

整備促進連絡会議

構成団体	代表者	
東京商工会議所	会　頭	三　村　明　夫
八王子商工会議所	会　頭	田　辺　隆一郎
武蔵野商工会議所	会　頭	稲　垣　英　夫
青梅商工会議所	会　頭	小　澤　順一郎
立川商工会議所	会　頭	佐　藤　浩　二
むさし府中商工会議所	会　頭	濱　中　重　美
町田商工会議所	会　頭	深　澤　　勝
多摩商工会議所	会　頭	伊　野　弘　明
東京都商工会連合会	会　長	村　越　政　雄
(一社)東京都トラック協会	会　長	浅　井　　隆
(一社)東京バス協会	会　長	山　口　哲　生
(一社)東京ハイヤー・タクシー協会	会　長	川　鍋　一　朗
東京都商店街連合会	会　長	桑　島　俊　彦
(公財)東京観光財団	理事長	前　田　新　造
(公財)東京青年会議所	理事長	石　川　和　孝

⑨　各種検定試験に関する会議等

1)　カラーコーディネーター検定試験

１級採点委員会	１２月１６日	（１９名）	第４５回１級採点について
１級最終採点委員会	１月　９日	（　５名）	第４５回１級最終採点審査

2)　ビジネス実務法務検定試験

第１回１級作問・採点委員会	５月１４日	（１４名）	第４４回１級問題作成について
第２回１級作問・採点委員会	８月２４日	（１８名）	第４４回１級問題作成について
第３回１級作問・採点委員会	１０月　９日	（１５名）	第４４回１級問題作成について
１級最終採点委員会	２月２１日	（　５名）	第４４回１級最終採点審査

3)　福祉住環境コーディネーター検定試験

第１回１級作問委員会	５月２２日	（　６名）	第４１回１級問題作成について
第２回１級作問委員会	８月２２日	（　７名）	第４１回１級問題作成について
１級最終採点委員会	２月１８日	（　３名）	第４１回１級最終採点審査

4)　ＢＡＴＩＣ（国際会計検定）

第１回作問委員会	６月　４日	（　７名）	第３５回問題作成について
第２回作問委員会	１０月１５日	（　６名）	第３６回問題作成について

5)　環境社会検定試験（ｅｃｏ検定）

第１回作問委員会	３月２７日	（　５名）	第２４回問題作成について
第２回作問委員会	５月　８日	（　４名）	第２４回問題作成について
第３回作問委員会	８月１４日	（　５名）	第２５回問題作成について
第４回作問委員会	９月２６日	（　５名）	第２５回問題作成について

6)　そ の 他

東京商工会議所企画検定試験　「新任施行研修会」

４月２０日　（５８名）　東京商工会議所企画検定試験の施行運営について

東京商工会議所施行検定試験「試験会場担当者会議」

５月　９日　（　７名）　　東京商工会議所施行検定試験の施行運営について

東京商工会議所企画検定試験「大都市商工会議所検定担当課長会議」

１月１０日・１１日　　２０１８年度～１９年度の検定試験施行運営について

（１６名）　　会場：広島商工会議所

東京商工会議所企画検定試験「担当者会議」

１月２５日（１３０名）　　２０１９年度東京商工会議所企画検定試験の施行運営について

７．事　　業

(1)　創立１４０周年記念事業

創立１４０周年記念事業については、２０１８年３月１２日開催の議員総会でキックオフを行い、２０１８年１２月末日までをイベント期間として、各部署において様々な記念事業を実施した。

①　渋沢栄一の東商創立の精神に立ち返る事業

事業名	開催日等	場所等	参加者数等	実施部署
渋沢栄一の足跡を巡る視察会	5 月 25 日, 10 月 18 日	渋沢栄一記念館、生家「中の家」、富岡製糸場 他	60 名 （2 回合計）	サービス・交流部
渋沢栄一の足跡を辿るウォーキング＆バスツアー	3 月 16 日	東京証券取引所・谷中霊園・渋沢家墓所・渋沢史料館 他	15 名	
渋沢栄一が設立に関与した企業訪問	9 月～3 月	渋沢関連企業	訪問対象 155 社	事業推進部
渋沢栄一ゆかりの地である静岡で（移動）役員・評議員交流会	9 月 27 日 ～28 日	浮月楼（静岡県静岡市）	29 名	渋谷支部
健康ウォーキング　－“城北の名所・名園をぐるっとひと回り！”－	11 月 3 日	飛鳥山公園・旧渋沢庭園・渋沢資料館他	363 名	共済・証明事業部
渋沢資料館および東京ガス新宿地域冷暖房センター視察会	11 月 13 日	渋沢資料館、東京ガス新宿地域冷暖房センター	14 名	足立支部
企画展 「引き継がれる渋沢栄一の精神」	12 月～3 月	東京商工会議所ビル １階多目的スペース	－	オフィス環境部
常設展「東京商工会議所１４０年の歩み」	12 月～	東京商工会議所ビル ５階常設展	－	
「東京商工会議所の歴史」	12 月～	Ｃｈａｍｂｅｒ‘ｓＧａｌｌｅｒｙ	1,120 名 (3 月 20 日時点)	広報部
「論語とそろばん」セミナー2019	1 月 19 日	東商グランドホール	231 名	総務統括部

②　“１４０（意志を）つなぐ”東商ビジョンの策定

事業名	開催日等	実施部署
“１４０（意志を）つなぐ” 東商ビジョンの策定	12 月 3 日　創立１４０周年・新ビル落成記念式典で公表	総務統括部

③　創立１４０周年を通じた東京オリンピック・パラリンピック大会に向けた地域振興

事業名	開催日等	場所等	参加者数等	実施部署
「東京のここが好き！これが好き！」の発信	11 月～	東商ウェブサイト、デジタルサイネージで公開	東商役員・議員 支部会長はじめ 東京の経済人等	地域振興部
「るるぶ ＴＯＫＹＯ２３」発行	12 月発行	－	日本語版３万部 英語版１万部	

④　商工会議所活動の見える化

1)　東商が展開する政策活動への認知度向上を図る事業の展開

事業名	開催日等	場所等	参加者数等	実施部署
政策プレゼンテーション	10 月 11 日	ホテルニューオータニ	315 名	総務統括部, 産業政策第一部, 産業政策第二部, 中小企業部

2)　若い世代に対する東商活動への認知度向上を図る事業の展開（人材・能力開発部との連携事業）

事業名		開催日等	場所等	参加者数等	実施部署
インターンシップ・職場体験活用法解説セミナー		5 月 16 日	台東区民会館 ９階「ホール」	75 社・83 名	台東支部，江東支部，墨田支部，葛飾支部，江戸川支部，文京支部
都立六郷工科高等学校・経営者との交流事業「社長と語ろう」		6 月 19 日	都立六郷工科高等学校	117 名	大田支部，品川支部
支部会員事業所における工業高校生等のインターシップ・職場体験受入		7 月 6 日 ～10 日	都立足立工業高等学校	11 社・22 名	足立支部
社会人講師による講話		12 月 19 日	都立荒川商業高校	3 社・180 名	
商工業高校のカリキュラム支援事業～高校×ＣＣＩによる会議所の見える化推進（社会人講師派遣）		10 月 10 日・12 日，11 月 2 日，2 月 20 日	都立第一商業高等学校	各回 30 名	渋谷支部
インターンシップ･職場体験支援事業	マナー講座	10 月 18 日	都立練馬工業高等学校	152 名	練馬支部
	インターンシップ	11 月 14 日 ～16 日	都立練馬工業高等学校	80 社・149 名	
	社会人講師派遣	2 月 20 日	都立第四商業高等学校	204 名	
	インターンシップ	2 月 20 日	都立第四商業高等学校	97 社・191 名	
社会人講師派遣		10 月 24 日，1 月 30 日，2 月 27 日	都立第一商業高等学校	各回 30 名	目黒支部
都立高校生インターンシップ受入事業		11 月 8 日 ～14 日	都立杉並工業高等学校	6 社・9 名	杉並支部
区内地域産業への理解促進と商工会議所への認知度向上事業	インターンシップ	11 月 13 日 ～15 日	都立蔵前工業高等学校	12 社	台東支部
	都立工芸高等学校視察	11 月 28 日	都立工芸高等学校	21 名	

3)　その他の支部事業

事業名	開催日等	場所等	参加者数等	実施部署
職場体験事前学習（社会人講師派遣）	5 月 14 日	依頼元：区立墨田中学校	講師：㈱東武ホテルマネジメント	墨田支部
	5 月 29 日	依頼元：区立両国中学校	講師：東京東信用金庫	
	6 月 21 日	依頼元:区立吾嬬第二中学校	講師：両国ビューホテル	
	1 月 25 日	依頼元：区立錦糸中学校	講師：㈱東武ホテルマネジメント	
ようこそ、地域の先輩！（社会人講師派遣）	6 月 12 日	依頼元:区立吾嬬第二中学校	講師：㈱浜野製作所，関東合成工業㈱，金星ゴム工業㈱	
小中学生のハローワーク（社会人講師派遣）	6 月 28 日	依頼元:区立吾嬬立花中学校	講師：中ノ郷信用組合，丸和繊維工業㈱，㈱リスク・サーベイ，㈱遠藤商店	
	12 月 15 日	依頼元:区立第三寺島小学校	講師：東京東信用金庫	

事業名	開催日等	場所等		参加者数等	実施部署
区内小・中学校の先生の研修受入れ	7 月 20 日 ～8 月 24 日	受入企業	丸源飲料工業㈱	3 名受入	墨田支部
			岡健工事㈱	2 名受入	
			オレンジトーキョー㈱	2 名受入	
			ジブラルタ生命保険㈱	5 名受入	
			㈱ジェイコム東京すみだ台東局	2 名受入	
			東京彫刻工業㈱	2 名受入	
「発見！この街　すみだの仕事２～人がつながる　笑顔がつながる～」の発刊	12 月発行	―		5,000 部発行	
きた経営塾（留学生との意見交換）	6 月 6 日	ＪＥＴ日本語学校		企業 6 社・留学生 10 名参加	北支部
東京商工会議所およびＴｏｋｙｏＮｏｒｔｈ紹介授業	6 月 7 日	中央工学校		36 名	
大学への出前授業	6 月 11 日	東洋大学		87 名	
北区１日ツアーコース提案	3 月 web 公開	東洋大学		留学生 2 名	
としまおやこコンサート	6 月 10 日	東京音楽大学１００周年記念ホール		650 名	豊島支部
東京大学特別講義（中学生対象）	7 月 7 日	東京大学		102 名	荒川支部
理化学研究所視察会（中学生対象）	8 月 7 日	理化学研究所		19 名	
外国人留学生向けアンケート、生活実態及び観光スポットと課題調査	7 月 19 日 ～31 日	新宿区内の日本語学校･専門学校		留学生 397 人にアンケート	新宿支部
商工会議所寄付講座「会計ってなぁに？儲かる商売のコツとは！セミナー」（中学生対象）	7 月 21 日	世田谷産業プラザ 3 階会議室		38 名	世田谷支部
日本工学院専門学校学生向け講演会の実施	7 月 24 日	日本工学院専門学校		320 名	大田支部
目黒区商工まつりで東商をＰＲ	7 月 28 日・29 日	目黒区民センター		14,900 名（主催者発表）	目黒支部
世界ビトになろう ～経営者出前授業～	9 月 11 日	区立向台小学校		32 名	中野支部
	11 月 21 日	(学)大妻学院大妻中野中学校		240 名	
	2 月 18 日・25 日	区立江原小学校		64 名	
	2 月 27 日	区立平和の森小学校		104 名	
	3 月 7 日	区立鷺宮小学校		48 名	
区内中学生に向けたキャリア教育の支援（区内商工業・観光振興団体との連携強化）	10 月 2 日	江東区産業会館		10 名	江東支部
中央区産業文化展特別展示	11 月 4 日 ～ 6 日	晴海トリトンスクエアグランドロビー		51,000 名(3 日間合計　中央区発表)	中央支部
第 22 回いたばし産業見本市での東商クイズ	11 月 8 日･9 日	板橋区立東板橋体育館		2,398 名（主催者発表）	板橋支部
発明・工作出張授業	11 月 9 日・10 日	みなとパーク芝浦		140 組（区内の小学生･保護者）	港支部
東商千代田ビジネスフェア	11 月 14 日	ホテルグランドパレス		出展社 104 社 来場者 962 名	千代田支部

事業名	開催日等	場所等	参加者数等	実施部署
東商文京アワード（都立工芸高等学校定時制課程生徒作品の展示・紹介）	11 月 16 日	文京シビックセンター	222 名	文京支部
職業訓練校での商工会議所のＰＲ	12 月 12 日	都立城東職業能力開発センター江戸川校	17 名	江戸川支部

4)　在京大使館、在日海外商工会議所と連携した国際ビジネス交流の展開

事業名	開催日等	場所等	参加者数等	実施部署
駐日大使館・在日外国商工会議所幹部を招いての東商創立 140 周年記念レセプション	3 月 4 日	東商グランドホール	188 名	国際部
英語版東商事業案内パンフレット・新ビル紹介ビデオ（英語字幕付き）の作成	3 月 4 日のレセプションで配付、上映			国際部

⑤　ＰＲの実施

1)　イベント等でのＰＲ

事業名	開催日等	場所等	参加者数等	実施部署
東商Ｄａｙ（名探偵コナン『まんがでわかる東京商工会議所』配布、大型ビジョンを利用した「東商１４０集周年記念事業ＰＲ動画」放映）	8 月 15 日	味の素スタジアム	来場者 20,985 名（主催者発表）、3,000 部配布	サービス・交流部
中野×杉並アニメフェス２０１８ｉｎ杉並『まんがでわかる東京商工会議所』配布	11 月 3 日・4 日	杉並会館	3,000 部配布	杉並支部
メディア向け新ビル内覧会	11 月 21 日	新東商ビル	14 社・22 名	広報部

2)　その他

事業名	実施期間・件数等	実施部署
カレンダー、会員証・会員ステッカーへの１４０周年ロゴマーク掲載、１４０周年オリジナルグッズの作成	4 月～12 月	総務統括部
１４０周年関連主要メディア掲載	143 件	広報部
１４０周年関連三村会頭発言報道・記事掲載	33 件	
１４０周年ロゴ入り会頭記者会見（一木会）用バックパネル制作	4 月～	
１４０周年レターヘッドによるプレスリリース発信	5 月～ 2 月・142 件	
ＴＯＫＹＯ ＭＸ「中小企業の底ヂカラ」 １４０周年記念番組制作　東京商工会議所創立１４０周年特別編	4 月 15 日，5 月 20 日	
ＴＯＫＹＯ ＭＸ「中小企業の底ヂカラ」 １４０周年記念番組制作　渋沢栄一の底ヂカラ～晩年編～	2 月 17 日，3 月 17 日	
研修講座パンフレットへの１４０周年ロゴマークの掲載	4 月～12 月	人材・能力開発部
検定公式テキスト、受験要項への１４０周年ロゴマークの掲載	4 月～12 月	検定事業部
共済パンフレット等への１４０周年ロゴマークの掲載	4 月～12 月	共済・証明事業部

⑥　創立１４０周年・新ビル落成記念式典 祝賀パーティ

1)　式　　典

日　時　２０１８年１２月　３日（月）午後４時００分～午後５時００分

会　場　東商グランドホール

出席者　３９４名

a.　開　　会　　副会頭　　釜　　和　明
b.　“新たな挑戦の始まり”上映
c.　主催者挨拶　　会　頭　　三　村　明　夫
d.　“挑戦のための新ビル紹介”上映
e.　来賓挨拶
内閣官房副長官　　西　村　康　稔　氏
経済産業副大臣　　関　　芳　弘　氏
東京都知事　　小　池　百合子　氏
f.　新ビル建設功労者表彰
代表受賞・謝辞　大成建設㈱　会長　　山　内　隆　司　氏
g.　創立１４０周年記念事業　事業報告　　専務理事　　石　田　　徹
h.　「１４０（意志を）つなぐ 東商ビジョン」公表
ビジョン策定委員長　　上　條　　務
i.　閉　　会　　副会頭　　佐々木　　隆

2)　祝賀パーティ
日　時　２０１８年１２月　３日（月）午後５時１５分～午後７時００分
会　場　東京會舘「ローズルーム」
出席者　１，７２７名
a.　開　　会
b.　“新たな挑戦の始まり”上映
c.　主催者挨拶　　会　頭　　三　村　明　夫
d.　来賓挨拶
（一社）日本経済団体連合会　会長　　中　西　宏　明　氏
（公財）経済同友会　代表幹事　　小　林　喜　光　氏
e.　来賓紹介
f.　アトラクション
書　家　　金　澤　翔　子　氏
g.　乾　　杯　　副会頭　　前　田　新　造
h.　閉　　会　　専務理事　　石　田　　徹

⑦　創立１５０周年に向けたスローガンおよびステートメント

“１４０（意志を）つなぐ”東商ビジョンの考え方を踏まえ、創立１５０周年に向けた東商のあるべき姿の方向性や価値等を明確化するため、スローガンおよびステートメントを策定した。

1)　アンケート調査

事業名	実施期間・件数等	実施部署
東商の情報発信等に関するアンケート	5 月 28 日～6 月 6 日　998 件回答	事業推進部

2)　スローガンおよびステートメントの策定

事業名	開催日等	実施部署
スローガンおよび ステートメントの策定	1 月 10 日　新年賀詞交歓会で公表	事業推進部
ステートメントカードの配布	1 月 10 日　新年賀詞交歓会で配布	
	3 月 29 日～　全会員に発送	

(2) 組織基盤強化活動

①　会員訪問活動による、顧客満足度の向上

「全会員訪問」を基本に、効率的かつ現場主義・双方向主義を体現するヒアリングを展開した。

1)　お得意様訪問

事業利用頻度の高い企業など東商と接触機会の多い会員を訪問し、ヒアリングを行った。聴取した意見・要望を東京商工会議所の事業改善・事業運営に役立てることにより、現場主義・双方向主義を推進した。

訪問企業数：１４，８６８件

ヒアリング数：３，６５４件

2)　ＰＲサポーター制度

昨年度終了した「休眠会員訪問」に続き、今年度は東商有料４事業（共済、ＣＬＵＢ　ＣＣＩ、研修、検定）の事業案内を中心に行うＰＲサポーターを設置した。千代田、中央、港支部を重点支部として、事業利用促進を目的とした訪問活動を展開した。

訪問企業数：１，８４５件

4事業の紹介件数：１，２８３件

3)　「代表者変更企業」に対する挨拶状の送付

代表者変更連絡のあった会員に対して、挨拶状・活用ガイドを送付し事業利用の推進を図った。

送　付　数：２，３４８件（２０１８年４月～２０１９年３月実施）

②　新規加入推進・退会防止・会費増収の取り組み

議員・支部役員と事務局が一丸となり新規加入推進に取り組んだ結果、新規加入は５，６９５件となった。退会も４，７３９件となり、結果、本年は６年連続で会員数純増（９５６件）を達成した。

＜加入＞	５，６９５件	（前年比９８．０％）
うち議員・支部役員等募集	１５８件	（　〃１１４．５％）
〃　事務局募集	５，５３７件	（　〃　９８．６％）
＜退会＞	４，７３９件	（前年比９７．７％）

1)　議員企業・支部役員等の紹介による新規加入推進

・議員	＜直接募集件数＞	６件（支部役員兼任者含む）
	＜紹介による件数＞	２７件（支部役員兼任者含む）
・支部役員等	＜直接募集件数＞	１５２件
	＜紹介による件数＞	７００件
【合計】		８８５件

2)　事務局会員増強表彰

件数目標及び口数目標達成率において顕著な実績を上げた部署に対し表彰を実施した。

本部：　中小企業部（件数達成率１８２．４％、口数達成率１３２．７％）、
企画調査部（件数達成率１２５．９％、口数達成率１２２．１％）
人材・能力開発部（件数達成率１３０．６％、口数達成率１２０．６％）

支部：　板橋支部（件数達成率２０２．９％、口数達成率２４１．３％）、
豊島支部（件数達成率１９７．１％、口数達成率１８４．３％）、
港支部（件数達成率１７０．９％、口数達成率２０６．１％）、
足立支部（件数達成率１９６．４％、口数達成率１６８．５％）、
江戸川支部（件数達成率１６３．８％、口数達成率１３６．６％）、
渋谷支部（件数達成率１４０．０％、口数達成率１３２．６％）
世田谷支部（件数達成率１３９．０％、口数達成率１３２．０％）
北支部（件数達成率１３４．４％、口数達成率１２７．９％）

3)　会員増強推進担当者会議

事務局内での会員増強活動の更なる推進を図るため、事務局各部署に「会員増強推進担当者」を設置し、

「会員増強推進担当者会議」を１回実施した。

4)　入会キャンペーン

新規加入促進のためのキャンペーンとして、２０１２年度より実施。２０１８年度は、２０１８年７月～９月常議員会加入承認分を対象に、下記キャンペーンを実施。

・期間中の加入者には「事業・サービス共通ご優待券（１枚３，０００円分)」を１枚追加で進呈
※通常は加入時に１会員につき一律１枚
・非会員を紹介した会員に対し、当該非会員が期間中に入会した際に「創立１４０周年記念台紙付ＱＵＯカード」１枚を、紹介した会員に進呈

③　業務推進・業務改善

1)　業務改善表彰

事業運営改善を推進するため、特に他部署の範となる９件の取り組みについて、事務局長名による表彰を行った。

（表彰対象）

・「支部と高校の連携推進による、高校生を対象としたキャリア教育支援強化」　（人材・能力開発部）
・「練馬野菜のブランディングとプロモーションによる、飲食・小売店活性化事業」　（練馬支部）
・「スムーズな移転および移転を契機とした事務局の働き方改革」　（オフィス環境部）
・「中小企業における知的財産の活用促進に資する意見活動の展開」　（産業政策第一部）
・「ＷＥＢ成績票導入によるサービス向上および業務効率化の実現」　（検定事業部）
・「会員企業のニーズを捉えた販路開拓支援」　（サービス・交流部）
・「ブロック全体で退会防止と事業利用促進に資する取り組みを推進」
（城北ブロック（文京支部、北支部、荒川支部、豊島支部、板橋支部、足立支部））

2)　創立１４０周年特別表彰

創立１４０周年を迎えるにあたり、全職員からキャッチコピーを募集し、採用された「“１４０（意志を）”つなぐ」の発案者に対して、常務理事名による表彰を行った。

（表彰対象）

小野　恭子　　神村愛希菜　　齋藤沙也加　　東　　菜美　　東尾　優衣

(3)　意見活動

①　意見・要望・提言一覧

NO.	摘　　要
1	わが国と東京における観光振興に関する意見
2	会社法改正に関する意見
3	専門的・技術分野の外国人材受け入れに関する意見
4	首都圏の国際競争力強化に向けた要望
5	首都・東京の国際競争力強化に向けた要望
6	東京の観光振興策に関する意見
7	東京都の雇用就業施策に関する要望
8	国の中小企業対策に関する重点要望
9	東京都の中小企業対策に関する重点要望

１０	中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見
１１	平成３１年度税制改正に関する意見
１２	国土交通省の防災・減災対策に関する要望
１３	東京都の防災・減災対策に関する要望
１４	「入管法改正案」骨子及び「政府基本方針」骨子案に対する意見
１５	「長期低排出発展戦略」に対する商工会議所意見
１６	「知財紛争処理システムの改革を」および「知的財産政策に関する意見」について

パブリックコメント・大会決議文　等

１．わが国と東京における観光振興に関する意見

Ⅰ．基本的な考え方

観光は、需要の拡大や雇用機会の創出など、わが国の持続的な成長の実現に向けて、極めて重要な役割を果たしている。魅力ある都市空間の形成や歴史・伝統の継承、新たな文化の創造などを通じて、地域社会の価値向上にも大きく寄与しているほか、関連する産業の裾野が広く、地域・産業への高い経済波及効果も期待されている。

訪日外国人旅行者数は、円安基調やビザの発給要件緩和、消費税免税制度の拡充等を背景に増加傾向が続いており、旅行消費額も着実に増加している。全世界で増加する旅行市場において、特にアジアへの旅行者数は高い伸びを示しており、こうしたグローバルな観光需要は今後も成長が見込まれている。そもそもわが国は、自然・文化・気候・食という観光振興に必要な４つの条件を兼ね備えた、世界でも数少ない国の一つである。全国各地には豊かな観光資源があり、観光先進国の実現に向けた高い潜在力を有している。さらに、来年はラグビーワールドカップ２０１９、２年後には２０２０年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（東京２０２０大会）の開催を控え、世界中の注目が日本に集まる絶好の機会を迎えている。

こうした状況の中、政府は、「明日の日本を支える観光ビジョン」において掲げた、２０２０年の訪日外国人旅行者数４，０００万人・旅行消費額８兆円等の目標を実行すべく、行動計画である「観光ビジョン実現プログラム」を毎年策定し、各種観光施策を推進している。観光先進国の実現に向けて、官民を挙げた取組が加速する中、これからの観光振興には、わが国における観光の基幹産業化に向けた取組の加速、魅力ある持続可能な観光地域創造に向けた取組の強化、誰もが快適に過ごせる受入環境整備、の３つの視点が最も重要である。

本意見書は、以上述べた基本認識のもと、「観光ビジョン」の着実な実行に向け、特に重点的に推進すべき施策、ならびに東京２０２０大会等を見据え観光振興の視点から取組を加速すべき事項について、意見を取りまとめたものである。東京商工会議所は、地域における観光振興の旗振り役、観光ビジネスの推進役として、今後も積極的に取り組んでいく所存である。

Ⅱ．具体的な意見事項

１．わが国における観光の基幹産業化に向けた取組の加速

観光の基幹産業化に向けては、地域や事業者が、インバウンド対応力や生産性の向上、人手不足の解消等を通じ「稼ぐ力」を高め、観光需要を着実に獲得していくことが不可欠である。また、訪日プロモーションの拡大や国内観光の活性化等により、旅行需要の安定拡大を図ることも重要である。

（１）地域・中小企業の観光需要獲得に向けた取組の強化

①インバウンド対応力向上に向けた支援の強化

観光関連事業者をはじめ観光分野への参入を図る事業者等がインバウンド需要を取り込めるよう、多言語対応をはじめ商品・サービス開発に資するマーケティング、人材育成等、インバウンド対応力の向上に向けた支援の強化を図られたい。

また、現金決済が中心である中小・小規模の飲食店・小売店や、外国人旅行者の利用が増加している鉄道・タクシーや美術館・博物館等に対して、クレジットカード決済対応等が一層進むよう、普及啓発や導入支援等の決済環境整備を促進されたい。

外国人旅行者向け消費税免税制度については、２０１８年度税制改正大綱において、特殊包装を行う場合

には、一般物品と消耗品の合算（５千円以上）を認めることに加え、２０２０年度からは、現行の紙による免税販売手続を電子化することが明記された。本件については、業界団体等への十分なヒアリングを踏まえ、中小・小規模店舗が過度な負担なく円滑に移行できるよう、十分な周知・浸透および支援策を講じられたい。

②宿泊施設の充実と多様化に向けた支援の拡充

旅館は、観光振興の重要な担い手であるとともに、施設そのものが観光資源である。宿泊施設不足の解消や地方活性化の観点から、「ＲＹＯＫＡＮ」ブランド化の取組やＦＩＴ（外国個人旅行者）に向けた情報発信の強化を一層注力していくべきである。

また、外国人のニーズにあった、トイレ等施設の改修や外国語の案内表記、無料公衆無線ＬＡＮの設置、泊食分離料金の導入、カード決済への対応、ＩＣＴ活用による業務効率化等のイノベーションに積極的に取り組む事業者への継続的な支援が望ましい。

さらに、旅館の安全性の確保は、災害時等の避難施設としての利用も有効であることから、改正耐震改修促進法に基づく耐震診断に対する助成、さらには改修工事に係る支援を拡充されたい。併せて、宿泊施設の更新に対する民間投資を促進するため、容積率緩和制度の活用を促進するとともに、税制上の優遇措置や地域活性化ファンドの活用、公的融資制度の充実など金融上の支援措置を拡充されたい。

（２）観光関連産業の生産性向上と人手不足解消に向けた支援の拡充

①ＩＣＴ等の利活用

国内生産年齢人口が減少傾向にあるなか、わが国は中小企業全体において人手不足が深刻化しているほか、飲食・宿泊業は、他業種に比べ労働生産性の低さが指摘されている。観光関連産業の生産性向上に向けては、新たな技術の積極的な活用やＩＣＴ利活用が有効であるものの、金銭的負担やノウハウ不足により踏み出せない事業者も多い。予約・顧客管理・プライシングのマネジメントを可能にするクラウドサービス等のＩＣＴ導入や、オペレーションの効率改善等への支援を図られたい。

②多様な人材の活躍促進

観光産業を担う人手不足が深刻さを増すなか、若年層や女性、高齢者に加え、高度な知識や語学能力を有する外国人留学生など、多様な人材の活躍を促進していくことが求められる。一方で、約６割の留学生が日本国内の企業に就職を希望しながらも、就職活動の分かりにくさや在留資格の制約、切替え手続きの煩雑さなどから、実際に就職するのは卒業生全体の３割程度である。

観光産業における外国人留学生の採用・定着促進に向けては、中小企業と外国人留学生のマッチング支援やインターンシップ支援、留学ステージに応じたきめ細やかなフォローアップに加え、留学生の就労ビザの要件緩和や卒業生に特化した在留資格の付与が求められる。

また、観光分野においては、通訳や調理師などサービス業に携わる外国語に通じた専門人材が不足していることから、国家資格を取得した外国人材がわが国で就労できるよう、一定の要件のもと、資格取得者に「技能」の在留資格を与えることを検討されたい。あわせて、現行９項目に限定されている「技能」の解釈を広げ、一定の専門的技術・知識を有する者についても「技能」の在留資格を付与するなど範囲を拡充すべきである。

さらに、急増するインバウンドへの対応にあたっては、外国人の一層の活用促進が不可欠であることから、外国人技能実習制度において２年目以降の在留資格となる２号移行対象職種については、宿泊・飲食業界からニーズが高い職種を追加する等、適宜見直しを図るべきである。

加えて、現行の出入国管理及び難民認定法では、調理業務の従事については就労の在留資格が原則として認められていないため、日本国内で日本料理を働きながら学ぶ外国人は、無報酬や社会保険の対象外、客への料理提供ができない等の課題がある。日本料理の海外普及を目的として、外国人が有償で働きながら日本料理を学ぶことができるよう、在留資格の要件を緩和されたい。

（３）多様な国・地域からの誘客拡大に向けた訪日プロモーションの強化

①欧米豪など富裕層に対する訪日旅行のブランド化

東アジアからの訪日旅行者が全体の約７割強を占める一方、欧米豪からの旅行者は約１割に留まる。欧米豪は日本の歴史・文化に高い関心を有し、かつアジアに比べ長期の滞在と高い消費が見込まれることから、プロモーションをより注力する余地がある。そのため、各国に設置されているＪＮＴＯ海外拠点の機能強化や在外公館等を活用した日本紹介事業等の促進を通じ、欧米豪市場における日本のブランドイメージを確立されたい。

また、プロモーションの展開にあたり、海外からの評価が高いわが国のコンテンツの現地における活用は、訪日意欲を喚起する有効な手段となる。日本各地の地域テレビ局が制作した観光番組や地域の祭り・伝統芸能等コンテンツの海外発信を通じて、わが国の魅力を常時展開するとともに、魅力あるコンテンツの供給を支援する施策の充実を図られたい。

②大都市と地方が連携した外国人旅行者誘致の取組促進

東京都は、東京２０２０大会と更にその先を見据え、旅行地としての東京を強く印象づける「東京ブランド」の確立に向けた取り組みとして、「東京ブランド推進キャンペーン」を展開している。それと同時に、ゴールデンルートに集中する訪日外国人旅行者を東京と地方の双方を訪れるよう誘客するために、各道府県の提案に応じ、海外メディアの招聘や商談会への参加など、訪日外国人誘致プロモーションを共同実施している。政府においては、関係機関の連携を通じた訪日促進を図っているところであるが、こうした大都市と地方が連携した外国人旅行者誘致の取組は地方創生に資する取り組みであることから、政府としても後押しされたい。

（４）ビジネス需要拡大と地域活性化に向けたＭＩＣＥの更なる促進

アジア地域におけるＭＩＣＥ誘致競争が激化するなか、２０１６年の東京における国際会議の開催件数は２２５件（ＵＩＡ基準）と、ＭＩＣＥ開催都市としての地位は着実に向上しているものの、シンガポールやソウルなど競合都市に比べると未だ遅れをとっている。ＭＩＣＥはサプライチェーンの裾野が広いことから、地域への高い経済波及効果やビジネスの産業振興が期待されている。ＭＩＣＥの誘致や開催を担い、諸外国の誘致関係者と競争を繰り広げる主体は、各地の自治体やコンベンションビューロー、民間事業者であることから、ＭＩＣＥの一層の推進にあたっては、ＪＮＴＯの機能強化はもとより官民連携によるオールジャパンでの支援体制を加速する必要がある。

また、ＭＩＣＥ誘致を巡る厳しい国際競争に勝ち抜くためには、ハード・ソフト両面における対応が必要である。専門人材による的確な対応が可能なワンストップ相談窓口や、高機能型Ｗｉ－Ｆｉや同時通訳システムの設置・導入など多様なニーズに対応するための環境整備への支援を拡充されたい。

加えて、ＭＩＣＥ誘致には、レセプションやアフターコンベンション等の魅力向上に資する、ユニークベニューの充実が重要な要素となる。政府は、国立施設や歴史的建築物等を活用したユニークベニュー事例の展開を引き続き進めるとともに、民間事業者がそれらを積極的に活用できるよう、消防法や文化財保護法など各種規制の柔軟な運用を検討のうえ、実証的な取組支援を拡充されたい。

（５）国内観光の活性化に向けた戦略的取組の推進

①体験・テーマ型観光等による旅行需要の喚起

観光の基幹産業化に向けては、インバウンドのみならず、国内旅行消費額の８割以上を占める、日本人による国内旅行・海外旅行の振興を図ることが不可欠である。しかしながら、国内旅行の低迷により、国内における旅行消費額は１０年間で約５兆円のマイナスとなっており、今後、国内観光の活性化に向けた戦略的取組が必要である。

近年、国内のレジャー市場においては、遊園地・テーマパークやライブ・エンターテインメント等、参加体験型の需要が高まっている。また、近年のマラソンや自転車ブームによるスポーツツーリズムや、農業・植林体験をテーマとしたエコツーリズム、農林漁業体験民宿によるグリーンツーリズムなど、見る観光から体験・交流する観光へシフトする動きもみられる。加えて、国立公園や日本遺産、産業観光、アート、ロケーション等、多様なテーマ型観光が日本各地において推進されている。各地域が個別に行うこうした旅行需要創出に向けた取組について、地域間のネットワーク化を図り共同プロモーションを実施する等により、政府としても支援されたい。

②若者の旅行経験の促進

国内旅行市場は、予算・時間ともに余裕があるシニア層に支えられているが、中長期的な市場活性化に向けては、未来を担う若年層の旅行促進が重要である。年齢が若い旅行者ほど地域にとってのリピーターになりやすい傾向があるほか、旅行経験が多いほど今後も更に旅行したいという意向を持つことを示す調査結果もある。こうしたことから、学校教育における観光関連プログラムの導入、保護者に対する旅行の理解促進、教育旅行の推進強化や若者向け優遇商品の造成等を通じ、若者の旅行経験の促進を図られたい。

（６）観光統計の整備によるデジタルマーケティング強化

政府は、産業構造や人口動態、人の流れなどに関する官民のビッグデータを集約し、可視化する「地域経済分析システム（ＲＥＳＡＳ）」を提供している。観光産業における計画や戦略立案にはマーケティングが重要であり、その基礎情報となる地域別の旅行者数、宿泊施設の客室数・稼働率や空港容量、交通手段、通信環境など、正確なデータ整備が不可欠である。観光に取り組む地域・事業者等が、ビッグデータを活用して外国人旅行者のニーズや満足度、行動等の情報を容易に収集・分析できるよう、観光関連統計やマーケティングに必要な情報等を整備し、デジタルマーケティングの強化を図られたい。

２．魅力ある持続可能な観光地域創造に向けた取組の強化

魅力ある持続可能な観光地域創造に向けては、観光資源の活用・磨き上げはもとより、広域連携の強化やコト消費への対応等による新たな観光需要の創出等を通じ、旅行地としての国際競争力を強化し、訪日リピーターの拡大を図ることが不可欠である。また、観光財源の確保および推進体制の強化も重要である。

（１）公的インフラを活用した観光拠点の整備

①水辺空間の賑わい創出と舟運の活性化

水辺には多くの観光資源があり、またこれらを繋ぐ舟運自体にも観光や移動手段として価値があることから、水辺空間の賑わい創出と舟運の活性化は一体的に取り組む必要がある。近年、河川法の運用の弾力化により河川のオープン化が図られているものの、民間事業者への十分な浸透が進んでおらず、他の観光先進国に比べ水辺の活用が進んでいない。

水辺空間の賑わい創出に向けて、民間事業者等との連携を通じ、従来の川床テラスやオープンカフェの整備に加え、川沿いを歩ける遊歩道の整備やライトアップによる演出、夜間の時間帯に充実したナイトライフを楽しめる場の確保などを進められたい。

また、舟運の活性化に向けて、新たな舟運ルートの開発に対する支援や運航に係る届出手続きの簡素化、船舶が運行するための川幅や川底等の環境整備等を推進されたい。

さらに、国をはじめ都や区など行政が設置・管理する船着場については、更なる一般開放を望むとともに、設置者や管理者ごとに異なる船着場の利用条件統一、船着場における利便施設の整備を図る等により、舟運事業者の一層の利便性向上を図られたい。

加えて、駅やバス停留所などの公共交通機関や観光エリアから船着場までの案内や誘導が充分ではなく、船着場がわかりにくいといった指摘がある。このため、案内誘導サインの充実や船着場自体の統一ロゴマークの整備など利用者の利便性向上が求められる。

②観光・交流拠点となる都市公園の整備推進

東京には、多くの都市公園や水辺でレクリエーションを楽しめる海上公園が整備されている。こうした緑とオープンスペースは、これまでも観光振興や賑わいの拠点として、地域の活性化等に寄与してきたが、今後はさらに地域の特性やニーズに応じた整備・管理運営を促進する必要がある。設置管理許可期間の延伸や建ぺい率緩和等の規制緩和により、民間事業者等が公園の魅力向上に寄与する飲食店や売店等施設の設置に併せ、広場や園路等の公園施設を一体的に整備する仕組みを構築し、地域の観光・交流拠点となる都市公園の整備を推進されたい。また、都市公園の占用許可の特例を活用した観光案内所やサイクルポートの設置も普及促進が期待される。

（２）文化芸術・食に着目した観光資源の活用

①歴史的建築物の活用・発信

わが国には、観光にとって魅力的な資源となる古民家・町屋や武家屋敷をはじめとする歴史的建築物が数多く残されているものの、建築基準法や消防法等関連法制の煩雑な手続きや縦割り行政により、他の観光先進国に比べ活用が進んでいない。国家戦略特区においては旅館業法の特例が認められたところであるが、日本文化の発信や増加する外国人旅行者のニーズへの対応等を図るため、歴史的建築物等の宿泊施設やレストラン、オフィスなどへの活用をさらに促進されたい。

また、観光産業とコンテンツ産業等異分野間での連携による、ＶＲ／ＡＲ等の先進的技術を活用した歴史的建築物の魅力の効果的な発信について、政府としても支援されたい。

②文化財・伝統工芸の保存と活用の促進

欧米からの旅行者は、日本の歴史や伝統・文化体験に対する期待が大きい。文化財や伝統工芸、祭り、アニメ等を観光資源として活用することは、わが国への誘客を促し新たなファンづくりにつながるだけでなく、東京２０２０大会に向けた機運醸成にも有効であることから、国・都・地域が一体となり、文化プログラムと連動した地域の観光振興を強力に推進していくことが求められる。

また、日本が誇るべき優れた伝統工芸品については、その魅力を広く海外に発信していくためにも、伝統工芸品産地のブランド化による魅力向上や旅行者受入等の環境整備を進めていくことが重要である。

③文化芸術拠点の形成

東京は、地域の伝統文化に根差した祭りから最先端の現代文化まで、多彩な文化資源を有する。例えば、六本木・渋谷・上野・池袋・新宿・東京駅周辺では、都市開発などと連動して多様な文化施設が集積しているほか、練馬・杉並はアニメ関連企業、城東地区は伝統工芸品や下町文化の集積地でもある。また、アニメ・ゲームなどポップカルチャーで有名な秋葉原や、「ｋａｗａｉｉ」を世界に発信するファッションの街・原宿、江戸の下町情緒を感じさせる神楽坂など個性溢れる地域が数多く存在する。こうした各地域における多様な特徴を持つ文化芸術の集積を活かし、東京全体の魅力を向上させ発信することが極めて重要である。これら文化芸術の集積を活用しインバウンド需要に対応するためには、文化芸術施設の夜間開館や夜間公演の充実、施設周辺の飲食サービスや観光施設との連携等が必要である。

また、閉鎖や改修によって不足が指摘される劇場・ホールについては、将来の需給環境の調査、既存施設の予約システムや利用時間の改善によって利用しやすい環境づくりを進めると同時に、民間事業者の整備を促すために容積率緩和などの措置を講じられたい。

④日本の食文化の観光資源としての更なる活用
　わが国は和食から世界各国の料理、Ｂ級グルメから一流の料理人による高級料理まで、豊富で多様な食を楽しむことができる。こうした日本の食文化を観光資源として効果的にＰＲするとともに、国産食材の活用や食の地域ブランド化も鋭意推進されたい。

⑤ナイトタイム需要の創出
　訪日リピーターの増加にともなう「コト消費」へのニーズの高まりを受け、施設・店舗・交通等の夜間営業等により夜間の消費拡大を狙う「ナイトタイムエコノミー」への動きが高まりつつある。例えばロンドンでは、２０１６年８月から地下鉄の２４時間運行を開始しているほか、同年１１月には行政とナイトカルチャーを繋ぐ存在として「ナイトメイヤー(夜の市長)」を導入した。ナイトメイヤーはＰＲ活動に従事して広告塔の役割を果たすほか、産業界・行政部局との調整役として規制の見直しを働きかける等、重要な役割を担っている。なお、イギリスには、夜を安全・安心に過ごせる一定の水準に適合した地域を認証する制度（パープル・フラッグ）も存在する。こうした観光先進都市に比べ、わが国はナイトタイムを楽しむ拠点が乏しいとの指摘もある。ナイトタイム需要の創出に向けては、美術館や博物館、娯楽施設等の開館時間延長に加え、夜間交通の拡充や新たな体験型観光の充実等を通じた満足度向上が鍵となる。今後、官民が一体となり課題検討を図ることが必要である。

（３）まちあるきを満喫できる景観の整備促進
①良好な景観と街並み保全に向けた無電柱化の推進
　電線類の地中化・無電柱化は、安全で快適な通行空間の確保をはじめ、良好な景観の形成、歴史的街並みの保全、災害の防止などに大いに寄与する一方で、多額の費用を要し、関係者の調整に時間がかかることなどから、東京２３区の無電柱化率は７％と諸外国に比べ進捗が遅れている。政府は、道路管理者や電線管理者、地方公共団体等の関係者と連携し、ＰＦＩ手法の活用や低コスト手法の導入等により、都心部や観光地などを中心に２０２０年に向けた目標数値を検討の上、無電柱化の取組を加速し、着実に成果を出すべきである。

②歩行者空間等の街路空間整備の推進
　交通量の多い都心部や観光地において、旅行者が安全で快適なまち歩きを楽しむためには、車中心から歩行者中心の街路空間の整備が欠かせない。地区内外を連続させた歩行者ネットワークの形成による安全性・回遊性の確保や路面温度の上昇を抑制する保水性舗装・遮熱性舗装、街路樹整備等が必要である。また、イベントやマルシェ等を開催するための広場の整備や滞在時間拡大につながるベンチ・公衆トイレ等の設置を推進されたい。

（４）長期滞在の促進に向けた日本各地の連携強化
①広域観光周遊ルートの世界水準への改善
　各地域の個性豊かな観光資源や観光拠点を、テーマ性とストーリー性を重視して、複数の都道府県に跨って繋げる広域観光周遊ルートの形成は、インバウンドのみならず、国内観光の活性化にも寄与する。
　こうしたなか、関東地方では、２０１６年度に国土交通大臣から広域観光周遊ルート「東京圏大回廊」の認定を受け、２０１７年４月に、具体的な３つのモデルコースが公表された。今後、関東含めた全３１モデルコースの海外への情報発信や旅行会社における旅行商品の造成が促進される予定であるが、継続して国からの強力な支援を講じられたい。
　また、訪日外国人の国内での移動等が分析可能なＦＦ-Ｄａｔａが公表されているなか、観光に関して対象市場や連携先等に関する戦略的な企画立案・見直しに役立つよう、統計情報は急速な環境変化に対してタイムリーに開示していくことが肝要である。

②大都市と地方の地域間連携の促進
　わが国のゲートウェイとなっている都市の情報発信力や注目度を活かし、地方の魅力を伝えるショーケースとして都市の空間を戦略的に活用することは、広域連携の有効な手法である。従って、大都市と地方が共に栄える地方創生の実現に向けて、オープンスペースや観光情報センター、民間施設等において、地方の伝統芸能・祭り・食のイベント開催を促進するとともに、このような全国各地への旅行者送客に貢献する取組を支援されたい。

③東北・九州の観光復興
　日本全体では２０１７年の外国人延べ宿泊者数（速報値）が、７，８００万人と過去最多を更新するとともに、３大都市圏を除く地方が初めて全体の４割を占めるほどに躍進している。しかしながら、定住人口の減少に歯止めがかからない中で、地域の再生を図るには交流人口の拡大が不可欠であり、継続的な旅行者の誘客支援が必要である。特に依然として続く風評被害により、福島県を訪問する修学旅行生は平成２１年度比で６割程度に留まっている。復興ツーリズムや伝統産業体験ツアー等を通じた教育旅行の誘致に向けた取

り組みを支援するとともに、風評被害の払拭に向けた教育関係団体や保護者を対象とした正確な情報発信を強化されたい。

また、２０１６年４月１４日に発生した熊本地震により九州の観光は大きな打撃を受けた。直接被災した熊本・阿蘇地区と大分の一部に加え、隣接６県でも宿泊キャンセルなどの影響が出ている。同年７月から「九州ふっこう割」が実施され、観光・宿泊客は震災前に回復しつつあるものの、熊本城や主要ルートの復旧など、熊本県・大分県の観光再生に向けた課題は依然多い。東京都では両県の復旧・復興に向けての取組を支援するため、訪都外国人個人旅行者が両県を訪れるよう、東京と熊本、大分の強みを生かした東京を基点とする観光ルートを設定し、訪日旅行の新たな魅力を海外に向けて広く発信している。政府においては、被災地域の自治体等と連携のうえ、訪日プロモーションを集中的に実施するなど観光復興に向けた取組を支援されたい。

（５）観光先進国の実現に向けた推進体制の更なる強化

①関係省庁の更なる連携強化

観光は文化、まちづくり、スポーツ、医療、農業など幅広い関係府省庁が関与することから、更なる連携強化のうえ、スピード感を持ちながら施策が実施・検証されるよう工程管理を行なっていくことが重要である。観光庁は、スポーツ庁・文化庁と包括的連携協定を締結しているが、こうした関係機関との連携による相乗効果を生み出すことで、新しい地域ブランドや日本ブランドを確立・発信し、東京２０２０大会等の世界的イベントの開催以降も訪日外客の増加や国内観光の活性化が図られることを期待する。

②日本版ＤＭＯの形成促進

多くの地域では、観光振興を戦略的に推進する専門組織である日本版ＤＭＯの形成を進め、固有の資源を活かした取り組みを進めているが、戦略的な旅行者の呼び込みや事業の進捗など成果に差が出ていることも事実である。政府においては、地方運輸局の観光部門の機能強化を図ることにより、日本版ＤＭＯの活動や持続的な観光地域づくりに関し、財政面・事業実施面で重点的な支援を講じられたい。

③観光振興に資する財源の活用

政府は、観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図る恒久的な財源を確保するため、２０１９年１月７日より「国際観光旅客税」の創設を決定した。本税の使途については、訪日外国人旅行者数２０２０年４，０００万人等の目標達成に向けて、①ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備、②我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化、③地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度向上、の３つの分野に充当するとの基本方針が示され、初年度については、ＣＩＱ（税関・出入国管理・検疫）体制の整備など特に新規性・緊急性の高い施策・事業に充てるとされている。

本税については、外国人のみならず日本人も徴収対象であることに鑑み、受益と負担の関係から負担者の納得が得られることを旨とし、使途の適正性および透明性を確保する仕組みを早期に構築し、ＰＤＣＡサイクルの適切な循環を図ることが極めて重要である。また、本税の使途については、基本方針等に示された内容も踏まえ、双方向の国際交流を通じた相互理解増進の観点からツーウェイ・ツーリズムの推進、国内外すべての旅行者の安全・安心確保の観点から国内観光における総合的な安全対策の確立、国際競争力強化の観点から観光分野における高度人材の育成等についても、鋭意検討されたい。

３．誰もが快適に過ごせる受入環境整備

誰もが快適に過ごせる受入環境整備に向けては、旅行者の急増に対応したインフラ整備はもとより、旅行者と生活者双方の安心・安全確保、高齢者・障害者等誰もが旅行を楽しめる環境づくりが重要である。

（１）首都圏空港・東京港等のインフラの整備促進

①空港容量拡大、都心と首都圏空港間のアクセス改善

東京２０２０大会の円滑な開催のため、騒音影響等の環境配慮や地上建築物に対する安全確保を図りながら、空港容量の拡大と国際線の増枠に必要な施策を講じ、機能強化を着実に進められたい。また同時に、更なるビジネスジェットの受入体制の強化や、首都圏空港の機能発揮に資する都心への交通アクセスの改善を図ることが必要である。加えて、本大会以降の方策として提案されている滑走路の増設についても、更なる旅行者の受入に向けて検討を進められたい。

②地方と海外を結ぶ国際線ネットワーク拡充等

空路による訪日外国人旅行者の約９割がゴールデンルートの出入口となる空港を含む特定の空港に集中しており、これに伴い滞在先も空港が所在する特定の都市に集中する傾向がある。全国の地方空港を通じて外国人旅行者を直接呼び込み、地域経済の活性化・地方創生を図ることが重要である。従って、地方と海外を結ぶ国際線の拡充を促進するために、地方空港における空港容量の拡大、ＣＩＱ機能の強化、着陸料の減免などの取り組みをさらに推進されたい。

また、到着した空港から国内の他地域への移動を容易にするためには、「ゲートウェイと地方」、「地方と地

方」を結ぶ国内路線の拡充や鉄道・バス等のアクセスの充実、交通系ＩＣカードを活用した共通パスの普及も拡充していく必要がある。

③大型クルーズ客船受入に向けた環境整備
多くの訪日観光客を受入れ可能なクルーズ客船の入港における経済効果は大きく、港へ停泊している間は船に宿泊するため、宿泊施設の不足を補うことが期待されている。このため、東京港では、世界最大級の超大型クルーズ客船も接岸可能な新客船ふ頭を東京２０２０大会までに間に合うよう整備を進めている。国と連携のもと、環境整備等について着実に成果を上げられたい。

④貸切バス駐車場の確保促進等
訪日外国人旅行者の急増に伴い、外国人旅行者向け貸切バスについては、営業所の隣接県を臨時営業区域と認める特例措置が講じられている。昨今の需給状況を踏まえ、道路運送法における営業区域の特例措置の恒久化を検討されたい。あわせて、まちなかの路上混雑解消に向けて、貸切バス専用駐車場の確保を促進されたい。

⑤二次交通の充実
バスやタクシー、レンタカー等の二次交通は、観光客の満足度向上や現地における滞在の増大、消費の拡大等、国内観光振興において重要な役割を果たす。ＦＩＴ・リピーターの増加にともない観光ルートの広域化が進むなか、二次交通の充実に向けた施策の充実を図るとともに、企画乗車券や共通パス関連情報を含む情報発信についても支援を強化されたい。
また、自転車は、観光における移動手段や公共交通の補完的な役割を担うものとして重要なツールに位置付けられている。国道・都道・区道などをつなぐ自転車走行空間の整備や駐輪場の確保など、安全で快適な利用環境の充実を図られたい。また、自転車シェアリング事業の更なる利便性の向上を図るため、国道等の国の施設や都市公園に専用駐輪施設の設置が可能となるよう、民間企業の取り組みを政府としても後押しされたい。
さらに、公共交通機関の乗り継ぎに係る乗車券の購入や文化・観光施設等での入場料の支払いは、外国人旅行者にとって煩雑であることから、交通系ＩＣカードを活用し、公共交通機関、美術館・博物館、観光施設等で相互利用可能な共通パスの導入を進めるとともに、利用促進に向けた周知と普及を図られたい。

（２）円滑な訪日滞在を可能とする環境整備の促進
①多言語対応の強化
訪日外国人旅行者が旅行中に困ったこととして、「多言語表示の少なさ（分かりにくさ）」や「英語が通じない」といったコミュニケーションに関する問題があがっている。東京では、観光情報を多言語で提供するデジタルサイネージ（高機能型観光案内標識）の設置が進んでいるが、観光案内態勢の強化に向けて、更なる普及促進が望まれる。
また、観光ガイド不足解消に向けて、改正通訳案内士法の施行を受け、通訳案内士資格は名称独占へと規制が緩和された。全国対応の通訳案内士に加え、各地域に特化した地域通訳案内士やその他無資格者の通訳ガイドの活用促進と同時に、定期的な研修、通訳ガイドの実態把握調査や悪質ガイドの防止に向けた広報活動に取り組む等、サービスクオリティーを担保されたい。

②観光案内所のコンシェルジュ機能強化
訪日外国人旅行者が快適に観光できるようこれまで以上に観光案内を行う態勢の充実を進めることが不可欠である。改正旅行業法により、ホテル･旅館をはじめ観光案内所などの拠点において、地域体験・交流型旅行商品の企画・販売促進が可能となったことから、観光案内所は地域におけるコンシェルジュ機能としての役割を果たすべく、情報提供はもとよりワンストップで観光に関する様々なサービス提供を行うことが重要である。

③通信環境の整備
情報通信技術の進歩に伴い、旅行者が観光情報を収集する主な手段は、紙媒体からインターネットへと移行している。無料Ｗｉ－Ｆｉの整備やプリペイドＳＩＭの活用など、訪日外国人旅行者がリアルタイムで情報を入手できるよう、通信環境の整備を加速することが必要である。空港・駅や、宿泊・商業施設、交通機関、公共エリアなど旅行者が集まる空間において、一度の利用登録でシームレスにＷｉ－Ｆｉ接続できるよう、地域や事業者の垣根を越えた認証連携の更なる拡大を図られたい。また、地域の観光・防災拠点における無料Ｗｉ－Ｆｉについては、設置後の維持・管理費が観光協会や商店街等のエリアオーナーの課題になっており、その支援策が期待される。

（３）観光危機管理体制の強化
わが国での事業活動は、地震をはじめとした自然災害など緊急・災害を想定しておく必要がある。東京２

０２０大会やゴールデンウィーク・夏休みなど観光トップシーズン時に、テロや首都直下地震等が発生した場合、来訪者の万全なセキュリティと安心・安全を確保することが課題となっている。交通・宿泊・食事等の確保やそれらに関する適時適切な情報提供、事業者との連携、避難に資する案内表示の推進、観光・宿泊施設等の人材育成や避難訓練の徹底など、事前に適切な対策を講じる危機管理体制の強化が求められる。

特に、東京２０２０大会を見据えたテロ対策・感染症対策については、関係機関が連携し、未然防止策や対処体制の整備などを鋭意推進すべきである。

さらに、病気や怪我など有事の際、外国人が安心して医療を受けられるよう、医療機関における外国語対応力の強化や医療通訳の育成をはじめ、往診診療が可能な医師の情報をホテル・旅館など宿泊施設が共有できる仕組みの構築などを推進されたい。

加えて、外国人の傷病対応について、医療機関の過半数が意思疎通や未収金リスク等を負担に感じており、実際、２０１５年度の１年間に診療・治療にあたった医療機関の３５％に医療費の未収が発生している。トラブル防止の観点から、補償範囲が広い日本の保険への加入促進を強力に図られたい。日本に到着するまでの航空機内や船内等でのＰＲを効果的に行うべきである。

（４）観光促進に向けた休暇の分散化・長期化の推進

わが国における有給休暇の取得率は２年連続最下位（エクスペディア・ジャパン調査）であり、欧米におけるバカンスに該当する１ヶ月程度の長期休暇を取得する文化・慣習もない。日本人の余暇としての旅行需要は、必然的にゴールデンウィークや夏季・年末年始に偏在し、その結果として公共交通機関や高速道路、観光地等の混雑や旅行料金の高止まりが生じ、旅行需要及び旅行者の満足度の低減圧力となっている。

こうした季節的・時期的な需要格差は、観光産業の生産性向上や安定雇用の大きな阻害要因となっていることから、経済・企業活動への影響にも配慮しつつ、国をあげた休暇の取得促進や取得時期の分散等を図る必要がある。このような背景のもと、学校休業日を地域ごとに分散化し、子供の休みに合わせて大人が年次有給休暇を取得する「キッズウィーク」が２０１８年度から設定されることとなった。地域の実情に応じ、運用面で混乱が生じないよう、官民一体となった取組を推進するとともに、人数に関わらず利用できる適切な料金の宿泊商品の造成を図られたい。

なお、祝日を三連休化する「ハッピーマンデー」については、２０００年の導入以降、国内観光の活性化に大いに寄与し、国民の間でも定着が図られていることから、引き続き維持していくことが望ましい。

（５）良質な訪日旅行の推進

①ランドオペレーターの適正な管理・監督

旅行サービス手配業者（ランドオペレーター）については、旅行業登録が義務付けられておらず、安全性の低下やインバウンド旅行の一部におけるキックバックを前提とした土産物店への連れ回し、高額な商品購入の勧誘等などの課題が挙がっていた。そうした状況のなか、旅行者の安全確保と、訪日旅行の一層の品質向上の観点から、ランドオペレーターの登録制度が創設されたことを受け、違法営業の実態把握等を行い、適正な管理・監督を徹底されたい。

②健全な民泊の推進

自宅等を宿泊施設として活用する民泊については、都市部のみならず、宿泊施設の不足等を背景に滞在型観光が進まない地域や、農林漁村体験、 田舎生活体験が可能な地域にも有効な取り組みであり、地域経済の潜在成長力を高めるものである。本年６月施行予定の住宅宿泊事業法（民泊新法）では、年間１８０日を上限に全国で民泊の実施を可能とする一方、自治体が定める条例による上乗せ規制を可能としていることから、現在、制度の運用に関して、国と自治体との間で温度差が生じている。「健全な民泊」の実現に向けては、地域の特性やニーズを踏まえたうえで、衛生・安全の確保と観光の促進を両立させることが不可欠であり、機動的な見直しを随時図ることが重要である。とりわけ、違法民泊提供者に対する取り締まりや罰則の周知・適用を徹底すべきである。国および自治体は運用指針の整合性を図ることにより、本制度を一体となって推進されたい。

③訪日旅行者に対するマナー啓発

訪日外国人旅行者が多く訪れる都心部の一部地域では、外国人旅行者の急増に伴い、店舗やトイレ、公共交通機関や公共スペース等でのマナー・騒音、貸切バスの路上混雑など、地域の住民・事業者が困惑するケースが顕在化している。その多くが自国の生活習慣の違いなどから生じる訪日外国人旅行者のマナー問題であり、旅行者の直接的な受け皿となる地域のおもてなし精神が発揮されるために、日本の習慣や文化を正しく理解してもらうべく、官民を挙げて啓発活動に早期に取組むことが求められる。

同時に、外国人旅行者の急増を受け、公衆トイレが相対的に不足してきており、民間企業のオフィス設備が許可なく利用される事案も発生している。政府においては、自治体等が観光地の公衆トイレ整備等に要する経費の一部について、これまでも支援を行ってきているところであるが、訪日外国人旅行者が集中するエリアに関しては、公衆トイレのキャパシティのさらなる拡充を検討されたい。

（６）アクセシブル・ツーリズムの充実

障害者や高齢者等が、積極的に外出して、様々な交通機関を快適に利用しながら旅行を楽しむことができる環境づくりを意味するアクセシブル・ツーリズムを促進することは、増加する高齢者の旅行需要を喚起するとともに、東京２０２０大会の受入体制の整備に資する。

こうしたことから、鉄道やバス、公共空間はもとより宿泊施設等においても幅広くユニバーサルデザインの導入やバリアフリー化などハード面の対応を着実に進めるとともに、研修や人材育成などソフト面の取り組みも推進されたい。また、これら観光拠点におけるバリアフリー化に関する情報を旅行会社や観光案内所等と共有することで、アクセシブル・ツーリズムに適するツアーの造成や円滑な旅行を後押しされたい。

東京２０２０大会等に向け観光振興の観点から取組を加速すべき事項

わが国は、来年ラグビーワールドカップ２０１９、２年後には２０２０年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、その翌年にはワールドマスターズゲームズ２０２１関西と、大規模な国際スポーツイベントを目前に控えている。こうした世界中の注目が日本に集まる絶好の機会を迎えるにあたり、観光振興の観点から取組を加速すべき事項について意見を述べる。

（１）多様化する観光客ニーズへの対応

ビザ要件の緩和やＬＣＣの就航等を背景に、東南アジア諸国、特にマレーシアやインドネシアなどからのムスリム旅行者数が過去最多を記録しており、これら諸国の人口成長や経済成長によって、今後更なる増加が見込まれる。また、ベジタリアン・ビーガンなどの旅行者も増えつつある。こうした食事や生活上の習慣に一定の要件がある外国人旅行者の利便性を向上させるため、旅行者が多く集まる空港や鉄道ターミナル、観光施設等に対して、異なる文化・習慣に関する普及啓発を図るとともに、外国人の多様な文化・習慣に配慮した環境整備に向けた支援を図られたい。

とりわけ、ムスリム旅行者の訪日旅行受入に関しては、食事や礼拝について複数の民間団体がそれぞれ対応基準を設けているものの、統一した基準は存在せず、各基準にもばらつきがみられる。国や自治体においては、観光関連事業者がハラル対応等に取り組む際に、少なくとも日本国内において受入対応の均質化が図られるよう、統一したガイドラインの策定を検討されたい。

（２）ハード・ソフト両面のユニバーサルデザイン推進

ユニバーサルデザインについては、官民が連携し、豊かな共生社会の実現に向けて様々な取組が進められている。鉄道の駅や空港のバリアフリー化をはじめ、障害者への理解を深める「心のバリアフリー」の推進などを通じ、誰もが快適に旅行を楽しめるよう、ハード・ソフト両面から環境整備を進めることが重要である。ハード面では、東京２０２０大会開催期間中における最寄駅から競技会場等への円滑なアクセスをはじめ、多くの観戦客等が利用する観光案内所等施設における多機能トイレや車椅子に適した高さのカウンター等の設置の整備が重要である。また、ソフト面では、訪日外国人旅行者をはじめまちなかの様々な場面で困っている人に対して、道案内や問題解決のサポートが可能な人材の育成や、積極的に声かけを図る啓発や研修なども重要である。

東京商工会議所では、高齢者や外国人等を、おもてなしの精神や他者を思いやる共助の心を持って社会全体で見守り支え合う「声かけ・サポート運動」を推進している。こうした地域・民間企業における取組について、政府としても普及啓発を後押しされたい。

（３）快適な訪日滞在に向けたおもてなし機運の醸成

訪日外国人旅行者が旅行中に困ったこととして、「多言語表示の少なさ・わかりにくさ」が上位に挙がっている。そこで、政府は、「２０２０年オリンピック・パラリンピック大会に向けた多言語対応協議会」において官民合同で多言語対応を推進しているほか、「多言語音声翻訳システム」アプリの研究開発を進めているところである。

宿泊施設において、施設内や周辺観光情報の多言語化を図ることは旅行者の利便性向上に繋がる。また、飲食店においても、店頭やＨＰでの多言語化はもとより、ピクトグラムを活用したメニューブックの作成を通じるなど、旅行者から見た分かりやすさを追求することで、満足度向上に繋がる。さらに、各交通機関の利用にあたり、案内サインの改善、サイネージの整備や道路案内標識の整備など多言語対応をさらに強化することで、不慣れな訪日外国人旅行者の円滑な移動に資する。こうした取り組みを通じ、快適な訪日滞在に向けたおもてなし機運の醸成を官民を挙げて加速していく必要がある。

（４）ボランティア活動の推進

東京２０２０大会においては、大会ボランティアと都内をはじめ開催都市の都市ボランティアを合わせて１１万人以上の活躍が想定されている。競技会場や大会関係施設等において観客サービスや競技運営・メディア等のサポートを行う大会ボランティアに対して、都市ボランティアは、空港や主要駅、観光地、競技会場周辺等において国内外の旅行者に対する観光・交通案内サポート等の役割を担う。また、各自治体や観光協会等においては観光ボランティアが組織され、まちあるき案内や見回り等、地域交流や魅力発信、防犯等

の担い手となっている。
　こうしたボランティア活動は、イベントの機運醸成や成功だけでなく、快適で安全・安心な訪日滞在に非常に重要な役割を担うことから、各自治体や大会実施主体等が組織するボランティアの推進に関して、参加機運の醸成や多様な参加者の積極的な参加に向けた取組を政府としても支援されたい。また、開催を機にわが国にボランティアが文化として定着するよう、政府においては、東京２０２０大会とその先を見据え、わが国全体のボランティアに関するビジョンを早期に提示するとともに、ムーブメントの維持・継続やノウハウの蓄積・共有等、レガシーの形成に着実に取り組まれたい。

（５）大規模災害・テロ等治安対策の強化
　わが国は、大規模な自然災害やテロ等のリスク発生を想定すべきであり、東京２０２０大会では多くの外国人旅行者が訪日することとなる。防災・減災の観点から、旅行者や事業者に対する防災訓練の実施や防災知識の普及などの啓発を通じた事前対策を推進されたい。併せて、災害等の発生時に混乱が生じず、関係機関の連携・協働が図られるよう情報伝達などの体制整備を図る必要がある。

（６）文化プログラムの推進
　２０１２年のロンドン大会では、大会の４年前である２００８年から英国全土１千カ所以上で音楽や演劇、ダンス、美術、映画、ファッションなどの多角的な文化や魅力を紹介する文化プログラムが約１８万件、総事業費は約２２０億円とかつてない規模や内容で実施され、参加者数は約４，３４０万人と、気運盛り上げに極めて重要な役割を担った。祭り・郷土芸能・文化芸術・スポーツイベントなど文化プログラムの開催は、日本の文化を国内外に発信する絶好の機会であり、訪日外国人観光客の増加にも大いに寄与するため、オールジャパンで積極的な実施に向けた取組を促進されたい。

以　上

２０１８年度第２号
２０１８年　４月１２日
第７０５回常議員会決議

＜提出先＞国土交通省、観光庁、内閣府、経済産業省、法務省ほか関係省庁大臣・幹部
＜実現状況＞
　２０１８年６月公表の「観光ビジョン実現プログラム２０１８」において、本意見書の「わが国における観光の基幹産業化に向けた取組の加速」「魅力ある持続可能な観光地域創造に向けた取組の強化」「誰もが快適に過ごせる受入環境整備」各分野において、東商の意見が多数反映された。

２．会社法改正に関する意見

　会社法は、すべての株式会社の基本的なルールを規定する基本法として、株主と会社、取引先など、様々なステークホルダーの利害関係を調整しており、わが国経済の発展に重要な役割を果たしている。株式会社には、上場会社から同族経営の中小企業まで様々な形態の会社が存在し、この多様性と柔軟性がわが国の競争力を高める源泉になっている。
　中小企業はわが国の企業数全体の９９．７％を占め、雇用の約７割を担っている。その重要な特徴のひとつが、多くの中小企業において、株式の所有と経営が一致していることである。これにより、大企業などにおいて株主と経営者が異なることにより発生するエージェンシー問題はそもそも発生せず、また、中小企業ならではの経営判断の迅速性や柔軟なリスクテイクなどの利点を産み出している。なお、株主と経営者の間の牽制関係は希薄であっても、取引先・金融機関・従業員・地域社会との長年に渡る密接な関係の中で中小企業のガバナンスは発揮されている。社内・社外のステークホルダーとの相互作用を通じて適切な経営を続けた結果としての、いわゆる「長寿企業」の多くは、中小企業である。
　会社法を改正すれば、その影響は中小企業を含め広範囲に及ぶ。上場／非上場会社、公開／非公開会社、同族会社など株式の所有形態や、委員会設置会社、取締役会設置会社など会社の機関設計において、多種多様な会社が存在することを念頭に、経営の自主性の確保が企業の成長に極めて重要であることを考慮した上で、基本法で規律すべき範囲と、ソフトローや自主的な取り組みに委ねられる部分を慎重に検討すべきである。
　とりわけ、経営者個人による所有や家族経営などにより株式の所有と経営が一致する中小企業においては、株主総会での報告や決議に自己完結性があることから、あまりに細かい規律は形式的な手続きを増やし、経営の迅速性を阻害する。非公開同族会社を中心とする中小企業に対して、マイナスの影響が及ばないように制度設計を

行う必要がある。
　商工会議所では、平成２９年４月より、法制審議会 会社法制（企業統治等）部会に委員を推薦し、会社法改正の議論に参画してきた。平成３０年２月１６日付で公表された「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案」について、株主総会の手続きの合理化は、ＩＴ（情報技術）の進歩、少子高齢化、ビジネスの国際化などの社会の変化に対応するものと評価しており、また、上場会社を中心に稼ぐ力を高めるべく、取締役へ適切なインセンティブを付与できるようガバナンスを強化する必要性は理解できる。
　しかし、理念先行型で利用されない制度となっては改正の政策目的を実現できないため、会社法の主要なユーザーである会社に受け入れられ、大いに活用される必要がある。そのためには、会社の経営と実務の現場の実態を十分に踏まえ使い勝手の良い制度とすることが肝要である。
　中間試案の内容の詳細については、企業の現場の実態や意見が十分に反映されていないと思われる点もある。ついては、わが国経済の一層の活性化に資するよう、本中間試案に対し以下の通り意見を申し述べる。

第１部　株主総会に関する規律の見直し

第１　株主総会資料の電子提供制度

１　定款の定めについて

　株式会社が株主総会資料を電子的な方法で提供できるよう、会社法制を整備する方向性については、時代の変化に対応しつつ、株式会社および株主の利便性を向上させ、ひいてはわが国経済の活性化に資するものであることから、基本的に賛同する。
　①に記載されている、電子提供措置を「定款で定めることができるものとする」については、中小企業も含め、希望する会社が一定の意思決定をもって利用することができる制度となることから、妥当なものであると評価する。
　ただし、③に記載されているみなし定款変更により上場会社に電子提供措置を義務付けることについては、株主数が数万、数十万という規模の上場会社ばかりではなく、市場第２部や新興市場に上場している、株主数が数百から数千程度の会社も多く、そのような会社からは、電子提供措置のメリットを十分に享受できないとの声がある。加えて、電子提供措置の際に早期情報開示を迫られること、招集通知発送期限が早まることにより、招集通知と株主総会資料を同時に送付できなくなる懸念があること、電子提供措置の対応費用や、中断調査の費用の負担が発生することなどから、電子提供措置の義務付けに懸念する意見が寄せられている。
　現行制度の下でも、既に多くの会社において株主総会に関する情報を電子的に提供する、あるいは株主総会資料を法定より早く開示する努力は行われており、株主への利便性の提供は、かつてよりも進展している。商工会議所の会員企業への個別ヒアリングでは、現在の方法で株主と会社の双方が困っていないにもかかわらず、新制度への移行を義務付けられることに困惑する声が多く聞かれた。
　新たに制度を設けるのであれば、会社のニーズを十分に踏まえ、利用しやすい制度にすべきである。また、わが国の経済活性化のために、ベンチャー企業など中小企業から株式を上場する会社を増やしていくためには、会社の負担が無理のない範囲となるよう制度を設計することが重要である。そのためにも、規模の大きくない上場会社の実務の実態把握と、企業への影響の確認・評価が必要となる。上場会社への電子提供措置の義務付けについて、商工会議所としては、全ての上場会社に義務付けられるだけの環境が未だ整っておらず、会社が任意で選択できるようにすべきと考える。

２　電子提供措置について

　①の電子提供措置事項については、特に異論なし。
　②の「電子提供措置開始日」について、Ａ案（株主総会の日の４週間前の日又は株主総会の招集の通知を発した日のいずれか早い日）、Ｂ案（株主総会の日の３週間前の日又は株主総会の招集の通知を発した日のいずれか早い日）のいずれにも反対であり、「株主総会の日の２週間前の日又は株主総会の招集の通知を発した日のいずれか早い日」にすべきと考える。
　Ａ案については、商工会議所の会員企業への個別ヒアリングでは、「証券取引所等からの要請を受け、総務担当の増員などの努力を重ね、少しずつ株主総会資料の提供スケジュールを早めてきた。さらに大幅な前倒しを法定化されれば、人手不足の中さらなる残業や休日出勤を命じなければならなくなり、働き方改革にも逆行し、対応が困難」「今でも規模の小さな会社は監査法人による監査が後回しにされるのに、前倒しで監査法人に業務が集中し、間に合わせてもらえるのか不安である」といった意見があり、商工会議所としては反対している。
　コーポレートガバナンス・コードといったソフトローによって、電子提供措置開始の目安を定め、その目標に向けて個社が努力することについては否定しないが、電子提供措置を行うすべての会社に義務付けられる、会社法上の電子提供措置開始日については、株主総会の日の２週間前（又は株主総会の招集の通知を発した日のいずれか早い日）とすべきである。

３　株主総会の招集の通知

（１）発送期限について

　Ｃ案（株主総会の日の２週間前まで）を支持する。
　書面交付が必要な株主を事前に把握できていることを前提に、株主総会の招集通知の発送期限は、書面交付の

期限（中間試案では、株主総会の日の２週間前まで）と同じにすべきと考える。株主総会の招集通知と、株主総会の資料を同時に発送することにより、企業の事務負担や郵送費用が軽減され、株主にとっても株主総会の招集通知と株主総会資料が別々に送付される非効率が回避され、書類管理も簡易になる利便が期待できる。

仮に、招集通知の発送をＡ案（株主総会の日の４週間前まで）、Ｂ案（株主総会の日の３週間前まで）のように、現行の株主総会の日の２週間前よりも早めることを法定化された場合、株主総会の招集通知の発送期限と、株主総会資料の書面提供の日にずれが生じることとなり、上記のような効率性がなくなってしまう。また、Ａ案（株主総会の日の４週間前まで）、またはＢ案（株主総会の日の３週間前まで）に、株主総会資料の書面提供の日を合わせることは、株主総会資料の印刷・封入にかかる期間が確保できなくなり、対応が難しい企業が出てくる懸念がある。

このほか、議決権行使比率の低下を防ぐ目的や、消費者向け（Ｂ　ｔｏ　Ｃ）ビジネスで自社の熱心なファンでもある株主へのＰＲ目的で、法改正後も任意に、招集通知と株主総会の資料を従来通り全株主に郵送する企業が一定数あり得る。この場合は作業が現行と変わらないため、印刷・封入にかかる期間を考慮すると、招集通知発送期限が前倒しされる場合、その期限に間に合わなくなることが懸念される。

（２）記載事項について

特に異論なし。

４　株主総会参考書類等の交付又は提供等

（１）会社法３０１条第１項の特則等について

特に異論なし。

（２）書面交付請求について

世界的に急速な電子化が進んでいることから､紙の資料に頼らない社会に変化していくことも念頭に置きつつ、商工会議所としては、電子提供措置を導入する実務的なメリットとして、定款の定めにより書面交付を行わないことを、会社の制度設計として選択可能にすべきと考える。

５　電子提供措置の中断について

特に異論なし。

６　電子提供措置の調査について

ＥＤＩＮＥＴを使用して情報開示をする場合には、当該開示を持って電子提供措置を採ったものとみなす設計とすべきである。

電子提供措置の調査費用は、電子提供措置の期間（株主総会日の以後３ヶ月を経過する日まで）が長期にわたることから、電子公告の調査費用よりも高額になると思われる。これは売上規模に関わらず発生する固定費用であり、比較的規模の小さな上場会社にとっては、電子提供制度の義務付けによる負担のひとつと考えられる。このような企業に対する配慮も含め、ＥＤＩＮＥＴによる開示は重要である。これは、国民の負担により設置されているインフラを有効活用することにもつながるため、関係省庁・機関においても、是非とも積極的な検討をお願いしたい。

（第１の後注４）　ウェブ開示によるみなし提供制度について

仮に、みなし提供制度を廃止または一本化する場合であっても、これまでみなし提供をしていた書類については、引き続き書面による交付が不要となるようにすべきである。

みなし提供制度を導入している企業は、株主総会の特別決議による定款変更という意思決定手続きを経た上で、本制度を導入している。今回の見直しにおいて、書面交付請求者に対して全ての書面を交付することが義務付けられることには合理性がなく、かえって規制強化となるためである。

第２　株主提案権

１　提案することができる議案の数について

提案できる議案の数を定めることに賛成する。

商工会議所としては、役員等の選任議案、解任議案以外の議案の数が３個以内（ただし、役員等選任議案、解任議案を含めて数える場合は５個以内）であるべきとの考え方から、Ａ２案を修正した案（仮にＡ２’案とする）が適切と考える。

【Ａ２’案】　取締役会設置会社においては、会社法第３０５条第１項の議案（役員等の選任又は解任に関する議案を除く。）の数は、３を超えることができないものとする。

中間試案の４つの選択肢の中では、Ａ１案（役員等選任議案、解任議案をそれぞれ１と数え、これを含めた上で、５を超えることができない）が商工会議所の考え方に近い。

提案することができる議案の数については、米国においては、１名の株主が提案できる株主提案の議案数は、１社当たり１回の株主総会で１個に限られている。わが国においては、株主の権利に配慮しつつ、会社提案の一

般的な議案の数を念頭に、株主総会の限られた時間の中で株主全体の利益のために経営側と有意義な対話を行う時間を確保することを考慮し、商工会議所としては予ねてより３～５個程度が妥当と考えてきた。その意図としては、役員等選任・解任議案以外の提案について、株主総会の一般的な開催時間や、提案理由の説明などに要する時間などから提案株主ひとりあたりの上限を考えると、３個が妥当であるというものである。Ａ１案では、役員等選任・解任議案が提案されない場合、役員等選任・解任議案以外の提案数は最大５個となり、ひとりの株主からの提案に対し時間を多く要することとなる。

その他、Ｂ１案（役員等選任議案、解任議案をそれぞれ１と数え、これを含めた上で、１０を超えることができない）、Ｂ２案（役員等選任議案、解任議案を除き、１０を超えることができない）における１０個という個数は、株主総会の時間をさらに多く費やすことで当該提案株主以外との対話の時間が削られ、株主全体の利益を損なうことから、多過ぎると考える。

なお、中間試案には含まれていないが、株主が提案することができる議案の数の上限を超えた数の議案を提出した場合の法律上の取扱いとしては、株主が提案した議案の内容が適法か否かに関係なく、全て無効とすべきである。

現在の実務においては、株式会社は株主から提案が行われれば、可能な限り提案株主とコミュニケーションを取ろうと努力している。しかし、株式会社と提案株主の協議により議案を選択する方法や、株式会社の判断により株主総会に諮る議案を選択する方法は、全ての議案の内容の適法性を検討する時間やコストが大きく、また実際には提案後に連絡が取れない状態になる株主もいることから実務上困難であり、また訴訟リスクを抱えることが懸念されることから、上限を超えた数の議案については、全て無効とせざるを得ないものと考える。

２　内容による提案の制限について

内容による提案の制限を定めることに賛成するが、以下の修文を求める。

「専ら」及び「著しく」の文言があることにより、権利濫用に該当すると判断できる範囲が著しく狭くなり、企業が株主提案の内容を適法であるか判断する上で実用に耐えられないものとなる可能性がある。特に、提案株主の内心に「専ら」不適切な目的があることを立証することは困難であり、結果として不適切な株主提案を不採用とすることができない事態が想定されることからも、「専ら」、「著しく」の文言は削除すべきである。

仮に、「専ら」「著しく」を削除した選択肢を盛り込まないのであれば、「専ら」を「主として」、「著しく」を「特に」と置換すべきである。

（第２の後注）株主提案の行使要件・行使期限について

株主提案の行使要件については、３００個要件の廃止、もしくは引上げを求める。株主提案の本来の趣旨は、株主との有意義な対話により、その企業価値を高めていくことにある。しかし、実際の株主提案には、賛成比率が必ずしも高いとは言えない提案がほとんどである。そのような株主提案の多くは、株主提案の制度趣旨から外れ、株主総会の適正な運営を妨げるのみならず、株主全体の利益をも侵害するものであると言わざるを得ない。

決議成立の実現可能性のある議案の提案を促進すべく、３００個行使要件の廃止をし、「総議決権数の１％以上」のみを行使要件とする改正を行った場合でも、必ずしも１株主でその要件を満たす必要はなく、提案内容への思いを同じくする複数株主の議決権数が１％以上集まればよいのであり、インターネットの発達等により個人による社会への意見発信が立法当時に比して飛躍的に向上し、思いを同じくする株主同士の合流が容易化している現況、株主総会の目的およびその他の民主主義の枠組み（地方自治体首長のリコール、国会での議案発議等は一定程度の賛同が必要）に鑑みれば、提案株主側にも一定程度の努力を求めることは不当ではないと考える。

絶対的基準を残す必要があると判断する場合においても、中間試案の補足説明によれば、株主提案に要する投資額は昭和５６年当時と比較して、金額にして７，８００万円も減少（昭和５６年当時の１／２の投資額）しており、これを「大幅な減少とまではいえない」とするのは客観的な評価といえるかは疑問であり、「議決権個数３００個」を「議決権個数 600 個」に改めるなど、客観的環境変化を反映した改定を検討するのが自然ではないかと考える。

時点	平均的な投資単位	消費者物価指数による補正	提案に要する投資額（補正後）
昭和 56 年当時	約 41 万円	約 52 万円	1 億 5,600 万円
平成 28 年時点	約 26 万円	約 26 万円	7,800 万円

株主提案の行使期限については、現状でも株主とのコミュニケーションのために、より多くの時間が必要であるところ、電子提供措置の開始日や招集通知の発送期限を現行の株主総会２週間前より早めるのであれば、早期化するその期間分だけでも、株主提案の行使期限を前倒しすべきである。株主総会実務において株主提案対応は日程的に極めて窮屈であるのが実情である。株主総会で有意義な対話を行うためにも、提案株主と事前に十分なコミュニケーションのための時間を確保すべきである。

第２部　取締役等に関する規律の見直し

第１　取締役等への適切なインセンティブの付与

１　取締役の報酬等

（１）　取締役の報酬等の内容に係る決定に関する方針について

規律を見直す必要はない。

会社が取締役の報酬に関する方針を定めている場合に、取締役会がこれに沿わない報酬議案を株主総会に提案することはおよそあり得ないと考える。株主総会での説明を義務付けることで、かえって株主総会での議論が形骸化し、株主との対話の質が下がる懸念がある。

（２）　金銭でない報酬等に係る株主総会の決議による定めについて

規定を置くことには反対しないが、今後検討する要綱の内容については、規定が詳細すぎることで株主にとっての分かりやすさが損なわれないよう、慎重に検討すべきである。

既に企業は工夫しながら、取締役の報酬の相当性を担保するために、社外取締役の活用等を含め柔軟に対応している。あまりに細かい規定を置く場合には、株主総会での説明が技術的な内容に終始し、必ずしも経営の専門家ではない株主に対する分かりやすさが損なわれる恐れがある。

（３）　取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定の再一任について

Ｂ案（現行法の規律を見直さないものとする）を支持する。

数の上では、Ａ案③（非公開会社（取締役会非設置会社は除く）の場合）の大多数は中小企業、それも同族会社が多いと考えられる。取締役会の決議により個人別報酬の決定を取締役に委任することまで、取締役会を設置している全ての非公開会社に手続きとして求める必要があるのか疑問を感じるため、現行制度を支持する。

（４）　株式報酬等について

Ｃ案（現行法の規律を見直さないものとする）を支持する。

取締役の報酬を金銭でない株式や新株予約権とする際、株式に対する金銭の払込みを要しない、あるいは新株予約権の行使に対する出資を要しないことは、金銭的な裏付けのない資本金の増加や、特に資本額が小さな中小企業においては思わぬ支配権の拡大・移転につながり、経営の安定性が毀損される可能性があることから懸念を抱いており、改正の必要はないものと考える。

（５）　情報開示の充実について

規律を見直す必要はない。

本内容はコーポレートガバナンス・コードへの対応や、有価証券報告書等において概ね対応が図られているが、公開会社には有価証券報告書の提出義務のない非上場会社も含まれており、その多くは中小企業と考えられる。中小企業に関しては、開示項目や内容を増やすことは、かえって企業の負担が増すだけである。

なお、仮に規定を置く場合であっても、開示項目のうち再一任については、「①報酬等の内容にかかる決定に関する方針に関する事項」の中で考えていくことが可能であり、あえて区分して③（取締役会による各取締役の報酬等の内容に係る決定の一部または全部の再一任に関する事項）を置く必要はないため削除すべきである。

また、（５）の注（取締役の個人別の報酬等の内容の開示）については、なお検討することとされているが、そもそもプライバシーの問題があるほか、個別報酬額が判明することによりチームワークが乱れ生産性が低下したり、さらにはいわゆる「お家騒動」などの無用な争いのもととなったり、その回避のために本来支払われるべき適切な役員報酬を引き下げる心理的圧力が働いたりするなどの弊害が懸念されることから、開示項目として適当ではないため、強く反対する。

２　会社補償について

規律を見直す必要はない。商工会議所としては、会社法３３０条、民法６５０条の委任の規定、および経済産業省の解釈指針に基づく運用という現行の仕組みの中で適切に運用されており、企業の実務上特段の問題がないことから、そもそも新たに規律を設ける必要はないと考える。

商工会議所の会員からは、中間試案の内容のままの規定となるのであれば、会社補償を導入することはないとの声が圧倒的に多い。仮に、会社補償について規律を設ける場合でも、法的安定性を確保することだけでなく、適切にリスクテイクをする環境整備によってわが国企業の稼ぐ力を強めることも、政策目標として同時に追求すべきである。すなわち、役員に対して積極的にインセンティブを付与できる使い勝手の良い制度とすることで、多くの企業に利用を促すべきであり、以下の修正を求める。

業務執行取締役と会社が責任限定契約を締結できるようにすべきである。社外取締役の設置が進む一方で、業務執行取締役についても社外や、場合によっては国外から経営のプロを招聘する場合が増え、外国との獲得競争の中で、有能な経営人材を惹きつけるためには、インセンティブとして、補償できない範囲を明確にしつつ、それ以外では思い切って補償を広く認めるなどの環境整備が必要と考える。

現在の中間試案の内容では、第三者に対する損害賠償金について、株式会社が役員等に対して補償できるケースが極めて限定されたり、和解がしにくい懸念がある。そこで、損失の補償の要件について、「悪意又は重過失が

明白である場合」と修文すべきである。
補償内容の決定については、取締役会非設置会社の多くは中小企業であり、これらの企業が会社補償を活用したい場合、株主総会の決議を要求されることにはかなり負担感があり、せっかく制度を作っても、中小企業のリスクテイクに活用されない制度となりかねない。従って、取締役会非設置会社については、取締役の過半数の賛成による決定を可能とすべきである。
情報の開示については、株主からの無用な疑念や訴訟リスク、企業が役員等に正当な補償を行うことを妨げるといったデメリットも生じ得ることから、開示はこれらの恐れが生じない範囲にとどめるべきである。特に費用や損失の額、その相手方は、開示項目として適当ではないため、含めるべきでない。加えて、「当該補償契約の内容の概要」についても詳細過ぎる規定とならないようにすべきである。

３　役員等賠償責任保険契約について

規律を見直す必要はない。
実務上では、経産省による解釈指針や国税通達に則り特段問題なく運用されている。現在のところ、明確な立法事実、例えば、役員等が「役員等賠償責任保険契約を締結していることが理由で株主に損害を与える意思決定を行った」との証言や、「役員等賠償責任契約を締結している集団の方が、締結していない集団に比べて、株主に損害を与える事案の発生割合が統計的に有意に高い」との調査結果などは示されていない。具体的な問題点が明らかにならないまま、抽象的な懸念を根拠に立法を行えば、規律すべき対象の範囲や手段などにおいて相当性を欠く過剰な規制となり、適切なリスクテイクによりわが国の「稼ぐ力」を向上させる本来の政策目標からかえって遠ざかる改正となる可能性がある。
もとより、リスク対処方法の根幹を為す保険契約は、企業経営における最高レベルの秘密事項であると位置づけている企業も多くあり、保険契約の内容が、情報開示規定によって不用意に外部に示されることは、経営上のノウハウを外部に流出させることに等しい。結果として、悪意を持った者による攻撃先の選別を容易にし、本来必要のない訴訟を提起されるリスクに見舞われるなど、本来あるべき役員等賠償責任保険契約の趣旨から逸脱するため、そもそも規律を設けることに強く反対する。
仮に規律を行う場合であっても、実際に会社が様々な種類の保険契約を締結している中で、中間試案の内容では役員等賠償責任保険契約の範囲が広くなりすぎ、本来の目的以上に規制の範囲が拡大する恐れが強い。目的に対して適切な範囲で定義ができるのか、慎重かつ丁寧な検討が必要である。
役員等賠償責任保険契約の内容の決定は、「株主総会（取締役会設置会社にあっては、取締役会）の決議によらなければならないものとする」とあるが、取締役会非設置会社の多くは、中小企業が該当すると思われる。実務的な現実性を考慮すれば、株主総会の決議ではなく、取締役の過半数による決定とすることで足りると考える。
公開会社の事業報告における情報開示については、上記のリスクがあるため、強く反対する。

第２　社外取締役の活用等

１　業務執行の社外取締役への委託について

特に異論なし。

２　監査役設置会社の取締役による重要な業務執行の決定の委任について

Ｂ案（現行法の規律を見直さないものとする）を支持する。
本件は、委員会型の会社機関に移行することで対応できるものであり、敢えて従来型の監査役(会)設置会社を選択している会社にとってニーズがあるのか、疑問がある。監査役(会)設置会社であっても、任意に委員会等を設置することや監査役の役割に重点を置くことで、ガバナンスの強化に努めている会社も存在する。企業は個別の事情に応じ柔軟に対応できていることから、監査役(会)設置会社に監査等委員会設置会社の取締役会と同等の機能を持たせたいとのニーズはないものと考える。
また、委員会型の機関設計と似た機関が並び、なぜ監査役(会)設置会社のままで委員会型と同様の機能を持たせているのか分かりにくくなることにより、株主にとっては投資判断がしにくくなることが懸念される。
加えて、平成２６年の会社法改正により監査等委員会設置会社の制度が新たに創設されてから、さほど時間が経過しておらず、その効果が十分検証されないうちに、監査等委員会設置会社と同様の機能を与える改正は必要ないと考える。

３　社外取締役を置くことの義務付けについて

Ｂ案（現行法の規律を見直さないものとする）を強く支持する。
前回の会社法改正により、監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であって金融商品取引法の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものに対して、社外取締役を置いていない場合には、設置しないことが相当である理由を取締役が株主総会において説明することが義務付けられ、社外取締役の設置が強く推奨されることとなった。その後、上場企業においては、平成２７年にコーポレートガバナンス・コードも適用されたが、まだ間もなく、平成２８年、２９年から社外取締役を導入したばかりの会社もある。現在、社外取締役の設置が急速な進展を見せており、また社外取締役の設置による経営への効果や課題について検証を行う段階であり、政府は、民間における努力を見守るべきである。

むしろ社外取締役の設置を義務付けることは、経営判断の迅速性を重視し、社外取締役の設置とは別の手段で同等以上のガバナンス手段を講じることなどによって、あえて社外取締役を選任しないことが有効と考える企業にとっては規制強化となり、弊害が生じ得る。

また、商工会議所の会員企業への個別ヒアリングでは、「コーポレートガバナンス・コードの導入以来、社外取締役業を商売としている一部専門家等からの売り込み・営業を日々受ける一方で、実際には企業経営と当社の事業内容を十分に理解した、資質と人格を兼ね備えた社外取締役に適する人材は不足しており、会社側も選任に苦慮している」との意見があった。このような状況において義務付けがなされれば、ガバナンス強化という本来の趣旨とはかけ離れ、「誰でも良いから、とにかく形式的に社外取締役を選任すればよい」という事態を招きかねず、かえって制度が形骸化する恐れがある。

さらに、会員企業からは、社外取締役に急な欠員が生じた場合の取締役会の決議の有効性を懸念する声が寄せられている。そのため、制度を見直す必要はないと考える。

第３部　その他

第１　社債の管理

１　社債管理補助者の設置について

特に異論なし。

２　社債権者集会について

特に異論なし。

第２　株式交付

１　定義等について

株式交付について制度を設けることを歓迎する。

せっかく制度を創設するのであれば、企業に活用されるよう、利用しやすい制度設計とすべきである。

株式交付の対象として、中間試案に示された会社法施行規則第３条第３項第１号の範囲に止まらず、同条同項第２号（１００分の４０以上の株式を取得し実質的に支配権を有する場合）、第３号も加えるべきである。これまで会社法における親子会社の判定は実質基準（会社法施行規則第３条第３項第１号から第３号まで）を用いてきており、子会社化するための株式交付の要件を別に設ける必要性はないものと考える。

また、すでに子会社化している場合、親会社が子会社の株式を追加で取得する際には、創設される株式交付の制度を利用できない。この場合、会社法１９９条１項による株式の募集事項の決定手続きが必要となる他、裁判所に対する検査役の選任や、親会社の取締役等が財産価額塡補責任を負うことになる。支配権をより強める企業ニーズもあることから、追加で子会社の株式を取得する場合も、株式交付の制度を利用できるようにすべきと考える。

さらに、実務上は、外国の買収先がＬＬＣ（有限責任会社）やＬＬＰ（有限責任事業組合）であるケースも多いことから、持分会社の取り扱いに工夫の余地がないかも含め、今後詳細に検討すべきである。

２　株式交付計画について

特に異論なし。

３　株式交付会社の株式の譲渡しの申込み等について

特に異論なし。

４　株式交付の効力の発生について

特に異論なし。

５　株式交付親会社の手続について

特に異論なし。

第３　その他

１　責任追及等の訴えに係る訴訟における和解について

本文については特に異論なし。

なお、中間試案には記載されていないが、株主による責任追及等の訴え（株主代表訴訟）の提起の制限について、中小企業では、株主である近親者や、元取締役といった経営陣のＯＢとの内紛の結果、責任追及の訴えを提起されることがある。この場合、経済的な価値の取得目的もさることながら、嫌がらせ目的の提訴もある。これは本来の目的から逸脱しており、訴訟により人的、経済的資源の損耗を強いられることから、本来の趣旨、目的にかなっていない提訴については制限を設けるべきである。

２　議決権行使書面の閲覧等について

閲覧等の拒絶事由として、Ａ案（当該請求を行う株主が株主総会の招集の手続又は決議の方法（書面による議決権の行使に関する者に限る。）に関する調査以外の目的で請求を行ったとき）を支持する。議決権行使書面の閲覧謄写請求権について、目的外請求に対する一定の抑止力を果たす提案が中間試案に盛り込まれたことを評価している。

議決権行使書面の閲覧謄写請求は、株主の意思に基づかない議決権行使や、議決権行使書面による投票が採決に正確に反映されないといった瑕疵のある処理を防ぎ、株主総会の決議が適法かつ公正になされることを担保するための制度であり、その後に予定された株主総会の決議の取消し等の訴えをもって請求するために定められた手続的権利であると解されることから、その制度趣旨と離れた目的をもって請求することは、権利の濫用であって認めるべきではないと考える。

また、株主の請求に対し、人的・時間的・空間的（スペースの問題）にコストの高い閲覧謄写により応じる方法だけではなく、会社が費用負担することで検査役を選任し調査する方法も代替案として用意し、会社が事情に応じて任意に選択できる方法も検討すべきである。

３　株式の併合等に関する事前開示事項について

特に異論なし。

４　新株予約権に関する登記について

規定を置くことに特に異論はないが、商工会議所としては手続きと登記費用の軽減の観点から、Ａ案を支持する。

５　株式会社の代表者の住所が記載された登記事項証明書について

代表者の住所を登記事項証明書に原則不記載にすることは特に反対はしない。ただし、利害関係人の範囲については、さらなる検討が必要と考える。

現在の取引の実情として、代表者の住所については、企業取引の開始前や期間中における与信審査・与信管理のために利用される。利害関係人の範囲を登記事項証明書の附属書類の閲覧と同様の範囲とした場合、取引開始前の調査の段階などでは利害関係人と認められず、取引先代表者の委任が必要と考えられるが、会員企業からは、「相手を信用していないと受け取られかねないため、実務上困難」との意見が寄せられている。従って、個人情報の保護や、訴訟用途だけでなく、円滑な経済取引を阻害しないよう配慮すべきである。

６　会社の支店の所在地における登記の廃止について

特に異論なし。

以　上

２０１８年　４月１２日
第７０５回常議員会決議（追認）

＜提出先＞法務省、経済産業省、金融庁

＜実現状況＞

株主総会資料の電子化や取締役の報酬等の規律、株主提案などの論点で一部意見が反映された。２０１９年の臨時国会に会社法改正法案が提出される見込み。

３．専門的・技術分野の外国人材受け入れに関する意見

わが国における人手不足は年々深刻化している。日本商工会議所が本年３月に実施した「人手不足等への対応に関する調査（※１）」では、「人手不足」と回答した企業の割合が、昨年は６０．６％であったところ４年連続で上昇し、６６．７％に達している。また、本年２月の有効求人倍率（季節調整値）は１．５８倍と約４４年ぶりの水準となり、全ての都道府県で１倍を超えている。完全失業率（季節調整値）についても２．５％と約２５年ぶりの水準となり、実質的な「完全雇用」の状態が続いている。同調査では「人手不足感が増す」と回答した企業が５割強を占め、さらに、生産年齢人口は２０１５年の７，７２８万人から、２０４０年には５，９７８万人、２０６０年には４，７９３万人へ減少すると推計されていることから、人手不足は今後さらに深刻さを増していくことが予想されている。このように人手不足問題はかつてないほどの危機に直面し、中小企業では最大の経営課題となっている。

こうした状況に対し、女性や高齢者をはじめとした多様な人材の活躍推進に加え、働き方改革、生産工程や業務プロセスの見直し、ＩＣＴやＡＩといった新技術の導入等による労働生産性の向上が求められており、現在、官民を挙げて様々な取組が進められている。

こうした背景のもと、外国人材に対する期待と関心がこれまでになく高まっている。昨年１０月末現在、外国人労働者を雇用している事業所数は約１９万カ所、外国人労働者数は約１２８万人であり、近年、右肩上がりの

状況が続いている（※２）。しかし、外国人労働者を在留資格別にみると、「留学（資格外活動）」や「技能実習」といった原則、就労が認められていない在留資格で就労している者が４割以上であり、その数は年々増加している。

これに対し、日本・東京商工会議所では、「今後の外国人材の受け入れのあり方に関する意見」を昨年１１月に策定し、「『開かれた日本』の実現に向けた、新たな受け入れ制度の構築に関する検討を政府で行うこと」、また、「就労が認められる現在の在留資格について、より積極的に外国人材を受け入れるため早急に検証・見直しを行うこと」、「官民を挙げて受け入れ環境を整備すること」等を関係省庁へ要望したところである（※３）。

その後、去る２月２０日の経済財政諮問会議において、「専門的・技術的な外国人受け入れ制度のあり方」について、早急に検討を開始し、今夏までに方向性を示すことが表明された。さらに関係省庁の参加によるタスクフォースのもとで一定の専門性・技能を有する外国人材の受け入れを進める観点から検討が行われていることを高く評価する。

人手不足問題は今後さらに深刻さを増していくことが予想されていることを踏まえ、専門的・技術的な外国人材の受け入れ制度のあり方を検討するにあたり、人手不足の業種や分野を中心に積極的に受け入れていくという考えに立脚した正面からの議論が不可欠である。こうした認識のもと、上記タスクフォースにおける主な検討課題となっている「受け入れ業種を判断するにあたっての考え方」、「受け入れ対象者に求められる専門性・技能の程度、日本語能力」、「在留管理、支援体制の在り方」等について、下記の通り意見を申し上げる。

記

１．外国人材の受け入れに対する商工会議所の考え方

わが国の出入国管理制度は１９５２年の法整備以降（出入国管理及び難民認定法。以下、入管法）、これまで数次の改正が行われてきたものの、受け入れる外国人材は「専門的・技術的分野の外国人」を原則としており、限定的な受け入れとなっている。一方、日本商工会議所が本年３月に実施した「人手不足等への対応に関する調査」では、外国人材受け入れのニーズが「ある」と回答した企業は４１．７％となり、昨年の調査に引き続き受け入れニーズは高止まりしている。また、求める人材については「一定の技術を有した専門職層」や「即戦力となるようなミドル人材」が多くなっている他、新設または拡充すべき支援策については、「就労が可能な在留資格（専門的・技術的分野）の拡充、制度の見直し」を挙げた企業が約４割となっている（※４）。

また、人手不足に苦慮する各業界・企業から、一定の専門性・技能を有する外国人材について、「単純労働者ではなく、技能実習修了者など、一定の経験や技能を有する優秀な人材を受け入れたい（建設業）」、「繁忙繁閑等に合わせフロント業務・接客・客室メンテナンスなど様々な業務に対応するとともに、日本的なおもてなしを理解・会得しているスキルを持つ人材を求めている（旅館業）」、「訪日外国人客が増えている中で、丁寧な商品説明や接客ができるスキルを持つ人材は即戦力になると思う（小売業）」、「政府が一定の専門性・技能を有する外国人材の受け入れを積極的に進めていくならば、技能実習修了者に就労してもらいたい（製造業）」「人手不足・採用困難が顕著。手作業に頼ることが多いため、技術・技能を学んだ技能実習生に留まってほしい（製造業）」といった「生の声」が数多く聞かれる。しかし、現行の出入国管理制度では、単純労働者とは異なる一定の専門性・技能を有する外国人材であっても、「専門的・技術的分野」の要件に合致しなければ在留資格が付与されず、現状はわが国で就労することが原則、叶わない。

こうした状況を踏まえ、日本・東京商工会議所は、一定の専門性・技能を有する外国人材を「中間技能人材（仮称）」と定義し、新たな在留資格を創設した上で、受け入れを積極的に進めていくべきと考える。「中間技能人材」の創設にあたっては、原則、人手不足の業種・分野であることを受け入れの基本的な条件とし、期間は他の在留資格と同様に５年を上限に更新可とすべきである。

なお、政府において専門的・技術的な外国人材の受け入れ制度に関する検討が進められているが、女性や高齢者等の労働参画の状況、ＩＣＴやＡＩといった新技術の導入等による労働生産性の向上など経済・社会の動向や人手不足の状況を考慮し、一過性ではなく今後も継続的に検討していくことが必要である。また、政府は今夏までに方向性を示すことになっているが、その後は所要の法改正を通じて速やかに具現化していくことが求められる。

さらに、専門的・技術的な外国人材の受け入れ制度に関する検討とは別に、政府は移民政策とは異なる非技術的分野の外国人材の受け入れ制度のあり方についても、課題等を整理する「検討の場」を早急に設けるべきである。

要望事項

- 一定の専門性・技能を有する外国人材を「中間技能人材（仮称）」と定義し、新たな在留資格を創設した上で、受け入れを積極的に進めていくこと。
- 「中間技能人材」の創設にあたっては、原則、人手不足の業種・分野であることを受け入れの基本的な条件とし、期間は他の在留資格と同様に５年を上限に更新可とすべき。

２．「中間技能人材」の受け入れ業種・分野を判断する際の考え方

前述の通り、本年２月の有効求人倍率（季節調整値）は１．５８倍と約４４年ぶりの水準で、完全失業率（季

節調整値）も２．５％と約２５年ぶりの水準となり、実質的な「完全雇用」の状態が続いている。一方、有効求人倍率を職種別にみると全職種で一律に高い水準ではなく、職種間で０．３１倍から１０．４６倍まで大きく差が開いている（※５）。

こうした状況を踏まえ、「中間技能人材」の受け入れ業種・分野を判断する際には、①業種・分野ごとの人手不足の状況に基づき、受け入れの可否および総量を検討する、②業種・分野ごとの人手不足を測る指標には有効求人倍率や失業率、人手不足に関する調査結果等を用いる、③有効求人倍率が１倍を超える期間が続いているなど、人手不足が一過性ではなく一定期間続いており、かつ、将来的に改善する見込みが希薄であること、これらの３点を基本的な考え方とすべきである。

加えて、①アニメ、ファッション、食、デザイン、美容等に代表されるクールジャパン関連や、②宿泊・観光等わが国でのインバウンド対応が期待される業種・分野、③インフラ関連や高品質かつきめ細かいサービスなどさらなる国際展開が期待される業種・分野など、わが国経済の持続的な成長・発展およびグローバル化への寄与が期待される業種・分野については、人手不足の状況とは別に戦略的な観点から、受け入れの可否および総量を検討していくことが望ましい。
なお、業種・分野ごとの人手不足の状況に大きな地域差がある場合には、受け入れの可否および総量を検討する際に考慮するとともに、受け入れる地域については日本全国はもとより、国家戦略特区により地域を限定して受け入れることも検討すべきである。また、「中間技能人材」の受け入れにあたっては、国内の求職者と競合しないことが必要であり、一定期間国内での求人を行ったうえで、求人が充足できない場合に限り「中間技能人材」を受け入れる仕組みとすることが望まれる（※６）。

図表１：「中間技能人材」イメージ図

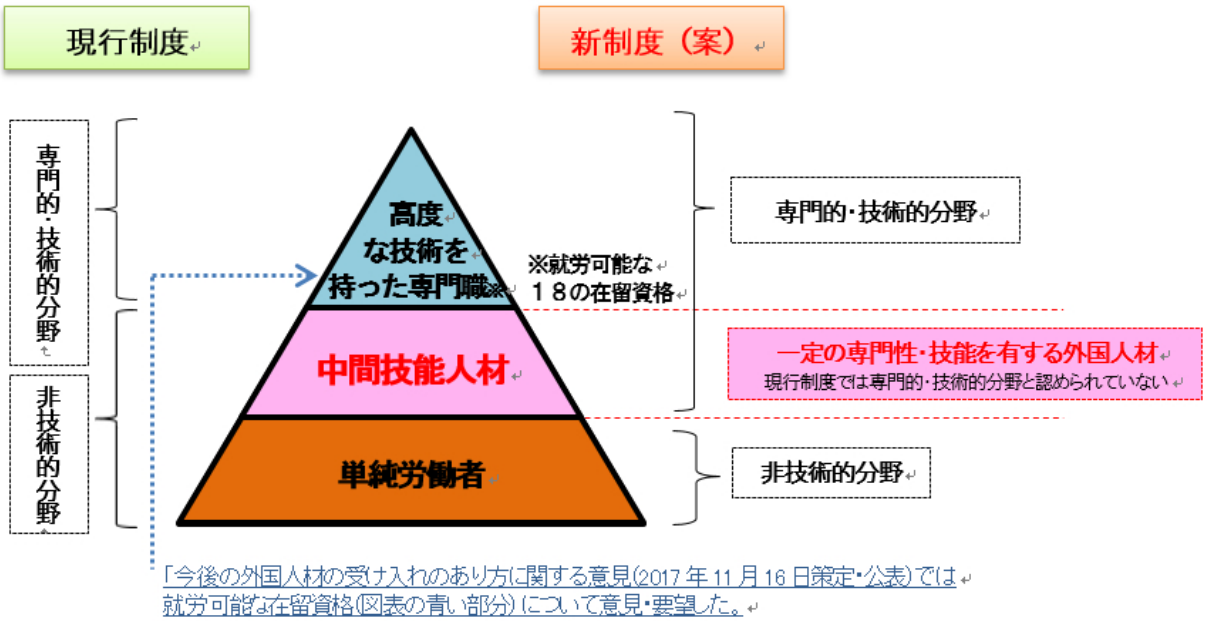

要望事項

- 中間技能人材」の受け入れ業種・分野を判断する際には、①業種・分野ごとの人手不足の状況に基づき、受け入れの可否および総量を検討する、②人手不足を測る指標には有効求人倍率や失業率、人手不足に関する調査結果等を用いる、③人手不足が一過性ではなく一定期間続いており、かつ、将来的に改善する見込みが希薄であること、これらの３点を基本的な考え方とすること。
- 加えて、①アニメ、ファッション、食、デザイン、美容等に代表されるクールジャパン関連や、②宿泊・観光等わが国でのインバウンド対応が期待される業種・分野、③インフラ関連や高品質かつきめ細かいサービスなどさらなる国際展開が期待される業種・分野など、わが国経済の持続的な成長・発展およびグローバル化への寄与が期待される業種・分野については、人手不足の状況とは別に戦略的な観点から、受け入れの可否および総量を検討していくこと。
- 業種・分野ごとの人手不足の状況に大きな地域差がある場合には、受け入れの可否および総量を検討する際に考慮するとともに、受け入れる地域については日本全国はもとより、国家戦略特区により地域を限定して受け入れることも検討すべき。

３．「中間技能人材」に求められる一定の専門性・技能の程度および日本語能力

「中間技能人材」に求められる一定の専門性・技能については、受け入れる業種・分野ごとに政府がそれぞれ

設定すべきものである。その上で「中間技能人材」に求められる一定の専門性・技能の程度については、政府が設定した業種・分野ごとに求められる専門性・技能を有し、かつこれらの専門性・技能を裏付ける下記（１）から（３）のいずれかに該当することを要件とすべきである。

図表２：「中間技能人材」に求められる専門性・技能の要件

在留資格	受け入れる業種・分野	業種・分野ごとに求められる専門性・技能
中間技能人材（仮称）	➢人手不足の業種・分野 ※有効求人倍率等で判断 ➢人手不足の状況とは別に、わが国経済の持続的な成長・発展およびグローバル化への寄与が期待される業種・分野	政府が業種・分野ごとに求められる専門性・技能を設定

＋

政府が設定した業種・分野ごとに求められる専門性・技能を裏付ける要件	日本語要件
(1)母国における5年程度の実務経験および高卒以上の学歴を有している者	日本語能力試験N4または同等の日本語能力
(2)技能実習修了者(2号、3号) ※習得した技能を生かした活動を母国において一定期間行い、再度、日本での就労を希望する者	
技能実習修了者(1号) ※同上	≪入国時≫ 日本語能力試験N4または同等の日本語能力 ≪2年を超える在留時(更新)≫ 日本語能力試験N3または同等の日本語能力
(3)わが国の国家資格等(※)取得者 ※法務大臣が指定した国家資格、民間資格	―

（１）母国における５年程度の実務経験および高卒以上の学歴を有している者

現在の「専門的・技術的分野」の在留資格は、専門性、母国における１０年以上の実務経験、大卒以上の学歴、有資格者であることなど、高度な要件を課している。これに対し「中間技能人材」は、政府が定める当該業種・分野に係る専門性・技能に加え、母国における５年程度の実務経験および高卒以上の学歴を有している者を対象とすべきである。

求められる日本語能力は、現行の「専門的・技術的分野」の在留資格では要件となっていないが、専門性や技能に係る要件を緩和することに鑑み、入国時に日本語能力試験Ｎ４または同等の日本語能力を有することを要件とするのが望ましい。

（２）技能実習修了者

技能実習２号および３号を修了した者は一定の専門性・技能を有しており、かつ、わが国の文化や習慣、伝統等に対する知識や理解があると考えられることから、わが国で習得した技能を生かした活動を母国において一定期間行った後に、日本での就労を希望する場合には、入国時に日本語能力試験Ｎ４または同等の日本語能力を有することを要件に、「中間技能人材」の対象とすべきである。

また、２号移行対象職種が７７職種、１３９作業に限定されていることから、技能実習１号を修了した者については、わが国で習得した技能を生かした活動を母国において一定期間行った後に、日本での就労を希望する場合には、入国時に日本語能力試験Ｎ４または同等の日本語能力を有することを要件とし、さらに通算して２年を超えて在留するときには、更新の要件として日本語能力試験Ｎ３または同等の日本語能力を有することを条件に(※７)、「中間技能人材」の対象とすべきである。

（３）わが国の国家資格等取得者

わが国の国家資格のうち、業務独占資格（弁護士、公認会計士、司法書士など）は、有資格者以外が携わることを禁じられている業務を独占的に行うことができる資格である。また名称独占資格（栄養士、保育士など）は、有資格者以外はその名称を名乗ることを認められていない資格であることから、特にこれらの資格は一定の専門性や技能、知識の担保になり得るものである。また、ビジネス関連をはじめとした民間資格（日商簿記検定、販売士検定等）の中にも担保になり得るものがある。しかし、現行制度では、一部の国家資格が在留資格「法律・会計業務」で認められているものの（※８）、他の多くの国家資格は認められていないため、わが国での就労を希望する外国人材がこうした資格を取得しても、現行の入国管理制度にはわが国の国家資格等の取得を要件にした在留資格が存在しないことから、やむなく本国へ帰国せざるを得ないのが現状である。

したがって、入管法を所管する法務大臣が資格の専門性や技能、知識の程度や、前述の「２．『中間技能人材』の受け入れ業種・分野を判断する際の考え方」等を考慮の上、対象となる資格を指定し、その資格を取得した外国人材を「中間技能人材」の対象とすべきである。

なお、求められる日本語能力は、日本語の試験により資格の取得に至ることを考慮し、要件を課さないことが適当である。

要望事項

➢　「中間技能人材」に求められる一定の専門性・技能については、受け入れる業種・分野ごとに政府がそれぞれ設定すべき。

- その上で「中間技能人材」は、政府が設定した業種・分野ごとに求められる専門性・技能を有し、かつこれらの専門性・技能を裏付ける要件として、（１）母国における５年程度の実務経験および高卒以上の学歴を有している者、（２）技能実習修了者、（３）わが国の国家資格等取得者のいずれかに該当する者とすべき。

４．外国人材受け入れに係る在留管理のあり方について

わが国の入国管理制度は、入国・出国のみならず、在留の管理も厳格に実施している。２００９年の入管法改正により、それまで入管法と外国人登録法の二元的管理であったものが、入管法による管理に一本化され、法務大臣が在留管理に必要な情報を継続的に把握する制度が構築された（※９）。これにより、中長期在留者には在留カードが公布された他、法務省に在留管理にかかる情報の把握に関する調査権が付与され、不法滞在者、不法入国者の数が減少する等、大きな効果があった。

しかし、法務省が把握する中長期在留者の情報については、「中長期在留者本人からの届出（義務）」と、「所属機関からの届出（努力義務）」となっており、本人、企業の双方から情報を収集しているが、本人からの届出は義務、企業からの届出は努力義務であることから、「中長期在留者本人から届出があっても、所属機関からの届出がなければ，届出内容の正確性を確認できない」といった声が挙がっている。また、企業には別途、雇用対策法で「外国人雇用状況届出」の厚生労働大臣（ハローワーク）への提出を義務としているが、一部に届出を行っていない例もある。また、一時減少傾向であった不法残留者も近年は増加に転じている他、難民申請件数も過去最高を更新していることから（※１０）、外国人材の増加に伴い入管法違反等事件・事故の増加が懸念される。

こうした状況を踏まえ、受け入れた外国人材の出入国管理はもとより、居住地、所属企業、在留資格、移転先（引っ越し、転職等）など、詳細を把握できる情報を一元化して、在留および雇用管理のさらなる徹底を図るべきである。また、新たな外国人材の受け入れ制度の構築にあたっては、外国人材を送り出す国とわが国との二国間協定（ＭＯＵ）を交わすことが求められる。

なお、外国人材の積極的な受け入れに際して管理・支援機関を設置する場合には、わが国の公的機関がその任を担うことが望ましい。

要望事項

- 外国人材の出入国管理はもとより、居住地、所属企業、在留資格、移転先（引っ越し、転職等）など、詳細を把握できる情報を一元化して、在留および雇用管理のさらなる徹底を図るべき。
- 新たな外国人材の受け入れ制度の構築にあたっては、外国人材を送り出す国とわが国との二国間協定（ＭＯＵ）を交わすこと。
- 外国人材の積極的な受け入れに際して管理・支援機関を設置する場合には、わが国の公的機関がその任を担うことが望ましい。

５．政府が構築すべき外国人材および企業に対する支援体制について

現在、政府は、日本国内で就労する外国人材向けに６言語（※１１）で労務相談に対応する「外国人労働者向け相談ダイヤル」を設置している他、外国語で労働条件に関する相談を受け付ける「外国人労働者相談コーナー」を労働局、労働基準監督署に設けている。また、外国人材を受け入れたい企業には「外国人雇用サービスセンター」での相談や各都道府県に配置されている「外国人雇用管理アドバイザー」による支援を実施している。

このように様々な支援策が講じられているものの、わが国で就労している外国人材および企業からこうした支援策について「知らなかった」といった声が聞かれる。一方、日本商工会議所が本年３月に実施した「人手不足等への対応に関する調査」では、外国人材の受け入れにあたって新設または拡充すべき支援策として「在留資格の更新や労務相談等に対応してくれる公的機関（ハローワーク等）の機能拡充」、「外国人求職者と求人を希望する企業とのマッチング支援（行政等が実施している外国人留学生を対象とした合同会社説明会等）」、「外国人材の就労支援のための専門家派遣」、「外国人求職者を対象としたインターンシップへの支援」といった項目が多く挙げられていることから、外国人材の積極的な受け入れに際して支援策の一層の周知とさらなる拡充が必要である。また、外国人留学生向けのインターンシップ事業等については、各省がそれぞれ実施しており、認知度や使い勝手の面で課題がある。こうした支援策の活用促進には、各省が緊密に連携し一体となって実施していくことが求められる。

加えて、外国人材を受け入れたい企業向けに外国人材を雇用する際の手続きや受け入れる際にポイントとなることを分かりやすく纏めたハンドブックを策定することも求められる。また、受け入れた外国人材がわが国で円滑に生活し就業できるよう、わが国の生活習慣・生活環境や文化、伝統等に関する情報発信や日本語のさらなる習得に資する講習会等を国内外で積極的に実施していくことが重要である。なお、日本国内においては国、地方公共団体、商工会議所を含む関係機関が緊密に連携して取り組んでいく態勢を構築していくことが望ましい。

要望事項

- 外国人材の積極的な受け入れに際して支援策の一層の周知とさらなる拡充を図ること。
- 支援策の活用促進に向け、各省が緊密に連携し一体となって実施していくこと。

６．「中間技能人材」以外の外国人材の受け入れについて

今般、政府が検討している外国人材の受け入れ策は、「一定の専門性・技能を有する外国人材」を対象としているが、昨年１１月に策定した「今後の外国人材の受け入れのあり方に関する意見」でも要望した通り、「中間技能人材」以外にも積極的に受け入れていくべき外国人材は存在する。
特に、日本での就労を希望する外国人留学生は６割である一方、実際に就職している者は卒業生全体の３割程度である実態や、外国人留学生が日本の企業に就職を希望する際、選択先が大学等で学んだ専門分野に限定されてしまう（汎用性がない）といった課題があることから、わが国の大学等を卒業した外国人留学生が引き続き日本で就労できるよう、卒業生に特化した在留資格を創設すべきである。

また、外国人留学生がわが国の大学等を卒業後または卒業見込みで、わが国で就職することが内定している場合など、わが国の公私の機関に雇用されて活動に従事することを内容とする在留資格の申請について、企業・団体等の区分によって提出書類が異なるという課題がある。

法務省は、２００９年に企業・団体等をカテゴリー１～４に区分し、カテゴリー１は主に上場企業や地方公共団体等、カテゴリー２は前年の給与所得の源泉徴収税額が１，５００万円以上の企業・団体、カテゴリー３は源泉徴収税額が１，５００万円未満の企業・団体、カテゴリー４はその他となっている（※１２）。

例えば、「留学」の在留資格から「技術・人文知識・国際業務」に変更する際に、申請に際して在留資格更新許可申請書やパスポートなど、全カテゴリー共通で提出する書類がある一方、カテゴリー３および４の場合のみ、企業の沿革や主要取引先等を明記した企業概要、登記事項証明書、直近の決算書、労働条件通知書、留学生の卒業証明書等の提出が求められている。その理由は、カテゴリー１および２は主として大企業や中堅企業が大半を占めることから、企業概要や決算書等について徴収する必要がないとの判断に基づくものであるが、労働条件通知書や留学生の卒業証明書等は企業規模との関係性がないことから、カテゴリー１および２で提出が不要ならば、カテゴリー３および４でも不要とすべきである。
日本商工会議所が本年３月に実施した「人手不足等への対応に関する調査」では、外国人材の受け入れにあたって拡充すべき方策として、約６割の企業が「外国人材を雇用する際の手続きの簡素化」を挙げていることから、中小企業が積極的に外国人材を受け入れていくために、外国人材を雇用する際の手続きや提出書類の簡素化を図っていくことが求められる。

要望事項

- わが国の大学等を卒業した外国人留学生が引き続き日本で就労できるよう、卒業生に特化した在留資格を創設すること。

※１：「人手不足等への対応に関する調査」に係る数値は全て中間集計である。
※２：２０１７年１０月末時点の外国人労働者数は１２７万８，６７０人（厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」）。
※３：２０１７年１１月１６日　日本・東京商工会議所「今後の外国人材の受け入れのあり方に関する意見」
ＵＲＬ：ｈｔｔｐｓ：／／ｗｗｗ．ｊｃｃｉ．ｏｒ．ｊｐ／ｃａｔ２９８／２０１７／１１１６１４０６１４．ｈｔｍｌ
※４：回答企業の４１．７％が外国人材の受け入れニーズがある（既に雇用している、今後雇用する予定、検討中の合計）と回答（昨年は４１．７％）。
※５：有効求人倍率を職種別にみると「その他の運搬等の職業（０．３１倍）」から「建設躯体工事の職業（１０．４６倍）」となっている（厚生労働省「職業別一般職業紹介状況［実数］（常用、含パート）」。
※６：韓国の「雇用許可制」に導入されている「労働市場テスト」を想定。
※７：２０１８年３月３０日に告示された「日系四世の更なる受入れ制度のための特定活動告示」の内容と同様に、入国時には日本語能力試験Ｎ４程度を要件とし、通算して２年を超える在留（３年申請段階）については、在留期間更新申請の要件として日本語能力試験Ｎ３程度を課すもの。
※８：在留資格「法律・会計業務」では、①弁護士、②司法書士、③土地家屋調査士、④外国法事務弁護士、⑤公認会計士、⑥外国公認会計士、⑦税理士、⑧社会保険労務士、⑨弁理士、⑩海事代理士、⑪行政書士のいずれかの資格取得者が申請人であり、当該資格の業務に従事する場合に在留資格を付与している。
※９：２００９年の入管法改正により、法第１９条の１８により「法務大臣は、中長期在留者の身分関係、居住関係及び活動状況を継続的に把握するため、出入国管理及び難民認定法その他の法令の定めるところにより取得した中長期在留者の氏名、生年月日、性別、国籍の属する国、住居地、所属機関その他在留管理に必要な情報を整理しなければならない。２「法務大臣は全国に規定する情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない」と規定されている。
※１０：２０１７年1月１日現在の不法残留者は，６５，２７０人で前回調査（２０１６年1月１日現在）よりも２，４５２人増え、３年連続の増加となっている。また、難民申請数も２０１７年は過去最高の１９，６２８人となっている。
※１１：英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語
※１２：法務省では、在留資格認定証明書交付申請に関する手続きに際し、申請企業をカテゴリー１～４に分けている。

カテゴリー１：（１）　日本の証券取引所に上場している企業、（２）　保険業を営む相互会社　、（３）　日本又は外国の国・地方公共団体、（４）　独立行政法人、（５）　特殊法人・認可法人、（６）　日本の国・地方公共団体認可の公益法人、（７）　法人税法別表第１に掲げる公共法人
カテゴリー２：前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収合計表の源泉徴収税額
が１，５００万円以上ある団体・個人
カテゴリー３：前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表が提出された団体・個人（カテゴリー２を除く）
カテゴリー４：カテゴリー１～３のいずれにも該当しない団体・個人

以　上

２０１８年　５月１０日
第７０６回常議員会決議（追認）

＜提出先＞内閣府、法務省、経済産業省、厚生労働省等

＜実現状況＞

○２０１８年１２月に改正入管法が成立し、２０１９年４月から、相当程度の知識または経験を要する技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格「特定技能１号」と、同分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格「特定技能２号」が新設された。

４．首都圏の国際競争力強化に向けた要望

東京商工会議所では、「中小企業の再生による日本経済の再生」と「東京と地方が共に栄える真の地方創生」を活動の二本の柱として掲げており、それらを実現するには物流・人流の円滑化を促すための社会資本（インフラ）が重要であると認識している。一方、グローバル化の進展が極めて速いスピードで進展するとともに、人口減少・少子化・高齢化等、取り巻く環境の厳しさが増していることからも、世界における東京の存在感を高めるべく、国際競争力を高めていくことが必要である。そのような中、国土交通省が策定した具体的なインフラの整備計画の実行により、近年、輸送時間の短縮やコスト低下等の生産性向上効果、災害リスクの低減による安全・安心効果などのストック効果が目に見えて現れている状況であるが、その整備には継続的かつ網羅的な取組が必要なものも多いことを踏まえ、東京及び首都圏の国際競争力向上に向けた施策について、重点要望項目を設けたうえで、改めて意見することとした。なお、ストック効果の発現には、社会資本を利用する民間の役割も重要であることから、当所としても引き続き、国土交通省と緊密に連携を図っていく所存である。

１　東京及び首都圏を取り巻く課題

東京及び首都圏を取り巻く環境は、グローバル化、技術革新の進展に伴い、世界との都市間競争が激化している状況下にある。東京は「世界の都市総合力ランキング」において現在３位であるが、都市再生の推進、観光インバウンド施策や国際交通ネットワークの強化、法人実効税率の引き下げや起業・創業支援の拡充、労働生産性向上等、国際競争力強化に向けた一連の施策を実施することにより、２０２０年には２位になり得るというシミュレーションが２０１６年に出されており、東京が世界をリードする国際都市としてさらに発展していく可能性があることからも、国際競争力の強化は、東京及び首都圏における重要な課題である。

一方、地方や首都圏郊外はもとより、東京都でも約１０年後には人口減少に転じ、２０４０年代には高齢化率が約３割に達するなど、これまで世界のどの都市も経験したことのない少子高齢・人口減少社会を迎えることが予測されている。また、今後３０年間で７０％の確率で発生すると予想されている首都直下地震のように、人的・物的・経済面など経済社会のあらゆる面で国難とも言うべき災害リスクがある。

そのようななか、２年後に迫った東京２０２０大会は、将来の東京及び首都圏の都市形成にとって大きなチャンスであることから、このチャンスを確実に捉え、有形・無形のレガシーを形成していくことが重要である。

現在、「首都圏広域地方計画」で示されているように、首都圏は将来を決する「運命の１０年」にある。日本の成長のエンジンである東京が世界から選ばれ、人が集まる都市になるとともに、東京及び首都圏内のみならず、各地方との人流・物流をさらに促進することで、「東京と地方が共に栄える真の地方創生」を実現するよう、環境整備を急ぐ必要がある。

（東京及び首都圏を取り巻く主な課題）

世界との都市間競争の激化

・アジア主要都市の急速な台頭（インフラ、市場の整備）
・外国人受入環境整備の重要性（ビジネス・居住・医療等）
・渋滞損失の発生、港湾・空港の処理能力
・インフラや建物の老朽化
・技術革新の進展、対応（近未来技術の実装）等

人口減少・少子化・高齢化
・地方（首都圏郊外）の疲弊、空き地・空き家の増加
・東京への転入超過の継続と高齢人口の増加（医療・介護体制）
・生産年齢人口の減少による担い手不足（建設、物流等）
・人と人のつながりや他者を思いやる共助の心の喪失　等
災害リスク
・首都直下地震発生リスク（今後３０年で７０％の確率）
・堤防決壊等による洪水発生リスク　等
東京２０２０大会を契機としたレガシー形成
・成熟都市東京における大きなチャンス
・訪日外国人の増加

２　インフラの重要性と本要望の考え方
インフラは、以下に記載の４つの役割を担っていると考えている。東京及び首都圏を取り巻く課題を解決し、東京及び首都圏の発展と真の地方創生を実現するためには、インフラのハード・ソフト両面からの整備が不可欠である。

（インフラの役割）
都市の魅力向上（国際競争力向上）
・様々な分野での多様な集積にさらに磨きをかけ、魅力ある都市空間を構築することで世界から資金や人材、情報を呼び込む。
対流創出（対流型首都圏への転換）
・「東京一極集中」の圏域構造から、面的な人流・物流の創出により様々な主体の連携・交流や地域間の対流を創出することで新たな活力や付加価値を生み出す。
生産性向上
・働き手の減少を上回る生産性の向上に向け、インフラの「ストック効果」を最大限に引き出し、企業や社会全体の生産性向上の基盤を構築する。民間の活力を引き出すためにも官民連携の取組が不可欠である。
防災力強化
・世界から見ても、安心・安全を感じることができる街を実現すべく、ハード・ソフト両方からの対策を講じ、首都圏、特に東京の防災力強化を図る。

東京商工会議所では、昨年６月に「首都圏の社会資本整備に関する要望」を策定するなど、これまでも意見活動等を積極的に展開してきたが、そもそも、インフラの整備は継続的かつ網羅的な取組が必要である。一方、資源には限りがあることから「選択と集中」の観点に立ち、ストック効果の高い施策を優先的に進めることも必要である。
その上で、都市を取り巻く施策を、「陸・海・空の交通・物流ネットワーク」、「都市整備・まちづくり」に分け、また、これらのインフラ整備の推進を担い、その質を高めるうえで重要となる「インフラの基盤」、さらには「東京２０２０大会を契機にさらに推進すべき施策」の観点を加えた４つの分野から個々の施策について検討を行った。個々の施策の進捗状況を踏まえるとともに、東京及び首都圏の発展に向けて特に加速化が必要な施策、中長期的な社会基盤維持に向けて特に重要である施策、また、これらのうち官の役割が特に大きい施策を重点要望項目として選出し、意見することとした。

３　要望項目
東京及び首都圏の国際競争力を強化するために必要な政策や民間における取組の推進に関して、下記の通り要望する。そのうち、特に重要であると考える重点要望項目は次のとおりである。

（重点要望項目）
○首都圏三環状道路の整備（外環道、圏央道）　…４頁
○都心と首都圏空港間のアクセス改善をはじめとした鉄道交通網の強化　…４頁
○首都圏空港（羽田・成田）の処理能力強化と就航都市数の増加、横田基地の軍民共用化、横田空域を含めた航空管制見直しの推進　…５頁
○国際海上コンテナターミナル整備事業の推進（京浜港）　…６頁
○重要なインフラの老朽化対策の推進　（高速道路、橋梁・トンネル等）　…８頁
○首都圏の高速道路等の渋滞対策の実施（ボトルネック地点の解消等）　…９頁
○民間活力による都市再生の推進（都市再生緊急整備地域への支援等）　…13 頁
○国家戦略特区の特例に基づく都市再生プロジェクトの推進　…13 頁
○エリアマネジメントの推進（都市空間を活用したまちの賑わいの創出）　…14 頁
○国際的ビジネス環境整備、シティセールスの推進（世界への発信）　…14 頁

○集約型地域構造への再編（コンパクトシティ化の促進）と　…16 頁
　空き家・空き地対策の推進
○老朽マンション、団地、ニュータウンの再生及び耐震化の促進、
　団地等の更新に併せた保育施設や高齢者支援施設の設置促進　…17 頁
○木密地域等密集市街地の早期改善　…18 頁
○無電柱化の推進　…19 頁
○緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進　…20 頁
○大会開催時の輸送、物流対策の早期策定　…23 頁
○交通機関や公共空間のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進、
「声かけ・サポート運動」の推進　…23 頁
○建設現場の担い手、技能人材の確保・育成　…27 頁
○インフラのストック効果の見える化・見せる化　…28 頁

（１）陸・海・空の交通・物流ネットワーク
①新規整備（ネットワーク拡充）
○首都圏三環状道路の整備（外環道、圏央道）　重点要望項目
　首都圏三環状道路は、渋滞解消や環境改善、物流の信頼性向上、地域経済の活性化や広域観光の促進、雇用の創出をはじめとした高い経済効果など、多岐にわたるストック効果が期待されている。
　こうした中、首都高速中央環状線は２０１５年３月に全線開通し、渋滞緩和効果をはじめ高いストック効果が発現している。また、圏央道は昨年２月に開通した区間がさらに増えて、東名高速、中央道、関越道、東北道、常磐道、東関東道がつながったことで、広域観光の振興や生活道路の安全性向上、大型物流施設等の企業立地や生産性の向上、雇用や税収の増加など多岐にわたるストック効果が確実に発現している。
　しかしながら、首都圏三環状道路の整備率は約８割で、諸外国の主要都市と比較すると未だ十分な状況ではない。とりわけ、外環道は、千葉区間については本年６月に開通となったものの、他の２つの路線に比べて整備が遅れている状況であることからも着実に整備していくべきである。
　外環道（関越道～東名高速間）は、上記と同様に都心に流入している通過交通が迂回できるようになるため、渋滞解消による高い経済効果に加え、首都圏におけるＣｏ２排出量削減効果、生活道路等における交通事故の減少など様々な整備効果が期待されている。加えて、首都直下地震等の大災害発生時には、一部区間に不通が生じた際にも速やかに移動することが可能となる迂回機能（リダンダンシー）を発揮し、日本の東西交通の分断を防ぐなど、災害時に重要な役割を担うことからも、東京および首都圏全体の国際競争力の強化に寄与する重要な道路である。従って、本格化している本体トンネル部の工事を安全かつ着実に推進するとともに、用地取得、区分地上権取得について国と東京都が連携のうえで加速させ、１日も早い開通を目指されたい。
　一方、外環道の東名高速以南（東名高速～湾岸道路間）は、未だルートが確定していない予定路線となっているが、同区間が開通すれば関越道・中央道・東名高速と羽田空港や京浜港とのネットワークが確立され、東京および首都圏全体の国際競争力の強化や都市防災力の向上に大いに寄与する大変重要な路線である。２０１６年２月に設立された東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会の場などにおいて検討を進め、環状道路としての機能を最大限発揮すべく、可能な限り早期に、全体の計画を具体化し、事業化していく必要がある。なお、事業化した際には、東名高速から第三京浜までの区間（約４ｋｍ）について早期に整備していくべきである。
　　他方、圏央道は整備率が約９割となり概成したが、神奈川県の釜利谷ＪＣＴ～戸塚ＩＣ間および栄ＩＣ・ＪＣＴ～藤沢ＩＣ間、千葉県の大栄ＪＣＴ～松尾横芝ＩＣが事業中である。また、圏央道の東北道から木更津東ＩＣ間は暫定２車線区間であり、対面通行の安全性、事故や大規模災害時の対応などで課題がある。そのようななか、大都市圏環状道路等の整備加速による生産性の向上等を推進するため、財政投融資の活用が決定されたこともあり、早期の全線開通及び４車線化を加速化していくべきである。

○都心と首都圏空港間のアクセス改善をはじめとした鉄道交通網の更なる強化　重点要望項目
　世界の都市総合力ランキングでは、東京の強みとして「公共交通の充実・正確さ」が挙げられている一方で、「都心から国際空港までのアクセス時間」は強みとは言えない状況である。従って、東京及び首都圏全体の国際競争力を強化するには、首都圏空港（特に羽田空港）と都心間などのアクセス改善による移動利便性の向上が不可欠である。鉄道路線の整備、バスの運行充実等に向けて、国、東京都等関係自治体、事業者が緊密に連携し着実に対応していくことで、アクセスを更に改善していくべきである。
　また、東京圏における今後の都市鉄道のあり方について、２０１６年４月に国土交通省交通政策審議会諮問第１９８号に対する答申が公表された。この答申では、国際競争力の強化に資するプロジェクト、地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクトとして、路線の新設や既存施設の改良に関するプロジェクトが挙げられている。そのうち、東京都では事業化に向けた検討の深度化を図るべく、羽田空港アクセス線（田町駅付近等～羽田空港）、新空港線（東急蒲田～京急蒲田）、東京８号線（豊洲～住吉）、東京１２号線（光が丘～大泉学園町）などの６路線を対象に調査費を計上するとともに「東京都鉄道新線建設等準備基金」を新たに設立した。

このように、空港間アクセスのみならず、特に地元自治体や事業者から要望が強い路線については、事業を推進するための課題を整理し、費用対便益や技術的な課題等を検討、精査するなど整備に向けた取組を着実に進めていくべきである。

あわせて、首都圏の鉄道交通における混雑緩和や安全性の向上、輸送障害の改善に資する取組は引き続き、推進していく必要がある。

○首都圏空港（羽田・成田）処理能力強化と就航都市数の増加、
横田基地の軍民共用化、横田空域を含めた航空管制見直しの推進　重点要望項目

世界の都市総合力ランキングでは、国際線直行便就航都市数など国際交通ネットワークが強みとは言えない状況であり、東京とロンドンやパリとの国際線直行便就航都市数の差が依然大きい中、首都圏空港における国際線需要は２０１２年度からの１０年間で約６～８割増加する見込みであり、概ね２０２０年代前半には約７５万回の容量の限界に達する見通しとなっている。

羽田空港は、都心に近く２４時間利用できる空港であり、わが国の将来を左右する重要なインフラであるため、その機能を十二分に発揮させていくことが必要であり、空港の機能強化に向けて、東京２０２０大会の開催までに実現し得る方策として提案されている滑走路処理能力の再検証、特定時間帯の活用、都心上空飛行経路の設定、駐機場やターミナルビル等の地上施設の整備等について、地元住民や環境、港湾機能等に十分に配慮をした上で着実に実現し、拡大した昼間の空港容量を使って国際線を約４万回拡大することで、更なる国際化を推進していくべきである。これにより、羽田空港の国際線旅客数は現在の１．６倍に増え、経済波及効果は年間で６，５００億円、雇用創出効果は４万７千人に達すると見込まれていることから、東京および首都圏全体の国際競争力の強化や持続的な成長にも大きく寄与していくことが期待される。

一方、成田空港は、２０１３年３月末に年間発着枠を２７万回まで拡大し、２０１６年は約３，９００万人の航空旅客数があるなど、わが国の国際航空の中心的な役割を担っている。更にＬＣＣターミナルの整備等により、２０１５年３月に年間発着枠３０万回化を実現したところである。成田空港は今後も、旺盛な首都圏の国際航空需要に対応する国際線のメイン空港の一つとして、高速離脱誘導路の整備及び地元合意を踏まえた上での夜間飛行制限の緩和の見直し等による空港処理能力の拡大や、国際ネットワークの拡充に取り組み、更に著しく成長しているＬＣＣなどの需要を確実に取り込むなど、アジアのハブ空港としての地位を確立していくことが期待される。

これら一連の方策を通じて、「第４次社会資本整備重点計画」で重点施策に位置付けられている通り、２０２０年度までの首都圏空港の空港処理能力の最大約８万回の拡大や、「交通政策基本計画」で掲げられている首都圏空港の国際線就航都市数（旅客便）をアジア主要空港並みにすることを着実に実現されたい。

加えて、東京２０２０大会の開催以降の方策として提案されている両空港の滑走路の増設についても、港湾機能との共存や地元合意を踏まえた上で、世界最高水準の発着容量年間約１００万回の実現に向けた検討を推進されたい。

また、更なる国際化により利用者に不便が生じないよう、出入国管理、税関および検疫体制を確保していくことや、世界の航空需要が増大を続ける中で、操縦士需要も増大することが予測されていることから、操縦士の確保・育成にも注力されたい。

他方、横田基地の軍民共用化は、首都圏の空港容量の拡大や首都圏西部地域の航空利便性の向上に寄与することから、早期実現を図ることが望ましい。また、在日米軍が管理する横田空域は、一都九県にわたる広大なエリアに広がっている。同空域の一部は２００８年９月に返還され、羽田空港の容量増加に対応した管制が可能となったが、依然として民間航空機の運航の支障となっている。より安全で効率的かつ騒音影響の少ない航空交通を確保していくには、横田空域の早期全面返還を実現することで、首都圏の空域を再編成し、わが国が一体的に管制業務を行うことが必要である。

○国際海上コンテナターミナル整備事業の推進（京浜港）　重点要望項目

京浜港（東京・横浜・川崎の三港）は、わが国の国際物流を支え、首都圏４千万人の生活と産業を支える極めて重要な拠点であるが、規模や機能、コストの面でシンガポールや釜山などアジア主要港が急速に台頭している。それに伴う基幹航路のわが国の港湾への直行便の減少などは、輸送時間や物流コストの増大につながることから、わが国経済への影響が懸念されている。

国土交通省は京浜港と阪神港を国際コンテナ戦略港湾として位置づけ、「選択と集中」に基づく重点的な投資を行うこととしているが、京浜港の国際的な地位を回復するためには、必要な機能の整備とコストを含めたソフト面の改善に早急に取り組まなくてはならない。

こうした中、東京港中央防波堤外側地区および横浜港南本牧埠頭地区では国際海上コンテナターミナル整備事業が進められている。本整備事業を通じて、大水深コンテナターミナルを整備することにより、国際海上コンテナ物流において基幹的な航路である欧州航路や北米航路に就航している大型コンテナ船による効率的な輸送が可能となり、産業立地環境の向上と物流コストの低減が図られ、東京および首都圏の産業の国際競争力が強化されることが期待される。更に耐震性を強化した岸壁が整備されることで、震災時においても物流機能が維持されることが期待されている。そのようななか、「関東ブロックにおける社会資本整備重点計画」で公表されている完成予定について、東京港中央防波堤外側地区の事業期間が昨年見直されたことからも、これらの事業の着実か

つ迅速な整備が望まれる。

○主要な国道の整備推進
　東京都区部における混雑時平均旅行速度は１６．８ｋｍ／ｈとマラソンランナーよりも遅く、国内外の主要都市と比較して依然として低い水準にあることから、都市交通の混雑を緩和し交通を円滑化するとともに、大災害時における通行機能を強化する都市幹線道路の体系的なネットワークを構築する必要がある。
　具体的には、国道３５７号線は東京湾岸の広域的なネットワーク形成のみならず、国際化が進む羽田空港へのアクセス向上や京浜三港の連携強化にも大いに寄与する重要な路線である。また、東京２０２０大会開催時の円滑な移動を提供する上でも重要な役割を担うことが期待されている。国道３５７号線は東京港トンネル（東行き)、多摩川トンネルが未整備であることから、早期整備が期待される。その他、国道２０号（八王子南バイパス、日野バイパス・延伸）や、首都圏の都市間連携を強化する国道（国道６号など）についても整備を促進していくべきである。

○臨港道路南北線（東京港）の整備推進
　首都圏の生活と産業を支える東京港は、世界同時不況後も外貿コンテナ取扱量が増大しており、施設容量を大幅に上回るコンテナ取扱量が交通混雑等の外部不経済を発生する要因ともなっている。このため、抜本的な施設容量の向上策として、新たなふ頭の整備及び既存ふ頭の再編を行うとともに、併せて道路ネットワークの充実・強化を図るなど、交通混雑の解消に向けた取組が求められている。特に、中央防波堤地区においては、外貿コンテナターミナル及び内貿ユニットロードターミナルなどのふ頭施設の利用に伴う交通需要に対応することが喫緊の課題である。
　上記を踏まえ、臨港道路南北線は、これらの課題解決に向け重要な役割を担う道路であることから、「関東ブロックにおける社会資本整備重点計画」で完成予定とされている２０１９年度までに、着実に整備を推進していくべきである。

○大型クルーズ客船埠頭の整備推進等
　世界のクルーズ人口は、クルーズ船の大衆化が進んだことで大幅に増加している。また、アジア域内においては、大型クルーズ客船による低価格なカジュアルクルーズの提供が開始されたことで、クルーズ市場の成長が見込まれていることから、日本への大型クルーズ客船の寄港需要が高まってきている。
　東京は鉄道・航空との接続の充実、豊富な観光資源等、大きなポテンシャルを有しているとともに、東京２０２０大会が開催されることなどから、東京港への入港を希望するクルーズ船社が多くなっている。こうした状況の中、東京都は世界最大級の大型クルーズ客船にも対応できる新たな客船埠頭の整備を東京２０２０大会の開催に間に合うように取り組んでいるところである。
　２０１６年３月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」における「訪日クルーズ旅客を２０２０年に５００万人」という目標に対し、２０１７年の訪日クルーズ旅客は前年比２７．２％増の２５３．３万人と着実に増加している。東京港の大型クルーズ客船埠頭は高いストック効果が期待されていることから、同埠頭の整備を促進していくことが求められる。また、昨年７月に横浜港が「国際旅客船拠点形成港湾」として指定されたことから、計画書に記載されているハード・ソフト両面の取組を鋭意推進していくことが望まれる。

○ＢＲＴやバス等、中規模な公共交通の整備
　人口減少、少子化、高齢化社会では、行政、医療・福祉、商業等、生活に必要な都市機能、居住機能を駅周辺等の交通拠点から一定の地域に集約する地域構造（コンパクトシティ）へ再編していくことが重要である。また、高齢人口が増加している中で、地域社会の活性化を図る上でも、日常生活に必要な公共交通手段を確保することは不可欠である。従って、乗降の容易性、定時性、速達性、快適性、整備コストなどの面で優れた特徴を有するなど、人と環境に優しい公共交通手段であるＢＲＴ、ＬＲＴ等、高齢者にも優しい公共交通の重要性は、東京のみならず全国的にますます高まると思われることから、整備を促進していくべきである。また、地域内を運行するコミュニティバスなどの二次交通の確保も重要である。なお、東京都では、人口が増加し、東京２０２０大会及び大会後の開発によって多くの来訪者が見込まれる臨海副都心と都心各拠点を結ぶ新たな交通機関としてＢＲＴの導入を具体的に計画している。また、これに併せて、燃料電池バス、連節バスの導入も進めようとしているが、ＢＲＴ整備を着実に進め、他地域のモデルケースとしていくことが期待される。

○リニア中央新幹線を契機としたスーパー・メガリージョンの形成
　リニア中央新幹線は、三大都市圏の交流・連携の一層の緊密化により経済活動が活性化することが期待されるなど、わが国の国際競争力の強化に資する重要なプロジェクトである。また、東海地震等の災害が発生した場合でも、東海道新幹線のバイパスとして三大都市圏を結ぶ大動脈を途切れさせることがないため、わが国の経済活力の停滞を防ぐ重要な交通基盤でもあり、更には、関連技術をパッケージ化し、将来の海外展開も期待できるプロジェクトでもある。２０２７年に予定している東京（品川）・名古屋間の開業、およびその後の名古屋・大阪間の開業に向け、着実に進捗することを望む。また、リニア中央新幹線の開業を一つの契機として、沿線地域を活性化していくことも重要である。

なお、「国土形成計画」に記載の通り、リニア中央新幹線の開業により東京・大阪間は約１時間で結ばれるため、三大都市圏がそれぞれの特色を発揮しつつ一体化し、４つの主要国際空港、２つの国際コンテナ戦略港湾を共有し、世界から資金や人材、情報を呼び込み、世界を先導するスーパー・メガリージョンが形成されることが期待される。また、その効果を全国に拡大・波及させるためにも、「首都圏広域地方計画」など、人流・物流の対流創出に向けた種々のプロジェクトを着実に推進し、リニア中央新幹線と他の交通ネットワークとの結節の強化により、交通ネットワークの充実や地域間の連携強化を図られたい。

②維持・強化（ネットワークを「守り」「賢くつかう」）

○重要なインフラの老朽化対策の推進　（高速道路、橋梁・トンネル等）　重点要望項目

本格的な人口減少社会の到来を見据えて、インフラ老朽化対策が喫緊の課題となっている。開通から５０年以上が経過した首都高速道路をはじめ、高速道路の構造物は老朽化が進んでおり、対策が急がれている。２０１３年１２月に首都高速道路株式会社が示した大規模更新等に関する計画に基づき、１号羽田線（東品川桟橋・鮫洲埋立部）に引き続き、１号羽田線（高速大師橋）・３号渋谷線（池尻～三軒茶屋）の大規模更新を推進していくとともに、都心環状線の築地川区間や、まちづくりと連携した具体的な検討が開始された日本橋区間の計画の具体化を加速する必要がある。また、東日本および中日本高速道路株式会社が管理する路線の構造物についても、対策を鋭意推進していくことが求められる。

一方、関東地方整備局が管理する道路橋のうち３割強が高度経済成長期と言われる１９５５年から１９７３年にかけて建設されており、建設後５０年以上が経過した橋は２０１６年度末時点で２５％、その２０年後には６５％まで急激に増加する見込みとなっている。同様に、建設後５０年以上が経過したトンネルは２０１６年度末時点で５２％、その２０年後には７１％まで増加する見込みとなっている。こうした中、個々の社会資本が安全・安心に利用され、かつストック効果を最大限に発揮し続けるためには、現在進められている５年に一度の全量点検を確実に進めるとともに、予防保全型維持管理の導入などメンテナンスサイクルを構築し実行することや、メンテナンス産業の育成、ロボットやセンサー、ドローン等の新技術の開発・導入等の加速化により、トータルコストの縮減と平準化を両立させていくことが不可欠である。また、地方公共団体、特に市町村では老朽化対策に、人員面、技術面、財政面で課題を抱えていることから、市町村における専門部署の創設、技能者の確保・育成、効果的・効率的なメンテナンス手法を共有する仕組みの構築等に対する支援に注力していく必要もある。

加えて、集約・再編等を含めた既存施設の戦略的メンテナンスを推進するとともに、その基盤となるメンテナンス産業の育成・活性化や、老朽化対策の重要性に係る国民理解の促進に向け、インフラメンテナンスの理念の普及や課題解決を図るプラットフォームとして「インフラメンテナンス国民会議」が２０１６年１１月に設立された。本会議を通じて、産学官の多様な主体がオープンイノベーションの手法等を活用し、メンテナンスの生産性向上や、新たな技術によるビジネスモデルの構築、海外市場へ挑戦する企業への支援、地方公共団体への支援の強化が図られることで、老朽化対策の加速や、メンテナンス産業の育成・拡大に向けた取組を着実に推進するとともに、それらを世間に広く発信するなど、老朽化対策がオールジャパン体制で推進されることが肝要である。

○首都圏の高速道路等の渋滞対策の実施（ボトルネック地点の解消等）　重点要望項目

道路移動時間の約４割は渋滞に費やされており、渋滞による損失は年間約２８０万人分の労働力に匹敵する。効率的な企業活動を阻害し、災害時の救出・救助活動や復旧支援活動の妨げとなる交通渋滞は、早急に対策が進められるべきである。

特に、全国ワースト１位の渋滞損失が発生している東名高速大和トンネル付近や、中央自動車道の調布付近および小仏トンネル付近等は、恒常的に交通渋滞が発生し定時性を損ねている。東京２０２０大会では、観光客の大幅増加等から高速道路利用率の増大が予想されていることから、本年３月に改良された首都高速板橋・熊野町ジャンクション４車線化のように、ピンポイント渋滞対策の着実な推進が強く望まれる。

また、渋滞の激しい観光地市街部などの対策についても、鎌倉市や京都市において実験・実装が推進されているＩＣＴやＡＩ等を活用した交通マネジメントを確立し、ハード、ソフト両面からの対策を水平展開することが望まれる。

○スマートインターチェンジの設置促進

首都圏では、首都圏三環状道路、特に圏央道の整備促進により、沿道に大規模な物流拠点、生産拠点、商業施設等が集積しつつあることから、首都圏三環状道路が活発な経済活動や円滑な物流に果たす役割は今後、ますます大きくなるものと思われる。

一方、わが国の高速道路のインターチェンジは、平均間隔が約１０㎞と欧米諸国の約２倍もの長さがあるため利便性が低く、高速道路が有効活用されない一因になっている。

従って、首都圏における既存の高速道路の利便性の向上や交通の円滑化、一般道の渋滞緩和、地域活性化に向けて、費用対便益を考慮の上、スマートインターチェンジの整備を促進していくべきである。そのような中、昨年７月に高速道路と民間施設を直結する専用インターチェンジを整備する制度が創設され、その後、昨年１２月には三重県で全国初となる整備方針の認定、また、本年３月には道路法の改正により民間が整備する道路整備に対する無利子貸付制度が新設された。引き続き、より多くの事業者が発意できる環境を整備・周知することで、圏央道等における工業団地や物流施設等と直結したスマートインターチェンジの設置促進に向けた取組を進め

られたい。

○高速道路からの一時退出を可能とする「賢い料金」の拡充
　２０１５年７月に公表された「高速道路を中心とした『道路を賢く使う取組』の中間答申」で災害や交通事故等が発生した際に、利用者が発生箇所を迂回するため代替路を走行した場合や、高速道路の外にある休憩施設等を利用するため一定時間内に一時退出した場合であっても、利用者の負担が増えないような料金体系を構築すべき旨が打ち出されている。こうした考えに則り、国土交通省は、高速道路ネットワークを賢く使う取組の一環として、休憩施設の不足に対応し良好な運転環境を実現するために、２０１７年度に高速道路からの一時退出を可能とする「賢い料金」の試行が２０か所において実施された。これはＥＴＣ２．０搭載車を対象に、高速道路を降りて道の駅に立ち寄り後、一定の時間内に再進入した場合には、降りずに利用した料金のままとする施策である。
　こうした取組は非常に有意義であることから、ＥＴＣ２．０の普及促進ともあわせ、「賢い料金」に係る施策を拡充し、主要観光スポットをめぐる企画料金を設定し広域観光をより一層促進していくことで、「対流型首都圏」の構築や地方創生の実現に大いに役立てていくことが期待される。

○高速道路等の安全対策などの道路交通の安全・安心対策の推進
　首都圏の高速道路では、道路照明灯が少ないため夜間は非常に視界が悪く、かつ、視線の高い大型車はハイビームで走り続けることも困難である。２００m先に横転車がある場合でも、発見が遅れ追突事故を発生させる危険性が高いとの声がトラックドライバーから実際に聞かれていることから、道路照明灯の設置促進など早急な対策が望まれる。また、暫定２車線区間は死亡事故率が高いことから、ワイヤロープの設置や、４車線化および付加車線の設置を図るなどの対応が求められる。加えて、２日に１回の割合で発生する逆走への対策も推進すべきである。
　他方、近年、交通事故件数および死傷者数は減少傾向にあるが、昨年の交通事故死者数は３千人を超えている。また、わが国は欧米諸国に比べて、自動車乗車中の死亡事故は最も少ないが、歩行中・自転車乗車中の死亡事故は最も多いことから、道路交通においてより一層の安全・安心対策を実施していくことが求められている。道路交通における安全・安心対策は、効率的な物流の確保に直結することからも、鋭意推進すべきである。
　従って、ビッグデータを活用した急ブレーキ多発箇所の特定および速度低減対策や、大型貨物自動車の衝突被害軽減ブレーキ装着率向上に向けた支援、踏切対策や連続立体交差事業の推進により一層取り組まれたい。
　また、トラック運送事業者の安全・安心・信頼のマークである「Ｇマーク」のさらなる周知も重要である。

○踏切対策および連続立体交差事業の推進
　都内には約１，０５０カ所の踏切があり、交通事故や交通渋滞、鉄道の輸送障害の一因となっている。「第４次社会資本整備重点計画」および「関東ブロックにおける社会資本整備重点計画」で重点施策に位置付けられている通り、効率的かつ円滑で安全・安心な移動環境の実現に向けて、踏切システムの改善や踏切道の拡幅、連続立体交差事業を積極的に推進すべきである。
　なお、連続立体交差事業は、鉄道を連続して高架化または地下化し、数多くの踏切を同時に除去することで、鉄道の輸送障害の解消や道路ネットワークの形成促進、交通渋滞の解消による自動車平均走行速度の向上、地域分断の解消によるまちづくりの促進など地域の活性化のみならず、都市の防災・安全性の向上にも大いに寄与する事業である。特に、都内においては高いストック効果が見込めることから、鋭意推進していくべきである。

○主要な鉄道駅など交通結節点における施設整備の促進
　人口の高齢化が進行している中で、高齢者をはじめ誰もが暮らしやすい、自動車に頼らないまちづくりを進めるために、複数の交通手段をつなぐ施設であり地域の拠点となる駅前広場等の交通結節点では、快適性・利便性の向上など一層の機能強化が求められている。こうした交通結節点では、ユニバーサルデザインの観点も踏まえ、駅前広場やペデストリアンデッキ、自由通路など公共交通機関の利用促進に資する施設等の整備を促進していくべきである。

○耐震強化岸壁の整備（東京港等）
　首都圏４千万人の生活と産業を支える東京港では、震災時の緊急支援物資の輸送拠点や被災者の避難に重要な役割を担うため、耐震強化岸壁の整備を進めていく必要がある。とりわけ、外貿コンテナふ頭については、震災時でも首都圏経済活動の停滞を回避するためにも、幹線貨物輸送対応の耐震強化岸壁についても更なる整備が不可欠である。
　また、大規模災害時における東京湾内の緊急物資輸送拠点にアクセスするための開発保全航路・緊急確保航路等の安全確保が必要である。関東ブロックにおいて、これらに係る具体的な施策を鋭意推進していくべきである。

○羽田空港の耐震化、液状化対策の推進
　羽田空港は、東京港と同様に緊急支援物資の輸送拠点としても極めて重要な役割を担うが、国土交通省が２０１４年に策定した「首都直下地震対策計画」では、液状化により滑走路２本が使用できなくなる可能性があると

予想されていることから、対策が急がれる状況にある。従って、耐震化、液状化対策を早急に完了すべきである。

③物流機能の確保・高度化
○物流生産性革命の深化および関連施設の整備
　物流の効率化・高度化を図ることが、経済活動全般の生産性向上や国際競争力を強化していく上でますます重要な要素となっている。しかし、国内貨物輸送の９割を占め物流の中核を担うトラックの積載率低下や手待ち時間の発生、宅配便の再配達など様々な非効率が発生している。また、中心市街地等における荷さばきスペースや駐車場の確保、大災害時にも維持可能なサプライチェーンの確保や被災地への円滑な支援物資供給の確保、老朽化した物流施設の建替えや集約化等の再整備、機能更新等、様々な課題が存在している。
　こうした中、国土交通省は「生産性革命」の取組の一環として、「物流生産性革命」を深化させ、２０２０年までに物流事業の労働生産性を２割程度向上させることとしている。また、昨年７月には関係省庁が連携して総合的・一体的な物流施策の推進を図る「総合物流施策大綱（２０１７年度～２０２０年度)」が閣議決定されるとともに、本年１月には今後推進すべき具体的施策を取りまとめた「総合物流施策推進プログラム」が公表された。「総合物流施策推進プログラム」には「強い物流」の実現に向け、目標数値が定められるとともに、ＰＤＣＡ方式による進捗管理を行うこととされていることからも、関係省庁や民間企業等と連携し、プログラムに示された取組を着実に進められたい。
　「物流生産性革命」には、荷主協調のトラック業務改善や中継輸送を含む共同輸配送の促進、物流を考慮した建築物の設計・運用の促進、自動隊列走行の早期実現など「トラック物流の革新」や、「コンテナ輸送の革新」、「港湾の刷新」、「海運の刷新」が盛り込まれている。また、「暮らし向上物流」として、オープン型宅配ロッカーの導入促進等による宅配便再配達の削減、ドローンによる荷物輸送のための環境整備、手ぶら観光の促進等が盛り込まれているが、共同荷捌き駐車施設の整備も含め、これらの施策および関連施設の整備を鋭意推進されたい。また、「ダブル連結トラックによる省人化」、「物流モーダルコネクトの強化」、「特大トラック輸送の機動性強化」についても、引き続き、実証実験や制度改正等を鋭意実施されたい。
　加えて、都市部の建物足元の更なるにぎわいの創出にはエリア内物流の充実が重要である。荷捌き車両の路上駐車の改善、共同荷捌きスペースの確保に向けた対策を引き続き推進するとともに、将来的には自動運転技術の確立と荷役の自動化・機械化の推進が期待されることから、都心においても自動運転パイロット地区等を設け、実証実験等を推進していくことが望まれる。
　その他、圏央道沿道など、適正かつ災害にも強い物流施設の立地促進に向け、用途地域指定や地区計画など都市計画手法による土地の利用変更、土地区画整理事業等、柔軟な運用を行うほか、スマートインターチェンジ設置の推進、税制支援等の拡充が望まれる。また、本年新設された「重要物流道路制度」による道路の機能強化も鋭意推進すべきである。一方、羽田空港周辺の物流機能についても、グローバルゲートとして重要であることから、物流施設の機能強化や再編に向け、国家戦略特区の認定等を通じた財政支援や高さ制限の緩和をはじめとした規制緩和等の支援が望まれる。

○トラックドライバーの確保・育成
　物流の効率化・高度化を図ることが、経済活動全般の生産性向上や国際競争力を強化していく上でますます重要な要素となっているが、現在、国内貨物輸送の９割を占め物流の中核を担うトラック運送業界では人材の確保・育成が喫緊の課題になっている。トラック業界は、従業者に占める中高年の割合が高いため、中長期的にドライバー不足になることが懸念されている。そうした中、本年１月に公表された「総合物流施策推進プログラム」に記載されているとおり、人材の確保・育成、物流への理解を深めるための一層の周知が求められる。また、標準運送約款の改正等による適正取引を一層推進していくことも重要である。
　加えて、トラック運送業界は他の業種に比べて就業者に占める女性の割合が非常に低いことからも、女性トラックドライバーを「トラガール」と名付けて、積極的な情報発信に努めており、引き続き推進すべきである。なお、道の駅やサービスエリアに女性用の休憩・リフレッシュ施設（トイレ、シャワー、メイクルーム、仮眠室等）を一層整備していくことも求められる。

（２）都市整備・まちづくり
①都市再開発等（都市の魅力向上）
○民間活力による都市再生の推進（都市再生緊急整備地域への支援等）　重点要望項目
　グローバル化の一層の進展に伴い、アジア主要都市がインフラや市場の整備を進め、急速に成長していることから世界の都市間競争が激化している。そうした中、わが国の経済成長のエンジンである東京が、世界との熾烈な都市間競争を勝ち抜き、存在感を高めていくには、官民が連携して市街地の整備を強力に推進し、世界から資金や人材、情報を呼び込むことができる魅力ある都市拠点をより一層形成していくことが必要である。
　そのため国は、都市再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として、全国５３地域を「都市再生緊急整備地域」に指定している。同地域では、容積率等土地利用規制の緩和や、都市計画の提案、事業許可等の手続期間の短縮など、都市再生特別措置法に基づく特別な措置が用意されている。
　また、都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域として、全国１３地域を「特定都市再生緊急整備地

域」に指定している。同地域においては、「都市再生緊急整備地域」における特別な措置に加えて、下水の未利用エネルギーを民間利用するための規制緩和などの措置を通じて、民間都市開発を支援している。両地域では、上記の特別な措置に加えて、国土交通大臣の認定を受けた大規模で優良な民間都市再生事業に対して、税制支援や金融支援等を実施している。現在、民間都市再生事業計画として１１２計画（うち東京都内を事業区域とする計画は５９計画、いずれも２０１７年末時点）が認定されており、こうした民間都市再生事業は大きな経済波及効果が期待されている。

これらの支援措置を通じて民間の都市再生事業を促進していくことで魅力ある都市拠点をより一層形成していくとともに、国際競争力の強化に資する施設の整備を促進するための民間都市再生事業に対する新たな金融支援措置や税制支援、街区の特性に応じた容積率等土地利用規制の緩和など、措置の更なる拡充を図られたい。

加えて、昨年１１月、国土交通省より都市再生特別地区の運用の柔軟化や市街地再開発事業の円滑かつ迅速な実施に向けた通知が都道府県知事等に発出された。都市再生は長期にわたるものであることから、計画の変更の迅速な手続きや、用途規制の柔軟な運用等は都市再生緊急整備地域内外関わらず極めて重要であり、引き続き、東京都や他の自治体との連携を図り、迅速かつ柔軟な都市再生の推進に向けた取組を進められたい。

また、駐車場条例や地域ルールで、大規模建築物に対する駐車場の附置義務が課せられているが、公共交通機関が充実しているものの一定の駐車需要が見込めないエリアなどにおける附置義務の一層の緩和も推進すべきである。

○国家戦略特区の特例に基づく都市再生プロジェクトの推進　重点要望項目

国家戦略特区には、世界から資本・人材を呼び込む国際的ビジネス環境の整備等を目的に、多岐にわたる規制改革メニューが用意されている。このうち、都市計画法等の特例措置では、居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成を図るために必要な施設（都心居住のための住宅、オフィスビル、コンベンション施設等）の立地を促進するため、区域計画に記載して内閣総理大臣の認定を受けることにより、都市計画の決定等や事業に係る許認可等がなされたものとみなすワンストップ処理が可能であり、都市再生プロジェクトの迅速な推進に大いに寄与している。

現在、東京圏の区域計画には、本特例措置に基づく複数の都市再生プロジェクトが盛り込まれているが、着実かつスピーディーに推進していくことが期待される。また、本特例措置の追加対象となっているプロジェクトがあることから、プロジェクトの具現化に向けて、新たな区域計画を速やかに認定していくことが肝要である。

更には、２０１５年８月に東京圏の国家戦略特区の都内における区域が、９区から東京都全域へ拡大された。従って、９区以外の地区における都市再生プロジェクトなど、対象となるプロジェクトを更に追加していくことで、国際的ビジネス環境や外国人向け生活環境の整備をより一層促進し、外国企業やＭＩＣＥの誘致を加速することで、新たな投資や雇用を創出していくことが求められる。

なお、国家戦略特区を通じて国際都市の形成を図るために必要な施設（都心居住のための住宅、オフィスビル、コンベンション施設等）の立地を促進し、拠点形成を図っていくには、税制支援等の拡充や、日影規制の緩和、借地借家法の正当事由の拡大も検討すべきである。加えてこれらの特例が実現した際には、可能な限り速やかな法制化も行うことが望まれる。

○エリアマネジメントの推進（都市空間を活用したまちの賑わいの創出）　重点要望項目

地域ルールに基づくまちづくりや、公共施設・公開空地を活用したイベント開催等のにぎわい創出、防災訓練やパトロールによる安全・安心の確保、エリア循環バスやレンタサイクルの運営等の地域交通事業をはじめ、地権者や企業、開発事業者等の民間が主体的に行う、地域の環境および価値を維持・増進するための取組であるエリアマネジメントは、質の高い都市空間の形成に大いに寄与している。エリアマネジメント団体によるソフト的な活動は東京の魅力向上や国際競争力の強化にとって重要な要素であるため、交通管理者等への手続きや関係者の合意形成等に関する簡素化、エリアマネジメント団体や道路占用の特例を活用する地元自治体の取組に対する支援、公開空地の活用促進に向けた規制緩和及び普及啓発の推進等により、エリアマネジメントを更に進化させていくべきである。

○国際的ビジネス環境整備、シティセールスの推進（世界への発信）　重点要望項目

世界から企業や投資、人材、ＭＩＣＥ、観光客等を呼び込むために、国土交通省では、国際的ビジネス環境等の改善及びシティセールスに係るソフト・ハード両面の対策や、国際競争力強化に資する施設への支援策を展開している。世界から注目される国際的ビジネス環境の構築には、国際会議場はもとより、外国語対応の医療及び教育・保育施設等の整備が重要であることから、これらの施設の整備に対する支援の拡充が望まれる。

また、東京２０２０大会を一つの契機として、東京のみならず日本の優れた都市空間を世界に広く発信していくことが重要であることから、国際イベントへの出展や、外国企業及び外国人の受入相談体制の充実など、更なるシティセールスの促進を図られたい。

○立体道路制度による道路空間の利活用

道路の立体的区域を指定して、道路と建物を一体的に整備するための制度である立体道路制度は、道路と周辺地域の一体的な整備が図られ、合理的な土地利用の促進に寄与することから、用地の確保が特に困難な東京では

道路整備や都市再生事業を推進していく際に有効な制度である。
　国土交通省と東京都は品川駅周辺の基盤整備・まちづくりについて、「これからの日本の成長を牽引する国際交流拠点・品川」の実現に向けた基盤整備を前進させるために国道１５号・品川駅西口駅前広場の整備方針をとりまとめ、昨年２月に公表した。その後、９月には事業者も選定されるなど、立体道路制度の活用による道路上空の空間等の有効活用を通じ、合理的な土地利用を促進し、交通広場の整備とあわせた官民連携の都市基盤整備が進められている。整備を早期に進めるとともに、その他のエリアについても、道路とまちづくりとの一体的な整備に向けて積極的に取り組んでいくべきである。また、更なるまちの賑わいの創出に向け、道路占用基準の基準緩和や、広場等、占用範囲の明確化も検討されたい。

○水辺や緑の空間を活かした魅力ある景観の形成、舟運の活性化
　水や緑といった豊かな自然、歴史や文化に根差した「うるおい」のあるまちなみや景観・環境は地域固有の貴重な資産であり、これらを再生・保全・活用することは都市の魅力向上につながるだけでなく、地域活性化や観光振興にも寄与する。従って、にぎわいのある水辺空間の形成に資する事業や水辺の緑化、都市再開発などを通じた緑地の創出に鋭意、取り組まれたい。また、水と緑による「うるおい」のあるまちなみや景観を、海外にはない「日本ならでは」の魅力として、世界へ広くアピールしていくことも重要である。
　更に、上記に関連し、魅力があり快適なまちづくりを推進していく上で、都市公園の整備や公園施設の老朽化対策を推進するとともに、昨年改正された都市緑地法及び都市公園法に基づき、都市公園の柔軟な利用による再生・活性化や民間による緑地・広場の創出を推進されたい。取組を進めるためにも、税制優遇や財政支援を積極的に周知、活用されたい。
　なお、水辺の周辺には、多くの観光資源があり、これらをつなぐ舟運自体にも、観光や移動手段として価値があることから、舟運の活性化に向け、舟運ルートの充実に必要な支援、運航に係る届出手続きの簡素化、船舶が運行するための川幅や川底等の環境整備、防災船着場の平常利用、行政が設置・管理する船着場の利用拡大や利用条件の統一等の利便性向上を推進されたい。

○羽田空港のポテンシャルを活かした跡地利用の推進
　羽田空港跡地は、空港の沖合展開事業以来の経過によって生じた広大な土地であり、空港に隣接する希少な空間であることから、跡地利用にあたっては空港と密接に関連し、一体となった利用を図ることが重要である。跡地利用については、羽田空港移転問題協議会（三者協）が２０１０年に「羽田空港跡地まちづくり推進計画」を策定し、第１ゾーンおよび第２ゾーンの土地利用や基盤施設、まちづくりの進め方等が取り纏められている。第１ゾーンは大田区が中心となり、中小企業向けの研究開発施設・企業向けオフィス・交流施設や、観光情報・全国の文化等を紹介する施設を整備する計画がある。また、第２ゾーンは国土交通省が主導し、民間事業者への空港用地（行政財産）の貸付を通じて、宿泊施設の整備・運営等を図っていくこととしている。こうした取組は、空港と一体となった魅力的なまちづくりに資することに加えて、羽田空港の優れた立地特性を活かし、都内のみならず全国の産業活性化や地域間交流に寄与するポテンシャルを有していることから、関係自治体等と連携のうえ、着実に整備を進められたい。
　あわせて、川崎市の殿町地区には生命科学分野の研究機関等の集積が進んでおり、上述の羽田空港跡地地区を含む京浜臨海部との連携や、近隣のものづくり企業との医工連携の促進等、多岐にわたる相乗効果が期待されている。都市再生特別措置法に基づく支援措置を十分に活用し、民間都市開発をはじめとする関連公共施設の整備を推進することや、羽田連絡道路や国道３５７号線多摩川トンネルを早期に整備していくことが求められる。
　また、多摩川の長い水際線を活かした良好な景観を創出して、快適で魅力ある親水ネットワーク形成にも注力していくことが求められる。
　なお、上記の一連の取組を具現化する際には、適時適切な情報発信に努めるとともに、中小企業をはじめとした民間事業者の活力を最大限に活用していくべきである。

②－１都市機能の維持・強化（人口減少・少子化・高齢化）
○集約型地域構造への再編（コンパクトシティ化の促進）と空き地、空き家対策の推進　重点要望項目
　首都圏および東京圏の人口はこれまで増加傾向であったが、今後は逓減していくことが予想されている。また、東京都でも約１０年後には人口減少に転じることが予測されている。区部の２０５０年の人口増減（２０１０年との比較）では、主に都心（中央区、港区、江東区等）で人口が増加するものの、その他の区や多摩地域においては、度合いの差こそあるものの、総じて人口が減少すると予測されている。東京を含む首都圏全域における今後のまちづくり、都市づくりは、こうした人口動態の大きな変化を踏まえて、都市サービスや都市の持続性を確保していくために、市街地の拡大や都市機能の拡散を抑制し、効率的・機能的な市街地へと再編していく必要がある。
　国土交通省は、時代に合った構造的な地域づくりの基本コンセプトとして「コンパクト・プラス・ネットワーク」を掲げている。このコンセプトに則り、東京を含む首都圏全域においても、行政、医療・福祉、商業等、生活に必要な都市機能や居住機能を駅周辺等の交通拠点から一定の地域に集約する地域構造（コンパクトシティ）へ再編していくことが重要である。とりわけ、東京では、鉄道をはじめとした交通網により各地域のネットワークを維持・強化していくことで、「大都市戦略」が掲げる「鉄道沿線まちづくり」を推進し、各種の都市機能に

応じた圏域人口を確保していくことが必要である。その際、高次の都市機能については沿線の地方公共団体で分担・連携していく発想が重要である。
　なお、「コンパクト・プラス・ネットワーク」や「鉄道沿線まちづくり」の考えに則り地域構造の再編を推進していくには、国土交通省のモニターアンケートにおいて、６割強がコンパクト・プラス・ネットワークについて「聞いたことがない」と回答している一方で、コンパクト・プラス・ネットワークの考えを重要であると回答する割合は約８割であることから、国民・都民に対する一層の周知や理解促進が不可欠である。
　また、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の推進においては、生活面、治安面、景観面、建物倒壊や火災発生等の災害面でも問題があることから、空き地、空き家等の対策が重要である。
　こうした背景もあり、空き家対策については、２０１５年５月に空家等対策の推進に関する特別措置法の全面施行に加えて、「住生活基本計画」においても、急増する空き家の活用・除去の推進が目標に掲げられている。同法に基づき各区市町村は空き家等対策の体制整備・空家等対策計画の作成、必要な措置の実施等中心的な役割を担うことから、区市町村を対象とした計画作成等に関する支援や助言、民間事業者等と連携した総合的な空き家対策の推進及び支援対象の拡充、専門家等と連携して実施する空き家対策の先駆的モデル事業への支援等を着実に実施されたい。
　また、都市の内部で空き地、空き家等の低未利用の空間がランダムに発生する「都市のスポンジ化」が課題となっている。国土交通省では本年に「空間再編賑わい創出」事業を新設するなど、低未利用地の集約、活性化に向けた検討、対策を進めている。
　空き家対策や、「都市のスポンジ化」への対応は、地方、首都圏郊外のみならず、都心部の地域によっては深刻化する可能性もあることから、都市の集約・再編をしやすい環境整備に向け、これらの一連の施策が推進されることが重要である。

○老朽マンション、団地、ニュータウンの再生及び耐震化の促進、
　団地等の更新に併せた保育施設や高齢者支援施設の設置促進　重点要望項目
　都内マンションの総戸数は都内世帯の約４分の１に相当し、東京都には全国のマンションストックの約４分の１が集積していることから、マンションは都民の主要な居住形態となっている。しかし、都内マンションの約２割にあたる約３６万戸が１９８１年以前の旧耐震基準で建築されたものであり、更に、そのうち１９７１年以前の旧々耐震基準で建築されたものは約７万戸と推計されており、これらの多くは耐震性の不足が懸念されている。
　また、マンションを「終の棲家」として考える割合が高まっていることに加えて、居住者の高齢化も進んでいる。２０１３年時点の調査では、都内マンションのうち世帯主の年齢が６５歳以上の割合は約３割となっており、建築年代別に見ると古いマンションほど高齢化が進んでいる。また、都内の旧耐震基準で建てられたマンションうち、建替えの検討を行ったことがある、または今後検討予定であるとの割合は約１５％に過ぎず、建替え検討時の課題として、居住者の高齢化や費用負担に加えて、容積率等の制限などを挙げている割合が多い。
　そうした状況の中、築年数の経過したマンションが今後急速に増加する見込みであり、順次、更新期を迎えていくことから、マンションの耐震化、再生の促進は喫緊の課題である。老朽マンションや団地、ニュータウンの耐震化や再生が進まなければ、安全・安心な居住環境が確保されないばかりか、周辺地域の防災性にも影響を及ぼすことから、対策が急がれる。
　２０１４年のマンション建替法の改正・施行により、耐震性が不足するマンションについては、敷地売却制度（区分所有者等の５分の４以上の賛成に基づく）や容積率の緩和特例制度が措置され、その後、複数棟型マンションへの適用に向けた省令改正等も実施されたところであるが、既存不適格などにより自己の敷地のみでは建替えが困難なマンションなど、現行法制度でもなお円滑な建替えや改修が困難なものが相当数存在している。
　従って、老朽化が著しいマンションや耐震性が低いマンションを建替える場合の同意要件（区分所有者等の５分の４以上の賛成）の緩和や、既存不適格マンションなどの別敷地での建替えが可能となるような仕組みづくり、借地借家法第２８条における解約の正当事由に建替え決議の成立が該当するよう措置することなど、法改正等の措置により更なる支援策等が講じられるよう検討されたい。また、老朽マンションの適正な管理や再生を図る上で課題となっている合意形成等の促進に向けて、マンション管理適正化・再生推進事業等の施策を鋭意実施していくことも必要である。
　また、都市再生特別措置法等の改正に基づく措置を通じて団地の建替えを促進していくことや、老朽マンションや団地、ニュータウンの再生にあわせて、計画的に保育施設や高齢者支援施設の設置を進めるなど、人口減少、少子化、高齢化にあわせたまちづくりを加速していくことも重要である。合わせて、本年の建築基準法が改正による老人ホームの容積率緩和のように、制度面からの更なる後押しも重要である。
　加えて、首都圏における人口減少、少子化、高齢化の背景には、東京圏の出生率の低さがある一方、東京都における高齢人口が特に増加する予測があることから、広域首都圏内の地方公共団体間でこれらの問題を連携して克服しようとする動きも具体的に出ている。従って、二地域居住化なども含め、圏域内の地方公共団体が連携を深めていくことで「対流型首都圏」を構築し、これらの問題を広域首都圏全体で克服していくことが重要である。

○既存住宅ストックの活用促進
　既存住宅はその品質や管理状態が十分に評価されずに、築年数の経過とともに市場での価値が低下する状況に

ある。そのため、住宅の平均使用年数は欧米と比べて短く、既存住宅市場も十分に活性化していない。良質な既存住宅の市場を形成し流通を促進していくには、新築時から維持管理期、売買期までの全体を通じて、住宅の品質や性能が確保され、取引時にそれらが明らかになり、その価値が適切に評価されることが必要である。また、空き家の発生を抑制していく上でも、既存住宅を売買や賃貸の各市場に流通させていくことが重要である。

国土交通省および関係機関は、これまでの「住宅をつくっては壊す」社会から「いいものをつくって、きちんと手入れをして、長く大切に使う」社会へと移行するための措置として、リフォームに係る相談や、消費者が既存住宅の状態を把握するための現況検査に係る指針の策定、瑕疵保険等に取り組んでいるが、消費者が安心してリフォームや既存住宅を取得できる市場環境の整備に向けて、こうした措置の一層の周知や拡充に努められたい。これらの一連の措置により、「住生活基本計画」で掲げられている既存住宅流通の市場規模（２０１３年４兆円→２０２５年８兆円）等の成果目標を達成していくことが期待される。

②－２都市機能の維持・強化（災害リスク）

○木密地域等密集市街地の早期改善　重点要望項目

都内における木密地域等密集市街地は、山手線外周部から環状７号線沿いに広範に分布し、区部面積の約１１％、居住人口の約２０％を占めている。木密地域は、道路や公園等の都市基盤が不十分なことに加え、老朽化した木造建築物が多いことなどから危険度が高く、地震火災などにより死者数や全壊・焼失棟数等の面で甚大な被害が想定されている。また、木密地域は居住者の高齢化による建替え意欲の低下、敷地が狭小等により建替えが困難、権利関係が複雑で合意形成に時間を要するなどの理由から、整備・改善が進みにくい状況となっている。

首都直下地震の被害想定においても、想定死者数約９，７００人のうち地震火災によるものが約４，１００人と４割強を占め、建物被害についても全壊・焼失棟数約３０万４千棟のうち、地震火災によるものが約２０万棟と約３分の２を占めていることから、木密地域の早期解消は首都直下地震の被害を最小限に抑えることに直結する重要な取組である。

こうした中、国土交通省は、「住生活基本計画」において、「地震時等に著しく危険な密集市街地」を２０２０年度までに概ね解消することを目標としている。また、２０１５年３月に閣議決定された「首都直下地震緊急対策推進基本計画」の変更において、今後１０年間で達成すべき減災目標として、首都圏で想定される最大の死者数約２万３千人の概ね半減、想定される最大の建築物全壊・焼失棟数約６１万棟の概ね半減が、それぞれ設定された。あわせて、木密地域における感震ブレーカー等の普及率を２０１５年度の１％未満から２０２４年度に２５％にすることをはじめとした、減災目標を達成するための具体的な目標も設定されている。

一方、東京都においても、木密地域の整備・改善に向け「木密地域不燃化１０年プロジェクト」を立ち上げ、不燃化特区制度による市街地の不燃化や特定整備路線の整備による延焼遮断帯の形成等により、２０２０年度までに整備地域の不燃領域率を７０％に引き上げるなど、燃え広がらない・燃えないまちを実現することを目標に様々な対策を講じている。

従って、首都直下地震等大災害発生時の被害を最小限に抑えるために、２０２０年度までに木密地域等密集市街地の解消を図ることは極めて重要であることから、密集市街地総合防災事業等を通じて、延焼遮断効果のある道路等の整備、避難場所・避難経路の確保、老朽建築物の建替え・除去、共同建替えによる不燃化、避難場所等として機能する公園の整備推進など、一連の取組を強力に講じられたい。加えて、高齢者が多い木密地域において、子育て支援施設やサービス付き高齢者向け住宅、福祉施設等の生活支援機能の整備を進めるなど、多様な世代や世帯の居住を促進していくことも重要である。

なお、都内で木密地域等密集市街地の解消に向けた取組を展開していく際には、東京都や各区との緊密な連携を図られたい。

○無電柱化の推進　重点要望項目

無電柱化の推進は、発災時の電線類の被災や電柱の倒壊による道路閉塞を防止するだけでなく、良好な景観形成や、安全で快適な通行空間の確保にも寄与する事業である。

「第４次社会資本整備重点計画」において、災害リスク低減の観点から、市街地等の幹線道路の無電柱化率を２０１４年度の１６％から２０２０年度に２０％とすることが数値目標として掲げられていることに加えて、本年策定された「無電柱化推進計画」においても、近年の災害の激甚化・頻発化、高齢者・障害者の増加、訪日外国人をはじめとする観光需要の増加等を踏まえ、２０２０年度までに約１，４００㎞の無電柱化の目標など、さらなる施策の推進が掲げられた。また、東京都においても、昨年の「東京都無電柱化推進条例」の施行による都道全線における電柱新設の禁止とともに、本年には「東京都無電柱化計画」が策定され、今後１０年の目標として、重点的に整備するエリアを、これまでのセンター・コア・エリア（おおむね首都高速中央環状線の内側のエリア）内の都道から環状七号線の内側エリアに拡大するなど、施策が推進されている。

一方、東京２３区の無電柱化率は８％と海外主要都市と比較して低い状況にあり、無電柱化の推進には多額の費用を要することがネックとなっている。従って、これらの計画の目標達成に向けても、低コスト化の徹底や、国民の周知展開、さらには、容積率の割増等による都市開発諸制度の活用及び財政的措置の拡充を図ることが重要である。

加えて、既存の道路における無電柱化は、工事が長期にわたることなどから、地域住民の理解と協力が不可欠である。近年、まちづくりの観点から地域住民の発案による無電柱化の事例があることからも、このような事例

を周知展開することにより、民間発案による無電柱化の水平展開に向けた取組も検討すべきである。

○緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進　重点要望項目
　首都直下地震等大災害発生時に、防災拠点や他県等との連絡に重要な役割を担う緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を進めることは、道路の閉塞を防ぎ円滑かつ迅速な救出・救助活動の実施や緊急支援物資等の輸送、建築物の倒壊による人的被害の減少に向けて、極めて重要である。
　東京都は、地域防災計画で位置付けた緊急輸送道路のうち、特に沿道建築物の耐震化を図る必要があると知事が認める道路を特定緊急輸送道路としている。耐震改修促進法および耐震化推進条例により、特定緊急輸送道路の沿道建築物のうち旧耐震基準で建築され、高さが概ね道路幅員の２分の１以上の建築物の所有者に対して耐震診断を義務付けている他、耐震改修を努力義務としている。耐震診断および耐震改修ともに財政的な支援を講じることで、沿道建築物の耐震化に取り組んできたが、昨年１２月時点の耐震化率は８３．８％であり、耐震診断が義務付けられている旧耐震基準の建築物に限ると３８．２％にとどまっている。こうした状況に対して、東京都が沿道建築物の所有者を対象に２０１６年に実施した調査では、所有者の４６％が耐震化を予定（耐震改修を予定２６％、建替え・除却を予定２０％）していることが明らかになった一方で、４９％が耐震化を実施しないと回答し、その理由として、費用負担の大きさや建物の機能が損なわれる、合意形成が困難との回答が上位を占めている。
　従って、建物所有者への啓発や、補助の拡充、税制面からの後押し等を通じて、緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化を早急かつ強力に推進していく必要がある。

○地域全体の防災力向上にも資する都市政策の推進
　（民間による再開発プロジェクト推進、ＢＣＤの整備、エリア防災の推進）
　都市の防災力向上は、国際競争力の強化に向けた国際的なビジネス・生活拠点の形成においても重要である。都内には、旧耐震基準で建てられた老朽ビルが多く存在し、また、災害時におけるエネルギーの安定供給が国際的企業のオフィス立地としての必須条件である。また、大都市の主要駅周辺の地域においては、災害時の滞在者などの安全を確保する必要がある。
　このような中、「都市再生緊急整備地域」をはじめとした都市機能が高度に集積している地域において、民間による優良な再開発プロジェクトを誘導することで、老朽ビルを耐震性に優れ、非常用電源設備など防災機能を備えたビルへと更新していくとともに大街区化を促進していくことは、地域全体の防災力の向上や国際的なビジネス・生活拠点の形成を図る上で有効である。
　従って、地域の理解のもと、街区の特性に応じた容積率等土地利用規制の緩和、税制支援等を通じ、再開発プロジェクトを誘導・促進し、老朽ビルの更新も図っていくことが望ましい。
　また、ソフト・ハード両面にわたる都市防災力の向上に資するエリア防災の促進や、災害時の業務継続地区（ＢＣＤ）の整備、免震・制震装置の導入が重要であるため、民間事業者に対するインセンティブのさらなる拡充等を検討されたい。

○多数の者が利用する建築物等の耐震化（病院、店舗等）
　改正耐震改修促進法が２０１３年に施行され、不特定多数の者が利用する建築物（病院、ホテル・旅館、店舗等）および避難弱者が利用する建築物（学校、老人ホーム等）のうち大規模な要緊急安全確認大規模建築物を対象に、耐震診断の実施とその結果の報告が義務付けられた。また、同法において耐震診断の義務付け対象となる上記建築物の所有者が行う補強設計、耐震改修に係る負担軽減のための補助事業（耐震対策緊急促進事業）の適用期限が２０１８年度末まで３年間延長されている。
　一方、多数の者が利用する建築物の耐震化率は２０１３年時点で約８２％であり、「第４次社会資本整備重点計画」において２０２０年までに９５％とすることが目標の一つとされている。従って、首都直下地震等大災害発生時における人的・物的被害を軽減するために、耐震対策緊急促進事業を継続することにより、耐震化率を高めていく必要がある。

○効率的・効果的な地籍調査の推進
　木密地域をはじめ、細街路や密集市街地など土地の権利関係が複雑な都市部において、地籍調査は都市再生などまちづくりの推進はもとより、災害時の境界復元にも極めて有効である。しかし、２０１７年３月末時点の地籍調査の実施状況は全国平均の５２％に対して、東京都は２３％と全体平均から大きく遅れていることから、災害復旧の迅速化に向けて、地籍調査を一層推進していくことが必要である。
　なお、木密地域等密集市街地における地籍調査は、土地の権利関係の複雑さに加えて、測量にあたっては道幅が狭く直線的に見通しづらいため基準点を多く設置する必要があり、測量回数も多くならざるを得ないことから、調査が長期化しコストも増加する課題を抱えている。更に、地籍調査の主な実施主体である区市町村では人員が不足し、調査着手への足かせとなっている。従って、地籍調査の推進には、人員面や財政面、更には測量期間の短縮や費用負担の軽減等の諸課題の解決が必要である。そうした課題の解決に向け、準天頂衛星や高精度なＧＰＳ等先端ＩＣＴ技術に基づく新たな測量手法の導入等も含めて、国による多面的な支援の拡充が必要である。

○地下街、地下駅等の浸水対策の推進
　地下街は設備の老朽化が進んでいることから、都内のみならず全国的に防災・安全対策を推進していく必要性が指摘されている。首都直下地震の被害想定で、地下街は一度停電になると昼間であっても採光が困難であるため大きな機能支障が発生する懸念や、施設管理者から利用者に対して適切な避難誘導がなされない場合等の被害の拡大、心理的な側面でのパニック助長など、地下空間に由来する懸念が指摘されている。こうした懸念は大規模水害時においても該当することである。
　一方、国土交通省は２０１４年に「地下街の安心避難対策ガイドライン」を策定し、耐震対策等地下施設の整備・更新に必要な考え方や技術的な助言、避難経路の検証方法や対応方策の検討方法等を提示している。
　地下街は多くの通行者が利用するなど都市機能として不可欠な施設であり公共性も有することから、管理者等に対するガイドラインの周知や防災対策のための計画策定の促進、耐震化や揺れによる非構造部材（天井パネル、壁面等）の落下対策、水漏れ・浸水・火災対策等に要する経費面での支援など、地下街の安全対策に資する支援等に一層取り組まれたい。また、地方公共団体が定めるハザードマップ等により浸水被害が想定される地下駅等は、出入口やトンネル等における対策を推進していく必要がある。

○河川、海岸保全施設の耐震・耐水対策（水門、排水機場、堤防等）の推進
　墨田区や江東区等の海抜ゼロメートル地帯では、地震の強い揺れにより排水機場の機能不全、堤防や水門等の沈下・損壊に伴う浸水被害が発生する恐れがあり、更に地震と台風・高潮等との複合災害になった場合には、浸水域が拡大・深刻化する懸念もある。
　特に、地震や大雨等により荒川右岸の堤防が決壊し氾濫すると、城北・城東地域から都心部に至るまで広域な浸水となることが予測されている。その際、浸水面積は約１１０㎢、浸水区域内人口は約１２０万人に及び約５０㎢を超える範囲で２週間以上浸水が継続し、死者数は約２千人に及ぶ想定もある。また、ライフラインが長期にわたり停止する可能性もあるため、孤立時の生活環境の維持も極めて困難になることが懸念されている。加えて、東証一部上場企業大手１００社のうち４２社の企業の本社や、銀行・証券・商品先物取引業３２社のうち１９社が浸水する可能性がある他、氾濫水が地下空間へ入り込むことにより、地下鉄等の浸水被害は１７路線、９７駅、約１４７ｋｍとなる予測もあるなど、都心部においても甚大な被害が危惧されている。
　更に、大型台風により東京湾に高潮氾濫が発生すると、千葉県、東京都、神奈川県の湾岸エリアを中心に約２８０㎢が浸水し、死者数は約７，６００人に及ぶ想定もある。
　国土交通省は、こうした事態の発生を防ぐために、堤防や水門、排水機場等の海岸・河川管理施設等の整備、耐震化、液状化等の対策に取り組んでいるが、人命、財産を守り、首都中枢機能の麻痺を確実に防ぐために、東京都をはじめとした関係機関等と緊密に連携し、これらの対策を鋭意推進し、対策を進められたい。
　特に、東京の沿岸部の第一線を守る水門、防潮堤については、東京２０２０大会までに整備を確実に完了することが求められる。

○ストック効果の高い根幹的治水施設の整備（ダム、堤防等）
　首都圏で想定されている大規模水害のうち、未曾有の大雨により利根川の堤防が決壊すると、埼玉県から都内の城北・城東地域に至るまで広域な浸水となることが予測されている。また、死者数は約２，６００人に及ぶ想定もあり、ライフラインやインフラが浸水被害を受けることも考えられていることから、首都圏の経済社会に甚大な被害をもたらす可能性がある。
　利根川首都圏広域氾濫で想定されている被害の軽減に向け、八ッ場ダムは利根川上流の全流域面積の約４分の１を占める吾妻川流域において初めて計画された多目的ダムであり、完成すれば他の既設ダムと相まって洪水調節機能を発揮することから、利根川等の治水上、また利水の面においても不可欠な施設である。更に、利根川首都圏広域氾濫では約３４兆円の被害が想定されていることから、八ッ場ダムはストック効果が非常に高い施設であり、「関東ブロックにおける社会資本整備重点計画」では、八ッ場ダム建設事業は主要取組に位置付けられ、２０１９年度の完成を目指して建設が進められているところである。
　加えて、直轄管理河川における高規格堤防事業は、首都圏を洪水から守るとともに、まちづくりを進めていく上で重要な事業であり、その構造的特徴から破堤しにくいだけでなく、地震時の液状化等にも強いため、震災対策としても有効である。
　東京および首都圏における大規模水害のリスクを低減させるには、八ッ場ダム建設事業や、高規格堤防事業を含む堤防整備および強化対策、環状七号線地下広域調節池の整備等の水害対策、砂防事業等の土砂災害対策をはじめとした防災・減災に高いストック効果を有する事業を着実に推進していく必要がある。

（３）東京２０２０大会を契機にさらに推進すべき施策
①東京２０２０大会を契機にさらに推進すべき施策
○大会開催時の輸送、物流対策の早期策定　重点要望項目
　東京２０２０大会の競技会場の多くは、通勤・物流等の交通需要が集中する地域に立地していることからも、大会の成功のためには、「大会関係者の円滑な輸送」と「経済活動の安定」の両立を図ることが必要である。
　東京圏の大会関係者及び観客輸送ルート等は、「輸送調整連絡会議（東京圏）」において検討が進められている。

大会期間中における交通マネジメントについては、道路交通では平日の１５％交通量減（休日並み）を目指し、継続的に一般交通を抑制し交通量全体を大会前の１０％減とするとともに、部分的に更なる分散・抑制を図ることとしている。また、公共交通では、局所的な混雑への対応などにより、現状と同程度の安全で円滑な運行状況を目指すこととしている。そのためにも、交通マネジメントの実施につき、試行などを行い、実効性が高く、企業や市民から広く協力を得られる施策の検討を進めることとしている。従って、オリンピックレーンのルート計画等、詳細な計画については、関係事業者等をはじめとした多くの主体に対し、早期かつ幅広く周知することで、事前の準備や対策を促していくことが必要である。なお、東京商工会議所は２３区を活動範囲とする地域総合経済団体であることから、昨年１２月に公表した「東京２０２０大会における交通輸送円滑化に関するアンケート」をはじめとして、大会期間中の円滑な輸送確保に向けた一翼を引き続き担っていく所存である。

○交通機関や公共空間のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進、「声かけ・サポート運動」の推進

重点要望項目

「交通政策基本計画」では、東京２０２０大会の開催も踏まえて、全ての人が参画できる社会を実現するとともに、高齢化社会におけるスムーズな移動を実現するために、「バリアフリーをより一層身近なものにする」を目標の一つに掲げ、車両や鉄道の駅など旅客施設等のバリアフリー化、ホームドアの設置に関する数値指標などが盛り込まれている。

高齢化社会への対応のみならず、東京２０２０大会の開催に伴い、国内外から多くの人々が東京及び首都圏を訪れることから、ホームドアの整備やエレベーター及びエスカレーターの整備促進など、上記の計画に盛り込まれた数値目標を達成するための施策を鋭意推進し、公共交通機関等のバリアフリー化を着実に進めていくべきである。なお、旅客施設のバリアフリー化は、バス停の整備なども含めた幅広くかつ継続的な支援や、ホームドアの整備促進など技術開発によるコストの低減が必要である。

一方、本年には「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が改正され、「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」が理念として明確化されるとともに、区市町村によるバリアフリー方針の策定を推進するマスタープラン制度の創設や、「心のバリアフリー」の取組の推進等、更なる取組が掲げられた。誰もが安全で円滑に移動でき、安心して過ごすことができる環境を整備していくには、ハード面の整備に加えておもてなしの精神や他者を思いやる共助の心を涵養するなど、ソフト面の対応が不可欠である。

東京商工会議所においても、上記の認識に基づき、高齢者や子ども、妊婦、子ども連れの方、障害者、外国人等を社会全体で見守り支え合う機運を醸成させ、誰もが安心・安全・快適に暮らし過ごせる地域社会を実現するために、街なかなどで困っている方々に積極的に「声かけ」をして、相手が求める範囲のサポートをしていく「声かけ・サポート運動」を全所的に推進している。また、国土交通省の後援のもとで、首都圏の鉄道事業者が連携した「声かけ・サポート」運動強化キャンペーンを実施するなど、取組を進めているところである。更には、東京２０２０大会を契機にこうした機運を更に高めていき、レガシーとして未来へ引き継いでいくことが重要であることから、昨年１２月、東京２０２０大会に向けた当所の活動展開などを記載した「東商オリパラ・アクションプログラム」のとおり、企業や団体等との連携を深め「声かけ・サポート運動」を積極展開して行く所存である。

○訪日外国人への多言語案内表示の推進

東京２０２０大会の開催を一つの契機に、高齢者や障害者、地震を経験したことがない人々等を含め多くの外国人が来訪することが予想されている中で、平常時はもとより、災害時や非常時に訪日外国人客が情報不足により自らの置かれた状況が分からないまま、不安な状況に陥ることのないよう、多言語案内表示の対策を推進していく必要がある。「首都直下地震対策計画」には、外国人を含む滞在者の安全確保が検討課題に位置付けられていることからも、サインやピクトグラムによる対応行動の可視化や、道路案内標識のローマ字から英語への表記改善及び高速道路のインターチェンジ等のナンバリング、さらには災害情報提供アプリ「Ｓａｆｅｔｙ　ｔｉｐｓ」の一層の機能向上、周知等の推進が肝要である。

また、空港・駅、宿泊・商業施設、大会の競技会場など旅行者が集まる施設やエリアにおいて、多言語表示や双方向コミュニケーションが可能なデジタルサイネージの設置を促進するなど、多言語による周辺情報や災害情報の発信を強化されたい。加えて、自動翻訳サービスや種々の情報提供アプリの提供についても、スムーズな案内対応を可能とするべく、関係機関との更なる連携が望まれる。

○宿泊施設および貸切観光バス駐車場等の整備促進

訪日外国人客の急増を受け、近年、東京都の宿泊施設の稼働率が８割超と高い水準で推移している。今後見込まれる訪日外国人客の更なる増加への対応や、幅広い外国人のニーズにあった宿泊施設の供給が求められる。

こうした中、国土交通省による２０１６年６月の宿泊施設の整備に着目した容積率緩和制度の創設に係る通知を活用し、新築のみならず老朽化した宿泊施設の増改築・用途変更も含めて、大規模なものから小規模なものまで多様な宿泊施設の供給を促進し、適切な場所への立地を政策的に誘導していくことが求められる。他方、本年６月に施行される住宅宿泊事業法による民泊サービスについても、衛生・安全の確保と観光の促進を両立させる健全な民泊に向け、国と地方自治体との連携が望まれる。

更に、都市部において貸切バスによる路上混雑が生じており、周辺の事業者から対応を求める声があがってい

る。主要駅や空港等に加えて、都市部においても貸切バス専用の乗降スペースや駐車場を確保することが必要である。

○道路空間や沿道の温度上昇抑制対策の推進
　東京２０２０大会は、一年で最も気温が高くなる夏季に開催されることから、大会の成功に向けて、競技者や観客等の暑さ対策が重要な課題となっている。こうした中、路面温度上昇抑制機能を有する舗装や道路空間における緑陰形成、沿道の民有地の緑化等は、ヒートアイランド現象の緩和や快適な都市空間の形成にも寄与することから、大会の開催に向け鋭意推進していくとともに、大会開催後も継続して取り組んでいくことが期待される。

○無料Ｗｉ－Ｆｉ利用環境の向上
　旅行者が観光情報を収集する主な手段として、ＩＣＴ化の進展に対応した機器の利用が進んでいる一方で、外国人旅行者が困ったことの上位に無料公衆無線ＬＡＮ環境の不足が挙げられている。従って、外国人旅行者が多く訪れる地域や東京２０２０大会の競技会場周辺における無料Ｗｉ－Ｆｉの整備など、外国人旅行者が利用しやすい通信環境の整備に向けた取組を加速していくことが求められる。また、地域の観光・防災拠点における無料Ｗｉ－Ｆｉについては、設置後の維持・管理費が観光協会や商店街等のエリアオーナーの課題になっていることから、その支援策が期待される。加えて、空港・駅、宿泊・商業施設、大会の競技会場など旅行者が集まる施設やエリアにおいて、事業者の垣根を越えてシームレスにＷｉ－Ｆｉ接続できる認証連携の仕組みを関係機関との連携のもと構築されたい。

○自動走行の実現に向けた環境整備、
　ＩＣＴ活用による行動支援の普及・活用等、技術革新の加速化
　「未来投資戦略２０１７」では、デジタル革命に続く人類史上５番目の新しい社会として、新しい価値やサービスが次々と創出され、社会の主体たる人々に豊かさをもたらしていく「Ｓｏｃｅｉｔｙ５．０」をめざし、先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」ことにより、様々な社会課題を解決すると掲げている。また、「国土交通フォーカス２０１８」においてもイノベーションの推進による様々な取組が施策集として掲げられている。
　とりわけ、「クルマのＩＣＴ革命～自動運転×社会実装～」においては、２０２０年を目標にトラックの高速道路での後続無人での隊列走行や、無人自動走行による移動サービスを実現することを目指し、公道実証等が進められている。自動走行の実現は、交通事故の減少、交通渋滞の緩和、高齢者等の移動支援など、さまざまな効果が期待されていることから、官民が緊密に連携し、課題や問題点等を含め十分に検討を重ね、技術の確立や実現に向けた取組を加速していくことが望ましい。具体的には、国と東京都の連携による「東京自動走行ワンストップセンター」の活用等を通じ、羽田空港や臨海地域等における最先端の実証を推進するともに、今後、高齢人口が増えることなども踏まえ、都心においても、エリア物流の自動化に向けた一定の地域における実験の推進が望まれる。合わせて、事故発生時の責任の所在を明らかにするなど、自動走行の実現には不可欠である法整備等の検討も進められたい。
　他方、ユニバーサル社会の構築に向け、２０２０年を目標として、屋内外の電子地図や屋内測位環境等の空間情報インフラの整備・活用および移動に資するデータのオープンデータ化等を推進し、民間事業者等が多様なサービスを提供できる環境整備が推進されている。これが実用化されると、屋内外を問わず自分の現在位置や、目的地までの経路等の情報が簡単に入手可能になることから、平時には、多言語情報と位置情報を組み合わせて、外国人旅行者への情報提供に活用できる他、災害時には円滑な避難誘導に寄与することが考えられることから、実用化に向けた取り組みを着実に進めていくことが期待される。
　将来の日本の国土を支える技術革新を実現するためには、東京２０２０大会は大きなチャンスであることからも、「未来投資戦略２０１７」や国土交通省による一連の計画に基づき、技術革新に向けた取組を鋭意推進されたい。

○海外のインフラシステム受注のさらなる促進
　アジア等新興国を中心とした世界のインフラ需要は膨大であり、高速鉄道・都市鉄道、高速道路・幹線道路、港湾ターミナル、空港ターミナルをはじめ、今後もさらなる市場拡大が見込まれている。日本企業によるインフラシステムの受注は、２０１０年は約１０兆円、２０１５年は約２０兆円であるが、政府目標では２０２０年に約３０兆円とすることを目指している。
　そうした中、国土交通省はインフラシステムの海外展開を重点政策に位置付け、トップセールスや在京大使等を対象とした「シティツアー・カンパニーツアー」の実施、国際会議の機会等を活用した情報発信等の「川上」からの参画・情報発信、現地事業体に対する民間との共同出資等株式会社海外交通・都市開発事業支援機構の取り組みや情報提供等のビジネスリスク軽減、日本企業がプロジェクトに参加しやすい環境を整備するためのわが国技術・システムの国際標準化や相手国でのデファクト・スタンダード化等のソフトインフラの海外展開を推進している。国土交通省の一連の取り組みを通じて、インフラシステムに関するわが国の強みのある技術・ノウハウを最大限に活用し、世界の需要を積極的に取り込んでいくことが求められる。
　加えて、わが国のインフラメンテナンス産業のさらなる育成を通じて、わが国に遅れてインフラ老朽化のピー

クが到来する新興国等に対して、世界最先端のメンテナンス技術やメンテナンスサイクルに係るノウハウを構築し、新規整備から維持管理・更新までが一体となったインフラシステムの輸出を促進していくべきである。

○水素・燃料電池等、次世代を見据えた環境に優しい都市の実現
　エネルギー・環境制約の克服と投資の拡大に向けて、「未来投資戦略２０１７」では、省エネの推進、再生可能なエネルギーの導入促進、新たなエネルギーシステムの構築等が掲げられている。
　そのためにも、引き続き、中小・小規模事業者も取り組みやすいＬＥＤ照明への更新や、自社のＣＯ２排出量の把握を踏まえた省エネ対策を推進し、環境負荷の低減を確実に実現することが重要である。また、都内で進展する再開発や建物の建替えにあたっては、ベースロード電源からの系統電力とコージェネレーションシステム等の自立分散型電源を組み合わせることでエネルギーの面的利用を実現し、自立化と多重化を推進することによって、低炭素化と強靭化を同時に推進することが必要である。
　さらに、環境性の観点からの再生可能エネルギーの導入促進にあたっては、太陽光のほかにも、安定した出力を得られるバイオマス、地中熱や排熱、および水素など地域特性に応じたエネルギーの多様化が必要であり、この点を踏まえた支援の継続が重要である。また、特に太陽光などの変動電源の導入を促進するにあたっては、系統の安定性を維持するためにも、個別の建物や域内でのエネルギーマネジメント、エネルギーの融通等を含むスマート化の推進と、そのための技術開発支援を継続すべきである。
　水素社会の実現に向けた取組については、燃料電池バス等の導入や燃料電池の普及、ＣＯ２フリー水素の活用に向けた協定の締結、共同研究が開始されるなど着実に取組が進んでいるものと考えるが、次世代のためにも、今後はそのスピードを加速して取り組むべきである。

（４）インフラの基盤等
①インフラ整備を支える生産性革命、担い手確保
○建設現場の担い手、技能人材の確保・育成　重点要望項目
　建設業では若手入職者の減少や高齢化の進行が問題になっている。具体的には建設現場で働いている技能労働者３４０万人のうち、約１／３にあたる約１１０万人が、今後１０年間で高齢化等により離職する可能性が高いと想定されている。一方、目下の東京２０２０大会の開催や災害復旧・復興、防災・減災に関する工事など、今後も着実な工事の推進が必要な状況である。従って、前述の生産性向上と併せ、適正な賃金水準の確保や、週休二日制の普及など、労働環境の改善等を踏まえた業界の魅力向上を通じ、女性を含む若年層の入職をより一層促進するなど、インフラ整備の現場を支える担い手・技能人材の確保・育成が必要である。なお、建設工事に配置が義務付けられている技術者については、人材が限られることからも、若手技術者の活躍の場の拡大を図るとともに、監理技術者の専任基準等、更なる要件の緩和等を検討されたい。
　そのような中、建設産業に関わる各種の「制度インフラ」の再構築を目的とした「建設産業政策２０１７＋１０」が昨年７月に報告書としてとりまとめられ、また、昨年８月には「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」が公表された。国、地方公共団体及び事業者等の関係者が緊密に連携したうえで、これらの一連の取組について、着実に展開し、建設業のＰＲを促進されたい。また、国土交通省における関東地方整備局の独自の取組として１０年先を見据えた「担い手確保・育成」、「生産性の向上」、「建設現場の魅力発信」を掲げた「“地域インフラ”サポートプラン関東２０１７」のように、地方・地域に根差した取組が望まれる。

○国土交通省「生産性革命」の深化
　首都圏のみならず全国的に人口減少、少子化、高齢化が進行する中で、わが国が持続的な成長を実現していくには、労働者の減少を上回る生産性の向上を実現していくことが不可欠である。
　そうした考えのもと、国土交通省は２０１６年に「生産性革命本部」を設置し、社会のベース」、「産業別」、「未来型」の三つの切り口から熟度が高いと思われる施策について、総力を挙げて生産性革命に向けて具体的に取り組んでいる。その後、本年３月には「国土交通フォーカス２０１８」を公表し、施策の具現化や国民への周知展開を行うなど、取組を進めている。施策を民間との緊密な連携のもとで着実に実施していくとともに、施策をさらに増やしていくなど、生産性革命に向けた取り組みを積極的に展開されたい。
　展開に当たっては、わが国経済の「牽引役」である首都圏で具体的な施策を実施し、首都圏経済の生産性を向上させていくことは、国全体の生産性向上に直結する取り組みとなることからも、首都圏で大きな効果が期待できる防災・減災、インフラ老朽化や港湾機能の強化など、首都圏で個別の施策を立ち上げて推進していくことも有効である。

○「ｉ－Ｃｏｎｓｔｒｕｃｔｉｏｎ」の推進（建設現場の生産性向上）
　今後、わが国の労働力人口が総じて減少していく中で、インフラの効果的な整備を図るには、人材の確保・育成と併せて、現場の生産性向上に向けた構造改革を徹底し、持続的な経済成長の実現が必要である。前述のとおり、国土交通省では生産性革命に向けて総力を挙げて取り組んでいるところであり、この取り組みの一環として、全ての建設生産プロセスでＩＣＴや３次元データ等を活用し、２０２５年までに建設生産性２割向上を目指した「ｉ－Ｃｏｎｓｔｒｕｃｔｉｏｎ」や「建設生産システムにおける生産性向上」を２０１６年度から本格的に実施している。２０１７年度は、ＩＣＴ舗装の導入など、活用工種の拡大などが進められるとともに、人工衛星「み

ちびき」による位置情報精度向上により、測量や建機の活用をはじめとしたＩＣＴの活用に向けた取組などが進められ、２０１８年度からは、維持管理分野・建築分野等に拡大されることとなっている。加えて、センサー等の活用による安全・労務管理の向上、デジタル化による検査や書類関係の省力化など、様々な産業との協業により、生産性革命の可能性は現実のものとなりつつあることからも、これらのＩＣＴを活用した先進事例を増やしながら、ＩＣＴの活用による生産性向上に向けた取組を具体化し、企業にとって早期に身近なものにすることが重要である。ｉ－Ｃｏｎｓｔｒｕｃｔｉｏｎのすそ野を広げるためにも、初期の導入コスト等を踏まえ、低コスト化に向けた標準化や導入に対する税制支援等を通じた誘導策が必要である。

なお、取組の推進に当たっては、昨年１月に設立された「ｉ－Ｃｏｎｓｔｒｕｃｔｉｏｎ推進コンソーシアム」の場などを活用しながら、官民連携により、取組を具現化していくことが重要である。

②ストック効果の見える化・見せる化

○インフラのストック効果の見える化・見せる化　重点要望項目

国土交通省は、長期的な国土づくりやインフラ整備、交通政策の指針である「国土形成計画（全国計画）」、また、関東地方整備局においては、首都圏における長期的な国土づくりや社会資本整備、交通政策の指針である「首都圏広域地方計画」などの種々の計画に基づき、インフラ整備を進めている。

一方、厳しい財政状況を考慮すると、国土づくりや交通政策には、限られた財源の中で「選択と集中」により最大の効果を上げていく視点が不可欠であり、その際、地域社会に関係するあらゆる主体が積極的に議論を積み重ね、合意形成を図っていくことが重要な要素となる。

そのためにも、インフラ整備には、民間投資の誘発、物流・人流の効率化・円滑化、安全・安心への寄与、既存施設の有効活用（「賢く使う」取組）など、個々のインフラの「ストック効果」を最大限に引き出すことが求められている。また、「ストック効果」を最大限に引き出すには、インフラを利用する主体である民間側がその効果に着目し、最大限有効活用していくことが重要である。

例えば、首都圏三環状道路では、渋滞緩和効果による経済活動の効率化や生産性の向上、物流施設や工場等の新規立地、大災害発生時の迂回機能（リダンダンシー）、広域観光・レジャー面など、多岐にわたるストック効果が発現している。とりわけ、圏央道沿線の工場立地面積の新規増加は２０年前の約６倍となっている（２０１４年時点）。

民間側がストック効果に着目し、インフラを最大限有効活用していくには、これまでの国の情報発信に加えて、ビッグデータやアンケート等の多様な手法を用いてストック効果を可能な限り客観的に把握し公表する「見える化」や、ストック効果をさらに効果的に提供しユーザーと共有する「見せる化」に資する取組を鋭意実施することで、ユーザーがストック効果をより実感しやすい環境を整備していくことが肝要である。そうすることで、インフラ整備の意義や重要性に係る国内外の多くの人々の理解を促進していくことが重要である。また、インフラ整備は、民間投資との連携を図りストック効果を最大限に引き出していくために、供用時期の見通し等をきめ細やかに情報提供していくことが重要である。

○インフラツーリズムの推進

前述のとおり、インフラのストック効果を周知するのみならず、観光資源としても注目されている。国土交通省は、ダムや橋梁、道路、港湾など見学可能なインフラを取り纏めたインフラツーリズムのポータルサイトなどにより、民間と連携してダムツアーを実施するなど、積極的な情報発信に努めている。インフラツーリズムを推進することにより、地域活性化を図っていくとともに、インフラを身近に感じてもらいストック効果を広く周知していくことが重要である。

以　上

２０１８年度第３号
２０１８年　６月１５日
第７０７回常議員会決議

＜提出先＞　国土交通大臣、国土交通省幹部　等

＜実現状況＞

○「国土交通省との官民連携促進プロジェクト」に基づく連携事業の推進

八ッ場ダム視察（１０／２３）、国土交通省本省との意見交換会（１／１５）、関東地方整備局との意見交換会（２／２１）、羽田空港視察（３／８）等

○インフラ整備の推進　　※外環道シールドマシン発進（大泉ＪＣＴ側）等

【関連予算の拡充】

○防災・減災、国土強靭化のための３か年緊急対策（２０２０年度までに防災のための重要インフラの機能維持、陸海空の交通ネットワークの確保など１６０項目・事業規模約７兆円の対策を推進）

○効率的な物流ネットワークの強化（三大都市圏環状道路等の整備の推進等）

３，６９９億円（対前年度比１．１０倍）

○将来を見据えたインフラ老朽化対策の推進４，８８２ 億円（同１．０９倍）
○都市の国際競争力の強化１０８億円（同１．０９倍）
○オープンイノベーション等によるｉ－Ｃｏｎｓｔｒｕｃｔｉｏｎの推進３３億円（同２．０６倍）　等

５．首都・東京の国際競争力強化に向けた要望

東京商工会議所では、「中小企業の再生による日本経済の再生」と「東京と地方が共に栄える真の地方創生」を活動の二本の柱として掲げており、それらを実現するには物流・人流の円滑化を促すための社会資本（インフラ）が重要であると認識している。一方、グローバル化の進展が極めて速いスピードで進展するとともに、人口減少・少子化・高齢化等、取り巻く環境の厳しさが増していることからも、世界における東京の存在感を高めるべく、国際競争力を高めていくことが必要である。そのような中、近年のインフラ整備により、輸送時間の短縮やコスト低下等の生産性向上効果、災害リスクの低減による安全・安心効果などのストック効果が目に見えて現れている状況であるが、その整備には継続的かつ網羅的な取組が必要なものも多いことを踏まえ、東京２０２０大会を契機とするレガシー形成に資する東京の国際競争力強化に向けた施策について、重点要望項目を設けたうえで、改めて意見することとした。

１　首都・東京を取り巻く課題
東京を取り巻く環境は、グローバル化、技術革新の進展に伴い、世界との都市間競争が激化している状況下にある。東京は「世界の都市総合力ランキング」において現在３位であるが、都市再生の推進、観光インバウンド施策や国際交通ネットワークの強化、法人実効税率の引き下げや起業・創業支援の拡充、労働生産性向上等、国際競争力強化に向けた一連の施策を実施することにより、２０２０年には２位になり得るというシミュレーションが２０１６年に出されており、東京が世界をリードする国際都市としてさらに発展していく可能性があることからも、国際競争力の強化は東京の重要な課題である。
一方、地方や首都圏郊外はもとより、東京都でも約１０年後には人口減少に転じ、２０４０年代には高齢化率が約３割に達するなど、これまで世界のどの都市も経験したことのない少子高齢・人口減少社会を迎えることが予測されている。また、今後３０年間で７０％の確率で発生すると予想されている首都直下地震のように、人的・物的・経済面など経済社会のあらゆる面で国難とも言うべき災害リスクがある。
そのようななか、２年後に迫った東京２０２０大会は、将来の東京及び首都圏の都市形成にとって大きなチャンスであることから、このチャンスを確実に捉え、有形・無形のレガシーを形成していくことが重要である。
東京都は、２０４０年代の社会状況や都民の活動イメージを描き、より良い都市の実現に向けた都市計画である「都市づくりのグランドデザイン」や、東京２０２０大会の成功と有形無形のレガシー形成に向け、目下の具体的な政策を掲げた「２０２０年に向けた実行プラン」などの種々の計画を策定している。これらの施策を鋭意推進し、取り巻く環境の変化に対応することで、日本の成長のエンジンである東京が世界から選ばれ、人が集まる都市になるとともに、東京及び首都圏内のみならず、各地方との人流・物流をさらに促進する環境作りが急務である。

（東京を取り巻く主な課題）
世界との都市間競争の激化
・アジア主要都市の急速な台頭（インフラ、市場の整備）
・外国人受入環境整備の重要性（ビジネス・居住・医療等）
・渋滞損失の発生、港湾・空港の処理能力　・インフラや建物の老朽化
・技術革新の進展、対応（近未来技術の実装）等
人口減少・少子化・高齢化
・東京への転入超過の継続と高齢人口の増加（医療・介護体制）
・地方（首都圏郊外）の疲弊、空き地・空き家の増加
・生産年齢人口の減少による担い手不足（建設、物流等）
・人と人のつながりや他者を思いやる共助の心の喪失　等
災害リスク
・首都直下地震発生リスク（今後３０年で７０％の確率）
・堤防決壊等による洪水発生リスク　等
東京２０２０大会を契機としたレガシー形成
・成熟都市東京における大きなチャンス　・訪日外国人の増加

２　インフラの重要性と本要望の考え方
インフラは、以下に記載の４つの役割を担っていると考えている。東京を取り巻く課題を解決し、東京の発展と真の地方創生を実現するためには、インフラのハード・ソフト両面からの整備が不可欠である。

（インフラの役割）
都市の魅力向上（国際競争力向上）
・様々な分野での多様な集積にさらに磨きをかけ、魅力ある都市空間を構築することで世界から資金や人材、情報を呼び込む。
対流創出
・面的な人流・物流の創出により様々な主体の連携・交流や地域間の対流を創出することで新たな活力や付加価値を生み出す。
生産性向上
・働き手の減少を上回る生産性の向上に向け、インフラの「ストック効果」を最大限に引き出し、企業や社会全体の生産性向上の基盤を構築する。民間の活力を引き出すためにも官民連携の取組が不可欠である。
防災力強化
・世界から見ても、安心・安全を感じることができる街を実現すべく、ハード・ソフト両方からの対策を講じ、東京の防災力強化を図る。

東京商工会議所では、昨年６月に「首都・東京の都市整備に関する要望」を策定するなど、これまでも意見活動等を積極的に展開してきたが、そもそも、インフラの整備は継続的かつ網羅的な取組が必要である。一方、資源には限りがあることから「選択と集中」の観点に立ち、ストック効果の高い施策を優先的に進めることも必要である。
その上で、都市を取り巻く施策を、「陸・海・空の交通・物流ネットワーク」、「都市整備・まちづくり」に分け、また、これらのインフラ整備の推進を担い、その質を高めるうえで重要となる「社会資本の基盤」、さらには「東京２０２０大会を契機にさらに推進すべき施策」の観点を加えた４つの分野から個々の施策について検討を行った。個々の施策の進捗状況を踏まえるとともに、東京の発展に向けて特に加速化が必要な施策、中長期的な社会基盤維持に向けて特に重要である施策、また、これらのうち官の役割が特に大きい施策を重点要望項目として選出し、意見することとした。

３　要望項目
東京の国際競争力を強化するために必要な政策や民間における取組の推進に関して、下記の通り要望する。そのうち、特に重要であると考える重点要望項目は次のとおりである。

（重点要望項目）
○首都圏三環状道路の整備（外環道）　…３頁
○２０２０年大会の成功を支える都心と臨海部を結ぶ
　幹線道路（環状２号線等）、ＢＲＴの整備促進　…４頁
○都心と首都圏空港間のアクセス改善をはじめとした鉄道交通網の強化　…５頁
○羽田空港の処理能力強化と就航都市数の増加、　…５頁
　横田基地の軍民共用化、横田空域を含めた航空管制見直しの推進
○国際海上コンテナターミナル整備事業の推進（東京港）　…６頁
○重要なインフラの老朽化対策の推進　（高速道路、橋梁・トンネル等）　…８頁
○東京の高速道路等の渋滞対策の実施（ボトルネック地点の解消等）　…８頁
○民間活力による都市再生の推進（支援強化・柔軟な運用）　…10頁
○国家戦略特区の特例に基づく都市再生プロジェクトの推進　…11頁
○エリアマネジメントの推進（都市空間を活用したまちの賑わいの創出）　…12頁
○国際的ビジネス環境整備、シティセールスの推進（世界への発信）　…12頁
○集約型地域構造への再編と空き家・空き地対策の推進　…14頁
○老朽マンション、団地、ニュータウンの再生及び耐震化の促進、
　団地等の更新に併せた保育施設や高齢者支援施設の設置促進　…15頁
○木密地域等密集市街地の早期改善　…16頁
○無電柱化の推進　…17頁
○緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進　…17頁
○大会開催時の輸送、物流対策の早期策定　…20頁
○交通機関や公共空間のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進
「声かけ・サポート運動」の推進　…21頁

（１）陸・海・空の交通・物流ネットワーク
①新規整備（ネットワークの拡充）
○首都圏三環状道路の整備（外環道）　重点要望項目
首都圏三環状道路は、渋滞解消や環境改善、物流の信頼性向上、地域経済の活性化や広域観光の促進、雇用の創出をはじめとした高い経済効果など、多岐にわたるストック効果が期待されている。

こうした中、首都高速中央環状線は２０１５年３月に全線開通し、渋滞緩和効果をはじめ高いストック効果が発現している。また、圏央道は昨年２月に開通した区間がさらに増えて、東名高速、中央道、関越道、東北道、常磐道、東関東道がつながったことで、広域観光の振興や生活道路の安全性向上、大型物流施設等の企業立地や生産性の向上、雇用や税収の増加など多岐にわたるストック効果が確実に発現している。

しかしながら、首都圏三環状道路の整備率は約８割で、諸外国の主要都市と比較すると未だ十分な状況ではない。とりわけ、外環道は、千葉区間については本年６月に開通となったものの、他の２つの路線に比べて整備が遅れている状況であることからも着実に整備していくべきである。

外環道（関越道～東名高速間）は、上記と同様に都心に流入している通過交通が迂回できるようになるため、渋滞解消による高い経済効果に加え、首都圏におけるＣｏ２排出量削減効果、生活道路等における交通事故の減少など様々な整備効果が期待されている。加えて、首都直下地震等の大災害発生時には、一部区間に不通が生じた際にも速やかに移動することが可能となる迂回機能（リダンダンシー）を発揮し、日本の東西交通の分断を防ぐなど、災害時に重要な役割を担うことからも、東京および首都圏全体の国際競争力の強化に寄与する重要な道路である。従って、本格化している本体トンネル部の工事を安全かつ着実に推進するとともに、用地取得、区分地上権取得について国と東京都が連携のうえで加速させ、１日も早い開通を目指されたい。

一方、外環道の東名高速以南（東名高速～湾岸道路間）は、未だルートが確定していない予定路線となっているが、同区間が開通すれば関越道・中央道・東名高速と羽田空港や京浜港とのネットワークが確立され、東京および首都圏全体の国際競争力の強化や都市防災力の向上に大いに寄与する大変重要な路線である。２０１６年２月に設立された東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会の場などにおいて検討を進め、環状道路としての機能を最大限発揮すべく、可能な限り早期に、全体の計画を具体化し、事業化していく必要がある。なお、事業化した際には、東名高速から第三京浜までの区間（約４ｋｍ）について早期に整備していくべきである。

○東京２０２０大会の成功を支える都心と臨海部を結ぶ幹線道路（環状２号線等）、ＢＲＴの整備促進
重点要望項目

東京の道路整備は、わが国経済を活性化させ国際競争力を強化するとともに、災害時には首都の中枢機能を堅持するなど大きなストック効果を発揮することから、極めて重要である。

都内の主要な道路は、東京２０２０大会開催時の円滑な輸送を実現する上で重要な役割を担うことはもとより、大会を契機とした更なる発展が見込まれる地域へのアクセスを強化する上でも重要である。

特に、都心と臨海部を結ぶ環状２号線など、東京２０２０大会の成功を支え、大会後も首都機能を最大限に発揮させる道路の整備を推進していくべきである。築地市場の移転後速やかに、環状２号線は東京２０２０大会に対応するために地上部道路を整備するとともに、大会時の円滑な通行の確保に向け、交通制御などのソフト対策を講じていくことが望ましい。加えて、環状２号線本線のトンネルも並行して整備していくことで、大会終了後、早期に完成させるべきである。

加えて、道路の整備に合わせて、公共交通に対する更なる需要の増加が見込まれる臨海副都心へのアクセスを強化していく必要がある。東京都は、都心と臨海部を結ぶＢＲＴの運行に向け、２０１６年４月に「都心と臨海副都心とを結ぶＢＲＴに関する事業計画」を策定したが、地元調整、関係者との施設整備等の協議、停留施設を設置するりんかい線の駅前広場（東京テレポート駅、国際展示場駅）の改修等を着実に推進していくとともに、環状２号線の整備状況にあわせてＢＲＴの運行を速やかに開始していくことが望まれる。

更に、東京の成長・発展に向け、「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」に基づき、優先整備路線の計画的な事業化に取り組み、着実に整備を推進していくことが期待される。

○都心と首都圏空港間のアクセス改善をはじめとした鉄道交通網の更なる強化　重点要望項目

世界の都市総合力ランキングでは、東京の強みとして「公共交通の充実・正確さ」が挙げられている一方で、「都心から国際空港までのアクセス時間」は強みとは言えない状況である。従って、東京及び首都圏全体の国際競争力を強化するには、首都圏空港（特に羽田空港）と都心間などのアクセス改善による移動利便性の向上が不可欠である。鉄道路線の整備、バスの運行充実等に向けて、東京都等関係自治体、国、事業者が緊密に連携し着実に対応していくことで、アクセスを更に改善していくべきである。

また、東京圏における今後の都市鉄道のあり方について、２０１６年４月に国土交通省交通政策審議会諮問第１９８号に対する答申が公表された。この答申では、国際競争力の強化に資するプロジェクト、地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクトとして、路線の新設や既存施設の改良に関するプロジェクトが挙げられている。そのうち、東京都では事業化に向けた検討の深度化を図るべく、羽田空港アクセス線（田町駅付近等～羽田空港）、新空港線（東急蒲田～京急蒲田）、東京８号線（豊洲～住吉）、東京１２号線（光が丘～大泉学園町）などの６路線を対象に調査費を計上するとともに「東京都鉄道新線建設等準備基金」を新たに設立した。

このように、空港間アクセスのみならず、特に地元自治体や事業者から要望が強い路線については、事業を推進するための課題を整理し、費用対便益や技術的な課題等を検討、精査するなど整備に向けた取組を着実に進めていくべきである。

あわせて、首都圏の鉄道交通における混雑緩和や安全性の向上、輸送障害の改善に資する取組は引き続き、推

進していく必要がある。

○羽田空港処理能力強化と就航都市数の増加、横田基地の軍民共用化、横田空域を含めた航空管制見直しの推進　重点要望項目

世界の都市総合力ランキングでは、国際線直行便就航都市数など国際交通ネットワークが強みとは言えない状況であり、東京とロンドンやパリとの国際線直行便就航都市数の差が依然大きい中、首都圏空港における国際線需要は２０１２年度からの１０年間で約６～８割増加する見込みであり、概ね２０２０年代前半には約７５万回の容量の限界に達する見通しとなっている。

羽田空港は、都心に近く２４時間利用できる空港であり、わが国の将来を左右する重要なインフラであるため、その機能を十二分に発揮させていくことが必要であり、空港の機能強化に向けて、東京２０２０大会の開催までに実現し得る方策として提案されている滑走路処理能力の再検証、特定時間帯の活用、都心上空飛行経路の設定、駐機場やターミナルビル等の地上施設の整備等について、地元住民や環境、港湾機能等に十分に配慮をした上で着実に実現し、拡大した昼間の空港容量を使って国際線を約４万回拡大することで、更なる国際化を推進していくべきである。従って、区市町村や国と連携のうえ、地元への丁寧な情報提供と、騒音・安全対策を鋭意取り組まれたい。

加えて、東京２０２０大会の開催以降の方策として提案されている羽田空港の滑走路の増設についても、港湾機能との共存に配慮した上で、世界最高水準の発着容量年間約１００万回の実現に向けた検討の推進が期待される。

他方、横田基地の軍民共用化は、首都圏の空港容量の拡大や首都圏西部地域の航空利便性の向上に寄与することから、早期実現を図ることが望ましい。また、在日米軍が管理する横田空域は、一都九県にわたる広大なエリアに広がっている。同空域の一部は２００８年９月に返還され、羽田空港の容量増加に対応した管制が可能となったが、依然として民間航空機の運航の支障となっている。より安全で効率的かつ騒音影響の少ない航空交通を確保していくには、横田空域の早期全面返還を実現することで、首都圏の空域を再編成し、わが国が一体的に管制業務を行うことが必要である。従って、引き続き、これらの実現に向けて国に働きかけていただきたい。

○国際海上コンテナターミナル整備事業の推進（東京港）　重点要望項目

東京港は、わが国の国際物流を支え、首都圏４千万人の生活と産業を支える極めて重要な拠点であるが、規模や機能、コストの面でシンガポールや釜山などアジア主要港の急速な台頭により、国際競争力を強化していくことが課題となっている。

国土交通省は京浜港と阪神港を国際コンテナ戦略港湾として位置づけ、「選択と集中」に基づく重点的な投資を行うこととしているが、京浜港の国際的な地位を回復するためには、必要な機能の整備とコストを含めたソフト面の改善に早急に取り組まなくてはならない。

こうした中、東京港中央防波堤外側地区では国際海上コンテナターミナル整備事業が進められている。本整備事業を通じて、大水深コンテナターミナルを整備することにより、国際海上コンテナ物流において基幹的な航路である欧州航路や北米航路に就航している大型コンテナ船による効率的な輸送が可能となり、産業立地環境の向上と物流コストの低減が図られ、東京および首都圏の産業の国際競争力が強化されることが期待される。更に耐震性を強化した岸壁が整備されることで、震災時においても物流機能が維持されることが期待されている。そのようななか、東京港中央防波堤外側地区の事業期間が昨年見直されたことからも、これらの事業の着実かつ迅速な整備が望まれる。

○臨港道路南北線の整備推進

首都圏の生活と産業を支える東京港は、世界同時不況後も外貿コンテナ取扱量が増大しており、施設容量を大幅に上回るコンテナ取扱量が交通混雑等の外部不経済を発生する要因ともなっている。このため、抜本的な施設容量の向上策として、新たなふ頭の整備及び既存ふ頭の再編を行うとともに、併せて道路ネットワークの充実・強化を図るなど、交通混雑の解消に向けた取組が求められている。特に、中央防波堤地区においては、外貿コンテナターミナル及び内貿ユニットロードターミナルなどのふ頭施設の利用に伴う交通需要に対応することが喫緊の課題である。

上記を踏まえ、臨港道路南北線は、これらの課題解決に向け重要な役割を担う道路であることから、完成予定とされている２０１９年度までに、着実に整備を推進していくべきである。

○大型クルーズ客船埠頭の整備推進

世界のクルーズ人口は、クルーズ船の大衆化が進んだことで大幅に増加している。また、アジア域内においては、大型クルーズ客船による低価格なカジュアルクルーズの提供が開始されたことで、クルーズ市場の成長が見込まれていることから、日本への大型クルーズ客船の寄港需要が高まってきている。

東京は鉄道・航空との接続の充実、豊富な観光資源等、大きなポテンシャルを有しているとともに、東京２０２０大会が開催されることなどから、東京港への入港を希望するクルーズ船社が多くなっている。こうした状況の中、東京都は世界最大級の大型クルーズ客船にも対応できる新たな客船埠頭の整備を東京２０２０大会の開催に間に合うように取り組んでいるところである。

２０１６年３月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」における「訪日クルーズ旅客を２０２０年に５００万人」という目標に対し、２０１７年の訪日クルーズ旅客は前年比２７．２％増の２５３．３万人と着実に増加している。東京港の大型クルーズ客船埠頭は高いストック効果が期待されていることから、同埠頭の整備を促進していくことが求められる。

○ＢＲＴやバス等、中規模な公共交通の整備
人口減少、少子化、高齢化社会では、行政、医療・福祉、商業等、生活に必要な都市機能、居住機能を駅周辺等の交通拠点から一定の地域に集約する地域構造（コンパクトシティ）へ再編していくことが重要である。また、高齢人口が増加している中で、地域社会の活性化を図る上でも、日常生活に必要な公共交通手段を確保することは不可欠である。従って、乗降の容易性、定時性、速達性、快適性、整備コストなどの面で優れた特徴を有するなど、人と環境に優しい公共交通手段であるＢＲＴ等の整備は重要である。また、地域内を運行するコミュニティバスなどの二次交通の確保も重要である。とりわけ、東京都では、人口が増加し、東京２０２０大会及び大会後の開発によって多くの来訪者が見込まれる臨海副都心と都心各拠点を結ぶ新たな交通機関としてＢＲＴの導入を具体的に計画している。また、これに併せて、燃料電池バス、連節バスの導入も進めようとしているが、ＢＲＴ整備を着実に進め、他地域のモデルケースとしていくことが期待される。

○リニア中央新幹線を契機としたスーパー・メガリージョンの形成
リニア中央新幹線は、三大都市圏の交流・連携の一層の緊密化により経済活動が活性化することが期待されるなど、わが国の国際競争力の強化に資する重要なプロジェクトである。また、東海地震等の災害が発生した場合でも、東海道新幹線のバイパスとして三大都市圏を結ぶ大動脈を途切れさせることがないため、わが国の経済活力の停滞を防ぐ重要な交通基盤でもあり、更には、関連技術をパッケージ化し、将来の海外展開も期待できるプロジェクトでもある。２０２７年に予定している東京（品川）・名古屋間の開業、およびその後の名古屋・大阪間の開業に向け、着実に進捗することを望む。また、リニア中央新幹線の開業を一つの契機として、沿線地域を活性化していくことも重要である。
なお、「国土形成計画」に記載の通り、リニア中央新幹線の開業により東京・大阪間は約１時間で結ばれるため、三大都市圏がそれぞれの特色を発揮しつつ一体化し、４つの主要国際空港、２つの国際コンテナ戦略港湾を共有し、世界から資金や人材、情報を呼び込み、世界を先導するスーパー・メガリージョンが形成されることが期待される。従って、首都・東京の役割や他地域との連携のあり方を検討するとともに、リニア中央新幹線と他の交通ネットワークとの結節を踏まえた、交通ネットワークの充実等を図られたい。

②維持・強化（ネットワークを「守り」「賢くつかう」）
○重要なインフラの老朽化対策の推進　（高速道路、橋梁・トンネル等）　重点要望項目
本格的な人口減少社会の到来を見据えて、インフラ老朽化対策が喫緊の課題となっている。開通から５０年以上が経過した首都高速道路をはじめ、高速道路の構造物は老朽化が進んでおり、対策が急がれている。２０１３年１２月に首都高速道路株式会社が示した大規模更新等に関する計画に基づき、１号羽田線（東品川桟橋・鮫洲埋立部）に引き続き、１号羽田線（高速大師橋）・３号渋谷線（池尻～三軒茶屋）の大規模更新を推進していくとともに、都心環状線の築地川区間や、まちづくりと連携した具体的な検討が開始された日本橋区間の計画の具体化を加速する必要がある。また、東日本および中日本高速道路株式会社が管理する路線の構造物についても、対策を鋭意推進していくことが求められる。とりわけ、まちづくりの観点も踏まえたインフラ老朽化対策に鋭意取り組まれたい。
また、全国で対策が急がれている予防保全型維持管理の導入などメンテナンスサイクルを構築し実行することや、メンテナンス産業の育成、ロボットやセンサー、ドローン等の新技術の開発・導入等の加速化により、トータルコストの縮減と平準化を両立させていくことは東京都においても不可欠である。従って、区市町村と連携の上、確実に対応されたい。

○東京の高速道路等の渋滞対策の実施（ボトルネック地点の解消等）　重点要望項目
道路移動時間の約４割は渋滞に費やされており、渋滞による損失は年間約２８０万人分の労働力に匹敵する。効率的な企業活動を阻害し、災害時の救出・救助活動や復旧支援活動の妨げとなる交通渋滞は、早急に対策が進められるべきである。
特に、全国ワースト１位の渋滞損失が発生している東名高速大和トンネル付近や、中央自動車道の調布付近および小仏トンネル付近等は、恒常的に交通渋滞が発生し定時性を損ねている。東京２０２０大会では、観光客の大幅増加等から高速道路利用率の増大が予想されていることから、本年３月に改良された首都高速板橋・熊野町ジャンクション４車線化のように、ピンポイント渋滞対策の着実な推進が強く望まれる。また、後述の東京２０２０大会に向けて検討を進めている交通マネジメントについては、大会期間中のみならず、大会終了後にも円滑な交通をもたらすレガシー形成に鋭意取り組まれたい。

○生活道路など道路交通の安全・安心対策の推進
近年、交通事故件数および死傷者数は減少傾向にあるが、昨年の交通事故死者数は３千人を超えている。また、

わが国は欧米諸国に比べて、自動車乗車中の死亡事故は最も少ないが、歩行中・自転車乗車中の死亡事故は最も多いことから、道路交通においてより一層の安全・安心対策を実施していくことが求められている。道路交通における安全・安心対策は、効率的な物流の確保に直結することからも、鋭意推進すべきである。

従って、生活道路への通過交通の流入を減らす地域内の幹線道路の整備に加え、国等との連携によるビッグデータを活用した急ブレーキ多発箇所の特定および速度低減対策や、踏切対策や連続立体交差事業の推進により一層取り組まれたい。

○踏切対策および連続立体交差事業の推進

都内には約１，０５０カ所の踏切があり、交通事故や交通渋滞、鉄道の輸送障害の一因となっている。また、「２０２０年実行プラン」で連続立体交差事業の推進が掲げられているとともに、国の「第４次社会資本整備重点計画」および「関東ブロックにおける社会資本整備重点計画」で重点施策に位置付けられていることからも、効率的かつ円滑で安全・安心な移動環境の実現に向けて、計画している連続立体交差事業等を積極的に推進すべきである。

なお、連続立体交差事業は、鉄道を連続して高架化または地下化し、数多くの踏切を同時に除去することで、鉄道の輸送障害の解消や道路ネットワークの形成促進、交通渋滞の解消による自動車平均走行速度の向上、地域分断の解消によるまちづくりの促進など地域の活性化のみならず、都市の防災・安全性の向上にも大いに寄与する事業である。引き続き、これらのストック効果を都民に周知するべきである。

○主要な鉄道駅など交通結節点における施設整備の促進

人口の高齢化が進行している中で、高齢者をはじめ誰もが暮らしやすい、自動車に頼らないまちづくりを進めるために、複数の交通手段をつなぐ施設であり地域の拠点となる駅前広場等の交通結節点では、快適性・利便性の向上など一層の機能強化が求められている。こうした交通結節点では、ユニバーサルデザインの観点も踏まえ、駅前広場やペデストリアンデッキ、自由通路など公共交通機関の利用促進に資する施設等の整備を促進していくべきである。

○耐震強化岸壁の整備（東京港）

首都圏４千万人の生活と産業を支える東京港では、震災時の緊急支援物資の輸送拠点や被災者の避難に重要な役割を担うため、耐震強化岸壁の整備を進めていく必要がある。とりわけ、外貿コンテナふ頭については、震災時でも首都圏経済活動の停滞を回避するためにも、幹線貨物輸送対応の耐震強化岸壁についても更なる整備が不可欠である。

○羽田空港の耐震化、液状化対策の推進

羽田空港は、東京港と同様に緊急支援物資の輸送拠点としても極めて重要な役割を担うが、国土交通省が２０１４年に策定した「首都直下地震対策計画」では、液状化により滑走路２本が使用できなくなる可能性があると予想されていることから、対策が急がれる状況にある。従って、耐震化、液状化対策が早急に完了するよう、国に対し働きかけられたい。

③物流機能の確保・高度化

○物流生産性革命の深化および関連施設の整備

物流の効率化・高度化を図ることが、経済活動全般の生産性向上や国際競争力を強化していく上でますます重要な要素となっている。しかし、国内貨物輸送の９割を占め物流の中核を担うトラックの積載率低下や手待ち時間の発生、宅配便の再配達など様々な非効率が発生している。また、中心市街地等における荷さばきスペースや駐車場の確保、大災害時にも維持可能なサプライチェーンの確保や被災地への円滑な支援物資供給の確保、老朽化した物流施設の建替えや集約化等の再整備、機能更新等、様々な課題が存在している。

こうした中、国土交通省では「生産性革命」の取組の一環として、「物流生産性革命」を深化させ、２０２０年までに物流事業の労働生産性を２割程度向上させることとしている。また、昨年７月には関係省庁が連携して総合的・一体的な物流施策の推進を図る「総合物流施策大綱（２０１７年度～２０２０年度）」が閣議決定されるとともに、本年１月には今後推進すべき具体的施策を取りまとめた「総合物流施策推進プログラム」が公表された。「総合物流施策推進プログラム」には「強い物流」の実現に向け、目標数値が定められるとともに、ＰＤＣＡ方式による進捗管理を行うこととされている。

「物流生産性革命」には、荷主協調のトラック業務改善や中継輸送を含む共同輸配送の促進、物流を考慮した建築物の設計・運用の促進、自動隊列走行の早期実現など「トラック物流の革新」や、「コンテナ輸送の革新」、「港湾の刷新」、「海運の刷新」が盛り込まれている。また、「暮らし向上物流」として、オープン型宅配ロッカーの導入促進等による宅配便再配達の削減、ドローンによる荷物輸送のための環境整備、手ぶら観光の促進等が盛り込まれている。また、「ダブル連結トラックによる省人化」、「物流モーダルコネクトの強化」、「特大トラック輸送の機動性強化」に向けた実証実験が推進されている。東京都においても、これらの施策の実現に向けた関係機関との連携、支援を図られたい。

とりわけ、都市部の建物足元の更なるにぎわいの創出にはエリア内物流の充実が重要である。荷捌き車両の路

上駐車の改善、共同荷捌きスペースの確保に向けた対策を引き続き推進するとともに、将来的には自動運転技術の確立と荷役の自動化・機械化の推進が期待されることから、都心においても自動運転パイロット地区等を設け、実証実験等を推進していくことが望まれる。
　また、羽田空港周辺の物流機能についても、グローバルゲートとして重要であることから、物流施設の機能強化や再編に向け、国家戦略特区の認定等を通じた財政支援や高さ制限の緩和をはじめとした規制緩和等の支援が望まれる。

（２）都市整備・まちづくり
①都市再開発等（都市の魅力向上）
○民間活力による都市再生の推進（支援強化・柔軟な運用）　重点要望項目
　グローバル化の一層の進展に伴い、アジア主要都市がインフラや市場の整備を進め、急速に成長していることから世界の都市間競争が激化している。そうした中、わが国の経済成長のエンジンである東京が、世界との熾烈な都市間競争を勝ち抜き、存在感を高めていくには、官民が連携して市街地の整備を強力に推進し、世界から資金や人材、情報を呼び込むことができる魅力ある都市拠点をより一層形成していくことが必要である。
　そのため国は、都市再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として、全国５３地域を「都市再生緊急整備地域」に指定している。同地域では、容積率等土地利用規制の緩和や、都市計画の提案、事業許可等の手続期間の短縮など、都市再生特別措置法に基づく特別な措置が用意されている。
　また、都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域として、全国１３地域を「特定都市再生緊急整備地域」に指定している。同地域においては、「都市再生緊急整備地域」における特別な措置に加えて、下水の未利用エネルギーを民間利用するための規制緩和などの措置を通じて、民間都市開発を支援している。両地域では、上記の特別な措置に加えて、国土交通大臣の認定を受けた大規模で優良な民間都市再生事業に対して、税制支援や金融支援等を実施している。現在、民間都市再生事業計画として１１２計画（うち東京都内を事業区域とする計画は５９計画、いずれも昨年末時点）が認定されており、こうした民間都市再生事業は大きな経済波及効果が期待されている。
　これらの支援措置を通じて民間の都市再生事業を促進していくことで、魅力ある都市拠点が一層形成されることから、国際競争力の強化に資する施設の整備を促進するための民間都市再生事業に対する新たな金融支援措置や税制支援、街区の特性に応じた容積率等土地利用規制の緩和など、措置の更なる拡充が望まれる。従って、国に対する拡充に向けた働きかけや、国との連携強化を図られたい。
　また、昨年１１月、国土交通省から都道府県知事等に発出された都市再生特別地区の運用の柔軟化や市街地再開発事業の円滑かつ迅速な実施に向けた通知のように、都市再生は長期にわたるものであることから、計画の変更の迅速な手続きや、用途規制の柔軟な運用等は都市再生緊急整備地域内外関わらず重要である。そのようななか、東京都では、「都市づくりのグランドデザイン」及び「２０２０年実行プラン」において、２０１８年度は「都市再開発諸制度活用方針」、２０１９年度には「用途地域等に関する指定方針及び指定基準」、さらに翌年度には「都市計画区域マスタープラン」の改定を掲げている。東京都特別区における用途地域等の決定権限が、他の市町村とは異なり東京都にあることを踏まえた場合、これらの計画の改定にあたっては、都と関係区の連携を図るとともに、特別用途地区の活用等を通じ、企業の設備更新等、産業機能の維持・向上が可能となるような対応を図られたい。
　加えて、駐車場条例や地域ルールで、大規模建築物に対する駐車場の附置義務が課せられているが、公共交通機関が充実しているものの一定の駐車需要が見込めないエリアなどにおける附置義務の一層の緩和も推進すべきである。

○国家戦略特区の特例に基づく都市再生プロジェクトの推進　重点要望項目
　国家戦略特区には、世界から資本・人材を呼び込む国際的ビジネス環境の整備等を目的に、多岐にわたる規制改革メニューが用意されている。このうち、都市計画法等の特例措置では、居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成を図るために必要な施設（都心居住のための住宅、オフィスビル、コンベンション施設等）の立地を促進するため、区域計画に記載して内閣総理大臣の認定を受けることにより、都市計画の決定等や事業に係る許認可等がなされたものとみなすワンストップ処理が可能であり、都市再生プロジェクトの迅速な推進に大いに寄与している。
　現在、東京圏の区域計画には、本特例措置に基づく複数の都市再生プロジェクトが盛り込まれているが、着実かつスピーディーに推進していくことが期待される。また、本特例措置の追加対象となっているプロジェクトがあることから、プロジェクトの具現化に向けて、新たな区域計画を速やかに認定していくことが肝要である。
　更には、２０１５年８月に東京圏の国家戦略特区の都内における区域が、９区から東京都全域へ拡大された。従って、９区以外の地区における都市再生プロジェクトなど、対象となるプロジェクトを更に追加していくことで、国際的ビジネス環境や外国人向け生活環境の整備をより一層促進し、外国企業やＭＩＣＥの誘致を加速することで、新たな投資や雇用を創出していくことが求められる。
　なお、国家戦略特区を通じて国際都市の形成を図るために必要な施設（都心居住のための住宅、オフィスビル、コンベンション施設等）の立地を促進し、拠点形成を図っていくには、税制支援等の拡充や、日影規制の緩和、

借地借家法の正当事由の拡大も検討すべきである。加えてこれらの特例が実現した際には、可能な限り条例化も行うことが望まれる。

○エリアマネジメントの推進（都市空間を活用したまちの賑わいの創出）　重点要望項目
　地域ルールに基づくまちづくりや、公共施設・公開空地を活用したイベント開催等のにぎわい創出、防災訓練やパトロールによる安全・安心の確保、エリア循環バスやレンタサイクルの運営等の地域交通事業をはじめ、地権者や企業、開発事業者等の民間が主体的に行う、地域の環境および価値を維持・増進するための取組であるエリアマネジメントは、質の高い都市空間の形成に大いに寄与している。エリアマネジメント団体によるソフト的な活動は東京の魅力向上や国際競争力の強化にとって重要な要素であるため、交通管理者等への手続きや関係者の合意形成等に関する簡素化、エリアマネジメント団体や道路占用の特例を活用する地元自治体の取組に対する支援、公開空地の活用促進に向けた規制緩和及び普及啓発の推進等により、エリアマネジメントを更に進化させていくべきである。

○国際的ビジネス環境整備、シティセールスの推進（世界への発信）　重点要望項目
　世界から企業や投資、人材、ＭＩＣＥ、観光客等を呼び込むためには、国際的ビジネス環境等の改善及びシティセールスに係るソフト・ハード両面の対策が重要である。とりわけ、世界から注目される国際的ビジネス環境の構築には、国際会議場はもとより、外国語対応の医療及び教育・保育施設等の整備が重要であることから、これらの施設の整備が加速することが望まれる。
　また、東京２０２０大会を一つの契機として、東京のみならず日本の優れた都市空間を世界に広く発信していくことが重要であることから、アジア・ナンバーワンの国際金融都市の実現や、特区制度等の活用による外国企業誘致の加速化等、「２０２０年実行プラン」で掲げられた一連の取組を着実に実行されたい。

○立体道路制度による道路空間の利活用
　道路の立体的区域を指定して、道路と建物を一体的に整備するための制度である立体道路制度は、道路と周辺地域の一体的な整備が図られ、合理的な土地利用の促進に寄与することから、用地の確保が特に困難な東京では道路整備や都市再生事業を推進していく際に有効な制度である。
　東京都と国は品川駅周辺の基盤整備・まちづくりについて、「これからの日本の成長を牽引する国際交流拠点・品川」の実現に向けた基盤整備を前進させるために国道１５号・品川駅西口駅前広場の整備方針をとりまとめ、昨年２月に公表した。その後、９月には事業者も選定されるなど、立体道路制度の活用による道路上空の空間等の有効活用を通じ、合理的な土地利用を促進し、交通広場の整備とあわせた官民連携の都市基盤整備が進められている。整備を早期に進めるとともに、その他のエリアについても、道路とまちづくりとの一体的な整備に向けて積極的に取り組んでいくべきである。また、更なるまちの賑わいの創出に向けて、道路占用基準の基準緩和や、広場等、占用範囲の明確化が望まれる。

○水辺や緑の空間を活かした魅力ある景観の形成、舟運の活性化
　水や緑といった豊かな自然、歴史や文化に根差した「うるおい」のあるまちなみや景観・環境は地域固有の貴重な資産であり、これらを再生・保全・活用することは都市の魅力向上につながるだけでなく、地域活性化や観光振興にも寄与する。従って、にぎわいのある水辺空間の形成に資する事業や水辺の緑化、都市再開発などを通じた緑地の創出に鋭意、取り組まれたい。また、水と緑による「うるおい」のあるまちなみや景観を、海外にはない「日本ならでは」の魅力として、世界へ広くアピールしていくことも重要である。
　更に、上記に関連し、魅力があり快適なまちづくりを推進していく上で、都市公園の整備や公園施設の老朽化対策を推進するとともに、昨年改正された都市緑地法及び都市公園法に基づき、都市公園の柔軟な利用による再生・活性化や民間による緑地・広場の創出を推進されたい。取組を進めるためにも、税制優遇や財政支援を積極的に周知、活用されたい。
　なお、水辺の周辺には、多くの観光資源があり、これらをつなぐ舟運自体にも、観光や移動手段として価値があることから、舟運の活性化に向け、舟運ルートの充実に必要な支援、船舶が運行するための川底等の環境整備、防災船着場の平常利用、行政が設置・管理する船着場の利用拡大や利用条件の統一等の利便性向上を推進されたい。

○羽田空港のポテンシャルを活かした跡地利用の推進
　羽田空港跡地は、空港の沖合展開事業以来の経過によって生じた広大な土地であり、空港に隣接する希少な空間であることから、跡地利用にあたっては空港と密接に関連し、一体となった利用を図ることが重要である。跡地利用については、羽田空港移転問題協議会（三者協）が２０１０年に「羽田空港跡地まちづくり推進計画」を策定し、第１ゾーンおよび第２ゾーンの土地利用や基盤施設、まちづくりの進め方等が取り纏められている。第１ゾーンは大田区が中心となり、中小企業向けの研究開発施設・企業向けオフィス・交流施設や、観光情報・全国の文化等を紹介する施設を整備する計画がある。また、第２ゾーンは国土交通省が主導し、民間事業者への空港用地（行政財産）の貸付を通じて、宿泊施設の整備・運営等を図っていくこととしている。こうした取組は、空港と一体となった魅力的なまちづくりに資することに加えて、羽田空港の優れた立地特性を活かし、都内のみ

ならず全国の産業活性化や地域間交流に寄与するポテンシャルを有していることから、国や関係自治体と連携のうえ、着実に整備を進められたい。
　あわせて、川崎市の殿町地区には生命科学分野の研究機関等の集積が進んでおり、上述の羽田空港跡地地区を含む京浜臨海部との連携や、近隣のものづくり企業との医工連携の促進等、多岐にわたる相乗効果が期待されている。都市再生特別措置法に基づく支援措置を十分に活用し、民間都市開発をはじめとする関連公共施設の整備を推進することや、羽田連絡道路等を早期に整備していくことが求められる。
　また、多摩川の長い水際線を活かした良好な景観を創出して、快適で魅力ある親水ネットワーク形成にも注力していくことが求められる。
　なお、上記の一連の取組を具現化する際には、適時適切な情報発信に努めるとともに、中小企業をはじめとした民間事業者の活力を最大限に活用していくべきである。

②－１都市機能の維持・強化（人口減少・少子化・高齢化）
○集約型地域構造への再編と空き地、空き家対策の推進　重点要望項目
　首都圏および東京圏の人口はこれまで増加傾向であったが、今後は逓減していくことが予想されている。また、東京都でも約１０年後には人口減少に転じることが予測されている。区部の２０５０年の人口増減（２０１０年との比較）では、主に都心（中央区、港区、江東区等）で人口が増加するものの、その他の区や多摩地域においては、度合いの差こそあるものの、総じて人口が減少すると予測されている。東京を含む首都圏全域における今後のまちづくり、都市づくりは、こうした人口動態の大きな変化を踏まえて、都市サービスや都市の持続性を確保していくために、市街地の拡大や都市機能の拡散を抑制し、効率的・機能的な市街地へと再編していく必要がある。
　昨年公表された「都市づくりのグランドデザイン」の中で、東京圏における今後の都市構造の考え方について、「集約型地域構造」への再編を掲げているが、東京を含む首都圏全域においても、行政、医療・福祉、商業等、生活に必要な都市機能や居住機能を駅周辺等の交通拠点から一定の地域に集約する地域構造（コンパクトシティ）へ再編していくことが重要である。とりわけ、東京では、鉄道をはじめとした交通網により各地域のネットワークを維持・強化していくことで、国土交通省が策定した「大都市戦略」が掲げる「鉄道沿線まちづくり」を推進し、各種の都市機能に応じた圏域人口を確保していくことが必要である。その際、高次の都市機能については沿線の地方公共団体で分担・連携していく発想が重要である。
　なお、「コンパクト・プラス・ネットワーク」や「鉄道沿線まちづくり」の考えに則り地域構造の再編を推進していくには、国土交通省のモニターアンケートにおいて、６割強がコンパクト・プラス・ネットワークについて「聞いたことがない」と回答している一方で、コンパクト・プラス・ネットワークの考えを重要であると回答する割合は約８割であることから、国民・都民に対する一層の周知や理解促進が不可欠である。
　また、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の推進においては、生活面、治安面、景観面、建物倒壊や火災発生等の災害面でも課題があることから、空き地、空き家等の対策が重要である。
　こうした背景もあり、空き家対策については、２０１５年５月に空家等対策の推進に関する特別措置法の全面施行に加えて、「住生活基本計画」においても、急増する空き家の活用・除去の推進が目標に掲げられている。同法に基づき各区市町村は空き家等対策の体制整備・空家等対策計画の作成、必要な措置の実施等中心的な役割を担うことから、区市町村が行う計画の作成や空き家改修工事助成等に対して補助を行う「空き家利活用等区市町村支援事業」を着実に遂行するとともに、これらの事業を幅広く展開できるように、支援制度の拡充等を国に働きかけられたい。加えて、区市町村に対する技術的な助言や区市町村相互間の連絡調整等必要な支援にも注力されたい。
　なお、都市の内部で空き地、空き家等の低未利用の空間がランダムに発生する「都市のスポンジ化」が課題となっている。国土交通省では本年に「空間再編賑わい創出」事業を新設するなど、低未利用地の集約、活性化に向けた検討、対策を進めている。
　東京都は、「集約型地域構造への再編に向けた指針」を本年度に策定する旨を公表しているが、「都市のスポンジ化」の観点をも踏まえた内容とすることが望まれる。

○老朽マンション、団地、ニュータウンの再生及び耐震化の促進、
　団地等の更新に併せた保育施設や高齢者支援施設の設置促進　重点要望項目
　都内マンションの総戸数は都内世帯の約４分の１に相当し、東京都には全国のマンションストックの約４分の１が集積していることから、マンションは都民の主要な居住形態となっている。しかし、都内マンションの約２割にあたる約３６万戸が１９８１年以前の旧耐震基準で建築されたものであり、更に、そのうち１９７１年以前の旧々耐震基準で建築されたものは約７万戸と推計されており、これらの多くは耐震性の不足が懸念されている。
　また、マンションを「終の棲家」として考える割合が高まっていることに加えて、居住者の高齢化も進んでいる。２０１３年時点の調査では、都内マンションのうち世帯主の年齢が６５歳以上の割合は約３割となっており、建築年代別に見ると古いマンションほど高齢化が進んでいる。また、都内の旧耐震基準で建てられたマンションうち、建替えの検討を行ったことがある、または今後検討予定であるとの割合は約１５％に過ぎず、建替え検討時の課題として、居住者の高齢化や費用負担に加えて、容積率等の制限などを挙げている割合が多い。

そうした状況の中、築年数の経過したマンションが今後急速に増加する見込みであり、順次、更新期を迎えていくことから、マンションの耐震化、再生の促進は喫緊の課題である。老朽マンションや団地、ニュータウンの耐震化や再生が進まなければ、安全・安心な居住環境が確保されないばかりか、周辺地域の防災性にも影響を及ぼすことから、対策が急がれる。

２０１４年のマンション建替法の改正・施行により、耐震性が不足するマンションについては、敷地売却制度（区分所有者等の５分の４以上の賛成に基づく）や容積率の緩和特例制度が措置されたが、既存不適格などにより自己の敷地のみでは建替えが困難なマンションなど、現行法制度でもなお円滑な建替えや改修が困難なものが相当数存在している。

従って、老朽化が著しいマンションや耐震性が低いマンションを建替える場合の同意要件（区分所有者等の５分の４以上の賛成）の緩和や、既存不適格マンションなどの別敷地での建替えが可能となるような仕組みづくり、借地借家法第２８条における解約の正当事由に建替え決議の成立が該当するよう措置することなど、国による法改正等の措置により更なる支援策等が望まれる。

そのような中、２０１６年３月に策定された「良質なマンションストックの形成促進計画」等に基づき、マンション耐震セミナーをはじめとしたマンション管理組合等に対する普及啓発活動、専門家の派遣や耐震診断、補強設計、耐震改修等の助成を通じて耐震化、更新対策を加速していく必要がある。加えて、まちづくりと連携して建替え等の再生を促進する「東京都マンション再生まちづくり制度」により、支援の充実を図っていくことが期待される。

また、都市再生特別措置法等の改正に基づく措置を通じて団地の建替えを促進していくことや、老朽マンションや団地、ニュータウンの再生にあわせて、計画的に保育施設や高齢者支援施設の設置を進めるなど、人口減少、少子化、高齢化にあわせたまちづくりを加速していくことも重要である。

○既存住宅ストックの活用促進

既存住宅はその品質や管理状態が十分に評価されずに、築年数の経過とともに市場での価値が低下する状況にある。そのため、住宅の平均使用年数は欧米と比べて短く、既存住宅市場も十分に活性化していない。良質な既存住宅の市場を形成し流通を促進していくには、新築時から維持管理期、売買期までの全体を通じて、住宅の品質や性能が確保され、取引時にそれらが明らかになり、その価値が適切に評価されることが必要である。また、空き家の発生を抑制していく上でも、既存住宅を売買や賃貸の各市場に流通させていくことが重要である。

東京都は既存住宅流通や住宅リフォーム市場の活性化のため、ガイドブックによる普及促進や消費者向け相談窓口の開設を進めてきたが、建物状況調査、既存住宅売買瑕疵保険、住宅履歴情報の蓄積・活用等の認知度を高めるための普及啓発や、住宅リフォームに関する相談体制を充実させていくことが求められる。

②－２都市機能の維持・強化（災害リスク）

○木密地域等密集市街地の早期改善　重点要望項目

木密地域等密集市街地は、山手線外周部から環状７号線沿いに広範に分布し、区部面積の約１１％、居住人口の約２０％を占めている。木密地域は、道路や公園等の都市基盤が不十分なことに加え、老朽化した木造建築物が多いことなどから地域危険度が高く、地震火災などにより甚大な被害が想定されている。また、木密地域は居住者の高齢化による建替え意欲の低下、敷地が狭小等により建替えが困難、権利関係が複雑で合意形成に時間を要するなどの理由から、整備・改善が進みにくい状況となっている。

東京都が公表した首都直下地震の被害想定においても、想定死者数約９，７００人のうち地震火災によるものが約４，１００人と４割強を占め、建物被害についても全壊・焼失棟数約３０．４万棟のうち、地震火災によるものが約２０万棟と約３分の２を占めていることから、木密地域の早期解消は首都直下地震の被害を最小限に抑えることに直結する極めて重要な取組である。

東京都では、木密地域の整備・改善に向け「木密地域不燃化１０年プロジェクト」を立ち上げ、不燃化特区制度による市街地の不燃化や特定整備路線の整備による延焼遮断帯の形成等により、燃え広がらない・燃えないまちを実現することを目標に様々な対策を講じている。また、２０１６年３月に改定された「防災都市づくり推進計画」において、２０２０年度までの達成目標として、整備地域の不燃領域率７０％、全ての重点整備地域における不燃領域率７０％以上、更には、２０２５年度までの達成目標として、全ての整備地域における不燃領域率７０％以上が掲げられている。

そうした中、不燃化特区制度が開始された２０１３年度から２０１４年度までの２年間の不燃領域率の上昇率を基にした２０２０年度の不燃領域率の推計値は約６７％である。従って、２０２０年度までの到達目標を確実に達成するには、建替え等による建築物の不燃化・耐震化や、特定整備路線の整備をはじめとした延焼遮断帯の形成等の木密地域改善に向けた取組を更に加速させるとともに、実効性を高めていくことが不可欠である。また、その裏付けとなる予算措置や、東京都および各区の執行体制、両者の連携の更なる強化が必要である。加えて、「２０２０年実行プラン」で掲げている２３区の固定資産情報のデータ化等、新たな取組についても鋭意推進されたい。

なお、特区における取組の効果を検証した上で、整備地域をはじめとした特区外の木密地域においても支援を強化していくべきである。

○無電柱化の推進　重点要望項目
　無電柱化の推進は、発災時の電線類の被災や電柱の倒壊による道路閉塞を防止するだけでなく、良好な景観形成や、安全で快適な通行空間の確保にも寄与する事業である。
　東京都では、昨年の「東京都無電柱化推進条例」の施行により、都道全線における電柱新設の禁止を指定するとともに、本年策定された「東京都無電柱化計画」では、今後１０年の目標として、重点的に整備するエリアをこれまでのセンター・コア・エリア（おおむね首都高速中央環状線の内側のエリア）内の都道から環状七号線の内側エリアに拡大するなど取組を加速させているところである。
　一方、東京２３区の無電柱化率は８％と海外主要都市と比較して低い状況にあり、無電柱化の推進には多額の費用を要することがネックとなっている。従って、無電柱化を推進する上でも、低コスト化の徹底や、都民への周知展開、さらには、容積率の割増等による都市開発諸制度の活用及び財政的措置の拡充を図ることが重要である。そのためにも、「２０２０年実行プラン」で掲げている無電柱化に向けた施策を着実に推進されたい。
　加えて、既存の道路における無電柱化は、工事が長期にわたることなどから、地域住民の理解と協力が不可欠である。近年、まちづくりの観点から地域住民の発案による無電柱化の事例があることからも、このような事例を周知展開することにより、民間発案による無電柱化の水平展開に向けた取組も検討すべきである。

○緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進　重点要望項目
　首都直下地震等大災害発生時に、防災拠点や他県等との連絡に重要な役割を担う緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を進めることは、道路の閉塞を防ぎ円滑かつ迅速な救出・救助活動の実施や緊急支援物資等の輸送、建築物の倒壊による人的被害の減少に向けて、極めて重要である。
　東京都は、地域防災計画で位置付けた緊急輸送道路のうち、特に沿道建築物の耐震化を図る必要があると知事が認める道路を特定緊急輸送道路としている。耐震改修促進法および耐震化推進条例により、特定緊急輸送道路の沿道建築物のうち旧耐震基準で建築され、高さが概ね道路幅員の２分の１以上の建築物の所有者に対して耐震診断を義務付けている他、耐震改修を努力義務としている。耐震診断および耐震改修ともに財政的な支援を講じることで、沿道建築物の耐震化に取り組んできたが、昨年１２月時点の耐震化率は８３．８％であり、耐震診断が義務付けられている旧耐震基準の建築物に限ると３８．２％にとどまっている。こうした状況に対して、東京都が沿道建築物の所有者を対象に２０１６年に実施した調査では、所有者の４６％が耐震化を予定（耐震改修を予定２６％、建替え・除却を予定２０％）していることが明らかになった一方で、４９％が耐震化を実施しないと回答し、その理由として、費用負担の大きさや建物の機能が損なわれる、合意形成が困難との回答が上位を占めている。
　従って、引き続き、建物所有者への個別訪問等あらゆる機会を捉え、建物所有者のみならずテナント等を含めた関係者が抱える課題を丁寧に把握し、条例の趣旨や支援措置の周知に一層努めるとともに、アドバイザーの派遣や補助の拡充、税制面からの後押し、総合設計制度やマンション建替法容積率許可制度の活用による建替えの促進等を通じて、特定緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化を早急かつ強力に推進していく必要がある。
　加えて、特定緊急輸送道路は、避難や徒歩帰宅の際にも重要な役割を担うことから、道路幅員２分の１未満の高さの建築物や、一般緊急輸送道路等の沿道建築物についても耐震化を促進していく必要がある。

○地域全体の防災力向上にも資する都市政策の推進
　（民間による再開発プロジェクト推進、ＢＣＤの整備、エリア防災の推進）
　都市の防災力向上は、国際競争力の強化に向けた国際的なビジネス・生活拠点の形成においても重要である。都内には、旧耐震基準で建てられた老朽ビルが多く存在し、また、災害時におけるエネルギーの安定供給が国際的企業のオフィス立地としての必須条件である。また、大都市の主要駅周辺の地域においては、災害時の滞在者などの安全を確保する必要がある。
　このような中、「都市再生緊急整備地域」をはじめとした都市機能が高度に集積している地域において、民間による優良な再開発プロジェクトを誘導することで、老朽ビルを耐震性に優れ、非常用電源設備など防災機能を備えたビルへと更新していくとともに大街区化を促進していくことは、地域全体の防災力の向上や国際的なビジネス・生活拠点の形成を図る上で有効である。
　従って、地域の理解のもと、街区の特性に応じた容積率等土地利用規制の緩和、税制支援等を通じ、再開発プロジェクトを誘導・促進し、老朽ビルの更新も図っていくことが望ましい。また、ソフト・ハード両面にわたる都市防災力の向上に資するエリア防災の促進や、災害時の業務継続地区（ＢＣＤ）の整備、免震・制震装置の導入が重要であるため、民間事業者に対するインセンティブのさらなる拡充等を検討されたい。

○多数の者が利用する建築物等の耐震化（病院、店舗等）
　多数の者が利用する一定規模以上の建築物が倒壊した場合、多くの利用者が被害を受けるだけでなく、倒壊による道路の閉塞により消火活動や避難に支障を来す可能性がある。耐震改修促進法では、不特定多数の者が利用する建築物や自力での避難が困難な高齢者や乳幼児などが利用する旧耐震基準の建築物のうち大規模なものを「要緊急安全確認大規模建築物」と位置付けて耐震診断の実施を義務付けている。また、「要緊急安全確認大規模建築物」を除く、多数の者が利用する一定規模以上の旧耐震基準の建築物を「特定既存耐震不適格建築物」と位置付けている。

「耐震改修促進計画」では、これらの特定建築物の耐震化率を２０１４年度末時点の８５．６％から２０２０年度末までに９５％とすることを目標に掲げているが、特定建築物の耐震化を促進するには、建物所有者が耐震化の重要性等を認識することが必要であることから、建物所有者に対する耐震診断や耐震改修の働きかけを一層強化していくべきである。

○効率的・効果的な地籍調査の推進

木密地域をはじめ、細街路や密集市街地など土地の権利関係が複雑な都市部において、地籍調査は都市再生などまちづくりの推進はもとより、災害時の境界復元にも極めて有効である。しかし、２０１７年３月末時点の地籍調査の実施状況は全国平均の５２％に対して、東京都は２３％と全体平均から大きく遅れていることから、災害復旧の迅速化に向けて、地籍調査を一層推進していくことが必要である。

なお、木密地域等密集市街地における地籍調査は、土地の権利関係の複雑さに加えて、測量にあたっては道幅が狭く直線的に見通しづらいため基準点を多く設置する必要があり、測量回数も多くならざるを得ないことから、調査が長期化しコストも増加する課題を抱えている。更に、地籍調査の主な実施主体である区市町村では人員が不足し、調査着手への足かせとなっている。従って、地籍調査の推進には、人員面や財政面、更には測量期間の短縮や費用負担の軽減等の諸課題の解決が必要である。そうした課題の解決に向け、準天頂衛星や高精度なＧＰＳ等先端ＩＣＴ技術に基づく新たな測量手法の導入等も含めて、国と連携してより一層取り組んでいくことが必要である。

○地下街、地下駅等の浸水対策の推進

地下街は設備の老朽化が進んでいることから、都内のみならず全国的に防災・安全対策を推進していく必要性が指摘されている。首都直下地震の被害想定（内閣府中央防災会議）で、地下街は一度停電になると昼間であっても採光が困難であるため大きな機能支障が発生する懸念や、施設管理者から利用者に対して適切な避難誘導がなされない場合等の被害の拡大、心理的な側面でのパニック助長など、地下空間に由来する懸念が指摘されている。こうした懸念は大規模水害時においても該当することである。

一方、国土交通省は２０１４年に「地下街の安心避難対策ガイドライン」を策定し、耐震対策等地下施設の整備・更新に必要な考え方や技術的な助言、避難経路の検証方法や対応方策の検討方法等を提示している。

地下街は多くの通行者が利用するなど都市機能を担う上で不可欠な施設であり公共性も有することから、ガイドラインの周知、耐震化や揺れによる非構造部材（天井パネル、壁面等）の落下対策、水漏れ対策、止水板の設置をはじめとした浸水対策、火災対策等に要する経費面での支援など地下街の安全対策の拡充を国に対して働きかけるとともに、安全対策に係る計画策定の支援等に一層取り組まれたい。

○河川、海岸保全施設の耐震・耐水対策（水門、排水機場、堤防等）の推進

墨田区や江東区等の海抜ゼロメートル地帯では、地震の強い揺れにより排水機場の機能不全、堤防や水門等の沈下・損壊に伴う浸水被害が発生する恐れがあり、更に地震と台風・高潮等との複合災害になった場合には、浸水域が拡大・深刻化する懸念もある。

特に、地震や大雨等により荒川右岸の堤防が決壊し氾濫すると、城北・城東地域から都心部に至るまで広域な浸水となることが予測されている。その際、浸水面積は約１１０㎢、浸水区域内人口は約１２０万人に及び約５０㎢を超える範囲で２週間以上浸水が継続し、死者数は約２千人に及ぶ想定もある。また、ライフラインが長期にわたり停止する可能性もあるため、孤立時の生活環境の維持も極めて困難になることが懸念されている。加えて、東証一部上場企業大手１００社のうち４２社の企業の本社や、銀行・証券・商品先物取引業３２社のうち１９社が浸水する可能性がある他、氾濫水が地下空間へ入り込むことにより、地下鉄等の浸水被害は１７路線、９７駅、約１４７ｋｍとなる予測もあるなど、都心部においても甚大な被害が危惧されている。

更に、大型台風により東京湾に高潮氾濫が発生すると、千葉県、東京都、神奈川県の湾岸エリアを中心に約２８０㎢が浸水し、死者数は約７，６００人に及ぶ想定もある。

東京都は、東部低地帯や東京港沿岸部において、水門、排水機場、堤防等の河川・海岸保全施設の地震・津波・高潮対策を、目標年次を設定した上で鋭意推進しているが、国と緊密に連携し着実に整備していくべきである。

特に、東京の沿岸部の第一線を守る水門、防潮堤については、東京２０２０大会までに整備を確実に完了することが求められる。

○ストック効果の高い根幹的治水施設の整備（ダム、堤防等）

首都圏で想定されている大規模水害のうち、未曾有の大雨により利根川の堤防が決壊すると、埼玉県から都内の城北・城東地域に至るまで広域な浸水となることが予測されている。また、死者数は約２，６００人に及ぶ想定もあり、ライフラインやインフラが浸水被害を受けることも考えられていることから、首都圏の経済社会に甚大な被害をもたらす可能性がある。

利根川首都圏広域氾濫で想定されている被害の軽減に向け、八ッ場ダムは利根川上流の全流域面積の約４分の１を占める吾妻川流域において初めて計画された多目的ダムであり、完成すれば他の既設ダムと相まって洪水調節機能を発揮することから、利根川等の治水上、また利水の面においても不可欠な施設である。更に、利根川首都圏広域氾濫では約３４兆円の被害が想定されていることから、八ッ場ダムはストック効果が非常に高い施設で

あり、「関東ブロックにおける社会資本整備重点計画」では、八ッ場ダム建設事業は主要取組に位置付けられ、２０１９年度の完成を目指して建設が進められているところである。
　加えて、直轄管理河川における高規格堤防事業は、首都圏を洪水から守るとともに、まちづくりを進めていく上で重要な事業であり、その構造的特徴から破堤しにくいだけでなく、地震時の液状化等にも強いため、震災対策としても有効である。
　東京および首都圏における大規模水害のリスクを低減させるには、八ッ場ダム建設事業や、高規格堤防事業を含む堤防整備および強化対策、環状七号線地下広域調節池の整備等の水害対策、砂防事業等の土砂災害対策をはじめとした防災・減災に高いストック効果を有する事業を国と緊密に連携し着実に推進していく必要がある。

（３）東京２０２０大会を契機にさらに推進すべき施策
①東京２０２０大会を契機にさらに推進すべき施策
○大会開催時の輸送、物流対策の早期策定　重点要望項目
　東京２０２０大会の競技会場の多くは、通勤・物流等の交通需要が集中する地域に立地していることからも、大会の成功のためには、「大会関係者の円滑な輸送」と「経済活動の安定」の両立を図ることが必要である。
　東京圏の大会関係者及び観客輸送ルート等は、「輸送調整連絡会議（東京圏）」において検討が進められている。大会期間中における交通マネジメントについては、道路交通では平日の１５％交通量減（休日並み）を目指し、継続的に一般交通を抑制し交通量全体を大会前の１０％減とするとともに、部分的に更なる分散・抑制を図ることとしている。また、公共交通では、局所的な混雑への対応などにより、現状と同程度の安全で円滑な運行状況を目指すこととしている。そのためにも、交通マネジメントの実施につき、試行などを行い、実効性が高く、企業や市民から広く協力を得られる施策の検討を進めることとしている。従って、オリンピックレーンのルート計画等、詳細な計画については、関係事業者等をはじめとした多くの主体に対し、早期かつ幅広く周知することで、事前の準備や対策を促していくことが必要である。なお、東京商工会議所は２３区を活動範囲とする地域総合経済団体であることから、昨年１２月に公表した「東京２０２０大会における交通輸送円滑化に関するアンケート」をはじめとして、大会期間中の円滑な輸送確保に向けた一翼を引き続き担っていく所存である。

○交通機関や公共空間のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進、「声かけ・サポート運動」の推進
　重点要望項目
　「２０２０年実行プラン」では、東京２０２０大会の開催も踏まえて、交通機関、公共空間等のバリアフリー化を着実に進め、誰もが安全で円滑に移動し、安心して過ごすことができる魅力ある都市を実現するために、東京２０２０大会のバリアフリー化に関する数値目標が掲げられている。
　高齢化社会への対応のみならず、東京２０２０大会の開催に伴い、国内外から多くの人々が東京および首都圏を訪れることから、ホームドアの整備促進やエレベーター及びエスカレーターの整備促進など、上記プランに盛り込まれた数値目標を達成するための施策を鋭意推進し、公共交通機関等のバリアフリー化を着実に進めていくべきである。
　一方、本年３月には「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が改正され、「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」が理念として明確化されるとともに、区市町村によるバリアフリー方針の策定を推進するマスタープラン制度の創設や、「心のバリアフリー」の取組の推進等、更なる取組が掲げられた。誰もが安全で円滑に移動でき、安心して過ごすことができる環境を整備していくには、ハード面の整備に加えておもてなしの精神や他者を思いやる共助の心を涵養するなど、ソフト面の対応が不可欠である。
　東京商工会議所においても、上記の認識に基づき、高齢者や子ども、妊婦、子ども連れの方、障害者、外国人等を社会全体で見守り支え合う機運を醸成させ、誰もが安心・安全・快適に暮らし過ごせる地域社会を実現するために、街なかなどで困っている方々に積極的に「声かけ」をして、相手が求める範囲のサポートをしていく「声かけ・サポート運動」を全所的に推進している。また、国土交通省の後援のもとで、首都圏の鉄道事業者が連携した「声かけ・サポート」運動強化キャンペーンを実施するなど、取組を進めているところである。更には、東京２０２０大会を契機にこうした機運を更に高めていき、レガシーとして未来へ引き継いでいくことが重要であることから、昨年１２月、東京２０２０大会に向けた当所の活動展開などを記載した「東商オリパラ・アクションプログラム」のとおり、企業や団体等との連携を深め「声かけ・サポート運動」を積極展開して行く所存である。

○訪日外国人への多言語案内表示の推進
　東京２０２０大会の開催を一つの契機に、高齢者や障害者、地震を経験したことがない人々等を含め多くの外国人が来訪することが予想されている中で、平常時はもとより、災害時や非常時に訪日外国人客が情報不足により自らの置かれた状況が分からないまま、不安な状況に陥ることのないよう、多言語案内表示の対策を推進していく必要がある。
　東京都は、官民による「２０２０年オリンピック・パラリンピックに向けた多言語対応協議会」などにおいて、ハード・ソフトの両面から多言語対応の検討と対策を進めているところである。とりわけ、災害発生時の対応では東京都が担う役割が大きいことからも、サインやピクトグラムによる対応行動の可視化や都道等のナンバリングの推進等を推進するともに、空港・駅、宿泊・商業施設、２０２０年大会の競技会場など旅行者が集まる施設

やエリアにおいて、多言語表示や双方向コミュニケーションが可能なデジタルサイネージの設置を促進するなど、多言語による周辺情報や災害情報の発信を強化されたい。加えて、多言語対応のツールとしてＩＣＴや多言語音声翻訳アプリの活用についても、スムーズな案内対応を可能とするべく、国や関係機関との更なる連携が望まれる。

○宿泊施設および貸切観光バス駐車場等の整備促進

訪日外国人客の急増を受け、近年、東京都の宿泊施設の稼働率が８割超と高い水準で推移している。今後見込まれる訪日外国人客の更なる増加への対応や、幅広い外国人のニーズにあった宿泊施設の供給が求められる。

こうした中、国土交通省による一昨年６月の宿泊施設の整備に着目した容積率緩和制度の創設に係る通知を活用し、新築のみならず老朽化した宿泊施設の増改築・用途変更も含めて、大規模なものから小規模なものまで多様な宿泊施設の供給を促進し、適切な場所への立地を政策的に誘導していくことが求められる。他方、本年６月に施行される住宅宿泊事業法による民泊サービスについても、衛生・安全の確保と観光の促進を両立させる健全な民泊に向け、区市町村や国との連携が望まれる。

さらに、都市部において貸切バスによる路上混雑が生じており、周辺の事業者から対応を求める声があがっている。主要駅や空港等に加えて、都市部においても貸切バス専用の乗降スペースや駐車場を確保することが必要である。東京都では、平成３０年度予算において、新たに観光バス駐車場整備補助の新設が掲げられていることからも、区市町村と連携のうえ、東京２０２０大会のみならず、大会以降の需要も見据えた効果的な支援が望まれる。

○道路空間や沿道の温度上昇抑制対策の推進

東京２０２０大会は、一年で最も気温が高くなる夏季に開催されることから、大会の成功に向けて、競技者や観客等の暑さ対策が重要な課題となっている。こうした中、路面温度上昇抑制機能を有する舗装や道路空間における緑陰形成、沿道の民有地の緑化等は、ヒートアイランド現象の緩和や快適な都市空間の形成にも寄与することから、「２０２０年実行プラン」に掲げられた暑さ対策について、大会の開催に向け鋭意推進していくとともに、観光スポット等、歩行往来が多い地域等への更なる展開が期待される。

○無料Ｗｉ－Ｆｉ利用環境の向上

旅行者が観光情報を収集する主な手段として、ＩＣＴ化の進展に対応した機器の利用が進んでいる一方で、外国人旅行者が困ったことの上位に無料公衆無線ＬＡＮ環境の不足が挙げられている。従って、「２０２０年に向けた実行プラン」に記載の通り、外国人旅行者が多く訪れる地域や東京２０２０大会の競技会場周辺における無料Ｗｉ－Ｆｉの整備など、外国人旅行者が利用しやすい通信環境の整備に向けた取組を加速していくことが求められる。また、地域の観光・防災拠点における無料Ｗｉ－Ｆｉについては、設置後の維持・管理費が観光協会や商店街等のエリアオーナーの課題になっていることから、その支援策が期待される。加えて、空港・駅、宿泊・商業施設、大会の競技会場など旅行者が集まる施設やエリアにおいて、事業者の垣根を越えてシームレスにＷｉ－Ｆｉ接続できる認証連携の仕組みを国・関係機関との連携のもと構築されたい。

○自動走行の実現に向けた環境整備、

ＩＣＴ活用による行動支援の普及・活用等、技術革新の加速化

東京都は、「都市づくりのグランドデザイン」や「２０２０年実行プラン」において、自動運転技術を活用した都市づくりへの展開を掲げており、技術革新の展開に向けた積極的な取組が期待されるところである。

自動運転技術については、２０２０年を目標にトラックの高速道路での後続無人での隊列走行や、無人自動走行による移動サービスを実現することを目指し、国をあげて、公道実証等が進められている。自動走行の実現は、交通事故の減少、交通渋滞の緩和、高齢者等の移動支援など、さまざまな効果が期待されていることから、官民が緊密に連携し、課題や問題点等を含め十分に検討を重ね、技術の確立や実現に向けた取組を加速していくことが望ましい。具体的には、「東京自動走行ワンストップセンター」の活用等を通じ、羽田空港や臨海地域等における最先端の実証を推進するともに、今後、高齢人口が増えることなども踏まえ、都心においても、エリア物流の自動化に向けた一定の地域における実験の推進が望まれる。合わせて、事故発生時の責任の所在を明らかにするなど、自動走行の実現には不可欠である法整備に向けても、国と連携のうえ、検討を進められたい。

他方、ユニバーサル社会の構築に向け、屋内外の電子地図や屋内測位環境等の空間情報インフラの整備・活用および移動に資するデータのオープンデータ化等についても積極的に推進されたい。

このように、将来の日本の国土を支える技術革新を実現するためには、東京２０２０大会は大きなチャンスであることからも、一連の計画に基づき、技術革新に向けた取組を鋭意推進されたい。

○水素・燃料電池等、次世代を見据えたスマートエネルギー都市の実現

環境性、強靭性と未来に向けた革新性を併せ持つ「スマートエネルギー都市」の実現に向け、プランを着実に実行していくことが必要である。そのためにも、引き続き、中小・小規模事業者も取り組みやすいＬＥＤ照明への更新や、自社のＣＯ２排出量の把握を踏まえた省エネ対策を推進し、環境負荷の低減を確実に実現することが重要である。また、都内で進展する再開発や建物の建替えにあたっては、ベースロード電源からの系統電力とコ

ージェネレーションシステム等の自立分散型電源を組み合わせることでエネルギーの面的利用を実現し、自立化と多重化を推進することによって、低炭素化と強靭化を同時に推進することが必要である。

さらに、環境性の観点からの再生可能エネルギーの導入促進にあたっては、太陽光のほかにも、安定した出力を得られるバイオマス、地中熱や排熱、および水素など地域特性に応じたエネルギーの多様化が必要であり、この点を踏まえた支援の継続が重要である。また、特に太陽光などの変動電源の導入を促進するにあたっては、系統の安定性を維持するためにも、個別の建物や域内でのエネルギーマネジメント、エネルギーの融通等を含むスマート化の推進と、そのための技術開発支援を継続すべきである。

水素社会の実現に向けた取組については、２０２０年に向けた燃料電池バス等の導入開始、燃料電池の普及、ＣＯ２フリー水素の活用に向けた協定の締結、共同研究が開始されるなど着実に取組が進んでいるものと考えるが、次世代のためにも、今後はそのスピードを加速して取り組むべきである。

（４）インフラの基盤等

首都圏のみならず全国的に人口減少、少子化、高齢化が進行する中で、東京及び首都圏が持続的な成長を実現していくには、トラックの積載率が５割を切る状況や、道路移動時間の約４割が渋滞に費やされている状況などに対し、国土交通省による「生産性革命」の取組のように、様々な社会の「ムダ」を減らして、労働者の減少を上回る生産性の向上に向けた取組が必要である。とりわけ、インフラにおいては、建設生産性２割向上を目指した「ｉ－Ｃｏｎｓｔｒｕｃｔｉｏｎ」の推進が重要である。

他方、建設業では若手入職者の減少や高齢化の進行が問題になっていることからも、生産性向上と併せ、適正な賃金水準の確保や、週休二日制の普及など、労働環境の改善等を踏まえた業界の魅力向上を通じ、女性を含む若年層の入職をより一層促進するなど、インフラ整備の現場を支える担い手・技能人材の確保・育成が必要である。国及び事業者等の関係者が緊密に連携したうえで、これらの一連の取組を着実に展開し、建設業のＰＲの促進が期待される。

また、都市整備や交通政策には、限られた財源の中で「選択と集中」により最大の効果を上げていく視点が不可欠であり、その際、地域社会に関係するあらゆる主体が積極的に議論を積み重ね、合意形成を図っていくことが重要な要素となる。

従って、インフラ整備には、民間投資の誘発、物流・人流の効率化・円滑化、安全・安心への寄与、既存施設の有効活用（「賢く使う」取組）など、個々のインフラの「ストック効果」を最大限に引き出すことが求められている。ビッグデータやアンケート等の多様な手法を用いてストック効果を可能な限り客観的に把握し公表する「見える化」や、インフラの見学はもとより、ストック効果をさらに効果的に提供しユーザーと共有する「見せる化」に資する取組を実施することで、ユーザーがストック効果をより実感しやすい環境を整備していくことが肝要である。そうすることで、インフラ整備の意義や重要性に係る国内外の多くの人々の理解を促進していくことが重要である。なお、更には民間投資を引き出すためにも、供用時期等の見通し等をきめ細やかに情報提供していくことが重要である。

東京都においても、東京２０２０大会を契機としたレガシー形成に向けて、上記の観点を踏まえたインフラの生産性革命やストック効果の最大化に努めるとともに、これらの結果については、「２０２０年実行プラン」のレビュー等に反映させるなど、取組や効果の見える化に努められたい。

以　上

２０１８年度第４号
２０１７年　６月１５日
第７０７回常議員会決議

＜提出先＞ 東京都、東京都幹部等

＜実現状況＞

○インフラ整備の推進　　※外環道シールドマシン発進（大泉ＪＣＴ側）、
環状２号線暫定道路開通　等

【関連予算の拡充】

○道路ネットワークの形成１，４４５億円（＋２６億円）

○東京港の物流機能の強化１８６億円（＋３２億円）

○水害に強いまちづくり１，５９８億円（＋１９億円）

○暑さ対策（沿道環境等に配慮した路面の高機能化等）２１４億円（＋１２７億円）

○バリアフリー化の推進２１０億円（＋５７億円）

○都市機能の高度化（自動運転の社会実装に向けた取組の推進等）７６億円（＋２８億円）　等

６．東京の観光振興策に関する意見

Ⅰ．基本的な考え方

観光は、わが国の持続的な成長の実現に向けて極めて重要な役割を果たしている。地域社会への価値向上に加え、地域・幅広い産業への高い経済波及効果が期待されている重要な産業である。

ＬＣＣ等の航空路線の拡充や訪日ビザ発給要件の緩和等を背景に、アジア諸国を中心に、訪日外国人が近年急増しており、２０１７年、訪日外国人旅行者数は２，８６９万人、旅行消費額は初めて４兆円を超え、どちらも過去最多を更新している。今後も経済成長が見込まれるアジア市場を取り込んでいくことが重要である。

こうしたなか、来年にはラグビーワールドカップ２０１９、２年後には２０２０年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会（東京２０２０大会）の開催を控え、世界中の注目が日本に集まる絶好の機会を迎えている。

世界の旅行市場が増加するなか、旅行者誘致を巡る都市間競争は一層激化しているため、東京は、「日本観光のゲートウェイ」として、日本各地へ送客する役割を着実に果たすとともに、「世界トップの観光都市・東京」を目指して、絶えざる進化を遂げることが求められる。

今後は、旅行者数といった「量」はもとより、消費額という「質」の向上も図ることが不可欠であり、消費額の拡大やリピーターの獲得に向けた新たな観光需要の創出等への対応が求められる。

政府は２０１６年３月、「明日の日本を支える観光ビジョン（以下、観光ビジョン）」を策定のうえ、２０２０年の訪日外国人旅行者数４，０００万人、同年の訪日外国人旅行消費額８兆円などの高い目標を設定している。

東京都は都の観光振興を戦略的に進めるため、２０１８年２月、新たに「ＰＲＩＭＥ　観光都市・東京～東京都観光産業振興実行プラン２０１８」（以下、観光実行プラン）を策定した。この観光実行プランにおいて、観光振興の基本的理念や今後の取組の方向性、将来に向けた目標、実施する具体的な観光施策等を明示するとともに、従来掲げた２０２０年の訪都外国人旅行者数２，５００万人、訪都外国人リピーター数１，５００万人、訪都外国人旅行消費額２．７兆円という高い目標に加え、市場別の訪都外国人旅行者数を新たに掲げている。

東京商工会議所は、インバウンドの拡大や地域の観光振興の旗振り役、観光ビジネスの推進役として、今後も積極的に貢献していく所存である。以下は、観光振興に係る内容を中心に「まちづくり」や「観光インフラ」等に係る内容も含めて、「世界トップの観光都市・東京」の着実な実行に向けて、重要な事項を４つの観点から意見をとりまとめたものである。

【目標設定のあり方について】

「観光実行プラン」において、政府が２０１６年３月に公表した「観光ビジョン」等を踏まえ、２０２０年までに、訪都外国人旅行者数（２，５００万人）、訪都外国人リピーター数（１，５００万人）、訪都外国人旅行者消費額（２兆７，０００億円）、訪都国内旅行者数（６億人）、訪都国内旅行者消費額（６兆円）とする目標が設定されている。今回、２０２０年の訪都外国人旅行者数２，５００万人の実現に向けて、欧米豪５００万人、東アジア１，５５０万人、東南アジア＋インド３７０万人の市場別目標が新たに設定されたところである。

本年５月に公表された、２０１７年の訪都外国人旅行者数は、対前年比で５．１％増となる１，３７７万人と過去最多を更新したものの、その伸び率は２０１５年の３４．０％からは大幅に減少している。一方、訪都外国人旅行者消費額は対前年比で４．４％増となる約１兆１，３５８億円と増加したが、訪都外国人旅行者数の伸び率の失速を受け、量的な旅行者数を増加させていくことはもとより、質的な消費額の向上も併せて注力すべきである。

観光を取り巻く環境の変化は激しく、東京２０２０大会を２年後に控えるなか、「観光実行プラン」に掲げられた目標数値・施策については、迅速・的確に環境変化を捉え、ＰＤＣＡサイクルの運用の徹底を図るべきである。

加えて、新たに設定された２０２０年の市場別目標の達成に向けては、国・地域ごとの異なる市場特性に応じた効果的な施策を展開し、着実に成果を出すべきである。

【推進体制について】

東京都における観光振興予算が継続的に拡充されるなか、安定的に持続した観光都市経営を推進するためには、地域・事業者が観光産業の成長に速やかに対応することが重要である。そのため、地域・事業者が各種観光施策に関する情報を効率的に入手のうえ、その十分な活用を図る必要がある。従って、東京都は、国や他自治体の観光関連施策の連携・調整を図るとともに、庁内の観光関連施策を総合的に調整することにより、オール東京、オール日本で一体的・総合的となって取り組むことが求められる。

また、公益財団法人東京観光財団は、行政と民間をつなぐ都内唯一の広域観光団体として、意見交換の場を創出する等を通じ、観光協会、商工会議所等の都内観光関連団体や民間事業者との連携強化を図り、行政区域を跨いだ横断的・広域的な地域の魅力創出等に取り組むべきである。

Ⅱ．具体的な意見事項：今後の重点的な観光施策の展開

１．安定的な消費拡大に向けた観光経営

地域や事業者がインバウンド対応力の向上を図り、観光需要を的確に取り込むことが重要である。そのために、

民泊を含めた宿泊施設の充実や観光統計の整備・活用が必要である。また、ビジネス需要であるＭＩＣＥ誘致や国内旅行消費の約９割を占める日本人の国内観光の活性化を推進することにより、安定的に消費拡大を図ることも重要である。

（１）観光需要獲得に向けた取組の強化

①多言語対応のさらなる強化

観光関連事業者をはじめ観光分野への参入を図る事業者等がインバウンド需要を取り込めるよう、ＨＰや案内看板等の多言語対応に利用可能な補助金・助成金等のさらなる拡充を図られたい。

②多種多様なキャッシュレス環境の整備

現金決済が中心である中小・小規模の飲食店・小売店等において、需要取り込みの機会損失が発生しないよう、クレジットカードはもとより、電子マネー、デビットカードや携帯等を用いた多種多様なキャッシュレス環境のより一層の整備に向けて、普及啓発やキャッシュレス端末導入等の拡充を支援されたい。

③公共交通機関等の共通パスの活用

公共交通機関の乗り継ぎに係る乗車券の購入や文化・観光施設等での入場料の支払いは、外国人旅行者にとって煩雑であることから、旅行者の利便性向上、移動の円滑化、費用の低廉化等を図るため、交通系ＩＣカードを活用し、公共交通機関、美術館・博物館、観光施設等で相互利用可能な共通パスの導入を進められたい。

④消費税免税制度拡充後の円滑な対応促進

外国人旅行者向け消費税免税制度については、２０１８年度税制改正大綱において、特殊包装を行う場合には、一般物品と消耗品の合算（５千円以上）を認めることに加え、２０２０年度からは、現行の紙による免税販売手続を電子化することが明記された。本件については、業界団体等への十分なヒアリングを踏まえ、中小・小規模店舗が過度な負担なく円滑に移行できるよう、十分な周知・浸透および免税対応のためのシステムや端末等の支援策を講じられたい。

（２）宿泊施設の充実と多様化

①旅行者ニーズ・安全確保に向けた改修等への支援

外国人のニーズにあった、トイレ等施設の改修や外国語の案内表記、無料公衆無線ＬＡＮの設置、泊食分離料金の導入、カード決済への対応、ＩＣＴ活用による業務効率化等のイノベーションに積極的に取り組む事業者への支援を継続されたい。また、旅館の安全性の確保は、災害時等の避難施設としての利用にも有効であることから、改正耐震改修促進法に基づく耐震診断に対する助成、加えて改修工事に係る支援を拡充されたい。さらに、宿泊施設の新設・更新に対する民間投資を促進するため、税制上の優遇措置や地域活性化ファンドの活用、公的融資制度の充実など金融上の支援措置を拡充されたい。

②旅館ブランドの推進

旅館は、観光振興の重要な担い手であるとともに、施設そのものが観光資源である。東京においても未だ宿泊者受入の余地があり、イメージアップに向けた「ＲＹＯＫＡＮ」ブランド化の取組やＦＩＴ（外国個人旅行者）に向けた情報発信の強化を一層促進していくことが必要である。

③健全な民泊サービスの推進

自宅等を宿泊施設として活用する民泊については、都市部のみならず、宿泊施設の不足等を背景に滞在型観光が進まない地域や、農林漁村体験、 田舎生活体験が可能な地域にも有効な取り組みであり、地域経済の潜在成長力を高めるものである。また、ホストをはじめとした地元の人々との生活体験や交流を通じることで、訪日外国人旅行者はもとより、将来の観光需要拡大につながるミレニアル世代（２０００年代に成人あるいは社会人になる世代）の旅行ファン獲得に効果的である。

本年６月に施行された住宅宿泊事業法（民泊新法）では、年間１８０日を上限に全国で民泊の実施を可能とする一方、自治体が定める条例による上乗せ規制を可能としていることから、現在、制度の運用に関して、国と自治体との間で温度差が生じている。「健全な民泊」の実現に向けては、地域の特性やニーズを踏まえたうえで、衛生・安全の確保と観光の促進を両立させることが不可欠である。従って、民泊の実態把握に取り組むことに加え、客観的に分析可能なデータの収集を図り、一定期間経過後には条例の見直し等の必要な措置を講じられたい。併せて、違法民泊提供者に対する取り締まりや罰則の周知・適用を徹底すべきである。

（３）統計の整備と観光ビッグデータの利活用促進

政府は、産業構造や人口動態、人の流れなどに関する官民のビッグデータを集約し、可視化する「地域経済分析システム（ＲＥＳＡＳ）」を提供している。観光産業における計画や戦略立案にはマーケティングが重要であり、その基礎情報となる地域別の旅行者数、宿泊施設の客室数・稼働率や空港容量、交通手段、通信

環境など、正確なデータ整備が不可欠である。国と連携のもと、こうした観光統計が地域に対して迅速、且つ、一元的に提供されるとともに、企業等が経営に積極的に利活用できるよう、普及啓発に取り組まれたい。

（４）ＭＩＣＥ誘致の促進に向けた取組の加速

①ＭＩＣＥ施設の受入環境整備

ＭＩＣＥの誘致や開催を担い、諸外国の誘致関係者と競争を繰り広げる主体は、各地の自治体やコンベンションビューロー、民間事業者であることから、ＭＩＣＥの一層の推進にあたっては、官民連携によるオールジャパンでの支援体制を加速する必要がある。

２０１６年の東京における国際会議の開催件数は２２５件（ＵＩＡ基準）と、ＭＩＣＥ開催都市としての地位は着実に向上しているものの、シンガポールやソウルなど競合都市に比べると未だ遅れをとっている。

ＭＩＣＥの誘致を巡る厳しい国際競争に勝ち抜くためには、ＭＩＣＥ施設の受入環境の充実を図ることが重要である。ＭＩＣＥを受け入れるための施設機能の強化に向けて、高機能型Ｗｉ－Ｆｉや同時通訳システムの設置・導入など様々な環境整備を後押しされたい。

②ユニークベニューの充実と活用促進

ＭＩ（ミーティング・インセンティブ）誘致においては、ユニークベニューの充実が大きな決定要因となる。政府は、レセプションやアフターコンベンション等の魅力を高めるため国立施設等を活用したユニークベニュー開発を進めているところである。民間事業者が歴史的建築物や文化施設をユニークベニューとして積極的に活用できるよう、東京都としても国と連携を図り、ユニークベニューの活用事例の周知・公表を図るとともに、消防法や文化財保護法など各種規制の緩和等について、国へ働きかけを行う等により、活用促進を図られたい。

③ＭＩＣＥの実態把握と効果の普及

ＭＩＣＥは、関連産業の裾野が広いことから地域への高い経済波及効果や産業振興が期待されているものの、その経済的意義や効果に関する客観的かつ定量的なデータが十分でないこと等から、地域の理解が進んでいるとはいえない状況にある。東京都は、ＭＩＣＥ、とりわけ高い経済波及効果が期待される国際会議（Ｃ）について、経済波及効果の測定モデルを早期に構築し、実態把握および効果の普及を図られたい。

④ＭＩＣＥ人材の育成・確保

ＭＩＣＥの推進にあたっては、ハード面に加えソフト面での対応も重要である。誘致・開催の現場を担うＭＩＣＥ人材については、基礎的な研修に加え、コミュニケーションや交渉に必要な語学力の習得が不可欠である。とりわけ、誘致・開催の成否を左右するキーパーソン・実務者について、東京都は、よりハイレベルで実践的な知識・経験の提供により、国際水準の人材育成・確保を図られたい。

⑤ＭＩＣＥ参加者への消費拡大に向けたプロモーション等の働きかけ

一般旅行者と比べて、ビジネス旅行者であるＭＩＣＥ参加者の消費額は大きく、地域への経済波及効果が高いため、消費拡大に向けて観光プロモーションを強化することが重要である。東京都は、ＭＩＣＥ開催による周辺地域への経済波及効果を図るべく、ＭＩＣＥ主催者に対して近隣の商業地域・観光資源等に関する積極的な情報提供を行うとともに、公共交通機関等を用いてＭＩＣＥ参加者に都内回遊を促すための仕組み構築を検討されたい。

（５）国内観光の活性化に向けた戦略的取組の推進

①体験・テーマ型観光等による新たな旅行需要の喚起

観光の有力産業化に向けては、インバウンドのみならず、国内における旅行消費額の約９割を占める、日本人による国内旅行・海外旅行の振興を図ることが不可欠である。しかしながら、国内旅行の低迷により、国内における旅行消費額は１０年間で約５兆円のマイナスとなっており、今後、国内観光の活性化に向けた戦略的取組が必要である。

近年、国内のレジャー市場においては、遊園地・テーマパークやライブ・エンターテインメント等、参加体験型の需要が高まっている。また、近年のマラソンや自転車ブームによるスポーツツーリズムや、農業・植林体験をテーマとしたエコツーリズム、農林漁業体験民宿によるグリーンツーリズムなど、見る観光から体験・交流する観光へシフトする動きもみられる。加えて、国立公園や日本遺産、産業観光、アート、ロケーション等、多様なテーマ型観光が日本各地において推進されている。各地域が個別に行うこうした旅行需要創出に向けた取組について、地域間のネットワーク化を図り共同プロモーションの実施等をすることが必要である。

②若者の旅行体験の促進

国内旅行市場は、予算・時間ともに余裕があるシニア層に支えられているが、中長期的な市場活性化に向

けては、未来を担う若年層の旅行促進が重要である。年齢が若い旅行者ほど地域にとってのリピーターになりやすい傾向があるほか、旅行経験が多いほど今後もさらに旅行したいという意向を持つことを示す調査結果もある。こうしたことから、学校教育における観光関連プログラムの導入、保護者に対する旅行の理解促進、教育旅行の推進強化や若者向け優遇商品の造成等を通じ、若者の旅行経験の促進を図られたい。

２．観光資源の磨き上げ・魅力の発信

旅行地を巡る国際競争が激しいなか、観光資源を磨き上げ、地域の魅力の発掘・発信を通じ、訪日外国人旅行者数の増加、とりわけ「コト消費」によるリピーターの拡大を図ることが重要である。また、消費拡大に向けて、夜のエンターテインメント活性化等のナイトライフ需要の創出を図ることも重要である。さらに、東京の魅力を一層向上させるため、オールジャパン体制で観光資源の整備や訪日プロモーションの拡大を図ることが必要である。

（１）観光の視点に立ったまちづくりの推進

①景観の改善・保全に向けた電線類の地中化・無電柱化の推進

無電柱化は、通行空間の安全性の確保や良好な景観の形成、道路の防災性向上等の観点から重要な施策に位置付けられている。一方、多額なコストや関係者の調整に時間を要すること等から、わが国では諸外国に比べ整備が進んでいない。無電柱化の進捗率は、東京２３区に限っても８％と、欧米・アジアの主要都市に比べ著しく遅れている。政府が２０２０年度までに約１，４００㎞の無電柱化の数値目標を掲げる中、東京都においては本年３月「東京都無電柱化計画」を策定し、今後１０年間の基本方針や目標を掲げている。低コスト化の徹底や地域・住民への周知展開等により、施策の着実な実行を図られたい。

②まち歩き観光を促進する街路空間と公衆トイレ等の整備

交通量の多い都心部・観光地においては、安全で快適なまち歩き観光に向けて、歩行者中心の街路空間やイベント・マルシェ等が開催できる広場・ベンチ等の整備が不可欠である。とりわけ、訪日外国人旅行者が集中する一部エリアにおいて、公衆トイレのキャパシティ・誘導・案内標識等の拡充を検討されたい。

また、テラス席等を備えたオープンカフェやマルシェ等の移動販売・屋台については都市の賑わい創出に有効に寄与することから、設置に係る営業許可要件や道路占用許可要件等の分かりやすい周知および手続きの簡素化を図られたい。

③自転車走行空間の整備とシェアサイクルの利用促進

自転車は、観光における移動手段や公共交通の補完的な役割を担う重要なツールとして位置づけ、都道・国道・区道などをつなぐ自転車走行空間の整備や駐輪場の確保など、安全で快適な利用環境を充実させる必要がある。自転車シェアリング事業のさらなる利便性の向上を図るため、国道等の国の施設や都市公園に専用駐輪施設の設置が可能となるよう国に対して働きかけを行うとともに、現在９区が参加している本事業のさらなるエリア拡大を図られたい。併せて、外国人旅行者の利用が増加している自転車およびゴーカートについては、交通量が多い東京における安心安全に向けた交通ルールの周知徹底を働きかけられたい。

（２）観光資源の磨き上げによる賑わい創出

①旅行者にとって魅力ある歴史的建築物の活用・発信

観光にとって魅力的な資源となる古民家・町屋や武家屋敷をはじめとする歴史的建築物が数多く残されているものの、建築基準法や消防法等関連法制の煩雑な手続きや縦割り行政により、他の観光先進国に比べ活用が進んでいない。国家戦略特区においては旅館業法の特例が認められたところであるが、日本文化の発信や増加する外国人旅行者のニーズへの対応等を図るため、歴史的建築物等の宿泊施設やレストラン、オフィスなどへの活用をさらに促進されたい。

また、観光産業とコンテンツ産業等異分野間での連携による、ＶＲ／ＡＲ等の先進的技術を活用した歴史的建築物の魅力の効果的な発信について、国の後押しを図られたい。

②消費拡大に向けたナイトライフ需要の創出

訪日リピーターの増加にともなう「コト消費」へのニーズの高まりを受け、施設・店舗・交通機関等の夜間営業等により消費のさらなる拡大を狙う、ナイトライフ需要の創出に向けた動きが進みつつある。ロンドンやニューヨークといった観光先進都市に比べ、わが国はナイトライフを楽しむ拠点が乏しいとの指摘もある中、美術館や博物館、娯楽施設等の開館時間延長に加え、夜間交通の拡充や新たな体験型観光の充実等を通じた満足度向上が鍵となる。政府が２０１８年を目途に官民一体の組織を設立する等の取組を開始する中、東京都においても、ナイトライフ活性化に向けた調査実施等に加え、官民連携の場を設置し、具体的な課題検討や情報共有を図られたい。

③商店街の空き店舗等を活用した交流人口の拡大

地域に点在する商店街の空き店舗や廃校などの「空き建築物」は、地域の観光資源やコミュニティスペー

スとして活用することで、交流人口の拡大に寄与できる。しかしながら、建築基準法の規制上、既存不適格建築物となる場合が多く、用途変更を行う場合は、現行基準に合わせるための改修を行った上で建築確認申請を行う必要があるだけでなく、相当の費用が必要となることや、建築物本来の味わいが失われてしまうといった問題がある。地域に眠るこうした空き建築物の再利用が促進されるよう、建築基準法上の規制に関する課題検討とともに、その支援策を推進されたい。

④文化芸術の集積を活かす環境整備の促進

東京は、地域の伝統文化に根差した祭りから最先端の現代文化まで、多彩な文化資源を有する。六本木・渋谷・上野・池袋・新宿・浅草・東京駅周辺などには、多様な文化施設が集積しているほか、練馬・杉並はアニメ関連企業、城東地区は伝統工芸品や下町文化の集積地でもある。また、アニメ・ゲームなどポップカルチャーで有名な秋葉原や、ファッションを中心とした若者文化を世界に発信する街・原宿など個性溢れる地域が数多く存在する。こうした各地域における多様な特徴を持つ文化芸術の集積を活かし、東京全体の魅力を向上させ発信することが極めて重要である。これら文化芸術の集積を活用し、インバウンド需要に対応するため、文化芸術施設の開館時間延長や夜間公演の充実、施設周辺の飲食サービスや観光施設との連携等が必要である。

また、閉鎖や改修によって不足が指摘される劇場・ホールについては、将来の需給環境の調査、既存施設の予約システムや利用時間の改善によって利用しやすい環境づくりを進めると同時に、民間事業者の整備を促すために容積率緩和などの措置を講じられたい。

（３）公的インフラ・施設を活用した観光拠点の整備

①水辺空間の賑わい創出と舟運の活性化

河川、運河、川辺を活かした観光を推進するため、予め許可された水域で継続して旅客船事業を営んでいる河川観光事業者に対しては、同水域内であれば、柔軟な航行プランを企画・航行できるよう、運航に係る届出手続きの簡素化を図られたい。また、都や区をはじめ国、民間事業者など様々な主体が設置・管理する船着場については、一般開放の一層の促進が求められる。

水辺の周辺には、歴史的な観光資源があり、これらを繋ぐ舟運自体にも、観光や移動手段として価値がある。新たな舟運ルートの開発に対する支援、運航に係る届出手続きの簡素化を行うとともに、船舶が運行するための川幅や川底等の環境整備、防災船着場の平常利用が求められる。さらに、駅やバス停留所などの公共交通機関や観光エリアから船着場までの案内や誘導が充分ではなく、船着場がわかりにくいといった指摘がある。このため、案内誘導サインの充実や船着場自体の統一ロゴマークの整備など利用者の利便性向上が求められる。

また、近年、河川法の運用の弾力化が図られているが、観光先進国に比べ水辺の観光施設等の整備が遅れ、水辺の活用が進んでいない。水辺空間の賑わい創出に向けて、従来のテラスやオープンカフェの整備に加え、ライトアップによる演出、夜間の時間帯に充実したナイトライフを楽しめる場の確保などを進められたい。

②都市公園・海上公園を活用した都市の魅力向上

東京には、多くの都市公園や水辺でレクリエーションを楽しめる海上公園が整備されている。こうした緑とオープンスペースは、これまでも観光振興や賑わいの拠点として、地域の活性化等に寄与してきたが、今後はさらに地域の特性やニーズに応じた整備・管理運営を促進する必要がある。設置管理許可期間の延伸や建ぺい率緩和等の規制緩和により、民間事業者等が公園の魅力向上に寄与する飲食店や売店等施設の設置に併せ、広場や園路等の公園施設を一体的に整備する仕組みを構築し、地域の観光・交流拠点となる都市公園の整備を推進されたい。また、都市公園の占用許可の特例を活用した観光案内所やサイクルポートの設置も普及促進が期待される。

（４）スポーツ・文化芸術・食文化に着目した観光資源の活用

各地域の魅力ある文化芸術や郷土芸能、祭り、スポーツイベント、食文化、大規模な公共インフラは、地域の貴重な観光資源であり、有効に活用することで、交流人口の拡大につなげることができる。特に、ラグビーワールドカップ２０１９、２０２０年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、２０２１年関西ワールドマスターズゲームは、日本・東京にとって、スポーツイベントを通じた観光振興への取り組み強化の契機となることが期待される。

また、欧米からの旅行者は、日本の歴史や伝統・文化体験に対する期待が大きく、祭り・郷土芸能や文化芸術・アニメ等を観光資源として活用することは、東京への誘客を促し、新たなファンづくりにつながる。さらに、東京２０２０大会の文化プログラムとして活用することも有効であり、国・都・地域が一体となり、文化プログラムと連動した地域の観光振興を強力に推進していくことが求められる。

加えて、東京は和食から世界各国の料理、Ｂ級グルメから一流の料理人による高級料理まで、豊富で多様な食を楽しむことができる。こうした東京の食文化を観光資源として効果的にＰＲするとともに、東京産食材の活用やブランド化も鋭意推進されたい。

（５）多様な国・地域に向けた観光プロモーションの展開

①欧米豪等の観光先進国や富裕層に向けた誘客促進

東アジアからの訪日旅行者が全体の約７割強を占める一方、欧米豪からの旅行者は約１割に留まる。欧米豪は日本の歴史・文化に高い関心を有し、かつアジアに比べ長期の滞在と高い消費が見込まれることから、プロモーションをより注力する余地がある。そのため、各国に設置されているＪＮＴＯ海外拠点の機能強化や在外公館等を活用した日本紹介事業等の促進を通じ、欧米豪市場における日本のブランドイメージの確立が重要である。従って、東京都においては、旅行博等を通じ、新たな富裕層の取り込みが期待できる国に向けたプロモーションを実施されたい。

また、プロモーションの展開にあたり、海外からの評価が高いわが国のコンテンツを現地において活用を図ることは、訪日意欲を喚起する有効な手段となる。日本各地の地域テレビ局が制作した観光番組や地域の祭り・伝統芸能等コンテンツの海外発信を通じて、わが国の魅力を常時展開するとともに、魅力あるコンテンツの供給を支援する施策の充実を図ることが重要である。

加えて、大型クルーズ客船で来訪する富裕層の嗜好ニーズに対応するため、高品質・高単価な体験型プログラム商品の充実を図ることが重要である。商品ラインナップの拡充に向けては、国別マーケティング情報の提供など民間事業者の商品開発に有益な支援を講じられたい。

②大都市と地方が連携した外国人旅行者誘致の取組促進

東京都は、２０２０年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催とさらにその先を見据え、旅行地としての東京を強く印象づける「東京ブランド」の確立に向けた取り組みとして、２０１７年４月に東京を象徴する「Ｔｏｋｙｏ　Ｔｏｋｙｏ」およびキャッチフレーズ「Ｔｏｋｙｏ　Ｔｏｋｙｏ　Ｏｌｄ　ｍｅｅｔｓ　Ｎｅｗ」を発表した。それと同時に、ゴールデンルートに集中する訪日外国人旅行者を東京と地方の双方を訪れるよう誘客するために、各道府県の提案に応じ、海外メディアの招聘や商談会への参加など、訪日外国人誘致プロモーションを共同実施している。政府では関係機関の連携を通じた訪日促進を図っているところであるが、こうした大都市と地方が連携した外国人旅行者誘致の取組は、地方創生に資する取り組みであり、東京都としても後押しされたい。

③外国人目線を取り込んだプロモーションの拡充

訪日旅行者を効果的に誘致するためには、外国人目線に立った情報提供が必要である。東京都は本年４月、外国人旅行者のニーズを踏まえたデザインとコンテンツを取り入れ、観光公式ウェブサイト「ＧＯ　ＴＯＫＹＯ」の英語ページをリニューアルオープンしている。

日本人が選ぶ日本らしい食や文化の発信ではなく、外国人が体験した日本の日常や外国人の趣味嗜好に応じたコンテンツを発信することで、プロモーション効果や反響の高さに違いが生じている。

誘致施策を効果的に展開するためには、海外に影響力を持つ外国人パワーブロガーやインフルエンサーを活用のうえ、外国人目線に立ったコンテンツ内容の拡充、多言語対応や発信方法について、引き続き注力して取り組まれたい。

３．良質で安心安全な受入環境の整備

来年にはラグビーワールドカップ２０１９、２年後には東京２０２０大会などの国際的イベントを控え、急増する訪日外国人旅行者の受入に制約がないよう、インフラを万全に整備することが重要である。そのため、首都圏空港・東京港の機能強化や、訪日時に最も懸念される言語の問題を解決する観光案内態勢の充実等ハード面の整備はもとより、訪日外国人旅行者に対するマナー啓発等を通じ、旅行者・生活者双方が安心安全に過ごすことができる環境の確保に向けた取組が重要となる。

（１）旅行者の急増に対応する供給能力の拡大

①首都圏空港の機能強化

訪日外国人の増加を受け、首都圏空港の航空需要は、２０２０年代前半には計画処理能力を超過する見込みである。東京２０２０大会の円滑な開催のため、騒音影響等の環境配慮や地上建築物に対する安全確保を図りながら、空港容量の拡大と国際線の増枠に必要な施策を講じ、機能強化を着実に進められたい。また同時に、さらなるビジネスジェットの受入体制の強化や、首都圏空港の機能発揮に資する都心への交通アクセスの改善による移動利便性の向上が不可欠である。加えて、本大会以降の方策として提案されている滑走路の増設についても、さらなる旅行者の受入に向けて検討を進められたい。

②東京湾・大型クルーズ客船ふ頭の整備推進

多くの訪日観光客の受入れ可能なクルーズ客船の入港における経済効果は大きく、港へ停泊している間は船に宿泊するため、宿泊施設の不足を補うことが期待されている。このため、東京港では、世界最大級の超大型クルーズ客船も接岸可能な新客船ふ頭を２０２０年大会までに間に合うよう整備を進めている。国と連携のもと、環境整備等について着実に成果を上げられたい。

③貸切バスの需給逼迫への対応と路上混雑の解消

訪日外国人旅行者向け貸切バスは、今後も旺盛な需要が見込まれることから、営業所が所在する区域を管轄する運輸局の管轄区域（地方ブロック）を臨時営業区域とする措置並びに営業所が所在する県に隣接する県を、運輸局の所管区域に関わらず臨時営業区域とする措置がとられている。いずれも期間を区切った臨時措置であるが、臨時営業区域のさらなる緩和や恒久化等、貸切バスの営業区域制度の緩和が必要である。

また、都市部においては、貸切バスによる路上混雑が生じており、周辺の事業者等から対応を求める声があがっている。主要駅や空港等に加えて、まちなかにおいても貸切バス専用の乗降スペース、駐車場の確保を図られたい。

④交通輸送の円滑化

東京２０２０大会の競技会場の多くは、通勤・物流等の交通需要が集中する地域に立地しており、大会関係者や観客等の安全で円滑な輸送に向けた検討が進められている。地域・事業者等から広く協力を得られるよう、オリンピックレーンのルート計画等、詳細な計画については、早期かつ幅広く周知を図ることで、事前の準備や対策を促進することが必要である。

（２）外国人旅行者の利便性向上

①多言語対応による観光案内態勢の充実

東京では、観光情報の多言語対応、災害時の情報提供や無料Ｗｉ－Ｆｉスポットの機能を兼ね備えるデジタルサイネージ（高機能型観光案内標識）の設置が進んでいるが、観光案内態勢の強化に向けて、さらなる拡充を加速されたい。

また、観光ガイド不足解消に向けて、改正通訳案内士法の施行を受け、通訳案内士資格は名称独占へと規制が緩和されたことから、全国対応の通訳案内士の活用はもちろんのこと、地方公共団体が独自に企画する地域ガイド制度の活用、その機能を補完するボランティアガイドの育成を通じ、多様なニーズに対応するガイドサービスが提供されることが期待される。

②ボランティアの参加機運の醸成と体制拡充

東京２０２０大会においては、大会ボランティアと都内をはじめ開催都市の都市ボランティアを合わせて１１万人以上の活躍が想定されている。競技会場や大会関係施設等において観客サービスや競技運営・メディア等のサポートを行う大会ボランティアに対して、都市ボランティアは、空港や主要駅、観光地、競技会場周辺等において国内外の旅行者に対する観光・交通案内サポート等の役割を担う。また、各自治体や観光協会等においては観光ボランティアが組織され、まちあるき案内や見回り等、地域交流や魅力発信、防犯等の担い手となっている。こうしたボランティア活動は、イベントの機運醸成や成功だけでなく、快適で安全・安心な訪日滞在に非常に重要な役割を担うことから、効果的な活用を図られたい。とりわけ、東京都観光ボランティアの活動の一つである街なか観光案内については、参加機運の醸成や多様なボランティア参加者を積極的に募ると同時に、訪都外国人旅行者が多く訪れる地域から順次展開のうえ、２０２０年までに「街なか観光案内」の政策目標値の達成に向けて鋭意結果を出されたい。

③通信環境の整備

情報通信技術の進歩に伴い、旅行者が観光情報を収集する主な手段は、紙媒体からインターネットへと移行しているなか、一部民間の宿泊施設の取組として、訪日外国人旅行者の利便性からモバイルＷｉ－Ｆｉルーターを貸与している事例もある。無料Ｗｉ－Ｆｉの整備やプリペイドＳＩＭの活用など、訪日外国人旅行者がリアルタイムで情報を入手できるよう、通信環境の整備を加速されたい。

また、空港・駅や、宿泊・商業施設、交通機関、公共エリアなど旅行者が集まる空間において、一度の利用登録でシームレスにＷｉ－Ｆｉ接続できるよう、地域や事業者の垣根を越えた認証連携のさらなる拡大を図られたい。

加えて、地域の観光・防災拠点における無料Ｗｉ－Ｆｉについては、設置後の維持・管理費が観光協会や商店街等のエリアオーナーの課題になっており、その支援策が期待される。

④多様な文化・習慣への対応

ビザ要件の緩和やＬＣＣの就航等を背景に、東南アジア諸国、特にマレーシアやインドネシアなどからのムスリム旅行者数が過去最多を記録しており、これら諸国の人口成長や経済成長によって、今後さらなる増加が見込まれる。また、ベジタリアン・ビーガンなどの旅行者も増えつつある。こうした食事や生活上の習慣に一定の要件がある外国人旅行者の利便性を向上させるため、旅行者が多く集まる空港や鉄道ターミナル、観光施設等に対して、異なる文化・習慣に関する普及啓発を図るとともに、外国人の多様な文化・習慣に配慮した環境整備に向けた支援を図られたい。

とりわけ、ムスリム旅行者の訪日旅行受入に関しては、食事や礼拝について複数の民間団体がそれぞれ対応基準を設けているものの、統一した基準は存在せず、各基準にもばらつきがみられる。国は本年５月、「訪日ムスリム旅行者対応のためのアクション・プラン」を策定したところであるが、東京都においては、国と

連携を図り、観光関連事業者がハラル対応等に取り組む際に、少なくとも日本国内において受入対応の均質化が図られるべく、支援を検討されたい。

（３）旅行者・生活者双方の安心・安全の確保

①観光危機管理体制の強化と外国人患者受入体制の充実

わが国での事業活動は、地震をはじめとした自然災害など緊急・災害を想定しておく必要がある。東京２０２０大会や夏休みなど観光トップシーズン時に、テロや首都直下地震等が発生した場合、来訪者の万全なセキュリティと安心・安全を確保することが課題となっている。交通・宿泊・食事等の確保やそれらに関する適時適切な情報提供、事業者との連携、避難に資する多言語対応での案内表示の推進、観光・宿泊施設等の人材育成や避難訓練の徹底など、事前に適切な対策を講じる危機管理体制の強化が求められる。特に、東京２０２０大会を見据えたテロ対策・感染症対策については、関係機関が連携し、未然防止策や対処体制の整備などを鋭意推進すべきである。

また、病気や怪我など有事の際、外国人が安心して医療を受けられるよう、医療機関における外国語対応力の強化や医療通訳の育成をはじめ、往診診療が可能な医師の情報をホテル・旅館など宿泊施設が共有できる仕組みの構築などを推進されたい。

さらに、外国人の傷病対応について、医療機関の過半数が意思疎通や未収金リスク等を負担に感じており、実際、２０１５年度の１年間に診療・治療にあたった医療機関の３５％に医療費の未収が発生している。トラブル防止の観点から、補償範囲が広い日本の保険への加入促進を国とともに強力に図られたい。日本に到着するまでの航空機内や船内等でのＰＲを効果的に行うべきである。

②訪日外国人観光客に対するマナー啓発に向けた取組

訪日外国人旅行者が多く訪れる都心部の一部地域では、外国人旅行者の急増に伴い、店舗やトイレ、公共交通機関や公共スペース等でのマナー・騒音、貸切バスの路上混雑など、「観光公害」が顕在化している。その多くが自国の生活習慣の違いなどから生じる訪日外国人旅行者のマナー問題であり、地域が旅行者を快く迎えるおもてなし精神を発揮するために、地域や事業者自らで対応可能な課題に取り組むことはもちろん、日本の習慣や文化の正確な理解に向けて、東京都としては、それら取組の横展開を図る等、側面的な支援を検討されたい。

③ランドオペレーターの適正な管理・監督

旅行サービス手配業者（ランドオペレーター）については、旅行業登録が義務付けられておらず、安全性の低下やインバウンド旅行の一部におけるキックバックを前提とした土産物店への連れ回し、高額な商品購入の勧誘等などの課題が挙がっていた。そうした状況のなか、旅行者の安全確保と、訪日旅行の一層の品質向上の観点から、ランドオペレーターの登録制度が創設されたことを受け、違法営業の実態把握等を行い、適正な管理・監督を徹底されたい。

④アクセシブル・ツーリズムの充実

障害者や高齢者等が、積極的に外出して、様々な交通機関を快適に利用しながら旅行を楽しむことができる環境づくりを意味するアクセシブル・ツーリズムを促進することは、増加する高齢者の旅行需要を喚起するとともに、東京２０２０大会の受入体制の整備に資する。

こうしたことから、鉄道やバス、公共空間はもとより宿泊施設等においても幅広くユニバーサルデザインの導入やバリアフリー化などハード面の対応を着実に進めるとともに、研修や人材育成などソフト面の取り組みも推進されたい。また、これら観光拠点におけるバリアフリー化に関する情報を旅行会社や観光案内所等と共有することで、アクセシブル・ツーリズムに適するツアーの造成や円滑な旅行を後押しされたい。

⑤安全・安心のまちづくりの推進

観光振興を持続的に進めていくうえで、東京を訪れる旅行者、東京の生活者の双方が、治安の良さや安心を実感できるまちづくりを推進することが必要である。地域においては、自治体をはじめ商店街や自治会・町内会等と連携し、プライバシー保護に配慮した適切な運用を前提に、駅前・商店街等への防犯カメラ設置や、地域住民が担い手となっている防犯パトロールなど自主防犯活動の展開が有効である。とりわけ、防犯カメラの設置・維持管理にあたっては、多額の費用を要することから、継続支援を期待する。

４．観光産業の持続的発展に向けた取組の強化

他業種に比べ労働生産性の低さと深刻な人手不足の中にある観光産業をビジネスの視点で捉え、持続的に発展させることが重要である。そのため、ＩＣＴ等の利活用による観光関連産業の生産性向上や女性・外国人等の人材活用が必要である。また、観光需要が都市圏に一極集中するなか、ゲートウェイである東京から日本全国に経済波及効果の分散を図るとともに、各地域が広域連携を行い、相互送客などの取組を推進していくことも必要である。

さらに、持続的な観光地域経営を推進するためには、継続的な財源確保や地域の観光関連団体の連携・活動強化への支援が求められる。

（１）観光関連産業の生産性向上と人材確保・育成

①ＩＣＴ等の利活用

国内生産年齢人口が減少傾向にあるなか、わが国は中小企業全体において人手不足が深刻化しているほか、飲食・宿泊業は、他業種に比べ労働生産性の低さが指摘されている。観光関連産業の生産性向上に向けては、新たな技術の積極的な活用やＩＣＴ利活用が有効であるものの、金銭的負担やノウハウ不足により踏み出せない事業者も多い。予約・顧客管理・プライシングのマネジメントを可能にするクラウドサービス等のＩＣＴ導入や、オペレーションの効率改善等への支援を図られたい。

②多様な人材の活躍促進

観光産業を担う人手不足が深刻さを増すなか、若年層や女性、高齢者に加え、高度な知識や語学能力を有する外国人留学生など、多様な人材の活躍を促進していくことが求められる。一方で、約６割の留学生が日本国内の企業に就職を希望しながらも、就職活動の分かりにくさや在留資格の制約、切替え手続きの煩雑さなどから、実際に就職するのは卒業生全体の３割程度である。

観光産業における外国人留学生の採用・定着促進に向けては、中小企業と外国人留学生のマッチング支援やインターンシップ支援、留学ステージに応じたきめ細やかなフォローアップに加え、国に対して留学生の就労ビザの要件緩和や卒業生に特化した在留資格の付与について働きかけられたい。

また、現行の出入国管理及び難民認定法では、調理業務の従事については就労の在留資格が原則として認められていないため、日本国内で日本料理を働きながら学ぶ外国人は、無報酬や社会保険の対象外、客への料理提供ができない等の課題がある。日本料理の海外普及を目的として、外国人が有償で働きながら日本料理を学ぶことができるよう、在留資格の要件を緩和されたい。

（２）長期滞在の促進に向けた日本各地の連携強化

①広域観光周遊ルートの世界水準への改善

各地域の個性豊かな観光資源や観光拠点を、テーマ性とストーリー性を持たせて、複数の都道府県に跨って繋げる広域観光周遊ルートの形成は、インバウンドのみならず、国内観光の活性化にも寄与する。広域連携は、地域経済を活性化し、各地の相互交流を拡大する上で、極めて重要である。

こうしたなか、関東地方では、関東観光広域連携事業推進協議会が主体となり、２０１６年度には関東広域観光周遊ルート「東京圏大回廊」が国土交通大臣認定を受けた。２０１７年４月には、３つのモデルコースが策定された。本年２月には一般社団法人化、日本版ＤＭＯ候補法人となり、海外プロモーションの展開等に向けた取組を進めている。

東京２０２０大会およびその先を見据え、東京都は、協議会、国（観光庁・関東運輸局）および地方自治体・民間企業等と連携し、関東広域観光周遊ルート等における旅行商品の造成を支援する等により当該ルートの認知・普及を進められたい。

②大都市と地方の地域間連携の促進

わが国のゲートウェイとなっている都市の情報発信力や注目度を活かし、地方の魅力を伝えるショーケースとして都市の空間を戦略的に活用することは、広域連携の有効な手法である。オープンスペースや観光情報センター、民間施設等において、地方の伝統芸能・祭り・食のイベント開催を促進するとともに、このような全国各地への旅行者送客に貢献する取り組みに対する支援を期待する。

③東北・九州の観光復興

日本全体では２０１７年の外国人延べ宿泊者数（速報値）が、７，８００万人と過去最多を更新するとともに、３大都市圏を除く地方が初めて全体の４割を占めるほどに躍進している。しかしながら、定住人口の減少に歯止めがかからない中で、地域の再生を図るには交流人口の拡大が不可欠であり、継続的な旅行者の誘客支援が必要である。特に依然として続く風評被害により、福島県を訪問する修学旅行生は平成２１年度比で６割程度に留まっている。復興ツーリズムや伝統産業体験ツアー等を通じた教育旅行の誘致に向けた取り組みを支援するとともに、風評被害の払拭に向けた教育関係団体や保護者を対象とした正確な情報発信を強化されたい。

また、２０１６年４月１４日に発生した熊本地震により九州の観光は大きな打撃を受けた。直接被災した熊本・阿蘇地区と大分の一部に加え、隣接６県でも宿泊キャンセルなどの影響が出ている。同年７月から「九州ふっこう割」が実施され、観光・宿泊客は震災前に回復しつつあるものの、熊本城や主要ルートの復旧など、熊本県・大分県の観光再生に向けた課題は依然多い。東京都では両県の復旧・復興に向けての取組を支援するため、訪都外国人個人旅行者が両県を訪れるよう、東京と熊本、大分の強みを生かした東京を基点とする観光ルートを設定し、訪日旅行の新たな魅力を海外に向けて広く発信している。

今後も東京と熊本、大分双方への旅行者誘致を促進する事業の実施に引き続き取り組まれたい。

（３）地域の観光関連団体の連携・活動強化

①観光地域経営を推進するための継続的な支援

観光を地域活性化につなげていくためには、地域の観光関連団体が、各種データを収集・分析し、明確なコンセプトを持った観光戦略を策定した上で、自ら魅力ある観光資源の開発や、受入環境整備を進めることが重要である。とりわけ、各区の観光協会をはじめとする地域の観光関連団体が、他地域等との連携による魅力の多様化や広域化を図り、効果的かつ継続的な情報発信を行い、一定の収入を確保し観光振興を事業として確立することが必要である。こうした持続的な観光地域経営を推進するために、東京都は事業遂行に必要な財源を確保のうえ、東京観光財団が中心となり、地域の観光関連団体の連携・活動強化に向けて、各団体が意見交換を行う場を創設する等、支援を拡充されたい。なお、政府は、観光振興を戦略的に推進する専門組織である日本版ＤＭＯの形成を進め、固有の資源を活かした取り組みを推進している。地域の観光関連団体がＤＭＯへの登録を希望する場合は、国との連携のもと、適宜支援を講じられたい。

②地域限定旅行業への参入促進によるコンシェルジュ機能拡大

訪日外国人旅行者が快適に観光できるようこれまで以上に観光案内を行う態勢の充実を進めることが不可欠である。改正旅行業法により、ホテル･旅館をはじめ観光案内所などの拠点において、地域体験・交流型旅行商品の企画・販売促進が可能となったことから、観光案内所は地域におけるコンシェルジュ機能としての役割を果たすべく、情報提供はもとよりワンストップで観光に関する様々なサービス提供を行うことが重要である。

以　上

２０１８年度第５号
２０１８年　７月１３日
第７０８回常議員会決議

＜提出先＞東京都知事・幹部

＜実現状況＞

２０１９年２月公表の「ＰＲＩＭＥ観光都市・東京　東京都観光産業振興実行プラン～東京２０２０大会に向けた重点的な取組～」において、本意見書の「安定的な消費拡大に向けた観光経営」「観光資源の磨き上げ・魅力の発信」「良質で安心安全な受入環境の整備」「観光産業の持続的発展に向けた取組の強化」各分野において、東商の意見が多数反映された。

７．東京都の雇用就業施策に関する要望

Ⅰ．現状認識

東京商工会議所が実施した調査（※―１）では、「人手不足」と回答した企業が６割に達している。また、日本商工会議所が実施した調査（※―２）でも昨年は６０．６％であったところ調査開始以来４年連続で上昇し６５．０％となったことに加え、「人手不足感が増す」と回答した企業が５割強を占めるなど、人口減少による人手不足問題はかつてないほどの危機に直面しており、都内のみならず全国の中小企業にとって最大の経営課題になっている。人手不足が今後さらに深刻さを増していくと予想されている中で、都内企業数の９９％、同従業者数の約６割を占める中小企業が「働き方改革」を実行し労働生産性を高めていく必要があるが、東京都の２０１６年度「男女雇用平等参画状況調査」によると、都内企業では短時間正社員制度やテレワークなど、勤務時間や勤務場所を柔軟にする働き方に資する制度の導入は進んでいない。一方、制度を導入した企業は「人材の確保・定着」など多岐にわたる効果を実感している（※―３）。

加えて、人手不足を背景に女性や高齢者等のさらなる労働参画と活躍が期待されていることから、「多様な人材の活躍推進」に向け、長時間労働の是正など働き方の改善や休み方の改善、出産・育児や介護との両立支援策を今まで以上に推進していく必要がある。特に、女性の活躍は、女性ならではの発想や視点に基づくイノベーションの創出や企業価値・業績の向上を通じて、経済・社会の成長・発展に寄与することから、特に中小企業においてさらに推進していくことが期待される。

一方、人手不足等を背景に外国人労働者数、外国人雇用事業所数が増加の一途をたどり、東京はそれぞれ全国の３割を占めるなど、外国人材に対する期待と関心がこれまでになく高まっている。こうした中、東京が世界から多様な人材を惹き付けていくには、国際的なビジネス環境と外国人が生活しやすい環境の整備を加速していく必要がある。

また、保育所・学童クラブともに全国的に突出して多い待機児童数や、全国平均に比べて高い長時間労働者の割合、主要な国際都市と比較して長い通勤時間など、東京特有の課題を解決していくことも求められる。

政府が「働き方改革実現会議」を開催し、「働き方改革関連法」が成立したことで、「働き方改革」や「多様な人材の活躍推進」に対する機運は全国的に高まっている。加えて、２年後に迫った東京２０２０大会の開催は、「働き方改革」に資する一連の制度を普及・定着させていくまたとない好機である。こうした中、東京都は２０１６年１２月に策定した「都民ファーストでつくる『新しい東京』～２０２０年に向けた実行プラン」に基づき、都内企業の働き方改革の推進や人材確保支援等の雇用就業施策、育児・介護との両立支援、保育所整備等の少子社会対策など、幅広い取組を数値目標を設定し鋭意推進しているが、東京都が目標とする「ダイバーシティ：誰もがいきいきと生活できる、活躍できる都市・東京の実現」に向け、一連の施策の重要性はますます高まっている。こうした認識に基づき、都内企業における「働き方改革の推進」と「多様な人材の活躍推進」に向け、東京都の雇用就業施策に対する意見を下記により申し上げる。

なお、東京商工会議所は昨年１１月に東京都と締結した「東京における働き方改革推進等に関する連携協定」に基づき、東京都と引き続き緊密に連携しながら、東京の持続的な成長・発展に資する活動を鋭意、展開していく所存である。

記

Ⅱ．東京都がとるべき雇用就業施策の方向性

「Ⅰ．現状認識」に基づき、東京都は下記の方向性のもとで雇用就業施策を推進していくことが望まれる。

１．現下の深刻な人手不足への対応

「人口減少局面での人手不足」は、わが国が経験したことのない初めての事態であり、雇用情勢の改善が進んだ中でも分野によっては極めて深刻な状況が続いている。さらに前述の通り、人口減少による人手不足問題はかつてないほどの危機に直面し、都内のみならず全国の中小企業にとって最大の経営課題になっている。また、東京商工会議所が実施した調査（※―１）で、都内中小企業が売上拡大に取り組む上での課題は「人材の不足（７５．１％）」、２０１７年調査で強化すべき中小企業施策は「人材確保への支援（５２．８％）」が最も多いことから、人手不足問題の解決なくして都内経済の成長・発展はあり得ない。

従って、「現下の深刻な人手不足への対応」を十分に考慮し、施策を推進していくべきである。

２．東京２０２０大会を契機とした都内企業の「働き方改革」と「多様な人材の活躍推進」

前述の通り、都内企業では柔軟な働き方に資する制度の導入が進んでいない一方で、制度を導入した企業は「人材の確保・定着」など多岐にわたる効果を実感している。また、日本商工会議所が実施した調査（※―２）でも、多様な働き方を導入した企業は「人材の定着（３５．４％)」、「従業員のモチベーション向上（３２．３％)」、「人材の確保（３１．０％)」、など多岐にわたる効果を実感している。

こうした中、２年後に迫った東京２０２０大会の開催は、フレックスタイム制度やテレワーク、時差出勤、ボランティア休暇など「働き方改革」に資する一連の制度を普及・定着させていくまたとない好機である。加えて、大会の開催により高い雇用誘発効果や東京のさらなるグローバル化が期待されていることから、東京２０２０大会を契機に女性や高齢者、外国人材など「多様な人材の活躍」をより一層推進していくことが求められる。

従って、東京２０２０大会を契機に、都内企業の「働き方改革」と「多様な人材の活躍推進」をより進展させ、これらを雇用就業分野における大会のレガシーとしていくために、大会開催までの２年間は集中的に施策を推進していくべきである。

３．東京商工会議所、東京労働局など関係機関と連携した施策の展開

東京商工会議所は、東京都が一昨年から実施している「ＴＯＫＹＯ働き方改革宣言企業制度」の昨年度第一号宣言企業となった。東京都と東京商工会議所は都内企業の働き方改革の機運を高めていくことを目的に、手交式を昨年５月に開催し、小池都知事から三村会頭へ東京都が承認した東京商工会議所の宣言書を手交していただいた。

また、多様な働き方に資する制度の導入が進んでいない中で、こうした制度の導入など「働き方改革」を実践することは、人材の確保・定着や業務効率化など多岐にわたる効果が期待できることから、東京都と連携して都内企業の「働き方改革」を強力に推進していくために、東京商工会議所は東京都と昨年１１月に「東京における働き方改革推進等に関する連携協定」を締結した。

一方、東京都は厚生労働省との連携をより強化し 協働して柔軟に雇用対策を推進していくために、「東京都雇用対策協定」を２０１５年に締結し、協定に基づく事業計画を毎年度策定し連携した取組を実施している。この他、２０２０年に向けた実行プランで掲げた「新しい東京」を目指し、 公労使が一堂に会し意見交換を行う「公労使による『新しい東京』実現会議」を実施していることに加え、「東京労働懇談会」をはじめ関係団体や関係機関も交えた会議体を設置している。

さらに、首都圏の九都県市の知事および市長で構成される「九都県市首脳会議」は、「企業の働き方改革」や「中小企業等へのテレワークの導入促進」を含む広域的な課題に連携して取り組んでいる。

東京都が実施している様々な雇用就業施策を都内中小企業に幅広く周知していくとともに、「働き方改革」や「多様な人材の活躍推進」に対する機運をさらに高め、東京都の施策と関係団体や関係機関の取組との相乗効果をより一層発揮させていくために、東京都は東京商工会議所や東京労働局をはじめとした関係団体や関係機関、

さらには他の自治体とより緊密に連携していくべきである。

４．女性の労働参画と活躍推進の阻害要因となっている待機児童問題の早期解消

深刻な人手不足を背景に、女性のさらなる労働参画と活躍が期待されている中で、日本商工会議所が実施した調査（※―４）では８割の企業が女性の活躍を推進している一方で、そのうち６割の企業が様々な課題を抱えている。また、課題を抱えている企業の３割強が「出産・育児を機に女性社員が辞めてしまう」を挙げている。

第一子出産を機に約５割の女性（出産前有職者）が離職するなど、出産・育児を理由に離職する女性は多く、保育の受け皿不足が女性の労働参画と就業継続の阻害要因になっているとの生の声が多いことから、子育てと仕事が両立できる環境を整備していくことが喫緊の課題となっている。しかし、昨年４月時点での全国の待機児童数は約２万６千人に達しており、そのうちの７割超は都市部が占めている中で、東京都の待機児童数は全国の待機児童数の３割強を占め４７都道府県で最も多い約８，５８６人となっており、かつ高止まりしている。

また、学童クラブの待機児童数は２０１１年以降増加傾向にあり、昨年５月時点での全国の待機児童数は約１万７千人で、東京都はそのうちの２割を占め４７都道府県で最も多い３，６００人に達していることから、「小１の壁」と言われている。

従って、女性の労働参画と就業継続の阻害要因となっている待機児童問題の早期解決に向け、あらゆる施策を総動員していく必要がある。

５．生産年齢人口の減少や、科学技術の発展が雇用就業環境に与える影響を考慮した中長期政策の検討

わが国の生産年齢人口は２０１５年の７，７２８万人から、２０４０年には５，９７８万人、２０６０年には４，７９３万人へ減少すると予想されている。東京都においても２０１５年の８７３万人から２０２５年の９１３万人まで増えた後は、２０４０年に８１３万人、２０６０年に６６５万人へ大幅に減少すると予想されている。

生産年齢人口の減少により、都内のみならず全国の中小企業にとって最大の経営課題になっている人手不足は今後、さらに深刻さを増していくと考えられている。こうした人手不足の状況は、都内はもとよりわが国の経済成長の阻害要因になり得る一方、生産性の向上や経済の構造変革を推進していく好機にもなり得る。

また、ＩｏＴやＡＩ、ロボット技術など科学技術の発展により、労働時間の短縮や業務の効率化による労働生産性の向上が期待されている一方で、これらの先端技術の普及・定着は、業種別・職種別の就業者数や求められるスキルなど雇用就業環境に大きな影響を与えることが予測されている。

従って、生産年齢人口の減少や科学技術の発展が雇用就業環境に与える影響、さらにはライフスタイルや働き方の変化など今後想定される雇用就業を取り巻く環境変化を考慮して中長期政策を検討し、今後の施策の立案に活かしていくべきである。

Ⅲ．要望事項

１．中小企業の人材確保・育成に資する支援の強化

（１）人材確保支援の強化

前述の通り、人口減少による人手不足問題はかつてないほどの危機に直面しており、都内のみならず全国の中小企業にとって最大の経営課題になっている。また、「働き方改革関連法」の大きな柱である時間外労働の上限規制について「新たに人を雇う必要があるが、募集しても応募がなくて困っている」といった生の声が多く聞かれる。さらに、日本商工会議所が実施した調査（※―２）で、「人手不足」と回答した企業が人員を充足できない理由は、「自社が属する産業・職種に魅力がない（４２．９％)」、「入社した人材がミスマッチを感じて退職してしまう（３６．２％)」、「自社の働き方に魅力がない（３４．４％)」、「自社の知名度が低い（２７．９％)」、「募集のためのノウハウ不足（２６．５％)」など多岐にわたっている。

こうした中、東京都は人材確保相談窓口の設置や、人材確保・多様な人材活用セミナーの開催、専門家派遣によるコンサルティング等により中小企業の人材確保を支援する「中小企業採用力向上支援事業」を実施しているが、本事業は中小企業の人手不足の解消に有効なことから、幅広く周知し利用を促進していくことが期待される。また、昨年度まで実施していた「中小企業緊急人材確保支援事業」において、「人材確保事例集」を策定しているが、人材確保に関するより多くの好事例を公表していくことは他の企業に気付きを与えることから、中小企業の好事例を今後も発掘し幅広く周知していくとともに、セミナー等を通じて横展開を図っていくことが望まれる。

また、採用・定着・育成など人材面の多岐にわたる課題の解決に向け、中期的視点での人材戦略の構築を支援する「人材戦略マネジメント支援事業」を２０１８年度新規事業として実施しているが、本事業も幅広く周知し利用を促進していくとともに、事業利用者の意見や生の声を事業に反映していくことで、支援内容の強化につなげていくべきである。

（２）人材育成、職業能力の開発・向上に資する支援の強化

人手不足問題が中小企業にとって最大の経営課題となり人材の確保が困難な状況下で、時間外労働の上限規制が２０２０年４月（大企業は２０１９年４月）に施行される。こうした中、日本商工会議所が実施した調査（※―２）で、「人手不足」と回答した企業の３６．３％が「社員教育の強化、社員の能力向上」を実施することで事業活動を維持しているが、人手不足が今後さらに深刻さを増していくと予想されている中で、各企業では人材育

成や能力開発・向上により、労働生産性を高めていくことが求められている。
　東京都中小企業振興公社では生産性を革新させる中核人材の育成を目的とした「東京都生産性革新スクール」や、個別企業に対して出前で研修を実施する「オーダーメード研修」を実施し、また、都立職業能力開発センターおよび校では中小企業で働く者のスキルアップを目的とした短期講習で約６００のコースを設定している「キャリアアップ講習」を実施しているが、これらの事業は中小企業の人材育成や能力開発・向上に有効なことから、質・量ともに拡充し、利用をさらに促進していくことが期待される。さらに、業務の効率化や生産工程の改善・効率化に資する研修・講習を増やしていくも望まれる。
　一方、東京都では人材育成に取り組む中小企業事業主または共同団体を対象に「東京都中小企業職業訓練助成制度」を実施しており、東京商工会議所の研修講座利用企業でも、その活用例が見られる。本制度は今年度から１講座当たりの助成額が引き上げられた一方で、「新入社員講座」など「職業の種類を問わず、職業人として共通して必要となる訓練」は助成対象外となった。若年者の早期離職率が高止まりする中、若年者に基本的なビジネススキルを習得させ、早期に戦力化することは重要であるため、再度、助成対象とすることが望まれる。

（３）都内中小企業の生産性向上に向けたＩｏＴ、ＡＩ、ロボット導入支援の強化

　人手不足問題が中小企業にとって最大の経営課題となり対応が迫られている中で、ＩｏＴやＡＩ、ロボット技術など科学技術の発展により、労働時間の短縮や業務の効率化等を通じて労働生産性が向上していくことが期待されている。
　一方、東京商工会議所が実施した調査（※―５）では、ＩｏＴやＡＩ、ロボットともに、既に活用している企業は数%にとどまり、今後の利用意向がある企業は２割～３割程度、無回答の企業も多いことから、中小企業ではこれらの先端技術の自社への有効性が判断できない状況と思われる。
　こうした中、東京都およびは東京都中小企業振興公社では、都内中小企業におけるＩｏＴやＡＩ、ロボットの導入・活用をサポートするために、「生産性向上のためのＩｏＴ、ＡＩ、ロボットの導入支援事業」により、普及啓発セミナーやロボット導入企業の見学会、専門家派遣による導入支援等を実施している。本事業はＩｏＴやＡＩ、ロボット、さらにはＲＰＡ（※―６）等の導入を検討している中小企業にとって有効であり労働生産性の向上にも寄与することから、幅広く周知し利用を促進していくことが期待される。
　また、普及啓発セミナーについては中小企業に「気付き」を促すために、積極的に開催していくとともに、助成金や制度融資を通じて中小企業におけるＩｏＴやＡＩ、ロボット、ＲＰＡ等の導入を後押ししていくことも求められる。

２．都内企業の「働き方改革」の推進

（１）「ＴＯＫＹＯ働き方改革宣言企業制度」の推進

①制度のさらなる周知など、宣言企業の増加に向けた取組の強化

　東京都が一昨年から実施している「ＴＯＫＹＯ働き方改革宣言企業制度」は、長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進など都内企業の働き方改革の推進に有効な制度であり、宣言企業数も順調に増加していることから、５千社の目標達成はもとより宣言企業のさらなる増加に向け、周知を強化していくべきである。
　併せて、本制度は２～３年後の自社の目標や取組内容を定め全社的に取り組んでいく「自己宣誓制度」であることから、宣言企業における取組の進捗状況や効果等をしっかりと把握し、さらなる支援策を講ずるなど宣言企業のフォローアップにも鋭意取り組まれたい。
　なお、東京商工会議所は東京都との連携協定に基づき会員に対して様々な機会を捉えて本制度を周知してきたが、より多くの会員が本制度を通じて「働き方改革」を実行し得るよう、引き続き積極的に周知していく。

②宣言企業に対する奨励金の予算確保

　東京都は本制度を通じて「働き方改革」を宣言し、さらに「長時間労働の削減、年次有給休暇等の取得促進に向けた問題点の抽出」など東京都が指定した「働き方改革宣言事業」を実施した場合や、働き方・休み方の改善に資する制度を整備した場合に「働き方改革宣言奨励金」を支給している。本奨励金は宣言企業数をさらに拡大していく上で重要な役割を担っていることから、企業側のニーズを踏まえ、適切に予算を確保・執行していくべきである。

③中小企業の好事例の発信

　東京都は本制度に特化したホームページを構築し、宣言企業の好事例を発信している他、個別企業の取組を紹介する冊子を作成している。一方、東京都の２０１６年度「男女雇用平等参画状況調査」では、多様な働き方に取り組む際の課題として、３３．０%の事業所が「取組のためのノウハウ不足」を挙げている。こうした中、より多くの好事例を公表していくことは他の企業に気付きを与えるとともに、働き方改革の機運醸成にも資することから、中小企業の好事例を今後も発掘し幅広く周知していくとともに、セミナー等を通じて横展開を図っていくことが望まれる。

④生産性向上支援コンサルティングの利用促進

　東京都の２０１５年度「男女雇用平等参画状況調査」では、都内事業所のライフ・ワーク・バランスへの取組

内容として、「長時間労働の削減（７７．５％)」、「有給休暇の取得促進（７１．８％)」、「仕事と育児の両立支援（５１．８％)」、「フレックスタイム、短時間勤務制度など柔軟な働き方の導入（４３．５％)」など、多岐にわたる取組が挙げられている。一方、これらの取組について「取り組んでおり、十分な成果が出ている」と回答した事業所は１８．１％にとどまり、「取り組んでいるが、成果が十分でない」が５５．６％、「全く取り組んでいない」が２５．３％を占めていることから、ライフ・ワーク・バランスに資する取組や効果を広く発信していくことや、取り組んでいる企業の実効性を高めていくための支援が求められる。

こうした中、東京都は「働き方改革宣言企業」を対象に専門家を無料で派遣し、業務改革やＩＣＴ化の推進、設備投資など生産性向上を支援する「生産性向上支援コンサルティング」を実施しているが、各企業における取組の実効性を高めていくために、課題に対しきめ細かく助言・指導していくことが求められる。また、「ライフ・ワーク・バランス普及促進キャンペーン」や「ライフ・ワーク・バランスＥＸＰＯ（仮称)」を通じて、ライフ・ワーク・バランスに資する取組や効果を広く発信していくべきである。

（２）テレワークの普及促進

テレワークは時間や場所にとらわれず柔軟に働くことができるため、子育てや介護・看護と仕事の両立に資する有効な手段の一つである。東京都は東京２０２０大会に向け、従業員３０人以上の企業におけるテレワーク導入率を２０２０年度までに３５％にする政策目標を掲げているが、昨年度の導入率は６．８％にとどまっている。加えて、東京商工会議所が実施した調査（※―７）では、「テレワークを既に導入」した企業は５．０％で、「２０２０年までに導入する予定」の１．５％、「導入を検討してみたい」の９．９％を合わせても１６．４％にとどまっている。

一方、総務省の２０１７年「通信利用動向調査」では、「テレワークに適した職種がない」等の理由から「導入している」または「具体的な導入予定がある」企業は１８．２％にとどまり、特に中小企業では１０．２％と少ないが、テレワーク実施企業の８１．８％は効果を実感している。加えて、仕事と子育てを両立している女性から「テレワークが導入されれば、自宅やサテライトオフィスでも仕事ができるので効率的だ」との生の声が多く聞かれる。

テレワークは人手不足解消、労働生産性向上の切り札になり得る可能性があることから、多くの中小企業で導入が進むよう、東京テレワーク推進センターのさらなる周知および同センターでの相談や情報提供に加え、体験型セミナーの開催や専門家派遣、さらには国と連携した機運醸成イベントなど、一連の事業を強化・拡充されたい。

（３）「働き方改革関連法」の周知、中小企業に対する支援の実施等

①「働き方改革関連法」の周知、中小企業に対する支援の実施

「働き方改革」は、長年続いたわが国の労働慣行に切り込んでいく規制改革の中でも、難易度が高いものであるが、労働生産性を向上させ、現下の深刻な人手不足を克服し得る、まさに成長戦略の一丁目一番地である。また、人手不足問題が中小企業にとって最大の経営課題となっている中で、「働き方改革」は人材の確保・定着に向け、中小企業にとって避けて通れない課題となっている。

一方、日本商工会議所が実施した調査（※―２）で、「人手不足」と回答した企業は「残業、休日出勤等で対応（４１．９％)」、「既存の業務を効率化する（３９．０％)」、「経営者や管理職が作業を補う（３０．１％)」など、現実的には様々な方策を講じることで事業活動を維持している。

こうした中、「働き方改革関連法」が成立したが、法の大きな柱である時間外労働の上限規制に企業が対応していくには、人員の新規採用や配置の見直し、業務の効率化や部署間・社員間の業務平準化、多様な働き方に資する制度の導入、さらには取引先の理解を得ることなど、様々な準備を計画的に進めていくことが求められる。

また、もう一つの大きな柱である同一労働同一賃金についても、正社員と非正規社員の待遇や業務内容の洗い出し、賃金規定・人事評価制度の見直し・変更、就業規則の改正、手当や福利厚生の見直しなど、様々な準備を計画的に進めていくことが求められる。加えて、「同一労働同一賃金は内容そのものが複雑でよく理解できない」、「正社員と非正規社員との間でどの程度の待遇差が不合理にあたるのかもよく分からない」といった生の声が非常に多く、日本商工会議所が実施した調査（※―４）でも様々な課題が挙げられている。

従って、東京商工会議所はもとより、東京労働局、東京働き方改革推進支援センター、関係団体や関係機関と緊密に連携し、説明会等を通じて法の内容や求められる準備をきめ細かく周知していくとともに、相談や専門家派遣等により中小企業において円滑に準備が進むよう支援されたい。また、「時間外労働の上限規制が施行されると、人員を新規採用して人手を増やす必要があるが、そもそも人材確保が困難であることに加え、仮に確保できたとしても、増加した人件費は取引価格に転嫁できない」といった生の声が多く聞かれることから、中小企業に対し、人材確保に向けた支援や助成制度等の創設を国に要求していただきたい。

②長時間労働の是正に向けた機運の醸成

前述の通り、企業が時間外労働の上限規制に対応していくには様々な準備をしていく必要がある。こうした中、「重層的な下請構造の中で、中小企業が自社だけの取組を通じて長時間労働を是正していくことは困難である」、「大企業の働き方改革のしわ寄せが中小企業に及ばないようにしてほしい」といった生の声が多く聞かれることから、個々の企業における努力だけでは解消が困難な構造的問題への対応が求められる。従って、中小企業が長

時間労働を是正していくには、発注者が適切な納期や適正な取引価格を設定すること、さらにはサプライチェーン全体の中で仕事のムリ・ムダを排除していくなど、経済・社会全体の生産性を向上させていくことが不可欠である。

こうした考えのもと、東京都は商工会議所をはじめ関係団体や関係機関と幅広く連携しながら、長時間労働の是正に向け、産業界のみならず社会全体としてのさらなる機運醸成に取り組まれたい。

また、昨年１１月に九都県市首脳会議が政府に対する要望である「企業の働き方改革に向けた支援策について」を策定・公表した。その中で、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金など企業における「働き方改革」は中小企業・小規模企業に与える影響が大きいことから、現場の声を十分に踏まえ、かつ企業規模や業態を考慮した支援策の実行、発注者や顧客の過度な要求を是正するルールの策定等を求めているが、こうした取組は九都県市が率先して求めていくことも重要である。

（４）時差Ｂｉｚの定着

首都圏における鉄道の通勤・通学の混雑は輸送力の増強等によって改善しつつあり、２０１７年度における主要３１区間の平均混雑率は１６３％となったが、一部の区間では国の当面の目標である混雑率１８０％を上回っていることから、混雑緩和が課題となっている。

こうした中、東京都は企業や鉄道事業者等と連携し、**通勤ラッシュ回避**のために**通勤時間をずらす取組である**「時差Ｂｉｚ」を実施している。「時差Ｂｉｚ」は鉄道の混雑緩和による快適な通勤の実現、朝方勤務やフレックスタイム制度の普及・定着等に有効なことから、「働き方改革宣言企業」や「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」をはじめより多くの企業の参加を得てさらに機運を高めていくことが望まれる。

（５）ボランティア休暇制度の普及啓発

東京２０２０大会では大会ボランティアや都市ボランティアをはじめ多くのボランティアの活躍が期待されていることから、大会の開催を見据え、ボランティアのさらなる裾野拡大が求められている。一方、東京商工会議所が実施した調査（※―７）でボランティア休暇制度を整備している企業は６．０％、今後整備する予定がある企業は５．８％にとどまっていることから、特に企業におけるボランティア参加の機運醸成が求められている。

こうした中、東京都は社会人がボランティア活動に参加しやすくなるよう、就業規則等にボランティア休暇制度を位置付けるとともに、社内周知やボランティア情報を社員へ提供する企業を対象に助成金を支給する「ボランティア休暇制度整備事業」を実施している。本事業は企業におけるボランティア参加の機運醸成に有効なことから、幅広く周知し利用を促進していくことが望まれる。

また、産業労働局はもとより、オリンピック・パラリンピック準備局、生活文化局をはじめとした各局と国、関係団体や関係機関が緊密に連携し、都内全域のボランティア参加のさらなる機運醸成を図っていくことも期待される。

３．「多様な人材の活躍推進」に向けた施策の強化

（１）女性の活躍推進に向けた施策の強化

①女性の活躍推進加速化事業の幅広い周知

前述の通り、人手不足を背景に女性をはじめとした多様な人材のさらなる労働参画と活躍が期待されている。また、女性の活躍は女性ならではの発想や視点に基づくイノベーションの創出や企業価値・業績の向上を通じて、経済・社会の成長・発展に寄与することから、特に都内企業数の９９％を占める中小企業においてさらに推進していくことが期待される。

東京都の２０１７年度「男女雇用平等参画状況調査」では、６０．２％の事業所が「女性が活躍するための取組は進んでいる」と回答し、これらの事業所は「女性従業員の労働意欲が向上した」、「優秀な人材を採用できるようになった」、「従業員の就業継続率が向上した」など様々な効果を挙げている。また、同調査で女性活躍推進法における行動計画を「策定している」と回答した事業所は目標達成のための取組として、「女性従業員の育成や管理職増加への取組」、「女性が働きやすいような社内風土の改善」、「短時間勤務やテレワークなど柔軟な働き方制度の導入」などを挙げている。

一方、日本商工会議所が実施した調査（※―４）では約８割の企業が女性の活躍を推進しているものの、そのうちの６割の企業が「幹部（管理職・役員）となることを望む女性が少ない」、「女性の管理職比率が低い（向上しない）」、「出産・育児を機に女性社員が辞めてしまう」、「女性の活躍推進を考えているが、有効な対策、ノウハウが分からない」など、様々な課題を抱えている。

こうした中、東京都は、研修等による実践的な知識の付与や、企業間・従業員間の交流機会の提供、専門家による助言等を通じて、職場における女性の活躍推進のための責任者設置や行動計画の策定、計画に定めた目標達成までのプロセスを支援する「女性の活躍推進加速化事業」を２０１８年度新規事業として実施している。また、東京しごとセンター女性しごと応援テラスでは、求人募集、就職面接会・企業説明会、職場見学会、女性再就職サポートプログラムなど多岐にわたる事業を実施している。これらの事業は女性活躍推進に関する中小企業の課題解決に有効なことから、幅広く周知し利用を促進していくことが期待される。

加えて、女性再就職支援事業やリカレント教育に関する事業など女性の活躍推進に向けた一連の施策を充実強

化していくことも求められる。

②男性の育児休業取得の促進

女性の活躍推進には、女性の就業継続に対する支援のみならず、男性の育児参加についても後押しをしていくことが不可欠である。東京都の２０１７年度「男女雇用平等参画状況調査」では、女性の育児休業取得率が９３．９％であるのに対して男性の取得率は１２．３％にとどまっていることから、２０１８年度新規事業として実施される「働くパパ・ママ育休取得応援事業」等を通じて、男性の育児休業取得を促進していくことが求められる。

③男性の家事・育児への参画促進

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に賛成する男女の割合は減少傾向にあるが、内閣府の２０１６年度「男女共同参画社会に関する世論調査」では４割超の男性がこうした考えに賛成している。また、総務省の２０１６年「社会生活基本調査 生活時間に関する結果」によると、共働き世帯における家事・育児など家事関連に参画する時間（週全体）は、妻が約５時間であるのに対し夫は１時間にも満たず、諸外国と比べても少ないのが現状であり、東京都が２０１４年に実施した「女性の活躍推進に関する都民の意識調査」でも男性と女性の家事時間、育児時間ともに同じ傾向となっている。

従って、男性の家事・育児の参画を促進するために、官民を挙げて都内全体の機運醸成を図っていくとともに、個々の企業においては男性が育児休業を取得しやすい雰囲気作りに取り組んでいくことが重要である。

④「介護離職ゼロ」に向けた取組の推進

全国の介護・看護離職者は年間約１０万人でそのうち約８割が女性であることから、負担の多くは女性に偏っている。こうした中、政府は「ニッポン一億総活躍プラン」で「介護離職ゼロ」を目標の一つに掲げ、介護の受け皿拡大や介護人材の処遇改善、さらには介護ロボットの活用促進やＩＣＴ等を活用した生産性向上による労働負担の軽減等により、介護人材の確保に総合的に取り組んでいくこととしている。一方、東京の高齢者（６５歳以上）数は今後、急激に増加していくことが見込まれていることから、東京においても「介護離職ゼロ」に向けた取組を推進していくことが重要である。

東京都は２０１８年度新規事業として、シンポジウムの開催やヘルプデスクの運営等を通じて介護と仕事の両立を推進する「家庭と仕事の両立支援推進事業（介護と仕事の両立）」を実施しているが、「介護離職ゼロ」の実現に向け、幅広く周知し利用を促進していくことが期待される。また、国と連携し、介護休暇・休業の取得促進や、改正育児・介護休業法（※―８）の周知をより一層推進していく必要もある。

（２）高齢者・シニア人材の活躍推進に向けた施策の強化

東京の就業者のうち６５歳以上の者が占める割合は２０１６年には９．９％を占め、長期的に上昇傾向にある。生産年齢人口が減少していく中で、東京の高齢者数は今後、急激に増加していくことが見込まれており、２０３０年には４人に１人が高齢者になると予想されていることから、意欲ある高齢者がエイジレスに働くための多様な就業機会を確保していくことが重要である。一方、日本商工会議所が実施した調査（※―９）で、６５歳超の者を雇用できない理由は、「本人の体力的な面で難しい（６６．５％）」、「若い年齢層の採用の阻害になる（４７．６％）」をはじめ、多岐にわたっている。

従って、東京しごとセンターが実施しているシニア人材の確保、活用に係るセミナーや、企業に対するシニア中小企業サポート人材プログラム修了生の人材情報の提供等を通じて、シニア人材の雇用を希望する企業の支援に積極的に取り組んでいくとともに、人材確保相談窓口において高齢者雇用に係る相談にきめ細かく対応されたい。

（３）若年者の活躍推進に向けた施策の強化

東京における若年者（２０歳から３４歳）の有効求人倍率は２０１０年以降いずれの年代も上昇を続けており、中でも「２０～２４歳」は高齢者等を含む全体を上回り、その差が年々大きくなっているなど、若年者の雇用環境は改善している。一方、新規学卒者の離職状況について、卒業後３年以内の離職率は、高校卒が４割、大学卒が３割であるなど、依然として早期に離職する割合が高い状況にある。こうした中、日本商工会議所が実施した調査（※―２）で「人手不足」と回答した企業が求める人材は、「一定の経験を有した若手社員（第二新卒等、６４．２％）、「新規学卒者（高卒、５１．７％）」、「新規学卒者（大学卒・院卒、４１．２％）」であることから、中小企業の若年人材に対するニーズは高い。

東京都では学生インターンシップ支援事業や若年者能力開発訓練等の若年者雇用就業支援を実施し、東京しごとセンター・ヤングコーナーでは企業向けの事業として早期離職防止セミナーや企業見学・職場体験プログラムなど採用・職場定着に関する支援を無料で提供しているが、若年者の採用・定着に取り組む中小企業にとって有効な事業であることから、若者や企業に幅広く周知し利用を促進していくことが期待される。また、東京都中小企業振興公社では「東京都ものづくり中小企業魅力体験受入支援事業」を実施しているが、対象は工業系高校・高等専門学校の生徒・学生であることから、より拡大していくことが望まれる。

さらに、民間事業者や団体等が主催・運営している合同会社説明会や就職情報サイトは若年者が中小企業と接

点を持つことができる機会として定着しているが、中小企業が利用する際に費用負担が課題となっていることから、助成等の措置を講じられたい。

（４）外国人材のさらなる受け入れに向けた施策の強化

日本商工会議所が実施した調査（※―２）で、外国人材受け入れのニーズが「ある」と回答した企業は４２．７％を占めるなど、深刻な人手不足を背景に外国人材に対する期待と関心がこれまでになく高まっている。昨年１０月末現在、外国人労働者数は全国で１２８万人、そのうち都内は３９万５千人で、外国人労働者を雇用している事業所数は全国で１９万５千カ所、そのうち都内は５万４千カ所であり、近年、全国、都内ともに右肩上がりの状況が続いている（※―１０）。しかし、外国人労働者を在留資格別にみると、「留学（資格外活動）」や「技能実習」といった原則、就労が認められていない在留資格で就労している者が４割以上であり、その数は年々増加している。

こうした状況を踏まえ、日本・東京商工会議所は、昨年１１月に「今後の外国人材の受け入れのあり方に関する意見」を策定し、「『開かれた日本』の実現に向けた、新たな受け入れ制度の構築に関する検討を政府で行うこと」、また、「就労が認められる現在の在留資格について、より積極的に外国人材を受け入れるため早急に検証・見直しを行うこと」、「官民を挙げて受け入れ環境を整備すること」等を関係省庁へ要望した。さらに、本年４月には「専門的・技術的分野の外国人材受け入れに関する意見～新たな在留資格「中間技能人材」の創設を～」を策定し、一定の専門性・技能を有する外国人材を積極的に受け入れていくために新たな在留資格である「中間技能人材（仮称）」を創設すること、さらには外国人材の積極的な受け入れに向けた支援策のさらなる周知や拡充等を関係省庁へ要望した。

こうした中、東京都は中小企業における外国人材の受け入れを促進するために、中小企業と外国人材の双方に対し、採用・就職に向けた情報やノウハウ提供等を行うとともに、海外グローバル人材向けに東京で働く魅力を発信する「中小企業の外国人材受入支援事業」を実施している。本事業では中小企業向けセミナー・個別相談会、中小企業と外国人材との交流と就職マッチングに向けた支援（インターンシップのマッチング、合同企業説明会）の他、外国人向け就職セミナーや相談デスクの設置（東京および中国、韓国、シンガポール、インドの４か国）、教育機関向けセミナー、外国人材活用の好事例や外国人材の活躍事例等の情報発信といった多岐にわたる取組を実施していることから、幅広く周知し利用を促進していくことが期待される。

また、日本商工会議所が実施した調査（※―２）で、外国人材受け入れのニーズが「ある」と回答した企業は「外国人求職者と求人を希望する企業とのマッチング支援（２６．０％）」、「外国人求職者を対象としたインターンシップへの支援（１９．３％）」などの施策の拡充を求めていることから、今後もきめ細かな事業を展開していくことが望まれる。

４．待機児童解消に向けた取組の推進

（１）保育の待機児童解消に向けた取組の推進

①保育の受け皿整備、保育人材の確保

深刻な人手不足を背景に、女性のさらなる労働参画と活躍が期待されている中で、出産・育児を理由に離職する女性が多く、保育の受け皿不足は女性の労働参画と就業継続の阻害要因になっていることから、子育てと仕事が両立できる環境を整備していくことが喫緊の課題となっている。

政府は「待機児童解消加速化プラン」において、２０１３年度から２０１７年度末までの５年間で新たに５０万人分の保育の受け皿を確保し、待機児童を解消することを公表した。同プランに基づき、補助等を通じて地方自治体の保育所開設を促し、処遇改善等により保育士の確保を図るとともに、２０１６年度から企業主導型保育事業も導入したことで、２０１３年度から２０１７年度までの５年間で新たに約５０万人分の保育の受け皿を確保した。

しかし、保育の受け皿量は拡大しているにも関わらず、保育所等が設置されている地域や預ける児童の年齢面でのミスマッチ、また保護者の潜在ニーズの顕在化など想定を上回る保育ニーズにより待機児童は解消されず、２０１４年から２０１７年にかけて３年連続で待機児童数は増加し、昨年４月時点での全国の待機児童数は約２万６千人に達している。そのうちの７割超は都市部が占めている中で、東京都の待機児童数は全国の待機児童数の３割強を占め４７都道府県で最も多い約８，５８６人となっており高止まりしている。

こうした状況を踏まえ、政府は昨年６月に「子育て安心プラン」を策定し、待機児童解消に必要な受け皿約２２万人分の予算を２０１８年度から２０１９年度末までの２年間で確保し、遅くとも２０２０年度末までの３年間で全国の待機児童を解消することや、M字カーブを解消するために２０１８年度から２０２２年度末までの５年間で女性就業率８０％に対応できる約３２万人分の受け皿を整備していくことを公表した。その後、昨年１２月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」において、「子育て安心プラン」を前倒しし、２０２０年度末までに３２万人分の受け皿を整備していくことが表明された。

一方、東京都においても待機児童ゼロに向けた対策の第一弾として２０１６年９月に３つの柱１１の対策から成る「待機児童解消に向けた緊急対策（※―１１）」を公表し、さらに昨年９月には３つの柱７つの対策から成る「待機児童解消に向けた追加対策（※―１２）」を公表した。従って、これらの対策に基づき保育の受け皿整備や、受け皿整備を支える保育人材の確保・定着など一連の施策に鋭意取り組むことで、東京都が目標とする２０１７年度からの３年間での保育サービス利用児童数６万人分増、および待機児童の解消を目標年次である２０

１９年度末までに実現されたい。

②病児保育の拡充、利便性向上

仕事と子育てを両立している女性は子どもが病気になった際、やむを得ず仕事を休んだり遅刻・早退をせざるを得ないケースがある。しかし、病児保育・病後児保育について「実施している施設数が少なく定員も少ないので、預けたい時に預けられない。実際にはやむを得ず親を頼っている」、「預けるには事前に手続きする必要があるが、前日夜の時点で実際に預けられるか分からないことがある」、「手続きには医師の診断書も必要で面倒」といった生の声が多く聞かれる。

仕事と子育てを両立している女性にとって病児保育・病後児保育は切実な問題であることから、都立病院での取組の拡充や区市町村への支援等を通じて施設数や定員を増やしていくとともに、手続きを出来るだけ簡素化するなど利便性を向上していくことが望ましい。また、民間が実施しているサービスを後押ししていくことも有効である。

③企業主導型保育施設の設置支援の強化

前述の通り、保育の受け皿整備による待機児童の解消が喫緊の課題となっている中で、東京都は、企業主導型保育施設の設置に要する経費のうち国の補助制度の対象外となっている開設時の備品購入に要する経費を支援する「企業主導型保育施設設置促進事業」を実施している。待機児童数の７割超が都市部である中で、企業主導型保育事業は施設数、人数ベースともに約７割を都市部が占めていることから、企業主導型保育施設は待機児童解消に向けた受け皿として期待が高い。また、人材確保や子育てと仕事の両立ができる環境の整備、さらには「地域枠（※―１３）」の設定を通じた地域貢献等の理由で、企業が高い関心を示していることから、予算の拡充等により同事業をさらに強化されたい。

なお、日本商工会議所が実施した調査（※―２）で、国の「企業主導型保育事業」に対する認知度は６．１％（※―１４）にとどまっていることに加え、設置済または設置を検討している企業は「保育人材の採用・確保（３１．４％)」、「保育所の運営ノウハウ（２７．２％)」、「助成申請の事務負担（１７．０％)」、「運営を委託する保育事業者の選定・確保（１５．３％)」、「共同設置・共同利用の相手先企業の選定・確保（９．３％)」など多岐にわたる課題を感じている。また、東京都の２０１４年度「男女雇用平等参画状況調査」でも、事業所内保育所を設置している事業所は「今後導入予定あり」を合わせても４．４％にとどまっている。

従って、国の「企業主導型保育事業」や東京都の「企業主導型保育施設設置促進事業」の事業概要、さらには設置に係る好事例を説明会等を通じて幅広く周知していくことに加え、企業主導型保育施設の利用を検討する企業に対して、他の企業が設置した企業主導型保育施設の空き状況等の情報をウェブサイト上で提供するなど、今後もきめ細かな支援に取り組まれたい。

④「待機児童緊急対策地域」制度を通じた積極的な施策展開

保育の実施主体である区市町村単独での取組に加え、都道府県による広域的な待機児童対策を促すために、待機児童数が一定の基準を超え、その解消に意欲のある都道府県が手を挙げた場合、国が「待機児童緊急対策地域」に指定し、指定された地域内の待機児童解消への支援策を強化していくことが盛り込まれた「規制改革推進に関する第２次答申」が昨年１１月に策定され、根拠法となる改正子ども・子育て支援法が本年３月に成立した。

この措置により、都道府県、関係区市町村、保育事業者、有識者等が参加する「待機児童対策協議会」が設置され、保育に関わる情報の共有化や、区境をまたぐ広域的な保育所の利用、区市町村間で異なる申込みに係るシステムや様式、利用調整に係る点数付けの基準、保育料等に関する調整、国が定める人員配置基準や面積基準を上回る地方自治体独自の上乗せ基準の見直し、多様な主体による保育所の参入、待機児童数の算出の適正化、保育の受け皿拡大を支える人材確保が促進されることが期待されている。

従って、全国の待機児童数の３割強を占め４７都道府県で待機児童数が最も多い東京都が「待機児童緊急対策地域」に率先して申請し指定されることで、所要の施策を強力に推進していくことが期待される。

（２）学童クラブの待機児童解消に向けた取組の推進

①学童クラブの受け皿整備

小学校の余裕教室や児童館などで、共働き家庭等の小学生に放課後等の適切な遊びや生活の場を提供する学童クラブ（放課後児童クラブ）は、保育施設と同様に女性活躍推進のための重要な基盤である。しかし、待機児童数は２０１１年以降増加傾向にあり、昨年５月時点での待機児童数は全国で約１万７千人、東京都はそのうちの２割を占め４７都道府県で最も多い３，６００人に達していることから、「小１の壁」と言われている。また、女性の就業率と保育利用率は年々増加傾向にあり、「子育て安心プラン」に基づき保育の受け皿がさらに整備されることから、今後、学童クラブに対する需要もそれらと連動してさらに増えていくものと思われる。

この「小１の壁」を打破し、女性が持てる能力を最大限に発揮できる環境を整備していくには、学童クラブの新設および利用定員の拡大を図る区市町村に対する補助を行う「子どもの居場所創設事業」や、開所時間の延長および職員の配置など都独自の基準を満たす民間学童クラブを支援する「都型学童クラブ事業」により、東京都が目標としている２０１４年度からの６年間での学童クラブ登録児童数１万９千人分増、および待機児童の解消を目標年次である２０１９年度末までに実現されたい。

②開所時間の延長

都内の学童クラブの終了時間（２０１６年５月時点）は、１８時半を超えて開所しているクラブが５８％、区部に限ると５０％であるが、１８時半までに終了する学童クラブが未だに多い。こうした状況は、女性の就業継続の妨げや労働時間の制約要因になっているとの生の声があることから、開所時間の延長に取り組んでいく必要がある。また、民間事業者が、柔軟な開所日の設定や行き帰りの送迎、食事の提供、習い事などを実施しているケースもあるが、保護者の多様なニーズに対応すべく、こうした取組を後押ししていくことが望ましい。

５．将来展望を踏まえた効果的な雇用就業施策の展開

近年、国内経済が回復基調を示し続けている中、雇用情勢が改善し、中小企業の人手不足の深刻化や女性や高齢者、外国人材など「多様な人材の活躍」、「第４次産業革命」に象徴される科学技術の発展など、雇用就業を取り巻く環境は大きく変化している。

東京都は雇用情勢の変化に合わせ多様な施策を展開しているが、前述の「Ⅱ．東京都がとるべき雇用就業施策の方向性」で提起した通り、中長期政策および施策の立案にあたっては生産年齢人口の減少や、科学技術の発展が雇用就業環境に与える影響、ライフスタイルや働き方の変化など今後想定される環境変化を考慮していくことが望まれる。

また、あわせて「都民ファーストでつくる『新しい東京』～２０２０年に向けた実行プラン」で掲げた東京の未来像や、本年２月に設置された「東京の中小企業振興を考える有識者会議」での議論により策定されるビジョンを踏まえた上で、東京２０２０大会が開催される２０２０年、さらにはその先も見据え、効果的な雇用就業施策を展開していくことが求められる。

※―１：東京商工会議所「中小企業の経営課題に関するアンケート」（２０１７年１１月～１２月）
※―２：日本商工会議所「人手不足等への対応に関する調査」（２０１８年３月～４月）
※―３：「人材の確保（５４．２％）」、「仕事と育児や介護の両立（４４．６％）」、「人材の定着（退職者数の減少、４３．５％）」、「業務の効率化（３０．１％）」、「従業員のモチベーションの向上（２６．２％）」、「多様な人材の活用（２１．４％）」など
※―４：日本商工会議所「働き方改革関連施策に関する調査」（２０１７年１１月～２０１８年１月）
※―５：東京商工会議所「生産性向上・ＩＣＴ活用状況に関するアンケート」（２０１６年１２月）
※―６：Ｒｏｂｏｔｉｃ　Ｐｒｏｃｅｓｓ　Ａｕｔｏｍａｔｉｏｎの略。バックオフィス業務におけるパソコン上の一部の定型作業を自動化すること
※―７：東京商工会議所「東京２０２０大会における交通輸送円滑化に関する会員企業アンケート」（２０１７年１０月）
※―８：対象家族１人につき、通算９３日まで、３回を上限として、介護休業を分割取得することができる／介護休暇の半日単位の取得を可能とする／介護のための所定労働時間の短縮措置等を介護休業とは別に、利用開始から３年の間で２回以上の利用を可能とする／所定外労働の制限を介護終了までの期間について請求することのできる権利として新設する等。２０１７年１月施行
※―９：日本商工会議所「人手不足等への対応に関する調査」（２０１６年４月～５月）
※―10：厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」（２０１７年１０月末現在）
※―11：第１の柱　保育所等の整備促進（１．整備費補助の高騰加算を創設、２．賃借料補助を創設、３．長時間保育を行う定期利用保育の促進、４．借地料補助を充実、５．都有地の活用推進、６．民有地や空き家等の活用促進）
第２の柱　人材の確保・定着の支援（７．宿舎借り上げ支援の拡大、８．子育て支援員を増員）
第３の柱　利用者支援の充実（９．保育コンシェルジュを増員、１０．認可外保育施設の利用者負担を軽減、１１．認可外保育施設の巡回指導チームを編成）
※―12：第１の柱　保育所等の整備促進（１．都独自の賃借料補助を拡充、２．企業主導型保育に取り組む企業を支援、３．企業主導型保育における地域枠の確保・拡大、４．区市町村の要望を踏まえた補助の充実）
第２の柱　人材の確保・定着の支援（５．保育所等におけるＩＣＴ化の促進、６．保育士修学資金貸付等事業の拡充）
第３の柱　利用者支援の充実（７．保育所等における児童の安全対策を一層強化）
※―13：企業主導型保育施設を設置した企業等の従業員の子ども以外の子どもを受け入れることができる地域住民向けの利用枠。地域枠は原則、施設定員の５０％が上限だが、２０１８年３月から地域枠における弾力措置の実施要件に従い５０％の上限を超えた受け入れが可能となった
※―14：※―２　日本商工会議所「人手不足等への対応に関する調査」（２０１８年３月～４月）で、企業主導型保育事業の「事業内容をよく知っている」と回答した企業の割合

以　上

２０１８年度第６号
２０１８年　７月２７日
第２１０回議員総会決議

＜提出先＞東京都

＜実現状況＞

平成３１年度予算において、働き方改革推進・支援事業やテレワーク、女性の活躍支援に関する予算が大幅に拡充されるなど、要望の一部が実現した。

８．国の中小企業対策に関する重点要望

わが国経済は、不確実性を増す国際情勢が懸念されるものの、緩やかな回復基調を維持している。デフレという異常時からほぼ脱却を果たした今、潜在成長率をさらに引上げ、持続的な成長基盤を構築することが重要である。人口減少社会にあっても成長率を引上げるためには、限られた労働投入量で付加価値を高める、すなわち生産性を向上させることが最大の課題である。わが国全体で生産性向上を推し進めるにあたり、日本の企業数の９９．７％、雇用の約７割、付加価値の約５割を占める中小企業・小規模事業者の具体的な行動が不可欠である。

近年の第四次産業革命の進展により、ＩｏＴやＡＩ、ビッグデータ、ロボットなど新たな産業や技術が誕生していることは、生産性向上を推進する好機と言える。中小企業にとって取り組む余地が大きいＩＣＴ投資や設備投資の推進、新技術の積極的な活用などハード面での取り組みを促進する必要がある。あわせて、働き方改革や多様な人材活躍推進などソフト面の取り組みを推進することで、中小企業の生産性向上に大きな効果が期待される。また、中小企業の生産性向上を阻害している不公正な取引環境や不合理な商慣習を是正するとともに、大企業の働き方改革への取り組みの影響が中小企業にしわ寄せされないよう、公正な取引環境実現のための監視や指導を徹底すべきである。

一方、中小企業の経営者の高齢化が進展していることから、今後５年間で多くの中小企業が事業承継期にさしかかる「大事業承継時代」が到来している。昨年度実施した東京商工会議所の調査では、後継者の年齢を踏まえた適切な時期での経営交代は企業の活力を高め、生産性向上に寄与することが明らかになった。抜本的に拡充された事業承継税制の活用に向けた普及・啓発を進めるとともに、早期の経営者の気づきの促進をはじめ、後継者教育の充実、事業承継計画の策定、事業承継の実行サポートなど円滑な事業承継に向けた支援をさらに強化していく必要がある。

上記の課題解決へ向けた取り組みは自助努力が前提ではあるものの、経営資源の限られた中小企業・小規模事業者には限界があることから、政策面での後押しや環境整備・制度改革をきめ細やかに行うべきである。

以上の観点から、当商工会議所は以下の政策の実現を強く要望する。また、いずれの施策・制度においても、中小企業が必要な情報を入手できるよう積極的に周知するとともに、複数年度での補助金執行等、中小企業のニーズや実態に即した仕組みづくりと運用の徹底を図られたい。当商工会議所は、中小企業の持続的な成長に向け、関係諸機関との連携を密にし、地域の総合経済団体として、中小企業支援に尽力する所存である。ついては、政府におかれても、会員企業の意見を集約した以下の要望をくみ取り、実現に向けて取り組まれたい。

記

Ⅰ．中小企業の生産性向上に向けた高付加価値化と効率化の取り組み支援

１．ＩＣＴ投資や設備投資などによる生産性の引上げ

（１）中小企業のＩＣＴ投資促進のための伴走型支援

ＩＣＴの利活用は、企業の規模や業種を問わず、生産性向上を考える際に避けては通れない道であり、当商工会議所のアンケート調査においても、ＩＣＴの利活用に取り組んだ企業の多くは「生産性向上に効果があった」と回答している。一方で「既に取り組んでいる」と答えた企業は半数にも満たないことから、ＩＣＴ投資促進の余地は大きい。ＩＣＴ利活用による生産性向上を地域の中小企業・小規模事業者全体に広げるためには、専門知識とＩＣＴツールを提供できる情報サービス業の事業者が、身近な相談相手として大きな役割を担っていくべきである。その役割を安定的に果たすには、比較的小規模な情報サービス業事業者自身の経営を強化する必要がある。したがって、従業員数２０人以下の事業者に対しても、小規模事業者向けの施策も含め、経営課題に応じた支援ができる制度を構築すべきである。

昨年度より実施されている「サービス等生産性向上ＩＴ導入支援事業（ＩＴ導入補助金)」は、導入支援事業者や専門家が伴走型支援を行いつつ、適切なＩＣＴを導入することで着実な成果が見込まれることから、高く評価できる。その効果を最大化するためには、導入前の経営診断とともに、導入後のフォローと効果測定から改善策の検討につながるＰＤＣＡサイクルの確立が重要となるため、伴走型支援を強化していく必要がある。さらに、内製化のニーズにも対応するため、社内のプロジェクトマネジメントに関するコンサルティング費用に補助対象を拡大するなど、より利用しやすい制度とされるとともに、補助率・上限額の引上げ

（５０万円→１００万円）および下限額の撤廃を求める。また、業務効率化等「守りのＩＣＴ投資」だけにとどまらず、新製品・新サービス開発や、顧客行動・市場分析等の「攻めのＩＣＴ投資」が、今後中小企業にも求められることから、活用に向けた事例を積極的に発信すべきである。

ＩＣＴの利活用と同時に重要なのは、セキュリティ対策である。近年、世界規模でのサイバー攻撃が発生し、大企業のみならず、中小企業も自社の持つ技術や情報、ノウハウの流出の危機に晒されている。情報セキュリティに精通した専門人材の育成や、中小企業の情報セキュリティ対策・導入支援を強化されたい。

【要望内容】＜経済産業省、総務省＞
○地域の中小企業・小規模事業者の生産性向上を担う「情報サービス業」における小規模事業者「従業員要件」の「５人以下」から「２０人以下」への拡大（商工会および商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令の改正）
○専門家や地域の情報サービス業事業者による、業務やバリューチェーンの可視化、適切なツール導入からアフターフォローまでの伴走型コンサルティング支援強化（サービス等生産性向上ＩＴ導入支援事業の継続・拡充（補助率の引上げ（２分の１→３分の２）、上限額の引上げ（５０万円→１００万円）および下限額の撤廃）
○新製品・新サービス開発に資する「攻めのＩＣＴ投資」推進に向けて、先進的な取り組み事例のポータルサイト等を通じた積極的な発信
○情報セキュリティに関する専門人材の育成、中小企業における情報セキュリティ対策や導入に向けた支援
○ＩＴコーディネーター等、専門家やＩＣＴ投資を先導できる人材の育成強化

（２）設備投資や新製品・新サービス開発による生産性向上

中小企業・小規模事業者の設備投資額は、緩やかな増加傾向にあるものの、事業の先行きや資金繰りに対する不安感等を背景に、老朽化に伴う設備の維持・更新を主たる目的とするものにとどまり、生産性向上や競争力強化に向けた投資を控える企業も多い。また、人材確保や労働環境の改善を目的とした福利厚生施設や事務所への設備投資も求められている。前向きな設備投資を推進するため、設備投資減税（中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、商業・サービス業等活性化税制）を継続し、対象設備に、働き方改革に資する建物や中古設備を追加するなど、拡充を図られたい。

昨年度補正予算において「ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金」が大幅拡充されたことは、中小企業・小規模事業者の革新的な取り組みを後押しするものとして大いに歓迎する。事業展開や成果に関する事例を発信し、より多くの企業のチャレンジにつながるよう、１，０００億円の予算額を維持する等、引き続き支援を継続されたい。

第四次産業革命の到来を踏まえ、わが国が国際競争を勝ち抜くためには、研究開発投資が極めて重要であることから、研究開発税制は、制度全体として、恒久化し、安定した制度とすべきである。また、中小・中堅企業の研究開発をさらに後押しする観点から、人件費計上に係る「専従要件」の大胆な緩和（概算比率での計上等）や、経済環境の悪化時における研究開発の継続に資する研究開発費の繰越控除制度の復活など、研究開発税制の拡充を図られたい。

【要望内容】＜経済産業省、財務省＞
○設備投資減税（中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、商業・サービス業等活性化税制）の継続・拡充（働き方改革に資する建物等や中古設備を対象設備に追加など）
○新製品開発や成長産業への進出支援策強化（ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金の継続・予算額１，０００億円の維持、戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン事業）の強化など）
○研究開発税制の拡充（人件費計上に係る「専従要件」の大胆な緩和（概算比率での計上等）、経済環境の悪化時における研究開発の継続に資する研究開発費の繰越控除制度の復活など）

（３）ＩｏＴやＡＩ、ロボット、ビッグデータなどの先端技術・産業への対応に向けた支援

生産性向上や新製品・ビジネスモデルの開発を図るためには、産業全体による取り組みと個社の取り組みの双方を推進する必要がある。第四次産業革命を迎えるにあたり、流通ＢＭＳやＦｉｎＴｅｃｈに代表されるプラットフォームの変革は、バリューチェーンやサプライチェーン全体の飛躍的な生産性向上につながる。データがつながり、有効活用されることにより技術革新や生産性向上等を行い、課題を解決する「コネクテッド・インダストリーズ」実現に向けた取り組みを強力に推進すべきである。一方で、その大きな変革の波に取り残される中小企業・小規模事業者がないよう、きめ細やかな支援も必要である。

経営資源の限られた中小企業・小規模事業者にとっては、新しい技術に対して低コストで身の丈に合った投資を行い、その結果を検証し効果を確認することが、先端技術の導入に向かう入口となる。当商工会議所においてものづくり企業に対して行った調査でも、特に製造現場ではデジタルツールの活用が進んでおらず、現在活用している企業は２割以下にとどまる。一方で、データの事業利用においては「可能であれば活用したい」との回答が最も高く、約４割を占めており、取り組みを促進する余地は大きい。したがって、「スマートものづくり応援隊」等を通じて先端技術の導入や活用に関する知識習得を引き続き支援するほか、それら

を通じて生まれた好事例を周知することで、「身の丈ＩｏＴ」の促進に取り組まれたい。

また、高付加価値化と時代に対応した新製品・新ビジネスモデルの創出に向け、大学や研究機関による支援を強化するとともに、「次世代人工知能・ロボット中核技術開発事業」や「ＡＩチップ開発加速のためのイノベーション推進事業」等の周知を強化し、新技術を持つ企業の発掘と活用推進を行うべきである。新技術の導入に際しては、実証や実現可能性に係る調査を慎重に行う必要性があることから、その取り組みを行う中小企業にノウハウを提供するとともに、費用に対する補助制度を創設されたい。あわせて、先般成立した生産性向上特別措置法に基づき創設される「規制のサンドボックス」制度について、中小・中堅企業が使いやすい制度とするとともに、企業および支援機関への周知を徹底することで、新技術の社会実証を促進されたい。

【要望内容】＜経済産業省、内閣府＞
○バリューチェーンやサプライチェーン全体に大きな影響や生産性向上をもたらすプラットフォーム変革の促進（流通ＢＭＳやＦｉｎＴｅｃｈ等）および中小企業への支援
○「身の丈ＩｏＴ」促進に向けた、「スマートものづくり応援隊」等による知識習得支援および導入事例の積極的な発信
○ＩｏＴ、ロボット、ＲＰＡ、ＡＩなど新技術の積極的な活用、およびそれらを用いた新たな事業分野や成長産業に対する参入支援、好事例の周知強化
○新技術導入にあたっての実証や実現可能性調査に関するノウハウの提供、費用補助制度の創設
○中小企業の先端技術導入に向け、大学や研究機関の協力による専門家の指導や設備提供等の支援強化
○中小・中堅企業が使いやすい「規制のサンドボックス」制度の設計（分かりやすいガイドラインの提供、制度の活用企業に対する公共入札時における加点制度の導入）および同制度の周知徹底

２．多様な人材の活躍や働き方改革を通じた生産性向上の推進

（１）多様な人材の活躍に向けた環境整備・人材確保支援の強化

労働力の減少という構造的問題を抱える中、中小企業の人手不足はかつてないほど深刻化しており、事業継続が危ぶまれる企業も出始めている。今後もわが国が経済規模の縮小を防ぎつつ、成長し続けるためには、生産性の向上とともに「多様な人材の活躍推進」に取り組まなければならない。その中でも特に「女性」、「若年層」、「高齢者」の労働市場参画推進が必要である。

「女性」については、２０１６年より施行された「女性活躍推進法」を機にさまざまな取り組みが推進されているが、中小企業においては一般事業主行動計画の策定が努力義務であり、登録企業数は４，５００社程度にとどまっている。中小企業の一般事業主行動計画策定を後押しするため、社内の働き方改革推進のみならず、人材採用や消費者・取引先へのＰＲ効果など女性活躍推進法に関する周知と取り組みの好事例の発信強化を進めるとともに、計画を策定した事業者に対するインセンティブを拡充されたい。

「若年層」に対しては、職業観や就業観を醸成し、将来の主体的な職業選択につながる取り組みとして、インターンシップが有効である。インターンシップ実施率の維持・向上には、全事業所の９割を占める中小企業の参画が不可欠であるが、中小企業は、実施時における人員配置や費用が大きな負担となっている。したがって、インターン生受入れへの動機づけとなるよう、中小企業に限り、学生が自ら希望する場合は、インターンシップで得た学生情報を、広報活動・選考活動解禁後、採用活動に活用できるようにすべきである。

「高齢者」については、企業での取り組みに関する好事例を周知するとともに、継続雇用に取り組む企業へのインセンティブ強化により、さらなる雇用・活躍推進を促進されたい。また、実務の経験や能力を有する企業のＯＢ等を、教育現場において活用することも有効である。

また、大企業で豊富な経験やキャリアを積んだ中高年人材が中小企業で活躍することは、即戦力の確保と新しい挑戦の後押しにつながる。大企業から中小企業への労働移動促進のため、産業雇用安定センター等のマッチング機能強化および周知ＰＲを徹底されたい。

中小企業においては、人手不足のほか、グローバル化に対応できる即戦力等の観点からも外国人材に対するニーズが高まっていることから、受入業種・分野を拡充し、公的機関による外国人材への支援体制を整備するなど、「開かれた日本」の実現に向けた制度を構築されたい。

近年、最低賃金は政府方針のもとで大幅な引上げが続いており、影響を受ける企業の割合は年々高まっている。最低賃金の審議にあたっては、中小企業の実情や地域経済への影響を十分に考慮すべきである。

【要望内容】＜厚生労働省、内閣府、文部科学省＞
○女性のさらなる労働参画と活躍推進に向けた環境整備（女性活躍推進法の周知、一般事業主行動計画策定に関する周知強化およびインセンティブ拡充、待機児童解消や放課後児童クラブの拡充など）
○若年層の採用に対する支援（インターンシップ推進に向けた負担軽減やノウハウの提供、中小企業限定での学生情報活用、中小企業の魅力発信など）
○高齢者の活躍推進に関する好事例の周知、継続雇用に取り組む企業へのインセンティブ強化、教育現場での活用
○大企業から中小企業への労働移動の促進（産業雇用安定センターによるマッチング支援強化）

○「開かれた日本」の実現に向けた新たな外国人材受入制度の構築（受入業種・分野のさらなる拡大、公的機関による外国人材への支援体制整備など）
○中小企業の実情や地域経済への影響に配慮した最低賃金の改定

（２）中小企業の働き方改革の後押し

「働き方改革」は、これまでの労働慣行や社会の変革を促し、多様な人材の活躍と生産性向上を推進するきっかけとなるものであり、今般成立した「働き方改革関連法」に関しても、その考え方に基本的に賛同する。しかし、人手不足が深刻化する中、同法の柱である、「同一労働・同一賃金」や「時間外労働の上限規制」等は、中小企業の経営に多大な影響を与えるものと懸念される。中小企業への猶予期間は設けられたものの、同法の内容について十分な周知を行うとともに、働き方改革推進支援センターでの相談対応や、環境整備に対する助成の拡充等、企業内の体制整備に対するきめ細やかな支援を行うべきである。特に、時間外労働の上限規制に関しては、行政官庁の助言・指導について、「中小企業における労働時間の動向、人材の確保の状況、取引の実態等を踏まえて行うよう配慮する」との規定が盛り込まれていることから、各地の労働基準監督署における中小企業への丁寧な対応を徹底するよう求める。

【要望内容】＜厚生労働省、経済産業省＞
○「同一労働・同一賃金」や「時間外労働の上限規制」等、「働き方改革関連法」の施行時期および内容の周知徹底
○中小企業の取り組みに対するきめ細やかな支援（働き方改革推進支援センターでの相談対応、企業の環境整備に関する助成拡充）
○中小企業への助言・指導について、「配慮規定」を踏まえた対応の徹底

３．事業承継や人材育成を通じた生産性向上の推進

（１）早期の事業承継の促進による生産性向上の実現

現在、中小企業経営者のピーク年齢が６７歳に達し、今後５年間で多くの中小企業が経営交代期を迎える大事業承継時代が到来している。昨年度、当商工会議所が調査した結果、事業を引き継いだ年齢が３０代の経営者は、事業承継後に「新製品・新サービスの開発」等に取り組み、業況を拡大させている割合が高いことが判明した。また、３０代～４０代前半を適切な事業承継時期として挙げている経営者も多く、中小企業が生産性向上を果たすためには、後継者が適切な時期に事業を引き継ぎ時代に合った経営をすることも重要なポイントとなる。

当商工会議所の調査では、後継者が決定している企業ほど事業承継対策が進んでいることから、経営者に事業承継の重要性について「気づき」を促進するとともに、現経営者だけではなく、後継者の年齢に着目した事業承継支援を進めるべきである。その際、後継者の能力向上に向けた後継者教育や、後継者をサポートする右腕人材の育成に向けた支援を強化すべきである。

多くの企業が後継者の確保を課題とする中、後継者の事業承継の意欲を喚起するためには、インセンティブ制度の導入も効果的な手段となり得る。現在、非同族会社にのみ認められている利益連動給与に関しては、後継者の成長への意欲向上を図る観点から、同族会社も適用対象とすべきである。

【要望内容】＜経済産業省、財務省＞
○現経営者の年齢だけではなく、後継者の年齢を考慮した事業承継支援の推進
○後継者塾等、後継者教育に関する予算拡充、多様なニーズに対応するメニュー整備
○事業承継補助金の予算の拡充（後継者の右腕となる幹部育成のための教育費用を対象経費に追加など）
○後継者の事業承継意欲を喚起するため、同族会社に対する利益連動型給与の適用拡大

（２）人材育成を通じた生産性の向上

深刻な人手不足の中、限られた人員で経営を行う中小企業が成長を続けていくためには、人材を育成して生産性を向上させることが不可欠である。しかし、中小企業・小規模事業者は経営資源が乏しく、社内で十分な人材教育の体制整備を行うことは難しい。そのため、キャリア形成に資するジョブ・カード制度をさらに活用するとともに、ＩＣＴ関連のスキル強化など産業界のニーズに重きを置いた職業能力開発を通じて、中小企業の人材育成を支援されたい。なかでも、ものづくりの現場では、技術者の高齢化による技能の承継が困難であることや、労働集約的なサービス産業では生産性向上に関するノウハウが乏しい等の課題も多いことから、中小企業の技能承継に向けた支援メニューをさらに拡充されたい。

一方、ＩｏＴ、ＡＩなど新たな技術革新に対応するためには、社会人の「学び直し」（リカレント教育）は欠かすことができない。ついては、リカレント教育に取り組む企業に対する補助制度の創設を検討されたい。

また、労働者自らが学ぶ姿勢を後押しするために「人材開発支援助成金」制度において、「教育訓練休暇付与コース」が設けられているが、助成金受給のためには制度導入日から３年を要するとされている。この期間を短縮し、事業者が利用しやすい環境を整えられたい。

企業が生産性向上・価値向上を図るためには、従業員が健康かつ、元気に働くことが必要であり、健康管理を経営的な視点で捉えた「健康経営」の重要性は年々高まっている。中小企業の健康経営の普及・実践に向けた支援の強化、および健康寿命の延伸に向けた取り組みの強化に努められたい。とりわけ、スポーツ実施率向上に向けて、職場における運動習慣の定着化につながる取り組みへの支援拡充を図られたい。

【要望内容】＜厚生労働省、経済産業省、文部科学省＞
○人材育成におけるジョブ・カード制度の活用、産業界のニーズに重きを置いた職業能力開発の充実
○ものづくりの技能承継やサービス産業での人材育成に対する支援（ものづくりマイスター制度の推進、「大人の武者修行」制度の拡充、日本版デュアルシステムの推進、職業高校や高等専門学校等の拡充など）
○「社会人の学び直し」（リカレント教育）に取り組む企業に対する補助制度の創設
○「人材開発支援助成金」制度の「教育訓練休暇付与コース」の運用改善（助成金受給までの期間短縮）
○中小企業への健康経営の普及・実践支援の強化、健康寿命の延伸に向けた取り組み強化（インセンティブの導入・拡充や支援人材の育成等）、職場における運動習慣の定着化につながる取り組みへの支援拡充

Ⅱ．成長ステージに合わせた支援の強化

１．新たなビジネスモデルの提供によりわが国を活性化させる創業の支援

わが国経済の持続的な成長のためには、創業による時代の変化に合わせた新陳代謝が不可欠である。そのためには、起業・創業を実現できる環境づくり、創業初期企業の着実な成長への支援が必要である。環境づくりについては、創業に伴う手続の簡素化・効率化が実現しつつあるが、今後も「規制改革推進会議」における行政手続の簡素化・効率化に合わせて、積極的な取り組みを求める。創業企業が創業初期から５年ほどで迎える、いわゆる「死の谷」を乗り越えるため、創業前からの入念な事業計画のブラッシュアップを行い、創業後は、事業性や成長性を評価した金融支援、創業期の税制面等の支援にくわえ、既存企業とのマッチング支援を通じ、創業企業の業績アップにつながる販路拡大を後押しされたい。

チャレンジ精神あふれる起業が盛んに行われる、活力に満ちた経済社会を目指すため、起業が評価される就業感の醸成も重要である。ついては、大学等にて実施される起業家教育による、アントレプレナーシップの醸成等にも取り組まれたい。

【要望内容】＜経済産業省、財務省、文部科学省＞
○創業時の開業手続のさらなる簡素化、利便性向上
○創業期の「死の谷」を乗り越えるための継続的な支援の実施（地域創造的起業補助金の継続、創業後５年間の法人税免税・社会保険料減免）
○大きなシナジー効果を生み出す創業企業と既存企業のマッチング支援（既存企業との商談や交流会等の接点強化など）
○アントレプレナーシップのみならず、就業観醸成にも資する大学等での起業家教育の推進

２．持続的成長やさらなる飛躍を目指す中小企業・小規模事業者に対する支援

（１）地域経済を支える中小企業・小規模事業者の持続的な成長に資する支援

わが国が今後も持続的な成長を遂げるためには、中小企業・小規模事業者の支援が必要であるが、とりわけ経営資源の乏しい小規模事業者に対しては、２０１４年に小規模企業振興基本法が制定され、支援が強化されてきた。一方、人口減少の中で企業数も減少し、大企業との生産性格差が拡大する中、ＩＣＴを活用した生産性向上の取り組み等によって、地域の経済を支えている小規模事業者の持続的な成長に向けたさらなる支援が急務である。

したがって、ＩＣＴ活用による生産性向上を推進する中で、サービスを提供する鍵となる情報サービス業の支援・育成が重要であるが、同業種は多重下請構造・労働集約的な業種であり、収益力・財務力が脆弱である。また、小規模事業者の定義要件である「従業員要件」においても、建設業・製造業等の他業種と比較すると、当該業種の現行制度における企業者数の比率が少なく、さらなる支援を求める声も業界団体よりあがっている。ついては、重点的な支援を行うべく、同業種の小規模事業者としての定義要件である「従業員要件」の拡大（５人以下→２０人以下）を図られたい。

小規模事業者への金融支援の中核を担うマル経融資制度は、経営指導を通じて経営改善に資するものであり、域内小規模事業者への伴走型支援実績増加に伴い、その利用件数も増加している。今後の小規模事業者への持続的な発展支援において必要不可欠な制度であることから、利用件数拡大に対応すべく、制度の維持ならびに予算枠の堅持を図られたい。

また、全国５１５の商工会議所では、中小企業・小規模事業者の幅広い経営課題の解決・支援を通じ、地域の活力強化の一翼を担っている。ついては、商工会議所が地域産業振興に邁進できるよう、安定的な予算確保に向けた都道府県への指導を行われたい。

【要望内容】＜経済産業省、財務省、総務省、法務省＞

○多重下請構造・労働集約的な業種である「情報サービス業」への小規模事業者としての支援（「従業員要件」の拡大（５人以下→２０人以下））　（再掲）
○マル経融資制度の利用拡大に対応した予算枠の規模堅持、取扱期間（２０１９年３月３１日まで）の延長、融資限度額・返済期間の特例（２０１９年３月３１日まで）の延長・恒久化
○商工会議所が取り組む経営改善普及事業予算の安定的確保に向けた都道府県への指導
○中小企業者等の法人税率の特例延長（１９％→１５％）
○小規模事業者の経営や地域経済を取り巻く環境変化に対応した小規模企業振興基本計画の見直し（「生産性向上」や「ＩＴ等を活用した経営の省力化・効率化」を重点施策に追加）
○２０２０年施行の改正民法（債権関係）および２０１９年施行の改正商法（運送および海商関係）の周知徹底
○中小企業・小規模事業者の法務対応力底上げのための啓発推進

（２）中小企業・小規模事業者の経営力向上・成長に資する支援

（ア）経営力向上に資する支援

中小企業が生産性を高めるためには、付加価値の高い製品や商品を作るのみならず、それを求める顧客に販売する販路開拓が重要である。しかしながら、中小企業は、大企業と比較して知名度が低く、資金も限られていることから、自社のみで取り組める手法や効果が限定されている。そのため、小規模事業者持続化補助金等の販路開拓支援策を継続すべきである。

また、インターネット通販をはじめとするＥＣ市場は、経済産業省の調査によると１６．５兆円を突破し年々その存在感を増しており、販売手法として中小企業が活用することが期待されていることから、ＥＣサイトの導入や活用、および販売促進への支援を行うべきである。

３月末時点において５２，２１４件の計画が認定されている「中小企業等経営強化法」は、中小企業自らが策定した「経営力向上計画」により自社の強み・弱みを把握し、自社の分析に基づくさらなる成長を後押しすることが可能となっている。今後も認定企業に対し、補助金申請時の加点や優先採択にくわえ、雇用関連助成金も含めた支援策を拡充し、本計画の普及を後押しすべきである。また、販売を通じ域外から利潤を獲得、域内への発注や仕入れによりその利潤を分配する中堅企業は、地域の中核企業として重要な存在であることから、同法に基づくさらなる支援を検討されたい。

【要望内容】＜経済産業省＞
○中小企業・小規模事業者の販路開拓支援（小規模事業者持続化補助金の継続・拡充、ＥＣサイト導入や活用支援）
○中小企業等経営強化法を活用した施策の推進、中堅企業への支援拡充など

（イ）海外展開に資する支援

わが国の中小企業は優れた技術やサービス、製品、コンテンツなどを有しており、持続的な成長やさらなる発展に向けて海外需要を取り込む意欲が高まっている。中小企業が海外展開に臨むにあたっては、情報や人材が大企業に比べて圧倒的に不足していることから、中小企業のグローバル人材の確保・育成のため、関連施策の拡充および利便性向上を図られたい。さらに、政府が率先して戦略的かつ継続的に海外へ情報を発信し、日本の魅力やジャパンブランドの価値向上に努められたい。

海外販路開拓には展示会への出展が効果的であるが、中小企業には海外ビジネス人材等の経営資源が不足している。ついては、展示会を活用しやすくするため、公的支援機関による中小企業のブース出展機会増加や出展準備のサポート等、支援策を強化されたい。

特に、中小企業は大手企業と比較して海外拠点が限られるため、日本企業に代わって現地販売、生産、開発を行うビジネスパートナーの存在がカギとなる。しかし、信頼の置ける現地企業の情報に接する機会が少ないため、日欧産業協力センターのように、地域毎で海外企業の情報提供や中小企業のマッチング支援を強化されたい。

国際的な電子商取引（越境ＥＣ）の市場規模は、日本と米国・中国を合わせて４兆円を突破しており、インバウンド需要との相乗効果も期待できることから、中小企業・小規模事業者の海外展開の第一歩に成り得るものであり、支援策を拡充すべきである。

また、中小企業にとって、各国・地域によって必要な規格・認証が異なることや、規格・認証の取得に係る費用負担が大きいことが、海外展開を躊躇する要因の一つとなっている。各国間における規格・基準など規制の統一や調和を強力に推進するとともに、政府は、全国の中小企業が国際認証（例えば、ＥＵにおけるＣＥマークやＨＡＣＣＰなど）の取得費用の支援を受けられるよう助成制度を創設されたい。

中小企業の中には加工食品を輸出する企業も多い。しかし、福島第一原発の事故を受け、日本産の食品は産地により輸入禁止措置や産地証明の添付など輸入規制が依然残り、輸出の妨げとなっている。輸入規制の早期の撤廃に向けて、各国政府と粘り強く協議を継続されたい。また、各国輸入規制により加工食品輸出が難しい企業に対する支援策も検討されたい。

なお、経済連携協定の締結は、関税や通商規則、サービス貿易に係る障壁などが取り除かれ、ヒト・モ

ノ・カネの動きが円滑になることで、経済の活性化に寄与し、大企業のみならず中小企業にも恩恵をもたらすものである。ついては、昨年１２月に交渉妥結に至った日ＥＵ・ＥＰＡの批准手続きの速やかな実施や、ＴＰＰの早期発効に向けた各国との連携を図られたい。また、ＲＣＥＰ（東アジア地域包括的経済連携）や日中韓ＦＴＡなど質の高い広域経済連携協定を早期に締結するとともに、日本メルコスールＥＰＡを推進すべきである。

【要望内容】＜経済産業省、外務省、総務省、内閣府、農林水産省＞
○中小企業における「グローバル人材」の育成に資する関連施策の拡充・利便性向上
○戦略的かつ継続的な情報発信による日本の中小企業・製品・サービス・コンテンツの認知度向上支援
○海外展開支援における地域毎での海外企業の情報提供や中小企業とのマッチング強化
○中小企業の海外販路開拓の後押し（海外展示会出展支援の強化、海外展開の第一歩に成り得る「越境ＥＣ」に対する支援の拡充など）
○各国間における規格・基準等規制の統一や調和の強力な推進
○国際認証取得費用の中小企業向け助成制度の創設
○国際標準化に関する政府の取り組みや最新動向の、一括かつ分りやすい情報提供
○ＴＰＰやＲＣＥＰなど、中小企業の海外展開を後押しする広域経済連携協定の推進
○政府の定める重点国において、国の主導による日本のコンテンツ専門放送局などの情報発信拠点（ジャパン・チャンネル）の設置、ならびにコンテンツの輸出促進のための「ジャパン・ハウス」での重点的ＰＲ、「コンテンツグローバル需要創出基盤整備事業費補助金」（Ｊ－ＬＯＰ４）の推進

３．円滑な事業承継に対する支援

「大事業承継時代」が到来し、直近５年間でも全国で４０万社が減少している中、取引先の廃業によって、サプライチェーンが途絶し、製造業をはじめ、産業集積地としての特性が失われる等の懸念が生じており、事業承継は個社の問題だけでなく、地域経済全体の課題となっている。そのような中で、本年度の税制改正において、事業承継の大きな課題となっていた自社株式の承継に係る税負担を解決するため、時限的に事業承継税制が抜本的に拡充されたことは高く評価できる。

当商工会議所の調査によると、事業を継続する意向があっても後継者を決定していない経営者や、具体的な検討に至っていない経営者が約５割を超えている。高齢にもかかわらず後継者が決まっていない経営者が一定割合存在するなど、後継者不在による廃業の増加が懸念される。そのため、事業承継ガイドラインの周知をはじめ、地域金融機関や支援機関を通じた「気づき」の促進や「事業承継の実行」サポートを強力に進めるとともに、抜本拡充された事業承継税制を広く周知し、今後５年間で都道府県に提出が必要な「特例承継計画」の策定を促進すべきである。

一方、事業承継の全体の課題を総合的に検討できる支援人材の育成も重要な課題となっている。事業承継の課題は、事業・人材・税務・法務など多岐に渡り、それらを総合的に俯瞰して分析・支援できる高度専門的な人材を育成することが必要である。また、金融機関、支援機関と各分野の専門家の相互連携を促す仕組みづくりを推進すべきである。

当商工会議所の調査においても、直近２０年間の間に「従業員承継」や「第三者承継」といった親族外承継の割合が４分の１まで高まってきている。従業員承継を希望する企業に対しては、経営者保証ガイドラインの一層の周知や株式買取りに必要な資金調達等の支援を図るべきである。第三者承継においては、事業引継ぎ支援センターをさらに強化し、ニーズは高いが民間企業が取り扱わない小規模な事業者のＭ＆Ａを促進すべきである。

【要望内容】＜経済産業省、財務省、金融庁＞
○事業承継ガイドラインの周知や経営者の気づきを促進する取り組みの強化
○抜本的に拡充された事業承継税制の周知徹底と、「特例承継計画」の策定促進
○事業承継全体の課題を総合的に検討できる人材の育成と相互連携促進
○従業員承継など親族外承継時の課題となる障壁の早期解消（経営者保証ガイドラインの周知強化、株式の買取りなど）
○事業引継ぎ支援体制の強化（事業引継ぎ支援センターの予算拡充、支援担当者育成など）

Ⅲ．持続的な成長を実現するための環境整備

１．中小企業の生産性向上を阻む取引環境の改善

人手不足が深刻化する中、「多様な人材の活躍」と「生産性向上」の両方を達成する上で「働き方改革」は重要な取り組みである。一方で、大企業の「働き方改革」の影響により、中小企業へ業務負荷のしわ寄せが及んでいるとの声もあがってきていることから、大企業の要請による一方的な業務負荷や不公正な取引条件等に対する監視の強化を図られたい。

日本企業の生産性が低い要因として、海外では有償であるサービスについても、日本では、取引慣行から

無償対応が求められる等、不合理な商慣習や取引慣行が残っている点が挙げられる。個々の中小企業において対応が困難な商慣習の見直しや取引適正化に向けては、業界毎の取り組みが必要である。２０１６年９月１５日に公表された「未来志向型の取引慣行に向けて（世耕プラン）」を受け、下請振興基準、下請運用基準の改正、手形の通達の見直しにくわえ、主要業種において「取引適正化と付加価値向上に向けた自主行動計画」が２９団体において策定されたことは評価できる。しかし、中小企業からは大企業の購買等の現場まで自主行動計画が浸透しておらず、取引関係に大きな改善が見られていないとの声が寄せられている。当商工会議所の調査においても、大企業との取引を行っている企業のうち約４割において手形取引が残っており、その半数が９０～１２０日以上の手形取引との実態もある。

政府においては、「下請法」や「独占禁止法」の運用強化や徹底、および現在１８業種である下請取引ガイドラインの業種追加など拡充を図るとともに、「自主行動計画」の取引現場におけるより一層の浸透に向けたフォローアップの継続や策定団体の拡充など、下請取引および中小企業の取引適正化を進めるべきである。

【要望内容】＜経済産業省、公正取引委員会、内閣府＞
○「世耕プラン」のフォローアップを踏まえ、公正な取引環境の実現に向けた取り組みの継続（「下請法」「独占禁止法」の運用強化、「下請取引ガイドライン」の普及・業種の拡大、「自主行動計画」の取引現場への普及・策定団体の拡充）
○大企業の「働き方改革」の影響による、業務負荷や不公正な取引条件などの下請企業へのしわ寄せの防止、監視強化
○取引先による技術やノウハウ等の知的財産の不当な吸い上げに関する、公正取引委員会による実態調査の実施
○知的財産の不当な吸い上げに係る独占禁止法（優越的地位の濫用）のガイドラインの拡充、企業名の公表を含む断固たる措置の実施

２．消費税引上げに伴う中小企業経営への影響の最小化

持続可能な社会保障制度の確立や少子化対策の充実・強化のため、社会保障給付の重点化・効率化を図るとともに、将来世代に負担を先送りせず、社会全体で公平に負担する観点から、２０１９年１０月に予定されている消費税率１０％への引上げは確実に実施すべきである。税率引上げに向けた経済環境の整備のため、需要変動の影響を大きく受ける耐久消費財の需要喚起策を講じるとともに、中小企業の経営力強化等を図るべきである。また、社会保障給付の一層の重点化・効率化を徹底し、社会保障財源としての消費税率引上げに対する国民の理解を深める必要がある。

需要変動の平準化対策を講じるに際しては、中小企業の円滑な価格転嫁の実現が大前提である。依然として厳しい価格競争が続く中で、価格決定力に劣る中小企業は、価格改定について消費者や取引先から理解を得られにくく、規模が小さな企業であるほど、価格転嫁は困難である。当商工会議所は、かねてより、「消費税は価格に転嫁されること」を消費者や事業者に徹底的に広報すべきと主張してきており、今回の１０％への税率引上げ時においても、国は、引き続き、強力な広報を展開するとともに、消費税転嫁対策特別措置法に基づく実効性の高い転嫁対策を強力に推進すべきである。「消費税還元セールの解禁」等、転嫁対策を後退させる消費税転嫁対策特別措置法の改正は不要である。

消費税の軽減税率については、経理事務負担の増加、対象品目の線引きの複雑さ等から、事業者からは、いまだに導入反対の声が根強くあがっている。一方、２０１９年１０月の制度導入まで残り１年２カ月となっている中で、事業者は軽減税率制度に対応せざるを得ないが、その準備はほとんど進んでいないのが実態である。混乱なく軽減税率を導入するため、官民一丸となった対応が必要である。現在、複数税率対応レジや受発注システム改修の際には軽減税率対策補助金が活用できるが、事業者に十分に認知されていない。事業者に対して軽減税率対策補助金の活用の周知を進めるとともに、補助金の要件緩和を図るなど、事業者の軽減税率に対する対策を促していくべきである。なお、適格請求書等保存方式（インボイス方式）は、現在の帳簿および請求書等保存方式により、所得課税と消費税の計算を一体的に行える仕組みが定着していることを踏まえ、軽減税率制度の導入後、十分な期間を設け、廃止を含め、慎重に検討すべきである。

当商工会議所は、従来から、総額表示は、消費者に対して値上げした印象を強く与え、消費税の転嫁が困難になるケースがあることから、時限的に認められている外税表示の選択を可能とする措置（転嫁対策特別措置法第１０条（総額表示義務に関する消費税法の特例））の恒久化を強く求めている。また、価格表示については、わが国で初めて導入される軽減税率への対応が必要となる。軽減税率導入によって、価格が「一物二価」となる商品を扱う事業者は、今後、消費者に対する価格表示のわかりやすさ、売上への影響、同業他社の動向等を勘案しながら、軽減税率に対応した表示方法を検討することになる。国が、軽減税率実施に伴う価格表示の考え方を示す際には、事業者が自社にあった価格表示を選択できるよう、総額表示に偏ることなく、外税表示も含めた具体例を示すべきである。また、事業者に過度な説明責任を負わせるのではなく、国としても、軽減税率の適用の考え方等、消費者に対する広報活動を実施すべきである。

【要望内容】＜財務省、経済産業省、公正取引委員会、内閣府、消費者庁＞
○消費税の確実な価格転嫁に向けた対策（「消費税価格転嫁対策特別措置法」に基づく転嫁拒否の取り締まり、

外税表示の許容、消費税還元セール禁止の徹底）
○消費税引上げ後の景気の下振れリスクをカバーする景気対策の実施
○消費税引上げ後に景気が後退した場合における中小企業向け金融支援の機動的対応
○混乱なく消費税の軽減税率を導入するための、事業者・消費者への対象品目の線引き等、十分な広報の実施（テイクアウト・イートイン等軽減税率の適用を巡る消費者からのクレーム防止に資する広報活動の実施）
○適格請求書等保存方式（インボイス方式）は導入すべきでない
○消費税軽減税率対策補助金の運用改善、周知強化
○消費税引上げ時の円滑な価格転嫁や軽減税率対応を実現するための「消費税軽減税率対策窓口相談等事業」の拡充

３．新たな可能性を後押しする中小企業金融の推進

わが国経済の緩やかな改善傾向と金融政策なども相まって、中小企業の資金繰りも回復基調にある。金融機関の金融仲介機能の発揮により企業の成長と地域経済の活性化をさらに促進すべく、２０１６年には、金融庁により、金融機関が自主的に取り組みを考え、点検・評価・開示するものとする「金融仲介機能のベンチマーク」が策定されている。また、本年度末の「金融検査マニュアル」廃止後、「実質・未来・全体」の視点で監督される金融機関は、自身の経営理念や事業戦略に基づき、担保や保証だけに頼らない事業性評価融資の推進と企業の本業に対する支援を本格化させるため、ビジネスモデルや将来性、事業価値の把握に注力することとなる。事業性評価融資により、中小企業に引き続き十分な資金が行き届くようにするためには、中小企業と金融機関双方の努力により信頼関係を強化する必要がある。経営者は、自身の金融リテラシーを高め、金融機関と日頃のコミュニケーションを密にする中で十分な情報開示を行わなければならない。金融機関側では、企業の事業性を適切に評価する入り口として、金融機関が経営者と同じ目線で企業の状態を把握し、情報の非対称性解消に資する「ローカルベンチマーク」の活用を推進されたい。

現在、運転資金を含め法人企業の借り入れの大半は長期融資であり、金融機関からのモニタリングが長期間不要であるため、企業の実態に即した支援が行いづらい状態にある。資金使途に応じた適切な枠内の短期継続融資、特に専用当座貸越の場合は、企業のキャッシュフロー改善はもとより、金融機関のモニタリングも可能となり、より柔軟できめ細やかな支援につながる。金融検査マニュアル改訂の際も、「短期継続融資は金融機関の目利き力発揮の一手法となり得る」ことが示されているが、事業性評価融資の一つとして、さらなる利用促進に向け、金融機関に対する指導を行われたい。

また、中小企業の思い切った事業展開や早期の事業再生を金融面から後押しするものとして、一定の条件下で経営者の個人保証を求めない「経営者保証に関するガイドライン」が２０１３年に公表されている。しかし、当商工会議所が行ったアンケート調査によると、ガイドラインについての認知度は極めて低く、金融機関からの説明も受けたことのない経営者は半数以上にのぼっている。また、経営者の個人保証は、中小企業の事業承継においても、早期の代表者交代を阻害する一因となっている。新たな可能性を後押しする中小企業金融を推進するにあたって、同ガイドラインは中小企業、経営者および金融機関の継続的かつ良好な信頼関係の構築・強化に資するものである。法人と個人の明確な分離や適切な情報開示など、経営者側が満たすべき要件があること、金融機関は経営者へ十分な説明を行うこと等、経営者と金融機関双方の理解を深め、ガイドラインの活用促進を図られたい。また、信用保証協会による保証付の融資においても、借換・条件変更時や事業承継時において、一定の条件のもとで経営者保証を不要とする運用が開始している。経営者保証に関するガイドラインの活用を促進する中で、この点についても金融機関から経営者に対して説明を行い、運用の徹底を図られたい。

さらに、現在、４７都道府県に設置されている「中小企業再生支援協議会」は、２０１７年度に１，６００件超の相談が寄せられ、１，１０７件の再生計画策定支援を行っている。本協議会は経営不振に陥る中小企業の事業再生にとって欠かせない存在となっていることから、経営改善計画の策定など、支援体制を強化すべきである。

【要望内容】＜経済産業省、金融庁＞
○「金融検査マニュアル」廃止後を見据えた事業性評価融資の推進、金融機関の目利き力向上（「ローカルベンチマーク」の活用、事業性評価融資の一環として短期継続融資（専用当座貸越）の推進など）
○「経営者保証に関するガイドライン」のさらなる活用に向けた経営者に対する周知、金融機関に対する指導の徹底
○「中小企業再生支援協議会」など、産業競争力強化法に基づく中小企業・小規模事業者支援体制の強化（経営改善計画策定支援の拡充など）

４．中小企業が積極的に設備投資・ビジネス展開するための環境整備・制度改革

（１）社会保障改革の推進

わが国が直面している「人口減少と超高齢化の加速」という構造的課題は、中小企業・小規模事業者が将来に対して不安を持ち、積極的な設備投資等に踏み切れない大きな外部要因の一つとなっている。社会保障

制度を支える保険料は増加の一途を辿っており、事業主負担は限界に近づきつつある。ついては、制度における重点化・効率化を徹底するとともに、余力ある高齢者の負担割合をより高めていく等、世代間における公平な負担の分配や、受益者負担の適正な引上げ等、一歩踏み込んだ改革の断行により、現役世代や事業主の社会保険料負担軽減を図るべきである。なお、少子化対策・子育て費用は、厚生年金適用事業者が支払う拠出金ではなく、税による恒久財源を確保すべきである。また、全世代型の社会保障制度と財源確保のあり方（保険料・受益者負担・診療報酬）について、国民的議論を行う場を早急に設置し、検討を始める必要がある。

【要望内容】＜厚生労働省、財務省、内閣府＞
○社会保障制度における重点化・効率化の徹底
○世代間における適正な負担の分配や受益者負担の適正な引上げなどの改革の推進による現役世代や事業主の社会保険料負担軽減
○少子化対策・子育て費用は、社会全体の負担（税）による恒久財源で手当てするべき
○２０４０年度を見据え、国民的議論の下、世代間のバランスや応能負担の視点に立った全世代型の社会保障制度の再構築

（２）産学公連携推進および知的財産の創造・活用・保護に対する支援

新製品やビジネスモデルの創出に関して、産学公連携による取り組みは、各々の弱みを補完するとともに、強みが掛け合わされることで相乗効果を生み出し、付加価値を一層高めるものとして有効である。その成否の鍵を握るコーディネーターについて、優秀な人材を「産学連携のプロ」と認定し、大学での専門人材確保につなげる制度づくりが議論されている。同制度を通じてマッチングや事業化に長けたコーディネーターの育成を強化されるとともに、コーディネーターと大学等とのマッチングにも取り組まれたい。

さらに、中小企業が研究開発した技術やノウハウを活用してイノベーションの創出やブランドの確立を行い、オープン＆クローズ戦略で知的財産を経営に生かすことは、生産性向上と持続的な成長につながるものである。企業における知的財産の創造、活用を促進するためには、発明や研究開発を奨励する取り組みとともに、知的財産が人材・設備投資の成果として尊重され、ビジネスにおける安定的な利活用が極めて重要であることから、各制度の普及や、悪質な侵害行為から知的財産を保護する体制を構築されたい。

わが国コンテンツ産業がさらなる成長を遂げるためには、国内外の需要拡大・獲得に向けて積極的かつ戦略的に展開することが必須である。また、インターネットによるコンテンツ展開が加速する中、模倣品・海賊版等の著作権侵害コンテンツの取り締まりは重要性を増しており、政府間協議等を含め徹底的な対策に取り組まれたい。

【要望内容】＜文部科学省、内閣府、経済産業省、特許庁、金融庁、内閣官房＞
○大学・研究機関と企業とのマッチングから製品化まで支援を行うコーディネーターの育成強化
○特許裁判について、損害賠償額が「通常の特許実施料相当額」を上回るよう法定化、増額につながる考慮要素の明確化
○諸外国の事例を参考にした、特許権等に対する悪質な侵害行為を防止するための制度の検討および早急な対応
○中小企業の特許料金の一律半減制度や、特許取得の経営上のメリットに関する分かりやすい説明会の継続的かつ全国各地での開催
○知的財産権の申請書類の簡素化（出願、審査請求、早期審査、減免制度の一括申請、申請様式の簡易化や宣誓方式への変更、添付を要する証明書類の削除）
○中国の知財金融の研究、金融機関を対象にした「知財ビジネス評価書作成支援」の拡充、知的財産の事業性評価を活用した融資制度の普及の強力な推進
○中小企業の商標権取得について、権利取得までの審査期間が伸びていることから、ブランドの育成・保護、及び早期権利化のための商標出願に係る審査体制の強化
○侵害サイトに誘導するためのリンクを集めて掲載するリーチサイト等の全容解明、取り締り強化に向けた法制面・技術面などの多様かつ早急な対策
○改正著作権法における柔軟性のある権利制限規定の広範かつ丁寧な周知、著作権者の権利が適切に保護されるための普及啓発
○著作物の利用円滑化に向けた、著作権者不明等の場合の裁定制度の改善、権利情報を集約したデータベース等によるライセンシングの環境整備

（３）「経済成長・環境・安定供給の同時達成」のための取り組みの促進

「エネルギー政策」は、国民生活と事業活動の基盤となる極めて重要な政策課題であり、安全性を大前提に、安定供給・経済効率性・環境適合性を考慮しバランスのとれた政策を今後とも実現する必要がある。しかし、東日本大震災から７年が経過した現在も、電気料金上昇の影響が、電力多消費産業をはじめとする製

造業はもちろん、幅広い産業に依然として悪影響を及ぼしている。熾烈な国内外の競争に臨む中小企業にとってその負担が足枷となっており、今後も電気料金の高止まりが続いた場合、企業の倒産・事業撤退等により、国内経済活動が縮小することも懸念される。ついては、産業界の電気料金負担を十分に抑制する諸施策を通じ、経済成長、環境、安定供給を同時達成するエネルギー政策の推進を図られたい。

２０１２年より開始した再生可能エネルギー固定価格買取制度（ＦＩＴ）に基づく賦課金負担により、事業主は過重な負担を強いられている。政府は昨年４月に改正ＦＩＴ法を本格施行し、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担抑制の両立を目指している。短期的な取り組みとして買取価格の大幅引き下げ等にて負担抑制を図るとともに、制度改正の検証に基づき制度の抜本的見直しを行うべきである。くわえて、将来的にはＦＩＴ制度に依存しない再生可能エネルギーの自立に向け、コスト削減につながる技術開発支援等に取り組むべきである。

また、電気料金の抑制には、省エネに対する事業主の自主的な行動も効果的だが、昨年３月に経済産業省と日本商工会議所が行った調査によると、地球温暖化問題に関心があり、対策に取り組む意欲があっても、費用捻出が難しく、専門人材の不足や具体的な取り組み内容への理解の不足等により、地球温暖化対策に取り組めていない中小企業も多い。ついては、中小企業の経営改善や業務効率化を通じた省エネ対策の取り組み促進に向け、ハード・ソフト両面での支援を拡充されたい。

あわせて、「水素エネルギー」は低炭素なエネルギー源であり、エネルギー源の多様化や災害時の非常用電源としても期待される。推進にあたっては、安全性の担保を前提としつつ、低コスト化や導入の容易さの向上を図るための規制緩和や技術開発等の推進を支援されたい。

政府は、第５次エネルギー計画で、２０５０年に向けたエネルギー選択の評価軸として「より高度な３Ｅ＋Ｓ」を掲げた。今後、具体的政策立案に向け検討が開始されるにあたっては、「３Ｅ＋Ｓ」の４つの評価軸が並列して語られるべきであり、脱炭素化という言葉のみが特出して使用されるべきではない。また、「脱炭素化を前提とした」議論など、他の重要評価軸と優劣が生じるような議論はすべきではない。

【要望内容】＜資源エネルギー庁＞
○中小企業の経営改善にもつながるハード（省エネ設備に対する補助等）・ソフト（省エネ診断、地域における相談窓口、専門家派遣等）両面での支援
○国民負担抑制を最優先事項に据えた再生可能エネルギー固定価格買取制度（ＦＩＴ）の抜本的な見直しの実行
○ＦＩＴ制度の根本的な見直しを含めたあり方の検討、コスト削減につながる技術開発支援等による再生可能エネルギーの普及支援
○政府全体における「３Ｅ＋Ｓ」のバランスの取れた政策の立案・実行

（４）国際競争力強化に向けた着実なインフラの整備

「首都東京のさらなる発展・国際競争力強化」と「地方創生」は、わが国の経済成長における車の両輪である。日本の首都として国家戦略特区を活用した国際ビジネス環境の整備を行いつつ、「一極集中型」から「対流型首都圏」への転換を図り、さまざまな主体の連携・交流や地域間の対流を創出することで、新たな活力や付加価値を生み出すことが求められる。そのためには、災害リスク低減にもつながる陸・海・空の交通ネットワーク強化と都市防災力の向上が重要である。人流・物流を活発化し、民間投資や広域観光需要を誘発する社会資本整備として、外環道（関越～東名間）をはじめとした道路ネットワークの形成や、首都圏空港や京浜港の機能強化を図るとともに、首都直下地震に備えた耐震化や帰宅困難者対策、インフラ老朽化対策などの防災・減災対策の推進による都市防災力の強化に向け、着実、かつ迅速に取り組まれたい。

【要望内容】＜国土交通省、内閣府＞
○首都・東京の国際競争力強化
○国家戦略特区を活用した国際的ビジネス環境の整備、まちのにぎわい創出
○陸・海・空の交通ネットワーク強化（外環道・圏央道の整備促進や、都心と首都圏空港間のアクセス改善をはじめとした鉄道交通網の強化、京浜港の整備促進、首都圏空港の処理能力強化と就航都市数の増加など）
○防災力の強化（耐震化推進や木密地域の早期解消、帰宅困難者対策の推進など）、インフラ老朽化対策

５．中小企業の実態に即した施策の運用と行政手続の簡素化

「ＩＴ導入補助金」等では、中小企業・小規模事業者の利便性に配慮し、書類の電子化・簡素化などの配慮がなされているが、補助金の申請から実施完了までの期間が非常に短いとの声が多くあがっている。生産性向上を目指す地域経済の担い手たる中小企業の施策活用を促進するため、単年度での予算措置の見直しなどさらなる利便性向上を図られたい。

近年、各施策の利用が相互の加点要素となるなど、企業のさまざまな取り組みを後押しする仕組みとなっているが、同時に、中小企業にとっては複雑で分かりづらい制度となっている。「ミラサポ」などのＷＥＢサイトなどを通じて事業者に分かりやすく周知するとともに、よりニーズや実態に即して簡素化を図られたい。

また、社会保険・税制関連・補助金等に関する行政手続は、とりわけ、ヒト・モノ等の経営資源が限られる中小企業の生産性を低下させていることから、電子化・書式の簡素化・統一化・提出先のワンストップ化等による、事務負担の軽減に努められたい。

【要望内容】＜財務省、総務省、経済産業省＞
○中小企業・小規模事業者のニーズや実態に即した仕組みづくりと運用の徹底（施策ＰＲの強化、各種施策の単年度での予算措置の見直し、助成金等に係る審査期間の短縮）
○社会保険、税、補助金・助成金の申請・報告におけるＩＣＴ活用および電子化促進、提出書類の簡素化（ワンスオンリー）、提出先のワンストップ化、地方自治体毎に異なる書類の様式や手続・納税期限の統一化

６．観光立国実現や地域活性化に向けた取り組みの強化

観光は関連する産業の裾野が広く、地域に大きな経済波及効果をもたらすばかりではなく、魅力ある都市の形成や伝統継承・文化創造など地域社会の価値向上に重要な役割を果たしている。訪日ビザ発給要件の緩和や消費税免税制度の拡充等を背景に、訪日外国人旅行者数は２０１７年に２，８００万人を超え、今後も増加が続くことが予想されている。こうした中、２年後に控えた東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、世界に日本の魅力を発信できる絶好の機会である。政府は「明日の日本を支える観光ビジョン」において、２０２０年の訪日外国人旅行者数４，０００万人の目標を掲げているが、わが国が真の観光立国となるためにも、本大会を好機として捉えながら、さまざまな観光振興策に取り組んでいく必要がある。

観光の基幹産業化に関しては、産業を担う中小企業も含めた事業者が、インバウンド対応を通じ「稼ぐ力」を高め、観光需要を着実に獲得していくことが不可欠である。ついては、マーケティング支援、決済環境の利便性向上、拡充後の消費税免税制度への対応支援などによる、中小企業におけるインバウンド対応力の向上に関する支援に取り組まれたい。

さらに、リピーターとなりうる訪日外国人旅行者は日本の生活・文化体験（コト消費）を求めていることから、ニーズに対応した観光資源の磨き上げはもとより、広域連携による新たな観光需要の創出も重要である。

また、欧米を中心とする外国人旅行者は、日本の歴史や伝統にくわえ、文化に対する期待が大きい。映画・アニメ等を観光資源として活用することは、わが国への誘客を促し新たなファンづくりにつながるだけでなく、東京２０２０大会に向けた機運醸成にも有効である。ついては、コンテンツ産業の振興を推進し、わが国のコンテンツを積極的に国内外に発信することが重要である。

【要望内容】＜国土交通省、観光庁、経済産業省＞
○中小企業のインバウンド対応力向上支援（マーケティング支援、決済環境の利便性向上、拡充後の消費税免税制度への対応支援）
○観光資源の磨き上げ（コンテンツ産業振興、観光資源の開発や、ナイトタイム需要の創出、まち歩きを楽しめる環境整備、広域連携の強化）

以　上

２０１８年度第７号
２０１８年　７月２７日
第２１０回議員総会決議

＜提出先＞内閣総理大臣、内閣府、財務省、経済産業省、総務省ほか関係省庁大臣・幹部、各政党幹部、関連団体 等

＜実現状況＞○中小企業対策予算の確保

●中小企業対策費：２０１８年度２次補正予算２，０７８億円
２０１８年度当初予算　１，７７１億円⇒２０１９年度予算１，７４０億円

○ＩＣＴ投資や設備投資などによる生産性の引上げ
・サービス等生産性向上ＩＴ導入支援事業（ＩＴ導入補助金）１００億円
※補助上限額が５０万円→４５０万円に大幅拡充
・設備投資減税を２年間延長
※中小企業経営強化税制の対象に「働き方改革に資する設備」を明記
・ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業、戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン事業）の継続

○多様な人材の活躍や働き方改革を通じた生産性向上の推進
・人材確保支援の充実　６１億円（＋１４億円）
・女性の活躍推進等　４９２億円（＋１０億円）

・働き方改革・生産性の向上に取り組む中小企業・小規模事業者に対する支援　１，２４５億円（＋２７８億円）
・外国人材受入れの環境整備等　１０８億円（＋５７億円）

○事業承継や人材育成を通じた生産性向上の推進
・事業承継補助金（事業承継・世代交代集中支援事業）の継続　５０億円（±０）
・中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業―事業引継ぎ支援センター　２２．６億円（＋１．２億円）
・第４次産業革命に対応した人材育成・人材投資の抜本拡充　３４億円（＋５億円）

○新たなビジネスモデルの提供によりわが国を活性化させる創業の支援
・【新規】グローバル・スタートアップ・エコシステム強化事業　０．９億円
・【新規】地域創業機運醸成事業　３．８億円

○持続的成長やさらなる飛躍を目指す中小企業・小規模事業者に対する支援
・小規模事業者経営改善資金融資事業（マル経融資等）４２．５億円（±０）
・中小企業者等の法人税率の特例が２年間延長
・【新規】国内・海外販路開拓強化支援事業　２３．９億円

○持続的な成長を実現するための環境整備
・消費税転嫁状況監視・検査体制強化等事業　３２．５億円（＋５．５億円）
・消費税軽減税率対応窓口相談等事業　４９．４億円（＋３０億円）
・中小企業消費税軽減税率対策事業（レジ補助金）５６０．６億円（基金に積み増し）
※補助対象拡大（旅館・ホテル等）、補助率引上げ（２／３→３／４）
・中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業―再生支援協議会　４７．５億円（＋０．１億円）

９．東京都の中小企業対策に関する重点要望

わが国経済は、国際情勢の不確実性の高まりが懸念されるものの、緩やかな回復基調を維持している。しかしながら、全ての都内中小企業がその回復を実感しているとは言い難く、深刻さを増す人手不足や、人件費・材料費・輸送費等さまざまなコスト上昇、その価格転嫁に対する不安を抱えている。今後東京においても、２０２５年をピークに人口減少に転じるとされており、人口減少社会の中で経済成長率を引き上げるためには、生産性向上に取り組むことが最大の課題となっている。

東京がわが国の成長エンジンとしての役割を担い、牽引していくためには、企業数の９割以上を占める中小企業・小規模事業者の前向きな投資や取り組みを促進し、生産性向上を実現することが不可欠である。そのためには、ＩＣＴ投資や設備投資、新製品・新サービス開発、働き方改革、多様な人材の活躍推進など生産性向上に取り組む中小企業を後押しすべきである。また、経営者の高齢化により今後５年間で多くの中小企業が経営交代期にさしかかる「大事業承継時代」が到来している。東京商工会議所の調査では、後継者の年齢を踏まえた適切な時期での経営交代は企業の活力を高め、生産性向上に寄与することが明らかになった。円滑な事業承継の実現に向けて、経営者の気づきの促進をはじめ、事業承継税制の利用促進や、後継者教育の充実、事業承継計画の策定、事業承継の実行サポートなど事業承継支援をさらに強化していく必要がある。

当商工会議所においても、毎年１２万件を超える相談に対して、２３区に設置している支部や中小企業相談センター、ビジネスサポートデスクにより、企業の成長ステージや多様化するニーズに応じたきめ細やかな支援を実施している。今後も、地域の中小企業・小規模事業者に寄り添った支援にくわえ、創業や事業承継など専門的な課題解決に向けた取り組みを継続していく。

東京都では、本年度、中長期的な観点から中小企業振興を展開すべく、有識者会議で議論が行われている。都内中小企業が急速な経営環境の変化に対応し、人口減少に転じた後も持続的に成長できるよう、効果的なビジョンの策定を期待する。

以上の観点を踏まえ、当商工会議所は、中小企業と東京の活力強化に資する以下の政策の実現を強く求める。また、いずれの施策・制度においても、都内中小企業が必要な情報を入手できるよう積極的に周知するとともに、複数年度での補助金執行等、中小企業のニーズや実態に即した仕組みづくりと運用の徹底を図られたい。

当商工会議所は、地域総合経済団体として、中小企業・小規模事業者支援、地域活性化支援等を通じ、地域経済・社会の健全なる発展を目指し活動していく所存である。

記

Ⅰ．中小企業の生産性向上に向けた高付加価値化と効率化の取り組み支援

１．ＩＣＴ投資や設備投資などによる生産性の引上げ

（１）中小企業のＩＣＴ投資促進のための伴走型支援

ＩＣＴ投資は、設備投資と並んで、中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた取り組みの鍵となるものである。当商工会議所の調査でも、実際に取り組んで効果があったと回答した企業は設備投資に次いで多いが、専門知識の不足や導入効果の不透明さから、導入に踏み切れないとの声もあがっている。こうした不透明さを払拭し、ＩＣＴ利活用を促進すべく、専門家の経営診断等を通じた経営課題の洗い出しの中で、バリューチェーンや業務フロー可視化を行い、共に改善策を探る伴走型の支援を強化されたい。

「中小企業活力向上プロジェクト」は、経営診断により、経営者に自社の課題に関する気づきを与え、専門家による継続的な指導により短期・中期の経営課題解決につなげるものとして、毎年１，０００社以上に支援を行っている。同プロジェクトの「成長アシストコース」において生産性向上の支援を受けた企業に対する出口施策として、システム導入に向けたコンサルティングおよびハード購入、システム構築を助成する補助金を創設し、中小企業の具体的な取り組みを強力に支援されたい。

企業のＩＣＴ化を進めるにあたっては、ツールの導入と同時に、重要な価値を持つ企業情報や個人情報を守るため、情報セキュリティ対策を講じることも必須である。特に、東京は２０２０年のオリンピック・パラリンピック競技大会を控え、大会運営のために生み出された技術やシステムをはじめ、都内企業がサイバー攻撃の標的となる危険性が一層高まっている。中小企業の情報セキュリティ強化のため、資格取得支援等によるリテラシー向上の他、対策ソフト・設備機器導入支援等に引き続き取り組まれたい。

【具体的要望内容】

① 専門家の経営診断によるバリューチェーンや業務フロー可視化、およびその後の導入フォローから運用改善まで継続的なコンサルティング支援の強化

② 中小企業活力向上プロジェクト「成長アシストコース」において生産性向上の支援を受けた企業に対する出口施策となる補助金の創設（コンサルティング費用やハード購入、システム構築等、国のＩＴ導入補助金ではカバーされていない部分を助成するもので、上限１，０００万円程度）

③ 中小企業の情報セキュリティに対するリテラシー向上、ソフト・設備機器導入支援（サイバーセキュリティ対策促進助成金の予算枠拡充等）

④ 生産性を高める設備を導入する場合に限った、都市計画法や建築基準法の運用の緩和

※東商の取組（2017 年度実績）

○ICT推進支援：普及・啓発セミナー39 回開催・1,831 名参加、「東商ICT相談室」によるICT個別相談8件、東商ICTスクエア・メールマガジン・東商新聞による情報提供

○「未来を変える切り札は顧客満足～中小サービス産業のための生産性向上のすすめ～」の発刊

○「サイバーセキュリティに関する相互協力協定」（2016 年 1 月締結）に基づく中小企業サイバーセキュリティ対策事業

：江東区、中央区、荒川区、品川区と区内警察署等と東商各支部との協定締結、セミナー4 回開催・延べ 181 名参加、品川区内の中小企業を対象とした実機訓練

（２）設備投資や新製品・新サービス開発による生産性向上

生産性向上にあたっては、老朽化した設備の維持・更新だけでなく、付加価値増大に資する「攻め」の設備投資を行う必要がある。２０１７年度に創設された「革新的事業展開設備投資支援事業」は、補助上限１億円という厚い支援により、高額な設備投資が必要となる成長分野への参入や新しい技術の導入を行う中小企業延べ１６４社を支援してきた。本年度からは新たに生産性向上のための「ＩｏＴ・ロボット活用」も対象となり、支援の幅が広がるものと期待されるため、継続および拡充を図られたい。

また、設備投資や新製品・新サービス開発を進める上では、現状を分析し、適切な設備やツールを選び活用できる人材の育成と確保が必要である。東京都においては、２０１６年度より「生産性革新スクール」および「新サービス創出スクール」を開設し、中小企業の生産性向上を担う中核的な人材の育成およびその人材の派遣、実地支援を行っている。本事業をさらに強化するとともに、専門家と企業とのマッチング支援に取り組まれたい。

「攻め」の投資を実現するためには、新製品・新サービスの市場投入に向けたアイデアから事業化、販路開拓までのハンズオン支援を行う必要がある。「中小企業技術活性化支援事業」等による研究開発支援と「ニューマーケット開拓支援事業」での販路開拓、テストマーケティング等を含めたマーケティング戦略の策定支援は、製品化に向けた実現可能性引き上げに寄与することから、支援強化と利用促進に取り組まれたい。また、中小企業が下請から脱却して自立するためには、製品の付加価値や競争力を高め、自社ブランドを構築する必要がある。そのためには、顧客目線に立って製品や魅力をわかりやすく表現する、デザイン力が鍵

となる。デザイン活用を推進するため、相談窓口やガイドブックの周知を強化するとともに、デザイナーと中小企業とのマッチングなど支援施策の利用促進を図られたい。

【具体的要望内容】

①　「革新的事業展開設備投資支援事業」の継続・拡充

②　「東京都生産性革新スクール」および「東京都新サービス創出スクール」を通じた生産性向上を担う中核人材の育成強化、外部専門家とのマッチング支援

③　中小企業ニューマーケット開拓支援事業の強化、トライアル発注認定制度の積極的な推進

④　新製品・新技術開発から事業化に向けた支援事業の強化（製品開発着手支援助成事業や新製品・新技術開発助成事業、製品改良・規格等適合化支援事業、ものづくりイノベーション企業創出道場の拡充など）

⑤　製品やサービスの付加価値向上に資するブランディング支援（専門家による相談対応、中小企業とデザイナーとのコラボマッチング等、デザイン活用支援施策の利用促進）

（３）ＩｏＴやＡＩ、ロボット、ビッグデータなどの先端技術・産業への対応に向けた支援

経営資源の限られた中小企業・小規模事業者がＩｏＴや先端技術の導入を行う際は、まず低コストで身の丈に合った投資を行い、その結果を検証し効果を確認しながら活用を進め、新しい製品・サービスの創造へとつなげるというプロセスが考えられる。最初の取り組みとなる「身の丈ＩｏＴ」について、「生産性向上のためのベストプラクティス提供事業」を通じて活用に向けた「気づき」を与える支援を継続して行うとともに、実際の機器導入に向けた知識習得支援も拡充されたい。

ＩｏＴやＡＩ、ロボットなどの先端技術が急速に進展し、これらを活用することで、生産性向上のみならず、ビジネスモデルの革新や創出につながっている。研究開発支援のほか、実際の機器に触れることのできる体験スペースの設置などにより、先端技術の導入や最先端・成長分野への参入支援を行われたい。また、最新技術の活用にあたっては、専門領域に精通した人材が不可欠であることから、専門人材の育成、および中小企業とのマッチングに取り組むべきである。

また、新製品・新サービス開発やマーケティング、販売促進等の企業活動において、ビッグデータと呼ばれる気象や交通情報、購買情報等多種かつ膨大な情報の活用が始まっているが、多くの中小企業は、資金の不足により入手が困難であったり、複雑な分析手法等に関する知識不足により活用に至らないことが多い。東京都では、本年度より「サービス産業におけるデータ利活用促進支援事業」が開始され、個別企業への支援体制が開始されている。本事業で創出されたモデル事例を広く周知するとともに、対象業種および内容の充実などにより、中小企業のビッグデータ活用促進に向けた支援を継続して行うべきである。

【具体的要望内容】

①　「身の丈ＩｏＴ」促進に向けた導入事例の積極的な発信および機器導入に向けた知識習得支援（生産性向上のためのベストプラクティス提供事業の継続・拡充）

②　ＩｏＴやＡＩ、ロボット、医療分野などの最先端・成長分野に対する中小企業の取り組みの後押し（産業技術研究センターによる研究開発支援や事例周知）、専門人材の育成・活用

③　中小企業のビッグデータ活用に向けた支援（サービス産業におけるデータ利活用促進支援事業の拡充、東京都オープンデータの内容充実・活用支援・活用事例の周知）

※東商の取組(2017 年度実績)

○「スマートものづくり実践事例集」の発刊　○スマートものづくり実践セミナー　1回開催･48 名参加

○文京支部　医療機器産業振興事業(PR動画制作、医工連携セミナー＆名刺交換会　1 回開催･36 名参加)

２．多様な人材の活躍や働き方改革を通じた生産性向上の推進

（１）多様な人材の活躍に向けた環境整備・人材確保支援の強化

中小企業の人手不足はかつてないほど深刻さを増しており、また、今後東京においても人口減少に転じる中、女性や高齢者、若年層といった多様な人材が労働市場へ参加することが求められている。女性の労働参画に関しては、子育て世代の労働力率が低下する「M字カーブ」は大幅に改善されたが、年代によっては潜在的労働力率との差が１０％と未だ改善の余地は大きい。今後も、女性の就業促進のための支援を継続されるとともに、企業主導型保育事業の周知および施設設置促進や、待機児童解消など、女性が活躍できる環境整備を着実に進められたい。

また、今や人手不足は企業の大小を問わず共通の課題となっており、若者の大企業志向とも相まって、中小企業の人材確保は困難を極めている。特に、若年層に対して中小企業への興味を喚起しミスマッチを防ぐためには、就労を希望する者に具体的な就労イメージを認知してもらうことが重要である。そのため、中小企業の魅力をさらに強力に発信するとともに、現在はものづくりに限られているインターンシップ受入支援事業において、対象業種を拡大し、あわせて工業高校・高等専門学校としている受入対象を都立高校普通科

や商業高校、大学生へと拡大されたい。特に、高校生の新卒採用活動にあたっては、求人票を持参して学校を訪問しても応募に至らないなど、学校との関係構築に悩む中小企業も多い。インターンシップのほか、職場としての中小企業について、高校の進路指導担当者や生徒が理解を深める機会を創出されたい。

合同会社説明会や就職情報サイトも、中小企業が多くの学生と接点を持つことができる絶好の機会である。しかしながら、その参加・掲載費用は大きな負担であることから、民間事業者との連携や助成措置を講じ、中小企業の人材確保が少しでも円滑に進むよう支援すべきである。また、採用後の定着率向上のため、福利厚生制度の整備に対しての支援にも取り組まれたい。

また、中小企業においてはグローバル化の進展への対応、即戦力としての観点から外国人材に対する求人ニーズも高まっている。したがって、高度人材や留学生などが日本での就労に興味を持ち、就職・定着できるよう支援を行うほか、中小企業とのマッチングに取り組むべきである。また、都内中小企業が海外に拠点を持った場合も優秀な人材を確保できるよう、現地大学等との連携、あるいは中小企業の関心の高いＡＳＥＡＮにおける中小企業振興公社事務所やサポートデスクの機能強化により、企業と人材のマッチング支援を図られたい。

【具体的要望内容】

① 女性のさらなる労働参画と活躍推進に向けた環境整備（待機児童解消（保育の受け皿整備、保育人材の確保）、企業主導型保育施設設置促進事業の周知など）

② 女性の活躍推進に取り組む企業への支援（女性の活躍推進化加速化事業の継続、好事例の周知）

③ 中小企業の魅力発信、インターンシップ関連事業（インターンシップ受入支援事業における支援対象業種および受入対象とする学生の拡大）、中小企業の合同会社説明会への参加や就職情報サイト掲載に向けた、民間事業者との連携や費用の助成等人材採用に対する中小企業への支援拡充

④ 人材の定着化に資する福利厚生に対する助成制度の創設

⑤ 外国人材（留学生、高度人材等）の中小企業の就職・定着およびマッチングの支援

⑥ 海外進出先での優秀な人材確保に向けた支援（現地大学等との連携、サポートデスクの機能強化など）

※東商の取組（2017 年度実績）

○中堅・中小企業の魅力や求人情報を発信する「東商学生サイト」「東商ジョブサイト」の運営：114 社掲載

○東商主催「合同会社説明会」：4 回開催、参加企業延べ 258 社、参加者延べ 614 名、内定者数 45 名

○会員企業と学校法人との就職情報交換会：3 回開催、参加企業延べ 890 社、参加学校法人延べ 224 校、面談数 9,688 件

○東商リレーションプログラム（大学1，2年生向け職業観醸成、中小企業の魅力発信事業）
：ツアー2 回開催、参加企業延べ 57 社、参加大学延べ 25 校、参加学生延べ 906 名

○インターンシップ交流会（大学と受入希望企業との交流会）：参加企業 30 社、参加大学 17 校

○「インターンシップ・職場体験ハンドブック」の発行　　○「江戸川　業種・仕事ガイドブック」の発刊（江戸川支部事業）

（２）中小企業の働き方改革の後押し

多様な人材の活躍を推進するには、長時間労働の是正や働き方・休み方の改善、出産・育児や介護との両立支援策など、企業の働き方改革を後押しする施策を今まで以上に推進していく必要がある。各社の取り組みの実効性を高める「ＴＯＫＹＯ働き方改革宣言企業制度」の推進により機運を高めるとともに、生産性向上コンサルティングによるきめ細やかな指導と、「家庭と仕事の両立支援推進事業」や「働くパパママ育休取得応援事業」等の新たな施策により、ライフ・ワーク・バランスの普及啓発や支援を強化されたい。また、時間や空間の制約にとらわれずに働くことのできるテレワークについて、テレワーク推進センターを活用した相談や体験型セミナー等のイベント開催、専門家派遣により、中小企業での導入を促進されたい。

【具体的要望内容】

① 「ＴＯＫＹＯ働き方改革宣言企業」５千社の目標達成に向けた周知強化ならびに好事例発信、取り組みの実効性を高める生産性向上コンサルティングの利用促進

② テレワーク等普及推進事業の推進（東京テレワーク推進センターでの相談や情報提供、体験セミナー等のイベント開催、専門家派遣）

※東商の取組（2017 年度実績）

○「『働き方改革実行計画』に対する日本・東京商工会議所の考え方について」（5 月、提出先：内閣府等）

○働き方改革関連セミナー　23 回開催・延べ 1,307 名参加

○東京都テレワーク推進センター視察会　1 回開催・24 名参加

３．事業承継や人材育成を通じた生産性向上の推進

（１）早期の事業承継の促進による生産性向上の実現

昨年度、当商工会議所が調査した結果、事業を引き継いだ年齢が３０代の経営者は、事業承継後に「新製品・新サービスの開発」等に取り組み、業況を拡大させている割合が高いことが判明した。また、３０代～４０代前半を適切な事業承継時期として挙げている経営者も多く、中小企業が生産性向上を果たすためには、後継者が適切な時期に事業を引き継ぎ、時代に合った経営をすることが重要なポイントとなる。そのため、後継者がいる企業では、現経営者だけではなく、後継者の年齢に着目した事業承継支援を進めるべきである。

同調査では、経営者が決定している企業ほど事業承継対策が進んでいることが判明しており、まずは経営者に事業承継の重要性について「気づき」を促進する必要がある。現在、ビジネスサポートデスクでは東京都の地域持続化支援事業（拠点事業）の中で、地域金融機関や支援機関と連携し、「社長６０歳『企業健康診断』」事業を実施している。当事業では、事業承継の気づきの段階から、プレ承継の段階となる「見える化」や「磨き上げ」の支援を行い、後継者対策を含めた早期の事業承継対策を推進している。昨年度は、１５６社の事業承継診断を実施し、その後、計画的な事業承継に向けたフォローアップを行っている。

多くの企業が経営交代期を迎える大事業承継時代が到来する中、早期の事業承継を通じた生産性向上を実現するためには、東京の各支援機関、地域金融機関が連携した事業承継支援が必要となる。事業承継の「気づき」の促進にくわえ、プレ承継の段階において、現経営者の年齢だけでなく、後継者の年齢を考慮した事業承継対策を促進すべきである。その際、後継者が円滑に事業を承継する能力を身に付けるため、後継者教育や後継者の右腕人材の育成等を進めていく必要がある。オール東京の支援機関・地域金融機関による、事業承継診断を契機とした「気づき」、プレ承継としての「見える化」「磨き上げ」、「事業承継の実行」段階まで継続的支援メニューを充実させるとともに、後継者教育や株価算定等を助成する補助金制度を創設し、新たな事業承継支援の枠組みを構築すべきである。

【具体的要望内容】

①　早期の事業承継対策の重要性に関する「気づき」を促進させるための取り組み強化
②　各支援機関、地域金融機関が連携したオール東京での事業承継支援
③　現経営者の年齢だけでなく、後継者の年齢を考慮した事業承継対策の推進（プレ承継支援の強化）
④　次世代でのさらなる成長に向けた後継者教育の充実
⑤　経営者の右腕となる経営幹部の育成支援（経営人材育成による企業力強化支援事業の継続）
⑥　中小企業の自社株式評価額算定に対する支援
⑦　上記のプレ承継支援に関する企業の取り組みを支援する補助金の創設

※東商の取組(2017 年度実績)
○「中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見」(7 月、提出先:東京都知事等)
○ビジネスサポートデスクにおける事業承継支援:901 社　3,018 件
○「事業承継の実態に関するアンケート調査」の実施:回答数 1,907 社
○事業承継診断の実施:診断企業 156 社
○「社長バトンタッチノート～想いを未来へつなぐ事業承継～」の発刊(墨田支部事業)
○東商千代田事業承継塾:8 回連続講座　延べ 142 名参加(千代田支部事業)

（２）人材育成を通じた生産性の向上

深刻な人手不足の中、限られた人員で経営を行う中小企業が成長を続けていくためには、人材を育成して生産性を向上させることが不可欠である。現在、ＩｏＴ、ＡＩ、ビックデータなど新たな技術革新により産業構造が大きく変動する中で、時代や企業が求める技術や能力も変わりつつある。東京都も昨年発表した「第１０次東京都職業能力開発計画」において、上記の認識を示し、産業界の多様なニーズに対応した人材育成支援を掲げていることから、本計画に基づき、各施策の実施や職業能力開発センターの機能拡充に取り組まれたい。

東京都では人材育成に取り組む中小企業向けに「中小企業職業訓練助成金」制度を実施しているが、２０１８年度から、１講座当たりの助成額が引き上げられた一方、「職業の種類を問わず、職業人として共通して必要となる」講座、とりわけ事業者にニーズの高い「新入社員研修」が助成対象外となった。若年者の早期離職率が高止まりする中、若年者に基本的なビジネススキルを身に付けさせ、早期に即戦力とすることは、就労者、雇用者双方にとって有益であることから、再度助成対象に含めることが望まれる。

また、ものづくりの現場では、技術者の高齢化により技能の承継が困難となってきている。当商工会議所がものづくり企業に対して行った調査でも、国内主要工場で最も課題を感じる分野として、人材面では「熟練技能者の採用・育成」と答える企業が多い結果となった。中小企業における若者への技能承継に向けた支

援メニューをさらに拡充されたい。
　さらに、企業が生産性向上・価値向上を図るためには、従業員が健康かつ、元気に働くことが必要であり、健康管理を経営的な視点で捉えた「健康経営」の重要性は年々高まっている。中小企業の健康経営の普及・実践に向けた支援の強化、および健康寿命の延伸に向けた取り組みの強化に努められたい。とりわけ、スポーツ実施率の向上に向けた職場における運動習慣の定着化につながる取り組みへの支援拡充を図られたい。

【具体的要望内容】

①　「第１０次東京都職業能力開発計画」に基づいた、人材の能力向上に資する施策の着実な実施、職業能力開発センター等の機能拡充（需要が大きい技術者の育成メニューなど、地域や受講生のニーズに合ったカリキュラムや現場訓練の充実、オーダーメイド研修の拡充）
②　「中小企業職業訓練助成金」制度における「新入社員研修」の助成対象追加
③　若者への技能・技術継承の支援強化（熟練技能者の企業派遣制度の創設等）
④　工業高校・高等専門学校での高度な技能習得によるものづくり人材の育成
⑤　「健康企業宣言」推進と中小企業の健康経営実践の支援と後押し、職場における運動習慣の定着化につながる取り組みへの支援拡充

※東商の取組(2017 年度実績)
○「健康経営ハンドブック2017」の発刊
○板橋支部　健康寿命延伸支援ビジネス普及啓発事業
（講演会　6 回開催･693 名参加、冊子「健康長寿ビジネスへのヒント」の発刊）
○東商研修事業:140 テーマ 307 回開催、総受講者数 8,810 名

Ⅱ．成長ステージに合わせた支援の強化

１．新たなビジネスモデルの提供によりわが国を活性化させる創業の支援

　地域経済の持続的な成長のためには、創業による時代の変化に合わせた新陳代謝が不可欠である。そのためには、起業・創業を実現できる環境づくりと併せて、創業初期企業の着実な成長への支援が必要である。東京都が昨年より組成した創業企業向けファンドにおいて、予算拡充がなされたことは、創業初期企業の成長を飛躍させる積極的な取り組みとして、大いに歓迎したい。また、創業企業が創業初期から５年ほどのいわゆる「死の谷」を乗り越えるため、創業前からの入念な事業計画のブラッシュアップも含め、継続的な支援が必要である。展示会出展費用の助成や展示会での創業企業向けブースの設置などにより、既存企業とのマッチング支援を行うなど、創業企業の業績アップにつながる販路拡大を後押しされたい。
　また、近年、都立高校や大学において、就業観や自立心などを育成するキャリア教育が重視されているが、起業家教育はその一助となるものである。アントレプレナーシップの醸成とともに、起業家教育の推進に努められたい。

【具体的要望内容】

①　創業期の「死の谷」を乗り越えるための継続的な支援
（経営基盤が脆弱な創業初期の企業に対する成長性・将来性に重点を置いた資金供給）
②　クラウドファンディングを活用した資金調達支援事業の継続・拡充
③　大きなシナジー効果を生み出す創業企業と既存企業のマッチング支援
（展示会出展費用の助成や産業交流展での創業企業ブースの創設など）
④　アントレプレナーシップのみならず、「就業観」醸成の一助となる、都立高校や大学における起業家教育の推進
⑤　中小企業支援機関等の創業支援を受けた創業者に対する、創業５年間の法人事業税や法人都民税減免措置の創設

※東商の取組(2017年度実績)
○創業窓口相談:2,449 件(個別･専門相談)　　○創業塾:2回開催、延べ 307 名参加
○創業ゼミナール:2003 年 11 月から開講、2017 年度3回開催･56 名参加/延べ卒業者数 1,098 名
/2018 年3月時点開業率 34.1%　※開業者数は連絡を受けた数の集計
○創業フォーラム:1回開催、122 名参加
○創業テーマ別セミナー:年6回開催、208 名参加　　○創業コーディネート事業:2回開催、19 名参加
○大学や高校における起業家講演:3大学1高校で開催

２．持続的成長やさらなる飛躍を目指す中小企業・小規模事業者に対する支援

（１）地域経済を支える中小企業・小規模事業者の持続的な成長に資する支援

経営資源が乏しい中小企業・小規模事業者は、経済の構造変化と、時代のニーズや急速な技術進化への対応に苦慮している。今後も中小企業・小規模事業者が都内経済を支えていくためには、変化に対応すべく、きめ細かい支援を受けながら、自らが持続的な成長を遂げる必要がある。当商工会議所においては、域内事業者の身近な相談先として、２３支部で各種経営指導を行い、専門性の高い案件は、本部の中小企業相談センターならびにビジネスサポートデスクにおいて対応している。その中で、事業者への支援実績は年間１２万件を超え、年間延べ３万人近くに中小企業施策の普及をはじめ経営課題の克服に向けた講習会を開催している。以上の施策を実施するためには、中小企業・小規模事業者に寄り添って課題解決を支援する経営指導員の人員確保が必要不可欠であることから、商工会議所の小規模企業対策予算確保に努められたい。

さらに、現在、ビジネスサポートデスク４か所を含む都内７か所で実施している地域持続化支援事業（拠点事業）では、事業承継や創業のほか、地域特有・事業者個々の経営課題に対応し、相談者の満足度も非常に高い。事業承継ならびにＩＣＴ化をはじめとする生産性向上は、中小企業・小規模事業者共通、かつ喫緊の課題であり、事業者に寄り添った支援が必要である。このため、各分野の専門家による支援体制の維持・強化が必要となることから、本事業における安定的、かつ継続的な予算確保とコーディネーターおよび専門家派遣の予算拡充を求める。

また、活力ある地域・まちづくりを推進するうえで、地域の生活・防犯・防災等の社会的機能を補完し、コミュニティの担い手としての機能を持つ商店街の役割は大きい。こうした重要な役割を担う商店街の更なる活性化に向けて、任意団体の法人化が促進されるよう、インセンティブの拡充を求める。

【具体的要望内容】

①　商工会議所が実施する小規模企業対策に対する安定的な予算確保

②　地域持続化支援事業（拠点事業）の安定的・継続的な予算確保（質の高い専門的支援ができるコーディネーター増員、相談対応・資料保管のための事務所整備への対応）

③　商店街の環境整備支援、および任意団体の法人化推進

※東商の取組(2017 年度実績)

○指導件数: 巡回指導(対象企業数)24,992 社　実績 49,002 件　／　窓口指導(対象企業数):14,305 社
実績 53,787 件　／　集団指導(講習会): 613 回開催、29,983 名参加　／
エキスパートバンク事業:280 社、実績 613 件

○小規模事業者経営改善資金(マル経)融資制度:推薦件数 4,646 件、推薦金額 347 億 1 千万円

○東商における経営改善普及事業予算:約 19 億円(内、東京都補助約 16 億円)

○ビジネスサポートデスク相談件数:窓口相談 928 社 1,686 件、巡回 1,090 社 2,333 件、専門相談 678 社 938 件、専門家派遣 495 社 2,121 件

（２）中小企業・小規模事業者の経営力向上・成長に資する支援

（ア）販路開拓に資する支援

中小企業における新規顧客の獲得は、企業の業績維持・向上に関して非常に重要な活動であるが、販路が限られており、大企業と比較して知名度が低く、資金も限られている等のさまざまな課題が存在する。きめ細やかな伴走型の支援に基づく経営診断や専門家派遣から展示会出展助成まで、中小企業の経営課題に対する気づきを促し、販路開拓までの課題解決を支援する「中小企業活力向上プロジェクト」を引き続き実施・拡充することで、中小企業・小規模事業者の経営力向上と成長を後押しされたい。

また、インターネット通販をはじめとするＥＣ市場は、経済産業省の調査によると１６．５兆円を突破し年々その存在感を増しており、販売手法として中小企業が活用することが期待されていることから、ＥＣサイトの導入や活用、および販売促進への支援を行うべきである。

インターネット上でマッチングを行うことで広域かつ効率的に販路開拓につながり得る「ビジネスチャンス・ナビ２０２０」の活用をさらに促進し、本サイトを契機として取引の拡大につながった事業者に対し、金融支援のみならず、その他の施策利用につなげるなど、多方面から成長を後押しされたい。

【具体的要望内容】

①　中小企業活力向上プロジェクトの継続・拡充（出口施策である展示会出展助成金のその他の販路開拓策への適用拡大など）

②　中小企業・小規模事業者の販路開拓支援（ＥＣサイト構築支援、「ビジネスチャンス・ナビ２０２０」のさらなる活用、本サイトを契機とした取引拡大に対する支援）

※東商の取組(2017 年度実績)
○中小企業活力向上プロジェクト　支援実績 853 社　　○商談会:10 回開催、商談件数 2,163 件
○商談会へのバイヤー派遣:3 回実施、11 社、18 名
○ビジネス交流会:28 回開催、延べ 1,767 名参加（本部主催分　同業種交流会等含む）
○展示会出展支援:2 回実施、31 社、33 小間

（イ）海外展開に資する支援

海外需要を獲得することは、大企業のみならず、中小企業・小規模事業者にも必要であり、その方法も直接投資から、輸出入や越境ＥＣ、インバウンド需要の獲得などさまざまである。現地への進出や輸出時には展示会への出展が効果的であるが、通関などの諸手続きや費用面等、ノウハウを持たない中小企業にとってはハードルが高い。ついては、新・展示会等出展助成事業の助成上限額引上げや対象経費の追加等、出展費用補助を拡充されたい。くわえて、サービス業など幅広い業種が出展できるよう、対象展示会の拡大や出展に合わせたコンサルティング、さらに現地企業とのマッチングなど、展示会の活用による中小企業の海外販路開拓を支援されたい。あわせて、主に中国・米国において急速に市場が拡大している越境ＥＣと、オリンピック開催後も見据えたインバウンド需要に中小企業・小規模事業者が対応できるよう、後押しされたい。

【具体的要望内容】

① 中小企業の海外販路開拓の後押し（海外展示会の積極的活用や出展に向けた支援（新・展示会等出展助成事業の費用補助拡充、コンサルティング等））、国際展開の第一歩に成り得る「越境ＥＣ」に対する支援、現地企業とのマッチング強化
② ＷＥＢサイトの多言語対応などに向けた支援強化
③ 国際標準化に関する東京都の取り組みや最新動向の、一括かつ分りやすい情報提供

※東商の取組(2017 年度実績)
○中小企業国際展開アドバイザー:登録アドバイザー企業数 139 社、アドバイザーによる支援件数 46 社 53 件
○海外現地事情視察会:ミャンマー、ベトナム、フィリピン等　3回開催、延べ 59 名参加
○国際展開セミナー:72 回開催、延べ 6,439 名参加(公的機関との協力事業等を含む)
○海外展開窓口相談件数:676 社 1,173 件
○葛飾区内ものづくり産業の海外への販路開拓支援事業(講演会 1 回開催･27 名参加、PRツールの作成)(葛飾支部事業)

３．円滑な事業承継に対する支援

中小企業の経営者の高齢化が進展し、団塊世代の引退が本格化する今後数年の間に、多くの中小企業が事業承継のタイミングを迎える「大事業承継時代」が到来している。当商工会議所の調査によると、事業を継続する意向があっても後継者を決定していない経営者や、具体的な検討に至っていない経営者が約５割を超えている。高齢にもかかわらず後継者が決まっていない経営者が一定割合存在するなど、後継者不在による廃業の増加が懸念される。また、後継者候補がいる場合でも、事業承継対策に何から着手したらよいか分からず、これまで対策が進まなかったという声が多数寄せられている。まずは、中小企業の円滑な事業承継を進めるため、「気づき」の促進を進める必要がある。また、本年度の税制改正で抜本的に拡充された事業承継税制の周知・利用促進を進めるとともに、制度を利用するために必要な「特例承継計画」策定を支援していく必要がある。なお、東京都におかれては、抜本的に拡充された事業承継税制を利用するために必要な「特例承継計画」や、昨年度より関東経済産業局から移管された事業承継税制の認定窓口において、申請を希望する企業に対し寄り添った相談対応が求められている。

特に、製造業は起業の障壁が高いため開業率が低く、直近１５年間で都内ものづくり企業の事業所数は半減していることから、都内ものづくり企業の高い技術力や価値ある事業を次世代に承継するための支援が必要である。

当商工会議所の調査では、約５割の企業が「株式譲渡」や「自社株の評価額」を事業承継の課題と回答しながらも、全体の約４割、５名以下の企業では約８割が自社の株価を算定したことがないと回答している。従業員規模と自社の株式価値は関係しないケースも多いことから、中小企業・小規模事業者の自社の株式評価に対する支援が必要である。

一方、当商工会議所の調査においても、直近２０年間の間に「従業員承継」や「第三者承継」といった親族外承継の割合が４分の１まで高まってきている。後継者のいない企業にとって、Ｍ＆Ａは非常に有効な手段であるが、自社がＭ＆Ａの対象とならないと考えている中小企業も多い等、身近な手段となっていない。従業員承継の支援を進めるとともに、中小企業のＭ＆Ａに対する理解を促進するための情報提供を行い、イ

メージアップを図ることが必要である。
　また、当商工会議所の調査では、「借入金・債務保証の引継ぎ」が事業承継の障害・課題と感じている企業が半数以上にのぼっている。信用保証協会による保証付の融資に関しては、借換・条件変更時や事業承継時において、一定の条件のもとで経営者保証を不要とする運用が本年４月より開始している。東京信用保証協会においてもこの運用を徹底し、円滑な事業承継を後押しされたい。

【具体的要望内容】
①　抜本的に拡充された事業承継税制の周知・利用促進（特例承継計画策定に関する支援）
②　事業承継税制や特例承継計画の認定窓口における、申請企業に寄り添った相談対応
③　中小企業の自社株式評価額算定に対する支援（再掲）
④　中小企業のＭ＆Ａに対する情報提供、イメージアップ促進
⑤　東京信用保証協会において、事業承継時に前経営者・新経営者の双方からの経営者保証を原則不要とする運用の徹底

※東商の取組(2017 年度実績)
○東京都事業引継ぎ支援センター:相談企業数 875 社、相談延べ件数 1,327 件、成約件数 55 件
○ビジネスサポートデスクにおける事業承継支援:901 社 3,018 件
○事業承継税制セミナー:10 回開催、延べ 356 名参加

Ⅲ．持続的な成長を実現するための環境整備

１．中小企業の生産性向上を阻む取引環境の改善

　人手不足が深刻化する中、「多様な人材の活躍」と「生産性向上」の両方を達成する上で「働き方改革」は重要な取り組みである。一方で、大企業の「働き方改革」の影響により、中小企業へのしわ寄せが及んでいるとの声も上がってきており、大企業の要請による一方的な業務負荷や不公正な取引条件など、取引に対する監視強化が必要である。下請センター東京における相談強化を図るとともに、不公正な取引の事例があれば公正取引委員会や中小企業庁との連携を進めるべきである。
　日本企業の生産性の低い要因として、海外では有償であるサービスについても、日本では、取引慣行から無償対応が求められる等、不合理な商慣習や取引慣行が残っている点が挙げられる。個々の中小企業において対応が困難な商慣習の見直しや取引適正化に向けては、業界毎の取り組みが必要であり、取引慣行見直しに関する成功事例の収集や周知、新たに取り組みを行う際の支援を実施すべきである。

【具体的要望内容】
①　公正な取引環境の実現に向けた対応の継続（下請センター東京ほか下請企業対策の拡充、「下請取引ガイドライン」の周知強化）
②　業界毎の取引慣行見直しに関する成功事例の収集・周知、取り組みの支援

２．中小企業が積極的に設備投資・ビジネス展開するための環境整備・制度改革

（１）省エネルギーへの取り組み推進に向けた支援強化

　東京都が策定した「２０２０年に向けた実行プラン」では、世界をリードするスマートエネルギー都市を標榜しており、ＬＥＤ化のほか、省エネルギー対策においても、高い目標を設定している。しかしながら、電力コストの高止まりが続く中、多くの中小企業では、自主的に取り組む意欲があっても、「取り組み内容や方法の理解不足」のほか、人材面、費用面がネックとなり、実行に移すことが難しいのが現状である。
　今後、中小企業の自主的な省エネへの取り組みを推進するために、省エネが生産性向上や経営改善にもつながることを、東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）が実施する、セミナー・個別相談ならびに省エネ診断等を通じて、域内事業者に丁寧に説明するとともに、中小企業の具体的な行動を後押しするための支援策をハード・ソフト両面で強化すべきである。

【具体的要望内容】
①　中小企業の省エネ化に向けたハード・ソフト両面での支援
②　省エネ意識向上のための好事例の収集・公表など広報強化、省エネセミナー等の積極的な実施
③　中小規模事業所向け省エネ診断・技術的助言の強化、個別相談会等の丁寧な支援・対応機会の拡充、受診事業所へのフォローアップ支援の拡大
④　東京都における地球温暖化防止活動推進の拠点である「クール・ネット東京」を活用した中小規模事業所の支援体制強化

※東商の取組(2017 年度実績)
○省エネセミナー:1回開催、410 名参加(クール・ネット東京との共催)
○好事例収集・公表:ホームページ「今すぐできる中小企業向けヒント集」に 16 件の省エネ好事例を掲載

（２）産学公連携推進および知的財産の創造・活用・保護に対する支援

新たな事業創出や製品開発においては、企業単独ではなく、オープンイノベーションなど、企業間や大学、公的機関との連携も有効な手段である。その効果を高めるには、コーディネーターやコーディネート企業の高い資質が求められることから、それらの育成や支援に取り組まれたい。

また、知的財産の活用は、イノベーションの創出やブランドの確立につながり、新たな需要を掘り起こすものとして重要である。各制度や改正著作権法について分かりやすく丁寧に周知を行うとともに、中小企業における知的財産の創造や活用を促進されたい。

【具体的要望内容】

① オープンイノベーションなど企業間や産学公連携の推進強化（コーディネーターの育成、首都大学東京や都立産業技術研究センター等が保有する特許について、中小企業への一定期間の無償開放など）
② 中小企業の特許料金の一律半減制度や、特許取得の経営上のメリットに関する、東京都知的財産総合センター等における分かりやすい説明会の継続的な開催
③ 知的財産の価値や事業性評価を活用した融資拡大への取り組み
④ 改正著作権法における柔軟性のある権利制限規定の広範かつ丁寧な周知、著作権者の権利が適切に保護されるための普及啓発

※東商の取組(2017 年度実績)
○産学公連携相談窓口:16 件受付、うち6件が共同研究・委託研究へ進展
（相談件数合計 85 件、うち 27 件が共同研究・委託研究へ進展）
○「企業力＝知財力　デキる知財の使い方～売り上げを伸ばす一歩先の知財戦略～」の発刊
○知的財産セミナー:24 回開催、1,278 名参加

（３）国際競争力強化に向けた着実なインフラの整備

中小企業が生産性を高めつつ、事業に集中して取り組んでいくためには、ビジネス環境の整備を通じた国際競争力強化が不可欠である。具体的には、オリンピック・パラリンピックが開催される２０２０年を契機に、国家戦略特区を活用した国際ビジネス環境整備やまちづくりの促進、陸・海・空の交通・物流ネットワークの強化、都市防災力の向上などを図ることが必要である。

陸・海・空の交通・物流ネットワークの強化では、首都高速中央環状線の全線開通や圏央道の整備促進により、輸送時間の短縮といった企業活動の効率化のみならず、物流施設や工場の新規立地や生産性の向上など、多岐にわたるストック効果が発現している。引き続き、外環道（関越道～東名高速間）など国際競争力の強化に資する道路や、環状二号線などの東京２０２０大会を支える幹線道路の整備にくわえ、羽田空港の発着回数拡大などのさらなる国際化、物流・観光の観点から重要な役割を果たす東京港の整備推進に取り組まれたい。

都市防災力向上では、今後３０年間で７０％の確率で発生すると予想されている首都直下地震への対策が急務であることから、一時滞在施設の確保などの帰宅困難者対策に万全を期すべきである。緊急輸送道路沿道建築物を中心とした耐震化や木密地域の早期解消、社会資本の老朽化対策やインフラ維持・更新コストの縮減、平準化、担い手の確保・育成などハード・ソフト両面での対策が必要である。

また、首都圏の道路ネットワークは整備されつつあるものの、昨今のインターネット通販の拡大による小口・多頻度配送の需要が高まっており、運送上の生産性向上が課題となっている。企業努力にくわえ、物流拠点の再整備・高度化や中心市街地等における荷捌きスペースの確保、駐車規制緩和区間拡大など、物流の効率化・高度化に資する施策を展開されたい。

【具体的要望内容】

① 陸・海・空の交通ネットワーク強化（外環道および２０２０年に向けた幹線道路の整備、都心と首都圏空港間のアクセス改善をはじめとした鉄道交通網の強化、東京港の整備促進、羽田空港のさらなる機能強化など）
② 国家戦略特区を活用した国際ビジネス環境の整備、まちのにぎわい創出
③ 高度防災都市の実現（耐震化や木密地域の早期解消、帰宅困難者対策）、インフラ老朽化対策

④　円滑な物流の確保（荷捌きスペースの確保、駐車規制緩和区間の拡大など）りやすい説明会の継続的な開催

※東商の取組(2017 年度実績)
○インフラ施設視察会:2回開催、53 名参加　○東京都帰宅困難者対策条例説明会:1回開催、184 名参加
○防災関連視察会:1回開催、37 名参加　○BCP策定支援講座:1期、50 名参加
○支部におけるBCP関連セミナー:5回開催、延べ 170 名参加
○防災訓練の実施
・家族との安否確認訓練2回実施(東商会員企業 325 社、38,804 名とその家族が参加)
・東京都・台東区合同帰宅困難者対策訓練・駅前滞留者訓練(東商会員企業 50 社 3,444 名参加)
○「地震だ！地震初動マニュアル」の発刊(新宿支部事業)

（４）企業の前向きな投資活動を促進する税制措置の整備

わが国経済が緩やかな回復基調にある中、都内の土地価格も上昇傾向にあり、本年発表された公示価格においても２３区内ほぼすべての地点で上昇している。企業にとって過重な固定資産税負担を緩和するため、商業地に係る固定資産税・都市計画税の軽減措置、および小規模非住宅用地の減免措置は引き続き延長するとともに、拡充を検討すべきである。また、生産性の向上など、企業の前向きな投資活動を促進するため、事業所税、償却資産に係る固定資産税を廃止し、法人事業税・法人都民税の超過課税を撤廃すべきである。

【具体的要望内容】

①　商業地等に係る固定資産税・都市計画税の条例減額措置（負担水準の６５％、税額の１．１　倍）の延長および拡充(負担水準の６０％までの引き下げ)、小規模非住宅用地に係る２割減免措置の拡充(減免割合の引き上げ）および恒久化
②　事業所税、償却資産に係る固定資産税の廃止、法人事業税・法人都民税の超過課税の撤廃

３．中小企業の実態に即した施策の運用と納税環境の整備

国の「ＩＴ導入補助金」等では、中小企業・小規模事業者の利便性に配慮し、申請書類が電子化・簡素化されている。東京都においても、施策の単年度での予算措置の見直しも含め、さらなる申請書類の電子化・簡素化等、よりニーズや実態に即した運用を図るべきである。

また、中小企業施策の情報が入手しづらい、補助金の募集期間が短いといった声もあることから、希望する中小企業が補助金申請できるよう、ＷＥＢサイトを中心とした、目的や時期別等による情報の逐次更新・発信等、施策の周知徹底に努められたい。

あわせて、人的資源に乏しい中小企業の業務効率化のため、都税や公金の電子納税の普及、東京都や周辺自治体における個人住民税の特別徴収事務帳票や給与支払い報告書等の帳票様式の統一等、納税事務負担の軽減を図るべきである。

【具体的要望内容】

①　中小企業・小規模事業者のニーズや実態に即した、仕組みづくりと運用の徹底（各種施策の単年度での予算措置見直し、施策の周知、申請書類の簡素化等）
②　東京都および周辺自治体における電子納税の普及促進
③　東京都および周辺自治体における個人住民税の特別徴収事務の帳票、
④　特に給与支払い報告書の様式統一

４．観光立国・観光都市実現や地域活性化に向けた取り組みの強化

観光は、関連する産業の裾野が広く、地域に大きな経済効果をもたらすばかりでなく、魅力ある都市空間の形成や伝統継承・文化創造など地域社会の価値向上に重要な役割を果たしている。クルーズ船寄港数の増加や航空路線の拡充、訪日ビザ発給要件の緩和などにより、アジア諸国を中心とした訪日外国人数は、２０１７年に２，８００万人を超え、訪都外国人旅行者数も１，３００万人を超え、過去最多となった。こうした中、２０２０年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会は世界に東京の魅力を発信する絶好の機会となる。東京都は「観光産業振興実行プラン２０１８」にて、長期的な目標として訪都外国人旅行者数を２，５００万人とする野心的な目標を掲げているが、その達成に向けては、環境整備や観光資源の磨き上げ、ならびに観光産業の有力産業への育成に対する取り組みを加速する必要がある。

また、欧米を中心とする外国人旅行者は、日本の歴史や伝統にくわえ、文化に対する期待が大きい。映画・アニメ等を観光資源として活用することは、わが国への誘客を促し新たなファンづくりにつながるだけでなく、東京２０２０大会に向けた機運醸成にも有効であるため、積極的に国内外に発信することが重要である。

祭り・郷土芸能・文化芸術・スポーツイベント等文化プログラムの開催は、日本の文化を国内外に発信する絶好の機会であり、訪日外国人観光客の増加にも大いに寄与するため、オールジャパンで積極的な実施に向けた取り組みを促進されたい。

東京２０２０大会を２年後に控え、この大会を「史上最高の大会」にするためには、全国的な機運の盛り上げに向けて、都民を含め国民に対する情報の発信は欠かすことができない。ついては、東京２０２０大会に関連するイベント情報や施策情報、さらに大会輸送計画、ボランティア募集等の準備状況に関する情報の発信強化に努められたい。

【具体的要望内容】

① 新たな観光需要創出に向けた観光資源の磨き上げ（まち歩き環境整備、公的施設活用、コンテンツ産業振興、ナイトライフ需要の創出など）

② 広域連携強化（広域周遊ルート・地方連携強化、東北・九州観光復興など）

③ 観光を有力産業へ育てる取り組みの加速（観光需要獲得、宿泊施設多様化、生産性向上・観光人材育成、ＭＩＣＥ誘致の促進など）

④ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた、文化プログラムの推進も含めた、情報発信の強化

※東商の取組(2017 年度実績)

○都市型観光プログラム(TOKYO DISCOVERY):2 回開催、参加者 24 名

○観光セミナー・説明会:3 回開催、413 名参加

○東京の魅力発信サイト「東商 地域の宝ネット」における地域資源情報 185 件掲載

○関東学生「インバウンド広域観光周遊ルート」旅行企画コンテスト(共催:国土交通省関東運輸局)

○「東京とわが国における観光振興に関する意見」(4 月、提出先:国土交通省等)

○「東京の観光振興策に関する意見(7 月、提出先:東京都知事等)

○2020競技会場所在地商工会議所・商工会連絡協議会の設置

○会員向けに「大会輸送運営計画 V1 説明会」を開催、79 名参加

○「東京2020大会における交通輸送円滑化に関する会員アンケート」を実施

○「東商オリパラ・アクションプログラム」の策定

○平昌オリンピック・パラリンピック大会視察団を派遣

以　上

２０１８年度第８号
２０１８年　７月２７日
第２１０回議員総会決議

＜提出先＞東京都知事、東京都議会各政党幹部、東京都各部局幹部ほか関係機関 等

＜実現状況＞○中小企業対策予算の確保

●２０１８年度　３，８０５億円⇒２０１９年度　４，０１１億円（前年度比＋９２６億円）

※金融支援費を除いた中小企業対策予算は１，１４４億円と２０１８年度から４０５億円増の大幅増加見込み

○ＩＣＴ投資や設備投資などによる生産性の引上げ

・革新的事業展開設備投資支援事業　７６．１億円（＋５．１億円）

・受注型中小企業競争力強化支援事業　９．１億円（＋１．４億円）

○多様な人材の活躍や働き方改革を通じた生産性向上の推進

・人材確保支援事業　３．４億円（＋０．３億円）

・企業主導型保育施設設置促進事業　３．５億円（＋１．４億円）

・働き方改革推進事業　８．８億円（＋１．３億円）

・テレワーク等普及推進事業　３５．６億円（＋３０．１億円）

・中小企業の外国人材受入支援事業　１．２億円（＋０．３億円）

○事業承継や人材育成を通じた生産性向上の推進
・事業承継・再生支援事業　４．４億円（＋１．１億円）
・【新規】地域金融機関による事業承継促進事業　３．６億円

○新たなビジネスモデルの提供によりわが国を活性化させる創業の支援
・【新規】ものづくりベンチャー育成事業　２．６億円
・【新規】ものづくりベンチャーグローバル交流事業　０．５億円
・【新規】小中学校向け起業家教育推進事業　０．６億円
・【新規】都立高校における起業・創業の学習　０．１億円

○持続的成長やさらなる飛躍を目指す中小企業・小規模事業者に対する支援
・【新規】中小企業活力向上プロジェクトネクスト　４．２億円
・【新規】ネクスト・目指せ！中小企業経営力強化事業　８．２億円
※参考：２０１８年度　中小企業活力向上プロジェクト　４．４億円
新・目指せ！中小企業経営力強化支援事業　７．８億円
・【新規】海外拠点設置等戦略サポート事業　０．３億円

○持続的な成長を実現するための環境整備
・事業所等における省エネルギー対策の推進　１０．１億円（＋２．３億円）
・観光産業の振興　２０４．４億円（＋２１．９億円）

１０．中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見

基本的な考え方

わが国の中小企業は、企業数の９９．７％を占め、雇用の約７割を支え、従業員の所得から発生する所得税の約４割、社会保険料の事業主拠出分の５割を負担するなど、雇用を通じて地域経済や日本の財政に大きく貢献している。現在、中小企業経営者の高齢化が進展し、今後５年間で多くの中小企業が経営交代期を迎える「大事業承継時代」が到来している。直近５年間では、廃業が増加し、全国で４０万事業者、東京都で４万事業者が減少している。廃業する企業の中にも黒字企業や地域の雇用を支えている企業が多く含まれるなど、中小企業の「価値ある事業」が失われている。さらに、取引先の廃業により、サプライチェーンが途絶し、製造業をはじめ、産業集積地としての特性が失われるなど、事業承継は個社の問題だけでなく、地域経済全体の課題になっている。大事業承継時代が到来した現在、中小企業が円滑に事業承継を実現し、「価値ある事業」を次代に繋いでいくことが、将来の日本経済の発展には必要不可欠である。

そのような中、平成３０年度税制改正において、１０年間の期間限定ではあるが、事業承継税制の抜本的な拡充が図られたことは、中小企業の円滑な事業承継を後押しするものとして、大いに歓迎する。昨年度の意見書において要望した項目の多くが反映されており、特に親族内承継において自社株式の円滑な移転が促進されると期待される。今後は、経営者に対して事業承継の必要性について「気づき」を促進するとともに、５年以内に都道府県に提出が必要な「特例承継計画」の策定支援をはじめ、抜本拡充された事業承継税制の利用促進を強力に推し進めるなど、事業承継支援のより一層の強化が必要である。

昨年度実施した東京商工会議所の調査では、後継者の年齢を踏まえた適切な時期での経営交代は企業の活力を高め、生産性向上に寄与することが明らかになった。親族内承継においては、現経営者だけでなく、後継者の年齢に着目した事業承継支援について推進していくべきである。また、近年は、事業承継の形態として親族外承継の割合が急増しており、親族内承継だけでなく、従業員承継や第三者承継（M&A）への対応も必要となっている。とりわけ、後継者のいない企業にとって有効な手段であるM&Aの活用をより一層進めるべきである。M&Aは自社に関係のない話と考えている中小・小規模企業の経営者が多いことから、M&Aのイメージアップに向けた取り組みが必要不可欠である。

東京商工会議所では、都内４か所に設置したビジネスサポートデスク（東京都地域持続化支援事業（拠点事業））において、昨年度、１５６社に対して総合的かつ精緻な事業承継診断を行うなど、延べ３，０１８件の事業承継相談を実施した。また、小規模な事業者のM&Aのマッチング支援を東京都事業引継ぎ支援センター（国の委託事業）において実施し、８７５社の新規相談、５５件の成約を実現している。[※参考1]東京商工会議所は今後も地域経済団体として、中小・小規模企業の円滑な事業承継を実現すべく、事業承継支援に尽力する所存である。政府、

東京都におかれては、喫緊の課題である中小・小規模企業の円滑な事業承継をより一層促進していくため、以下の事項に関して、具現化されるよう推進されたい。

【参考１：東京商工会議所の中小企業の円滑な事業承継に向けた取り組み】

・東京商工会議所では、「気づき」の段階から、プレ承継、親族内承継・従業員承継を中心として、ビジネスサポートデスク（東京都地域持続化支援事業（拠点事業））にて支援を行い、主に第三者承継（M&A）を東京都事業引継ぎ支援センター（国の委託事業）にて支援している。

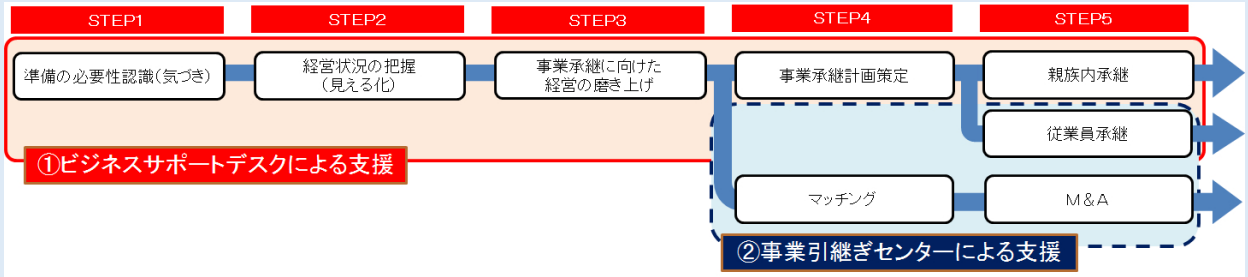

○ビジネスサポートデスク（ＢＳＤ）（東京都地域持続化支援事業（拠点事業））

・事業承継をはじめとした、高度かつ専門的な経営課題（創業・事業承継・新事業展開等）に対応するため、支援拠点を東西南北の４エリアに設置。２３支部と連携した相談体制を構築している。

・各拠点には中小企業支援の専門家（コーディネーター）が常駐、課題を整理して支援プランを作成。コーディネーターに加え、必要に応じて各分野の専門家を派遣し、キメ細やかに支援している。

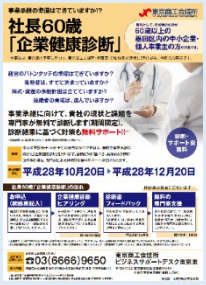

○『社長６０歳「企業健康診断」』事業

事業承継に向けて企業の現状と課題を専門家が無料で診断し、診断結果に基づく対策も無料サポートしている。

○ＢＳＤの事業承継支援実績

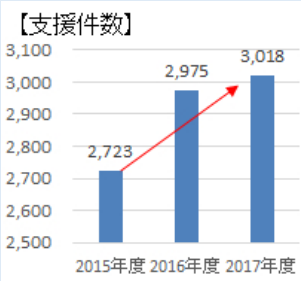

○東京都事業引継ぎ支援センター（国の委託事業）

・事業承継に関する相談のうち、とりわけ「第三者への会社の譲渡」の相談に対応している。民間M&A会社では対応が難しい小規模な事業者のマッチングを支援し、さらにM&Aの実行支援までを行うことで、円滑な事業のバトンタッチを促進している。

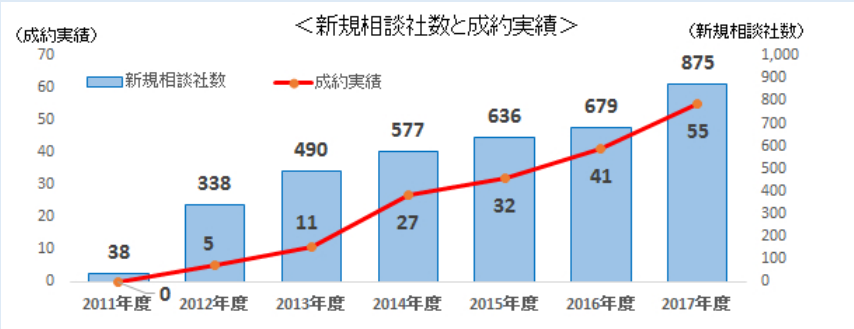

Ⅰ．円滑な事業承継の実現に向けた総合的な支援の推進

１．事業承継の早期対策の重要性について経営者の「気づき」を促進させる取り組み

東京商工会議所の調査によると、事業継続を希望する企業が約９割を占める一方で、後継者を決めていない企業が半数近くを占めている。「後継者候補はいるが、後継者を決定していない」企業の中には、経営者が高齢でも後継者候補を誰にも周知していない企業が多い。そのような企業は、従業員承継を想定している企業が多く、従

業員が後継者になることを拒否するなど、事業承継が円滑に進まない場合は廃業に直結する危険性がある。
　一方で、「既に後継者を決めている」企業ほど事業承継の準備・対策が進んでいることから、まずは早期に後継者を決定することが重要である。そのためには、事業承継の重要性に対する経営者の「気づき」の促進がポイントであり、事業承継診断などプレ承継支援を強化し、地域金融機関や支援機関を通じて経営者が「気づき」を得るための取り組みを行っていく必要がある。また、本年度の税制改正で抜本的に拡充された事業承継税制の利用促進を進めるため、本制度を利用するために必要な「特例承継計画」策定を強力に支援していく必要がある。

後継者の決定状況

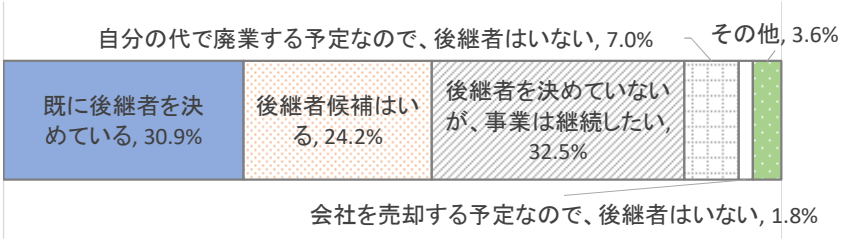

後継者の周知状況
（条件：60 歳以上の経営者）

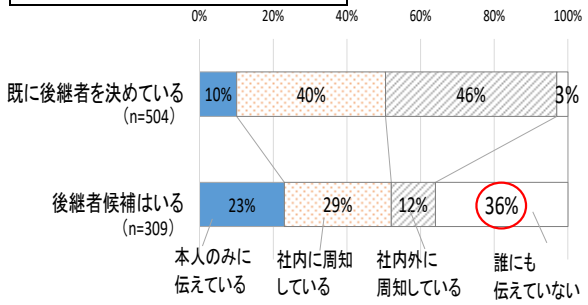

事業承継の障害・課題（上位４項目）
における、準備・対策を行っている割合

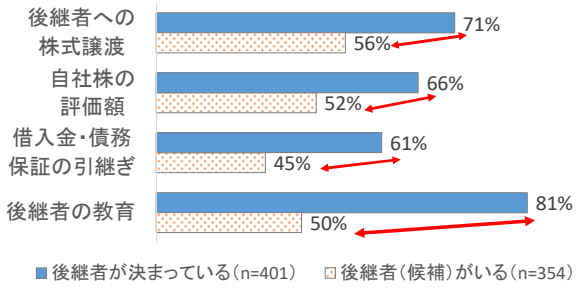

出典：東京商工会議所「事業承継の実態に関するアンケート調査」（２０１８年１月）

２．早期の事業承継の促進による生産性向上の実現

　東京商工会議所の調査によると、３０代から４０代で事業を引き継いだ経営者は、事業承継後に「新製品・新サービスの開発」など前向きな取り組みを行い、業況を拡大させている割合が高いことが判明した。また、３０代から４０代前半を適切な事業承継時期として挙げている経営者も多く、後継者が適切な時期に事業を引き継ぎ、時代に合った経営をすることが中小企業の生産性向上の実現に寄与する。そのため、早期の事業承継の促進に向けて、後継者の年齢に着目した計画的な事業承継の取り組みを推進すべきである。

事業を引き継いだ年齢と業況が良くなった割合

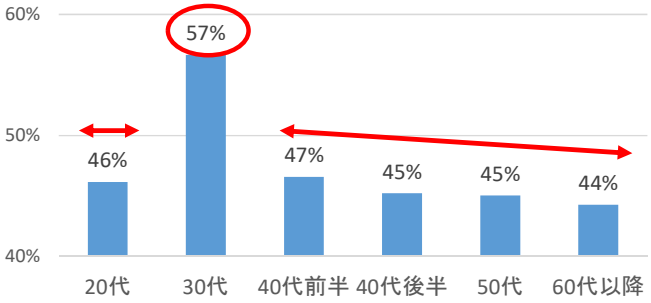

事業承継後の新たな取り組み

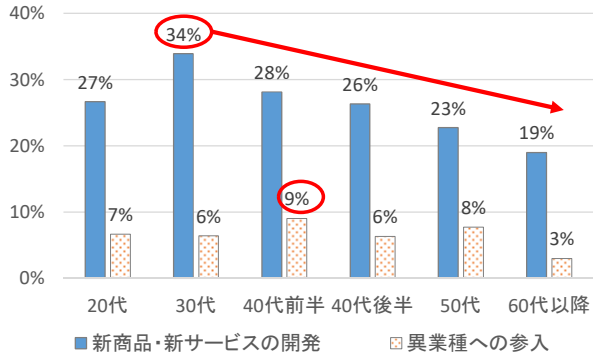

出典：東京商工会議所「事業承継の実態に関するアンケート調査」（２０１８年１月）

３．中小企業の事業承継を支援できる人材の育成

　「大事業承継時代」においては、支援機関や地域金融機関の果たす役割がますます大きくなることから、各機関担当者のスキル向上に向けた研修を強化すべきである。また、事業承継の具体的なステップに入る前段階の相談においては、報酬が発生しないケースも多く、支援機関や地域金融機関において育成した人材を専門家として派遣するための予算確保も必要となる。

Ⅱ．円滑な事業承継に向けた具体的な対策

【事業承継ガイドラインのステップ】

１．事業承継に向けた準備の必要性認識　＜ＳＴＥＰ１≪気づき≫＞

前述のとおり、事業承継を開始するにあたっては、経営者が事業承継の重要性について「気づく」ことが必要であり、支援機関や地域金融機関を通じて経営者が気づきを得るための取り組みを行っていく必要がある。

後継者が決まっている企業においては、現経営者の年齢だけでなく、後継者の年齢に着目した事業承継支援を推進していくべきである。後継者教育に必要な期間は５年～１０年必要との調査結果もあり、例えば、後継者の年齢が４０歳前後での事業承継を想定している場合は、後継者が３０歳になった時点で事業承継計画を策定し、事業承継ガイドラインに従い、事業の承継、経営権（株式）の承継、資産の承継を計画的に進めることが必要となる。

また、東京商工会議所の調査では、「後継者を決めていないが事業を継続したい」企業では、「後継者の探索・確保」を約７割の企業が障害・課題と感じている一方で、準備・対策がほとんど進んでいない企業が大多数を占めている。経営者の年齢が上がるにつれて、「後継者の探索・確保」を課題と感じている割合は高くなるが、準備・対策状況には変化がない。とりわけ、経営者に子供がいない企業では「後継者の探索・確保に向けた準備・対策が進んでいない」企業の割合が高い。第三者承継を選択するにしても、譲渡先企業の探索には１年以上の期間が必要となることもある。事業承継の着手が遅れることによって、円滑な事業承継が難しくなるケースも見受けられることから、親族内に後継者のいない企業では、早期対策の重要性に経営者が気づくことが必要である。

「後継者がいないが事業を継続したい企業」における障害・課題と準備・対策状況

	障害・課題	準備・対策
1位　後継者の探索・確保	68%	19%
2位　後継者の教育	50%	22%
3位　後継者への株式の譲渡	46%	26%

（年齢別の「後継者探索・確保」の障害・課題と準備・対策状況）

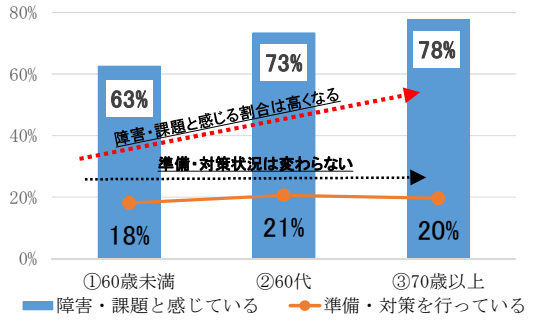

（子供の有無別の「後継者探索・確保」の障害・課題と準備・対策状況）

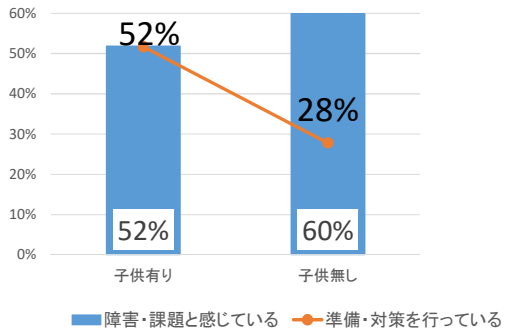

出典：東京商工会議所「事業承継の実態に関するアンケート調査」（２０１８年１月）

＜具体的な項目＞

- 事業承継の早期対策の重要性について、経営者の「気づき」を促進させる取り組み強化
- 現経営者の年齢だけでなく、後継者の年齢を考慮した事業承継に関する支援の強化
- 支援機関や地域金融機関を通じた事業承継ガイドラインの普及
- 事業承継診断の実施など、経営者が事業承継の課題を認識し得る取り組みの強化

２．経営状況の把握（見える化）、事業承継に向けた経営の磨き上げ　＜ＳＴＥＰ２～３≪プレ承継≫＞

円滑な事業承継を実現するためには、「事業の承継」、「経営権（株式）の承継」、「資産の承継」、全てを同時に進めていく必要がある。そのためには、事業承継の実行段階に入る前に自社の経営状況を把握し、事業承継に向けた磨き上げを行うプレ承継が重要なポイントとなる。東京商工会議所では、東京都の施策である「地域持続化支援事業（拠点事業）」において、特別区や、地域金融機関、支援機関などと連携した「社長６０歳企業健康診断事業」を実施しており、平成２９年度は１５６社に対して精緻な事業承継診断を実施するなど、プレ承継の支援を行っている。プレ承継支援をさらに強力に推進するためにも、以下のプレ承継に関する項目について、東京都において補助金を創設するなど、オール東京の支援機関での支援拡充に取り組まれたい。

（１）株価算定（取引相場のない株式の評価）に対する支援

経営権（株式）の承継を進める際に、事業承継税制の利用を検討するなど具体的な事業承継対策を進めるには、取引相場のない自社株式の評価額を認識することが必要である。

しかし、東京商工会議所の調査によると、親族内承継の障害・課題として、「後継者への株式譲渡」および「自社株の評価額」を挙げる経営者が約６割を占める一方で、従業員規模が小さいほど、自社株式の評価算定を実施している割合が低く、従業員５名以下の小規模企業では７５％の企業が自社株式の評価をしたことがないという結果となった。業歴の長い企業ほど、地価の上昇などの要因で簿価と時価が乖離する傾向もあることから、国税庁の財産基本調達に基づく取引相場のない株式の評価額算定の支援を行うべきである。

親族内承継（子供）における障害・課題

	障害･課題
1位　後継者への株式譲渡	60%
2位　後継者の教育	58%
3位　自社株の評価額	55%

従業員規模別の自社株式の算定状況

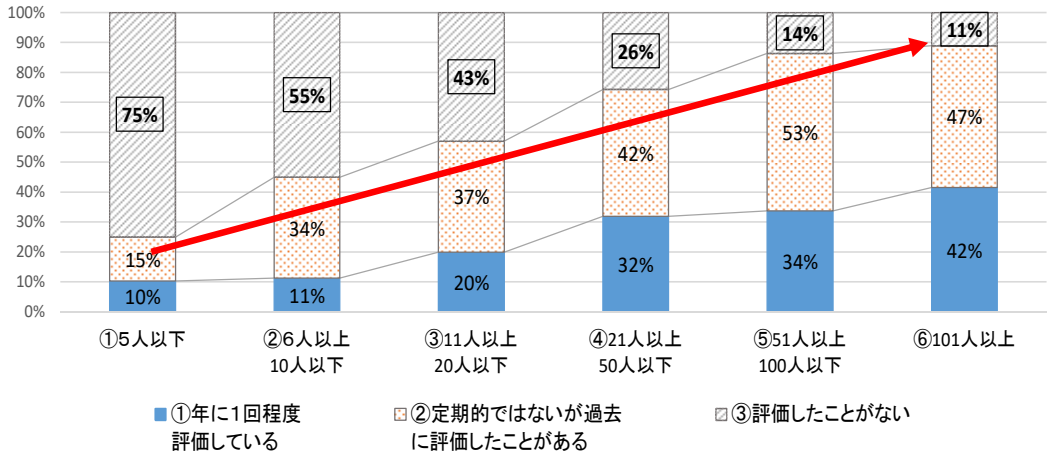

出典：東京商工会議所「事業承継の実態に関するアンケート調査」（２０１８年１月）

（２）後継者を対象とした事業承継支援の強化

事業承継後に後継者が直面する課題には、経営理念の承継をはじめ、経営計画の策定、社内体制の再整備、従業員との関係構築、金融機関との折衝など多岐にわたる。先代経営者の急逝などで、後継者教育を受けられず、事業承継後に非常に苦労した事例も多く、円滑な事業承継のためには、「事業承継に向けた磨き上げ」としての、後継者教育が大きなポイントとなる。支援機関などが実施する後継者教育の充実に向け、予算を拡充し、多様な中小企業のニーズに応じられるカリキュラムの整備に取り組むべきである。また、後継者教育においては、事業承継や多くの経営課題を乗り越えてきた経営者の知恵を知ることが非常に有効であり、後継者教育のカリキュラムの中に経営知識だけでなく、先輩経営者から知見を得る機会を盛り込むべきである。

他方、後継者の悩みとして、経営者の右腕となる人材の確保・育成を挙げる声も多いことから、後継者教育のみならず、後継者の右腕人材育成のための新たな取り組みを進めていくべきである。

（３）知的資産の「見える化」の支援

事業の承継を進めるにあたっては、自社株式や貸借対照表に計上される資産のみならず、自社独自のノウハウ・熟練工の技など、目に見えない資産である知的資産についても、正確に把握する必要がある。「なぜ自社に優位性があるのか」、「自社の競争力の源泉は何なのか」など、期間をかけて培った知的資産の見える化を図ることは、事業を引き継いだ後継者がその後円滑に会社を運営していくことに寄与するものである。取引先・利害関係者からの信用力に繋がる知的資産を承継することも重要なファクターであることから、知的資産経営報告書作成など知的資産の見える化支援の強化を図るべきである。

＜具体的な項目＞

- 株価算定に対する支援
  - ・国税庁の財産調達基本通達に基づいた取引相場のない株式の評価額の算定に係る支援
- 経営権、経営者の財産だけでなく、経営理念や取引先からの信用、熟練工の技などを円滑に承継すべく知的資産の見える化（知的資産経営報告書の作成）を支援
- 後継者を対象とした事業承継支援の強化

・次世代でのさらなる成長に向けた後継者教育の充実
・後継者育成支援に加え、経営者の右腕となる経営幹部の育成に対する支援
➢　株式評価額算定、知的資産の見える化、後継者教育など、プレ承継に関する企業の取り組みを支援する東京都における補助金の創設

３．事業承継計画策定・マッチング／事業承継の実現　＜ＳＴＥＰ４～５＞

事業承継の形態としては、後継者の状況によって、親族内承継、従業員承継、第三者承継の３形態がある。近年では、従業員や第三者など親族外承継を検討している企業の割合も増加している。とりわけ、後継者不在を要因とした廃業を減少させるためには、第三者承継の支援を強化していく必要がある。一方、業績不振の結果、廃業や事業再生を選択する企業には、事業再生・廃業支援など別の支援メニューが必要である。

事業承継支援の範囲

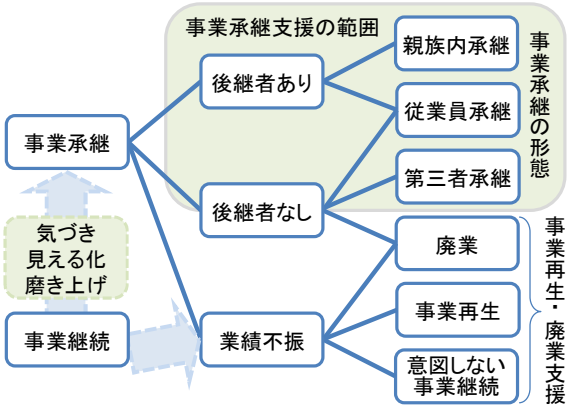

年代別の事業承継の形態

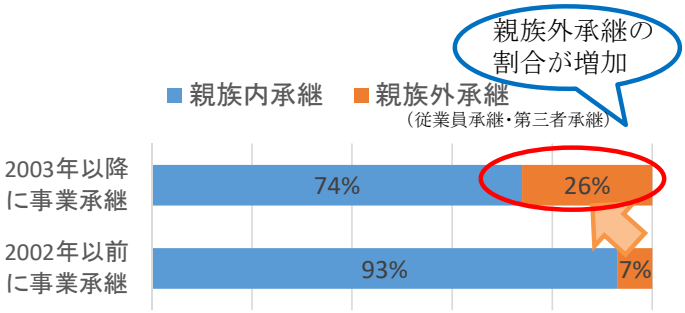

出典：東京商工会議所「事業承継の実態に関するアンケート調査」（２０１８年１月）

（１）円滑な親族内承継の実現に向けた支援

①抜本拡充された事業承継税制の利用促進に向けた後押し

平成３０年度の税制改正において、親族内承継の大きな課題となっていた自社株式の承継に係る税負担を解決するため、期間限定ではあるが、事業承継税制の抜本的な拡充が図られたことは、中小企業の円滑な事業承継を後押しするものとして、大いに歓迎する。また、東京商工会議所において要望した項目の多くが反映されており、中小企業の自社株式の円滑な移転が促進されると期待される。

東京商工会議所の昨年度要望項目と平成３０年度抜本拡充された事業承継税制の改正ポイント

	要望事項	⇒	平成30年度税制改正における実現事項
1	事業5年間継続後の納税免除制度を実現すること	⇒	経営環境の変化に応じた減免制度が創設。株式売却、廃業時点での株価で税額を再計算し、承継時の差額を免除する。
2	深刻な人手不足を踏まえ雇用維持要件を撤廃すること	⇒	一定の要件のもとに雇用維持要件は撤廃された。雇用5年平均80%を下回っても猶予税額は納付不要となる。
3	対象株式総数2/3制限を撤廃すること	⇒	対象株式等の上限が撤廃された。対象株式2/3上限の撤廃、納税猶予割合80%→100%引き上げにより、自社株式の承継に係る税負担がなくなった。
4	代表者・筆頭株主要件等を撤廃すること	⇒	（現行）先代1人から後継者1人への株式承継に限定。 ↓ （改正）一定要件のもとに、配偶者や従業員からの贈与・相続、複数（3人まで）の後継者での承継も対象となった。

※事業承継税制を利用するには５年以内に『特例承継計画書』を出す必要があるほか一定の要件があり。

一方で、抜本拡充される前の既存の事業承継税制について、「知っている」、「名前は聞いたことがある」と回答した企業の割合は合わせて全体の約半数に留まっており、認知度向上に向けた周知強化が必要である。また、本制度の内容を深く理解していない支援者も多いことから、抜本拡充された事業承継税制の普及・活用促進に向けて、経営者をはじめ、中小企業を支援する金融機関、士業などに対して広報活動の一層の強化が必要である。

とりわけ、抜本拡充された事業承継税制は、平成３５年３月３１日までに都道府県へ「特例承継計画」を提出することが適用の要件となっており、制度を利用する可能性のある企業に対する周知強化と、「特例承継計画」策定に向けた重点的な支援が求められる。

事業承継税制の認知度

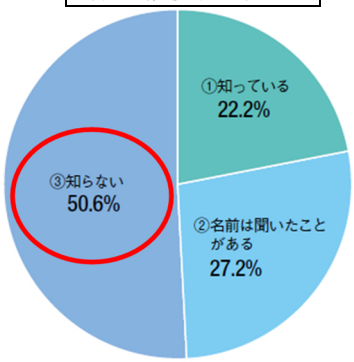

出典：東京商工会議所「事業承継の実態に関するアンケート調査」（２０１８年１月）

また、事業承継税制の運用における改善点として、過去に贈与税に係る納税猶予制度を利用した企業に対して、抜本拡充された事業承継税制に移行できるように配慮することや、事業承継税制の提出書類に係る宥恕規定を創設すべきである。

なお、東京都におかれては、抜本的に拡充された事業承継税制を利用するために必要な「特例承継計画」の申請窓口や、昨年度より関東経済産業局から移管された事業承継税制の認定窓口において、申請を希望する企業に対し寄り添った手続相談をお願いしたい。

②株式集約化に向けた税制措置の拡充

中小企業は株式市場からの資金調達が困難であることから、資金調達の手段は自己資金のほか、親族や金融機関からの借入に限られることも多く、経営者の代を重ねた業歴が長い企業ほど株式が分散している実態がある。承継時には、自社株式の評価額が高く、株式の集約には多額の費用が必要となることから、株式の集約が困難なケースも多く、支援措置が必要である。

＜具体的な項目＞

- ➢ 抜本拡充された事業承継税制の利用促進に向けた後押し
  - ・事業承継税制の認知度向上に向けた取り組み
  - ・本制度利用に必要な「特例承継計画」策定における支援
- ➢ 事業承継税制の改善
  - ・過去に贈与税に係る納税猶予措置を利用した企業の抜本拡充された事業承継税制への移行の容認
  - ・提出書類に係る宥恕規定の創設
- ➢ 東京都における、抜本拡充された事業承継税制利用に必要な「特例承継計画」の認定や、事業承継税制認定窓口の移管に伴う、申請企業に寄り添った手続相談の実施
- ➢ 株式集約化に向けた税制措置の拡充
  - ・特例的評価方式（配当還元方式）での買い取りを認める
  - ・発行会社が自社株式を買い取る場合の譲渡株主（個人）のみなし配当課税および譲渡者から残存株主へのみなし贈与課税の適用停止などの措置を講じる
  - ・同族株主判定の範囲縮小

（２）従業員承継の実現に向けた支援体制の充実

従業員承継は、従業員が株式を承継する方式と、資本と経営を分離する方式で大きく課題が異なる。東京商工会議所の調査によると、従業員が株式を承継する場合における一番の課題は、「借入金・債務保証の引継ぎ」と「後継者への株式譲渡」となっている。

【従業員承継における障害・課題】

1位　借入金･債務保証の引継ぎ	56%
1位　後継者への株式譲渡	56%
3位　後継者の教育	49%

「借入金・債務保証の引継ぎ」については、２０１４年に適用開始された経営者保証ガイドライン※参考2によって、円滑な事業承継の実現が期待されている一方で、同ガイドラインの認知状況は充分とは言えず、東京商工会議所の調査では、「内容が分からない」との回答は８割を超える。また、同ガイドラインについて「主たる金融機関から説明があったかどうか」については、「説明がなかった」、「説明があったと思うが内容は覚えていない」との回答が６割を超えた。地域金融機関の果たす役割は大きく、同ガイドライン周知の強化を図るべきである。

経営者保証ガイドラインの認知状況

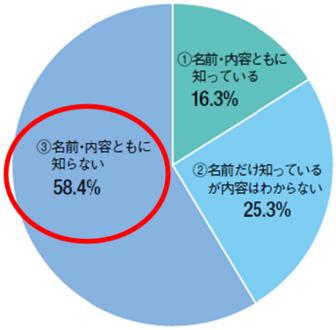

主な金融機関の説明状況

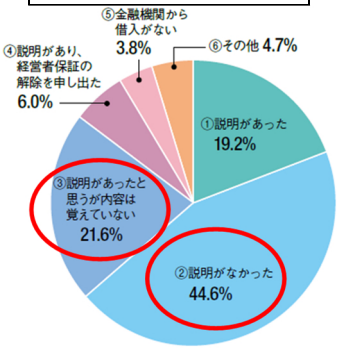

出典：東京商工会議所「事業承継の実態に関するアンケート調査」（２０１８年１月）

【参考２：経営者保証ガイドラインの概要】

経営者保証を提供せず融資を受ける際や保証債務の整理の際の「中小企業・経営者・金融機関共通の自主的なルール」として２０１３年１２月に策定・公表されたガイドライン。

２０１４年２月に金融庁は監督指針・金融検査マニュアルの改正を実施し、金融機関は以下の３点の経営状況を満たす企業に対しては、「経営者保証を求めない融資」や「経営者保証付き融資に代わる融資の方法（代替的な融資手法）」(※)を検討することが求められるようになった。

※「経営者保証付き融資に代わる融資の方法（代替的な融資手法）」

停止条件や解除条件付保証契約、流動資産担保融資（ＡＢＬ）、金利の一定の上乗せ など

①法人と個人の分離	②財務基盤の強化	③適時適切な情報開示
● 融資を受けたい企業は、役員報酬・賞与・配当、オーナーへの貸付など、法人と経営者の間の資金のやりとりを、「社会通念上適切な範囲」を超えないようにする体制を整備し、適切な運用を図る。 ● そうした体制の整備・運用状況について、公認会計士・税理士などの外部専門家による検証を行い、その結果を債権者に適切に開示することが望ましい。	● 融資を受けたい企業は、財務状況や業績の改善を通じた返済能力の向上に取り組み、信用力を強化する。	● 融資を受けたい企業は、自社の財務状況を正確に把握し、金融機関などからの情報開示要請に応じて、資産負債の状況や事業計画、業績見通し及びその進捗状況などの情報を正確かつ丁寧に説明することで、経営の透明性を確保する。 ● 情報開示は、公認会計士・税理士など外部専門家による検証結果と合わせた開示が望ましい。

他方、信用保証協会では、従前、前経営者が個別保証している債務について、事業を承継した場合、原則として後継者（新経営者）の追加保証を取得していたが、２０１８年４月より新たな運用が開始され、事業承継時に前・新経営者の双方から経営者保証を取得することは原則として行わないこととなった。※参考３本運用は、円滑な事業承継、特に従業員承継にとって、有用なものであることから、運用の徹底を図られたい。

【参考３：東京信用保証協会における経営者保証を不要とする事務取扱の変更について】

２０１８年４月より、経営者の交代により事業承継する場合、経営者保証が付された既往の保証付き融資について、原則として後継者（新経営者）の保証追加は行わないことする運用を開始した。

（前提条件）前経営者が個人保証をしている東京信用保証協会付き融資

○パターン１

事業承継後も、前経営者の経営者保証がそのまま残る場合は、基本的に新経営者の経営者保証の追加は要しない。

○パターン２

事業承継により経営権等を有さなくなった前経営者が経営者保証解除を希望し、既往の保証付き融資の返済が正常であり、今後も約定償還が見込まれる場合は、前経営者の経営者保証を解除し、基本的に新経営者の経営者保証を追加する。

２０１７年に策定された事業承継ガイドラインでは、中小企業経営者が円滑な事業承継を実現していくための手段、方法が分かりやすくまとめられているが、信用保証協会における経営者保証に関する運用の変更点など、従業員承継に焦点をあてた事業承継ガイドラインの拡充を図るべきである。

また、従業員承継におけるもう一つの課題である「後継者への株式譲渡」では、後継者に相応の資産がないことも散見され、株式買取資金のねん出が大きな障壁となっている。昨今、計画的な株式譲渡が見込まれる場合には、金融機関による融資対応が行われており、資金手当を円滑、かつ計画的に行うべく、企業が事業承継計画を作成するにあたり、支援を行うべきである。

＜具体的な項目＞
- 金融機関による経営者保証ガイドラインの周知強化
- 信用保証協会において、事業承継時に前経営者・新経営者の双方からの経営者保証を原則不要とする運用の徹底
- 従業員承継促進のための事業承継ガイドラインの拡充
- 株式買取資金等資金手当を円滑に行うべく、事業承継計画策定支援の強化

（３）円滑な第三者承継（M&A）に対する支援

親族内や社内に後継者候補が存在しない中小企業が、廃業を回避し、事業を継続する手段として有用なのが、第三者承継（M&A）である。しかし、M&Aには、依然として「乗っ取り」や「リストラ」など、敵対的なイメージを持っている中小企業経営者が多く存在している。東京商工会議所の調査によると、M&Aに対してのイメージは約５割が「よく分からない」と回答しており、また、「自社がM&Aの対象になると思うか」との問いに対しては、自社株評価額の大小に係らず、「ならないと思う」と回答する企業が約３割を超えるなど、M&Aの正しい理解の促進やイメージ向上を図る必要がある。支援機関はさることながら、それに加えて、昨今、多くの金融機関において、取引企業に対するコンサルディング営業の実施を掲げていることも踏まえ、支援機関と地域金融機関とが連携し、M&Aイメージ向上に向けた情報を発信していくべきである。

M&Aに対するイメージ

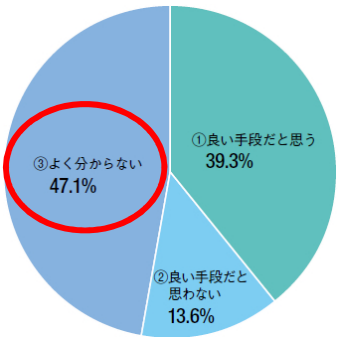

自社がM&Aの対象になると思うか※株式評価額別

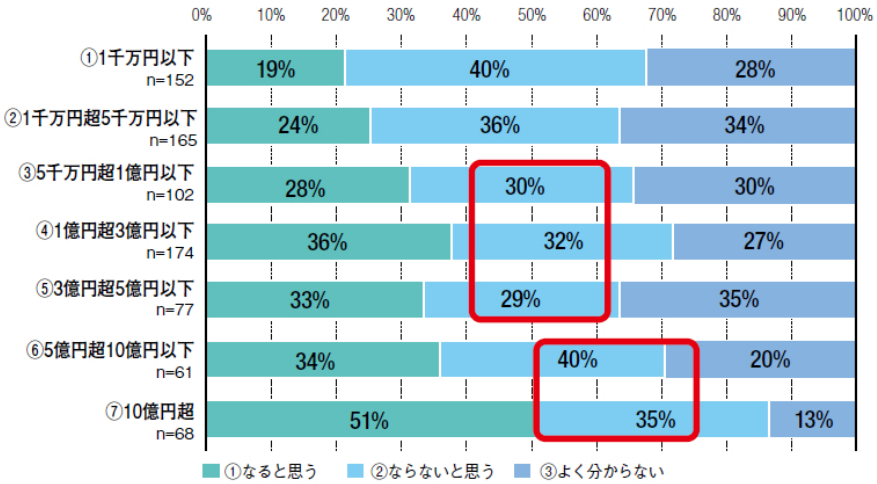

出典：東京商工会議所「事業承継の実態に関するアンケート調査」（２０１８年１月）

M&Aは事業承継の選択肢として検討されておらず、多くの経営者が、まず親族内で後継者を探し、次に社内（従業員）で探し、そこでも見つけられない段階で初めて、M&Aを検討し始める傾向がある。後継者のいない企業にとって、M&Aは事業を継続する切り札となり得るが、相手探し（マッチング）からクロージングまで期間を要することもあり、早期の着手が必要である。M&Aに対する正しい理解やイメージ向上を図ることにより、早期から事業承継の選択肢の一つとしてM&Aを検討することで、後継者不在により、やむなく廃業を選択する企業の減少に寄与する。

事業引継ぎ支援センターでは、事業承継に関する相談のうち、とりわけ「第三者への会社の譲渡」について対応しており、中でも、民間M&A会社では対応が難しい小規模な事業者のマッチングを支援している。４７都道府県に整備された事業引継ぎ支援センターの果たす役割は大きく、実際にM&Aの実行支援まで行うことで、円滑な事業のバトンタッチを支援しており、小規模M&A促進に寄与している。今後さらに相談機能の強化、成約事例の増大を図るべく、事業引継ぎ支援センターの予算拡充をすべきである。一方で、報酬額の少ない小規模M&Aを手掛ける専門家が不足しているのが実情であり、専門家の育成を強化すべきである。

＜具体的な項目＞
- M&Aのイメージ向上に向けた取り組みの強化や、従業員承継と同時に第三者承継（M&A）を検討するなど、支援機関だけでなく金融機関などとも連携し、情報を発信すべき
- 事業引継ぎ支援センターの予算拡充
- 小規模M&A促進に向け、専門家の育成促進

４．円滑な事業承継に資する支援策（共通項目）　＜ＳＴＥＰ１～５＞

中小企業の円滑な事業承継を実現するにあたり、事業承継の形態を問わず、非常に有用な以下の項目を実現すべきである。

（１）事業承継補助金の継続、拡充
　事業承継後の企業の革新的活動を支援する事業承継補助金は、新商品・新サービスの開発や、既存商品・サービスの新たな生産・提供方式の導入、販路拡大、新市場開拓、生産性向上など、企業の事業活性化全般を支援するものであり、事業を引き継いだ経営者の前向きな取り組みに寄与している。平成２９年度補正予算にて、大幅に予算が拡充され、約１０倍の採択率が予定されたことは大いに歓迎するものである。大事業承継時代が到来する中、引き続き予算額を確保するとともに、補助対象に「後継者の右腕となる幹部育成のための教育費用を対象経費とする」など、対象要件の拡充を図られたい。

（２）事業承継の支援人材の育成、及び支援機関、地域金融機関が連携したオール東京での事業承継支援
　事業承継における課題は、企業規模や後継者の有無など、状況によって多岐にわたる。事業承継を支援する専門家は、税務や法律、金融支援等、個々の分野や顕在化している課題について、プロフェッショナルなサービスを提供している。一方で、顕在化する前段階における支援人材は少なく、経営者に「気づき」を与える人材、すなわち内在する課題を顕在化し、各々の専門家へバトンを繋ぐことができる支援人材が不足している。特に、中小企業との接点の多い地域金融機関においては、事業承継に関する研修機会の拡充をはじめ、支援人材の育成を行うべきであり、支援機関と連携したオール東京での事業承継支援体制の構築を図るべきである。また、地域金融機関、支援機関と各分野の専門家の相互連携を促す仕組み作りを推進すべきである。
（３）「東京都と金融機関とが連携して実施する事業承継支援」の継続、拡充
　事業性はありつつも、財務基盤の弱い企業の事業承継に寄与している「東京都と金融機関とが連携して実施する事業承継支援」は、平成２８年１０月の制度開始から２年弱が経過する中で、徐々に相談件数も増加傾向にあり、実績が出つつある状況にある。本制度は、利益計上しているものの、過去の窮境原因により債務超過等財務状況が厳しく、リスケジュール状態等の要因で新規借入が出来ず、事業承継にも悪影響を及ぼしている企業が、出口戦略の１つとして利用できるものである。他の事業承継支援策として例がないものであることから、引き続きの継続を要望する。

＜具体的な項目＞
- 事業承継補助金の継続、拡充
- 中小企業における事業承継の支援人材の育成
- 各支援機関、地域金融機関が連携したオール東京での事業承継支援
- 事業性はありながら財務基盤の弱い事業承継に寄与している「東京都と金融機関とが連携して実施する事業承継支援」の継続、拡充

以　上

２０１８年度第９号
２０１８年　７月２７日
第２１０回議員総会決議

＜提出先＞内閣総理大臣、内閣府、財務省、経済産業省、総務省ほか関係省庁大臣・幹部、各政党幹部、関連団体
東京都知事、東京都議会各政党幹部、東京都各部局幹部ほか関係機関等

＜実現状況＞

○国における事業承継対策予算
・事業承継補助金（事業承継・世代交代集中支援事業）の継続　５０億円（±０）
・中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業―事業引継ぎ支援センター　２２．６億円（＋１．２億円）
・第４次産業革命に対応した人材育成・人材投資の抜本拡充　３４億円（＋５億円）

○東京都における事業承継対策予算
・事業承継・再生支援事業　４．４億円（＋１．１億円）
・【新規】地域金融機関による事業承継促進事業　３．６億円

１１．平成３１年度税制改正に関する意見

基本的な考え方

（多様で分厚い中小企業の集積こそがわが国経済の大きな強み）

　中小企業の雇用から発生する所得税は約３．６兆円に達し、給与から発生する所得税収の約４割を占めている。また、中小企業が負担する社会保険料事業主拠出分は約１３．３兆円（大企業負担分：約１３兆円）に上るなど、

中小企業は雇用を通じてわが国の財政や地域経済に大きく貢献している。

中小企業の約９割は、経営者自らが資本を調達し、事業を行う同族経営であり、資本と経営が一体であるからこそ、機動的な意思決定や、長期的な視点に立った経営で地域の雇用を支えるなど、地域社会への高い貢献が可能となる。また、中小企業は、地域に密着した小規模企業や、高度な技術力を保有し国際的なサプライチェーンの一端を担う企業、創業１００年を超す老舗企業など多種多様な存在であり、こうした多様で分厚い中小企業層の集積こそがわが国経済の基盤であり、大きな強みである。

（新たなビジネスモデルに挑戦する中小企業を後押しする成長戦略・税制が必要）

わが国は、第４次産業革命の進展、雇用システムの変革（働き方改革）など、大きな社会変化が起きつつある中にあって、わが国経済が持続的に成長するためには、多様性・柔軟性・機動性を有する中小企業が、イノベーションの担い手として、新たなビジネスモデルにチャレンジすることが重要である。

今後５年～１０年間で、団塊世代の中小企業経営者約３０万人が引退する「大事業承継時代」を迎えると同時に、世代交代によって、新たなビジネスを生み出す意欲ある経営者の活躍を促すまたとない機会が到来している。国は、この機会を逃すことなく、創業・成長・事業承継といった企業のライフサイクルの各局面で、中小企業の自由闊達な活動を促し、その活力を最大限引き出す観点から税制を整備すべきである。

とりわけ、設備投資など将来の成長に向けた投資を後押ししていく観点から、中小企業の資金調達は金融機関からの借入が中心であることを踏まえ、借入の返済原資であるキャッシュフロー（内部留保＋減価償却費）の確保に繋がる税制の整備が不可欠である。

（国民の将来不安を解消する税制と社会保障制度の一体的な改革）

「人口急減・超高齢化社会」という構造的課題によって、国民や企業は将来に不安を感じ、このことが、消費マインドの低下や投資抑制の一因になっている。社会保障給付の重点化・効率化、待機児童対策を含めた少子化対策の充実・強化など、資源配分を高齢者から若年層へ移行する社会保障制度改革を果断に実行し、政策の重点を「現在の安心」から「将来の安心」へ大胆にシフトすべきである。

消費税率１０％への引上げは、社会保障制度の持続性確保、少子化対策の充実・強化のために必要である。国は、消費税率引上げに対する国民の理解を深めるための広報を強化するとともに、中小企業の価格転嫁や、耐久消費財を中心とした需要変動の平準化対策等、税率引上げに向けた経済環境を整備すべきである。

また、軽減税率制度については、制度導入まで１年余りとなる中にあって、日本商工会議所の調査では、８割の中小企業が準備に取り掛かっていない状況にある。混乱なく軽減税率制度が導入されるためには、まずは国による徹底的な広報（メディア、インターネットを含む）により事業者の準備を促す等、早急な対応が必要である。

Ⅰ．中小企業の新たな挑戦を後押しし、成長を促す税制措置の実現

１．「生産性革命」実現に向けた税制措置の拡充

（１）　中小企業向け設備投資減税の延長・拡充

日本商工会議所が実施した中小企業の設備投資の動向に関する調査では、設備投資の目的として「能力増強」と回答する企業が約６割と最も多く、その理由として「現在の需要増に対応するため」が６７．３％、「従業員の時間外労働や長時間労働の抑制・人手不足に対応するため」が５１．８％と、上位を占めている。

国は、２０１７年～２０２０年までの３年間を「生産性革命・集中投資期間」として、大胆な税制、予算、規制改革等の施策を総動員するとしており、中小企業の設備投資を後押しする設備投資減税（中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制）は、引き続き措置すべきである。

とりわけ、設備投資を強力に後押しする中小企業経営強化税制の即時償却措置は継続が必要である。あわせて、新たな需要に対応するための工場増設、働き方改革に資する事務所や福利厚生施設の整備に必要な建物等や、車両運搬具を対象設備に追加するとともに、長時間労働の是正に向けたインセンティブ措置を新たに盛り込むなど、中小企業の設備投資を一層加速させるため、必要な拡充を行うべきである。また、資金の調達が困難なこと等により、中古設備を活用して生産性向上を図る事例が多く見られることから、対象設備に中古設備を加えるべきである。さらに、防災・減災をはじめ、災害発生後における中小企業の事業継続を

可能とする対策の促進は中小企業の経営強化に資することから、対策の促進に有効な設備投資を一層加速させるため、必要な拡充を行うべきである。

あわせて、商業・サービス業・農林水産業活性化税制についても、中小企業の防災・減災対策を促進する観点も踏まえながら、中小企業者等の設備投資を引き続き促進すべく、必要な見直しを行ったうえで、延長すべきである。

なお、中小企業経営強化税制の適用を受けるためには、各企業の事業年度内に、国から「経営力向上計画」の認定を受ける必要があるが、中小企業の場合、決算の結果を踏まえて設備投資を判断するケースが多いことから、計画申請等が間に合わない可能性があるため、計画の簡素化を図るとともに、計画記載例（書き方のポイント）の充実等、事業者の利便性を向上すべきである。

（２）中小企業の経営の実態を踏まえた減価償却資産における定率法の適用対象の拡大等

これまでの税制改正において、建物や建物付属設備等の減価償却資産は、償却方法が定率法から定額法へ変更される等、設備投資後の初期の償却限度額を縮小する方向で改正が行われてきた。

中小企業の場合、多くは金融機関からの借り入れによって資金調達を行っており、償却限度額の縮小は、手元キャッシュの減少による資金繰りの悪化に直結し、設備投資の抑制にもつながりかねない。中小企業の資金繰り等経営の実態を踏まえ、建物や建物付属設備等について定率法を適用可能とする等、償却方法の見直しが必要である。

また、耐用年数が企業の設備投資サイクルに適合していないとの声も多く、減価償却資産の耐用年数の見直しが必要である。

（３）中小法人の軽減税率は税率１５％を維持したうえで延長すべき

中小法人の８００万円以下の所得に係る軽減税率は、本則１９％から１５％へ引下げられている中で、本税制措置の平成２８年度の適用件数は約８４万件に上るなど、中小企業の財務基盤を支えている税制であるといえる。

わが国経済が、世界経済リスク等を背景に先行き不透明な状況にある中で、仮に、本税制措置が延長されない場合、中小企業からは、資金繰りの悪化により設備投資や従業員の賃上げに影響を及ぼしかねないとの声が多く寄せられている。本税制措置は、税率１５％を維持したうえで適用期限を延長すべきである。

（４）貸倒引当金の損金算入措置は簡素な制度のままで継続すべき

中小企業の多くは、売掛金等の債権が貸倒れた場合に備え、貸倒引当金を計上しており、税法上も損金算入が認められている。また、繰入限度額の計上は、法定繰入率による簡易的な計算方法が可能であり、中小企業の納税事務負担に配慮した制度となっている。多くの中小企業が景気の先行きを懸念する中で、将来の景気後退リスクへの備えを継続的に後押しする観点から、貸倒引当金の損金算入措置は、事業協同組合向けの割増特例も含め、簡素な制度のままで継続すべきである。

２．中小・中堅企業のイノベーション・新事業展開を後押しする税制措置の拡充

（１）中小・中堅企業の新事業展開を後押しする研究開発税制の延長・拡充

第４次産業革命の到来を踏まえ、わが国が国際競争を勝ち抜くためには、研究開発投資への後押しが極めて重要であり、研究開発税制は、制度全体として恒久化し、予見可能性のある安定した制度とすべきである。また、中小・中堅企業の研究開発を後押しする観点から、研究開発税制は、以下に掲げる措置を講じるべきである。

① 経営資源の限られた中小企業は、一人の人員が研究開発とともに他の業務を兼務することが多いが、研究開発税制の対象となる人件費は、専門的知識を持って試験開発の業務に「専ら」従事することが求められており、使い勝手が悪く、税制が活用されない原因になっている。中小企業の研究開発への取り組みを強力に支援するため、中小企業の場合は、試験研究費の対象となる人件費を、プロジェクト期間における業務状況の簡単な記録から概算比率で計上可能とするなど、大胆に運用面を改善すべき。

② 総額型における税額控除率（最大１７％）を維持するとともに、法人税率が引下げられている中で、研究開発費を増加させるインセンティブとして、最大で法人税額の４０％まで（総額型２５％、オープンイノベーション型５％、上乗せ措置最大１０％）とされている控除額上限を引上げるべき。

③ 中小企業において、単独で新たな事業を立ち上げるのは困難であり、外部との連携強化が重要である。独自の技術を有する研究開発型の中小企業やベンチャー企業と共同研究を行う場合のインセンティブを強化し、オープンイノベーションを推進すべき。

④ 大企業と比較して、経済環境の変化の影響を受けやすい中小企業において、研究開発を継続できるよう、研究開発費の繰り越し控除制度は復活させるべき。

⑤ 新たに研究開発税制を利用しようとする中小企業において、過去３年間の試験研究費を計算できないケースが想定されることから、比較試験研究費の計算方法の簡素化を図るべき。

⑥ 試験研究費の対象費目（製造原価）の明確化が、利用促進には必要不可欠であることから、テンプレート等の作成、中小企業への周知・徹底等の方策を講じるべき。

⑦ オープンイノベーション（特別試験研究費）の範囲に、特許譲受対価を追加すべき。

（２）創業後５年間の法人税・社会保険料の減免措置

創業後５年程度は黒字であったとしても、事業活動が不安定で経営基盤が安定しない企業が多い。そのため、中小企業のスタートアップ時の経営基盤を強化し、企業の拡大・発展を強力に後押しするため、中小企業支援機関等の創業支援を受けた創業者に対して、創業後５年間の法人税免税、社会保険料の減免措置や、創業後５年以内に生じた欠損金の繰越控除期間の無期限化を講じるとともに、資本金に関わらず、欠損金を１００％控除できる期間についても、現行（創業後７年以内）から延長すべきである。

（３）創業資金に係る贈与税非課税枠の創設

創業者の親族等から贈与された創業資金に係る贈与税について、１，０００万円の非課税枠を創設し、新規創業を支援すべきである。

（４）研究開発型ベンチャー企業の支援に資するパテント・ボックス税制の創設

中小企業の知的財産権の国内保有の推進や、創薬ベンチャー等の研究開発型のベンチャー企業を支援する観点から、パテント・ボックス税制（知的財産権に起因する収益に対する軽減税率の適用）を創設すべきである。

（５）法人版エンジェル税制（ベンチャー投資促進税制）の延長・拡充

現在、中小・中堅企業が新たな事業分野に進出する際、Ｍ＆Ａを活用するケースが増加しており、平成２９年度税制改正において、地方投資を促す観点から要件が緩和されたベンチャー投資促進税制は、地方創生に資することから延長すべきである。

一方で、現行のベンチャー投資促進税制は、ファンドを通じた間接的な投資に限定されているが、中小・中堅企業が、ベンチャー企業に直接投資をすることで、ベンチャー企業の持つ新たな技術・ノウハウが中小・中堅企業に波及し、従来の事業の活性化・新事業展開に寄与することが期待されることから、中小・中堅企業がベンチャー企業に直接投資した場合にも税制優遇措置を講じるべきである。

（６）エンジェル税制の適用要件の拡充

成長途上にある企業へのリスクマネーの供給を増加させるためには、エンジェル税制の利用促進が不可欠である。ベンチャー企業への投資拡大に向け、適用企業の要件緩和を図るとともに、投資額の所得控除の上限額の引上げ、ベンチャー企業の株式損失における他の所得との損益通算期間を延長すべきである。

（７）中小企業の成長意欲を喚起する業績連動給与の中小企業への適用拡大

役員給与については、会社法に基づく手続きを経て、職務執行の対価として、企業がその支給額を決定している。一方、税法上は、定期同額給与、事前確定届出給与、業績連動給与の３類型以外の役員給与は損金算入が認められていない。役員給与は、会社法で求める手続き以上の制限を課すべきはなく、原則、全額損金算入とすべきである。

少なくとも、非同族会社にのみ認められている業績連動給与に関しては、中小企業経営者の成長への意欲向上を図る観点から、中小企業にも対応可能な簡素な仕組みで、適用対象を拡大すべきである。

なお、事業年度開始後に損金算入が認められる役員給与改定事由のうち、「通常改定」は、事業年度開始から３カ月以内に限られ、３カ月後以降は「特別な事情」がない限りは認めないものとされているが、年間を通じて好不況の変動が激しい中小企業の実態を踏まえ、年度途中での改定を事業年度開始から半年後まで認める等、弾力的かつ機動的な仕組みとすべきである。とりわけ、「業績悪化改定事由」の狭義の解釈により、期中における役員給与の引下げが困難な実態があり、中小企業の赤字法人増大の一因ともなっている。期初の業績目標に達しない際に、期中に役員給与を引下げて収益を確保することは当然の経営行動であることから、役員給与の引下げは柔軟に認めるべきである。

（８）中小企業の欠損金の繰戻還付制度の本則化

損益分岐点比率が９割にのぼり、外部環境の変化や景気変動による売上の増減が直ちに収支に直結する中小企業にとって、資金繰りは恒常的な経営課題である。

中小企業の資金繰りの改善を税制面で支援する観点から、中小企業の欠損金の繰戻還付制度は、恒久的な制度として、本則化すべきある。

（９）賞与引当金、退職給与引当金の損金算入制度の復活

賞与引当金、退職給与引当金については、給与規程や退職金規程等に明確に定められている場合、企業は従業員に対して債務を負っていると考えられており、「中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）」等、企業会計において計上が求められていることから、法人税上も損金計上を認めるべきである。

Ⅱ．消費税率引上げに伴う課題

１．消費税率の確実な引上げに向け、国民の理解を得るための最大限の広報が必要

わが国が「人口減少と超高齢化の加速」という構造的課題に直面する中で、社会保障給付費の急増に伴い、社会保険料の事業主負担をはじめ、社会保険料および公費（税財源・国債発行等）による負担は増加の一途をたどっている。

こうした中で、商工会議所は、予てから、持続可能な社会保障制度の確立や少子化対策の充実・強化のため、社会保障給付の重点化・効率化を図るとともに、将来世代に負担を先送りせず、社会全体で公平に負担する観点から、消費税率の１０％への引上げが必要であると主張してきた。

２０１９年１０月の税率引上げが確実に実施できるよう、社会保障財源としての消費税率引上げに対する国民の理解を得るため、最大限の広報を行うべきである。もとより、社会保障給付の重点化・効率化に向けた取り組みは、一層加速させるべきある。

２．消費税率引上げに伴う需要変動の平準化対策に関する考え方

わが国の消費税は、消費税創設時の経緯から、「消費に広く薄く負担を求める消費税の性格を鑑み、消費税を円滑かつ適正に転嫁する」旨を法律で規定し、最終的に消費者が消費税を負担することを前提としており、この点が、付加価値税はコストの一部と考える欧州の付加価値税とは事情が異なる。

商工会議所が消費税率１０％までの引上げを容認しているのは、中小企業が円滑に価格転嫁できる環境整備を大前提としている。引き続き、消費税転嫁対策特別措置法に基づき、実効性の高い転嫁対策を強力に推進すべきであり、「消費税還元セールの解禁」等、転嫁対策の後退に繋がる同法の改正は不要である。

消費税率引上げに伴う需要変動の平準化対策の検討に際しては、中小企業の円滑な価格転嫁対策との両立が大前提である。

（１）中小企業の円滑な価格転嫁の実現

①「消費税還元セール」の解禁に反対

国は、需要変動の平準化対策の検討にあたり、「税率引上げの前後において、需要に応じて事業者のそれぞれの判断によって価格の設定が自由に行われることで、駆け込み需要・反動減が抑制されるよう、その方策について、具体的に検討する」としている。

もとより、価格は需要のみならず、賃上げや設備投資の原資となる利益の確保、ブランディング等様々な要素を踏まえて、事業者が戦略的に設定するものである。しかしながら、依然として厳しい価格競争が続く中で、価格決定力に劣る中小企業は、価格改定について消費者や取引先から理解を得られにくいのが実態である。また、規模が小さな企業であるほど価格転嫁は困難である。国が価格のみに着目し、税率引上げ後のセールを慫慂すれば、価格競争の激化によって、納入業者へのコスト低減圧力が強まり、立場の弱い中小企業の価格転嫁が一層困難になりかねない。

事業者は、単純な価格競争を回避するため、付加価値の高い商品等の提供に腐心しており、需要変動の平準化対策の検討にあたっては、民間や地域の需要獲得に向けた創意工夫を後押しする観点から施策を検討するべきである。

②多様な価格表示方法を認めるべき

商工会議所は、従来から、総額表示は、消費者に対して値上げした印象を強く与え、消費税の転嫁が困難になるケースがあることから、時限的に外税表示の選択を可能とする措置（転嫁対策特別措置法第１０条（総額表示義務に関する消費税法の特例））の恒久化を強く求めているところである。

加えて、価格表示については、わが国で初めて導入される軽減税率への対応が必要となる。軽減税率導入によって、価格が「一物二価」となる商品を扱う事業者は、消費者に対する価格のわかりやすさ、売上への影響、同業他社の動向等を勘案しながら、軽減税率に対応した価格表示を検討することになる。

国が、軽減税率実施に伴う価格表示の考え方を示す際には、事業者が自社にあった価格表示を選択できるよう、総額表示に偏ることなく、外税表示も含めた具体例を示すべきである。

（２）メリハリの利いた反動減対策が必要

需要変動の平準化対策の検討に際しては、価格上昇による実質所得の減少と、駆け込み需要と反動減による影響を分けて考える必要がある。

前回（２０１４年）の５％から８％への税率引上げ後の消費低迷は、内閣府の分析によれば、各種施策等による耐久財の需要先食い、若年子育て世帯や高齢者世帯における節約志向等が要因とされている。来年１０月の消費税率１０％への引上げ時においても、税率引上げによる実質所得の減少は避けられず、その影響を最小限に抑えるには、成長力強化による持続的な賃金上げに加え、社会保障制度改革の断行による将来不安の解消が必要である。

また、今回の税率引上げ幅は２％であり、前回（２０１４年）より引上げ幅が小さい。さらに軽減税率によって食料品等は８％に据え置かれることを踏まえれば、駆け込み需要と反動減の規模は、前回引上げ時より小規模となる可能性があり、メリハリの利いた反動減対策が必要である。そうした観点から、需要変動の影響を受けやすい耐久消費財（住宅、自動車等）の消費喚起策を講じるとともに、地方・小都市の活性化や中小企業

の経営力強化等に資する施策の充実・強化が必要である。

３．消費税の軽減税率制度導入について

（１）軽減税率制度の導入はゼロベースで見直すべき

商工会議所は、予てから、軽減税率制度は、社会保障財源を毀損すること、中小企業に過度な事務負担を強いることから導入すべきではなく、単一税率を維持すべきであり、また、低所得者対策は、真に必要な者に対して、所得に応じたきめ細かな給付措置で対応すべきと主張してきた。軽減税率制度の導入は、事業者からは、依然として反対する声が根強く上がっており、ゼロベースで見直すべきであると考える。

（２）軽減税率制度の導入に向けた課題

２０１９年１０月の軽減税率制度導入まで１年余りとなる中で、日本商工会議所の調査では、８割の中小企業が「準備に取り掛かっていない」と回答する等、軽減税率制度への準備はほとんど進んでいない状況にある。混乱なく軽減税率制度が導入されるためには、まずは国による徹底的な広報（メディア、インターネットを含む）により事業者の準備を促す等、早急な対応が必要である。

また、小売や飲食関係の事業者からは、軽減税率制度は、わが国で初めて導入される制度であり、対象品目におけるグレーゾーンや、一物二価となる価格表示等を巡り、消費者からのクレームが発生し、現場が混乱するのではないかとの懸念が寄せられている。国は、消費者に対して丁寧かつわかりやすい広報を実施すべきであり、過度に事業者に説明責任を負わせるべきではない。

４．適格請求書等保存方式（インボイス制度）は廃止を含め、慎重に検討すべき

適格請求書等保存方式（インボイス制度）は、飲食料品を取り扱う事業者のみならず、全ての事業者に対して、経理・納税方法の変更を強いるものであり、広範囲に影響を及ぼすとともに、５００万者を超える免税事業者が取引から排除されるおそれがある。

「所得税法等の一部を改正する法律（平成２８年法律第１５号)」において、消費税の軽減税率制度の導入後３年以内を目途に、事業者の準備状況や事業者の取引への影響の可能性等を検証し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずると規定されている。既にインボイス制度を採用しているＥＵにおいて、インボイスに対応するためのコンプライアンスコストの重さが指摘されている一方で、わが国は、帳簿および請求書等保存方式により、所得課税と消費税の計算が一体的に計算できる仕組みが定着している。わが国へのインボイス制度の導入にあたっては、軽減税率制度の導入後、十分な期間を設け、廃止を含め、慎重に検討すべきである。

また、免税事業者に対しては、消費税率１０％へ引上げ後、インボイス制度導入前に、価格転嫁支援や課税選択を促す施策の展開が必要である。そのうえで、免税事業者の課税選択の動向、価格転嫁、取引排除等の実態を徹底的に調査・検証すべきである。

５．消費税の申告に係る事業者負担の軽減措置

２０１４年４月の消費税率引上げ後、国内の消費意欲が低迷する中で、日本商工会議所の調査では、売上高１，０００万円以下の事業者は転嫁できた割合が５割と、小規模企業ほど価格転嫁が困難な実態となっている。価格転嫁が困難な企業においては、利益率の減少によって、消費税の滞納に繋がる恐れがあることから、以下に掲げる支援策を講じることで、消費税の申告に係る事業者の負担を軽減すべきである。

①消費税徴収の弾力的な運用（消費税の申告期間の延長や延納措置の創設等）
②消費税率引上げに伴う業績悪化に対する公的融資制度の拡充（金利優遇、別枠措置）
③滞納防止の観点から、中間納付制度の利用促進に向けた税理士・事業者への周知徹底
④消費税の少額滞納を防止する観点から課税額の多寡によらず、任意の予定納税制度や納付回数を任意に選択できる制度の創設

６．消費税の仕入税額控除制度における９５％ルールの復活

平成２４年度より、売上高５億円超の事業者において、いわゆる９５％ルールが廃止されたことに伴い、仕入税額控除ができない非課税取引については価格転嫁を行うことが困難であるため、損税が発生している。また、経営資源が乏しい中小企業者にとっては、多大な経理事務負担の増加につながっている。円滑な価格転嫁を実現するため、仕入税額控除における９５％ルールを復活すべきである。

７．二重課税の見直し

わが国の税制において、消費税と、印紙税、揮発油税、酒税等との二重課税の問題がある。以下に掲げる二重課税の解消を図ることはもとより、多岐多重に課税される消費課税を抜本的に見直すべきである。

①印紙税
②石油に課せられる税（揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税等）
③嗜好品に課せられる税（酒税等）
④その他の税（ゴルフ場利用税、建物に係る不動産取得税、入湯税等）

Ⅲ．事業承継の円滑化に向けた税制措置

１．個人事業主の事業承継に対する支援措置

個人事業者は、わが国の企業数の約５５％を占め、その殆どが小規模事業者である。近年、競争の激化、経営者の高齢化、後継者難等から廃業が増加し、２００９年～２０１４年にかけて約３４万者減少している。

個人事業者は、地域ニーズにきめ細かく対応した事業を展開し、若者、女性、シニア等多様な人材に対する様々な働き方を提供する場であり、地域コミュニティの重要な担い手であることから、その存続は地域経済において非常に重要である。

個人事業者における事業承継を支援する措置として、経営承継円滑化法に基づく金融支援や小規模宅地等の特例が講じられてきたところあるが、十分な支援措置が講じられてきたとはいえない。

青色申告を選択する等、個人資産と事業用資産を区分している個人事業者が後継者へ事業用資産を承継させる際、遺留分減殺請求リスクを軽減する民法上の特例措置や、許認可や雇用の引継ぎに係る手続きの簡素化、承継する事業用の建物等への贈与税・相続税の軽減措置など、総合的な支援措置を検討すべきである。また、意欲ある後継者が承継を契機に法人化する場合、事業用資産の法人への譲渡等に係る税負担の軽減も検討すべきである。

なお、個人事業者は納税事務に割ける人員が限られており、複雑な要件を課した制度には対応が困難となる。個人事業者の贈与税・相続税の軽減措置を検討する際には、小規模宅地等の特例の適用要件は、現在の簡素な形で維持することが不可欠である。

２．相続時精算課税制度の見直し（小規模宅地特例等の適用）

相続時精算課税制度を利用することにより、事業用資産を後継者に集中させることが可能であるが、相続時精算課税を利用して取得した宅地等については、小規模宅地等の特例の適用が認められていない。

個人事業者の計画的な事業承継を後押しする観点から、相続時精算課税制度を利用した場合においても、小規模宅地等の特例の適用を認めるべきである。

３．事業承継税制の活用に向けた改善

平成３０年度税制改正において抜本的に拡充された事業承継税制（特例措置）は、商工会議所の意見が数多く盛り込まれ、中小企業経営者から高く評価されている。一方、多くの中小企業において、特例措置の活用も含め、具体的な事業承継方法の検討が行われる中で、申告手続き・各種届出の簡素化や、特例措置の恒久化を求める声が多く寄せられている。特例措置の活用状況や中小企業の事業承継の進捗等を踏まえ、制度の改善、特例措置の恒久化等の検討が必要である。

（１）事業承継税制の利用促進に向けた事務手続き・提出書類の改善

事業承継税制は、平成３０年度税制改正の抜本的拡充を受け、多くの中小企業において税制の活用に向けた検討が進んでいる。一方、事業承継税制の適用を受けるためには、都道府県への認定申請や事業継続の報告書、報告に係る確認書等、申請段階のみならず、納税猶予の適用を受けている間も、数多くの書類を継続的に提出する必要があり、税制の適用を躊躇する要因となっている。

事業承継税制の利用促進に向け、以下に掲げる事務手続きや提出書類の改善を図るべきである。

① 書類提出の不備等により、納税猶予を利用できないことのないよう、提出書類についての宥恕規定の運用の明確化。
　※宥恕規定：特例要件（課税軽減措置）に必要な書類に不備があったとしても、その不備にやむを得ない事情があると税務署長が認めた時に、特例措置を認める規定

② 資産管理型会社は、従業員数が一時でも５名を切ると取消・確定事由に該当し、特に小規模な企業にとっては大変厳しい要件となっていることから、資産管理型会社の従業員要件の判定時期を基準日時点のみとすること。

③ 贈与認定継続中に相続が発生し、切替確認を行う場合に、別途臨時報告を提出する必要があるが、切替確認の要件と臨時報告に対する確認要件は大部分が重複していることから、切替確認の申請を行った場合には、臨時報告の提出は不要とすること。

④ 任意に認定の取り消し申請を提出する場合には、当該申請行為自体から取消事由に該当した事実が明らかであるため、別途随時報告の提出は不要とすること。

⑤ 経営承継円滑化法における、贈与の日から贈与認定申請基準日までの従業員数８割維持の要件を撤廃すること。同様に相続認定申請基準日における雇用要件も撤廃すること。

⑥ 納税猶予の継続届出書の提出期限の到来を事前に知らせる文書を発出すること。

⑦ 年次報告書における従業員数証明を簡素化すること。

⑧ ５年間の事業承継期間における都道府県への年次報告書と税務署への継続届出書を一本化し、書類の提出先を１箇所にすること。

（２）一般事業承継税制の相続切替時における特例事業承継税制の適用

一般事業承継税制による贈与税の納税猶予の適用者が、相続税の納税猶予へ切り替える場合、猶予割合（贈与税：１００％、相続税：８０％）の差分は、相続税負担が発生する。

早期かつ計画的な事業承継を促進するという制度の趣旨を踏まえ、一般事業承継税制を利用し、贈与税の納税猶予の適用を受けた者が、相続税負担が発生することのないよう、相続切り替え時に特例事業承継税制の適用を認めるべきである。

（３）相続時精算課税制度を利用し、既に自社株式を承継した者に対する特例事業承継税制の適用

現在、相続時精算課税制度の利用者は、先代の相続開始時に特例事業承継税制を適用することができない。事業承継税制創設時においては、経過措置により相続時精算課税制度適用者も適用できるようにされたことから、特例措置においても同様の措置を設け、相続時精算課税制度の利用者における特例事業承継税制の利用を認めるべきである。

（４）信託を活用した株式の納税猶予制度の適用化

事業承継の選択肢を増やす観点から、株式の信託を活用した場合について、納税猶予制度の適用を認めるべきである。

（５）経営承継円滑化法における民法特例（遺留分の特例）の適用対象範囲の見直し

特例事業承継税制は、被相続人および相続人ともに適用対象が大幅に拡充され、代表者以外の者も対象とされたが、民法特例（遺留分の特例）については、旧代表者および後継者１人に限定されたままである。

特例事業承継税制の適用対象拡大を踏まえ、民法特例の旧代表者および後継者要件についても見直しを検討すべきである。

（６）事業承継税制の更なる周知・ＰＲ

事業承継税制の普及・促進に向けて、経営者のみならず、中小企業を支援する金融機関、士業等に対する広報活動の一層の強化が必要である。

４．取引相場のない株式の評価方法の見直し、分散した株式集中化の促進

（１）分散株式の集中化のための税制措置等

商法上、株式会社の発起人が７人以上必要とされた時代があり、実質的な創業者以外の他の発起人が株式を分散保有している会社も多い。これらの株式を経営者が取得する場合、当該非上場株式が高く評価され、買い戻しが極めて困難になっている。また、先代経営者が社員に株式を贈与または額面価額で譲渡している場合や、株主の相続等で株式が分散している場合にも同様の問題が生じている。

分散した株式の集中化を図る場合に、特例的評価方式（配当還元方式）での買い取りを認めるとともに、発行会社が自社株式を買い取る場合の譲渡株主（個人）のみなし配当課税および譲渡者から残存株主へのみなし贈与課税の適用停止等の措置を講じる必要がある。

また、同族株主判定の際に基準となる「６親等内の血族（はとこ）、３親等内の姻族（配偶者の甥・姪）」は、親族関係が希薄化した現在では同族に馴染まない。

会社経営に関与していない株主であっても、同族株主に該当するがために株式の相続税評価が高額となり、当該株主にかかる相続税の負担が重くなるほか、これら株主から発行会社やその経営陣が高額な相続税評価額による株式の買い取りを請求される等のトラブル事例も見受けられるため、早急にその範囲を「配偶者および３親等内の親族」に縮小すべきである。

（２）現行の取引相場のない株式の評価方法における当面の改善点

純資産価額方式における株式の評価について、以下に掲げる措置を認めるべきである。

①都市部を中心とした地価高騰によって、評価会社の業績に関わらず、資産の時価評価が上昇し、株価が想定外に高く評価されることで、中小企業の円滑な事業承継を阻害している。中小企業の株式評価額の安定化を図る観点から、個人所有の小規模宅地と同様に、会社保有の土地についても評価減を認めるべき。

②純資産価額の計算上、企業会計上の貸借対照表を前提にしていることから、負債の範囲には、少なくとも、退職給与引当金、賞与引当金を含めるべき。

③評価差額から排除されている現物出資等に係る受入れ差額は、帳簿書類の保存期間を考慮し、現物出資等の後、最長１０年以内に制限すべき。

④評価会社が所有する上場株式の評価については、課税時期前３カ月間の株価変動は斟酌されているが、課税時期後の株価変動が斟酌されていないのは不合理であり、課税時期の前後３カ月間（あるいは５カ月間）の株価変動を斟酌すべき。

（３）事業継続を前提とした、配当重視の評価方法への抜本的見直し

継続事業体（ゴーイングコンサーン）として存在している中小企業にとって、成長に必要な安定的な経営

基盤を次世代へ承継することが必要不可欠である。しかし、現行の取引相場のない株式の評価方法は、事業を継続し、企業価値を高めるほど、自社の株式評価が上昇することで、相続税負担が増加するなど円滑な事業承継の大きな阻害要因となっている。

非上場株式の財産価値は、主に議決権、配当期待権、残余財産分配権が付与されていると考えられるが、事業継続を前提とする中小企業の経営者にとって、自社株式の価値は、議決権と配当期待権以外になく、会社の清算時に初めて生じる残余財産分配権の価値は極めて低い。また、議決権は、独立して取引の対象となる財産ではないため、財産的価値はないと考えられている。

このため、取引相場のない株式の評価方法は、財産評価基本通達で原則的な評価方法とされている純資産価額方式のような企業の清算を前提とした評価方法に替えて、事業の継続を前提として、配当還元方式の適用拡大など、議決権を多く保有することで生じる配当を重視した評価方法に見直すべきである。

その際、経営者が配当額を恣意的に決めることのないよう、利益の一定額等を「配当とみなす金額」とする等、評価の適正化の観点も求められる。

５．価値ある事業の継続を目的としたM＆A・従業員承継を後押しする税制の拡充

近年、中小企業の後継者難を背景に、M＆Aが活発化しつつあるが、依然として、M＆Aは、中小企業にとって縁遠い存在で、自社がM＆Aの対象として評価されるかどうか分からず、経営者において、会社の売却という手段自体が初めから選択肢にない場合が多い。

このため、M＆Aによる親族外への事業承継を円滑化するため、事業承継ファンドの出資者・投資先企業に対する税制優遇、株式譲渡益に係る特別控除の特例の創設等、中小企業を対象としたM＆Aに関する経済的負担を軽減する措置を講じることで、中小企業の価値ある事業の継続を後押しすべきである。

また、第三者への売却の他、中小企業においては、社内の親族外の役員や従業員への承継（従業員承継）を選択するケースも存在する。従業員承継は、企業文化やノウハウをスムーズに承継でき、従業員も安心して働ける等のメリットがある一方で、「株式の買取資金」や「個人保証」等の障害が存在する。株式買取資金に係る引当金を損金算入可能とする措置や、後継者が会社から受け取った株式買取資金に対する所得税の軽減措置を講じ、従業員承継を促進する必要がある。

６．経営者個人が保有する事業用資産の会社への売却に係る税負担の軽減

事業承継を契機に、経営者個人が会社に貸付けている土地や建物を会社に売却するケースが多いが、「経営者保証に関するガイドライン」で求める「法人と経営者との関係の明確な区分・分離」に資することから、売却時に発生する登録免許税、不動産取得税、譲渡所得税の負担軽減を図るべきである。

７．担保提供している個人の事業用資産の評価方法の見直し

中小企業経営者の個人資産に占める事業用資産の割合は６割を超え、所有と経営が一体である中小企業は、事業資金の借入のために個人資産を担保提供している場合が多い。法人経営のために提供した個人資産は債権者の承諾なしには処分できず、資産価値としては大きな制約を受けている。

法人経営のために担保提供した個人資産は、事業用資産に準ずるものとして扱い、担保付き個人資産の評価額の一定割合を減額する特例の創設（減額は担保に入っている借入金の総額を上限）等、相続税の評価方法の見直しを検討すべきである。

Ⅳ．中小企業の経営基盤の強化に資する税制措置

１．中小・中堅企業の活力強化を促す税制

（１）新規開業や立地促進、賃上げ等を阻害する事業所税の廃止

事業所税は、課税算出根拠が「事業所面積」、「従業員給与」となっていることから、赤字企業にも課税される事業に対する外形課税であり、新規開業や事業所の立地等を阻害し、賃上げを抑制する税制と言える。

また、都市計画税が徴収される中にあって、すでにその目的を達成しており、さらに、都市間の公平性や固定資産税との二重負担との指摘もある。

新規開業や立地促進、賃上げ等を阻害する事業所税は、早急に廃止すべきである。

なお、少なくとも、現行制度において、同一家屋に同族関係者が支配する会社が複数存在する場合に従業員数や事業所面積を合算勘定する措置（みなし共同事業）は、企業の合理的な行動を歪めるものであり、廃止すべきである。

（２）印紙税の速やかな廃止

印紙税は消費税との二重課税であるとともに、電子商取引やペーパーレス化が進展する中、文書を課税主体とすることに合理性がなく、時代に即していない税制である。

電子化への対応が比較的遅れている特定の業界や中小企業に負担が偏っており、課税上の不公平感が生じている。課税文書の判定が難しく事務負担が重いこと、一取引について何重にも課税されること等の制度上の問題点も多い。そのため、印紙税は速やかに廃止すべきである。

（３）企業の前向きな設備投資を阻害する償却資産に係る固定資産税の廃止

償却資産に係る固定資産税は、企業の前向きな設備投資を阻害するものであり、また、国際的にも稀な税制であることから、廃止すべきである。

少額減価償却資産の対象資産について、国税（３０万円）と地方税（固定資産税（２０万円））において、その対象が異なるため、事業者は申告のために帳簿の二重管理等の納税事務負担を強いられている。本来、償却資産に係る固定資産税は、廃止すべきであるが、暫定的に二重管理の弊害を排除するため、当面、国税の基準に統一すべきである。

（４）セルフメディケーションの推進

セルフメディケーションとは、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てする」ことである。効果としては、健康管理の習慣や医療・薬の知識が身につくとともに、国民医療費の適正化が期待される。

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康サポート薬局の更なる普及・拡大等を通じてセルフメディケーションに対する啓発を進めるとともに、平成２９年度税制改正で創設されたセルフメディケーション税制を含めた医療費控除制度の普及・活用を推進すべきである。

２．中小企業の経営基盤を阻害する税制措置への反対

中小企業は、雇用を通じてわが国の財政や地域経済に大きく貢献している。その特性は、資本と経営が一体である同族経営であり、機動的な意思決定で変化する経済環境への機敏な対応や、長期的な視点に立った経営で地域の雇用を支えている。また、中小企業は、地域に密着した小規模企業や、サプライチェーンの一端を担う企業、創業１００年を超す老舗企業など多種多様な存在であり、こうした多様で分厚い中小企業層が各地に集積していることが、わが国経済の基盤をなし、大きな強みとなっている。

中小企業税制は、一律に大企業やグローバル標準で比較するのではなく、こうした中小企業の特性に着目し、中小企業の活力を強化する観点から、成長戦略と一体で検討すべきである。

（１）外形標準課税の中小企業への適用拡大は、賃上げや地域経済に甚大な影響を及ぼし、ひいてはわが国経済・社会の発展を阻害することから断固反対

外形標準課税（法人事業税の付加価値割）は、「賃金への課税」が中心であり、人を雇用するほど税負担が増すことから、雇用の維持、創出に悪影響をもたらすのみならず、政府の賃金引上げの政策に逆行し、経済の好循環の実現を阻害する。諸外国においても賃金課税は稀な税制であり、雇用や中小企業に悪影響を与えることから、近年は廃止している国が多い。労働分配率が約７割、損益分岐点比率が９割にのぼる中小企業への適用拡大は、赤字法人１６８万社が増税になるなどその影響は甚大であり、外形標準課税の適用拡大には断固反対する。

なお、ガス供給業、電気供給業等は、法人事業税の課税標準として「収入金額」が適用されており、他の事業に比べ、不公平な取扱いとなっている。平成３０年度税制改正において、一部ガス事業者では取り扱いが見直されたが、引き続き全てのガス・電力事業者について、他の一般企業と同様の課税方式へ見直しを図る必要がある。その場合においても、中小企業に外形標準課税を適用すべきでない。

（２）中小企業の欠損金繰越控除は制限すべきではない

欠損金の繰越控除制度は、企業活動が期間を定めず継続して行われる一方で、法人税の課税所得は事業年度を定めて計算されることから、法人税負担の平準化を図るために設けられている制度である。

中小企業は、損益分岐点比率が９割にのぼり、外部環境の変化や景気変動による売上の増減が直ちに収支に直結し、税引き前利益で赤字・黒字を繰り返しているのが実態である。国際的にも、多くの国では中小企業の欠損金繰越控除を制限しておらず、中小企業の経営の安定性に重要な役割を果たしている。

約８９万社の利用企業が増税になるなど、中小企業の経営の安定性を損なうことから、欠損金繰越控除は制限すべきではない。

（３）中小企業への留保金課税の適用拡大は断固反対

激しい経済社会の変化に対応し、安定した事業経営を行うためには、優秀な人材の確保や育成、設備投資、技術開発や研究開発等の将来に向けた投資が必要である。企業が厳しい競争を勝ち抜き成長するため、投資の源泉となる利益の蓄積と自己資本の充実による財務基盤の強化は極めて重要である。

また、中小企業の同族会社は大企業と異なり、設備投資の際の資金調達は、金融機関からの借入金が中心となっており、資金繰りの悪化等により借入が難しい場合に備え、内部留保を蓄積しておく傾向がある。自己資本の充実を抑制し企業の成長を阻害する留保金課税の拡大は反対であり、むしろ資本金１億円超の同族会社に対しても廃止すべきである。

（４）減価償却制度の定額法への統一は中小企業に多大な影響を及ぼすため反対

ＩＦＲＳ（国際会計基準）の導入や、事業のグローバル化に伴う会計の統一化などを背景に、減価償却方法を定額法に一本化すべきとの意見があるが、中小企業は国際会計基準を採用していないうえ、大多数が定率法を選択している。中小企業は資金調達に制約があり、投資資金の早期回収が経営上不可欠であることから、戦略的に償却方法を選択している。減価償却方法が定額法に統一された場合には、投資に対する資金回収期間が長くなることで、手元のキャッシュが減少し、企業の設備投資意欲を減退させることになる。政府が掲げる「生産性革命」にも逆行するものであり、減価償却方法の定額法への統一には反対である。

また、償却期間が企業の設備投資サイクルに適合していないとの声も多く、中小企業の設備投資の実態を踏まえ、償却期間の見直しが必要である。

（５）リース会計基準の見直しにより、中小企業の税務へ影響を及ぼすべきではない

２０１６年に国際会計基準（ＩＦＲＳ）および米国会計基準におけるリースに関する会計基準が改正され、借り手の会計処理について、すべてのリース取引を原則オンバランス化することとされた。

ＩＦＲＳ等の改正を受け、わが国の企業会計基準委員会（ＡＳＢＪ）は、リースに関する会計基準とＩＦＲＳ等との整合性を図ることについて検討を開始しているが、中小企業においては、「中小企業の会計に関する指針」または「中小企業の会計に関する基本要領」が用いられており、特に「中小企業の会計に関する基本要領」はＩＦＲＳの影響を受けないものとされている。

仮に、リースに関する会計基準の改正に伴い、税制が改正されることになれば、中小企業にとって会計処理の変更がないにもかかわらず、税負担の変動や事務負担の増加という影響が生じる可能性があり、ひいては確定決算主義の維持が危ぶまれる状況を招来しかねない。リースに関する会計基準の改正が中小企業の税務に影響が及ぶことがないようにすべきである。

３．女性の活躍促進、子育て世代の支援の拡充に向けた制度の見直し

労働力人口が減少する中においても成長を維持していくためには、女性や高齢者が働きやすい環境を整備し、可能な限り働くことを選択してもらう必要がある。そのため、女性や高齢者の働きたい意思が尊重される社会の構築とともに、結婚、出産、子育て、復職の各ステージを通じて、より働きやすくなる支援制度や生活環境を総合的に整備することが不可欠である。

（１）所得控除制度の見直しに関する考え方　～税額控除制度への移行～

現行の所得控除制度（基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除）は、累進税率の下では高所得世帯ほど税負担が軽減されており、多くの子育て層が含まれる低所得世帯（年収３００万円～４００万円）には税負担の軽減効果が小さい。

このため、所得控除制度の見直しにあたっては、基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除を一本化し、所得額によらず税負担の軽減額が一定となる税額控除制度に移行すべきである。その際、夫婦それぞれの所得に対して税額控除を適用するとともに、夫婦どちらか一方に控除しきれない税額控除額がある場合、他方の税額控除に上乗せする仕組みとすべきである。夫婦それぞれの所得に対して税額控除を適用することで、単身世帯との公平性を担保することが可能となる。また、夫婦どちらか一方に控除しきれない税額控除額がある場合、他方の税額控除に上乗せする仕組みとすることで、現在の配偶者控除と同様に専業主婦世帯の税負担の軽減が可能となり、専業主婦が担っている家庭内での貢献や、地域活動への貢献にも配慮した制度となる。

（２）社会保険制度の見直しに関する考え方

被用者保険（厚生年金、健康保険）の保険料負担が生じる１３０万円の壁（手取額の目減りによる段差）は、労働者自身の就業調整、保険料を折半負担する使用者側の雇用調整の大きな要因となっている。

さらに、２０１６年１０月から施行された短時間労働者への社会保険の一部適用拡大により１３０万円より低い１０６万円の壁が新たに生じ、更なる就労調整を意識する労働者もいる。今後、適用対象となる年収要件を更に引下げたとしても、「壁」が生じる以上、就労意欲の阻害要因を無くすことにならない。

従って、保険料負担の発生により手取収入が急激に減少する不合理を解消し、それをなだらかなものにする制度改正あるいは政策的措置が必要である。

（３）公的年金等控除の見直しによる子育て世帯への支援の拡充

消費税１０％の範囲で一定期間は持続可能な社会保障制度とするためには、社会保障給付の重点化・効率化を徹底・加速化するとともに高齢者の応能負担割合を高める必要がある。社会保障給付の重点化・効率化によって生まれる財源や、女性や高齢者の活躍により増加する所得税収を、若年世代の結婚、出産、子育て等に係る環境整備や、子育て支援に要する費用に係る税制措置の創設等、少子化対策に重点的に配分すべきである。

平成３０年度税制改正において、公的年金等控除について、年金以外の所得が１，０００万円超の年金受給者の控除額の引下げ等が行われた。高齢者の応能負担割合を高める観点から、引き続き、公的年金等控除

の見直しを検討し、子育て世代への支援の拡充を図るべきである。

（４）企業の子育て支援に資する税制措置等

①企業主導型保育事業に係る固定資産税等の減免措置の延長

企業の関心が高く保育の受け皿の整備に寄与している企業主導型保育事業は、設置主体の６割が中小企業であり、共同設置・共同利用が４割を占めているが、制度の認知が進んでいないとの指摘がある。

不足する保育の受け皿の整備を一層促進するため、企業主導型保育事業の用に供される固定資産に係る固定資産税等の減免措置については延長するとともに、保育所の設置を検討している中小企業と保育事業者とのマッチング等が必要である。

②事業主拠出金の安易な使途拡大や料率引上げは行うべきではない

子育て支援のための費用は、社会全体で子育てを支えるとともに安定的に財源を確保するために、商工会議所はかねてから税による恒久財源で賄うべきと主張してきた。保育の受け皿の追加整備には多額の費用を要するが、受け皿整備によって増える女性等新たな就業者の所得拡大効果、それに伴う税収増が確実に見込まれることから、社会保障給付の重点化・効率化により生まれる財源もあわせ、政府は子育て支援のための施策に予算を重点的に配分すべきである。

多くの中小企業が人手不足による防衛的な賃上げや最低賃金引上げへの対応、社会保険料の負担増等への対応を迫られている中で、企業主導型保育事業の財源である事業主拠出金は赤字企業も含め全ての企業を対象に厚生年金とともに徴収されており、料率の引上げが続いていることから、企業にとって負担感が増している。改正子ども・子育て支援法により、事業主拠出金の法定上限率が０．２５％から０．４５％に、２０１８年度の料率は０．２９％に引上げられているところだが、毎年の料率は中小企業の支払余力に基づき慎重に審議するとともに、安易に使途を拡大することなく運用規律を徹底することで、料率はできる限り引上げるべきではない。また、待機児童解消への貢献度など企業主導型保育事業の効果をしっかりと検証していくとともに、今後想定される料率を含め中長期の事業計画を明らかにすることが必要である。

４．納税環境の整備・納税協力負担の軽減

（１）行政の効率化、中小企業の納税協力負担の軽減による社会全体での生産性向上

申告納税方式を採用しているわが国では、本来は国が行うべき徴税事務について、納税者である事業者が、納税協力として多大な負担をしている。特に、人的資源に乏しい中小企業における納税協力負担は、生産性向上の阻害要因となっている。他方、人口減少の進展の中で、小規模な地方自治体においてはフルセットの行政サービスの提供が困難になりつつあり、行政事務の効率化が不可欠となっている。

行政手続簡素化の３原則（デジタルファースト原則、ワンスオンリー原則、書式・様式の統一）を踏まえ、中小企業および行政双方の事務負担を軽減する観点から、以下に掲げる措置を講じるべきである。

①ｅ－Ｔａｘ（国税）とｅＬＴＡＸ（地方税）の統合・連携強化による申告・納税手続きのワンストップ化の推進

中小企業でも活用できる会計システムが普及し、電子申告についても対応するシステムが増えつつある一方で、行政側においては、既存の紙媒体の手続きをそのまま電子的に置き換えていたり、単にＰＤＦ化した申請書類をホームページに掲載するだけにとどまっているケースがある。

このため、ｅ－ＴａｘとｅＬＴＡＸの統合・連携強化を図り、国と地方の申告・納税手続きのワンストップ化を推進すべきである。

②ｅ－ＴａｘおよびｅＬＴＡＸと民間ソフトウェアとの連携強化

近年、中小企業において、安価で簡単に導入できるクラウド型会計システムの導入が進んでいる。中小企業の電子申告を推進するためには、こうした民間の会計ソフトウェア等からｅ－ＴａｘおよびｅＬＴＡＸのシームレスな申告等が可能となることが重要であることから、ｅ－ＴａｘおよびｅＬＴＡＸと民間ソフトウェアとの連携を強化すべきである。

③従業員の給与に係る納税、社会保険、労働保険に係る事務手続きのワンストップ化

日本商工会議所のアンケート調査では、従業員の給与に係る納税事務は、１１月～１２月の短期間に集中し、特に年末調整については、平時の２倍もの業務時間が発生しているとの結果が出ている。

年末調整のための従業員と企業の間の書類のやり取りは、各種控除に必要な金融機関や保険会社等の証明書も含め紙媒体で行われており、企業の担当者は、「申告書の配付・回収」、「内容確認・訂正依頼」、「給与システムへのデータ入力」等、多くの事務作業に追われている。

２０１７年１月から、ｅＬＴＡＸにおいて、年末調整および個人住民税に係る給与報告書の提出の一元的提出が可能となったが、従業員の扶養控除や保険料控除等の申告段階からの電子化や、社会保険料、労働保険に係る手続きのワンストップ化も検討すべきである。その際、現行の事務をそのまま電子化するのではなく、納期の見直し（半年分まとめて納付できる特例の要件緩和）や、マイナンバーの活用等により、申告手続きの抜本的な簡素化を図るべきである。

また、個人住民税の特別徴収税額通知の電子交付については、対応する地方自治体が少数にとどまって

いることから、国は全ての地方自治体で電子交付が可能となるよう、地方自治体に対して電子交付の対応を働きかけるべきである。

④全ての地方自治体におけるｅＬＴＡＸでの電子納税環境の早期整備

ｅ－Ｔａｘにおいては、申告から納税まで一貫して手続きの電子化が実現している一方で　、ｅＬＴＡＸにおいては、電子納税サービスを提供している地方自治体は一部に限られている。

国は、全ての地方自治体において、ｅＬＴＡＸでの電子納税が可能となるよう、地方自治体に対して、電子納税環境の早期整備を働きかけるべきである。その際、電子納税が可能となる税目は、法人事業税、法人住民税、従業員の個人住民税はもとより、法人が電子申告を行える全ての税目を対象とすべきである。

⑤地方自治体の税務事務の広域化・共同化によるワンストップ窓口の実現

人口減少の進展の中で、小規模な地方自治体においては、フルセットの行政サービスの提供が困難になると予想される中、近年、地方自治体では、税務事務の広域化・共同化に取り組む動きが見られるものの、その取り組みは、多くの場合、徴収事務に止まっている。

国は、地域の中小企業の利便性向上を図る観点から、地方自治体における申告・納税事務の広域化・共同化によるワンストップ窓口の設置について促進すべきである。

⑥中小企業に多大な事務負担を課す消費税の軽減税率・インボイス制度は導入すべきでない（再掲）

商工会議所は、予てから、軽減税率制度は、社会保障財源を毀損すること、中小企業に過度な事務負担を強いることから導入すべきではなく、単一税率を維持すべきであり、また、低所得者対策は、真に必要な者に対して、所得に応じたきめ細かな給付措置で対応すべきと主張してきた。軽減税率制度の導入は、事業者からは、依然として反対する声が根強く上がっており、ゼロベースで見直すべきであると考える。

適格請求書等保存方式（インボイス制度）は、飲食料品を取り扱う事業者のみならず、全ての事業者に対して、経理・納税方法の変更を強いるものであり、広範囲に影響を及ぼすとともに、５００万者を超える免税事業者が取引から排除されるおそれがある。既にインボイス制度を採用しているＥＵにおいて、インボイスに対応するためのコンプライアンスコストの重さが指摘されている一方で、わが国は、帳簿および請求書等保存方式により、所得課税と消費税の計算が一体的できる仕組みが定着していることを踏まえ、わが国へのインボイス制度の導入にあたっては、軽減税率制度の導入後、十分な期間を設け、廃止を含め、慎重に検討すべきである。

⑦納税事務負担増につながる寄附金控除の年末調整対象化には反対

寄附金控除に係る手続きを年末調整の対象にすることは、企業の納税事務負担増につながり、国が取り組む納税事務負担の軽減に逆行することから、行うべきではない。寄附金控除に係る事務手続きの簡素化は、マイナンバーの活用やｅ－Ｔａｘの利便性向上等において検討すべきである。

⑧国税に係る企業の税務事務負担の軽減

- 国、地方自治体に提出する法人や事業所の開業届出等をワンストップ化すること。その際、青色申告承認申請書等についても開業届出とあわせて提出するよう促すこと。
- 「事前照会に対する文書回答手続」について、税務当局の執行体制の強化を図りつつ、対象取引等に係る要件の緩和等、所要の改善を図ること。
- 中間申告および予定納税について、選択により申告できるようにすること。
- 税額計算に直接関係しない「法人事業概況説明書」の提出を省略可能とすること。
- 準確定申告（納税者が死亡したときの確定申告）の申告期限を相続税申告期限まで延長できるようにすること。
- 法人の青色申告承認申請書や棚卸資産の評価方法の変更承認申請書等の提出期限を前事業年度に係る確定申告書の提出期限までとすること。
- 年末調整や源泉徴収に係る書類について、税制改正を反映したエクセル形式のテンプレートを国税庁ホームページ等に掲載すること。

⑨地方税に係る企業の税務事務負担の軽減

- 地方自治体毎に異なる書類の様式や手続き、納付期限等を統一すること。
- 固定資産税の償却資産の申告期限を企業の法人税申告期限と統一すること。
- 法人事業税の外形標準課税の付加価値割の計算は、報酬給与等の収益配分額の確定申告書への添付が必要とされており、データ管理等、多大な事務負担が生じているため、簡素化すること。

（２）事業者の納税事務負担を増加させる個人住民税の現年課税化には反対

個人住民税の現年課税化が検討されているが、事業者に対し、所得税に加え、個人住民税についても、源泉徴収事務や年末調整事務を課すことが必要となる。現状以上の納税事務負担の増加を強いる個人住民税の現年課税化には反対である。

（３）不納付加算税の軽減

源泉所得税の納付遅延が起こると、不納付加算税として、原則、源泉所得税額の１０％が徴収されることになる。これは、人的資源に乏しい中小企業に対し、過度な負担を強いるものであり、以下に掲げる対策を講じるべきである。

①給与所得の源泉所得税の納付期限（翌月１０日）を、「翌月２０日」とする
②不納付加算税（源泉所得税の１０％）を軽減する

（４）租税教育の充実
租税の意義や役割を正しく理解し、納税者意識を向上させるため、学校教育の段階から社会人に至るまで広い年代において、租税教育の充実が重要である。次代を担う児童・生徒が税制について関心を持てるよう、平易で分かりやすい教材やカリキュラムを用意しておくことが必要である。

５．中小企業向け租税特別措置の適用制限の見直し
平成２９年度税制改正において、中小企業向け租税特別措置の適用を受けるための要件として、課税所得（過去３年平均）が１５億円以下であることが追加された。しかしながら、急激な経営環境の変化に伴い計上する不動産売却益や債務免除益等のように、経常的な所得以外の特別損益によって、租税特別措置が適用されなくなる事態が想定される。このため、中小企業向け租税特別措置の適用要件である課税所得の計算対象から特別損益を除外する等の見直しが必要である。

６．中小企業の国際化を支援する税制措置の拡充
（１）企業の健全な海外展開を抑制しない国際課税の検討が必要
平成２９年度与党税制改正大綱「【補論】今後の国際課税のあり方についての基本的考え方」において、移転価格税制、過大利子支払税制の見直しが盛り込まれている。
移転価格税制における所得相応性基準の導入については、事後的に税額を更正できるため、納税者の予見可能性を損ないかねない。また、過大支払利子税制における制限対象利子の範囲や固定比率の水準等の見直しは、国外関係者がいない中小企業においても支払利子が損金不算入となる可能性があるため、中小企業の資金調達に支障がきたす恐れがある。国際課税の見直しに際しては、中堅・中小企業の事業活動を阻害することのないよう、慎重に検討すべきである。

（２）中小企業における海外子会社からの受取配当金の全額益金不算入の実現
平成２１年度税制改正において、海外展開による利益の国内への還流を促進するため、海外子会社からの受取配当金益金不算入制度が導入されたが、海外子会社投資関連費用として５％分が相殺され９５％が益金不算入となっている。中小企業の海外展開をより一層促進する観点から、受取配当金を全額益金不算入とすべきである。

（３）租税条約の締結・改定による現地子会社の配当等の源泉税率の見直し
成長著しい中国、インド等を中心とした各国との租税条約の改定等を順次行い、現地子会社の配当・知的財産権使用料等の源泉税率を早急に見直すべきである。また、中国やインド等で発生している不透明なＰＥ課税等による紛争事案に関しては、中小企業では対処が事実上困難であることから、相手国との交渉への支援等を官民挙げて積極的に行うべきである。

（４）外国税額控除の抜本的な見直し
外国税額控除限度超過額および控除余裕額の繰越期間については、現行の３年から米国並みの１０年に延長すべきである。少なくとも、繰越年数経過後の控除限度超過額については損金算入可能とすべきである。

（５）海外投資リスクを軽減する税制措置
中小企業の海外展開が進む一方で、販売不振や現地の商慣行の違いなどに直面し、海外からの撤退を余儀なくされる企業は少なくない。中小企業の海外投資リスクを軽減する観点から、海外からの撤退費用を税額控除できる制度の創設や、資源開発事業にのみ認められている海外投資等損失準備金の拡充を図るべきである。
また、海外子会社への出向社員の人件費を親会社が負担している場合、海外子会社の経営基盤の早期安定化の観点から、設立後少なくとも１年間は、その負担分を海外寄附金の対象から除外し、全額損金算入を認めるべきである。

７．事業再生を支援する税制措置の拡充
中小企業再生支援協議会が取り組む中小企業の事業再生を後押しする観点から、以下に掲げる税制措置を拡充すべきである。
（１）協議会関与の下での事業再生における資産の評価損益の計上要件の緩和
「中小企業再生支援協議会事業実施基本要領」（以下、基本要領とする）に定める手続きに従って再生計画が策定される場合には、再生計画検討委員会による再生計画の調査・報告を要せず、外部専門家によって一定の評価基準に従った資産評価が実施されることのみを要件として、資産の評価損益について損金算入または益金算入ができるようにすべきである。

（２）経営者の私財提供に係る特例の要件等の緩和
「基本要領」等の一般に公表された債務処理手続きの準則に則り作成された合理的な再生計画に基づき、再生企業の保証人となっている経営者が行う事業用資産の私財提供については、平成２５年４月１日から平成３１年３月３１日までの間、一定の要件の下で譲渡所得を非課税としているが、平成２１年１２月４日から平成２８年３月３１日までの間に条件変更が行われていることの要件を廃止し、かつ、「保証人となっている取締役等（取締役、業務執行社員、株主およびこれらの親族）」に対象を拡大したうえで、この規定を恒久化すべきである。

（３）協議会関与の下でのサービサー債権の買取りに係る債務免除益の繰延
「基本要領」に定める手続きに従って債務者企業がサービサー等一定の金融機関から債権を買い取る再生計画が策定される場合には、買取りの際に発生する債務免除益について再生計画期間中は課税を繰り延べ、再生計画期間後５年間など一定期間で均等額以上を益金に算入するなどの措置を講ずべきである。

（４）青色繰越欠損金の繰越期限の停止、期限切れ青色繰越欠損金の損金算入
「基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合には、再生計画合意時点における青色繰越欠損金について、再生計画期間中は繰越期限にかかわらず損金算入ができるものとすべきである。また、再生計画合意日以前の一定の期間内に繰越期限が経過した青色繰越欠損金について、再生計画期間中は損金算入ができるものとすべきである。

（５）保証債務を履行するために土地建物などを譲渡した場合の特例の柔軟な運用
「基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合に、当該再生計画内に経営者等の所有する土地建物などを譲渡し、再生企業の借入金の弁済に充てることが明記されており、かつ、再生計画期間中に譲渡および借入金の弁済が実行された場合には、当該譲渡に係る所得がなかったものとすべきである。

（６）固定資産税の軽減措置
「基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合には、再生計画合意時点で所有する固定資産および再生計画に基づいて新規取得した固定資産について、一定期間、固定資産税の負担軽減を図り、早期再生を後押しすべきである。

（７）経営者保証に関するガイドラインによる一体型整理の場合の無資力判定の明確化
「中小企業再生支援協議会等の支援による経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務の整理手順」により、主たる債務と保証債務の一体整理を行っている場合は、保証人は資力を喪失して債務を弁済することが困難である。こうしたケースにおいては、再生計画合意後１年以内に保証債務の整理計画合意を受けることを要件として、所得税法第９条（非課税所得）第１項第１０号を適用可能とするとともに、無資力判定に係る要件を明確化して、予見可能性を高めるべきである。

８．追加的なカーボンプライシングの導入反対
わが国では、輸入に頼っているために高額なエネルギー本体価格に加え、揮発油税、石油石炭税（本則税率分）、地球温暖化対策税など国際的に高額な水準にある炭素税を既に負担している。
このような状況の中で、わが国でカーボンプライシング（炭素の価格付けに関する総称）によって追加的に炭素税を導入することは、中小・小規模事業者の経営を圧迫し、省エネ機器への設備更新や省エネ等の技術開発への投資を抑制する。その結果、世界トップレベルのエネルギー効率を誇るわが国産業の他国への生産拠点移転（カーボンリーケージ）や国際競争力低下を招く可能性があり、加えて国際的なイコールフッティングが確保されていなければ世界全体でのＣＯ２　排出削減につながらない懸念がある。
こうした観点から、カーボンプライシングによる炭素税など、新たに追加的な規制の仕組みを導入すべきでない。

９．中小企業や地域を牽引する中核企業の成長を後押しする税制措置
（１）中小企業基本法を念頭においた税法の基準の拡大（資本金１億円以下→３億円以下）
現在の税法上の中小法人の範囲は、法人税法において資本金１億円以下とされているため、中小企業基本法上の中小企業の中には、支援対象とならない者が存在している。地域を牽引する中小企業の成長を促進するため、税法上の中小企業の基準について、中小企業基本法における中小企業の範囲を念頭に、資本金３億円以下まで拡大すべきである。

（２）中小企業向けの租税特別措置の中堅企業への適用拡大
地域経済を牽引する中堅企業（資本金３億円超１０億円以下）は、地域経済や中小企業への波及効果が大きく、成長に向けた取り組みへの喚起が重要である。そのため、中堅企業に対して、例えば、研究開発税制

の中小企業向けの深掘り部分（控除率１２％～１７％）をはじめ、成長を後押しする中小企業向けの租税特別措置を適用すべきである。

Ⅴ．内需拡大・地域活性化に資する税制措置

１．地方創生の取り組みに資する税制措置

（１）地域未来投資促進税制等の設備投資を促す税制措置の拡充・延長

地域が自立的に発展していくため、地域の特性を活かし、将来の市場拡大が見込まれる新たな成長分野に挑戦する中堅・中小企業を後押しする観点から、地域未来投資促進税制等の地域の中核企業による設備投資を促す税制措置は拡充・延長すべきである。

（２）大規模地震対策等、防災・減災に係る税制措置

地震・水害など大規模災害が相次ぐ中で、防災・減災の観点から、ＢＣＰ（事業継続計画）を策定し、災害発生時の事業継続に備える動きが活発化している。災害対策のより一層の促進や内需喚起の観点から、事業用の建物・設備に対する耐震措置や防災設備・災害対策用の特殊車両等の導入、地域的な分散化を図るための設備・施設の設置などに係る設備投資減税の創設、固定資産税や都市計画税の減免等、思い切った支援措置を講じるべきである。

また、公的貸付機関および民間金融機関が激甚災害の被害者に対して災害に係る特別貸付けを実施する場合の印紙税の非課税措置について、適用対象を拡充する等の所要の措置を講じるべきである。

（３）空き地・空き店舗の利活用促進に資する税制措置

①所有者不明土地の利活用促進のための税制措置の創設

人口減少・高齢化の進展に伴い、所有者不明土地の増加が見込まれる中で、所有者不明土地の円滑な利活用を促進する措置が必要である。

「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」に基づき、地域住民等の福利増進に資する事業の供する土地を譲渡した者に対する譲渡所得の特別控除や、土地・建物に係る固定資産税・登録免許税等を軽減する措置を創設すべきである。

②古民家・空き店舗等の利活用を推進する小規模不動産特定共同事業等に係る税制措置の延長・拡充

地域活性化の拠点として、古民家や空き店舗等の利活用を促進することが一層重要となることから、平成２９年度に創設された「小規模不動産特定共同事業」等を活用した不動産に係る登録免許税および不動産取得税の軽減措置は延長すべきである。

あわせて、借地権上の建物の対象化や、対象不動産の譲渡期間要件の撤廃等要件の緩和が必要である。

③空き地・空き店舗を利活用した所有者に対する固定資産税等の税制優遇措置の創設

都市計画法上の商業地域や近隣商業地域または商機能が集積している地区において、一定期間内（１０年間程度）に空き地・空き店舗を利活用した所有者に対し、固定資産税の減免等の税制上の軽減措置を講じるべきである。

④事業推進主体であるまちづくり会社等の活動基盤の強化に資する税制措置

地域でまちづくりの理念を共有・具現化する組織として、空き店舗運営や集客イベントなどの事業実施のみならず、土地・建物の所有者との連絡調整等を行うまちづくり会社等の活動基盤強化が必要である。

特定民間中心市街地経済活力向上事業計画や立地適正化計画等に基づく事業、空き地・空き店舗の利活用事業を実施するまちづくり会社等に対する不動産取得税や登録免許税等の減免を図るべきである。

（４）観光立国実現のための財源の活用

創設された国際観光旅客税については、外国人のみならず日本人も徴収対象であることから、インバウンド需要への対応のみならず国内観光の振興にも使われるべきであり、特に観光客を各地域に分散させる施策に重点的に使われることを検討する必要がある。

（５）外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充

２０２０年の東京オリンピック・パラリンピック開催を見据え、地域の特産品等の外国人旅行者への販売機会を拡大し、外国人旅行者の国内での消費額を一層増加させるため、既に消費税の免税販売の許可を受けている事業者が、地域のお祭りや商店街のイベント等に出店する場合において、簡素な手続きにより免税販売することを認めるべきである。

（６）商店街振興組合の基盤強化に資する支援措置の検討

商店街振興組合が実施する、アーケードや街路灯等の設置・管理に係る環境整備事業は、地域住民の利便性向上やまちの安心・安全の確保等に資する公共的な取り組みである。多くの商店街振興組合の構成員は、大多数が小規模事業者・個人事業者であり、その財務基盤は脆弱であることから、環境整備事業のための積立金を損金算入可能とする等、行政からの支援措置の検討が必要である。

（７）沖縄振興税制の延長・拡充

沖縄経済の成長を確かなものとし、さらなる産業の振興、自立型経済の構築を実現するためには、以下に掲げる税制上の特例措置の延長、拡充および新設が必要である。

①２０１８年度末で適用期限を迎える次の制度について、３年間延長・拡充すること

・ 観光地形成促進地域
・ 情報通信産業振興地域・特別地区
・ 産業高度化・事業革新促進地域
・ 国際物流拠点産業集積地域
・ 経済金融活性化特別地区
・ 離島旅館業の特例措置

②２０１９年５月１４日で適用期限を迎える酒税の軽減措置について、３年間延長すること

③沖縄における人材投資を促す税制を新設し、３年間適用すること

④航空機燃料税の軽減措置の対象地域に下地島を追加すること

（８）地域活性化に資する寄附金の損金算入限度額の拡充

企業は、自社の事業や雇用のみならず、町内会や地域の様々な行事等への参加を通じて、住民とともに地域コミュニティに貢献している。民間による地域振興の取組を後押しするため、地域活性化に資する寄附金については損金算入限度額を拡充すべきである。

（９）商工会議所等に対する寄附等の全額損金算入

大規模な地震や水害等による災害が発生した際、商工会議所は、被災事業者の事業再開に向けた経営指導員の応援派遣、販路回復のための商談会の開催、義援金の募集等、全国５１５商工会議所のネットワークを生かし、被災地の復旧・復興支援に取り組んでいる。東日本大震災からの復旧・復興に向けた取り組みにおいても、商工会議所が実施する復旧・復興事業に係る寄附金は指定寄附金とされ、地域の実情に即して復旧・復興に極めて効果的に活用された。今後も大規模な災害の発生が予測されている中で、災害が生じた際の早期の地域経済社会の復旧・復興事業など商工会議所等の公益目的事業への寄附金は、指定寄附金制度等の活用により全額損金算入できるようにすべきである。

２．民間投資や消費を喚起し、内需拡大・地域活性化に資する税制措置

（１）消費税率引上げに向けた住宅税制等の拡充

２０１９年１０月の消費税率引上げに伴う需要変動の影響を緩和するため、住宅税制等について、以下に掲げる措置を講じるべきである。

①住宅ローン減税の拡充

②住宅取得資金等の贈与特例の拡充

③住宅取得支援税制に係る床面積要件の緩和

④すまい給付金や省エネ住宅ポイント等の予算措置

（２）都市再生促進税制および市街地再開発事業等に係る特例の延長

我が国の持続的な成長を支える都市の国際競争力強化や防災性能向上を図るとともに、都市機能や住宅ストックの更新等を促すため、都市再生促進税制および市街地再開発事業等に係る特例を延長等すべきである。

（３）内需拡大に資する不動産税制の延長

①土地の売買等に係る登録免許税の特例措置の延長

②住宅の買取再販・サービス付き高齢者向け住宅に係る特例の延長

③Ｊリート等の不動産取得税および登録免許税の特例の延長・拡充

（４）不動産流通課税の見直し・多重課税の排除

平成１６年度税制改正において、土地建物等の譲渡所得と他の所得との損益通算措置が廃止されたが、含み損を有する不動産の売却を滞らせ、不動産の流通に多大な弊害をもたらしていることから、土地建物等の譲渡所得と他の所得との通算措置を復活させるべきである。

また、不動産の流通を活性化させ、内需を喚起する観点から、不動産取得税の廃止、登録免許税の手数料化、印紙税の廃止、不動産所得にかかる土地取得のための借入金利子の損益通算制限の廃止など、不動産流通課税を抜本的に見直すことが必要である。

（５）自動車関係諸税の簡素化・負担軽減

欧米諸国と比べ複雑・過重な負担を課している自動車関係諸税については、平成２９年度税制改正大綱において、「自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずる」と記述され

ており、簡素化・負担軽減を実現すべきである。
　保有課税については、国際的にも過重な自動車税の税率を引下げるべきであり、課税根拠を喪失している自動車重量税の「当分の間税率」は廃止すべきである。
　消費税の１０％への引上げによる反動減対策の観点からも、取得時の課税の簡素化・負担軽減を図るべきである。
　期限切れとなるエコカー減税、グリーン化特例は延長すべきである。

（６）教育資金の一括贈与に係る非課税制度の延長
　子育て世代の教育費の確保を支援し、わが国の多様で層の厚い人材育成を促進するため、教育資金の一括贈与に係る非課税制度は延長すべきである。

（７）地域の消費を喚起する中小企業の交際費課税の特例の拡充
　取引先が限定されるケースが多い中小企業においては、交際費等は、取引先に対する販売促進や事業活動のため不可欠な支出であり、その範囲は、単に取引先との接待飲食のみならず、慶弔関係も含まれる等広範囲にわたる。交際費等は、景気回復に伴って年々増加しており、中小企業においても、年８００万円までの交際費等の損金算入特例は広く活用されている。
　依然として個人消費が伸び悩む中で、民間消費の喚起する観点から、税務上の交際費の範囲から除かれる飲食費（１人あたり５千円以下）について、上限を１万円程度まで引上げるべきである。

３．地方の「自主・自立」に向けた地方税改革
（１）外形標準課税の中小企業への適用拡大は、雇用や地域経済に甚大な影響を及ぼし、ひいてはわが国経済・社会の発展を阻害することから断固反対（再掲）
　外形標準課税（法人事業税の付加価値割）は、「賃金への課税」が中心であり、人を雇用するほど税負担が増すことから、雇用の維持、創出に悪影響をもたらす。政府の賃金引上げの政策にも逆行し、経済の好循環の実現を阻害するものであり、外形標準課税の適用拡大には断固反対する。とりわけ、労働分配率が約８割にのぼり、損益分岐点比率が９割を超える中小企業への適用拡大は、赤字法人１６９万社が増税になるなどその影響は甚大であり、断固反対する。
　特に、三大都市圏以外の地域においては中小企業が雇用する従業員の割合が高く、中小企業が雇用を支えている。外形標準課税が導入されることになれば、地方の中小企業は雇用を抑制し、地域の疲弊に拍車がかかり、地域経済が衰退し、ひいては、日本経済の成長に悪影響を与える。また、諸外国においても賃金課税は稀な税制であり、雇用や中小企業に悪影響を与えることから、近年は廃止している国が多い。

（２）地方の行革努力が反映される交付税制度への見直し
　平成２８年度税制改正において、地方法人税の偏在是正のため、法人住民税の一部を国税化する地方法人税が創設され、地方交付税の原資化されたところであるが、地方交付税は、地方自治体の行革への取組みを後押しするため、地方の行革努力を適切に評価し、交付割合に反映する必要がある。平成２８年度から導入された「トップランナー方式」の対象業務の拡大等、行財政改革の割合に応じた地方交付税の配分を行う制度を加速すべきである。
　地方自治体が交付税算定に関する予見可能性を高めるため、複雑かつ不透明との指摘がある基準財政需要額の算定方法については、簡素で透明性の高い算定方法を検討すべきである。

（３）法人への安易な超過課税・独自課税導入には反対
　新たな地方税負担を求める場合、まず、自治体において人件費を含めた身を切る徹底的な歳出削減を行った上で、納税者となる住民や事業者等に対し、自治体の財務状況や当該税制の政策目的と税収の使途を十分に説明し、理解を得ることは当然の責務である。十分な説明もなく、安易に法人にのみ課税することは行うべきではない。

（４）地方法人二税に過度に依存しない安定した地方財源の確保
　地方自治体の税収は、景気による税収変動や遍在性の大きい地方法人二税が１６．９％を占めている。地域間の地域住民の行政サービスの受益と負担の意識を高める観点から、地方法人二税に過度に依存しない地方税体系の構築が必要である。また、地方税源の偏在是正の検討にあたっては、都市と地方の財政状況等に留意し、実効性のある措置を検討すべきである。

Ⅵ．東京都に対する要望

１．地方創生を牽引する首都東京の活力強化に向けた税制
（１）外形標準課税の適用拡大には断固反対
　東京が「世界一ビジネスがしやすい都市」を確立するためには、立地競争力強化が不可欠であり、企業の成長を阻害する税制の見直しを行う必要がある。

外形標準課税は、賃金への課税が中心であり、人を雇用するほど税負担が増すことから、雇用の維持、創出に悪影響をもたらすとともに、賃金引上げの政策にも逆行し、経済の好循環や東京の活性化を阻害するものである。そのため、外形標準課税の中小企業への適用拡大には断固反対する。

（２）企業活動の拡大を阻害する事業所税の廃止

事業所税は、都市計画税が徴収される中にあって、すでにその目的を達成している。また、都市間の公平性の観点から問題であるとともに、新規開業や事業所の立地等を阻害する追い出し税となっている。さらに、赤字企業にも課税される事業に対する外形課税であり、固定資産税との二重負担との指摘もある。課税算出根拠が「事業所面積」、「従業員給与」となっていることから、企業活動の拡大に抑制的な仕組みとなっている。

企業活動の拡大を阻害する事業所税は、早急に廃止すべきである。

なお、少なくとも、現行制度において、同一家屋に同族関係者が支配する会社が複数存在する場合に従業員数や事業所面積を合算勘定する措置（みなし共同事業）は、企業の合理的な行動を歪めるものであり、速やかに廃止すべきである。

（３）産業の活性化に資する税制措置の拡充

生産性向上特別措置法に基づき、償却資産に係る固定資産税の減免措置が講じられたことで、先端設備等の導入を通じて、中小企業の生産性の向上が期待される。一方で、わが国の景気回復傾向の強まりにより、地価公示価格が上昇しており、企業の固定資産税負担が増加することが見込まれている。中小企業の一層の経営基盤強化を通じて、東京の産業活性化を図るために、以下に掲げる税制措置が必要である。

①商業地等に係る固定資産税・都市計画の負担水準条例減額措置（負担水準の６５％、税額の１．１倍）の延長および拡充（負担水準の６０％までの引下げ等）、小規模非住宅用地に係る２割減免措置拡充（減免割合の引上げ）および恒久化
②償却資産に係る固定資産税の廃止
③東京都における創業を後押しするため、創業後５年間の法人事業税や法人都民税の減免
④東京都および周辺自治体における電子納税の普及促進
⑤東京都および周辺自治体において個人住民税の特別徴収事務の帳票、特に給与支払い報告書の様式統一
⑥バーコード収納の拡大等による都税・公金納付利便性向上

（４）法人事業税・法人都民税の超過課税の廃止

東京都が策定した『「国際金融都市・東京」構想』において、国内外金融系企業に対して都税である法人二税の軽減等を検討する旨が盛り込まれた。

法人税改革の結果、わが国の法人実効税率は、２９．７４％（平成３０年度）にまで引下げられたが、東京都においては、３０．６２％と、３０％台に止まっている。

わが国のビジネス環境に対する評価は、世界銀行が発表するビジネスしやすさランキング（「Ｄｏｉｎｇ Ｂｕｓｉｎｅｓｓ　２０１８」）において３４位と低迷している。東京都が掲げる「世界一ビジネスがしやすい都市」の実現に向け、全ての業種において法人事業税・法人都民税の超過課税を廃止し、東京の産業活性化を図るべきである。

（５）大規模建築物の固定資産評価方式の見直しは慎重に検討すべき

２０２０年東京オリンピック・パラリンピックを控え、大規模建築物の建設が進む中で、東京都において、大規模事業用建築物の固定資産評価方法の見直しに関する報告書が取りまとめられ、新たな評価方法として、取得価額（工事原価）等を活用する方法が示された。

取得価額等を活用する方法は、妥当性・公平性の確保、第三者に工事原価が把握される懸念等といった課題があることから、慎重に検討すべきである。

２．高度な防災都市を実現するための税制

今後３０年間で７０％の確率で発生すると予想される首都直下地震の影響や被害を最小限にとどめるためには、都市防災力の向上が重要かつ喫緊の課題である。

東京を「世界一安全・安心な都市」にしていくためには、地域防災力の向上、災害に強いまちづくり・都市基盤の構築等、ソフト・ハード両面での多岐にわたる対策が欠かせない。当面は、２０２０年をターゲットとして、官民が総力を挙げて取り組み、東京を安全・安心な都市にする必要があり、税制の面では以下に掲げる措置を講じるべきである。

①中小・小規模事業者におけるＢＣＰ策定率向上を図るためのインセンティブとして、ＢＣＰの導入企業が建物・工場、免震・制振装置および自家発電装置等について耐震目的で改修工事や建替えを行う場合には、法人および個人事業税、固定資産税・都市計画税を減免すべき
②防災や帰宅困難者への支援等を目的に、事業者が新たな設備投資を行う場合には、法人および個人事業税

の減免措置を創設すべき

以　上

２０１８年度第１０号
２０１８年　９月１３日
第７０９回常議員会決議

＜提出先＞内閣総理大臣、内閣府、財務省、経済産業省、総務省ほか関係省庁大臣・幹部、東京都知事・幹部、東京都選出国会議員、東京都議会議長・幹部、各政党幹部、関連団体 等

＜実現状況＞

【中小企業向け設備投資減税の延長・拡充等】

○中小企業経営強化税制の延長（２年間）・強化
働き方改革に資する設備（休憩室に設置される冷暖房設備や作業場に設置されるテレワーク用ＰＣ等）も本税制措置の適用対象であることを明確化

○中小企業投資促進税制の延長（２年間）

○商業・サービス業・農林水産業活性化税制の延長（２年間）
「経営の改善に関する指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類」において、本税制措置を用いて行う設備投資と経営改善によって、年間２％以上の売上高又は営業利益の伸びが達成できると見込まれることを予め明記が必要

○中小企業防災・減災投資促進税制の創設（２年間）
災害への事前対策を促すため、防災・減災に資する設備（機械装置、器具備品、建物附属設備）に係る２０％特別償却措置を創設

○中小企業者等の法人税率の特例の延長（２年間）

○研究開発税制の延長（２年間）および拡充・重点化
・ベンチャー企業に対する法人税額控除上限の引上げ（最大６０％）、控除率引上げ（オープンイノベーション型）
・試験研究費の増加インセンティブ強化の観点から控除率を見直し（総額型）

○地域未来投資促進税制」の延長（２年間）・拡充
付加価値額増加率８％以上の要件を満たす場合、特別償却率および税額控除率が上乗せされる

【事業承継の円滑化に向けた税制措置】

○個人事業者向けの事業承継税制の創設
１０年間の時限措置として、個人事業主（青色申告事業者）の土地、建物、機械・器具備品等の承継に係る贈与税・相続税の１００％納税猶予制度の創設

○法人向け事業承継税制の適用に係る手続等の見直し
・事業承継税制の適用を受ける際に提出する従業員数の確認に係る添付書類の簡素化
・一時的に資産保有会社等に該当しても事業承継税制の取消事由に該当しない弾力措置の創設

【消費税率引上げに伴う対応】

○住宅ローン減税の控除期間の延長
２０２０年１２月までに住宅を購入した場合、所得税・住民税の控除期間を１０年から１３年に延長（最後の３年間は各年建物購入価格の２/３％が上限）

○自動車の保有に係る税負担の軽減
・２０１９年１０月１日以降に取得した自動車について排気量に応じて自動車税を引下げ
・地方財源確保の観点からエコカー減税等の対象の重点化・基準の見直し　等

○消費税率の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）の策定・公表
・「消費税還元セール」は引き続き禁止であるが、「１０月１日以降○％値下げ」等の宣伝・広告自体を規制するものではない

・ポイント還元等の支援により、中小小売店は、税率引上げ前後に柔軟に価格設定が可能
・転嫁対策特別措置法に基づき、下請取引等に対する厳格な監視や周知を引き続き実施
・特例措置である税抜価格表示の継続（２０２１年３月末まで）
・税率引上げ前に需要に応じて値上げを行うことは便乗値上げに当たらない

【地域活性化に資する税制措置】
○外国人旅行者向け消費税免税制度の簡素化
既に消費税免税店の許可を受けている事業者が、地域のお祭りや商店街のイベント等で、新たな免税店を出店する場合の手続きを簡素化
○所有者不明土地の利活用促進のための税制措置の創設
地域福利増進事業に供する土地等を譲渡した者に対する譲渡所得税や土地・償却資産に係る固定資産税等の軽減措置の創設

【国際課税】
○過大支払利子税制の見直し
対象利子の見直し（国内金融機関への支払利子は引き続き除外）
○移転価格税制の見直し
一定の評価困難な無形資産取引において、独立企業間価格の事後的な調整措置を導入（適用にあたっては、企業が算定する予測収益等を用いた独立企業間価格が適切ではないと認められる場合等に限定）

【その他】
○事業用の小規模宅地の特例の見直し
特定事業用宅地（貸付用を除く事業用の宅地）について、相続前３年以内に事業の用に供された宅地については、特例の対象から除外（ただし、当該宅地の上で事業の用に供されている建物が、宅地の価格の１５％以上の場合は、引き続き特例の適用対象となる）
○中小機構出資の事業承継ファンドから出資を受けた中小企業に対する特例
中小企業等経営強化法に基づく認定を受けた事業承継ファンドを通じて中小機構から出資を受けた場合には、中小機構出資分をみなし大企業の判断における株式の対象から除外する措置
○信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減の延長（２年間）
信用保証協会がその保証に係る担保として抵当権の設定登記等を行う際の登録免許税について、担保物件の内容にかかわらず一律 １．５／１，０００ に軽減する措置の適用期限の延長
○中小企業等の貸倒引当金の特例の廃止
貸倒引当金の割増特例は、適用期限の到来をもって廃止。なお、２０２３年３月３１日までの間、現行の割増率１０％に対して１年ごとに１／５ずつ減少した率による割増しを認める経過措置を講ずる
○地方法人課税における新たな偏在是正措置の創設
地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、特別法人事業税および特別法人事業譲与税を創設
○ふるさと納税制度の見直し
寄附金の募集を適正に実施し、返礼品を送付する場合は、地場産品で返礼割合を３割以下とすること

１２．国土交通省の防災・減災対策に関する要望

今年６月の大阪府北部を震源とする地震や、７月の西日本を中心とした豪雨（平成３０年７月豪雨）、９月の台風２１号、さらに最大震度７を観測した平成３０年北海道胆振東部地震など、被害の甚大な災害が各所で発生している。同様に、わが国の政治・経済・文化・情報の中枢を担う首都・東京が、首都直下地震や大規模な風水害などの大災害に見舞われれば、国難とも言うべき被害が想定され、その影響は国内のみならず遠く海外にも波及する。
こうした大災害のリスクに対し、首都・東京の企業とりわけ中小企業では、防災・減災対策が十分に進んでいない。東京商工会議所（当所）の会員企業の防災対策に関するアンケート結果（今年４月実施）によると、首都

直下地震の被害想定の内容を知っている企業は全体の５２．７％、大規模水害については同４８．２％と、被害想定の内容は十分に認知されていない。また、ＢＣＰ（事業継続計画）を策定済の企業は２７．７％と、低水準にとどまる実態が明らかになった。防災・減災への第一歩は、国や地方公共団体の災害リスク情報を、個々人や企業がしっかりと把握し、対策を立てることである。首都圏の経済社会に甚大な被害をもたらす災害について、被害想定や事前対策を都民や企業に更に強力に普及啓発していくことが必要である。

政府は、首都直下地震対策の減災目標として、首都直下地震緊急対策推進基本計画において、今後１０年間で、首都圏で想定される最大の死者数約２万３千人ならびに最大の建築物全壊・焼失棟数約６１万棟を概ね半減させると設定し、これらの目標を達成するための施策に関する具体的な数値目標を明示している。また、東京都は、東京都地域防災計画において、死者数や建築物の全壊棟数の６割減といった具体的な目標を掲げて対策を推進している。当所は、こうした防災・減災対策の迅速かつ着実な実施により、東京および首都圏の都市防災力を強化し、被害を最小限に抑えることが極めて重要と考える。

また、防災・減災対策の実効性を高めるためには、官民の連携が必要である。そのため当所では、２０１４年５月に東京都と「東京の防災力向上のための連携協力に関する協定」を、また２０１６年からは国土交通省との「官民連携促進プロジェクト」を立ち上げ、さらに今年５月には国土交通省水管理・国土保全局と「首都・東京の防災力向上のための連携・協力に関する協定」を締結し、多岐にわたる活動を展開している。こうした活動を通じて、国民や企業の防災・減災への意識を啓発するとともに、防災士をはじめとした資格取得の普及により防災・減災のリーダーとなる人材を育成し、「自助・共助」の取り組みを促進することが重要である。

これらの基本的な考え方のもと、国土交通省におかれては、以下の政策課題に迅速かつ着実に取り組んでいただきたい。当所としても、中小企業の防災・減災対策の促進に向けて自ら行動するとともに、国土交通省、関係先に最大限の協力を行う所存である。

【要望項目】

東京および首都圏の都市防災力を強化するために必要な政策や民間における取組みの推進に関して下記のとおり要望する。

１．重点要望項目

（１）首都直下地震に備えた都市基盤の強靭化

①主要な交通施設の耐震化の推進（道路橋梁、鉄道施設等）

首都直下地震の被害を最小限に抑えるには、防災拠点や他県等との連絡や迅速な救出・救助活動、緊急支援物資等の輸送に重要な役割を担う緊急輸送道路が、発災時でも機能することが極めて肝要である。「第４次社会資本整備重点計画」では、緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率を２０１３年度の７５％から２０２０年度に８１％にすることを目標としているが、できるだけ早期に全ての橋梁の耐震化を完了すべきである。

鉄道については首都直下地震発生時に、首都圏内の利用者は最大で約１８０万人と想定されている一方で、架線の損傷や軌道変状、切土・盛土の被害、橋梁の亀裂・損傷等が発生すると予想されている。首都圏の鉄道施設がひとたび被災すれば、都市機能が麻痺することが懸念されることから、鉄道施設の耐震性を向上させ、災害時でも出来る限り安全・安心を確保し、早期の運転再開につなげていくことが重要である。「交通政策基本計画」および「第４次社会資本整備重点計画」には、２０１７年度に主要駅や高架橋といった鉄道施設など主要鉄道路線の耐震化率を概ね１００％とすることが盛り込まれていたが、高架下利用のテナントとの協議継続、協調補助を行う地方公共団体の予算制約などの理由により目標年度までに対策が完了しない箇所が残る見込みであることから、目標年度を延長し、対策を着実に推進されたい。また、速やかに対策を実施することとしていた緊急輸送道路と交差又は並走する路線についても新たに目標年度を設定し、これまで以上に対策を促進することが重要である。

②東京湾の重要港、羽田空港の耐震化、液状化や高潮対策の推進

首都圏４千万人の生活と産業を支える東京港をはじめ東京湾の重要港は、震災時の緊急支援物資の輸送や被災者の避難に重要な役割を担うため、耐震強化岸壁の整備を進めていく必要がある。例えば、東京港では、既存のコンテナターミナル（１７バース）の中で、耐震強化岸壁は４バースであり、大規模地震時におけるコンテナ取扱能力は不足している。そのため、震災時でも首都圏経済活動の停滞を回避するためには、耐震強化岸壁や緊急輸送道路の更なる整備が必要である。

一方、羽田空港は同様に緊急支援物資の輸送拠点としても極めて重要な役割を担うが、国土交通省が２０１４年に策定した「首都直下地震対策計画」では、液状化により滑走路２本が使用できなくなる可能性があると予想されていることから、対策が急がれる状況にある。また、今年９月の台風２１号では、各地の空港や港湾等の浸水が発生した。高潮や津波によって、東京湾の重要港や羽田空港などの重要施設の機能が失われないようにする必要があり、耐震化、液状化や高潮対策を早急に完了すべきである。

（２）都市防災力の向上に資するまちづくりの推進

①都内で大幅に不足する発災時の帰宅困難者の一時滞在施設確保に向けた、民間一時滞在施設のリスクを解消・低減する措置の実施

首都直下地震の際の帰宅困難者は最悪の場合、都内で約４９０万人、１都４県で約８００万人と東日本大震災時の約３５２万人を大幅に上回ることが想定されている。また、東京都は首都直下地震時に必要な行き場のない帰宅困難者の一時滞在施設を約９２万人分と想定しているが、現状は約３２．８万人分の確保にとどまり大幅に不足していることから、民間事業者の協力を得て確保を促進していくことが喫緊の課題となっている。

一方、民間事業者にとっては、日頃から、家具・什器類の転倒・落下・移動防止対策や天井材の落下防止措置をはじめ建物の安全性を確認するなど、安全配慮を尽くすことが求められるが、余震等で建物が壊れ、受け入れた帰宅困難者が負傷した場合に賠償請求されるのではないかといった懸念があることから、民間事業者の施設提供は大幅には進んでいない。

こうした中、２０１５年２月の首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議において、「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」が改定され、内閣府が施設管理者の損害賠償責任について考え方を整理したところであるが、民間事業者の協力を得て必要な数の一時滞在施設を早急に確保するためにも、法改正等を視野に入れ、「発災時の損害賠償責任が事業者に及ばない制度」を早期に創設すべきである。当所が２０１６年４月に実施した会員へのアンケートでは、一時滞在施設の増加に向けて「発災時の損害賠償責任が事業者に及ばない制度」を創設することが有効であると考える事業者が９３．６％、自社所有物件に入居している事業所においては９１．６％と大宗を占めている。従って、民間事業者が善意に基づき協力することを促進するためにも、同制度の早期創設が必要である。また、同制度の創設までの間、民間事業者のリスクをできる限り低減させるために、一時滞在施設の賠償責任を補償する保険について、協定を結んだ地方公共団体に対する保険加入の促進ならびに保険料の補助が必要と考える。

②密集市街地総合防災事業等を通じた木造住宅密集地域の早期解消

都内における木密地域等密集市街地は、山手線外周部から環状７号線沿いに広範に分布し、区部面積の１１％、居住人口の２０％を占めている。木密地域は、道路や公園等の都市基盤が不十分なことに加え、老朽化した木造建築物が多いことなどから危険度が高く、地震火災などにより死者数や全壊・焼失棟数等の面で甚大な被害が想定されている。また、木密地域は居住者の高齢化による建替え意欲の低下、敷地狭小等による建替えの難しさ、権利関係が複雑で合意形成に時間を要するなどの理由から、整備・改善が進みにくい状況となっている。

国の首都直下地震の被害想定では、都内で想定される最大の死者数約１万３千人ならびに最大の建築物全壊・焼失棟数約３３万３千棟のうち、地震火災を原因とするものは約８，４００人、約２２万１千棟と、それぞれ約３分の２を占めている。東京都が公表した首都直下地震の被害想定においても、想定死者数約９，７００人のうち地震火災によるものが約４，１００人と４割強を占め、建物被害についても全壊・焼失棟数約３０．４万棟のうち、地震火災によるものが約２０万棟と約３分の２を占めていることから、木密地域の早期解消は首都直下地震の被害を最小限に抑えることに直結する重要な取り組みである。

こうした中、国土交通省は、「住生活基本計画」において、「地震時等に著しく危険な密集市街地」について、２０２０年度までに概ね解消することを目標としている。また、２０１５年３月に閣議決定された「首都直下地震緊急対策推進基本計画」の変更において、今後１０年間で達成すべき減災目標として、首都圏で想定される最大の死者数約２万３千人の概ね半減、想定される最大の建築物全壊・焼失棟数約６１万棟の概ね半減が、それぞれ設定された。併せて、木密地域における感震ブレーカー等の普及率を２０１５年度の１％未満から２０２４年度に２５％にすることをはじめとした、減災目標を達成するための具体的な目標も設定されたところである。

一方、東京都においても、木密地域の整備・改善に向け「木密地域不燃化１０年プロジェクト」を立ち上げ、不燃化特区制度による市街地の不燃化や特定整備路線の整備による延焼遮断帯の形成等により、２０２０年度までに整備地域の不燃領域率を７０％に引き上げるなど、燃え広がらない・燃えないまちを実現することを目標に、様々な対策を講じている。

従って、国土交通省には、密集市街地総合防災事業等を通じて、延焼遮断効果のある道路等の整備、避難場所・避難経路の確保、老朽建築物の建替え・除去、共同建替えによる不燃化、避難場所等として機能する公園の整備推進など、一連の取り組みを一層強力に講じられたい。加えて、高齢者が多い木密地域において、子育て支援施設やサービス付き高齢者向け住宅、福祉施設等の生活支援機能の整備を進めることで、多様な世代や世帯の居住を促進していくことも重要である。なお、都内で木密地域等密集市街地の解消に向けた取り組みを展開していく際には、東京都や各区との緊密な連携を図られたい。

（３）大規模な風水害への対策の加速化

①水防災意識社会の早期再構築に向けた緊急行動計画の実施の加速化

国土交通省は、２０１５年９月の関東・東北豪雨災害、２０１６年８月の台風１０号等による豪雨災害を踏まえ、水防災意識社会の再構築に向け、概ね５年で緊急的に実施すべき事項について３２項目からなる緊急行動計画をとりまとめた。本計画に基づき、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」の実現をめざし、都道府県等と緊密に連携し、大規模氾濫減災協議会制度の創設をはじめとした各種取組みを緊急的かつ強力に推進することで、水防災意識社会の一刻も早い再構築を目指してきた。

このような中、今年７月、西日本豪雨により河川の氾濫が発生し、多数の死者や甚大な経済被害が発生した。この大災害を踏まえ、水防災意識社会の再構築に向けた取組みを全国の河川でさらに加速させることが必要である。水防災意識社会再構築の早期実現に向けては、本計画の実施を加速させることはもとより、その進捗を広く

社会に知らせ、住民や企業等に対して、大規模水害のリスクに対する正しい認識を形成し、事前の対策を促していくことが極めて重要である。

②大規模な風水害の際の広域避難の検討、訓練等の実施
　近年、雨の降り方は変化しており、１時間降水量１００ｍｍ以上の年間発生回数では、１９７６年～１９８５年には平均１．９回のところ、２００６年から２０１５年には同３．１回と約１．６倍に増えている。同期間には、全国１０９水系のうち８１水系の国土交通省直轄管理区間で、はん濫危険水位を超過しており、今後、いつ、大規模水害が発生しても不思議ではない。
　水害からの避難の在り方については、「避難勧告等に関するガイドライン」（内閣府）等において示され、これらに基づいて、市町村（東京２３区を含む）が避難勧告等の発令基準や避難計画等を検討・策定している。しかし、低地帯が広がっている首都圏において大規模水害が発生した場合には、広い浸水区域、多くの避難対象人口、浸水継続時間の長さ等から、これらの計画等では通用しない事態も想定される。
　こうした状況を受け、国土交通省、内閣府、東京都をはじめ関係機関が連携し、今年６月に「首都圏における大規模水害広域避難検討会」が設置された。本検討会において早急に、広域避難場所の確保、避難手段の確保・避難誘導など関係機関の連携・役割分担のあり方等について整理し、首都圏における大規模水害に対する広域避難の実装を推進することが必要である。また、広域避難は企業活動にも大きな影響を及ぼすことから、企業現場の実態を十分に踏まえた計画策定はもとより、国民や企業への様々な知見や情報の提供、周知啓発等が重要である。さらに、江戸川区など東京都東部の５区は今年８月、荒川、江戸川が氾濫した場合の広域避難計画をまとめた。こうした地方公共団体の計画策定や住民・企業等への周知について連携・協力していくことが肝要である。

（４）２０２０年大会開催と訪日外国人客の災害対応
①大会期間中の発災も想定した万全の対策を
　国土交通省は東京オリンピック・パラリンピック開催を一つの目標として、「首都直下地震対策計画（２０１４年４月策定）」に位置付けられている各対策について５３のロードマップにとりまとめ、全力で推進するとしている。大会の安全・安心を支えるためには、大会期間中の発災も想定し、首都圏地域の防災対策に万全を期すことが重要であり、２０２０年に向けて首都直下地震対策が加速化されることが望まれる。また、競技の多くは、東京の臨海部において実施が予定されており、台風時の高潮対策等として、臨海部を訪れる観戦客や旅行客等の安全を確保するための水門等の運用体制の構築支援など、臨海部の防災機能の強化を推進することが重要である。さらに、オリンピック・パラリンピック大会に向けた、避難誘導や緊急時の交通システム対策等の各種の対策が、首都直下地震対策をはじめとする都市防災力の強化にレガシーとして活かされていくことを期待する。

②暑さ対策や防疫が不可欠
　今年７月２３日、気象庁は「７月中旬以降の記録的高温と今後の見通しについて」臨時の記者会見を開き、予報官は「命に危険があるような暑さで災害と認識している」と述べた。異常気象は、日本だけでなく、世界各地で観測され、中には高温や少雨による乾燥を原因とした火災、熱中症などの犠牲者が出ている。世界気象機関（ＷＭＯ）は２４日の記者会見で異常気象の被害への警戒を呼びかけた。
　東京２０２０大会は、オリンピックが７月２４日～８月９日、パラリンピックが８月２５日～９月６日と、暑さが厳しい期間に開催される。猛暑への備えは不可欠な課題である。そのため政府はすでに、「東京２０２０に向けたアスリート・観客の暑さ対策に係る関係府省庁等連絡会議」を設置し、競技会場等関係施設とその周辺、さらには、まちづくりの一環としても暑さ対策を進め、アスリート、観客等が過ごしやすい環境整備を推進しているが、中でも、対策が必要とされるのは、屋外で長時間競うマラソン、競歩の沿道等である。国土交通省は、「アスリート・観客にやさしい道の検討会」を設置して、総合的な道路空間の暑熱対策について取りまとめ、温度上昇抑制機能を有する素材での道路舗装や緑化等の対策を推進しており、これを着実に実施することが重要である。また、高齢者や子供・保護者はもとより、高温多湿な日本の気候に不慣れな訪日外国客等への熱中症を防ぐ事前情報の提供、万一の際に多言語で対応できる救急体制の整備等も必要である。
　さらに、気候変動等による気温の上昇や降水の変化は、感染症を媒介する節足動物の分布可能域を変化させ、感染症のリスクを増加させる可能性がある。現にデング熱等の感染症を媒介する蚊の生息域は東北地方北部まで拡大していることが確認されている。東京２０２０大会により諸外国との往来が増す中で、感染症のまん延防止が重要である。

③観光危機管理体制の強化
　政府が２０２０年の訪日外国人客４，０００万人という目標を掲げているなかで、東京２０２０大会やゴールデンウィーク・夏休みなど観光トップシーズン時に、テロや首都直下地震等が発生した場合、来訪者の万全なセキュリティと安心・安全を確保することが課題となっている。交通・宿泊・食事等の確保やそれらに関する適時適切な情報提供、事業者との連携、避難に資する案内表示の推進、観光・宿泊施設等の人材育成や避難訓練の徹底など、事前に適切な対策を講じる危機管理体制の強化が求められる。
　特に、東京２０２０大会期間中には、多くの外国人が来訪し、なかには地震を経験したことがない外国人の訪日も想定される。災害時や非常時に訪日外国人客が情報不足により自らの置かれた状況が分からないまま、極め

て不安な状況に陥ることのないよう、対策を推進していく必要がある。サインやピクトグラムによる対応行動の可視化や、道路案内標識のローマ字併記から英語併記への改善、訪日外国人客向け災害時情報提供アプリ「Ｓａｆｅｔｙ　ｔｉｐｓ」の機能向上・一層の周知等に取り組んでいくことが肝要である。英語圏のみならず、様々な使用言語・文化を持つ訪日外国人に対しての避難誘導体制の確立が重要であり、その方法等については、民間に対しても周知を行うことが必要である。

また、東京２０２０大会を見据えたテロ対策・感染症対策については、関係機関が連携し、未然防止策や対処体制の整備などを鋭意推進すべきである。

さらに、傷病など有事の際、外国人が安心して医療を受けられるよう、医療機関における外国語対応力の強化や医療通訳の育成をはじめ、往診診療が可能な医師の情報をホテル・旅館など宿泊施設が共有できる仕組みの構築などを推進されたい。

加えて、外国人の傷病対応について、医療機関の過半数が意思疎通や未収金リスク等を負担に感じており、実際、２０１５年度の１年間に診療・治療にあたった医療機関の３５％に医療費の未収が発生している。トラブル防止の観点から、補償範囲が広い日本の保険への加入促進を強力に図られたい。日本に到着するまでの航空機内や船内等でのＰＲを効果的に行うべきである。

（５）防災・減災に向けた自助・共助の促進、関係機関の連携強化

①首都直下地震や大規模水害など東京及び首都圏における災害リスクの認知度向上と災害対策の促進

災害の教訓や今後想定される災害を念頭に、国土交通省では災害リスクに関する知識と心構えを社会全体で共有し、地震、洪水、土砂災害等の様々な災害に備える「防災意識社会」への転換に向けて、整備効果の高いハード対策と住民目標のソフト対策を総動員する取り組みを行っている。首都直下地震対策および水害対策についても重点政策に位置付けて、ハード面の整備や訓練などの現場における具体的な対策を推進している。

一方で、今年４月に実施した当所会員へのアンケートにおいて、首都直下地震と大規模水害の被害想定の認知度を尋ねたところ、首都直下地震では「内容を（概ね）知っている」は５２．７％、大規模水害では４８．２％であり、被害想定の詳細に対する認知度は依然として高いと言えない。首都直下地震の発生が今後３０年間で７０％という高い確率で予想され、毎年のように各地で風水害などの自然災害が発生している中では、官民ともに危機感を持って防災・減災対策を進めなければならない。

国土交通省のリーダーシップの下、国民や企業に対する継続的な情報提供や啓発活動により、災害対策を促進していくことが必要である。

②「自助・共助」の意識向上と防災・減災のリーダーとなる人材の育成並びに女性の視点を取り入れた地域防災活動の推進

人口の多い地域で巨大災害が発生した場合、発災後の数日間は「公助」が行き届かず、「自助・共助」で対応しなければならない可能性がある。ところが、今年４月の当所会員へのアンケートでは、東京都帰宅困難者対策条例の努力義務である「全従業員の３日分以上の備蓄」を行っている企業は約半数で、外部の帰宅困難者向けの備蓄がある企業は９．０％であった。

民間において、防災・減災の意識向上、リーダーとなる人材の育成を推進していくことが必要であり、国土交通省におかれても、「公助」に加えた「自助・共助」の意識醸成を図り、地域社会全体での防災・減災に関する取り組みを底上げしていくソフト面の施策を強化されたい。

また、今年４月の当所会員へのアンケートによると、災害時のリーダーとなる防災関連の資格を保有する従業員がいる企業は１２．７％であったものの、「資格取得を奨励している」「今後、資格取得を奨励したい」と回答した企業は合わせて６３．９％に上った。当所としては、防災士をはじめとする防災関連資格についての普及啓発を通じて、企業や地域で防災・減災のリーダーとなる人材育成に努めていく所存である。

加えて、地域の防災活動を担うリーダーには男性が多いことから、避難所等の運営の際に女性の声や視点を反映させることの必要性が指摘されている。企業・地域における防災・減災のリーダーを育成し、増やしていくとともに、男女双方が協力して、地域防災活動を展開できるよう、防災活動を担う女性リーダーの育成が重要である。

③ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥの機能強化、ＩＣＴ機材・災害対策車両等資機材の充実

国土交通省には、大規模災害等に際して、被災した地方公共団体を支援し、被災地の早期復旧のための技術的支援等を迅速に実施するＴＥＣ－ＦＯＲＣＥが設置されている。東京２３区内で震度６弱以上が観測された場合、自動的に約１千名のＴＥＣ－ＦＯＲＣＥおよび約５２０台の災害対策用機械等が即時出動する体制も構築している。さらに、関東地方整備局は管内全区市町村と協定を締結し、災害時に地方公共団体等にリエゾン（情報連絡員）を派遣し、被害状況の情報収集、支援ニーズの把握等を行う体制を構築している。これら各種の防災･減災対策、災害応急対策活動への備えは極めて重要であり、その着実な実施を要望する。昨年３月の熊本地震や今年７月の西日本豪雨の際には、全国の各地方整備局等から被災地に参集し、土砂災害危険個所の緊急点検や捜索活動の支援、排水作業、土砂・流木等を撤去する道路啓開による救命・救助・復旧活動の支援、被災状況の調査、緊急支援物資の輸送等の緊急災害対策活動を実施した。また、６月に発生した大阪府北部を震源とする地震の際も、リエゾンの派遣やドローン等の技術を活用し、河川、道路、建築物の被災状況調査等を行った。

このように災害時にＴＥＣ－ＦＯＲＣＥが果たすべき役割は非常に大きいことから、隊員の研修・訓練の充実や広域実働訓練の実施、ＩＣＴ技術や災害対策車両等の資機材の拡充など、体制の充実・強化を図るとともに、ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥと関東ブロックの都県をはじめとした地方公共団体が連携して訓練を実施していくことが必要である。ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥの活動を広く一般に周知し、理解を促進していくことも肝要である。

２．個別要望項目
（１）首都直下地震に備えた都市基盤の強靭化
①大地震に強い都市基盤の迅速かつ着実な整備
・物流拠点の耐震化、再整備の促進
２０１３年度の「第５回東京都市圏物資流動調査」では、首都直下地震の想定最大震度が６強以上の区市町村内に立地している物流施設が東京都市圏全体の約５割を占めており、そのうち旧耐震基準で建設された施設が約３割超を占めていることが明らかになった。
物流は、経済活動の基盤であり、大災害時には緊急支援物資の輸送をはじめ、迅速な復旧・復興に不可欠な機能である。また、経済の一層のグローバル化により物の動きが国際化し、且つインターネット通販の普及等により小口・多頻度配送の需要が高まっていることを背景に、集配送・保管・流通加工等の複数の機能を併せ持つ施設へのニーズが高まっている。こうした中、東京および首都圏の物流施設の機能の高度化・効率化を通じて経済活動全般の生産性を向上させ、かつ国際競争力を強化していくとともに、物流拠点の災害対応力を高めていくことがますます重要になっている。
従って、老朽化した物流施設の建替えや集約化等の再整備、機能更新に対する税制優遇、施設整備のための財政支援を拡充していくことが求められる。加えて、大規模災害時にも機能する物流の構築に向けて、施設の耐震性強化や防災設備の設置促進のほか、多様な輸送手段を活用した支援物資輸送に資する広域連携体制の構築、荷主と物流事業者とが連携したＢＣＰの策定促進も重要である。
なお、圏央道沿線に大規模な物流施設の立地が進んでいるが、防災・減災の面からも、圏央道沿線をはじめとした郊外部の高速道路インターチェンジや幹線道路付近への立地支援を強化していく必要もある。首都圏の郊外部に大規模な物流施設の立地を誘導していくには、用途地域指定や地区計画など都市計画手法による土地の利用変更、土地区画整理事業等の手法が考えられる他、物流の効率化や一般道の渋滞対策にも資するスマートインターチェンジの設置も有効である。

・下水道施設等の耐震化の推進
都市機能が高密度に集積した首都圏において下水道管渠が首都直下地震等により被災した場合、経済活動や住民生活等に甚大な影響が発生する恐れがある。首都直下地震の被害想定では、地震直後に管路やポンプ場、処理場の被災により、揺れの強いエリアを中心に下水道の利用が困難になり、東京圏では数%から約１割、東京２３区では約１割の需要家で下水道の利用が困難となり、利用支障の解消には１か月程度を要することが予想されている。特に、東京２３区では多くの需要家が利用困難になる中で、仮設トイレ等の数量も限りがあることから、首都直下地震が発生した場合における下水道管渠の被害を抑制し、都市機能の継続的な確保を図るため、下水道管渠等の施設の耐震化を強力に推進していく必要がある。

・外環道等、災害時に重要な役割を担う道路の早期整備
首都圏三環状道路は、渋滞解消や環境改善、物流の信頼性向上、地域経済の活性化や広域観光の促進、雇用の創出をはじめとした高い経済効果など、多岐にわたるストック効果が期待されている。
こうした中、首都高速中央環状線は２０１５年３月に全線開通し、渋滞緩和効果をはじめ高いストック効果が発現している。また、圏央道は昨年２月に開通した区間がさらに増えて、東名高速、中央道、関越道、東北道、常磐道、東関東道がつながったことで、広域観光の振興や生活道路の安全性向上、大型物流施設等の企業立地や生産性の向上、雇用や税収の増加など多岐にわたるストック効果が確実に発現している。
しかしながら、首都圏三環状道路の整備率は約８割で、諸外国の主要都市と比較すると未だ十分な状況ではない。とりわけ、外環道は、千葉区間については今年６月に開通となったものの、他の２つの路線に比べて整備が遅れている状況であることからも着実に整備していくべきである。
外環道（関越道～東名高速間）は、都心に流入している通過交通が迂回できるようになるため、渋滞解消による高い経済効果に加え、首都圏におけるＣｏ２排出量削減効果、生活道路等における交通事故の減少など様々な整備効果が期待されている。加えて、首都直下地震等の大災害発生時には、一部区間に不通が生じた際にも速やかに移動することが可能となる迂回機能（リダンダンシー）を発揮し、日本の東西交通の分断を防ぐなど、災害時に重要な役割を担うことからも、東京および首都圏全体の国際競争力の強化に寄与する重要な道路である。従って、本格化している本体トンネル部の工事を安全かつ着実に推進するとともに、用地取得、区分地上権取得について国と東京都が連携のうえで加速させ、１日も早い開通を目指されたい。
一方、外環道の東名高速以南（東名高速～湾岸道路間）は、未だルートが確定していない予定路線となっているが、同区間が開通すれば関越道・中央道・東名高速と羽田空港や京浜港とのネットワークが確立され、東京および首都圏全体の国際競争力の強化や都市防災力の向上に大いに寄与する大変重要な路線である。２０１６年２月に設立された東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会の場などにおいて検討を進め、環

状道路としての機能を最大限発揮すべく、可能な限り早期に、全体の計画を具体化し、事業化していく必要がある。なお、事業化した際には、東名高速から第三京浜までの区間（約４ｋｍ）について早期に整備していくべきである。

他方、圏央道は整備率が約９割となり概成したが、神奈川県の釜利谷ＪＣＴ～戸塚ＩＣ間および栄ＩＣ・ＪＣＴ～藤沢ＩＣ間、千葉県の大栄ＪＣＴ～松尾横芝ＩＣが事業中である。また、圏央道の東北道から木更津東ＩＣ間は暫定２車線区間であり、対面通行の安全性、事故や大規模災害時の対応などで課題がある。そのようななか、大都市圏環状道路等の整備加速による生産性の向上等を推進するため、財政投融資の活用が決定されたこともあり、早期の全線開通及び４車線化を加速化していくべきである。

・液状化対策の推進

東日本大震災では、東北地方から関東地方の太平洋沿岸を中心に広範な地域で液状化被害が発生し、震源から遠く離れた都内でも震度が５強であったにも関わらず臨海部だけでなく内陸部においても液状化が発生し、城東地域の５区で木造住宅が傾くなどの被害が発生した。

東京都土木技術支援・人材育成センターが既存データベースを活用し、１９２３年関東大地震規模の地震動が発生した場合の液状化の発生しやすさを地図化した「東京の液状化予測図」においても、都内の城北地域から城東、城南地域にかけて液状化が発生する可能性がある地域が存在している。首都直下地震が発災し液状化が発生すると、道路や上下水道、護岸施設等のライフライン施設や住宅等に甚大な被害を及ぼし、復旧までに長時間を要すると想定される。

従って、首都直下地震対策計画に基づき、宅地や河川・海岸堤防、水門・樋門、排水施設や上下水道、交通インフラ等について、地盤の改良等の耐震・液状化対策を推進していく必要がある。また、地方公共団体が作成しているハザードマップ等のさらなる周知を通じて、地域住民や企業等の液状化に対する意識の向上を図っていくことも肝要である。

・首都中枢機能維持基盤整備等地区の拡大

２０１３年１２月に首都直下地震対策特別措置法が施行され、２０１４年３月には同法に基づく緊急対策区域に東京都の全区市町村が、また首都中枢機能維持基盤整備等地区に千代田区、中央区、港区、新宿区がそれぞれ指定された。このうち、首都中枢機能維持基盤整備等地区については、同地区内の地方公共団体が計画を作成することで、ライフラインやインフラ施設の整備等基盤整備事業（まちづくりと併せた緊急輸送のための道路の拡幅・公園の整備等）に係る開発許可等の特例や、備蓄倉庫や非常用発電設備室等の安全確保施設に係る都市再生特別措置法の適用、道路占用の許可基準の特例（緊急輸送確保のための看板・標識の設置等）が受けられることになっている。

首都中枢機能維持基盤整備等地区は、首都中枢機能の維持を図るために必要な基盤の整備や、滞在者の安全確保を図るために必要な施設の整備等を緊急に行う必要がある地区として、首都中枢機関の集積状況や、昼夜間人口等を考慮の上、上記４区が指定されたが、首都中枢機能の維持を図るには４区のみならず都市機能が高度に集積している地域を有する区域をより広範に指定することが望ましい。

②インフラ老朽化対策

・首都圏の高速道路の老朽化対策の推進

開通から５０年以上が経過した首都高速道路をはじめ、高速道路の構造物は老朽化が進んでおり、対策が急がれている。２０１３年１２月に首都高速道路株式会社が示した大規模更新等に関する計画に基づき、１号羽田線（東品川桟橋・鮫洲埋立部）に引き続き、１号羽田線（高速大師橋）・３号渋谷線（池尻～三軒茶屋）の大規模更新を推進していくとともに、都心環状線の築地川区間や、まちづくりと連携した具体的な検討が開始された日本橋区間の計画の具体化を加速する必要がある。また、東日本および中日本高速道路株式会社が管理する路線の構造物についても、対策を推進していくことが求められる。

・インフラの維持管理・更新に係るコストの縮減と平準化の両立

関東地方整備局が管理する道路橋のうち３割強が高度経済成長期と言われる１９５５年から１９７３年にかけて建設されており、建設後５０年以上が経過した橋は２０１６年度末時点で２５％、その２０年後には６５％まで急激に増加する見込みとなっている。同様に、建設後５０年以上が経過したトンネルは２０１６年度末時点で５２％、その２０年後には７１％まで増加する見込みとなっている。こうした中、個々の社会資本が安全・安心に利用され、かつストック効果を最大限に発揮し続けるためには、現在進められている５年に一度の全量点検を確実に進めるとともに、予防保全型維持管理の導入などメンテナンスサイクルを構築し実行することや、メンテナンス産業の育成、ロボットやセンサー、ドローン等の新技術の開発・導入等の加速化により、トータルコストの縮減と平準化を両立させていくことが必要である。

また、地方公共団体、特に市町村では老朽化対策に、人員面、技術面、財政面で課題を抱えていることから、市町村における専門部署の創設、技能者の確保・育成、効果的・効率的なメンテナンス手法を共有する仕組みの構築等に対する支援に注力していく必要もある。加えて、集約・再編等を含めた既存施設の戦略的メンテナンスを推進するとともに、その基盤となるメンテナンス産業の育成・活性化や、老朽化対策の重要性に係る国民理解

の促進に向け、インフラメンテナンスの理念の普及や課題解決を図るプラットフォームとして「インフラメンテナンス国民会議」が２０１６年１１月に設立された。本会議を通じて、産学官の多様な主体がオープンイノベーションの手法等を活用し、メンテナンスの生産性向上や、新たな技術によるビジネスモデルの構築、海外市場へ挑戦する企業への支援、地方公共団体への支援の強化が図られることで、老朽化対策の加速や、メンテナンス産業の育成・拡大に向けた取組を着実に推進するとともに、それらを社会に広く発信するなど、老朽化対策がオールジャパン体制で推進されることが肝要である

③被害最小化に向けた事前対策の推進
・民間企業と連携した復旧・復興体制の強化（災害協定締結会社等の増強）
　首都直下地震等大災害発生時には、緊急輸送道路の啓開や河川堤防および港湾施設等の早期復旧を図っていく必要があるが、その実施には建設会社をはじめとした民間企業の協力が不可欠である。そうした考えのもと、関東地方整備局は災害対応業務の円滑な実施と地域防災力の向上を目的に、「災害時の基礎的な事業継続力を備えている建設会社」を認定し公表しているが、より多くの企業が本制度の認定を受けるよう、一層周知していくとともに、災害対策用の特殊車両の導入に係る税制措置等を講じることが重要である。加えて、災害時における河川災害応急復旧業務（災害協定）等の協定締結を通じて事前に協力会社を定め、緊急時の体制を確保しておくことも肝要である。

（２）都市防災力の向上に資するまちづくりの推進
①防災・減災に向けたまちづくりの促進
・緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化促進
　緊急輸送道路は、首都直下地震等大災害発生時に防災拠点や他県等との連絡に重要な役割を担う。その沿道建築物の耐震化を進めることは、道路の閉塞を防ぎ、円滑かつ迅速な救出・救助活動の実施や緊急支援物資等の輸送、建築物の倒壊による人的被害の減少に向けて極めて重要である。
　そのため、国土交通省は、耐震改修促進法で耐震診断の義務付け対象となる建築物の所有者が行う補強設計、耐震改修に係る負担軽減のための補助事業（耐震対策緊急促進事業）について、適用期限を２０１８年度末まで３年間延長するなど、地方公共団体とともに耐震化促進に向けて粘り強く取り組んでいる。
　東京都では、地域防災計画で位置付けた緊急輸送道路のうち、特に沿道建築物の耐震化を図る必要があると知事が認める道路を特定緊急輸送道路とし、その沿道建築物のうち旧耐震基準で建築され、高さが概ね道路幅員の２分の１以上の建築物の所有者に対して耐震診断を義務付けているほか、耐震改修を努力義務にしている。耐震診断および耐震改修ともに財政的な支援を講じ、沿道建築物の耐震化に取り組んできた。また、一昨年には、沿道建築物の所有者を対象に耐震化に関する調査を行い、所有者の３９．１％が耐震化を予定（耐震改修を予定２１．３％、建替え・除却を予定１７．８％）する一方、５３．５％が耐震化を実施しないと回答し、その理由として、費用負担の大きさや建物の機能が損なわれる、合意形成が困難との回答が上位を占めていることが明らかとなった。こうした状況を受け、今年５月には、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進に向けた検討委員会報告をとりまとめ、沿道建築物の耐震化の更なる促進に取り組んでいる。しかし、現状、都内の特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率は８３．８％（２０１７年１２月時点）であり、耐震診断が義務付けられている旧耐震基準の建築物に限ると耐震化率は３８．２％（同）にとどまっている。
　従って、国土交通省には、特定緊急輸送道路沿道建築物の所有者の耐震化への取組みを促進するため、耐震対策緊急促進事業の継続のほか、建物所有者への啓発、税制面からの後押し等を強化されたい。

・電気出火を防止する感震ブレーカーの設置促進
　阪神・淡路大震災や東日本大震災では、揺れに伴う火災（津波に伴う火災を除く）のうち、出火原因が確認された件数の６割以上が電気に起因している。
　そのため、国の首都直下地震の被害想定では、感震ブレーカー等の設置による「電気関係の出火の防止」により、火災を原因とする死者数は１万６千人から約９千人に、焼失棟数も約４３万棟から約２３万９千棟に減少できる見通しを示すとともに、「首都直下地震緊急対策推進基本計画」において、木密地域における感震ブレーカー等の普及率を２０１５年度の１％未満から２０２４年度に２５％にしていくことが目標とされている。
　首都直下地震の人的・物的被害を最小限に抑えるためには、電気火災を含めた防火対策を推進していくことが極めて重要であり、国土交通省におかれては、密集市街地の整備改善に関する社会資本整備総合交付金等の活用を通じた地方公共団体との連携により、感震ブレーカーの効果の周知や費用負担の軽減等を一層強化していくことが必要である。さらに、夜間の発災時に感震ブレーカーが作動し、明かりが消えると、災害への初期対応が難しくなることから、非常灯の整備をあわせて支援することが重要である。

・多数の者が利用する建築物等の耐震化
　耐震改修促進法により、不特定多数の者が利用する建築物（病院、ホテル・旅館、店舗等）および避難弱者が利用する建築物（学校、老人ホーム等）のうち大規模なものである要緊急安全確認大規模建築物を対象に、耐震診断の実施とその結果の報告が義務付けられている。また、同法において耐震診断の義務付け対象となる上記建築物の所有者が行う補強設計、耐震改修に係る負担軽減のための補助事業（耐震対策緊急促進事業）の適用期限

が２０１８年度末まで３年間延長されている。一方、多数の者が利用する建築物の耐震化率は２０１３年時点で約８５％であり、「第４次社会資本整備重点計画」において２０２０年までに９５％とすることが目標の一つとされている。従って、首都直下地震等大災害発生時における人的・物的被害を軽減するために、耐震対策緊急促進事業を継続することにより、耐震化率を高めていく必要がある。

・防災力向上に資する主要駅周辺等のまちづくり・都市整備（エリア防災の促進）

都市再生安全確保計画制度は、都市再生や国際的な経済活動の拠点となる地域（都市再生緊急整備地域）、大都市の主要駅周辺の地域において、官民協議会が都市開発事業等を通じて、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全を確保するための計画を策定することができるもので、東京都心・臨海地域、新宿、渋谷、池袋といった主要駅周辺地域で策定されている。本制度は、内閣府が計画の策定を予算面から支援し、また国土交通省が計画に基づく建築確認や耐震改修計画の認定等の手続きを一本化、備蓄倉庫や非常用発電設備室等の容積率不算入の特例、備蓄倉庫等を都市公園に設置する際の占用許可手続きの迅速化、備蓄倉庫等の固定資産税等の課税の特例等の措置を講じている。

一方、現在、首都直下地震等大災害発生時に行き場のない帰宅困難者が逃げ込む一時滞在施設が大幅に不足（必要量約９２万人、２０１７年７月時点での確保約３２．８万人）している中、官民を挙げた確保が急務になっている。また、今年４月の当所会員へのアンケートでは、従業員の３日分の備蓄の確保を努力義務としていることに加えて、共助の観点から、外部の帰宅困難者のために余分の備蓄を行っている会員企業の割合は９．０％にとどまり、民間においてこうした取り組みをさらに推進していくことが求められている。

首都直下地震発災時には約８００万人と大量の帰宅困難者が発生することが予想されている中で、都市再生安全確保計画制度に基づき、官民の連携によるハード・ソフト両面にわたる都市の安全確保策を促進していくことは、都市の防災力向上に加えて、国際競争力の強化ひいては国際的なビジネス・生活拠点の形成にも資することから着実に推進していく必要がある。

・災害時でもエネルギーの安定供給が確保される市街地の形成（災害時業務継続地区・ＢＣＤの整備）

東日本大震災を一つの契機として、災害時におけるエネルギーの安定供給が国際的企業のオフィス立地の必須条件として求められている。そうした中、都市再生や国際的な経済
活動の拠点となる地域（都市再生緊急整備地域）等において、エネルギーの面的利用によ
り平常時の環境性能と、災害時のエネルギーの自立性、帰宅困難者退避施設の確保等の防災機能を併せて向上させることで、エリア全体の業務継続機能を確保していくために、国土交通省は補助事業等を通じて、業務継続地区（ＢＣＤ：Ｂｕｓｉｎｅｓｓ　Ｃｏｎｔｉｎｕｉｔｙ　Ｄｉｓｔｒｉｃｔ）の整備を支援している。業務継続地区の整備は、都市の防災力向上に加えて、国際競争力の強化ひいては国際的なビジネス・生活拠点の形成にも資することから推進していくべきである。

・老朽マンション、団地、ニュータウンの耐震化、更新対策

都内マンションの総戸数は都内世帯の約４分の１に相当し、東京都には全国のマンションストックの約４分の１が集積していることから、マンションは都民の主要な居住形態となっている。しかし、都内マンションの約２割にあたる約３６万戸が１９８１年以前の旧耐震基準で建築されたものであり、更に、そのうち１９７１年以前の旧々耐震基準で建築されたものは約７万戸と推計されており、これらの多くは耐震性の不足が懸念されている。築年数の経過したマンションは今後増加する見込みであり、順次、更新期を迎えていくことから、マンションの耐震化、再生の促進は喫緊の課題である。老朽マンションや団地、ニュータウンの耐震化や再生が進まなければ、安全・安心な居住環境が確保されないばかりか、周辺地域の防災にも影響を及ぼすことから、対策が急がれる。

２０１４年のマンション建替法の改正・施行により、耐震性が不足するマンションについては、敷地売却制度（区分所有者等の５分の４以上の賛成に基づく）や容積率の緩和特例制度が措置され、その後、複数棟型マンションへの適用に向けた省令改正等も実施されたところであるが、既存不適格などにより自己の敷地のみでは建替えが困難なマンションなど、現行法制度でもなお円滑な建替えや改修が困難なものが相当数存在している。

従って、老朽化が著しいマンションや耐震性が低いマンションを建替える場合の同意要件（区分所有者等の５分の４以上の賛成）の緩和や、既存不適格マンションなどの別敷地での建替えが可能となるような仕組みづくり、借地借家法第２８条における解約の正当事由に建替え決議の成立が該当するよう措置することなど、法改正等の措置により更なる支援策等が講じられるよう検討されたい。また、老朽マンションの適正な管理や再生を図る上で課題となっている合意形成等の促進に向けて、マンション管理適正化・再生推進事業等の施策を推進していくことも重要である。

また、都市再生特別措置法等の改正に基づく措置を通じて団地の建替えを促進していくことや、老朽マンションや団地、ニュータウンの再生にあわせて、計画的に保育施設や高齢者支援施設の設置を進めるなど、人口減少、少子化、高齢化にあわせたまちづくりを加速していくことも必要である。あわせて、今年の建築基準法改正による老人ホームの容積率緩和のように、制度面からの更なる後押しも重要である。

・空き家対策の迅速かつ着実な実施

空き家等の維持管理が不十分な老朽建築物は、発災時に倒壊や火災の危険性が高いことに加えて、放火や不法

侵入等の治安面や衛生面、景観面においても問題があることから、対策が急がれている。総務省の住宅・土地統計調査で、２０１３年１０月時点の全国の空き家率は過去最高の１３．５％（東京都は１１．１％）になるなど、高齢化の進展や人口減少に伴い増え続けており、社会問題化している。

こうした背景のもと、２０１５年５月に空き家等対策の推進に関する特別措置法が全面施行されたことに加えて、「住生活基本計画」においても、急増する空き家の活用・除去の推進が目標に掲げられている。同法に基づき各区市町村は空き家等対策の体制整備・空き家等対策計画の作成、必要な措置の実施等中心的な役割を担うことから、区市町村を対象とした計画作成等に関する支援や助言、民間事業者等と連携した総合的な空き家対策の推進及び支援対象の拡充、専門家等と連携して実施する空き家対策の先駆的モデル事業への支援等を迅速かつ着実に実施されたい。

・無電柱化の推進

今年９月の台風２１号では、猛烈な風により福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山の２府５県で８００本以上の電柱が倒壊し停電が発生した。無電柱化の推進は、こうした発災時の電線類の被災や電柱の倒壊による停電、道路閉塞を防止するだけでなく、良好な景観形成や、安全で快適な通行空間の確保にも寄与する事業である。

「第４次社会資本整備重点計画」においては、災害リスク低減の観点から、市街地等の幹線道路の無電柱化率を２０１４年度の１６％から２０２０年度に２０％とすることが数値目標として掲げられていることに加えて、今年策定された「無電柱化推進計画」においても、近年の災害の激甚化・頻発化、高齢者・障害者の増加、訪日外国人をはじめとする観光需要の増加等を踏まえ、２０２０年度までに約１，４００㎞の無電柱化の目標など、さらなる施策の推進が掲げられた。また、東京都においても、昨年の「東京都無電柱化推進条例」の施行による都道全線における電柱新設の禁止とともに、今年３月には「東京都無電柱化計画」が策定され、今後１０年の目標として、重点的に整備するエリアを、これまでのセンター・コア・エリア（おおむね首都高速中央環状線の内側のエリア）内の都道から環状七号線の内側エリアに拡大するなど、施策が推進されている。

しかし、東京２３区の無電柱化率は７％と海外主要都市と比較して依然として低い状況にあり、推進への課題として多額の費用を要することが指摘されている。従って、無電柱化の目標達成に向けては、低コスト化の徹底や、国民への周知、さらには、容積率の割増等による都市開発諸制度の活用及び財政的措置の拡充を図ることが重要である。

加えて、既存の道路における無電柱化は、工事が長期にわたることなどから、地域住民の理解と協力が不可欠である。近年、まちづくりの観点から地域住民の発案による無電柱化の事例があることからも、このような事例を周知展開することにより、民間発案による無電柱化の水平展開に向けた取組も検討すべきである。

また、有事の際にけが人を搬送するうえで、道路での平面移動が困難な場合、ヘリコプターによる垂直移動が有効であるが、電線が張り巡らされているとヘリコプターの自由な発着陸を阻害してしまう。それらの観点からも無電柱化は重要であり、都心部におけるヘリポートの確保も求められる。

・災害時の円滑な避難にも資するバリアフリー化の推進

「第４次社会資本整備重点計画」では、「人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会を形成する」を重点目標の一つに掲げ、目標を実現するための政策パッケージとして「安心して生活・移動できる空間の確保（バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進）」を設定し、都市公園や特定路外駐車場、特定道路、不特定多数の者等が利用する一定の建築物等におけるバリアフリー化率を数値目標として盛り込んでいる。また、「関東ブロックにおける社会資本整備重点計画」においても、２０２０年度までに達成すべき公共施設等のバリアフリー化率等が明記されている。・

これらの目標を達成するための施策を着実に推進し、歩行空間、公共空間等のバリアフリー化を進め、誰もが安全で円滑に移動でき、安心して過ごすことができる環境を整備していくべきである。

・防災力の強化に向けた新技術の活用

情報技術などの革新が進む中、防災・減災対策においても、ビッグデータやＡＩ（人工知能）の活用に取り組む必要がある。例えば、河川情報センター（ＦＲＩＣＳ）から提供されている河川の水位、雨量等に関するデータや、衛星による高精度な測量データなどビッグデータを活用した被害状況の把握・共有、あるいは、ＡＩを活用した避難所の運営支援システムの構築などが考えられる。国が技術開発から社会実装までを一気通貫で実施し、自治体などの関係先にスピード感を持って展開することが重要である。

また、木密地域をはじめ、細街路や密集市街地など土地の権利関係が複雑な都市部において、地籍調査は都市再生などまちづくりの推進はもとより、災害時の境界復元にも極めて有効である。しかし、今年３月末時点の地籍調査の実施状況は全国平均の５２％に対して、東京都は２３％であり、区部に限ると１１％と全体平均から大きく遅れていることから、災害復旧の迅速化に向けて、地籍調査を一層推進していくことが必要である。

なお、木密地域等密集市街地における地籍調査は、土地の権利関係の複雑さに加えて、測量にあたっては道幅が狭く直線的に見通しづらいため基準点を多く設置する必要があり、測量回数も多くならざるを得ないことから、調査が長期化しコストも増加する課題を抱えている。更に、地籍調査の主な実施主体である区市町村では人員が不足し、調査着手への足かせとなっている。従って、地籍調査の推進には、人員面や財政面、更には測量期間の

短縮や費用負担の軽減等の諸課題の解決が必要である。そうした課題の解決に向け、準天頂衛星や高精度なＧＰＳ等先端ＩＣＴ技術に基づく新たな測量手法の導入等も含めて、国による多面的な支援の拡充が必要である。

②木密地域等密集市街地の早期解消
・救出・救助活動の拠点となる公園・広場の整備
　木密地域等密集市街地では、延焼により甚大な被害が想定されていることから、同地域内や隣接地での避難場所や救出・救助活動の拠点となる公園・広場は短期集中的に整備していく必要がある。国土交通省には、都市防災総合推進事業等を通じ地方公共団体と連携し取り組みを加速されたい。なお、用地取得の国費率を引き上げていくことが望ましい。

・防災街区整備事業における敷地の最低限度の緩和
　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（密集法）に基づく防災街区整備事業において、個別利用区については、その敷地の最低基準面積を特定防災街区整備地区または防災街区整備地区計画に関する都市計画において定められた最低限度の数値または１００㎡のうち、いずれか大きい数値とすることと規定されている。個別利用区の設定は、出来るだけ地権者の意向に沿うため土地から土地への権利変換を認めた仕組みとなっている。しかし、１００㎡では地権者の意向に必ずしも添えないので、敷地の最低限度を緩和することが望ましい。

（３）大規模水害対策の加速化
①大規模水害による社会経済の壊滅的な被害の回避
・河川、海岸、港湾施設の耐水化・機能強化対策の推進
　墨田区や江東区等の海抜ゼロメートル地帯では、地震の強い揺れにより排水機場の機能不全、堤防や水門等の沈下・損壊に伴う浸水被害が発生する恐れがあり、更に地震と台風・高潮等との複合災害になった場合には、浸水域が拡大・深刻化する懸念もある。
　特に、地震や大雨等により荒川右岸の堤防が決壊し氾濫すると、城北・城東地域から都心部に至るまで広域な浸水となることが予測されている。その際、浸水面積は約１１０㎢、浸水区域内人口は約１２０万人に及び約５０㎢を超える範囲で２週間以上浸水が継続し、死者数は約２千人に及ぶ想定もある。また、ライフラインが長期にわたり停止する可能性もあるため、孤立時の生活環境の維持も極めて困難になることが懸念されている。加えて、東証一部上場企業大手１００社のうち４２社の企業の本社や、銀行・証券・商品先物取引業３２社のうち１９社が浸水する可能性がある他、氾濫水が地下空間へ入り込むことにより、地下鉄等の浸水被害は１７路線、９７駅、約１４７㎞となる予測もあるなど、都心部においても甚大な被害が危惧されている。
　さらに、大型台風により東京湾に高潮氾濫が発生すると、千葉県、東京都、神奈川県の湾岸エリアを中心に約２８０㎢が浸水し、死者数は約７，６００人に及ぶ想定もある。
　国土交通省は、こうした事態の発生を防ぐために、スーパー堤防のほか、水門、排水機場といった海岸保全施設・河川管理施設の整備、耐震化、液状化等の対策に取り組んでいる。人命、財産を守り、首都中枢機能の麻痺を確実に防ぐために、東京都をはじめとした関係機関等と緊密に連携し、これらの対策を迅速かつ着実に進められたい。特に、東京の沿岸部の第一線を守る水門、防潮堤については、東京２０２０大会までに整備を確実に完了することが求められる。

・地下街、地下駅等の浸水対策
　地下街は設備の老朽化が進んでいることから、都内のみならず全国的に防災・安全対策を推進していく必要性が指摘されている。首都直下地震の被害想定で、地下街は一度停電になると昼間であっても採光が困難であるため大きな機能支障が発生する懸念や、施設管理者から利用者に対して適切な避難誘導がなされない場合等の被害の拡大、心理的な側面でのパニック助長など、地下空間に由来する懸念が指摘されている。こうした懸念は大規模水害時においても該当することである。
　一方、国土交通省は２０１４年に「地下街の安心避難対策ガイドライン」を策定し、耐震対策等地下施設の整備・更新に必要な考え方や技術的な助言、避難経路の検証方法や対応方策の検討方法等を提示している。
　地下街は多くの通行者が利用するなど都市機能として不可欠な施設であり公共性も有することから、管理者等に対するガイドラインの周知や防災対策のための計画策定の促進、耐震化や揺れによる非構造部材（天井パネル、壁面等）の落下対策、水漏れ・浸水・火災対策等に要する経費面での支援など、地下街の安全対策に資する支援等に一層取り組まれたい。また、地方公共団体が定めるハザードマップ等により浸水被害が想定される地下駅等は、出入口やトンネル等における対策を推進していく必要がある。
　加えて、近年、局地的大雨が多発している。ゲリラ豪雨とも呼ばれるこうした現象は、いつ、どこで発生するか予測が困難であり、あらかじめ備えるのは難しいが、都市部において、道路等の冠水や停電、住宅の浸水被害が発生し、経済的な影響への懸念を指摘する声もあることから対策が必要である。

・スーパー堤防等ストック効果の高い根幹的治水施設の整備
　首都圏で想定されている大規模水害のうち、未曾有の大雨により利根川の堤防が決壊すると、埼玉県から都内

の城北・城東地域に至るまで広域な浸水となることが予測されている。また、死者数は約２，６００人に及ぶ想定もあり、ライフラインやインフラが浸水被害を受けることも考えられることから、首都圏の経済社会に甚大な被害をもたらす可能性がある。

荒川、江戸川、多摩川といった直轄管理河川におけるスーパー堤防の整備は、首都圏を洪水から守るとともに、まちづくりを進めていく上で重要な事業であり、その構造的特徴から破堤しにくいだけでなく、地震時の液状化等にも強いため、震災対策としても有効である。加えて、利根川首都圏広域氾濫で想定されている被害の軽減に向け、八ッ場ダムは利根川上流の全流域面積の約４分の１を占める吾妻川流域において初めて計画された多目的ダムであり、完成すれば他の既設ダムと相まって洪水調節機能を発揮することから、利根川等の治水上、また利水の面においても不可欠な施設である。利根川首都圏広域氾濫では約３４兆円の被害が想定されていることから、八ッ場ダムはストック効果が非常に高い施設であり、「関東ブロックにおける社会資本整備重点計画」では、八ッ場ダム建設事業は主要取組に位置付けられ、２０１９年度の完成を目指して建設が進められているところである。

東京および首都圏における大規模水害のリスクを低減させるには、スーパー堤防を含む堤防整備および強化対策、八ッ場ダム建設事業、環状七号線地下広域調節池の整備等の水害対策、砂防事業等の土砂災害対策をはじめとした防災・減災に高いストック効果を有する事業を着実に推進していく必要がある。

・気候変動等による降雨量の増加を踏まえた治水計画の見直し

気候変動に伴う将来の降雨量の増加が予測されるところ、国や都道府県が管理する河川の治水計画は、原則として過去のデータに基づく降雨を前提に策定されている。気候変動の予測には幅があり想定は難しいものの、今年７月に西日本を襲った記録的な豪雨が将来頻発すること等を前提に、河川の最大流量、浸水想定区域等を再検討し、堤防の高さやダムのかさ上げ等治水計画を見直すことが必要である。

また、西日本豪雨では、河川の氾濫後に市町村から避難指示が発令されたり、発令後も住民の逃げ遅れが見られた。こうした事例を踏まえ、市町村が災害発生前から躊躇せずに避難指示・勧告を発令できるよう判断基準を見直す等「避難勧告等に関するガイドライン」の再検討や、防災気象情報と地方公共団体の避難情報の一層の連携を促進することが重要である。・

②被害最小化に向けた事前対策の推進

・地方公共団体、企業におけるＢＣＰの策定促進

地方公共団体は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことに加えて、地方公共団体が自ら被災した場合でも業務の継続性を確保していくことが求められる。一方、消防庁の調査によると、２０１７年６月時点の地方公共団体におけるＢＣＰの策定率は、都道府県で１００％、区市町村では６４．２％（２０１７年度内に１６．６％の団体で策定が完了する予定）となっている。

また、今年４月の当所会員へのアンケートでは、ＢＣＰの策定率は２７．７％であり、企業規模が小さくなるにつれて策定率が低下する傾向にある。首都直下地震の被害想定では電気関係の出火の予防、初期消火成功率の向上、建築物の耐震化促進、ＢＣＰの遂行等により、死者は約１０分の１に、経済的被害も半減できる見通しがあることから、人的・物的被害はもちろんのこと、サプライチェーンを確保し経済的被害も最小限に抑えるために、地方公共団体や企業のＢＣＰ策定率を向上させることが極めて重要である。

国土交通省には、区市町村、特に小規模な市町村における策定率向上のために、内閣府が２０１５年５月に策定した「市町村のための業務継続計画作成ガイド」等の周知や、ガイドに基づく研修会を引き続き実施していくことが必要である。

一方、企業における策定率の向上には、内閣府および中小企業庁等の策定ガイドの周知や、地方公共団体および商工会議所などの経済団体等が、特に中小企業・小規模事業者を対象とした策定支援講座を実施していくことが求められる。また、ＢＣＰ策定をはじめ企業の災害対策のより一層の促進に向けては、建物・設備に対する耐震措置や防災設備、非常用発電設備等の導入などに係る設備投資減税の創設、固定資産税や都市計画税の減免等、思い切った支援措置を講じることが必要である。

なお、関東地方整備局では水害リスクの高まりに対して、主に企業向けに「事業所の水害対策／事業継続計画（ＢＣＰ）作成のすすめ」を、また主に家庭向けには、「災害対策ガイドブック」を策定している。これらのガイドには、大規模水害に対する防災・減災対策が簡潔に取り纏められていることから、本ガイドをより一層周知していくことが肝要である。

・港湾ＢＣＰの策定促進

国土交通省の「新たなステージに対応した防災・減災のあり方」（２０１５年１月）では、港湾において、我が国の経済活動を支える電力・燃料供給拠点や国際物流機能などが集積する中で、その多数が堤防からみて海側にあるため、高潮による浸水被害を受けやすいこと等が指摘されている。そうした状況を踏まえ、水害を意識したＢＣＰの策定促進のため、港湾に立地する企業のＢＣＰ策定支援や臨海部における防災・減災対策について官民の連携強化を図っていくことが重要である。

・タイムライン（事前防災行動計画）を活用した防災行動の周知

大規模水害の発災前から国土交通省や地方公共団体、交通事業者等の各主体が、迅速かつ的確に行動できるように、いつ、だれが、どのように、何をするのかを時系列に沿って予め整理しておくとともに、それぞれの主体がどのような対応を取るのかを把握しておくことが必要との考えのもと、国土交通省はタイムライン（事前防災行動計画）の策定を水害に関する重点対策の一つに位置付けている。タイムラインの普及を促進していくため、２０１６年８月には「タイムライン（防災行動計画）策定・活用指針」を策定している。２０１６年７月までに全国１０９水系の５７０市町村と連携し、洪水を対象とするタイムラインを策定、各地域で実践し有効性を確認しており、今後、２０２０年度までに７３０市町村で策定することを目標としている。２０１６年８月に「タイムライン（防災行動計画）策定・活用指針（初版）」を公表されているところであり、地域住民や企業に対してタイムラインを活用した防災行動の理解を促進していくことや、タイムラインを活用した防災訓練を実施していくことが重要である。

（４）２０２０年大会開催と訪日外国人客の災害対応

・大会輸送の円滑化の成果を首都直下地震の交通システム対策へ

東京２０２０大会の競技会場の多くは、通勤・物流等の交通需要が集中する地域に立地していることから、大会成功のためには、「大会関係者の円滑な輸送」と「経済活動の安定」の両立を図ることが必要である。

オリンピック大会期間中においては延べ約８００万人、パラリンピック大会においては延べ２４０万人の大会関係者及び観客が見込まれており、過去に例がない大規模な大会である。大会に備えた交通システムの効率的運用や代替ルートの検討、様々なシミュレーションならびに大会時の取組み結果に関する知見、データ等は、大規模災害発生時の円滑な交通システムの復旧や物資輸送ルートの確保等の参考になると考える。これらのオリンピック・パラリンピック大会の成果が、首都直下地震対策をはじめとする都市防災力の強化にレガシーとして活かされていくことを期待する。

・ユニバーサルデザイン・心のバリアフリーの推進

東京２０２０大会には、高齢者、障害者、訪日外国人等多くの方々が訪れる。高い水準でユニバーサルデザイン化された公共施設・交通インフラの整備とともに、心のバリアフリーを推進することにより、共生社会を実現していく必要がある。「ユニバーサルデザイン２０２０行動計画」に基づき、競技会場周辺エリア等の連続的・面的なバリアフリー化や、主要鉄道駅・ターミナル等におけるバリアフリー化を推進させることが重要である。ハード面の対応のみならず、災害時には街なかなどで訪日外国人客をはじめ、困っている人に気付いたら積極的に「声かけ」をしていくことも肝要である。当所では高齢者や子ども、妊婦、子ども連れの方、障害者、外国人等を社会全体で見守り支え合う気運を醸成させ、災害時も含めて、誰もが安全・安心・快適に暮らし過ごせる地域社会を実現するために、「声かけ・サポート運動」を全所的に推進しているところである。官民を挙げてこうした取り組みを実施し「心のバリアフリー」を推進していくことは減災の観点からも有効であり、広い意味で首都圏の防災力の強化に資するものである。

（５）防災・減災に向けた自助・共助の促進、関係機関の連携強化

①被災者の救出・救助活動への支援、事前訓練の実施

・災害時の迅速な道路啓開

首都直下地震等大災害発生時には交通規制が実施されるが、その際、立ち往生車両や放置車両によって、緊急通行車両の通行のための最低限の通行空間が確保されず、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる懸念がある。そのため、国土交通省では、災害発生後に緊急輸送ルートを速やかに確保するため、道路管理者（国、東京都、高速道路会社）や関係機関と連携して首都直下地震道路啓開計画を策定し、それぞれの役割・連携方法を確認するなど実動訓練等を実施している。また、ドローン等を活用した被災情報の把握、官民のビッグデータを活用した通行可能情報の共有など、計画の実効性を高める取組みを行っている。本計画は首都直下地震の被害を最小限に抑えるために有効であることから、引き続き人員や資機材等の面で常時対応可能な体制を構築することや、大量に存在する路上車両の撤去に向けた技術習得、定期的な訓練を実施することで、実効性を十分に確保していくことが必要である。

・四路啓開体制の構築（道路、水路、航路、空路）

首都直下地震等大災害発生時には、人員・物資の緊急輸送ルートの確保のために、道路啓開に加えて、水路、航路、空路を含めた四路の連続性を確保し、緊急輸送ルートを設定することも有効である。

「首都圏広域地方計画」には、四路啓開体制の構築に向け、緊急用船着場等の整備や、水門および堤防等の河川管理施設の耐震対策、緊急河川敷道路の整備をはじめとした具体的対策が盛り込まれているが、こうした対策を着実に推進することや、総合的な啓開に関する計画を予め策定し訓練等を通じて実効性を確保していくことが重要である。

なお、緊急河川敷道路、緊急用船着場等の整備に併せて、河川敷等を活用した緊急ヘリポートと給油設備の設置も検討していくことが望ましい。

・緊急時河川活用計画の策定を通じた救助・救急ルートの多様化

首都直下地震等大災害発生時に、荒川下流管内に整備されている緊急用河川敷道路や緊急用船着場等の防災施設および高水敷を地方公共団体や警察、消防、自衛隊等が有効かつ円滑に利活用し、迅速な災害対策活動に資することを目的に、２０１３年に「荒川下流防災施設活用計画」が策定された。こうした緊急時河川活用計画は、四路啓開の実効性を確保していく上でも重要である。国土交通省は、東京２０２０年大会開催に向けた首都直下地震対策ロードマップにおいて、江戸川、多摩川、鶴見川においても防災施設活用計画を大会開催までに順次策定していくとしている。本計画は救助・救急ルートの多様化に資することから、早期に策定するとともに、訓練等を通じて実効性を確保していくことが重要である。

・関係機関（警察、消防、自衛隊等）と連携した救出・救助活動の支援

「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（中央防災会議幹事会決定）では、指定行政機関や地方公共団体をはじめとした「防災関係機関」は、東京２３区において震度６強以上の震度が観測された場合に被害全容の把握を待つことなく、救助・消火や医療、物資調達・緊急輸送、燃料供給、緊急輸送ルートや防災拠点の設定等の災害応急対策活動を直ちに開始することが定められている。

本計画において、ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥは、救助・救急、消火活動にあたる警察、消防および自衛隊の部隊の円滑かつ迅速な活動を支援することが明記されていることから、訓練等を通じて平時から連携体制を確認しておくことで実効性を確保していく必要がある。また、本計画には、緊急輸送ルートの点検、啓開をはじめ、国土交通省が担う応急対策活動が多岐にわたり記載されていることから、国土交通省の「首都直下地震対策計画」との連動を図りつつ、平時から発災に備えて準備に万全を期すことが求められる。

・迅速な被災状況の把握（地方公共団体へのリエゾン派遣等）

国土交通省は、災害発生またはその恐れがある場合に、地方公共団体にリエゾンを派遣し、災害情報の収集・提供、助言、支援ニーズの把握、ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥや災害対策用機械等の派遣調整等を行っている。特に、関東地方整備局は管内全区市町村と協定を締結し、災害時にリエゾンを派遣し、被災状況を早期に把握・収集する体制を構築しており、関東・東北豪雨の際も３県２３市町にリエゾンを派遣し、支援ニーズの収集にあたるなど、被害の拡大防止に向け迅速な調査を担った。リエゾンのこうした活動は被災地の早期復旧に不可欠であることから、リエゾンの迅速な派遣に係る体制を今後も堅持されたい。

また、首都直下地震等大災害発生時には、被害の拡大や社会の混乱等を防ぐため、発災直後の迅速な情報収集が極めて重要になる。一方、電力や通信等のライフライン被害が想定され、迅速な情報収集が困難になる恐れも考えられることから、バス・タクシーによる被災映像等やタクシー無線を活用した情報収集など、民間事業者の協力を得ながら様々な手段で情報収集できる体制を構築していく必要がある。

さらに、国土交通省は、昼夜を問わず悪天候下においても浸水域を把握できる合成開口レーダ（ＳＡＲ）等を搭載した人工衛星や航空機を活用して、浸水域を広域に把握し、災害対応関係者と共有するとともに、リエゾンやＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ派遣等による地方公共団体の支援に活用している。また、２０１７年５月にＪＡＸＡ（宇宙航空研究開発機構）との間で災害に関する情報提供協力に係る協定を締結し、災害時の緊急観測のための連絡体制の整備とともに土砂災害及び水害を対象とした一層効果的な活用方法の検討を行うこととしている。この取り組みは、大規模水害等の大災害発生時における災害対応力の強化につながることから、鋭意推進されたい。

・災害時交通規制のさらなる周知

首都直下地震等大災害発生時には、緊急自動車の円滑な通行を確保するために、第一次交通規制として、環状７号線から都心方向、および、緊急自動車専用路に指定された路線の一般車両の通行が禁止されることになっている。また、第二次交通規制として、その他の路線についても交通規制が実施されることになっている。交通規制が実施されると、高速道路を通行中の自動車は付近の出口から降りることになり、環状７号線内側の道路を通行中の自動車は速やかに道路外の場所、または、環状７号線の外側の場所に移動することになるが、こうした規制の周知が徹底されないと発災時に道路機能が麻痺することが懸念される。従って、災害時の交通規制のさらなる周知を実施するとともに、適切な誘導が図れるよう態勢を整えるべきである。

なお、大災害発生後に、避難等の目的であっても新たに自動車を乗り出すことがないよう、一人一人が認識しておくことが肝要であることは言うまでもない。

②被災者・避難者の生活支援等

・マイナンバーカードの災害時の対応機能強化

首都直下地震をはじめ、甚大な被災時においては、住民の迅速な安否確認や被災者の識別・特定、救急対応が極めて重要であり、避難所においても、診療や服薬への対応、預貯金の引き出し等、各種支援の迅速かつ円滑な実施が求められ、マイナンバーカードが果たし得る役割は大きい。

従って、マイナンバーカードについて、災害等の緊急時に、本人同意のもと、個人の必要な基本情報を適宜閲覧できるＩＤカードとしての機能の追加を早急に検討すべきである。これは被災時のみならず、平時の救急活動等においても個人の「安心」と「安全」な暮らしを確保するための貴重な手段になると考える。

・多様な輸送手段を活用した緊急支援物資の輸送体制の構築

国土交通省は首都直下地震等大災害発生時に災害支援物資を確実・迅速に輸送するために、陸・海・空の輸送手段を最大限に活用できるよう、物流事業者等とともに輸送モード間の調整方法や手順、協力体制等を明確化した「即応型物資輸送計画」を策定することとしている。首都直下地震の被害想定では、断水・停電の影響を受けて発災２週間後に最大で約７２０万人、１か月後でも約４００万人の避難者が発生することが予想されており、避難者への大量の緊急支援物資の輸送が重要な問題となることから、広域での輸送演習により実効性を確保していくことが求められる。

・避難所等の生活環境の確保（生活用水、衛生環境）
首都直下地震では、水供給システムや下水処理場・管路が甚大な被害を受けることが想定されていることから、広域にわたり生活用水の供給が停止する恐れや、発災からの時間経過とともに避難所での衛生環境が悪化する恐れがある。「首都直下地震対策計画」では、被災時にも安定した生活用水の供給が可能となるよう利水施設管理者間が連携して対応すること、また、下水道管理者が国土交通省等関係機関による広域支援体制を構築することや、簡易な下水処理およびマンホールトイレを設置することが明記されているが、発災時には多数の避難者が発生することから、これらの対策を具体的に推進していく必要がある。なお、被災時に生活用水を滞りなく利用するために、避難所等において容器を備蓄しておくことも肝要である。

③防災・減災対策の理解促進
・防災・減災に資する施設のストック効果のアピール
首都圏外郭放水路、スーパー堤防、八ッ場ダムなどは防災・減災に高いストック効果が期待されている。２００２年に部分開通、２００６年に全体が完成した首都圏外郭放水路は、部分開通以後１１０回（２０１７年１０月時点）の洪水調節実績があり、地盤が低く水が溜まりやすい地形で幾度となく被害を受けてきた中川・綾瀬川流域の浸水被害の軽減に大きな力を発揮している。また、浸水被害軽減効果もさることながら、同放水路のある春日部市では水害リスクの低下から、大規模マンションの着工や、企業の立地が進み、雇用創出効果が見られるなど、高いストック効果を発現している。このように、防災・減災に資する施設は、ストック効果を定量的に示すとともに、その効果を積極的にアピールすることで、社会資本整備の意義や重要性に係る国内外の多くの人々の理解を促進していくことが重要である。また、同様の意味において、インフラツーリズムを振興していくことも肝要である。

・防災・減災対策の世界に向けた情報発信の強化
首都直下地震では、人的･物的･経済面など経済社会のあらゆる面で国難とも言うべき甚大な被害が想定されていることから、ひとたび発災すれば国内のみならず国際的にも重大な影響が及ぶことが懸念される。現在、訪日外国人客の増加に向けた活動や、国家戦略特区等を通じた外国企業の誘致に係る取り組みが官民で展開されているが、それらの大前提となるのが災害への万全な備えである。
国土交通省をはじめとした各省庁および地方公共団体、民間など各主体において、防災・減災に向けた多様な対策が実施されていることから、国際会議等の場を通じて、官民における対策をより一層周知していくことが求められる。また、発災後の情報発信に係る具体的な方策についても検討を進めていく必要がある。

・防災教育の推進
国土交通省では、地方整備局等が各行政機関との連携により、「命を守るための防災教育」を推進している。
東日本大震災時に三陸地方をはじめとした太平洋沿岸部では、巨大津波により甚大な被害が発生したが、岩手県釜石市では、「①想定を信じるな、②どんな時でも最善を尽くす、③率先避難者になる」の避難三原則のもと、積み重ねられてきた防災教育や避難訓練により、児童・生徒の多くが無事であったことから「釜石の奇跡」と言われている。このように首都直下地震や水害はいつ起きるか特定できないことからも、防災教育や防災訓練をより一層強化、推進していくことが必要である。

以　上

２０１８年度第１１号
２０１８年１０月１１日
第７１０回常議員会決議

＜提出先＞ 国土交通省、国土交通省幹部等

＜実現状況＞

○「国土交通省との官民連携促進プロジェクト」に基づく連携事業の推進
八ッ場ダム視察（１０／２３）、国土交通省本省との意見交換会（１／１５）等

○国土交通省水管理・国土保全局との連携事業の推進

首都圏外郭放水路視察（１１／１２）、江東デルタ・ゼロメートル地帯視察（２／２７）等

【関連予算の拡充】

○防災・減災、国土強靭化のための３か年緊急対策（２０２０年度までに防災のための重要インフラの機能維持、陸海空の交通ネットワークの確保など１６０項目・事業規模約７兆円の対策を推進）

○「水防災意識社会」の再構築に向けた水害対策の推進６，０３０億円（前年度比１．５２倍）

○集中豪雨や火山噴火等に対応した総合的な土砂災害対策の推進１，２８１億円（同１．６７倍）

○南海トラフ巨大地震・首都直下地震対策等の推進２，５２１ 億円（同１．４６倍）

○災害時における人流・物流の確保４，３１８億円（同１．３５倍）　等

１３．東京都の防災・減災対策に関する要望

今年６月の大阪府北部を震源とする地震や、７月の西日本を中心とした豪雨（平成３０年７月豪雨）、９月の台風２１号、さらに最大震度７を観測した平成３０年北海道胆振東部地震など、被害の甚大な災害が各所で発生している。同様に、わが国の政治・経済・文化・情報の中枢を担う首都・東京が、首都直下地震や大規模な風水害などの大災害に見舞われれば、国難とも言うべき被害が想定され、その影響は国内のみならず遠く海外にも波及する。

こうした大災害のリスクに対し、首都・東京の企業とりわけ中小企業では、防災・減災対策が十分に進んでいない。東京商工会議所（当所）の会員企業の防災対策に関するアンケート結果（今年４月実施）によると、国による首都直下地震の被害想定の内容を知っている企業は全体の５２．７％、大規模水害については同４８．２％と、被害想定の内容は十分に認知されていない。また、東京都が２０１３年に施行した帰宅困難者対策条例の認知度は６２．９％と、過去の調査から大きな変動は見られず、ＢＣＰ（事業継続計画）を策定済の企業は２７．７％と、低水準にとどまる実態が明らかになった。防災・減災への第一歩は、国や地方公共団体の災害リスク情報を、個々人や企業がしっかりと把握し、対策を立てることである。首都圏の経済社会に甚大な被害をもたらす災害について、被害想定や事前対策を都民や企業に更に強力に普及啓発していくことが必要である。

東京都は、首都直下地震対策の減災目標として、東京都地域防災計画において、死者数や建築物の全壊棟数の６割減といった具体的な目標を掲げて対策を推進している。また、今年３月には、２０２０年を見据えたスピード感ある防災対策の取組推進や、都民の理解と共感に基づく自助・共助の更なる進展を目的として、「セーフ シティ東京防災プラン」を取りまとめ、対策を加速している。さらに、大阪北部地震や西日本豪雨を踏まえ、必要な防災事業を見直す緊急総点検を実施し、９月に水害対策や情報発信の強化など１２分野における取組みを発表した。

他方、政府は首都直下地震対策の減災目標として、首都直下地震緊急対策推進基本計画において、今後１０年間で、首都圏で想定される最大の死者数約２万３千人ならびに最大の建築物全壊・焼失棟数約６１万棟を概ね半減させると設定し、これらの目標を達成するための施策に関する具体的な数値目標を明示している。当所は、こうした防災・減災対策の迅速かつ着実な実施により、東京および首都圏の都市防災力を強化し、被害を最小限に抑えることが極めて重要と考える。

また、防災・減災対策の実効性を高めるためには、官民の連携が必要である。そのため当所では、２０１４年５月に東京都と「東京の防災力向上のための連携協力に関する協定」を、また２０１６年からは国土交通省との「官民連携促進プロジェクト」を立ち上げ、さらに今年５月には国土交通省水管理・国土保全局と「首都・東京の防災力向上のための連携・協力に関する協定」を締結し、多岐にわたる活動を展開している。こうした活動を通じて、都民や企業の防災・減災への意識を啓発するとともに、防災士をはじめとした資格取得の普及により防災・減災のリーダーとなる人材を育成し、「自助・共助」の取組みを促進することが重要である。

これらの基本的な考え方のもと、東京都におかれては、以下の政策課題に迅速かつ着実に取り組んでいただきたい。当所としても、中小企業の防災・減災対策の促進に向けて自ら行動するとともに、東京都、関係先に最大限の協力を行う所存である。

【要望項目】

東京および首都圏の都市防災力を強化するために必要な政策や民間における取組みの推進に関して下記のとおり要望する。

１．重点要望項目

（１）帰宅困難者対策の推進、地域防災力の向上

①東京都帰宅困難者対策条例のさらなる周知

帰宅困難者対策条例は都内事業者に対して、従業者の一斉帰宅の抑制とそのための３日分の備蓄等を努力義務としているが、今年４月の当所会員へのアンケートでは「努力義務の内容を含めて知っている」割合は６２．９％であり、従業員１０～２９人の事業者に限ると４３．９％と企業規模が小さくなるにつれて認知度も下がる傾向にある。一方、強化・拡充を望む防災対策に関しては、「インフラの耐震化」の６２．４％に次いで「帰宅困難

者対策」が５５．９％であり、従業員１０～２９人の事業者においても「インフラの耐震化」（５６．４％）、「帰宅困難者対策」（４８．０％）の順であり、企業規模を問わず関心は高い。

東京都が今年３月に公表した「東京の防災プラン進捗レポート２０１８」によると、都民の条例認知度は２０１７年度で４０．７％にとどまる。こうした状況を踏まえ、今後の帰宅困難者対策についての方向性の検討と取組みの推進に向けた課題整理のため設置された有識者による検討会議では、今年２月に報告書を取りまとめ、帰宅困難者対策に関する普及啓発の重要性を示した。本条例をより一層周知することは、都内事業者における備蓄やＢＣＰの策定等の取組みの進展に寄与することから、東京都におかれては、説明会の開催や広報誌、ハンドブック等の配布、中吊り広告、ＰＲイベント、ホームページやＳＮＳ等あらゆる手段、機会を通じて、都内事業者及び広く都民に対する周知に積極的に努められたい。また、帰宅困難者対策に積極的に取り組む企業に対し、東京都独自の認定制度を創設の上、認証を取得した企業に対して、マーク等の付与や公共調達の優先発注、公的融資・税制の優遇措置等インセンティブを設けることも効果的と考える。

当所においても、条例説明会を施行前から実施し累計で約５千名が参加したことに加えて、２０１４年５月に東京都と「東京の防災力向上のための連携協力に関する協定」を締結した後も１３回開催し約２千名が参加した他、機関紙等も通じて周知に努めており、今後も粘り強く取り組んでいく。

②都内で大幅に不足する発災時の帰宅困難者の一時滞在施設確保に向けた、民間一時滞在施設のリスクを解消・低減する措置の実施

東京都は首都直下地震時に必要な帰宅困難者の一時滞在施設を約９２万人分と想定しているが、現状は約３５万人分の確保にとどまり大幅に不足していることから、民間事業者の協力を得て確保を促進していくことが喫緊の課題となっている。

一方、民間事業者にとっては、日頃から、家具・什器類の転倒・落下・移動防止対策や天井材の落下防止措置をはじめ建物の安全性を確認するなど、安全配慮を尽くすことが求められるが、余震等で建物が壊れ、受け入れた帰宅困難者が負傷した場合に賠償請求されるのではないかといった懸念があることから、民間事業者の施設提供は大幅には進んでいない。

こうした状況を踏まえ、当所は国に対し、法改正等を視野に入れ、「発災時の損害賠償責任が事業者に及ばない制度」の早期創設等を要望しているところ、東京都におかれても、同じ趣旨で働きかけをしており、引き続き粘り強く取り組まれたい。

また、民間事業者の善意に基づく協力を促進するためには、事業者のリスクをできる限り低減することが重要である。同制度の創設までの間、民間一時滞在施設の賠償責任を補償する保険について、協定を結んだ地方公共団体に対する保険加入の促進ならびに保険料の補助が必要と考える。

③中小・小規模事業者のＢＣＰ策定率を向上させる支援策の拡充

首都直下地震の被害想定（内閣府中央防災会議）で、経済的被害は約９５．３兆円（資産等の被害約４７．４兆円、生産・サービスの低下による影響（全国）約４７．９兆円）と想定されている。一方、耐震化・出火予防策の促進、初期消火成功率の向上、政府や企業におけるＢＣＰの遂行等により、死者は約１０分の１に、経済的被害も半減できる見通しがあることから、人的・物的被害はもちろんのこと、サプライチェーンを確保し経済的被害も最小限に抑えるために、ＢＣＰ策定率を向上させることは極めて重要である。

しかし、今年４月の当所会員へのアンケートでは、ＢＣＰの策定率は２７．７％であり、企業規模が小さくなるにつれて策定率は低下している。また、ＢＣＰを策定していない理由として、「策定する人的余裕がないから」が５８．３％、「策定に必要なノウハウ・スキルがないから」が５４．６％となっている。このことから、策定率の向上に向けて、中小・小規模事業者等を対象とした策定支援講座の実施等を通じて、できるだけ簡易にＢＣＰ策定のポイント・ノウハウを提供していくことが有効と考える。

東京都におかれては、ＢＣＰ策定支援講座を一層拡充するとともに、内閣官房での「レジリエンス認証」制度のように、東京都独自の認定制度を創設の上、認証を取得した企業に対して、マーク等を付与することや、公共調達の優先発注、公的融資の金利優遇、税の減免（耐震目的で改修工事や建替えを行う場合、防災設備、非常用発電設備を導入する場合等には法人および個人事業税、固定資産税・都市計画税を減免）等、策定率の向上を図るためのインセンティブが創設または強化されることを望む。

④大規模な風水害の際の広域避難の検討、訓練等の実施

近年、雨の降り方は変化しており、１時間降水量１００ｍｍ以上の年間発生回数では、１９７６年～１９８５年には平均１．９回のところ、２００６年から２０１５年には同３．１回と約１．６倍に増えている。同期間には、全国１０９水系のうち８１水系の国土交通省直轄管理区間で、はん濫危険水位を超過しており、今後、いつ、大規模水害が発生しても不思議ではない。

水害からの避難の在り方については、「避難勧告等に関するガイドライン」（内閣府）等において示され、これらに基づいて、市町村（東京２３区を含む）が避難勧告等の発令基準や避難計画等を検討・策定している。しかし、低地帯が広がっている首都圏において大規模水害が発生した場合には、広い浸水区域、多くの避難対象人口、浸水継続時間の長さ等から、これらの計画等では通用しない事態も想定される。

こうした状況を受け、東京都、内閣府、国土交通省をはじめ関係機関が連携し、今年６月に「首都圏における

大規模水害広域避難検討会」が設置された。本検討会において早急に、広域避難場所の確保、避難手段の確保・避難誘導など関係機関の連携・役割分担のあり方等について整理し、首都圏における大規模な風水害に対する広域避難の実装を推進することが必要である。また、広域避難は企業活動にも大きな影響を及ぼすことから、企業現場の実態を十分に踏まえた計画策定はもとより、国民や企業への様々な知見や情報の提供、周知啓発等が重要である。さらに、今年９月発表の防災事業の緊急総点検を踏まえた１２分野の取組み、例えば、区市町村と住民に対するタイムライン（時系列防災行動計画）の作成支援、防災情報のワンストップ化といった情報発信強化等については広域避難の実装に資することから連携して取り組むことが肝要である。加えて、今年８月、江東５区が荒川、江戸川が氾濫した場合の広域避難計画をまとめたが、こうした区市町村の計画策定や住民・企業等への周知について連携・協力していくことが重要である。

（２）災害に強いまちづくりの推進

①不燃化特区の推進と延焼遮断帯（特定整備路線等）の形成を柱とした木造住宅密集地域の不燃化対策の加速

木造住宅密集地域は、山手線外周部から環状第７号線沿いに広く分布し、区部面積の約２０％を占めている。

木造住宅密集地域の中で、震災時に特に甚大な被害が想定される整備地域は、道路や公園等の都市基盤が不十分なことに加え、老朽化した木造建築物が多いことなどから地域危険度が高く、地震火災などにより甚大な被害が想定されている。また、木密地域は居住者の高齢化による建替え意欲の低下、敷地狭小等による建替えの難しさ、権利関係が複雑で合意形成に時間を要するなどの理由から、整備・改善が進みにくい状況となっている。

東京都が公表した首都直下地震の被害想定においても、想定死者数約９，７００人のうち地震火災によるものが約４，１００人と４割強を占め、建物被害についても全壊・焼失棟数約３０．４万棟のうち、地震火災によるものが約２０万棟と約３分の２を占めていることから、木密地域の早期解消は首都直下地震の被害を最小限に抑えることに直結する極めて重要な取組である。

東京都では、木密地域の整備・改善に向け「木密地域不燃化１０年プロジェクト」を立ち上げ、不燃化特区制度による市街地の不燃化や特定整備路線の整備による延焼遮断帯の形成等により、燃えない・燃え広がらないまちを実現することを目標に様々な対策を講じている。また、２０１６年３月に改定された「防災都市づくり推進計画」において、２０２０年度までの達成目標として、整備地域の不燃領域率７０％、全ての重点整備地域における不燃領域率７０％以上、更には、２０２５年度までの達成目標として、全ての整備地域における不燃領域率７０％以上が掲げられている。

一方で、国土交通省は、「住生活基本計画」において、「地震時等に著しく危険な密集市街地」について、２０２０年度までに概ね解消することを目標としている。また、２０１５年３月に閣議決定された「首都直下地震緊急対策推進基本計画」の変更において、今後１０年間で達成すべき減災目標として、首都圏で想定される最大の死者数約２万３千人の概ね半減、想定される最大の建築物全壊・焼失棟数約６１万棟の概ね半減が、それぞれ設定された。あわせて、木密地域における感震ブレーカー等の普及率を２０１５年度の１％未満から２０２４年度に２５％にすることをはじめとした、減災目標を達成するための具体的な目標も設定されたところである。

そうした中、整備地域の不燃領域率は２０１１年の５８％から２０１６年には６２％と５年間で４％の上昇となっており、２０２０年度までの到達目標を確実に達成するには、建替え等による建築物の不燃化・耐震化や、特定整備路線の整備をはじめとした延焼遮断帯の形成等の木密地域改善に向けた取組みを更に加速させることが不可欠である。また、その裏付けとなる予算措置や、東京都および各区の執行体制、両者の連携の更なる強化が必要である。なお、特区における取組の効果を検証した上で、整備地域をはじめとした特区外の木密地域においても支援を強化していくべきである。

（３）地震や風水害に備えた強靭な都市基盤の構築

①交通インフラ、ライフラインの強靭化

特定緊急輸送道路等の幹線道路は、救出・救助活動や緊急物資の輸送、防災拠点や他県等との連絡等に極めて重要な役割を担うため、発災時には迅速かつ効率的に障害物除去を行い緊急輸送路としての機能を確保していくことが不可欠である。中でも、東京都の管理する橋梁は、高度経済成長期に建設されたものが多く、更新時期が集中することが懸念されている。そのため、橋梁の耐震性・耐荷性・耐久性を更に向上させ延命化することで、更新時期の平準化と橋梁事業費を縮減する長寿命化工事を着実に実施し、発災しても緊急交通路・緊急輸送道路が有効に機能するようにしなければならない。また、城東地区をはじめ液状化の危険度が高い地域では、あわせて液状化対策も重要である。

鉄道については震災時に、架線の損傷や軌道変状、切土・盛土の被害、橋梁の亀裂・損傷等が発生することが懸念されている。ひとたび首都圏の鉄道施設が被災すれば影響は計り知れず、都市機能の麻痺を招きかねないため、高架線や高架駅、橋梁の耐震化を急ぐ必要がある。加えて、地平駅についても国と連携の上、対策を急ぐべきである。

首都圏４千万人の生活と産業を支える東京港では、震災時の緊急支援物資の輸送や被災者の避難に重要な役割を担うため、耐震強化岸壁の整備を進めていく必要がある。東京港の既存のコンテナターミナル（１７バース）の中で、耐震強化岸壁は４バースであり、大規模地震時におけるコンテナ取扱能力は不足している。このため、震災時でも首都圏経済活動の停滞を回避するには、耐震強化岸壁と緊急輸送道路の更なる整備が必要である。

一方、羽田空港は、東京港と同様に緊急支援物資の輸送拠点としても極めて重要な役割を担うが、国土交通省

が２０１４年に策定した「首都直下地震対策計画」では、液状化により滑走路２本が使用できなくなる可能性があると予想されていることから、対策が急がれる状況にある。また、今年９月の台風２１号では、各地の空港や港湾等の浸水が発生した。高潮や津波によって、東京港や羽田空港などの重要施設の機能が失われないようにする必要があり、東京都には、耐震化、液状化や高潮対策を早急に完了するよう、国に対する働きかけを強化されたい。また、河川敷等を活用した緊急ヘリポートと給油設備の設置も検討していくことが望ましい。

さらに、上下水道や電力・ガス・通信等のライフラインは都民生活、経済活動の継続のみならず、首都中枢機能の維持にも不可欠な基盤であることから、埋設管の耐震化や、緊急交通路・緊急輸送道路等における共同溝の設置等について、国とも連携して推進していくことが不可欠である。

②特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進

首都直下地震等大災害発生時に、防災拠点や他県等との連絡に重要な役割を担う緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を進めることは、道路の閉塞を防ぎ円滑かつ迅速な救出・救助活動の実施や緊急支援物資等の輸送、建築物の倒壊による人的被害の減少に向けて、極めて重要である。

東京都は、地域防災計画で位置付けた緊急輸送道路のうち、特に沿道建築物の耐震化を図る必要があると知事が認める道路を特定緊急輸送道路としている。耐震改修促進法および耐震化推進条例により、特定緊急輸送道路の沿道建築物のうち旧耐震基準で建築され、高さが概ね道路幅員の２分の１以上の建築物の所有者に対して耐震診断を義務付けている他、耐震改修を努力義務としている。耐震診断および耐震改修ともに財政的な支援を講じることで、沿道建築物の耐震化に取り組んできたが、２０１８年６月末時点の耐震化率は８４．３％であり、耐震診断が義務付けられている旧耐震基準の建築物に限ると４０．０％にとどまっている。また、東京都は、沿道建築物の所有者を対象に２０１６年に調査を実施し、所有者の３９．１％が耐震化を予定（耐震改修を予定２１．３％、建替え・除却を予定１７．８％）していることが明らかになった一方で、５３．５％が耐震化を実施しないと回答し、その理由として、費用負担の大きさや建物の機能が損なわれる、合意形成が困難との回答が上位を占めている。

こうした状況に対して、東京都は、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進に向けた検討委員会を設置し、今年５月の委員会報告において今後、施策の展開が必要な促進策を提言したところである。従って、東京都には、当該沿道建築物の耐震化の促進に向けて、建物所有者に対する継続的な助言を行う仕組みの整備や、個別訪問時における耐震改修事例の情報提供など、本提言に盛り込まれた施策を迅速に実施されたい。さらに、アドバイザーの派遣や補助の拡充、税制面からの後押し、総合設計制度やマンション建替法容積率許可制度の活用による建替えの促進等もあわせ、特定緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化を早急かつ強力に推進していくことも必要である。

加えて、特定緊急輸送道路は、避難や徒歩帰宅の際にも重要な役割を担うことから、道路幅員２分の１未満の高さの建築物や、一般緊急輸送道路等の沿道建築物についても耐震化を促進していくことが重要である。

③地下街、地下駅等の浸水対策（止水板の設置等）の推進

今年９月の台風２１号では、関西国際空港の地下施設や通路などで大規模な浸水が発生し、地下街、地下駅等を数多く有する東京において、その浸水対策の重要性が改めて指摘された。また、地下街は設備の老朽化が進んでいることから、防災・安全対策を一層促進していくことが必要である。

首都直下地震の被害想定（内閣府中央防災会議）では、地下街は一度停電になると昼間であっても採光が困難であるため大きな機能支障が発生する懸念や、施設管理者から利用者に対して適切な避難誘導がなされない場合等の被害の拡大、心理的な側面でのパニック助長など、地下空間に由来する問題があげられている。こうした懸念は大規模水害時においても該当することである。

一方、国土交通省は２０１４年に「地下街の安心避難対策ガイドライン」を策定し、耐震対策等地下施設の整備・更新に必要な考え方や技術的な助言、地震だけでなく津波・洪水による浸水等を想定した避難経路の検証方法や対応方策の検討方法等を提示している。

地下街は多くの通行者が利用するなど都市機能を担う上で不可欠な施設であり公共性も有することから、本ガイドラインの周知はもとより、耐震化や揺れによる非構造部材（天井パネル、壁面等）の落下対策、止水板の設置をはじめとした浸水対策、水漏れ対策、火災対策等に要する経費面での支援など、地下街の安全対策の拡充を国に対して働きかけるとともに、浸水対策等防災・安全に係る計画策定の支援等に一層取り組まれたい。

加えて、近年、局地的大雨が多発している。ゲリラ豪雨とも呼ばれるこうした現象は、いつ、どこで発生するか予測が困難であり、あらかじめ備えるのは難しいが、都市部において、道路等の冠水や停電、住宅の浸水被害が発生し、経済的な影響への懸念を指摘する声もあることから対策が必要である。

④河川、海岸保全施設の耐震・耐水対策（水門、排水機場、堤防等）の推進

墨田区や江東区等の海抜ゼロメートル地帯では、地震の強い揺れにより排水機場の機能不全、堤防や水門等の沈下・損壊に伴う浸水被害が発生する恐れがあり、更に地震と台風・高潮等との複合災害になった場合には、浸水域が拡大・深刻化する懸念もある。

特に、地震や大雨等により荒川右岸の堤防が決壊し氾濫すると、城北・城東地域から都心部に至るまで広域な浸水となることが予測されている。その際、浸水面積は約１１０㎢、浸水区域内人口は約１２０万人に及び約５

０㎢を超える範囲で２週間以上浸水が継続し、死者数は約２千人に及ぶ想定もある。また、ライフラインが長期にわたり停止する可能性もあるため、孤立時の生活環境の維持も極めて困難になることが懸念されている。加えて、東証一部上場企業大手１００社のうち４２社の企業の本社や、銀行・証券・商品先物取引業３２社のうち１９社が浸水する可能性がある他、氾濫水が地下空間へ入り込むことにより、地下鉄等の浸水被害は１７路線、９７駅、約１４７ｋｍとなる予測もあるなど、都心部においても甚大な被害が危惧されている。

更に、大型台風により東京湾に高潮氾濫が発生すると、千葉県、東京都、神奈川県の湾岸エリアを中心に約２８０㎢が浸水し、死者数は約７，６００人に及ぶ想定もある。

東京都は、東部低地帯や東京港沿岸部において、水門、排水機場、堤防等の河川・海岸保全施設の地震・津波・高潮対策を、目標年次を設定した上で鋭意推進しているが、国と緊密に連携し着実に整備していくべきである。特に、東京の沿岸部の第一線を守る水門、防潮堤については、２０２０年東京オリンピック・パラリンピックまでに整備を確実に完了することが求められる。

（４）２０２０年大会開催と訪日外国人客の災害対応

①大会期間中の発災も想定した万全の対策を

２０２０年東京オリンピック・パラリンピックには、国内のみならず世界各国から選手や観客が多く訪れることから、安全かつ安心して参加・観戦できる大会とするために、同大会で使用する施設の耐震化や周辺地域も含めた安全対策、外国人を含めた避難誘導の取組みに、国と緊密に連携し万全を期さなければならない。大会期間中に首都直下地震等の大災害が発災したとの想定に基づく対策や訓練が重要である。

また、競技の多くは、東京の臨海部において実施が予定されており、台風時の高潮対策等として、臨海部を訪れる観戦客や旅行客等の安全を確保するための水門等の運用体制等臨海部の防災機能の強化を推進することが重要である。また、２０２０年オリンピック・パラリンピック開催にふさわしい都市機能整備の観点のみならず、災害時に誰もが円滑に避難できるまちづくりを推進していくことは、減災の観点からも非常に重要である。公共交通機関や公共空間のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化などの安全対策をより積極的に推進すべきである。大会に向けた安全・安心の取組みを世界に発信するとともに、大会後の東京の街を、誰もが安心して暮らせる街につなげていくことも必要である。

②暑さ対策や防疫が不可欠

今年７月２３日、気象庁は「７月中旬以降の記録的高温と今後の見通しについて」臨時の記者会見を開き、予報官は「命に危険があるような暑さで災害と認識している」と述べた。異常気象は、日本だけでなく、世界各地で観測され、中には高温や少雨による乾燥を原因とした火災、熱中症などの犠牲者が出ている。世界気象機関（ＷＭＯ）は２４日の記者会見で異常気象の被害への警戒を呼びかけた。

東京２０２０大会は、オリンピックが７月２４日～８月９日、パラリンピックが８月２５日～９月６日と、暑さが厳しい期間に開催される。猛暑への備えは不可欠な課題である。そのため東京都はすでに、東京２０２０大会に向けた東京都「暑さ対策」推進会議を設置し、国と連携して、競技会場やマラソン沿道等の暑さ対策、外国人等に対する熱中症等関連情報の提供、救急医療体制の整備を推進しており、これを着実に実施することが重要である。

さらに、気候変動等による気温の上昇や降水の変化は、感染症を媒介する節足動物の分布可能域を変化させ、感染症のリスクを増加させる可能性がある。現にデング熱等の感染症を媒介する蚊の生息域は東北地方北部まで拡大していることが確認されている。東京２０２０大会により諸外国との往来が増す中で、感染症のまん延防止が重要である。

③観光危機管理体制の強化

政府が２０２０年の訪日外国人客４，０００万人という目標を掲げているなかで、東京２０２０大会やゴールデンウィーク・夏休みなど観光トップシーズン時に、テロや首都直下地震等が発生した場合、来訪者の万全なセキュリティと安心・安全を確保することが課題となっている。交通・宿泊・食事等の確保やそれらに関する適時適切な情報提供、事業者との連携、避難に資する案内表示の推進、観光・宿泊施設等の人材育成や避難訓練の徹底など、事前に適切な対策を講じる危機管理体制の強化が求められる。

特に、東京２０２０大会期間中には、多くの外国人が来訪し、なかには地震を経験したことがない外国人の訪日も想定される。災害時や非常時に訪日外国人客が情報不足により自らの置かれた状況が分からないまま、極めて不安な状況に陥ることのないよう、デジタルサイネージの設置等の対策を推進していく必要がある。サインやピクトグラムによる対応行動の可視化や、道路案内標識のローマ字併記から英語併記への改善、さらには訪日外国人客向け災害時情報提供アプリの展開に取り組んでいくことが肝要である。また、英語圏のみならず、様々な使用言語・文化を持つ訪日外国人に対しての避難誘導体制の確立が重要であり、その方法等については、民間に対しても周知を行うことが必要である。

また、東京２０２０大会を見据えたテロ対策・感染症対策については、関係機関が連携し、未然防止策や対処体制の整備などを鋭意推進すべきである。

さらに、傷病など有事の際、外国人が安心して医療を受けられるよう、医療機関における外国語対応力の強化や医療通訳の育成をはじめ、往診診療が可能な医師の情報をホテル・旅館など宿泊施設が共有できる仕組みの構

築などを推進されたい。
　加えて、外国人の傷病対応について、医療機関の過半数が意思疎通や未収金リスク等を負担に感じており、実際、２０１５年度の１年間に診療・治療にあたった医療機関の３５％に医療費の未収が発生している。トラブル防止の観点から、補償範囲が広い日本の保険への加入促進を強力に図られたい。日本に到着するまでの航空機内や船内等でのＰＲを効果的に行うべきである。

（５）防災・減災に向けた自助・共助の促進、関係機関の連携強化
①首都直下地震や大規模水害など東京における災害リスクの認知度向上と災害対策の促進
　首都直下地震の発生が今後３０年間で７０％という高い確率で予想され、毎年のように各地で風水害などの自然災害が発生している中、官民ともに危機感を持って防災・減災対策を進めなければならない。
　都民や企業の自主的な防災対策の実行を促すためには、まずは、自宅や勤務先等における災害のリスクを十分理解することが必要である。当所会員へのアンケートにおいて、国による首都直下地震と大規模水害の被害想定の認知度を尋ねたところ、首都直下地震では「内容を（概ね）知っている」は５２．７％、大規模水害では４８．２％であり、被害想定の詳細に対する認知度は依然として高いとは言えない。
　東京都におかれては、企業や家庭、地域での事前の対策を促進させるべく、各地域における地震・水害等への危険度や被害想定区域、避難場所、避難経路等の区市町村による周知の取組をさらに支援することで、地域ごとの危険度を具体的に確認できる情報を積極的に広報していくべきである。また、都内には多くの企業や学校があり、東京都への昼間流入人口は約３００万人いることから、都外在住の昼間就業者や通学者に対する普及啓発も重要である。
　東京都におかれては、様々な団体や関係機関等とのネットワークを駆使して災害リスクへの認知度を向上させ、各自の防災対策の行動に繋げていくことが、都市防災力の向上のために極めて重要である。当所としても、会員企業への災害リスクの認知度向上と災害対策の理解促進に努める所存である。

②「自助・共助」の意識向上と防災・減災のリーダーとなる人材の育成並びに女性の視点を取り入れた地域防災活動と女性防災リーダーの育成
　東京都は、首都東京の防災・減災対策、災害応急対策活動の第一線を担うなど大きな役割を担っている。国土交通省、警察・消防・自衛隊等の関係機関、隣接する地方公共団体、さらには民間企業との連携をより緊密にして、地震と水害等の複合災害への対応も視野に入れ、東京の安全・安心を確保していかなければならない。
　一方、人口の多い地域で巨大災害が発生した場合、発災後の数日間は「公助」が行き届かず、「自助・共助」で対応しなければならない可能性がある。ところが、今年４月の当所会員へのアンケートでは、東京都帰宅困難者対策条例の努力義務である「全従業員の３日分以上の備蓄」を行っている企業は約半数で、外部の帰宅困難者向けの備蓄がある企業は１割に届いていないのが実態である。こうした点を踏まえても、民間において防災・減災のリーダーとなる人材を育成していくことが必要であり、東京都におかれても、ソフト面の施策を一体的に実施することにより「公助」に加えた「自助・共助」の意識醸成を図り、地域社会全体での防災・減災に関する取組みを底上げしていくことが重要である。
　また、同調査によると、災害時のリーダーとなる防災関連の資格を保有する従業員がいる企業は１２．７％であったものの、「今後、資格取得を奨励したい」と回答した企業は５５．０％にのぼり、企業の潜在ニーズの高さが伺えた。当所としては、防災士をはじめとする防災関連資格についての普及啓発を通じて、企業や地域で防災・減災のリーダーとなる人材育成に努めていく所存である。
　加えて、地域の防災活動を担うリーダーには男性が多いことから、避難所等の運営の際に女性の声や視点を反映させることの必要性が指摘されている。企業・地域における防災・減災のリーダーを育成し、増やしていくとともに、男女双方が協力して、地域防災活動が展開できるよう、防災活動を担う女性リーダーの育成も重要である。東京都は今年１月に、女性の視点からみる防災人材の育成検討会議報告書をとりまとめており、本報告書に盛り込まれた施策等を着実に実施することが必要である。

２．個別要望項目
（１）帰宅困難者対策の推進、地域防災力の向上
①帰宅困難者対策の推進
・備蓄品の確保・更新に対する支援の拡充
　東京都は民間一時滞在施設備蓄品購入費用補助金により、一定の要件のもとで備蓄品購入費用の６分の５を補助するなど、都内事業者における備蓄の促進に注力している。一方、今年４月の当所会員へのアンケートで「備蓄なし」と回答した事業者が備蓄をしない理由として「備蓄の購入費用を確保することが難しいため」や「備蓄の保管や更新等の負担費用が多額なため」が上がっている。こうした声を受け、東京都は今年度の同補助金について、一定の要件のもと備蓄食品の更新分を補助対象に拡大する等制度の改善に取り組んでおり、引き続き事業者の備蓄促進に向け、補助率の上乗せや、同補助金により購入した食品以外の備蓄品（災害用トイレ等）の更新分に対する支援、使用期限の近づいた備蓄品の有効活用の仕組みの構築等にも取り組まれたい。

・他の事業者の備蓄品保管に提供した場所等の固定資産税・都市計画税の減免

帰宅困難者対策条例では都内の事業者に対して、従業者の一斉帰宅抑制のために従業者の３日分の飲料水、食料、その他災害時における必要な物資の備蓄を努力義務としているが、今年４月の当所会員へのアンケートでは３日分以上の備蓄をしている事業者の割合は、飲料水で５１．４％、食料で４９．１％、災害用トイレで３８．５％にとどまっており、従業員１０～２９人の事業者においては、その割合はさらに１０ポイント以上下回る。

加えて、東京都が共助の観点から推奨する外部の帰宅困難者向けの備蓄をしている事業者の割合は、同調査では９．０％であり、従業員１０～２９人の事業者においては３．０％にとどまっている。一方、「備蓄なし」と回答した事業者の中には「備蓄の保管スペースを確保することが難しい」という理由があることから、都内事業者における備蓄状況の改善には保管スペースの問題を解決することが有効と見られる。

従って、オフィスビル等の事業者がテナントとして入居する他の事業者や近隣の事業者等との協定をもとに、備蓄品保管のために自社スペースを提供した場合は、固定資産税・都市計画税の減免対象とするよう検討されたい。

・行政と協定を締結した民間一時滞在施設に対する支援の拡充

一時滞在施設の運営については、発災時には安全面を含む実効性を確保することが不可欠であることから、民間の一時滞在施設の管理者が予め施設の開設手順や備蓄品の配布、施設の安全確認等について専門的知識やノウハウを習得しておく必要がある。

従って、民間一時滞在施設の開設・運営に係るアドバイザー派遣事業は民間一時滞在施設にとって有意義な事業であることから、拡充されることを望む。また、発災時には負傷した帰宅困難者を受け入れることも想定されるため、発災時における民間一時滞在施設への医師・看護師の派遣についても検討されたい。

・災害時の安否確認に有効な手段の周知と、実際に体験してみることの奨励

東京都が公表した首都直下地震の被害想定では、区部の固定電話の不通率は１０％、携帯電話については停電率・不通回線率の少なくとも一方が５０％以上となる地域が相当数予想されている。また、内閣府中央防災会議の被害想定では、地震直後には固定電話・携帯電話とも輻輳のため９割の通話規制が実施され、携帯電話のメールの大幅な遅配も予想されている。

こうした被害想定に対して、災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板、ＳＮＳ、Ｊ－ａｎｐｉ等、災害時の安否確認に有効な手段の周知を通じて、帰宅困難者対策条例で都民の責務とされている家族等との連絡手段の確保や、事業者の責務である従業者や家族等との連絡手段の確保を推進していくことは不可欠である。

しかし、今年４月の当所会員へのアンケートでは、従業員に対する安否確認手段は「メール」が５７．５％、「通話」が５０．２％である一方で、「災害用伝言サービス」は３６．６％にとどまっている。加えて、従業員に対する家族との安否確認手段の周知でも、「災害用伝言サービス等、通話以外の手段」は３９．６％にとどまっている。また、「東京の防災プラン　進捗レポート２０１８」によると、都民の災害用伝言板、災害用伝言ダイヤルの認知度は８２．０％である反面、利用（体験）したことがある割合は１９．３％にとどまっている。

災害時の安否確認に有効な手段の周知を官民あげて一層行っていく必要があることから、東京都におかれては周知の強化に努められたい。加えて、手段の周知のみならず、実際に体験してみることを奨励することが重要である。東日本大震災時の教訓を踏まえ、災害時の安否確認に有効な手段の周知・体験を通じて、災害時でも多くの都民が家族の安否を確認できるようにすることは、一斉帰宅の抑制、すなわち想定されている行き場のない帰宅困難者数の減少にも寄与すると考える。

こうした認識のもと、東商では今年度の防災週間に合わせて、災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板など災害時の安否確認に有効な手段を実際に体験する「家族との安否確認訓練」を実施し、会員企業３４４社から約３万名の申込を受けた。本訓練の参加企業に対する事後アンケートでは、訓練への参加を機に、「従業員に対して災害用伝言ダイヤル等安否確認に有効な手段を確保するよう、今後は自社の従業員に周知する」という回答が寄せられていることから、本訓練は災害時の安否確認に有効な手段の周知に効果があると考える。なお、東商では今後も同様の訓練を実施し、災害時の安否確認に有効な手段の周知に努めていく予定である。また、東京都におかれては、引き続き本訓練を後援するとともに、全職員を対象に訓練を実施するなど、連携して取り組まれたい。

②地域防災力の向上

・地域防災協議会、駅前滞留者対策協議会の設立推進、活動支援等

都内各地には、地域住民や自治会、事業者により組織された地域防災協議会があり、防災訓練や救命講習会等の活動を実施している。また、ターミナル駅やその周辺の事業者、学校等が中心となり、駅前滞留者対策のための協議会が組織され、対策訓練等の活動を推進している。こうした防災組織は自助・共助の担い手として、地域防災力の向上に不可欠な要素となっている。従って、こうした協議会の設立推進や、事務局機能のサポートをはじめとした活動支援等について、区とともにさらに取り組まれたい。加えて、駅前滞留者対策を円滑に実施するには、行政と駅前滞留者対策協議会との情報連絡ツールを確保することが重要であるため、協議会を構成する事業者や学校等に災害時でも有効な通信機器を設置していくことが望ましい。

なお、駅前滞留者対策協議会では、訓練の実施等を通じてノウハウが蓄積され、独自の一時滞在施設運営マニュアルの策定に至るなど、積極的な活動を推進しているケースも見られる。各協議会が連携し、こうしたマニュアルを共有することは、都内全域の防災力向上に寄与することから、策定支援に加えて好事例の周知や共有化に

努められたい。

・地域防災力の向上に資する活動の強化（消防団の機能強化、自主防災組織等への支援の強化、「災害ボランティアコーディネーター」の養成強化）
　東京都は地域防災計画を２０１２年に修正した際に、首都直下地震における想定最大死者数約９，７００人を、建築物の耐震化（約３，９００人減）や不燃化・延焼遮断帯の整備（約２，０００人減）、防災市民組織・消防団の初期消火力の強化（約５００人減）等により、１０年以内に約６，４００人減らし約３，３００人とする目標や、全壊・焼失棟数を約３０．４万棟から約１９．６万棟を減らし約１０．８万棟とする目標を掲げている。
　災害時に出火・延焼を抑制し、燃え広がらない・燃えないまちを形成していくには、ハード面の対策に加えて、初期消火力を強化することが極めて重要である。
　従って、その担い手である消防団の機能強化に向けて、団員の確保や装備資機材の整備、防火防災指導等を通じた地域住民との連携強化、消防署等と連携した訓練の推進等、活動支援を促進していくべきである。
　また、地域防災活動の活性化のため、自主防災組織等への活動支援の強化や災害ボランティア活動の中核を担う「災害ボランティアコーディネーター」の養成強化に努められたい。
　なお、東商は「声かけ・サポート運動」の一環として、東京都と連携し「外国人おもてなし語学講座」を実施しており、東商独自のカリキュラムとして「東京防災」に掲載されている非常時に使える英会話を盛り込んでいる。東京都は２０１９年度までに外国人語学ボランティアを３万５千人育成することを目標としていることから、東京都や他の地方公共団体が主催する同講座においても、こうしたカリキュラムを盛り込んでいくことが望ましい。

・外国人に対する災害情報の多言語提供
　２０１７年の訪日外国人客数は過去最高の２，８６９万人となり、２０２０年東京オリンピック・パラリンピックを追い風に、今後とも増加していくことが期待されている。従って、平時および発災時の多言語による防災情報の発信はより重要性が増していることから、大会会場周辺やターミナル駅前等に多言語表示が可能なデジタルサイネージの設置を促進するなど、多言語による災害情報の発信を強化されたい。また、「東京防災」や「東京都防災ガイドブック」の外国語版の周知をはじめ発信する情報の多言語化をさらに推進していくことも重要である。

（２）災害に強いまちづくりの推進
①木造住宅密集地域の早期解消
・防災都市づくり推進計画に基づく取組みの推進
　東京都は首都直下地震等の大災害時に特に甚大な被害が想定されている木密地域の防災性、安全性を確保するために、２０１６年３月に「防災都市づくり推進計画」を改定した。この「防災都市づくり推進計画」は、２０１６年度から２０２５年度までの１０年間を計画期間としており、木密地域の改善に向けた目標や具体的な施策が盛り込まれていることから、東京の都市防災力の強化に向けて非常に重要な計画である。
　東京都が計画で掲げている目標を確実に達成するには、延焼遮断帯の形成やその主要な要素である特定整備路線の整備、老朽木造建築物の除去等の施策を推進することが必要である。その際、移転や住替えを余儀なくされる住民がいる場合、その移転先をしっかりと確保するなど、きめ細かい支援策を講じていくことが不可欠である。
　　また、地域危険度が極めて高い木密地域を改善し、地域の安全・安心を確保していくことは、当該地域およびその周辺の住民や企業等にとって、大きな関心事である。従って、東京都の取組みに対する地域の様々な主体の協力や参画を促進するため、東京都が各整備地域で展開している施策（整備プログラム）を、住民や企業等をはじめとした地域の様々な主体に広く周知し、理解を促進していくことが極めて重要である。

・電気出火を防止する感震ブレーカーの設置促進
　阪神・淡路大震災や東日本大震災では、揺れによる火災（津波による火災を除く）のうち出火原因が確認されたものについて、いずれも６割以上が電気に起因している。こうした電気出火は、大災害時に通電したままの電気ヒーター等に可燃物が接触することにより起きると考えられることから、感震ブレーカー等を設置し電気を遮断することで相当程度の出火を抑制できると推測される。
　首都直下地震緊急対策推進基本計画（２０１５年３月）では、今後１０年間で達成すべき減災目標として、首都圏で想定される最大の死者数約２万３千人の概ね半減、想定される最大の建築物の全壊・焼失棟数約６１万棟の概ね半減がそれぞれ設定され、これらの減災目標を達成するための具体的な目標も設定されたが、そのうち電気に起因する出火の防止に関しては、２０２４年度に木密地域等密集市街地における感震ブレーカー等の普及率２５％が掲げられた。しかし、木密地域内の現時点における普及率は僅かと推測されており、感震ブレーカーの設置促進を短期集中的に実施していくべきであることから、感震ブレーカーの効果の周知など、電気火災を含めた防火対策の意識啓発を強化する必要がある。
　さらに、夜間の発災時に感震ブレーカーが作動し、明かりが消えると、災害への初期対応が難しくなることから、非常灯の整備をあわせて支援することが重要である。

・特定整備路線、防災生活道路の整備及び沿道建築物の不燃化・耐震化促進
　延焼遮断帯として重要な役割を担う特定整備路線について、東京都は２０２０年度までに２８区間・約２５ｋｍの全線整備を目標としている。現在、全２８区間において事業に着手し、用地取得を進めているところであるが、地権者に対するきめ細かい支援策を講じつつ、着実に整備を推進していくことが望まれる。
　また、各整備地域において整備プログラムに位置付けた防災生活道路の整備は、地域危険度が高く防災上の課題を有する市街地から整備に着手するなど、優先順位を付けて整備を促進していくべきである。なお、早期に整備するには、都市計画道路事業として取り組んでいくことも必要である。
　さらに、東京都は２０１６年３月に改定した「耐震改修促進計画」において、２０２０年度末までに住宅の耐震化率を９５％とする目標を掲げているが、２０１４年度末時点の耐震化率は８３．８％であり、木造戸建て住宅に限ると７７．５％にとどまっていることから、これまで以上に耐震化を促進していく必要がある。
　特に整備地域は、老朽化した木造建築物が多いことから物的被害の軽減のみならず、倒壊による道路閉塞を防ぎ人的被害の軽減や円滑な救命・救助活動を図っていく上でも、耐震化を促進していくことが喫緊の課題となっている。整備地域の中でも特に重点的・集中的に改善を図るべき地域では、東京都と区が連携して老朽家屋の除去や戸建ての建替え（準耐火以上）等を行う上で、現在、東京都は整備地域内の住宅を対象にアドバイザーの派遣や耐震診断費用の助成、耐震改修等費用の助成を実施しているが、これらの施策を鋭意展開することで、住宅の不燃化・耐震化や耐震改修を促進していく必要がある。

・木密地域内での救出・救助活動の拠点となる公園・広場の整備
　木密地域では延焼により甚大な被害が想定されていることから、同地域内や隣接地での避難場所や救命・救助活動の拠点となる公園・広場を短期集中的に整備していく必要があり、国や区と連携しながら取組みを加速していくべきである。なお、国に対して用地取得の国費率引き上げを要望していくことも必要である。

・消防水利の確保ならびに地域における初期消火力と共助体制の強化
　木密地域には幅員が狭く消防車など緊急車両が入れない道路や路地が数多く存在している。一方で、地域防災計画では木密地域内における消防水利の不足を課題に掲げていることから、延焼防止に向けた対策の一環として、経年した防火水槽の補強による再生や深井戸の整備など消防水利の確保を的確に進めていく必要がある。
　また、東京都は「地域防災計画」で、向こう１０年間で達成すべき首都直下地震の防災・減災目標を掲げているが、目標を達成するには、ハード面の対策に加えて、地域における初期消火力を強化していくことが極めて重要である。従って、その担い手である消防団の機能強化に向けて、団員の確保や装備資機材の整備、防火防災指導等を通じた地域住民との連携強化など、活動支援を促進していくべきである。
　さらに、高齢者が多い木密地域では共助体制の強化が特に重要であることから、防災訓練への参加、消火器の使用方法等の習得等の促進も肝要である。なお、被害の最小化に向けて、各家庭における家具類の転倒・落下・移動防止対策を促進していくことも有効である。

・効率的・効果的な地籍調査の推進
　木密地域をはじめ、細街路や密集市街地など土地の権利関係が複雑な都市部において、地籍調査は都市再生などまちづくりの推進はもとより、災害時の境界復元にも極めて有効である。しかし、今年３月末時点の地籍調査の実施状況は全国平均の５２％に対して、東京都は２３％と全体平均から大きく遅れていることから、災害復旧の迅速化に向けて、地籍調査を一層推進していくことが必要である。
　なお、木密地域等密集市街地における地籍調査は、土地の権利関係の複雑さに加えて、測量にあたっては道幅が狭く直線的に見通しづらいため基準点を多く設置する必要があり、測量回数も多くならざるを得ないことから、調査が長期化しコストも増加する課題を抱えている。更に、地籍調査の主な実施主体である区市町村では人員が不足し、調査着手への足かせとなっている。従って、地籍調査の推進には、人員面や財政面、更には測量期間の短縮や費用負担の軽減等の諸課題の解決が必要である。そうした課題の解決に向け、準天頂衛星や高精度なＧＰＳ等先端ＩＣＴ技術に基づく新たな測量手法の導入等も含めて、国と連携してより一層取り組んでいくことが必要である。

・防災街区整備事業における敷地の最低限度の緩和
　「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（密集法）」に基づく防災街区整備事業において、個別利用区については、その敷地の最低基準面積を特定防災街区整備地区または防災街区整備地区計画に関する都市計画において定められた最低限度の数値または１００㎡のうち、いずれか大きい数値とすることと規定されている。個別利用区の設定は、出来るだけ地権者の意向に沿うため土地から土地への権利変換を認めた仕組みとなっている。しかし、１００㎡では地権者の意向に必ずしも添えないので、敷地の最低限度を緩和することが望ましい。

②建築物の耐震化・更新の推進
・耐震改修促進計画に基づく取組みの推進
　東京都は『必ず来る大地震に対しても「倒れない」世界一安全・安心な都市・東京の実現』を基本理念として、

２０１６年３月に「耐震改修促進計画」を改定した。この「耐震改修促進計画」は、２０１６年度から２０２５年度までの１０年間を計画期間としており、耐震化率の向上に向けた目標や具体的な施策が盛り込まれていることから、東京の都市防災力の向上に向けて非常に重要な計画である。

特定緊急輸送道路沿道建築物をはじめ、建築物の耐震化を早急かつ強力に推進していく必要があることから、耐震化に対する基本的な考え方や促進に向けた施策など、本計画の趣旨を住民や企業等をはじめとした地域の様々な主体に広く周知し、理解を促進していくことが極めて重要である。

・特定建築物（商業施設、ホテル等）の耐震化促進

多数の者が利用する一定規模以上の建築物が倒壊した場合、多くの利用者が被害を受けるだけでなく、倒壊による道路の閉塞により消火活動や避難に支障を来す可能性がある。耐震改修促進法では、不特定多数の者が利用する建築物や自力での避難が困難な高齢者や乳幼児などが利用する旧耐震基準の建築物のうち大規模なものを「要緊急安全確認大規模建築物」と位置付けて耐震診断の実施を義務付けている。また、「要緊急安全確認大規模建築物」を除く、多数の者が利用する一定規模以上の旧耐震基準の建築物を「特定既存耐震不適格建築物」と位置付けている。

「耐震改修促進計画」では、これらの特定建築物の耐震化率を２０１４年度末時点の８５．６％から２０２０年度末までに９５％とすることを目標に掲げているが、特定建築物の耐震化を促進するには、建物所有者が耐震化の重要性等を認識することが必要であることから、建物所有者に対する耐震診断や耐震改修の働きかけを一層強化していくべきである。

・老朽マンション・団地・ニュータウンの耐震化、再生の促進

都内マンションの総戸数は都内世帯の約４分の１に相当し、東京都には全国のマンションストックの約４分の１が集積していることから、マンションは都民の主要な居住形態となっている。しかし、都内マンションの約２割にあたる約３６万戸が１９８１年以前の旧耐震基準で建築されたものであり、更に、そのうち１９７１年以前の旧々耐震基準で建築されたものは約７万戸と推計されており、これらの多くは耐震性の不足が懸念されている。築年数の経過したマンションは今後増加する見込みであり、順次、更新期を迎えていくことから、マンションの耐震化、再生の促進は喫緊の課題である。老朽マンションや団地、ニュータウンの耐震化や再生が進まなければ、安全・安心な居住環境が確保されないばかりか、周辺地域の防災にも影響を及ぼすことから、対策が急がれる。

２０１４年のマンション建替法の改正・施行により、耐震性が不足するマンションについては、敷地売却制度（区分所有者等の５分の４以上の賛成に基づく）や容積率の緩和特例制度が措置されたが、既存不適格などにより自己の敷地のみでは建替えが困難なマンションなど、現行法制度でもなお円滑な建替えや改修が困難なものが相当数存在している。

従って、老朽化が著しいマンションや耐震性が低いマンションを建替える場合の同意要件（区分所有者等の５分の４以上の賛成）の緩和や、既存不適格マンションなどの別敷地での建替えが可能となるような仕組みづくり、借地借家法第２８条における解約の正当事由に建替え決議の成立が該当するよう措置することなど、国による法改正等の措置により更なる支援策等が望まれる。そのような中、昨年３月に策定された「良質なマンションストックの形成促進計画」等に基づき、マンション耐震セミナーをはじめとしたマンション管理組合等に対する普及啓発活動、専門家の派遣や耐震診断、補強設計、耐震改修等の助成を通じて耐震化、更新対策を加速していく必要がある。加えて、まちづくりと連携して建替え等の再生を促進する「東京都マンション再生まちづくり制度」により、支援の充実を図っていくことが期待される。

なお、都市再生特別措置法の改正に基づく措置を通じて団地の建替えを促進していくことや、老朽マンションや団地、ニュータウンの再生にあわせて、計画的に保育施設や高齢者支援施設の設置を進めるなど、人口減少、少子化、高齢化に合わせたまちづくりを加速していくことも重要である。

・住宅の耐震化促進

地震による住宅の倒壊を防ぐことは、居住者の生命と財産を守るだけでなく、倒壊による道路閉塞を防ぐことができ円滑な消火活動や避難が可能となり、市街地の防災にもつながる取組みである。また、震災による住宅の損傷が軽微であれば、修復により継続して居住することが可能であり、早期の生活再建にも効果的である。

「耐震改修促進計画」では、住宅の耐震化率を２０１４年度末時点の８３．８％から２０２０年度末までに９５％とすることを目標に掲げている。また、耐震化に向けた取組みとして、個別訪問などによる耐震診断の促進や、省エネリフォーム工事・バリアフリー工事に合わせた耐震化の普及啓発、固定資産税・都市計画税の２０１９年度末までの全額免除等を講じていくことにしているが、これらの施策を鋭意推進することで、住宅の耐震化を促進してくべきである。

・防災上重要な公共建築物、災害拠点病院等の耐震化促進

消防署や警察署、学校、病院等の公共建築物は災害時の活動拠点や避難施設等として重要な役割を担っていることから、速やかに全ての建築物の耐震化を完了させなければならない。

また、災害拠点病院は震災時の医療活動の拠点となり、東京都は２０２５年度末までに耐震化率を１００％と

する目標を掲げているが、２０１５年９月時点の耐震化率は９１．４％にとどまっている。加えて、社会福祉施設等および保育所、私立学校は２０２０年度末までに耐震化率を１００％とする目標を掲げているが、耐震化の完了が急がれる状況にある。これらの施設の耐震化を促進するには、資金面の支援の他、耐震診断や耐震化に関する助言を通じて、きめ細かく対応していく必要がある。

なお、大量の帰宅困難者の発生が想定される地区においては特に、災害拠点病院､救急救命センターを有する病院等での怪我人の受け入れが重要となることから、災害時でも医療機能が確保されるよう、平時から訓練に努めることが肝要である。

・窓ガラスや外壁タイル、屋外広告物等の落下防止対策の推進

今年６月に発生した大阪府北部を震源とする地震において、ブロック塀の倒壊により通行人への被害が発生したことを踏まえ、東京都はブロック塀等の所有者や管理者に安全点検の実施と、危険性が確認された場合には、付近通行者への速やかな注意表示及び補修や撤去等を求めたところである。このように大地震の発生時には、建築物から割れたガラスや外壁タイル、屋外広告物等が落下することやブロック塀が倒壊することが想定され、避難の支障になるばかりか避難者に落下、倒壊すれば死傷者が発生することが懸念される。また、建築物の天井材についても同様である。従って、東京都は「耐震改修促進計画」に基づく建築物の耐震化に関する普及啓発において、建物所有者等に対し落下物等の防止対策を促進していくことが重要である。

③空き家対策の推進

空き家等の維持管理が不十分な老朽建築物は、発災時に倒壊や火災の危険性が高いことに加えて、放火や不法侵入等の治安面や衛生面、景観面においても問題があることから、対策が急がれている。総務省の住宅・土地統計調査で、２０１３年１０月時点の全国の空き家率は過去最高の１３．５％（東京都は１１．１％）になるなど、高齢化の進展や人口減少に伴い増え続けており、社会問題化している。

こうした背景のもと、２０１５年５月に空家等対策の推進に関する特別措置法が全面施行されたことに加えて、「住生活基本計画」においても、急増する空き家の活用・除去の推進が目標に掲げられている。同法に基づき各区市町村は空き家等対策の体制整備・空き家等対策計画の作成、必要な措置の実施等中心的な役割を担うことから、区市町村が行う計画の作成や空き家改修工事助成等に対して補助を行う「空き家利活用等区市町村支援事業」を着実に遂行されたい。加えて、区市町村に対する技術的な助言や区市町村相互間の連絡調整等必要な支援にも注力されたい。

④都市再開発の促進を通じた防災力の向上

都内には、旧耐震基準で建てられた老朽ビルが多く存在している。都市再生緊急整備地域等都市機能が高度に集積している地域において、民間による優良な再開発プロジェクトを誘導することで、老朽ビルを耐震性に優れ防災機能を備えたビルへと更新していくとともに大街区化を促進していくことは、地域全体の防災力の向上を図る上で有効である。従って、地域の理解のもと、街区の特性に応じた容積率等土地利用規制の緩和や、税制支援、ソフト・ハード両面にわたる都市防災力の向上に資するエリア防災の促進等を通じて、再開発プロジェクトを誘導・促進し、老朽ビルの更新も図っていくことが望ましい。

⑤先進的防災技術実用化支援事業・展示商談会の拡充、産学公連携促進

都市防災力を高める新規性の高い技術開発の実用化・普及を支援するために、東京都が実施している先進的防災技術実用化支援事業（実用化経費助成）や、東京都中小企業振興公社が開催している防災関連の展示商談会については、防災技術開発の発展はもとより、今後も拡大が見込まれる防災関連市場において、中小企業の活力を都市防災力の向上に活かすことができることから、事業を一層拡充されたい。

（３）地震や風水害に備えた強靭な都市基盤の構築

①大規模地震に強い都市基盤の構築

・無電柱化の推進

今年９月の台風２１号では、猛烈な風により福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山の２府５県で８００本以上の電柱が倒壊し停電が発生した。無電柱化の推進は、こうした発災時の電線類の被災や電柱の倒壊による停電、道路閉塞を防止するだけでなく、良好な景観形成や、安全で快適な通行空間の確保にも寄与する事業である。

東京都では、２０１７年の「東京都無電柱化推進条例」の施行により、都道全線における電柱新設の禁止を指定するとともに、今年３月に策定された「東京都無電柱化計画」では、今後１０年の目標として、重点的に整備するエリアをこれまでのセンター・コア・エリア（おおむね首都高速中央環状線の内側のエリア）内の都道から環状七号線の内側エリアに拡大するなど取組みを加速させているところである。

一方、東京２３区の無電柱化率は８％と海外主要都市と比較して低い状況にあり、無電柱化の推進には多額の費用を要することがネックとなっている。従って、無電柱化を推進する上でも、低コスト化の徹底や、都民への周知展開、さらには、容積率の割増等による都市開発諸制度の活用及び財政的措置の拡充を図ることが重要である。そのためにも、「２０２０年に向けた実行プラン」で掲げている無電柱化に向けた施策を着実に推進された

い。
　加えて、既存の道路における無電柱化は、工事が長期にわたることなどから、地域住民の理解と協力が不可欠である。近年、まちづくりの観点から地域住民の発案による無電柱化の事例があることからも、このような事例を周知展開することにより、民間発案による無電柱化の水平展開に向けた取組も検討すべきである。

・外環道等、災害時に重要な役割を担う道路の早期整備
　首都圏三環状道路、中でも外環道（関越道～東名高速間）が完成すれば、都心に流入している通過交通が迂回できるようになるため、渋滞解消による高い経済効果に加え、首都圏におけるＣＯ２排出量削減効果、交通事故の減少など様々な整備効果が期待されていることから、都内経済界としても早期かつ着実な整備を強く望んでいるところである。
　とりわけ、首都直下地震等の大災害発生時には、一部区間に不通が生じた際にも速やかに移動することが可能となる迂回機能（リダンダンシー）を発揮し、日本の東西交通の分断を防ぐことから、外環道（関越道～東名高速間）をはじめとした災害時に重要な役割を担う道路は早期に整備すべきである。
　また、外環道の東名高速以南（東名高速～湾岸道路間）は、未だルートが確定していない予定路線となっているが、同区間が開通すれば関越道・中央道・東名高速と羽田空港や京浜港とのネットワークが確立され、東京および首都圏の国際競争力の強化や都市防災力の向上に大いに寄与する大変重要な路線である。２０１６年２月、同区間の計画の具体化に向け、東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会が設立されたが、この協議会の場などにおいて検討を進めて、環状道路機能を最大限発揮させるため、早期に東名高速から湾岸道路間のルート全体の計画を具体化し、事業化していく必要がある。なお、事業化した際には、早期効果発現のため、まず東名高速から第三京浜までの区間（約４ｋｍ）について早期に整備していくべきである。
　加えて、国道３５７号線（東京港トンネル東行き、多摩川トンネル、その他未整備区間）をはじめとした都内の交通円滑化や首都圏の都市間連携の強化に寄与する道路、都市計画道路、臨港道路等のさらなる整備も推進すべきである。さらに、災害時の救出・救助活動や復旧支援活動の妨げとなる交通渋滞についても早急に対策を講じるべきである。

・災害時に道路が確実に機能するための措置の実施（道路啓開等）
　首都直下地震等の大災害発生時には交通規制が実施されるが、その際、立ち往生車両や放置車両によって、緊急通行車両の通行のための最低限の通行空間が確保されず災害応急対策の実施に著しい支障が生じる懸念がある。そのため、国土交通省では、災害発生後に緊急輸送ルートを速やかに確保するため、道路管理者（国、東京都、高速道路会社）や関係機関と連携して首都直下地震道路啓開計画を策定し、それぞれの役割・連携方法を確認するなど実動訓練等を実施するとともに、東京２３区内で震度６弱以上の地震が発生した場合に各方面からのアクセスが可能となるよう、放射方向の八方向のうちそれぞれ１ルートを最優先で啓開する八方向作戦を展開することとしている。
　本計画は首都直下地震の被害を最小限に抑えるために有効であることから、人員や資機材等の面で常時対応可能な体制を構築することや、大量に存在する路上車両の撤去に向けた技術習得、定期的な訓練を国と緊密に連携し実施することで、実効性を十分に確保していくことが求められる。
　また、首都直下地震等の大災害発生時には、緊急自動車の円滑な通行を確保するために、第一次交通規制として、環状７号線から都心方向、および、緊急自動車専用路に指定された路線の一般車両の通行が禁止されることになっている。また、第二次交通規制として、その他の路線についても交通規制が実施されることになっている。加えて、東京都震災対策条例では、車両による避難の禁止と交通規制の順守を定めているが、こうした規制の周知が徹底されないと発災時に道路機能が麻痺することが懸念される。従って、災害時の交通規制のさらなる周知を実施するとともに、適切な誘導が図れるよう態勢を整えるべきである。
　なお、大災害発生後に、避難等の目的であっても新たに自動車を乗り出すことがないよう、都民一人一人が認識しておくことが肝要であることは言うまでもない。

・連続立体交差事業の推進
　連続立体交差事業は、鉄道を連続して高架化または地下化し、数多くの踏切を同時に除去することで、交通渋滞や踏切事故の解消、道路ネットワークの形成促進、自動車平均走行速度の向上、都市の防災・安全性の向上、また、地域分断の解消によるまちづくりの促進など地域の活性化のみならず、鉄道の輸送障害の解消にも大いに寄与する事業である。特に、都内においては高いストック効果が見込めることから鋭意推進していくべきである。

・物流施設の耐震化、再整備の促進
　２０１３年度の「第５回東京都市圏物資流動調査」では、首都直下地震の想定最大震度が６強以上の区市町村内に立地している物流施設が東京都市圏全体の約５割を占めており、そのうち旧耐震基準で建設された施設が約３割超を占めていることが明らかになった。
　物流は、生産、流通、販売といった一連の経済活動に不可欠であるばかりか、緊急支援物資の輸送をはじめ、大災害時の迅速な復旧・復興にも極めて重要な役割を担うことは言うまでもない。また、経済の一層のグローバル化により物の動きが国際化し、且つインターネット通販の普及等により小口・多頻度配送の需要が高まってい

ることを背景に、集配送・保管・流通加工等の複数の機能を併せ持つ施設へのニーズが高まっている。こうした中、東京および首都圏の物流施設の機能の高度化・効率化を通じて経済活動全般の生産性を向上させ、かつ国際競争力を強化していくとともに、物流拠点の災害対応力を高めていくことがますます重要になっている。

従って、老朽化した物流施設の建替えや集約化等の再整備、機能更新に対する税制優遇、施設整備のための財政支援の拡充を国へ働きかけていくことが求められる。加えて、大規模災害時にも機能する物流の構築に向けて、施設の耐震性強化や防災設備の設置促進のほか、多様な輸送手段を活用した支援物資輸送に資する広域連携体制の構築、荷主と物流事業者とが連携したＢＣＰの策定促進も重要である。

なお、圏央道沿線に大規模な物流施設の立地が進んでいるが、防災・減災の面からも、圏央道沿線をはじめとした郊外部の高速道路インターチェンジや幹線道路付近への立地支援を強化していく必要もある。首都圏の郊外部に大規模な物流施設の立地を誘導していくには、用途地域指定や地区計画など都市計画手法による土地の利用変更、土地区画整理事業等の手法が考えられる他、物流の効率化や一般道の渋滞対策にも資するスマートインターチェンジの設置も有効である。

・液状化対策に関する情報発信の充実

東日本大震災では、東北地方から関東地方の太平洋沿岸を中心に広範な地域で液状化被害が発生し、震源から遠く離れた都内でも震度が５強であったにも関わらず臨海部だけでなく内陸部においても液状化が発生し、城東地域の５区で木造住宅が傾くなどの被害が発生した。

東京都土木技術支援・人材育成センターが既存データベースを活用し、１９２３年関東大地震の際の都心での地震動で一律にゆすられた場合、地盤の違いによりどの地域で液状化が発生しやすいかを地図化した「東京の液状化予測図」においても、都内の城北地域から城東、城南地域にかけて液状化が発生する可能性がある地域が存在している。首都直下地震が発災し液状化が発生すると、道路や上下水道、護岸施設等のライフライン施設や住宅等に甚大な被害を及ぼし、復旧までに長時間を要すると思われる。

従って、ライフライン施設の液状化対策を推進していくとともに、住宅については、建築主等が液状化による建物被害に備えるために必要となる地盤データや対策工法等の情報提供、アドバイザー制度など、液状化対策に関する情報発信を充実していくことが重要である。

②大規模な風水害対策の加速化

・スーパー堤防等ストック効果の高い根幹的治水施設の整備

首都圏で想定されている大規模水害のうち、未曾有の大雨により利根川の堤防が決壊すると、埼玉県から都内の城北・城東地域に至るまで広域な浸水となることが予測されている。また、死者数は約２，６００人に及ぶ想定もあり、ライフラインやインフラが浸水被害を受けることも考えられていることから、首都圏の経済社会に甚大な被害をもたらす可能性がある。

利根川首都圏広域氾濫で想定されている被害の軽減に向け、八ッ場ダムは利根川上流の全流域面積の約４分の１を占める吾妻川流域において初めて計画された多目的ダムであり、完成すれば他の既設ダムと相まって洪水調節機能を発揮することから、利根川等の治水上、また利水の面においても不可欠な施設である。更に、利根川首都圏広域氾濫では約３４兆円の被害が想定されていることから、八ッ場ダムはストック効果が非常に高い施設であり、「関東ブロックにおける社会資本整備重点計画」では、八ッ場ダム建設事業は主要取組に位置付けられ、２０１９年度の完成を目指して建設が進められているところである。

加えて、直轄管理河川における高規格堤防事業は、首都圏を洪水から守るとともに、まちづくりを進めていく上で重要な事業であり、その構造的特徴から破堤しにくいだけでなく、地震時の液状化等にも強いため、震災対策としても有効である。

東京および首都圏における大規模水害のリスクを低減させるには、八ッ場ダム建設事業や、高規格堤防事業を含む堤防整備および強化対策等の水害対策、砂防事業等の土砂災害対策といった事業を国と緊密に連携し着実に推進していく必要がある。また、東京都では、中小河川の洪水対策として、近年の降雨状況を踏まえ、これまでの時間５０ミリから区部で時間７５ミリ、多摩部で時間６５ミリに目標整備水準を引き上げ、護岸の整備とともに環状七号線地下広域調節池など大規模調節池の整備を進めている。今年９月には、防災事業の緊急総点検を踏まえた取組みとして、新たな調節池の整備、環状七号線地下広域調節池の延伸などを打ち出した。これら、防災・減災に高いストック効果を有する治水対策事業を国と緊密に連携し着実に整備していくことが重要である。

さらに、西日本豪雨では、河川の氾濫後に市町村から避難指示が発令されたり、発令後も住民の逃げ遅れが見られた。この７月の豪雨を教訓として、激甚化・頻発化する豪雨災害に対し、避難対策の強化を検討するため、国の中央防災会議の下に「平成３０年７月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ」が設置された。

このような国の動向を踏まえながら、都内自治体が災害発生前から躊躇せずに避難指示・勧告を発令できるよう判断基準の設定や見直しについて、関係機関との連携の下、情報提供や技術的助言等の支援を適宜行うことが重要である。

（４）２０２０年大会開催と訪日外国人客の災害対応

・大会輸送の円滑化の成果を首都直下地震の交通システム対策へ

東京２０２０大会の競技会場の多くは、通勤・物流等の交通需要が集中する地域に立地していることから、大会成功のためには、「大会関係者の円滑な輸送」と「経済活動の安定」の両立を図ることが必要である。
オリンピック大会期間中においては延べ約８００万人、パラリンピック大会においては延べ２４０万人の大会関係者及び観客が見込まれており、過去に例がない大規模な大会である。大会に備えた交通システムの効率的運用や代替ルートの検討、様々なシミュレーションならびに大会時の取組み結果に関する知見、データ等は、大規模災害発生時の円滑な交通システムの復旧や物資輸送ルートの確保等の参考になると考える。これらのオリンピック・パラリンピック大会の成果が、首都直下地震対策をはじめとする都市防災力の強化にレガシーとして活かされていくことを期待する。

・ユニバーサルデザイン・心のバリアフリーの推進
東京２０２０大会には、高齢者、障害者、訪日外国人等多くの方々が訪れる。高い水準でユニバーサルデザイン化された公共施設・交通インフラの整備とともに、心のバリアフリーを推進することにより、共生社会を実現していく必要がある。「ユニバーサルデザイン２０２０行動計画」に基づき、競技会場周辺エリア等の連続的・面的なバリアフリー化や、主要鉄道駅・ターミナル等におけるバリアフリー化を推進させることが重要である。
ハード面の対応のみならず、災害時には街なかなどで訪日外国人客をはじめ、困っている人に気付いたら積極的に「声かけ」をしていくことも肝要である。当所では高齢者や子ども、妊婦、子ども連れの方、障害者、外国人等を社会全体で見守り支え合う気運を醸成させ、災害時も含めて、誰もが安全・安心・快適に暮らし過ごせる地域社会を実現するために、「声かけ・サポート運動」を全所的に推進しているところである。官民を挙げてこうした取組みを実施し「心のバリアフリー」を推進していくことは減災の観点からも有効であり、広い意味で首都圏の防災力の強化に資するものである。

（５）防災・減災に向けた自助・共助の促進、関係機関の連携強化
①国との連携強化、国に対して働きかけるべき事項
・災害時における安定的な燃料供給手段の確立
東日本大震災時には、宮城、茨城、千葉等の６製油所が稼働を停止し、平常時の約３割に相当する処理能力が失われた。こうした教訓を踏まえ、国は石油備蓄法を２０１２年１１月に改正し、災害時における国家備蓄の放出や石油元売会社に対する供給連携計画を義務付けるなど体制強化を図っているが、首都直下地震等の大災害発生時に燃料供給が確保されないと都内のみならず首都圏は大きく混乱し、都民生活や産業活動に支障を来すとともに、復旧・復興の妨げになることが懸念される。
また、公的機関や民間の重要施設では非常用発電設備が確保されているが、スペース等の問題から重油等燃料の備蓄量が３日分に満たないなど限られているケースもある。首都直下地震の被害想定（内閣府中央防災会議）では、広域での停電発生の可能性を指摘しているが、停電が発災直後から長期化した場合は非常用電力が得られなくなる可能性も考えられる。その場合、ビル等の大規模建築物内の一時滞在施設では、照明や館内放送設備、エレベーター、スプリンクラー等が使用できず安全性が確保できないことから、やむを得ず、受け入れた帰宅困難者に対して施設からの退出を求めざるを得ないことも想定される。
従って、大規模災害の発生に備え、国において国家備蓄燃料の都内への供給ルートを具体的に設定するとともに、輸送手段を明確にするなど、燃料供給体制のさらなる強化に向けた対策を充実させることや、重要施設（災害拠点病院等の医療機関、上下水道施設、警察・消防施設、交通施設等）、一時滞在施設や避難所となる施設へ安定的に燃料が供給される体制整備が実現されるよう、国に対して積極的に働きかけられたい。なお、発災時でも生活用水を滞りなく利用できるようにすることや、冬の発災への備えとして、避難所等に水の容器、燃料用タンクやガスボンベ等を備蓄しておくことも肝要である。

・首都中枢機能維持基盤整備等地区の拡大
２０１３年１２月に首都直下地震対策特別措置法が施行され、２０１４年３月には同法に基づく緊急対策区域に東京都の全区市町村が、また首都中枢機能維持基盤整備等地区に千代田区、中央区、港区、新宿区がそれぞれ指定された。このうち、首都中枢機能維持基盤整備等地区については、同地区内の地方公共団体が計画を作成することで、ライフラインやインフラ施設の整備等基盤整備事業（まちづくりと併せた緊急輸送のための道路の拡幅・公園の整備等）に係る開発許可等の特例や、備蓄倉庫や非常用発電設備室等の安全確保施設に係る都市再生特別措置法の適用、道路占用の許可基準の特例（緊急輸送確保のための看板・標識の設置等）が受けられることになっている。
首都中枢機能維持基盤整備等地区は、首都中枢機能の維持を図るために必要な基盤の整備や、滞在者の安全確保を図るために必要な施設の整備等を緊急に行う必要がある地区として、首都中枢機関の集積状況や、昼夜間人口等を考慮の上、上記４区が指定されたが、首都中枢機能の維持を図るには４区のみならず都市機能が高度に集積している地域を有する区域をより広範に指定することが望ましい。

・事業者が一時滞在施設に協力しやすくなる制度の確立
九都県市首脳会議は２０１６年７月に国に対して、地震防災対策等の充実強化に関する提案書を提出した。その中で、事業者が一時滞在施設に協力しやすくなる事項として、上述した「発災時の損害賠償責任が事業者に及

ばない制度」の創設に加えて、受け入れた帰宅困難者のための３日分の備蓄に対する財政措置や、一時滞在施設の運営に際して事業者が負担した費用について、災害救助法による支弁を受けられることを明確にすること、一時滞在施設に協力をした事業者に対する法人税の軽減等の措置、「むやみに移動を開始せず、安全な場所にとどまる」という発災時の原則を周知徹底させること、帰宅困難者となった要配慮者の帰宅支援について広域搬送等の具体的なオペレーションの検討を進めることを提案している。

前述の通り、首都直下地震時に行き場のない帰宅困難者が逃げ込む一時滞在施設の必要量は約９２万人分と想定されているが、現状は約３５万人分の確保にとどまり大幅に不足しており、民間事業者の協力を得て確保を促進していくことが喫緊の課題であることから、上記の提案が実現されるよう国に対して継続的に働きかけられたい。

②他の地方公共団体との連携強化

・九都県市が連携した復興事前対策の充実と強化

首都直下地震等の大災害後の復旧・復興対策は内容が多岐にわたり、手続きや手順が複雑なものもあることから、予め関係者の合意形成を図りながら生活再建や市街地復興の基本方針、手順や手法等を取りまとめるなど、迅速かつ円滑な都市機能の復旧・復興を図るための事前準備を推進していくことが肝要である。

東京都は、阪神・淡路大震災における検証結果を踏まえて、地域による新しい協働復興の仕組みを提案するために２００３年に「東京都震災復興マニュアル」を策定し、２０１６年３月には東日本大震災後の法整備等や各種災害対応の経験等を踏まえて修正版を公表したことから、都民に対する周知に努められたい。また、首都直下地震は広域的な被害が想定されていることから、九都県市などが連携して事前準備を推進していくことが重要である。

また、東京都では、東日本大震災時に約３５２万人の帰宅困難者が発生した教訓から、帰宅困難者対策条例を制定し、２０１３年４月に施行している。また、首都圏全体では約５１５万人の帰宅困難者が発生し、都内のみならず首都圏全体での実効性をさらに高めていく必要性があることから、東京都区部と隣接もしくは至近にある地方公共団体において、帰宅困難者対策に関する条例が制定されるよう働きかけられたい。

併せて、東京都は九都県市の枠組みを通じて、国に対する地震防災対策等の充実強化に関する提案活動や、合同防災訓練、ホームページ等を通じた情報発信に努めているが、首都直下地震は地震発生の場所が事前に特定できないことに加えて、都内のみならず首都圏全域に影響を及ぼすことから、首都圏内の地方公共団体が連携して取り組むこれらの活動について、より積極的に展開されたい。

・都内区市町村のＢＣＰ策定・更新に対する支援の強化

首都直下地震等の大災害の人的・物的被害や経済的被害を最小限に抑えるには、政府や企業におけるＢＣＰの遂行が非常に重要な要素となる。加えて、大災害時に地方公共団体は応急・復旧・復興対策の最前線に立ち、現場対応等に非常に重要な役割を担うことから、いかなる災害であっても機能不全に陥ってはならない。

しかし、東京都はＢＣＰを策定済であるが、消防庁の調査によると都内区市町村でＢＣＰを策定している割合は、２０１７年６月時点で約８割（６２区市町村中５１団体）にとどまっている。従って、東京都におかれては、東京の都市防災力の向上に向けて、未策定の地方公共団体に対する策定支援や、策定済の地方公共団体に対する継続的な見直しに係る支援、さらにはノウハウの提供や情報共有など、都内区市町村のＢＣＰ策定・更新に対する支援を強化していくことが求められる。

・他の地方公共団体との応援要員派遣、救援物資提供に関する協定の締結

東京都はこれまでに「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定（全国知事会）」や「２１大都市災害時相互応援に関する協定」を締結し、九都県市においても２０１４年に「関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定」を締結したところである。こうした協定は発災時の応援要員派遣や救援物資提供に有効なことから、他の地域の地方公共団体やブロックとの協定締結も推進していくべきである。また、平時から協定締結先の地方公共団体等との交流・情報交換を図り、有事に備えておくことも有効である。

以　上

２０１８年度第１２号
２０１８年１０月１１日
第７１０回常議員会決議

＜提出先＞ 東京都知事、東京都議会議長、都議会各政党役員、東京都幹部等

＜実現状況＞

○「東京の防災力向上のための連携協力に関する協定」の一環として、東京都との都市防災に関する意見交換会を実施（１／３１）、帰宅困難者対策条例説明会（８／２２、１／２５）等を実施し、東京都との連携を強化。

【関連予算の拡充】

○水害に強いまちづくり１，５９８億円（＋１９億円）

○災害対応力の強化（応急対応力・地域防災力の向上等）１７０億円（＋３９億円）
○無電柱化の推進３０６億円（＋１８億円）
○暑さ対策（沿道環境等に配慮した路面の高機能化等）２１４億円（＋１２７億円）
○バリアフリー化の推進２１０億円（＋５７億円）
○ＩＣＴの効果的な活用による安全・安心の確保９５億円（＋３４億円）　等

１４．「入管法改正案」骨子及び「政府基本方針」骨子案に対する意見

日本・東京商工会議所（以下、当所）は、外国人材の受入れに関する意見書を昨年１１月、本年４月の２回にわたり策定し、地方の中小企業を中心とした深刻な人手不足を背景に、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を積極的に受入れていく必要性を主張してきた。

その後、「経済財政運営と改革の基本方針２０１８（骨太の方針）」に新たな在留資格の創設が明記され、更に「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策検討会」が設置され、政府において外国人材の新たな受入れ制度の創設に向けた検討が真摯に行われていることを当所は高く評価している。

去る１０月１２日に開催された第２回「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」では、新たな在留資格である「特定技能１号」、「特定技能２号」の創設を盛り込んだ出入国管理及び難民認定法（以下、入管法）改正案・骨子が示された他、新たな受入れ制度に関する分野横断的な方針である「政府基本方針」の骨子案も示された。

外国人材の新たな受入れ制度は、今後、上記閣僚会議や検討会での議論に加え、入管法改正案が国会で審議されるが、新たな受入れ制度は深刻な人手不足への対応を主な目的として創設されることから、人手不足に苦慮する中小企業が円滑に外国人材を受入れられるようにするなど、有効な制度とすることが不可欠である。更に、外国人材がわが国での就労を通じて専門性・技能を遺憾なく発揮し、地域社会での共生を実現し得るなど、実効性・安定性を確保することで、わが国経済・社会基盤の持続可能性の維持に寄与する制度にしなければならない。

したがって、「入管法改正案」骨子及び「政府基本方針」骨子案について、後の条文化及び方針の成文化を見据え、受入れ機関（受入れ企業）の視座に基づき、下記により特に重要な事項について改めて意見を申し上げる。

記

１．「入管法改正案」骨子及び「政府基本方針」骨子案について

（１）外国人材を受入れる中小企業に対する支援について

深刻な人手不足に苦慮する中小企業では外国人材に対する期待と関心がこれまでになく高まっているが、そうした中小企業の多くは外国人材を雇用した経験が乏しいと考えられる。

したがって、中小企業が外国人材を新たに雇用する際の手続きや受入れ態勢の構築、更には支援計画の策定について、新たな制度に特化した相談窓口の設置や専門家の派遣等、中小企業に対する相談機能を創設するとともに、説明会等を通じて幅広く周知していくことが求められる。加えて、外国人材を雇用した経験が乏しい中小企業に外国人材とのマッチング機会を提供することや、新たな在留資格に基づく外国人材は許可された範囲内での転職が認められていることから、外国人材の円滑な転職を可能とするために、ハローワークや外国人雇用サービスセンターの機能拡充、国内外における合同会社説明会等の実施を通じて、外国人材の雇用を希望する中小企業と外国人材とのマッチングを強化していく必要がある。

要望事項

- **中小企業が外国人材を雇用する際の手続きや受入れ態勢の構築、支援計画の策定に関する相談窓口の設置、専門家の派遣等、中小企業に対する相談機能を創設するとともに、説明会等を通じて幅広く周知すること。**
- **ハローワークや外国人雇用サービスセンターの機能拡充、国内外における合同会社説明会等の実施を通じて、外国人材の雇用を希望する中小企業と外国人材とのマッチングを強化すること。**

（２）受入れ機関（受入れ企業）、登録支援機関について

①支援の委託について

受入れ機関（受入れ企業）または登録支援機関が一定の役割や機能を担うことは当然であるが、中小企業が「特定技能１号」外国人に対する支援内容として示されている８項目の全てを担うことは現実的に困難であり、初めて外国人材を受入れる中小企業では尚更である。

また、「入管法改正案」骨子では、受入れ機関（受入れ企業）が行う支援は、登録支援機関に委託することが認められており、新たな受入れ制度における登録支援機関の役割は非常に重要であるが、登録支援機関においても８項目の全てを担うことが困難な場合も想定される。

したがって、登録支援機関が出入国在留管理庁長官の登録を受ける際には、８項目の全てを自ら担うことを要件とせず、一部の支援を能力・体制が確保されている他の機関と連携して実施する場合であっても登録支援機関として認めることが望ましい。

なお、８項目にわたる支援のうち「非自発的離職時の転職支援」については、例えば受入れ機関（受入れ企業）

の倒産や外国人材の責めに帰す事由による解雇等が含まれると想定されることから、「非自発的離職時の転職支援」は個々の事由を考慮した上で、転職支援に係る責任の程度が判断されるべきである。

要望事項

- **「入管法改正案」骨子では、受入れ機関（受入れ企業）が行う支援は、登録支援機関に委託することが認められているが、登録支援機関においても８項目の全てを担うことが困難な場合も想定される。したがって、登録支援機関が出入国在留管理庁長官の登録を受ける際には、８項目の全てを自ら担うことを要件とせず、一部の支援を能力・体制が確保されている他の機関と連携して実施する場合であっても登録支援機関として認めること。**
- **「非自発的離職時の転職支援」は個々の事由を考慮した上で、転職支援に係る責任の程度が判断されること。**

②支援計画の適正な実施が確保されるための「所要の基準」について

「入管法改正案」骨子には、受入れ機関（受入れ企業）の支援体制に関する基準として、支援計画に基づき、適正な支援を行える能力・体制があること等が定められ、①雇用契約の適正な履行や、②支援計画の適正な実施が確保されるための所要の基準に適合することを求める、と規定されている。新たな受入れ制度は２０１９年４月の創設が想定されており、外国人材の受入れを考える企業は速やかに支援計画の作成や支援に係る諸準備に取り組んでいく必要があることから、政府は、受入れる個々の外国人材ごとに支援計画を作成する必要があるのか、また、支援計画の「所要の基準」の具体的な内容など、支援計画に関する詳細な事項を法案成立後に速やかに提示し、幅広く周知していくべきである。

要望事項

- **政府は、支援計画の「所要の基準」の具体的な内容など、支援計画に関する詳細な事項を法案成立後に速やかに提示し、幅広く周知すること。**

２．その他講ずべき措置について

（１）外国人材の技能水準について

新たな受入れ制度では、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材に限って受入れを進める観点から、求める技能水準を業所管省庁が定める試験等によって確認することとしている。その際、当該試験は、わが国と送出国の双方で実施できるよう体制を整備することが望ましい。

また、送出国で試験を実施する際には、試験の実施主体や、わが国での就労を希望する外国人材が試験情報等を容易に入手できる仕組みの構築、合格基準（難易度等）の明確化など、わが国政府は試験に係る所要の事項を速やかに決定することが求められる。

なお、かねてから当所が要望している通り、新たな制度で受入れる外国人材に求める技術水準（一定の専門性・技能の裏付け）に、わが国の国家資格取得者を含めるべきである。

要望事項

- **業所管省庁が定める試験は、わが国と送出国の双方で実施できるよう体制を整備すること。**
- **送出国で試験を実施する際には、試験の実施主体や、わが国での就労を希望する外国人材が試験情報等を容易に入手できる仕組みの構築、合格基準（難易度等）の明確化など、わが国政府は試験に係る所要の事項を速やかに決定すること。**
- **新たな制度で受入れる外国人材に求める技術水準（一定の専門性・技能の裏付け）に、わが国の国家資格取得者を含めること。**

（２）在留管理基盤の強化について

現在、外国人材を雇用した企業は「外国人雇用状況の届出（以下、雇用状況届出）」を厚生労働省に提出することが義務付けられている。しかし、法務省への「中長期在留者の受入れに関する届出（以下、受入に関する届出）」は、義務ではなく努力義務となっているために両制度が徹底されておらず、更に外国人材の所属等の情報が法務省と厚生労働省で一元化されていない問題もある。

こうした状況を踏まえ、外国人材の所属等の情報の一元化に向け、政府は法務省に対する「受入に関する届出」の提出を義務化する、更には外国人材に関する情報を法務省、厚生労働省はもとより、外国人材が居住する地域の地方自治体とも共有するなど、制度の厳格化、情報共有の推進を図るべきである。

要望事項

- **外国人材の所属等の情報の一元化に向け、政府は法務省に対する「受入れに関する届出」の提出を義務化する、更には外国人材に関する情報を法務省、厚生労働省はもとより、外国人材が居住する地域の地方自治体とも共有するなど、制度の厳格化、情報共有の推進を図ること。**

（３）不法滞在者等への対策強化について

技能実習制度では、実習生が失踪した場合に監理団体、実習実施機関（企業）にその責務が課せられる。しかし、多くの場合は外国人材の個人情報保護等の理由から、その後の状況は把握できないといった声が監理団体から当所へ寄せられている。

したがって、新たな受入れ制度の構築にあたっては、雇用した外国人材が失踪や事件、事故等に巻き込まれた場合、出入国在留管理庁や警察等の関係機関はその後の状況に関する情報を受入れ機関（受入れ企業）へ提供するなど、受入れ機関（受入れ企業）と関係機関との連携をより緊密にしていくことが求められる。

要望事項

- **雇用した外国人材が失踪や事件、事故等に巻き込まれた場合、出入国在留管理庁や警察等の関係機関はその後の状況に関する情報を受入れ機関（受入れ企業）へ提供するなど、受入れ機関（受入れ企業）と関係機関との連携をより緊密にしていくこと。**

以　上

２０１８年１１月　７日
第７１１回常議員会決議

＜提出先＞内閣府、法務省、厚生労働省、経済産業省等

＜実現状況＞２０１９年３月に特定技能の詳細を定めた政省令が公布された。

１５．「長期低排出発展戦略」に対する商工会議所意見

商工会議所は、これまでも「地球温暖化対策」やCO_2排出量の大勢を占めるエネルギーに関する政策に対し、「３Ｅ＋Ｓ」を基本として意見を提出してきたが、今般、政府において２０５０年以降の長期ビジョン策定に向けた議論が行われていることを受け、以下の通り意見を申し述べる。

１．商工会議所が描く２０５０年のビジョン

2050 年の日本では、産官学が一体となって革新的なイノベーションが持続的に行われている。

↑

日本では、イノベーションを起こす基盤である産業が元気である。

⇓

中小企業が元気であること（日本の産業は企業数で 99.7%、従業者数の約7割が中小企業）

世界全体の温室効果ガス排出の大幅な削減のためには、日本が持続可能な低炭素化を図るための革新的なイノベーションを牽引することが必要である。商工会議所は、これを実現するために、イノベーションを起こす基盤である日本の産業、その大宗を占める中小企業が元気であることが重要であると考えている。

また、地球温暖化対策とエネルギー政策は表裏一体の関係にあるとの認識の下、エネルギー政策の要諦である「３Ｅ＋Ｓ」を前提とすることも重要である。このような視点を念頭に以下５項目を踏まえた長期ビジョンを策定すべきである。

■商工会議所が考える「３Ｅ＋Ｓ」を前提とした長期ビジョン策定の視点

（１）経済と環境の両立

（２）エネルギーセキュリティ・経済性維持向上のための高効率・低炭素型石炭火力の活用

（３）イノベーション促進のためのエネルギーコスト削減や自主的取り組みへの支援強化

（４）安全性を確保したうえでの原子力発電の早期運転再開と新増設の議論の開始

（５）低炭素化に必須である地方創生とCO_2排出削減につながる強靭化

２．各項目における施策の方向性

（１）経済と環境の両立

これまでも商工会議所は基本姿勢として、２０５０年のビジョンを実現させるための必須事項として「経済と環境の両立」を継続して訴えている。今般の長期戦略の議論では、２０１８年６月４日の未来投資会議における安倍晋三総理大臣の指示の中で、２０５０年に「脱炭素化を牽引していく」にあたって、「環境と成長の好循環をどんどん回転させる」必要性に言及されており、これまでの商工会議所の意見と一致している。

総理指示内容を実現するためには、世界全体に占める割合が３％に過ぎない日本国内のCO_2排出量のみにフォーカスするのではなく、地球全体でCO_2排出量を低減させることが重要である。そのためには、CO_2排出量削減規制を進める国外に対して技術供与を進めるとともに、海外企業との協力や関連産業の展開等の実例も出ていることから、この流れを今後も持続的に促進するため、その基盤となる国内経済を活性化させることが必須である。

（２）エネルギーセキュリティ・経済性維持向上のための高効率・低炭素型石炭火力の活用

国内はもとより、新興国を中心とした世界へ安価で安定的なエネルギーを供給するためには、エネルギー選択の多様化を維持することが必須であり、多くの国においては現在も石炭火力が選択されている現実がある。このような状況の下、世界的なエネルギーセキュリティや経済性、さらには低炭素化を実現させるため、水素を作る技術や、資源開発段階から低炭素化などの実証試験が行われている石炭火力発電技術は、わが国にとって重要であり、この分野で遅れている他国に技術協力を展開していくことはわが国の使命とも言える。したがって、今後とも、コスト面で優位性があり、かつ、わが国が持つ高効率で低炭素な石炭火力発電技術は維持・向上していくべきである。

（３）イノベーション促進のためのエネルギーコスト削減や自主的取り組みへの支援強化

①エネルギーコストの削減

中小企業が支える日本の産業が元気になるためには、エネルギー、特にすべての国民、産業が使用する電力コストの削減が必須である。脱炭素化の実現に必要とされるイノベーションには投資が必要であり、特に利益を生み出す前の基礎研究への企業の投資余力捻出や分野を越えた技術開発促進のために、日本経済を支え、イノベーションの担い手となり得る中小企業の経営基盤が盤石であり続ける必要がある。

しかし、現在の電力コストは、多くの中小企業の経営を圧迫しており、さらに上昇する、あるいは現状のコストが今後も続くと経営自体が危うくなるという調査結果＜図表参照＞も出ている。ＥＳＧ投資は、企業の経営が困窮した現状の改善に対しては直接的には向けられない。したがって、中小企業において、エネルギーコストの削減は待ったなしの課題であり、将来のイノベーションを育てるためにも必須であるため、再生可能エネルギー固定価格買取制度（ＦＩＴ）の見直しはもとより、エネルギーコスト削減に向けたあらゆる施策を早急に講じるべきである。

②イノベーションを起こす中小企業の自主的取り組みを後押しする支援

中小企業が革新的技術開発を牽引できる環境整備を進めるためには、これまでも再生可能エネルギーや省エネルギーに関する技術開発が、日本が他国をリードする形で行われていることを踏まえたうえで、今後のＥＳＧ投資やグリーンファイナンスなど、環境保全につながる取り組みへの資金提供を、日本に向けさせることなどが重要である。

したがって、中小企業をはじめとする産業支援のあり方は、規制強化の方向ではなく、企業の自主性を促進してイノベーションを起こすことにつながるインセンティブの提供を基本的な考え方として実行されるべきである。

（４）安全性を確保したうえでの原子力発電の早期運転再開と新増設の議論の開始

経済と環境を両立し、革新的イノベーション創出に結び付けるためには、現在、日本が所有している技術力を総動員し、コストに配慮した日本のエネルギーベストミックスを早期に回復させ、そのうえで、２０５０年に向け水素などの新エネルギーも含めたイノベーションを実現させる必要がある。

特に、「第５次エネルギー基本計画」策定時にも商工会議所として意見を申し上げたとおり、安全性を確保したうえで、原子力発電を早期に運転再開させるとともに、２０５０年以降に向けて一層の低炭素化を促進させるため、現在とは異なる方式や新型炉開発等の新技術開発も含め、原子力発電の新増設の議論を早急に開始すべきである。

（５）低炭素化に必須である地方創生とCO_2排出削減につながる強靭化

低炭素化は世界全体の課題であり、国内においても、全国ベースで進めるべきである。そのためには、地域経済を持続的に発展させるための地方創生が不可欠であり、大企業のサプライチェーンを支える主体であり、地方創生の担い手である地域中小企業の持続的成長の実現が何より重要である。

なお、昨今、豪雨や台風など異常気象が地域経済に大きな被害を与えており、災害に対する強靭化も、将来的に起こりうる温暖化の影響による災害に備える観点から、まさに低炭素化の取り組みとも一致するものである。

特に、中小企業による地域資源循環の創出や、地域ごとに自立した分散型エネルギーとしてのコジェネレーション、燃料電池・蓄電池等と組み合わせた再生可能エネルギーの導入促進は、強靭化とともに、技術開発等を通じて新たなビジネスの創出や、人材誘引と育成、雇用の創出等とともに、低炭素化も合わせて実現する。したがって、地方創生と強靭化を推進することが低炭素化への道筋として必要である。

＜図表＞電力料金の上昇（東日本大震災以降）による経営への影響

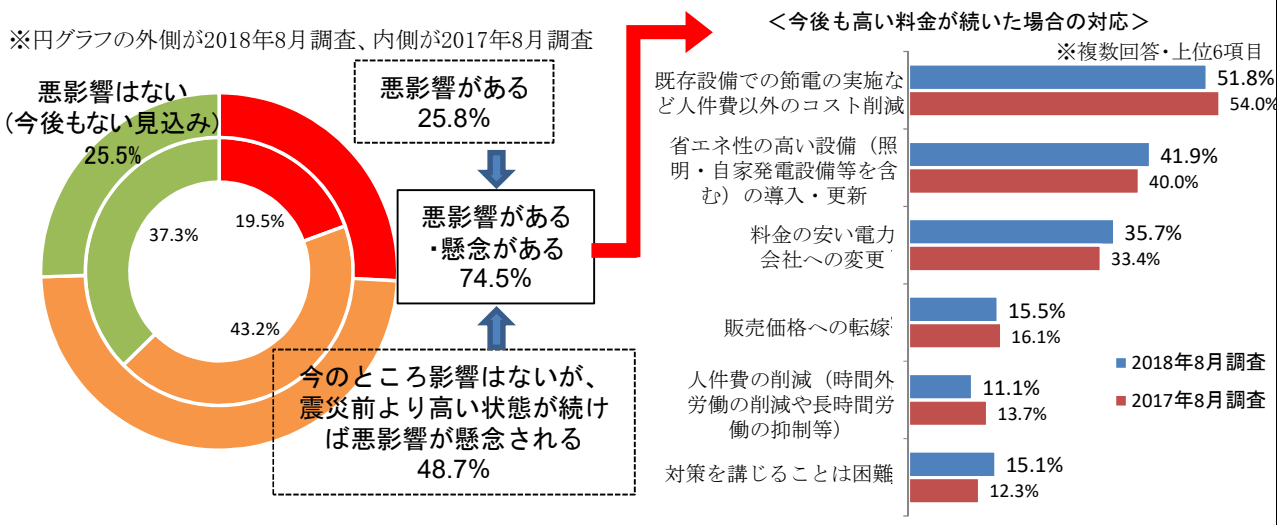

※商工会議所ＬＯＢＯ調査（早期景気観測）調査（２０１８年８月）

調査期間：２０１８年８月１６日～２２日

調査対象・方法：全国の４２３　商工会議所が３，７４１　企業にヒアリング

（内訳）建設業：６２３　製造業：８２１　卸売業：４３８　小売業：７７３　サービス業：１０８６

以　上

２０１８年１１月１６日
第７１１回常議員会決議（追認）

＜提出先＞内閣府・経済産業省・環境省・外務省

＜実現状況＞２０１９年３月時点、継続検討中

１６．「知財紛争処理システムの改革を」および「知的財産政策に関する意見」について

わが国には、従来より、大企業にはない優れた技術を持つ中小企業が多く存在する。サプライチェーンを通じて品質の高い部材や部品を供給することで、産業全体の競争力を根底から支える企業や、オンリーワンの技術を生かして高い世界シェアを有する企業、さらには、ＡＩ・ＩｏＴなど最先端のＩＴ分野では、独自の技術により大企業と提携するベンチャー・中小企業の事例も増えている。このような中小企業を擁する国家は世界的にも類を見ず、中小企業は様々なビジネス形態の中で、自らの成長とともに、日本経済全体の発展に貢献し、わが国の大きな強みとなっている。

こうした中小企業にとって知的財産（知財）は、イノベーションの創出やブランドの確立に貢献し、新たな需要を掘り起こすための競争力の源泉であると同時に、次の研究開発投資に向けた収益を生み出すための貴重な経営資源でもある。したがって、特許等の知財が人材・研究開発投資の成果として十分に尊重され、適切に評価されることによって、企業が相応のインセンティブを得ることができるのであれば、特許料や弁理士費用等を考慮しても、企業は積極的に特許等を取得しようとするはずである。

しかし現実には、世界全体の特許出願件数がここ１０年間で約１７０％と高い伸び率を示している中、わが国における特許出願件数は、１０年前と比べ約▲２０％と漸減傾向にある。米国や中国に目を向けてみても、両国の特許出願は増え続け、全特許出願数に占める中小企業等の出願割合は、日本が１５％であるのに対し、米国は２６％（日本の約１．７倍）、中国は７０％超（日本の約４．６倍）となっている。また、研究開発費においても米国や中国は日本をはるかに上回り、論文の被引用件数も約１０年で大きく水をあけられている。さらに、こうした動きに拍車をかけるように、中国では「中国製造２０２５」を目標に掲げ、特許出願や知財金融を国家として強力に推奨している。

このような状況を看過すれば、わが国企業の技術力や競争力は国際的に取り残されてしまいかねない。こうした状況に危機感を持つとともに、わが国が直面する課題は中小企業に最も顕著に現れ、その課題解決こそがわが国全体の技術力や競争力の底上げにつながるため、これまでの制度設計を見直す必要がある。したがって、中小企業に一段と焦点を当てた新たな制度設計について、早急に検討を行うことが必要である。その一例として、中小企業が今後も知財を活用し、活発なイノベーションにより優れた技術を生み出せるように、知財の価値を適切に評価するための仕組みを早急に再構築することが求められる。そのためには、中小企業の技術を、特許としてエンフォースメント（裁判等）を含めて保護することが不可欠である。

また、わが国の重要課題の一つである地方創生を加速させるためには、地域中小企業の競争力を強化することが最も効果的である。そのためには、中小企業がコンテンツを含めた地域資源の活用や人材育成、国際市場への展開等に積極的に取り組むことができる環境を、わが国として整備することが不可欠である。あわせて、中小企業が知財を経営に活用し、自らの競争力を高めていく意識を醸成することも重要である。

これらの基本的な考え方のもと、政府におかれては、知的財産推進計画２０１９に、以下の施策を盛り込み、早急かつ集中的に取り組んでいただきたい。商工会議所としても、地域や中小企業の知財の創造・活用に向けて自ら行動するとともに、政府、関係先に最大限の協力を行う所存である。

記

Ⅰ．知財紛争処理システムの改革を

特許権侵害は、他の権利侵害と比較して、第一に、特許権は公開されているため、侵害が容易であること、第二に、特許侵害の証拠を持っているのは侵害者側であるため、原告による立証が容易ではないこと、第三に、特許権侵害には刑事罰規定が存在するものの、特許権が無効になる可能性や侵害有無の判断の困難さから、実際に刑事事件として起訴されたことがなく、侵害を抑止しにくいといった特殊性が挙げられる。

特許権侵害にこのような特殊性がある中、中小企業が今後も活発なイノベーションにより優れた技術を生み出すためには、中小企業の技術を、特許としてエンフォースメント（裁判等）を含めて保護することが不可欠である。しかしながら、中小企業は特許侵害を受けた場合に、ビジネスをしっかりと守ることができていない。特に、中小企業が原告となる特許権侵害の訴訟においては、損害賠償額の算定方法や証拠収集手続に課題があり、このままでは、中小企業は労力やコストをかけて技術を開発しても、特許を取得・活用する意欲を大きく削がれてしまい、中小企業のイノベーション創出に影響を及ぼしかねない。中小企業が知財紛争処理に求めるのは、特許等が訴訟において適切に評価されるとともに、知財侵害の際の訴訟提起が容易になることを通じて、透明性と納得感の高い結果が得られることである。以上のことから、次の施策の実現を求める。

１．悪質な侵害行為の抑止・損害賠償額の適切な水準への引き上げを

中小企業からは、悪質な侵害を行う企業の事例が多数報告されている。例えば、他社特許であることを認識していながら、意図的に当該特許を侵害した模倣品を販売し、特許権者に侵害の事実が発覚した場合には、ライセンス交渉を行えばよいと開き直る企業がいるとの声が聞かれるほか、侵害判明後に、様々な理由を付けてライセンス交渉を引き延ばし、あわよくば特許を侵害したまま逃げ切ろうとする企業もいるとの指摘がある。さらに、中小企業が原告として、最終的に訴訟に踏み切った場合には、侵害企業が資金や人材など、中小企業の経営資源

の乏しさを見越して裁判の長期化を図り、中小企業に訴えを取り下げさせようとする事例も聞かれる。
一方で、企業が特許侵害訴訟を実施する際には、弁護士費用のほか、弁理士費用、訴訟手続費用、証拠収集に係る調査費用など様々な費用負担が求められる。加えて、中小企業では、法務部が設置されていない場合が多く、経営者や営業担当者が訴訟に対応するというケースも見られる。それゆえ、係争中は本来の業務に十分に携わることができず、それによる機会損失も決して小さくない。
さらに、現状では、訴訟に要する費用が、訴訟を通じて得られる損害賠償額を上回る可能性が高いため、特許を侵害された中小企業からは、訴訟提起を見送り、泣き寝入りせざるを得ないとの声が挙がっている。こうした状況では、中小企業は特許権の効果に懐疑的になり、特許を出願する意欲は高まらない。したがって、損害賠償額を適切な水準に引き上げることが求められる。ただし、損害賠償額の引き上げは、その内容によっては、パテントトロール等が訴訟を提起する事態を招くとの指摘もあり、この点に注意する必要がある。
２０１９年２月に取りまとめられた特許庁の報告書「実効的な権利保護に向けた知財紛争処理システムの在り方」では、特許法第１０２条各項に基づく損害賠償額の算定方法の見直しとして、同法１０２条第１項と第３項、第２項と第３項の重畳適用をそれぞれ認めることとしている。また、条文上、増額に働き得ると考えられる考慮要素を概念的に規定することで、裁判所が実施料相当額の認定にあたり、その考慮要素を読み込めるようにするとしており、損害賠償額の適切な水準への引き上げに資する内容となっていることから、前向きに評価できる。
しかしながら、特許を侵害された中小企業の納得感をさらに高めるために、法定損害賠償の導入や、特に、同法第１０２条第３項の特許実施料相当額については、損害賠償額が「通常の特許実施料相当額」を上回るように法定するなど、損害賠償の額を適切な水準に引き上げるための方策について引き続き検討されたい。
さらに、刑事訴追が難しいといった特許権侵害の特殊性から、わが国では悪質な侵害行為を防ぐことができず、中小企業は対応に苦慮している。一方、中国は、米国に倣って懲罰的賠償制度の導入を進めるなど、積極的に権利保護を強化し、悪質な侵害行為に対して断固たる措置を取っている。知財の中でも特許権は技術革新の動機づけとなる重要な権利であることから、こうした制度間競争を看過することは中小企業のイノベーション創出に支障をきたし、わが国の国際競争力の低下につながることとなる。以上を踏まえ、懲罰的賠償制度を導入している諸外国の事例も参考に、極めて悪質な侵害の場合には、例えば侵害者側に侵害行為で得た利益が手元に残らないようにするなど、悪質な侵害を防止するための制度等についても引き続き検討し、早急に対応することを望む。

２．証拠収集手続の更なる強化を
中小企業からは、侵害者が生産現場で使用している製法に関する特許について、侵害事実を立証するための証拠収集が難しいという声が挙がっており、そのため実際に、中小企業を原告とする知財訴訟では、非侵害による原告敗訴が６割以上を占めている。
２０１９年２月に取りまとめられた特許庁の報告書「実効的な権利保護に向けた知財紛争処理システムの在り方」では、文書提出命令等では収集できない幅広い情報（製造方法、ＢｔｏＢ製品、ソフトウェア等）を現場で収集できるようにする新たな証拠収集手続（以下、査証）を導入することとしており、中小企業の証拠収集手続の強化に資する内容となっていることから、前向きに評価できる。
しかしながら、その内容は、訴訟提訴前については査証の導入を見合わせ、その法的な位置付けについては既存の文書提出命令等と同様、被疑侵害者が査証の執行を拒否した場合でも真実擬制に留まるものとしている。
中小企業が侵害の証拠を十分に収集できるようにするとともに、見込み違いの提訴を防ぐためには、訴訟提起を行う前にしっかりと証拠収集をできるようにすることが必要である。したがって、訴訟提起前にも査証を導入することを引き続き検討されたい。さらに、侵害の立証に必要な証拠を被疑侵害者に提出させるためには、査証に一定程度の強制力を持たせることも検討すべきである。加えて、裁判所が能動的に関与することで円滑な証拠収集手続を構築することが重要である。なお、査証の導入にあたり、営業秘密等の保護に配慮する必要があることから、主体となる第三者専門家については、弁護士や弁理士のほか、特許庁の審査官・審判官を活用することも一案と考える。
また、わが国企業の特許を侵害した製品が海外で製造され、わが国へ輸入・販売された場合には、日本の証拠収集制度の効力が及ばないため、こうした侵害に対処するための措置についても、新たに検討するべきである。

３．中小企業が侵害に対抗するための支援を
（１）弁護士費用について、高度に専門的・技術的であることから、債権回収を目的とした一般的な訴訟に比べ、弁護士費用は３．５倍程度かかるとの調査結果が出ている。中小企業が悪質な侵害に関して対応に苦慮している実態を踏まえ、特許権者が侵害者を訴える場合に限り、敗訴侵害者の負担となるように特段の措置をとることで民法の原則の例外とすべきである。
（２）知財訴訟における弁護士費用や調査費用、損害賠償請求・差止め請求のための手数料等、費用負担を補償する保険制度や補助金の創設等を検討すべきである。なお、保険制度については、現行の海外知財訴訟費用保険制度を拡充し、権利者として原告となった際にも、あるいは国の内外を問わず、知財訴訟の際にかかる弁護士費用等が一定程度補償されるようにするとともに、中小企業に対して保険料の補助を行うべきである。
（３）知財紛争の早期解決において、裁判外紛争手続（ＡＤＲ）は有効な手段となり得ることから、調停や仲裁といったＡＤＲについて、そのメリットを含め中小企業へ分かり易く周知すること。 加えて、

仲裁などのＡＤＲの利用実績を調査分析するとともに、中小企業がＡＤＲを活用しやすくなるよう支援を講じるべきである。

（４）知財訴訟を経験したことがある中小企業の割合は極めて少ない。そのため、中小企業においては、業界の技術動向等を見据え、訴訟にも耐えうる戦略的な特許を取得しようという意識は依然として低い。このような状況を踏まえ、中小企業が知財総合支援窓口に特許出願を相談した際には、第三者的視点から出願内容を分析し、特許明細書の記載方法等具体的な指導や予想される侵害・訴訟への対応も含めたアドバイスを受けられるように、相談窓口の機能を強化するべきである。

（５）知財訴訟において無効の抗弁が提出された際に、３７％の特許等が無効とされており、特許等の安定性への懸念を生んでいる。裁判において特許等の有効性が否定されることがないように、特許庁の審査体制や能力を一層強化し、確実な審査を行うべきである。

４．知財の不当な吸い上げ、模倣品、海賊版への断固たる取り締まりを

（１）２０１８年１０月に公正取引委員会が実施した「優越的地位にある取引先からの知的財産権・ノウハウの提供要請等に関する実態調査」の調査結果を踏まえ、不当な行為を行う企業に対しては、企業名を公表するなど、独占禁止法（優越的地位の濫用）のガイドラインを拡充し、断固たる措置を講じること。

（２）ＴＰＰ１１、日・ＥＵＥＰＡの発効により、様々な分野において模倣品・海賊版の被害が発生することが懸念される。したがって、模倣品等の取り締まりはもとより、被害を受ける中小企業に対しては、外国における侵害の早期発見、侵害先への警告、警察への被害届の提出、税関への差押え請求、裁判所への提訴、民間交渉等における在外公館やジェトロの積極的な関与などの支援を強化すること。

（３）中小企業が海外での知財訴訟に対応するため、例えば訴訟経験のある弁護士等を備える知財保護組織を設け、中小企業に対して適切なサポートができるようにするなど、海外における知財訴訟に関する支援体制について検討すること。

（４）昨今、サイバー手段による知財や技術の窃盗など、国際的なサイバー攻撃・テロに関する脅威が高まっており、わが国を脅かす存在となっている。こうした脅威に対して、政府・民間企業を問わず、わが国全体としてサイバーセキュリティ対策の強化を推進するとともに、被害を防止するための指導や支援等を広く中小企業にも展開すること。

Ⅱ．知財金融の活用による知財の事業化の促進を

取得した知財が評価され、知財金融を受けることができれば、知財の事業化が促進される。このため、様々な評価手法を組み合わせ、効果的、相乗的な方策を講じられたい。

１．様々な評価手法を組み合わせた知財金融の促進を

（１）経営デザインシートの活用促進など、知財の事業性評価を活用した融資制度の普及を強力に進めること。また、経営デザインシートの活用メリットを含め中小企業に分かり易く周知し、活用を促すこと。

（２）金融機関を対象にした「知財ビジネス評価書作成支援」について、平成２６年～３０年度に活用実績のある金融機関の件数は１９８件と報告されているものの、知財ビジネス評価書による実際の融資実績は、平成２９年度末までの実績では３９機関、５７件、融資額はそれぞれ数千万円から３億円程度となっている。したがって、実際に融資件数・融資額を増加させるという観点でも、金融機関の更なる理解を深めること。

（３）知財の取得状況や知財を活用したビジネス展開、その事業の将来性、あるいは経営者の知財リテラシーといった要素を用いた金融支援を促進し、例えば政府系金融機関による低金利、無担保貸付等の融資制度を創設すること。同時に、知財に関する目利き力の強化に向けて、金融機関に対する人材育成や専門家との連携支援などに取り組むこと。また、融資金額、金利水準、返済期間などの観点から知財金融の実態分析を行うこと。

Ⅲ．中小企業のイノベーションを促進するための支援体制の強化を

２０１９年４月施行予定の中小企業の特許料金の一律半減制度は、中小企業のイノベーションを促進するための大変有意義な方策である。一方で、２０１８年１２月に実施した東京商工会議所「中小企業の知的財産についての調査」（製造業）では、約４割の中小企業が知財を経営に活用できておらず、また、約８割の中小企業が特許料金の一律半減制度について知らなかったと回答している。こうした調査結果を踏まえ、今後中小企業が特許を取得・活用し、イノベーションを創出していくためには、本制度を積極的に普及啓発することが極めて重要となる。加えて、中小企業による制度活用をより一層加速させるためには、煩雑な手続きの解消や政府による多面的な後押しが不可欠である。以上のことから、次の施策を講じられたい。

１．中小企業の出願をより一層加速させること

（１）中小企業の特許料金の一律半減制度について、中小企業の制度活用を促すために、全国津々浦々において本制度はもとより特許取得の経営上のメリットを分かり易く周知啓発する説明会を継続的に開催すること。
（２）２０１９年４月より特許減免申請の際の証明書類が不要となる予定であるが、あわせて審査請求、早期審査等の申請においても、各段階で個別の書類の提出を求める現在の方式を改め、特許出願時を含めて一括申請ができるよう改善（例：該当事項にチェックを入れる方式など）するとともに、申請要件等については宣誓※に変更し、添付を要する証明書類を削減すること。
※アメリカでは、申請書類に中小企業である旨を宣誓（該当の要件項目にチェック）すれば、費用減免の対象になる。但し、虚偽申告（宣誓）の場合は、権利行使不能や取り消される場合がある。
（３）かんたん願書作成について、特許庁ウェブサイトに手順が記載されているものの、解説ページの構成・階層の複雑さやハイパーリンクの多さなどの理由から、手順を理解すること自体、非常に困難となっている。また、「かんたん願書作成」ソフトと「インターネット出願」ソフトが別々の環境で運用されており、インターネット出願に必要な電子証明書の取得については特許庁と別の所管となっていることから、非常に活用しにくいシステムとなっている。２０１８年電子出願制度に関する調査研究報告書（特許庁）においても、電子証明書やエラーメッセージ関連の改善要望が高くなっている。こうした状況を踏まえ、かんたん願書作成ソフト自体の煩雑さを解消することはもとより、インターネット出願全体としての手続きを抜本的に改め、中小企業がもっと活用しやすいようにすること。
（４）特許料金の一律半減制度と同様の制度を実用新案・意匠・商標の各知財権にも導入すること。

２．中小企業の知財取得を支援する体制強化を
（１）２０１８年知的財産活動調査（特許庁）によると、国内特許出願件数の２０１５年から２０１７年の年平均増減率は０．２％減と見込まれるところ、うち情報通信業は業種別で最も高い１８．１％増と推計されている。ベンチャー企業を含め情報通信業の知財の取得・活用を一層促進するため、経営に知財を活用することの効能（例えば、新規取引先の開拓、取引価格の適正化、模倣品の阻止、他社との差別化・ＰＲ、社内人材の育成等）について好事例を紹介するなど普及啓発に一層取り組むこと。また、事業承継・第二創業を機に、ＩＴ化やナレッジマネジメントの推進に取り組む企業が見られることから、知財活用や生産性向上について、それぞれの実態に合ったきめ細かい支援を講じること。
（２）外国出願や海外での先行出願の調査を実施することは、外国での販路拡大のための基盤づくりとなるほか、模倣されるリスクを未然に防ぐことにもつながる。こうした観点を踏まえ、外国出願補助金（中小企業等海外出願・侵害対策支援事業）については、公募期間の延長、採択企業数の拡大を行うこと。また、本事業並びに各自治体等における国内外の出願支援補助金について、受付は通年で行い、予算確定後、直ちに利用できるようにすること。加えて、海外での先行出願調査について、戦略的知財活用型中小企業海外展開支援事業の活用を中小企業に広く促すこと。
（３）ベンチャー企業対応スーパー早期審査については、ベンチャー企業に限らず、中小企業・小規模事業者も対象に含めること。
（４）ウェブ経由で提供されるデザインや壁に投影された画像、店舗の外観・内装デザインなど、デザインに関する重要性が高まる昨今のビジネスの実態を踏まえ、意匠法改正を早期に実現させること。
（５）商標出願について、製品サイクルの早い現代ビジネスにおいては審査期間の短縮は非常に重要な観点であり、加えて急激に増加する中小企業の出願状況を踏まえ、迅速かつ正確な審査体制を構築すること。
（６）創業期ベンチャー企業に対する知財戦略構築等支援事業（ベンチャー知財支援基盤整備事業）の実施にあたっては、ベンチャー企業に限らず、中小企業・小規模事業者も支援を受けられるように対象を拡大すること。
（７）複数国への出願に係る優先権書類の電子的交換制度について、意匠・商標への適用や参加国の拡大に向けて取り組むこと。
（８）中小企業が研究開発によって技術を創出し、知財を取得、その後、外国出願を行い、さらには国際認証を取得することで、国内外で収益を生み出し、その収益をもとに新たな技術の創出ができるというような、一貫した支援体制や仕組みの構築を検討すること。

３．税制面等から中小企業の知財取得の後押しを
（１）中国における国の補助制度や優れた知財を有する企業への税制優遇制度等を参考に、出願奨励策を充実させること。
（２）中小企業の知財の国内保有の推進や、創薬ベンチャー等の研究開発型のベンチャー企業を支援する観点から、パテント・ボックス税制（知財権に起因する収益に対する軽減税率の適用）を創設すること。
（３）平成３１年度税制改正において、研究開発税制ではオープンイノベーション型（特別試験研究費税額控除制度）の控除率が１０％に引き上げられたが、本制度がより広く活用されるために、オープンイノベーション型の範囲に、特許譲受対価を追加すること。また、中小企業に対して、人件費の専従要件を緩和する等、改善を図ること。

Ⅳ．地域中小企業の競争力強化を

わが国の重要課題の一つである地方創生を加速させるためには、地域中小企業の競争力を強化することが最も効果的である。そのためには、中小企業がコンテンツを含めた地域資源の活用や人材育成、国際市場への展開等に積極的に取り組むことができる環境を、わが国として整備することが不可欠である。あわせて、中小企業が知財を経営に活用し、自らの競争力を高めていく意識を醸成することも重要である。以上のことから次の施策を講じられたい。

１．地域の連携による戦略的な知財活用を

（１）地域経済産業局は、各地に設置している知財総合支援窓口を中心に、都道府県等との連携を強化し、知財に係る人材育成（発明、研究開発の奨励・助成、経営者への知財活用の普及啓発等）、弁理士等の専門家活用、外国出願などにおける国や自治体等の最新の支援策をワンポータルに一括して分かり易く紹介し、中小企業が常に活用できるようにすること。

（２）特許・意匠・商標・著作権などの知財をどのように組み合わせ、知財ミックスするべきかなど、中小企業が一元的に相談できるような体制を整えること。

（３）各地域において産学連携推進の起爆剤とするべく、大学や研究機関が保有する特許を中小企業が事業化評価をする一定期間、中小企業に無償開放し、事業化後には有償のライセンス契約に移行する制度を整備すること。(山口大学や徳島大学、東京大学ＴＬＯの特許開放モデルの展開)。

（４）知財の流通市場や大学ＴＬＯは、知財とビジネスをつなぐサービスを提供することで知財の評価・流通を実践しているが、「価値ある知財」が自然に集積する状況には至っていないという調査分析もある。価値ある知財そのものの流通を促すことで、企業がライセンス収入を得て次の投資を行えるようにするとともに、その知財を活用した企業が新たな技術を生み出すためにも、諸外国の例を参考にしながら、知財の流通促進について検討すること。

（５）オープンイノベーションを促進する観点から、ベンチャー企業の知財戦略構築の実行性を高めることは不可欠であるため、２０１８年８月に運用を開始した知財アクセラレーションプログラムの活用を推進し、成功事例を発信すること。

２．地域資源を最大限活用し、新たな需要の創出を

（１）地域団体商標について、２０１８年に初めて開催した「ブランド総選挙」などのイベントを用いながら、その経済効果の分析と、更なる効果向上のための追加的な措置を検討し、実施すること。また、地理的表示保護制度の利用実績と経済効果を調査分析するとともに、その成功事例の横展開を強力に行うこと。

（２）都道府県・市町村が独自で、あるいは地方創生推進交付金等を活用して行う、販売支援に係る助成事業（マーケティング、販路開拓、見本市への出展の補助等）について、都道府県等は地域団体商標や地理的表示を取得した権利者を優先的に採択すること。

（３）ドイツ（ナイフ）やチェコ（クリスタル)、インド（陶器）など海外では伝統工芸品や地域の工業製品などが地理的表示保護制度の対象となっており、わが国においても非農林水産品まで対象を拡大すること。

３．中小企業の経営を支える人材の育成を

（１）デザイン経営について、そのメリットやデザイン経営を実践できる人材の育成方法など、中小企業に分かり易く周知すること。

（２）中小企業にとっては権利化のみならず、ビジネスモデルの構築が重要である。経営と知財の両面の知識を持ち、戦略を立案・推進することができる企業人材の育成プログラムを各都道府県で実施すること。また、中小企業が、知財リテラシーのあるＯＢを活用できるよう促進すること。

（３）キャラクターの活用に際しての著作権管理やビジネス展開に通じた人材の不足に悩む地域が存在することから、関連情報の提供や成功事例の横展開などの支援を強化すること。

（４）知的財産管理技能検定の一層の周知を図り、資格取得に向けたカリキュラムを提供するなど、知財管理人材を配置できるよう支援を行うこと。

（５）２０１８年度より既存の４地域に加え、新たな４地域においても地域コンソーシアムを立ち上げ、知財創造教育の実践事例の収集やヒアリングによる現状の把握、課題等の整理が行われることとなった。少年少女発明クラブの活動を含め、小中高等学校からの知財教育を引き続き全国において展開するとともに、こうした知財教育を推進する人材育成について、強力に推進すること。

４．国際競争力強化に向けた認証の活用促進を

（１）中小企業にとって国際認証の取得に係る費用負担は大きく、海外展開を躊躇する要因の一つとなっていることから、一部の自治体では、その地域の中小企業を対象に助成制度を設けている。政府は、全

国の中小企業が国際認証（例えば、ＥＵにおけるＣＥマークなど）の取得費用の支援を受けられるよう助成制度を創設すること。

（２）ニッチ産業においてオンリーワンの技術を持つ中小企業が海外需要を取り込むことができるよう、相手国政府を巻き込み、各国間の規格・基準など規制の統一や調和をより一層推進すること。また、日本において適法に生産され、取引されている製品は、他国においても輸入・流通が認められるよう規格・基準など規制の相互承認を推進すること。

（３）地方の中小企業へ標準化を普及させるために、東京など主要都市で行われている説明会をインターネットで配信すること。

Ｖ．わが国コンテンツ産業の成長加速を

わが国のコンテンツ市場規模（２０１７年）は、１２兆４，８５９億円と６年連続でプラス成長を続けているものの、ほぼ横ばい傾向となっている。一方で、世界のコンテンツ市場規模（日本を除く）は、アジアを中心に市場が拡大し、２０２２年には約８１兆円となる見込みとなっている。わが国コンテンツ産業の成長を加速させるためには、官民連携を強力に推進し、積極的に海外市場・新市場を開拓していくことが不可欠である。こうした観点から、映画産業において２０１８年５月に「日中映画共同製作協定」に署名がされたことは、大変前向きな進歩である。一方、日本国内においては、模倣品や海賊版等の著作権侵害コンテンツへの対策など、引き続き取り組むべき課題が残っている。こうした状況を踏まえながら、わが国のコンテンツ産業の更なる発展のために、次の施策が必要と考える。

１．官民連携による海外市場・新市場の開拓を

（１）新興国等では海外のコンテンツに対し規制等を設けているところがあり、わが国コンテンツ産業による事業活動を困難にしている。政府は、各国における規制等の動向について、迅速に情報収集・提供するとともに、各国政府に対し、当該規制の緩和・撤廃に向けた働きかけを強化すること。

（２）政府は、国内外におけるわが国コンテンツの需要拡大に向けてシナジー効果が発揮されるよう、クールジャパン、ビジットジャパン、コンテンツグローバル需要創出等促進事業、放送コンテンツ海外展開促進機構（ＢＥＡＪ）事業等について、引き続き連携強化を図ること。

（３）コンテンツグローバル需要創出等促進事業に係る補助金については、コンテンツの製作期間が長期に亘ることを考慮し、経費支払対象とする事業期間を大幅に拡大すること。

（４）コンテンツをはじめとしたクリエイティブ産業の振興を効果的・効率的に行うため、政府は分野ごとの市場規模、事業所数、従業者数、輸出入額、及び著作権をはじめとする知財権ごとの海外との収支等の統計を整備すること。

２．正規コンテンツの流通を促進し、適切なコンテンツ創作環境の構築を

（１）海賊版と知りながら著作権者に無断で漫画や小説など静止画をダウンロードする行為や、海賊版サイトに誘導するためのリンクを集めて掲載するリーチサイトの取締り強化に向け、政府における議論を踏まえるとともに、産業界とも連携し、法制面・技術面など多様な対策が早急に求められる。一方、過剰な規制によって利用者を萎縮させないように留意しながらも、著作権の侵害を抑止できるような、実効性のある環境整備に向けて取り組むこと。

（２）放送コンテンツの制作取引適正化に関するガイドラインやアニメーション制作に関する下請ガイドライン等について周知啓発を強化すること。あわせて、制作会社がフリーランスの制作者を雇っている場合には独占禁止法（優越的地位の濫用）に抵触しないように周知するなど、コンテンツ制作現場に適切な利益が還元されるよう取引環境を整備すること。

（３）２０２０年に本格稼働を予定している「ジャパンサーチ」について、２０１９年１月からの試験運用を踏まえ、中小企業にとっても使いやすいように適切な運用を行うこと。

（４）２０１９年１月に施行された柔軟な権利制限規定が盛り込まれた改正著作権法について、わかりやすいガイドラインを制定し、幅広く周知を行うこと。また、改正後も国内外の情勢や運用状況等を調査・分析し、制度の在り方について適宜見直しを行うこと。

以　上

２０１８年度第１３号
２０１９年　３月１４日
第７１５回常議員会決議（全体版については３月２５日提出）
・追認（第Ｉ章部分については２月１５日提出）

＜提出先＞内閣府知的財産戦略本部、経済産業省、特許庁等関係省庁、東京都、各政党　等

② パブリックコメント

日　程	タイトル	担当部署
６月１５日	「第５次エネルギー基本計画（案）」に対する意見	産業政策第二部
８月　８日	「確約手続に関する対応方針（案）」に対する意見	産業政策第一部
１０月　５日	「東京における土地利用に関する基本方針について(都市づくりのグランドデザインを踏まえた土地利用のあり方）中間報告」に対する意見	地域振興部
１０月２６日	２０４０年に向けた高等教育のグランドデザイン案への意見	人材・能力開発部
１１月１６日	知財紛争処理システムの見直しに係る意見	産業政策第一部
１１月２８日	東京外かく環状道路（関越道～湾岸道路）の整備促進に関する決議	地域振興部
１２月　３日	「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく気候変動対策に係る主な制度の２０２０年からの取組」に関する意見	産業政策第二部
１２月２６日	「プラスチック資源循環戦略（案）」に対する意見	産業政策第二部
１月２５日	新たな外国人材受入れ制度に関する省令（案）、外国人雇用管理指針（改正案）に対する意見	産業政策第二部
２月１２日	「プラスチックの持続可能な利用に向けた施策のあり方（中間まとめ)」に対する意見	産業政策第二部

○「第５次エネルギー基本計画（案）」に対する意見

２０１８年５月１９日から６月１７日までの期間で意見募集が実施されている「第５次エネルギー基本計画（案)」に対し、当所が２０１７年１１月１６日に公表した「「エネルギー基本計画」の見直しに対する意見」に基づき、以下のとおり意見を申し述べる。

Ⅰ.「第５次エネルギー基本計画（案)」に対する評価と重点要望

【評価】

（１)「エネルギー政策の基本的視点（３Ｅ＋Ｓ（「安全性」を前提としたうえで「安定供給」「経済効率性の向上」「環境への適合」を図る、エネルギー政策の基本的考え方))」堅持を評価

当所は昨年１１月の意見書で、２０３０年はもちろんのこと、２０５０年も念頭に置いたエネルギー・環境政策が目指すべき将来における日本の姿として、「経済成長・環境・安定供給の同時達成」を要望した。

今回取りまとめられた基本計画の案（以降、「本計画（案)」)に、２０３０年に向けた基本的方針として「３Ｅ＋Ｓ」のもとでエネルギー政策の立案と実行を着実に進め、２０３０年のエネルギーミックスの確実な実現を目指す旨が明記されたことは高く評価できる。

また、新たに追加された２０５０年に関する記述の中にも、「日本のエネルギー選択の基本方針として３Ｅ＋Ｓが基本となることは、長期を見通したとしても変わらない」と明記された。そのうえで、「より高度な３Ｅ＋Ｓ」を「エネルギー選択の評価軸」と位置付け、その中に当所が強く要望している「エネルギー選択の多様化」「国民負担抑制」の考え方が盛り込まれていることも高く評価する。

（２）エネルギーコスト負担抑制に対する考え方に依然として差異あり

当所は前回の計画改訂時より、「電力コストを東日本大震災前の水準に早急に戻し、そのうえで、更なる電力コストの抑制を図るべき」と主張しているが、２０１５年７月に公表された「長期エネルギー需給見通し」における政府見通しと当所要望の間には大きな差異があった。

本計画（案）の２３ページには、今後の電気料金について、発電事業自体のコストは競争によって抑制されていくとする一方で、系統整備等の追加コストやＦＩＴ賦課金の上乗せによる負担増加リスクも指摘し、そのような状況の中でも「電気料金負担の抑制に努め、産業の国際競争力等の確保につなげていく」としているが、どの程度まで抑制するのかなど具体的な記述に乏しい。

また、同じく２３ページに「電源構成の在り方については、追加的に発生する可能性のあるコストが国民生活や経済活動に大きな負担をかけることのないよう、バランスのとれた構造を追求していく必要がある」とあるが、

「追加的に発生する可能性のあるコスト」という文言からは、今後想定される追加コストの抑制に向けた意欲は感じられるものの、東日本大震災前の水準に戻すという考え方とは大きな差異がある。

（３）原子力は再生可能エネルギーと綱引きをするような関係にある電源にしてはならない
本計画（案）では、原子力は「長期的なエネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源」との位置付けは変わらず、また、「低炭素の準国産エネルギー源」であると位置づけられた。そのうえで、２０３０年のエネルギーミックスにおける構成比率の実現を目指す姿勢を明記したことは一定の評価ができる。
しかし、「原発依存度については、省エネルギー・再生可能エネルギーの導入や火力発電所の効率化などにより、可能な限り低減させる」との記述については、原子力が「低炭素電源」として同種の再生可能エネルギーと拮抗する、綱引きをするような関係にある電源として議論され、位置付けられてしまうことを懸念する。

（４）２０５０年に向けた「野心的な複線シナリオ」を実現する「科学的レビューメカニズム」を構築することを評価
複雑で不確実な状況下で、２０５０年へ向けて「野心的な複線シナリオ」を追求し、その中で、「より高度な３Ｅ＋Ｓ」を満たすエネルギー選択を適切に実行していくために「科学的なレビューメカニズム」を構築することが明記されたことを高く評価する。
複線シナリオの実行においても、多くの数値データや中立性、客観性のある情報をきちんと得た上で、オープンに議論・評価できる「科学的レビューメカニズム」の仕組みの下、「３Ｅ＋Ｓ」の４つの評価軸が並列して議論され、「総力戦」で対応されることに期待する。

（５）中小企業をはじめとする産業部門に対する省エネルギーの継続的支援を評価
本計画（案）の３５ページに、省エネ設備投資支援に加え、「中小企業等へのリース手法を活用した省エネルギー投資に対する支援など多様な施策を用意する」と追記されたことを高く評価する。
また、中小・小規模事業者は省エネのノウハウに乏しいとの実態を踏まえて「省エネルギー余地の診断から対策の立案・実行・レビューまで一貫してサポートできる体制の整備を引き続き進める」と記述されたことは当所の要望とも合致している。
政府におかれては、「中小企業の排出削減対策の推進」を行うと明記した「地球温暖化対策計画」（２０１６年５月１３日閣議決定）、そして今回の「エネルギー基本計画」を踏まえて、中小・小規模事業者の省エネの取り組みが、点から面へと広がるよう、取り組みを支援する体制・環境整備を継続して行うべきである。

【重点要望】
１．国民負担抑制を最優先事項に据えたＦＩＴ制度の抜本的見直し等を
わが国が今後も経済成長を実現し、また、産業の国際競争力等の確保のためには、電力を含むエネルギーコストの負担軽減が不可欠である。したがって、本計画（案）については、エネルギーコスト負担軽減を目指す姿勢に修正し、それに基づく施策を可能な限り速やかに展開されたい。
エネルギーコスト負担を抑制するための具体的な施策として、
・国民負担抑制を最優先事項に据えたＦＩＴ制度の抜本的見直し
・安全性確保を前提として、立地自治体をはじめとした国民理解獲得に向けた活動の積極的展開など、原子力発電所運転再開へ向けた取り組みの強化
・カーボンプライシングの導入反対
を強く検討されたい。

２．安全性を高めた新しい原子炉の新増設・リプレースについても計画に明記を
「３Ｅ＋Ｓ」を満たすためにはエネルギー源の多様化が必要である。したがって、再生可能エネルギーに加え、原子力も「主力電源」と位置付けるべきと考える。
本計画（案）では、総じて原子力の有用性を認めている一方で、国民からの信頼回復がカギを握るとしている。それを果たすための重要なポイントの一つは「安全性の向上」である。そのためには人材や技術の維持に向けた取り組みを行うとともに、安全性を高めた新しい原子炉の新増設・リプレースを行うという選択肢についても計画に明記すべきと考える。

３．「脱炭素化」はあくまで「３Ｅ＋Ｓ」の中の一つの評価軸という位置づけを
政府は本計画（案）で、２０５０年に向けたエネルギー選択の評価軸として「より高度な３Ｅ＋Ｓ」を掲げた。その中で、環境適合について「脱炭素化への挑戦に取り組む」と記述したことは一定の評価はできる。
一方、今後、具体的な政策立案に向けた検討が開始されるにあたっては、「より高度な３Ｅ＋Ｓ」の４つの評価軸が並列して語られるべきであり、「脱炭素化」という言葉のみが突出して使用されるべきではないと考える。また、「脱炭素化を前提とした」議論など、他の重要な評価軸との優劣が生じるような議論はすべきではない。

Ⅱ．個別の記載内容に対する修正要望

1	ページ数	３ページ
	行数	３０行目
	原文	エネルギー転換と脱炭素化への挑戦。これを２０５０年のエネルギー選択の基本とする。
	修正案	経済成長や安定供給確保の視点を織り込んだエネルギー転換と脱炭素化への挑戦。これを２０５０年のエネルギー選択の基本とする。
	理由	■「より高度な３Ｅ＋Ｓ」に合わせて表現を修正すべきと考えるため。

2	ページ数	１８ページ
	行数	６～７行目（太陽光について）
	原文	中長期的には、コスト低減が達成されることで、市場売電を想定した大型電源として活用していくとともに、～
	修正案	コスト低減が達成されることで、可能な限り早期にＦＩＴ制度に依存せず市場売電により自立した大型電源としての活用を実現するとともに、～
	理由	■「主力電源化」実現のためには、一日も早いＦＩＴ制度依存からの脱却、自立電源化が必要であるため。

3	ページ数	１９ページ
	行数	１１～１２行目
	原文	輸入が中心となっているバイオ燃料については、国際的な動向や次世代バイオマスの技術開発の動向を踏まえつつ、導入を継続する。
	修正案	輸入が中心となっているバイオ燃料については、可及的速やかにＦＩＴ制度に依存せず自立した電源としたうえで、国際的な動向や次世代バイオマスの技術開発の動向を踏まえつつ、導入を継続する。
	理由	■そもそも、輸入燃料については、ＦＩＴ制度の適用は不適切であり、可及的速やかにＦＩＴ制度依存から脱却させ、自立させることが必要であるため。

4	ページ数	２３ページ
	行数	１１～１２行目
	原文	その他の要因も含めて電気料金負担の抑制に努め、
	修正案	その他の要因も含めて電気料金負担の抑制のための取り組みを総動員して東日本大震災前の水準に戻し、そのうえで更なる電気料金の抑制を図り、
	理由	■電気料金抑制の目標を明記すべきと考えるため。

5	ページ数	３４ページ
	行数	７～９行目
	原文	なお、その際、ＺＥＢやＺＥＨに不可欠な再生可能エネルギーの導入促進に係る施策との協調に留意し、適切な普及促進策を講ずることとする。
	修正案	なお、その際、ＺＥＢやＺＥＨに不可欠な再生可能エネルギーの導入促進に係る施策との協調についてもＦＩＴ制度に依存しないように留意し、適切な普及促進策を講ずることとする。
	理由	■ＺＥＢやＺＥＨの普及促進に異論はないものの、その結果、ＦＩＴ制度による買取電力量が増加し国民の賦課金負担増加をもたらす事態は避けるべきと考えるため。

6	ページ数	４２ページ
	行数	２５～３０行目
	原文	ＦＩＴ制度は、再生可能エネルギーに対する投資の回収に予見可能性を与えることで投資の加速度的促進を図るものであることから、引き続き、安定的かつ適切な運用により制度リスクを低減し、事業者が本来あるべき競争に集中しやすい制度運用を目指すことが不可欠である。また、小規模な取組も含め、地域活性化を視野に入れて制度の検討を行うことも重要である。
	修正案	削除
	理由	■ＦＩＴ制度により「再生可能エネルギーに対する投資の回収に予見可能性を与えることで投資の加速度的促進」を図った結果、国民による賦課金負担が急増した。この点に関する懸念は２３ページの９行目から１０行目にかけて記載さ

		れている。 ■３８ページの１０行目から１１行目に「再生可能エネルギーの主力電源化に向けて国民負担の抑制が待ったなしの課題となっている。」とある。更に、２２行目から２３行目に「他の電源と比較して競争力ある水準までのコスト低減とＦＩＴ制度からの自立化を図り」とあるが、このことと完全に矛盾する。 ■また、４２ページの３７行目から４３ページにかけて「再生可能エネルギー源の最大の利用の促進と国民負担の抑制を、最適な形で両立させるような施策の組合せを構築することを軸として、～２０２０年度末までの間に抜本的な見直しを行う」と記載されている。 ■にもかかわらず、抜本的見直しを実施しないという意味に受け取れる「安定的かつ適切な運用により制度リスクを低減し」という記述が残っていると文章の筋が通らず、読み手に大きな誤解を与えると考えるため。

7	ページ数	４８ページ
	行数	８行目
	原文	原子力の利用を安定的に進めていくためにも、再稼働や使用済燃料対策、核燃料サイクル、最終処分、廃炉等の原子力事業を取り巻く様々な課題に対して、総合的かつ責任ある取組を進めていくことが必要である。
	修正案	原子力の利用を安定的に進めていくためにも、再稼働や使用済燃料対策、核燃料サイクル、最終処分、廃炉、新増設・リプレースの必要性の検討等の原子力事業を取り巻く様々な課題に対して、総合的かつ責任ある取組を進めていくことが必要である。
	理由	■エネルギー源の多様化、安価で安定的な形での確保、温室効果ガス排出削減に向けた取り組みの実効性向上のためには、原子力は不可欠なエネルギー源である。 ■したがって、２０３０年はもちろんのこと、２０５０年においても、計画立案から運転開始まで長期間を要する原子力を活用するのであれば、現段階から新増設・リプレースの必要性の有無を検討すべきである。

8	ページ数	４９ページ
	行数	３０行目
	原文	また、(原子力損害）賠償制度の見直しについては、～適切な賠償を迅速に実施することを前提に、～総合的に検討を進め、必要な措置を講ずる。
	修正案	また、賠償制度の見直しについては、～公正かつ着実な賠償を迅速に実施することを前提に、～総合的に検討を進め、必要な措置を講ずる。
	理由	■より具体的な表現への修正が必要と考えるため。

9	ページ数	７７ページ
	行数	３８行目
	原文	電力システム改革を始めとする制度改革は、エネルギー分野を開放し、優れた技術を有する異業種の事業者の参入を促進することとなり、こうした新規事業者がエネルギー分野の顧客との距離を狭め、新たな価値を見つけ出して新市場を創造していく重要な契機となるものであり、こうした取組により、エネルギー分野を我が国の経済成長を牽引する有望分野として発展させていく。
	修正案	～発展させ、その動きに地域の中小・小規模事業者も参画できるよう環境整備を行う。
	理由	■大企業のみならず、地域の中小・小規模事業者も新たな価値を発掘し新市場創出に参画することで、地域経済の底上げにつながる可能性があるため。

10	ページ数	７８ページ
	行数	２１行目
	原文	我が国には、こうした技術のほか、多くの先端的な省エネルギー・再生可能エネルギー技術が存在し、これらを実際に活用していくことで新たな市場を創出していくことが可能である。電力システム改革を始めとする制度改革の推進と併せて、新たな技術の実装化を進めるための実証事業などを通じて、世界最先端のエネルギー関連市場の創出を進めていく。
	修正案	～関連市場の創出を進めていく。その際、意欲のある中小・小規模事業者も参

		入しやすい形で、政府主導により技術の掘り起しや技術ニーズとシーズのマッチングを行うなどの環境整備を進める。
	理由	■ 地域の中小・小規模事業者も新たな価値を発掘し新市場創出により参画しやすくすることによって、地域経済の底上げにつながる可能性があり、更に、より多くのアイディアや最先端技術を持つ者の参入を喚起すると考えるため。

11	ページ数	８９ページ
	行数	２９行目
	原文	エネルギー安全保障、エネルギーコストや環境負荷低減のための負担、再生可能エネルギーや原子力を取り巻く課題、地球温暖化問題など、個々の政策やその課題、対応の方向性についての理解を得ていくよう努めていく。
	修正案	エネルギー安全保障、エネルギーコストや環境負荷低減のための負担、再生可能エネルギーや原子力を取り巻く課題、地球温暖化問題、省エネルギーの必要性、電力・ガス自由化など、個々の政策やその課題、対応の方向性についての理解を得ていくよう努めていく。
	理由	■ 主に家庭部門を対象として、省エネルギーの必要性や電力・ガス自由化のメリット等の普及促進活動を強化すべきと考えるため。

12	ページ数	９１ページ
	行数	４行目
	原文	審議会や有識者会合等を通じた政策立案のプロセスは、最大限オープンにし、透明性を高めていく。
	修正案	エネルギー政策と環境政策は表裏一体の関係にあることを念頭に、経済産業省や環境省をはじめとする関係省庁の連携を図りながら、審議会や有識者会合等を通じた政策立案のプロセスは、最大限オープンにし、透明性を高めていく。
	理由	■ エネルギーはわが国の国民生活や産業を支える重要なインフラであるとともに、環境とも密接な関わりがあることから、経済産業省と環境省を中心に政府全体として必要な取り組みを行うべきと考えるため。

13	ページ数	９９ページ
	行数	１１行目
	原文	我が国においては、更なる安全性向上による事故リスクの抑制、廃炉や廃棄物処理・処分などのバックエンド問題への対処といった取組により、社会的信頼の回復がまず不可欠である。このため、人材・技術・産業基盤の強化に直ちに着手し、安全性・経済性・機動性に優れた炉の追求、バックエンド問題の解決に向けた技術開発を進めていく。東京電力福島第一原子力発電所事故の原点に立ち返った責任感ある真摯な姿勢や取組こそ重要であり、これが我が国における原子力の社会的信頼の獲得の鍵となる。
	修正案	～社会的信頼の獲得の鍵となる。そのうえで、既存の脱炭素システム」の一つである原子力についても、エネルギー面で地理的制約条件を抱える日本にとっては貴重なエネルギー源と位置付けて活用するため、新増設・リプレースについて真正面から検討を行う。
	理由	■ ２０５０年時点でも原子力を「脱炭素化の選択肢」と位置付けるためには、新増設・リプレースの必要性の議論を早急に始める必要があると考えるため。

14	ページ数	１０２ページ
	行数	２５行目
	原文	さらに、エネルギー転換に向けた過少投資問題に対処し、技術に基づくエネルギー安全保障を確保し、低炭素化から脱炭素化に向けたエネルギー転換を実現する。
	修正案	さらに、エネルギー転換に向けた過少投資問題に対処し、安定供給の維持と経済効率性の向上を目指しながら、技術に基づくエネルギー安全保障を確保し、低炭素化から脱炭素化に向けたエネルギー転換を実現する。
	理由	■ 「経済成長・環境・安定供給の同時達成」が必要と考えるため。

15	ページ数	１０４ページ
	行数	２１行目

	原文	福島と技術、この２点を踏まえるとすれば、原発依存度低減という姿勢が求められる中でも、あらゆるエネルギー技術の選択肢を維持し、その開発を継続していくという点は、２０３０年エネルギーミックスでも２０５０年エネルギーシナリオでも、変わることはない。
	修正案	福島と技術、この２点を踏まえるとすれば、原発依存度低減という姿勢が求められる中でも、原子力も含めたあらゆるエネルギー技術の選択肢を維持し、その開発を継続していくという点は、２０３０年エネルギーミックスでも２０５０年エネルギーシナリオでも、変わることはない。
	理由	■ 日本にとって、原子力や化石燃料を含めた「エネルギーの多様化」が極めて重要であることをより分かりやすくするため。

Ⅲ．最後に

～わが国の特徴や世界の最新状況を踏まえた現実的かつスピーディな政策立案・実行を～

わが国はエネルギー資源に乏しいことから、産油国などエネルギー供給国の動向に左右される。また、島国であるがゆえに、例えば電力が不足した場合でも欧州のように他国から融通を受けることもできない。

一方、エネルギー・環境分野での技術開発競争が激化している中、わが国の競争相手は先進国だけではなく、新興国もライバルになりつつある。このような状況においては、わが国の競争力の源泉である技術力に一層磨きをかけるとともに、例えばコスト低減に結びつくなどメリットがある場合等は、オープンイノベーション等を取り入れることによってわが国の技術力をより強じんなものにし、日本経済成長や他国における地球温暖化対策への貢献を目指すことが必須である。この努力を怠れば、わが国は単にエネルギーと関連技術の供給を「国外から受ける」だけの存在になり、「経済成長・環境・安定供給の同時達成」は覚束なくなる恐れがある。

エネルギーの供給、および技術開発の両面で世界の動きは早く、今後、エネルギー・環境分野の変化を予想することが極めて困難になり、不確実性が増すと考える。わが国としては、他国の動向を常にウォッチし、それに合わせて日本にとって最良の手を打つための準備を怠らず、現実的かつスピーディな政策立案・実行が可能な体制を整えることが重要である。

以上

２０１８年　６月１５日

提出

＜提出先＞　経済産業省

○「確約手続に関する対応方針（案）」に対する意見

今般、公正取引委員会から、「確約手続に関する対応方針」（案）に対する意見が募集された。確約手続は、より早期に競争上の問題解決を図るため、企業が公正取引委員会と協調し、自主的に違反被疑行為の問題解決に取り組むことを可能とする制度であり、競争上の問題の早期是正を行うための新たな制度が導入されることは、不当な取引等により苦しむ中小企業をはじめとする被害企業や広く社会一般の利益にも資するものである。

しかし、一方で、確約手続は日本では初めて導入される制度であることから、企業の自由な事業活動が阻害されたり、企業が思わぬ不利益を被ったり、企業間で不公平が生じたりすることがないよう、まずは、運用の透明性、公正性を高めることにより、本制度を適切に機能させるべきである。その上で、法務対応力が限られる中小・小規模企業との対話、相談対応における丁寧な制度運用を望む。また、定期的に制度の運用状況について評価を行い、必要に応じて見直しを図る仕組みとすることも重要である。

なお、被害企業が１社または数社しか存在しない場合など、取引構造によっては、本制度の運用過程において、情報提供者たる被害企業が、加害企業から特定されることによる将来的な取引環境の悪化等を懸念する声がある。公正取引委員会においては、こうした懸念に十分配慮されたい。

以上の基本的認識及び制度全体にかかる要望事項のほか、本案の各論に対する意見を以下の通り申し述べる。

１．確約手続に付すことが適当と判断する際の基準について

（対応方針案１頁「２　確約手続の開始」、２頁「５　確約手続の対象」）

➢ **意見**

確約手続の対象となり得る行為について、通常手続である調査継続の対象ではなく、「確約手続に付すことが適当と判断する」際の基準や具体的な事例を明示すべきである。

➢ **理由**

確約手続は、公正取引委員会が独占禁止法の規定に違反する事実があると思料する場合において、その疑いの理由となった行為（以下「違反被疑行為」）について、確約手続に付すことが適当であると判断するとき、違反被疑行為を行っている又は行っていた事業者（以下「違反被疑行為者」）に通知を行うとされている。確約手続

の対象となり得る行為、及び、対象とされない行為についての類型イメージの例は本案で示されているが、確約手続の対象となり得る行為のうち、公正取引委員会が「確約手続に付すことが適当と判断する」基準については明示されていない。

例えば、類似した事案について、一方は確約手続の対象とされたが、もう一方は確約手続の対象として不適当と判断されたなど、異なる取扱いがなされた場合、判断基準が明示されていなければ、被通知事業者及び通常の調査手続に付せられる違反被疑行為者の間で不公平を生じさせる結果になりかねないと考えられる。確約手続に付すことが適当かどうかについて、どのように公正取引委員会が判断するのか、その基準や具体的な事例を明示することによって、企業の予見可能性を確保するとともに、制度運用の透明性を高めるべきである。

２．確約認定申請後、当該確約計画が認定されるまでの期間について

（対応方針案２頁「４　確約手続の流れ」、７頁「８　認定又は却下（１）確約計画の認定又は却下に当たっての考え方」）

➢ **意見**

確約認定申請後、当該確約計画が認定されるまでの期間が、本案には記載されていないため、ある程度の目安となる標準的な処理日数及び上限を明示すべきである。また、確約手続通知を行う際に、違反被疑行為者に対し、事案ごとに確約認定申請後、当該確約計画が認定されるまでの目安となる期間を明示すべきである。

➢ **理由**

確約手続通知を受けた者（以下「被通知事業者」）が確約認定申請をする場合は、確約手続通知を受けた日から６０日以内に、違反被疑行為を排除するために必要な措置の実施に関する排除確保措置計画（以下「確約計画」）の認定の申請（以下「確約認定申請」）をしなければならないとされている。他方、被通知事業者による確約認定申請後、当該確約計画が公正取引委員会によって認定されるまでの期間は、本案では明示されていない。

この点、確約手続自体が、要すれば、企業が公正取引委員会と協調し、独占禁止法違反行為を早期に是正するための制度であるはずのところ、認定手続に多くの時間を要するのは本旨に反するものである。

しかも、そもそも、「確約手続に関する対応方針」が策定される趣旨は、確約手続に関する考え方を可能な限り明確にし、法運用の透明性・事業者の予見可能性を確保することにある。事案ごとに個別具体的な事情が存することを鑑みれば、一律に一定の期間を定めることは困難であるとも考えられるが、一方で、確約認定申請を行う企業側の立場からすれば、確約計画が認定されるまでの所要期間が全く不明とすると、企業にとっての予見可能性が著しく害されていると言わざるを得ず、事業活動にも支障をきたす。よって、企業の予見可能性が十分確保され、自由な事業活動を阻害したり、不利益が及ぶことの無いよう、ある程度の目安となる標準的な処理日数及び上限を本対応方針において明確に示すべきである。例えば、「原則６０日以内、事案によってはさらに６０日間の延長が可能であるが、延長回数は１回限りとする」など、２段階に設定して公開するなどの方法も考えられる。

さらに、予見可能性確保のため、確約手続通知を行う際に、違反被疑行為者に対し、事案ごとに確約認定申請後、当該確約計画が認定されるまでの目安となる期間を明示すべきである。

これらの措置によるメリットは主に２点ある。第１に、確約認定申請後、当該確約計画が認定されるまでの標準的な処理日数や上限を企業側に示し、企業の予見可能性を確保することによって、企業側が問題解決のため、より迅速かつ高いレベルの協力体制をとることができることである。第２に、被害企業の立場からも、当該確約計画が認定されるまでの目安となる期間が示されれば、違反被疑行為が排除されるまでの期間が分かるため、企業経営にメリットがあると考えられる。

したがって、ある程度の目安となる標準的な処理日数及び上限を企業に明示することは、本制度の効果的な運用に資するものであるといえる。

３．認定申請書類の作成、ならびに、確約計画の策定に係る相談対応について

（対応方針案４頁「６　確約計画（２）確約認定申請、（３）確約措置」、７頁「８　認定又は却下（１）確約計画の認定又は却下に当たっての考え方」）

➢ **対応方針（案）の内容**

確約認定申請をしようとする企業は、確約手続規則様式第１号又は第３号による申請書（以下「認定申請書」と総称）を用いて確約認定申請をする必要があり、認定申請書には確約手続規則第８条第２項各号又は第２２条第２項各号に掲げる書類（以下「認定申請添付書類」と総称）を添付する必要があるとされている。

さらに、確約計画に記載する排除措置又は排除確保措置（以下「確約措置」と総称）の内容には、確約計画における確約措置が違反被疑行為を排除する又は違反被疑行為が排除されたことを確保するために十分なものであること（以下「措置内容の十分性」）、及び、確実に実施されると見込まれるものであること（以下「措置実施の確実性」）が満たされている必要があるとされている。

➢ **意見**

確約手続通知が行われた後において、公正取引委員会は、必要と認められる場合又は申請者から認定における論点等について説明を求められた場合には、その時点における論点等について説明するとされており、中小・小

規模企業が、措置内容の十分性や措置実施の確実性という要件を満たした確約計画の策定が円滑に行えるよう、企業から問い合わせがあった場合には、意思疎通を密にし、特に丁寧な相談対応を望む。

➢ **理由**

認定申請書及び認定申請添付書類（以下「認定申請書類」と総称）の一部様式や種類が確約手続規則により示されているものの、中小・小規模企業においては、法務部が設置されていない、又は、法務担当者や顧問弁護士がいない場合も多く、措置内容の十分性や措置実施の確実性という要件を満たしている認定申請書類を作成するにあたり、単独では十分に対応できない場合も多い。

中小・小規模企業がその企業規模による法務対応力の差ゆえに、大企業に比して不利益を被ることが無いよう、公正取引委員会と企業との間の意思疎通を密にし、特に丁寧な対応を配慮いただきたい。確約手続は、違反被疑行為について公正取引委員会と企業の合意により自主的に競争上の問題解決に取り組む制度であり、認定申請書類の作成や確約計画の策定に係る企業へのきめ細かな相談対応は、協調して競争上の問題をより早期に解決を図ることに資するものとして、双方にとって有益であると言える。

４．違反被疑行為の排除について

（対応方針案５頁「６　確約計画（３）確約措置　ア基本的な考え方」）

➢ **意見**

被通知事業者が確約認定申請をする際には、申請時点で違反被疑行為が排除されているべきであり、排除されていることを確認する手段や排除されていると判断する際の基準が定められるべきである。

➢ **理由**

確約計画の認定がされるまで、当該確約計画の内容が必ずしも履行されず、違反被疑行為の排除自体が行われないということがありうるとすれば、より早期に競争上の問題解決を図るために導入されるはずの確約手続の趣旨にもとると言わざるを得ない。早期に競争秩序の回復がなされるよう、被通知事業者が確約認定申請をする時点で、違反被疑行為が確実に排除され、被害者たる特に中小企業等の不利益が解消されているべきである。加えて、当該違反被疑行為が排除されたことや被害企業等の不利益が解消されたことを確認する手段やその判断基準が定められ、明示されているべきである。

５．確約措置の履行状況を公正取引委員会に定期的に報告する「第三者」について

（対応方針案６頁「６　確約計画（３）確約措置　イ確約措置の典型例　（キ）履行状況の報告」）

➢ **意見**

確約措置の履行状況について、被通知事業者又は被通知事業者が履行状況の監視等を委託した独立した第三者が公正取引委員会に対して定期的に報告することが必要とされており、「第三者」とは「公正取引委員会が認めるものに限る」とされている。どのような「第三者」であれば公正取引委員会に認められるのか、具体的に明示すべきである。例えば、被通知事業者が履行状況の監視等を委託するため、報酬を支払い、弁護士・弁護士法人、監査法人等を雇った場合、そのような弁護士・弁護士法人や監査法人等が果たして真に「独立した第三者」と言えるのかどうか、その判断は容易ではない。公正取引委員会が、どのような基準で「第三者」の独立性を判断し、確保するのか明示すべきである。

加えて、被通知事業者が「第三者」に確約措置の履行状況の監視、報告等を委託する場合、費用的な負担が発生することから、どのような場合、どの程度の期間、「第三者」に委託をしなければならないのか具体的に明示すべきである。

➢ **理由**

被通知事業者が履行状況の監視等を委託することができる独立した第三者について、本案では「公正取引委員会が認めるものに限る」という条件が付記されているものの、具体的にはどのような者であれば本条件に該当するのかが不明瞭なため、その認定基準を明示すべきである。

加えて、被通知事業者が「第三者」に確約措置の履行状況の監視、報告等の委託について、事案ごとに個別具体的な事情が存することを鑑みれば、一律に一定の基準や期間を定めることは困難であるとも考えられる。一方、被通知事業者が「第三者」に履行状況の監視、報告等を委託する場合、当然に外部の者となり、当該業務に対する費用が発生し、中小・小規模企業にとっては、その負担は決して軽くないと想定される。したがって、当該被通知事業者の予見可能性を確保するために、どのような場合、どの程度の期間、「第三者」への委託が必要なのか、具体的に明示すべきである。

６．申請を受けた確約計画に係る第三者への意見募集、ならびに、認定された確約計画の事後的検証に際する被害企業の参加について

（対応方針案７頁「７　意見募集」）

➢ **意見**

公正取引委員会は、申請を受けた確約計画が認定要件に適合するか否かの判断に当たり、被害企業が明確であ

る場合には、必ず当該被害企業に対して意見の陳述の機会を設けるほか、意見の有無やその内容の確認を行うべきである。また、認定された確約計画についても、不備があると考えられる場合には、被害企業が意見を述べられる制度を設けるべきである。

➢ **理由**

公正取引委員会は、申請を受けた確約計画が認定要件に適合するか否かの判断に当たり、広く第三者の意見を参考にする必要があると認める場合には、申請を受けた確約計画の概要について第三者からの意見を募集する場合があるとされている。しかし、競争秩序の回復を確保する観点から、確約計画に記載する確約措置について、措置内容の十分性と措置実施の確実性を確保するため、第三者への「７　意見募集」は、必要がある場合に限り行うのではなく、被害企業に対して必ず意見確認を行ったうえで、確約計画が認定要件に適合するか否かの判断を行うべきである。

また、確約計画が認定された場合、作成した違反被疑行為者自身がその内容について争いを起こすことは考えづらい。他方、例えば被害企業が明確であり、かつ、その被害企業が認定された当該確約計画の内容について、競争秩序の回復が確保できない不十分な内容だと判断したとしても、確約計画の認定についてはおそらく当事者適格を欠くため、裁判を起こして不服を申し立てるなどの手段がとれない。そこで、認定された確約計画の事後的な検証に、被害企業も部分的に参加できる制度を行政手続の中で導入すべきである。

７．被通知事業者が確約措置の一環として、取引先等に提供させた金銭的価値の回復を行ったものの、確約計画が却下され課徴金が賦課された場合等の調整について

（対応方針案７頁「８　認定又は却下（１）確約計画の認定又は却下に当たっての考え方」）

➢ **意見**

被通知事業者が確約計画に記載する確約措置として、例えば、取引先等に提供させた金銭的価値の回復を被通知事業者が取引先に対して行った場合において、提出された確約計画が認定要件に適合せず却下され、法的措置が採られた結果、課徴金が賦課されることになった場合は、既に取引先に支払った金額については課徴金から減額されるべきである。

➢ **理由**

確約計画という新制度であっても、従来の手続であっても、共に独占禁止法違反の疑いについて解決し、競争秩序の回復を図るための手段であることを考えれば、最終的にどちらの手続により競争上の問題が是正されたかに関わらず、違反被疑行為者が負担した金額は、違反被疑行為者自身の不当利得の収奪の一環として扱われるべきであり、課徴金の算定から減額されるべきである。

８．確約計画を認定、及び、却下する際の判断基準の明確化、ならびに、却下前の被通知事業者に対する相談対応等について

（対応方針案７頁「８　認定又は却下（１）確約計画の認定又は却下に当たっての考え方」、５頁「６　確約計画（３）確約措置　ア基本的な考え方」）

➢ **意見**

確約計画を認定、及び、却下する際の判断基準をそれぞれ具体的に示すべきである。また、提出された確約計画について確約措置が認定要件に適合しないと判断される場合であっても、却下の判断を行う前に、公正取引委員会は当該確約計画が認定要件に適合するよう、被通知事業者に対し相談対応を行うなど、可能な限り意思疎通を図るべきである。

➢ **理由**

公正取引委員会は、被通知事業者から確約認定申請を受けた後、認定申請書類に基づき、認定要件に適合するか否かの判断を行うものであり、確約措置が認定要件に適合すると判断するとき、すなわち、措置内容の十分性及び措置実施の実効性をいずれも満たすときには、当該確約計画の認定をするとされており、例えば、本案では、措置内容の十分性とは「違反被疑行為を排除する又は違反被疑行為が排除されたことを確保するために十分なものであること」とされている。本案のように「十分なものであること」という内容のみでは、判断基準として不明瞭に過ぎ、恣意的な運用がなされる懸念も生じうる。また、具体的な判断基準が明確に示されていない状況で、類似の事案において提出された確約計画が似通っていた場合に、一方は認定され、もう一方は却下されることがあれば不公平であり、同時にそのような結果は被害者側の立場からも納得できるものではない。よって、確約計画の認定、及び、却下の具体的な判断基準を示すべきである。

また、確約手続が、公正取引委員会と事業者が競争上の問題をより早期に是正するために協調的に取り組むための制度であることを考えれば、提出された確約計画の確約措置が認定要件に適合しないと判断される場合であっても、却下の判断を行う前に、公正取引委員会は当該確約計画が認定要件に適合するよう、被通知事業者に助言等を行うなど、可能な限り意思疎通を図り、自主的な解決がなされるようにすべきである。

９．確約手続において事業者から提出された資料が返却されず、法的措置を採る上で必要となる事実認定を行う

際の証拠として使用される可能性があることについて
（対応方針案１０頁「１２　確約手続移行前の手続との関係等（３）確約手続において事業者から提出された資料の取扱い」）

➢ 意見

確約認定申請にあたり提出された資料は、確約認定申請を却下した場合若しくは確約計画の認定を取り消した場合又は申請者が確約認定申請を取り下げた場合には返却されず、かつ、法的措置を採る上で必要となる事実の認定を行うための証拠として使用することもあり得ることを、確約手続通知の機会を利用するなどして、書面により、違反被疑行為者に対し、確約認定申請前に十分に明示することを明確化すべきである。また、確約計画が却下され法的措置が採られることになった場合においても、結果的に却下されたとしても確約認定申請を行い、自主的に資料を提出したことは調査協力として一定の評価を得られるような制度設計とすることを望むものである。

➢ 理由

公正取引委員会が確約認定申請を却下した場合若しくは確約計画の認定を取り消した場合又は申請者が確約認定申請を取り下げた場合に、申請に当たって申請者から提出された資料を返却することはせず、かつ、法的措置を採る上で必要となる事実の認定を行うための証拠として使用することもあり得るとされている。

しかし、本来は、当該資料は確約認定申請を目的に提出されたものであり、営業秘密等を含む可能性もある本資料が、法的措置に移行した場合には、最終的には裁判で使用され公開されることもありえ、また、不利な証拠として取り扱われる可能性もあるとすれば、企業側が適切な防御権を行使することが困難な状況になることも予想されるとともに、企業に多大な損害を与える可能性もある。自らの正当な利益を守るための、企業による正当な防御権の行使を可能とし、公正取引委員会の処分が企業にとって不意打ち的な効果を持たぬよう、公正取引委員会においては本制度の適切な運用が求められるとともに、確約手続において事業者から提出された資料が返却されず、法的措置を採る上で必要となる事実認定を行う際の証拠として使用される可能性があることを、当該違反被疑行為者に対し、確約認定申請前に明示すべきである。

また、結果的に提出した確約計画が却下されたとしても、公正取引委員会と協調し、競争上の問題を早期に是正するため確約認定申請を行い、資料を提出したことは、違反被疑行為者が当該競争上の問題解決のため示した姿勢であり、法的措置が採られた場合にも、調査協力として評価されるべきものであると考える。

以　上

２０１８年　８月　８日

＜提出先＞公正取引委員会事務総局
＜実現状況＞

認定申請書類の作成や確約計画の策定に係る相談対応について、適切に対応すると回答を受けるなど一部で反映された。２０１８年１２月３０日にＴＰＰ１１協定が発効され、確約手続は導入された。

○「東京における土地利用に関する基本方針について（都市づくりのグランドデザインを踏まえた土地利用のあり方）中間報告」に対する意見

東京都より昨年９月に公表された「都市づくりのグランドデザイン」は、２０４０年代という概ね四半世紀先の未来の社会状況や都民の活動イメージを描き、より良い都市の実現に向けた都市計画であり、この計画は経済界にとっても、将来に向けた羅針盤としての性格を有する重要なビジョンである。そのビジョンを具体化する「東京における土地利用に関する基本方針について（中間報告）」が９月５日に公表されたが、これは、東京が安心・安全で持続可能な都市であり続けるとともに、多種多様な交流拠点の創出・充実に向けて重要な基盤となる都市計画が、柔軟かつスピード感をもって進められるために重要な方針であると認識している。他方で、法人・建物基本調査（平成２５年時点、以降に建替えが行われない場合の数値）によると、東京都区部では、２０３０年に建築後の経過年数が４０年～５０年を迎えるオフィス、店舗、工場が６割以上となる可能性があることからも、種々の施策のスピードアップが重要である。

これらの認識を踏まえ、東京商工会議所として本中間報告について重要であると考える意見を下記のとおり、申し上げる。

１　東京が安心・安全で持続可能な国際都市であり続けるための土地利用

⑴　国際競争力強化やライフスタイルの多様化への対応

①東京において、ビジネスはもとより、居住・医療・教育や宿泊施設等が包括された拠点がさらに充実されるよう、都心（国際交流ビジネスゾーン）や多摩イノベーション交流ゾーン、主要駅、地域拠点における複合用途型の利用促進や大街区化の推進が重要。

②都市計画の手続きの簡素化・柔軟化などを通じた民間投資の後押しが不可欠。

③立体道路制度の活用等、更なる立体的な都市創造の推進と、緑地や公共広場の確保が両立したメリハリのある土地利用が重要。
④都市機能の複合化･高度化､都市環境や公共利益の向上に資する優良な都市再生事業を推進するため、 都市再生緊急整備地域およびその隣接する地域における日影規制の柔軟な運用が必要。

⑵　建築物の老朽化及び災害リスク（首都直下型地震や大規模な風水害等）への対応
①世界から見て「安心・安全で持続可能な都市」と感じてもらうことが重要であり、木造住宅密集地域、無電柱化、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化などを更に推進する必要があることから、日影規制の柔軟化や容積率・高さ制限の緩和、容積率の別敷地評価など、種々の政策を強力に進めることが重要。例えば、民間活力の利用促進に向けた誘導策の推進、オープンスペースの確保、既存不適格建築物の建替や、別敷地を利用した建替等の推進により、合意形成のスピードアップ等を期待。
②首都直下地震のみならず、近年の大規模な風水害（台風、集中豪雨、高潮等）を踏まえ、道路や治水等について、関係機関との連携深化により、ハード・ソフトの両面から対策を強力に推進すべき。

⑶　交通・物流の観点に立った回遊や人流・物流の充実
①首都圏広域の対流促進や近未来技術の実装の視点に立った交通結節点及びネットワーク網の充実が不可欠。特に、国際ゲートウェイである羽田空港、東京港と各地域との結節や、空港周辺の拠点拡充も重要。
②みどりの充実と合わせ、舟運をはじめとした水辺空間の活用の推進が重要。

２　地域の個性を引き伸ばすとともに、環境変化に柔軟かつ迅速に対応できる土地利用
⑴　それぞれの街の魅力を発揮させるべく、地域（地域企業・自治体等）による柔軟な土地利用を促進
①国際的な産業・人材が集積した街、ものづくり・アニメ等により世界をリードする街、歴史・文化の再生を通じ魅力あふれる街などの形成に向け、複合用途型の利用促進や、容積率の柔軟な移転、都市計画の手続き、合意形成のスピードアップ等を通じ、柔軟かつ迅速な土地利用を推進すべき。
②コミュニティの再生の観点も踏まえ、エリアマネジメントの活性化に向けた交通管理者との連携や、地元合意に関する簡素化、公共施設の利用に関する、より一層の官民連携が必要。

⑵　地域に密着した事業主が時代に対応した事業継続や設備更新を可能とする環境整備
①用途規制上の既存不適格等の工場においては事業拡大や設備更新が困難であるという声があることも踏まえ、既存事業主にとっては、技術革新などの環境変化に対応するための建替えや設備更新が重要であることから、地元事業主が周辺住民と共存に向けた取組を行いやすくする環境整備等、柔軟な対応が必要。

３　地域区分（拠点及びゾーン）等の考え方について
⑴　中間報告に掲げられた拠点やゾーニングの考え方では、街の個性を発揮するために、これらを設けつつも実態を踏まえ柔軟に対応するとしている。産業の競争力をはじめとした地域の個性や魅力は、環境変化により新たに発生し移り変わるものであることや、「都心回帰・職住近接」、「ゆとりのある住宅」等、ライフスタイルの多様化を踏まえ、実態に応じた柔軟な対応や運用が重要である。加えて、中核的な拠点等においては、全ての拠点に育成用途が義務付けられるとされており、用途の複合化が期待されるところであるが、都市開発の後押しの観点からも過度の規制とならないように配慮されたい。

⑵　また、環状７号線外側の都区部などの拠点以外の地域についても、環境変化や地域特性を踏まえ、国際競争力強化、街の個性発揮に向け、必要な都市環境が構築されるよう、不公平感のないよう、柔軟な対応を配慮されたい。

⑶　東京の交通ネットワークは高密であり、鉄道駅等が地域の拠点であることを踏まえても、引き続き、拠点の充実に向けた誘導が必要である。また、駅拠点と地域の商業施設等をつなぐソフト面の施策（例：ポイント共通化）や、沿線毎の特性を活かした鉄道沿線からのまちづくりなどは、集約型の都市構造への再編の観点からも重要であり、これらを効果的に推進するためには、東京都と区市町村や、区市町村相互の連携を深めることが重要である。

４　中枢広域拠点域における住宅の量的拡大から質の向上への転換について
⑴　国籍や障がいに関わらない住みやすい都市の追求は、高齢化への対応のみならず、コミュニティの再生の観点からも重要であることからも、商業施設等と組み合わせた、国際人材にも対応する複合用途型の住宅の充実などが重要である。また、エリアマネジメントの活性化やコミュニティの再生に向けたソフト面の支援策も不可欠である。

⑵　他方、既存産業の維持発展の視点も必要であり、「産業と住宅」の両立も必要である。世帯構成やライフスタイル、人々の価値観の変化に伴い住宅に関するニーズが多様化するとともに、働き方改革やワークライ

フバランス実現の観点から「職住近接」に対するニーズが高まっている。こうしたニーズに対応する良好な住宅ストックの形成が重要である。

⑶　加えて、既存住宅における省エネ性能や耐震性能を含めた居住環境の更新が求められており、一定数の新築ストックの供給は必要である。たとえば、老朽化建築物の建替促進等は防災力向上の観点からも特に必要であり、既存不適格建築物の対応等について、前述の日影規制や容積率・高さ制限の緩和、容積率の別敷地評価などを通じて施策を強力に推進することが重要である。

以上

２０１８年１０月　５日
提出

＜提出先＞　　東京都
＜実現状況＞
東京都都市計画審議会答申「東京における土地利用に関する基本方針について」に高密な鉄道ネットワーク等を生かした拠点の育成（交通広場的空間の整備と合わせた適切な容積率等）、都市再生緊急整備地域における用途地域の変更に合わせた日影規制見直しなど意見書に沿った内容が盛り込まれた。

○２０４０年に向けた高等教育のグランドデザイン案への意見

人口減少と地方の疲弊が進む一方でグローバル競争が激化する中、教育は国づくりの根幹であり、改革の遅滞は許されない。２０１８年１０月１０日付でパブリックコメントに付された標記グランドデザイン案については概ね妥当なものとして評価できるが、①産業人材の育成・供給、②研究開発力の強化と社会実装、③地方創生、の３点の視点で下記のとおり意見を申し述べるので、グランドデザインに反映されるよう、検討をお願いする。

記

■Ⅱ．教育研究体制　多様な学生について

（働きながら学びやすいリカレント教育プログラムの開発）
人生１００年時代において、生涯現役社会を実現させるためには、リカレント教育を充実させ、第４次産業革命で生まれてくる先駆的な技術等を、社会人がいつでも学び直し、修得することができる教育体系を構築することが必要である。
このため、リカレント教育のプログラム開発にあたっては、働きながら学びやすい仕組みを構築するとともに、産業界が必要とするスキルを習得できるプログラムとする必要がある。プログラムの開発にあたっては、「地域連携プラットフォーム（仮称）」を活用することも効果的である。
なお、リカレント教育の推進にあたっては、教員に過度な負担がかからないよう配慮することも必要である。

■Ⅱ．教育研究体制　多様な教員について

（高等教育機関と実務家教員とのマッチングシステムの構築）
産業人材の育成のためには、アカデミックな知識に加え、実務に即したより実践的な知識やスキルを習得することが必要であり、産業界と連携し、実務家教員を含む多様な人材を、組織の枠を越えて柔軟に登用することが必要である。特に専門職大学においては、ＡＩ・ＩＴ・福祉等の各分野における専門性の高い教員の確保と、「臨地実務実習」や「連携実務演習」の実施が必要であり、産業界との緊密な連携が不可欠である。なお、地方においては、教員や研究者の流出が深刻な実態もあり、この対策も併せて必要である。
実務家教員の登用にあたっては、高度な技術を持った企業のＯＢ人材などを活用することが効果的であり、高等教育機関の人材ニーズとＯＢ人材などの能力を全国規模で効率的にマッチングする仕組みの構築が必要である。

（ＡＩによるバーチャル授業の導入）
２０４０年の社会においては、第４次産業革命によるイノベーションでＡＩ技術などが社会実装され、教育現場にも技術革新の波が及ぶものと予想される。
教育は、教員による学生に寄り添った手厚い指導が基本であるが、こうしたイノベーションの急速な進展に鑑みれば、一般的・定型的な授業は、民間の予備校などで既に導入が始まっているＡＩによるバーチャル授業などに委ね、教員はＡＩにはできない高度で専門的な授業や研究開発に時間を有効活用することも考えられる。

■Ⅱ．教育研究体制　多様で柔軟な教育プログラムについて

（初等教育段階から一貫した教育体系の構築）
　２０４０年の社会においては、第４次産業革命により経済社会構造が劇的に変化しており、これに伴い製造ラインのワーカーや企業の調達管理部門など従来型のミドルスキルの仕事は大きく減少し、データサイエンティストなどの職業が増加することが予想される。こうした就業構造の転換に対応した人材育成が必要となる。
　第４次産業革命を担う研究を職業とする若者を後押しするため、たとえば、科学技術者を目指す子どもが、大学や大学院に入ってから職業を考えるのではなく、初等教育段階から将来の職業を意識し、一貫して理科を学び続けられるような教育体系を構築することが必要である。

■Ⅱ．教育研究体制　大学の多様な「強み」の強化について

（大学固有の資源を活用した地方大学発ベンチャーの創出促進）
　大学などの高等教育機関が保有する休眠知財や研究成果、さらには優秀な教員などの大学固有の資源を、オープンイノベーションなどを通じて徹底活用することで、地方大学発ベンチャーを創出することが求められる。

（文部科学行政手続の簡素化）
　高等教育機関は、人材育成と研究の２つの使命を有しており、人材育成機能の充実に加え、先端的な研究を推進することにより、イノベーションを創出していくことも重要である。
　しかしながら、高等教育機関においては、教員にとって、文部科学行政に係る手続の事務負担が大きく、研究に支障が出ているとの声もある。このため、政府決定事項である行政手続コストの２０％削減の確実な実行はもとより、事務の電子化・効率化を進め、教員が研究時間を確保して成果を上げられるような環境整備が必要である。

■Ⅳ．１８歳人口の減少を踏まえた高等教育機関の規模や地域配置　地域における高等教育について

（キャリア教育の教育体系への位置付けと強力な推進）
　キャリア教育は、子どもたち・若者たちに働く意義と地域の企業の魅力を教えることを通じて人生観や職業観を醸成するだけでなく、若者の地元定着を促進する効果も期待される。地方創生が全国的な喫緊の課題であることを踏まえれば、キャリア教育を教育体系の中に明確に位置付け、強力に推進する必要がある。

（「地方創生インターンシップ」の教育体系への位置付けと強力な推進）
　若者の大都市部への流出が深刻化する中、地元定着やＵＩＪターン促進の観点で、「地方創生インターンシップ」は有効な取り組みであり、キャリア教育の一環として教育体系に明確に位置付け、強力に推進する必要がある。その際、参加学生が地方の企業を訪れるための経費の補助制度を創設するなど、取り組み拡大に向けた支援策をお願いしたい。

（「地域連携プラットフォーム（仮称）」の設置根拠）
　教育は、教育機関のみならず、産業界、地方公共団体などの多様な関係者が連携協力し、地域総がかりで推進する必要があり、「地域連携プラットフォーム（仮称）」の構築がその鍵を握る。
　現在、各地域においては、「地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略」を推進するための産・官・学・金・労・言により構成された組織体が数多く存在しており、これを活用して当該プラットフォームを構築することが効果的である。
　そして、当該プラットフォームの実効性を確保するため、「地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略」、または、地方自治体の「マスタープラン」などの中で明確に位置付けることで、キャリア教育を含む地域ぐるみでの教育の推進体制を構築する必要がある。

■Ⅴ．各高等教育機関の役割等について

（専門職大学・専門職短期大学の設置促進）
　高度な実践力とイノベーションを生み出す力を兼ね備えた人材を育成する専門職大学・専門職短期大学は、地域の中核を担う産業人材の育成・確保につながるものとして高い期待が寄せられている。そのため、申請者に対して制度趣旨の十分な周知などを行い、設置を促進すべきである。

■Ⅶ．今後の検討課題について

（改革の実効性を担保するＰＤＣＡサイクルの構築）

グランドデザインで示された方針はいずれも重要なものであり、今後の検討課題として示された「リカレント教育」や「学位等の国際的通用性の確保」なども、早急に検討して結論を出し、実施に移すべきである。
また、教育は、国づくりの根幹であり、改革の遅滞は許されない。今後、グランドデザインに基づき個別の施策を進めていく際には、ＫＰＩを設けて優先順位をつけるとともに、関係するデータの整備を進め、エビデンスに基づく実効性のあるＰＤＣＡサイクルを構築する必要がある。

以　上

２０１８年１０月２６日
提出

＜提出先＞　　文部科学省
＜実現状況＞
■Ⅱ．教育研究体制　多様な学生について（働きながら学びやすいリカレント教育プログラムの開発）
○２０４０年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」において、「産業界、地方公共団体等と緊密に連携した実践的・専門的なリカレント・プログラムの開発や、実践的な教育を行う人材の育成プログラムの開発・実施などが必要である」と言及。これらを受けて、大学・専修学校のプログラムの新規開発・拡充や、社会人学習者への支援の強化を、関係省庁との連携によって推進することにより、「実践的なプログラムが不足」「時間がない」「費用がかかる」など社会人が抱える課題を解消し、リカレント教育の総合的な充実を図るための経費を２０１９年度予算案に約９３億円計上。
■Ⅱ．教育研究体制　多様な教員について（高等教育機関と実務家教員とのマッチングシステムの構築）
○社会人の学び直しを含む実践的な教育を支える実務家教員を育成・活用するシステムを構築するための経費を２０１９年度予算案に計上。
■Ⅱ．育研究体制　多様で柔軟な教育プログラムについて（初等教育段階から一貫した教育体系の構築）
○高等学校教育における新学習指溝要領において、将来、知の創出をもたらすことができる創造性豊かな人材の育成を目指し、新たな探究的科目として、「理数探究基礎」及び「理数探究」を新設。
■Ⅱ．教育研究体制　大学の多様　「強み」の強化について（大学固有の資源を活用した地方大学発ベンチャーの創出促進）
○強い大学発ベンチャー創出の加速のため、起業に挑戦しイノベーションを起こす人材を育成するとともに、創業前段階からの経営人材との連携等を通じて、大企業、大学、ベンチャーキャピタルとベンチャー企業との間での知、人材、資金の好循環を起こし、ベンチャー・エコシステムの創出を促進する経費を２０１９年度予算案に２１億円計上。
■Ⅳ．１８歳人口の減少を踏まえた高等教育機関の規模や地域配置　地域における高等養育について（「地方創生インターンシップ」の教育体系への位置付けと強力な推進）
○地方企業でのインターンシップに関して東京圏の大学等と地方公共団体間の連携の支援や情報の集約･発信を担うプラットフォームを本格的に運営するとともに、受入れ企業の開拓等の際に活用できる資料の作成や全国各地の研修会の開催などを行い、地方創生インターンシップを推進するための経費を２０１９年度予算案に０．６億円計上。
■Ⅴ．各高等教育機関の役割等について（専門職大学･ 専門職短期大学の設置促進）
○進学を志望する生徒や保護者、並びに大学の設置を検討する方々等に対して、制度趣旨や実施させる教育内容についてパンフレットや手引きを作成し、文部科学省ホームページに掲載。設置を検討する学校法人や自治体からの御質問や相談には丁寧に対応。
■Ⅶ．今後の検討課題について（改革の実効性を担保するＰＤＣＡサイクルの構築）
○平成３０年１０月に、生涯学習局を改組した上で、教育分野等のＥＢＰＭの推進を担当する課を新設。教育政策立案等が客観的な証拠に基づき実施されるための取組を促すことにより、我が国全体の教育行政の変革及びＥＢＰＭの推進に資するための経費を２０１９年度予算案に新規で計上。これらにより、ＥＢＰＭ推進を通したＰＤＣＡサイクルの確立を目指す。

○知財紛争処理システムの見直しに係る意見

人口減少下のわが国において、企業が成長する力を強化していくためには、技術やイノベーションを生み出し、それをビジネスの拡大に結び付ける取り組みが極めて重要である。特に、わが国法人数の９９％を占める中小企業の事業環境を整備することは、わが国の持続的な成長にとって不可欠である。

わが国中小企業は、サプライチェーンを通じて品質の高い部材や部品を供給することで、産業全体の競争力を根底から支える存在であり、また、オンリーワンの技術を生かして高い世界シェアを有する企業も数多く存在する。さらには、ＡＩ・ＩｏＴなど最先端のＩＴ分野では、独自の技術により、大企業と提携するベンチャー・中小企業の事例も増えている。こうした大企業にない技術を持つ中小企業を擁する国家は世界的にも類を見ず、中小企業は様々なビジネス形態の中で、自らの成長とともに、日本経済全体の発展に貢献し、わが国の大きな強みとなっている。したがって、中小企業の持つ技術が特許等の知財権として取得・保護され、知財の創造・活用を後押しすることは、わが国の産業競争力や国際競争力を高めることにつながる。

しかしながら、本来守られるべき競争力の源泉である知財権が侵害を受けた場合、とりわけ中小企業では、経営資源の制約から知財侵害に対抗して訴訟を提起することが難しい。中小企業が訴訟を起こすのは、自社のビジネスを侵害され、その影響が看過できない場合である。しかし、知財訴訟において、原告・中小企業の勝訴率は２０％に満たない。さらに、仮に勝訴したとしても中小企業の損害賠償請求額に対する認定率は８％と、大企業の３０％に比べて低く、中小企業の賠償額は、判決の際により多く減額されている。このように、特許等でビジネスをしっかりと守ることができないため、中小企業はせっかく技術を開発しても、知財権を取得し活用する意欲を削がれている。

中小企業の創意工夫が特許等の成果として尊重され、その強みを知的財産として、付加価値の高い製品・サービスに活用できることが、中小企業の持続・発展にとって必要不可欠である。中小企業が知財紛争処理に求めるのは、特許等が訴訟において適正に評価されるとともに、知財侵害の際の訴訟提起が容易になることを通じて、透明性と納得感の高い結果が得られることである。

わが国は、このような課題に対して、企業の創意工夫の成果である知財の価値が十分に評価されるための方策の一つとして、予見可能性が高く、国際的に調和の取れた知財紛争処理システムの再構築に取り組む必要がある。

以上の基本的認識を踏まえ、知財紛争処理システムの在り方の検討にあたり、下記の通り意見を申し述べる。

記

１．損害賠償制度の見直しについて
（提案募集対象（５）損害賠償制度の見直しについて）

意見

特許法第１０２条各項に基づく算定方法の見直しや法定損害賠償の導入など、損害賠償の額を適切な水準に引き上げる方策を講じるべきである。特に、同法第１０２条第３項の特許実施料相当額については、損害賠償額が「通常の特許実施料相当額」を上回るよう法定するとともに、増額につながる考慮要素を明確にすべきである。加えて、悪質な侵害行為を防止するための制度等についても検討し、早急に対応すべきである。

理由

企業が知財訴訟を実施する際には、弁護士費用のほか、弁理士費用、訴訟手続費用、証拠収集に係る調査費用など様々な費用負担が求められる。加えて、中小企業では、法務部が設置されていない場合が多く、経営者や営業担当者が知財訴訟に対応するというケースも見られる。それゆえ、係争中は本来の業務に十分に携わることができず、それによる機会損失も決して小さくない。

さらに、現状では、訴訟に要する費用が、訴訟を通じて得られる損害賠償額を上回る可能性が高いため、知財を侵害された中小企業からは、訴訟提起を見送り、泣き寝入りせざるを得ないとの声が挙がっている。こうした状況では、中小企業は知財権の効果に懐疑的になり、特許等を出願する意欲は高まらない。低すぎる損害賠償額については、早期に是正する必要がある。ただし、損害賠償額の引き上げは、その内容によっては、パテントトロール等が訴訟を提起する事態を招くとの指摘もあり、この点に注意する必要がある。

そこで、現在の低すぎる損害賠償額を早期に是正するために、特許法第１０２条各項に基づく算定の見直しや法定損害賠償の導入など、損害賠償の額を適切な水準に引き上げる方策を講じるべきである。特に、特許法第１０２条第３項の特許実施料相当額については、平成１０年改正で「通常」の文言を削除し、訴訟当事者間の具体的事情を考慮した妥当な金額が認定されるようにしたところであるが、法改正後も侵害の態様、交渉経緯などの具体的事情が裁判において増額要因として認定され難いという調査分析がある。そのため、同法第１０２条第３項の特許実施料相当額については、損害賠償額が「通常の特許実施料相当額」を上回るよう法定することで、損害賠償の額を適切な水準に引き上げる方策を早期に講じるべきである。あわせて、増額につながる考慮要素についても明確にする必要がある。

また、中小企業からは、悪質な侵害を行う企業の事例が多数報告されている。例えば、他社特許であることを

認識していながら、意図的に当該特許を侵害した模倣品を販売し、特許権者に侵害の事実が発覚した場合には、ライセンス交渉を行えばよいと開き直る企業がいるとの声が聞かれるほか、侵害判明後に、様々な理由を付けてライセンス交渉を引き延ばし、あわよくば特許を侵害したまま逃げ切ろうとする企業もいるとの指摘がある。さらに、中小企業が原告として、最終的に訴訟に踏み切った場合には、侵害企業が資金や人材など、中小企業の経営資源の乏しさを見越して裁判の長期化を図り、中小企業に訴えを取り下げさせようとする事例も聞かれる。

現行法では、こうした悪質な侵害行為を防ぐことができず、中小企業が対応に苦慮している実態を踏まえ、諸外国の事例を参考に、極めて悪質な侵害の場合には、例えば侵害者側に侵害行為で得た利益が手元に残らないよう、防止するための制度等についても検討し、早急に対応することを望む。

２．証拠収集手続の強化について
（提案募集対象（２）証拠収集手続きの強化について）

意見

公正・中立な第三者の技術専門家が執行官に同行することで、訴訟提起前の証拠収集手続に関与できる現行の制度（民事訴訟法第１３２条の４第１項第３号、第４号）を、中小企業が容易に活用できるようにする必要がある。加えて、ドイツの「査察制度」を参考に、裁判所の許可を得て、中立的な第三者専門家が証拠収集を行う制度の導入を検討すべきである。

理由

中小企業からは、侵害者が生産現場で使用している製法に関する特許について、侵害事実を立証するための証拠収集が難しいという声が挙がっているほか、中小企業を原告とする知財訴訟では、非侵害による原告敗訴が６割以上を占めている 。

中小企業が侵害の証拠を十分に収集できるようにするとともに、見込み違いの提訴を防ぐためには、訴訟提起前の証拠収集を容易にすることが重要である。政府においては、訴訟提起前の証拠収集は、民事訴訟法第１３２条の４第１項第３号、第４号に基づく現行制度でも可能であり、秘密保持契約を締結することで技術専門家の秘密保持も担保できるとしていることから、訴訟提起前の証拠収集を求める中小企業がこうした制度を容易に利用できるよう取り組むべきである。

また、ドイツでは、立証に必要とされる証拠が一般市場で入手できない場合に、裁判所が選任した中立的な第三者専門家が被疑侵害者に対して、査察（工場等への立ち入り調査等）を行うという「査察制度」が導入されている。「査察制度」は、訴訟提起後はもとより、訴訟提起前において、中小企業による証拠収集を容易にするものであることから、上述した現行制度の活用のほか、こうした制度の導入も検討すべきである。ただし、査察にあたり、営業秘密の漏えいに関する懸念が寄せられているため、裁判所の許可および第三者専門家の秘密保持を厳格にする等の措置も併せて講じる必要がある。

３．訴訟に係る弁護士費用の負担配分について
（提案募集対象（６）その他）

意見

弁護士費用について、特許権者が侵害者を訴える場合に限り、敗訴侵害者の負担となるよう民法第７０９条の相当因果関係の判断に関する運用を見直すべきである。

理由

弁護士費用については、相当因果関係が認められる範囲で認容され、一般的には損害賠償額の１割程度を認める運用が多いと言われている。しかし、特許権侵害訴訟は、高度に専門的・技術的であることから、債権回収を目的とした一般的な訴訟に比べ、弁護士費用は３．５倍程度かかるとの調査結果が出ている。すでに特許取得の際に費用を要しているにもかかわらず、さらに、係争に関わる弁護士費用を捻出することは、資力の乏しい中小企業にとって容易ではなく、事業活動にも支障をきたす恐れがあることから、知財訴訟に係る弁護士費用の負担配分について、早期に是正すべきであると考える。

４．中小企業に対する裁判費用の支援について
（提案募集対象（６）その他）

意見

知財訴訟における弁護士等の費用負担を補償する保険制度や補助金の創設等を検討すべきである。なお、保険制度については、現行の海外知財訴訟費用保険制度を拡充し、権利者、実施者、あるいは国の内外を問わず、知財訴訟の際にかかる弁護士費用等が一定程度補償されるようにするとともに、中小企業に対して保険料の補助を行うべきである。

理由
訴額に比例した裁判費用は、中小企業が多額の損害賠償額を求めて訴訟提起することを難しくしている。例えば、訴額が３億円の訴訟を提起する場合には、一審だけでも手数料として９２万円を裁判所に納付する必要があることに加え、併せて被疑侵害品の差止請求を行えば、さらなる手数料の納付が求められる。こうした費用は、資金繰りに余裕のない中小企業には手当が困難である。これに加えて、知財訴訟における弁護士費用の捻出も中小企業には大きな負担となっていることから、弁護士費用等を補償する保険制度や補助金の創設などを求める。
なお、保険制度については、すでに海外知財訴訟費用保険制度が存在しているが、現行制度で補償されるのは、海外において現地企業から知財侵害で訴えられた際の弁護士費用等に限定されている。しかし、中小企業が知財侵害を理由とする係争の当事者となるのは、被告だけに限らず、原告となるケースも数多く存在する。また、訴訟の相手方についても、海外の現地企業のみならず、むしろ国内企業となる場合が多い。経営資源に乏しい中小企業が、訴訟に係る費用負担の大きさから、権利侵害に泣き寝入りすることがないように、現行の海外知財訴訟費用保険制度を拡充等する必要があると考える。

５．権利の安定性について
（提案募集対象（６）その他）

意見
裁判において特許等の有効性が否定されることがないように、特許庁の審査体制や能力を一層強化し、確実な審査を行うべきである。

理由
知財訴訟において無効の抗弁が提出された際に、３７％の特許等が無効とされており、特許等の安定性への懸念を生んでいる。多大な投資によって生み出した知財権が裁判で無効とされ、ビジネスをしっかり守ることができなければ、中小企業が知財権を取得しようとする意欲は高まらず、貴重な人材や資本を投入して、技術力の向上を図ろうというインセンティブも大きく削がれることとなる。特許等が創意工夫の成果として尊重され、安定的に利活用できることが中小企業の存続・発展にとって必要不可欠である。

以上

２０１８年１１月１６日
提出

＜提出先＞　　特許庁
＜実現状況＞　２０１９年３月に閣議決定された特許法改正法案において、「証拠収集手続きの強化」や「損害賠償額の適切な水準への引上げ」に資する知財紛争処理システムの見直しに関する内容が盛り込まれた。

○東京外かく環状道路（関越道～湾岸道路）の整備促進に関する決議
首都圏が国際競争力を強化し、世界から人材・情報・投資が集まる国際的ビジネス拠点としての役割を十分に果たすためには、経済活動や都市機能を支える基幹道路ネットワークのさらなる整備が不可欠である。

中でも、首都圏三環状道路は首都圏の経済や生活を支え、開催まで残り２年を切った２０２０年オリンピック・パラリンピック大会時にも重要な役割を担う基幹インフラである。加えて、２０１６年以降、環状道路の利用が料金の面で不利にならないよう、起終点を基本とした料金体系が首都圏に導入されていることからも、一刻も早い整備が求められる。

こうした中、首都高速中央環状線は、２０１５年３月に全線開通し、また、現在約９割の整備率である圏央道は、財政投融資の活用等により２０２４年度の全線開通の見通しが示された。これらの道路においては、渋滞緩和効果や、広域観光の振興や生活道路の安全性向上、大型物流施設等の企業立地や生産性の向上、雇用や税収の増加など多岐にわたるストック効果が確実に発現している。一方、東京外かく環状道路（外環道）は、千葉区間が本年６月に開通したが、開通後の速報値によると、中央環状線の交通量が東側で約１割減少し、また、沿道の大型車交通量が４割から５割減少するなど、効果が確実に現れていることからも、未開通区間として残っている関越道～湾岸道路間の重要性がいよいよ高まっている。

このうち、関越道～東名高速間は、２０１２年９月に着工に至り、昨年２月には、東名ＪＣＴ（ジャンクション）からシールドマシンが発進し、本線とランプをつなぐ地中拡幅部についても、設計等の工事に向けた準備が進められるなど、工事が本格化していることからも、青梅街道ＩＣ（インターチェンジ）の一体整備も含めた早期完成に向け、整備をさらに加速していくことが求められる。

一方、東名高速以南（東名高速～湾岸道路間）は、首都圏三環状道路の総仕上げの区間であり、湾岸道路等との接続により関越道・中央道・東名高速と羽田空港や京浜港とのネットワークが確立される極めて重要な路線であり、高いストック効果が期待されているが、未だルートが確定していない予定路線である。その具体化に向けた検討の場として、２０１６年２月に「東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会」が設立し、本年５月には４回目の協議会が開催され、概略ルートの比較が示されているところであるが、さらに具体的な検討を進めていくことが求められる。

外環道の整備は、都心に流入している通過交通が迂回でき渋滞解消につながるため、関越道～東名高速間のみでも年間の経済効果は約１，６００億円、費用対便益（Ｂ／Ｃ）でも費用の約１．９倍という高い効果が見込まれているほか、生活道路の安全性向上や高い環境改善効果など、多岐にわたるストック効果が期待されている。とりわけ、首都直下地震等の発災時には、一部区間に不通が生じた際にも速やかに移動することができる迂回機能（リダンダンシー）を発揮し、日本の東西交通の分断を防ぐことからも、必要不可欠な路線である。

従って、外環道のさらなる整備促進に向けて、右記の通り、特段の配慮をお願いするものである。

記

１．東京外かく環状道路（関越道～東名高速間）の早期開通
・本格化している本体トンネル部の工事を安全かつ着実に推進し、一日も早い開通を目指し、国において用地補償および工事に必要な財源を確保すること。
・現在、約９割の進捗であるＪＣＴ・ＩＣ等の用地取得及び区分地上権取得を促進すること。特に進捗が遅れている青梅街道ＩＣ部における用地取得、区分地上権取得を国と東京都が連携のうえで加速すること。

２．東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）の早期計画具体化
・環状道路としての機能を最大限発揮させるために、「東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会」において、スピード感をもって検討を進め、東名高速から湾岸道路間のルート全体の計画について、起終点やインターチェンジの位置等を決定し、できる限り早期に事業化すること。

以　上

２０１８年１１月２８日
提出

＜提出先＞　　東京都
＜実現状況＞　２０１９年１月に東京外かく環状道路（関越～東名）において、大泉ＪＣＴより南側に向かって、本線トンネルのシールドマシンが発進等

○「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく気候変動対策に係る主な制度の２０２０年からの取組」に関する意見

１．温室効果ガス排出総量削減施策の前提として

温室効果ガス排出総量削減は、都民や事業者等をはじめとする関係者が一体となって取組むべき重要な課題である。東京都環境基本計画に定められている２０３０年の削減目標（２０００年比３０％削減）の達成のためには、大規模事業所の削減努力も必要ではあるが、都全体の排出量削減を進めなければならない。業務産業部門だけではなく、運輸・家庭部門等の取り組みも積極的にすすめ、速やかに実効性のある施策を講じるべきである。

２．温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度に関する改正事項について

（１）基準排出量の設定について

事項番号・資料掲載ページ		意見	理由
事項番号	掲載ページ		
1	別紙３ Ｐ１	➢ 制度開始当初から削減義務の対象であった事業所、及び、第１・第２計画期間の途中から新たに削減義務の対象となった事業所に関して、第２計画期間に適用されている基準排出量をそのまま継続とすることについ	➢ 第３回専門的事項検討会のヒアリングで弊所を含む各事業者団体・制度対象事業所の意見に沿っている。

		て賛同する。	

（２）削減義務率の設定について

事項番号・資料掲載ページ		意見	理由
事項番号	掲載ページ		
2	別紙３ Ｐ２	➢ 都環境基本計画に定める２０３０年の削減目標から算出される削減義務率については、第３計画期間の平均２７％という目標が適切なのか、第１・第２計画期間の削減実績とその要因を把握し検証するために、事業所の声の把握、家庭などその他部門の状況分析も加え、第４期に向けて継続して議論を行うことが必要である。 ➢ キャップ＆トレード制度のような規制的施策とは異なる、事業者が自主的に削減を進める意欲を喚起するインセンティブ（早期に２０３０年削減目標に到達した事業所への優遇措置等）を設けるべきである。	➢ 第１・第２計画期間のこれまでの削減実績は、キャップの設定による効果以上に、リーマンショックや東日本大震災の発生等による経済状況の悪化にともなう企業活動の縮小や、コスト削減等を目的とする企業の設備更新等がその要因と考えられる。キャップの設定効果を過大に評価した目標設定は、事業所の実態とかけ離れたものとなる可能性が高く、経済活動縮小につながりかねない。 ➢ 都がとりまとめた対象事業所のアンケート結果からは、省エネ等自主努力による削減余地が非常に少ないことは明白である。 ➢ 都内では東京オリンピック・パラリンピックに向けた再開発が進んでいる他、インバウンドの増加等の国際化に伴って、エネルギー使用量の増加が想定される。経済状況の変化に対応した促進策が必要である。

（３）新たに削減義務の対象となる事業所の取扱いについて

事項番号・資料掲載ページ		意見	理由
事項番号	掲載ページ		
3	別紙３ Ｐ３	➢ 第３計画期間の途中から対象となる事業所に対する削減義務率の経過措置について、２０２４年度から第１計画期間の義務率の適用が一斉になくなる点は唐突感があり、新たに対象となる事業所に大きな影響がある。都内の産業発展を妨げないための配慮が必要である。制度対象事業所に対して、今後丁寧な説明が必要である。 ➢ ２０２４年度以降、即ち第４計画期間の経過措置について、産業発展等事業所への影響の大きさを鑑み、少なくとも複数年度の緩和措置を設ける等の見通し・方針を早期に示すべきである。 ➢ 中小企業等が１／２以上を所有する大規模事業所について、第３計画期間においても削減義務の対象外とすることに賛同する。	➢ 第１・第２計画期間における経過措置と第３計画期間の措置は異なり、キャップ＆トレード制度（以下本制度）において、対象事業所の混乱を招かないようにしなければならない。 ➢ 新たに対象となる事業所では、業務拡大やテナントの国際化等の業容・経営拡大により排出量が増えていることが想定される。 ➢ 事業所の事業計画の立案の際には、商品・サービスの市場動向に加え、国・都の政策動向について、中・長期の見通しが必要であり、本制度の先行きが不明確なままでは、投資を躊躇わせる懸念がある。 ➢ 都内中小企業は人出不足や海外との競争により、引き続き楽観視できない事業環境におかれている。財務基盤も大企業に比べて盤石ではないため、削減義務の対象外とすることは妥当である。

（４）トップレベル事業所認定の仕組みについて

事項番号・資料掲載	意見	理由

ページ			
事項番号	掲載ページ		
4	別紙３ Ｐ５	➢ トップレベル事業所の認定基準の見直しについては、竣工の古い事業所の実態を把握した上で機器の更新時期、メンテナンス頻度等に鑑み、竣工年度、設備設置年度に応じた必須・一般・加点項目の区分変更を実施するとあるが、事業所の実態を十分に踏まえた上で、取り組み意欲を喚起するような基準設定とすべきである。 ➢ 他の環境認証（ＣＡＳＢＥＥ等）を評価する等、事業所の声を踏まえた負担軽減策が必要である。	➢ 既存事業所からは、現行制度でも既に基準が高すぎるとの指摘がある。過度に高い認定基準となれば、事業所の取組み意欲を減退させる懸念がある。 ➢ 認定取得には、ガイドラインの下で所有設備について評価を行い、第三者機関の検証を受けて申請することが必要。事業所に大きな事務的・経済的負担がかかっている。

（５）低炭素電力の選択の仕組み

事項番号・資料掲載ページ		意見	理由
事項番号	掲載ページ		
6	別紙３ Ｐ７	➢ 低炭素電力の選択促進の仕組みを、第３計画期間においても継続することに賛同する。都においては、電気事業者等の認定を速やかに行い、認定事業者の一覧や本制度の詳細を早期に周知するべきである。 ➢ 周知にあたっては、認定事業者の排出係数や再エネ導入率を知らせるだけではなく、例えば事業所が自社の使用量と認定事業者の情報（排出係数等）をもとに、削減量の算定結果をシミュレーションできる資料を用意する等、事業所の理解を促進する工夫を行われたい。	➢ 電力選択の際に事業者が重要視するのは、電力の価格と質であり、事業者の選択肢と検討時間が十分に確保されなければならない。

（６）低炭素熱の選択の仕組みについて

事項番号・資料掲載ページ		意見	理由
事項番号	掲載ページ		
7	別紙３ Ｐ８	➢ 低炭素熱の選択促進の仕組みを、第３計画期間においても継続することに賛同する。 ➢ 一方、算定方法・条件については今後検討する方針であるが、「低炭素熱」の対象については、都内熱供給事業の第３計画期間の熱排出係数が第２計画期間と同じ０．０６０／ＧＪであることから、低炭素熱と位置付ける基準についても第２計画期間と同じ０．０５８／ＧＪ以下とすべきである。 ➢ また、算定方法・条件の見直し、検討に当っては、供給と需要双方の事業所の声を十分に把握し、低炭素電力の仕組みとも整合した、わかりやすい制度とすべきである。	➢ 低炭素熱の認定要件は第２計画期間と同値とし、事業所の低炭素熱利用の選択肢を確保すべきである。 ➢ 低炭素電力の算定方法においても対象者へのわかりやすさに配慮した見直しが行われたことを踏まえ、低炭素熱においてもわかりやすさを重視した設計とすべきである。

（７）高効率コジェネの取扱いについて

事項番号・資料掲載ページ		意見	理由
事項番号	掲載ページ		
8	別紙３ Ｐ９	➢ 事業所の高効率コジェネの利用による省エネ・二酸化炭素削減効果の評価を継続する案については賛同する。 ➢ 案では「算定方法について今後検討する」と記載されているが、供給・需要双方の事業所の声を十分に把握した上で、事業所の一層の熱利用を喚起するような算定方法とし、使いやすい制度設計とすべきである。	➢ 高効率コジェネの利用は、熱需要の密集する都内における熱利用を促進し、省エネ・二酸化炭素削減効果が見込めるほか、レジリエンスの強化にも寄与する。

（８）バンキングの仕組みについて

事項番号・資料掲載ページ		意見	理由
事項番号	掲載ページ		
11	別紙３ Ｐ１０	➢ バンキングは「翌計画期間までに限り」とあるが、期限は撤廃（第１・第２計画期間にバンキングしたクレジットの期限を含む）し、柔軟な運用を可とすべきである。 ➢ 都においては、クレジットの制度外利用の迅速な拡大（他市場への売却を可とする等）、クレジット価格・取引状況の把握と検証、期限到来前の周知と相談窓口の設置等を、責任をもって行う必要がある。	➢ バンキングの目的は、総量削減目標の達成のための「削減量にムラが出た際の平準化」である。長期計画の投資によって創出されたクレジットが短期（次期までの期間）に消滅すれば、平準化の手法を失ってしまう。 ➢ 事業所にとって、クレジットは二酸化炭素削減努力の成果の結実であり資産である。建物や設備投資により創出したクレジットも同様である。資産は時間経過により減失することがあってはならない。 ➢ クレジットの期限が切れない内に消化することが優先され、早期・大規模の取組みを後回しにすべきだという誤ったメッセージを発信してしまう危惧がある。 ➢ 現状、都のクレジット市場が十分に形成されていない中、期限の到来により一斉にクレジットが売却され・消滅すると、クレジットの取引価格のボラティリティが増大し、トレードが成り立たなくなる恐れがある。また、クレジット価格が省エネや技術革新による二酸化炭素限界削減費用、及び設備投資費用を下回る状況が続くと、かえって省エネ・技術革新を阻害する可能性がある。 ➢ 現行制度においても第１計画期間にバンキングされたクレジットが第２計画期間の精算期間をもって消滅する。仮に原案の通り第３期以降も翌期までに限ると、消滅するクレジットが累計で大量となっていく。継続して毎期処理をする必要があるなど、事業所にとって初めての

			手続きが発生するだけでなく、資産への影響など、様々な影響が想定される。

（９）その他、制度運用について

事項番号・資料掲載ページ		意見	理由
事項番号	掲載ページ		
—	—	➢ 検討会は、専ら制度設計について論じる場であり、事業所の事務的・経済的負担に光を当てた検討がなされていないことは大変遺憾である。事業所の声を踏まえた、少なくとも事務的負担の軽減を意図した具体的な検討を速やかに行うべきである。 ➢ 検討会は主に学識委員で構成されており、事業所の声を届けるヒアリングも１回開かれたのみであった。今後の検討においては、検討会に事業所の代表を参加させる等、より事業所に寄り添った議論を行っていくべきである。 ➢ 制度改正後の周知は早期かつ十分に行われなければならない。全対象事業所向けの改正内容説明会の開催等、とりうるべき手段を総動員して情報発信に努めるべきである。例えば都下の市区町村ごとに説明会を開催する等、きめ細かい周知を行われたい。	➢ 従前より厳格な制度であるが故の手続き面の非効率性は指摘されており、さらに、事業所は厳しい環境の中で限られた原資・人員で対応を行っていることから、負担軽減策は必須である。 ➢ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（第五条の三）に基づき、温室効果ガスの排出の抑制のための施策は、事業者、事業者で構成する団体等と連携して推進することとなっているが、今般の検討過程とパブリックコメントに付された案は、事業者の声を十分に反映しているとは言い難い。 ➢ 第３計画期間は第２計画期間からの変更点が多く、見直しの議論が行われていることを知らない事業者もいるため、十分な情報発信が必要である。

３．地球温暖化対策報告書制度に関する改正事項について

（１）制度概要について

事項番号・資料掲載ページ		意見	理由
事項番号	掲載ページ		
1	別紙４ Ｐ１	➢ 再生可能エネルギー等の導入実績に関して、「取組実績が優良な事業所」を評価・公表することに異論はないが、排出量削減の目的を逸脱することのない、バランス感のある運用を行っていくべきである。	➢ 本制度の目的は、再生可能エネルギーの普及ではない。

（２）評価方法について

事項番号・資料掲載ページ		意見	理由
事項番号	掲載ページ		
2	別紙４ Ｐ２	➢ 事業者の評価において、原単位改善率を用いる考え方を入れる案に賛同する。	➢ 異常気象やインバウンドの増加、オリンピックの開催等の、自社ではコントロールできない事由で総量が増加してしまう場合においても、事業所の努力を別軸で評価でき、有意義である。

４．建築物環境計画書制度に関する改正事項について

（１）再生可能エネルギーの導入検討義務について

事項番号・資料掲載ページ		意見	理由
事項番号	掲載ページ		
2	別紙５ Ｐ１	➢ 再生可能エネルギーの利用拡大は重要だが、再エネを利用するための設備導入の検討を義務付けられる対象をより面積の狭い事業所に拡大することは、現時点で時期尚早であり、系統・安定性増強等、政府の再生可能エネルギー普及促進に向けた施策との整合も取りながら進めるべきである。 ➢ 再エネ電力の利用に関する検討義務について、事業所が無理なく記載できる項目にすることが必要。	➢ 大規模送電網が太陽光・風力発電等の調整力を十分に持たない現状において、再エネが自らの制御力等がなく自立できない状態で徒に増加すると、系統安定性を損ない、ブラックアウトの危険性が高まる。大都市東京では、この危険性を必ず回避しなければならず、これを誘引する可能性を産むことに慎重であるべきである。 ➢ 設計段階でエネルギー供給事業者を選定することは難しい。

（２）その他、制度運用について

事項番号・資料掲載ページ		意見	理由
事項番号	掲載ページ		
―	―	➢ 評価制度においてＣＡＳＢＥＥによる評価を活用すると記載があるが、記入・計算内容が建築物環境計画書と重複する部分については、作成済みの別書類を用いて代用し再作成を防ぐ等、事業所の声をよく把握した上で、事務負担軽減になるよう進めるべきである。	➢ 記載する評価内容等が増えていく中で、事務負担軽減策がとられなければ、事業所の手続き負担は増える一方である。

以上

２０１８年１２月　３日
提出

＜提出先＞　　東京都

＜実現状況＞　２０１９年１月に示された最終案において、制度開始当初から削減義務の対象であった事業所、及び、第１・第２計画期間の途中から新たに削減義務の対象となった事業所に関して、第２計画期間に適用されている基準排出量をそのまま継続とする内容が示された。

○「プラスチック資源循環戦略（案）」に対する意見

１．　プラスチック資源循環戦略の策定にあたって

今般策定するプラスチック資源循環戦略（案、以下本戦略）について、国内でプラスチックを巡る資源・環境両面の課題を解決するとともに、我が国が、『日本モデル』として我が国の技術・イノベーション、環境インフラを世界全体に広げることによって、地球規模の資源・廃棄物制約と海洋プラスチック問題解決に貢献するとともに、産業の発展を通じた経済成長・雇用創出など、新たな成長の源泉とする、という狙いに賛同する。本戦略の策定にあたっては、前提として以下３点が重要と考える。

（１）策定された戦略は事業者をはじめとする国民各界各層に十分に浸透しなければならない。パブリックコメント終了後において
も、事業者・国民との対話と周知活動を継続していく必要がある。

（２）特に本戦略の策定の背景にある海洋プラスチック問題については、国民の取組意欲を喚起するためにも、海洋に投棄された廃プラスチックの量、投棄場所や漂流ルート等のデータを整備のうえ、見込まれる生物への影響等を検証して国民に分かりやすく提示すべきである。

（３）また、海洋プラスチック問題をはじめとする地球規模の課題に対しては、わが国は優れたリサイクル技術・システムをもっているため、他国の取り組み促進に協力するなどの国際貢献を積極的に行うべきである。

２．　弊所意見の概要

本戦略（案）に対する弊所意見の概要は以下の通りである。

（１）具体的施策の推進にあたっては、

・第四次循環型社会推進形成基本計画にも明確に謳われている通り、本プラスチック戦略においても、「環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上させていく必要がある」ことを確認しながら推進すべきである。

・我が国のプラスチックリサイクル技術は、現状も他国をリードできるものであることから、今後の計画も規制的手法ではなく、事業者の自主的で、自由な発想を促進する支援とすべきである。

・中小企業・小規模事業者など国民各界各層の声を把握し、状況を十分に踏まえ、影響を受ける事業者を置き去りしないように留意すべきである。

・ポイ捨て・不法投棄撲滅の徹底、消費者のライフスタイル変革に関する国民的理解の醸成にあたっては、国や地方自治体が率先して取り組み、各主体と連携協働して推進すべきである。

（２）プラスチックの代替促進・代替素材の使用にあたっては、

・プラスチック資源の適材適所での使い方等をよく検討した上で、ＳＤＧｓの目標に即し、環境性、倫理的側面、持続可能性にも十分に留意すべきである。

・原料調達の状況もよく踏まえた上で、特に中小・小規模事業者等の経営への影響、ライフスタイル変革に伴う高齢者・障がい者等社会的弱者への対応の時間的配慮が必要である。

（３）本戦略は野心的な目指すべき方向性であり、目標ではないことを確認した上で、プラスチック資源循環全体、及び、廃棄物全

体で４Ｒ（３Ｒ＋Ｒｅｎｅｗａｂｌｅ）を推進していくことが重要である。

３．　個別事項に対する具体的意見

（１）はじめに（背景・ねらい）～基本原則

該当頁・行数		意見	理由
頁	行数		
2	9	➢ 「第四次循環型社会形成推進基本計画（～）に基づき、」の後に、「環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上させていくことを前提に」と追記すべき。	➢ 第四次循環型社会形成推進基本計画に謳われている通り、循環型社会として資源循環にも取り組むにあたっては、環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上させていく必要がある。
2	16	➢ 「本戦略の展開を通じて」の後に、「一部の主体に偏らず、国、地方公共団体、国民、ＮＰＯ・ＮＧＯ、事業者等の多様な主体が連携協働し」または「一部の主体に偏らず国民各界各層の連携協働によって」と追記すべき。	➢ 第四次循環型社会形成推進基本計画においても、多様な主体が連携協働して推進することが求められていることから、本戦略においても明記すべきである。
2	22／24	➢ １つ目の○の前提として、２２行目①の前に「ＳＤＧｓの目標に即し、環境性、倫理的側面、持続可能性にも十分に留意した上で、」と追記するか、或いは、②「より持続可能性が高まることを前提に、」の記載を、「ＳＤＧｓの目標に即し、環境性、倫理的側面にも十分に留意して、より持続可能性が高まることを前提に、」と記載すべきである。	➢ 「ＳＤＧｓの目標に即し、環境性、倫理的側面、持続可能性にも十分に留意すること」は、資源循環の前提となる重要事項であるため、２．の１○の全項目の前提として記載することが望ましい。 ➢ 代替素材への切り替えは、「より持続可能性が高まる」との記載だけでは、環境性や倫理的側面からも配慮しなければならないという意図が不明瞭である。以下の項目等に十分に配慮する必要がある。 ① 代替素材の使用に伴う環境影

			響や食糧供給との競合（森林伐採などによりＣＯ$_2$が増えないか） ② 既存のリサイクルシステムへの影響（別の素材が混入することでリサイクルの阻害要因にならないか） ③ 「ポイ捨てしても（分解するから）大丈夫」などの誤った理解の回避
2	24～26	➢ ②「プラスチック製容器包装・製品の原料を再生材や再生可能資源（紙、バイオプラスチック等）に適切に切り替えた上で、」を、「原料調達等について、供給体制の整備等に要する時間にも配慮して、プラスチック製容器包装・製品の原料を再生材や再生可能資源（紙、バイオプラスチック等）に適切に切り替えた上で、」と記載すべきである。	➢ 現状、バイオプラスチックの原料によっては、調達先が世界的にも限られている物がある。今後、世界的にも需要が同時に急増することが想定されることから、原料の技術開発や供給事業者の育成等、環境整備が必要であり、これらに要する準備時間の確保が必要であることを明記すべき。「持続可能性を高める」では、配慮の意図が不明瞭である。
2	30～32	➢ 「特に、可燃ごみ指定収集袋など、その利用目的から一義的に焼却せざるを得ないプラスチックには、カーボンニュートラルであるバイオマスプラスチックを最大限使用し、確実に熱回収します。」という記載は、「特に、可燃ごみ指定収集袋など、その利用目的から一義的に焼却せざるを得ないプラスチックには、国民・事業者の理解を得ながらカーボンニュートラルであるバイオマスプラスチックを最大限使用し、確実に熱回収します。」とすべきである。	➢ バイオマスプラスチックへ素材転換を行った場合、可燃ごみ指定収集袋等は割高になる可能性がある。経済合理性や技術可能性を考慮することはもとより、国民や事業者の理解を十分に得て、取組を進める必要がある。
3	11	➢ 「以上に当たっては、国民レベルの」の記載を「以上にあたっては、プラスチック資源循環全体、及び、廃棄物全体で４Ｒ（３Ｒ＋Ｒｅｎｅｗａｂｌｅ）を推進していくことを確認した上で、国民レベルの」と記載すべきである。	➢ 「２．基本原則」においても、「１．はじめに」における意見同様、本戦略では循環型社会形成の考え方に即し、また、ＳＤＧｓの目標に貢献するためにも、プラスチック資源循環全体、代替品も含めた廃棄物全体で、総合的に４Ｒが推進されなければならない。

（２）重点戦略

該当頁・行数		意見	理由
頁	行数		
3	26～27	➢ 「その際、中小企業・小規模事業者など国民各界各層の状況を十分に踏まえた必要な措置を講じます。」という記載は、「具体的施策の展開にあたっては、検討の場を設けて中小企業・小規模事業者など国民各界各層の声を把握し、状況を十分に踏まえた上で、必要な措置を講じるとともに、十分な時間的余裕をもって進める。」とすべきである	➢ プラスチックは生活に密着した素材であるが故に、関連する中小企業・小規模事業者の範囲・数も膨大である。中小企業・小規模事業者にとって、本戦略の展開によるライフスタイル等の変革は、自社の取り扱う商材・商品の転換等の対応を迫られ、まさに死活問題にもなり得る。政府が事業者の声を十二分に把握する場が必要である。 ➢ 中小企業・小規模事業者などが必要とする措置を講じるためにも、ライフスタイルの変革における高齢者・

			障がい者等社会的弱者への対応のためにも、時間的配慮、即ち、対応や準備のための時間の確保を図りながら、取組みを進めることが重要である。性急な施策の実施は、影響を受ける中小企業・小規模事業所や社会的弱者を置き去りにする恐れがある。
3	32	➢ 「代替可能性が見込まれる～代替を促進します。」の文章の後に、「その際には、ごみ総量の推移を注視するとともに、ＳＤＧｓの目標に即し、代替素材の環境性、倫理的側面、持続可能性にも十分に留意すると同時に、原料調達等について時間的にも配慮して進めます。」と追記するべきである。	➢ ワンウェイのプラスチック製容器包装・製品の適切な代替は重要だが、一方で、これまで家庭においてレジ袋等が繰り返し活用されていた用途に代替製品が使用されることにより、ごみの総量が増加する可能性がある。また、代替素材の使用により、森林伐採などの環境負荷が過大になったり、「ポイ捨てしても（分解するから）大丈夫」などの誤った理解などの倫理的問題を引き起したりすれば、却って持続可能性を損なう恐れがある。「代替可能性が見込まれる」との記載だけでは、これらの懸念を払拭できないため、明記すべきである。また、代替素材原料の調達システム整備には、相応の時間を要することにも配慮すべきである。
4	12	➢ 「プラスチック資源について、幅広い関係者にとって分かりやすく」の記載は、「プラスチック資源について、既存の制度と整合性を取り、幅広い関係者にとって分かりやすく、」と記載すべきである。	➢ 例えば、現在の容器包装リサイクル制度は、制度発足から２０年以上の期間を経て社会に浸透し確立されている。今後、製品プラスチックも含めたリサイクルを推進するにあたっては、既存制度と整合性を取った上で、事業者等関係主体ともよく連携して進める必要がある。
4	22	➢ 「全体最適化を通じて、費用最小化と資源有効利用率の最大化を」という記載は、「全体最適化を通じて、費用対効果と資源有効利用率の最大化を」とすべきである。	➢ 費用の最小化という言葉は、効果を無視した処理費用等の単純な引き下げを想起させるため、避けるべきである。
4	29	➢ 「～基本法の基本原則を踏まえて、材料リサイクル、～」の記載は、「～基本法の基本原則を踏まえて、素材特性（単一素材か複合素材か等）に応じた合理性を見極め、環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上させていくことを確認した上で、材料リサイクル、～」と記載すべき。	➢ 今年度改正された循環型社会形成推進基本計画において、「環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上させていくことが必要である」ことが確認、明記されている。 ➢ また、プラスチック製品はどんな素材でできているか、単一素材であるか複合素材であるか等、素材特性に応じて適切な処理方法は大きく異なる。経済性と社会受容性・環境性など、多角的な視点で最適解を求めるべきである。
4	30～31	➢ 「資源有効利用率の最大化を図ります。」の文章の後に、「また、廃棄物処理施設整備計画を踏まえて、施設整備にあたっては、電気・熱の地域利用を進めます。」と追記すべきである。	➢ 熱回収の多くは廃棄物処理施設等で行われるため、施設の高効率化を図ることは災害に対する強靭化等、施設の地域貢献度を高めることにつながり、地域循環共生圏の創出に通じるとともに、本資源循環戦略の目指す持続可能性にも資する。具体には、

			施設の高度化、集約・大型化に加え、電気・熱の地域利用の観点が有効と考える。
4	33～35	➢ 「国内におけるリサイクルインフラの質的・量的確保や利用先となるサプライチェーンの整備をはじめ」という記載は、「国内におけるリサイクル事業者の現状把握と適切な支援をした上で、リサイクルインフラの質的・量的確保や利用先となるサプライチェーンの整備、及び国内外のリサイクル製品市場形成をはじめ」とすべきである。	➢ アジア各国の輸入規制の影響等で、国内リサイクル事業者の負担は増加し、また一方で、廃棄物処理業の人材確保は難しく、処理量の急激な増加への対応は難しくなっている。持続的な回収・リサイクルシステムの構築は、リサイクル事業者の育成と一体で進めるべきである。また、わが国は製品に求める要求レベルが高く、プラスチックについては多くの分野で原材料としてバージン材が用いられ、再生材製品の市場形成は不十分である。
5	8	➢ 「リサイクル等の技術革新やインフラ整備支援を通じて」という記載は、「リサイクル等の技術革新やインフラ整備は、国・地方自治体が率先して行うとともに、事業者の支援を通じて」とすべきである。	➢ 技術革新やインフラ整備は国や自治体が率先して行うべきものも多い。また、事業者の行う技術革新も支援する旨をわかりやすく明記すべきである。
5	20	➢ 当該、「原則として、～取組を進めます。」の文章の後に、「また、国・地方自治体等が率先して周知徹底・普及啓発を行い、消費者のライフスタイル変革に通じる国民的理解を醸成します。」と追記すべきである。	➢ バイオマスプラスチックへ素材転換を行った場合、ワンウェイの容器等の削減と同様に、可燃ごみ指定収集袋等は割高になる可能性がある。したがって、国・地方自治体が先頭に立ち、国民や事業者の理解を十分に得て、消費者のライフスタイル変革にも通じる取組を進める必要がある。

（３）おわりに について

該当頁・行数		意見	理由
頁	行数		
8	23～24	➢ 「マイルストーンは野心的な目指すべき方向性であり、目標ではない。」と、マイルストーンについて、一律の達成目標でない旨を注釈に明記すべきである。	➢ 「マイルストーン」という言葉の持つ意味から、読み手が達成しなければならない目標ではないかと誤解することのないよう、明確に記載すべきである。
9	14	➢ 「バイオマスプラスチックの最大限（約２００万トン）導入」の記載について、（約２００万トン）を削除すべきである。	➢ ２００万トンという数字は、現在の利用規模（４．４万トン：２０１６年、日本バイオプラスチック協会）から考えて５０倍と過大である。２０３０年までは１１年しかないことから、野心的な方向性を超えて「非現実的」と受け止められないように、また、「最大限の導入」という記載で十分に意図する方向性は伝わるため、数字は削除すべきである。

２０１８年１２月２６日
提出

＜提出先＞　環境省

＜実現状況＞　２０１９年３月時点、継続審議中

○新たな外国人材受入れ制度に関する省令（案）、外国人雇用管理指針（改正案）に対する意見

わが国における人手不足は年々深刻化している。日本商工会議所が昨年３月から４月にかけて実施した「人手不足等への対応に関する調査」では、「人手不足」と回答した企業の割合は４年連続で上昇し、実に６５．０％に達している。また、「人手不足感が増す」と回答した企業が５割強を占めたことから、人手不足は今後さらに深刻さを増していくと予想される。

このように人手不足問題はかつてないほどの危機に直面し、中小企業では最大の経営課題となっていることから、日本・東京商工会議所（以下、当所）は、外国人材の受入れに関する意見書を一昨年１１月、昨年４月、１０月の３回にわたり策定し、地方の中小企業を中心とした深刻な人手不足を背景に、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を積極的に受入れていく必要性を主張してきた。

その結果、特定技能の在留資格（特定技能１号、特定技能２号）に係る新たな制度（以下、本文中は「本制度」）の創設が盛り込まれ、本年４月に施行される「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が先の臨時国会で成立し、更に「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」と、受入れ対象１４分野ごとの制度の運用に関する方針である「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（分野別運用方針）」が昨年末に閣議決定されたことに加え、外国人材の受入れ・共生のための１２６の施策が盛り込まれた「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が関係閣僚会議で決定されたことを、当所は高く評価している。

本制度は、深刻化する人手不足に対応するために創設されることから、人手不足に苦慮する中小企業が円滑に外国人材を受入れられるようにするとともに、特定技能外国人が大都市圏など特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするなど、実効性のある制度にしていく必要がある。また、政府、地方自治体、受入れ企業が果たすべき役割をしっかりと担うことで、外国人材がわが国での就労を通じて専門性・技能を遺憾なく発揮し地域社会での共生を実現するなど、わが国経済・社会基盤の維持・発展に寄与する制度にしていくことが求められる。

このたび、法務省から「新たな外国人材受入れに関する省令（案）」が、また厚生労働省から外国人労働者の雇用管理について事業主が講ずべき必要な措置を定めた「外国人雇用管理指針（改正案）」がそれぞれ公表され意見募集が行われているが、これらは本制度を中小企業の実態に即した有効なものとするために非常に重要であり、外国人材を受入れる企業はこれらの内容をしっかりと把握・理解しておく必要があることから、受入れ企業の視座に基づき、下記により当所の意見を申しあげる。

記

１．新たな外国人材受入れ制度に関する省令（案）に対する意見【法務省】

（１）契約、受入れ機関、支援計画等の基準に関する省令（案）について

＜特定技能雇用契約の内容が満たすべき基準について＞

①特定技能外国人が雇用契約終了後に帰国する際の旅費負担の取り扱い

○省令（案）では、特定技能雇用契約の内容が満たすべき基準として、「特定技能外国人に対する報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること」を求めている。また、閣議決定された「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」では、特定技能外国人の雇用形態はフルタイム、且つ、原則として直接雇用とする旨を定めている。

○一方、省令（案）では、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関（受入れ企業）が満たすべき基準として、「特定技能外国人に対して名目のいかんを問わず金銭その他の財産の管理をする者」は対象外とされていることから、受入れ企業は雇用した特定技能外国人の金銭および財産を管理することはできない。

○そうした中、省令（案）では、「特定技能外国人が雇用契約終了後帰国する際に、旅費を負担することができない時は、雇用契約の相手方である本邦の公私の機関（受入れ企業）が当該旅費を負担する」ことを求めているが、特定技能外国人に対する報酬額や雇用形態、特定技能外国人の金銭および財産の管理に関する規定に鑑みると、特定技能外国人が雇用契約終了後に帰国する際の旅費は特定技能外国人が自己負担することを原則とすべきである。

○また、特定技能外国人が雇用契約終了後に帰国する際の旅費等に充てられるよう、特定技能外国人の毎月の報酬から一定額を天引きし積み立てられる公的な制度の創設を検討すべきである。

＜特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関（受入れ企業）が満たすべき基準について＞

②特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関（受入れ企業）が満たすべき基準（外国人材の行方不明者を発生させていないこと）

○省令（案）では、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関（受入れ企業）が満たすべき基準として、「特定技能雇用契約の締結の日前１年以内またはその締結の日以後に当該機関（受入れ企業）の責めに帰すべ

き事由により外国人の行方不明者を発生させていないこと」を定めている。
○しかし、外国人の失踪者や行方不明者は、受入れ企業の責めに帰すべき事由によらず、当該外国人の意思によるケースも存在する。また、受入れ企業の責めに帰すべき事由かどうかの判断は、受入れ企業、当該外国人双方の主張や事実関係に基づき総合的に検証されるべきだが、外国人が失踪し、行方不明になった場合には、判断が付かないこともあり得る。
○したがって、外国人の行方不明者の発生に係る当該機関（受入れ企業）の責めに帰すべき事由については、省令で合理的且つ具体的な判断基準を明確に示すべきである。

③受入れ企業における支援責任者、支援担当者の要件
○省令（案）では、特定技能１号の外国人の支援計画の適正な実施に係る要件として、下記のいずれかに該当することを求めている。
ａ過去２年間に就労可能な在留資格および特定活動の在留資格により中長期に在留している外国人の受入れまたは管理を適正に行った実績があり、且つ、役員または職員の中から特定技能１号の外国人の支援計画に関する「支援責任者」を選任し、特定技能に係る活動をさせる事業所ごとに「支援担当者」を選任すること。
ｂ役員または職員であって、過去２年間に就労可能な在留資格および特定活動の在留資格により中長期に在留している外国人の生活相談等に従事した経験を有する者の中から「支援責任者」を選任し、特定技能に係る活動をさせる事業所ごとに「支援担当者」を選任すること。
ｃ上記ａ、ｂの基準に適合する者の他、同程度に支援業務を適正に実施することができる者として、出入国在留管理庁から認められた者であること。
○しかし、ａ、ｂの要件は過去に外国人材を受入れた実績を有することが前提となっていることから、本制度の創設を機に、初めて外国人材を受入れる企業は、ａ、ｂの要件に該当する者を新たに雇用するか、自社の役員または職員がｃの要件に該当するかどうかを判断する必要がある。
○したがって、ｃの要件が定める「支援責任者」および「支援担当者」の認定基準を具体的且つ明確に示すべきである。また、この認定基準は、一定の研修を修了した者は支援業務を適正に実施することができる者として認めるなど、初めて外国人材を受入れる企業を念頭に置いたものとすべきである。
○加えて、省令（案）では、「支援責任者および支援担当者は、外国人を監督する立場にない者」とすることを求めているが、中小企業はマンパワーに限りがあることから、中小企業については「支援責任者および支援担当者は、外国人を監督する立場にない者を選任するよう努めること」とすることが望ましい。

④特定技能１号の外国人が入国した後に受入れ企業が外国人に対して行う情報提供
○省令（案）では、特定技能１号の外国人の支援計画の内容が満たすべき基準として、特定技能１号の外国人が入国した後に受入れ企業が外国人に対して下記の情報提供を実施することを求めている。
ａわが国での生活一般に関する知識。
ｂ国または地方公共団体の機関に対する届出その他手続きに関する知識。
ｃ本邦の公私の機関（受入れ企業）または当該機関から契約により特定技能１号の外国人の支援計画の実施の委託を受けた者（登録支援機関）において相談または苦情の申出に対応することとされている者の連絡先およびこれらの相談または苦情の申出をすべき国または地方公共団体の機関の連絡先。
ｄ外国人が十分に理解することができる言語により医療を受けることができる医療機関に関する情報。
ｅ防災および防犯に関する知識ならびに急病その他の緊急時における対応に必要な知識。
ｆ出入国または労働に関する法令の規定に違反していることを知った時の対応方法その他外国人の法的保護に必要な情報。
○このうち、ｄの外国語対応が可能な医療機関に関する情報について、一企業による情報収集には限界があることから、外国語対応が可能な医療機関に関する情報は国または地方公共団体が取り纏めホームページ等で公表すべきである。
○また、関係閣僚会議で決定された「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」には、外国人が在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子供の教育等の生活に関わる様々な事柄について疑問や悩みを抱いた場合に、適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、都道府県、指定都市および外国人が集住する市町村約１００か所において、地方公共団体が情報提供および相談を行う一元的な窓口である「多文化共生総合相談ワンストップセンター（仮）」を設置することの支援や、安全・安心な生活・就労のために必要な基礎的情報（在留資格・労働関係法令・社会保険・防犯・交通安全等）について、「生活・就労ガイドブック（仮）」を政府横断的に作成することが盛り込まれているが、こうした施策を速やかに具現化することで、外国人に対する支援体制を早期に確立していく必要がある。

⑤特定技能１号の外国人に対する再就職の支援
○省令（案）では、特定技能１号の外国人の支援計画の内容が満たすべき基準として、特定技能１号の外国人がその責めに帰すべき事由によらないで雇用契約を解除される場合、本邦の公私の機関（受入れ企業）はハローワーク等を紹介するなど、外国人に対して再就職の支援を実施することを求めている。
○円滑な再就職には、外国人がこれまでにどのような業務に従事していたのか、どのような知識、技術・技能・

スキル等を有しているのかなど、転職先企業に職務経歴等を明らかにすることが有効であるため、厚生労働省が実施している「ジョブ・カード」制度を外国人でも円滑に利活用できるようにするなど、機能を強化すべきである。

（２）受入れ分野、技能水準に関する省令（案）について

⑥特定技能外国人の受入れ対象分野

○本制度は、中小企業をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取り組みを行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野として、特定技能１号は１４分野、特定技能２号は建設、造船・舶用工業の２分野が受入れ対象分野となっている。

○また、受入れ対象１４分野ごとに策定された分野別運用方針には、向こう５年間の受入れ見込み数が示され１４分野合計で３４万５千人となっている。この受入れ見込み数は大きな経済情勢の変化が生じない限り、特定技能１号の外国人受入れの上限として運用される。

○本制度により外国人を受入れた後も、生産性向上や国内人材の就業促進に係る取り組みを継続して行っていくことが不可欠であることは言うまでもないが、地域における深刻な人手不足に適切に対応するために、法務省等関係省庁は地方および中小企業における人手不足の状況を継続的に把握し、必要性が認められる場合には、分野別運用方針の見直しや受入れ分野に関する検討を速やかに行うべきである。

（３）出入国管理および難民認定法施行規則（省令・改正案）について

⑦特定技能所属機関（受入れ企業）がすべき届出

○省令（改正案）では、特定技能所属機関（受入れ企業）に対して、外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地および在留カードの番号といった特定技能外国人本人に関する情報から、雇用契約、支援計画、受入れた特定技能外国人が就労する場所、業務内容、受入れに要した費用とその内訳等に至るまで、多岐にわたる事項を随時または定期的（四半期ごとに、当該四半期の翌四半期の初日から１４日以内）に出入国在留管理庁長官へ届け出ることを求めている。

○特定技能所属機関（受入れ企業）はこうした届出を適切に行うことが求められるが、外国人材の受入れニーズのある企業から、「届出に関する事項を含め、省令（案）は法令用語や専門用語が多く分かりづらいので、制度全般に関する分かりやすいパンフレットを早く作って欲しい」、「随時および定期的な届出事項が多岐にわたるので、届出書のひな型や記入例、届出の際の留意点を早期に示して欲しい」、「届出に係る事務負担はなるべく軽減して欲しい」、「届出はなるべくオンラインで申請できるようにして欲しい」といった「生の声」が当所へ多く寄せられている。

○本制度の創設を機に、人手不足に苦慮する中小企業が初めて外国人材を受入れることが大いに想定されることから、法務省は届出書のひな型や記入例、届出の際の留意点を速やかにホームページに掲載すべきである。また、受入れ企業の事務負担を軽減する観点から、届出は支障がない限り簡素化していくべきである。

○更に、省令（改正案）では、各種届出の提出先は地方出入国在留管理局（現入国管理局、全国８か所）となっており、郵便等の場合は指定された出入国在留管理署にも提出することができると定められているが、特に地方の受入れ企業の負担を軽減するために、支局（全国７か所）、出張所（同６１か所）、入国管理センター（同２か所）への届出を認めるべきである。

○加えて、オンライン申請等に係る省令（案）では、在留審査手続きのうちオンライン申請の対象となる手続きは、在留期間更新許可申請、資格外活動許可申請、再入国許可申請の各申請書の提出となっているが、特定技能所属機関（受入れ企業）が行う届出は支障がない限り、極力オンライン申請を認めるべきである。

⑧報酬の支払状況に関する届出

○上記の通り、省令（改正案）では特定技能所属機関（受入れ企業）に対して、多岐にわたる事項を出入国在留管理庁長官に届け出ることを求めている。

○このうち、「特定技能外国人および特定技能外国人と同一の業務に従事する日本人に対する報酬の支払状況」が定期的な届出事項に定められているが、「同一の業務」に関する定義は示されていない。

○これに対し、「働き方改革関連法」には「同一労働同一賃金」について、「均等待遇規定」、「均衡待遇規定」がそれぞれ定められている。

・均等待遇規定：①職務内容（業務の内容＋責任の程度）、②職務内容・配置の変更範囲が同じ場合は差別的取扱い禁止。

・均衡待遇規定：①職務内容、②職務内容・配置の変更範囲、③その他の事情の相違を考慮して不合理な待遇差を禁止。

○一方、特定技能雇用契約の内容が満たすべき基準に関する省令（案）では、特定技能雇用契約の内容が満たすべき基準として、「特定技能外国人に対する報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であるこ

と」を求めているが、「同一の業務」に関する定義が明確にならないと、責任の程度、職務内容・配置の変更範囲、その他の事情の違いから、特定技能外国人よりも、特定技能外国人と同一の業務に従事する日本人の方が報酬の額が高くなることもあり得る。
○均等待遇規定、均衡待遇規定はあくまで 同一企業内における正規労働者と非正規労働者との間の不合理な待遇の差の解消を目的としたものであるが、これらの規定に倣い、「同一の業務」に関する定義はコンメンタール（注釈書）等で具体的且つ明確に示すべきである。

（４）その他

⑨改正出入国管理および難民認定法、省令のコンメンタール（注釈書）、パンフレットの作成と制度の幅広い周知
○特定技能の在留資格に係る新たな制度は、中小企業をはじめとした深刻化する人手不足に対応するために創設されることから、本制度の創設を機に、人手不足に苦慮する中小企業が初めて外国人材を受入れることが大いに想定される。
○一方、「改正入管法や省令（案）は法令用語や専門用語が多く分かりづらいので、制度全般に関する分かりやすいパンフレットを早く作って欲しい」といった「生の声」が当所へ多く寄せられている。
○したがって、法務省はコンメンタール（注釈書）や、届出など外国人材の受入れ手続きや制度全般に関する分かりやすいパンフレットを早期に作成すべきである。
○また、コンメンタール（注釈書）や、パンフレットの作成に合わせて、企業向け説明会・セミナーを全国的に開催するなど、特定技能外国人の受入れに係る手続きを含めた制度全般を幅広く周知していくべきである。
○その際、「外国人雇用管理指針」と一体的に周知していくことに加え、登録支援機関や商工会議所をはじめとした各種団体と緊密に連携することで、外国人材の受入れニーズがある全国の中小企業に対して幅広く周知していく必要がある。

２．外国人雇用管理指針（改正案）に対する意見【厚生労働省】

⑩「外国人雇用管理指針」の幅広い周知
○特定技能の在留資格に係る新たな制度は、中小企業をはじめとした深刻化する人手不足に対応するために創設されることから、本制度の創設を機に、人手不足に苦慮する中小企業が初めて外国人材を受入れることが大いに想定される。
○本指針には、募集・採用から労働条件・安全衛生、労働保険・社会保険、人事管理・生活支援、在留資格に応じた措置に至るまで、外国人材の雇用管理に関して事業主が講ずべき必要な措置が、現行の労働関係法令等に基づき網羅的に取り纏められていることから、外国人材を初めて受入れる中小企業をはじめ、受入れ企業は本指針の内容をしっかりと把握・理解しておく必要がある。
○したがって、厚生労働省は本指針に関する新たなパンフレットの作成や、受入れ企業を対象とした研修会の実施等を通じて、本指針の内容を幅広く周知していくべきである。
○その際、法務省等関係省庁と緊密に連携し、新たな外国人材受入れに関する省令をはじめとした本制度と本指針とを一体的に周知していくことが望ましい。

⑪「働き方改革関連法」の幅広い周知
○「働き方改革関連法」の成立を受け、本指針（改正案）には、時間外・休日労働の上限規制の遵守、労働時間の客観的方法での把握、年次有給休暇の確実な取得、正規・非正規労働者間の不合理な待遇差の是正（同一労働同一賃金）に関する内容が盛り込まれている。
○一方、当所が昨年１０月～１２月にかけて実施した「働き方改革関連法への準備状況に関する調査」で、法律の内容を「知らない」と回答した企業は、「時間外労働の上限規制」が３９．３％、「年次有給休暇の取得義務化」が２４．３％、「同一労働同一賃金」に至っては４７．８％を占め、これらの認知度は企業規模が小さくなるにつれて低下する結果となった。また、「時間外労働の上限規制」、「年次有給休暇の取得義務化」、「同一労働同一賃金」ともに、「対応済・対応の目途が付いている企業」の割合は半数に満たない状況であった。
○このように、「働き方改革関連法」は中小企業における認知度や準備状況に課題があることから、外国人材を受入れる企業が外国人の雇用管理を適切に行っていくためにも、厚生労働省は「働き方改革関連法」の更なる周知に努めるべきである。
○なお、当所は引き続き政府等と緊密に連携し、全国の中小企業に対する「働き方改革関連法」の内容や各種支援策の周知に鋭意、取り組んでいく所存である。

⑫外国人材の雇用管理に関する相談機能の強化・拡充
○厚生労働省は、企業における適正な雇用管理の確保に向け、事業所訪問により雇用管理状況の確認、改善のための助言・指導等を行うとともに、外国人雇用状況届出の適正な履行を確保するために、「外国人雇用管理ア

ドバイザー制度」により外国人材の雇用管理に関する企業からの相談に無料で応じている。
○一方、当所が実施した「人手不足等への対応に関する調査」で、外国人材の受入れニーズがある企業（既に雇用している、今後雇用する予定、雇用するか検討中と回答した企業）を対象に、新設または拡充すべき支援策を尋ねたところ、４２．１％の企業が「在留資格の更新や労務相談等に対応してくれる公的機関（ハローワーク等）の機能拡充」を挙げている。
○加えて、特定技能の在留資格に係る新たな制度は、中小企業をはじめとした深刻化する人手不足に対応するために創設されることから、本制度の創設を機に、人手不足に苦慮する中小企業が初めて外国人材を受入れることが大いに想定される。
○したがって、厚生労働省は、「外国人雇用管理アドバイザー制度」を幅広く周知し利用を促進していくことに加え、訪問相談のみならず全国のハローワークや働き方改革推進支援センター等において、外国人材の雇用管理に特化した窓口相談や電話相談を定期的に実施するなど、相談機能を更に強化・拡充していくべきである。

⑬外国人材の就労・定着支援に向けた企業向け研修事業の創設
○厚生労働省は外国人材の職場定着を目的に、日本企業に就職する外国人留学生や身分に基づく在留資格の外国人等を対象に、敬語などの実践的な日本語コミュニケーション能力やビジネスマナーの習得等に関する研修等を実施する「外国人就労・定着支援研修」を実施している。
○一方、当所が実施した「人手不足等への対応に関する調査」で、外国人材を既に雇用している企業を対象に外国人材を受入れる際の課題を尋ねたところ、５１．５％の企業が「言語等コミュニケーションがとりにくい」、次いで４１．４％の企業が「文化や習慣の違い」を挙げている。
○そうした中、本指針（改正案）は事業主に対して、「外国人労働者の日本社会への対応の円滑化を図るため、外国人労働者に対して日本語教育および日本の生活習慣、文化、風習、雇用慣行等について理解を深めるための支援を行うよう努めること」、「外国人労働者を受入れるにあたっては、日本人労働者と外国人労働者が文化、慣習等の多様性を理解しつつ共に就労できるように努めること」を求めている。
○したがって、厚生労働省は、受入れ企業の外国人材支援責任者や支援担当者等を対象に、外国人労働者に対して日本語教育および日本の生活習慣、文化、風習、雇用慣行等について理解を深めるための支援を行う際の留意点や、多文化に配慮した就労環境を構築する際のポイント・ノウハウ等をテーマとした研修事業を創設すべきである。また、登録支援機関や商工会議所をはじめとした各種団体と緊密に連携して研修を全国的に実施していくことも検討されたい。

３．その他の意見・要望事項【法務省、厚生労働省等】

※新たな外国人材受入れ制度に関する省令（案）、外国人雇用管理指針（改正案）に関連し、特定技能の在留資格に係る新たな制度等について、意見・要望を申しあげる。

⑭外国人材の送出国における特定技能の在留資格に係る新たな制度の効果的な広報
○わが国に人材を多く送り出しているアジア諸国は、今後、少子高齢化により労働力人口が減少していくことが予想されている。グローバル化の更なる進展が予想される中、本制度の創設により貴重な外国人材を積極的に受入れるというわが国の姿勢を内外に示すとともに、わが国が将来にわたり外国人材から就労先として選ばれるよう、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に盛り込まれた施策を官民が総力を挙げて実施していくことで、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を着実に推進していくことが求められる。
○また、特定技能１号になろうとする外国人の技術水準および日本語能力水準に関する試験は、分野所管行政機関および日本語試験実施機関において、原則として国外において実施されるが、有為な外国人の送出しを確保するため、外務省や在外公館等は二国間取り決めのための政府間文書の作成により今年度に外国人材の送出しが想定される９か国（ベトナム、フィリピン、カンボジア、中国、インドネシア、タイ、ミャンマー、ネパール、モンゴル）において、本制度を積極的且つ効果的に周知・広報していくとともに、日本語教育の充実や日本で働き生活することの魅力の発信など、日本で働く意欲を喚起するための取り組みを鋭意実施されたい。

⑮特定技能の在留資格に係る新たな制度に特化した相談機能の創設
○当所が実施した「人手不足等への対応に関する調査」で、外国人材を今後雇用する予定、雇用するか検討中と回答した企業を対象に外国人材を受入れる際の課題を尋ねたところ、３３．５％の企業が「そもそも何から取り掛かってよいか分からない」を挙げている。
○また、これまで外国人材を受入れたことがない中小企業から、「何をどのように準備すべきか分からない」、「外国人材を受入れたいが、どこに相談すればよいか分からない」といった「生の声」が当所へ多く寄せられている。
○したがって、法務省、厚生労働省は、本制度の創設を機に、本制度に特化した相談窓口の設置や専門家派遣の実施等、中小企業を対象に本制度に特化した相談機能を早期に創設すべきである。
○加えて、高度外国人材の受入れ促進に向け、留学生を含む高度外国人材と受入れ企業の双方のニーズに応える情報を一括で分かりやすく提供するために、経済産業省と独立行政法人日本貿易振興機構（ＪＥＴＲＯ）が昨

年末に開設した「高度外国人材活躍推進ポータルサイト（Ｏｐｅｎ　ｆｏｒ　Ｐｒｏｆｅｓｓｉｏｎａｌｓ）」や、本年４月から展開される予定で、高度外国人材に精通した専門家を活用し、中堅・中小企業に対して採用に係る手続きや課題解決、外国人材が活躍するための就労環境整備、わが国での安定的な定着までを継続して支援する枠組み（「伴走型支援」）についても、幅広く周知し利用を促進していく必要がある。

⑯受入れ企業と外国人材とのマッチングに資する施策の強化

○厚生労働省は、東京、名古屋、大阪の各外国人雇用サービスセンターと福岡学生職業センターを拠点として、わが国に留学している外国人留学生と日本企業とのマッチングを目的に、就職面接会やインターンシップ、就職ガイダンス、職業相談・職業紹介等の取り組みを実施している。

○一方、当所が実施した「人手不足等への対応に関する調査」で、外国人材の受入れニーズがある企業を対象に新設または拡充すべき支援策を尋ねたところ、２６．０％の企業が「外国人求職者と求人を希望する企業とのマッチング支援（行政等が実施している外国人留学生を対象とした合同会社説明会等）」を挙げている。こうした状況を踏まえ、外国人留学生を対象とした取り組みを更に強化していくことが求められる。

○また、本制度の創設を機に、厚生労働省はじめ関係省庁は国内外において合同会社説明会を実施するなどして、外国人材を雇用したい中小企業とわが国での就労を希望する外国人材とのマッチング機会の提供に鋭意取り組むべきである。

○更に、特定技能外国人は許可された範囲内での転職が認められていることから、特定技能外国人の円滑な転職を可能とするために、ハローワークや外国人雇用サービスセンターの機能を拡充していくことも不可欠である。

⑰特定技能外国人が大都市圏など特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするための措置の実施

○本制度の創設により、大きな経済情勢の変化が生じない限り、受入れ対象１４分野において向こう５年間で３４万５千人を上限として、特定技能１号の外国人を受入れることになった。

○本制度は、中小企業をはじめとした深刻化する人手不足に対応するために創設されるが、当所の調査では特に地方における人手不足が深刻なことから、地方の中小企業が円滑に外国人材を受入れられるようにしなければならない。

○こうした認識のもと、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」の附則、閣議決定された「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」には、「特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置を講じるよう努める」と記載されていることから、法務省、厚生労働省はじめ関係省庁は、受入れ対象１４分野の分野別運用方針に記載されている取り組みを早期且つ着実に実行していくことに加え、具体的且つ実効性のある施策を更に実施していくことが求められる。

⑱「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の定期的なフォローアップと施策の追加・拡充

○関係閣僚会議で決定された「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」には、外国人材の受入れ・共生のための１２６の施策が盛り込まれている。しかし、上記「⑮特定技能の在留資格に係る新たな制度に特化した相談機能の創設」や「⑯受入れ企業と外国人材とのマッチングに資する施策の強化」など、外国人材を受入れる中小企業のための施策は皆無である。

○本制度は、中小企業をはじめとした深刻化する人手不足に対応するために創設されることに加え、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」には「定期的にフォローアップを行い、必要な施策を随時加えて充実させる」旨が記載されていることから、外国人材の受入れニーズがある中小企業の要望や「生の声」をもとに、定期的なフォローアップをしっかりと実施することで、今後、外国人材を受入れる中小企業のための施策を追加・拡充していくべきである。

⑲わが国の国家資格取得者の積極的な受入れ

○わが国の国家資格のうち、業務独占資格（弁護士、公認会計士、司法書士など有資格者以外が携わることを禁じている業務を独占的に行うことができる資格）や名称独占資格（栄養士、保育士など、有資格者以外はその名称を名乗ることを認められていない資格）は、一定の専門性や技能、知識の担保になり得るものである。また、ビジネス関連をはじめとした民間資格（日商簿記検定、販売士検定等）の中にも担保になり得るものがある。

○在留資格「法律・会計業務」で対象となっている国家資格の取得者は、わが国での在留および就労が認められているものの、他の多くの国家資格は認められていないため、わが国での就労を希望する外国人材が日本語の試験により国家資格を取得しても、やむなく本国へ帰国せざるを得ないのが現状である。

○一方、特定技能１号の外国人に対しては、相当程度の知識または経験を必要とする技能が求められ、技能水準は分野別運用方針が定める試験等により確認されることになっていることから、当該試験は合否の判断にわが国の国家資格やビジネス関連をはじめとした民間資格の取得状況を考慮するなど、外国人材が取得した国家資格等の状況を十分に加味して実施すべきである。

○なお、当該試験は原則として国外において実施されるが、国家資格等を取得しわが国での就労を希望する外国

人留学生等がわが国で就職できるよう、試験ニーズがある産業分野については日本国内においても当該試験を実施することが望ましい。
○更に、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」の附則、閣議決定された「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」には、「法律の施行後２年を経過した場合において、特定技能の在留資格に係る制度のあり方について検討を加え、必要があると認める時は、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」旨が記載されていることから、この規定に則り、法務省は、わが国の国家資格やビジネス関連をはじめとした民間資格を取得した外国人は技能実習２号修了者と同様に当該試験を免除し、必要な技能水準および日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う措置を講じられたい。

⑳留学生のわが国における就職の促進
○外国人留学生はわが国での教育を通じて高度な専門性や日本語能力を身に付けており、留学期間中は日本人学生や地域住民と様々な形で交流することを通じて、わが国を深く理解している貴重な人材である。
○２０１６年の日本再興戦略において、政府は外国人留学生の日本国内での就職率を３割から５割に向上させることを目指したが、わが国での就労を希望する外国人留学生が６割である中、実際の就職率は３６％にとどまっている。その一因に、外国人留学生がわが国の企業に就職を希望する際に、在留資格の関係から選択先が大学等で学んだ専門分野に限定されてしまう課題が挙げられる。
○こうした状況の中、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」には、今年度中に、大学を卒業する外国人留学生が就職できる業種の幅を広げるため、法務省が本年３月を目途として在留資格に係る告示改正を行うこと、更には今年度中にクールジャパン分野等の専門学校等を卒業する外国人留学生が就職できる業務の幅を広げるため、関係省庁との協議を踏まえ、今年度中に所要の措置を講ずることが盛り込まれているが、法務省はじめ関係省庁は外国人留学生のわが国における就職を容易にするための在留資格の見直しなど、外国人留学生のわが国における就職の促進に資する取り組みを着実に実施していくべきである。
○加えて、わが国の大都市部の大学等に留学している外国人留学生、更にはわが国に人材を多く送り出しているアジア諸国の学生が、地方を中心とした中小企業にインターンシップする仕組みの構築など、厚生労働省はじめ関係省庁はわが国の外国人留学生や海外の学生による中小企業へのインターンシップを促進させるための施策をより積極的に実施していくべきである。
○また、法務省は、留学生が在留資格変更許可申請を行う際に必要となる各種提出書類について、就職先が中小企業の場合でも大企業と同様の簡素化を図ることを検討し、今年度中に所要の措置を講ずることとしているが、こうした取り組みも推進していくことで、留学生の中小企業への就職を促進されたい。

以　上

２０１９年1月２５日
提出

＜提出先＞　　法務省、厚生労働省等
＜実現状況＞
法務省においては全国の各都道府県で「新たな外国人材受入れに係る制度説明会」を開催するなど、本制度の幅広い周知に努めた。

○「プラスチックの持続可能な利用に向けた施策のあり方（中間まとめ）」に対する意見

１．意見の前提
当所はプラスチックの持続可能な利用のあり方を議論しＳＤＧｓを推進するとともに、温室効果ガスの削減や海洋プラスチック等の環境対策の取り組みを推進するために、国、都、自治体等行政や事業者、ＮＧＯ、市民など関連する全ての主体が連携して課題解決に取り組むべきと認識している。世界有数の経済規模を有する都市である東京が、今般の議論を通じて、よりその価値を高めるためには、プラスチックの持続可能な利用についても、国の定める「第四次循環型社会形成推進基本計画」と整合し、「環境基本計画」で謳われている環境・経済・社会の統合的向上を都が率先して推進しなければならない。
また、プラスチックはその利便性から広く国民生活に浸透しており、関連する事業者の数も膨大である。事業者には中小・小規模事業者も多く、急激な素材転換等の対応は難しいうえ、特定の商品の利用を短期に廃止するような拙速な方針が示されれば、事業継続上の死活問題になりかねない。
上記前提を踏まえて、「プラスチックの持続可能な利用に向けた施策のあり方（中間まとめ）（以下、「中間まとめ」)」について、３点意見を申し述べる。

２．今後の検討にあたっての具体的意見
（１）プラスチックの代替促進について、事業者の準備・対応のための時間に配慮するとともに、CO_2排出量の削減は社会全体で進めるべき
①　中間まとめでは、ワンウェイプラスチックの使用量削減のほか、再生プラスチック・バイオマスプラスチックへの代替を進めていく旨謳われている。バイオマスプラスチックの利用は現在約４万トン（製品中の

量、出所：日本バイオプラスチック協会提出資料（環境省プラスチック資源循環戦略小委員会）より）にとどまっており、急速な代替推進は素材調達等の面でも難しい状況である。代替を進めるにあたっては、代替素材プラスチックへの切替えを進める先進的な企業との連携だけでなく、経済性や持続可能性に加え、関連する事業者の対応可能性も考慮すべきである。

② 中間まとめのＰ７「Ⅲ　２１世紀半ばに目指すべき資源利用の姿（長期的視点）」に「化石燃料由来プラスチックの生産や使用後の燃焼に伴うCO_2についても、他と同様に実質ゼロとする必要がある」との記載がある。また、Ｐ１３「課題と施策との関係」の表に、同様に「化石燃料由来プラスチックに関わるCO_2についても他と同様に実質ゼロ」と記載がある。CO_2排出量を減らすこと、化石燃料への依存度を減らしていくことには異論はないが、石油の用途に占める化学用原料は２割程度（２０１６年実績、出所：石油連盟資料）であり、医療に使われるプラスチックなど、代替製品や新たな技術の開発や供給体制の整備に要する時間の予測が困難なものもある。また、軽量化による輸送燃料の削減等、化石燃料由来のプラスチックがCO_2排出量の削減に貢献している側面もあることを考慮すべきである。従って、CO_2排出量の削減はプラスチックのフローのみではなく、社会全体で取組むべき課題である。しかしながら、上記中間まとめの書き振りでは、プラスチックの生産と燃焼という特定フローのみに焦点があたっている。どこに化石燃料由来プラスチックを使っていくのかも考えながら、Ｐ１４「おわりに」の記載も参考に、Ｐ７の記載は「CO_2実質ゼロに向けて、長期的にエネルギーや各種資源の利用のあり方を大きく変革していく必要がある。化石燃料由来のプラスチックについても、その必要性を見極め、使用すべきものを整理する等によって化石燃料への依存度を低減し、省エネルギー・省資源に資する「持続可能な、価値ある素材」としていく必要がある」とすべきである。同様に、Ｐ１３の表の記載についても、「化石燃料への依存度を低減し、省エネルギー・省資源に資する「持続可能な、価値ある素材」としていく」とすべきである。

（２）関連するデータの把握と、事業者・都民にとって説得力ある、わかりやすい提示を行うべき

中間まとめでは国際的な議論・データが背景として示されているが、対策の策定に当っては、例えば海洋プラスチック問題では都内の陸域からどのように河川・海洋へ流出が起きているのか、散乱ごみの発生状況や原因がどのようになっているのか、データや実態の把握が必要である。持続可能な資源利用には事業者・都民の理解と協力が必須であることから、定量的裏付けに基づいた、根拠ある説明・情報発信を行っていく必要がある。

また、中間まとめＰ５「ＩＩ　先進国の主要都市として東京が果たすべき役割」に「域内での資源消費量やCO_2排出量に比べてマテリアルフットプリント及びカーボンフットプリントが大きい」とあるが、Ｐ６の表からはこの内容を読み取ることが難しく、日本と都内の実績を異なる指標で表示する等読み手にとってわかりにくい表現になっている。広く読まれ、理解を得る資料とするためにも、データの表現を工夫するべきである。

（３）東京オリンピック・パラリンピックを契機に、散乱ごみ防止（公衆ごみ容器の増設等）対策とライフスタイルの変革発信を図るべき

中間まとめＰ１２には公衆用ごみ容器に関する記載があるが、２０２０年東京オリンピック・パラリンピックの際には、世界中から多数の来訪者が見込まれる。容器への危険物の設置リスクや交通混雑状況下のごみ回収ルート確保等の課題はあるが、誰でも分別・回収に貢献できるように公衆用ごみ容器を増設する等、ごみの散乱防止対策を検討していくべきと考える。

また、１９６４年の東京オリンピック開催の折には、「首都美化総点検週間」の設定に代表されるように「きれいな東京」を見せようという機運が高まった。２０２０年大会では、「東京からライフスタイルの変革を起こす」ことを世界に発信し、レガシーとすべきである。そのためには、来訪者向けにごみの捨て方（分別・回収）についての説明ビデオを作成して人の集まる場所のサイネージ等に掲出することや、分別・回収のピクトグラムを作成・掲示し、行動を促す等創意工夫を検討すべきである。当所としても前回大会から引き続き来訪者受入に協力する方針であり、東京のホスピタリティを発信したいと考えている。

以上

２０１９年2月１２日
提出

＜提出先＞　　東京都

＜実現状況＞　２０１９年３月時点、継続審議中

(4) 調査研究

① 定期調査

1) 東商けいきょう（中小企業の景況感に関する調査）

実　施　時　期	回　答　企　業	担　当　部　署
５月２３日　～　６月　１日（第１回）	東京商工会議所会員企業、中小企業景況調査対象企業　７７５社	中小企業部
８月２２日　～　８月３１日（第２回）	東京商工会議所会員企業、中小企業景況調査対象企業　７９９社	中小企業部
１１月　５日　～１１月１５日（第３回）	東京商工会議所会員企業、中小企業景況調査対象企業　７８０社	中小企業部
２月２２日　～　２月２８日（第４回）	東京商工会議所会員企業、中小企業景況調査対象企業　７６７社	中小企業部

② 不定期調査

調　査　名	実　施　時　期	調　査　対　象	担当部署
中堅・中小企業の新入社員の意識調査結果について	２０１８年　３月３１日～　４月１９日	「新入社員ビジネス基礎講座」に参加した新入社員１，０４７名	人材・能力開発部
東京商工会議所会員企業の防災対策に関するアンケート	４月２４日～　５月１１日	東京商工会議所の会員１０，０００社	地域振興部
インターネット販売におけるアンケート	８月　８日～　８月１３日	都内企業の経営者、経営幹部、担当者等１，０３８件	中小企業部
中小企業の経営課題に関するアンケート	１１月１６日～１２月　７日	東京商工会議所会員中小企業８，０００社	中小企業部
中小企業の法務対応に関する調査・知的財産に関する調査	１１月１９日～１２月　３日	東京都内に事業所のある中小・小規模企業等８，６６７社	産業政策第一部
従業員研修の実施状況に関するアンケート	２月２１日～　３月　５日	研修センター主催の研修講座に申し込みがあった企業より無作為抽出した１，０００社	人材・能力開発部
東京商工会議所会員企業の防災対策に関するアンケート	３月１１日～　３月２５日	東京商工会議所の会員３，２０８社	地域振興部
大会期間中の交通輸送円滑化に関するアンケート	３月１８日～　３月３１日	大会期間中に特に交通･輸送に関する対策が必要とされる「重点取組地区」がある１１区に所在する東京商工会議所の会員１０，０００社	地域振興部
大会期間中の交通輸送円滑化に関するアンケート	３月１９日～　３月３１日	上記「重点取組地区」以外の１２区に所在する東京商工会議所の会員企業１０，０００社	地域振興部

⑸ 広　　報

① 広報紙

1） 東商新聞

創　刊　　１９５５年７月（２０１９年３月末紙齢２１２９号）

判　型　　タブロイド判（１２頁）：１９９３年６月５日号より

Ｂｉｚ　Ｅｘｔｒａ（ビズ　エクストラ）（４頁）：２０１３年４月２０日号より（毎月２０日号）

横組み左開き：２０１４年１０月２０日号より

デジタルブック版：２０１４年１０月２０日号より

発　行　　月２回（１０日号・１２頁／２０日号・１６頁）発行、発行回数２３回（２０１８年４月１０日号～２０１９年３月２０日号まで）

発行数　　通常号７８，０００部

内　容　　１～３面：東商活動広報・中小企業のための経営支援情報

４面：政策解説特集等

５面：経済データ等

６面：東商事業ＰＲ、特集記事等

７面：（１０日号）企業・経済解説記事、（２０日号）ビジネスコラム

８面：（１０日号）ビジネスコラム、（２０日号）東商事業案内

９面：全面広告、特集記事等

１０・１１面：（１０日号）Ｌｉｆｅ（トレンド・健康等に関するコラム）、イベントガイド、（２０日号）会員の新商品・サービス情報・新刊紹介

１２面：東商事業ＰＲ、特集記事（東京２０２０大会ほか）等

Ｂｉｚ　Ｅｘｔｒａ（ビズ　エクストラ）：（２０日号）各界著名人インタビュー、文化・科学に関する連載コラムなど

② 冊子小包による会員向け定期一括配送サービス（広告チラシ同封サービス）

東商新聞をはじめ、本・支部の会員サービス事業案内や調査などを、冊子小包により毎月２回定期的に全会員に配送するサービス。本部各部署や各支部の事業案内をパッケージにして配送することにより、郵送コストを効率化し会員の利便性を高めている。また、会員のビジネスチャンス拡大を目的として、毎月１０日号には会員の事業広告を同封するサービスを行っている。

配送頻度　月２回・毎月１０日・２０日

内　　容　東商新聞、ならびに本・支部の会員サービス事業案内、アンケート調査、会員の事業広告など、総計は１０日号は１４点、２０日号が７点。Ａ４サイズ以下

総同封数　２８７点（会員・団体８１点、東商事業等１８２点、東商新聞２４点）

③ ウェブサイト

開　　設　１９９６年７月２６日

ＵＲＬ　https://www.tokyo-cci.or.jp/

内　　容　東商の組織概要や会員サービスなどの経営支援事業、提言・要望や調査などの政策要望活動、地域振興活動、支部活動のほか、助成金情報など中小企業経営に役立つ施策情報などを掲載している。

２０１８年７月に、ウェブサイトの全面リニューアルを実施し、各事業・サービスのページへの導線整理や見やすさの向上を図った。また、スマートフォンからも見やすくするため、レスポンシブデザインを導入。リニューアル後の閲覧数は、スマートフォンは前年同期比２４％増、タブレットは同４５％増。

アクセス数　４，２６８，０８８ＰＶ（２０１８年度）※所内アクセスを除く

④　イベントカレンダー

開　　設　２００４年９月

ＵＲＬ　https://event.tokyo-cci.or.jp/

内　　容　東商が開催するイベントをインターネット上で閲覧、検索、申込できるシステム。「閲覧専用サイト」では、本部の部会・委員会、支部会議など各種会議情報を一元的に管理している。２０１８年度の掲載イベント数は６，７２９件。

イベントカレンダーについても、ウェブサイトのリニューアルに合わせて、レスポンシブデザインを導入。

⑤　メールマガジン【経営力ｕｐマガジン】の発行

創　　刊　２００７年７月２６日

発　　行　毎週水曜日（２０１４年８月より週１回発行）

内　　容　会員企業のほか、広く一般社会に対し東京商工会議所の活動を周知することを目的に発行。各種イベント、政策活動、地域振興活動を紹介している。２０１９年３月末日の登録者は７９，７４２件。

⑥　ＳＮＳ（フェイスブック）を活用したＰＲ

東商の活動やイベントを広く一般に周知するため、フェイスブックページで情報を発信。２０１９年３月末日の登録件数は６，２０５件。

⑦　デジタルサイネージ

２０１８年１１月末の丸の内二重橋ビルでの業務開始にあわせ、１階フロアにデジタルサイネージを導入し、東商の活動や事業・サービス等のＰＲを実施。

⑧　パブリシティ活動

1)　記者会見

a．定例会頭記者会見

４月１９日（１７名）　日米首脳会談/福田財務次官の辞任/働き方改革/外国人材/ＰＢ黒字化/サッカー日本代表監督

５月１０日（１６名）　日中韓首脳会談/日中インフラ協力/日中韓ビジネスサミット/米朝関係/米国のイラン核合意離脱/日銀物価目標達成時期/生産性向上/加計問題/セクハラ問題

５月２４日（１６名）　米国の自動車関税引き上げ/消費税還元セール/日大アメフト問題/日ロ首脳会談/就活ルール/ＥＵ一般データ保護規制/原油価格/森友問題/総理官邸の入館記録/政治との距離/社名変更/日本の読み方

６月　７日（１６名）　日米首脳会談/Ｇ７/通商問題/ＡＩ・ＩｏＴ活用/外国人材の活用/財政健全化/消費増税対策/社会保障費/消費税軽減税率/世銀経済見通し/正社員との待遇差に関する最高裁判決/地域金融再編

６月２２日（２０名）　北海道ブロック商工会議所との懇談会/外国人観光客の受け入れ/米中貿易摩擦/人口減少・人手不足/通常国会会期延長/物流効率化/中小企業のＩＴ化/北海道の経済情勢

７月　２日（１８名）　日銀短観/企業の一連の不祥事/働き方改革/高度プロフェッショナル制度/ＦＦＲ（日米の新たな貿易協議）/米国の通商政策/米国のイラン産原油輸入停止要請/東京２０２０大会後の経済/サッカーワールドカップ

７月１８日（１６名）　夏季政策懇談会を終えての所感/浅利慶太氏の逝去/大企業と中小企業の格差/中小・小規模企業への具体的な支援/地方創生・ＩＴ化/大企業の商工会議所への入会/経営指導員等の予算/夏季政策懇談会分科会/加藤厚生労働大臣との懇談会

８月２９日（１９名）　障害者雇用/自民党総裁選挙/サマータイム制度/米国の会計制度/２０１９年度

税制改正/福島視察/合同訪中団/リーマンショックから１０年/石弘光氏ご逝去/社会貢献

９月１９日（２０名）　採用指針の見直し/米中の貿易問題/税制改正に関する意見/南北首脳会談/北海道の電力問題/自民党総裁選挙

１０月　４日（１６名）　就活ルールの見直し/高齢者雇用/消費増税・軽減税率導入/事業承継/自動運転・移動サービス/北海道胆振東部地震から１カ月

１０月１９日（１８名）　来年の春闘/障害者雇用/採用選考活動に関するルール/消費税率引き上げ・キャッシュレス化/外国人材の受け入れ/財務省の改革案/レジ袋の有料化/日商会頭/ＫＹＢ社の免震・制振装置の検査データ改ざん

１１月　７日（２０名）　プレミアム商品券/米国議会中間選挙/日米通商交渉/入管法改正/徴用工問題/経団連入会要件の緩和/国会論戦

１１月１５日（１３名）　外国人材の受入れ/事業承継/７－９月期四半期ＧＤＰ/東商１４０周年/地方創生/商工会議所会員加入問題/プラスチックごみ削減/日露首脳会談

１２月　４日（１９名）　東商創立１４０周年/米中関係/産業革新投資機構/自由貿易/日韓・日仏関係/高齢者の継続雇用/外国人経営者/入管法改正・人手不足/カルロス・ゴーン氏逮捕

１２月２０日（１６名）　国際捕鯨委員会（ＩＷＣ）からの脱退/カルロス・ゴーン氏保釈/春闘/ポイント還元策/２０２５年大阪・関西万博/今年の漢字/来年度政府予算案/中小企業にとっての１年・景気見通し

１月１７日（１９名）　片山地方創生担当大臣との懇談/英国のＥＵ離脱/政府統計の不適切処理問題/カルロス・ゴーン氏問題と司法制度/渋沢栄一の思想/地方の中心都市への一極集中/働き方改革/エネルギー政策/会社法改正

２月　７日（１９名）　東京商工会議所次期会頭人事/春闘/会社法改正/伊藤忠商事とデサントのＴＯＢ問題

２月２１日（１８名）　会頭職続投について/東日本大震災から８年/自由民主党との懇談/統計不正問題と国会運営/採用活動スタート/ＧＡＦＡ規制/国際リニアコライダー/東京五輪期間中の交通輸送問題/ホンダの英国における自動車生産撤退

３月　１日（１７名）　米朝首脳会談/採用活動/新元号/巨大ＩＴ企業/値上げの春/皇位継承に伴う１０連休/東日本大震災から８年

３月１９日（１８名）　外国人材の受け入れ/大企業と中小企業の所得格差/春闘/景気情勢・消費増税の影響/新元号/ＪＯＣ竹田会長辞任報道

b．その他記者会見

１月　７日（５４名）　経済三団体長共同記者会見

2)　会頭コメントの発表

５月　９日　日中韓首脳会談について

６月１５日　「未来投資戦略２０１８」、「骨太の方針２０１８」の閣議決定について

６月２９日　１１カ国によるＴＰＰ協定の国会承認

６月２９日　働き方改革関連法案の成立

７月　３日　「第５次エネルギー基本計画」の閣議決定について

７月１７日　日ＥＵ・ＥＰＡ署名について

９月２０日　自由民主党総裁選挙結果について

１０月　２日　第４次安倍改造内閣の発足について

１０月１５日　消費税率１０％への引き上げに関する総理の正式表明について

１０月２６日　日中首脳会談について

１１月２１日　米倉弘昌氏のご逝去について

１１月２４日　２０２５年万国博覧会の開催地決定について

１２月　８日　改正出入国管理法案の成立について
１２月１４日　平成３１年度与党税制改正大綱について
１２月２１日　平成３１年度政府予算案等の閣議決定について

3)　会頭インタビュー・テレビ出演・講演等（取材・収録日を記載）
９月　４日　読売新聞（「総裁選に望む～将来の安心　成長の要」）
１２月２６日　毎日新聞（「展望　日本経済２０１９」）
１２月１７日　日刊工業新聞（「日本経済２０１９」）
１２月１８日　産経新聞・フジサンケイビジネスアイ（「新春　直球緩球」）
１２月２７日　朝日新聞（「２０１９年日本と世界の経済見通し」）
１１月２７日　雑誌「財界」（「村田主幹トップリポート」）
１月１９日　渋沢栄一記念財団「論語とそろばんセミナー２０１９」
３月　７日　Ｂｌｏｏｍｂｅｒｇ（今後の経済見通し他）
３月２２日　朝日新聞（「聞きたい　２０２０へ」）

4)　会頭共同インタビュー（囲み取材等）
６月１２日　マレーシア・マハティール首相との懇談会後
７月　６日　東商夏期セミナー後
７月１９日　加藤厚生労働大臣との懇談会後
９月　７日　福島第一原子力発電所視察後
１０月　５日　未来投資会議後
１０月１８日　石井国土交通大臣との懇談会後
１１月１９日　小池東京都知事との懇談後
２月２８日　渡辺復興大臣へ要望書手交後

5)　報道機関との懇談
５月１５日（２５名）　経済団体記者会加盟社記者と三村会頭・副会頭等との懇談会
１２月１２日（２５名）　経済団体記者会加盟社記者と三村会頭・副会頭等との懇談会

6)　記者発表

発表日	形態	種別	内容・標題
４月　３日	資料配布	事業/周知	２０２０年へ！学生による『中小企業の底力・魅力発信プロジェクト』始動
４月１２日	資料配布	政策/周知	わが国と東京における観光振興に関する意見について
４月１６日	資料配布	事業/取材案内	杉並・ご当地レトルトカレー『ＴＨＥ　井ノ頭カレー』販売開始
４月２０日	資料配布	政策/周知	従業員研修の実施状況に関するアンケート結果及び当所主催講座の受講実績について
４月２５日	資料配布	事業/周知	東京都事業引継ぎ支援センター平成２９年度の相談実績について
４月２５日	資料配布	事業/周知	東京都事業引継ぎ支援センターのマッチングにより事業承継が実現
４月２６日	記者レク	政策/周知	専門的・技術的分野の外国人材受け入れに関する意見
４月２７日	資料配布	政策/取材案内	石井国土交通大臣への意見書手交および懇談について
４月２７日	資料配布	その他	２０１８年５月の主な行事予定について

発表日	形態	種別	内容・標題
５月１０日	資料配布	その他	東京商工会議所副会頭の内定について
５月１１日	資料配布	事業/取材案内	首都・東京の防災力向上のための連携・協力に関する協定締結式のお知らせ
５月１１日	資料配布	事業/取材案内	都内ものづくり企業２２社　北陸地域最大級の機械工業見本市にブース出展
５月１４日	資料配布	事業/取材案内	中小企業のための「インターンシップ・職場体験」活用法セミナーｉｎ台東の開催について
５月１６日	資料配布	事業/周知	ｅｃｏ検定チーム戦「ｅｃｏ－MASTER　GRAND　PRIX　２０１８」について
５月２１日	資料配布	事業/取材案内	女性のための新たな学び・再就職支援に向けた日本女子大学との覚書締結式について
５月２１日	資料配布	事業/取材案内	企業主導型保育事業説明会の開催について
５月２３日	資料配布	事業/周知	「ＴＯＫＹＯ　北区時間２０１８　～このまちの一歩奥へ～」を発刊
５月３０日	資料配布	事業/取材案内	高校と会員企業による就職情報面接会の開催について
５月３０日	資料配布	事業/周知	老舗企業の魅力を外国人留学生等が制作した動画で紹介
５月３１日	資料配布	その他	２０１８年６月の主な行事予定について
６月　４日	資料配布	政策/周知	新入社員意識調査の結果について
６月　６日	資料配布	事業/周知	外国人旅行客向けサイト「Ｔｏｋｙｏ　Ｎｏｒｔｈ」に２７の観光スポットを新たに紹介
６月　８日	資料配布	事業/周知	「美味満載！くまもとの食でつなぐＫＵＭＡＭＯＴＯ×ＴＯＫＹＯ商談会　商品ガイドブック」の発行について
６月　８日	資料配布	政策/取材案内	マレーシア・マハティール首相閣下との懇談会について
６月１２日	資料配布	事業/周知	東京都事業引継ぎ支援センターのマッチングにより事業承継が実現
６月１４日	資料配布	政策/周知	会員企業の防災対策に関するアンケート　調査結果
６月１５日	資料配布	政策/周知	首都圏の国際競争力強化に向けた要望について
６月１５日	資料配布	政策/周知	首都・東京の国際競争力強化に向けた要望について
６月１８日	資料配布	政策/周知	エネルギー・環境に関する意識・実態調査集計結果について
６月１９日	資料配布	事業/周知	練馬野菜Ｉｎｓｔａｇｒａｍフォトコンテストについて
６月１９日	資料配布	事業/周知・取材案内	かつしかミライテラス～葛飾区認定製品販売会～の開催について
６月２０日	記者レク	政策/周知	東商けいきょう（東京２３区内の中小企業の景況感に関する調査）２０１８年４～６月期集計結果　－付帯調査:「設備投資の動向について」－
６月２９日	資料配布	政策/取材案内	２０１８年度　東京商工会議所「夏期セミナー」の開催について
６月２９日	資料配布	その他	２０１８年７月の主な行事予定について
７月１３日	資料配布	政策/周知	東京の観光振興策に関する意見について
７月１３日	資料配布	事業/周知	「健康経営ハンドブック２０１８」の発行について
７月１３日	資料配布	事業/周知	中小企業の“健康経営”を担うエキスパートを育てます

発表日	形態	種別	内容・標題
７月１９日	資料配布	事業/周知	接客に役立つ３つのツールで外国人観光客をおもてなし
７月２６日	資料配布	政策/周知	中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見について
７月２６日	資料配布	政策/周知	東京都の雇用就業施策に関する要望について
７月２７日	資料配布	政策/周知	国の中小企業対策に関する重点要望について
７月２７日	資料配布	政策/周知	東京都の中小企業対策に関する重点要望について
７月２７日	資料配布	その他	新東京商工会議所ビルが始動
７月３１日	資料配布	その他	２０１８年８月の主な行事予定について
８月　１日	資料配布	事業/取材案内	８／６開催「人材育成シンポジウム」について
８月　１日	資料配布	事業/周知	美味満載！くまもとの食でつなぐＫＵＭＡＭＯＴＯ×ＴＯＫＹＯ商談会について
８月　２日	資料配布	事業/取材案内	東商リレーションプログラムの開催について
８月　７日	資料配布	事業/周知	東商リレーションプログラム事前研修会中止のお知らせ
８月　９日	資料配布	事業/周知	「あらかわもんじゃ・北区おでんコン！」の開催について
８月１５日	資料配布	政策/取材案内	福島県内商工会議所との懇談会および福島第一原子力発電所視察について
８月２０日	資料配布	事業/周知	第４回　葛飾町工場物語・いいものセレクション　ｉｎ　ＫＩＴＴＥの開催について
８月３０日	資料配布	事業/周知	ｅｃｏ検定チーム戦「ｅｃｏ－ＭＡＳＴＥＲ　ＧＲＡＮＤ　ＰＲＩＸ　２０１８」
８月３１日	資料配布	その他	２０１８年９月の主な行事予定について
９月　４日	資料配布	事業/周知	「声かけ・サポート運動」を都内・２０２０大会の競技会場エリアに展開
９月１３日	資料配布	事業/周知	独身者交流会「ボッチャｄｅ江戸川コン」の開催について
９月１３日	資料配布	政策/周知	平成３１年度税制改正に関する意見について
９月１４日	資料配布	政策/周知	企業における教育支援活動等に関するアンケート調査結果について
９月１４日	資料配布	事業/周知	「ｅｃｏ検定アワード２０１８」の受賞者決定および表彰式開催について
９月１４日	資料配布	事業/周知	第５回広域関東学生インバウンド旅行企画コンテストについて
９月２６日	資料配布	事業/周知・取材案内	第１６回勇気ある経営大賞　受賞企業決定および顕彰式典の開催について
９月２７日	資料配布	政策/周知	東商けいきょう（東京２３区内の中小企業の景況感に関する調査）２０１８年７～９月期集計結果　－付帯調査:「賃金の動向について」－
９月２８日	資料配布	その他	２０１８年１０月の主な行事予定について
１０月　４日	資料配布	事業/周知	キャリア教育支援として都立商業高校で社会人が授業を担当
１０月　５日	資料配布	事業/取材案内	あらかわもんじゃ・北区おでんコン！の開催について
１０月１０日	記者レク	政策/周知	国土交通省の防災・減災対策に関する要望について

発表日	形態	種別	内容・標題
１０月１０日	記者レク	政策/周知	東京都の防災・減災対策に関する要望について
１０月１０日	資料配布	政策/周知	第５６回日豪経済合同委員会会議の開催について
１０月１２日	資料配布	事業/周知	第１２回葛飾ブランド「葛飾町工場物語」認定製品の決定および認定証授与式の実施（１０／２０）について
１０月１５日	資料配布	事業/周知	“健康経営エキスパートアドバイザー研修”スタート
１０月１６日	資料配布	政策/周知・取材案内	官民連携促進プロジェクト「八ッ場ダム」視察会について
１０月１７日	資料配布	事業/取材案内	会員企業と学校法人との就職情報交換会（１０／２３）開催について
１０月２２日	資料配布	事業/周知	顕著な環境活動に取り組むエコピープルとエコユニットを表彰
１０月２２日	資料配布	事業/周知	キャリア教育支援として都立商業高校で中小企業の社長が授業を担当
１０月２５日	記者レク	政策/周知	「入管法改正案」骨子及び「政府基本方針」骨子案に対する意見について
１０月２６日	資料配布	事業/周知	お散歩ルートを提案するウェブサイト「渋谷一駅散歩」オープン
１０月３０日	資料配布	事業/周知	第１回企業対抗ボッチャ大会開催について
１０月３１日	資料配布	その他	２０１８年１１月の主な行事予定について
１１月　１日	資料配布	事業/周知	東京都事業引き継ぎ支援センター２０１８度上半期の相談実績
１１月　１日	資料配布	事業/周知	東京都事業引き継ぎ支援センターのマッチングにより事業承継が実現（１）
１１月　１日	資料配布	事業/周知	東京都事業引き継ぎ支援センターのマッチングにより事業承継が実現（２）
１１月　５日	資料配布	政策/周知	日本マレーシア経済協議会第３６回合同会議兼マレーシアビジネスフォーラムの開催について
１１月　７日	資料配布	事業/周知	「東京のここが好き！これが好き！」ホームページ本日公開
１１月　８日	資料配布	事業/周知	東商千代田ビジネスフェアの開催について
１１月　９日	資料配布	事業/取材案内	丸の内二重橋ビル内覧会及び竣工式ご取材のご案内
１１月１２日	資料配布	政策/取材案内	東京都知事との懇談について
１１月１６日	資料配布	政策/取材案内	第４５回日本ニュージーランド経済人会議の開催について
１１月１６日	資料配布	政策/周知	長期低排出発展戦略に対する商工会議所意見について
１１月１９日	資料配布	事業/周知	被災地復興支援「天王洲マルシェ」の開催について
１１月２０日	資料配布	政策/取材案内	東京都知事と都内商工会議所会頭との懇談会について
１１月２１日	資料配布	その他	丸の内二重橋ビル竣工について
１１月２２日	資料配布	その他	創立１４０周年・新ビル落成記念式典・祝賀パーティの開催について
１１月２２日	資料配布	事業/取材案内	第１回企業対抗ボッチャ大会（本戦）開催について
１１月２７日	資料配布	事業/周知	「るるぶ特別編集　ＴＯＫＹＯ２３」発行について
１１月２８日	資料配布	事業/周知	東京外かく環状道路（関越道～湾岸道路）の整備促進に関する決議について

発表日	形態	種別	内容・標題
１１月２８日	資料配布	事業/周知	荻窪ご当地キャラクター「りすボン」が地域情報誌「Ｏｇｉｂｏｎ」でデビュー
１１月３０日	資料配布	その他	２０１８年１２月の主な行事予定について
１２月１１日	記者レク	政策/周知	東商けいきょう（東京２３区内の中小企業の景況感に関する調査）２０１８年１０～１２月期集計結果　－付帯調査:「中長期（２０２１年～２０２５年）の見通しについて」－
１２月１３日	資料配布	政策/周知	「人手不足対策・人材活性化事例集」の発行について
１２月１３日	資料配布	政策/周知	外国人留学生に関するアンケート結果について（新宿区内調査）
１２月１９日	資料配布	事業/周知	【外国人社員対象】ビジネスマナー研修を初開講
１２月２１日	記者レク	政策/取材案内	訪メキシコ経済ミッション派遣について
１２月２５日	資料配布	事業/周知	パネルディスカッション「再エネ・新エネ×地域×レジリエンス～エネルギー政策と企業経営～」の開催について
１２月２５日	資料配布	事業/周知	「世界とｃｏｎｎｅｃｔする中野企業 事例集」の発行について
１２月２８日	資料配布	その他	２０１９年１月の主な行事予定について
１月　４日	資料配布	政策/取材依頼	２０１９年新年賀詞交歓会の開催について
１月　９日	記者レク	政策/周知	働き方改革関連法への準備状況等にする調査集計結果について
１月１０日	資料配布	事業/周知・取材案内	第５回広域関東学生インバウンド旅行企画コンテスト
１月１０日	資料配布	事業/周知	第１７回「勇気ある経営大賞」の応募企業の募集開始について
１月１７日	資料配布	事業/周知	「練馬野菜Ｉｎｓｔａｇｒａｍフォトコンテスト」(秋期)の受賞作品決定
１月２１日	資料配布	事業/周知・取材案内	会員企業と学校法人との就職情報交換会の開催について
１月２２日	資料配布	事業/周知	かつしかミライテラス～葛飾区認定製品販売会～の開催について
１月２４日	資料配布	事業/周知・取材案内	食の都・東京の“東京らしい”商品を集めた「Ｆｒｏｍ　ＴＯＫＹＯ」ブース出展（スーパーマーケットトレードショー２０１９）および商品ガイドブックの発行について
１月２４日	資料配布	事業/取材案内	パネルディスカッション「再エネ・新エネ×地域×レジリエンス～エネルギー政策と企業経営～」の開催について（取材案内）
１月２５日	資料配布	事業/取材案内	東京きらぼしフィナンシャルグループ・きらぼし銀行との包括連携協定締結式について
１月２５日	記者レク	政策/周知	新たな外国人材受入れ制度に関する省令（案）、外国人雇用管理指針（改正案）に対する意見
１月３１日	資料配布	事業/周知	東商リレーションプログラムの開催について
１月３１日	資料配布	事業/周知	東京きらぼしフィナンシャルグループ・きらぼし銀行との「中小企業支援に関する包括連携協定」締結について
１月３１日	資料配布	その他	２０１９年２月の主な行事予定について
２月　１日	資料配布	事業/周知	「東商ジョブサイト」のリニューアルオープンについてー新たにシニア人材のカテゴリーを追加しますー
２月　７日	資料配布	事業/周知	中高生に墨田の中小企業の魅力をマンガで発信！
２月１５日	資料配布	事業/周知	第１２回葛飾ブランド「葛飾町工場物語」認定製品・技術　ストーリーマンガの発行ならびに展示会への出展について

発表日	形態	種別	内容・標題
２月２０日	資料配布	政策/周知・取材案内	第４３回日印経済合同委員会会議の開催について
２月２０日	資料配布	事業/周知	花街（かがい）を知る・楽しむ！初心者入門編「浅草花街いろは」を発行
２月２１日	資料配布	事業/周知・取材案内	セミナー「『職場のパワハラ、セクハラ』企業に求められる対策とは」の開催について
２月２６日	資料配布	事業/周知	冊子「中小企業の事例に学ぶ　健康長寿ビジネス成功のカギ」を発行
２月２７日	資料配布	政策/周知・取材案内	駐日大使館・在日外国商工会議所幹部を招いての「東商創立１４０周年記念レセプション」の開催について
２月２８日	資料配布	その他	２０１９年３月の主な行事予定について
３月　１日	資料配布	事業/周知	カラーコーディネーター検定試験の全面改訂について
３月　７日	資料配布	事業/周知・取材案内	「中小企業の底力・魅力発信プロジェクト」学生企画発表会について
３月　７日	資料配布	事業/周知	『老舗を体験！』中央区内周遊マップの発行について
３月１４日	資料配布	その他	役員人事について
３月１４日	資料配布	政策/周知	中小企業の経営課題に関するアンケート結果について
３月１５日	資料配布	事業/周知	現場のアイディアがものづくりを変える！動画で紹介
３月１８日	記者レク	政策/周知	知的財産政策に関する意見について
３月１８日	資料配布	事業/周知	海外向けインターネット販売のハンドブックを発刊
３月１９日	資料配布	事業/周知	東商バイヤーズセレクションＧＰの実施結果について
３月２２日	資料配布	政策/周知	「社長の思いを次代へつなぐ！事業承継事例集」の発行について
３月２５日	記者レク	政策/周知	中小企業の法務対応に関するアンケート調査結果について
３月２６日	資料配布	事業/周知	冊子「お菓子なアダチ」の発行について
３月２６日	資料配布	政策/周知	海外展開事例集「世界を翔ける日本企業のチカラ～切り札は人材パートナー～」の制作について
３月２７日	資料配布	政策/周知	東商けいきょう（東京２３区内の中小企業の景況感に関する調査）２０１９年１～３月期集計結果　－付帯調査:「採用の動向について」－
３月２８日	資料配布	政策/周知	「東京２０２０大会フラッグ装飾　ｉｎ　丸の内仲通り」披露セレモニーの開催について
３月２９日	資料配布	その他/周知	日商・東商の事務局人事について（４月１日付）
３月２９日	資料配布	その他	２０１９年４月の主な行事予定について

⑨　放送番組

「中小企業の底ヂカラ」（ＴＯＫＹＯ ＭＸ）

放　送　　２０１８年４月～２０１９年３月

偶数月第３日曜日　１８時１５分～１８時３０分（全６回）

翌月第３日曜日　１８時１５分～１８時３０分（再放送６回）

内　容　　高度な技術や高いシェアを誇るオンリーワン企業、ユニークな発想で画期的なサービスを展開する企業、さまざまな工夫や努力で限界に挑む職人など東京で活躍する革新的、創造的な企業

等を紹介する番組を制作・放送。

ＣＭ放映　商工会議所ＣＭ２種類およびビジネスマネジャー検定試験ＣＭ２種類を放送。

⑩　刊行物一覧

タイトル	発行月	価格	部署名
商工会議所発！地方創生 ～東京と地方が共に栄える地域活性化を目指して～	４月	無料	企画調査部
民法改正　取引はどうなる？（改訂版）	５月	３００円	産業政策第一部
ＴＯＫＹＯ　北区時間２０１８　～このまちの一歩奥へ～	５月	無料	北支部
美味満載！くまもとの食でつなぐＫＵＭＡＭＯＴＯ×ＴＯＫＹＯ商談会　商品ガイドブック	６月	無料	サービス・交流部
健康経営ハンドブック２０１８	７月	無料	サービス・交流部
中小企業のための消費税軽減税率制度導入と消費税転嫁対策	１１月	無料	中小企業部
るるぶＴＯＫＹＯ２３（日本語版／英語版）	１２月	無料	地域振興部
人手不足対策・人材活性化事例集	１２月	無料	江戸川支部
世界とｃｏｎｎｅｃｔする中野企業 事例集	１２月	無料	中野支部
発見！この街　すみだの仕事２	１２月	無料	墨田支部
まんがでわかる　すみだの会社	１月	無料	墨田支部
葛飾町工場物語	２月	無料	葛飾支部
浅草花街いろは（日本語版／英語版）	２月	無料	台東支部
中小企業の事例に学ぶ　健康長寿ビジネス成功のカギ	２月	無料	板橋支部
意志をつなぐ　新ビル落成写真集	３月	無料	オフィス環境部
『老舗を体験!』中央区内周遊マップ	３月	無料	中央支部
お菓子なアダチ	３月	無料	足立支部
海外向けインターネット販売スタートアップハンドブック	３月	無料	中小企業部
社長の思いを次代へつなぐ！事業承継事例集	３月	無料	中小企業部
スマートものづくり実践事例集（ウェブ版）	３月	無料	中小企業部

(6) 証　　明

①　国内関係証明

（単位：件）

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月	１月	２月	３月	合計
営　業　証　明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
所 在 地 証 明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
同 一 法 人 証 明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
商 標 周 知 証 明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
商 標 使 用 証 明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
会員証明（和文）	0	0	0	2	0	1	0	1	0	0	1	0	5
計	0	0	0	2	0	1	0	1	0	0	1	0	5

②　特定（恵）原産地証明書

経済連携協定に基づき輸入関税の減免措置を受けるための特定（恵）原産地証明書を、日・シンガポールＥＰＡについては当所において、その他のＥＰＡについては当所内に設置した日本商工会議所東京事務所において発給した。

（単位：件）

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月	１月	２月	３月	合計
日シンガポール	7	8	8	12	6	9	6	4	4	14	17	14	109
日メキシコ	562	685	658	635	668	594	731	692	692	641	609	624	7,791
日マレーシア	811	790	763	864	818	764	861	901	776	645	682	785	9,460
日チリ	237	251	193	154	168	138	183	146	152	156	152	135	2,065
日タイ	4,115	4,710	4,622	4,916	4,435	4,069	5,409	5,102	4,523	4,294	4,496	4,456	55,147
日インドネシア	2,689	2,384	2,633	2,837	2,762	2,445	3,126	2,883	2,496	2,521	2,476	2,578	31,830
日ブルネイ	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	3
日アセアン	820	913	757	809	825	706	1,053	819	844	789	842	862	10,039
日フィリピン	441	502	425	444	439	390	465	402	376	360	383	404	5,031
日スイス	239	217	249	212	230	184	277	191	210	247	231	284	2,771
日ベトナム	1,022	1,109	1,118	1,140	1,013	976	1,325	1,301	1,294	946	1,108	1,123	13,475
日インド	2,647	3,140	2,815	3,046	3,028	2,671	3,436	2,806	2,740	2,565	2,717	3,081	34,692
日ペルー	51	50	34	10	11	15	11	9	8	7	20	11	237
日オーストラリア	230	311	284	273	278	221	350	293	265	244	233	216	3,198
日モンゴル	52	43	31	42	31	33	40	32	26	24	18	22	394
計	13,923	15,114	14,590	15,394	14,713	13,215	17,273	15,582	14,406	13,453	13,984	14,595	176,242

③　貿易関係証明（非特恵原産地証明書等）

各種貿易関係証明（原産地証明、インボイス証明、サイン証明等）は、輸入国の通関時や信用状の決済条件などで求められている。

（単位：件）

	日本産原産地証明	外国産原産地証明	インボイス証明	サイン証明	その他の証明	合計
4月	19,737	1,276	2,317	4,530	29	27,889
5月	20,783	1,359	2,365	4,281	29	28,817
6月	20,638	1,320	2,395	4,037	21	28,411
7月	20,294	1,268	2,320	3,735	22	27,639
8月	20,275	1,279	2,170	4,013	25	27,762
9月	17,722	1,197	2,064	3,423	16	24,422
10月	21,945	1,374	2,437	4,605	22	30,383
11月	20,112	1,311	2,181	4,269	17	27,890
12月	19,890	1,333	2,121	4,369	20	27,733
1月	15,467	1,027	1,859	3,566	14	21,933
2月	18,367	1,222	2,158	3,902	16	25,665
3月	19,518	1,248	2,295	4,436	28	27,525
計	234,748	15,214	26,682	49,166	259	326,069

※「その他の証明」は、会員証明（英文・仏文・西文）、日本法人証明（英文）及び営業証明（英文）
※上記のうち会員限定サービス「お急ぎ証明」（申請後、直ちに証明書を発給）は、２３，２８９件の利用実績であった。

④　非特恵原産地証明書（日本産）の仕向国・品目別明細

（単位：件）

国名	商品名	機械機器				金属及び金属製品	化学製品	紡績及び繊維製品	食料品	雑貨	その他	国別合計
		一般機械	電気機器	輸送用機器	精密機器							
アジア	バングラデシュ	518	50	756	209	823	343	407	56	5	464	3,631
	ブルネイ	9	6	33	2	157	3	0	8	0	11	229
	中　国	8,882	1,477	10,699	1,865	24,346	25,279	517	1,306	399	7,500	82,270
	香　港	385	155	270	214	3,312	4,540	77	940	50	1,208	11,151
	インド	2,106	443	1,657	643	2,409	5,480	127	170	89	1,795	14,919
	インドネシア	421	110	134	303	1,031	793	6	373	1	250	3,422
	韓　国	286	219	108	154	2,282	2,290	31	806	22	582	6,780
	マレーシア	428	159	413	19	1,207	1,036	3	324	18	545	4,152
	モンゴル	30	7	24	34	4	64	17	81	5	26	292
	ミャンマー	95	18	80	26	95	69	4	17	5	149	558
	パキスタン	70	5	222	33	286	175	4	11	1	187	994
	フィリピン	265	50	75	25	210	132	7	164	4	156	1,088
	シンガポール	210	112	304	41	1,146	501	0	772	26	190	3,302
	スリランカ	116	20	40	6	30	103	1	42	3	39	400
	台　湾	625	97	155	130	3,507	2,711	110	8,284	21	889	16,529
	タ　イ	666	135	50	73	759	1,325	31	2,257	6	665	5,967
	ベトナム	1,870	396	811	1,240	3,502	2,586	1,026	1,002	47	1,550	14,030
	アジアその他	224	25	135	91	90	76	33	95	7	75	851
	小　計	17,206	3,484	15,966	5,108	45,196	47,506	2,401	16,708	709	16,281	170,565
中近東	アフガニスタン	8	3	0	0	1	1	0	0	0	2	15
	バーレーン	66	29	196	35	33	53	18	14	3	137	584
	イラン	229	13	191	102	112	114	63	13	4	172	1,013
	イラク	38	6	18	102	22	21	0	1	2	49	259
	イスラエル	25	9	38	21	1	111	3	51	6	44	309
	ヨルダン	74	7	83	85	21	118	23	9	5	89	514
	クウェイト	299	124	376	163	260	76	62	13	41	308	1,722
	レバノン	54	1	78	49	11	36	2	45	11	113	400
	オマーン	136	41	267	53	214	98	0	1	6	242	1,058
	カタール	275	133	258	85	111	66	19	125	8	301	1,381
	サウジアラビア	2,162	236	386	462	811	615	54	81	51	1,394	6,252
	シリア	11	1	0	12	0	11	0	0	1	11	47
	トルコ	306	89	580	112	733	653	178	4	50	417	3,122
	アラブ首長国連邦	842	518	1,132	368	663	923	94	387	71	1,417	6,415
	イエメン	5	3	9	11	8	9	1	1	0	1	48
	中近東その他	30	19	37	32	15	8	24	1	1	7	174
	小　計	4,560	1,232	3,649	1,692	3,016	2,913	541	746	260	4,704	23,313

国名	商品名	機械機器				金属及び金属製品	化学製品	紡績及び繊維製品	食料品	雑貨	その他	国別合計
		一般機械	電気機器	輸送用機器	精密機器							
アフリカ	アルジェリア	39	1	17	103	64	10	5	0	0	66	305
	アンゴラ	2	1	5	1	12	0	0	0	0	3	24
	エジプト	308	47	477	184	201	328	16	78	2	302	1,943
	ケニア	7	10	105	4	119	40	6	0	3	42	336
	リベリア	0	0	2	1	2	0	0	2	0	5	12
	リビア	5	1	1	8	1	4	0	0	0	49	69
	モロッコ	5	1	45	26	2	10	2	0	0	22	113
	ナイジェリア	15	1	17	25	64	33	10	196	0	19	380
	南アフリカ	86	6	72	23	133	130	8	54	3	132	647
	スーダン	8	0	19	32	1	5	16	0	0	30	111
	チュニジア	16	3	24	55	2	17	0	0	9	3	129
	アフリカその他	78	7	374	55	137	53	57	204	1	364	1,330
	小　計	569	78	1,158	517	738	630	120	534	18	1,037	5,399
欧州	オーストリア	4	3	246	4	149	38	0	4	1	30	479
	ベルギー	37	146	276	192	224	483	7	40	3	167	1,575
	キプロス	7	1	63	0	13	11	0	4	1	14	114
	チェコ	120	12	88	2	14	22	0	1	3	8	270
	デンマーク	9	20	9	1	6	11	5	3	0	10	74
	フィンランド	13	42	108	2	13	26	1	3	0	1	209
	フランス	49	0	54	69	76	928	45	103	9	130	1,463
	ドイツ	716	173	360	821	475	2,135	65	193	120	526	5,584
	ギリシャ	19	9	87	2	24	14	0	0	4	40	199
	オランダ	188	39	83	22	299	1,165	13	191	3	178	2,181
	ハンガリー	5	1	52	0	1	21	0	8	0	6	94
	アイルランド	0	1	110	0	5	29	0	0	0	3	148
	イタリア	116	111	620	2	263	655	141	162	50	363	2,483
	ノルウェー	1	29	8	0	222	15	0	0	5	0	280
	ポーランド	8	38	76	16	26	173	150	13	12	36	548
	ポルトガル	16	15	101	0	19	5	9	4	3	136	308
	ロシア	238	117	337	63	432	433	136	357	33	1,098	3,244
	スペイン	157	46	497	36	212	401	25	60	17	130	1,581
	スウェーデン	1	1	4	5	64	11	3	2	22	12	125
	スイス	4	0	3	16	43	101	28	32	1	73	301
	英　国	19	5	111	19	200	322	30	12	12	67	797
	欧州その他	92	80	733	115	339	258	105	61	65	354	2,202
	小　計	1,819	889	4,026	1,387	3,119	7,257	763	1,253	364	3,382	24,259

国名	商品名	機械機器				金属及び金属製品	化学製品	紡績及び繊維製品	食料品	雑貨	その他	国別合計
		一般機械	電気機器	輸送用機器	精密機器							
北・中南米	アルゼンチン	78	4	37	5	3	192	0	17	6	65	407
	バハマ	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	4
	ボリビア	1	4	13	1	4	11	0	0	0	9	43
	ブラジル	97	2	0	8	288	336	27	69	37	1,217	2,081
	カナダ	14	1	182	13	83	161	2	65	15	39	575
	チ　リ	17	3	13	19	5	21	0	2	0	18	98
	コロンビア	10	1	147	9	145	33	0	12	0	53	410
	コスタリカ	1	0	39	15	45	25	0	6	0	18	149
	エクアドル	0	1	18	2	5	28	0	3	5	2	64
	メキシコ	179	129	214	23	1,144	559	12	28	17	188	2,493
	パナマ	130	0	42	0	3	40	0	30	8	7	260
	パラグアイ	0	0	43	6	0	2	0	0	3	9	63
	ペルー	6	1	2	13	153	3	0	2	0	28	208
	米　国	200	92	29	85	746	594	23	171	94	350	2,384
	ベネズエラ	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	10
	北・中南米その他	78	5	130	33	79	72	2	68	0	40	507
	小　　計	811	245	909	232	2,705	2,077	66	483	185	2,043	9,756
太平洋	オーストラリア	66	10	7	16	260	159	7	56	9	96	686
	ニュージーランド	28	4	4	0	43	48	0	51	0	66	244
	マーシャル諸島	1	0	0	7	0	1	0	0	0	0	9
	大洋州その他	5	4	75	2	2	1	0	44	0	24	157
	小　　計	100	18	86	25	305	209	7	151	9	186	1,096
国名不明											360	360
合　　計		25,065	5,946	25,794	8,961	55,079	60,592	3,898	19,875	1,545	27,993	234,748

⑤　証明事故（原産国誤り）

１社　４件

⑥　貿易関係証明申請サポート

非特恵原産地証明書作成要領説明会（２２１名）

個別相談（２５７名）

(7) 企業信用調査

① 種類別利用件数

地域別

種別	件数	比率
国内調査	265	94.0%
海外調査	17	6.0%
合計	282	100.0%

調査種類別

種別	件数	比率
新規・最新調査	62	22.0%
既存調査	220	78.0%
合計	282	100.0%

② 利用件数の推移

年度	利用件数	内訳	
		国内調査	海外調査
2008	395	381	14
2009	427	405	22
2010	343	324	19
2011	254	218	36
2012	274	245	29
2013	290	271	19
2014	262	252	10
2015	282	272	10
2016	242	222	20
2017	304	284	20
2018	282	265	17

(8) 使節団派遣

① 訪メキシコ経済ミッション

1) 訪メキシコ経済ミッション結団式

２月　４日（５７名）

a. 来賓ブリーフィング

「メキシコの政治情勢と日本との関係」

外務省　中南米局長　　中　前　隆　博　氏

「メキシコについて（経済関係を中心に）」

経済産業省　通商政策局　審議官（通商戦略担当）　　柴　田　裕　憲　氏

b. 訪メキシコ経済ミッションについて

団長、副団長、顧問、事務総長

日程等

団費

2) 訪メキシコ経済ミッション

２月１０～１７日

メンバー　伊東孝紳 日商特別顧問・東商副会頭（団長）、佐々木隆 日商特別顧問・東商副会頭（副団長）、釜和明 日商特別顧問・東商副会頭（同）、朝田照男 日商・東商特別顧問（同）、石田徹 日商・東商専務理事（事務総長）他、総勢６３名

訪問先　　メキシコシティ、レオン（グアナファト州）
内容
（メキシコシティ）
a. アルフォンソ・ロモ大統領府長官 表敬
b. ヒメネス・エスプリウ運輸通信大臣 表敬
c. マルセロ・エブラル外務大臣 表敬
d. ミゲル・トルーコ観光大臣 表敬
e. アルベルト・モントーヤ エネルギー省エネルギー担当次官 表敬
f. メキシコ日本経済ダイアログ
基調講演　　グラシェラ・マルケス・コリン経済大臣
セッション１　「自由貿易と経済統合」
セッション２　「メキシコ投資の優位性と魅力」
g. 現地事情ブリーフィング
駐メキシコ日本国大使　　高　瀬　　寧　氏
メキシコ日本商工会議所　会頭　　梅　村　順　三　氏
h. 高瀬寧 駐メキシコ日本国大使主催夕食会
i. 記者会見
j. 市内視察（テンプロマジョール遺跡）

（レオン）
a. ディエゴ・シヌエ グアナファト州知事 表敬
b. エクトル・ロペス レオン市長 表敬
c. 現地事情ブリーフィング
駐レオン日本国総領事　　伯耆田　　修　氏
d. 伯耆田修 駐レオン日本国総領事主催夕食会
e. 産業視察（ホンダ・デ・メヒコ セラヤ工場、ユーシン・オートパーツ・デ・メヒコ工場）
f. 市内視察（グアナファト歴史地区）

⑼ 見本市・展示会

① 展示会・トレードショー出展支援

1) スーパーマーケット・トレードショー２０１９
スーパーマーケットを中心とする食品流通業界に最新情報を発信する商談展示会。
主　　催　(一社)全国スーパーマーケット協会　後援：東京商工会議所　他
会　　期　２０１９年２月１３日～１５日（３日間）、午前１０時～午後５時（最終日午後４時）
会　　場　幕張メッセ
出　　展　生鮮、加工食品、飲料・酒類等の食料品、飲食関連製品の製造事業者･団体
２，１７６社・団体、３，５６８小間
入場者数　８８，４１２人
◆東京商工会議所「Ｆｒｏｍ　ＴＯＫＹＯ」ブース概要◆
会　　場　９－１１ホール内
小間仕様　３㎡（間口１．７ｍ×奥行き１．５ｍ×高さ２．７ｍ）／１小間
出展対象　東京食品をテーマとして「東京ならではの食材」「東京らしい食品」を有する食品製造事業者・団体
出展社数　２５社
○出展者説明会・小間位置抽選会　　１０月１０日　午後２時～４時
○出展者サポートセミナー第１回　　１０月２４日　午後２時～５時
第２回　　１０月３１日　午後２時～５時

第３回　　１１月　６日　午後１時３０分～４時３０分

2)　江戸・ＴＯＫＹＯ　技とテクノの融合展２０１８

新製品・新技術・新サービスの開発や既存事業の拡大、経営革新に取り組み自社の製品・商品・技術・サービスについて情報の発信を希望している中小企業を広く紹介する展示会。

東商ブースを１小間設け、創業支援事業、２０１７年度「勇気ある経営大賞」受賞企業の紹介、東商事業のＰＲ等を実施。

主　　催　東京信用保証協会　後援：東京商工会議所他

会　　期　２０１８年１０月２日　午前１０時～午後５時

会　　場　東京国際フォーラム

出　　展　中小企業２７４社、支援機関１１機関・団体

入場者数　１０，５１０人

3)　産業交流展２０１８

原則として、首都圏（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県）に事業所を有する中小企業などの優れた技術や製品を一堂に展示し、販路開拓による受発注の拡大、企業間連携の実現、情報収集・交換などのビジネスチャンスを提供する展示会。

東商ブースを２小間設け、２０１８年度「勇気ある経営大賞」受賞企業の紹介、東商事業のＰＲ等を実施。

主　　催　産業交流展２０１８実行委員会（東京都、東京商工会議所他）

会　　期　２０１８年１１月１４日～１１月１６日（３日間）

午前１０時～午後６時（最終日午後５時）

会　　場　東京ビッグサイト　東４・５・６ホール

出　　展　８０６社・団体

入場者数　４０，９９６人

(10)　講演会・講座

通学・合宿講座は、１４２テーマ、２９７回開催し、総受講者数は８，６１９名であった。

昨年に続き、生産性向上や多様な人材活躍推進など中小企業の課題解決に資する講座を実施したほか、ＩＣＴ活用を進める企業を側面支援するため､法務担当者向けに｢ソフトウェア契約･システム開発のトラブル対処法講座｣、「ＩＴ法務の基本と実務講座」を、外国人労働者増加を見込み「外国人対象のビジネスマナー研修」等を新たに実施した。

また、社員の自律的な学ぶ姿勢を企業がどのようにバックアップし、人が育つ組織を作り上げることができるのかを探る「人材育成シンポジウム」を実施したほか、日本女子大学との連携講座を実施した。

通信講座・ｅラーニング講座は、東京商工会議所主催の通信講座も併せ８９講座開講し、総受講者数は１，４０３名であった（日本女子大学リカレント教育課程２名の受講生を含む）。

① 通学・合宿講座

セミナー名	開催日（開始）
担当講師	参加者数
ａ．新入社員	
【Ａ１－１】新入社員ビジネス基礎講座〔１日コース〕	３月２９日
㈱マネジメントサポート　社長　古　谷　治　子　氏	３４名
【Ａ１－２】新入社員ビジネス基礎講座〔１日コース〕	４月　３日
㈱マネジメントサポート　講師　北　村　真　澄　氏	９１名
【Ａ１－２０】新入社員ビジネス基礎講座〔１日コース〕	４月　３日
㈱マネジメントサポート　講師　潮　田　真奈美　氏	８０名
【Ａ１－３】新入社員ビジネス基礎講座〔１日コース〕	４月　４日
㈱マネジメントサポート　講師　北　村　真　澄　氏	５８名
【Ａ１－４】新入社員ビジネス基礎講座〔１日コース〕	４月　５日
㈱マネジメントサポート　講師　北　村　真　澄　氏	４３名
【Ａ１－５】新入社員ビジネス基礎講座〔１日コース〕	４月　６日
㈱マネジメントサポート　講師　北　村　真　澄　氏	３８名
【Ａ１－６】新入社員ビジネス基礎講座〔１日コース〕	４月１１日
㈱マネジメントサポート　社長　古　谷　治　子　氏	４６名
【Ａ１－７】新入社員ビジネス基礎講座〔１日コース〕	４月１９日
㈱マネジメントサポート　社長　古　谷　治　子　氏	６２名
【Ａ２－１】新入社員ビジネス基礎講座〔２日コース〕	４月　３日
㈱ノビテク　講師　坂　本　行　廣　氏	８９名
【Ａ２－１０】新入社員ビジネス基礎講座〔２日コース〕	４月　３日
㈱ノビテク　講師　小　澤　千　春　氏	８６名
【Ａ２－２】新入社員ビジネス基礎講座〔２日コース〕	４月　４日
㈱ノビテク　講師　北　川　ま　り　氏	８６名
【Ａ２－３】新入社員ビジネス基礎講座〔２日コース〕	４月　５日
㈱ノビテク　講師　坂　本　行　廣　氏	８３名
【Ａ２－４】新入社員ビジネス基礎講座〔２日コース〕	４月　９日
㈱ノビテク　講師　越　山　揺巳香　氏	４０名
【Ａ３－１】新入社員ビジネス基礎講座〔少人数・実践中心／２日コース〕	４月　３日
シックス・スターズコンサルティング㈱　講師　柄　澤　百　代　氏	４１名
【Ａ３－１０】新入社員ビジネス基礎講座〔少人数・実践中心／２日コース〕	４月　３日
シックス・スターズコンサルティング㈱　講師　西　川　智　子　氏	４２名
【Ａ３－２】新入社員ビジネス基礎講座〔少人数・実践中心／２日コース〕	４月　５日
シックス・スターズコンサルティング㈱　講師　柄　澤　百　代　氏	４１名
【Ａ３－２０】新入社員ビジネス基礎講座〔少人数・実践中心／２日コース〕	４月　５日
シックス・スターズコンサルティング㈱　講師　西　川　智　子　氏	４２名
【Ａ３－３】新入社員ビジネス基礎講座〔少人数・実践中心／２日コース〕	５月１５日
シックス・スターズコンサルティング㈱　講師　柄　澤　百　代　氏	３５名
ｂ．合宿	
【Ｂ１－１】戦略的管理者育成コース	５月　８日
㈲コンサルネット　代表取締役　小　林　茂　之　氏	６名
【Ｂ１－２】戦略的管理者育成コース	７月　４日
㈲コンサルネット　代表取締役　小　林　茂　之　氏	１３名
【Ｂ１－３】戦略的管理者育成コース	１１月１２日
㈲コンサルネット　代表取締役　小　林　茂　之　氏	１７名
【Ｂ２－１】新任管理者育成コース〔合宿編〕	６月１３日
㈱ノビテク　取締役　永　野　宏　樹　氏	１７名
【Ｂ２－２】新任管理者育成コース〔合宿編〕	９月２５日
㈱ノビテク　取締役　永　野　宏　樹　氏	２２名

セミナー名 担当講師	開催日（開始） 参加者数
【Ｂ２－３】新任管理者育成コース〔合宿編〕	１２月１２日
㈱ノビテク　取締役　　永　野　宏　樹　氏	１６名
【Ｂ２－４】新任管理者育成コース〔合宿編〕	２月１９日
㈱ノビテク　取締役　　永　野　宏　樹　氏	１０名
【Ｂ３－１】新任管理者育成コース〔通学編〕	５月１４日
㈱ノビテク　取締役　　永　野　宏　樹　氏	１５名
【Ｂ３－２】新任管理者育成コース〔通学編〕	７月２４日
㈱ノビテク　取締役　　永　野　宏　樹　氏	２２名
【Ｂ３－３】新任管理者育成コース〔通学編〕	１１月　５日
㈱ノビテク　取締役　　永　野　宏　樹　氏	２５名
【Ｂ３－４】新任管理者育成コース〔通学編〕	１月２３日
㈱ノビテク　取締役　　永　野　宏　樹　氏	１７名
【Ｂ３－５】新任管理者育成コース〔通学編〕	３月１１日
㈱ノビテク　取締役　　永　野　宏　樹　氏	１７名
ｃ．階層別	
【Ｃ１－１】管理職準備基礎講座	８月　９日
㈱エトス　代表取締役　　門　田　由貴子　氏	３２名
【Ｃ１－２】管理職準備基礎講座	１０月１６日
㈱エトス　代表取締役　　門　田　由貴子　氏	３３名
【Ｃ１－３】管理職準備基礎講座	１２月１１日
㈱エトス　代表取締役　　門　田　由貴子　氏	３３名
【Ｃ１－４】管理職準備基礎講座	２月１８日
㈱エトス　代表取締役　　門　田　由貴子　氏	２５名
【Ｃ２－１】女性リーダー行動革新講座Ｐａｒｔ１	５月２３日
㈱マネジメントサポート　社長　　古　谷　治　子　氏	１８名
【Ｃ２－２】女性リーダー行動革新講座Ｐａｒｔ１	７月１１日
㈱マネジメントサポート　社長　　古　谷　治　子　氏	１４名
【Ｃ２－３】女性リーダー行動革新講座Ｐａｒｔ１	１０月２５日
㈱マネジメントサポート　社長　　古　谷　治　子　氏	２６名
【Ｃ３－１】中堅社員パワーアップ講座〔社会人経験５～１０年編〕	５月２１日
㈱ノビテク　講師　　高　村　幸　治　氏	３２名
【Ｃ３－２】中堅社員パワーアップ講座〔社会人経験５～１０年編〕	７月１９日
㈱ノビテク　講師　　高　村　幸　治　氏	３８名
【Ｃ３－３】中堅社員パワーアップ講座〔社会人経験５～１０年編〕	９月　６日
㈱ノビテク　講師　　高　村　幸　治　氏	３７名
【Ｃ３－４】中堅社員パワーアップ講座〔社会人経験５～１０年編〕	１１月　５日
㈱ノビテク　講師　　高　村　幸　治　氏	３８名
【Ｃ３－５】中堅社員パワーアップ講座〔社会人経験５～１０年編〕	２月２５日
㈱ノビテク　講師　　高　村　幸　治　氏	３２名
【Ｃ４－１】中堅社員パワーアップ講座〔社会人経験３～５年編〕	６月２１日
㈱プライムタイム　代表取締役　　坂　本　敦　子　氏	３５名
【Ｃ４－２】中堅社員パワーアップ講座〔社会人経験３～５年編〕	１０月１８日
㈱プライムタイム　代表取締役　　坂　本　敦　子　氏	３８名
【Ｃ４－３】中堅社員パワーアップ講座〔社会人経験３～５年編〕	１月２１日
㈱プライムタイム　代表取締役　　坂　本　敦　子　氏	３４名
【Ｃ５－１】若手社員パワーアップ講座〔社会人経験２～３年編〕	６月　７日
㈱ノビテク　講師　　内　山　　厳　氏	４３名
【Ｃ５－２】若手社員パワーアップ講座〔社会人経験２～３年編〕	７月２７日
㈱ノビテク　講師　　内　山　　厳　氏	４３名

セミナー名 担当講師	開催日（開始） 参加者数
【Ｃ５－３】若手社員パワーアップ講座〔社会人経験２～３年編〕	１０月１０日
㈱ノビテク　講師　　内　山　　厳　氏	４３名
【Ｃ５－４】若手社員パワーアップ講座〔社会人経験２～３年編〕	２月　５日
㈱ノビテク　講師　　内　山　　厳　氏	３７名
【Ｃ６－１】新入社員フォローアップ講座〔２０１８年度入社編〕	８月　７日
シックス・スターズコンサルティング㈱　講師　　柄　澤　百　代　氏	３１名
【Ｃ６－２】新入社員フォローアップ講座〔２０１８年度入社編〕	９月２７日
シックス・スターズコンサルティング㈱　講師　　柄　澤　百　代　氏	３８名
【Ｃ６－３】新入社員フォローアップ講座〔２０１８年度入社編〕	１１月２１日
シックス・スターズコンサルティング㈱　講師　　柄　澤　百　代　氏	４０名
【Ｃ６－４】新入社員フォローアップ講座〔２０１８年度入社編〕	２月　１日
シックス・スターズコンサルティング㈱　講師　　柄　澤　百　代　氏	３４名
【Ｃ７－１】新入社員のための電話応対徹底訓練講座	４月２３日
㈱ユニゾン　講師　　諸　田　美　佐　氏	５０名
【Ｃ８－１】新入社員のための社会人基礎講座〔２０１８年度入社社員向け〕	１０月　４日
㈱ワークセッション　代表取締役　　鈴　木　泰　詩　氏	４９名
【Ｃ９－１】新入社員のための「報・連・相」徹底訓練講座	４月１８日
㈱ワークセッション　代表取締役　　鈴　木　泰　詩　氏	５２名
【Ｃ９－２】新入社員のための「報・連・相」徹底訓練講座	４月１９日
㈱ワークセッション　代表取締役　　鈴　木　泰　詩　氏	５２名
【Ｃ９－３】新入社員のための「報・連・相」徹底訓練講座	５月１７日
㈱ワークセッション　代表取締役　　鈴　木　泰　詩　氏	４９名
【Ｃ９－４】新入社員のための「報・連・相」徹底訓練講座	５月１８日
㈱ワークセッション　代表取締役　　鈴　木　泰　詩　氏	２７名
【Ｃ１０－１】新入社員のためのビジネスモラル講座	４月１６日
㈱ポールスターコミュニケーションズ　代表取締役　　北　　宏　志 氏	４５名
【Ｃ１０－２】新入社員のためのビジネスモラル講座	４月１７日
㈱ポールスターコミュニケーションズ　代表取締役　　北　　宏　志 氏	４２名
【Ｃ１０－３】新入社員のためのビジネスモラル講座	５月１４日
㈱ポールスターコミュニケーションズ　代表取締役　　北　　宏　志 氏	２７名
【Ｃ１１－１】事例で学ぶ！新入社員のためのコンプライアンス講座	４月１８日
㈱インプレッション・ラーニング　講師　　鈴　木　瑞　穂　氏	４６名
【Ｃ１１－２】事例で学ぶ！新入社員のためのコンプライアンス講座	５月１８日
㈱インプレッション・ラーニング　講師　　鈴　木　瑞　穂　氏	１８名
【Ｃ１３－１】管理職・職場リーダーのための時間術講座	８月　７日
㈲ビズアーク　代表取締役　　水　口　和　彦　氏	３６名
【Ｃ１３－２】管理職・職場リーダーのための時間術講座	３月　５日
㈲ビズアーク　代表取締役　　水　口　和　彦　氏	１１名
【Ｃ１４－１】新入社員のための「仕事の段取り力」養成講座	５月２８日
マナビクス　代表　　丹　羽　將　喜　氏	４６名
【Ｃ１５－１】ゲームでわかる！新入社員のための決算書読みこなし講座	５月１１日
柴山政行公認会計士・税理士事務所　公認会計士　　柴　山　政　行　氏	１０名
【Ｃ１６－１】女性リーダー行動革新講座Ｐａｒｔ２	２月１５日
㈱マネジメントサポート　社長　　古　谷　治　子　氏	１８名
【Ｃ１７－１】中堅社員のためキャリアデザイン研修	１０月　９日
㈱スプリングフィールド　代表取締役　春　野　真　徳　氏	１７名
【Ｃ１８－１】外国人社員対象のビジネスマナー研修	３月２７日
神田外語大学・神田外語キャリアカレッジ　　登録講師	２０名

セミナー名 担当講師	開催日（開始） 参加者数
ｄ．経営・マネジメント	
【Ｄ１－１】経営幹部のための財務３表一体理解講座	５月２２日
インテグラス㈱　代表取締役　　諸　橋　清　貴　氏	２６名
【Ｄ１－２】経営幹部のための財務３表一体理解講座	８月２４日
インテグラス㈱　代表取締役　　諸　橋　清　貴　氏	３５名
【Ｄ１－３】経営幹部のための財務３表一体理解講座	２月　５日
インテグラス㈱　代表取締役　　諸　橋　清　貴　氏	３６名
【Ｄ２－１】エクセルで出来る！ビジネスデータ分析講座	７月１１日
システムリサーチ＆コンサルト㈱　代表取締役　　住　中　光　夫　氏	１７名
【Ｄ２－２】エクセルで出来る！ビジネスデータ分析講座	１１月　７日
システムリサーチ＆コンサルト㈱　代表取締役　　住　中　光　夫　氏	１６名
【Ｄ２－３】エクセルで出来る！ビジネスデータ分析講座	１月１７日
システムリサーチ＆コンサルト㈱　代表取締役　　住　中　光　夫　氏	１３名
【Ｄ３－１】戦略をやり切る組織づくり講座	８月２８日
㈱シー・シー・アイ　組織開発コンサルタント　代表取締役　　平　尾　貴　治　氏	２４名
【Ｄ６－１】エグゼクティブのためのスピーチトレーニング講座	７月　３日
㈱グローバリンク　代表取締役　　大　串　亜由美　氏	１１名
【Ｄ８－１】売上拡大を実現する“予算マネジメント”講座	１０月２３日
㈱セントエイブル経営　代表取締役　　大　塚　直　義　氏	２６名
【Ｄ１２－１】取締役・執行役員の役割と仕事	８月　８日
㈱セントエイブル経営　代表取締役　　大　塚　直　義　氏	３９名
ｅ．指導・育成	
【Ｅ１－１】部下の育成・指導法講座	６月　５日
㈱アイ・イーシー　講師　　福　本　伸　夫　氏	４５名
【Ｅ１－２】部下の育成・指導法講座	８月　３日
㈱アイ・イーシー　講師　　福　本　伸　夫　氏	２９名
【Ｅ１－３】部下の育成・指導法講座	９月２６日
㈱アイ・イーシー　講師　　福　本　伸　夫　氏	４８名
【Ｅ１－４】部下の育成・指導法講座	１１月　７日
㈱アイ・イーシー　講師　　福　本　伸　夫　氏	３７名
【Ｅ１－５】部下の育成・指導法講座	２月２０日
㈱アイ・イーシー　講師　　福　本　伸　夫　氏	３３名
【Ｅ２－１】後輩指導力（ＯＪＴリーダー）養成講座	６月　８日
シックス・スターズコンサルティング㈱　講師　　柄　澤　百　代　氏	３４名
【Ｅ２－２】後輩指導力（ＯＪＴリーダー）養成講座	１０月３０日
シックス・スターズコンサルティング㈱　講師　　柄　澤　百　代　氏	４７名
【Ｅ２－３】後輩指導力（ＯＪＴリーダー）養成講座	３月　４日
シックス・スターズコンサルティング㈱　講師　　柄　澤　百　代　氏	３９名
【Ｅ３－１】部下の指導・育成に活かすコーチング講座	７月１２日
ビジネスコーチ㈱　代表取締役　　細　川　　馨　氏	３０名
【Ｅ３－２】部下の指導・育成に活かすコーチング講座	１２月　６日
ビジネスコーチ㈱　代表取締役　　細　川　　馨　氏	３８名
【Ｅ３－３】部下の指導・育成に活かすコーチング講座	３月　７日
ビジネスコーチ㈱　代表取締役　　細　川　　馨　氏	３６名
【Ｅ６－１】部下との面談スキルアップ講座	１１月２０日
㈱キャラウィット　代表取締役　　上　岡　実弥子　氏	２６名
【Ｅ９－１】“折れない”部下の育て方講座	１月１８日
㈱ザ・アカデミージャパン　エグゼクティブ・トレーナー　　窪　田　晃　和　氏	３２名

セミナー名 担当講師	開催日（開始） 参加者数
【Ｅ１０－１】男性管理職のための意識改革と指導法講座	６月２６日
㈱マネジメントサポート　社長　　古　谷　治　子　氏	７名
【Ｅ１１－１】チームを率いる係長なら知っておきたいフィードバックの技術講座	４月２６日
クリエイティブパーソンズ　代表　　酒　井　勇　貴　氏	２５名
【Ｅ１１－２】チームを率いる係長なら知っておきたいフィードバックの技術講座	１１月　８日
クリエイティブパーソンズ　代表　　酒　井　勇　貴　氏	１８名
ｆ．法務	
【Ｆ１－１】ビジネス法務入門講座	５月１５日
㈱ワールド・ヒューマン・リソーシス　弁護士　　住　吉　健　一　氏	２２名
【Ｆ１－２】ビジネス法務入門講座	１０月１１日
㈱ワールド・ヒューマン・リソーシス　弁護士　　住　吉　健　一　氏	２５名
【Ｆ２－１】契約実務の法律基礎講座	５月２５日
海谷・江口・池田法律事務所　弁護士　　江　口　正　夫　氏	４９名
【Ｆ２－２】契約実務の法律基礎講座	９月１０日
海谷・江口・池田法律事務所　弁護士　　江　口　正　夫　氏	５２名
【Ｆ２－３】契約実務の法律基礎講座	２月　８日
海谷・江口・池田法律事務所　弁護士　　江　口　正　夫　氏	３０名
【Ｆ３－１】契約法務の実践講座	７月　６日
海谷・江口・池田法律事務所　弁護士　　江　口　正　夫　氏	２７名
【Ｆ３－２】契約法務の実践講座	１０月２９日
海谷・江口・池田法律事務所　弁護士　　江　口　正　夫　氏	２１名
【Ｆ３－３】契約法務の実践講座	３月　８日
海谷・江口・池田法律事務所　弁護士　　江　口　正　夫　氏	１１名
【Ｆ４－１】労働法実務講座〔入門編〕	６月１９日
石嵜・山中総合法律事務所　弁護士　　山　中　健　児　氏	２９名
【Ｆ８－１】役員に必要な会社経営の法務知識講座	７月１８日
海谷・江口・池田法律事務所　弁護士　　江　口　正　夫　氏	２０名
【Ｆ１０－１】民法改正に対応した契約実務講座	８月２３日
海谷・江口・池田法律事務所　弁護士　　江　口　正　夫　氏	４２名
【Ｆ１４－１】ソフトウェア契約・システム開発のトラブル対処法講座	７月２３日
牛島総合法律事務所　弁護士　　影　島　広　泰　氏	２３名
【Ｆ１５－１】ＩＴ法務の基本と実務講座	９月１４日
牛島総合法律事務所　弁護士　　影　島　広　泰　氏	１６名
【Ｆ１６－１】メンタルヘルスに関わる法律の基本と実務講座	８月　３日
石嵜・山中総合法律事務所　弁護士　　山　中　健　児　氏	２２名
ｇ．人事・総務	
【Ｇ１－１】社会保険実務講座〔入門編〕	５月２４日
兼子・山下経営労務事務所　代表社員　　山　下　順　子　氏	３８名
【Ｇ１－２】社会保険実務講座〔入門編〕	７月１９日
兼子・山下経営労務事務所　代表社員　　山　下　順　子　氏	３２名
【Ｇ１－３】社会保険実務講座〔入門編〕	１０月　５日
兼子・山下経営労務事務所　代表社員　　山　下　順　子　氏	３７名
【Ｇ１－４】社会保険実務講座〔入門編〕	１月２８日
兼子・山下経営労務事務所　代表社員　　山　下　順　子　氏	２８名
【Ｇ２－１】社会保険実務講座〔実践編〕	５月２８日
兼子・山下経営労務事務所　代表社員　　兼　子　憲　一　氏	１８名
【Ｇ２－２】社会保険実務講座〔実践編〕	１０月２６日
兼子・山下経営労務事務所　代表社員　　兼　子　憲　一　氏	３３名

セミナー名 担当講師	開催日（開始） 参加者数
【Ｇ２－３】社会保険実務講座〔実践編〕	２月　７日
兼子・山下経営労務事務所　代表社員　　兼　子　憲　一　氏	２２名
【Ｇ３－１】総務スタッフ入門講座	５月１１日
㈱人事サポートプラスワン　代表取締役　　松　本　健　吾　氏	３９名
【Ｇ３－２】総務スタッフ入門講座	１０月１２日
㈱人事サポートプラスワン　代表取締役　　松　本　健　吾　氏	３１名
【Ｇ３－３】総務スタッフ入門講座	２月１８日
㈱人事サポートプラスワン　代表取締役　　松　本　健　吾　氏	２６名
【Ｇ４－１】給与計算の実務講座	６月　７日
兼子・山下経営労務事務所　代表社員　　兼　子　憲　一　氏	２８名
【Ｇ４－２】給与計算の実務講座	１０月１５日
兼子・山下経営労務事務所　代表社員　　兼　子　憲　一　氏	３２名
【Ｇ４－３】給与計算の実務講座	２月　４日
兼子・山下経営労務事務所　代表社員　　兼　子　憲　一　氏	２５名
【Ｇ５－１】高齢者賃金の決め方と年金・社会保険手続き対策講座	９月１３日
兼子・山下経営労務事務所　代表社員　　山　下　順　子　氏	１３名
【Ｇ６－１】育成体系・教育体系のつくり方講座	１０月１０日
㈱アイ・イーシー　講師　　福　本　伸　夫　氏	２５名
【Ｇ７－１】海外赴任者の労務管理・給与・社会保険・税務講座	６月２０日
社会保険労務士法人トムズコンサルタント　代表社員　　河　西　知　一　氏	８名
【Ｇ８－１】年末調整の実務講座	１０月３０日
社会保険労務士法人トムズコンサルタント　代表社員　　河　西　知　一　氏	５２名
【Ｇ８－２】年末調整の実務講座	１１月　９日
社会保険労務士法人トムズコンサルタント　代表社員　　河　西　知　一　氏	５１名
【Ｇ１０－１】人事採用担当者のための会社説明会での話し方・伝え方講座	１月１７日
㈱ブレイクビジョン　代表取締役　　車　塚　元　章　氏	２４名
【Ｇ１１－１】会社を守る就業規則策定講座	７月　５日
ＴＯＭＡ社会保険労務士法人　代表社員　　麻　生　武　信　氏	１７名
【Ｇ１２－１】問題社員の指導・対処法講座	１０月２５日
ＴＯＭＡ社会保険労務士法人　代表社員　　麻　生　武　信　氏	２２名
【Ｇ１３－１】“新卒”ロ説ける採用面接官トレーニング講座	７月　９日
㈱ディリゴ　代表取締役　　長　谷　真　吾　氏	９名
【Ｇ１３－２】“新卒”ロ説ける採用面接官トレーニング講座	２月２１日
㈱ディリゴ　代表取締役　　長　谷　真　吾　氏	１２名
【Ｇ１６－１】昇進・昇格の仕組みと管理職の選び方講座	２月２１日
㈱日本経営システム研究所　代表取締役　　中　村　壽　伸　氏	１２名
【Ｇ１７－１】新卒採用戦略の立て方と広報・ＰＲ講座	１１月　６日
㈱ディリゴ　代表取締役　　長　谷　真　吾　氏	３０名
ｈ．財務・経理	
【Ｈ１－１】財務分析講座〔入門編〕	６月１３日
城所総合会計事務所　所長　　城　所　弘　明　氏	２５名
【Ｈ１－２】財務分析講座〔入門編〕	１０月１６日
城所総合会計事務所　所長　　城　所　弘　明　氏	３７名
【Ｈ１－３】財務分析講座〔入門編〕	１月２９日
城所総合会計事務所　所長　　城　所　弘　明　氏	３６名
【Ｈ２－１】財務分析講座〔実践編〕	１１月１６日
城所総合会計事務所　所長　　城　所　弘　明　氏	２４名
【Ｈ４－１】資金繰り実務講座〔入門編〕	７月１８日
ＴＯＭＡコンサルタンツグループ㈱　理事　　井　関　臣一朗　氏	３２名

セミナー名 担当講師	開催日（開始） 参加者数
【Ｈ４－２】資金繰り実務講座〔入門編〕	２月１４日
ＴＯＭＡコンサルタンツグループ㈱　理事　　井　関　臣一朗　氏	２４名
【Ｈ５－１】新任経理担当者の基礎実務講座	６月１４日
税理士法人田中事務所　専務・税理士　　田　中　義　晴　氏	４８名
【Ｈ５－２】新任経理担当者の基礎実務講座	１０月１１日
税理士法人田中事務所　専務・税理士　　田　中　義　晴　氏	３９名
【Ｈ５－３】新任経理担当者の基礎実務講座	１月１６日
税理士法人田中事務所　専務・税理士　　田　中　義　晴　氏	３３名
【Ｈ６－１】経理担当者レベルアップ講座	８月　８日
税理士法人田中事務所　専務・税理士　　田　中　義　晴　氏	２６名
【Ｈ６－２】経理担当者レベルアップ講座	２月１２日
税理士法人田中事務所　専務・税理士　　田　中　義　晴　氏	２３名
【Ｈ７－１】社長を支える経理部長の役割と実務講座	５月２３日
㈱組織デザイン研究所　ファウンダー　　小笠原　士　郎　氏	１１名
【Ｈ７－２】社長を支える経理部長の役割と実務講座	９月１１日
㈱組織デザイン研究所　ファウンダー　　小笠原　士　郎　氏	２０名
【Ｈ８－１】決算書の基礎講座	１０月１８日
湊税理士事務所　税理士　　湊　　義　和　氏	２１名
【Ｈ９－１】在庫最適化のための効率的実地棚卸方法講座	８月２３日
㈱流通エンジニアリング　社長　　横　山　英　機　氏	２４名
【Ｈ１０－１】法人税申告書の基礎講座	１２月　７日
渡邉一成税理士事務所　所長　　渡　邉　一　成　氏	３０名
【Ｈ１１－１】経営の本質を探る原価計算と管理会計の基本講座	７月１２日
南公認会計士事務所　公認会計士　　南　　俊　基　氏	２９名
【Ｈ１１－２】経営の本質を探る原価計算と管理会計の基本講座	２月１３日
南公認会計士事務所　公認会計士　　南　　俊　基　氏	２１名
【Ｈ１２－１】税務調査の実際と対策講座	７月１７日
喜屋武博一税理士事務所　税理士　　喜屋武　博　一　氏	２４名
ｉ．営業・販売	
【Ｉ１－１】営業“基礎力”養成講座	４月１２日
ビジネスディベロップサポート　代表　　大　軽　俊　史　氏	４１名
【Ｉ１－２】営業“基礎力”養成講座	７月２４日
ビジネスディベロップサポート　代表　　大　軽　俊　史　氏	２４名
【Ｉ１－３】営業“基礎力”養成講座	１０月１１日
ビジネスディベロップサポート　代表　　大　軽　俊　史　氏	１９名
【Ｉ１－４】営業“基礎力”養成講座	２月　７日
ビジネスディベロップサポート　代表　　大　軽　俊　史　氏	２３名
【Ｉ２－１】営業のかべを打ち破る“突破力”養成講座	５月２４日
㈱営業会議　社長　　野　口　明　美　氏	２４名
【Ｉ２－２】営業のかべを打ち破る“突破力”養成講座	９月１２日
㈱営業会議　社長　　野　口　明　美　氏	１５名
【Ｉ３－１】営業チームリーダー養成講座	６月１３日
㈱ディ・フォース・インターナショナル　代表取締役　　福　島　　章　氏	２２名
【Ｉ３－２】営業チームリーダー養成講座	９月２０日
㈱ディ・フォース・インターナショナル　代表取締役　　福　島　　章　氏	２８名
【Ｉ３－３】営業チームリーダー養成講座	２月１９日
㈱ディ・フォース・インターナショナル　代表取締役　　福　島　　章　氏	９名
【Ｉ４－１】“売れる”営業チームづくり講座	１１月１４日
㈱Ｖ字経営研究所　代表取締役　　酒　井　英　之　氏	１５名

セミナー名	開催日（開始）
担当講師	参加者数
【Ｉ７－１】女性営業力養成講座	５月１７日
クロス・コンサルティング㈱　代表取締役　　島　津　　愛　氏	２０名
【Ｉ７－２】女性営業力養成講座	１１月　７日
クロス・コンサルティング㈱　代表取締役　　島　津　　愛　氏	２７名
【Ｉ１３－１】営業交渉力トレーニング講座	５月１６日
(特)日本交渉協会　講師　　黒　川　　晃　氏	３１名
【Ｉ１３－２】営業交渉力トレーニング講座	９月　４日
(特)日本交渉協会　講師　　黒　川　　晃　氏	３４名
【Ｉ１３－３】営業交渉力トレーニング講座	１月２３日
(特)日本交渉協会　講師　　黒　川　　晃　氏	３６名
【Ｉ１４－１】目標達成のための売上を伸ばす営業スキルアップ講座	７月１８日
㈱セブンフォールド・ブリス　代表取締役　　本　田　賢　広　氏	２２名
【Ｉ１７－１】】営業“提案力”養成講座	６月２１日
㈱日小田コンサルティング　代表取締役　　日小田　正　人　氏	３４名
ｊ．ビジネススキル	
【Ｊ１－１】ビジネスマナートレーニング講座〔入門編〕	４月２０日
㈱ヴィタミンＭ　代表取締役　　鈴　木　真理子　氏	２８名
【Ｊ１－２】ビジネスマナートレーニング講座〔入門編〕	６月　６日
㈱ヴィタミンＭ　代表取締役　　鈴　木　真理子　氏	４２名
【Ｊ１－３】ビジネスマナートレーニング講座〔入門編〕	９月２１日
㈱ヴィタミンＭ　代表取締役　　鈴　木　真理子　氏	２９名
【Ｊ１－４】ビジネスマナートレーニング講座〔入門編〕	１１月２０日
㈱ヴィタミンＭ　代表取締役　　鈴　木　真理子　氏	２９名
【Ｊ１－５】ビジネスマナートレーニング講座〔入門編〕	２月１２日
㈱ヴィタミンＭ　代表取締役　　鈴　木　真理子　氏	２５名
【Ｊ２－１】信頼を得る電話応対トレーニング講座	５月２５日
㈱ユニゾン　講師　　諸　田　美　佐　氏	２４名
【Ｊ２－２】信頼を得る電話応対トレーニング講座	９月１３日
㈱ユニゾン　講師　　諸　田　美　佐　氏	２４名
【Ｊ３－１】ビジネス文書・Ｅメールの書き方講座〔入門編〕	５月１０日
㈱ヴィタミンＭ　代表取締役　　鈴　木　真理子　氏	３９名
【Ｊ３－２】ビジネス文書・Ｅメールの書き方講座〔入門編〕	１０月　２日
㈱ヴィタミンＭ　代表取締役　　鈴　木　真理子　氏	４３名
【Ｊ３－３】ビジネス文書・Ｅメールの書き方講座〔入門編〕	３月　６日
㈱ヴィタミンＭ　代表取締役　　鈴　木　真理子　氏	２６名
【Ｊ４－１】プレゼンテーション力アップ講座〔入門編〕	６月　６日
㈱ブレイクビジョン　代表取締役　　車　塚　元　章　氏	２０名
【Ｊ４－２】プレゼンテーション力アップ講座〔入門編〕	９月　５日
㈱ブレイクビジョン　代表取締役　　車　塚　元　章　氏	２７名
【Ｊ４－３】プレゼンテーション力アップ講座〔入門編〕	１月２４日
㈱ブレイクビジョン　代表取締役　　車　塚　元　章　氏	２０名
【Ｊ５－１】プレゼンテーション力アップ講座〔実践編〕	７月　５日
マーキュリッチ㈱　代表取締役　　西　野　浩　輝　氏	１６名
【Ｊ５－２】プレゼンテーション力アップ講座〔実践編〕	１１月２１日
マーキュリッチ㈱　代表取締役　　西　野　浩　輝　氏	２７名
【Ｊ７－１】信頼される女性社員の気がきく仕事術講座	８月　９日
㈱ソフィアパートナーズ　代表取締役　　増　谷　淳　子　氏	２７名
【Ｊ７－２】信頼される女性社員の気がきく仕事術講座	２月１３日
㈱ソフィアパートナーズ　代表取締役　　増　谷　淳　子　氏	４８名

セミナー名 担当講師	開催日（開始） 参加者数
【Ｊ１０－１】業務効率を上げるタイムマネジメント講座	９月１３日
㈱セブンフォールド・ブリス　代表取締役　　本　田　賢　広　氏	４８名
【Ｊ１０－２】業務効率を上げるタイムマネジメント講座	２月　６日
㈱セブンフォールド・ブリス　代表取締役　　本　田　賢　広　氏	３５名
【Ｊ１１－１】クレーム対応力アップ講座	８月２１日
ネガポジ　代表　　益　田　麻　実　氏	３２名
【Ｊ１１－２】クレーム対応力アップ講座	１２月　７日
ネガポジ　代表　　益　田　麻　実　氏	３０名
【Ｊ１１－３】クレーム対応力アップ講座	３月１３日
ネガポジ　代表　　益　田　麻　実　氏	２７名
【Ｊ１２－１】若手・中堅社員向け段取り力向上講座	７月　９日
マナビクス　代表　　丹　羽　將　喜　氏	３２名
【Ｊ１５－１】アサーティブ・コミュニケーション講座	７月　４日
㈱グローバリンク　代表取締役　　大　串　亜由美　氏	２６名
【Ｊ１６－１】リーダーのための職場活性化講座	６月２１日
シックス・スターズコンサルティング㈱　代表取締役　　原　田　由美子　氏	３６名
【Ｊ１６－２】リーダーのための職場活性化講座	１１月１９日
シックス・スターズコンサルティング㈱　代表取締役　　原　田　由美子　氏	４５名
【Ｊ１７－１】ロジカルシンキングの活かし方講座	６月１２日
ＨＲデザインスタジオ　代表　　生　方　正　也　氏	４０名
【Ｊ１７－２】ロジカルシンキングの活かし方講座	９月１９日
ＨＲデザインスタジオ　代表　　生　方　正　也　氏	４６名
【Ｊ１７－３】ロジカルシンキングの活かし方講座	３月　７日
ＨＲデザインスタジオ　代表　　生　方　正　也　氏	５５名
【Ｊ１８－１】人を動かす“数字”を使った伝え方講座	８月２２日
ＢＭコンサルティング㈱　代表取締役　　深　沢　真太郎　氏	３３名
【Ｊ２０－１】ビジネス文書・Ｅメールの書き方講座〔応用編〕	１２月　６日
㈱ヴィタミンＭ　代表取締役　　鈴　木　真理子　氏	４５名
【Ｊ２１－１】報連相で極めるビジネスコミュニケーション講座	１０月　３日
㈱ワークセッション　代表取締役　　鈴　木　泰　詩　氏	４８名
【Ｊ２１－２】報連相で極めるビジネスコミュニケーション講座	１０月２６日
㈱ワークセッション　代表取締役　　鈴　木　泰　詩　氏	３９名
【Ｊ２２－１】ムダを徹底削減する事務改善講座	９月１１日
ハートリンク　代表　　阿　部　紀　子　氏	３８名
【Ｊ２２－２】ムダを徹底削減する事務改善講座	３月１４日
ハートリンク　代表　　阿　部　紀　子　氏	１８名
【Ｊ２３－１】チームの生産性を高めるファシリテーション講座	７月１０日
㈱ディ・フォース・インターナショナル　代表取締役　　福　島　　章　氏	１７名
【Ｊ２５－１】プレゼンテーション力アップ講座〔資料作成編〕	８月　７日
㈱ブレイクビジョン　代表取締役　　車　塚　元　章　氏	２４名
【Ｊ２６－１】ビジネスマナートレーニング講座〔復習・ステップアップ編〕	１０月２９日
㈱ヴィタミンＭ　代表取締役　　鈴　木　真理子　氏	３４名
【Ｊ２７－１】業務マニュアルの作成と管理・活用の基本講座	１０月１１日
㈱ビジネスプラスサポート　人財育成プロデューサー　　森　田　圭　美　氏	４２名
【Ｊ２８－１】秘書実務能力アップ講座	１０月１７日
ハートリンク　代表　　阿　部　紀　子　氏	１５名
【Ｊ２９－１】５Ｓで極める！整理整頓仕事術講座	６月２５日
㈱ヴィタミンＭ　代表取締役　　鈴　木　真理子　氏	２８名
【Ｊ３０－１】ビジネスモラル＆コンプライアンス基礎講座	１０月２６日
㈱ワークセッション　代表取締役　　鈴　木　泰　詩　氏	２３名

セミナー名 担当講師	開催日（開始） 参加者数
ｋ．貿易	
【Ｋ１－１】貿易実務講座〔基礎編〕	４月２４日
中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏	５２名
【Ｋ１－２】貿易実務講座〔基礎編〕	６月２６日
中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏	４８名
【Ｋ１－３】貿易実務講座〔基礎編〕	８月　１日
中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏	４８名
【Ｋ１－４】貿易実務講座〔基礎編〕	９月　４日
中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏	５０名
【Ｋ１－５】貿易実務講座〔基礎編〕	１０月２３日
中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏	５１名
【Ｋ１－６】貿易実務講座〔基礎編〕	１月２３日
中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏	３９名
【Ｋ１－７】貿易実務講座〔基礎編〕	３月　５日
中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏	４０名
【Ｋ３－１】貿易実務講座〔輸入編〕	８月　２日
中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏	３３名
【Ｋ３－２】貿易実務講座〔輸入編〕	２月１４日
中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏	３２名
【Ｋ４－１】貿易実務講座〔輸出編〕	６月２７日
中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏	４６名
【Ｋ４－２】貿易実務講座〔輸出編〕	２月１３日
中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏	３９名
【Ｋ５－１】実践型貿易実務講座〔輸出入編〕	５月２９日
㈱アースリンク　貿易アドバイザー　　川　村 久美子　氏	２３名
【Ｋ５－２】実践型貿易実務講座〔輸出入編〕	８月２１日
㈱アースリンク　貿易アドバイザー　　川　村 久美子　氏	１２名
【Ｋ６－１】国際契約交渉のコツと英文契約書の実践講座	１月２４日
中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏	３１名
【Ｋ１１－１】三国間貿易における書類作成の実務とＥＰＡの利用	１０月２４日
中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏	３７名
【Ｋ１３－１】非特恵原産地証明申請の基礎実務講座	４月２５日
貿易証明アドバイザー　　松　本　　猛　氏	５０名
【Ｋ１３－２】非特恵原産地証明申請の基礎実務講座	９月１９日
貿易証明アドバイザー　　松　本　　猛　氏	３０名
【Ｋ１５－１】貿易実務に役立つ通関知識講座	９月　５日
中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏	２７名
【Ｋ１８－１】貿易実務で使える英文ビジネスＥメールライティング講座〔入門編〕	１０月１２日
みね事務所　代表　　峯　　愛　氏	２６名
ｌ．国際ビジネス	
【Ｌ２－１】国際売買契約講座〔基礎編〕	６月１５日
フリーマン国際法律事務所　弁護士　　ダグラス・Ｋ・フリーマン　氏	２３名
【Ｌ３－１】英文ビジネスＥメールライティング講座〔入門編〕	６月１４日
㈱オフィス・ビー・アイ　代表取締役　　大島　さくら子　氏	２５名
【Ｌ３－２】英文ビジネスＥメールライティング講座〔入門編〕	９月　６日
㈱オフィス・ビー・アイ　代表取締役　　大島　さくら子　氏	２０名
【Ｌ４－１】英文ビジネスＥメールライティング講座〔実践編〕	８月２４日
㈱オフィス・ビー・アイ　代表取締役　　大島　さくら子　氏	１９名

セミナー名 担当講師	開催日（開始） 参加者数
【Ｌ４－２】英文ビジネスＥメールライティング講座〔実践編〕	１１月　２日
㈱オフィス・ビー・アイ　代表取締役　　大島　さくら子　氏	１７名
【Ｌ５－１】海外の与信管理と債権回収講座	１０月１９日
ナレッジマネジメントジャパン㈱　代表取締役　　牧　野　和　彦　氏	１９名
【Ｌ６－１】Meeting Management Skills Seminar	９月２１日
Business Communications Consultant　David Wagner　氏	１３名
【Ｌ１０－１】英語プレゼンテーションスキルアップ講座	７月１９日
マーキュリッチ㈱　代表取締役　　西　野　浩　輝　氏	１５名
【Ｌ１１－１】Negotiation Course〔少人数コース〕	９月２１日
Business Communications Consultant　David Wagner　氏	１４名
【Ｌ１５－１】「ビジネス英語」電話応対講座〔基礎編〕	６月　８日
㈱オフィス・ビー・アイ　代表取締役　　大島　さくら子　氏	２６名
【Ｌ１８－１】スカイプを活用した海外潜在顧客へのアプローチ実践講座	７月１０日
㈱ＥＸＰＬＯＤＩＡ　社長　　洞　口　智　行　氏	５名
【Ｌ１９－１】「ビジネス英語」来客応対講座〔基礎編〕	６月　８日
㈱オフィス・ビー・アイ　代表取締役　　大島　さくら子　氏	８名
ｐ．パソコン・ＩＴ	
【ＰＡ１－１】アクセス基礎２０１３	５月２３日
東商パソコン・ＩＴ担当講師	１３名
【ＰＡ１－２】アクセス基礎２０１３	１０月　９日
東商パソコン・ＩＴ担当講師	１８名
【ＰＡ１－３】アクセス基礎２０１３	１月２４日
東商パソコン・ＩＴ担当講師	５名
【ＰＡ２－１】アクセス応用２０１３	７月１０日
東商パソコン・ＩＴ担当講師	６名
【ＰＡ２－２】アクセス応用２０１３	１２月　５日
東商パソコン・ＩＴ担当講師	５名
【ＰＢ－１】ワード＆エクセル実践ベンリ技テクニック２０１３	６月２７日
東商パソコン・ＩＴ担当講師	１０名
【ＰＢ－２】ワード＆エクセル実践ベンリ技テクニック２０１３	１０月２３日
東商パソコン・ＩＴ担当講師	１９名
【ＰＢ－３】ワード＆エクセル実践ベンリ技テクニック２０１３	３月１１日
東商パソコン・ＩＴ担当講師	１１名
【ＰＥ１－１】エクセル基礎２０１３	５月２１日
東商パソコン・ＩＴ担当講師	１９名
【ＰＥ１－２】エクセル基礎２０１３	７月　４日
東商パソコン・ＩＴ担当講師	１６名
【ＰＥ１－３】エクセル基礎２０１３	９月　６日
東商パソコン・ＩＴ担当講師	１０名
【ＰＥ１－４】エクセル基礎２０１３	１１月　８日
東商パソコン・ＩＴ担当講師	１２名
【ＰＥ１－５】エクセル基礎２０１３	１月１６日
東商パソコン・ＩＴ担当講師	１４名
【ＰＥ２－１】エクセル応用２０１３	６月　４日
東商パソコン・ＩＴ担当講師	１２名
【ＰＥ２－２】エクセル応用２０１３	７月１７日
東商パソコン・ＩＴ担当講師	１２名
【ＰＥ２－３】エクセル応用２０１３	９月２５日
東商パソコン・ＩＴ担当講師	１１名

セミナー名	開催日（開始）
担当講師	参加者数
【ＰＥ２－４】エクセル応用２０１３	１２月１１日
東商パソコン・ＩＴ担当講師	１９名
【ＰＥ２－５】エクセル応用２０１３	２月１３日
東商パソコン・ＩＴ担当講師	１３名
【ＰＥ３－１】エクセル関数応用活用編２０１３	６月１２日
東商パソコン・ＩＴ担当講師	４名
【ＰＥ３－２】エクセル関数応用活用編２０１３	８月　２日
東商パソコン・ＩＴ担当講師	１１名
【ＰＥ３－３】エクセル関数応用活用編２０１３	１０月１６日
東商パソコン・ＩＴ担当講師	５名
【ＰＥ３－４】エクセル関数応用活用編２０１３	１２月　７日
東商パソコン・ＩＴ担当講師	１２名
【ＰＥ３－５】エクセル関数応用活用編２０１３	２月２１日
東商パソコン・ＩＴ担当講師	１０名
【ＰＥ４－１】エクセルマクロＶＢＡ入門２０１３	８月　７日
東商パソコン・ＩＴ担当講師	１７名
【ＰＥ４－２】エクセルマクロＶＢＡ入門２０１３	１１月１５日
東商パソコン・ＩＴ担当講師	１５名
【ＰＧ－１】新入社員向けワード＆エクセル基礎短期演習講座２０１３	４月　５日
東商パソコン・ＩＴ担当講師	１６名
【ＰＧ－２】新入社員向けワード＆エクセル基礎短期演習講座２０１３	４月　９日
東商パソコン・ＩＴ担当講師	２１名
【ＰＧ－３】新入社員向けワード＆エクセル基礎短期演習講座２０１３	４月１０日
東商パソコン・ＩＴ担当講師	１９名
【ＰＧ－４】新入社員向けワード＆エクセル基礎短期演習講座２０１３	４月１１日
東商パソコン・ＩＴ担当講師	１９名
【ＰＧ－５】新入社員向けワード＆エクセル基礎短期演習講座２０１３	４月２３日
東商パソコン・ＩＴ担当講師	２０名
【ＰＨ－１】ホームページ作成【ＨＴＭＬ／ＣＳＳ】	７月１９日
東商パソコン・ＩＴ担当講師	１５名
【ＰＨ－２】ホームページ作成【ＨＴＭＬ／ＣＳＳ】	１１月　６日
東商パソコン・ＩＴ担当講師	９名
【ＰＪ１－１】ＷｏｒｄＰｒｅｓｓによるビジネスサイト構築〔導入＆初期設定編〕	６月　７日
ＩＴコーディネータ協会　認定コンサルタント　　桒　原　篤　史　氏	２０名
【ＰＪ２－１】ＷｏｒｄＰｒｅｓｓによるビジネスサイト構築〔サイト作成&運用編〕	６月２２日
ＩＴコーディネータ協会　認定コンサルタント　　桒　原　篤　史　氏	１３名
【ＰＪ３－１】SNS（Facebook・Instagram・Twitter・LI NE@）ビジネス活用の実務	７月１２日
ＩＴコーディネータ協会　認定コンサルタント　　冨 田 さより　氏	１６名
【ＰＪ４－１】GoogleAdWords（アドワーズ）広告による集客実務の基本	７月３１日
ＩＴコーディネータ協会　認定コンサルタント　　並　木　　博　氏	１０名
【ＰＪ５－１】Google アナリティクスによる解析実務〔初期設定＆基本解析編〕	８月　９日
ＩＴコーディネータ協会　認定コンサルタント　　松　本　年　史　氏	２６名
【ＰＪ６－１】Google アナリティクスによる解析実務〔応用設定＆解析・改善編〕	８月２９日
ＩＴコーディネータ協会　認定コンサルタント　　松　本　年　史　氏	２４名
【ＰＪ７－１】ＳＥＯ(検索エンジン最適化）によるサイト訪問者獲得の実務	９月１２日
ＩＴコーディネータ協会　認定コンサルタント　　並　木　　博　氏	２７名
【ＰＭ －１】ＩＴ担当者入門	５月　９日
東商パソコン・ＩＴ担当講師	１２名

セミナー名 担当講師	開催日（開始） 参加者数
【ＰＮ－１】ネットワーク入門	５月１０日
東商パソコン・ＩＴ担当講師	１５名
【ＰＰ－１】パワーポイント２０１３	１０月１７日
東商パソコン・ＩＴ担当講師	１１名
【ＰＷ１－１】ワード基礎２０１３	８月２２日
東商パソコン・ＩＴ担当講師	５名
ｏ．オーダーメイド研修	
【ＣＮ３－１】チームビルディング研修	７月１２日
㈱ノビテク　講師　　内　山　　厳　氏	１５名
【ＣＮ４－１】管理職研修	１０月２１日
㈱ノビテク　取締役　　永　野　宏　樹　氏	１６名
【ＥＮ－１】コーチングセミナー	７月１０日
とも経営研究所　　織　井　智　子　氏	３６名
【ＥＮ１－１】部下の育成・指導法講座	１１月１７日
㈱アイ・イーシー　講師　　福　本　伸　夫　氏	２８名
【ＥＮ１－２】部下の育成・指導法講座	１２月２６日
㈱アイ・イーシー　講師　　福　本　伸　夫　氏	３８名
【ＦＮ１－１】個人情報の取扱いの基本と実務	２月２０日
牛島総合法律事務所　弁護士　　影　島　広　泰　氏	８７名
【ＦＮ１－２】個人情報の取扱いの基本と実務	２月２６日
牛島総合法律事務所　弁護士　　影　島　広　泰　氏	８０名
【ＨＮ１－１】ビジネス実務研修（中級）	２月１３日
湊税理士事務所　税理士　　湊　　義　和　氏	２８名
【ＫＮ１－１】非特恵原産地証明申請の基礎実務講座	６月３０日
証明センター　所長　　加　藤　和　夫　氏	３４名

②　通信講座・ｅラーニング講座

1)東京商工会議所主催通信講座

a．ビジネス実務法務検定試験対策通信講座　　合計５７８名

講　　座　　名	受講者数
１級コース	７９名
２級コース	１６９名
３級コース	３３０名

b．ビジネスマネジャー検定試験公式通信講座　受講者数６００名（ＢａｓｉｃＴｅｓｔ（ＷＥＢテスト）あり６１名、(学)産業能率大学経由申込分３８７名含む)

c．福祉住環境コーディネーター検定試験対策通信講座　　合計８５名

講　　座　　名	受講者数
１級コース	３０名
２級コース	３３名
３級コース	２２名

2)他団体主催通信講座・ｅラーニング講座

a．業務提携先　　(学)産業能率大学、㈱日本能率協会マネジメントセンター、㈱ネットラーニング

b．講座数　　８１講座
c．受講者数　　１４０名

③　シンポジウム

８月　６日　「人材育成シンポジウム」（１２３名）
（内容）1)基調講演
「人が育つ組織をつくる～個人のキャリア自律と企業の継続的支援のあり方～」
講師：慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科 特任教授　高　橋　俊　介　氏
2)パネルディスカッション
「人が育つ組織の特徴～社員の自律的なキャリア形成を支援する企業の先進事例から学ぶ～」
コーディネーター：慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科 特任教授　高　橋　俊　介　氏
パネラー：有限会社川原代自動車電機工業所 代表取締役　湯　沢　文　一　氏
イーソル株式会社 管理部 人材開発課課長　澤　田　綾　子　氏
株式会社ワークセッション 代表取締役（東京商工会議所 研修講師）　鈴　木　泰　詩　氏

④　日本女子大学との「女性のための新たな学び・再就職支援に関する覚書」に基づく連携事業
（「平成３０年度男女共同参画推進のための学び・キャリア形成支援事業」実証事業）

１月２９日　講座「業務効率を上げるタイムマネジメント」（４３名）
㈱ビズアーク　代表取締役　水　口　和　彦　氏

(11)　交流事業

①　新年賀詞交歓会

国会議員や東京都議会議員など、多くの来賓を招き、役員・議員・会員間のより一層の交流促進を図るために開催。

１月１０日（約８００名）　於：東京會舘

②　東商Ｂｉｚレシピ

東商の事業利用促進と新入会員間での情報交換を目的に開催する、入会３年目までの会員を対象とした交流会。全５回で延２９２社３５０名が参加した。

５月１１日（５５社　６９名）
７月２３日（６２社　７３名）
９月１３日（５５社　６８名）
１月１５日（５７社　６５名）
３月２７日（６３社　７５名）

③　東商ビジネス交流プラザ

会員企業間の情報交換、人的交流によりビジネスチャンス拡大の機会を提供する異業種交流会。「他社を支援できる商品やサービス」、「他社に支援してほしい課題」を中心に自社ＰＲを行った後、各自が自由に交流（名刺・情報交換）を行う。全７回開催した。なお、当年度は新規参加者を獲得するため、千代田ビジネスフェアと併催するなど、新しい試みも実施した。

４月１２日　　第１３７回（６２社　７６名）
６月　５日　　第１３８回（６０社　６９名）
８月３０日　　第１３９回（５９社　７１名）
１０月２９日　　第１４０回（６１社　７０名）
１１月１４日　　第１４１回（６１社　７１名）※千代田ビジネスフェアに併せ開催
１２月１９日　　第１４２回（６０社　６７名）※豊島支部のあるＩＫＥ・Ｂｉｚで開催
２月２８日　　第１４３回（６１社　７８名）

④　ビジネス交流会

東商のみならず他の商工会議所等と連携した地域間交流、階層・職種別等のテーマを設定した異業種交流会。会員企業間の情報交換、人的交流によりビジネスチャンス拡大の機会を提供。適宜、テーマに沿った講演などをあわせて実施。当年度は全１３回開催。内２回は、首都圏政令指定都市商工会議所連携にて開催し、内２回は必ずしもビジネスにとらわれない情報交換の場として軽食・飲料を提供して開催した。新規企画として「マーケティング」「健康」「シニアマーケティング」をテーマとした他、新たに日本能率協会と連携した交流会を開催するなど、新規性のあるテーマ設定や交流方式を試行した。

４月２６日　「インバウンド」　（６０社　７７名）　（公財）東京観光財団共催
（内容）１）講演　テーマ「マーケット変化を捉えた観光商品の開発と商品化に向けて」
跡見学園女子大学　准教授　篠　原　靖　氏
２）自社紹介・自由交流

５月３０日　「コンテンツ×非コンテンツコラボ交流会」　（５６社　７３名）
（内容）１）講演　テーマ「ウルトラマンシリーズのライセンス活用について」
㈱円谷プロダクション　石　塚　徹　氏
講演　テーマ「ウルトラＪプロジェクトについて」
㈱ポニーキャニオン　男　全　修　二　氏
２）自社紹介・自由交流

５月３１日　「ものづくり」　（５２社　５９名）※「ザ・商談！し・ご・と発掘市」
主催商工会議所共催
（内容）１）講演　テーマ「深刻な人材不足を作業の標準化と消音・消塵化で克服した丸高工業の挑戦」
㈱丸高工業　代表取締役　高　木　一　昌　氏
２）自社紹介・自由交流

６月２１日　「働く女性のためのなでしこ」　（４５社　５８名）
６月２７日　「２０２０年に向けたビジネスチャンス発掘」　（５７社　６８名）
７月　２日　「メンバーズリンク（懇親）」（５４社　６０名）
７月１８日　「マーケティング」　（５１社　６１名）
（内容）１）講演　テーマ「すぐ実践できる！販路獲得術～なぜよい商品をもつ会社ほど販路に困るのか?」
㈱エスト・コミュニケーションズ　代表取締役　弓　削　徹　氏
２）自社紹介・自由交流

８月２４日　「健康」　（６１社　７２名）
（内容）１）講演　テーマ「専門紙記者が見る！健康産業の今とこれから」
ＵＢＭジャパン㈱　健康産業新聞編集部　大　石　哲　也　氏
２）自社紹介・自由交流

９月　３日　「地域連携（川崎）」　（７２社　８５名）※首都圏政令指定都市商工会議所共催
１１月３０日　「シニアマーケティング」　（５３社　５７名）
（内容）１）講演　テーマ「シニアマーケティングはなぜうまくいかないのか～人生１００年時代の失敗しないアプローチ法～」
博報堂新しい大人文化研究所　所長　阪　本　節　郎　氏
２）自社紹介・自由交流

１２月　７日　「人材」　（３０社　３０名）※日本能率協会共催
（内容）１）講演　テーマ「生産性が上がるすごい働き方改革～採用と企業文化づくり」
㈱リード・イノベーション　代表取締役　礒　谷　幸　始　氏
２）自社紹介・自由交流

１月２１日　「メンバーズリンク（懇親）」（５４社　６２名）
３月１９日　「地域連携（東京）」　（６６社　８４名）

⑤　スペシャリスト交流会

弁護士・弁理士・司法書士・行政書士・公認会計士・税理士・社会保険労務士・中小企業診断士・土地家屋調査士・不動産鑑定士・ＩＴコーディネータ・建築士の士業者同士が交流し、情報交換や事業連携の可能性を探る場として実施。当年度においては全３回開催。また、内２回を士業との連携を希望する企業にまで対象を広げ開催した。延１７５名が参加した。

４月１８日　　「スペシャリスト＋」（６１名）※士業との連携を望む企業まで範囲を広げた
１０月１２日　　第３３回（５２名）
２月　７日　　「スペシャリスト＋」（６２名）※士業との連携を望む企業まで範囲を広げた

⑥　ザ・商談！し・ご・と発掘市

中小企業製造業者の取引機会の創出を図るため、発注案件を提示できるメーカーなどの参加を得て、具体的な商談の場を提供する受発注商談会。当年度は新たに４つの商工会議所と連携して開催した。

※参加企業数等は２回合計

開催日	①１０月５日　②３月８日
会場	①丸の内二丁目ビル３階　会議室　②丸の内二重橋ビル５階　グランドホール・会議室
商談テーマ	金属製品、機械器具、関連業種（加工・組立・試作・供給）、樹脂成型・加工、その他関連工事
主催	東京、川崎、相模原、川口、さいたま、船橋、小山、宇都宮、甲府、横浜、むさし府中、名古屋、柏、浜松、日立、ひたちなか、長岡、青梅、仙台、平塚、千葉、郡山、京都、前橋、福井、三条、八王子、武蔵野、立川、水戸、堺、諏訪、下諏訪、岡谷の各地商工会議所
共催	東京都
参加企業数	発注企業・・・・・・・・・・　１０５社（①　４７社、②　５８社） 受注希望企業・・・・・・・　３０３社（①１４５社、②１５８社） 受注エントリー企業・・・・　５７９社（①２８５社、②２９４社）
商談件数	９３５件（①４１２件、②５２３件）
商談方式	事前マッチング方式

⑦　東京トラベルマート

観光関連事業者のビジネスチャンス創出のため、旅行会社との商談の場を提供する商談会を実施した。

開催日	７月１１日
会場	丸の内二丁目ビル　３階会議室
商談テーマ	東京観光向け商品、サービス
共催	（公財）東京観光財団
協力	東京都商工会議所連合会・東京都商工会連合会
参加企業数	バイヤー（旅行会社）・・・・・・・・・２６社 サプライヤー（観光関連事業者）・・・５１社・団体
商談件数	３０４件
商談方式	タイムスケジュールに従う予約商談方式、逆指名商談も一部実施。

⑧　ビジネスマッチング@ＦＴＪ２０１９

中小食品製造業などの取引機会の創出を図るため、首都圏における百貨店・スーパー、外食、卸のバイヤーとの受発注商談会を実施した。

開催日	２月１３日～１５日
会場	幕張メッセ　「スーパーマーケット・トレードショー内特設会場」
商談テーマ	「加工食品」「和洋日配」「菓子」「酒類・飲料」等に該当する飲食料品
共催	（一社）全国スーパーマーケット協会
参加企業数	バイヤー企業・・・・・・７９ブース

サプライヤー企業・・・・１６７社（エントリー２１７社）
商 談 件 数　　４９３件
商 談 方 式　　バイヤーによる指名商談方式

⑨　**東商バイヤーズミーティング　流通系企業との個別商談会**

多様な企業との商談機会を提供するため、百貨店、スーパー、専門店等との個別商談機会を創出。当年度においては全７開催。

「株式会社東急ハンズとの個別商談会」
開　催　日　　５月２８日
会　　場　　丸の内二丁目ビル　５階会議室
商 談 ﾃｰﾏ　　素材・道工具、ホビー・クラフト、インテリア、文具、ハウスウェア、アウトドア・トラベル、身の回り小物、ヘルス＆ビューティー、バラエティグッズ、季節用品、手作り品、食品など
参 加 企 業 数　　サプライヤー企業・・　２５社
エントリー・・・・・　８２社
商 談 件 数　　２７件

「ＡＫＯＭＥＹＡ（株式会社サザビーリーグ）との個別商談会」
開　催　日　　９月５日
会　　場　　丸の内二丁目ビル　３階会議室
商 談 ﾃｰﾏ　　加工食品、ＡＫＯＭＥＹＡとの共同開発商品の提案
参 加 企 業 数　　サプライヤー企業・・　８社
エントリー・・・・・　１３社
商 談 件 数　　８件

「株式会社そごう・西武との個別商談会」
開　催　日　　１０月２５日
会　　場　　丸の内二丁目ビル　３階会議室
商 談 ﾃｰﾏ　　紳士服、婦人服、子供服等、ファッション雑貨、インテリア等、加工食品、デリカ、スイーツ等
参 加 企 業 数　　サプライヤー企業・・・　１３社
エントリー・・・・・・　６６社
商 談 件 数　　１３件

「三越伊勢丹との個別商談会」
開　催　日　　１１月１４日
会　　場　　ＡＰ東京丸の内　会議室
商 談 ﾃｰﾏ　　加工食品、デリカ、スイーツ等、ファッション雑貨、キッズ用品、インテリア・リビング関連商品等
参 加 企 業 数　　サプライヤー企業・・　２４社
エントリー・・・・・　９３社
商 談 件 数　　２４件

「クイーンズ伊勢丹（株式会社エムアイフード）との個別商談会」
開　催　日　　１２月５日
会　　場　　ＡＰ東京丸の内　会議室
商 談 ﾃｰﾏ　　加工食品、ＰＢ商品

参加企業数　　サプライヤー企業・・　２５社
　　エントリー・・・・・　４４社
商談件数　　２５件

「株式会社丸井との個別商談会」
開催日　　２月２６日
会　　場　　丸の内二重橋ビル　会議室
商談テーマ　　ファッション、雑貨、食品、体験サービス　※催事・テナント出店可能な企業に限る
参加企業数　　サプライヤー企業・・　２０社
　　エントリー・・・・・　４５社
商談件数　　２０件

「伊藤忠食品との個別商談会」
開催日　　３月１８日
会　　場　　丸の内二重橋ビル　会議室
商談テーマ　　加工食品
参加企業数　　サプライヤー企業・・　１５社
　　エントリー・・・・・　１５社
商談件数　　１５件

⑩　会員向け交流事業

1)　会員交流事業

４月１７日　（３１３名）　東商園遊会　於：ホテル椿山荘東京
１０月　９日　（１２５名）　会頭杯　本・支部役員懇親ゴルフ会　於：鷹之台カンツリー倶楽部
２月２６日　（１４４名）　会頭杯　会員交流ボウリング大会
於：品川プリンスホテルボウリングセンター
３月　２日　（３００名）　①東商ウェルネスフェスタ・フットサル大会　於：墨田区総合体育館
（１８０名）　②東商ウェルネスフェスタ・パラスポーツ体験会　於：墨田区総合体育館

2）文化活動推進事業

９月２６日　（　８名）　「江戸東京博物館企画展“東京１５０年”」見学とちゃんこ鍋の夕べ
於：江戸東京博物館他
２月１９日　（１９名）　「豊洲市場視察会」　於：豊洲市場

⑪　ＦＣ東京公式戦でのＰＲ事業

ＦＣ東京の公式戦（味の素スタジアム）において、東商をＰＲする「東京商工会議所Ｄａｙ」を実施した。
対戦カード：ＦＣ東京対柏レイソル
日時・場所：８月１５日　１９時キックオフ　味の素スタジアム
来場者数：２０，９８５名
実施内容：1)　会員事業所１，９４２名招待
2)　来場者にＦＣ東京（当日会場限定）オリジナルカードを配布
3)　全来場者を対象に大型ビジョンを利用した抽選会を実施
（当選者には「オリジナルペットボトルホルダー」、東商創立１４０周年記念「東京ドロンパぬいぐるみ～渋沢栄一モデル～」をプレゼント）
4)　「東京ドロンパぬいぐるみ～渋沢栄一モデル～」との記念写真撮影コーナーの設置
5)　東商クイズの実施。正解者にはオリジナル缶バッジプレゼント（先着１，４００名）
6)　全来場者を対象に大型ビジョンを利用して「東商１４０周年記念事業ＰＲ動画」を放映

⑫　海外との交流事業

1)　訪日外国要人の接遇等

４月１０日　ムラト・ヤフジュ　トルコ日本ＥＰＡ首席交渉官の赤木理事・国際部長表敬
４月１３日　ファジロフ・ガニエヴィチ・ガイラト・ウズベキスタン大使一行の石田専務理事表敬
４月２０日　伊澤正　（一財）日中経済協会理事長による三村会頭へのブリーフィング
４月２０日　ダラス都市圏代表団の西尾常務理事表敬
４月２６日　ラウル・フロレンティン　駐日パラグアイ大使の赤木理事・国際部長表敬
５月　１日　アシュトン・ハイワード　米国フロリダ州ペンサコーラ市長の赤木理事・国際部長表敬
５月１１日　天野哲郎　前駐ヒューストン日本国総領事の西尾常務理事表敬
５月１１日　ダツェ・トレイヤ・マスィ　駐日ラトビア大使と東商国際部との面談
５月１４日　インドネシア中央賃金評価会一行の来所
５月２３日　アブドヴァハブ・サーラバディ　イラン・イスファハーン商工鉱業農業会議所会頭と東商国際部との面談
６月　５日　ギジヴォイ・ミナーシュ　チェコ商工会議所副会頭と東商国際部との面談
６月　６日　伊澤正　（一財）日中経済協会理事長の三村会頭表敬
７月　５日　梁林冲　中華人民共和国駐日本国大使館経済参事官の赤木理事・国際部長表敬
７月　９日　黄章富　台日商務交流協進会秘書長の赤木理事・国際部長表敬
７月１２日　ＣＣＰＩＴ重慶市分会の表敬訪問
７月１９日　アンジェラ・チャベス　グアテマラ共和国大使の赤木理事・国際部長表敬
８月２０日　キルギス商工会議所のマラト・シャルシェケエフ会頭の石田専務理事表敬
８月２９日　鶴岡公二　駐英国日本国特命全権大使の三村会頭表敬
９月　３日　杉山晋輔　駐アメリカ日本国特命全権大使の三村会頭表敬
９月　５日　ラフマーニ・モヴァッヘド　駐日イラン大使の三村会頭表敬
９月１９日　欧州議会　域内市場・消費者保護委員会　議員団の赤木理事・国際部長表敬
９月２１日　エーリクス・エグリーティス・ラトビア経済省・副大臣兼次官と東商国際部との面談
９月２５日　山野内勘二　在ニューヨーク日本国総領事の三村会頭表敬
１０月　４日　シャリフ・サイード　タジキスタン共和国商工会議所会頭の石田専務理事表敬
１０月　５日　ウシャ・カナバディ・モーリシャス外務省次官と東商国際部との面談
１０月１７日　ヴラジミール・プラトノフ・モスクワ商工会議所会頭の赤木理事・国際部長表敬
１１月　６日　カラビアス・ラシュ　米国ダラス地区商工会議所上席副会頭の西尾常務理事表敬
１２月　５日　サイラスチュー　香港貿易発展局日本主席代表の赤木理事・国際部長表敬
１２月１８日　マーガレット・フォン　香港貿易発展局総裁の石田専務理事表敬
１月　９日　磯俣秋男　在上海日本国総領事の石田専務理事表敬
１月１７日　中国山西省商務庁訪日団の東商国際部との面談
１月２８日　王美花　台湾経済部常務次長による赤木理事・国際部長表敬
１月３０日　トルコビジネス協議会（ＤＥＩＫ）訪日団の国際部訪問
２月２２日　フィリピン商工会議所南ルソン訪日貿易ミッションの赤木理事・国際部長表敬
３月　１日　ファティレ・ナイジェリア大使館経済・通商担当公使、臨時大使の赤木理事・国際部長表敬
３月　５日　トルコ・ガジアンテップ商工会議所アシオグル副会頭の国際部訪問
３月　６日　トルコ・エーゲ輸出機構訪日団と東商国際部との面談
３月１３日　鶴岡公二　駐英国日本国特命全権大使の三村会頭表敬
３月１４日　トルコ商工会議所連合（ＴＯＢＢ）副事務局長と国際部長の赤木理事・国際部長表敬

2)　在日外国商工会議所会員との交流レセプション

a. 在日外国商工会議所会員との交流レセプション

６月　７日　参加者：約３４０名（うち東商会員３０名）

開催地：東京／六本木ヒルズクラブ
共　催：在日外国商工会議所（カナダ、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、オランダ、ギリシャ、スペイン、フィンランド、スイス、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカの各商工会議所）

１２月１１日　参加者：約３４０名(うち東商会員２０名)
開催地：東京／在日カナダ大使館
共　催：在日外国商工会議所（カナダ、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、オランダ、ギリシャ、スペイン、イタリア、スイス、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカの各商工会議所）

b.グルメフード・ワイン　ガーデンパーティ２０１８

９月１３日　参加者：２４２名
開催地：東京／オーストラリア大使館
共　催：在日オーストラリア・ニュージーランド商工会議所

c. 在日欧州地域商工会議所会員企業との交流レセプション

１０月２３日　参加者：約２００名（うち東商会員２０名）
開催地：シャングリ・ラ　ホテル東京「ボールルーム」
共　催：在日フランス商工会議所主催（共催：オーストリア、英国、ベルギー・ルクセンブルク、チェコ、デンマーク、フィンランド、アイスランド、イタリア、オランダ、ノルウェー、スペイン、スイス商工会議所）

(12) 技能技術の普及検定

① 検定試験

1) 日商簿記検定試験

施　行　日	回　次	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
６月１０日	第１４９回	１　級	1,735	1,236	181	14.6%
		２　級	8,703	5,354	823	15.4%
		３　級	15,308	11,094	4,946	44.6%
		合　計	25,746	17,684	5,950	－
１１月１８日	第１５０回	１　級	1,689	1,114	95	8.5%
		２　級	11,253	7,551	1,041	13.8%
		３　級	15,664	11,279	5,013	44.4%
		合　計	28,606	19,944	6,149	－
２月２４日	第１５１回	１　級	－	－	－	－
		２　級	9,869	6,223	844	13.6%
		３　級	12,954	9,002	5,170	57.4%
		合　計	22,823	15,225	6,014	－
合　　計		１　級	3,424	2,350	276	11.7%
		２　級	29,825	19,128	2,708	14.2%
		３　級	43,926	31,375	15,129	48.2%
年 度 合 計			77,175	52,853	18,113	－

2)　リテールマーケティング（販売士）検定試験

施　行　日	回　次	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
７月１４日	第８２回	２　級	548	474	323	68.1%
		３　級	596	522	395	75.7%
		合　計	1,144	996	718	－
２月２０日	第８３回	１　級	185	147	41	27.9%
		２　級	430	358	270	75.4%
		３　級	755	663	472	71.2%
		合　計	1,370	1,168	783	－
合　　計		１　級	185	147	41	27.9%
		２　級	978	832	593	71.3%
		３　級	1,351	1,185	867	73.2%
年 度 合 計			2,514	2,164	1,501	－

3)　珠算能力検定試験

施　行　日	回　次	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
６月２４日	第２１３回	１　級	474	463	135	29.2%
		２　級	636	608	226	37.2%
		３　級	1,099	1,069	521	48.7%
		合　計	2,209	2,140	882	－
１０月２８日	第２１４回	１　級	453	442	110	24.9%
		２　級	622	601	241	40.1%
		３　級	1,013	968	410	42.4%
		合　計	2,088	2,011	761	－
２月１７日	第２１５回	１　級	546	530	138	26.0%
		２　級	703	689	235	34.1%
		３　級	1,116	1,073	414	38.6%
		合　計	2,365	2,292	787	－
合　　計		１　級	1,473	1,435	383	26.7%
		２　級	1,961	1,898	702	37.0%
		３　級	3,228	3,110	1,345	43.3%
年 度 合 計			6,662	6,443	2,430	－

a.　準級（全国施行分）

施　行　日	回　次	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率	施行会議所数
６月２４日	第２１３回	準１級	331	322	186	57.8%	5
		準２級	469	447	274	61.3%	5
		合　計	800	769	460	－	－
１０月２８日	第２１４回	準１級	278	266	139	52.3%	5
		準２級	524	505	340	67.3%	5
		合　計	802	771	479	－	－
２月１７日	第２１５回	準１級	318	311	190	61.1%	5
		準２級	552	526	319	60.7%	5
		合　計	870	837	509	－	－
合　　計		準１級	927	899	515	57.3%	－
		準２級	1,545	1,478	933	63.1%	－
年 度 合 計			2,472	2,377	1,448	－	－

b.　準級（東商施行分）

施　行　日	回　次	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
６月２４日	第２１３回	準１級	234	230	130	56.5%
		準２級	342	327	197	60.2%
		合　計	576	557	327	－
１０月２８日	第２１４回	準１級	218	208	107	51.4%
		準２級	381	370	235	63.5%
		合　計	599	578	342	－
２月１７日	第２１５回	準１級	235	228	137	60.1%
		準２級	409	389	232	59.6%
		合　計	644	617	369	－
合　　計		準１級	687	666	374	56.2%
		準２級	1,132	1,086	664	61.1%
年 度 合 計			1,819	1,752	1,038	－

4)　カラーコーディネーター検定試験

a.　全国施行分

施　行　日	回　次	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率	施行会議所数
６月１７日	第４４回	２　級	1,658	1,443	588	40.7%	153
		３　級	3,344	3,025	1,942	64.2%	153
		合　計	5,002	4,468	2,530	－	－
１２月　２日	第４５回	１級（１分野）	127	100	24	24.0%	87
		〃（２分野）	207	166	84	50.6%	87
		〃（３分野）	201	163	51	31.3%	87
		２　級	1,990	1,639	494	30.1%	153
		３　級	3,850	3,372	1,801	53.4%	153
		合　計	6,375	5,440	2,454	－	－
合　　計		１　級	535	429	159	37.1%	－
		２　級	3,648	3,082	1,082	35.1%	－
		３　級	7,194	6,397	3,743	58.5%	－
年 度 合 計			11,377	9,908	4,984	－	－

b.　東商施行分

施　行　日	回　次	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
６月１７日	第４４回	２　級	252	195	87	44.6%
		３　級	310	243	169	69.5%
		合　計	562	438	256	－
１２月　２日	第４５回	１級(１分野)	33	25	6	24.0%
		〃（２分野)	48	38	20	52.6%
		〃（３分野)	43	36	7	19.4%
		２　級	261	205	73	35.6%
		３　級	540	449	214	47.7%
		合　計	925	753	320	－
合　　計		１　級	124	99	33	33.3%
		２　級	513	400	160	40.0%
		３　級	850	692	383	55.3%
年 度 合 計			1,487	1,191	576	－

5)　ビジネス実務法務検定試験

a.　全国施行分

施　行　日	回　次	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率	施行会議所数
７月　１日	第４３回	２　級	7,271	5,712	2,022	35.4%	194
		３　級	10,605	9,025	7,525	83.4%	194
		合　計	17,876	14,737	9,547	－	－
１２月　９日	第４４回	１　級	671	509	56	11.0%	95
		２　級	10,002	8,017	3,744	46.7%	194
		３　級	12,522	10,783	8,186	75.9%	194
		合　計	23,195	19,309	11,986	－	－
合　　計		１　級	671	509	56	11.0%	－
		２　級	17,273	13,729	5,766	42.0%	－
		３　級	23,127	19,808	15,711	79.3%	－
年 度 合 計			41,071	34,046	21,533	－	－

b.　東商施行分

施　行　日	回　次	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
７月　１日	第４３回	２　級	1,931	1,461	550	37.6%
		３　級	2,642	2,197	1,936	88.1%
		合　計	4,573	3,658	2,486	－
１２月　９日	第４４回	１　級	232	170	15	8.8%
		２　級	2,573	1,957	995	50.8%
		３　級	2,832	2,358	1,918	81.3%
		合　計	5,637	4,485	2,928	－
合　　計		１　級	232	170	15	8.8%
		２　級	4,504	3,418	1,545	45.2%
		３　級	5,474	4,555	3,854	84.6%
年 度 合 計			10,210	8,143	5,414	－

6)　福祉住環境コーディネーター検定試験

a.　全国施行分

施　行　日	回　次	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率	施行会議所数
７月　８日	第４０回	２　級	11,550	10,394	1,437	13.8%	284
		３　級	5,139	4,585	2,595	56.6%	284
		合　計	16,689	14,979	4,032	－	－
１１月２５日	第４１回	１　級	474	389	46	11.8%	92
		２　級	12,545	11,446	4,812	42.0%	286
		３　級	5,870	5,294	2,934	55.4%	286
		合　計	18,889	17,129	7,792	－	－
合　　計		１　級	474	389	46	11.8%	－
		２　級	24,095	21,840	6,249	28.6%	－
		３　級	11,009	9,879	5,529	56.0%	－
年 度 合 計			35,578	32,108	11,824	－	－

b.　東商施行分

施　行　日	回　次	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
７月　８日	第４０回	２　級	647	534	78	14.6%
		３　級	228	188	128	68.1%
		合　計	875	722	206	－
１１月２５日	第４１回	１　級	60	47	5	10.6%
		２　級	696	601	296	49.3%
		３　級	334	292	203	69.5%
		合　計	1,090	940	504	－
合　　計		１　級	60	47	5	10.6%
		２　級	1,343	1,135	374	33.0%
		３　級	562	480	331	69.0%
年 度 合 計			1,965	1,662	710	－

7)　ＢＡＴＩＣ（国際会計検定）

a.　全国施行分

施　行　日	回　次	Subject	受験者数	実受験者数	認定者数		施行会議所数
７月２２日	第３５回	Subject1/2	472	347	Bookkeeper	396	38
		Subject1	998	854	Accountant	645	
		Subject2	297	223	Accounting Manager	141	
		合　計	1,767	1,424	Controller	51	
１２月１６日	第３６回	Subject1/2	570	415	Bookkeeper	431	38
		Subject1	959	816	Accountant	633	
		Subject2	436	330	Accounting Manager	209	
		合　計	1,965	1,561	Controller	76	
合　　計		Subject1/2	1,042	762	Bookkeeper	827	
		Subject1	1,957	1,670	Accountant	1,278	
		Subject2	733	553	Accounting Manager	350	
年 度 合 計			3,732	2,985	Controller	127	

b.　東商施行分

施　行　日	回　次	Subject	受験者数	実受験者数	認定者数	
７月２２日	第３５回	Subject1/2	223	159	Bookkeeper	127
		Subject1	325	261	Accountant	234
		Subject2	122	90	Accounting Manager	63
		合　計	670	510	Controller	25
１２月１６日	第３６回	Subject1/2	275	192	Bookkeeper	166
		Subject1	326	271	Accountant	221
		Subject2	180	132	Accounting Manager	95
		合　計	781	595	Controller	29
合　　計		Subject1/2	498	351	Bookkeeper	293
		Subject1	651	532	Accountant	455
		Subject2	302	222	Accounting Manager	158
年 度 合 計			1,451	1,105	Controller	54

8)　環境社会検定試験（ｅｃｏ検定）

a.　全国施行分

施　行　日	回　次	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率	施行会議所数
７月２２日	第２４回	－	12,250	11,173	8,324	74.5%	215
１２月１６日	第２５回		11,558	10,441	7,519	72.0%	215
年 度 合 計			23,808	21,614	15,843	－	－

b.　東商施行分

施　行　日	回　次	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
７月２２日	第２４回	－	1,463	1,332	1,063	79.8%
１２月１６日	第２５回		1,513	1,348	1,068	79.2%
年 度 合 計			2,976	2,680	2,131	－

9)　ビジネスマネジャー検定試験

a.　ビジネスマネジャー検定試験

(a).　全国施行分

施　行　日	回　次	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率	施行会議所数
７月１５日	第７回	－	6,950	6,259	3,540	56.6%	126
１１月１１日	第８回		7,221	6,555	3,847	58.7%	126
年 度 合 計			14,171	12,814	7,387	－	－

(b).　東商施行分

施　行　日	回　次	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
７月１５日	第７回	－	1,411	1,250	837	67.0%
１１月１１日	第８回		1,382	1,241	838	67.5%
年 度 合 計			2,793	2,491	1,675	－

b.　ビジネスマネジャーＢａｓｉｃＴｅｓｔ（ＷＥＢテスト）　　１，０９９名

10)　和裁検定試験

施　行　日	回　次	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
９月１５日・１６日	第６１回	１　級	6	6	1	16.7%
		２　級	12	11	1	9.0%
		３　級	48	43	24	55.8%
		４　級	80	75	61	81.3%
年 度 合 計			146	135	87	－

11)　メンタルヘルス・マネジメント検定試験（東商施行分）

施　行　日	回　次	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
１１月４日	第２５回	Ⅰ　種	683	520	109	21.0%
		Ⅱ　種	2,807	2,401	1,647	68.6%
		Ⅲ　種	1,369	1,211	1,072	88.5%
		合　計	4,859	4,132	2,828	－
３月１７日	第２６回	Ⅱ　種	3,159	2,693	1,424	52.9%
		Ⅲ　種	1,389	1,213	1,002	82.6%
		合　計	4,548	3,906	2,426	－
合　　計		Ⅰ　種	683	520	109	21.0%
		Ⅱ　種	5,966	5,094	3,071	60.3%
		Ⅲ　種	2,758	2,424	2,074	85.6%
年 度 合 計			9,407	8,038	5,254	－

備考：大阪商工会議所主催

12)　ビジネス会計検定試験（東商施行分）

施　行　日	回　次	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
９月　２日	第２３回	２　級	799	541	204	37.7%
		３　級	1,616	1,275	803	63.0%
		合　計	2,415	1,816	1,007	－
３月１０日	第２４回	１　級	124	75	23	30.7%
		２　級	909	590	290	49.2%
		３　級	1,680	1,301	838	64.4%
		合　計	2,713	1,966	1,151	－
合　　計		１　級	124	75	23	30.7%
		２　級	1,708	1,131	494	43.7%
		３　級	3,296	2,576	1,641	63.7%
年 度 合 計			5,128	3,782	2,158	－

備考：大阪商工会議所主催

13)　消費生活アドバイザー資格試験（東商施行分）

回　次	施　行　日	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
第３９回	１次　　９月３０日	1,299	1,001	465	46.5%
	２次　１１月２３日	465（１次合格者） 119（１次免除者）	446（１次合格者） 101（１次免除者）	338	61.8%

備考：主催団体は(一財)日本産業協会、日本商工会議所が受託し、当商工会議所が施行。

②　講習会・講座

1)　カラーコーディネーター検定試験、３級・２級指導者更新講座

開　催　日	講　　師	参加者数
1月２６日	日本色彩学会講師	３級指導者更新講座　　１３名 ２級指導者更新講座　　１５名

③　出 版 物

1)　カラーコーディネーター検定試験

書　籍　名	本体価格（税込）	備　　考
１級１分野〈ファッション色彩〉テキスト　第３版	８，１００	２０１４年　２月発行
１級２分野〈商品色彩〉　テキスト　第３版	８，１００	２０１５年　５月発行
１級３分野〈環境色彩〉　テキスト　第３版	８，１００	２０１６年　５月発行
２級公式テキスト　第３版	５，０７６	２０１２年　２月発行
３級公式テキスト　第４版	３，０２４	２０１１年１２月発行
１級過去問題集(２０１５・２０１４・２０１３)初版	２，１６０	２０１６年　９月発行
２級問題集　最新版	２，３７６	２０１５年　１月発行
３級問題集　第３版	１，９４４	２０１２年　２月発行

2)　ビジネス実務法務検定試験

書　籍　名	本体価格（税込）	備　　考
１級公式テキスト（２０１９年度版）	４，６４４	２０１９年　３月発行
２級公式テキスト（２０１９年度版）	４，５３６	２０１９年　１月発行
３級公式テキスト（２０１９年度版）	３，０２４	２０１９年　１月発行
１級公式問題集　（２０１９年度版）	３，４５６	２０１９年　３月発行
２級公式問題集　（２０１９年度版）	３，４５６	２０１９年　２月発行
３級公式問題集　（２０１９年度版）	２，５９２	２０１９年　２月発行

3)　福祉住環境コーディネーター検定試験

書　籍　名	本体価格（税込）	備　　考
１級公式テキスト改訂５版	５，８３２	２０１９年　３月発行
２級公式テキスト改訂５版	４，８６０	２０１９年　１月発行
３級公式テキスト改訂５版	２，７００	２０１９年　１月発行

4)　ＢＡＴＩＣ（国際会計検定）

書　籍　名	本体価格（税込）	備　　考
Ｓｕｂｊｅｃｔ1公式テキスト 新版	２，９７０	２０１８年　２月発行
Ｓｕｂｊｅｃｔ2公式テキスト ２０１９年版	３，６７２	２０１９年　３月発行
Ｓｕｂｊｅｃｔ1公式問題集 新版	２，７００	２０１８年　２月発行
Ｓｕｂｊｅｃｔ2公式問題集 ２０１９年版	２，８０８	２０１９年　３月発行

5)　環境社会検定試験（ｅｃｏ検定）

書　籍　名	本体価格（税込）	備　　考
改訂７版ｅｃｏ検定公式テキスト	２，８０８	２０１９年　１月発行
ｅｃｏ検定公式過去・模擬問題集（２０１９年版）	２，１６０	２０１９年　３月発行

6)　ビジネスマネジャー検定試験

書　籍　名	本体価格（税込）	備　　考
ビジネスマネジャー検定試験公式テキスト ２ｎｄ ｅｄｉｔｉｏｎ	３，０２４	２０１７年　１月発行
ビジネスマネジャー検定試験公式問題集 ２０１９年版	２，３７６	２０１９年　２月発行

④　セミナー・視察会の開催

1）ビジネス実務法務検定ＰＲセミナー
民法の改正ポイント！～改正民法は２０２０年４月施行　ここだけは知っておきたい改正のポイント～
７月２１日　（１２０名）
（資格の学校ＴＡＣと共催）
「働き方改革」の第一歩！労働法規と従業員リスクマネジメント　２月２１日　（８１名）
（資格の学校ＴＡＣと共催）

2）ｅｃｏ検定ＰＲセミナー
ｅｃｏ検定アワード２０１８　１０月２６日　（７３名）
エコピープルサロン「西松建設の環境保全への取組み」　１２月２１日　（１６名）
エコピープルサロン「ＳＤＧｓワークショップ」　３月２０日　（３４名）
（㈱オルタナと共催）

3）ビジネス会計検定ＰＲセミナー（大阪商工会議所、資格の学校ＴＡＣと連携）
会社の数字に強くなろう！～財務諸表の読み方・活かし方～　７月１３日　（５３名）
会社の数字に強くなろう！～財務諸表の読み方・活かし方～　７月２４日　（９９名）
会社の数字に強くなろう！～財務諸表の読み方・活かし方～　１月１５日　（６７名）
会社の数字に強くなろう！～財務諸表の読み方・活かし方～　１月１８日　（５３名）

4）メンタルヘルス・マネジメント検定ＰＲセミナー
１００名以下の中小企業ならではのメンタルヘルス対策のポイント
～うつ病対策からポジティブメンタルヘルスへシフトする～　１月１０日　（７０名）
（資格の学校ＴＡＣと共催）

5）日商簿記検定ＰＲセミナー
はじめてみよう！簿記１級セミナー（資格の大原と共催）　７月１４日　（　７名）
はじめてみよう！簿記２級セミナー（資格の大原と共催）　７月１８日　（２０名）
はじめてみよう！簿記１級セミナー（資格の大原と共催）　７月２８日　（　１名）
大原こどもぼき学校　中学生クラス（資格の大原と共催）　８月　５日　（　２名）
大原こどもぼき学校　小学４～６年生クラス（資格の大原と共催）　８月　５日　（１３名）

はじめてみよう！簿記１級セミナー（資格の大原と共催）　９月１２日　（　７名）
はじめてみよう！簿記２級セミナー（資格の大原と共催）　９月１９日　（２１名）
１１月検定直後から始めるスタートダッシュ簿記２級セミナー　１１月１９日　（１２名）
１１月検定直後から始めるスタートダッシュ簿記１級セミナー　１１月２０日　（　２名）
知らないと出遅れる！簿記の基本がわかるセミナー　１月　９日　（６９名）
（資格の大原と共催）
２月検定直後から始めるスタートダッシュ簿記２級セミナー　３月　２日　（１７名）
（資格の大原と共催）
２月検定直後から始めるスタートダッシュ簿記２級セミナー　３月２０日　（３６名）
（資格の大原と共催）
２月検定直後から始めるスタートダッシュ簿記１級セミナー　３月２３日　（　５名）
（資格の大原と共催）
スタートダッシュ簿記２級セミナー　３月　３日　（　１名）
（習志野商工会議所、資格の大原と共催）
スタートダッシュ簿記２級セミナー　３月　６日　（　２名）
（さいたま商工会議所、資格の大原と共催）
スタートダッシュ簿記２級セミナー　３月２３日　（　６名）
（立川商工会議所、資格の大原と共催）
スタートダッシュ簿記２級セミナー　３月２３日　（　５名）
（柏商工会議所、資格の大原と共催）
スタートダッシュ簿記２級セミナー　３月２３日　（１３名）
（町田商工会議所、資格の大原と共催）
スタートダッシュ簿記２級セミナー　３月２４日　（　６名）
（習志野商工会議所、資格の大原と共催）
スタートダッシュ簿記１級セミナー　３月２６日　（　３名）
（横浜商工会議所、資格の大原と共催）
スタートダッシュ簿記２級セミナー　３月２７日　（２５名）
（横浜商工会議所、資格の大原と共催）
スタートダッシュ簿記１級セミナー　３月３０日　（　１名）
（町田商工会議所、資格の大原と共催）

6）ビジネスマネジャー検定ＰＲセミナー
一般社員とはこんなに違う！ 管理職に求められる知識・スキルとは！？
～名プレーヤーは必ずしも名監督にあらず～　９月１３日　（７８名）
（資格の学校ＴＡＣと共催）

7）ＢＡＴＩＣ（国際会計検定）ＰＲセミナー
英文簿記を学ぼう！～グローバルな会計人を目指す～　５月３１日　（３４名）
（資格の大原と共催）
英文簿記を学ぼう！～グローバルな会計人を目指す～　１０月１１日　（２５名）
（資格の大原と共催）

(13) 貿易取引斡旋

① 受信数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
件数	41	33	26	38	24	15	34	3	2	28	18	13	275

②　地域別・内容別

1)地域別

地　域	件　数
ア　ジ　ア	９５
中　近　東	４２
欧　　州	４２
ア　フ　リ　カ	２９
北　　米	１５
中　南　米	１７
大　洋　州	４
不　　明	３１
合　計	２７５

2)内容別

内　　容	件　数
貿　　易（輸出入）	１０２
合　　弁	３
投　　資	４
そ　の　他	１６６
合　　計	２７５

※業務を共管している日商宛照会件数を含む。

③　商工会議所会員企業向け国内外（企業等）からの引き合い情報等掲載サイト（ＣＣＩ－ＩＢＯ）

商工会議所会員企業と海外企業等とのマッチングを目的にＣＣＩ－ＩＢＯを作り、希望する会員企業の情報をＷｅｂサイト上に日本語・英語で掲載し、発信している（２０１９年３月１４日現在の登録件数は１，０４４件）。

④　相談・指導

貿易専門相談

来所相談件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
計	7	4	12	11	11	8	5	5	5	3	4	4	79

（専門相談員）国際協力銀行　　斧　田　開　文　氏
貿易相談員　　林　　孝　司　氏
弁護士　　神　谷　宗之介　氏
弁護士　　長　濱　　隆　氏

(14) 経営改善普及事業

① 経営指導員による巡回・窓口相談指導

1) 本支部別巡回指導実績

支部名	巡回指導										
	経営革新	経営一般	情報化	金融	税務	労働	取引	環境対策	創業	その他	計
千代田	4	237	15	913	5	44	64	0	10	1,116	2,408
中央	2	142	15	843	3	11	9	1	0	1,139	2,165
港	1	367	37	603	1	42	20	0	1	1,054	2,126
新宿	2	328	6	670	7	29	9	1	0	1,196	2,248
文京	100	168	18	495	4	3	4	2	0	967	1,761
台東	0	166	14	626	7	7	1	2	1	1,528	2,352
北	2	393	51	876	14	13	19	0	1	1,212	2,581
荒川	1	785	16	878	4	28	9	1	5	1,033	2,760
品川	2	276	5	713	2	2	3	1	3	1,365	2,372
目黒	0	253	5	507	17	10	8	0	0	1,200	2,000
大田	5	294	58	453	5	5	17	1	3	1,064	1,905
世田谷	3	430	28	521	23	73	34	0	2	1,112	2,226
渋谷	8	353	5	654	14	22	18	1	11	1,147	2,233
中野	1	320	8	570	1	15	18	0	8	1,084	2,025
杉並	0	377	8	781	7	2	1	0	1	1,247	2,424
豊島	1	461	16	593	5	38	12	0	2	1,176	2,304
板橋	7	357	31	638	73	23	53	1	2	1,197	2,382
練馬	1	393	7	553	3	25	6	0	0	1,001	1,989
江東	4	537	54	787	18	52	21	0	1	1,199	2,673
墨田	8	249	7	587	10	13	33	2	1	905	1,815
足立	4	354	2	871	1	5	9	1	1	1,477	2,725
葛飾	3	600	34	594	3	19	127	0	15	986	2,381
江戸川	4	210	6	794	2	17	2	0	1	1,531	2,567
本部	2	301	25	63	7	17	33	0	10	454	912
分室	0	126	4	40	108	5	0	0	2	79	364
計	165	8,477	475	15,623	344	520	530	14	81	27,469	53,698

2)　本支部別窓口指導実績

支部名	窓　口　指　導　（文書・電話等によるものを含む）										
	経営革新	経営一般	情報化	金　融	税　務	労　働	取　引	環境対策	創　業	その他	計
千代田	0	246	6	944	5	6	24	0	58	567	1,856
中 央	2	324	4	1,230	31	11	22	1	47	470	2,142
港	0	199	30	1,697	3	7	4	1	5	301	2,247
新 宿	0	123	2	1,439	10	16	21	0	73	587	2,271
文 京	4	212	3	1,086	20	12	19	2	22	540	1,920
台 東	12	195	5	1,062	11	3	0	0	29	687	2,004
北	2	254	26	1,083	37	6	10	0	44	734	2,196
荒 川	1	409	5	867	14	11	8	1	35	171	1,522
品 川	1	337	19	1,183	14	2	14	0	24	424	2,018
目 黒	0	124	2	829	23	2	1	1	66	1,159	2,207
大 田	2	250	44	1,118	20	4	14	0	31	328	1,811
世田谷	1	127	15	1,284	62	24	37	0	110	699	2,359
渋 谷	2	392	2	1,434	29	8	12	0	83	341	2,303
中 野	3	116	0	924	28	6	19	0	86	512	1,694
杉 並	3	384	8	1,111	33	0	3	0	103	697	2,342
豊 島	1	384	19	1,090	68	32	87	5	42	631	2,359
板 橋	7	236	8	996	53	19	41	0	71	716	2,147
練 馬	2	266	16	1,072	18	50	2	1	65	264	1,756
江 東	0	206	23	1,027	40	12	21	0	55	655	2,039
墨 田	7	201	11	901	32	17	18	1	30	412	1,630
足 立	0	99	3	1,162	33	3	7	0	79	837	2,223
葛 飾	3	577	32	1,034	12	8	97	0	74	320	2,157
江戸川	2	262	0	2,021	39	8	3	1	29	884	3,249
本 部	203	2,506	33	774	75	61	229	3	820	1,447	6,151
分 室	2	173	21	260	300	42	17	0	23	276	1,114
計	260	8,602	337	27,628	1,010	370	730	17	2,104	14,659	55,717

②　講習会・講演会等の開催による指導

1)　講師謝金無料分

支部名	経営革新		経営一般		情報化		金　融		税　務		労　働		取　引		環境対策		その他		計	
	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人
千代田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中　央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
港	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新　宿	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	168	8	168
文　京	0	0	1	66	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	66
台　東	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	42	0	0	0	0	0	0	1	42
北	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
荒　川	0	0	1	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	23
品　川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
目　黒	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大　田	0	0	1	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	18
世田谷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
渋　谷	0	0	1	87	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	87
中　野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
杉　並	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊　島	0	0	1	18	0	0	0	0	0	0	0	0	1	30	0	0	1	53	3	101
板　橋	0	0	1	22	0	0	1	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	43
練　馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
江　東	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
墨　田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
足　立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
葛　飾	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	17	0	0	1	17
江戸川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本　部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	6	234	0	0	1	21	0	0	1	42	1	30	1	17	9	221	19	565

※連続講習会を主な種目で１回として計上した場合、下記の通りとなる。

計	0	0	6	234	0	0	1	21	0	0	1	42	1	30	1	17	3	221	13	565

2)　講師謝金有料分

支部名	経営革新		経営一般		情報化		金　融		税　務		労　働		取　引		環境対策		その他		計	
	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人
千代田	1	190	8	370	2	89	2	90	2	94	8	357	0	0	0	0	1	43	24	1,233
中　央	0	0	13	867	2	103	0	0	4	516	5	331	0	0	0	0	0	0	24	1,817
港	0	0	21	1,139	0	0	0	0	2	124	2	113	1	56	0	0	0	0	26	1,432
新　宿	0	0	14	614	0	0	1	32	1	26	5	244	0	0	0	0	8	131	29	1,047
文　京	0	0	17	1,122	3	117	1	67	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	1,306
台　東	1	18	16	848	2	56	0	0	0	0	2	65	0	0	0	0	0	0	21	987
北	0	0	15	508	0	0	0	0	2	98	5	197	0	0	0	0	2	44	24	847
荒　川	0	0	20	937	1	38	0	0	1	37	3	133	0	0	0	0	1	20	26	1,165
品　川	2	131	16	554	5	243	1	20	1	24	2	53	1	40	0	0	0	0	28	1,065
目　黒	0	0	21	759	2	75	0	0	3	108	3	104	1	30	0	0	0	0	30	1,076
大　田	0	0	21	814	2	75	1	45	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24	934
世田谷	0	0	18	616	0	0	0	0	2	47	2	138	0	0	0	0	3	144	25	945
渋　谷	0	0	18	838	0	0	0	0	0	0	3	113	1	67	0	0	1	20	23	1,038
中　野	0	0	14	450	0	0	0	0	4	151	4	146	0	0	0	0	4	87	26	834
杉　並	0	0	21	617	2	78	0	0	1	61	1	45	0	0	0	0	2	121	27	922
豊　島	0	0	8	260	2	71	1	30	4	133	4	138	2	60	0	0	3	375	24	1,067
板　橋	0	0	19	969	1	43	1	27	3	89	2	81	1	46	0	0	0	0	27	1,255
練　馬	0	0	39	1,428	1	59	3	99	0	0	3	187	0	0	0	0	0	0	46	1,773
江　東	1	209	16	733	2	78	2	89	3	119	2	77	1	11	0	0	0	0	27	1,316
墨　田	0	0	12	495	2	104	4	142	3	91	2	74	1	40	0	0	0	0	24	946
足　立	0	0	13	410	3	73	1	35	2	57	5	148	1	41	0	0	0	0	25	764
葛　飾	0	0	19	470	3	38	0	0	0	0	2	30	0	0	0	0	0	0	24	538
江戸川	0	0	17	1,314	0	0	1	22	1	71	3	241	0	0	0	0	1	14	23	1,662
本　部	0	0	3	251	0	0	1	49	1	58	0	0	0	0	0	0	0	0	5	358
計	5	548	399	17,383	35	1,340	20	747	40	1,904	68	3,015	10	391	0	0	26	999	603	26,327

※連続講習会を主な種目で１回として計上した場合、下記の通りとなる。

計	5	548	378	17,383	34	1,340	20	747	39	1,904	68	3,015	10	391	0	0	20	999	574	26,327

3)　講習会（本部実施分）

No.	開催日	講演講習会の内容（テーマ）	講師名		参加者数	対象者等
			職業	氏名		
1	９月２１日	危ない取引先を見抜く！与信管理のポイントセミナー	㈱帝国データバンク情報部部長	赤間　裕弥　氏	１５５	小規模事業者
2	１０月１０日	働き方改革をＩＳＯで実現～労働生産性を高める仕組みづくりとは～	社会保険労務士	倉田かおる　氏	４１	小規模事業者
3	１０月１８日	中小企業経営者の金融機関との付き合い方！！～経営者保証を解除するために～	（特）日本動産鑑定会長	森　俊彦　氏	４９	小規模事業者
4	１０月２９日	展示会有効活用セミナー～展示会出展・助成金活用をビジネスチャンスにつなげるポイント～	中小企業診断士	秋島　一雄　氏	５５	小規模事業者
5	１月１６日	個人事業主のための確定申告セミナー	税理士	矢田　勝久　氏	５８	小規模事業者

4)　特別講演会

支部	開催日	テーマ	講師名	参加者数
千代田	３月１１日	小説「下町ロケット」にみる中小・ベンチャー企業の知財戦略と事業戦略	内田・鮫島法律事務所 弁護士・弁理士　鮫島　正洋　氏	１９０名
中央	１１月１２日	業界で生き残る強小カンパニーの創りかた	赤城乳業㈱　元常務取締役開発本部長 鈴木　政次　氏	９８名
〃	１月１８日	２０１９年日本経済の行く先を読む！	経済ジャーナリスト 内田　裕子　氏	１２１名
港	７月１７日	アートから見る「ネクストヒューマン（新人類）と資本主義」	森美術館 館長　南條　史生　氏	１０３名
〃	２月１８日	ＩＴ革命～フィンテックがもたらすニッポンの行方と将来像	早稲田大学ビジネス・ファイナンス研究センター　顧問　野口悠紀雄　氏	１５４名
新宿	１月２３日	法律の世界からみた日本経済と東京の問題	弁護士 長野　聡　氏	１６４名
〃	３月　８日	新時代に向けて「論語と算盤」を読む意義とは	シブサワ・アンド・カンパニー㈱ 代表取締役ＣＥＯ　渋澤　健　氏	６２名
文京	６月２６日	内外情勢と日本経済の展望	㈱双日総合研究所 チーフエコノミスト　吉崎　達彦　氏	９２名
〃	２月２２日	今後の中小企業のあり方～激動する日本経済を読む	獨協大学経済学部 教授　森永　卓郎　氏	３０４名
台東	１１月１２日	どうする財政、どうなる日本経済	獨協大学経済学部 教授　森永　卓郎　氏	２１１名
〃	３月１１日	２０２０年に向けて－魅力ある地域のブランディング	㈱地域ブランディング研究所 代表取締役　吉田　博詞　氏	３２名
荒川	７月１１日	いすみ鉄道の生き残り戦略と地域活性化	いすみ鉄道㈱ 代表取締役社長　鳥塚　亮　氏	１４４名
〃	２月１３日	これからの時代の経営とリーダーシップ～人を育て動かす志の経営	㈱佐々木常夫マネージメント・リサーチ 代表取締役　佐々木常夫　氏	２０５名
品川	１２月　６日	中小企業のＩｏＴ活用	経営コンサルタント　大川　真史　氏	５４名
	３月　５日	来る将来に備えて～家族や従業員を困らせない相続と事業承継とは	公認会計士　蓮見　正純　氏	１０１名

支部	開催日	テーマ	講師名	参加者数
目黒	２月２０日	グローバル経済の潮流と２０１９年の内外経済～トランプ大統領の誤解と理解	オフィス金融経済イニシアティブ 代表　山本　謙三　氏	１３５名
大田	１０月１７日	先端テクノロジーがもたらす経済の未来展望	㈱野村総合研究所　未来創発センター センター長　桑津浩太郎　氏	４０名
〃	２月　８日	アポロ５０周年・はやぶさ１からはやぶさ２へ	宇宙研究開発機関 名誉教授　的川　泰宣　氏	３５名
渋谷	２月１５日	銀行員目線で学ぶ、中小企業が直面するリスクの勘所、対応方法とは？	東京国際コンサルティング㈱ 代表取締役　阿久津康弘　氏	４６名
中野	２月　６日	どうなる？２０１９年日本と世界経済のゆくえ	㈱双日総合研究所 チーフエコノミスト　吉崎　達彦　氏	４５名
杉並	２月２６日	日経トップリーダー編集長が教える「名経営者はいつから名経営者なのか」	日経トップリーダー 編集長　北方　雅人　氏	２７名
〃	３月１１日	人手不足とデジタル、移民、人生１００年「新たなビジネスモデルへの取り組み」	㈱野村総合研究所　未来創発センター センター長　桑津浩太郎　氏	２４名
豊島	２月１９日	「岐路に立つ日本」～今こそ考えたい、これからの日本のストーリー～	弁護士 山口　真由　氏	３１２名
板橋	２月２０日	いま起こっていること、これから起こること	経済ジャーナリスト 須田慎一郎　氏	２４１名
〃	２月２２日	これからの日本	ジャーナリスト 鳥越俊太郎　氏	２０５名
練馬	７月１９日	経営戦略としてのダイバーシティ推進と働き方改革	㈱佐々木常夫マネージメント・リサーチ 代表取締役　佐々木常夫　氏	９７名
〃	３月　５日	人工知能により劇的な変化を遂げる今後３０年の世界	富士通㈱ 理事　中山五輪男　氏	８２名
江東	１０月２４日	事業承継と経営者保証セミナー	公認会計士 城所　弘明　氏	３１名
〃	１月１１日	世界経済・日本経済の行方	早稲田大学ビジネス・ファイナンス研究センター　顧問　野口悠紀雄　氏	２０９名
墨田	１０月２２日	中小企業が実施すべき最小限の情報セキュリティ	合同会社エルプラス 代表社員　杉浦　隆幸　氏	５０名
〃	２月　７日	外国人雇用の現状と外国人雇用の基礎	㈱グローバルパワー 代表取締役　竹内　幸一　氏	８８名
足立	２月　６日	東京五輪の経済効果と日本経済の見通し	大阪経済大学大学院経済学研究科 教授　岡田　　晃　氏	８６名
葛飾	１月２９日	２０１９年日本の政治・経済の見通し	明治大学政治経済学部 兼任講師　山田　伸二　氏	１０８名
江戸川	７月１９日	２０１８年下期　日本・世界経済動向	㈱第一生命経済研究所 首席エコノミスト　熊野　英生　氏	１１７名
〃	１２月１２日	どうなる？２０１９年日本経済・世界経済	㈱双日総合研究所 チーフエコノミスト　吉崎　達彦　氏	１２９名

③　窓口専門相談

（本支部別窓口専門相談）

本部・支部	税務		法律		金融・その他		計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
千代田	10	20	0	0	(37) 0	(88) 0	(37) 10	(88) 20
中央	19	28	12	14	(1) 0	(1) 0	(1) 31	(1) 42
港	15	25	11	13	(6) 1	(4) 2	(6) 27	(4) 40
新宿	23	40	32	44	(14) 0	(32) 0	(14) 55	(32) 84
文京	13	21	11	21	(13) 0	(16) 0	(13) 24	(16) 42
台東	15	30	11	7	(2) 9	(4) 8	(2) 35	(4) 45
北	24	23	22	19	0	0	(0) 46	(0) 42
荒川	7	12	12	17	(9) 0	(26) 0	(9) 19	(26) 29
品川	(1) 17	(3) 28	20	23	(5) 0	(10) 0	(6) 37	(13) 51
目黒	8	12	11	13	(1) 0	(4) 0	(1) 19	(4) 25
大田	34	71	49	27	(12) 0	(8) 0	(12) 83	(8) 98
世田谷	25	60	22	16	(27) 10	(18) 12	(27) 57	(18) 88
渋谷	51	71	51	77	(2) 0	(10) 0	(2) 102	(10) 148
中野	19	24	36	37	(16) 1	(30) 1	(16) 56	(30) 62
杉並	18	33	36	59	(7) 0	(15) 0	(7) 54	(15) 92
豊島	5	10	32	40	(8) 0	(36) 0	(8) 37	(36) 50
板橋	22	20	20	20	0	0	(0) 42	(0) 40
練馬	20	55	12	19	(4) 0	(5) 0	(4) 32	(5) 74
江東	18	37	18	35	(2) 0	(2) 0	(2) 36	(2) 72
墨田	25	60	22	24	(11) 0	(0) 0	(11) 47	(0) 84
足立	19	46	12	11	(13) 0	(16) 0	(13) 31	(16) 57
葛飾	20	56	11	11	(18) 0	(4) 0	(18) 31	(4) 67
江戸川	17	35	11	23	(25) 8	(41) 9	(25) 36	(41) 67
本部	123	383	243	818	(100) 190	(90) 448	(100) 556	(90) 1,649
計	(1) 567	(3) 1,200	(0) 717	(0) 1,388	(333) 219	(460) 480	(334) 1,503	(463) 3,068

（　）は専門相談員謝金無料分

④　金融指導

（支部別金融斡旋・貸付決定状況）

制度名 / 支部名	日本政策金融公庫A				金融のうちマル経				その他	
	斡旋延べ件数	貸付決定延べ件数	斡旋総額	貸付決定総額	斡旋延べ件数	貸付決定延べ件数	斡旋総額	貸付決定総額	斡旋延べ件数	貸付決定延べ件数
本　部	40	20	428,820	124,000	0	0	0	0	2	1
千代田	243	238	2,097,500	2,056,500	238	237	2,056,500	2,051,500	0	0
中　央	271	266	2,250,000	2,210,500	268	265	2,219,000	2,202,500	0	0
港	302	295	2,586,300	2,520,300	294	290	2,511,300	2,468,300	0	0
新　宿	215	210	1,964,700	1,908,700	209	209	1,903,700	1,903,700	0	0
文　京	151	144	1,204,900	1,143,900	144	143	1,135,900	1,133,900	2	1
台　東	180	173	1,504,650	1,445,650	168	165	1,432,100	1,407,100	0	0
北	163	161	1,125,500	1,119,500	160	160	1,112,500	1,112,500	0	0
荒　川	166	166	1,098,100	1,098,100	162	162	1,070,900	1,070,900	0	0
品　川	216	209	1,748,400	1,710,400	209	206	1,709,400	1,689,400	0	0
目　黒	144	141	1,093,500	1,048,500	140	140	1,044,500	1,044,500	2	2
大　田	191	185	1,243,500	1,198,000	184	182	1,180,500	1,170,000	1	1
世田谷	204	203	1,456,500	1,452,500	195	195	1,373,500	1,373,500	4	3
渋　谷	296	289	2,611,400	2,529,700	287	285	2,533,900	2,503,900	0	0
中　野	164	164	1,148,320	1,149,600	150	150	1,046,900	1,046,900	3	1
杉　並	172	171	1,199,200	1,194,500	165	165	1,154,700	1,154,700	0	0
豊　島	172	162	1,345,200	1,188,200	157	155	1,163,200	1,140,200	0	0
板　橋	176	171	1,279,700	1,223,700	174	171	1,259,700	1,223,700	0	0
練　馬	219	210	1,631,400	1,541,300	205	204	1,504,900	1,502,900	0	0
江　東	181	178	1,442,300	1,369,900	170	170	1,285,600	1,285,600	0	0
墨　田	206	206	1,749,700	1,757,000	175	175	1,467,200	1,467,200	0	0
足　立	310	302	1,998,600	1,929,600	299	298	1,920,600	1,916,600	0	0
葛　飾	188	181	1,101,400	1,006,800	179	177	1,015,300	986,300	0	0
江戸川	360	350	2,715,900	2,602,900	349	345	2,615,700	2,579,700	0	0
浅草分室	10	8	70,900	54,400	7	7	50,400	50,400	0	0
合　計	4,940	4,803	38,096,390	36,584,150	4,688	4,656	35,767,900	35,485,900	14	9

（単位：件、千円）

斡旋									
金融機関B		Bのうち都の中小企業制度融資				合計			
斡旋総額	貸付決定総額	斡旋延べ件数	貸付決定延べ件数	斡旋総額	貸付決定総額	斡旋延べ件数	貸付決定延べ件数	斡旋総額	貸付決定総額
17,500	9,000	2	1	17,500	9,000	42	21	446,320	133,000
0	0	0	0	0	0	243	238	2,097,500	2,056,500
0	0	0	0	0	0	271	266	2,250,000	2,210,500
0	0	0	0	0	0	302	295	2,586,300	2,520,300
0	0	0	0	0	0	215	210	1,964,700	1,908,700
20,600	5,600	2	1	20,600	5,600	153	145	1,225,500	1,149,500
0	0	0	0	0	0	180	173	1,504,650	1,445,650
0	0	0	0	0	0	163	161	1,125,500	1,119,500
0	0	0	0	0	0	166	166	1,098,100	1,098,100
0	0	0	0	0	0	216	209	1,748,400	1,710,400
17,000	5,000	2	2	17,000	5,000	146	143	1,110,500	1,053,500
10,000	10,000	1	1	10,000	10,000	192	186	1,253,500	1,208,000
37,000	27,000	4	3	37,000	27,000	208	206	1,493,500	1,479,500
0	0	0	0	0	0	296	289	2,611,400	2,529,700
54,300	19,000	3	1	54,300	19,000	167	165	1,202,620	1,168,600
0	0	0	0	0	0	172	171	1,199,200	1,194,500
0	0	0	0	0	0	172	162	1,345,200	1,188,200
0	0	0	0	0	0	176	171	1,279,700	1,223,700
0	0	0	0	0	0	219	210	1,631,400	1,541,300
0	0	0	0	0	0	181	178	1,442,300	1,369,900
0	0	0	0	0	0	206	206	1,749,700	1,757,000
0	0	0	0	0	0	310	302	1,998,600	1,929,600
0	0	0	0	0	0	188	181	1,101,400	1,006,800
0	0	0	0	0	0	360	350	2,715,900	2,602,900
0	0	0	0	0	0	10	8	70,900	54,400
156,400	75,600	14	9	156,400	75,600	4,954	4,812	38,252,790	36,659,750

⑤　中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済制度）

中小企業倒産防止共済（愛称：経営セーフティ共済）は、取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合、「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の１０倍に相当する額（最高８，０００万円）」のいずれか少ない額の貸付けが、「無担保・無保証人」「無利子」で受けられる制度。

２０１８年度の実績は、新規契約者数が１１３件、貸付請求が７件／１１，３０５万円であった。

中小企業倒産防止共済加入・貸付状況

単位：万円

支部名	加入	貸付	
	件数	件数	金額
千代田	7	1	740
中央	11		
港	10	1	1,095
新宿	6	1	940
文京	5	1	2,290
台東	1		－
北	0		
荒川	0	1	910
品川	2		
目黒	2		
大田	1		
世田谷	3		
渋谷	17		
中野	2		
杉並	0		
豊島	2		
板橋	2	1	2,330
練馬	1		
江東	4		
墨田	2	1	3,000
足立	3		
葛飾	1		
江戸川	3		
分室	0		
本部	28		
合計	113	7	11,305

⑥　小規模企業共済制度

小規模企業共済は、小規模企業の個人事業主または会社等の役員が、事業を廃止した場合や役員を退任した場合等に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく制度で、いわば経営者の退職金制度。

２０１８年度の実績は、新規契約件数が７１件であった。

小規模企業共済加入状況

単位：件

支部名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	支部別合計
千代田						3							3
中央													0
港													0
新宿													0
文京	1							2	1				4
台東													0
北													0
荒川								1		1		1	3
品川													0
目黒								4					4
大田													0
世田谷					2	1			1				4
渋谷		1		2	2		2		2	1		2	12
中野													0
杉並				1							1	1	3
豊島				1			1					1	3
板橋							2						2
練馬									1			1	2
江東								1		1		1	3
墨田													0
足立	1	1				1				1			4
葛飾							1			1			2
江戸川													0
分室													0
本部		1	1		1		8		5	1	3	2	22
月別合計	2	3	1	4	5	5	14	8	10	6	4	9	71

⑦　記帳指導（本支部別実績表）

支部名	記帳相談員数（名）	指導対象者数（対象）	記帳指導件数（件）		
			指導件数	非継続指導件数	合計指導件数
千代田	－	－	－	－	－
中央	－	－	－	－	－
港	1	175	409	1	410
新宿	1	169	338	4	342
文京	－	－	－	－	－
台東	－	－	－	－	－
北	－	－	－	－	－
荒川	－	－	－	－	－
品川	－	－	－	－	－
目黒	－	－	－	－	－
大田	－	－	－	－	－
世田谷	－	－	－	－	－
渋谷	－	－	－	－	－
中野	－	－	－	－	－
杉並	－	－	－	－	－
豊島	－	－	－	－	－
板橋	－	－	－	－	－
練馬	1	120	283	4	287
江東	－	－	－	－	－
墨田	－	－	－	－	－
足立	1	123	336	23	359
葛飾	－	－	－	－	－
江戸川	－	－	－	－	－
本部	4	270	469	30	499
計	8	857	1,835	62	1,897
一支部平均		162.1	396.3	9.3	406

⑧　専門経営指導

２０１８年度における専門経営指導員及び嘱託専門指導員の事業実績は以下の通り。

1)　専門指導センターの指導実績

業種別	巡回指導							
	専門分野	業種別	中心市街地活性化	地域振興	環境対策	創業	その他	計
製造業	10	0	0	0	0	0	5	15
建設業	2	0	0	0	0	0	0	2
小売業	10	2	0	0	0	0	19	31
卸売業	11	0	0	0	0	0	4	15
サービス業	22	4	0	0	0	1	6	33
その他	9	1	0	3	0	0	9	22
計	64	7	0	3	0	1	43	118

業種別	窓口指導							
	専門分野	業種別	中心市街地活性化	地域振興	環境対策	創業	その他	計
製造業	102	0	0	0	0	13	12	127
建設業	8	0	0	0	0	0	25	33
小売業	47	0	0	0	0	25	48	120
卸売業	88	0	0	0	0	17	0	105
サービス業	239	1	0	0	0	66	37	343
その他	222	1	0	7	0	528	326	1,084
計	706	2	0	7	0	649	448	1,812

⑨　経営・技術強化支援事業（エキスパートバンク）

1)　目　　的

本事業は小規模事業者等が直面している経営・技術等に係る専門的な課題に関し、当所で登録しているエキスパートを無料で最大３回まで派遣し、解決に向けた支援を行っている。

2)　事業の内容及び結果

a．エキスパートの登録

２０１９年3月３１日現在の登録エキスパートは４４１名

b．小規模事業者等の要請に基づき適任のエキスパートを派遣し、販売戦略の策定、ＩＴ活用及び技術・技能について専門的・実践的な指導・助言を行った。

	２０１８年度
指導企業	２６０企業
指導日数	６２７日

⑩　施策普及広報活動

1)　金融ＰＲ活動

a.　小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）の制度紹介リーフレット（５６，２５０部）を作成し、支部窓口、ＤＭ、巡回指導等にて配布を行い、マル経融資希望者や制度未周知の小規模事業者に対しＰＲを行った。

b.　マル経融資のＰＲハガキ（１９９，３００部）を作成し、２３支部から区内小規模事業者にダイレクトメールを送付して、同融資制度の普及に努めた。

c.　制度融資を取りまとめた「融資のしおり」（１，９８０部）を作成し、融資相談会や小規模事業者の相談・指導に役立てた。

2)　パンフレット・チラシ類の作成

a.　経営改善普及事業総合ガイドブック（２５，１００部）、窓口専門相談リーフレット（３４，８５０部）記帳相談リーフレット（２０，０００部）、支部独自の経営改善普及事業ＰＲチラシ、ハガキ（５２４，８６９部）を作成し、支部窓口や東京都関係機関窓口、イベント等で配布し経営改善普及事業の利用促進を図った。

3)　新聞・関連団体機関紙への広告掲載

a.　マル経融資・経営相談の全面広告を、東商新聞に３回掲載し、制度の普及を図った。

b.　各区の商店街連合会をはじめ、青色申告会や法人会、２３区関連団体等の各地地域団体が発行する機関紙等に広告を掲載し、地域の特性や業種に密着した事業案内に努めた。

4)　大都市対策特別普及振興事業

a.　「中小企業 経営・融資相談会」の開催

小規模事業者の円滑な資金調達に資するため、政府系金融機関をはじめ公的金融機関や専門家による相談会を１０月～１１月にかけて各支部にて実施した（来場事業所数３０９社、相談件数３５６件）。なお、

ＰＲとして交通広告（下記d.参照のこと）を約１か月間行った。また、ＰＲ用のハガキ（５６，７５０部）を作成し、２３支部から区内小規模事業者にＤＭを送付した。

b.　東京都商工会議所連合会による新聞広告掲載の実施

東京都商工会議所連合会を構成している都内８会議所で実施している講習会等の経営改善普及事業について日本経済新聞（全５段広告×１回）に掲載し、都内全域の小規模事業者へ幅広くＰＲを行った。

c.　テレビによる啓発・普及

経営改善普及事業の周知・浸透を図るため、東京メトロポリタンテレビジョン（ＭＸ－ＴＶ）で、経営改善普及事業のＣＭ（内容：資金支援編／３０秒×３本、経営相談編／３０秒×３本）を放送し施策普及を展開した。

d.　鉄道　車内窓上ポスター掲出による啓発・普及

経営改善普及事業の周知・浸透を図るため、車両に経営改善普及事業のＰＲ広告を掲出した。

（９月２８日～１０月２７日）

都営地下鉄浅草線・三田線・新宿線・大江戸線

⑪　地域持続化支援事業（活性化事業）　実施状況一覧

部　署	事業名
千代田	東商千代田ビジネスフェア事業
中　央	中央区老舗企業の魅力発信事業
目　黒	女性の働き方改革対応マニュアル作成事業
渋　谷	渋谷の駅と駅の間を歩いてつなぐ、「シブヤ一駅散歩ＰＲ事業」
中　野	「世界とｃｏｎｎｅｃｔする中野企業事例集」制作事業
板　橋	健康寿命延伸支援ビジネス普及啓発事業
練　馬	練馬野菜のブランディング・プロモーションによる飲食・小売店活性化事業
墨　田	若年人材に向けたものづくり中小・小規模事業者　魅力発信事業
足　立	足立区菓子業界の魅力発信事業
江戸川	江戸川　人手不足対策調査事業
中小企業部	海外展開支援事業
中小企業部	創業支援プログラム
中小企業部	東京「身の丈ＩｏＴ」推進事業
中小企業部	事業承継事例集作成事業
中小企業部	越境ＥＣハンドブック作成事業

1)　【千代田支部】「東商千代田ビジネスフェア事業」

a.　目的

千代田区内の企業・団体が新商材、主力商材を持ち寄ることで情報交換、交流を図り、顧客開拓、地域での人脈づくり、事業連携を推進することを目的とする。区内企業にとって、地域密着型のプロモーションや事業連携、新規事業のアイディア、情報収集による売上拡大等に資する効果が見込まれる他、他区と比較して希薄な地域間連携・情報交換等を促進する効果があると見込んで実施した。

b.　事業概要

千代田区や区内商工団体協力のもと、千代田区の中小企業・団体等が一堂に会し、自社の優れた製品や技術をＰＲする「産業見本市」として展示会を開催した。当日は１０４の企業・団体が出展し、９６２名が来場。情報交換や交流を図った。

c.　事業

１１月１４日（出展１０４社/来場９６２名）「東商千代田ビジネスフェア」於：ホテルグランドパレス

2)　【中央支部】「中央区老舗企業の魅力発信事業」

a.　目的

中央区に集積する老舗企業は、歴史的に衣・食・住など日本の文化に深く根ざしたものが多く、２０２０年東京オリンピック・パラリンピックに向け訪日外国人観光客が増加する昨今、改めてその魅力が見直されている。本事業では、区内の老舗企業を地域資産としてＰＲし、各店舗の誘客を後押しするとともに、区内の見どころとして老舗企業の商品・サービスを紹介することで、中央区に訪れる人々（日本人・外国人）を増やし、地域活性化に寄与することを目的とする。また、日本橋・銀座など単体のエリアだけではなく、「区全体」としての魅力向上とそのＰＲを図る。

b.　事業概要

本事業では、ポケットサイズの「『老舗を体験!』中央区　区内周遊マップ」日本語・英語版を製作し、大正１１年以前に創業した区内の老舗７５店を紹介した。情報面では、各店舗の特徴的な商品・サービスの紹介や、どのような体験（見学・ものづくり体験・買い物等）が出来るかを写真とともに４つのカテゴリーで掲載した。地図面では各店のこだわりやＰＲポイントを「老舗の想い」として５つのエリア毎に紹介し、エリア間の周遊を促した。また、エリア・五十音順で店舗情報を参照出来るウェブページを製作した。

c.　事業

(a) 作 成 物『老舗を体験!』中央区内周遊マップ（ポケットサイズ・折り畳み式）

発 行 月　　３月

作成部数　　日本語９，５００部　英語９，５００部

掲載店舗　　７５店

(b) 中央区内の老舗を紹介（エリア別／五十音順）　ウェブページ

公 開 月　　３月

掲載店舗　　７５店

3)　【目黒支部】「女性の働き方改革対応マニュアル作成事業」

a.　目的

本事業では、専門家や区内事業者、公的機関担当者を集め会議を行い、各社の女性労働者の状況や課題を確認する。また、テーマ毎にセミナーを開催することで、女性労働者を活用する際に必要な知識や情報を習得する。会議やセミナー等の内容や、公的な相談窓口を掲載した冊子やクリアファイルを作成して、区内事業者に配布することで、小規模事業の経営者が、女性の働き方改革に取り組み、女性人材の活用を推進し、恒久的な労働力の確保を目指す環境づくりを後押しすることを目的とする。

ｂ．事業概要

(a) ワーキンググループ会議の開催

社会保険労務士や中小企業診断士、区内事業者、公的機関の担当者を交えて会議を開催して、各社

の課題や現状の対応方法等を議論し、セミナーや冊子、クリアファイルの内容を検討した。

(b) セミナーの開催

女性活躍推進の活動や子育て・介護と仕事の両立支援、女性活躍推進を実践する企業の実例等のテーマでセミナーを開催した。

(c) 冊子、クリアファイルの作成

ワーキンググループ会議やセミナー、公的な相談窓口を掲載した冊子やクリアファイルを作成して、区内事業者や関連団体に配布した。

ｃ．事業

(a) ワーキンググループ会議

第１回　１０月１０日（５名）
1) 委員の選任について
2) 実施概要
3) スケジュールについて
4) ワーキンググループの活動について

第２回　１１月１６日（６名）
1) 小冊子記載の項目（案）について
2) セミナー開催のテーマおよび内容（案）について
3) 今後のスケジュールについて

第３回　２月　８日（６名）
1) 今後のスケジュールについて
2) 小冊子、クリアファイル記載の項目（案）について
3) セミナー開催のテーマおよび内容（案）について

(b) セミナー

１２月１９日（１８名）「業績を伸ばす女性活躍推進のすすめ」
中小企業診断士　橋　本　良　一　氏

１２月２１日（１２名）「企業の取り組みを支援する制度」
中小企業診断士　大　坪　　要　氏

２月２７日（１６名）「成功企業の事例から学ぶ女性の活躍推進」
中小企業診断士　伊　東　康　夫　氏

(c) 作成物

［ 冊子 ］

「女性いきいき！企業もいきいき！業績を伸ばす「女性活躍推進」のすすめ」
（Ａ４版　全２７ページ）

発 行 日　２０１９年３月
発行部数　３，０００部
配 布 先　目黒区内の事業所および関連団体等

［ クリアファイル ］

「女性の活躍推進 支援制度 相談窓口」（Ａ４版）

発 行 日　２０１９年３月
発行部数　３，０００部
配 布 先　目黒区内の事業所および関連団体等

4) 【渋谷支部】「渋谷の駅と駅の間を歩いてつなぐ、「シブヤ一駅散歩ＰＲ事業」」

a.　目的

渋谷区では、２０２０年の東京オリンピック・パラリンピック、またさらにその先の２０２７年に向けた大規模再開発が進行しており、今後外国人旅行者の増加も含め、渋谷駅の利用者の増加、人の流れの変化が予想されている。こうした中で、渋谷区の地域の特性（渋谷駅を中心に代官山、恵比寿、広尾、表参道、原宿、代々木、初台・笹幡地区など個性的な街が一定距離内に広がっている）を活かし、街の回遊性を高めることで、区内の商業・サービス業をはじめとした産業の活性化につなげる。

b.　事業概要

主要駅間の散歩スポットを紹介する「一駅散歩ガイド（日本語版／英語版）」の作成・配布。作成物はホームページにて紹介・ＰＲし、取り組みを周知するほか、「一駅散歩」の活動をＰＲポスターを作成し、駅や商業施設等でポスターを掲出する。

c.　事業

(a)　推進会議

第１回　５月１５日　議　件
（　３名）　1)渋谷の駅と駅の間を歩いてつなぐ、「シブヤ一駅散歩ＰＲ事業」について

第２回　６月１１日　議　件
（　３名）　1)渋谷の駅と駅の間を歩いてつなぐ、「シブヤ一駅散歩ＰＲ事業」について

第３回　９月　７日　議　件
（　３名）　1)ブランドイメージ（ロゴの作成）について
2)ポスターについて
3)「一駅散歩ガイド」について

(b)　「一駅散歩ガイド」の作成

渋谷支部ホームページ内にて公開のほか、趣意書・サンプルを５，３８６部発行し、配布した。
Ａ４サイズ１枚（表裏の２ページ）、カラー。全５ルートで、それぞれ日本語版／英語版を作成。

・“変わり続ける街　Ｏｌｄ＆Ｎｅｗ”　渋谷－代官山　編
・“身近にあふれるアートで”　広尾－恵比寿　編
・“暮らすように散歩する”　笹塚－幡ヶ谷　編
・“世界のアスリートを迎える街”　千駄ヶ谷－原宿　編
・“路地裏には発見がいっぱい”　渋谷－表参道　編

(c)　「渋谷一駅散歩」ＰＲポスターの作成

Ｂ１サイズ、カラー、８０部発行
東急線の駅や商業施設などに掲出した。

5)　【中野支部】「世界とｃｏｎｎｅｃｔする中野企業事例集」制作事業

ａ．目的

２０２０年東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機としたインバウンドの増加等の機会をとらえ、中野区の立地特性や集積する産業・文化等の強みを国内外にＰＲするグローバルなビジネス環境の構築が求められている。そこで、インバウンド対策や海外展開など、グローバルな視点で経営を行っている中野区内の企業の好事例８社を取材し、アニメ・サブカル文化の中野らしくマンガで紹介する冊子を制作・発行することにより、各企業の今後のグローバルビジネス機運の醸成・各社のグローバル経営のきっかけづくりを目的とする。

ｂ．事業概要

サブカルアニメ文化関連企業含むインバウンド成功事例・海外展開成功事例を計８社取材し、中野区の アニメサブカル文化特性を活かして、マンガで紹介する冊子を作成する。

ｃ．事業

(a)　実施体制

「世界とｃｏｎｎｅｃｔする中野企業 事例集」ＷＧ

委員長　明治大学国際日本学部　専任講師　佐　藤　郁　氏
委　員　中野区の産業活性化等に関する委員会　委員長　赤　星　義　彰　氏

委　員　　中野工業産業協会　事務局次長　　洲　﨑　光　江　氏
委　員　　中野区商店街振興組合連合会　理事　　金　子　義　孝　氏
５月２５日　　第１回WG（キックオフ、マンガ制作公募要項検討）
６月２２日　　第２回WG（マンガ制作業務委託先決定、取材候補先検討）
７月２０日　　第３回WG（マンガ取材候補先決定）
１０月１９日　　第４回WG（原稿デザイン検討）
１２月　７日　　第５回WG（表紙デザイン決定、今後のＰＲ協力依頼）

(b)　事業成果

作 成 物　　「世界とｃｏｎｎｅｃｔする中野企業事例集」
発 行 日　　２０１８年１２月
作成部数　　５，０００部
配 布 先　　中野区・協力機関・区内金融機関　等
取材・編集・制作　　ジーアイ・マーケティング・パートナーズ㈱
マンガ原稿・マンガ作画　　㈲マンガヴィジョン

6)　【板橋支部】「健康寿命延伸支援ビジネス普及啓発事業」

a.　目的

ダボス会議の主催団体として知られる「世界経済フォーラム」が発表した２０１８年版国際競争力に関する報告書によると、「健康」分野における日本の競争力が全１４０ヵ国・地域中、第１位となっている。これは、日本の健康長寿が評価された結果であり、総合順位も前年から４つ順位を上げて第５位という結果となった。このような追い風が吹く中、中小企業が優れた技術力や機動力を存分に活かせるのが、未だ市場開拓が進んでいない健康長寿ビジネスの分野である。

板橋区には最先端の老年学研究を行う東京都健康長寿医療センターがあり、産学連携の拠点としてイノベーションセンターの設立に動いている。同センターの専門家と連携し、その知見を商品・サービスに応用してもらうため講演会などで普及啓発を行う。また、個別具体的なビジネス化アイディアをもった事業者のために、専門家および他業種との連携を深めるワークショップを準備するなどのビジネス化支援を行う。

b.　事業概要

専門家と城北ブロック各支部代表者からなる検討会を組織し、普及啓発のための事業について検討した他、最新の知見を中小企業にも分かりやすく解説する講演会を２回実施した。

また、有識者と中小企業代表者からなるワーキンググループを組織し、健康長寿ビジネスにおける先進事例７件を取材し、事業化や集客のポイントなど、業種を問わず参考となる様々な着眼点について解説する冊子を３，０００部発行した。

さらに、少人数型のワークショップを毎回異なるテーマで全５回実施し、専門家や異業者との意見交換、異業種連携によるビジネスコンセプトの検討など、「気づき」を得る場を提供した。ワークショップ参加者の中から、個別面談を希望する事業者を募り、一歩踏み込んだ具体的なビジネス化支援を実施した。

c.　事業

(a)　検討会

第１回　　７月１２日　　議　件
（１１名）　　1)　各委員の紹介
2)　今年度の事業概要
3)　事例集の制作について
4)　普及啓発策の検討
第２回　　１２月　４日　　議　件

（　８名）　1)　事業経過報告
2)　ＷＧの作業進捗について
3)　普及啓発策の検討

第３回　３月　６日　議　件
（１０名）　1)　オブザーバーの紹介
2)　今年度の事業報告
3)　「中小企業の事例に学ぶ　健康長寿ビジネス成功のカギ」の発刊について
4)　今後の活動の方向性について

(b) ワーキング

第１回　７月２５日　議　件
（　６名）　1)　各委員の紹介
2)　今年度の事業概要
3)　第１回検討会の開催報告
4)　今年度の冊子概要について
5)　冊子内容の検討

第２回　１０月　９日　議　件
（　６名）　1)　事例集についての検討
2)　次回までの作業の確認
3)　今後のスケジュールの確認

第３回　１０月３０日　議　件
（　６名）　1)　掲載事例の選定
2)　次回までの作業の確認
3)　今後のスケジュールの確認

第４回　１２月２６日　議　件
（　６名）　1)　事例の取材結果について
2)　次回までの作業の確認
3)　今後のスケジュールの確認

第５回　１月３０日　議　件
（　６名）　1)　冊子編集進捗状況の確認
2)　三校の読み合せと修正点の検討
3)　今後のスケジュールの確認

(c) 講演会

１１月２７日（９５名）　長寿の嘘－健康長寿の正しい認識と中小企業の役割－
日本応用老年学会　理事長
桜美林大学　名誉教授・招聘教授　柴　田　博　氏

２月１５日（７０名）　健康長寿新ガイドラインの社会実装に向けて
東京都健康長寿医療センター研究所　副所長　新　開　省　二　氏

(d) ワークショップ

１１月２８日（１０名）　「オフィス環境改善」から考える健康長寿ビジネスとは
早稲田大学スポーツ科学学術院　教授　岡　浩　一　朗　氏

１２月１０日（１０名）　高齢者の「いきがい」「楽しみ」を実現する商品・サービスとは
東京都健康長寿医療センター研究所　研究部長　藤　原　佳　典　氏

１２月１４日（１０名）　健康長寿社会に必要とされる「ビジネスポイント」とは？
シニアライフデザイン　代表　堀　内　裕　子　氏

２月　５日（　７名）　食卓からのＳＯＳ－どう防ぐ？「やせ」と孤食－
東京都健康長寿医療センター研究所　副所長　新　開　省　二　氏

２月２６日（１０名）　何ができる？何かできる！シニアビジネスに切り込むためのヒントを探る

シニアライフデザイン　代表　堀　内　裕　子　氏

(e)　専門家派遣

ワークショップ参加者の中から、個別相談を希望する事業者を募集した。４社に対し、計８回の専門家派遣を実施した。

(f)　作成物

「中小企業の事例に学ぶ　健康長寿ビジネス成功のカギ」（Ｂ５版　全２４ページ）

発 行 日　２月２１日

発行部数　３，０００部

配 布 先　城北ブロック６支部および関連団体 等

7)【練馬支部】「練馬野菜のブランディング・プロモーションによる飲食・小売店活性化事業」

a.　目的

練馬区は東京都２３区で最も広い農地面積（約２１５ｈａ）を誇り、区内各地のマルシェや直売所等で新鮮な農作物が販売されている。こうした都市農業で得られる農作物を取り入れることで商品の魅力を高める区内事業者もある。この効果を主に区内の小規模事業者に広げていくため、練馬野菜(果樹・花卉含む、以下同様)のブランディングが必要である。練馬野菜の価値を改めて掘り起こすことで主体的で明確な情報発信が可能になる。

また、区内外へのプロモーションを通じて練馬野菜の社会的認知を拡大し、区内飲食店や食品メーカーなどの小規模事業者の活性化につなげる。セミナー・ワークショップの開催により、練馬野菜に対する興味・関心の向上、実際にイベントやマルシェ等に参加するなど、小規模事業者の活性化と地域コミュニティの育成に寄与する。

b.　事業概要

本事業では、飲食店や食品メーカーなどの小規模事業者や農家に対し、練馬野菜を再認識するセミナーや情報交換会、講演会の開催により、練馬野菜の理解を深め、練馬エリアに対するアイデンティティを醸成する。また、プロモーションとしてインスタグラムを利用したフォトコンテストの開催、冊子やポスター等による広報で練馬野菜のブランディングと地元飲食店や食品メーカー等の活性化に寄与する。

c.　事業

(a) 練馬野菜Ｉｎｓｔａｇｒａｍフォトコンテスト

1)　夏期（7月２日～９月３０日）

応募総数　２２４点

優秀賞　３点

東商１４０周年賞　８点

2)　秋期（１０月１日～１２月１０日）

応募総数　２４４点

優秀賞　３点

東商１４０周年賞　８点

(b) セミナー

１２月　５日　（２３名）　地域ブランディングセミナー

㈱地域ブランディング研究所　代表取締役　吉　田　博　詞　氏

(c) 情報交換会

２月　４日　（２０名）　練馬野菜にこだわる理由とその魅力　～情報交換会～

ＰＩＺＺＥＲＩＡ　ＧＴＡＬＩＡ　ＤＡ　ＦＩＬＩＰＰＯ　代表

岩　澤　正　和　氏
山口トマト農園　代表　　山　口　　卓　氏

(d) 特別講演会

３月　６日　（３８名）　事業者と農家がつなぐ、豊かな練馬
基調講演
東京大学大学院　工学系研究科都市工学専攻教授
横　張　　真　氏
練馬野菜とブランディング戦略
㈱地域ブランディング研究所　代表取締役　　吉　田　博　詞　氏

(e) 作成物

1) 冊子「練馬野菜物語」の発行
発行日　　２０１９年２月
作成部数　　６，０００部
仕　様　　Ｂ５版・全１６ページ
配布先　　練馬区内事業者
協　力　　練馬区、東京あおば農業協同組合
制　作　　㈱地域ブランディング研究所

2) 練馬野菜プロモーションポスターの発行
発行日　　２０１９年３月
作成部数　　８００部
仕　様　　Ａ２
配布先　　練馬区内事業所
制　作　　㈱地域ブランディング研究所

8) 【墨田支部】「若年人材に向けたものづくり中小・小規模事業者魅力発信事業」

a.　目的

世界的なスポーツ用品メーカー等に対し、区内にある中小・小規模のスポーツ用品メーカーは「特定のスポーツ」に特化したものづくりやマイナースポーツ、ニッチな道具の製造に特化することで技術力を高め、自社の活路を見出してきた。そのため、自社の得意分野では世界でも勝負できる製品力の高さを有しており、トップアスリートも愛用する高品質な製品を製造している企業も多い。

これは、スポーツ用品メーカーに限らず、他の製造業者でも同様の傾向にあることがいえる。ＰＲ力の弱さからそれらが注目を浴びることは少なく、昨今問題となっている人手不足においては、知名度に勝る企業に人材が流れてしまい、区内企業には思うように人が集まらない状態にある。

そのような状況を打開するためには、まず若年層の求職者が率直に関心をもてるような要因、例えば「自社の製品を通じて世界と戦うことができること」や「トップアスリートも愛用していること」等、そこで働くことが自身の誇りとなるようなことを周知していくことが重要であると考える。そのための情報を、ものづくりの未来を担う若年層の求職者（主に高校生 等）に発信していく。

ｂ．事業概要

若年層向けに主にものづくりを行う中小企業の魅力発信を目的とした漫画冊子を作成し、近隣工業高校や地域金融機関等を通じて若年層への配布を行った。なお冊子には巻末に企業の採用担当者や高卒で就職した社会人の先輩達からの若年求職者層へ宛てた、働くということについて様々な視点からのメッセージを掲載、冊子を読んだ若者達が具体的に働くことについてイメージしやすいよう工夫も行った。

ｃ．事業

(a) 検討会　　５月　８日　第１回地域活性化委員会
１１月３０日　第２回地域活性化委員会

(b) 作成物

「まんがでわかる　すみだの会社　～未来を技術で切り開こう～」（Ａ５版　全４０ページ）

発 行 日　　１月１７日

作成部数　　１０，０００部

配 布 先　　墨田区近郊工業高校１年生及びその保護者
（地域金融機関や工業高校等を通じて配布）

製　　作　　㈱漫画家学会

漫　　画　　てしろぎたかし

9) 【足立支部】「足立区菓子業界魅力発信事業」

a．目的

足立区は昭和２０年代～３０年代にかけて、都心に近く、比較的土地が安価だったため、広い土地を求め多くの菓子製造業が移転。また同様の理由で、足立区には独立開業する菓子製造業者が多く集まり、菓子の生産地として発展してきた。現在では区外に製造拠点を移している事業所もあるが、区内で製造・販売を続けている事業所も残っており、東京都菓子工業組合に所属する菓子製造業者の３０％近くを足立区の企業が占めている。足立区の地場産業ともいえる菓子の製造を取り上げ、国内外に情報発信を行うことにより、足立区の菓子製造業の活性化及び次世代を担う人材の発掘・啓蒙につなげたい。また、足立の菓子製造業の魅力を広めることで菓子による地域振興に寄与したい。

ｂ．事業概要

足立区で製造および販売を行っている菓子製造業者を公募し、ワーキンググループで取材先を選定。東京未来大学の学生が店舗の取材を担当し、取材内容をもとに店舗を紹介する冊子を作成し、区内事業所や沿線の観光協会等へ配布する。また、東京五輪を見据え、訪日外国人観光客向けに浅草寺や東京スカイツリーなど観光名所に近い足立区の魅力を発信するため、冊子には英語を併記する。

ｃ．事業

① ワーキンググループ

第１回　５月３０日（１７名）　議　題
1)各委員の自己紹介
2)プロジェクトの概要説明
3)意見交換

第２回　７月　４日（１３名）　議　題
1)取材先の推薦状況について
2)取材先の選定について

第３回１２月２６日（１５名）　議　題
1)進捗報告
2)冊子の編集について
3)冊子表紙のデザイナーの選定について

第４回　２月１５日（１２名）　議　題
1)冊子原稿の確認

② 編集委員会

第１回　７月３１日（　８名）　議　題
1)取材先候補の選定

第２回　９月　３日（　８名）　議　題
1)取材先の回答状況の報告
2)取材先候補の追加
3)掲載商品について

第３回１１月３０日（　９名）　議　題
1)冊子編集の進捗報告
2)レイアウト等の説明
3)コラムの取材先の選定
4)表紙デザインについて

③ 東京未来大学事前説明会
９月２６日（１４名）　議　題
1)事前課題の発表
2)取材に関する説明

d. 作 成 物
「お菓子なアダチ」（Ａ５版　全２４ページ　日本語・英語併記）
発 行 月　３月
掲載内容　足立区内で菓子を製造・販売している店舗２８店の紹介
作成部数　６，０００部
配 布 先　区内事業者、足立区役所、(一財)足立区観光交流協会等

10)【江戸川支部】「江戸川　人手不足対策調査事業」

a. 目的
年々深刻化する人手不足の状況は江戸川区においても例外ではなく、特に建設業、運輸業、製造業のような現業部門において人手不足感が強く、新卒や若手・中途採用については半ば諦めている様子が窺えた。
そこで、現有の社員で企業を維持・発展させていくという視点も重視し、社内の生産性向上や、人材の活性化による社員の定着化・戦力化に取り組む企業を取材し、「生産性向上」「人材確保」「人材の活性化」の３つ観点から、江戸川区内の会員企業９社の事例を分かりやすくマンガで紹介・掲載した小冊子を作成・配布することで、人手不足解消の一助とするため、本事業を実施する。

b. 事業概要
・ワーキンググループの開催
・ガイドブックの作成
・講演会の開催

c. 事業
(a) 江戸川 人手不足対策調査事業ワーキンググループ
座長　守　伸 之
５月２２日（１８名）　1)　小冊子の構成（案）ならびに掲載事例について
８月　３日（１８名）　1)　小冊子の進捗について
2)　２０１９年２月開催予定の講演会について
１０月１０日（１８名）　1)　小冊子（案）について
(b) 小冊子「人手不足対策・人材活性化事例集」の発行
作成部数　４，０００部
配布先　区内の中小・小規模事業者及び近郊の高等学校、区役所等行政関連団体、江戸川建設業協会等業界関連団体
その他　江戸川支部ホームページからもＰＤＦ版をダウンロードできるように提供
(c) 講演会「人手不足時代を乗り切る採用戦術と対策事例」
２月　７日　（４７名）
基調講演　「２０１９年中小企業向け「新活躍層」獲得」

㈱友陶社　代表取締役　　海　野　俊　也　氏

事例発表　1)　ＩＴ活用と人材確保

㈱京橋健診　代表取締役　　髙　橋　映　治　氏

2)　女性パート社員の活躍促進で業績向上

㈱古田土経営　専務取締役　　吉　田　由美子　氏

11)　【中小企業部】海外展開支援事業

a．目的

海外ビジネスの経験が浅い中小・小規模事業者を対象に、日常的に海外展開相談に対応するとともに、海外ビジネスセミナーや実践型ゼミナールを通じて､海外ビジネスのノウハウ提供や人材育成を支援する。また企業が抱える個別具体的な課題に対しては、専門家を派遣し実地指導により問題解決に寄与する。

b．事業概要

都内の中小・小規模事業者を中心とする企業の国際展開に関して、６２８社／１，２２１件の経営相談に対応した。

国・地域別のビジネス環境や、海外ビジネス戦略づくりなどテーマ別のセミナーを開催するとともに、海外ビジネス初歩段階の企業向けに販路開拓の手法など実践的なゼミナールを開催した。また各国法令・規制対応など個別具体的かつ専門的な相談には専門家派遣による課題解決を図った。

各海外展開支援機関との定期的な連絡会を通じて、中小・小規模事業者向け海外展開の状況の共有や施策の情報交換を実施した。

c．事業

(a) 海外ビジネスセミナー・ゼミナール

４月２３日　（１４４名）　「２０１８年度海外展開公的支援機関事業説明会」

(独)日本貿易振興機構　関東貿易情報センター　所長代理　　浜　口　　聡　氏

(独)中小企業基盤整備機構　海外販路支援部　参事　　大田原　良　子　氏

(公財)東京都中小企業振興公社　事業戦略部国際事業課　課長　　須　﨑　数　正　氏

東京商工会議所　中小企業部　海外展開支援担当　課長　　吉　田　　晋

６月１１日　（３２名）　海外展開スタートアップセミナー

「躓かないための初めての海外展開」

㈱ＩＡＣ　代表取締役　　秋　島　一　雄　氏

６月２６日　（６２名）　「海外ビジネスリスク管理セミナー」

㈱クレディセイフ企業情報　代表取締役　　牧　野　和　彦　氏

㈱日本貿易保険（ＮＥＸＩ）第一営業部　お客様担当参事役　　坪　井　美奈子　氏

７月２日・９日，８月６日（延５４名）　「海外展開実践ゼミナール」（全３回輪講）

第１回「オリエンテーション／海外展開を考える」

第２回「海外展開に向けて自社の事業計画を考える」

第３回「自社の事業計画の発表会」

㈱ＩＡＣ　代表取締役　　秋　島　一　雄　氏

１０月１２日　（４０名）　「海外食品市場進出のポイントと輸入規制への対応」

㈱グロービッツ　代表取締役　　春　山　貴　広　氏

ＣＣＩＣ・ＪＡＰＡＮ㈱　営業企画部長　　周　　玉　波　氏

１１月　８日　（４７名）　「外国人材の活用事例と社内体制整備の注意点」

行政書士・中小企業診断士　　鶴　野　祐　二　氏

特定社会保険労務士　　藤　本　一　成　氏

１月２５日・３１日，２月５日（延５３名）　「ヨーロッパビジネス　交渉スキルアップゼミ」

（全３回輪講）

第１回「ＥＵ各国で販売戦略を考える基礎知識」
第２回「ヨーロッパ人とＥＵ各国の商習慣」
第３回「ヨーロッパビジネスで成功するポイントと交渉術」
ユーロコミッテイ㈱　塚　谷　泰　生　氏

３月　５日　（４０名）　「インターネットを活用したＢｔｏＢ海外販路開拓の秘訣」
アリババ㈱　グローバルＢ２Ｂ事業部　マネージャー　江　村　　謙　氏

(b) 相談会開催

海外ビジネスセミナー「外国人材の活用事例と社内体制整備の注意点」（１１月８日開催）に引き続き、①外国人材の在留資格、及び②外国人材の労務・社会保険、に関する個別相談会を開催した。

１１月　８日　（９社）
在留資格分野相談員　行政書士・中小企業診断士　鶴　野　祐　二　氏
特定行政書士　山　崎　孝　浩　氏
社会保険分野相談員　特定社会保険労務士　藤　本　一　成　氏

(c) 専門家派遣

１２社　延べ２９回派遣

(d) 海外展開支援機関連携事業

９月２１日　（１９名）　意見交換
「支援事業概要、相談内容、相談者層、現在の課題について」
(一財)海外産業人材育成協会、(独)国際協力機構、(独)中小企業基盤整備機構、(公財)東京都中小企業振興公社、(独)日本貿易振興機構

３月２６日　（２２名）　意見交換
「来年度重点支援事業、今年度支援施策利用事例、相談傾向、相談者層、他団体協力の可能性について」
(一財)海外産業人材育成協会、(独)国際協力機構、(独)中小企業基盤整備機構、(公財)東京都中小企業振興公社、(独)日本貿易振興機構、㈱日本政策金融公庫

12)【中小企業部】創業支援プログラム

a. 目的

独立・開業等を志す企業家の円滑な創業を促すとともに、新規事業や雇用機会等の創出・拡大を進め、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

b. 事業概要

自ら事業を起こそうとする志がある方に対して、実践型ゼミナールやフォローアップセミナー、情報提供など、一連の創業支援プログラムを提供し、新規開業の促進、創業者の抱える課題解決を図る。

c. 事業

(a)＜東商・創業ゼミナール＞（全８回）　協力：東京信用保証協会

（第５９期コース）
４月１９日・２６日，５月１０日・１７日・２４日，３１日，６月７日・１４日（２０名）
コーディネーター　四ッ柳　茂　樹　氏

（第６０期コース）
７月２６日・８月２日，９日・２３日・３０日，９月６日・１３日・２０日（２０名）
コーディネーター　坂　本　篤　彦　氏

（第６１期コース）
１月１７日・２４日・３１日，２月７日・１４日・２１日・２８日，３月７日（２０名）

コーディネーター　　平　村　一　紀　氏

(b)＜創業フォーラム＞

１１月１５日（８８名）

共催：東京信用保証協会　協力：㈱日本政策金融公庫

［第一部］創業を考えている皆様へ　　公的支援をフル活用！創業支援事業のご紹介

［第二部］特別講演会「日本の伝統を次世代につなぐ～起業家精神をもって生きるということ～」

㈱和える　代表取締役　　矢　島　里　佳　氏

(c)＜創業テーマ別セミナー＞

７月　４日（６４名）　　「～９の視点と２７の事例から学ぶ～儲かるアイデア発想法」

中小企業診断士　　猪　瀬　記　利　氏

１０月１８日（６９名）　　「明日から使える！ネットショップ開業セミナー」

ＥＣマインド㈱　代表取締役　　高　杉　　透　氏

１２月　５日（２１名）　　「起業の成功率を高めるフランチャイズの活用法

～フランチャイズの基礎知識と成功のポイント～」

中小企業診断士　　髙　木　　悠　氏

(d)＜創業フォローアップセミナー＞

２月２０日（２５名）　　「事例にみる！創業後のピンチの突破法・克服法

～障害・困難を私はこう乗り越えた～」

中小企業診断士　　坂　本　篤　彦　氏

３月　４日（５２名）　　「インターネットを活用した集客術

～低コストで商売を繁盛させるコツ～」

㈱ラグランジュポイント　社長　　高　田　　晃　氏

(e)＜小冊子発行＞

「開業ガイドブック（２０１８年度版）」　　作成部数　５，２００部

「起業家のスピリッツに学ぶ　創業事例集」　　作成部数　２，５００部

13)　【中小企業部】「東京「身の丈ＩｏＴ」推進事業」

a．目的

都内ものづくり産業は事業所数で大阪に次ぐ全国２位であるが、１０名以下の事業所が８割を超える等、小規模事業者が多いために製造品出荷額は全国１０位、付加価値額は全国７位と、生産性の向上が課題となっている。都内ものづくり企業の課題として、敷地の狭さから導入できる設備に制限があることや、ビル内で操業するため複数フロアに生産現場や事務、出荷部門が分かれてしまうことなどが挙げられる。

第４次産業革命（ＩｏＴ等デジタルツール）を中心にものづくりの在り方が変わりつつあるなか、資本や設備が充実していない小規模事業者においても、「２０１７年版ものづくり白書」で事例が紹介されているとおり、安価なセンサーやアプリケーションを用いて、製造現場の生産効率を高める「身の丈ＩｏＴ」を導入する事例が出始めている。

２０１７年度に東京商工会議所が実施した「ものづくり企業の現状・課題に関する調査」では、「製造現場、生産・品質管理」の領域におけるＩｏＴ等デジタルツールの活用状況は、「活用している」と回答した企業は１０．０％と少ないものの「可能であれば活用したい」と回答企業は３８．２％と多かった。

高額な設備投資や高度な専門知識がなくとも導入している「身の丈ＩｏＴ」などをスマートものづくりの成功事例として、広く周知することで、ＩｏＴ導入の必要性や考え方、効果に対する認識を深め、都内ものづくり産業の生産性向上に貢献する。

b．事業概要

ＩＴなどを活用した「見える化」、「ＳＮＳ、ＷＥＢの活用」、「省力化」の３つの切り口から現場のアイディアを活かし、自社の強みにつなげている中小ものづくり企業１５社を取材のうえ公開。本事例集をより多くの方に活用いただけるよう、画像付きの記事をウェブで紹介するとともに、各社１分程度の動画も

制作し、より具体的で分かり易い内容として公開した。また、ＩｏＴ等の最新動向を広く周知するため、経営者を対象としたセミナーを開催した。

c．事業

(a)「身の丈ＩｏＴ」成功事例企業１５社へヒアリングを実施

(b)『スマートものづくり実践事例集（ウェブ版)』公開

(c) 講演会

３月　８日　（２６名)「スマートものづくり実践セミナー」

ウイングアーク１ｓｔ㈱　エヴァンジェリスト　　大　川　真　史　氏

14) 【中小企業部】事業承継事例集作成事業

a．目的

中小企業経営者の高齢化が進展し、今後数年の間に事業承継に直面する中小企業は数多く、地域・産業界として事業承継は喫緊の課題となっている。しかしながら、事業を継続する意向があっても具体的な検討に至っていない経営者や、高齢にもかかわらず後継者が決まっていない経営者が一定割合存在するなど、後継者不在による廃業の増加が懸念されるところである。

近年、従業員承継や、第三者承継（Ｍ＆Ａ等）が増加し、また、事業承継税制の拡充など円滑な事業承継に資する手法が揃いつつある中で、中小企業が円滑に事業承継を行うことができれば、技術やノウハウが次世代に引き継がれ、雇用の確保・都内経済の活性化に寄与することになる。

２０１７年度に実施した「事業承継の実態に関する調査」（活性化事業）によれば、３０～４０代で事業を引き継いだ経営者は、事業承継後、業績拡大に向けて、前向きな取り組みを新たに行っている傾向があり、また、業況が拡大している企業の割合も高い。事業承継のタイミングについて、先代の年齢で判断するだけではなく、後継者（候補）の年齢もふまえ、最適なタイミングで事業承継を促していくことが重要となる。

専門家ワーキンググループを組成して「事業承継事例集」を作成し、中小企業の課題に応じた対応策の紹介に加え、事業承継の好事例の共有を図ることにより、具体的な検討に至っていない経営者に対する気づきを促進する。

b．事業概要

・専門家ワーキンググループでの調査項目や事例集構成等に関する協議

・困難を乗り越えて事業承継を成し遂げた中小企業を好事例として取材

・事例集を作成し、東京２３区内の中小企業支援機関等へ配布

c．事業

(a) 専門家ワーキンググループの実施

５月２１日（５名）　事例集概要およびスケジュールについて
事例集の構成について
ヒアリング先およびヒアリング項目について

１１月３０日（５名）　事例集の構成について
企業への取材について（報告）
取材記事について
委員執筆ページと今後のスケジュールについて

１月２２日（５名）　取材記事について
パブリックページについて
タイトルについて
委員執筆ページと今後のスケジュールについて

(b) 好事例企業の取材

期　　間　　９月～１月
対　　象　　１１社（親族内承継６社、従業員承継２社、第三者承継（M&A）３社）
調査項目　　基本情報、事業承継に対する気づきと取り組み開始、承継前・実行～現在の取り組みや利用した支援機関、株式や資産の承継、次の事業承継に向けて　等

(c) 事例集の作成および配布
作 成 物　　「社長の思いを次代へつなぐ！事業承継事例集」（Ａ４版　全４０ページ）
発 行 月　　３月
作成部数　　５，０００部
配 布 先　　取材協力先企業、中小企業支援機関、地域金融機関等
編　　集　　中小企業部

15) 【中小企業部】越境ＥＣハンドブック作成事業

a. 目的

グローバル化が進展していく中、中小・小規模企業においても、海外展開はますます重要な経営戦略の一つとなっている。経済産業省「海外事業活動基本調査」によると、２０１６年度末における現地法人数は２５，０００社を超え、多くの企業が海外進出に取り組んでいる。一方で、撤退する企業も増え続けており、中小・小規模企業にとって海外展開は未だにハードルが高いものになっている。

他方、世界的なインターネット人口の増加などに伴い、２０１７年における越境ＥＣの世界市場規模は、約６０兆円に達し、日本においても、越境ＥＣは新たな海外展開の手段として、注目が高まってきている。人材・情報が乏しい中小・小規模企業において、越境ＥＣは海外市場を開拓するスタートアップの手段であると思料されるが、国際業務の知識・情報不足や、対応人材の確保が困難であることから、二の足を踏む企業が多くある。

このため、越境ＥＣにすでに取り組んでいる中小・小規模企業、ならびに今後新たに取り組もうとする中小・小規模企業が今後スムーズに展開できる一助になるべく、本事業を実施。「ＥＣならびに越境ＥＣ」に関する実態調査を行い、成功事例だけでなく失敗事例も含めて調査・分析を行い、専門家ワーキンググループでの議論をもとに、海外展開の足掛かりとなり得ることを目的として、「越境ＥＣスタートアップハンドブック」を作成した。

b. 事業概要

・ワーキンググループの実施
・調査の実施
・ハンドブックを作成・東商２３支部等にて配布

c. 事業

(a) ワーキンググループの実施

５月３１日（５名）　「越境ＥＣハンドブック構成」について
　　「越境ＥＣに係るアンケート」について
９月１８日（５名）　「海外インターネット販売（越境ＥＣ）に関する実態調査」について
　　「ヒアリング先選定」について
　　「ハンドブック構成案」について
１月２２日（５名）　「ヒアリング事例」について
　　「ハンドブック案」について

(b) 調査の実施

期　間　　８月８日～１３日
調査対象　　東京都内企業の経営者、経営幹部、担当者等
回答数　　１，０３８件（うち中小企業８６６件）
調査項目　　ＥＣの取組割合および状況、課題等

(c) ハンドブックの作成・東商２３支部等での配布

作成物　「海外向けインターネット販売スタートアップハンドブック」
（Ｂ５版全２０ページ）

発行月　３月

作成部数　３，０００部

配布先　調査協力先企業・東京２３区内事業者等

編　中小企業部

⑫ 地域持続化支援事業（拠点事業）

1) 概要

多様化・複雑化する経営課題に関する相談窓口を中小企業相談センターに加え、港・新宿・北・墨田の４支部内に「ビジネスサポートデスク」を２０１５年４月に設置した。

この「ビジネスサポートデスク」において、東京都の補助事業「地域持続化支援事業（拠点事業）」を実施し、支部経営指導員と連携しながら、事業承継、創業を中心に事業計画策定、経営改善等の専門的な課題への支援を推進した。

2) 相談実績

ビジネスサポートデスク

	窓口		巡回		窓口専門相談		派遣専門家	
	事業所数	指導回数	事業所数	指導回数	事業所数	指導回数	事業所数	指導回数
東京東	169	298	256	682	177	221	127	501
東京西	358	588	274	449	196	262	136	506
東京南	326	675	204	432	177	185	72	378
東京北	159	245	349	794	91	188	151	569
合　計	1,012	1,806	1,083	2,357	641	856	486	1,954

3) ビジネスサポートデスク（東京東）

ビジネスサポートデスク（東京東）では、城東エリアの５区の小規模事業者や中小企業を対象に、８名のコーディネーターの訪問を基本としたヒアリングによる各社の経営課題の整理を支援のスタートとして行っている。顕在化した課題解決に取り組む中で、収益力向上を目的とした事業改善・補助金活用・経営革新計画等の事業計画策定・社内規定整備を支援するため、中小企業診断士・公認会計士・税理士・社会保険労務士など各専門分野に精通した専門家を派遣し支援する複眼的経営支援を重視している。

特に支援テーマの中心に据える事業承継については、城東エリアの各支部経営指導員や地域行政・支援機関、金融機関と連携した「社長６０歳『企業健康診断』」を実施。コーディネーターによる課題整理、公認会計士・税理士による事業用資産と個人資産の承継・相続上の課題整理、中小企業診断士による事業の磨き上げなど、個別企業の具体的な事業承継支援にあたった。また若手経営者・後継者勉強会を開催し、後継者育成にも注力した。

a. 事業承継支援

早期に事業承継を促すための「気づき」を与えるとともに、承継対策の実行支援までを一貫してきめ細かくサポートしている。２０１６年度に東京商工会議所墨田支部・墨田区・地域金融機関と連携しオールすみだで取り組みを開始した「社長６０歳『企業健康診断』」を本年度から当所全域で展開することとした。

ビジネスサポートデスク（東京東）では、城東ブロックの事業所を中心に実施し、支援にあたった。

＜診断実施件数＞３９社

b. 後継者勉強会・交流会

７月２７日　（１５名）　生産性向上への処方箋！攻めと守りのＩＴ活用！

中小企業診断士　　村　上　知　也　氏

１０月　９日　（１４名）　これだけは押さえておきたい！資金繰りのイロハ

公認会計士　　吉　岡　博　樹　氏

１２月１３日　（　９名）　中小企業も待ったなし！働き方改革関連法対応のポイント

社会保険労務士　　原　　祐美子　氏

２月１５日　（１２名）　我が国の中小企業に対する補助金・助成金の考え方

ビジネスサポートデスクコーディネーター　　阿　知　良　拓

２０１９年度最新情報！中小企業向け補助金・助成金の概要とポイント

中小企業診断士　　中　村　　稔　氏

c.　セミナー・勉強会・出張相談会

５月１５日　（１０名）　事業承継支援で金庫とお客様の未来をつなぐ

ビジネスサポートデスクコーディネーター　　奥　津　裕　介

（主催：東京東信用金庫ハロープラザ西葛西）

７月　５日　（９５名）　事業承継キックオフセミナー「東京商工会議所における事業承継支援の事例より」

ビジネスサポートデスクコーディネーター　　奥　津　裕　介

（主催：尼崎市事業承継プラットフォーム）

１１月１２日　（２８名）　事例で学ぶ！中小企業の事業承継対策

（株）ＭＡＳＵＫＯ　代表取締役・中小企業診断士　　増　子　慶　久　氏

（主催：大東京信用組合亀戸支店）

１１月２２日　（１８名）　日本政策金融公庫江東支店　女性創業セミナー＆個別相談会

ビジネスサポートデスクコーディネーター　　阿　知　良　拓

２月１８日　（１４名）　事例で学ぶ経営バトンタッチの第一歩　よく解る！事業承継セミナー！

（株）ＭＡＳＵＫＯ　代表取締役・中小企業診断士　　増　子　慶　久　氏

（主催：東京商工会議所葛飾支部）

4) ビジネスサポートデスク（東京西）

主に新宿区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、練馬区に事業所を有する中小企業・小規模事業者を中心に、事業所への巡回や窓口での相談対応、専門家派遣により、「事業承継」や「販促・プロモーション強化」、「事業計画策定」などの課題解決に係る支援を行ったほか、人材・技術・顧客とのネットワーク・ブランド等の目に見えない自社の強みを見える化する「知的資産経営報告書」を作成し、経営ノウハウの承継に活用することを目的とした「後継者経営塾」（３回連続プログラム）などによる事業承継に係る情報提供を重点的に行った。

本年度は２０１７年度に開始した事業承継診断事業をより広域的に実施。事業名を当所全体で、「社長６０歳『企業健康診断』」に統一した。企業経営全般の視点からの現状分析（事業面、財務面）と課題の整理に加え、事業承継に向けた対策などを「診断書」に取りまとめて提供し、経営者と後継者の間の課題の共有化、事業承継対策の早期開始を促した。なお、本事業の取り組みにあたっては、地域の８金融機関及び城西ブロックの支部と連携し、代表者が６０歳を超える事業者を主な対象として推進した。

a. 事業承継診断事業

中小企業・小規模事業者の経営者の高齢化が進展する中、次世代への円滑な事業承継を実現するために、城西ブロックの支部と地域金融機関の連携・協力の下、「社長６０歳『企業健康診断』」を実施した。

＜診断実施件数＞　４６件

(a) 事業承継支援コンソーシアム構成金融機関

西京信用金庫、昭和信用金庫、西武信用金庫、世田谷信用金庫、東京信用金庫、東京三協信用金庫、

第一勧業信用組合、日本政策金融公庫（新宿支店、渋谷支店、池袋支店）

b.セミナー

事業承継対策支援の一環として、２０１８年度の税制改正で特例制度が設けられた事業承継税制の活用、後継者の代における新たな収益基盤づくりをテーマにしたセミナーを開催した。

また、従業員に事業承継を行うケースが増加してきていることを鑑み、３年以内に従業員承継を実施した企業経営者２名を招いた「事業承継パネルディスカッション」を開催。従業員や取引先・金融機関等、社内外との関係構築、先代経営者との家族への配慮など、従業承継を進めるうえでのポイントを実体験に基づき伝えていただいた。

５月２２日　（３１名）　事業承継セミナー
中小企業診断士　髙　田　泰　弘　氏
（共催：世田谷信用金庫）

６月１８日　（２３名）　後継者が伝える事業承継とは（パネルディスカッション）
（株）エヌ・イー・エヌ　代表取締役　佐　藤　健　一　氏
（株）トータル・インフォメーション・サービス　代表取締役　大　井　健　一　氏

１０月　５日　（２１名）　事業承継税制“活用”セミナー
税理士　佐々木　美　佳　氏

１１月２０日　（２０名）　新規事業立ち上げセミナー
中小企業診断士　川　橋　隆　則　氏

１２月　５日　（７５名）　魅力的なホームページの作り方セミナー
中小企業診断士　松　田　充　敏　氏

１月２３日　（２６名）　事業承継のトラブル防止に知っておきたい“法的ポイント”セミナー
弁護士　大　畑　敦　子　氏

２月２６日　（５０名）　事業計画作成のポイントセミナー
（株）コムラッドファームジャパン　代表取締役　中小企業診断士　平　阪　靖　規　氏
（共催：きらぼし銀行　城西地域本部）

３月　６日　（３８名）　創業後、事業を軌道に乗せる！ビジネスモデルの“つくり方”セミナー
オトガル（株）　代表取締役　中小企業診断士　大　橋　信太郎　氏
（共催：日本政策金融公庫　新宿支店）

c.後継者育成事業

(a)後継者経営塾（全３回）

１１月　６日　（７名）　後継者経営塾（第１回）　「知的資産の棚卸し」
１１月１３日　（６名）　後継者経営塾（第２回）　「外部環境の分析」
１１月２０日　（４名）　後継者経営塾（第３回）　「これからの知的資産経営」
中小企業診断士　長　島　孝　善　氏

d.出張相談会

６月１３日　（１２社）　個別経営相談会（西京信用金庫本店）
（共催：西京信用金庫）

６月２０日　（１１社）　個別経営相談会（西京信用金庫江古田支店）
（共催：西京信用金庫）

１１月２１日　（　７社）　個別経営相談会（西京信用金庫大山支店）
（共催：西京信用金庫）

5)ビジネスサポートデスク（東京南）

主に千代田区・中央区・港区・品川区・目黒区・大田区の小規模事業者を対象として、７名の専門家コーディネータが中心となり、多様化・専門化する経営課題の解決に向け、専門家派遣による個別指導のほか、窓口専門相談、事業資金・創業資金の斡旋などの支援を実施した。

特に事業承継については、城南ブロック各支部の経営指導員や地域金融機関と連携し、潜在的な相談ニーズの掘り起こしを進めると同時に、事業承継税制改正や特例承継計画、経営者保証ガイドラインといった事業承継と密接に関わるテーマでセミナーを開催するなど、事業者の事業承継に向けての意識醸成に努めた。

また、創業に係る支援については、創業後の事業継続の確度を上げることを目的に、創業直前・直後の段階にある事業者を対象として、事業計画作成とその実行をパッケージ化し一貫して専門家の支援を実施する「創業コーディネート事業」を実施した。

a.セミナー

１０月２６日（２５名）　ものづくり補助金にも有効な各種計画作成セミナー―
～公的補助金・融資をお考えの事業者様向け～
中小企業診断士　寳　積　昌　彦　氏
（共催：中央支部）

１１月６日・７日（３１名）どこよりもわかりやすい！”新”事業承継セミナー
「５０年後も会社を繋ぐため、ゼロからわかる事業承継セミナー」
税理士・中小企業診断士　片　山　康　史　氏
（共催：日本政策金融公庫　東京中央支店　国民生活事業、千代田支部・中央支部・港支部）

１１月　８日（２０名）　どこよりもわかりやすい！”新”事業承継セミナー
「５０年後も会社を繋ぐため、ゼロからわかる事業承継セミナー」
税理士・中小企業診断士　片　山　康　史　氏
（共催：日本政策金融公庫　大森支店　国民生活事業、品川支部・目黒支部・大田支部）

b.創業コーディネート事業

都心区を中心に創業相談が多くあることから、創業後の事業継続の確度を上げることを目的に、創業直前・直後の段階にある事業者（特に後者）を対象として、事業計画作成とその実行をパッケージ化し一貫し専門家の支援を実施する「創業コーディネート事業」を実施した。

(a)創業コーディネート事業

「コーディネータによる事業計画の策定支援（概ね５回)」と「派遣専門家による計画実行支援（〃)」をパッケージして、１年間に１０回程度の伴走型支援を実施するもの。

対象事業所数　２６社
指導延べ回数　１９３件

(b)創業後フォロー連続セミナー

創業直後フォローアップ“連続”セミナー　【創業××＜問題解決思考＆実行・改善＞】

２月１９日（１６名）　『創業×問題解決思考』編
～創業者が身に付けるべき、問題解決思考のススメ～
中小企業診断士　津　山　淳　二　氏

２月２７日（１４名）　『創業×実行・改善』　編
～事業計画を確実に実行する、創業者のセルフマネジメント～
中小企業診断士　岩　崎　彰　吾　氏

(c)創業コーディネート事業　新規申込希望者募集　２月１９日～

c.支部との連携相談会

５月３０日（　１名）　中央支部　経営なんでも相談会（東京魚市場卸協同組合　組合員向け）
相談員１名を派遣（中小企業診断士）

６月２１日（　７名）　中央支部　経営なんでも相談会

相談員３名を派遣（中小企業診断士・税理士・特定社会保険労務士）
１０月２５日（　３名）　中央支部　経営なんでも相談会
相談員２名を派遣（中小企業診断士・特定社会保険労務士）
１１月２２日（　７名）　品川支部　よろず経営相談会
相談員３名を派遣（中小企業診断士・税理士・特定社会保険労務士）

6) ビジネスサポートデスク（東京北）

主に文京区、北区、荒川区、豊島区、板橋区、足立区の小規模事業者を対象に、事業承継をはじめとした様々な経営課題解決を目的に支援を実施した。具体的には事業承継のほか、人手不足、販路拡大、社内体制強化等の経営課題に対し、６名の専門家コーディネーターが課題の整理を行い、派遣専門家による様々な支援を行った。事業推進にあたっては、地域中小企業支援機関や金融機関、また各支部の経営指導員と緊密に連携を図った。特に事業承継に係る支援については、潜在的な相談ニーズの掘り起こしを進め、事業承継対策への気づきの提供、承継前の経営の磨き上げ、さらには承継後の社内体制強化等のテーマに注力した。

また、若手後継者育成を目的に、城北ブロック６支部と共催で「次世代リーダーミーティング」を実施し、事業承継・事業継続の啓発に努めた。

a. 後継者育成事業

９月　７日（９２名）　次世代リーダーミーティング
＜第１部＞　講演会
「ディズニー伝説のマーケターに学ぶリピート率９７％の秘密」
㈱ブロードリーフ　取締役／㈱ワンオブゼム　取締役
渡　邊　喜一郎　氏
＜第２部＞　交流会
（共催：文京・北・荒川・豊島・板橋・足立支部）

b. 出張相談会

７月２３日・２６日（１１名）　経営ワンストップ相談会
（共催：日本政策金融公庫板橋支店国民生活事業）
３月　４日・１１日（１５名）　経営ワンストップ相談会
（共催：日本政策金融公庫板橋支店国民生活事業）

⑬　倒産防止特別相談事業

1)　経営安定特別相談室では、商工調停士はじめ弁護士、経営コンサルタントなどの専門スタッフが危機に直面した事業者からの相談に応じている。経営の現状を分析し実態を把握のうえ倒産の回避のための助言や円滑な整理方法について相談指導を実施した。

９６社、１０１回の指導を実施した。

a.　事業の整理、破産、廃業となったもの　　４２．７％
b.　倒産を回避して経営改善等を行ったもの　５７．３％

2)　経営再建、資金調達に関する相談は変わらず多いが、昨年に比べ、高齢者の事業廃止（通常清算）の相談は減少傾向にある。逆に破産を含めた事業整理は増加基調である。また、経営不振の主な原因は、受注の減少・販売不振によるものが圧倒的に多い。

3)　経営安定のための講習会を２回開催し、専門家による情報提供を行った。

4)　相談社数

①　相談受付件数	９６社
②　指導処理終結	９６社

5)　処理の内容

内訳	1.　倒産回避	５５社
	2.　整　　理	４１社
	3.　調停不能	０社

6)　指導内容

①　遊休資産の処分	2件
②　事業の整理縮小	４件
③　金融・資金に関する指導	１４件
④　経営・再建計画等の作成・指導	１９件
⑤　売上・経費面の指導・助言	４件
⑥　その他の指導	１７件

7)　開催セミナー

No.	開催日	講演講習会の内容		講　　師		参加者数
		種 類	テ　ー　マ	職　　業	氏　　名	
1	７月１３日	講習会	「失敗事例から学ぶ事業承継のここがポイント」～弁護士・税理士が熱く語るコラボ講演～	弁護士 税理士	角田　智美　氏 星田　直太　氏	７８名
2	１０月２２日	講習会	「事例でわかる中小企業のＭ＆Ａ成功の秘訣」～小さな会社がＭ＆Ａで大きなメリットを～	（株）経営承継支援社長	笹川　敏幸　氏	６４名

(15)　奨励・後援等

①　奨　　励

商工関係表彰永年功労経営者・優良従業員表彰

件　名	申請事業所数	対象者数
永年功労経営者表彰	１５事業所	２１名
優良従業員表彰	２１事業所 （２３事業所）	１２０名 （６６名）

（　）内は支部申請数

②　会頭賞（後援・協賛含む）

開　催　日	終　了　日	件　　名	主　催　者　名
５月２３日		優良従業員表彰	東京硝子製品協同組合
７月１０日	３月　７日	平成３０年度優良企業表彰	(一社)東京都信用金庫協会、しんきん協議会連合会、東京事業経営者会
９月２０日	１０月　３日	第１０８回貴金属宝飾品装身具創作コンクール	東京貴金属工芸品工業協同組合
１０月　８日	１１月　９日	２０１８全日本洋装技能コンクール	(一社)日本洋装協会、(公社)全日本洋裁技能協会
１１月　８日		平成３０年度関東地方発明表彰	(公社)発明協会
１２月１３日	１２月１５日	第６２回東京都児童生徒発明くふう展	東京都
２月１５日	２月１６日	第５８回東京仏壇展示コンクール	東京唐木仏壇工業協同組合
３月　１日	３月２９日	第５７回東京手描友禅染芸展コンクール展示会	東京都工芸染色協同組合

③　共催・後援・協賛

開　催　日	終　了　日	件　　名	主　催　者　名
４月　１日	３月３１日	２０１８Ｔｏｋｙｏ新人デザイナーファッション大賞	繊維ファッション産学協議会、東京ファッション・ビジネス活性化実行委員会
４月　１日	４月３０日	アースデイ東京２０１８	アースデイ東京２０１８実行委員会
４月１８日	３月３１日	ＧＴＦグレータートウキョウフェスティバル２０１８	ＧＴＦグレータートウキョウフェスティバル実行委員会
４月１９日		第１７４回ＷＴＣ合同講演会	(一社)世界貿易センター東京
５月１０日		２０１８　Ｊａｐａｎ　ＩＴ　Ｗｅｅｋ　春　バングラデシュセミナー	在日バングラデシュ大使館
５月１４日		アメリカ住宅建材セミナー	ＬＩＶＩＮＧ　＆　ＤＥＳＩＧＮ実行委員会
５月１４日	５月１８日	第１２４回東京シューフェア・ウイーク	東京都、東京シューフェア実行委員会
５月１６日	５月１８日	自治体総合フェア２０１８	(一社)日本経営協会
５月１６日	５月１８日	企業立地フェア２０１８	(一社)日本経営協会
５月２２日		英国サンダーランド投資セミナー	英国サンダーランド市議会　日本事務所
５月２２日		ミシシッピ州投資セミナー	米国ミシシッピ州経済開発庁
５月２３日		インドオートパーツビジネスマッチングエキスポ２０１８	インド自動車部品工業会
５月２３日	１２月　５日	第８期　アニメビジネス・パートナーズフォーラム	(一社)日本動画協会
５月２４日		第９回日中韓デザインフォーラム　～デザイン経営と意匠制度の未来～	特許庁
５月２９日		「ラウンドテーブルミーティング＆Ｂ２Ｂネットワーキング　環境にやさしく、多様性に優れたバングラデシュのジュート製品：日本における将来性」	在日バングラデシュ大使館
５月３０日		第２７回ＡＳＰＩＣ　ＩｏＴ・クラウドビジネス交流会	(特)ＡＳＰ・ＳａａＳ・クラウドコンソーシアム（ＡＳＰＩＣ）
６月　１日	３月３１日	第２６回社会に開かれた大学・大学院展Ｗｅｂ大学・大学院展２０１８	社会に開かれた大学･大学院展実行委員会
６月　６日	６月　７日	ＴＳＫ＆ＮＦＪ合同展２０１８、１９Ａｕｔｕｍｎ＆Ｗｉｎｔｅｒ	東京装身具工業協同組合、ニューファッションジュエリー協同組合
６月　７日		チェコ・日本・ビジネス投資フォーラム	チェコ・インベスト
６月　８日		インコタームズ２０１０セミナー	国際商業会議所日本委員会
６月１２日		セミナー「ＩｏＴ先進国ドイツの第４次産業革命」	ドイツ連邦経済エネルギー省
６月１８日	６月２２日	米国投資環境視察／ＳｅｌｅｃｔＵＳＡ投資サミット参加ミッション	(独)日本貿易振興機構
６月２０日		第３回オーストラリア就労ビザ改正セミナー	日豪経済委員会
６月２０日		２０１８ＡＰＦ上海ビジネスセミナー	(一社)アジア太平洋フォーラム
６月２７日		ベトナムカントー市への投資促進セミナー	カントー市（ベトナム）
６月２７日		ニュージーランド　ビジネスセミナー	日本ニュージーランド経済委員会
６月２８日		福島産直市	東京都
６月２９日		模擬国際仲裁－５Ｇ時代のＳＥＰ紛争の早期解決に向けて－	特許庁
７月　１日	７月３１日	平成３０年度ヒートポンプ・蓄熱月間	(一財)ヒートポンプ・蓄熱センター
７月　５日		ＷＴＣ午餐会	(一社)世界貿易センター東京

開　催　日	終　了　日	件　　名	主　催　者　名
７月　９日	７月１０日	フィジー・ビジネスと投資ワークショップ	駐日フィジー共和国大使館
７月１０日		第１２回復興まちづくりシンポジウム	災害復興まちづくり支援機構
７月１０日		ＵＣＰ６００セミナー	国際商業会議所日本委員会
７月１３日		「バングラデシュ進出セミナー～成功事例を踏まえて～」	在日バングラデシュ大使館
７月１９日		２０１８ベトナム南部ビンフック省投資環境セミナー	ベトナム社会主義共和国ビンフック省人民委員会
７月１９日	７月２０日	平成３０年度沖縄県企業誘致セミナー	沖縄県
７月２４日	２０２１年３月３１日	東京２０２０大会に向けた交通需要マネジメント（ＴＤＭ）プロジェクト	東京都　オリンピック･パラリンピック準備局
８月　１日	１１月３０日	平成３０年度職場のメンタルヘルス対策推進キャンペーン	東京都産業労働局
８月　２日	８月　６日	米国（マイアミ、オーランド、ダラス）サービス産業海外進出支援ミッション	(独)日本貿易振興機構
８月　３日		「貿易のしくみと実務」セミナー	国際商業会議所日本委員会
８月　３日	８月　４日	第１３回福島産直市	東京地下鉄㈱
８月　６日	１０月３１日	東京都一斉帰宅抑制推進企業認定制度	東京都
８月　７日		「香港から見た『一帯一路』最新動向と『大湾区』構想の展望」セミナー	香港貿易発展局東京事務所
８月　８日	８月１０日	ものづくり・匠の技の祭典２０１８	東京都
８月１１日		ＬＩＧＨＴ　ＵＰ　ＮＩＰＰＯＮ　２０１８	(一社)ＬＩＧＨＴ ＵＰ ＮＩＰＰＯＮ
８月１４日	８月１６日	丸の内キッズジャンボリー２０１８	㈱東京国際フォーラム
８月２４日		第１４回教育旅行シンポジウム	(公財)日本修学旅行協会
８月２８日		日米知事フォーラム併催　米国投資セミナー	(独)日本貿易振興機構、米国大使館商務部
８月２９日		「貿易のしくみと実務」セミナー	国際商業会議所日本委員会
８月３０日	８月３１日	ＪＳＴフェア２０１８～科学技術による未来の産業創造展～	国立研究開発法人 科学技術振興機構
９月３０日	１０月３１日	「声かけ・サポート」運動強化キャンペーン	東日本旅客鉄道㈱
９月　５日		平成３０年度福島県企業立地セミナー	福島県、福島県企業誘致推進協議会
９月　５日	９月　７日	ＪＡＳＩＳ２０１８	(一社)日本分析機器工業会、(一社)日本科学機器協会
９月　６日	９月１０日	ダラス地区　小売業デジタル化の取組事情と最新物流センター視察ツアー	日本小売業協会
９月１１日		ドイツ「航空産業ミッション」セミナー	ドイツ連邦経済エネルギー省
９月１３日		グルメフード・ワイン　ガーデンパーティ２０１８	在日オーストラリア･ニュージーランド商工会議所
９月１３日	９月２５日	平成３０年度北海道の物産と観光展	北海道、(一社)北海道貿易物産振興会、(公社)北海道観光振興機構
９月１４日		台湾エクセレント商品及びパテント商品商談会２０１８	台湾貿易センター東京事務所
９月１８日		第　４８回日本データ通信協会　ＩＣＴセミナー	(一社)日本データ通信協会
９月１９日	９月２０日	よい仕事おこしフェア	城南信用金庫
９月１９日		ＲＷＣ１９　Ｏｎｅ　Ｙｅａｒ　Ｔｏ　Ｇｏ	在日オーストラリア･ニュージーランド商工会議所
９月１９日		１　Ｙｅａｒ　Ｔｏ　Ｇｏ	駐日英国大使館、ＳＴＨ　Ｊａｐａｎ㈱

開　催　日	終　了　日	件　　名	主　催　者　名
９月２０日		ポーランド投資セミナー「ポーランドにおけるM&Aと投資機会」２０１８～２０２０	在日ポーランド商工会議所
９月２０日	９月２３日	ツーリズムＥＸＰＯジャパン２０１８	ツーリズムＥＸＰＯジャパン組織委員会
９月２０日	９月２１日	新宿パークタワー　福島・宮城・熊本マルシェ２０１８	東京ガス都市開発株式会社
９月２２日	９月２３日	トラックフェスタＴＯＫＹＯ２０１８	(一社)東京都トラック協会
９月２５日		ＩｎｖｅｓｔＴｏｋｙｏセミナー２０１８Ａｕｔｕｍｎ	東京都
９月２６日	９月２７日	カウントダウンショーケース	オリンピック･パラリンピック等経済界協議会
９月２７日		インド進出セミナー	マユールバトラグループ
９月２９日	９月３０日	第３３回ベビー・キッズ&マタニティショー２０１８	全国ベビー＆シルバー用品協同組合
９月２９日	９月３０日	ナマステ・インディア２０１８	ナマステ・インディア実行委員会、ＮＰＯ法人　日印交流を盛り上げる会、インド政府観光局
１０月　２日		「貿易のしくみと実務」セミナー	国際商業会議所日本委員会
１０月　３日		システムデザインフォーラム２０１８	公立大学法人首都大学東京システムデザイン学部、同大学院システムデザイン研究科
１０月　５日		第１４回ビジネスフェア	さわやか信用金庫
１０月　５日		第９回さわやか信用金庫物産展	さわやか信用金庫
１０月　５日		知財公開フォーラム２０１８ ★☆みんなで考えよう　デジタル時代の知的財産 ☆★	(一社)日本印刷産業連合会
１０月　６日	１０月　８日	岩手・三陸けせん希望ストリート２０１８	三陸けせん希望ストリート連絡協議会
１０月　６日	１０月２２日	アニメフィルムフェスティバル東京２０１８	アニメフィルムフェスティバル東京実行委員会
１０月１２日		航空シンポジウム	航空政策研究会
１０月１５日	１０月１９日	第１２５回東京シューフェア・ウイーク	東京シューフェア実行委員会(東京都靴卸協同組合)
１０月１５日	１０月２１日	Ａｍａｚｏｎ　Ｆａｓｈｉｏｎ　Ｗｅｅｋ　ＴＯＫＹＯ	(一社)日本ファッション･ウィーク推進機構
１０月１６日		ドバイ・エアポート・フリーゾーン・セミナー	ドバイ・エアポート・フリーゾーン庁
１０月１６日	１０月１９日	ＣＥＡＴＥＣ　ＪＡＰＡＮ　２０１８	(一社)電子情報技術産業協会、(一社)情報通信ネットワーク産業協会、(一社)コンピュータソフトウェア協会
１０月１６日		平成３０年度「介護と仕事の両立推進シンポジウム」	東京都
１０月１７日	１０月２０日	上海ｅコマース流通視察ツアー	日本小売業協会
１０月１８日		フロリダ州ビジネスセミナー	フロリダ州経済開発局日本事務所、日米南東部会
１０月１８日	１０月１９日	福島産直市	東京都
１０月１９日		ＪＡＳＩＰＡ協業フェア２０１８ＥＡＳＴ	(特)ＪＡＳＩＰＡ
１０月２２日		全国クラウド活用大賞	(一社)クラウド活用･地域ＩＣＴ投資促進協議会

開　催　日	終　了　日	件　　名	主　催　者　名
１０月２２日		「Ｆａｓｈｉｏｎ　Ｗｏｒｌｄ　Ｔｏｋｙｏ　２０１８　Ｏｃｔｏｂｅｒ　バングラデシュセミナー」	在日バングラデシュ大使館
１０月２４日	１０月２６日	第５０回管工機材・設備総合展	東京都管工機材商業協同組合
１０月２５日	１１月　３日	第３１回東京国際映画祭	(公財)ユニジャパン
１０月２７日		第２４回暮らしと事業のよろず相談会	よろず相談実行委員会
１０月３１日		グローバルリテイル＆ＩＴリーダーシップフォーラム２０１８	日本小売業協会
１１月　１日		「貿易のしくみと実務」セミナー	国際商業会議所日本委員会
１１月　２日		ＳＷＢＳ海外ビジネス総合展２０１８	(独)中小企業基盤整備機構
１１月　２日	１１月　４日	第１７回ドリーム夜さ来い祭り	(一財)ドリーム夜さ来い祭りグローバル振興財団
１１月　３日	１１月　４日	ザ・コーポレートゲームズ東京２０１８	ザ・コーポレートゲームズ東京実行委員会
１１月　５日	１２月　５日	連続立体交差事業の推進	東京都連続立体交差事業促進協議会
１１月　６日	１１月１２日	第４９回アメリカ最新小売業態視察ツアー	日本小売業協会
１１月　６日		ＡＳＰＩＣ　ＩｏＴ・ＡＩクラウドアワード２０１８	(特)ＡＳＰ・ＳａａＳ・クラウドコンソーシアム（ＡＳＰＩＣ）
１１月　７日	１１月　８日	ＴＳＫ＆ＮＦＪ合同展２０１９　Ｓｐｒｉｎｇ＆Ｓｕｍｍｅｒ	東京装身具工業協同組合、ニューファッションジュエリー協同組合
１１月　８日		第１４回日独産業フォーラム２０１８	ドイツ貿易・投資振興機関
１１月　８日	１１月　９日	第２２回いたばし産業見本市	いたばし産業見本市実行委員会
１１月１４日	１１月１６日	ＩＦＦＴ／インテリア　ライフスタイル　リビング　２０１８	(一社)日本家具産業振興会、メッセフランクフルト　ジャパン㈱
１１月２０日	１１月２２日	ＨＯＳＰＥＸ　Ｊａｐａｎ　２０１８（第４７回　日本医療福祉設備学会併設展示会）	(一社) 日本医療福祉設備協会、(一社)日本能率協会
１１月２０日	１１月２２日	ビルメンヒューマンフェア＆クリーンＥＸＰＯ２０１８	(公社)全国ビルメンテナンス協会、(一社)日本能率協会
１１月２１日		知的財産セミナー２０１８	日本弁理士会関東支部
１１月２１日		平成３０年度防災ウーマンセミナー	東京都
１１月２４日	２月　２日	ＮＩＮ２　Ｊｏｂ　Ｆａｉｒ２０１９	フォースバレー・コンシェルジュ㈱（経済産業省補助事業）
１１月２７日		第５回「ビジネスの流れを読む」セミナー	(学)関西学院、(公財)日本関税協会
１１月２９日		ＭＣＰＣ　ａｗａｒｄ　２０１８	モバイルコンピューティング推進コンソーシアム（ＭＣＰＣ）
１１月３０日		「ウェスタンシドニー・エアロトロポリス」セミナー	日豪経済委員会
１２月　３日		次世代へのバトンタッチ支援事業セミナー『「分からない」を解消する！入門講座　いちばんやさしい事業承継セミナー』	荒川区
１２月　５日		２０１８ベトナム南部ビンズン省投資環境セミナー	ベトナム　ビンズン省人民委員会
１２月　６日		ニュージーランド　ビジネスセミナー	日本ニュージーランド経済委員会
１２月　６日		首都大学東京　技術懇親会（ロボット／ＩｏＴ編）	公立大学法人首都大学東京、㈱東京きらぼしフィナンシャルグループ、㈱きらぼし銀行
１２月　７日		インコタームズ２０１０セミナー	国際商業会議所日本委員会
１２月　９日		第１６回東京シティガイド検定	(公財)日本観光財団

開　催　日	終　了　日	件　　名	主　催　者　名
１２月　９日		ふくしま大交流フェスタ２０１８	福島県
１２月１０日		イノベーションの継続的実現を目指す	(公財)日本発明振興協会
１２月１３日		実務編「貿易のしくみと実務」セミナー	国際商業会議所日本委員会
１２月２１日	１２月２２日	第１４回福島産直市	東京地下鉄㈱
１月１８日		実務編「貿易のしくみと実務」セミナー	国際商業会議所日本委員会
１月１９日	３月１６日	第１２回シニアライフコーディネーター養成講座	ＮＰＯ法人関東シニアライフアドバイザー協会
１月２４日		第１７５回ＷＴＣ合同講演会	(一社)世界貿易センター東京
１月２７日	３月　２日	平成３０年度防災コーディネーター育成研修会	東京都
１月３０日	２月　１日	ＥＮＥＸ２０１９「第４３回地球環境とエネルギーの調和展」	(一財)省エネルギーセンター
１月３０日	１月３１日	組合まつり　ｉｎ　ＴＯＫＹＯ ～中小企業の魅力発信！～	東京都中小企業団体中央会
２月　６日	２月　８日	流通大会２０１９	(公財)流通経済研究所
２月　７日		第１８回 国土セイフティネットシンポジウム	(特)リアルタイム地震･防災情報利用協議会
２月　７日		ライフ・ワーク・バランスＥＸＰＯ東京	東京都
２月１０日		東日本大震災風化防止イベント「復興応援２０１９」	東京都
２月１１日		２０１９　ＡＩＩＴ　ＰＢＬプロジェクト成果発表会	公立大学法人首都大学東京　産業技術大学院大学
２月１４日		第１８回ＪＩＰＡ知財シンポジウム	(一社)日本知的財産協会
２月１５日		平成３０年度　心の健康づくりシンポジウム	中央労働災害防止協会
２月１５日	２月１７日	中華春節燈籠祭東京燈会	中華春節燈籠祭東京燈会実行委員会
２月１８日		ベトナム・ダナン投資セミナー	ベトナム経済研究所、ベトナム社会主義共和国ダナン駐日代表部、㈱国際協力銀行、(一財) 海外投融資情報財団
２月１９日	２月２２日	第３回クールジャパン・マッチングフォーラム	クールジャパン官民連携プラットフォーム
２月１９日	２月２５日	第２７回アメリカ／ＮＹ最新小売業態視察ツアー	日本小売業協会
２月２０日		第３４回東京都異業種交流グループ合同交流会	(独)東京都立産業技術研究センター、東京都異業種交流グループ合同交流会実行委員会
２月２１日		第１９回テレワーク推進賞	(一社)日本テレワーク協会
２月２８日		第２８回国際ＭＩＣＥエキスポ（ＩＭＥ２０１９）	(一社)日本コングレス・コンベンション・ビューロー
３月　３日		東京マラソン２０１９	(一社)東京マラソン財団
３月　４日		知財金融フォーラム	特許庁、金融庁
３月　４日		ポーランド投資セミナー「日・ＥＵ経済連携協定（ＥＰＡ）における日本・ポーランド経済関係の位置づけ及び新たな可能性」	在日ポーランド商工会議所
３月　５日	３月　８日	リテールテックＪＡＰＡＮ２０１９（第３５回流通情報システム総合展	日本経済新聞社
３月　５日		第２９回流通交流フォーラム	日本小売業協会
３月　７日		第１７６回ＷＴＣ合同講演会	(一社)世界貿易センター東京
３月１１日		日本・パラオ外交関係樹立２５周年記念パラオビジネスセミナー	(独) 日本貿易振興機構（ジェトロ）

開　催　日	終　了　日	件　　名	主　催　者　名
３月１１日		セミナー「ＦＴＡ・ＥＰＡ時代の国際ビジネス戦略～ＴＰＰ１１や日ＥＵ・ＥＰＡ等のメリット・活用法～」	外務省
３月１１日		次世代へのバトンタッチ支援事業セミナー「～会社を継ぐ、次に繋げる～親族内事業承継で会社の未来を描く」	荒川区
３月１１日	３月１２日	ＮＩＣＴ　Ｅｎｔｒｅｐｒｅｎｅｕｒｓ’　Ｃｈａｌｌｅｎｇｅ２Ｄａｙｓ	国立研究開発法人情報通信研究機構
３月１２日		「みんなで使おう中小企業施策」（講演会）	(公財)国民工業振興会
３月１８日	３月２３日	Ａｍａｚｏｎ　Ｆａｓｈｉｏｎ　Ｗｅｅｋ　ＴＯＫＹＯ	(一社)日本ファッション･ウィーク推進機構
３月２４日		パラ駅伝　ｉｎ　ＴＯＫＹＯ　２０１９	(公財)日本財団パラリンピックサポートセンター
３月２６日		第２３回全日本中学生・高校生管打楽器ソロコンテスト	(公社)日本吹奏楽指導者協会

(16)　資料収集・閲覧

①－１）　東商の蔵書資料（２０１９年３月３１日現在）

受入件数	２，９４３件
除籍件数	８７１件
蔵書総数	２３，３２２件
資料発送件数	国内１，０３２件

蔵書内訳分類別資料数

Ⅰ．書籍の部				計　２２，５９１
	1	和書	１３，０６４	
	2	社史・団体史	３，９９０	
	3	洋書	１，１５９	
	4	製本雑誌・新聞	２９３	
	5	和雑誌	３１０	
	6	新聞	３４０	
	7	洋雑誌	４	
	8	書籍（未遡及分）	３，４３１	
Ⅱ．書籍以外の部				計　７３１
	1	ビデオ	７９	
	2	ＣＤ－ＲＯＭ	６５２	

（Ⅰ.書籍１～８の内訳）

分類	年度末数	分類	年度末数
経済一般	１１，４９６	社会問題	３７６
企業・経営	２，７７３	一般書	７８２
金融・銀行・保険	４７	統計・年鑑類	６０６
財政	６４	会社録	４４０
商業	１，３５４	新聞・雑誌	９４７
交通・運輸	７３	書籍（未遡及分）	３，４３１
生産業	２０２	合計	２２，５９１

①－２）　マイクロフィルム資料

当センター所蔵資料のマイクロフィルム化	７８０リール（１０，０３７冊／２８，４２９件）

②　全国商工会議所関連資料ＤＶＤ・オンライン版頒布実績累計（２０１８年１月～１２月）

経済資料センター所蔵資料を基に制作され、丸善雄松堂㈱が発売したデジタル版「全国商工会議所関係資料」「第Ⅰ期：東京商工会議所関係資料（１８７７（明治１０）年～１９６５（昭和４０）年)」および「第Ⅱ期：東アジア日本人商工会議所関係資料（１９０３（明治３６）年～１９４５（昭和２０）年)」を図書館・大学に頒布している。(企画・発行は当商工会議所)

本年度はシリーズ最終版「第Ⅲ期国内各地商工会議所および日本商工会議所関係資料（１８８７（明治２０）年～１９４５（昭和２０）年)」を１２月に発売。

１）第Ⅰ期：東京商工会議所関連資料　　ＤＶＤ版６９５枚　３５図書館・大学等
　　オンライン版　　１大学等
２）第Ⅱ期：東アジア日本人商工会議所関係資料　ＤＶＤ版４２６枚　２６図書館・大学等
　　オンライン版　　２大学等
３）第Ⅲ期：国内各地商工会議所および日本商工会議所関係資料　オンライン版　　３図書館・大学等

③　展示資料提供

１）明治維新１５０周年記念特別展「明治日本が見た世界」
　Ⅲ渋沢栄一と日米親善に尽くした実業人たち
　a. 展示期間　２０１８年１０月６日（土）～１１月１１日（日）
　b. 展示場所　明治神宮外苑　聖徳記念絵画館（新宿区霞ヶ丘１－１）
　c. 主催者　　明治神宮
　d. 来場数　　１２，２０５名
　e. 展示資料名　(a)商法会議所家屋御下府ノ議東京府へ出願ノ件　１８７８年
　　「東京商法会議所官衛諸達並上申書綴１」
　　(b)東京商業会議所ビル新築落成式での集合写真（複製）　１８９９年
　　(c)渡米実業団書類　１９０９年
　　(d)記念碑及徽章　１９１０年「渡米実業団誌」
　　(e)渡米実業団帰朝諸新聞記事　１９１０年

２）企画展「渋沢栄一と企業～東京商工会議所」
　a.　展示期間　２０１８年１１月１日（土）～２０１９年2月１７日（日）
　b.　展示場所　渋沢栄一記念館（埼玉県深谷市下手計１２０４）
　c.　主催者　　深谷市渋沢栄一記念館
　d.　来場数　　４，０４５名
　e.　展示資料名　(a)商法会議所設立之儀願書
　　(b)商法会議所設立見込書府庁へ上申ノ件
　　(c)商法会議所印判彫刻ノ儀勧商局府庁へ上申ノ件
　　(d)商法会議所家屋御下府ノ儀東京府へ出願之件
　　(e)内務大蔵両卿及東京府知事へ商法会議所初集会ノ事務上申ノ件
　　（写真パネル）　１８７８年「東京商法会議所官衛諸達並上申書綴１」
　　(f)東京商業会議所ビル新築落成式での集合写真（複製）１８９９年
　　(g)「東京商法会議所官衛諸達並上申書綴４」１８７８年

④　東京商工会議所から見た渋沢栄一　限定展示ツアー

東商ビル１Ｆの企画展などを見学するとともに渋沢栄一に関心がある参加者同士の交流を図った。

３月６日（水）（１５名）　１Ｆ企画展、５Ｆ常設展　Ｃｈａｍｂｅｒ’ｓ　Ｇａｌｌｅｒｙ（ﾁｪﾝﾊﾞｰｽﾞｷﾞｬﾗﾘｰ）、見学・交流

⑤　Ｃｈａｍｂｅｒ’ｓ　Ｇａｌｌｅｒｙ（チェンバーズギャラリー）

１，２６２名（２０１８年１２月３日～２０１９年3月３１日）

経緯：１９２６（大正１５）年４月に設立された商工図書館は、１９９５（平成７）年６月に経済資料センターに名称変更した。２０１８（平成２９）年１２月の新ビル設立に伴い、会員が自由に閲覧できるスペースとして「Ｃｈａｍｂｅｒ’ｓ　　Ｇａｌｌｅｒｙ（チェンバーズギャラリー）」をオープンした。蔵書（東京商工会議所関連資料に特化）は全て外部倉庫。取寄せ後閲覧。

⑥　新規アーカイブ資料収集・整備・管理

１０年後の東京商工会議所創設１５０周年を鑑み、従来は紙資料をアーカイブとして永久保管していたが、本年度より東京商工会議所が事業活動を行う際に利用した物品、写真、デザイン等の現物を収集し、整備・管理を行う。

バーコード管理　　２５３点

ダンボール管理（バーコード未整備）５４箱

(17) 各種支援事業

① 第１６回「勇気ある経営大賞」

「勇気ある経営大賞」は、過去に拘泥することなく理想を追求し、常識を打破するなど、厳しい経営環境にありながら、“勇気ある挑戦をしている”中小企業を顕彰する制度。本顕彰制度を通じ、後に続く企業に勇気を与え、ひいては経済の活性化に資することを目的に実施している。

第１６回は、２０１８年1月１１日から3月９日まで募集を行い、１４９件の応募があった。４段階にわたる厳正な選考を行った結果、５社の本賞受賞企業と奨励賞１１社を決定した。

1) 顕彰制度の概要

a. 選考基準

過去に拘泥することなく大きく経営の舵をきる決断を下し、“勇気ある挑戦”をしている企業を評価する。“勇気ある挑戦”の取り組みの結果、得られた製品・サービスの革新性などや、経営理念・経営手法を中心に選考を行い、業績・財務状況は副次的参考要素にとどめる。

b. 賞金

「大　賞」　２００万円
「優秀賞」　５０万円
「特別賞」　３０万円

c. 募集期間

２０１８年1月１１日～3月９日

d. 応募資格

次の①②のいずれにも該当する企業もしくは企業グループ（自薦・他薦は問わない）。
①中小企業基本法に定める中小企業で、原則として未上場企業。
②東京都に事業活動の拠点（支社、支店、工場、営業所、事務所等も含む）を置く企業。
但し、１都８県（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・群馬県・茨城県・栃木県・山梨県・静岡県）に本社機能がある企業に限る。なお、東京商工会議所の会員・非会員を問わない。

e. 選考経過

第一次選考会（書類審査）	4月１９日・２６日
第二次選考会（書類審査）	6月１８日
実地調査	6月２８日～7月２４日
第三次選考会（実地調査審査）	8月　８日
最終選考会（プレゼンテーション審査）	9月１０日

f. 後援・協力

後援：東京都、日本商工会議所、関東商工会議所連合会、東京都商工会議所連合会
協力：フジサンケイビジネスアイ

2) 運営組織

a. 実行委員会（委員長＝東京商工会議所　副会頭　　伊　東　孝　紳）
b. 選考委員会（委員長＝国際大学　学長　　伊　丹　敬　之　氏）
c. 選考ワーキンググループ（座長＝早稲田大学商学学術院　教授　　鵜　飼　信　一　氏）
d. 第一次選考委員（中小企業診断士８名で構成）

3) 応募総数

１４９件

4) 選考結果

a. 大　賞　（１社）　日本電鍍工業㈱
b. 優秀賞　（２社）　㈱飯田、エコサイクル㈱
c. 特別賞　（２社）　英弘精機㈱、㈱エジソン
d. 奨励賞（１１社）　㈱イリモトメディカル、㈱エス・ティ・ジャパン、小倉鉄工㈱、㈲篠原紙工、㈱田中電氣研究所、㈱ちんや、東京ライト工業㈱、㈱トーリツ、㈱ナウケミカル、㈱西川精機製作所、日本エンドレス㈱

5)　顕彰式典
　　１０月１１日／於：ホテルニューオータニ（第７１０回常議員会と合わせて実施）
6)　第１７回「勇気ある経営大賞」実行委員会
　　１２月１２日
7)　視察会
　　１２月１２日　（７名）　㈱丸高工業

②　中小企業国際展開支援事業

中小企業の国際展開支援を図るため、「中小企業国際展開アドバイザー制度」の運営をはじめ、公的機関との連携（セミナーやマッチング等）、ＡＳＥＡＮ諸国への実務型ミッションの派遣、国別・テーマ別のセミナー等の各種事業を実施したほか、都内の中小・小規模事業者を中心とする企業の国際展開に関して、１，２２１件の経営相談に対応した。

1)　中小企業国際展開アドバイザー制度
　中小企業の国際展開支援に豊富な実績をもつ個人・法人企業・団体を「中小企業国際展開アドバイザー」として登録し、有償での支援を希望する中小企業からの依頼に対してマッチングを行い、国際展開する過程で発生する様々な課題の解決を支援する制度。公的機関等で実施している無料相談だけでは十分な準備や対応ができない企業が本制度を利用することにより、国際展開における成功の確率を高めることを狙いとする。中小企業部、証明センターと連携しながら支援を行っている。
（専用Ｗｅｂサイト　ｈｔｔｐ：／／ｗｗｗ．ｓｍｅ－ｇｌｏｂａｌ．ｎｅｔ／）
登録アドバイザー数・支援件数
・登録アドバイザー企業数　　１１５件
・アドバイザーによる支援件数　　４８件

③　人材確保支援事業

1)　東商ジョブフェア(合同会社説明会)
a.　２０１９年３月卒業予定者対象および既卒者・第二新卒・中途・外国人留学生・女性の再就職希望者対象
(a)　５月１７日～１８日　（企業のべ６４社 ／ 求職者１２５名 ／ 面談数３９２件／ 内定５名）
於：丸の内二丁目ビル　会議室５・６・７
(b)　７月５日～６日　（企業のべ５８社 ／ 求職者６０名 ／ 面談数１８９件 ／ 内定３名）
於：丸の内二丁目ビル　会議室５・６・７
b.　２０１９年３月卒業予定者対象　「東商個別面談会ｉｎキャリタス就活フォーラム」として開催
(a)　９月１８日（企業のべ１９社 ／ 学生６３名 ／ 面談数１０１件 ／ 内定３名）
於：東京ドームシティ　プリズムホール
c.　２０２０年３月卒業予定者対象　「東商インターンシップ＆仕事研究」として開催
(a)　１１月１７日（企業２２社 ／ 面談数１９５名）
於：東京ビッグサイト東２～３ホール
d.　２０２０年３月卒業予定者対象および既卒者・第二新卒・中途・外国人留学生・女性の再就職希望者対象
(a)　３月１３日～１４日　（企業のべ８３社 ／ 求職者２２２名 ／ 面談数７５２件）
於：新宿エルタワー

2)　会員企業と学校法人との就職情報交換会
　新卒採用を検討している会員企業の人事担当者と会員学校法人の就職支援担当者が一堂に会し、「就職・採用、インターンシップ」に関する意見交換・情報収集を目的とした、就職情報交換会を開催した。
a.　４月２７日　（企業２９８社 ／ 学校法人７８校 ／ 面談数３，４０１件）

於：大田区産業プラザ（ＰｉＯ）

b.　１０月２３日　　（企業３２２社 ／ 学校法人７９校 ／ 面談数３，３６５件）

於：大田区産業プラザ（ＰｉＯ）

c.　　１月２５日　　（企業２９７社 ／ 学校法人７５校 ／ 面談数３，１６１件）

於：東京都立産業貿易センター台東館

3)　採用およびインターンシップ・職場体験受入企業情報提供事業

学校法人および学生に会員企業の魅力を伝えることを目的に、会員企業の採用およびインターンシップ・職場体験受入企業情報をとりまとめ、会員学校法人に提供した。また関東商工会議所連合会と連携し、各地商工会議所の会員企業情報を提供した。

a.　連携商工会議所：４８会議所（東商含む）

b.　情報提供数　　：採用予定企業リスト　１０７８社（うち東商会員企業１９９社）

インターンシップ･職場体験受入企業リスト　７６０社(うち東商会員企業１４２社)

4)　インターンシップ交流会

会員企業と大学間でのインターンシップ推進を目的に、インターン生として大学生の受入を希望、もしくは今後の受入を検討している企業と、学生をインターン生として派遣したい大学が一堂に会し、インターンシップに関する情報交換をする交流会を開催した。

a.　６月２９日　　（企業３１社／大学１９校）　　於：丸の内二丁目ビル　会議室D

5)　東商リレーションプログラム

「中小企業の魅力発信」と「大学初年次からの職業観の醸成」を目的に、「会社を知る」「仕事を知る」をテーマに大学１・２年生が企業に足を運び、経営者や従業員と接することで視野を広げ、卒業後の進路を考える参考にしてもらうプログラムを実施した。

a.　第７回

(a)　事前研修会　：　８月９日に予定していたが、台風１３号の影響により中止

(b)　受入期間　　：　８月２０日～　９月２０日（企業のべ３４社／大学１３校／学生のべ５１９名）

b.　第８回

(a)　事前研修会　：　２月　５日（学生２１８名）

(b)　受入期間　　：　２月　７日～　３月　７日（企業のべ３０社／大学１３校／学生のべ４８７名）

6)　東商ジョブサイト

新卒予定者や中途採用者、再就職を希望する女性求職者に対し求人情報を提供する「東商ジョブサイト」にて、会員企業の事業内容や募集要項、インターンシップ・職場体験情報等を掲載した。

a.　掲載期間　：４月　１日～　３月３１日

b.　掲載件数　：学生　１６６件／キャリア　８２件／女性の再就職希望者　２８件（３月３１日時点）

7)　東商キャリア人材Ｎｅｘｔ

３０～５０歳代のキャリア人材を求める会員企業と求職者とのマッチングを図ることを目的に、連携企業（再就職支援会社）に登録がある求職者に対し、会員企業の求人情報を提供した。

a.　求人企業数：２２２社

b.　求人件数　：３２０件

c.　内　定　　：　４８名（３６社）

d.　連携企業　：㈱リクルートキャリアコンサルティング、㈱パソナ　パソナキャリアカンパニー、パーソルキャリアコンサルティング㈱

8)　東商人材情報プラザ

会員企業間における中高年の人材移動を目的に、人材保有企業（登録制）の人事担当者に対し、会員企業の求人情報を提供、その他各種事業を実施した。

a.　人材保有企業　：２７社

b.　業種内訳　　：水産・農林業　１社　　製造業―機械　２社
　　製造業―医薬品　１社　　電気機器　６社
　　食料品　１社　　輸送用機器　１社
　　繊維製品　２社　　その他製品　２社
　　化学　５社　　鉄鋼　２社
　　卸売業－商社　４社

c.　求人状況
(a)　求人企業数：　のべ３０２社
(b)　求人件数　：　のべ１，４３３件

d.　人材移動決定状況
(a)　決定件数　：　１１件（６社）

e.　登録企業懇談会
人材保有企業の登録責任者や実務担当者を対象に、前年度事業の報告及び本年度の活動方針を説明したほか、意見交換を行う懇談会を実施した。
(a)　開催概要　：　４月１３日（３３名）　於：ホテルグランドパレス
(b)　内　　容　：　平成２９年度東商人材情報プラザ事業実施結果について
　　平成３０年度東商人材情報プラザ事業実施計画について
　　基調講演
(c)　基調講演　：　「東商人材情報プラザを利用して　～人材採用後の当社の変化について～」
日新商事㈱　総務部長　　長　澤　　将　司　氏

f.　人材情報交換会
求人企業の採用担当者と人材保有企業の実務担当者との情報交換を目的に、事前に双方から提出される面談希望に基づいたスケジュールの下、求人案件について直接話し合う情報交換会を開催した。
(a)　第１回　　：　６月１５日（求人企業１８社 ／ 人材保有企業２０社 ／ 面談数　１１６件）
於：丸の内二丁目ビル　会議室５・６・７
(b)　第２回　　：　９月１４日（求人企業１７社 ／ 人材保有企業２１社 ／ 面談数　１０４件）
於：丸の内二丁目ビル　会議室５・６・７
(c)　第３回　　：１１月　６日（求人企業１８社 ／ 人材保有企業２０社 ／ 面談数　１０４件）
於：丸の内二丁目ビル　会議室５・６・７
(d)　第４回　　：　３月　１日（求人企業１７社 ／ 人材保有企業１９社 ／ 面談数　　９３件）
於：丸の内二重橋ビル　会議室ＲｏｏｍＡ１・２

g.　求人企業と人材保有企業との情報交換会
求人票提出（予定含む）企業が人材保有企業への理解を深めることによって求人の質を高めることを目的とした情報交換会を開催した。
(a)　６月１５日（求人企業１４社 ／ 人材保有企業１５社）
於：丸の内二丁目ビル　会議室７

h.　運営研究会

人材保有企業の実務担当者が抱えている課題等について議論し、スキルアップと情報交換、相互交流を図る場として、運営研究会を開催した。

(a)　開催概要　：　１０月１２日～１３日（１４名）　於：マホロバ・マインズ三浦

(b)　内　　容　：　講演

(c)　講　　演　：　「生涯現役で活躍するために必要なこと」

㈱ＣＮ総合コンサルティング　社長　　中　原　千　明　氏

i.　人材移動実務研究会

人材保有企業のうち、参加を希望する企業の実務担当者で組織。人材移動実務を中心とした共通の問題・課題について、事例研究等を通じて、実務担当者のスキルアップと人材移動の円滑化に資することを活動の目的としている。

２０１８年度は１４社が参加し２つの班を編成。下記全体会合の他、それぞれの班において、月１回程度の頻度で自主的に研究会活動を行った。

(a)　第１回　：　４月１３日（１６名）　於：ホテルグランドパレス

内　容　：　平成２９年度人材移動実務研究会活動報告
平成３０年度研究会メンバー及び班構成案について
平成３０年度代表幹事、副代表幹事の選出
平成３０年度人材移動実務研究会スケジュールについて
班別ミーティング

(b)　第２回　：　７月２７日（１４名）　於：丸の内二丁目ビル　会議室３・４

内　容　：　両班での情報共有会　グループ討議「日常、実務担当者として抱えている課題」

(c)　第３回　：　h.運営研究会の中で、拡大実務研究会として開催した。（１４名）

(d)　第４回　：　２月　８日（２６名）　於：丸の内二重橋ビル　会議室ＲｏｏｍＢ１・２

内　容　：　第１班発表　テーマ「東商人材情報プラザの活用（成約件数の向上）」
第２班発表　テーマ「シニアの社内活躍・社外転進のためのキャリア開発支援
～社内外　５０歳代後半からのシニアがいきいきと活躍する姿を目指す～」

④　ＩＣＴ推進支援事業

中小・小規模事業者の生産性向上に資するＩＣＴ利活用や補助金についての情報提供セミナーやＩＣＴ関連ポータルサイトを用いた情報発信等により、各種事業を展開した。

1)　セミナー

４月２６日（１４２名）　「ＩＴ導入補助金」 説明＆個別相談会（共催：中小企業委員会）
(一社)サービスデザイン推進協議会　ＩＴ導入補助金事務局

５月２８日（１０１名）　自営型テレワークの活用の際に注意すべきポイント（共催：厚生労働省）
㈱キャリア・マム　代表取締役　　堤　　香　苗　氏
(一社)日本テレワーク協会　主席研究員　　中　本　英　樹　氏

６月１３日　（２１名）　〈ワークショップ型〉生産性向上に効くデジタルツール活用
【第１部】　中小企業でもできる生産性向上！
そのカギをケーススタディを通じて体験する
ＵＴＡＧＥ総研㈱　代表取締役・中小企業診断士　　山　口　　亨　氏
クラウドを活用した業務改善の成功事例をご紹介
協立情報通信㈱　社員
【第２部】　課題解決！体験型ワークショップ

７月　３日　（５５名）　【ＩＴ導入補助金説明】中小企業のためのＩＴ導入・活用セミナー
【第１部】ＩＴ導入補助金　概要説明
(一社)サービスデザイン推進協議会　ＩＴ導入補助金事務局
【第２部】業績ＵＰに効くＩＴツールの選び方＆活用法

㈱ナーツ　代表取締役　　野　中　栄　一　氏

７月１９日　（１９名）　自営型テレワークの活用の際に注意すべきポイント（共催：厚生労働省）

㈱キャリア・マム　代表取締役　　堤　　香　苗　氏

(一社)日本テレワーク協会　主席研究員　　中　本　英　樹　氏

７月２０日　（５８名）　ＩＴツール活用事例から学ぶ中小企業の生産性向上のコツ

【第１部】「中小企業向けの経営に有効なＩＴ活用について」

㈱ナレッジ２１　会長　　横　屋　俊　一　氏

「今、企業に必要なセキュリティ対策」

東日本電信電話㈱　社員

【第２部】「ＩＴ導入補助金　概要説明」

経済産業省　商務・サービスグループ　サービス政策課　総務係長　　平　川　怜　奈　氏

「ＩＴサービス紹介」

参加ＩＴベンダー　担当者

７月２６日　（５０名）　ＩＴツール活用事例から学ぶ中小企業の生産性向上のコツ

【第１部】「中小企業向けの経営に有効なＩＴ活用について」

Ｔ＆Ｉアソシエイツ　代表　　田　中　　薫　氏

「今、企業に必要なセキュリティ対策」

東日本電信電話㈱　社員

【第２部】「ＩＴ導入補助金　概要説明」

経済産業省　商務・サービスグループ　サービス政策課　課長補佐　　斉　藤　雅　彦　氏

「ＩＴサービス紹介」

参加ＩＴベンダー　担当者

７月３０日　（１４名）　自営型テレワーク活用時のトラブル防止のために（共催：厚生労働省）

㈱キャリア・マム　代表取締役　　堤　　香　苗　氏

(一社)日本テレワーク協会　主席研究員　　中　本　英　樹　氏

１０月３０日　（　７名）　〈ワークショップ型〉メリット＆生産性向上がよく分かる会計・

給与システム体験セミナー　　協立情報通信㈱　社員

１１月　６日　（２６名）　企業の生産性を高めるテレワークの導入

～もう始まっているテレワーク×企業の業績ＵＰ～（共催：労働委員会）

【第１部】テレワークの概要と最新動向

(一社)日本テレワーク協会　主席研究員　　中　本　英　樹　氏

【第２部】パネルディスカッション

「導入企業のトップが語る、テレワークと企業経営」

㈱グローバル・パートナーズ・テクノロジー　代表取締役　　坂　本　俊　輔　氏

㈱スリーエス　代表取締役　　吉　田　秀　樹　氏

東京商工会議所　地域振興部生産性向上担当課長　　長　濱　正　史

１１月２６日　（３７名）　ＲＰＡを活用した働き方改革セミナー

～生産性向上とコスト削減に向けた取組み～

（共催：東日本電信電話㈱、(公財)日本電信電話ユーザ協会）

【第１部】「働き方改革の実現に向けたＲＰＡ導入における課題とポイント」

みずほ情報総研㈱　グループ統括部　次長　　村　田　　豪　氏

【第２部】「ＲＰＡの具体的な導入ノウハウのご紹介」

ＮＴＴビジネスアソシエ㈱　事業連携推進部　　北　川　義　和　氏

【第３部】「ＲＰＡ、ＡＩ－ＯＣＲを活用した事例紹介」

東日本電信電話㈱ ビジネス開発本部　担当者

１月３１日、２月７日　＜ＩＴベンダー向け研修＞プラスＩＴ研修・実践編～３時間集中セミナー～

（５９名）　（共催：(一社)サービスデザイン推進協議会）

(一社)中小企業ＩＴ経営センター　代表理事、(特)ＩＴコーディネータ協会　理事
野　村　真　実　氏

２月　７日　（２８名）　＜支援機関向け研修＞プラスＩＴ研修・実践編～３時間集中セミナー～
(共催：(一社)サービスデザイン推進協議会)
おにざわＩＴ経営支援オフィス　代表、(一社)中小企業ＩＴ経営センター　理事
ＩＴコーディネータ　　鬼　澤　健　八　氏

３月２５日　（８０名）　今、押さえておくべきキャッシュレス決済 導入のポイント
(一社)キャッシュレス推進協議会　常務理事・事務局長　　福　田　好　郎　氏

2)　ＩＣＴ関連情報発信サイト「東商ＩＣＴスクエア」による情報提供・Ｗｅｂ相談

２０１５年に開設した中小企業向けＩＣＴ関連情報ポータルサイト「東商ＩＣＴスクエア」を全面リニューアル。サイトでは、セミナー情報やコラム、ＩＴツール導入事例の紹介、お知らせ、Ｗｅｂ上でのＩＣＴ相談（会員対象・無料)、最新のＩＣＴトレンド情報や補助金情報、連携するＩＴ支援団体主催セミナー等の紹介に加え、新コンテンツ「ＩＴサービス発見ナビ」を新設した。

・のべ訪問数	７７，５０１件
・閲覧ページ数	１２１，３２４件
・コラム掲載	２７件
・ＩＴツール導入事例掲載	１２件
・お知らせ掲載数	９件
・Ｗｅｂ相談件数	４件
・ＩＴサービス発見ナビ登録件数	９件

3)　ザ・ビジネスモール

全国の商工会議所、商工会が共同して運営する企業情報サイト「ザ・ビジネスモール」（ｈｔｔｐ:／／ｗｗｗ．ｂ－ｍａｌｌ．ｎｅ．ｊｐ／）にて、会員企業に向けてインターネットを活用した製品・サービスのＰＲ及び全国の企業との商談機会などを提供している。

登録数（２０１９年３月３１日現在）

登　録　社　数	５，３１２社

⑤　中小企業サイバーセキュリティ対策支援事業

２０１６年１月に東京都、警視庁、都内中小企業支援機関と締結した「サイバーセキュリティに関する相互協力協定」に基づき、事業者向け周知啓発セミナーを実施したほか、２３支部においても区役所・警察署等との間で、順次協定を締結し各種事業を展開した。

※サイバーセキュリティ協定　各支部締結状況

２０１７年度：４支部（江東、中央、荒川、品川）と締結

２０１８年度：１９支部（渋谷、文京、大田、杉並、足立、港、豊島、新宿、板橋、中野、北、世田谷、台東、千代田、練馬、目黒、葛飾、江戸川、墨田）と締結

1)　協定

４月２５日　渋谷区、渋谷区内警察署（渋谷警察署、原宿警察署、代々木警察署）とサイバーセキュリティに関する協定を締結（渋谷支部）

５月２２日　文京区、文京区内警察署（富坂警察署、大塚警察署、本富士警察署、駒込警察署）とサイバーセキュリティに関する協定を締結（文京支部）

７月２５日　大田区、大田区内警察署（大森警察署、田園調布警察署、蒲田警察署、池上警察署、東京空港警察署）とサイバーセキュリティに関する協定を締結（大田支部）

７月２７日　杉並区、杉並区内警察署（杉並警察署、高井戸警察署、荻窪警察署）とサイバーセキュリティに関する協定を締結（杉並支部）

１０月　１日　足立区、足立区内警察署（竹の塚警察署、千住警察署、西新井警察署、綾瀬警察署）とサイバーセキュリティに関する協定を締結（足立支部）
１０月　５日　港区、港区内警察署（愛宕警察署、三田警察署、高輪警察署、麻布警察署、赤坂警察署、東京湾岸警察署）とサイバーセキュリティに関する協定を締結（港支部）
１０月１２日　豊島区、豊島区内警察署（巣鴨警察署、池袋警察署、目白警察署）とサイバーセキュリティに関する協定を締結（豊島支部）
１１月　１日　新宿区、新宿区内警察署（牛込警察署、新宿警察署、戸塚警察署、四谷警察署）とサイバーセキュリティに関する協定を締結（新宿支部）
１１月２６日　板橋区、板橋区内警察署（板橋警察署、志村警察署、高島平警察署）とサイバーセキュリティに関する協定を締結（板橋支部）
１２月１２日　中野区、中野区内警察署（中野警察署、野方警察署）とサイバーセキュリティに関する協定を締結（中野支部）
１２月１９日　北区、北区内警察署（滝野川警察署、王子警察署、赤羽警察署）とサイバーセキュリティに関する協定を締結（北支部）
１月１１日　世田谷区、世田谷区内警察署（世田谷警察署、北沢警察署、玉川警察署、成城警察署）とサイバーセキュリティに関する協定を締結（世田谷支部）
１月２２日　台東区、台東区内警察署（上野警察署、下谷警察署、浅草警察署、蔵前警察署）とサイバーセキュリティに関する協定を締結（台東支部）
２月１４日　千代田区、千代田区内警察署（麹町警察署、丸の内警察署、神田警察署、万世橋警察署）とサイバーセキュリティに関する協定を締結（千代田支部）
２月１５日　練馬区、(一社)練馬産業連合会、練馬区内警察署（練馬警察署、光が丘警察署、石神井警察署）とサイバーセキュリティに関する協定を締結（練馬支部）
２月２０日　目黒区、目黒区商店街振興組合連合会、目黒区産業協会、目黒区内警察署（目黒警察署、碑文谷警察署）とサイバーセキュリティに関する協定を締結（目黒支部）
３月　１日　葛飾区、葛飾区内警察署（亀有警察署、葛飾警察署）とサイバーセキュリティに関する協定を締結（葛飾支部）
３月　７日　江戸川区、江戸川区内警察署（小松川警察署、葛西警察署、小岩警察署）とサイバーセキュリティに関する協定を締結（江戸川支部）
３月　８日　墨田区、墨田区内警察署（本所警察署、向島警察署）とサイバーセキュリティに関する協定を締結（墨田支部）

2)　セミナー

６月２０日　（１３名）　実体験型サイバーセキュリティセミナー（主催：品川支部）
警視庁サイバーセキュリティ対策本部員
６月２５日　（２２名）　サイバー空間を取り巻く最新の脅威動向について（主催：渋谷支部）
トレンドマイクロ㈱　　市　村　裕一郎　氏
８月　７日（１０５名）　ＩＰＡ情報セキュリティ講習能力養成セミナー
～組織の研修にすぐ使える実践講座～
(独)情報処理推進機構（ＩＰＡ）　　佐　藤　裕　一　氏
８月　９日　（５９名）　サイバー攻撃の実態と被害を防ぐ方法（主催：荒川支部）
第１部　サイバーセキュリティを取り巻く情勢について
警視庁サイバーセキュリティ対策本部 本部員
第２部　中小企業が今すぐ取り組むべき情報セキュリティ対策について
(独)情報処理推進機構（ＩＰＡ）　職員
９月１８日　（４７名）　身の丈に合った情報セキュリティ対策 セミナー（主催：江東支部）
㈱インフォクリエマネジメント　中小企業診断士・ＩＴコーディネータ　　新　木　啓　弘　氏
１０月２２日　（５０名）　中小企業が実施すべき最小限の情報セキュリティ（主催：墨田支部）

杉　浦　隆　幸　氏

１２月　５日（１８０名）　サイバーセキュリティー対策セミナー（主催：足立支部）

東京都警察情報通信部調達情報　職員

(独)情報処理推進機構（ＩＰＡ）　職員

３月１８日　（３５名）　サイバー犯罪の脅威と現状について（主催：杉並支部）

警視庁サイバーセキュリティ対策本部員

東京都警察情報通信部技官

⑥　健康経営アドバイザー研修事業

企業における「健康経営」の取組みを促進するため、「健康経営」の基礎的な知識を持ち、その普及・推進を行う「健康経営アドバイザー」を認定する研修を実施した。当年度の受講者は１２，５１２名。

1)　健康経営アドバイザー研修（Ｅラーニング・集合研修）の実施
受講者数：１２，５１２名

2)　健康経営アドバイザー研修（集合研修）の開催

８月　３日（９１名）　講師　中小企業診断士　江　崎　泰　将　氏
於：健康保険組合連合会東京連合会　会議室

１０月２６日（７２名）　講師　中小企業診断士　中　保　達　夫　氏
於：健康保険組合連合会東京連合会　会議室

１２月１４日（７６名）　講師　中小企業診断士　江　崎　泰　将　氏
於：健康保険組合連合会東京連合会　会議室

３月　８日（９１名）　講師　社会保険労務士　稲　田　耕　平　氏
於：さいたま市生涯学習総合センター　多目的ホール

⑦　健康経営エキスパートアドバイザー研修事業

中小企業に対し健康経営の実践方法を指導するために、経済産業省からの受託に基づき昨年度開発した健康経営アドバイザー（上級）研修プログラムを改良し、「健康経営エキスパートアドバイザー」研修として第１回目の研修を実施した。

1)　対象者：所定の有資格者または一定の実務経験者
対象の有資格者は社会保険労務士・中小企業診断士・産業医・保健師・看護師・健康運動指導士・管理栄養士の７資格

2)　実施方法
a)筆記試験の実施（５０問：四肢択一、試験時間１００分）８０点以上合格
b)ワークショップの実施（終了後に効果測定課題のレポート提出）
第１回の申込は３２０名、認定者は２２３名

１２月　８日　（３２０名）　筆記試験実施　　合格者　２４０名
於：　ＡＰ東京八重洲通り　会議室ＫＬＭ，　会議室ＡＢ

１月１９日　（１２０名）　ワークショップ実施
於：　ＴＫＰ東京八重洲カンファレンスセンター　４階会議室
講師　社会保険労務士　吉　野　美奈子　氏
講師　社会保険労務士　阿　藤　通　明　氏
講師　中小企業診断士　山　口　　享　氏
講師　中小企業診断士　檜　山　敦　子　氏

１月２０日　（１２０名）　ワークショップ実施
於：　ＴＫＰ東京八重洲カンファレンスセンター　４階会議室

講師　社会保険労務士　吉　野　美奈子　氏
講師　社会保険労務士　阿　藤　通　明　氏
講師　社会保険労務士　大　野　知　美　氏
講師　産　業　医　今　井　鉄　平　氏

２月１８日　健康経営エキスパートアドバイザー合否判定会議
於：　ＴＫＰ東京駅丸の内会議室
認定委員：社会保険労務士　吉　野　美奈子　氏
社会保険労務士　阿　藤　通　明　氏
社会保険労務士　大　野　知　美　氏
中小企業診断士　山　口　　享　氏
中小企業診断士　檜　山　敦　子　氏
中小企業診断士　小　川　亮　一　氏
中小企業診断士　江　崎　泰　将　氏
産　業　医　今　井　鉄　平　氏
上記合否判定会議にて２２３名を健康経営エキスパートアドバイザーとして認定。

【展示会への出展】

展示会に東京商工会議所のブースを出展し「健康経営アドバイザー研修」について周知・普及を実施。
展示会内容：1)「健康経営アドバイザー研修」についてパネル展示
2)「健康経営アドバイザー研修」プロモーション動画の投影
3)「健康経営アドバイザー研修」Ｅラーニングデモ
4)「健康経営アドバイザー研修」パンフ配布
5)「健康経営ハンドブック２０１８」冊子配布

１０月３０日　データヘルス・予防サービス見本市２０１８＜大阪会場＞
於：マイドームおおさか　１・２階展示ホール
１１月１４～１６日　スポーツ産業見本市
於：東京ビッグサイト「産業交流展２０１８」内
１１月２０日　データヘルス・予防サービス見本市２０１８＜東京会場＞
於：プリズムホール（東京都文京区後楽１丁目３番６１号）
２月　７日　ライフワークバランスＥＸＰＯ東京２０１９
於：東京国際フォーラム　ホールＥ（１）（東京都千代田区丸の内３丁目５番１号）

⑧　健康経営優良法人認定制度２０１９直前対策セミナー

中小企業における「健康経営」の取組みを促進するため、日本健康会議が認定する「健康経営優良法人認定制度　中小規模法人部門」の申請支援に向けたセミナーを開催した。

９月１８日（１５０名）　内容　1）東京都の健康づくり施策と専門家派遣活用のすすめ
中小企業診断士　小　川　亮　一　氏
2)「健康経営」をはじめよう
中小企業診断士　江　崎　泰　将　氏
3)「健康経営優良法人認定制度２０１９」直前対策講座
社会保険労務士　吉　野　美奈子　氏

⑨　健康経営ハンドブック２０１８の発行

中小企業に対する健康経営の普及・啓発のため、健康経営の実践に役立つ企業の取組に事例や、全国に広がる取組みに対するインセンティブ（表彰制度・特利融資）等を紹介した冊子「健康経営ハンドブック２０１８」を制作した。

1)　仕様　　Ａ４判　全３２ページ（発行部数５０，０００部）
2)　内容　　a.健康経営を始めよう！
b.健康経営事例（５社）
c.全国の健康経営インセンティブと認定・登録・表彰制度
d.マンガ「健康経営優良企業」が見えてきた！
e.貴社もチャレンジ！「健康経営優良法人認定制度」

⑩　メンバーズビジネスローン事業

東京商工会議所と民間金融機関（銀行・信用金庫）との提携に基づき、東商の会員事業所が通常より優遇された条件で融資を受けられる制度として、２００４年9月１５日に本事業をスタートした。会員事業所が受けられる優遇内容は、主に融資利率や融資限度額、手数料などであり、金融機関ごと、商品ごとにその内容は異なる。

申し込み要件は、①東京商工会議所の会員であること、②会費の未納がないこと、③その他各金融機関が個別に定める条件を満たしていることとなっている。利用方法は、原則として会員事業者が東商の窓口にて「会員確認書」の発行を受けた後、希望する金融機関で直接融資を申し込む。

２０１８年度末時点での提携金融機関数は８である。２０１８年度の会員確認書の発行件数は４６０件、提携金融機関による融資実行は４４１件／１２億７１百万円であった。なお、事業創設時からの融資実行累計では９２２９件、５６１億１３百万円にのぼっている。

表１　提携金融機関（２０１９年3月３１日現在）

地方銀行（２行）	きらぼし銀行、東日本銀行
信用金庫（６金庫）	朝日信用金庫、興産信用金庫、東京東信用金庫、足立成和信用金庫、西武信用金庫、世田谷信用金庫

⑪　創業支援融資保証制度

東京商工会議所と東京信用保証協会、民間金融機関が連携し、創業予定者等に対し経営面・資金面でのサポートを行う「創業支援融資保証制度」による資金調達支援を実施している。本制度は、創業予定者等で、当所が実施する「創業計画審査会」において創業計画の「認定書」を受けるか、「東商・創業ゼミナール」を受講し「修了証」を授与した方が東京信用保証協会に保証を申込み、提携金融機関より融資を受けられるもので、運転・設備資金合わせ２，５００万円（創業前の場合は自己資金の範囲内）までを上限額とする融資保証制度である。

２０１８年度の提携金融機関による融資実行は０件であった（２０１９年３月３１日現在の融資実行ベースの実績）。

表１　提携金融機関

地方銀行（３行）	東京都民銀行、八千代銀行、山梨中央銀行
信用金庫（７金庫）	朝日信用金庫、さわやか信用金庫、東京東信用金庫、小松川信用金庫、西京信用金庫、西武信用金庫、東京信用金庫
信用組合（４組合）	全東栄信用組合、東京厚生信用組合、大東京信用組合、第一勧業信用組合

⑫　創業融資（創業支援特例）

東京都の中小企業向け融資制度メニューの一つである創業融資において、２０１５年度より創設された特例制度である。本制度は、認定特定創業支援事業（産業競争力強化法第２条に規定する区市町村が実施する事業）に準ずる支援として、商工会議所等が実施する窓口相談やセミナー等による指導を受けた創業前から創業後５年未満の者が、通常より０．４％低い利率で融資の申し込みが可能になるというもの。

申し込みの手順は、まず商工会議所等で直近１年以内に４回以上、１ヶ月以上の期間にわたる創業支援を受け、創業支援内容証明書を発行された後に、民間金融機関を通して、または東京信用保証協会に直接、信用保

証の申し込みを行い、保証が決定すれば民間金融機関から融資を受けられるという流れである。２０１８年度、当所における創業支援内容証明書の発行件数は５件であった。

⑬　小口資金融資（経営指導特例）

２００７年度より、東京都中小企業向け融資制度のメニューの一つとして創設された制度である。

本制度は、商工会議所等の経営指導員から６ヶ月以上の経営指導を受けた小規模事業者が、通常より０．４％低い利率で融資の申し込みが可能になるというもの。

２０１８年度より、本制度の融資限度額が１，２５０万円から２，０００万円へと引き上げられた。

申し込みの手順は、まず商工会議所等の経営指導を６ヶ月以上受け、経営指導内容証明書を発行された後に、民間金融機関を通して、または東京信用保証協会に直接、信用保証の申し込みを行い、保証が決定すれば民間金融機関から融資を受けられるという流れである。２０１８年度、当所における経営指導内容証明書の発行件数は９件であった。

⑭　記帳代行サービスと記帳相談

個人事業主の会員を対象とした記帳代行サービス。

＜２０１８年度実績＞

	代　行		相　談		
	対象者数（対象）	延件数（件）	対象者数（対象）	延件数（件）	非継続相談延件数（件）
記帳代行センター	127	724.5	270	469	30

⑮　中小企業活力向上事業

東京都の補助事業として２３区内の中小企業を対象に、中小企業の持続的、発展的な成長に向けて、経営課題の発見（気づき）から短期・中長期の課題解決までを切れ目なく支援することを目的に３種類の専門家派遣を実施した。

また、派遣後には、東京都中小企業振興公社が実施する「新・展示会等出展支援助成事業」や東京都の中小企業向け融資制度「産業力強化融資（チャレンジ）」の申込が可能となる出口支援策も設けられた。

1)　経営診断チェック（専門家派遣回数：１回）

経営指導員と中小企業診断士を企業に派遣。経営の現状分析と課題抽出等を通じて、経営者が自ら自社の経営課題を客観的に認識し気づきを得られるように導いた。

中小企業診断士の派遣回数（社数）

千代田支部	４２回（社）
中央支部	３６回（社）
港支部	３９回（社）
新宿支部	２８回（社）
文京支部	２０回（社）
台東支部	２９回（社）
北支部	２３回（社）
荒川支部	２５回（社）
品川支部	２６回（社）
目黒支部	２６回（社）
大田支部	２１回（社）
世田谷支部	２６回（社）
渋谷支部	３８回（社）
中野支部	２０回（社）
杉並支部	２５回（社）
豊島支部	２６回（社）
板橋支部	２５回（社）

練馬支部	２２回（社）
江東支部	２５回（社）
墨田支部	２０回（社）
足立支部	２８回（社）
葛飾支部	２５回（社）
江戸川支部	２５回（社）
本部	１９５回（社）
合計	８１５回（社）

2)　改善支援コース（短期課題解決支援／専門家派遣回数：最大２回）

経営診断後、希望する企業に対して追加で専門家を派遣。診断で判明した経営課題の解決のための方策が短期的なもので、かつ、その方策に取り組むために専門家支援が効果的と認められる企業に対して、相談、助言、指導等の支援を行った。

支援企業数　３８社　　延派遣回数　７２回

3)　成長アシストコース（中長期課題解決支援／専門家派遣回数：最大９回）

経営診断後、希望する企業に対して追加で専門家を派遣。診断で判明した経営課題の解決のための方策が、将来への成長発展を見据えた中長期的な取組みで、かつ、その方策に取り組むために専門家支援が効果的と認められる企業に対して、事業計画づくりとその実行を支援した。

支援企業数　１５７社　　延派遣回数　１，２３１回

4)　コーディネーターによる相談、支援

中小企業活力向上事業の支援先の発掘や海外展開、社内体制整備などの専門的な相談テーマへの対応を強化するため１４名の専門家に委託して、コーディネーター業務を実施。中小企業相談センターにて各種相談・支援を行った。

支援企業数　７７２社　　延支援回数　１，９６９回

⑯　展示会等出展支援助成事業

東京都の「展示会等出展支援助成事業」へ協力し、中小企業の販路拡大支援として次の事業を行った。

＜受発注商談会＞

中小企業の受発注機会の拡大を目的として、助成事業を利用した企業を対象とする受発注商談会を、東京都からの委託を受けて開催した。

「第２４回ザ・商談！し・ご・と発掘市」

開　催　日　１０月５日

会　　場　丸の内二丁目ビル　３階会議室

商談テーマ　金属製品、機械器具、関連業種（加工・組立・試作・供給）、樹脂成型・加工、その他関連工事

参加企業数　発注企業・・・・・４７社

受注希望企業・・１４５社

エントリー・・・２８５社

商談件数　　４１２件

「第２５回ザ・商談！し・ご・と発掘市」

開　催　日　３月８日

会　　場　丸の内二重橋ビル　５階　グランドホール・会議室

商談テーマ　金属製品、機械器具、関連業種（加工・組立・試作・供給）、樹脂成型・加工、その他関連工事

参加企業数　発注企業・・・・・・５８社

受注希望企業・・・１５８社

エントリー・・・・２９４社

商談件数　　５２３件

⑰　創業支援機関との連携事業

1)　創業塾

２０１０年度まで国の委託事業として開催していた創業塾（創業を目指す方々を対象に、新規開業に必要な基礎知識を、短期間で一通り習得する入門コース）を、２０１１年度より㈱日本政策金融公庫の協力を得て東京商工会議所の独自事業として開催している。本年度は２日間コースを年２回開催した。

主催：東京商工会議所

＜開催日＞

（９月コース）　共催：㈱日本政策金融公庫

９月８日・　９月１５日

（２、３月コース）　共催：㈱日本政策金融公庫

２月２３日・　３月２日

＜開催時間＞

各回　１日目：午前１０時～午後１時　　午後２時～午後５時

　　２日目：午前１０時～午後１時　　午後２時～午後５時３０分

＜会　　場＞

㈱日本政策金融公庫　東京中央支店　研修室

＜テーマ＞

（９月コース）

１日目　午前「創業の心構え～夢に向けてのはじめの一歩～」

中小企業診断士　　加　藤　敦　子　氏

午後「先輩起業家体験談－金なし・経験なし・人脈なしからの起業

～個人事業主から東証一部上場までの軌跡～」

㈱ラクーン　社長　　小　方　　功　氏

２日目　午前「創業に必要な税務・会計の知識」　税理士　　湊　　義　和　氏

午後「売れる仕組みを考えよう！集客・販路開拓の基礎」

中小企業診断士　　田　中　研　二　氏

（２、３月コース）

１日目　午前「ビジネスプラン作成のコツ！～夢に向けてのはじめの一歩～」

中小企業診断士　　加　藤　敦　子　氏

午後「先輩起業家体験談－金なし・経験なし・人脈なしからの起業

～個人事業主から東証一部上場までの軌跡～」

㈱ラクーン　社長　　小　方　　功　氏

２日目　午前「創業に必要な税務・会計の知識」　税理士　　湊　　義　和　氏

午後「ゼロからわかる会社設立～知っておきたい手続と賢い経営のヒント～」

司法書士　　山　田　猛　司　氏

＜参加者数＞

（９月コース）　　９月８日　７６名　９月１５日　６５名

（２、３月コース）　２月２３日　１０５名　３月２日　１００名

2)　都内公的創業支援機関との連携

都内の公的創業支援機関である㈱日本政策金融公庫、東京信用保証協会、(公財)東京都中小企業振興公社及び東京商工会議所で、相互の事業連携を図ることを目的に、１１月に開催した創業フォーラムにて４機関の創業支援事業のＰＲを行った。

⑱　東商 社長ネット

○開　　設　２０１４年１２月１日

○Ｕ　Ｒ　Ｌ　https://www.tokyo-cci.or.jp/shachonet/
○内　　容　会員企業の代表者の魅力を紹介するウェブサイト。経営理念や座右の銘などを掲載し、自社のウェブサイトへのリンク設定も可能。会員限定で掲載無料。
○アクセス数　２９２，６８５ＰＶ（２０１８年度）
○登録企業数　８５２社（２０１９年３月末日）

⑲　プレスリリース支援

共同通信ＰＲワイヤーと提携し、会員企業のプレスリリースを国内のメディアへ配信。

プレスリリース配信
新規入会（登録）６５社　　配信数　２４５本

⑳　東商メディア塾

1)　プレスリリースの書き方に関する個別相談

会員企業のメディアアプローチを支援するためのプレスリリース支援事業として「プレスリリースの書き方に関する個別相談」を開催。

開　催　日　　４月　９日　（５社相談）
　　５月１４日　（３社相談）
　　６月１１日　（５社相談）
　　７月２３日　（２社相談）
　　８月２０日　（５社相談）
　　９月１０日　（５社相談）
　　１０月１５日　（３社相談）
　　１１月１２日　（２社相談）
会　　場　　丸の内二丁目ビル　３階　中小企業相談センター
相　談　員　　㈱楠田事務所　代表取締役　　楠　田　和　男　氏

2)　プレスリリースセミナー「企業情報をメディアで取り上げてもらうために」

開　催　日　　６月５日
会　　場　　丸の内二丁目ビル　３階　会議室６・７
講　　師　　㈱共同通信ＰＲワイヤー　取締役　　広　沢　敏　正　氏
参 加 者 数　　１０７社　１１８名

3)　話題になる「ウェブ＆ＳＮＳ活用セミナー」～今日から出来る！デジタルＰＲの実務～

開　催　日　　７月５日
会　　場　　丸の内二丁目ビル　５階　会議室Ｄ
参 加 者 数　　４４社　５６名
講　　師　　㈱楠田事務所　代表取締役　　楠　田　和　男　氏

4)　超基礎的ＰＲ＆プレスリリースセミナー

開　催　日　　９月５日
会　　場　　丸の内二丁目ビル　３階　会議室６・７
講　　師　　㈱楠田事務所　代表取締役　　楠　田　和　男　氏
参 加 者 数　　６１社　６４名

5)　プロ直伝！ＰＲ写真の撮り方講座

開　催　日　　１０月９日
会　　場　　丸の内二丁目ビル　３階　会議室６・７

講　　師　㈱アグア 代表取締役　　黒　田　耕　治　氏(ＪＰＩＯ認定フォトインストラクター)
参 加 者 数　　８３社　８９名

6)　新春講演会「時代を生き抜く広報戦略とは」
開　催　日　　１月２３日
会　　場　　丸の内二重橋ビル　５階　ＲｏｏｍＡ１・２
講　　師　　ＬＩＮＥ㈱　執行役員　　葉　村　真　樹　氏
参 加 者 数　　７６社　８０名

7)　ＰＲ＆マーケティング担当者のためのプランニング・ワークショップ〔全６回〕
開催日・会場
①　９月１４日　　丸の内二丁目ビル　　３階　会議室４
②　９月２１日　　同　　５階　会議室Ｂ
③　９月２８日　　同　　３階　会議室２
④１０月　５日　　三菱ビル　　１０階　コンファレンススクエア　ミドル２
⑤１０月１２日　　丸の内二丁目ビル　　３階　会議室４
⑥１０月２６日　　同　　５階　会議室Ｂ
講　　師　㈱楠田事務所　代表取締役　　楠　田　和　男　氏
参 加 者 数　　５社　６名

㉑　東商トク割便
郵便局のゆうメール（旧：冊子小包郵便）を大口割引価格で利用できる会員対象のサービス。
契約数　６２社　　利用通数　　３２０，０４０通

㉒　中堅・中小企業のためのＩＳＯ認証取得／規格改訂対応支援サービス事業
1)　概要
コンサルティングによるＩＳＯ９００１（品質）・ＩＳＯ１４００１（環境）の認証・取得支援を中堅・中小企業に向けて実施している。本サービスは、中堅・中小企業に利用してもらうことにより単に認証取得を行うだけでなく、経営力の向上・取引先からの信用力向上に寄与することを目的としている。
2）実施利用企業数
・ＩＳＯ９００１（品質）　　取得支援サービス　　２社

(18)　会員優待サービス
①　チェンバーズカード
1)　カード会員

	事業所カード		個人カード		合　計
	一　般	ゴールド	一　般	ゴールド	
口　座	７４８	５７５	６２	２３	１，４０８
枚	１，０７７	８７３	７４	３６	２，０６０

2)　優待協力店（当所にて直接開拓した分）
６８社（件）

(19)　福利厚生支援事業
①　共　　済
1)　各共済制度実績

a.　生命共済制度

・　加入事業所　２，９６４事業所
・　加入人員　１９，８２４人
・　加入口数　１２２，９４９口
・　保険金・給付金支払状況（２０１７年１２月　１日～２０１８年１１月３０日）

＊死亡保険金（高度障害を含む）	３７件	２５２，０００，０００円
＊災害保険金	２件	２，０００，０００円
＊障害給付金	１件	３，０００，０００円
＊入院給付金	４２件	９，４５４，５００円

・　配当金還元率　４２．５９％（２０１７年１２月　１日～２０１８年１１月３０日）

b.　特定退職金共済制度

・　加入事業所　２，５５４事業所
・　加入人員　３６，４９６人
・　加入口数　３４１，１４１口
・　給付金支払状況

＊退職年金	３人	７５５，１１６円
＊退職一時金	３，５２６人	３，０４１，４２０，５７７円
＊遺族一時金	２４人	２９，１０５，３１２円
＊解約手当金	４３９人	１３５，２６３，６４６円

c.　経営者年金共済制度

・　加入事業所　４１６事業所
・　加入人員　６８７人
・　加入口数　３，９２６口
・　給付金支払状況

＊退職年金	３人	１，８１０，７４３円
＊退職一時金	５７人	８６３，９５７，６３２円
＊遺族一時金	１人	１３，５９３，４２６円

d.　大型保障プラン

・　加入事業所　４７６事業所
・　加入人員　７２８人

三井生命保険	２３事業所	４５人
アクサ生命保険	４５３事業所	６８３人

e.　がん保険共済制度

・　加入事業所　２０８事業所
・　加入人員　５３６人

f.　マイライフ年金共済制度

・　加入人員　1,３７３人
・　加入口数　２０,９２４口　（内一時払）　7,４８６口
・　給付金支払状況

＊脱退年金	２５６人	１３４，２０６，５７１円
＊脱退一時金	６５人	２６７，７２８，８３２円
＊遺族一時金	２人	７，２３１，４１３円

g.　労災上乗せ共済制度

・　加入事業所　９８８事業所

h.　ＰＬ保険制度

・　加入事業所　１，８１４事業所

i.　所得補償共済制度

・　加入事業所　３３４事業所

・　加入者数　　１，７４９人

j.　個人情報漏えい共済制度

・　加入事業所　　３９３事業所

k.　医療共済

・　加入者数　　１，８５６人

l.　東商 確定拠出年金

・　成約件数　　１件

m.　業務災害補償共済制度

・　加入事業所　　３，９８１事業所

n.　ビジネス総合共済制度

・　加入事業所　　２，０１６事業所

o.　団体長期所得補償共済制度

・　加入事業所　　４６事業所

2)　セミナーの開催

a.　セミナー「働き方改革関連法案の成立後に企業が対応すべきポイントとは」

会員事業所向けに、最近の人事労務部門を取り巻く環境の変化とそれに対する企業のリスク対応策についての情報提供と労災上乗せ共済制度のＰＲ、加入・更新促進を兼ねてセミナーを開催した。

○開催日　２０１８年　5月１４日（１５０名）

○講　師　第一部　三井住友海上火災保険㈱　営業推進部　法人開発室

課長　　齋　藤　英　樹　氏

第二部　マーシュジャパン㈱

Ｅｘｅｃｕｔｉｖｅ　Ａｄｖｉｓｏｒ　　加　治　則　和　氏

○会　場　丸の内二丁目ビル　会議室５・６・７

b.　『ＰＬ対策』セミナー

会員事業所向けに、ＰＬ事故対策や事故発生時の対応方法等リスク対応へのノウハウについての情報提供とＰＬ保険制度のＰＲ、加入・更新促進を兼ねてセミナーを開催した。

○開催日　２０１８年　6月２２日（１４３名）

○講　師　ＭＳ＆ＡＤインターリスク総研㈱　リスクマネジメント第三部　製品安全グループ

マネージャー・上席コンサルタント　　石　橋　　潤　氏

○会　場　丸の内二丁目ビル　会議室５・６・７

c.　セミナー「メンタルヘルス不調を未然に防ぐ　ストレスチェック活用法」

会員事業所向けに、ハラスメント関連の環境変化が企業に及ぼす影響とその対応例と基礎知識、休職中のリスクと対策・諸手当制度など情報提供と、業務災害補償共済制度のＰＲ、加入・更新促進を兼ねてセミナーを開催した。

○開催日　２０１８年　7月　9日（１３５名）

○講　師　東京海上日動火災保険㈱

本店広域法人部部長　兼　営業開発部参与　　横　山　昌　彦　氏

○会　場　丸の内二丁目ビル　会議室５・６・７

d.　セミナー「働き方改革関連法案の成立を受け、企業が対応すべきポイントとは」

会員事業所向けに、最近の人事労務部門を取り巻く環境の変化とそれに対する企業のリスク対応策についての情報提供と共済制度のＰＲ、加入・更新促進を兼ねてセミナーを開催した。

○開催日　２０１８年１０月１９日（１４５名）

○講　師　第一部　三井住友海上火災保険㈱　営業推進部　法人開発室

課長　　齋　藤　英　樹　氏

第二部　マーシュジャパン㈱

Ｅｘｅｃｕｔｉｖｅ　Ａｄｖｉｓｏｒ　　加　治　則　和　氏

○会　場　丸の内二丁目ビル　会議室５・６・７

e.　情報セキュリティセミナー

会員事業所向けに、個人情報漏えい事故の実例や事故発生時の対応へのノウハウについての情報提供と個人情報漏えい共済制度のＰＲ、加入・更新促進を兼ねてセミナーを開催した。

○開催日　２０１８年１１月　６日（８７名）

○講　師　東京海上日動リスクコンサルティング㈱　ソリューション創造本部
コーディネーター　杉　浦　基　紀　氏

○会　場　丸の内二丁目ビル　会議室５・６・７

f.　分かりやすい「海外ＰＬセミナー」

会員事業所向けに、海外ＰＬ事故対策や事故発生時の対応方法等リスク対応へのノウハウについての情報提供と海外ＰＬ保険制度のＰＲ、加入・更新促進を兼ねてセミナーを開催した。

○開催日　２０１９年　２月１４日（９０名）

○講　師　第１部　ＳＯＭＰＯリスケアマネジメント㈱　リスク調査部
主任コンサルタント　藤　原　慎　也　氏

第２部　損害保険ジャパン日本興亜㈱
本店企業保険金サービス部　法人保険金サービス課
副長　徳　中　真理子　氏

○会　場　東京商工会議所　５階会議室

g.　保険会社との共催セミナー

○アクサ生命保険㈱との共催

・内容　「社長！使う？使わない？ 新・事業承継税制の活用３箇条
～想いを未来につなげる～」（中央支部共催）

（開催日）　２０１８年　６月　６日（９７名）

（講　師）　相続・贈与相談センター港支部　森総合税理士法人代表
公認会計士・税理士　森　耕　平　氏

（会　場）　日本印刷会館

・内容　「出張者や駐在員の身をどう守るか　海外における企業の安全対策セミナー」（貿易部会共催）

（開催日）　２０１８年　７月　３日（７８名）

（講　師）　外務省 領事局　邦人テロ対策室長　上　田　肇　氏
アクサ・アシスタンス・ジャパン株式会社　営業部長　大　谷　淳　氏

（会　場）　ＡＰ東京八重洲通り

・内容　「人生１００年時代の事業承継～認知症による、経営の空白期間を作らないために～」
（板橋支部共催）

（開催日）　２０１８年　７月　４日（２２名）

（講　師）　新堂・松村法律事務所　青　代　深　雪　氏

（会　場）　板橋支部　会議室

・内容　「経営者が知るべきこれからの人材確保
～深刻な人手不足！働き方改革時代に突入～」（中央支部共催）

（開催日）　２０１８年１０月２４日（５０名）

（講　師）　特定社会保険労務士・中小企業診断士　高　橋　真　輔　氏

（会　場）　日本印刷会館

・内容　「海外で社員の命を守る海外危機対策セミナー～企業の安全配慮義務～」（大田支部共催）

（開催日）　２０１８年１１月　５日（４４名）

（講　師）　外務省 領事局　邦人テロ対策室長　上　田　肇　氏
アクサ・アシスタンス・ジャパン株式会社　営業部長　大　谷　淳　氏

（会　場）　大田区産業プラザＰＩＯ

・内容　「円滑・円満な事業引き継ぎのためのやさしい新・税制活用のポイント‼」（江戸川支部共催）

（開催日）　２０１８年１１月１６日（１７名）
（講　師）　相続・贈与相談センター港支部　森総合税理士法人代表
公認会計士・税理士　　森　　耕　平　氏
（会　場）　タワーホール船堀　研修室
・内容　「経営者・後継者のための平成３１年度税制改正事業承継・自社株対策
～これからの事業承継対策について～」　（共済センター共催）
（開催日）　２０１９年　２月　６日（５９名）
（講　師）　宮田昇税理士事務所　代表　税理士　　宮　田　　昇　氏
（会　場）　日本教育会館
・内容　「認知症等による経営の空白期間を作らないために
争族にしない!!家族信託を使った事業承継」（中央支部共催）
（開催日）　２０１９年　３月１３日（３８名）
（講　師）　新堂・松村法律事務所　　青　代　深　雪　氏
（会　場）　中央支部　会議室

3)　イベント等の実施

a.　健康ウォーキングの実施

共済加入事業所を中心とした会員事業所向けに、加入者への還元並びに健康増進を目的に健康ウォークを実施した。

○開催日　２０１８年１１月　３日　（３６３名）
○内　容　第９回健康ウォーキング
～城北の名所・名園をぐるっとひと回り～
○行　程　飛鳥山公園　多目的広場→旧古河庭園→染井霊園→巣鴨地蔵通り商店街→北区中央公園→王子神社→音無親水公園→飛鳥山公園　多目的広場（ゴール）

ｂ．　新ビル見学会の実施

各共済制度の引受保険会社向けに、新ビルの概要説明と東商専有部エリアの見学会を実施した。

○開催日　２０１８年１２月１８日・１９日　（４０名）
○内　容　新ビルの概要説明
東商専有部エリア見学
質疑応答

4)　生保推進会議の開催

a.　第１回推進会議　　於：丸の内二丁目ビル　会議室４
○開催日　２０１８年　４月１０日　（１５名）
○内　容　共済制度募集実績について
平成３０年度共済制度推進について
東京商工会議所共済制度取扱マニュアル
共済推進の上期状況並びに下期推進計画について
その他

b.　第２回推進会議　　於：丸の内二丁目ビル　会議室４
○開催日　２０１８年　７月１７日　（１５名）
○内　容　共済制度募集実績について
生命共済制度内容変更について
その他

c.　第３回推進会議　　於：丸の内二丁目ビル　会議室４
○開催日　２０１８年　９月１８日　（１５名）
○内　容　共済制度募集実績について

生命共済制度内容変更に伴うスケジュールについて
各社の共済推進状況について
その他

d.　第４回推進会議　於：東京商工会議所　５階会議室
○開催日　２０１８年１２月６日　（１６名）
○内　容　共済制度年間募集実績について
新年度４共済制度シェアについて
新年度共済制度年間目標について
３１年度共済制度表彰基準について
生命共済制度差込み文書について
共済制度年間功労者表彰式について
その他

5)　損保会議の開催

a.　第１回営業担当者会議　於：丸の内二丁目ビル　会議室Ｂ
○開催日　２０１８年　４月２５日　（１３名）
○内　容　損保共済制度中間実績報告について
平成３０年度共済制度推進について
団体ＰＬ制度改定について
その他

b.　第１回事務担当者会議　於：丸の内二丁目ビル　会議室Ｂ
○開催日　２０１８年　５月２３日　（１７名）
○内　容　全制度募集時の注意点について
団体ＰＬ保険制度事務手続きについて
その他

c.　第１回推進会議　於：小名浜オーシャンホテル＆ゴルフクラブ
○開催日　２０１８年　８月２０日　（１７名）
○内　容　平成３０年度実績報告について
各社の営業推進状況について
共済センターからの連絡・報告等

d.　第２回推進会議　於：東京商工会議所　５階会議室
○開催日　２０１８年１２月１１日　（１４名）
○内　容　平成３０年度実績報告
次年度の募集に向けて
所得補償共済・労災上乗せ共済　次年度変更点について
その他

e.　第２回事務担当者会議　於：東京商工会議所　５階会議室
○開催日　２０１８年１２月１８日　（２０名）
○内　容　所得補償共済・労災上乗せ共済　次年度変更点について
新規・更改における事務手続きについて
意見交換等

6)　表彰式の開催

a.　共済制度年間功労者表彰式　於：東京商工会議所　５階会議室
東京會舘
生命共済制度・特定退職金共済制度に年間表彰基準を設定し、達成した引受保険会社と推進員を表彰。
○開催日　２０１９年　３月　５日　（７９名）

b.　損保共済制度年間表彰式　　於：東京會舘
損保共済制度に年間表彰基準を設定し、達成した代理店を表彰。
○開催日　２０１９年　３月１４日　（表彰代理店　延１５０代理店）

② ＣＬＵＢ　ＣＣＩ

ＣＬＵＢ　ＣＣＩというブランド名で、会員企業の従業員およびその家族向けに、月々わずかな会費で、充実した福利厚生を実現できる福利厚生支援代行サービスを提供している。

1)　加入状況

	バフェプラン		バフェプランＬｉｔｅ		えらべる倶楽部	
	加入 事業所数	登録 会員数	加入 事業所数	登録 会員数	加入 事業所数	登録 会員数
連携 商工会議所	２９９社	２，８９６人	２５社	２２１人	８社	１２２人
東京 商工会議所	８７８社	１６，９２６人	１７１社	３，７０３人	６９社	１，６６１人
合計	１，１７７社	１９，８２２人	１９６社	３，９２４人	７７社	１，７８３人

2)　連携商工会議所（１９ヵ所）
千葉、名古屋、大阪、豊中、広島、神戸、北大阪、習志野、北九州、徳島、青梅、和泉、八千代、多治見、海老名、草加、三島、水戸、安城

3)　入会キャンペーンの実施

a. 上期
○実施期間　　２０１８年7月２日～9月１４日
期間中の入会者（４４社・５５８人）
○事業説明会（セミナー）　「福利厚生支援代行サービス業界の最新動向について」
会員事業所向けに、福利厚生支援代行サービスの市場動向、同サービスと働き方改革との関係等についての情報提供とＣＬＵＢ　ＣＣＩのＰＲ、加入促進を兼ねて開催した。
開催日　２０１８年7月１９日（１６名）
会　場　丸の内二丁目ビル　会議室２

b. 下期
○実施期間　　２０１９年1月２１日～３月１５日
期間中の入会者（３４社・２４４人）

c. 東京商工会議所永年会員表彰対象企業限定（２，５４８社）
○実施期間　　２０１９年1月２１日～5月１５日
２０１８年度中の入会者（1社・１４人）

4)　第１回福利厚生ＥＸＰＯに出展
働き方改革および余暇支援などに関心のある企業の人事労務担当者にＰＲした。
開催日　２０１８年7月１１日～１３日
会　場　東京ビッグサイト

5)　第２０回商工会議所ＣＬＵＢ　ＣＣＩ事業連携会議の開催
各地連携商工会議所における活動報告ならびに新規加入促進と退会防止に向けた意見交換を目的に開催した。
開催日　２０１８年１０月１９日

会　場　丸の内二丁目ビル　会議室Ａ

③　健康管理サービス

1)　郵送によるがん検診

検査種類	受診者数
大腸がん便潜血検査	２７６
前立腺がん検査	９１
胃がんリスク層別化検査	１３６
ピロリ菌抗体検査	３１
ペプシノゲン検査	１８
子宮頸がん予防検査	５２
頸部細胞診検査	９
高リスクＨＰＶ検査	０
かんたん健診	１１９
合計	７３２

2)　雇入時・定期健診

a.　受診者数

検査種類	受診件数
雇入時健診	７６
定期健診	２９６
略式定期健診	９９
合計	４７１

b.　健診会場

東京商工会議所

3)　生活習慣病健診

a.　受診者数

検査種類	受診件数
生活習慣病＋定期健康診断	８６０
生活習慣病	５２
胃がん予防健診	２７８
前立腺がん予防健診	１４３
肝炎ウィルス検査	１１７
卵巣がん検査	１２９
合計	１，５７９

b.　健診会場　　（７ヶ所）

東京商工会議所、屋外広告健保会館、大田区産業プラザ、ハピネス・ケア四谷、台東区浅草公会堂、すみだ産業会館、北沢タウンホール

4)　腹部超音波・胃部Ｘ線健診

a.　受診者数

検査種類	受診件数
Ａ　腹部超音波	４３６
Ｂ　Ａ＋胃部レントゲン検査	３２６
Ｃ　乳腺超音波＋ＣＡ１２５検査	２０６

前立腺検査	１１８
肝炎ウィルス検査	７６
合　　計	１，１６２

b.　健診会場　　（６ヶ所）
屋外広告健保会館、大田区産業プラザ、ハピネス・ケア四谷、台東区浅草公会堂、すみだ産業会館、北沢タウンホール

5）一般健診　　受診者数　１，３９３名

6）婦人科健診　　受診者数　０名

7）人間ドック　　受診者数　５０３名

8）脳ドック　　受診者数　０名

9）生活習慣病健診　　受診者数　３６名

10）ＰＥＴ－ＣＴ　　受診者数　３名

11）ストレスチェック制度　　受診者数　７５６名

(20) 受託・協力事業

①　東京都中小企業再生支援協議会事業

中小企業の抜本的な再生に向けた取り組みを支援するため、「産業競争力強化法（前根拠法：産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法、２０１４年１月２０日より現根拠法に変更）」に基づき、東京商工会議所が認定支援機関となり、２００３年３月に東京商工会議所に設置された公正中立な公的機関である。事業性はあるが、財務上の問題を抱えている中小企業者等を対象に、事業再生の常駐専門家がきめ細かい経営相談・再生支援を行う。

1）会議

全体会議　　５月２４日

議　題　　１）再生支援業務部門における平成２９年度活動実績及び平成３０年度活動方針（案）について

２）事業引継ぎ支援センターにおける平成２９年度活動実績及び平成３０年度活動方針（案）について

出席者　　２７名

2）相談実績

	２０１８年度	設立時からの累計（２００３．３～）
相談企業数	２４０社	３，８５９社
再生計画策定支援完了件数	６６件	７５４件

3）相談会

個別相談会「経営まるごと相談会」　９月１４日・２０日

相談会参加社数　　１６社

4）事業再生セミナー「会社は生き返る」

開　催　日　　３月　７日

会　　場　　丸の内二重橋ビル５階　東商グランドホール

講　　師　　中小企業再生支援全国本部　　顧問　　藤　原　敬　三　氏

㈱佐田　　代表取締役社長　　佐　田　展　隆　氏

参 加 者 数　　２７７名

②　東京都経営改善支援センター

金融支援等を必要とする中小・小規模事業者に対し、経営改善計画の策定費用の一部について国が支援するもの。「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（２０１４年1月２０日より産業競争力強化法に変更)」に基づき、全国の中小企業再生支援協議会に設置された。東京商工会議所では、２０１３年２月に業務を開始。本事業の利用申請窓口として受付および費用の支払を行っている。２０１７年５月より早期経営改善計画策定支援事業を開始した。

1）申請実績

	２０１８年度	２０１８年度（早期）	設立時からの累計（２０１３．２～）
利用申請受付	７４件	３２４件	１，９７５件
支払申請受付	６９件	３１８件	１，１５３件
モニタリング実施回数	５３３回	１１件	２，１０７回

③　東京都事業引継ぎ支援センター

昨今、後継者不在を理由に廃業を検討する中小企業が増えるなか、経済産業省は２０１１年５月に「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」を改正し（２０１４年1月２０日より産業競争力強化法に変更)、廃業を選択する前に自社の事業を引継いでくれる企業を探すにあたり、M&Aの活用について詳しい専門家が公平中立な立場でアドバイスを行う「東京都事業引継ぎ支援センター」を東京商工会議所に設置した。東京商工会議所では２０１１年１０月３日に業務を開始し、きめ細かい支援を行っている。

1）相談実績

	２０１８年度	設立時からの累計（２０１１．１０～）
相談企業数	１，１４７社	４，７８０社
事業引継ぎ支援完了件数	６１件	２３２（２３１．５）件

※支援完了件数の（　）カッコ内は全国本部の相談対応状況実績（全国センター間マッチングで成約した場合、成約件数１件は譲渡企業紹介センター０．５件、譲受企業紹介センター０．５件となる）

④　容器包装リサイクル申請関係事業

1）概　　要

東京商工会議所では、１９９９年１１月以降、(公財)日本容器包装リサイクル協会の委託により、中小企業相談センターにおいて、法定義務を負う「特定事業者」からの再商品化委託契約締結に係る申込受付代行業務を行っている。

２０１８年度は、リサイクル制度の内容および申込手続の基本事項を確認する制度説明会を３回開催し、説明会開催後に無料個別相談会を実施した。

2）東商における「再商品化委託申し込み」手続きの代行状況

再商品化委託申込事業者数　　２，９１７件

3)　「容器包装リサイクル制度説明会・個別相談会」

１２月１２日

会　　場：ＡＰ品川　会議室Ｊ～Ｍルーム

説明会参加人数：１７９名

講　　師：(公財)日本容器包装リサイクル協会

理事・企画広報部長　　堀　田　　肇　氏

総務部　副部長　　松　島　一　高　氏

個別相談件数：２５件

１２月１３日

会　　場：ＡＰ品川　会議室Ｊ～Ｍルーム

説明会参加人数：１８１名

講　　師：(公財)日本容器包装リサイクル協会

専務理事　　小　山　博　敬　氏

理事・総務部長　　高　松　和　夫　氏

個別相談件数：１５件

1月１６日

会　　場：東京商工会議所　ホール＆カンファレンスルームＡ３～Ａ５

説明会参加人数：１２８名

講　　師：(公財)日本容器包装リサイクル協会

常務理事・事務局長　　栗　原　　博　氏

理事・総務部長　　高　松　和　夫　氏

個別相談件数：１１件

⑤　ＧＳ１事業者コード（ＪＡＮ企業コード）受付事業

ＰＯＳ受付件数一覧表

（単位：件）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
本部	7	4	5	7	4	5	5	1	1	3	5	5	52
千代田	2	5	12	4	7	3	2	0	2	2	3	3	45
中央	4	7	9	8	6	3	4	7	1	3	4	1	57
港	2	4	8	4	6	4	4	2	0	1	3	2	40
新宿	2	6	4	5	6	1	1	1	0	2	5	0	33
文京	5	3	6	5	2	0	2	2	2	1	2	0	30
台東	10	4	12	3	6	2	1	3	4	4	2	7	58
北	2	3	5	2	2	0	1	1	2	0	0	2	20
荒川	1	3	2	1	0	0	1	0	0	2	1	1	12
品川	1	4	5	3	0	2	0	0	3	0	1	1	20
目黒	1	2	5	2	2	2	1	1	1	2	0	1	20
大田	1	1	4	2	4	3	2	0	0	0	2	2	21
世田谷	3	4	6	2	1	1	1	0	0	2	0	1	21
渋谷	7	4	13	8	5	2	3	3	1	2	2	3	53
中野	1	1	4	4	0	0	1	0	1	1	0	1	14
杉並	2	1	4	1	0	0	1	0	0	0	1	0	10
豊島	3	2	8	2	1	3	1	2	2	1	2	3	30
板橋	3	0	5	3	3	0	0	0	0	0	0	0	14
練馬	3	4	2	1	2	0	0	0	1	1	1	2	17
江東	4	2	5	4	2	2	4	1	0	0	1	2	27
墨田	6	6	5	2	2	2	1	6	2	2	0	1	35
足立	6	2	6	2	3	1	4	0	1	1	1	1	28
葛飾	1	0	3	4	3	2	3	2	1	1	0	2	22
江戸川	4	1	9	1	3	1	0	2	0	2	3	3	29
合計	81	73	147	80	70	39	43	34	25	33	39	44	708

⑥　消費税軽減税率対策窓口相談等事業

1)　概　要

２０１４年４月(８％)と２０１９年１０月(１０％)の消費税率の引上げにあたり、事業者が税率引上げ分を価格に適正に転嫁し、また予定されている軽減税率を円滑に導入するため、中小企業庁が全国の商工会議所等を通じ、消費税軽減税率対策窓口相談等事業を実施した。なお、１０％への引上げは、当初２０１７年４月を予定していたが、２０１６年６月に延期が決定。事業者マインドが低下する中でも、東商は日商から業務委託を受け、経営指導員や施策普及員等により事業者へ以下の事業を行った。

2)　実施内容

価格転嫁や軽減税率導入に資する経営支援（価格表示や設定をはじめ、販路開拓や新商品開発等、価格競争力強化等）が必要という考えから、価格転嫁・軽減税率対策等に関するワンストップ相談窓口を設置し、本質的な経営力強化等への支援を行った。

経営指導員、ならびに２名の施策普及員が都内中小企業者を巡回訪問し、消費税転嫁対策特別措置法の周知や軽減税率導入対策に資する施策の紹介等を行った。併せて、講習会等の開催や専門家派遣による個別指導も実施し、中小・小規模事業者への広報活動、適正な価格転嫁をアピールする広報ツール等の作成・配布も実施した。

a.パンフレット

・軽減税率対策補助金　１．５万部

b. 冊子

・中小企業のための消費税軽減税率制度導入と消費税転嫁対策　３万冊

c. 啓発用ツール

・啓発用マグネットバー　１万個

・啓発用ボールペン（１１月納品）　１千本

・啓発用ボールペン（１２月納品）　１万本

d. 広報

・読売新聞広告掲載（１１月２７日、２３区版）

・インターネットリスティング広告

（実施期間１０月５日～１１月２０日、１２月２１日～１２月３１日）

3)　指導など件数の実施件数

中小・小規模事業者向けセミナー・講習会等開催	５６回（２，６１６人）
巡回・窓口指導	１３，６４３件
巡回・窓口指導以外の指導（役員会での説明等）	５，３１０件
施策普及員による施策普及	２，２７９件
専門家派遣（消費税エキスパート）	１０７回
窓口専門相談	１，２２４回

4)　消費税軽減税率制度説明会における中小・小規模事業者支援策の説明

5)　設備投資に係る税制措置への対応

消費税率引上げに対応するためレジスターを入れ替えるなど、卸売業・小売業・サービス業の方で新しく設備導入される場合、３０％の特別償却か、７％の税額控除を受けることが出来る「商業・サービス業活性化税制」が用意されている。本税制を活用する場合は、商工会議所等の指導助言を受け「指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類」を添付する必要があり、東商本部相談センターならびに２３支部において対応を行った。書類発行件数は３６件であった。

⑦　中小企業会計啓発・普及セミナー事業

1)　概　要

中小企業の経営者が「中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）」に則った決算書を作成することの意義、財務情報の経営活動への活用方法等について理解を深めることにより、自社の経営状況を把握し、金融機関からの資金調達力の強化、取引先からの受注拡大等へのきっかけをつかむことを目的として、東商と(独)中小企業基盤整備機構との共催で実施した。

2)　実施内容

セミナー名　「(中小企業会計啓発・普及セミナー) 税務申告のためだけの決算書ではもったいない！経営者のための中小会計要領セミナー」

８月２８日　参加人数：４４名

講　師：ユナイテッド・アドバイザーズ税理士法人　代表社員　　西　内　孝　文　氏

２月１５日　参加人数：４０名

講　師：アルパーコンサルティング㈱　代表取締役・経営士　　古　川　忠　彦　氏

⑧　電子認証サービス

1)　概要

電子証明書とはネット社会における印鑑登録証明書ともいえるものであり、インターネット上での取引の基盤となる仕組みである。当所では、㈱帝国データバンクおよびセコムトラストシステムズ㈱が発行する４タイプの証明書を、会員に対し、特別料金で提供できるサービスを実施している。

2)　サービス件数

サービス名	㈱帝国データバンク	セコムトラストシステムズ㈱	
	TDB TypeA	SECOM for G-ID	SECOM 行政書士
申　込　件　数	１３５件	６２件	４０件

⑨　汚染負荷量賦課金申告・納付受付事業

概　要：法律に基づき、事業主が負担する汚染負荷量賦課金制度の普及・啓発ならびに申告書の受付点検事業を行った。

委託元：(独)環境再生保全機構

項目 委託区域	協会から委託を受けた事業所数	申告の対象となる事業所数	申告を受けた事業所数
千代田	93	93	93
中央	40	40	40
港	59	59	58
新宿	33	33	33
文京	26	26	26
台東	11	11	11
北	26	26	26
荒川	4	4	4
品川	26	26	26
目黒	16	16	16
大田	30	30	30
渋谷	25	25	25
豊島	11	11	11
板橋	27	27	27
江東	29	29	28
墨田	12	12	12
足立	18	18	18
葛飾	13	13	12
江戸川	12	12	11
尼崎市	2	2	2
大阪市	8	8	8
大牟田市	1	1	1
川崎市	8	8	8
北九州市	3	3	3
神戸市	4	4	4
堺市	3	3	3
四日市市	1	1	1
名古屋市	5	5	5
三重郡楠町	1	1	1
横浜市	4	4	4
その他の地域	214	214	213
合計	765	765	760

汚染負荷量賦課金申告受付期間　　２０１８年４月２日から５月１５日

２０１８年度汚染負荷量賦課金申告・納付説明会　　４月１１日（４２社出席）

⑩　経営革新計画点検業務委託事業

1)　目的及び内容

東京商工会議所では中小企業等経営強化法に基づき、経営革新計画策定に取り組む中小企業のサポートを行うことを目的に、２００８年１１月から、東京都産業労働局の委託事業として「中小企業経営革新計画承

認申請受付窓口」を中小企業相談センター内に設置している。

専門相談員を窓口に配置し、制度の説明、経営革新計画承認申請書作成の支援、申請に必要な書類の確認・受領、東京都産業労働局への申請書提出・説明報告、東京都審査会用の資料作成・発表・審査結果の通知等、幅広い支援を実施した。

2)　相談実績（２０１８年４月～２０１９年３月）

経営革新計画承認件数	１５８社
窓口における相談・指導	３７５回
メール・電話による相談・指導	７５１回

⑪　中小企業活力向上プロジェクト実行委員会事務局業務

本プロジェクトは、「新・経営力向上ＴＯＫＹＯプロジェクト」（２０１３年度～２０１５年度）の後継事業として２０１６年度より開始した。東京都産業労働局、（公財）東京都中小企業振興公社、東京都中小企業団体中央会、（一社）東京都中小企業診断士協会、東京都商工会連合会、東京都商工会議所連合会の都内６機関が結集し、都内中小企業が直面する様々な経営課題に的確に対応し、きめ細かな経営サポートを行うことで経営の活力向上を図る支援体制を構築するため、実行委員会を組成し、その事務局業務を当所が受託している。

1)　会議等の開催

a.　幹事会

【第１回】　○ 日　時　　７月１９日　９時３０分から１１時００分まで
　　○ 場　所　　東京都庁第一本庁舎会議室
　　○ 議　題　　① 事業の進捗状況について
　　② ホームページ機能、支援事例の紹介について

【第２回】　○ 日　時　　１月２８日　９時３０分から１１時００分まで
　　○ 場　所　　東京都庁第二本庁舎会議室
　　○ 議　題　　① 事業の実施状況について
　　② 活力向上大会の実施について
　　③ 中小企業活力向上モデルについて
　　④ 予算配分変更について

b.　担当者連絡会

【第１回】　○ 日　時　　６月２２日　９時３０分から１１時００分まで
　　○ 場　所　　丸の内二丁目ビル５階　会議室Ａ
　　○ 議　題　　① 事業計画について
　　② 事業の進捗状況について
　　③ 中小企業活力向上プロジェクトのホームページ活用について
　　④ 支援モデル掲載企業の推薦について

【第２回】　○ 日　時　　１０月１８日　１５時３０分から１６時３０分まで
　　○ 場　所　　丸の内二丁目ビル３階　会議室３・４
　　○ 議　題　　① 事業の執行状況について
　　② 事業の進捗について
　　③ 利用企業へのアンケート実施について
　　④ 中小企業活力向上モデルの作成について
　　⑤ 中小企業活力向上大会について

2)　診断・支援ツール

a.　オンラインセミナー動画の配信

都内中小企業、小規模事業者の経営力向上を目的にＰＣ・スマートフォン・タブレット端末で視聴出来る動画を制作。映像とスライドを連動させ、資料のダウンロードも可能なシステムで配信するもので前年度に引き続き、今年度は全３回完結のセミナーを５本公開した。

b.　公式ホームページの改修・セキュリティ対策

利用者にとって「見やすく」「わかりやすい」かたちにデザインの調整をおこなうとともに、訪問者の質問の予測や回答の検索を最適に実行するＡＩ機能の追加、支援者向けサイトの診断士検索機能や各種書式の出力方法などの改良を行った。また、外部機関によるセキュリティ診断を実施。診断の結果、ネットワーク、ＷＥＢアプリケーションともに、問題点は検出されなかった。

c.　専門家コラムの配信

都内中小企業に向けた経営支援情報の充実、及び本事業の登録中小企業診断士との連携強化を目的に、専門家によるコラムを公式ホームページに掲載。それぞれの中小企業診断士の専門性を活かした内容となっており計２４本のコラムを配信した。

3)　企業経営者向けセミナー

年間計５回のセミナーを下記のとおり開催した。

５月２５日（５０名）　「ホワイト企業への脱却」

㈱ラクーン　社長　小　方　功　氏

会場：丸ビルコンファレンススクエア

６月２１日（９４名）　「～社員７人の町工場が実現した働き方改革～

残業ゼロ、全社員年収６００万円超、増収増益のユニーク経営」

㈱吉原精工　会長　吉　原　博　氏

会場：丸ビルコンファレンススクエア　エムプラス

７月２０日（８７名）　「プレスリリース、ホームページ、パンフレット作成で失敗しない！

元・記者に聞く『伝わる文章』の書き方」

中小企業診断士　中　村　かおり　氏

会場：丸ビルコンファレンススクエア

１０月２６日（５０名）　「～時代の変化こそ成長のチャンス～　呉服問屋・東京山喜

リユース着物『たんす屋』への業態転換」

東京山喜㈱　社長　中　村　健　一　氏

会場：丸ビルコンファレンススクエア　エムプラス

１１月　９日（４６名）　「海外のお客様を集客し、お金を落としていただく方法」

㈱華ひらく 代表取締役　内　木　美　樹　氏

会場：ビジョンセンター東京

4)　支援者向け説明会

a.　都内商工会・商工会議所の経営指導員を対象とした事業スキーム等の説明会

４月　５日（８１名）　丸の内二丁目ビル３階　会議室６・７

４月　９日（８５名）　丸の内二丁目ビル３階　会議室６・７

４月１９日（４２名）　Ｂｕｓｉｎｅｓｔセミナールーム

４月２０日（４４名）　東京都立職業能力開発センター第１会議室

b.　登録中小企業診断士を対象とした事業内容等の説明会

５月２５日（６６名）　丸の内二丁目ビル５階　会議室Ｄ

５月３０日（３９名）　丸の内二丁目ビル３階　会議室７

６月　１日（２１名）　国分寺労政会館　会議室４

5)　広報活動

当事業の認知度を高めるために、東京都産業労働局、中小企業支援団体、東京都内の商工会・商工会議所と協力し、ＰＲチラシの作成、配布、ホームページでの広報、メールマガジンの配信等を実施した。

また、専門家支援の成果をＰＲする支援イメージ動画、ドラマ形式のＰＲ動画を制作。公式ホームページでの配信やＷＥＢ広告にて認知度拡大を図った。

6)　平成３０年度　中小企業活力向上モデルの制作

当事業の成果を普及するため、都内中小企業を取り巻く環境・経営診断の結果データ・利用企業アンケート調査結果の分析及び支援事例紹介から成る「中小企業活力向上モデル」を制作した。

7)　中小企業活力向上大会の開催

a.　内容

支援企業の事例の発表（３社）、基調講演「不確実性の時代に生き残る中小企業の『美意識』と『経営』」、中小企業活力向上モデルの報告、後継事業「中小企業活力向上プロジェクトネクスト」の案内

b.　開催日／参加者／場所

３月１５日（２５３名）　丸の内二重橋ビル５階　東商グランドホール

⑫　東京都公立学校中堅教諭等資質向上研修Ⅰ「課題別選択研修」受入れ事業

７月２３日～８月２４日　民間企業派遣研修の実施（３日間）
受入実数は２５社７５名

⑬　東京都教員採用候補者選定に伴う面接委員の推薦

８月２６日　東京都公立学校教員採用の面接試験（面接委員２３名推薦）

⑭　小規模事業者持続化補助金事業形式審査事務

1)　目的及び内容

中小企業庁は、２０１３年度補正予算分（２０１４年実施）から、小規模事業者が商工会議所と一体となって作成した経営計画に基づいて実施する販路開拓等の取り組みに対し、原則５０万円を上限に補助金（補助率３分の２）を交付している。

東京商工会議所では、事業発足当初から、小規模事業者持続化補助金事務局を受託して運営している日本商工会議所より、事業者の形式審査事務の一部業務を再受託し、２３支部および中小企業相談センターに相談窓口を設置して対応している。相談窓口では、事業者の経営計画書、補助事業計画書の作成支援を行うとともに、補助金申請の際の必要書類となる「事業支援計画書」を、経営者の年齢が６０歳以上の事業者には事業承継の準備状況等をヒアリングし、「事業承継診断票」を作成・発行した。また、補助金採択者に対しては、発行した「事業支援計画書」に基づいて事後指導を実施した。

2)　「事業支援計画書」発行実績

平成２９年度補正予算分（公募期間：２０１８年　３月９日～２０１８年　５月１８日）

１，５５１件

⑮　先端設備等導入計画に関する確認事務

1)　目的及び内容

東京商工会議所では認定経営革新等支援機関として、「先端設備等導入計画に関する確認書」の発行業務を行っている。「先端設備等導入計画」は、２０１８年６月６日に施行された生産性向上特別措置法に基づき、中小企業者が策定するもので、国から導入促進基本計画の同意を受けた市区町村から認定を受けることで様々な支援措置を活用できる。東京商工会議所では、先端設備等導入計画の実施に対する所見を添えて、事

業者が市区町村に提出する認定申請書に添付する「確認書」を発行した。

2)「先端設備等導入計画に関する確認書」発行実績　　５１件

⑯　職域における感染症対策普及促進事業

1)　目的及び内容

インフルエンザ等の身近な感染症が職場で発生した場合、企業活動に支障が出ることがある。２０１２年から２０１３年にかけての大規模な風しんの流行では、患者の大多数が働く世代であった。本事業は、東京都、東京都医師会、および東京商工会議所が連携し、感染症に対する必要な知識の習得や、風しん予防対策などを支援するために、３コースの研修を提供し、企業の感染症対策を支援した。

	コース名	サポート内容	達成基準
コースⅠ	感染症理解のための従業者研修	感染症の基礎知識ドリル（研修教材）を提供し、正しい知識の定着を図る。	従業者の８割以上が教材受講
コースⅡ	感染症ＢＣＰ（業務継続計画）の作成	ＢＣＰのひな形を提供し、職場で感染症患者が発生した場合に、業務を円滑に継続するための対処策の作成を図る。	事業所単位でのＢＣＰ作成
コースⅢ	風しん予防対策の推進	予防接種等協力医療機関を紹介し、従業者の抗体（免疫）保有の確認や予防接種の推奨等を促し、職場ぐるみで風しん予防を図る。	風しん抗体保有者が従業者の９割以上

2)　活動実績

a.　事業説明会（健康経営セミナー）の開催

１０月２５日（１２２名）　内容　基調講演『職場で気を付けたい感染症』
国立国際医療研究センター　国際感染症対策室医長　　忽　那　賢　志　氏
「職場で始める！感染症対応力向上プロジェクト」事業説明
東京都福祉保健局　健康安全部　感染症対策課長代理　　赤　木　孝　暢　氏

１１月１２日（　９８名）　内容　基調講演『職場の感染症対策』
東京医科大学病院　渡航者医療センター　教授　　濱　田　篤　郎　氏
「職場で始める！感染症対応力向上プロジェクト」事業説明
東京都福祉保健局　感染症危機管理担当部長　　吉　田　道　彦　氏

１１月１３日（　６０名）　内容　基調講演『このままで大丈夫？職場の感染症対策と事業継続』
ＭＳ＆ＡＤインターリスク総研㈱　特別研究員　　本　田　茂　樹　氏
「職場で始める！感染症対応力向上プロジェクト」事業説明
東京都福祉保健局　感染症危機管理担当部長　　吉　田　道　彦　氏

１２月１０日（　８８名）　内容　基調講演『職場・職域における感染症対策の実際』
日比谷クリニック副院長　慈恵医大附属病院感染症科　非常勤診療医長　　加　藤　哲　朗　氏
「職場で始める！感染症対応力向上プロジェクト」事業説明
東京都福祉保健局　健康安全部　感染症対策課長代理　　赤　木　孝　暢　氏

１２月１７名（　２７名）　内容　基調講演『職場の感染症対策』
東京医科大学病院　渡航者医療センター　教授　　濱　田　篤　郎　氏
「職場で始める！感染症対応力向上プロジェクト」事業説明
東京都福祉保健局　健康安全部　感染症対策課長　　杉　下　由　行　氏

b.　ＢＣＰ作成オリエンテーションの開催

１１月２８日（　　３名）　内容　「感染症ＢＣＰ作成方法および事例紹介」
中小企業診断士　　小　川　亮　一　氏

１２月２０日（　　８名）　内容　「感染症ＢＣＰ作成方法および事例紹介」
中小企業診断士　　小　川　亮　一　氏

１月２５日（　　５名）　内容　「感染症ＢＣＰ作成方法および事例紹介」
中小企業診断士　　小　川　亮　一　氏
２月１５日（　　２名）　内容　「感染症ＢＣＰ作成方法および事例紹介」
中小企業診断士　　小　川　亮　一　氏
３月１５日（　　４名）　内容　「感染症ＢＣＰ作成方法および事例紹介」
中小企業診断士　　小　川　亮　一　氏
３月１５日（　　４名）　内容　「感染症ＢＣＰ作成方法および事例紹介」
中小企業診断士　　小　川　亮　一　氏
３月２８日（　　３名）　内容　「感染症ＢＣＰ作成方法および事例紹介」
中小企業診断士　　小　川　亮　一　氏

c.　専門家（保健師・中小企業診断士）によるコース未達成企業の巡回訪問指導
コースⅠ～Ⅲに申込み、申込のコースを達成していない企業に対し、各コースの実行および達成を促すため、保健師による巡回訪問指導を実施した。（５２社）。

d. 申し込み及び達成企業・事業所数

	コースⅠ 従業員研修	コースⅡ ＢＣＰ作成	コースⅢ 風しん対策	合 計（※）	
				延べ数	実数
申込事業所数	１１４	５４	３０	１９８	１２２
達成事業所数	５０	１８	３	７１	５６

※　延べ数は、各コース別事業所数の合算、実数はコースの重複を除いた事業所数。

⑰　東京都職域健康促進サポート事業

1)　目的及び内容

健康経営の普及・推進の一環として、東京都より「職域健康促進サポート事業」を受託。東京都が進める、職場における「健康づくり」「がん対策」「肝炎対策」「感染症対策」等の施策について、①東京商工会議所が認定する健康経営アドバイザーが都内事業者に対し情報提供を通じた啓発活動を行うとともに、②具体的な取り組みを希望する企業に専門家を派遣し、その取り組みを支援した。

専門家派遣では、１１７社延べ４１８回の派遣を行い、健康経営への取り組みを支援した。

2)　活動実績

a.　情報提供・啓発活動

情報提供・啓発活動では、本事業の協力企業として、アクサ生命㈱、三井住友海上火災保険㈱、㈱東京きらぼしフィナンシャルグループ及び㈱きらぼし銀行と「連携協定」を締結し、同社に所属の健康経営アドバイザーが事業所を訪問するなど、都内約１３，０００事業所に対し、情報提供を通じた啓発活動を行った。

b.　専門家派遣

職場の健康づくり・がん対策等について、具体的な取り組みを希望する企業に対し、社会保険労務士や中小企業診断士などの専門家（健康経営エキスパートアドバイザー）を派遣し、１１７社延べ４１８回の支援を行なった。

⑱　ジョブ・カード制度（雇用型訓練を活用する企業に対する支援等実施事業）

ジョブ・カード制度の活用を推進するため、有期実習型訓練の実施による人材開発支援助成金の活用方法を企業に周知するとともに、ジョブ・カード制度の活用を希望する企業に対して支援を行った。

1)　ジョブ・カード制度の普及・啓発

＜企業向け説明会（他商工会議所との共催＞

（日　時）　７月　５日　午後３時～４時３０分

（会　場）　ベルサール新宿グランド　コンファレンスセンター

（内　容）　a.挨拶

厚生労働省　人材開発統括官

若年者・キャリア形成支援担当参事官付　キャリア形成支援室　室長補佐　　佐　伯　直　俊　氏

b.有期実習型訓練（特別育成訓練コース）説明

東京都地域ジョブ・カードサポートセンター　　山　福　伸　知

c.事例紹介（(有)原田左官工業所　ビデオ上映）

（参　加）　１００名（８９社・４関係機関等）

＜会員企業向け説明会＞

（日　時）　９月１９日　午後２時～４時

（会　場）　コンファレンススクエア　エムプラス「サクセス」

（内　容）　a.有期実習型訓練（特別育成訓練コース）説明

東京都地域ジョブ・カードセンター　　三　田　勝　彦

b.認定実習併用職業訓練（特定訓練コース）

東京労働局職業安定部職業対策課助成金第三係　主任　　岩　﨑　裕　平　氏

c.個別相談・個別質疑

（参　加）　３７名（３３社）

（日　時）　１０月１８日　午後２時～４時

（会　場）　コンファレンススクエア　エムプラス「グランド」

（内　容）　a.有期実習型訓練（特別育成訓練コース）説明

東京都地域ジョブ・カードセンター　　三　田　勝　彦

b.事例紹介（(有)原田左官工業所　ビデオ上映）

c.認定実習併用職業訓練（特定訓練コース）

東京労働局職業安定部職業対策課助成金第三係　主任　　岩　﨑　裕　平　氏

（参　加）　６３名（５５社）

2)　活動実績　※東京都地域ジョブ・カードセンターのみ。八王子、武蔵野、青梅、立川、むさし府中、町田サポートセンターを除く

（サポーター企業数）　　４８０社

（認定コース数）　　４３９コース

（訓練生募集数）　　９３５名

⑲　被災地支援ビジネスマッチング事業（バイヤー派遣型商談会）

1)　概要

被災地では企業活動の再開とともに、震災で喪失した販路の回復・拡大を求める声が数多く寄せられたことを踏まえ、東北六県商工会議所連合会に協力し、被災地域に小売業・卸売業・飲食業などのバイヤーを派遣し、首都圏への販路開拓としてビジネスマッチングを創出するもの。

2)　開催結果概要

６月１２日・１３日　　東北復興水産加工品　展示商談会２０１８

派遣バイヤー：　１５社１５名　　全体商談件数６０８件

⑳　地域連携型商談機会創出事業

1）概要

当事業にかかる主たる取り組みである「地域連携商談・展示会事業」に関し、まず、石川県金沢市で開催された展示会「ＭＥＸ金沢２０１８」において、①東京都に所在する中小企業による展示を行う「東京都ブース」を展開するとともに、②金沢商工会議所との共催で、金沢地域ものづくり企業との交流会を開催した。

次に、熊本地震からの復興を強力に支援するため、都内食品流通企業の購買担当者が熊本県内食品企業と商談を行う「美味満載！くまもとの食でつなぐＫＵＭＡＭＯＴＯ×ＴＯＫＹＯ商談会」を昨年に引き続き展開。①熊本県に所在する食品製造業者による展示試食会の展開、②東京都内食品バイヤーと、熊本県内食品製造業者との商談会の展開、及び③熊本県内食品製造工場の視察を開催した。

最後に、北海道札幌市で開催された「北海道受発注拡大商談会＆東京・北海道ものづくり企業交流会」に都内ものづくり企業が発注側企業として参加。①東京都のものづくり企業等と北海道のものづくり企業の商談・連携の場を創出するとともに、②北海道を代表するものづくり企業２社の視察を行い、北海道のものづくりに関する理解を深める取り組みを実施した。

全国の産業集積地に所在する事業者と都内企業の連携・情報交換を行う「地域連携コラボレーション推進事業」として、本年度は山形県米沢市に所在するものづくり企業と都内企業の交流会・視察会を開催した。

2）地域連携商談・展示会事業

a.　石川県金沢市における商談機会創出の取り組み

北陸地域は、工芸品等の製造技術を背景として栄えた手工業が、繊維産業や繊維機械産業へと展開。現在では、機械・金属産業や印刷産業など、様々な産業の集積として発展を続けている。なかでも金沢市は、先般の北陸新幹線開通や金沢港の整備促進を契機に、新たな視点・発想で次世代を切り開く新製品・新技術・新産業を創造する中小企業が多い地域と言われている。都内ものづくり企業と金沢地域企業の連携を図るべく、当地で開催されている「ＭＥＸ金沢（第５６回機械工業見本市金沢）」の場を活用し、①東京都に所在する中小企業による展示を行う「東京都ブース」を展開するとともに、②金沢商工会議所との共催で、金沢地域ものづくり企業との交流会を開催した。

＜ＭＥＸ金沢（第５６回機械工業見本市金沢）　概要＞

主　　催：(一社）石川県鉄工機電協会

会　　期：５月１７日～１９日（３日間）

会　　場：石川県産業展示館３・４号館（石川県金沢市袋畠町南１９３）

入場者数：５６，４６９人

(a)東京都ブース概要

会　　場：石川県産業展示館４号館

仕　　様：１８小間・１６４㎡

出展者数：２２社

制 作 物：東京都ブース出展企業ガイドブック、東商バウムクーヘンを計７，０００点配布

商談件数：２７９件

(b) 金沢・東京　ものづくり企業交流会

会　　場：金沢商工会議所大会議室・ホール（石川県金沢市尾山町９－１３）

開催日時：５月１８日（金）１８時１５分～２０時３０分

参加企業数：東京側参加数・・・・・２２社（４２名）

金沢側参加数・・・・・１９社（２７名）

○参加者説明会　　４月１１日（２２社・２２名）　於：丸の内二丁目ビル　３階「会議室３」

b.　熊本県における商談機会創出の取り組み

２０１６年４月の熊本地震からの復興に向けて、本事業では、熊本県内食品事業者と都内食品バイヤーの取引のきっかけとなるとともに、復興支援の一助となることを期待し商談会を開催。①熊本県に所在する食品製造業者による展示試食会の展開、②東京都内食品バイヤーが買い手となり、熊本県内食品製造業者が売り手となる商談会の展開、及び③熊本県内食品製造工場の視察を開催した。２０１７年度に引き続き２回目の開催。

＜美味満載！くまもとの食でつなぐＫＵＭＡＭＯＴＯ×ＴＯＫＹＯ商談会　概要＞
主　　催：東京商工会議所、東京都、熊本商工会議所
会　　期：８月８日～９日（２日間）
会　　場：グランメッセ熊本（熊本県上益城町福富１０１０）
(a)展示試食ブース概要
会　　場：グランメッセ熊本　展示ホールＡ
小間仕様：３．６㎡（間口１．８ｍ　奥行１．８ｍ）
出展者数：５０社
制　作　物：出展企業商品ガイドブックを計９００部配布
○出展者説明会　　６月７日（５０社・６３名）　於：熊本商工会議所　６階会議室
(b)美味満載！くまもとの食でつなぐＫＵＭＡＭＯＴＯ×ＴＯＫＹＯ商談会
会　　場：グランメッセ熊本　展示ホールＡ
参加企業数：都内食品バイヤー企業数・・・・・５２社　８６名
熊本県内食品製造業者　・・・・・５０社　１１４名
商談件数：２９４件
商談方式：事前マッチング方式及び発注企業による指名商談方式
(c) 視察会
開 催 日：8月9日（５０社　８３名）
株式会社古今堂
有限会社阿蘇健康農園

c.　北海道における商談機会創出の取り組み

北海道札幌市等を含む北海道道央地域は、「自動車関連産業」を中心に、「機械金属関連産業」、「医薬品・バイオ関連産業」、「情報関連産業」等、多様な産業集積への取組が行われている。特に、自動車関連産業については、大手自動車関連メーカーの部品工場の立地や道内企業の参入・取引拡大が進んでおり、道内調達額や出荷額も増加している。また、機械金属関連産業は、道内で生産される特殊鋼を活用した金属加工やアルミ鋳造などの素形材産業も集積し、東日本におけるサプライチェーンの複線化や短縮化に貢献している。このような中、北海道のものづくり企業に対する理解を促進し、商談をはじめとした企業間連携の機会を創出するため、(公財) 北海道中小企業総合支援センターと連携し、北海道受発注拡大商談会＆東京・北海道ものづくり企業交流会を開催するとともに、北海道を代表するものづくり企業２社の視察を行った。

＜北海道受発注拡大商談会＆東京・北海道ものづくり企業交流会　概要＞
主　　催：(公財) 北海道中小企業総合支援センター、東京都、東京商工会議所
会　　期：１０月１８日・１９日（２日間）
会　　場：札幌コンベンションセンター　１Ｆ「大ホール（Ａ)」
（北海道札幌市白石区東札幌６条１－１－１）
(a)商談会・交流会概要
発注側企業：４６社（うち東京からの参加企業：１５社・２６名）
受注側企業：６３社
商談件数　：２８７商談（うち、東京からの参加企業の商談数８０件）
交流懇親会：７５名参加

(b)視察会
開 催 日：１０月１９日
視 察 先：シンセメック株式会社（北海道石狩市新港西２－７８８－７）
株式会社ワールド山内（北海道北広島市大曲工業団地４－３－３３）
参加者数：１４社・２４名

3) 地域連携コラボレーション推進事業

a．山形県米沢市における企業間連携推進の取り組み

東北地方を代表するものづくり企業の集積地として、山形県米沢市を訪問し、米沢商工会議所工業部会との意見交換会を実施したほか、米沢市内ものづくり企業の視察を行った。

開 催 日：７月２５日（水）・２６日（木）

会　　場：東京第一ホテル米沢　他

参加者数：１５名

訪 問 先：㈱ニフコ山形、山形大学、㈱井上香料製造所、㈱ＩＢＵＫＩ

●米沢商工会議所工業部会との意見交換会

参加者数：３１名（米沢側１６名、東京側１５名）

(21)　東商オリンピック・パラリンピックアクションプログラム

①　基本方針

大会組織委員会・東京都・政府等が主体となる活動に対して連携・参画していくことに加えて、オリンピック・パラリンピックを契機として、東商ならではの強みを活かした独自の活動を展開し、会員企業・地域にレガシーを形成する。

②　東商独自の活動

第１の柱「東商のレガシー形成を見据えた独自の活動展開」

２０２０年オリンピック・パラリンピックに向けて、大会後の会員企業や地域でのレガシー形成を見据えて、４つのテーマについて東商独自の活動を展開する。

（テーマ１）「東京のホスピタリティを世界に発信する」

（テーマ２）「地域の魅力・文化を世界に発信する」

（テーマ３）「中小企業の底力を世界に発信する」

（テーマ４）「２０２０年大会に向けて、東京が抱える課題を解決する」

第２の柱「大会への参画・協力」

大会組織委員会、東京都、政府等が実施主体となる活動に参画・協力すること、あるいは必要に応じて提言・要望することにより、大会成功に寄与する。

・「東京２０２０応援プログラム」認証取得事業の積極的な実施

・「ｂｅｙｏｎｄ２０２０プログラム」の活用促進

・会員企業への情報提供

・「ビジネスチャンスナビ２０２０」の普及促進

・ボランティア、聖火リレー、大会関連施設視察等

・２３支部における区との積極的な連携

③　主な事業

1）第１の柱「東商のレガシー形成を見据えた独自の活動展開」

（テーマ１）「東京のホスピタリティを世界に発信する」

(a)外国人観光客の受入対応力向上支援事業

事業概要

専門の研修を受けた東商の経営指導員が、飲食業・小売業・サービス業等の店舗を訪問。

訪問時に「外国人接客マニュアル」「指でさして会話ができるシート（クリアファイル）」「外国人歓迎の店のステッカー」を持参し、使い方を丁寧に説明するとともに、２３支部で「外国人観光客受入れ講習会」を開講した。

また、２０２０大会の競技会場がある地域等や東京都内でも３つのツールの配布を行った。

配布ツール

・「外国人接客マニュアル」（２万５千部 作成）

・「指でさして会話ができるシート」（２万２千部 作成）
・「外国人歓迎の店のステッカー」（２万２千部 作成）

巡回件数
８，５４４件

外国人観光客受入れ講習会
２３支部にて、各１回ずつ本講習会を開催

実施商工会議所・商工会
３つのツールに記載されている地名を各商工会議所、商工会地域の地名に変更して展開した。
＜競技会場所在地商工会議所・商工会（１５）＞
東京商工会議所・札幌商工会議所・仙台商工会議所・福島商工会議所・川越商工会議所・さいたま商工会議所・狭山商工会議所・千葉商工会議所・むさし府中商工会議所・横浜商工会議所・藤沢商工会議所
＜都内商工会議所（６）＞
八王子商工会議所・武蔵野商工会議所・青梅商工会議所・立川商工会議所・町田商工会議所・多摩商工会議所
＜その他（１）＞
熊谷商工会議所

(b)声かけサポート運動
事業概要
高齢者や子ども、妊婦、子ども連れの方、障がい者、外国人をはじめ、街なかなど様々な場面で困っている人や助けが必要な方に、積極的に「声かけ」をすることで、誰もが安心・安全・快適に暮らし過ごせる地域社会の実現に向けて、２０１５年から推進している「声かけ・サポート運動」を東京２０２０大会に向けて充実・強化する。

作成物
冊子「誰もが暮らしやすい社会をめざして」（１万部）
ポスター（１万５千部）、クリアファイル（１万５千部）

外国人おもてなし語学講座（全１回コース）
開催日　１０月２４日（水）
修了者　１８名
内　容　・外国人とのコミュニケーションに関する基礎知識
・外国人に対する「おもてなし」の心を身に着けるための対応方法 等

外国人おもてなし語学講座（全５回コース）
開催日　１０月１６日（火）・１８日（木）・２３日（火）・２５日（木）・３０日（火）
修了者　３１名
内　容　・外国人とのコミュニケーションに関する基礎知識
・外国人に対する「おもてなし」の心を身に着けるための対応方法
・外国人への道案内等、簡単なコミュニケーションをとるために必要な語学講座

親子で声かけサポート運動ｉｎ鉄道博物館
開催日　１０月２０日（土）　【第１回】１０時３０分～　【第２回】１１時３０分～
参加者　【第１回】３０名　【第２回】３０名
内　容　・「声かけサポート運動」レクチャー
・「鉄道博物館」館内見学

(c)「パラスポーツを知る・体験する・応援する」事業
事業概要
「パラリンピックの成功なくして２０２０年大会の成功はない」という認識のもと、パラリンピッ

クの機運醸成とスポーツを通じた心のバリアフリー推進に取り組んだ。

第１回企業対抗ボッチャ大会

概　要　パラスポーツの体験を通じた認知度向上を目的に会員企業を対象にパラスポーツの「ボッチャ」の大会を開催した。

予選会　（日　　時）　１１月２日（金）１８時～２１時３０分
（場　　所）　渋谷ヒカリエ９階「ヒカリエホール」
（参加チーム）　４７チーム　※ 予選会を通過した１６チームが本戦に進出

本　戦　（日　　時）　１２月３日（月）１６時～１９時
（場　　所）　東京商工会議所　５階「Ｒｏｏｍ Ａ１・Ａ２」
（参加チーム）　２４チーム（予選会通過１６チーム、ゲスト８チーム）
（オープニングセレモニー）
来賓挨拶
遠藤　利明　東京オリンピック・パラリンピック競技大会
組織委員会　会長代行
小池百合子　東京都知事
櫻田　義孝　東京オリンピック競技大会・
東京パラリンピック競技大会　担当大臣
来賓の皆様によるボッチャのエキシビジョンマッチ
［エキシビションマッチ参加者］
三村　明夫　東京商工会議所　会頭
遠藤　利明　東京オリンピック・パラリンピック競技大会
組織委員会　会長代行
小池百合子　東京都知事
櫻田　義孝　東京オリンピック競技大会・
東京パラリンピック競技大会　担当大臣
鳥原　光憲　日本パラリンピック委員会　会長
加藤　綾子　フリーアナウンサー
（試合結果）　優　勝　日本電気株式会社
準優勝　凸版印刷株式会社
第三位　アクサ生命保険株式会社、経済同友会

パラスポーツ観戦会（ジャパンパラ　水泳競技大会）

概　要　パラスポーツの理解促進を目的に、日本最高峰のパラスポーツ競技大会の観戦会を開催した

開催日　９月２２日（土）
参加者　２５名
内　容　・「味の素ナショナルトレーニングセンター」視察（北区）
・「２０１８ジャパンパラ　水泳競技大会」観戦（横浜国際プール）

支部・女性会等でのボッチャ体験会の実施

５月１１日（金）　千代田支部
５月１７日（木）　目黒支部
５月１８日（金）　江戸川支部（青年部）
５月２５日（金）　本部青年部
５月２９日（火）　千代田支部（青年部）
８月　３日（金）　女性会
９月１４日（金）　中野支部（青年部）
９月２６日（水）　北支部
１０月２９日（月）　足立支部

１０月３０日（火）　練馬支部
１０月３０日（火）　足立支部
１１月　７日（水）　葛飾支部
１１月１４日（木）　杉並支部
１１月２０日（火）　墨田支部
１月２３日（水）　品川支部
２月１６日（土）　台東支部（青年部）
３月　２日（土）　東商ウェルネスフェスタ
３月　５日（火）　女性会

（テーマ２）「地域の魅力・文化を世界に発信する」

(a)「るるぶＴＯＹＯ２３」の発行

事業概要

２０２０大会を契機に各地域の観光資源を磨き上げ、２３区の魅力・文化を国内外に発信することを目的に「るるぶＴＯＫＹＯ２３」の日本語版と英語版を作成し、都内の観光案内所等で配布を行った。

書名

「るるぶＴＯＫＹＯ２３」

発行日

１２月３日（月）

価格

無料（フリーペーパー形式）

仕様

ＡＢ版／３６ページ

発行部数

日本語版　３万部、英語版　１万部

配布場所

東京観光情報センター　５か所（東京都庁・バスタ新宿・羽田空港・京成上野・多摩）
東京シティアイ観光案内所、東京商工会議所（本部・２３支部）　等

主なコンテンツ

・テーマで楽しむ！まち歩きモデルコース
・東京商工会議所初代会頭　渋沢栄一ゆかりの地を訪ねる
・東京の経済人、著名人が選ぶ「東京のここが好き！」
・東京２３区の産業集積

(b)東京の経済人・著名人が選ぶ「東京のここが好き！これが好き！」

事業概要

発信力のある東京の経済人・著名人に東京の好きな場所や風景、好きなモノを選んでいただき、東商のホームページや東商ビルのデジタルサイネージ等で発信した。

協力者

東京商工会議所　会頭・副会頭・専務理事・幹事・議員・２３支部会長・女性会長・青年部会長

ゲスト協力者

都内商工会議所　会頭・駐日大使

（テーマ３）「中小企業の底力を世界に発信する」

(a)「中小企業の底力・魅力発信プロジェクト」

事業概要

大学生や専門学校生が中小企業の協力を得て、“学生ならではの感性と視点から”、国内外の若者に“東京の中小企業の魅力”を伝えるための映像を制作する産学連携プロジェクトを実施した。

参加大学・専門学校（４校）

産業能率大学・東洋美術学校・文化学園大学・武蔵大学

協力企業（１５社）

アスペクト株式会社・アトムメディカル株式会社・株式会社飯田・北星鉛筆株式会社・共栄産業株式会社・芝園開発株式会社・昭和測器株式会社・スタック電子株式会社・株式会社西尾硝子鏡工業所・株式会社浜野製作所・株式会社マツブン・株式会社丸高工業・株式会社ミノダ・山万株式会社・株式会社ワキュウトレーディング

学生企画発表会

開催日　３月１３日（水）

会　場　東商グランドホール

内　容　学生企画発表＆コメンテーターによる講評

・産業能率大学（２作品）
・東洋美術学校（１作品）
・文化学園大学（２作品）
・武蔵大学（１作品）

コメンテーター

㈱飯田　社長　飯田結太 氏
㈱西尾鏡工業所　社長　西尾智之 氏
東京都教育庁　都立学校教育部　ものづくり推進課長代理　多　田　　緑　氏
東京都立六郷工科高等学校　副校長　坂本恭朗 氏
内閣官房　東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局
参事官　藤　澤　秀　昭　氏
東京都　産業労働局　雇用就業部就業推進化　課長代理　五十嵐　彰　子　氏
東京都　オリンピック・パラリンピック準備局　総務部
連絡調整担当課長　内　田　晃　司　氏
オリンピアン　田　中　琴　乃　氏
パラリンピアン　江　島　大　佑　氏

ゲストコメンテーター

モデル・タレント　池　田　美　優　氏

（テーマ４）「２０２０年に向けて東京が抱える課題を解決する」

事業概要

２０２０大会は、競技会場の多くが通勤・物流等の交通需要が集中する地域に立地しており、大会の成功のためには、「大会関係者の円滑な輸送」と「経済活動の安定」の両立を図ることが必要なことから、「輸送運営計画」「交通需要マネジメント（ＴＤＭ）」等に関する情報をセミナー等を通じて会員企業に対して発信した。

(a)交通輸送円滑化セミナー

企業・個人に求められる取り組みは？～東京２０２０大会の安全で円滑な輸送に向けて～

開催日　５月２２日（火）

会　場　東京商工会議所　会議室７

講　師　東京都　オリンピック・パラリンピック準備局　大会施設部
輸送課長　松　本　祐　一　氏

内　容　・東京２０２０大会の輸送円滑化に向けた今検討状況、後のスケジュール
・大会期間中の関係者輸送ルート、観客輸送ルートの検討状況
・企業、個人に今後協力が求められる行動、取り組み 等

参加者　１０９名

オリンピック・パラリンピック大会期間中の交通・輸送に関する説明会

開催日　１１月２９日（木）

会　場　有楽町インフォス

内　容　・大会期間中の交通輸送の最新動向

・交通需要マネジメント（ＴＤＭ）とは

・大会期間中の交通輸送円滑化に向けた取り組み

（２０２０ＴＤＭ推進プロジェクトの発足）

・大会期間中の大会輸送影響度マップについて

参加者　１６３名

オリンピック・パラリンピック大会期間中の交通・輸送に関する説明会

国立競技場周辺＆池袋エリアに関する説明会

開催日　２月２０日（水）

会　場　コンファレンススクエアＭ＋グランド

講　師　東京都　オリンピック・パラリンピック準備局　大会施設部

輸送課長　　松　本　祐　一　氏

内　容　新宿、渋谷、番町、麹町、青山、表参道、池袋エリアに関する説明

参加者　８０名

オリンピック・パラリンピック大会期間中の交通・輸送に関する説明会

ベイエリアに関する説明会

開催日　２月２５日（月）

会　場　コンファレンススクエアＭ＋グランド

講　師　東京都　オリンピック・パラリンピック準備局　大会施設部

輸送課長　　松　本　祐　一　氏

内　容　品川、浜松町、田町、新橋、汐留、汐留、有明、台場、豊洲、大井ふ頭、大崎エリアに関する説明

参加者　９１名

オリンピック・パラリンピック大会期間中の交通・輸送に関する説明会

都心三区エリアに関する説明会

開催日　２月２７日（水）

会　場　コンファレンススクエアＭ＋グランド

講　師　東京都　オリンピック・パラリンピック準備局　大会施設部

輸送課長　　松　本　祐　一　氏

内　容　大丸有、八重洲、日本橋、神田、秋葉原、御茶ノ水、九段下、飯田橋、赤坂、六本木、霞が関、虎ノ門エリアに関する説明

参加者　８３名

(b) 東京２０２０大会時の物流面での交通需要マネジメント（ＴＤＭ）に関する意見交換会

開 催 日　２月１５日（金）

会　　場　東京商工会議所　５階「ＲｏｏｍＡ４・Ａ５」

対　　象　関係部会（商業、商業卸売、工業、貿易、交通運輸、建設・不動産）の部会長・副部会長企業等の物流関係部署の実務担当者

参加企業　㈱三越伊勢丹ホールディングス、㈱三越伊勢丹ビジネス・サポート、東京都商店街連合会、国分グループ本社㈱、㈱フォーシーズ、セイコーホールディングス㈱、三菱電機㈱、三井物産㈱、オーウィル㈱、㈱ＡＮＡ ＣＡＲＧＯ、全日空運輸㈱、ヤマト運輸㈱、ヤマトホールディングス㈱、㈱浅井、日本通運㈱、大成建設㈱、大崎電気工業㈱、㈱オンワード樫山

意見交換　・各社における東京２０２０大会期間中の物流面の対応についての検討状況・課題
・東京都、政府、組織委員会への要望（必要な施策・情報等）
・社会全体で取り組むために必要なこと

(c)大会期間中の交通輸送円滑化に関するアンケート

目　　的　東京２０２０大会期間中の交通輸送について、東京都・内閣官房・東京２０２０大会組織委員会が中心となり、企業に対して「交通需要マネジメント（以下　ＴＤＭ)」への協力を呼びかけている中、大会期間中に特に交通・輸送に関する対策が必要とされる１６地区が「重点取組地区」として設定された。本アンケートは、その１６地区が含まれる１１区に所在する企業の現状や課題等を把握し、関係機関に対し情報提供や提言を行べく実施したもの。また、１６地区外となる企業に対しても広くＴＤＭの周知を図るべく、同内容の調査を行った。併せて、今後の「東商オリンピック・パラリンピック　アクションプログラム」に関連する活動の参考とするため、「東京オリンピック・パラリンピック競技大会に対する意識調査」も実施した。

実施期間　＜１６地区内＞３月１８日（月）～３月３１日（日）
＜１６地区外＞３月１９日（火）～３月３１日（日）

対　　象　＜１６地区内＞１１支部に所在する企業より、無作為抽出で１０，０００社に送付
千代田、中央、港、新宿、文京、台東、品川、大田、渋谷、豊島、江東
＜１６地区外＞１２支部に所在する企業より、無作為抽出で１０，０００社に送付
北、荒川、目黒、世田谷、中野、杉並、板橋、練馬、墨田、足立、葛飾、江戸川

実施方法　＜１６地区内＞ＦＡＸによる調査票の送付、ＦＡＸによる回収
＜１６地区外＞ＦＡＸによる調査票の送付、ＷＥＢによる回収

2）第２の柱「地元経済団体として２０２０大会への参画協力」

(a)２０２０競技会場所在地商工会議所・商工会連絡協議会の設置

設置趣旨

東京２０２０大会では競技の約４割が東京以外の地域で開催されることから、競技会場がある商工会議所・商工会同士のネットワーク構築を目的に連絡協議会を設置した。

参加商工会議所・商工会（１７商工会議所・商工会）

東京商工会議所、札幌商工会議所、福島商工会議所、川越商工会議所、さいたま商工会議所、狭山商工会議所、千葉商工会議所、むさし府中商工会議所、横浜商工会議所、藤沢商工会議所、宮城県商工会議所連合会、利府松島商工会、鹿嶋市商工会、一宮町商工会、千葉県商工会連合会、調布市商工会、伊豆市商工会

会　　議

第２回専務理事・事務局長会議

開催日　４月１９日（木）
会　場　東京商工会議所　「会議室Ｂ」
出席者　１８名
内　容　・２０２０年に向けた東京商工会議所の活動状況について
・各地商工会議所及び商工会における現況について
・その他

第２回担当者会議

開催日　６月２９日（金）
会　場　東京商工会議所　「会議室Ｂ」
出席者　１８名
内　容　（講　　演）「東京２０２０大会の準備状況について」

講師　東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
企画財務局　アクション＆レガシー部
アクション＆レガシー担当部長　藤田善三 氏
（意見交換）各地商工会議所及び商工会における現況について
（報　　告）・２０２０年に向けた東京商工会議所の取り組み
・その他

(b)各種説明会の実施

東京都オリパラ関連施策説明会

開催日　９月１９日（水）
後　援　東京都
会　場　東京商工会議所　「会議室７」
講　師　東京都オリンピック・パラリンピック準備局
総務部　連絡調整担当課長　内田晃司 氏
パラリンピック部　事業推進担当課長　安達紀子 氏
スポーツ推進部　地域スポーツ振興担当　井内雅紀 氏
参加者　１５８名
内　容　・東京２０２０大会の概要
・東京２０２０大会のボランティアについて
・パラスポーツの観戦促進に向けた取り組み
・スポーツ推進企業の募集及びスポーツ産業見本市の開催について

(c)東商新聞による情報発信

東商新聞の紙面（全面記事）にオリンピック・パラリンピックの特集記事を掲載し、定期的な情報発信を行った。

６月１０日号　東京２０２０オリンピック･パラリンピック競技大会開催時の安全で円滑な輸送の実現に向けて
７月１０日号　東京２０２０大会まであと２年～夏のイベントに参加し､共に盛り上げましょう～
８月１０日号　インバウンド対応に向けた東商オリパラ・アクションプログラム始動
外国人接客ツールでおもてなし
９月１０日号　心のバリアフリーを東京２０２０大会のレガシーへ 声かけ･サポート運動 展開中
１０月１０日号　パラスポーツの魅力発掘～ＴＥＡＭ ＢＥＹＯＮＤについて知ろう～
１１月１０日号　パラスポーツを深掘り　競技を知ろう①ボッチャ
１２月１０日号　第１回企業対抗ボッチャ大会を開催
１月　１日号　観光情報誌「るるぶ特別編集　ＴＯＫＹＯ２３」を発行
２月１０日号　パラリンピックで日本を変える　パラスポーツを通じて共生社会の実現へ！
３月１０日号　パラスポーツを深掘り　競技を知ろう②シッティングバレーボール

(d)新年賀詞交歓会における大会ＰＲ活動

本部、２３支部にて実施された新年賀詞交歓会の会場に、大会ＰＲコーナーを設置し、大会の機運醸成を図った。

＜本部＞
１月１０日　大会ＰＲコーナー設置、公式ライセンス商品販売
＜支部＞
１月　８日　渋谷支部（大会ＰＲコーナー設置）
１月　８日　文京支部（大会ＰＲコーナー設置）
１月　９日　豊島支部（大会ＰＲコーナー設置）

１月１１日　江東支部（大会ＰＲコーナー設置）
１月１５日　葛飾支部（大会ＰＲコーナー設置）
１月１６日　中野支部（大会ＰＲコーナー設置）
１月１７日　杉並支部（大会ＰＲコーナー設置）
１月１７日　大田支部（大会ＰＲコーナー設置）
１月１７日　墨田支部（大会ＰＲコーナー設置）
１月１８日　足立支部（大会ＰＲコーナー設置、オリンピアン・パラリンピアンによるスピーチ）
１月２１日　港支部（大会ＰＲコーナー設置）
１月２１日　新宿支部（大会ＰＲコーナー設置、公式ライセンス商品販売）
１月２２日　台東支部（大会ＰＲコーナー設置）
１月２３日　北支部（大会ＰＲコーナー設置）
１月２３日　荒川支部（大会ＰＲコーナー設置）
１月２３日　品川支部（大会ＰＲコーナー設置、ボッチャ体験コーナー設置）
１月２３日　目黒支部（大会ＰＲコーナー設置）
１月２５日　練馬支部（大会ＰＲコーナー設置）
１月２８日　千代田支部（大会ＰＲコーナー設置）
１月２９日　板橋支部（大会ＰＲコーナー設置）
１月２９日　江戸川支部（大会ＰＲコーナー設置）
２月　１日　世田谷支部(大会ＰＲコーナー設置､オリンピアン･パラリンピアンによるスピーチ)
３月　５日　中央支部（大会ＰＲコーナー設置）

＜部会＞
１月２２日　建設・不動産部会（大会ＰＲコーナー設置）
２月　４日　工業部会（大会ＰＲコーナー設置）

＜その他＞
３月　４日　１４０周年記念レセプション（大会ＰＲコーナー設置、公式ライセンス商品販売）

(e)外部会議等における大会ＰＲ活動

日本商工会議所や関東商工会議所連合会等が主催する会議等の会場に、大会ＰＲコーナーを設置し、大会の機運醸成を図った。

＜日本商工会議所＞
６月２１日～２２日　移動常議員会（北海道札幌市）
・大会ＰＲコーナー設置
１１月　５日　全国商工会議所観光振興大会（福島県会津若松市）
・大会ＰＲコーナー設置、公式ライセンス商品販売

＜関東商工会議所連合会＞
５月３０日　総会（栃木県小山市）
・大会ＰＲコーナー設置
３月　７日　運営研究会（神奈川県箱根町）
・大会ＰＲコーナー設置、公式ライセンス商品販売）

(f)「ＴＯＫＹＯ２０２０　ＰＲステーション」の開設

期間　３月３０日～９月３０日
主催　（公財）東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
協力　東京商工会議所
場所　東京商工会議所　１階「多目的スペース」
内容　・東京２０２０オリンピック聖歌リレートーチ展示
・東京２０２０マスコット競技ポーズのフォトスポット

・テラリウムを活用した東京２０２０スポーツピクトグラム紹介 等

(g)「東京２０２０大会フラッグ」掲出

期間　３月３０日～４月１８日

主催　東京都、(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

協力　東京商工会議所

場所　丸の内仲通り（有楽町ビル～丸ビル間）

内容　東京２０２０大会の都市装飾のベースデザインであるコアグラフィックスを用いたフラッグ１０９本を丸の内仲通りに掲出

８．登　　録

(1) 法定台帳

① 作成・定期訂正

作　　成　　５月　７日（２０１８年度新規該当者）
定期訂正　　９月２８日（継続該当者）

② 登録業者数

会員・非会員	特定商工業者数	台帳提出数	提出率（%）
会　　員	38,509	21,939	57.0
非　会　員	24,857	8,757	35.2
計	63,366	30,696	48.4

③ 法定台帳の管理運用

1)五十音順整備（地区別、営業種目別、資本金別、事業税別、従業員数別、支社・支店の分類体制）
2)地区内商工業者の実態把握、取引の照会、信用調査、商工業に関する各種証明・鑑定、行政庁入札関係基礎資料
3)２３区別「特定商工業者統計表」の作成
4)登録後の名称、住所、代表者、資本金等の変更事項訂正

(2) 貿易登録

（単位：件）

会員・非会員	新規登録	登録更新	年度末登録業者数
会　　員	281	2,330	5,286
非会員（含地区外）	382	1,135	3,186
計	663	3,465	8,472

※貿易登録の有効期間は２年間

(3) 会員之章（貸与）

２０１７年度末現在	新規貸与	退会・返却	２０１８年度末現在
4,687	0	132	4,555

９．事務所･建物等運用

(1) 事務所所在地

1	本部	千代田区丸の内３－２－２
2	千代田支部	千代田区神田神保町３－１９　ダイナミックアート九段下ビル２階
3	中央支部	中央区銀座１－２５－３　中央区立京橋プラザ分庁舎３階
4	港支部	港区浜松町２－４－１　世界貿易センタービル５階Ｅ
5	新宿支部	新宿区西新宿６－８－２　ＢＩＺ新宿４階
6	文京支部	文京区春日１－１６－２１　文京シビックセンターＢ２階
7	台東支部	台東区花川戸２－６－５　台東区民会館１階
8	北支部	北区王子１－１１－１　北とぴあ１２階
9	荒川支部	荒川区荒川２－１－５　セントラル荒川ビル９階
10	品川支部	品川区西品川１－２８－３　品川区立中小企業センター４階
11	目黒支部	目黒区目黒２－４－３６　目黒区民センター４階
12	大田支部	大田区南蒲田１－２０－２０　大田区産業プラザ５階
13	世田谷支部	世田谷区太子堂２－１６－７　世田谷産業プラザ２階
14	渋谷支部	渋谷区渋谷１－１２－５　渋谷区立商工会館７階
15	中野支部	中野区中野２－１３－１４　中野区産業振興センター２階
16	杉並支部	杉並区上荻１－２－１　インテグラルタワー２階
17	豊島支部	豊島区西池袋２－３７－４　としま産業振興プラザ（ＩＫＥ・Ｂｉｚ）４階
18	板橋支部	板橋区板橋３－９－７　板橋センタービル８階
19	練馬支部	練馬区練馬１－１７－１　Ｃｏｃｏｎｅｒｉ４階
20	江東支部	江東区東陽４－５－１８　江東区産業会館２階
21	墨田支部	墨田区江東橋３－９－１０　すみだ産業会館９階
22	足立支部	足立区千住１－５－７　あだち産業センター４階
23	葛飾支部	葛飾区青戸７－２－１ テクノプラザかつしか３階
24	江戸川支部	江戸川区船堀４－１－１　タワーホール船堀３階
25	浅草分室	台東区花川戸２－１７－８　ハン六ビル８階

(2) 自己所有土地・建物の概要

① 概　　要

1)　丸の内二重橋ビル

登記名	丸の内二重橋ビルディング・東京商工会議所ビル・東京會舘ビル
所在地	東京都千代田区丸の内三丁目２番２号　（番地：千代田区丸の内三丁目 14 番 1）
敷地面積	9,935.02 ㎡　(3,005.344 坪)　　（うち東商専有部　1,150.75 ㎡）
建築面積	8,355.06 ㎡　(2,527.406 坪)
延床面積	174,054.18 ㎡（52,651.389 坪）（容積率 1752%）　（うち東商専有部　22,424 ㎡）
構造	地上鉄骨構造、地下鉄骨鉄筋コンクリート構造
階数	地下４階・地上 30 階建、塔屋２階
高さ	150m
用途	事務所、商業施設、宴会場、会議場、駐車場
着工	２０１５年１１月１６日
竣工	２０１８年１０月１５日
事業者	三菱地所㈱、東京商工会議所、㈱東京會舘

設計監理	㈱三菱地所設計
施工	大成建設㈱、㈱関電工、高砂熱学工業㈱、㈱西原衛生工業所、 三菱電機㈱（東商専有部は、東芝エレベータ㈱）

2)　新宿三丁目イーストビル（旧新宿支部跡地を活用した再開発ビル）

所 在 地	東京都新宿区新宿三丁目１番２６号（地番：新宿区新宿三丁目１３０番～１４１番）
敷地面積	2,578.69 ㎡　うち、東商所有分：176.65 ㎡（地番：１４１番）
建築面積	1,804.70 ㎡
延床面積	26,360.56 ㎡ うち、東商所有分（共有持分） 建物専有部分　577.55 ㎡ 建物共用部分　124.10 ㎡ 駐車場部分　50.19 ㎡
構　造	鉄骨鉄筋コンクリート造
階　数	地下３階、地上１４階、ＰＨ２階
高　さ	80.70m
用　途	物販、飲食、映画館、地域変電所、駐車場
着　工	２００４年１０月１日
竣　工	２００７年1月３１日

(3) 建物の運用

①　定期貸室使用者（五十音順）

【丸の内二重橋ビル】

アクサ生命㈱
税理士法人かえで税理士法人
医療法人社団公颯会（東商ビル診療所）
国際商業会議所日本委員会
サーブコープジャパン㈱
㈱セブン - イレブン・ジャパン
セントラルスポーツ㈱
タリーズコーヒージャパン㈱
（公社）　東京屋外広告協会
（一社）　東京珠算教育連盟
東京販売士協会
㈱東商サポート＆サービス
㈱東商ビル薬局
日本小売業協会
日本商工会議所
（一財）日本民族工芸技術保存協会

②　貸会議室概要

名　称	規模（㎡）	集客人数（人）			その他
		シアター	スクール	ロの字	
東商グランドホール	580	500	242		電動式移動観覧席（ロールバックチェア）、昇降式ステージ（1 台）を設置
Room　A1	195	180	60	36	
Room A2／Room A3／Room A4／Room A5	85	72	24	20	
Room A1 ＋ Room A2	280	252	90	52	
Room A3 ＋ Room A4 ／ Room A4 ＋ Room A5	170	144	60	32	
Room A3 ＋ Room A4 ＋ Room A5	255	252	92		
Room B1 ／ Room B2	120	126	40	28	

Room B1 ＋ Room B2	240	234	80		
Room B3	80	80	30	24	

③　展示概要

1)　常設展（５階　Members' Lounge 内）

（概　　要）東京商工会議所１４０年の歩み

・設立までの経緯と発足期の役員・議員
・歴代の会頭
・名称の変遷とこれまでの活動
・東京商業会議所への移行と二代目ビルの竣工
・活動拠点の変遷
・明治神宮との深いつながり

2)　企画展（１階　多目的スペース内）

（開催期間）２０１８年１１月～２０１９年３月

（概　　要）受け継がれる渋沢栄一の精神

・資本主義の父、渋沢栄一とは？
・渋沢が関わった約５００の日本企業等
・周年事業を振り返る
・東商新聞と東京商工会議所のあゆみ
・歴代会頭の就任・再任時　東商新聞１面記事
・映像アーカイブ
・渋沢栄一はなぜ、現在の「東京商工会議所」を設立したのか？
・明治時代の東京の様子を伝える錦絵
・１４０年にわたる歩み
・東京商工会議所の現在の活動
・歴史と先進性を兼ね備えた新東京商工会議所ビルが始動

3)　映像アーカイブ

以下５点の映像を編集し、１階企画展内、５階常設展内で放映した。

・東京商工会議所主催「大礼記念国際振興東京博覧会」映像（１９２８（昭和３）年）
・東京商工会議所二代目ビル映像（１９５７（昭和３２）年）
・東京商工会議所創立８０周年記念式典、三代目東京商工会議所ビル落成祝賀式典映像（１９６１（昭和３６）年）
・東京商工会議所創立１００周年記念式典映像（１９７８（昭和５３）年）
・商工会議所制度発祥１２０周年記念映像（１９９５（平成７）年）

(4)　東京商工会議所ビル建替え

①　工事期間（２０１５年１１月１６日～２０１８年１０月１５日）

1)　初受電式　実施（　５月１８日）
2)　定礎　　実施（　７月１８日）
3)　発隊式　　実施（１０月１５日）
4)　竣工式　　実施（１１月２１日）
5)　オフィス移転・事務所開き　実施（１１月２６日）
6)　落成式・創立１４０周年記念式典　実施（１２月　３日）

② 移転推進チーム

1) 第一回　４月２３日
2) 第二回　５月２４日
3) 第三回　６月２７日
4) 第四回　７月２６日
5) 第五回　８月３１日
6) 第六回　１０月　１日
7) 第七回　１１月１４日
8) 第八回　１２月　４日

③ オフィス町内会

1) 第一回　１月２３日
2) 第二回　２月　８日
3) 第三回　２月２２日
4) 第四回　３月１２日

10. 関係団体への加入および連繋等

(1) 日本商工会議所

（２０１９年３月３１日現在）

日本商工会議所における役職名	就任者名	当商工会議所における役職名
会頭	三村明夫	会頭・議員
専務理事	石田徹	専務理事
総合政策委員長	小林栄三	特別顧問・議員・総合政策委員長
税制委員長	田中常雅	副会頭・議員・税制委員長
労働委員長	伊藤一郎	副会頭・議員・労働委員長

（共同委員長就任委員会）
総合政策委員会、産業経済委員会、国際経済委員会、中小企業委員会、税制委員会、労働委員会、エネルギー・環境委員会
（委員就任委員会）
信用基金管理特別委員会、表彰特別委員会

（事務局職務協力）　（２０１９年３月３１日現在）

日本商工会議所における協力職務	兼務人数	当商工会議所における部署名
広報部	５人	広報部
国際部	１６人	国際部
企画調査部	６人	企画調査部
産業政策第一部	７人	産業政策第一部
産業政策第二部	７人	産業政策第二部

(2) 関東商工会議所連合会

（２０１９年３月３１日現在）

関東商工会議所連合会における役職名	就任者名	当商工会議所における役職名
会長	三村明夫	会頭・議員
代表幹事	西尾昇治	常務理事

（事務局）　（総務統括部組織連携課）

(3) 東京都商工会議所連合会

（２０１９年３月３１日現在）

東京都商工会議所連合会における役職名	就任者名	当商工会議所における役職名
会長	三村明夫	会頭・議員

（事務局）　（総務統括部組織連携課）

(4) 関東商工会議所女性会連合会

（２０１９年３月３１日現在）

関東商工会議所女性会連合会における役職名	就任者名	当商工会議所における役職名
会長	藤沢薫	女性会会長

（事務局）　（総務統括部組織連携課）

(5) 専門図書館協議会

（２０１９年３月３１日現在）

専門図書館協議会における役職名	就 任 者 名	当商工会議所における役職名
◎専門図書館協議会		
会　　長	三　村　明　夫	会　頭　・　議　員
理　事　長	石　田　　徹	専　務　理　事
表彰審査委員会委員長	石　田　　徹	専　務　理　事

（事　務　局）　　専門図書館協議会　　（日本図書館協会会館内）

(6) その他加入団体（五十音順）

(特)ＡＳＰ・ＳａａＳ・クラウドコンソーシアム
ｔｈｅ　Ｔｏｋｙｏ　Ｕ－ｃｌｕｂ
(一社)大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会
(一社)海外環境協力センター
(一財)機械システム振興協会
倶楽部懇話会
(一財)航空振興財団
(公社)麹町法人会
(独)国際観光振興機構
(公財)国際研修協力機構
国際商業会議所日本委員会
こころの東京革命協会
(公財)産業雇用安定センター
(公財)渋沢栄一記念財団
(一社)情報科学技術協会
(一社)情報サービス産業協会
(一社)新日本スーパーマーケット協会
(公財)新日本フィルハーモニー交響楽団
(一社)世界貿易センター東京
(一社)全国銀行協会
(一財)知的財産研究教育財団
中央労働災害防止協会
(一社)中高年齢者雇用福祉協会
千代田年金委員会
(一財)デジタルコンテンツ協会
テロ対策東京パートナーシップ推進会議
(一財)伝統的工芸品産業振興協会
(公社)東京屋外広告協会
㈱東京會舘　ユニオンクラブ
(公財)東京観光財団
(特)東京シティガイドクラブ
(一財)東京社会保険協会
(一社)東京珠算教育連盟
(公社)東京青年会議所
(一社)東京駐車協会
東京都応急手当普及推進協議会
(一社)東京都港湾振興協会
東京都産業教育振興会
(特)東京都就労支援事業者機構
東京都職業能力開発協会
(公社)東京のあすを創る協会
東京販売士協会
(一社)東京ビルヂング協会
(一社)内外情勢調査会
(一財)日中経済協会
(一社)日中経済貿易センター
(特)日本ＮＰＯセンター
(公社)日本観光振興協会
(一社)日本経営協会
(一社)日本経済青年協議会
(一社)日本経済調査協議会
(一社)日本原子力産業協会
(公財)日本交通公社
日本小売業協会
(一社)日本在外企業協会
(公財)日本産業衛生学会
(一財)日本産業協会
(一社)日本色彩学会
(一社)日本商事仲裁協会
(一財)日本情報経済社会推進協会
(一社)日本テレワーク協会
(特)日本都市計画家協会
(公社)日本図書館協会
(一社)日本販売士協会
(特)日本ＰＦＩ・ＰＰＰ協会
(一財)日本ファッション協会
(特)日本ヘルスツーリズム振興機構
(一社)日本貿易会
(一財)日本貿易関係手続簡易化協会
(公財)日本ユースリーダー協会
(一社)日本流行色協会
(公社)発明協会
福祉住環境コーディネーター協会
丸の内懇話会
丸の内災害予防普及会
丸の内美化協会
丸の内ビル防犯協会
丸の内防火防災協会
丸の内防犯協会
民間外交推進協会

(7) 外部団体就任状況

① 役員・議員等

1) 政府・官庁関係

（２０１８年度在任）

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
外務省　ジャパン・ハウス　有識者等諮問会議	委員	細田　眞　（議員）
環境省 皇居外苑休憩所等における飲食物提供等運営事業者選定委員会	委員	湊元　良明　（理事待遇・総務統括部長）
環境省　ＣＯＯＬ　ＣＨＯＩＣＥ推進チーム	構成員	小林　治彦　（理事・産業政策第二部長）
環境省　中央環境審議会　総合政策部会・地球環境部会・循環型社会部会	臨時委員	小林　勝彦　（エネルギー・環境委員会委員）
関東財務局　国有財産関東地方審議会	委員	間部　彰成　（理事・事務局長）
関東森林管理局　国有林野管理審議会	委員	西尾　昇治　（常務理事）
経済産業省　営業秘密官民フォーラム	委員	馬場　秀成　（知的財産戦略委員会委員）
経済産業省　産業構造審議会　産業技術環境分科会　基準認証小委員会	委員	駒沢　聰　（大崎電気工業㈱ 取締役　技術開発本部長）
経済産業省　産業構造審議会　産業技術環境分科会　産業環境対策小委員会	委員	小林　治彦　（理事・産業政策第二部長）
経済産業省資源エネルギー庁　総合資源エネルギー調査会　新エネルギー小委員会	委員	中島　彰良　（千代田支部工業分科会副分科会長）
経済産業省　J-クレジット制度運営委員会	委員	小林　治彦　（理事・産業政策第二部長）
経済産業省　日本工業標準調査会　基本政策部会	委員	駒沢　聰　（大崎電気工業㈱ 取締役　技術開発本部長）
経済産業省　標準化官民戦略会議　幹事会	委員	駒沢　聰　（大崎電気工業㈱ 取締役　技術開発本部長）
公正取引委員会　独占禁止懇話会	会員	細田　眞　（議員・経済法規委員会委員）
公正取引委員会　独占禁止政策協力委員	協力委員	本多　保隆　（議員・経済法規副委員長）
公正取引委員会　独占禁止政策協力委員	協力委員	塩澤　好久　（議員）
厚生労働省　過労死等防止対策推進協議会	委員	小林　治彦　（理事・産業政策第二部長）
厚生労働省　技能者表彰審査	委員	西尾　昇治　（常務理事）
厚生労働省　雇用保険二事業懇談会	委員	坂田　甲一　（労働委員会委員）
厚生労働省　雇用保険二事業懇談会	委員	小林　治彦　（理事・産業政策第二部長）
厚生労働省　資格・検定等の人員配置、昇格及び賃金への反映状況等に係る実態調査事業の企画書技術審査委員会	委員	西尾　昇治　（常務理事）
厚生労働省　中央訓練協議会	委員	小林　治彦　（理事・産業政策第二部長）
厚生労働省　中央最低賃金審議会	委員	橋本　昌道　（常任参与）
厚生労働省　中央最低賃金審議会	委員	中西志保美　（元 労働委員会委員）
厚生労働省　目安の在り方に関する全員協議会	委員	橋本　昌道　（常任参与）
厚生労働省　目安の在り方に関する全員協議会	委員	中西志保美　（前労働委員会委員）
厚生労働省　労働政策審議会	委員	渡辺　佳英　（特別顧問・議員）
厚生労働省　労働政策審議会	委員	市瀬　優子　（元 女性会副会長・労働委員会委員）
厚生労働省　労働政策審議会安全衛生分科会	委員	中村　節雄　（議員）
厚生労働省　労働政策審議会　勤労者生活分科会	委員	須永　明美　（前　女性会副会長）
厚生労働省　労働政策審議会勤労者生活分科会　中小企業退職金共済部会	委員	須永　明美　（元 女性会副会長）
厚生労働省　労働政策審議会雇用均等分科会　家内労働部会	委員	渡邊　剛彦　（元　労働委員会委員）
厚生労働省　労働政策審議会障害者雇用分科会	委員	石田　彌　（世田谷支部副会長）
厚生労働省　労働政策審議会　職業安定分科会	委員	熊谷　俊範　（議員）
厚生労働省　労働政策審議会　職業安定分科会雇用対策基本問題部会・高年齢者有期雇用特別部会	委員	市瀬　優子　（元 女性会副会長・労働委員会委員）
厚生労働省　労働政策審議会　労働条件分科会	委員	杉山　敦志　（㈱千疋屋総本店総務人事部長）
厚生労働省　労働政策審議会　労働条件分科会有期雇用特別部会	委員	市瀬　優子　（元 女性会副会長・労働委員会委員）
厚生労働省　労働政策審議会労働条件分科会　最低賃金部会	委員	橋本　昌道　（常任参与）
厚生労働省　労働政策審議会労働条件分科会　最低賃金部会	委員	中西志保美　（元 労働委員会委員）

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
国土交通省　スーパー・メガリージョン構想検討会	委員	野本　弘文　（副会頭）
国土交通省　トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会	委員	小林　治彦　（理事・産業政策第二部長）
財務省財政制度等審議会	臨時委員	伊藤　一郎　（副会頭・議員）
総務省　個人住民税検討会	委員	武田　健三　（品川支部会長・税制委員会委員）
東京労働局　雇用保険審査	参与	小笠原幹治　（㈱アテナ　・監査役）
東京労働局　職業安定部東京都地域訓練協議会	委員	西尾　昇治　（常務理事）
東京労働局　職業安定部東京都地域ジョブ・カード運営本部	委員	西尾　昇治　（常務理事）
東京労働局　東京新卒者就職応援本部	構成員	西尾　昇治　（常務理事）
東京労働局　東京地方労働審議会	委員	杉山　敦志　（(株)千疋屋総本店・総務人事部長）
東京労働局　東京地方労働審議会	委員	大津　洋子　（千代田支部副会長）
東京国税局　土地評価審議会	委員	西尾　昇治　（常務理事）
内閣府　子ども・子育て会議	委員	蜂谷　真弓　（元 労働委員会委員）
内閣府　知的財産戦略本部　検証・評価・企画委員会　知財のビジネス価値評価検討タスクフォース	委員	荻野源次郎　（板橋支部工業副分科会会長・知的財産戦略委員会委員）
内閣府　知的財産戦略本部知財創造教育推進コンソーシアム	委員	梶原　徳二　（常議員・知的財産戦略副委員長）
内閣府　知的財産戦略本部　検証・評価・企画委員会	委員	久貝　卓　（日本商工会議所 常務理事）
内閣官房　新型インフルエンザ等対策有識者会議	委員	田畑日出男　（常議員・災害対策共同委員長）
内閣官房　新型インフルエンザ等対策有識者会議　社会機能に関する分科会	委員	田畑日出男　（常議員・災害対策共同委員長）
法務省　法制審議会　会社法制部会	委員	小林　俊明　（経済法規委員会委員）

2)　東京都関係

（２０１８年度在任）

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
東京都　介護保険審査会	委員	高野　秀夫　（常任参与）
東京都　環境審議会	委員	小林　勝彦　（エネルギー・環境委員会委員）
東京都　教育委員会点検・評価に関する有識者	委員	小林　治彦　（理事・産業政策第二部長）
東京都　教育庁「商業教育コンソーシアム東京」準備委員会	委員	小林　治彦　（理事・産業政策第二部長）
東京都　公園審議会	委員	服部津貴子　（議員）
東京都　商業教育コンソーシアム東京	委員	小林　治彦　（理事・産業政策第二部長）
東京都　教育委員会　「東京都教育ビジョン（第4次）（仮称）」検討委員会	理事	小林　治彦　（理事・産業政策第二部長）
東京都　景観審議会	委員	山崎登美子　（議員）
東京都　景観審議会	委員	川本正一郎　（三井不動産・専務）
東京都　国土利用審議会	委員	西尾　昇治　（常務理事）
東京都　ボランティア活動推進協議会	副会長	佐々木　隆　（副会頭・議員・観光委員長）
東京都　こころの東京革命協会	副会長	伊東　孝紳　（副会頭・議員）
東京都　産業交流展 2018 実行委員会	委員	間部　彰成　（理事・事務局長）
東京都　消費者被害救済委員会	委員	橋本　昌道　（常任参与）
東京都　消費生活対策審議会	委員	小林　治彦　（理事・産業政策第二部長）
東京都　情報公開・個人情報保護審議会	委員	西尾　昇治　（常務理事）
東京都　信用保証補助審査会	委員	服部津貴子　（議員）
東京都　水素社会の実現に向けた東京推進会議	委員	小林　治彦　（理事・産業政策第二部長）
東京都　水道事業運営戦略検討会議	委員	西尾　昇治　（常務理事）
東京都　スポーツ振興審議会	委員	後藤　忠治　（常議員・健康づくり・スポーツ振興委員長）
東京都　広告物審議会	委員	西尾　昇治　（常務理事）
東京都　国民保護協議会	委員	西尾　昇治　（常務理事）

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
東京都　退職管理委員会	委員	間部　彰成　（理事・事務局長）
東京都　男女平等参画審議会第五期	委員	西尾　昇治　（常務理事）
東京都　中小企業調停審議会	委員	西尾　昇治　（常務理事）
東京都　東京都社会福祉審議会	委員	渡邉　光子　（女性会副会長）
東京都　東京都心・臨海地域都市再生緊急整備協議会	構成員	三村　明夫　（会頭）
東京都　東京都心・臨海地域都市再生緊急整備協議会会議	構成員	石田　　徹　（専務理事）
東京都　東京都心・臨海地域都市再生緊急整備協議会大丸有地区整備計画作成部会	構成員	小林　治彦　（理事・産業政策第二部長）
東京都　東京と日本の成長を考える検討会	メンバー	西尾　昇治　（常務理事）
東京都　東京の中小企業振興を考える有識者会議	委員	大久保秀夫　（副会頭・中小企業委員長）
東京都　東京万引き防止官民合同会議	構成員	西尾　昇治　（常務理事）
東京都　特別職報酬等審議会	委員	間部　彰成　（理事・事務局長）
東京都　都市計画審議会	委員	田畑日出男　（常議員・災害対策共同委員長）
東京都　労働委員会第 43 期東京都労働委員会	使用者委員	内田　隆文　（㈱資生堂・社友）
東京都　労働委員会第 43 期東京都労働委員会	使用者委員	梅内　克範　（大崎電気工業㈱・社友）
東京都　労働委員会第 43 期東京都労働委員会	使用者委員	門馬　　卓　（鹿島建設㈱・社友）
東京都　労働委員会第 43 期東京都労働委員会	使用者委員	橋本　昌道　（常任参与）

3)　その他

（２０１８年度在任）

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
(公財)オイスカ	顧問	三村　明夫　（会頭）
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	常任顧問	三村　明夫　（会頭）
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	最高顧問	岡村　　正　（名誉会頭）
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	委員	伊藤　一郎　（副会頭・議員）
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	委員	佐々木　隆　（副会頭・議員・観光委員長）
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	委員	前田　新造　（副会頭・議員）
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	委員	釜　　和明　（副会頭・議員）
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	委員	田中　常雅　（副会頭・議員）
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	委員	北山　禎介　（副会頭・議員）
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	委員	伊東　孝紳　（副会頭・議員）
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	委員	垣内　威彦　（副会頭・議員）
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	委員	中村　満義　（副会頭・議員）
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	委員	大久保秀夫　（副会頭・中小企業委員長）
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	委員	野本　弘文　（副会頭・首都圏問題委員長）
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	委員	渡辺　佳英　（特別顧問・議員）
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	委員	後藤　忠治　（常議員・健康づくり・スポーツ振興委員長）
外国人旅行者向け免税制度に関する協議会	会長	佐々木　隆　（副会頭・議員・観光委員長）
観光立国推進協議会	委員	佐々木　隆　（副会頭・議員・観光委員長）
関東観光広域連携事業推進協議会	会長	佐々木　隆　（副会頭・議員・観光委員長）
(一社)関東観光広域連携事業推進協議会	会長	佐々木　隆　（副会頭・議員・観光委員長）
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構　東京職業訓練支援センター運営協議会	委員	西尾　昇治　（常務理事）
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構　運営協議会	委員	小林　治彦　（理事・産業政策第二部長）
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構　職業能力開発専門部会	審査委員	小林　治彦　（理事・産業政策第二部長）

10. 関係団体への加入および連繋等　(7)外部団体就任状況

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
国際商業会議所国際商業会議所日本委員会	名誉会長	岡村　正　(名誉会頭)
国際商業会議所国際商業会議所日本委員会	顧問	三村　明夫　(会頭)
国際商業会議所国際商業会議所日本委員会	理事・副会長	石田　徹　(専務理事)
国際商業会議所国際商業会議所日本委員会	常任参与	中村　利雄　(顧問)
(一社)産業環境管理協会　エコリーフ/カーボンフットプリントプログラム　アドバイザリーボード	委員	小林　治彦　(理事・産業政策第二部長)
(一社)産業環境管理協会リデュース・リユース・リサイクル推進協議会	理事	石田　徹　(専務理事)
東京都産業教育振興会	副会長	小林　治彦　(理事・産業政策第二部長)
(公財)産業教育振興中央会	理事	小林　治彦　(理事・産業政策第二部長)
「四国こんぴら歌舞伎大芝居」推進協議会	顧問	三村　明夫　(会頭)
(一財)省エネルギーセンター	評議員	石田　徹　(専務理事)
中小企業活力向上プロジェクト　実行委員会	委員	間部　彰成　(理事・事務局長)
首都圏エネルギー懇談会運営委員会	委員	石田　徹　(専務理事)
㈱世界貿易センタービルディング	監査役	高野　秀夫　(常任参与)
(一財)全国商工会議所共済会	理事	西尾　昇治　(常務理事)
(一財)全国商工会議所共済会年金委員会	委員	間部　彰成　(理事・事務局長)
(公財)全国中小企業振興機関協会	理事	西尾　昇治　(常務理事)
専門図書館協議会	会長	三村　明夫　(会頭)
専門図書館協議会	理事長	石田　徹　(専務理事)
(株)地域経済活性化支援機構	社外取締役	中村　利雄　(顧問)
(株)地域経済活性化支援機構　地域経済活性化支援委員会	委員	中村　利雄　(顧問)
地球環境基金運営委員会	委員	北村　雅良　(常議員・エネルギー・環境委員長)
(公社)鉄道貨物協会	評議員	西尾　昇治　(常務理事)
(公社)東京屋外広告協会	顧問	石田　徹　(専務理事)
(公社)東京屋外広告協会	理事	西尾　昇治　(常務理事)
(公社)東京屋外広告協会第11回東京屋外広告コンクール	審査委員	湊元　良明　(理事待遇・総務統括部長)
(公財)東京ｵﾘﾝﾋﾟｯｸ・ﾊﾟﾗﾘﾝﾋﾟｯｸ競技大会組織委員会	顧問	岡村　正　(名誉会頭)
(公財)東京ｵﾘﾝﾋﾟｯｸ・ﾊﾟﾗﾘﾝﾋﾟｯｸ競技大会組織委員会	特別顧問	三村　明夫　(会頭)
(公財)東京ｵﾘﾝﾋﾟｯｸ・ﾊﾟﾗﾘﾝﾋﾟｯｸ競技大会組織委員会	顧問	上條　清文　(顧問)
(公財)東京ｵﾘﾝﾋﾟｯｸ・ﾊﾟﾗﾘﾝﾋﾟｯｸ競技大会組織委員会　東京2020大会ボランティア検討委員会	委員	西尾　昇治　(常務理事)
(公財)東京ｵﾘﾝﾋﾟｯｸ・ﾊﾟﾗﾘﾝﾋﾟｯｸ競技大会組織委員会　東京2020大会スタッフ及び都市ボランティアにおけるネーミング選考委員会	委員	西尾　昇治　(常務理事)
(公財)東京観光財団	監事	西尾　昇治　(常務理事)
(公財)東京観光財団「東京シティガイド検定」検定委員会	委員	間部　彰成　(理事・事務局長)
東京圏国家戦略特別区域における雇用労働相談センター設置事業運営推進会議	委員	小林　治彦　(理事・産業政策第二部長)
(公財)東京しごと財団	評議員	西尾　昇治　(常務理事)
(一社)東京珠算教育連盟	会長	大久保秀夫　(副会頭・中小企業委員長)
(一社)東京珠算教育連盟	理事長	西尾　昇治　(常務理事)
東京中小企業投資育成㈱	社外監査役	石田　徹　(専務理事)
東京信用保証協会	理事	西尾　昇治　(常務理事)
東京信用保証協会　理事候補者の選定に係る外部有識者委員会	委員	間部　彰成　(理事・事務局長)
(公財)東京タクシーセンター	会長	渡辺　佳英　(特別顧問・議員)
(公財)東京都環境公社	評議員	小林　治彦　(理事・産業政策第二部長)

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
(社福)東京都共同募金会	理事	三村　明夫　（会頭）
(社福)東京都共同募金会	会長	三村　明夫　（会頭）
(社福)東京都共同募金会	理事、配分委員長	西尾　昇治　（常務理事）
(社福)東京都共同募金会	評議員	間部　彰成　（理事・事務局長）
(社福)東京都共同募金会奉仕者事故見舞審査委員会	委員	西尾　昇治　（常務理事）
(公財)東京都公園協会	理事	西尾　昇治　（常務理事）
(一社)東京都産業廃棄物協会	監事	西尾　昇治　（常務理事）
(公財)東京都私学財団	評議員	高野　秀夫　（常任参与）
(公財)東京都私学財団育英資金奨学生選考委員会	委員	高野　秀夫　（常任参与）
(社福)東京都社会福祉協議会	理事	間部　彰成　（理事・事務局長）
(社福)東京都社会福祉協議会東京善意銀行運営委員会	委員長	間部　彰成　（理事・事務局長）
東京都職業能力開発協会	理事	小林　治彦　（理事・産業政策第二部長）
(公財)東京都人権啓発センター	理事	湊元　良明　（理事待遇・総務統括部長）
(一社)東京都信用金庫協会優良企業表彰制度	選考委員	西尾　昇治　（常務理事）
(公財)東京都スポーツ文化事業団	理事	高野　秀夫　（常任参与）
東京都赤十字協賛委員支部協議会	委員	西尾　昇治　（常務理事）
(公財)東京都中小企業振興公社	評議員	井上　裕之　（特別顧問・常議員）
(公財)東京都歴史文化財団	理事	大谷　信義　（常議員）
東京販売士協会	副会長	西尾　昇治　（常務理事）
(株)東京ビッグサイト	取締役	高野　秀夫　（常任参与）
東京フットボールクラブ㈱	監査役	西尾　昇治　（常務理事）
東京弁護士会　市民会議	委員	田中　常雅　（副会頭・議員）
東京弁護士会　任官候補者審査部会	委員	西尾　昇治　（常務理事）
東京ボウリング場協会	理事	西尾　昇治　（常務理事）
東京ホームレス就業支援事業推進協議会	構成員	小林　治彦　（理事・産業政策第二部長）
東京ミチテラス実行委員会東京ミチテラス 2018	名誉顧問	三村　明夫　（会頭）
東京ミチテラス実行委員会東京ミチテラス 2018	実行委員会長	石田　　徹　（専務理事）
東京ミチテラス実行委員会東京ミチテラス 2018	委員	西尾　昇治　（常務理事）
東京メトロポリタンテレビジョン㈱	特別顧問	三村　明夫　（会頭）
東京メトロポリタンテレビジョン㈱	監査役	中村　利雄　（顧問）
㈱東京流通センター	社外取締役	石田　　徹　（専務理事）
(一社)東京労働者福祉協議会東京国際労働事情研究会	会長	西尾　昇治　（常務理事）
㈱東商サポート＆サービス	取締役	石田　　徹　（専務理事）
(公財)２１世紀職業財団	理事	小林　治彦　（理事・産業政策第二部長）
㈱日刊工業新聞社キャンパスベンチャーグランプリ（CVG）東京実行委員会	委員長	三村　明夫　（会頭）
㈱日刊工業新聞社キャンパスベンチャーグランプリ（CVG）東京実行委員会	委員	石田　　徹　（専務理事）
日本銀行　金融広報中央委員会	委員	三村　明夫　（会頭）
(公財)日本環境協会「エコマーク運営委員会」	委員	西尾　昇治　（常務理事）
(一社)日本経営協会	評議員	西尾　昇治　（常務理事）
日本関税協会東京支部	常任幹事	赤木　　剛　（国際部長）
日本小売業協会	専務理事	高野　秀夫　（常任参与）

10. 関係団体への加入および連繋等　(7)外部団体就任状況

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
日本小売業協会	常任理事	西尾　昇治　（常務理事）
日本司法支援センター（法テラス）	顧問	石井　卓彌　（特別顧問・常議員）
(一社)日本珠算連盟	特別顧問	西尾　昇治　（常務理事）
日本商工会議所　運営専門委員会	第30期委員	西尾　昇治　（常務理事）
日本商工会議所　信用基金管理特別委員会	委員	西尾　昇治　（常務理事）
日本商工会議所　表彰特別委員会	委員	西尾　昇治　（常務理事）
日本商工会議所　貿易関係証明専門委員会	委員	西尾　昇治　（常務理事）
日本商工会議所　貿易関係証明規律委員会	委員	間部　彰成　（理事・事務局長）
(一社)日本商事仲裁協会	理事	西尾　昇治　（常務理事）
日本赤十字社　東京都支部	副支部長	伊東　孝紳　（副会頭・議員）
日本赤十字社　東京都支部	評議員	西尾　昇治　（常務理事）
(公財)日本チャリティ協会	理事	高野　秀夫　（常任参与）
(一財)日本ファッション協会	参与	西尾　昇治　（常務理事）
(一社)日本貿易会	審議員	石田　　徹　（専務理事）
(一財)日本民族工芸技術保存協会	理事長	高野　秀夫　（常任参与）
(一財)日本民族工芸技術保存協会	監事	西尾　昇治　（常務理事）
(公財)日本容器包装リサイクル協会	評議員	西尾　昇治　（常務理事）
(公財)日本容器包装リサイクル協会　総務企画委員会	委員長	小林　治彦　（理事・産業政策第二部長）
(一財)日本立地センター「関東地域政策研究センター運営委員会」	委員	西尾　昇治　（常務理事）
日本・ルーマニア経済委員会	監事	赤木　　剛　（理事・国際部長）
日本和裁検定協会	会長	西尾　昇治　（常務理事）
特定非営利活動法人　ふるさとテレビ	顧問	高野　秀夫　（常任参与）
(公財)暴力団追放運動推進都民センター	相談役	三村　明夫　（会頭）
(公財)暴力団追放運動推進都民センター	評議員	西尾　昇治　（常務理事）
(公財)暴力団追放運動推進都民センター	理事	間部　彰成　（理事・事務局長）
丸の内警察署協議会	副会長	小林　治彦　（理事・オフィス環境部長）
丸の内災害予防普及会	理事	小林　治彦　（理事・オフィス環境部長）
丸の内二重橋ビル　防火・防災管理者協議会	副会長	小林　治彦　（理事・オフィス環境部長）
丸の内防火防災協会	理事	小林　治彦　（理事・オフィス環境部長）
明治神宮	責任役員・総代	三村　明夫　（会頭）
明治神宮　外苑運営委員会	委員	三村　明夫　（会頭）
明治神宮崇敬会	監事	石田　　徹　（専務理事）
明治神宮崇敬会	理事	中村　利雄　（顧問）
明治神宮武道場至誠館運営委員会	委員	三村　明夫　（会頭）
(公財)ライオン歯科衛生研究所	評議員	高野　秀夫　（常任参与）
(公財)ラグビーワールドカップ2019組織委員会	財務委員	中村　利雄　（顧問）
リニア中央新幹線建設促進経済団体連合会	常任理事	西尾　昇治　（常務理事）

② 支部役員等

（２０１８年度在任）

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名（東商での主な役職）
(一社)千代田区観光協会	副会長	前川　秀樹　（千代田支部会長）
(公財)まちみらい千代田	理事	前川　秀樹　（千代田支部会長）
(公財)まちみらい千代田「千代田ビジネス大賞」諮問委員会	委員	前川　秀樹　（千代田支部会長）
社会を明るくする運動千代田区推進委員会	委員	前川　秀樹　（千代田支部会長）
千代田区道路通称名選定委員会	委員	前川　秀樹　（千代田支部会長）
千代田区地球温暖化対策推進懇談会	委員	久保　和人　（千代田支部建設分科会副分科会長）
千代田区立神田一ツ橋中学校運営協議会	委員	中山　幸豁　（千代田支部工業分科会副分科会長）
千代田区図書館評議会	委員	木原　一雄　（千代田支部卸売分科会副分科会長）
千代田区子ども・子育て会議	委員	舟橋千鶴子　（千代田支部情報産業分科会副分科会長）
千代田区個人情報保護審議会	委員	大津　洋子　（千代田支部副会長）
千代田区商工振興連絡調整会議	委員	前川　秀樹　（千代田支部会長）
ちよだエコセンター基本構想検討会	委員	森山　裕之　（千代田支部不動産分科会副分科会長）
中央区観光協会	理事・副会長	大谷　信義　（常議員・中央支部会長）
(公財)中央区勤労者サービス公社	理事長	中野里孝正　（中央支部副会長）
中央区ｵﾘﾝﾋﾟｯｸ･ﾊﾟﾗﾘﾝﾋﾟｯｸ区民協議会	部会員	岡本　圭祐　（中央支部工業分科会副分科会長）
中央区男女共同参画推進委員会	委員	遠藤　彬　（中央支部副会長）
日本橋再生推進協議会	委員	大谷　信義　（常議員・中央支部会長）
中央区文化・国際交流振興協会	理事	遠藤　彬　（中央支部副会長）
秩父宮みなとラグビーまつり 2018 実行委員会	会長	池田　朝彦　（常議員・港支部会長）
港区中小企業振興審議会	委員	池田　朝彦　（常議員・港支部会長）
みなと区民まつり実行委員会	副委員長	池田　朝彦　（常議員・港支部会長）
港区住居表示協議会	委員	池田　朝彦　（常議員・港支部会長）
港区マラソン実行委員会	委員長	池田　朝彦　（常議員・港支部会長）
港区マラソン実行委員会	副委員長	笠井　寛　（港支部副分科会長）
港区環境審議会	委員	坂田　正子　（港支部運輸・倉庫分科会長）
港区屋外広告物景観形成検討委員会	委員	中野　竜　（港支部評議員企業室長）
新宿区景観まちづくり審議会	委員	和田総一郎　（新宿支部観光分科会副分科会長）
新宿区産業振興会議	委員	益田佳代子　（新宿支部商業分科会評議員）
新宿区次世代育成協議会	委員	武田　哲一　（新宿支部教育・情報産業分科会副分科会長）
(社福)新宿区社会福祉協議会	理事	喜多　崇介　（新宿支部相談役）
新宿区男女共同参画推進会議	委員	藤沢　薫　（新宿支部副会長）
新宿区都市計画審議会	委員	髙野吉太郎　（新宿支部会長）
新宿区内万引き防止対策協議会	委員	髙野吉太郎　（新宿支部会長）
新宿シティハーフマラソン実行委員会	副実行委員長	髙野吉太郎　（新宿支部会長）
大新宿区まつり実行委員会	副会長	髙野吉太郎　（新宿支部会長）
東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟	副会長	髙野吉太郎　（新宿支部会長）
(一社)新宿観光振興協会	副会長	髙野吉太郎　（新宿支部会長）
(公財)新宿区未来創造財団	理事	髙野吉太郎　（新宿支部会長）
新宿区基本構想審議会	委員	馬場　章夫　（新宿支部副会長）

10. 関係団体への加入および連繋等　(7)外部団体就任状況

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名（東商での主な役職）
新宿区日韓親善協会	理事	北島　勇　（新宿支部副会長）
新宿区情報公開･個人情報保護審議会	委員	伊藤　英里　（新宿支部商業分科会評議員）
新宿区健康づくり行動計画推進協議会	委員	上田　達也　（新宿支部観光分科会評議員）
新宿区東京２０２０大会区民協議会	協議委員	馬場　章夫　（新宿支部副会長）
(公財)文京アカデミー	理事	根本　達　（文京支部副会長）
文京区基本構想推進区民協議会	委員	出井　久之　（文京支部卸売分科会長）
文京区献血推進協議会	委員	髙村　清　（文京支部医療産業副分科会長）
文京区情報公開及び個人情報保護審査会	委員	犬塚　俊裕　（文京支部出版・情報分科会長）
文京区青少年問題協議会	委員	岩井　良夫　（文京支部建設分科会長）
文京区生物多様性地域戦略協議会	委員	松下　和正　（文京支部建設副分科会長）
文京区地域包括ケア推進委員会	委員	古関　伸一　（文京支部医療産業副分科会長）
文京区地球温暖化対策地域推進協議会	委員	瀬川　昌輝　（文京支部不動産分科会長）
文京区特別職報酬等審議会	会長	金子　收　（文京支部会長）
文京区「文の京」安全・安心まちづくり協議会	委員	利根川英二　（文京支部不動産副分科会長）
文京区リサイクル清掃審議会	委員	渡辺　新吉　（文京支部医療産業副分科会長）
文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会	委員	盛　庄吉　（文京支部副会長）
文京区子ども・子育て会議及び文京区地域福祉推進協議会子ども部会	委員	山田真夕子　（文京支部副分科会長企業課長）
上野駅周辺滞留者対策推進協議会	委員	小田切満寿雄（台東支部会長）
国立西洋美術館世界文化遺産台東会議	委員	小田切満寿雄（台東支部会長）
(公財)台東区産業振興事業団	評議員	小田切満寿雄（台東支部会長）
台東区少年少女発明クラブ運営委員会	副会長	梶原　徳二　（常議員・台東支部相談役）
台東区特別職議員報酬及び給料審議会	委員	小田切満寿雄（台東支部会長）
台東区都市計画審議会	委員	大塚　義司　（台東支部商業副分科会長）
台東区廃棄物減量等推進審議会	委員	小林　博　（台東支部工業副分科会長）
ときめき　たいとうフェスタ推進委員会	委員	小田切満寿雄（台東支部会長）
台東区総合戦略進捗検証委員会	委員	長沼　一雄　（台東支部副会長）
台東区産業フェア実行委員会	委員	中川　雅雄　（台東支部副会長）
台東区花とみどりの審議会	委員	大塚　義司　（台東支部商業副分科会長）
花の心プロジェクト推進協議会	委員	小田切満寿雄（台東支部会長）
台東区観光振興計画推進会議	委員	星野　温　（台東支部商業分科会評議員）
台東区江戸創業事業所顕彰審査会	委員	小田切満寿雄（台東支部会長）
台東区基本構想策定審議会	委員	小田切満寿雄（台東支部会長）
台東区産業振興計画推進会議	委員	中川　雅雄　（台東支部副会長）
台東区学校教育ビジョン策定委員会	委員	中川　雅雄　（台東支部副会長）
北区産業振興会議	委員	越野　充博　（北支部会長）
北区リレーションシップ協議会	委員	越野　充博　（北支部会長）
(社福)北区社会福祉協議会	理事	越野　充博　（北支部会長）
王子駅前滞留者対策協議会	委員	田村　純朗　（北支部副会長）
(一財)東京城北勤労者サービスセンター	監事	田口　絢子　(北支部小売・サービス・情報産業副分科会長)
北区小・中学生アイディア工夫展実行委員会	審査員	齊藤　正美　（北支部工業分科会長）
北区仕事と生活の両立推進認定審査会	委員	越野　充博　（北支部会長）

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名（東商での主な役職）
北区ワーク・ライフ・バランス推進起業認定審査会	委員	越野　充博　（北支部会長）
北区きらりと光るものづくり顕彰審査委員会	委員	齊藤　正美　（北支部工業分科会長）
２０１８北区花火会実行委員会	実行委員	越野　充博　（北支部会長）
（一社）東京都北区観光協会	副会長	越野　充博　（北支部会長）
（一社）東京都北区観光協会	理事	田邊恵一郎　（北支部副会長）
（一社）東京都北区観光協会	理事	杉山　徳卓　（北支部工業副分科会長）
北区ビジネスプランコンテスト審査会	審査委員	越野　充博　（北支部会長）
「赤羽の街×エレカシ　シティプロモーション」実行委員会	委員	越野　充博　（北支部会長）
北区資源循環推進審議会	委員	田村　純朗　（北支部副会長）
(公財)荒川区芸術文化振興財団	評議員	山下　登　（荒川支部副会長）
(一財)東京広域勤労者サービスセンター	理事	富永新三郎　（荒川支部会長）
(一財)東京広域勤労者サービスセンター	サービス向上懇談会委員	富永新三郎　（荒川支部会長）
(社福)荒川区社会福祉協議会	理事	湯田　啓一　（荒川支部副会長）
荒川区都市計画審議会	委員	熊井昌一郎　（荒川支部交通運輸分科会長）
荒川区国際交流協会	理事	井上　浩　（荒川支部副会長）
荒川区介護保険運営協議会	委員	増野　繁　（荒川支部副会長）
荒川区観光振興懇談会	委員	富永新三郎　（荒川支部会長）
川の手荒川まつり実行委員会	委員	富永新三郎　（荒川支部会長）
荒川区環境審議会	委員	湯田　啓一　（荒川支部副会長）
荒川区清掃審議会	委員	湯田　啓一　（荒川支部副会長）
荒川区商業振興功労賞選考委員会	委員	富永新三郎　（荒川支部会長）
「あらかわの心」推進運動区民委員会	幹事	富永新三郎　（荒川支部会長）
平成３０年度荒川マイスター表彰選考審査会	委員	富永新三郎　（荒川支部会長）
荒川区・(公財)荒川区自治総合研究所	荒川区民総幸福度（GAH）推進リーダー	富永新三郎　（荒川支部会長）
隅田川花火大会実行委員会	副会長	富永新三郎　（荒川支部会長）
東京都立産業技術高等専門学校	運営協力者	井上　浩　（荒川支部副会長）
品川区長期基本計画策定委員会	委員	武田　健三　（品川支部会長）
旧東海道品川宿周辺まちづくり協議会	顧問	井上　裕之　（常議員・特別顧問）
しながわ観光協会	名誉顧問	井上　裕之　（常議員・特別顧問）
しながわ観光協会	副会長	武田　健三　（品川支部会長）
品川区観光振興協議会	委員	武田　健三　（品川支部会長）
(一財)品川ビジネスクラブ	理事	武田　健三　（品川支部会長）
品川区都市計画審議会	委員	松本　亨　（品川支部建設・不動産分科会副分科会長）
品川区景観審議会	委員	安藤　公裕　（品川支部副会長）
(公財)品川文化振興事業団	評議員	大木　晋　（品川支部情報産業副分科会長）
品川区民芸術祭２０１８実行委員会	委員	大木　晋　（品川支部情報産業副分科会長）
品川区子ども・子育て会議	委員	山下智栄子　（品川支部交通運輸副分科会長）
東京都立産業技術高等専門学校	運営協力者	大石　哲也　（品川支部工業副分科会長）
品川区環境活動推進会議	委員	伊東　堅　（品川支部商業副分科会長）
エコライフめぐろ推進協会	理事長	相馬　熊郎　（目黒支部会長）
中目黒駅周辺地区街づくり協議会	委員	竹内　良信　（目黒支部副会長）

10. 関係団体への加入および連繋等　(7)外部団体就任状況

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名（東商での主な役職）
(一社)めぐろ観光まちづくり協会	副会長	相馬　熊郎　（目黒支部会長）
(一社)めぐろ観光まちづくり協会	顧問	佐藤　與治　（目黒支部顧問）
目黒区環境審議会	委員	松戸　満香　（目黒支部工業副分科会長）
(公財)目黒区国際交流協会	評議員	富田　純正　（目黒支部商業副分科会長）
目黒区廃棄物減量等推進審議会	委員	小林富佐子　（目黒支部情報・卸副分科会長）
(社福)目黒区社会福祉事業団	評議員	小林富佐子　（目黒支部情報・卸副分科会長）
目黒区障害者差別解消支援地域協議会	委員	百瀬まなみ　（目黒支部情報・卸副分科会長）
目黒区地域保健協議会	委員	百瀬まなみ　（目黒支部情報・卸副分科会長）
目黒区地球温暖化対策地域協議会	会員	堀切　克俊　（目黒支部情報・卸副分科会長）
第３回目黒シティラン実行委員会	委員	白川節太郎　（目黒支部副会長）
第３回目黒シティラン専門部会	会員	小澤　淳二　（目黒支部情報・卸副分科会長）
(一社)大田観光協会	会長	田中　常雅　（副会頭・大田支部顧問）
(一社)大田観光協会	副会長	浅野　健　（大田支部会長）
大田区新空港線「蒲蒲線」整備促進区民協議会	副会長	浅野　健　（大田支部会長）
大田区環境審議会	委員	千葉　茂　（大田支部副会長）
(公財)大田区産業振興協会	評議員	浅野　健　（大田支部会長）
(公財)大田区産業振興協会　勤労者共済事業運営協議会	委員	磯　収二　（大田支部情報・サービス分科会長）
大田区地球温暖化対策地域協議会	委員	浅野　健　（大田支部会長）
㈱ジェイコム大田	監査役	田中　常雅　（副会頭・大田支部顧問）
おおた少年少女発明クラブ	副会長	浅野　健　（大田支部会長）
ＯＴＡふれあいフェスタ実行委員会	委員	浅野　健　（大田支部会長）
㈱大田まちづくり公社	取締役	浅野　健　（大田支部会長）
東京都公共職業訓練運営委員会	委員	舟久保利明　（大田支部副会長）
第１１期大田区男女共同参画推進区民会議	委員	原田由季子　（大田支部建設不動産分科会評議員）
大田区特別職報酬等審議会	委員	浅野　健　（大田支部会長）
国際都市おおたフェスティバルｉｎ「空の日」羽田実行委員会	委員	浅野　健　（大田支部会長）
大田のお土産１００選　表彰事業	審査委員長	浅野　健　（大田支部会長）
大田区「優工場」	審査委員	小松　節子　（大田支部副会長）
大森駅東口駅前広場等再編整備計画検討会議		西村　隆太　（大田支部情報・サービス分科会評議員）
大相撲羽田国際場所実行委員会	委員	浅野　健　（大田支部会長）
世田谷区障害者雇用促進協議会	会長	石田　彌　（世田谷支部副会長）
世田谷区環境審議会	委員	田中真規子　（いであ㈱　執行役員）
(公財)世田谷区産業振興公社	理事	大場　信秀　（世田谷支部会長）
(公財)世田谷区産業振興公社	評議員	石川　和夫　（世田谷支部副会長）
世田谷区健康づくり推進委員会	委員	加藤　研　（世田谷支部工業副分科会長）
世田谷区産業表彰審査会	委員	大場　信秀　（世田谷支部会長）
世田谷区民まつり実行委員会	委員	大場　信秀　（世田谷支部会長）
世田谷区たまがわ花火大会実行委員会	委員	石川　和夫　（世田谷支部副会長）
世田谷２４６ハーフマラソン実行委員会	副会長	大場　信秀　（世田谷支部会長）
シブヤ・アロープロジェクト実行委員会	委員	佐藤　仁　（渋谷支部会長）
(特)渋谷・鹿児島文化等交流促進協議会	理事	佐藤　仁　（渋谷支部会長）

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名(東商での主な役職)
(一財)渋谷区観光協会	顧問	佐藤　仁　(渋谷支部会長)
渋谷区国民保護協議会	委員	佐藤　仁　(渋谷支部会長)
渋谷区防災会議	委員	佐藤　仁　(渋谷支部会長)
渋谷再開発協会	副会長	佐藤　仁　(渋谷支部会長)
原宿表参道元氣祭実行委員会	会長	佐藤　仁　(渋谷支部会長)
㈶中野区国際交流協会	理事	麻沼　雅海　(中野支部会長)
中野区特別職報酬等審議会	委員	星野　新一　(中野支部小売分科会評議員)
中野区都市計画審議会	委員	鈴木　輝男　(中野支部建設・不動産副分科会長)
中野区帰宅困難者対策協議会	委員長	正村　宏人　(中野支部副会長)
中野区名誉区民選定委員会	委員	麻沼　雅海　(中野支部会長)
中野区区民公益活動推進協議会	委員	谷津かおり　(中野支部サービス分科会評議員)
中野区住宅政策審議会	委員	宮島　茂明　(中野支部副会長)
教育課程編成委員会	委員	樋口　修　(中野支部建設・不動産副分科会長)
教育課程編成委員会	委員	中山　典隆　(中野支部情報分科会副分科会長)
学校関係者評価委員会	委員	樋口　修　(中野支部建設・不動産副分科会長)
中野区・杉並区アニメ・サブカル地域ブランディング事業実行委員会	委員長	麻沼　雅海　(中野支部会長)
中野区地域スポーツグラブ理事会	理事	塩澤　清俊　(中野支部・小売分科会副分科会長)
産業商工会館運営協議会	副会長	井口　一与　(杉並支部副会長)
産業商工会館運営協議会	副会長	東　敞治郎　(杉並支部副会長)
産業商工会館運営協議会	委員	牧野　光洋　(杉並支部副会長)
産業商工会館運営協議会	設立時理事(社員)	井口　一与　(杉並支部副会長)
産業商工会館運営協議会	設立時理事(社員)	東　敞治郎　(杉並支部副会長)
杉並区健康づくり推進協議会委員	委員	氏橋　治信　(杉並支部サービス・情報産業分科会長)
杉並区交流協会	理事	八方　淑夫　(杉並支部副会長)
(公財)杉並区障害者雇用支援事業団	理事	牧野　光洋　(杉並支部副会長)
(公財)杉並区障害者雇用支援事業団	評議員	神谷　次彦　(杉並工業分科会長)
杉並区情報公開・個人情報保護審議会	委員	柴田　豊幸　(杉並支部副会長)
杉並区特別職報酬等審議会	委員	和田　新也　(杉並支部会長)
杉並区都市計画審議会	委員	渡辺　健司　(杉並支部副会長)
杉並区社会福祉協議会	理事	柴田　豊幸　(杉並支部副会長)
杉並区立中学校職場体験学習推進委員会	委員	井口　一与　(杉並支部副会長)
杉並区における東京2020ｵﾘﾝﾋﾟｯｸﾊﾟﾗﾘﾝﾋﾟｯｸ競技大会に向けた懇談会	委員	飯田　和憲　(杉並支部副会長)
杉並区における東京2020ｵﾘﾝﾋﾟｯｸﾊﾟﾗﾘﾝﾋﾟｯｸ競技大会に向けた懇談会	委員	大場　淳一　(杉並支部建設副分科会長)
杉並区における東京2020ｵﾘﾝﾋﾟｯｸﾊﾟﾗﾘﾝﾋﾟｯｸ競技大会に向けた懇談会	委員	菅原　敬介　(杉並支部建設評議員)
(特)すぎなみ環境ネットワーク	理事	大場　淳一　(杉並支部建設副分科会長)
すぎなみフェスタ実行委員会	イベント部会長	坂井　潤　(杉並支部副会長・商業分科会長)
東京都共同募金会杉並区配分推せん委員会	委員	志村　正之　(杉並支部副会長)
杉並区産業振興審議会	委員	八方　淑夫　(杉並支部副会長)
杉並区産業振興審議会	委員	坂井　潤　(杉並支部副会長・商業分科会長)
杉並区環境清掃審議会	委員	渡辺　健司　(杉並支部副会長)
中央線あるあるプロジェクト実行委員会	委員長	井口　一与　(杉並支部副会長)

10. 関係団体への加入および連繋等　(7)外部団体就任状況

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名（東商での主な役職）
中央線あるあるプロジェクト実行委員会	委員	村上　良之　（杉並支部一般会員）
高円寺駅前滞留者対策連絡会	委員	城石　豊　（杉並支部商業評議員）
阿佐ヶ谷駅前滞留者対策連絡会	委員	渡辺　功一　（杉並支部建設評議員）
荻窪駅前滞留者対策協議会	委員	矢澤　規充　（杉並支部商業副分科会長）
西荻窪駅前滞留者対策協議会	委員	猪鼻　徳壽　（杉並支部評議員）
中野区・杉並区アニメ・サブカル地域ブランディング事業実行委員会	副委員長	和田　新也　（杉並支部会長）
中野区・杉並区アニメ・サブカル地域ブランディング事業実行委員会	委員	八方　淑夫　（杉並支部副会長）
(一財)東京広域勤労者サービスセンター	評議員	志村　正之　（杉並支部副会長）
(一財)東京広域勤労者サービスセンター	ｻｰﾋﾞｽ向上懇談会委員	坂井　潤　（杉並支部副会長・商業分科会長）
(一財)東京広域勤労者サービスセンター	ｻｰﾋﾞｽ向上懇談会委員	渡辺　健司　（杉並支部副会長）
(一財)東京広域勤労者サービスセンター	ｻｰﾋﾞｽ向上懇談会委員	氏橋　治信　（杉並支部サービス・情報産業分科会長）
(一財)東京広域勤労者サービスセンター	ｻｰﾋﾞｽ向上懇談会委員	大場　淳一　（杉並支部建設副分科会長）
池袋駅周辺地域再生委員会	委員	鈴木　正美　（豊島支部会長）
池袋副都心交通戦略委員会	委員	鈴木　正美　（豊島支部会長）
第１２回としまものづくりメッセ実行委員会	副委員長	鈴木　正美　（豊島支部会長）
第１２回としまものづくりメッセ企画部会	副部会長	増田　庸司　（豊島支部サービス分科会評議員）
第１４回新池袋モンパルナス西口まちかど回遊美術館実行委員会	委員	澤田　博司　（豊島支部副会長）
第６８回社会を明るくする運動	常任委員	鈴木　正美　（豊島支部会長）
(一財)東京広域勤労者サービスセンター	理事	高瀬　西帆　（豊島支部情報副分科会長）
(一財)東京広域勤労者サービスセンター	評議員	寺澤　司　（豊島支部一般会員）
(一財)東京広域勤労者サービスセンター	評議員	吉井　直樹　（豊島支部一般会員）
(一財)東京広域勤労者サービスセンターサービス向上懇談会	委員	鈴木　正美　（豊島支部会長）
豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会	委員	國松　省三　（豊島支部情報分科会長）
豊島区商工政策審議会	委員	菊池　章二　（豊島支部サービス分科会長）
豊島区セーフコミュニティ推進協議会	委員	鈴木　正美　（豊島支部会長）
豊島区男女共同参画推進会議	委員	森永　鈴江　（豊島支部サービス副分科会長）
豊島区女性活躍推進協議会	委員	森永　鈴江　（豊島支部サービス副分科会長）
豊島区地域公共交通会議	委員	鈴木　正美　（豊島支部会長）
豊島区都市計画審議会	委員	渡邊　裕之　（豊島支部副会長兼建設分科会長）
豊島区健康ウォークラリー実行委員会	委員	渡辺　剛　（豊島支部情報分科会評議員）
豊島区表彰審査会	委員	白井　宏一　（豊島支部副会長）
豊島区環境審議会	委員	浅野　有司　（豊島支部不動産副分科会長）
豊島区観光振興プラン策定委員会	委員	森永　鈴江　（豊島支部サービス副分科会長）
社会福祉法人豊島区社会福祉事業団	評議員	森永　鈴江　（豊島支部サービス副分科会長）
フェスティバル/トーキョー実行委員会	委員	鈴木　正美　（豊島支部会長）
特定非営利活動法人としまＮＰＯ推進協議会	顧問	鈴木　正美　（豊島支部会長）
全国さくらサミットｉｎ豊島実行委員会	委員	鈴木　正美　（豊島支部会長）
板橋区観光協会	副会長	吉村　健正　（板橋支部会長）
板橋区産業活性化推進会議	委員	吉村　健正　（板橋支部会長）
史跡陸軍板橋火薬製造所跡保存活用計画・整備基本計画策定委員会	委員	吉村　健正　（板橋支部会長）
板橋区資源環境審議会	委員	中尾美佐男　（板橋支部建設副分科会長）

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名(東商での主な役職)
(公財)板橋区文化・国際交流財団	監事	吉村　健正　(板橋支部会長)
板橋区民まつり実行委員会	委員	吉村　健正　(板橋支部会長)
いたばし産業見本市実行委員会	委員	吉村　健正　(板橋支部会長)
板橋製品技術大賞審査会	委員	吉村　健正　(板橋支部会長)
いたばし花火大会運営委員会	委員	吉村　健正　(板橋支部会長)
エコポリス板橋環境行動会議	委員	永友　正志　(板橋支部建設分科会長)
経営品質賞認定委員会	委員	吉村　健正　(板橋支部会長)
(公財)板橋区産業振興公社	理事	安達　博一　(板橋支部副会長)
(公財)板橋区産業振興公社	評議員	吉村　健正　(板橋支部会長)
練馬区安全・安心協議会	委員	髙内　恒行　(練馬支部会長)
練馬区環境審議会	委員	藪本　史郎　(練馬支部飲食副分科会長)
(公財)練馬区環境まちづくり公社	評議員	石塚　康夫　(練馬支部副会長)
(公財)練馬区環境まちづくり公社	評議員	中村　壽宏　(練馬支部副会長)
練馬区子ども・子育て会議	委員	小池　道子　(練馬支部不動産分科会評議員)
(一社)練馬区産業振興公社	理事	秋山　　勉　(練馬支部副会長)
(社福)練馬区社会福祉協議会	理事	木内　幹雄　(練馬支部相談役)
練馬区循環型社会推進会議	委員	髙内　恒行　(練馬支部会長)
練馬こぶしハーフマラソン実行委員会	委員	髙内　恒行　(練馬支部会長)
江東エコライフ協議会	委員	市川　英治　(江東支部副会長)
江東区環境審議会	委員	市川　英治　(江東支部副会長)
江東区環境フェア実行委員会	委員	新井　英希　(江東支部サービス・情報産業副分科会長)
(一社)江東区観光協会	理事	市川　英治　(江東支部副会長)
(社福)江東区社会福祉協議会	理事	小泉　宗孝　(江東支部会長)
江東区商店街振興事業審査会	委員	小泉　宗孝　(江東支部会長)
江東区中小企業活性化協議会	座長	小泉　宗孝　(江東支部会長)
江東区特別職報酬等審議会	委員	小泉　宗孝　(江東支部会長)
江東区保健所運営協議会	委員	小泉　宗孝　(江東支部会長)
江東区民まつり中央実行委員会	会計監査	小泉　宗孝　(江東支部会長)
江東区優秀技能者表彰審査会	委員	小泉　宗孝　(江東支部会長)
江東区優良従業員表彰審査委員会	委員	小泉　宗孝　(江東支部会長)
江東地域雇用問題連絡会	委員	小泉　宗孝　(江東支部会長)
江東ブランド推進協議会	座長	小泉　宗孝　(江東支部会長)
江東区地域福祉活動計画策定委員会	委員	小泉　宗孝　(江東支部会長)
すみだまつり実行委員会	委員長	阿部　貴明　(墨田支部会長)
すみだまつり実行委員会	副委員長	岡本　郁雄　(墨田支部副会長)
すみだまつり実行委員会	副委員長	山田　　昇　(墨田支部副会長)
すみだまつり実行委員会	副委員長	小菅　崇行　(墨田支部副会長)
すみだまつり実行委員会	副委員長	浜野　慶一　(墨田支部副会長)
すみだまつり実行委員会	副委員長	久米　信行　(墨田支部副会長)
すみだまつり実行委員会	副委員長	猪越　行廣　(墨田支部副会長)
すみだまつり実行委員会	副委員長	廣田　達夫　(墨田支部副会長)

10. 関係団体への加入および連繋等　(7)外部団体就任状況

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名（東商での主な役職）
すみだまつり実行委員会	副委員長	風間　利昭　（墨田支部副会長）
すみだまつり実行委員会	副委員長	尾﨑　誠　（墨田支部副会長）
すみだまつり実行委員会	副委員長	森　八一　（墨田支部副会長）
すみだまつり実行委員会	副委員長	小川　正允　（墨田支部副会長）
すみだまつり実行委員会	副委員長	廣田　健史　（墨田支部副会長）
すみだまつり実行委員会	副委員長	香川　省司　（墨田支部副会長）
すみだまつり実行委員会	副委員長	中田　清史　（墨田支部副会長）
(一社)墨田区観光協会	理事	久米　信行　（墨田支部副会長）
墨田区がん対策推進会議	委員	風間　利昭　（墨田支部副会長）
墨田区がん対策推進会議「予防・啓発」部会	委員	田中　誠　（墨田支部サービス分科会評議員）
墨田区次世代育成支援行動計画推進協議会	委員	小菅　崇行　（墨田支部副会長）
墨田区子ども・子育て会議	委員	小菅　崇行　（墨田支部副会長）
隅田川花火大会実行委員会	委員	阿部　貴明　（墨田支部会長）
(公社)墨田区勤労者福祉サービスセンター	理事	風間　利昭　（墨田支部副会長）
(公社)墨田区勤労者福祉サービスセンター	顧問	阿部　貴明　（墨田支部会長）
墨田区献血推進運動協議会	委員	波多野勝穂　（墨田支部運輸交通分科会長）
墨田区都市計画審議会	委員	岡本　郁雄　（墨田支部副会長）
墨田区都市計画マスタープラン改定検討委員会	委員	阿部　貴明　（墨田支部会長）
墨田区老朽建物等審議会	委員	岡本　郁雄　（墨田支部副会長）
墨田区特別職報酬等及び政務活動費審議会	委員	山田　昇　（墨田支部副会長）
墨田区優秀技能者選考委員会	選考委員	浜野　慶一　（墨田支部副会長）
墨田区生活安全推進協議会	委員	阿部　貴明　（墨田支部会長）
墨田区景観審議会	委員	岡本　郁雄　（墨田支部副会長）
すみだ地域ブランド推進協議会	理事	小髙　集　（墨田支部ＩＴ分科会長）
(一財)墨田まちづくり公社	評議員選定委員	阿部　貴明　（墨田支部会長）
(一財)墨田まちづくり公社	評議員	岡本　郁雄　（墨田支部副会長）
墨田区廃棄物減量等推進審議会（第９期）	委員	廣田　健史　（墨田支部副会長）
産業観光プラザすみだまち処運営委員会	委員	阿部　貴明　（墨田支部会長）
東京東部地域産業保健センター運営協議会	委員	阿部　貴明　（墨田支部会長）
墨田区協治（ガバナンス）まちづくり推進基金審査会	委員	久米　信行　（墨田支部副会長）
墨田区協治（ガバナンス）まちづくり推進基金審査会専門部会	委員	佐伯　信郎　（墨田支部小売商業分科会長）
足立区観光交流協会	副会長	堀口　宗弘　（足立支部副会長）
足立区特別職議員報酬等審議会	委員	髙杉　浩明　（足立支部会長）
足立ブランド認定事業推進委員会	委員	小倉　英夫　（足立支部副会長）
(公財)足立区生涯学習振興公社	監事	田中　克己　（足立支部建設分科会長）
(公財)足立区勤労福祉サービスセンター	副理事長	髙杉　浩明　（足立支部会長）
(公財)足立区勤労福祉サービスセンター	理事	飯島　弘　（足立支部副会長）
(公財)足立区勤労福祉サービスセンター	評議員	田中　光義　（足立支部建設副分科会長）
(公財)足立区勤労福祉サービスセンター	評議員	島　隆行　（足立支部情報分科会評議員）
足立区経済活性化会議	委員	近藤　勝　（足立支部副会長）
足立区景観審議会	委員	海老沼孝二　（足立支部副会長）

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名（東商での主な役職）
足立区環境審議会	委員	小泉　俊夫　（足立支部工業副分科会長）
(社福)足立区社会福祉協議会	評議員	髙杉　浩明　（足立支部会長）
葛飾区行政評価委員会	委員	折登　紀昭　（葛飾支部常任相談役）
葛飾区工業振興会議	会長	浅川　弘人　（議員・葛飾支部会長）
葛飾区工業振興会議	副会長	浅野　文明　（葛飾支部副会長）
葛飾区工業振興会議	委員	山田　幸三　（葛飾支部副会長）
葛飾区伝統工芸士認定候補者審査委員会	委員	浅川　弘人　（議員・葛飾支部会長）
葛飾区子ども・子育て会議	委員	浅川　弘人　（議員・葛飾支部会長）
葛飾区産学公連携推進協議会	委員	浅野　文明　（葛飾支部副会長）
葛飾区産学公連携推進協議会	委員	鈴木　茂　（葛飾支部常任相談役）
葛飾区産業フェア運営委員会	名誉顧問	信川　仁道　（葛飾支部顧問・名誉会長）
葛飾区産業フェア運営委員会	委員長	浅川　弘人　（議員・葛飾支部会長）
葛飾区産業フェア実行委員会	委員	池谷　伸夫　（葛飾支部常任相談役）
(社福)葛飾区社会福祉協議会	理事	信川　仁道　（葛飾支部顧問・名誉会長）
(社福)葛飾区社会福祉協議会	評議員	飯吉修一呂　（葛飾支部常任相談役）
葛飾区商業振興会議	委員	瀬尾　滋　（葛飾支部副会長）
葛飾区男女平等推進審議会	委員	向山　光重　（葛飾支部常任相談役）
葛飾区地域安全活動連絡会	委員	浅川　弘人　（議員・葛飾支部会長）
葛飾区地球温暖化対策地域協議会	委員	矢澤孝太郎　（葛飾支部副会長）
葛飾区健康医療推進協議会	委員	浅川　弘人　（議員・葛飾支部会長）
葛飾区フードフェスタ実行委員会	委員	瀬尾　滋　（葛飾支部副会長）
葛飾区フードフェスタ実行委員会	委員	秋元　成夫　（葛飾支部情報・サービス評議員）
かつしか盆まつり実行委員会	委員	浅川　弘人　（議員・葛飾支部会長）
かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会	委員	浅川　弘人　（議員・葛飾支部会長）
かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会「事業者活動部会」	部会員	近藤　宏一　（葛飾支部情報・サービス副分科会長）
かつしかふれあいＲＵＮフェスタ実行委員会	委員	鈴木三津雄　（葛飾支部交通運輸副分科会長）
新小岩創業支援施設入居審査会	委員	金子　昌男　（葛飾支部副会長）
寅さんサミット実行委員会	委員	瀬尾　滋　（葛飾支部副会長）
葛飾区東四つ木工場ビル入居審査委員会	委員	浅川　弘人　（議員・葛飾支部会長）
葛飾区優良工場及び有料技能士選定審査委員会	委員	浅川　弘人　（議員・葛飾支部会長）
(一社)日本商事仲裁協会	調停人	信川　仁道　（葛飾支部顧問・名誉会長）
東京東部地域産業保健センター運営協議会	委員	浅川　弘人　（議員・葛飾支部会長）
葛飾区名誉区民審査会	委員	浅川　弘人　（議員・葛飾支部会長）
江戸川区産業賞表彰選考委員会	委員	平田　善信　（江戸川支部会長）
江戸川区精神保健福祉連絡協議会	委員	平田　善信　（江戸川支部会長）
江戸川区特別職報酬等審議会	委員	平田　善信　（江戸川支部会長）
江戸川区民まつり実行委員会	委員	平田　善信　（江戸川支部会長）
江戸川労働基準協会	常任理事	平田　善信　（江戸川支部会長）
小岩消防署災害防止会	顧問	平田　善信　（江戸川支部会長）
小岩消防懇話会	会長	平田　善信　（江戸川支部会長）
江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会	会長	平田　善信　（江戸川支部会長）

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名（東商での主な役職）
都立葛西南高等学校運営連絡協議会	委員	金子　延廣　（江戸川支部評議員）
えどがわ百景実行委員会	委員	石橋　正男　（江戸川支部副会長）
江戸川区自殺防止連絡協議会	委員	平田　善信　（江戸川支部会長）
江戸川地域産業保健センター運営協議会	委員	平田　善信　（江戸川支部会長）
江戸川区子ども・子育て応援会議	委員	平田　善信　（江戸川支部会長）
仕事と生活の調和推進協議会	委員	近藤　昭義　（江戸川支部副会長）
エコタウンえどがわ推進本部	本部員	平田　善信　（江戸川支部会長）
公共施設のあり方懇話会	委員	平田　善信　（江戸川支部会長）
江戸川区男女共同参画推進区民会議	委員	森本　勝也　（江戸川支部分科会長）
江戸川区地域自立支援協議会	委員	嶋村　文男　（江戸川支部副分科会長）
新庁舎建設基本構想・基本計画策定委員会	委員	平田　善信　（江戸川支部会長）

③　事務局員

1)　政府・官庁関係

（２０１８年度在任）

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
（一社）関東観光広域連携事業推進協議会	理事	上田　裕子　（地域振興部長）
関東観光広域連携事業推進協議会	監事	上田　裕子　（地域振興部長）
環境省　先進対策の効率的実施による二酸化炭素排出量大幅削減設備補助事業に係る評価委員会	委員	森　挙一　（産業政策第二部環境・エネルギー担当課長）
環境省　低炭素地域づくり推進事業に係る評価委員会	委員	森　挙一　（産業政策第二部環境・エネルギー担当課長）
関東運輸局　東京運輸支局　トラック輸送における取引環境・労働時間改善東京都地方協議会	委員	上田　裕子　（地域振興部長）
関東地方整備局　関東地方道路協議会有識者懇談会	委員	上田　裕子　（地域振興部長）
関東地方整備局　事業評価監視委員会	委員	上田　裕子　（地域振興部長）
経済産業省　総合資源エネルギー調査会　電力・ガス事業分科会　電力・ガス基本政策小委員会	専門委員	大内　博　（産業政策第二部主席調査役）
厚生労働省　安全衛生優良企業公表制度周知啓発事業検討委員会	委員	中村　友樹　（サービス・交流部会員交流センター所長）
厚生労働省　公正採用選考人権啓発	協力員	杉崎　友則　（産業政策第二部副部長）
厚生労働省　「コレスポンデンス関連業務に関する教育訓練プログラム開発事業」プログラム検討委員会	委員	西薗　健史　（人材・能力開発部研修センター所長）
厚生労働省　産業保健関係機関等連絡会議	構成員	高野　晶子　（産業政策第二部労働担当課長）
厚生労働省　次世代育成支援対策	推進員	高野　晶子　（産業政策第二部労働担当課長）
厚生労働省　社内検定推進会議	委員	高野　晶子　（産業政策第二部労働担当課長）
厚生労働省　生涯現役促進地域連携事業選抜・評価委員会	委員	高野　晶子　（産業政策第二部労働担当課長）
厚生労働省　労働政策審議会雇用均等分科会　家内労働部会	委員	高野　晶子　（産業政策第二部労働担当課長）
厚生労働省　「労働条件関係セミナー開催等一式」セミナープログラム作成委員会	委員	中村　友樹　（サービス・交流部会員交流センター所長）
総務省　統計委員会	専門委員	山本　泰之　（中小企業部調査・統計担当課長）
スポーツ庁　健康スポーツ課・参事官（民間スポーツ担当）付技術審査委員会	技術審査専門員	染谷　政克　（サービス・交流部長）
東京労働局　職業安定部　訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業に係る技術審査委員会	委員	山崎　幹人　（人材・能力開発部人材支援センター所長）
東京労働局　東京地方最低賃金審議会	委員	杉崎　友則　（産業政策第二部副部長）
東京労働局　東京地方最低賃金審議会　東京都最低賃金専門部会	委員	杉崎　友則　（産業政策第二部副部長）
東京労働局　東京地方労働審議会（家内労働部会に属する公益代表委員）	臨時委員	杉崎　友則　（産業政策第二部副部長）
東京労働局　職業安定部　子育て女性の就職支援協議会	委員	杉崎　友則　（産業政策第二部副部長）
東京労働局　労働者派遣事業	適正運営協力員	杉崎　友則　（産業政策第二部副部長）
特許庁グローバル知財マネジメント人材育成プログラムセミナー開催および利用性調査業務企画運営委託事業者公募選定委員会	委員	小野田賀人　（中小企業部副部長）

2)　東京都関係

（２０１８年度在任）

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
東京都　オリンピック・パラリンピック準備局　東京都スポーツ推進モデル企業選定委員会	委員	染谷　政克　（サービス・交流部長）
東京都　イノベーションマップ策定会議	外部委員	山下　健　（中小企業部長）
東京都　いきいき職場推進事業認定企業審査会	審査委員	杉崎　友則　（産業政策第二部副部長）
東京都　エイズ専門家会議	委員	杉崎　友則　（産業政策第二部副部長）
東京都　エイズ専門家会議小委員会（職域）	委員	杉崎　友則　（産業政策第二部副部長）
東京都　駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会	委員	大井川智明　（広報部長）
東京都　駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会	幹事	石井　洋介　（広報部編集担当課長）
東京都 ECO-TOP プログラム認定審査会検討部会	委員	森　まり子　（検定事業部長）
東京都　観光事業審議会	委員	上田　裕子　（地域振興部長）
東京都　がん対策推進協議会就労支援ワーキンググループ	委員	朝日　賢一　（産業政策第二部労働担当主任調査役）
東京都　経営革新優秀賞第２次審査会	審査員	小野田賀人　（中小企業部副部長）
東京都　健康推進プラン２１（第二次）推進会議	委員	染谷　政克　（サービス・交流部長）
東京都　健康推進プラン２１（第二次）推進会議施策検討部会	委員	中村　友樹　（サービス・交流部会員交流センター所長）
東京都　子育て応援とうきょう会議	委員	杉崎　友則　（産業政策第二部副部長）
東京都　子供・子育て会議	委員	杉崎　友則　（産業政策第二部副部長）
東京都財務局　南展望台軽飲食及び物販店出展者選定委員会	委員	平澤　哲哉　（地域振興部副部長）
東京都　「産業交流展 2018」企画選定委員会議	委員	馬目　学　（サービス・交流部ビジネス交流センター所長）
東京都　産業労働局　「観光産業外国人材活用支援事業」企画運営等業務委託企画審査会	委員	山崎　幹人　（人材・能力開発部人材支援センター所長）
東京都　産業労働局　職場のメンタルヘルス対策推進事業検討会議	委員	杉崎　友則　（産業政策第二部副部長）
東京都　産業労働局　人材戦略マネジメント支援事業企業選定委員会	委員	杉崎　友則　（産業政策第二部副部長）
東京都　産業労働局　中小企業しごと魅力発信プロジェクト実施運営等業務委託事業者選定に係る審査会	委員	山崎　幹人　（人材・能力開発部人材支援センター所長）
東京都　産業労働局　「中小企業の外国人材受入支援事業」実施運営等業務委託技術審査会	委員	山崎　幹人　（人材・能力開発部人材支援センター所長）
東京都　産業労働局　東京の中小企業の現状（製造業編）　有識者ヒアリング	委員	大山　智章　（中小企業部中小企業振興担当課長）
東京都　産業労働局　ライフ・ワーク・バランス EXPO 東京 2019 開催企画運営等業務委託に係る企画選定委員会	委員	杉崎　友則　（産業政策第二部副部長）
東京都　産業労働局　両立支援実務者会議	委員	杉崎　友則　（産業政策第二部副部長）
東京都　自殺総合対策東京会議	委員	湊元　良明　（総務統括部長）
東京都　児童生徒発明くふう展審査会	審査員	紺谷　直之　（中小企業部中小企業相談センター業務推進担当課長）
東京都　若年者就業推進ネットワーク会議	委員	山崎　幹人　（人材・能力開発部人材支援センター所長）
東京都　障害者差別解消支援地域協議会	委員	杉崎　友則　（産業政策第二部副部長）
東京都　障害者差別解消支援地域協議会障害者への理解促進及び差別解消のための条例制定に係る検討部会	委員	杉崎　友則　（産業政策第二部副部長）
東京都　障害者就労支援協議会	委員	杉崎　友則　（産業政策第二部副部長）
東京都　総務局　「防災人材育成事業の構築及び実施に係る企画運営業務委託」に係る企画提案審査会	審査委員	上田　裕子　（地域振興部長）
東京都　総務局　首都圏における大規模水害広域避難検討会	構成員	上田　裕子　（地域振興部長）
東京都　総務局　首都圏における大規模水害広域避難検討会広域避難場所検討ワーキンググループ	構成員	平澤　哲哉　（地域振興部副部長）
東京都　総務局　東京都一斉帰宅抑制推進モデル企業選定委員会	委員	平澤　哲哉　（地域振興部副部長）
東京都　平成３０年度東京商店街グランプリ審査会	委員	上田　裕子　（地域振興部長）
東京都　地域における青少年健全育成推進会議	委員	長嶋　収一　（総務統括部総務課長）
東京都　中小企業世界発信プロジェクト推進協議会	委員	山下　健　（中小企業部長）
東京都　中小企業世界発信プロジェクト推進協議会幹事会	幹事	大山　智章　（中小企業部中小企業振興担当課長）
東京都　中小企業世界発信プロジェクト「東京ビジネスフロンティア」実施に係る委託業者選定審査委員会	委員	大山　智章　（中小企業部中小企業振興担当課長）
東京都　テレワーク等普及推進事業の業務委託事業者選定に係る審査会	委員	杉崎　友則　（産業政策第二部副部長）

10. 関係団体への加入および連繋等　(7)外部団体就任状況

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
東京都　伝統工芸品産業振興協議会	委員	山下　健　（中小企業部長）
東京都　都市整備局　時差Biz推進賞選定委員会	委員	杉崎　友則　（産業政策第二部副部長）
東京都　東京ブランド推進会議	委員	上田　裕子　（地域振興部長）
東京都　特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進に向けた検討委員会	委員	上田　裕子　（地域振興部長）
東京都　廃棄物審議会	委員	福留奈緒子　(産業政策第二部環境・エネルギー担当主任調査役)
東京都　廃棄物審議会　プラスチック部会	委員	福留奈緒子　(産業政策第二部環境・エネルギー担当主任調査役)
東京都　「Buy TOKYO 推進活動支援事業」実施運営等業務委託事業者選定に係る審査委員会	委員	馬目　学　(サービス・交流部ビジネス交流センター所長)
東京都　麻しん・風しん対策会議	委員	中村　友樹　(サービス・交流部会員交流センター所長)
東京都　福祉のまちづくり推進協議会	委員	上田　裕子　（地域振興部長）

3)　その他

（２０１８年度在任）

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
(公社)ＡＣジャパン東京執行委員会	委員	湊元　良明　（総務統括部長）
東京商工会議所 ザ・ビジネスモールプロジェクト	委員	馬目　学　(サービス・交流部ビジネス交流センター所長)
東京商工会議所 ザ・ビジネスモールプロジェクト	委員	髙橋　瑠菜　(サービス・交流部ビジネス交流センター)
関東地区電気使用合理化委員会	委員	森　挙一　(産業政策第二部環境・エネルギー担当課長)
(公財)教育資金融資保証基金	評議員	山下　健　（中小企業部長）
経済団体健康保険組合	選定委員	湊元　良明　（総務統括部長）
独立行政法人工業所有権情報・研修館　「知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業」取組成果展示・発表会	審査員	清水　繁　（産業政策第一部 副部長）
独立行政法人工業所有権情報・研修館「重点支援」に係る調査分析推進委員会	委員	清水　繁　（産業政策第一部 副部長）
(一社)産業環境管理協会　リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰審査委員会	委員	森　挙一　(産業政策第二部環境・エネルギー担当課長)
産業技術大学院大学運営諮問会議　実務担当者会議	委員	山本　泰之　（中小企業部ものづくり担当課長）
産業技術大学院大学「産業技術大学院大学のリカレント教育に資する取組に関するニーズ調査」有識者会議	委員	山本　泰之　（中小企業部ものづくり担当課長）
事業再生実務家協会	常務理事	山下　健　（中小企業部長）
(一財)持続性推進機構　エコアクション２１の運営に関する検討委員会	委員	森　挙一　(産業政策第二部環境・エネルギー担当課長)
新宿三丁目イーストビル店舗床共有者協議会	会長	宮本　雅廣　（オフィス環境部担当部長）
（一社）全国福祉用具専門相談員協会	理事	森　まり子　（検定事業部長）
全日本洋装技能コンクール	審査委員	紺谷　直之　(中小企業部中小企業相談センター業務推進担当課長)
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構	評議員	杉崎　友則　（産業政策第二部副部長）
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構　精神障害者雇用支援連絡協議会	委員	杉崎　友則　（産業政策第二部副部長）
公立大学法人首都大学東京オープンユニバーシティ企画経営委員会	委員	高橋　芳行　（人材・能力開発部長）
専門図書館協議会	理事・運営委員会委員長	大井川智明　（広報部長）
専門図書館協議会	運営委員会委員	石井　洋介　（広報部編集担当課長）
専門図書館協議会　関東地区協議会	委員	渡邊　浩江　（広報部経済資料センター主幹）
早稲田文理専門学校　学校関係者評価委員会	委員	山崎　幹人　(人材・能力開発部人材支援センター所長)
中央労働災害防止協会	参与	杉崎　友則　（産業政策第二部副部長）
東京都職業能力開発協会	参与	杉崎　友則　（産業政策第二部副部長）
(公社)中小企業研究センター優良中小企業表彰事業	審査専門委員	山下　健　（中小企業部長）
(独)中小企業基盤整備機構　中小企業再生支援セミナーに係る業務請負先企画評価委員会	委員	山下　健　（中小企業部長）
(独)中小企業基盤整備機構　ファンド出資事業に係る出資先候補評価委員会	委員	山下　健　（中小企業部長）
東京唐木仏壇工業協同組合第58回東京仏壇展示コンクール	審査員	吉田　晋　(中小企業部相談センター海外展開支援担当課長)
(公財)東京観光財団	理事	上田　裕子　（地域振興部長）

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
(公財)東京観光財団　学術系国際会議誘致支援事業審査会	委員	小島　和明　(地域振興部まちづくり・観光担当課長)
(公財)東京観光財団　東京都 MICE 連携推進協議会	委員	上田　裕子　(地域振興部長)
(公財)東京観光財団　多摩ビジネスイベンツ重点支援エリア審査会	委員	上田　裕子　(地域振興部長)
(公財)東京観光財団　展示会国際化支援助成事業審査会	委員	小島　和明　(地域振興部まちづくり・観光担当課長)
(公財)東京観光財団　国際イベント立上準備資金助成事業審査会	委員	小島　和明　(地域振興部まちづくり・観光担当課長)
(公財)東京観光財団　立上げ型国際イベント開催助成事業審査会	委員	小島　和明　(地域振興部まちづくり・観光担当課長)
(公財)東京観光財団　国際会議立上準備資金助成事業審査会	委員	小島　和明　(地域振興部まちづくり・観光担当課長)
(公財)東京観光財団　立上げ型国際会議開催助成事業審査会	委員	小島　和明　(地域振興部まちづくり・観光担当課長)
(公財)東京観光財団　国際イベント開催助成事業審査会	委員	小島　和明　(地域振興部まちづくり・観光担当課長)
(公財)東京観光財団　国際会議誘致資金助成事業審査会	委員	小島　和明　(地域振興部まちづくり・観光担当課長)
(公財)東京観光財団　国内会議等の国際化支援事業審査会	委員	小島　和明　(地域振興部まちづくり・観光担当課長)
(公財)東京観光財団　ユニークベニュー施設の受入環境整備支援助成金審査会	委員	小島　和明　(地域振興部まちづくり・観光担当課長)
東京貴金属工芸品工業協同組合第１０８回貴金属宝飾品装身具創作コンクール	審査員	安部　泰起　(中小企業部 経営相談担当 課長補佐)
(一社)東京珠算教育連盟	監事	福田　泰也　(財務部長)
(一社)東京珠算教育連盟	理事	松本　謙治　(検定事業部参事)
(一財)東京都営交通協力会	理事	上田　裕子　(地域振興部長)
東京都応急手当普及推進協議会運営連絡会	委員	宮本　雅廣　(オフィス環境部担当部長)
(公財)東京都環境公社　東京都地球温暖化防止活動推進センター連絡調整会議	委員	福留奈緒子　(産業政策第二部主任調査役)
(公財)東京都環境公社　優良性基準適合認定制度における評価委員会	委員	森　挙一　(産業政策第二部環境・エネルギー担当課長)
東京都工芸染色協同組合　東京手描友禅染芸展コンクール展示会	審査員	紺谷　直之　(中小企業部中小企業相談センター業務推進担当課長)
(社福)東京都社会福祉事業団	理事	湊元　良明　(総務統括部長)
東京都職業能力開発協会東京都若ﾞロボット革命イニシアティブ協議会 IoT による製造ビジネス変革WG 年技能者人材育成支援等事業連携会議	委員	高橋　芳行　(人材・能力開発部長)
(公財)東京都生活衛生営業指導センター	理事	山下　健　(中小企業部長)
(社団) 東京都専修学校各種学校協会　専修学校振興構想懇談会・専門学校検討部会	委員	山崎　幹人　(人材・能力開発部人材支援センター所長)
東京都地域ジョブ・カード運営本部	委員	平松　滋　(人材・能力開発部人材支援センター東京都地域ジョブ・カードセンター統括マネージャー)
(公財)東京都中小企業振興公社	理事	山下　健　(中小企業部長)
(公財)東京都中小企業振興公社　危機管理対策促進事業審査会	審査委員	山下　健　(中小企業部長)
東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会　輸送連絡調整会議	委員	上田　裕子　(地域振興部長)
(社)東京のあすを創る協会	理事	森　まり子　(検定事業部長)
東京販売士協会	専務理事	森　まり子　(検定事業部長)
(一財)東京マラソン財団	理事	上田　裕子　(地域振興部長)
東京みなと祭協議会	委員	上田　裕子　(地域振興部長)
認定特定非営利活動法人日本 NPO センター	理事	上田　裕子　(地域振興部長)
(株)日刊工業新聞社　第 15 回キャンパスベンチャーグランプリ (CVG) 全国大会審査委員会	委員	山下　健　(中小企業部長)
(株)日刊工業新聞社 第 15 回キャンパスベンチャーグランプリ (CVG) 東京実行委員会	委員	山下　健　(中小企業部長)
(一財)日本規格協会　環境管理規格審議委員会	委員	森　挙一　(産業政策第二部環境・エネルギー担当課長)
(一社)日本経営協会	参与	染谷　政克　(サービス・交流部長)
(社)日本建築士会連合会　専攻建築士認定評議会	評議委員	上田　裕子　(地域振興部長)
(一財)日本産業協会運営委員会	委員	森　まり子　(検定事業部長)
日本商工会議所 平成３０年度ジョブ・カード制度推進会議	委員	平松　滋　(人材・能力開発部人材支援センター東京都地域ジョブ・カードセンター統括マネージャー)
日本商工会議所 特定原産地証明に関する研究会	委員（座長）	加藤　和夫　(共済・証明事業部副部長)
日本商工会議所 非特恵原産地証明に関する研究会	委員	加藤　和夫　(共済・証明事業部副部長)
(一社)日本ショッピングセンター協会第２４回ＳＣ接客ロールプレイングコンテスト	関東・甲信越地区大会/東京地区大会 審査委員	紺谷　直之　(中小企業部中小企業相談センター業務推進担当課長)

10. 関係団体への加入および連繋等　(7)外部団体就任状況

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
(一社)日本ショッピングセンター協会第２４回ＳＣ接客ロールプレイングコンテスト	関東・甲信越地区大会 審査委員	深山　親弘　(中小企業部中小企業相談センター業務推進担当専任調査役)
(一社)日本ショッピングセンター協会第２４回ＳＣ接客ロールプレイングコンテスト	関東・甲信越地区大会 審査委員	森川　　渉　(中小企業部中小企業相談センター業務推進担当主査)
(一社)日本ショッピングセンター協会第２４回ＳＣ接客ロールプレイングコンテスト	関東・甲信越地区大会 審査委員	秋葉　　茜　(中小企業部中小企業相談センター業務推進担当)
(一社)日本ショッピングセンター協会第２４回ＳＣ接客ロールプレイングコンテスト	関東・甲信越地区大会 審査委員	安部　泰起　(中小企業部中小企業相談センター経営相談担当　課長補佐)
(一社)日本ショッピングセンター協会第２４回ＳＣ接客ロールプレイングコンテスト	東京大会 審査委員	守屋　　啓　(中小企業部中小企業相談センター経営相談担当主査)
(一社)日本ショッピングセンター協会第２４回ＳＣ接客ロールプレイングコンテスト	東京大会 審査委員	香川　和孝　(中小企業部中小企業相談センター金融対策担当副主査)
(一社)日本ショッピングセンター協会第２４回ＳＣ接客ロールプレイングコンテスト	東京大会 審査委員	畑澤　和夫　(中小企業部中小企業相談センター海外展開支援担当)
(社福)日本心身障害児協会	評議員	湊元　良明　(総務統括部長)
(一財)日本品質保証機構ＩＳＯ諮問委員会	委員	福留奈緒子　(産業政策第二部主任調査役)
(一社)日本流行色協会	監事	森　まり子　(検定事業部長)
日本和裁検定協会	監事	福田　泰也　(財務部長)
福祉住環境コーディネーター協会	専務理事	森　まり子　(検定事業部長)
福祉住環境コーディネーター協会	監事	福田　泰也　(財務部長)
丸の内美化協会	常務理事	宮本　雅廣　(オフィス環境部担当部長)
ﾓﾊﾞｲﾙｺﾝﾋﾟｭｰﾃｨﾝｸﾞ推進ｺﾝｿｰｼｱﾑ 「第16回MCPC award 2018」二次審査	委員	上田　裕子　(地域振興部長)
リニア中央新幹線建設促進経済団体連合会	幹事	長嶋　収一　(総務統括部総務課長)
ﾛﾎﾞｯﾄ革命ｲﾆｼｱﾃｨﾌﾞ協議会 IoTによる製造ビジネス変革WG 中堅・中小アクショングループ	委員	山本　泰之　(中小企業部ものづくり担当課長)

④　支部事務局員

（２０１８年度在任）

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名（東商での主な役職）
(一社)千代田エコシステム推進協議会	理事	城戸口隆俊　(千代田支部事務局長)
中央区大江戸まつり実行委員会	運営委員	栗山　幸夫　(中央支部事務局長)
中央区観光協会	幹事	栗山　幸夫　(中央支部事務局長)
中央区観光写真コンクール本選	審査員	栗山　幸夫　(中央支部事務局長)
中央区協働推進会議	委員	栗山　幸夫　(中央支部事務局長)
東京駅八重洲口再開発協議会	理事	栗山　幸夫　(中央支部事務局長)
中央区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定審査会	委員	栗山　幸夫　(中央支部事務局長)
中央区自殺対策協議会	委員	栗山　幸夫　(中央支部事務局長)
(公財)中央区勤労サービス公社評議員選定委員会	委員	栗山　幸夫　(中央支部事務局長)
いきいき桜川地域密着型特別養護老人ホーム等運営事業者選定委員会	委員	栗山　幸夫　(中央支部事務局長)
中央区立介護老人保健施設リハポート明石指定管理者候補事業者選定委員会	委員	栗山　幸夫　(中央支部事務局長)
中央区福祉保健部指定管理者評価委員会	委員	碓井　秀直　(中央支部事務局次長)
日本橋三丁目都有地私立認可保育所整備・運営事業者選定委員会	委員	碓井　秀直　(中央支部事務局次長)
区立堀留町保育園指定管理者候補事業者選定委員会	委員	碓井　秀直　(中央支部事務局次長)
東京国際映画祭みなと委員会	委員	荒井隆一郎　(港支部事務局長)
港区環境美化推進協議会	委員	荒井隆一郎　(港支部事務局長)
港区観光振興連携会議	委員	荒井隆一郎　(港支部事務局長)
港区観光フォトコンテスト	審査委員	荒井隆一郎　(港支部事務局長)
港区協働推進委員会	委員	荒井隆一郎　(港支部事務局長)
港区区民まつりパレード部会	委員	荒井隆一郎　(港支部事務局長)
港区３Ｒ推進行動会議	委員	荒井隆一郎　(港支部事務局長)

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名（東商での主な役職）
港区商店グランプリ	審査委員	荒井隆一郎　（港支部事務局長）
港区地域雇用問題連絡会	委員	荒井隆一郎　（港支部事務局長）
港区防衛親交会	常任理事	荒井隆一郎　（港支部事務局長）
港区マラソン実行委員会	委員	荒井隆一郎　（港支部事務局長）
港区ものづくり・商業観光フェア実行委員会	委員、会計	荒井隆一郎　（港支部事務局長）
新宿区エコ事業者連絡会	理事	中台　浩正　（新宿支部事務局長）
新宿区環境審議会	委員	中台　浩正　（新宿支部事務局長）
(公財)新宿区勤労者・仕事支援センター	評議員	中台　浩正　（新宿支部事務局長）
新宿区耐震補強推進協議会	理事	中台　浩正　（新宿支部事務局長）
新宿区リサイクル清掃審議会	委員	中台　浩正　（新宿支部事務局長）
新宿シティハーフマラソン実行委員会	委員	中台　浩正　（新宿支部事務局長）
大新宿区まつり実行委員会	財務部会長	中台　浩正　（新宿支部事務局長）
高田馬場創業支援センター利用者選考委員会	委員	中台　浩正　（新宿支部事務局長）
東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟	会計	中台　浩正　（新宿支部事務局長）
文京区男女平等参画推進会議	委員	矢口　和彦　（文京支部事務局長）
文京博覧会（ぶんぱく）実行委員会	副委員長	矢口　和彦　（文京支部事務局長）
文京区技能名匠者認定事業審査会	審査員	矢口　和彦　（文京支部事務局長）
文京区障害者地域自立支援協議会専門部会	委員	矢口　和彦　（文京支部事務局長）
文京区中小企業人材確保・企業改革支援事業委託事業者選定委員会	委員	矢口　和彦　（文京支部事務局長）
文京区若年者就労支援事業企画運営業務委託事業者選定委員会	委員	矢口　和彦　（文京支部事務局長）
中央・城北職業能力開発連絡協議会	委員	矢口　和彦　（文京支部事務局長）
台東区アトリエ化支援事業審査会	委員	中井　宏好　（台東支部事務局長）
台東区環境ＭＶＰ選考委員会	委員	中井　宏好　（台東支部事務局長）
(公財)台東区産業振興事業団	理事	中井　宏好　（台東支部事務局長）
台東区商店街空き店舗活用支援事業審査会	委員	中井　宏好　（台東支部事務局長）
台東区少年少女発明クラブ運営委員会	委員	中井　宏好　（台東支部事務局長）
台東区新市場開拓支援事業審査会	委員	中井　宏好　（台東支部事務局長）
台東区新製品新技術開発支援事業審査会	委員	中井　宏好　（台東支部事務局長）
東京都立忍岡高等学校学校運営連絡協議会	協議委員	中井　宏好　（台東支部事務局長）
台東区次世代育成支援地域協議会	委員	中井　宏好　（台東支部事務局長）
台東区産業フェア企画・運営委託プロポーザル選定委員会	委員	中井　宏好　（台東支部事務局長）
中央・城北職業能力開発連絡協議会	委員	佐塚　太一　（北支部事務局長）
北区コミュニティビジネス意見交換会	委員	佐塚　太一　（北支部事務局長）
荒川区自然科学フォーラム	事務局長	小林美樹子　（荒川支部事務局長）
日暮里繊維街活性化ファッションショー実行委員会	会計監事	小林美樹子　（荒川支部事務局長）
あらかわ観光ツーリズム連絡協議会	理事	小林美樹子　（荒川支部事務局長）
荒川区モノづくり見学・体験スポット整備支援事業認定審査会	審査委員	小林美樹子　（荒川支部事務局長）
荒川区低炭素地域づくり協議会	委員	小林美樹子　（荒川支部事務局長）
荒川区男女共同参画社会推進区民会議	委員	小林美樹子　（荒川支部事務局長）
荒川区次世代へのバトンタッチ支援事業業務委託契約の受託業者選定に伴う評価委員会	委員	小林美樹子　（荒川支部事務局長）
しながわ観光協会	理事	渋谷　貴司　（品川支部事務局長）

10. 関係団体への加入および連繋等　(7)外部団体就任状況

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名（東商での主な役職）
品川区観光振興協議会専門部会	委員	渋谷　貴司　（品川支部事務局長）
城南職業能力開発連絡協議会	委員	渋谷　貴司　（品川支部事務局長）
東京都立産業技術高等専門学校地域連携委員会	委員	渋谷　貴司　（品川支部事務局長）
大井町駅周辺帰宅困難者対策協議会	委員	渡邊　圭介　（品川支部経営指導員）
目黒駅周辺帰宅困難者対策協議会	委員	渡邊　圭介　（品川支部経営指導員）
中目黒をさらに良くする連絡会	幹事	柳本　満生　（目黒支部事務局長）
目黒駅周辺帰宅困難者対策協議会	委員	柳本　満生　（目黒支部事務局長）
目黒区技能功労者選考委員会	委員	柳本　満生　（目黒支部事務局長）
目黒区産業振興ビジョン改定懇話会	委員	柳本　満生　（目黒支部事務局長）
目黒区商工まつり運営委員会	委員	近藤　　仁　（目黒支部経営指導員）
目黒区商工まつり運営委員会	委員	山本早百合　（目黒支部経営指導員）
(一社)大田観光協会	監事	小山　康司　（大田支部事務局長）
大田区蒲蒲線整備促進区民協議会	理事	小山　康司　（大田支部事務局長）
(公財)大田区産業振興協会	理事	小山　康司　（大田支部事務局長）
㈱ジェイコム大田	取締役	小山　康司　（大田支部事務局長）
大田区地域労働関係協議会	委員	小山　康司　（大田支部事務局長）
大田ブランディング・シティプロモーション戦略検討会議	委員	小山　康司　（大田支部事務局長）
大田区ＭＩＣＥ推進会議	委員	小山　康司　（大田支部事務局長）
世田谷区障害者雇用促進協議会	事務局長	霜崎　敏一　（世田谷支部事務局長）
世田谷区障害者雇用促進協議会	常任幹事	安藤　　薫　（世田谷支部経営指導員）
世田谷区雇用問題連絡会議	構成委員	霜崎　敏一　（世田谷支部事務局長）
世田谷区民まつり企画委員会	委員	蔦　　緩子　（世田谷支部経営指導員）
世田谷区自殺対策協議会	委員	霜崎　敏一　（世田谷支部事務局長）
世田谷スイーツ&ブレッドコンテスト実行委員会	委員	霜崎　敏一　（世田谷支部事務局長）
世田谷区自立支援協議会	委員	霜崎　敏一　（世田谷支部事務局長）
世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会	委員	霜崎　敏一　（世田谷支部事務局長）
渋谷・鹿児島おはら祭大会実行委員会	監事	鳥光　周一　（渋谷支部事務局長）
渋谷区くみんの広場実行委員会	委員	鳥光　周一　（渋谷支部事務局長）
渋谷区清掃・リサイクル審議会	審議委員	鳥光　周一　（渋谷支部事務局長）
中野区国民保護協議会	委員	菊池　圭二　（中野支部事務局長）
中野まちめぐり博実行委員会	委員	菊池　圭二　（中野支部事務局長）
中野区帰宅困難者対策協議会	委員	菊池　圭二　（中野支部事務局長）
中野区地域包括ケア推進会議	委員	菊池　圭二　（中野支部事務局長）
文部科学省委託事業実施委員会	委員	菊池　圭二　（中野支部事務局長）
杉並区中学校対抗駅伝大会２０１８実行委員会	委員	馬場　建一　（杉並支部経営指導員）
第６回すぎなみ産業フェア実行会	委員	馬場　建一　（杉並支部経営指導員）
池袋駅周辺混乱防止対策協議会	委員	粟野　　浩　（豊島支部事務局長）
雇用問題連絡会議	委員	粟野　　浩　（豊島支部事務局長）
第１２回としまものづくりメッセ企画部会	委員	粟野　　浩　（豊島支部事務局長）
第１２回としまものづくりメッセ企画部会	委員	中條　智司　（豊島支部経営指導員）
第１４回新池袋モンパルナス西口まちかど回遊美術館実行委員会	委員	粟野　　浩　（豊島支部事務局長）

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名（東商での主な役職）
第１４回新池袋モンパルナス西口まちかど回遊美術館実行委員会	委員	樺澤　りか　（豊島支部経営指導員）
東アジア文化都市交流訪問実行委員会	委員	粟野　浩　（豊島支部事務局長）
東アジア文化都市交流訪問実行委員会	委員	中條　智司　（豊島支部経営指導員）
板橋区雇用問題連絡会議	委員	新保　邦彦　（板橋支部事務局長）
板橋区中小企業勤労者福利共済事業運営協議会	委員	新保　邦彦　（板橋支部事務局長）
板橋区民まつり実行委員会	委員	新保　邦彦　（板橋支部事務局長）
板橋区スマートシティ推進協議会	委員	新保　邦彦　（板橋支部事務局長）
板橋区地域自立支援協議会	部会員	新保　邦彦　（板橋支部事務局長）
板橋区立企業活性化センターオフィス利用審査会	委員	新保　邦彦　（板橋支部事務局長）
世界都市農業サミット実行委員会連携事業専門部会	部会員	蔵方康太郎　（練馬支部事務局長）
東京都立練馬工業高等学校学校運営連絡協議会	委員	蔵方康太郎　（練馬支部事務局長）
東京都立第四商業高等学校学校運営連絡協議会	委員	蔵方康太郎　（練馬支部事務局長）
練馬区障害者差別解消支援地域協議会	委員	蔵方康太郎　（練馬支部事務局長）
練馬区障害者地域自立支援協議会	委員	蔵方康太郎　（練馬支部事務局長）
江東区産学公連携連絡会	委員	田中　秀明　（江東支部事務局長）
江東区産業展実行委員会	委員	田中　秀明　（江東支部事務局長）
江東シーサイドマラソン大会実行委員会	委員・監査	田中　秀明　（江東支部事務局長）
クリエイティブスタジオ運営協議会（墨田区創業支援事業）	委員	上條　久美　（墨田支部事務局長）
墨田区協治(ｶﾞﾊﾞﾅﾝｽ)まちづくり推進基金審査会　専門部会	委員	上條　久美　（墨田支部事務局長）
「『区民の健康寿命UP大作戦！』身体活動向上ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ」検討会	委員	上條　久美　（墨田支部事務局長）
すみだものづくりフェア準備委員会	会計監査役	上條　久美　（墨田支部事務局長）
すみだ次世代経営研究協議会	委員/会計監査役	上條　久美　（墨田支部事務局長）
墨田区障害者差別解消支援地域協議会	委員	上條　久美　（墨田支部事務局長）
商店街×学生ドリームプランコンテスト	審査委員	上條　久美　（墨田支部事務局長）
墨田区がん対策推進会議たばこ対策部会	委員	上條　久美　（墨田支部事務局長）
墨田区創業誘発促進事業	支援担当者選定委員	上條　久美　（墨田支部事務局長）
墨田区新ものづくり創出拠点整備補助金事業者選定審査会	委員	上條　久美　（墨田支部事務局長）
墨田区産業振興会議	委員	上條　久美　（墨田支部事務局長）
i専門職大学教育課程連携協議会	構成員	上條　久美　（墨田支部事務局長）
城東職業能力開発連絡協議会	委員	上條　久美　（墨田支部事務局長）
すみここ発掘隊	審査員	千葉喜久雄　（墨田支部経営指導員）
足立区勤労福祉会館指定管理者評価委員会	委員	中山　甲一　（足立支部調査役）
特定非営利活動法人あだち菜うどん学会	委員	金井　文隆　（足立支部事務局長）
葛飾エフエム放送㈱	監査役	宇田川裕司　（葛飾支部事務局長）
葛飾区産学公連携推進協議会	委員	宇田川裕司　（葛飾支部事務局長）
葛飾区産業フェア実行委員会	委員	宇田川裕司　（葛飾支部事務局長）
葛飾区障害者就労支援協議会	委員	宇田川裕司　（葛飾支部事務局長）
葛飾区フードフェスタ実行委員会	委員	宇田川裕司　（葛飾支部事務局長）
ふるさと葛飾盆まつり企画委員会	委員	宇田川裕司　（葛飾支部事務局長）
かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会「事業者活動部会」	部会員	宇田川裕司　（葛飾支部事務局長）
かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会「区民啓発活動部会」	部会員	南條　俊介　（葛飾支部経営指導員）

10. 関係団体への加入および連繋等　(7)外部団体就任状況

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名（東商での主な役職）
かつしかふれあいＲＵＮフェスタ実行委員会	委　　員	宇田川裕司　（葛飾支部事務局長）
東京都若年技能者人材育成支援等事業連携会議「地域振興分科会」	委　　員	宇田川裕司　（葛飾支部事務局長）
寅さんサミット実行委員会	委　　員	宇田川裕司　（葛飾支部事務局長）
葛飾区地球温暖化対策実行計画策定委員会	委　　員	宇田川裕司　（葛飾支部事務局長）
葛飾区伝統工芸士認定候補者推薦委員会	委　　員	宇田川裕司　（葛飾支部事務局長）
えどがわ起業ビジネスプランコンテスト	審　査　員	山本　順一　（江戸川支部事務局長）
産業ときめきフェア実行委員会	委　　員	樫山　　勉　（江戸川支部経営指導員）